

広島大学二十五年史

包括校史

題字

広島大学長

飯島宗一

## 序

広島大学の設置は昭和二十四年五月三十一日であるから、昭和四十九年を以て創立二十五周年を数える。その四半世紀を記念すべく『広島大学二十五周年史』の編纂が計画され、広島大学二十五周年史編集委員会（委員長松岡久人教授）が組織されたのは昭和四十七年度初頭であった。以後広島大学二十五周年史編集室において頼祺一講師、寄田啓夫助手に専任編集員を依頼し、学内外の協力を仰いで修史の作業をすすめること五年、ここに広島大学二十五周年史全三巻（包括校史、部局史、通史）の刊行を見るに至った。

戦後学制改革による新制大学の発足にあたって広島大学の母体を形成したのは、広島高等師範学校、広島文理科大学、広島工業専門学校、広島高等学校、広島女子高等師範学校、広島師範学校、広島青年師範学校、広島市立工業専門学校各校であり、後に広島医科大学が併合された。これらの諸学校のうち広島師範学校は明治七年の創立でもっとも古く、ついで広島高等師範学校は明治三十五年、以後大正時代（広島高等工業学校、広島高等学校）、昭和初期（広島文理科大学）、戦争末期（広島女子高等師範学校、広島青年師範学校、広島市立工業専門学校、広島医学専門学校）と、包括諸学校の発足とその歴史は明治以降における日本の教育制度の変遷と発展を如実に反映する。ことに広島高等師範学校と広島文理科大学は東京高等師範学校・東京文理科大学と並んでわが国の

中等教員養成を久しく東西二分して担当した業績があり、これらをふくむ包括校史は広島大学前史として不可欠であるばかりでなく、日本教育史の観点においても注意に値いするものである。特に一卷を包括校史に充て可及的詳細に諸記録を保存する所以である。

部局史および通史は、主として広島大学成立以降の各部局ならびに全学の発展経過を誌すが、顧みて二十五年は広島大学にとって決して坦々たる道ではなかった。すなわち敗戦による荒廃、広島においてはとくに原子爆弾被災後の極めて困難な状況下に諸学校を糾合して総合大学が発発したのであって、少なくとも当初十年物心両面においてその経営は非常に難事業であったとしなければならぬ。包括諸学校の原爆被災の実情は先年広島大学原爆被災誌『生死の火』に集録し、また昭和五十年年頭には「学内通信」が創立二十五周年の記念特集を発行して森戸辰男初代学長その他の人々の回想を掲げたが、フェニックスの学章の象徴するごとく広島大学はまさに灰の中に生れ育ったのである。幸にして教官職員の努力、全国から年々集う青年のエネルギーを中軸に、国家および地域社会の支持さらには諸外国大学の友情をもめぐまれて大学は次第にその実を整え、昭和三十六年原爆放射能医学研究所、昭和三十九年教養部、さらに昭和四十年歯学部を設置を見て、昭和四十年代のはじめまでにはほぼその体制を完成するに至った。この間大学院の整備も営々としてすすめられ、昭和二十八年文学、教育学、理学各研究科、三十四年医学、三十八年工学、四十二年経済学、四十三年農学、四十七年法学、歯学、四十八年薬学の各研究科を発足せしめたのであった。

大学の成長はもとより教育・研究に内在する創造的進化的本質に根差すところであるが、高等教

育および科学的研究に対する社会的要請に応ずべき一面もあり、戦後二十五年の急速な社会状況の変化は広島大学にも作用せずにはおかなかった。ことに昭和三十年代後半からの高度経済成長、大学進学率の急増、昭和四十年代前半のいわゆる大学紛争は大学に深刻な体験を課し、大学と人類社会の運命の共有の意識は極めて切実なものとなった。漸く成年に達した広島大学は直ちに自らに自己点検、自己改革を命じ、目下その課程のなかにある。この意味において二十五年史はたんなる回顧ではなく、大学存在の根本的基盤を歴史において問い、ひそかに広島大学の明日を望もうとするものである。

昭和五十二年一月

広島大学長 飯 島 宗 一



## 凡 例

一、本書は、『広島大学二十五年史』全三巻のうちの「包括校史」一巻で、広島大学に包括された広島高等師範学校・広島文理科大学・広島工業専門学校・広島高等学校・広島女子高等師範学校・広島師範学校男子部・女子部・広島青年師範学校、および同じく併合された広島市立工業専門学校・広島医科大学の九つの学校について、それぞれ編を立て、その沿革略史と資料を収録した。

一、収録資料については、各編ごとに編年に配列し、一連番号を付し、内容にふさわしいと思われる表題を付した。  
一、収録資料の所蔵関係と典拠は、原則として表題の左下位に「」を付して記したが、本学所蔵の資料についてはこれを省いた。

なお、頻出する典拠のうち、「公文類聚」「公文雜纂」「広島市立工業専門学校規則」綴等は国立公文書館、『広島県会議事日誌』『広島県会議決録』等の県議会関係資料は広島県議会議事事務局、『広島県報』は広島県立図書館、「芸備日日新聞」「中国新聞」は呉市立図書館(沢原家寄託)の所蔵にかかるものである。ここにこれを記し、それぞれの資料にはあらためて所蔵関係を記さなかった。

一、資料の表記については、できるだけ原文の形にそうようにつとめたが読者の便宜を考えて次の諸点に留意した。

- 1、資料は、たて書きに統一し、漢字は、原則として新字体を用いた。
- 2、ふりがなは、原則として省いた。

3、段落・改行は、資料の意図をそこなわないかぎり、適宜整えた。

4、句読点は、つとめて原文のままとしたが、片かな交り文には読点を、平かな交り文には句読点を適宜付し、

また、複雑な場合は除いて統一した。

5、明らかな誤字・脱字は訂正した。判断のしにくいところは原文のままを掲げて、右傍に（ママ）（〇〇カ）を付した。

6、判読しがたい箇所は□□で示した。

7、原文を省略した場合は（〇〇略）で示した。

8、資料に関する編者の注記は「」内に示した。

一、本書の企画は、広島大学二十五年史編集委員会が行い、原稿執筆・資料編集は同編集室員、原稿調整・監修は調整小委員会が行った（それらの構成員は巻末に記す）。

一、本書を出版するに至るまでには、編集後記に記したように、多くの関係機関・関係者の協力を得た。あつく感謝の意を表する。



広島大学二十五年史 包括校史

目次

序  
凡例

第一編 広島高等師範学校史

第一章 前 史	三
第一節 中等教員養成制度の成立と発展	三
第二節 第二高等師範学校設置の経緯	八
第二章 広島高等師範学校時代	三
第一節 広島高等師範学校の創設	三
第二節 学園の整備と発展	九
第三節 教育・研究活動と生徒の動向	三
第四節 大学昇格問題	四
第三章 広島文理科大学附置校時代	五

## 第二編 広島文理科大学史

第一節	新高等師範学校の成立	五
第二節	戦時体制下の学園	三
第三節	戦後の改編と新制広島大学への包括	六
資料	.....	七
第一章 創設	.....	一三
第一節	広島文理科大学の創設	一四
第二節	文理科大学・高等師範学校の廃止問題	一五
第三節	学園の整備と学長問題	一五
第四節	学生の動向と学生生活	一五
第二章 戦時	.....	一六
第一節	戦時体制下の学園拡張	一六
第二節	学園生活の戦時体制化	一七
第三章 戦後	.....	一八
第一節	戦後の復興と諸改革	一八
第二節	新制広島大学への包括	一八

## 第三編 広島工業専門学校史

### 第一章 創設・発展期 ..... 二四一

第一節 広島高等工業学校の創設 ..... 二四一

第二節 教官陣容と生徒の動向 ..... 二四六

第三節 諸制度の整備 ..... 二五三

第四節 学園の教育と研究 ..... 二五六

第五節 学園の生活 ..... 二六一

### 第二章 戦時期 ..... 二七四

第一節 諸制度の変化 ..... 二七四

第二節 戦時体制下の学園拡張 ..... 二七七

第三節 附設工業教員養成所と第二部の開設 ..... 二八三

第四節 学園生活の戦時体制化 ..... 二八九

第五節 決戦体制下の広島工業専門学校 ..... 二九七

### 第三章 戦後期 ..... 三三三

第一節 戦後の諸変化 ..... 三三三

第二節	千田町校舎の復興	三六
第三節	新制広島大学への包括	三三

資料	.....	三七
----	-------	----

## 第四編 広島高等学校史

第一章	前 史	三六一
-----	-----	-----

第一節	高等学校と広島	三六一
-----	---------	-----

第二節	広島高等学校設置運動	三六五
-----	------------	-----

第二章	創設・発展期	三七〇
-----	--------	-----

第一節	広島高等学校の創設と生徒の動向	三七〇
-----	-----------------	-----

第二節	高等学校の生活	三六〇
-----	---------	-----

第三節	学生運動と広島事件	三九三
-----	-----------	-----

第三章	戦 時 期	四〇三
-----	-------	-----

第一節	高等学校教育の改編	四〇三
-----	-----------	-----

第二節	戦時下の学園	四〇五
-----	--------	-----

第四章	戦 後 期	四一六
-----	-------	-----

第一節	戦後の諸改革と生徒	四一六
-----	-----------	-----

第二節	新制広島大学への包括	四三
資料	.....	四三

## 第五編 広島女子高等師範学校史

第一章	創設	四三
-----	----	----

第一節	広島女子高等師範学校の設置	四三
-----	---------------	----

第二節	原爆被災	四六
-----	------	----

第二章	戦後の改編	四七
-----	-------	----

第一節	学園の復興と整備	四七
-----	----------	----

第二節	新制広島大学への包括	四七
-----	------------	----

資料	.....	四七
----	-------	----

## 第六編 広島師範学校史

第一章	県師範学校の創設・発展期	四九
-----	--------------	----

第一節	県師範学校の創設	四九
-----	----------	----

第二節	広島県広島師範学校の改編	五〇
-----	--------------	----

第三節	広島県尋常師範学校の発足と発展	五一
-----	-----------------	----

第二章 県師範学校の拡充期 ..... 五四

第一節 広島県師範学校の発足 ..... 五四

第二節 広島県三原女子師範学校の創設 ..... 五六

第三節 広島県福山師範学校の設置と廃止 ..... 五一

第四節 広島県師範学校・三原女子師範学校の拡充 ..... 五四五

第三章 官立師範学校への発展期 ..... 五四

第一節 官立広島師範学校の発足 ..... 五四

第二節 戦時下の学校 ..... 五六一

第三節 戦後の改編と新制広島大学への包括 ..... 五七〇

資料 ..... 五七四

## 第七編 広島青年師範学校史

第一章 前 史 ..... 六元

第一節 実業補習学校教員の養成 ..... 六元

第二節 広島県における農業科教員の養成 ..... 六三二

第二章 実業補習学校教員養成所時代 ..... 六三三

第一節 養成所の開設 ..... 六三三

第二節	生徒の動向と養成所生活	三九五
第三章	青年学校教員養成所時代	三九〇
第一節	養成所の改編	三九〇
第二節	養成所の独立移転	三九三
第三節	生徒の動向と養成所生活	三九五
第四章	官立青年師範学校時代	三五一
第一節	青年師範学校の成立	三五二
第二節	戦後の改編と新制広島大学への包括	三五七
資料		三六四
第八編	広島市立工業専門学校史	
第一章	創設	三六三
第一節	広島市立工業専門学校の設置	三六三
第二節	勤労働員と原爆被災	三六六
第二章	戦後の改編	三六八
第一節	学校の復興と整備	三六八
第二節	新制広島大学への併合	三七一

資	料	.....	六五
---	---	-------	----

## 第九編 広島医科大学史

第一章	前	史	.....	七〇九
-----	---	---	-------	-----

第一節	医学教育機関の概観	.....	七〇九
-----	-----------	-------	-----

第二節	広島における医学教育機関	.....	七二二
-----	--------------	-------	-----

第二章	広島県立医学専門学校時代	.....	七二五
-----	--------------	-------	-----

第一節	医学専門学校設置の要望	.....	七二五
-----	-------------	-------	-----

第二節	医学専門学校の開設と原爆被災	.....	七二八
-----	----------------	-------	-----

第三節	戦後の学制改革と医科大学昇格運動	.....	七三五
-----	------------------	-------	-----

第三章	広島県立医科大学・広島医科大学時代	.....	七三三
-----	-------------------	-------	-----

第一節	広島県立医科大学の開設	.....	七三三
-----	-------------	-------	-----

第二節	医大開学と学園生活	.....	七三九
-----	-----------	-------	-----

第三節	広島総合大学医学部設置の計画	.....	七四八
-----	----------------	-------	-----

第四節	広島医科大学(新制)の開設と広島大学への併合	.....	七五〇
-----	------------------------	-------	-----

資	料	.....	七五九
---	---	-------	-----



# 資料目次

## 第一編 広島高等師範学校

一〇一	第二高等師範学校の広島 明治三十三年)	五
一〇二	市設置に関する新聞記事	
一〇三	第二高等師範学校設立完成期短縮請願書 (明治三十三年)	六
一〇四	広島高等師範学校校規 (明治三十五年)	六
一〇五	校寄宿寮規則 (明治三十五年)	六
一〇六	広島高等師範学校規則 (明治三十六年)	六
一〇七	入学式における北條校長の告諭演説条目 (明治三十六年)	七
一〇八	校友会発会式における北條校長の演説条目 (明治三十六年)	七
一〇九	校友会則 (明治三十六年)	七
一一〇	開校式における北條校長の演説条目 (明治三十六年)	七
一一一	予科生徒募集方法 (明治三十六年)	七
一一二	第一回体操科演習大会 (明治四十年)	八
一一三	教育方針と諸施設 (明治四十五年)	八
一一四	高等師範学校昇格運動 (大正八年)	八
一一五	普通教育振興に関する宣言 (大正八年)	八
一一六	広島高等師範学校 大学昇格意見書 (大正八年)	八
一一七	広島高等師範学校 大学変更意見書 (大正九年)	八
一一八	生徒心得 (大正十年)	八

## 第二編 広島文理科大学

一一七	第二臨時教員養成所規則 (大正十一年)	二八
一一八	生徒の思想状況 (昭和六・七年)	三三
一一九	学内団体一覧 (昭和十四年度)	三三
一二〇	広島高等師範学校略年表	三四
一二一	中国帝国大学設置意見書 (大正四年)	三九
一二二	中国帝国大学設置の請願 (大正五年)	三九
一二三	広島文理科大学学則 (昭和四年)	四〇
一二四	広島文理科大学学生心得 (昭和五年)	四〇
一二五	師範教育確立運動経過 (昭和六年)	四〇
一二六	文部省学制改革案要綱 (昭和六年)	四〇
一二七	師範教育改革案に対する意見 (昭和六年)	四〇
一二八	師範教育確立運動趣意書 (昭和六年)	四〇
一二九	後任学長問題 (昭和九年)	四〇
一三〇	後任学長に関する決議文・声明書 (昭和九年)	四〇
一三一	日本国体論新設理由 (昭和十二年)	四〇
一三二	広島臨時教員養成所規則 (昭和十五年)	四〇
一三三	官立総合大学設置意見書 (昭和十七年)	四〇
一三四	理論物理学研究所設置理由 (昭和十九年)	四〇
一三五	長田学長挨拶の辞 (昭和二十一年)	四〇

二一六 広島総合大学設置の計画(昭和二十三年)…………… 三九  
 広島文理科大学略年表…………… 三四

**第三編 広島工業専門学校**

三一 広島高等工業学校規則(大正九年)…………… 三七  
 三一 入学式の校長訓示要項(大正九年)…………… 三四  
 三一 高等工業学校の学内団体(昭和十四年度)…………… 三六  
 三一 広島工科大学設置の要望意見書(昭和十五年)…………… 三九  
 三一 報国隊の訓練計画(昭和十八年度)…………… 四〇  
 三一 体錬計画(昭和十八年度)…………… 四二  
 三一 専門学校教育刷新充実要項(昭和十八年)…………… 四四  
 三一 決戦下学徒十訓(昭和十九年)…………… 四五  
 三一 学徒動員視察教官の感想(昭和十九年)…………… 四五  
 三一 工場事業場等に(昭和二十年)…………… 四七  
 三一 工業教員養成所制度の検討(昭和二十年)…………… 四八  
 三一 原爆による被害状況報告(昭和二十年)…………… 五〇  
 三一 大学転換に関する意見書(昭和二十二年)…………… 五三  
 三一 広島(中国)大学工学部設置計画案(昭和二十三年)…………… 五五  
 広島工業専門学校略年表…………… 五五

**第四編 広島高等学校**

四一 高等中学校の設立計画(明治二十年)…………… 四四  
 四一 高等学校設立地に関する新聞論調(明治三十二年)…………… 四五

四一 高等学校設置要望意見(大正八年)…………… 四六  
 四一 高等学校設置要望の概文(大正八年)…………… 四三  
 四一 広島高等学校学則(大正十三年)…………… 四三  
 四一 生徒の学資金(大正十五年、昭和十八年)…………… 四三  
 四一 軍教・査閲反対ピラ(昭和四年)…………… 四四  
 四一 校友会文化部費の増額要求ピラ(昭和七年)…………… 四五  
 四一 広高の学内団体(昭和十四年度)…………… 四七  
 四一 生徒訓育指導の内容(昭和十五年度)…………… 四七  
 四一 勤勞作業の実施状況(昭和十六、十七年)…………… 四七  
 四一 学徒出陣壮行会の記事(昭和十八年)…………… 四八  
 広島高等学校略年表…………… 四八

**第五編 広島女子高等師範学校**

五一 山中高等女学校沿革史…………… 四九  
 五一 山中高等女学校の国家寄付に至る経緯…………… 四九  
 五一 山中高等女学校の国家寄付理由(昭和十九年)…………… 五〇  
 五一 広島女子高等師範学校学則(昭和二十一年)…………… 五〇  
 五一 広島女子高等師範学校学科課程(昭和二十一年)…………… 四六  
 五一 広島女子高等師範学校学寮規則(昭和二十一年)…………… 四六  
 広島女子高等師範学校略年表…………… 四九

**第六編 広島師範学校**

六一 白鳥学校開業祝詞(明治七年)…………… 五五

六一二	広島県公立師範学校教則(明治八年)……………	五五
六一三	広島県広島師範学校教則(明治十五年)……………	五六
六一四	寄宿舎則(明治十五年)……………	五七
六一五	生徒罰則(明治十五年)……………	五八
六一六	広島県尋常師範学校教則(明治十九年)……………	五九
六一七	生徒心得および賞罰規則(明治三十一年)……………	六〇
六一八	校訓(明治三十四年)……………	六一
六一九	広島県師範学校学則(明治四十一年)……………	六二
六二〇	女子師範学校訓育の方針(明治四十三年)……………	六三
六一一	女子師範学校訓育(大正十五年)……………	六三
六一二	網領・生徒心得……………	六三
六一三	福山師範学校廃止反対の陳情書(昭和五年)……………	六五
六一四	学科課程の改正(昭和六年)……………	六五
六一五	女子師範学校の一般教育方針(昭和十年頃)……………	六六
六一六	本科第二部特別学級教育概要(昭和十四年)……………	六六
六一七	教育・訓育方針(昭和十四年)……………	六六
六一八	寄宿舎における訓練指導方針(昭和十四年)……………	六六
六一九	広島師範学校規則(昭和十八年)……………	六七
六二〇	広島教育大学設置案(昭和二十二年)……………	六七
	広島師範学校略年表……………	六三

第七編 広島青年師範学校

七一	広島県立西條農学校(大正九年)……………	六四
	農業教員講習科規程……………	六四
七二	広島県実業補習学校教員養成所学則(大正十一年)……………	六四

七一三	広島県実業補習学校教員養成所卒業者服務規則(昭和二年)……………	六六
七一四	広島県立青年学校教員養成所臨時養成講習科学則(昭和十三年)……………	六七
七一五	広島県立青年学校教員養成所学則(昭和十四年)……………	六八
七一六	生徒生活指導方針(昭和十五年)……………	六九
七一七	広島青年師範学校移転大学昇格期成同盟会の寄付募集……………	六九
七一八	広島青年師範学校規則(昭和二十三年)……………	六九
	広島青年師範学校略年表……………	六九

第八編 広島市立工業専門学校

八一	広島市立工業専門学校規則(昭和二十年)……………	六五
八二	航空機科の転科につき認可申請……………	七〇
八三	工業経営科新設の理由(昭和二十一年)……………	七一
八四	学科課程の改編(昭和二十一年)……………	七一
八五	広島大学工学部併合に関する履行事項(昭和二十四年)……………	七一
	広島市立工業専門学校略年表……………	七五

第九編 広島医科大学

九一	医学専門学校新設を要望する意見書(昭和十九年)……………	七九
九二	県立医学専門学校設置理由とその構想(昭和二十年)……………	七九
九三	広島県立医学専門学校学則(昭和二十年)……………	七九

九一四	広島県立医科大学建設に 関する意見書の提案理由	(昭和二十二年)……………	七四
九一五	広島県立医科大学学則	(昭和二十二年)……………	七五
九一六	広島医科大学学則	(昭和二十七年)……………	七三
九一七	広島医科大学国立移 管に関する歎願書	(昭和二十七年)……………	七七
九一八	広島大学医学部の広 島市移転について	(昭和三十年)……………	七六
	広島医科大学略年表……………		六〇

第一編 広島高等師範学校史

校歌 (明治四十一年制定)

作詞 藤村 作  
作曲 吉田新太

一 朝日むかへて希望をほがひ 城ともる学舎

学問の倉 友愛の泉 永久に尽きぬ糧

とほつみおやのおほみをしへぞ まかゞやく旗章

花しげき野の春をしめつゝ 大城ののどけさや

霞の奥の雲雀の声は わが幸いはふ天の歌

二 いる日おくりて栄をいのり 城と衛る学舎

進取のほこ 勤勉の楯 対ふべきものはなし

大空高き旗の戦ぎに 四方の野は靡くらん

風あらし世の秋をよそなる 大城のたふとさや

はるかにひゞく市路の音は わが風あふぐ地の歌

校歌 (大正八年制定)

作詞 下村 英  
作曲 長橋 熊次郎

一 向上進化撓みなき 大天地の化をたすけ

国民を造り 国士を造り

国家の進運を導きつゝ 民族久遠の栄をはかり

天壤無窮の宝祚を護る たふとしたふとし

我等が使命

二 高知る神庫こゝにして 無価の宝珠を探る時

国民を造り 国士を造り

国家の進運を導くべき 霊びの力は胸に高鳴り

自信の光は行手を照らす たふとしたふとし

我等が神庫

# 第一章 前 史

## 第一節 中等教員養成制度の成立と発展

近代教員養成  
制度の成立

明治五年八月三日（一八七二年九月五日）に頒布された学制は、全国を八大学区、二五六中学区、五万三

七六〇小学区に区分して、近代的学校制度の確立をめざしたものであった。従来わが国には教師を意図的に養成する学校はなかったが、学制において初めて師範学校を教員養成機関として規定したのであった。

学制実施に伴う緊急かつ重要な問題は、小学校教員の養成であった。したがって文部省では、学制頒布に先だって明治五年四月二十二日（一八七二年五月二十八日）、「小学教師教導場ヲ建立スルノ伺」を正院へ提出した。これに対して五月十三日（六月十八日）、正院より「允許」の指令があり、同月二十九日（七月四日）、文部省は旧昌平黌跡に師範学校を開設した。これがわが国における教員養成のはじまりで、後の東京高等師範学校の前身となったのである。

小学校の増設に伴い師範学校卒業生の需要ははなはだ多く、文部省は東京につづいて、明治六年八月に大阪・宮城、翌七年二月には愛知・広島・長崎および新潟の各大学区に官立師範学校を増設した。また同時に各府県においても公立の教員養成機関が設置されるようになった。すなわち、その数は明治六年にはわずか一一府県であったが、明治九年末までには全府県が師範学校・講習所・伝習所・養成所などの教員養成機関を設立するに至った。なお、「官立師範学校建設之大意」に「東京師範学校ハ全国師範学校ノ模範ト謂テ可ナリ」（『文部省第一』）と評されているように、官

立東京師範学校は各府県の公立師範学校の模範型であった。実際、国立東京師範学校の卒業生は各国立師範学校や各府県に派出され、もっぱら小学校教員養成の任に当った。これが後年師範学校の教師を養成すべき高等師範学校実現の素地をなしたともいえよう。東京を除く他の国立師範学校もこれに準ずる地位にあったが、公立師範学校の内容充実にともに、明治十年二月に愛知・広島・新潟、翌十一年二月に大阪・長崎・宮城の各国立師範学校が廃止された。これらの国立師範学校が廃止された直接の理由は、明治十年一月の地租軽減・歳出節減の詔書（太政官布告）に述べられているように、政府の財源縮小に伴う文部省経費の削減とみられるが、またそれは学制体制における教員養成制度の動搖を示したものと見えよう。

#### 東京師範学校中学 師範学科の設置

初等教育が普及するにつれて、中等教育への関心も高まり、各地に中学校が設立され始めた。こゝに中等教員を養成する機関を必要としたわけであるが、学制では「中学教員ハ年齢二十五歳以上ニシテ大学免状ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ当ルコトヲ許サス」（第四章）と規定されていた。しかし、当時まだ大

学は設置されておらず、東京開成学校と東京医学校を合併して東京大学が誕生したのは明治十年（一八七）四月のことであつた。このような状況において明治七年二月、国立愛知師範学校が中等師範学校の設置を上申した（『愛知師範学校年報』〔文部省第二二年報〕）<sup>〔所〕</sup>。そして文部省でも翌八年六月、正院に国立師範学校に中学師範学科を設置する伺を出すに至つた（『天政類典』第一編）<sup>〔所〕</sup>。

正院からの設置認可は同年八月におり、同月十三日文部省布達第一二号をもって、東京師範学校に中学師範学科が設置された。同年十二月に制定された「中学師範学科生徒心得書」〔文部省布達第三号〕によって中学師範学科の概要をみると、まず入学資格のうち人物および学力については、「生徒ハ行状正クシテ漢英両学ヲ学ヒ得且算術ヲ学ヒ得タル者」とした。また、入学年齢は「大約十八歳以上二十五歳以下タルヘシ」と定め、修業年限は学力により長短があるが仮に三年と規定した。その後明治十年七月に校則・教則の改正が行われ、中学師範学科の修業年限は、小学師範学科より一年長く三年半に改めた。さらに明治十二年二月、教則その他の諸規則の改定があり、これによって予科二年・高等



子科(二年)・本科(二年)の三科を設け、子科および高等子科においては普通学科を教授し、本科はもっぱら教授法の研修と教育実習に当たることになった。子科より本科にすすむ課程を小学師範学科、子科と高等子科を経て本科にすすむ課程を中学師範学科とした。中等教員養成を目的とした中学師範学科は、中等学校教員を大学卒業者に限定した学制の規定にそぐわないものであったが、東京師範学校において着実にその実績をあげ、明治十一年七月の第一回卒業者をはじめ、以後毎年卒業者を各府県の中学校・師範学校へ派出していった。

#### 府県における中等教員の養成

中学校教員および師範学校教員には、当初、「従来の漢学者や変則に英語を修めた者を聘用して一時の急を凌ぐ」状況であったが、その後も「官立の開成学校、外国語学校、英語学校、其他公立の専門学校、私立の慶応義塾、同人社、三叉学舎、共立学舎等」の卒業者が実際には起用されていた〔明治以降教育制の度発達史〕第一巻。東京師範学校の中学師範学科は、計画的養成機関の最初であったが、一部の県においても中等教員養成機関を設けたところがあった。

まず明治九年(二七〇)の石川県中学師範学校(啓明学校)を初めとして、明治十三年には、埼玉県中学師範学校が設立された。そのほか山口・長崎・岐阜・秋田県などの師範学校においても中学校教員養成の課程を併設していた。しかし、これら諸県における中学師範学校学科は、教育令以降の師範教育制度の改編が進むにつれて衰退し、明治十四年七月には石川県中学師範学校が石川県専門学校へ改編改称され、埼玉県中学師範学校もその翌年に小学師範学校と合併する。また小学校師範学科と併設されていた中学師範学科もしだいに廃止され、最後まで残った長崎県の中学師範速成学科も明治十七年中に廃止されるに至った。かくして府県の公立師範学校における中学師範学科は全廃され、中学校教員ならびに師範学校教員の養成には、東京師範学校が専らこれに当ることとなった。

#### 東京師範学校

##### 校の改編

中学師範学科の設置も学制体制の崩壊過程のなかで理解する必要があるが、明治十二年(二七五)九月、ついに学制が廃止され、新しく教育令が公布された。そして翌十三年十二月の教育令改正以降、教員

養成制度も全般的改革がすすめられていった。師範学校に関しては、「各府県ハ小学校教員ヲ養成センガ為メニ師範学校ヲ設クベシ」(第三卷)とし、その設置を強制するに至った。また、明治十四年八月、「師範学校教則大綱」が制定され、師範学校は「小学校教員タルニ必須ノ学科ヲ授クル所トス」(第一条)とし、師範学科を分けて、初等師範学科(小学初等科教員養成)、中等師範学科(小学中等科および初等科教員養成)、高等師範学科(小学各等科教員養成)とした。師範学校の模範型であった東京師範学校においても、この教則大綱に準じて大きく改編された。明治十六年八月の小学師範学科につづいて翌九月に中学師範学科の規則が改正された。この新規則においては、小学師範学科と中学師範学科とを明確に分離し、それぞれ独立の教育課程をおいた。修業年限は、両学科とも四年であった。小学師範学科は、教則大綱の高等師範学科に相当する小学全科の教員養成課程であった。中学師範学科は、中学校・師範学校などの教員養成課程で、初等中学師範学科と高等中学師範学科に区分されたが、後者は高等師範学校への改編に至るまで開設されることはなかった。こうして小学師範学科と中学師範学科の分立は、従来小学師範学科を主体とした東京師範学校において、ようやくその地位を中学師範学科に譲ることとなったのである。さらに、東京師範学校の改編にみられた重要な特色として、教育方針の転換があげられる。すなわち、両学科とも生徒を教導する際、「忠孝彝倫ノ道ヲ以テ本トナス」ことを明示し、教育者としての品性を陶冶することを重視したことである。この教育方針の一大転換は、その後の教育政策の変化とともに注目すべきことである。

明治十八年八月には、再度教育令が改正され、これによって東京師範学校はさらに大きく性格を転換した。すなわち、従来の教育令においては小学校教員は、官立公立師範学校の卒業証書が必要とする規定があったが、教員は、「文部卿若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノ」(第二十五条)と規定され、東京師範学校においては、小学校教員養成の法的要請はなくなったのである。それに代わって東京師範学校は、同年十月の文部省達第一一号により、生徒養成の目的と募集方法が改められ、「府県立師範学校ノ学校校長教員タルヘキ者ヲ養成」するところとなり、入学者は

「府県立師範学校ノ高等師範学科第一級生徒若クハ該等科卒業生ノ内」より選抜するとした。こうして府県立師範学校の校長・教員を養成することを目的とした東京師範学校は、高等師範学校移行を目前にして、師範学校体系のなかで独自の高い地位をしめるに至った。

#### 高等師範学

明治十九年（一八八六）四月、師範学校令が公布され、これによって東京師範学校は高等師範学校と改編改称された。ここに高等師範学校は、明治十九年十一月の小学師範学科の卒業を最後に、すべて中等学

校の教員を養成する機関となった。同年十月の文部省令第一七号をもって「高等師範学校ノ学科及其程度」が定められ、学科は男子師範学科と女子師範学科とに分け、さらに男子師範学科を分けて理化学科、博物学科および文学科とした。修業年限は男子師範学科三年、女子師範学科四年と定められた。女子師範学科は、明治七年三月に創設された東京女子師範学校を前身とし、明治十八年八月に東京師範学校に併設されたものであった。さらに女子師範学科は明治二十三年三月、高等師範学校より分離独立し女子高等師範学校となり、同二十七年十月には「女子高等師範学校規程」の制定により、学科目やその程度が定められ、本科（修業年限四年）のほかに修業年限二（三年）の選科も翌年より発足した。これは尋常師範学校女子部ならびに高等女学校の教員の需要に応ずるためであった。さらに明治二十九年七月には保母練習科、翌三十年十月には専修科を設け、女子教員養成機関にして、同時に当時の女子教育の最高学府の位置をしめた。

いっぽう高等師範学校においても明治二十七年四月、「高等師範学校規程」が制定され、学科を文科と理科に分け、研究科および選科の制度を定め、特別の必要がある場合には専修科をも置くこととなった。文科・理科の修業年限は一年延長して四年と定めた。また、高等師範学校の目的に関しては、「尋常師範学校・尋常中学校の学校長及び教員たるべき者を養成する外、新に普通教育の研究所たるべきことを明示した」（東京文理科大学・東京高等師範学校「創立六十年史」）ここに高等師範学校がわが国の普通教育の源泉であるという性格をみることができる。

明治三十年（一九〇七）十月に至り、師範学校令が廃止され、新たに師範教育令が公布された。これにより、「高等師範学校ハ師範学校尋常中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス」（第一条）と規定し、翌三十一年四月より施行されたが、施行と同時に「高等師範学校規程」も改正された。文科を分けて教育学部・国語漢文部・英語部（当分欠く）・地理歴史部とし、理科を分けて理化数学部・博物学部とした。また、明治三十三年一月にも改正がなされ、文科・理科の別を廃して、予科（二年）・本科（三年）・研究科（二年）を設け、本科は国語・漢文・外国語を主とする第一学部、地理・歴史・法制経済を主とする第二学部、数学・物理・化学を主とする第三学部、博物・農学を主とする第四学部に分け、学科ならびに教育組織を整えるに至った。女子高等師範学校においても明治三十一年一月に研究科（二年以下）が設けられ、翌三十二年二月には、文科・理科のほかに技芸科が設けられた。かくして高等師範学校は、その学科編成をしばしば改定して、近代的中等教員養成機関としての機能の充実にともな、その形を整えていったのである。

## 第二節 第二高等師範学校設置の経緯

### 第二高等師範学校新設問題

第二高等師範学校新設問題は、高等師範学校の移転増築問題と絡んで起った。高等師範学校の規模拡張ならびに第二高等師範学校新設の理由は、中等教員の需要が著しく増加したことによる。明治三十年（一九〇七）前後における日清戦争の戦後経営による学政拡張政策が帝国議會で問題とされ、中学校・高等学校などの中等教育機関の整備・増設がはかられた。さらに明治三十年の師範教育令の実施により、師範学校も各府県に一校または数校設けられ、その拡充整備がすすめられる情勢になった。そこで政府はこの情勢に対応するために、明治三十一年に高等師範学校の改築ならびに第二高等師範学校新設の計画を立て、その予算案を帝国議會に提出した。しか

し、衆議院の予算委員会でそれは削除された。当時、高等師範学校生徒はこの結果を遺憾とし、ただちに調査委員を選び、全国の普通教育界において中等教員を要求する実情調査を開始した。その調査を材料として貴族院ならびに衆議院の議員を歴訪し、高等師範学校の拡張問題について懇談するところがあった〔広島文理科大学・広島高等師範学校創立四十年史〕。かくして、高等師範学校の拡張・新設問題は、政府においても学校当局においても熱心に検討されるに至った。

### 第二高等師範学校設置の決定

明治三十二年（一九〇〇）の第一三回帝国議会においても高等師範学校増設・新設の議が提出されたが、明治三十二年度の歳入歳出総予算案において高等師範学校新増設の項は削除された。しかし、文部大臣樺山資紀をはじめ一部の議員による熱心な主張と努力により、翌三十三年の第一四回帝国議会において、ついに第二高等師範学校新設費が明治三十三年度の歳入歳出追加予算として可決された。

これより先、明治三十二年六月、広島県知事江木千之は、第二高等師範学校の広島市設置に関して文部当局と交渉し、広島市設置理由の要領を提出した〔資料一——参照〕。当局においても教育機関の配置上広島市に設置したい意向を示したので、広島県ではさっそく十一月の臨時県会で第二高等師範学校敷地二万坪（価格一坪約五円）ならびに建築費一五万円（明治三十四年度より同三十六年度まで各年五万円）の寄付を決議した。なお、第二高等師範学校の建築工事は明治三十三年度より着手することとなり、引き続き開催された十一月の通常県会において「物件寄付中金円支出年度更正」が決議され、建築費一五万円の寄付支出年度は、明治三十三年度一万円、同三十四年度・三十五年度各五万円、同三十六年度四万円で更正された〔広島県議会史〕第三卷二頁。第二高等師範学校新設費の可決により、第二高等師範学校の広島市設置が決定したのである。

### 開設時期

#### の短縮

第一四回帝国議会において可決された明治三十三年（一九〇〇）度の追加予算によると、第二高等師範学校創設費として、新営費三〇万一九一〇円、設備費二万五〇〇〇円、総計三二万六九一〇円が予算化された〔官報〕第四九九六号明治三三・三・二一。建設工事は明治三十三年度より七年計画で着手され、同三十九年度に竣工の予定であった。

表 1-1 創設当時の学校経費・資産表

創 業	建 築 費	設 備 費	臨 時 費		
	円 291,572.000	円 25,000.000	円 48,500.000		
資 金	特 別 資 金		土 地		
			円 22,225.932		
	維持資金	建 物	預 金	公 債	
		円 202,316.611	円 6,872.169	円 19,450.000	
土地建物	敷 地 坪 数		建 物 総 坪 数		
	坪 18,975.290		坪 4,040.853		

注) 『広島高等師範学校概覧』(自明治三十九年至明治四十年)による。

広島県ならびに広島市では、さっそく第二高等師範学校の用地として、広島市大字国泰寺村(現在の広島大学所在地・広島市東千田町一丁目)の土地約二万坪を買収した。引き続き敷地の埋立・地盤工事に着手し、明治三十四年八月に至ってようやく敷地が整備された。

第二高等師範学校の開校は、明治三十八年度からとなっていたが、当時中等教員の不足が深刻な問題となり、工事の早期完成が叫ばれるようになった。まず明治三十三年十二月に広島県会議長より内務大臣末松謙澄宛に「第二高等師範学校設立完成期短縮請願書」

〔資料一―二参照〕が提出され、つづいて翌年一月、広島市長も総理大臣伊藤博文宛に「高等師範学校設置年限短縮ノ義ニ付請願」を提出した(明治三十四年)。これらの

請願の趣旨は、中等教員の不足を訴えるとともに、また県民の利害に関するものとして、早急な完成を求めたものであった。また明治三十四年の第一五回帝國議會においては、中等教員養成に関する建議案が提出され、衆議院におけるその建議趣旨の説明でも、「広島高等師範学校などは非常に緩慢な設計になって居る、即ち四十一年度でなければ此の生徒を養成することが出来ぬと云ふやうなことになって居るからして、是れなどは設計をもう少し早めて即ち三十五年度或ひは三十六年度から致しますれば教員の養成する途も立ちまする」(『大日本帝國國誌』第五卷)と述べている。こうした請願や提案により、文部大臣菊池大麓も中等教員の養成

は緊急を要することとし、第二高等師範学校の開校時期を三年繰り上げ、明治三十五年度と定めたのである。

#### 創立の準備

第二高等師範学校創立に関する準備計画は、文部次官岡田良平や普通学務局長沢柳政太郎らを中心にすすめられた。明治三十四年(一九〇一)八月には、埋立・地盤工事の完了した一万八九七五・二九坪の敷地を広島県より譲り受けた。同年十月建築工事に取にかかるため、文部省建築課広島出張所をとりあえず広島市下中町の元広島師範学校跡に設置した。建築工事の着工は、翌十一月より開始し、翌三十五年七月には、寄宿舎四棟ほか若干の附属の建物が落成したが、校舎・講堂、その他附属施設などすべての建物は、明治三十九年度をもって竣工することとした。なお、第二高等師範学校の創設に要した経費等については、表一―一に示すとおりである。

## 第二章 広島高等師範学校時代

### 第一節 広島高等師範学校の創設

官制の公布 明治三十五年(一九〇三)三月二十七日、勅令第九八号文部省直轄諸学校官制中改正の件が裁可され、翌二  
と開校準備 十八日に公布された。この勅令によって第二高等師範学校は、広島高等師範学校の名称をもって同年

四月一日に設置された。同官制中に広島高等師範学校の設置をみると同時に、同日勅令第九九号をもって文部省直轄  
諸学校職員定員令が公布された。広島高等師範学校の教職員定員は、開校までに必要な陣容として校長一名、教授  
八名、舎監一名、助教二名、書記五名と定められ、まず校長の詮衡が文部省においてすすめられた。校長候補者と  
して文部省視学官野尻精一の声もあったが、彼の校長就任は実現をみず、文部省普通学務局長沢柳政太郎が、同年四  
月四日に広島高等師範学校長事務取扱を命ぜられた。さっそく開校準備に着手するために広島高等師範学校事務所が  
設置されたが、広島市大字国泰寺村の建築工事はいまだ完成をみず、当分文部省内に置かれることとなった。(文部省告示  
第八七号)  
明治三三・五・八。翌五月十二日には、広島高等師範学校長も決定し、沢柳政太郎に代わって、第四高等学校長兼教授北條時敬(ときよき)  
が初代校長に任命された。

北條時敬は着任以来、文部省修文館内の一室において開学事務ならびに教職員の人選に当った。広島高等師範学校  
が東京高等師範学校と拮抗するためには、有能な学識者・教育者を選択する必要があった。しかし、広島市は中国地



方の枢要地であるとはいっても、東京と比べて地理的・文化的面から不利な状況にあった。このような状況において北條時敏は、明治二十七年山口高等学校赴任以来、第四高等学校時代にわたるその経歴のなかで知り得た有能な人物を探索し、かつ各方面にも依頼するところがあり、その結果、同年七月二日まず最初に教授杉森此馬（第四高等学校教授兼舎監）、教授兼舎監深田藤治（長野県立長野中学校長）、教授赤木万次郎（富山県師範学校長）、教授西晋一郎、助教堀維孝の任命をみた。そして九月の開校までには教授八名、助教三名、書記、その他の職員が着任した。

文部省内ですすめられていた開校事務は、七月には寄宿舎四棟が落成したので、翌八月十一日より広島高等師範学校内に移転して行われた（文部省告示第三四号）。移転当時の模様については、当時教授として赴任してきたばかりであった堀卓次郎の回顧談に次のように述べられている。「僕は我が校創立の年即ち明治三十五年の八月十五日に着任し、翌十六日より出勤して爾来今日に至つたのであるが、創立当時を回顧すると転た今昔の感に堪へないものがある。僕は前記八月十六日の午前九時頃市内の町の旅館を出て、東寺町を経て今の富士見橋付近まで来た。畑を隔て、向ふに御粗末らしい建物が二つ計り並んで居るのが見えた。路傍の人に聞くと、あれが高等師範学校だと曰ふ。細い畑道を通つて建物の入口まで辿つた。外面より建物を一瞥した時、僕は我が高等師範学校の見窄らしさに一驚を喫した。門らしき門もなければ外囲もない。一段高く築上げたる地面の上に、節だらけの木で建てた建物が二棟計り並んで居るのみである。建物の内部に入り各室の配置を見ると、校長室・事務室・教室・寄宿寮各室等が、雑然として階上階下に隣り合つて居る。聞けば建物は本来全部寄宿寮であつて、一部分を寄宿寮以外の室に仮用して居たのである」（創立四十年史）と。当時の校地はただ地盛だけした砂漠のような土地で、もちろん庭木一本もなく、四棟の寄宿舎の一部分を仮利用して校長室・事務室・教官室・教室などを設けた雑然とした状態であつた。なお、入学試験の成績判定や購入書籍の取調べ、制服・徽章の取決め、その他の諸要務はすでに文部省内において完了しており、移転後もさらに夏期休暇を返上して九月開校にともなう授業開始の準備がすすめられた。



〔帽章〕

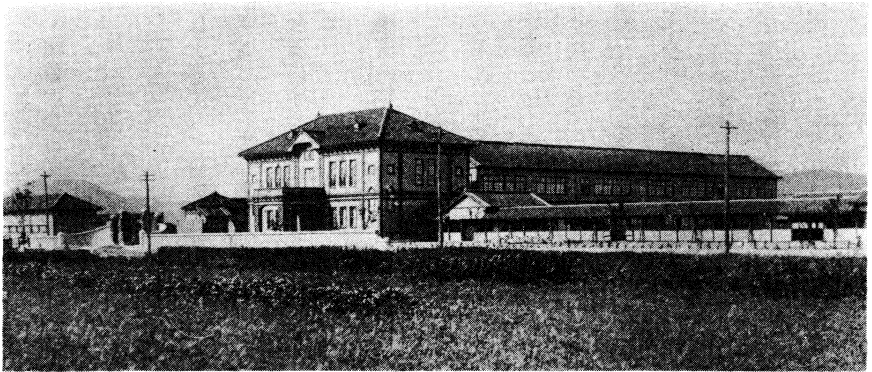
第一回生徒の入学 第一回予科生徒募集方法は、入学試験によって選抜することとし、明  
と生徒募集方法 治三十五年(一〇三)五月十二日の官報にその生徒募集を發表した。入学

者資格は、「高等師範学校生徒募集規則」文部省令第一〇号(一) 明治三〇・七・二二にもとづいて師範学校卒業生、

官公立中学校卒業生、徴兵令第一三条により中学校の学科程度以上と認められた私立中学  
校卒業生ならびにこれらの卒業生と同等以上の学力のある者とされた。志願者は地方長官

による薦挙生と非薦挙生に分けられ、試験科目は国語(作文を含む)・漢文・英語・歴史・地理・数学・物理・化学・動物・  
植物ならびに試問であった。試験は七月八日より十二日まで五日間、それぞれ願書提出先の府県庁で実施された。

広島高等師範学校事務所では、各府県庁において実施された試験答案を回収し、三七五名の志願者のうち一〇八名  
を入学試験合格者とした。これらの入学試験合格者に対して、九月八日と九日の二日間にわたって身体検査と口頭試  
問を執行した。十日にはその合格者九四名の入学許可を發表し、翌十一日に第一回予科生徒の入学ならびに宣誓式が  
举行され、寄宿舎に全員入舎して翌日より授業を開始した。なお、交通事情ならびに病气などによる延着者に対して  
も順次身体検査・口頭試問を実施し、結局第一回予科生徒として一〇二名の入学を許可した。第一回予科生徒は入学  
試験によって選抜されたが、第二回以降は地方長官薦挙制を採用した。この薦挙方法は、すでに「高等師範学校生徒  
募集規則」によって規定されていたが、この規則に準拠して明治三十六年十一月十三日、「広島高等師範学校予科生  
徒募集方法」を新たに制定した〔資料一―九参照〕。すなわち「予科生徒ハ師範学校又ハ官公立中学校又ハ文部大臣ニ於  
テ徴兵令第十三条ニ依リ中学校ノ学科程度以上ト認メタル私立中学校校優等ノ卒業者ニシテ年齢二十五年以下ノ者ヨリ  
地方長官之ヲ薦挙シ其中ニ就キ学校長之ヲ選抜スルモノトス」(第一条と規定した。薦挙の手続については、広島高  
等師範学校より各府県に対してあらかじめ薦挙人員を配当し、大府県三〜四名、それ以外の県一〜二名の割合とし  
た。府県において選抜された薦挙生に対して、広島高等師範学校では体格検査ならびに口頭試問を行い、可否を決定



開校当時の広島高等師範学校（『母校二十五周年記念写真帳』より）

した。広島高等師範学校予科入学の競争率は、第一回を除いて数字の上では相当低いものであったが、それは薦挙制度によるためであった。なお予科制度は大正四年（一九一五）度より廃止され、また、薦挙方法による入学選抜は大正十年六月に至って廃止され、それ以後は普通の学力試験による選抜方法に改められた。

**開校当時の機構  
と開校式の挙行**

開校当時の事務機構は、庶務課・教務課・寮務課・図書課の四課で、各課に課長一名、事務員、参与若干名が置かれた。また、生徒の管理上、主幹制度が設けられ、当初は予科生徒を四組に編成し、教授訓練の徹底をはかった。生徒は全員寄宿舎に入寮し、一室の人員を八名とし、各室では室長を互選し、さらに東西二寮には部長各一名が校長によって任命された。寄宿舎は自治制をしき、毎学期舎監列席のうえ室長会議を開き、舎内生活、校外生活などについて協議し、規律の遵守や体面の保持に努めた。

ところで広島高等師範学校は、開校以来すべて東京高等師範学校の校則・諸規則を準用して運営されていた。したがって一日も早い広島高等師範学校独自の規則制定が要望され、課長会（校務の施設遂行に関する重要事項の諮問機関）においては連日のように会議がもたれ、学則・諸規則の制定の協議が行われた。また、主幹会（課長と主幹によって組織、生徒の教授訓練に関する事項の諮問機関）や教授会（校務および生徒の教育に関する重要事項の諮問機

関などの会議もしばしば開かれ、円滑な学校運営をはかった。かくして明治三十五年（一九〇三）十二月には、寄宿寮規則・図書館規則・事務規程および職員服制が制定された。ところで翌三十六年一月九日、「高等師範学校規程」が改正された。改正の要項は、(1)予科の学科目に新たに図画を加える、(2)本科の四つの学部を廃して、国語漢文部・英語部・地理歴史部・数物化学部・博物学部の五部分けける、(3)研究科の学科目は本科各部に置くところの学科目につき、科目を選定して研究させ、修業年限を一年ないし二年とする、ことであつた。広島高等師範学校では、この改正規程に準拠して「広島高等師範学校規則」を立案し、同年一月十五日文部省に許可申請をし、同年三月四日をもって認可されるに至つた。学校規則の創定とともに、その後も各種の諸規則・規程が順次制定され、その体裁が整えられていた。

機構の整備ならびに校則・諸規則の制定に奔走した広島高等師範学校において、ようやく開校式が舉行されたのは、開設の翌年、明治三十六年十月十七日のことであつた。文部大臣代理沢柳政太郎、前文部大臣菊池大麓その他多数の来賓を迎え、講堂において盛大な開校式が舉行され、北條校長はこの開校式の式辭で、広島高等師範学校の創設の精神とその意義を以下のごとく述べている。

すなわち、「本校ノ目的ハ師範学校中学校高等女学校ノ教師タルベキ者ヲ養成スルニ在リ、全国ノ師範学校中学校高等女学校(男教員)ノ教員ノ総數ハ、概ネ五千六百人、教員一人平均十年勤続スルモノトセバ、年ニ五百六十人ノ補充ヲ要シ、二十年勤続スルモノトセバ、年ニ二百八十人ノ補充ヲ要ス、然ルニ近時東京高等師範学校ニ於テ凡ソ百人ノ卒業者ヲ出ス、願フニ是等ノ卒業者ノ數ハ、中等教員需要ノ半數ヲモ充タス能ハザルベシ、其ノ不足スル數ハ帝國大学等其ノ他ノ官立学校卒業者及ビ檢定試験ニ合格シタル者及ビ無資格ノ履歴ノモノヲ以テ埋合ハサルナリ、中等教員ノ職ハ一ノ技術ナリ、此ノ技術ニ熟練ナルト未熟ナルトハ、他ノ技術上ト同ジク偉大ノ差違ヲ生ズルガ故ニ、此ノ技術ニ熟練セシムルコトハ教師ニ欠クベカラザル条件ナリ、中等教員タル者ハ教師タルベキ徳性ヲ具ヘ、学力即チ

教授スル学科ニ付相当ノ知識ヲ有スル外ニ、教授上必要ナル材能ヲ有セザル可ラズ、此ノ三者ヲ具セズンテ教職ニ従事スルトキハ、甚ダシキハ学校ニ紛擾ヲ起シ、縦令紛擾ヲ起スニ至ラザルモ、教育上多少ノ欠陥ヲ生ジ、表面ハ教育ヲ受クルガ如キモ其ノ内実ハ効果相当セザルモノアルベキハ、觀易キノ道理ナリ、中等教育上教員ノ供給状態頗ル危険ニ堪ヘザル折柄、本校ノ設立ヲ見タル偶然ニアラザルヲ信ズ」〔『創立四十年史』〕〔資料一―八参照〕と。なお、この日をもつて広島高等師範学校の開校記念日と定めた。

#### 校則と学

高等師範学校は、師範教育令によつて「師範学校尋常中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル科編成 所トス」(第一条)と規定され、これによつて明治三十六年(一九〇三)三月に創定された「広島高等師範学校規

則」〔資料一―四参照〕では、「本校ハ師範学校中学校高等女学校ノ教師タルベキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トス」と明示している。生徒定員はおよそ五〇〇名、学科は予科・本科・研究科に分け、予科の修業年限は一年、本科は三年、研究科は一年ないし二年とした。

予科は普通学科の基礎学力を養成し、かつ師範学校出身者と中学校出身者との学力不均衡を調整する目的をもつて置かれたもので、その学科目として倫理・国語・漢文・英語・数学・論理・図画・音楽・体操を課した。

本科は 国語漢文部・英語部・地理歴史部・数物化学部(数学物理学を主とするもの・物理学化学を主とするもの)・博物学部の五部に分けた。各学部の学科目として、国語漢文部は倫理・心理学及教育学・国語・漢文・英語・歴史・哲学・言語学・体操、英語部は倫理・心理学及教育学・英語・国語及漢文・歴史・哲学・言語学・体操、地理歴史部は倫理・心理学及教育学・地理・歴史・法制経済・国語及漢文・英語・体操、数物化学部は倫理・心理学及教育学・数学・物理学・化学・天文気象・英語・図画及手工・体操、博物学部は倫理・心理学及教育学・植物学・動物学・生理学及衛生・鉱物学及地質学・農学・英語・図画・体操を課した。また各学部とも随意科目として独逸語(英語部に限り独逸語または仏蘭西語)・音楽が加えられた。本科各学部に通ずる学科目は、倫理・心理学及教育学ならびに英語で

あるが、倫理・心理学及教育学は教師として必要な知識を授け、その性格を養うことを目的としたものである。英語を一般に重く課したのは、諸外国の教育を研究する力を養うために課したものであるが、卒業後においても中等教育に従事して海外の教育事情にも通じ、かつそれにより国際的な教育事項の研究を期待したためであった。なお、学科課程については、「広島高等師範学校規則」を参照されたい。

#### 創立精神と その特色

初代校長北條時敬は、第一回入学宣誓式以来、入学する生徒に対して広島高等師範学校の生徒として一校規を遵守すべき事、第二師長を尊敬すべき事、第三身体を健全にし学業を励むべき事、第四品行を修め廉恥を重んずべき事、第五学友相信し親睦切磋商すべき事の五項を示した。なお、この生徒心得五か条とともに、在学中は学内・学外を問わず絶対に禁酒すべきことを厳しく誡めた。また、第一回入学式の際には、生徒心得五か条ならびに禁酒の訓示とともに、「本校在学中能ク生徒タルノ本分ヲ尽シ他日成業ノ後ハ能ク良教師ト為ルベキ素養ヲ成スヲ勉ムベキ事」を希望し、しかも「能ク此ノ如クナルヲ得バ学校ニ在リテハ能ク生徒タル本分ヲ全フシ、成業ノ後国家教育ニ従事スル時ニ当リ、能ク其ノ責任ヲ全フスルコトヲ得ル所以ノ道ナリ」(『創立四十年史』)と述べ、その教育的信念を明らかにした。中等教員としての「良教師の養成」、これが広島高等師範学校の教育目的であった。

この目的により広島高等師範学校には、独特の教育方針がみられる。すなわち、生徒心得五か条はその要綱を示したものであるが、具体的には所定の教育課程、寄宿舎における生活訓練および校友会の諸種の活動にその特色がみられる。良教師養成の根本的精神として、北條校長は師範教育の生命とすべき師道の確立を重視し、さらにその教育の実効的効果を期するために師弟関係として「俱学俱進」の必要を説いたのである。当時倫理学や教育学などの共通学科は合併講義によったが、各部専門学科においては一〇名ないし二〇名単位で専任教官から講義を受け、演習・実験・旅行などを共にし、あるいは教官の私宅を訪問するなどして懇切な指導訓練を受けたのである。

また、生徒の性格陶冶、品位の向上をはかるために、北條校長は鍛練主義をその教育陶冶の根本原理として採用した。まず生徒心得五か条や禁令は、生徒の性格を鍛練陶冶するためのものであり、そのほかこの鍛練主義の具現化したものをあげると、生徒の武道として無刀流剣術を課したこと、独特の兵式教練を創始し、軍隊と同様の厳格な訓練を生徒に課したこと、寄宿舎における厳肅な規律、欠席欠課の排撃、補欠授業の強行ならびに休業期の課題の重視などであった。北條時敏によって樹立されたこの創立精神は、ながく北條精神として広島高等師範学校の教育に受け継がれた〔資料一—一・一六参照〕。

## 第二節 学園の整備と発展

**附属学校の開設** 中等教員養成の目的をもって創設された広島高等師範学校は、その目的に従って附属中学校ならびに附属小学校を設置することになった。明治三十八年(一九〇五)度には、第一回入学生が本科第三学年となり、

教生の実地授業練習指導の時期となった。そのため、明治三十八年四月、附属中学校・小学校を開設することとなり、同月十七日、附属学校の開校式ならびに入学式を挙行し、翌日より授業を開始した。創立当時の「附属学校仮規則」によると、「附属学校ハ普通教育ノ方法ヲ研究シ兼テ本校生徒ヲシテ実地授業ヲ練習セシムル所トス」(第一条と規定された。附属小学校は三部に分けられた。第一部は中学に連続する学級編成の高等小学科(二年)と尋常小学科(四年)とを併置するもので、定員二四〇名であった。第二部は各種学級編成の高等小学科(四年)と尋常小学科(四年)とを併置するもので、定員二〇〇名、第三部は単級および二部編成の尋常小学科(四年)を置くもので、定員一五〇名であった。第一部は中学校予備教育を目的とし、第二部・第三部の教育の特質は、普通教育の研究にあった。附属中学校は生徒定員三五〇名、一〇学級編成とし、附属小学校からの入学者を第一部、一般募集による者を第二部として収容



(『広島高等師範学校概覧』より)

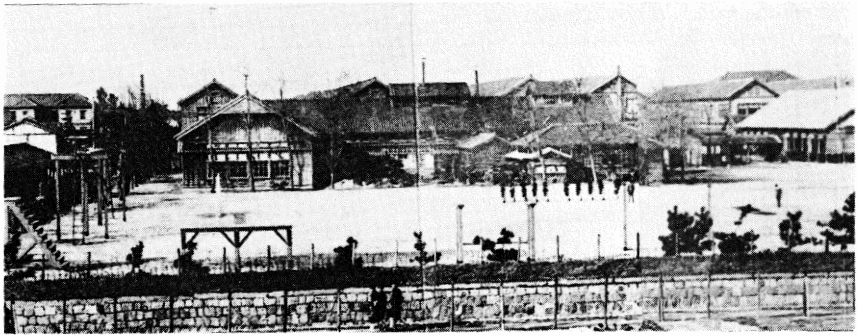
する二部編成を採用した。

附属学校の教育体制がようやく整い、同年九月二十五日より本科第三学年の教生は、第一回実地授業練習を開始し、一週二日宛、翌年二月まで実施することとなった。附属中学校・小学校の教室は、当初、内務省より譲り受けた元土木監督署(のちの教育博物館)を仮利用してあてられていたが、明治三十九年三月には、附属中学校の新校舎が竣工した。まず附属小学校がこの新校舎を一時仮利用した。同年十二月には附属小学校の校舎も竣工したので、翌四十年一月より附属中学校・小学校はそれぞれに移転した。

#### 校舎・校 園の完成

広島高等師範学校の建築工事年限は、明治三十三年度より同三十九年度に至る七年間であったが、明治三十七(二九〇四)年の日露戦争の勃発により工事に若干の遅延をみた。開設時には寄宿舎四棟とその他附属の建物しかなかったが、その後教室・事務室も竣工し、明治三十九年中には、すでに述べたとおり附属中学校・小学校の新校舎の竣工をみた。そのほか明治三十九年八月には寄宿舎一棟が新たに竣工し、翌四十年一月屋内体操場、同年三月音楽室および寄宿舎読書室、同年九月図書閲覧室の増築、同四十三年十一月物理教室および化学教室の増築、大正元年(二九三〇)十月手工教室の増築などがあり、大正元年をもって全工事がいちおう完成した。完成時の広島高等師範学校の建物状況をみると、図一―一のとおりであるが、敷地総面積一万八九二四坪、建物総面積四三四〇・六〇二坪であった。





広島高等師範学校背面全景

なお、右建築物のなかで図書閲覧室の増築は広島県の寄付によるものであるが、広島高等師範学校図書館は、すでに明治三十五年八月寄宿舎内に仮図書館を開設、翌三十六年一月より閲覧を開始していた。図書館新設においては図書館を一般公開する方針により当初の設計を変更し、明治三十九年一月にその新築をみたが、さらに閲覧室の増築費ならびに若干の図書の寄付を広島県より受けることとなり、同四十一年四月より図書館を一般市民にも公開した。

また校園の整備もすめられ、教職員のうちから校園委員を設けて樹木の栽植や庭園の整備・保存をはかった。広島高等師範学校の校地は埋め立てによる砂地であったため、校園の美化、草木の栽植には相当の苦労があった。開設当時にはアカシアの木が植えられていたが、明治四十年前後には玄関前に大ソテツ、図書館前に銀杏の並木、通用門通路には松並木、その他建物間に各種植込がなされ、校園の整備もほとんど完成した。

#### 教職員の陣容

広島高等師範学校時代の教職員定員の推移を示すと表一―二のとおりである。教職員定員は文部省直轄諸学校職員定員令によって規定された。創設時の明治三十五年には、校長一名、教授八名、舎監一名、助教授二名、書記五名、合計一七名の定員にすぎなかったが、明治三十八には全学年の生徒が揃い、さらに附属中学校・小学校も開設され、教職員陣容が整った。以後学科目の増設、生徒定員ならびに学級増あるいは行政整理により増減があるが、しだいに教職員定員は増加した。なお、定員外の教職員も相当多数

図 1-1 広島高等師範学校建物配置図

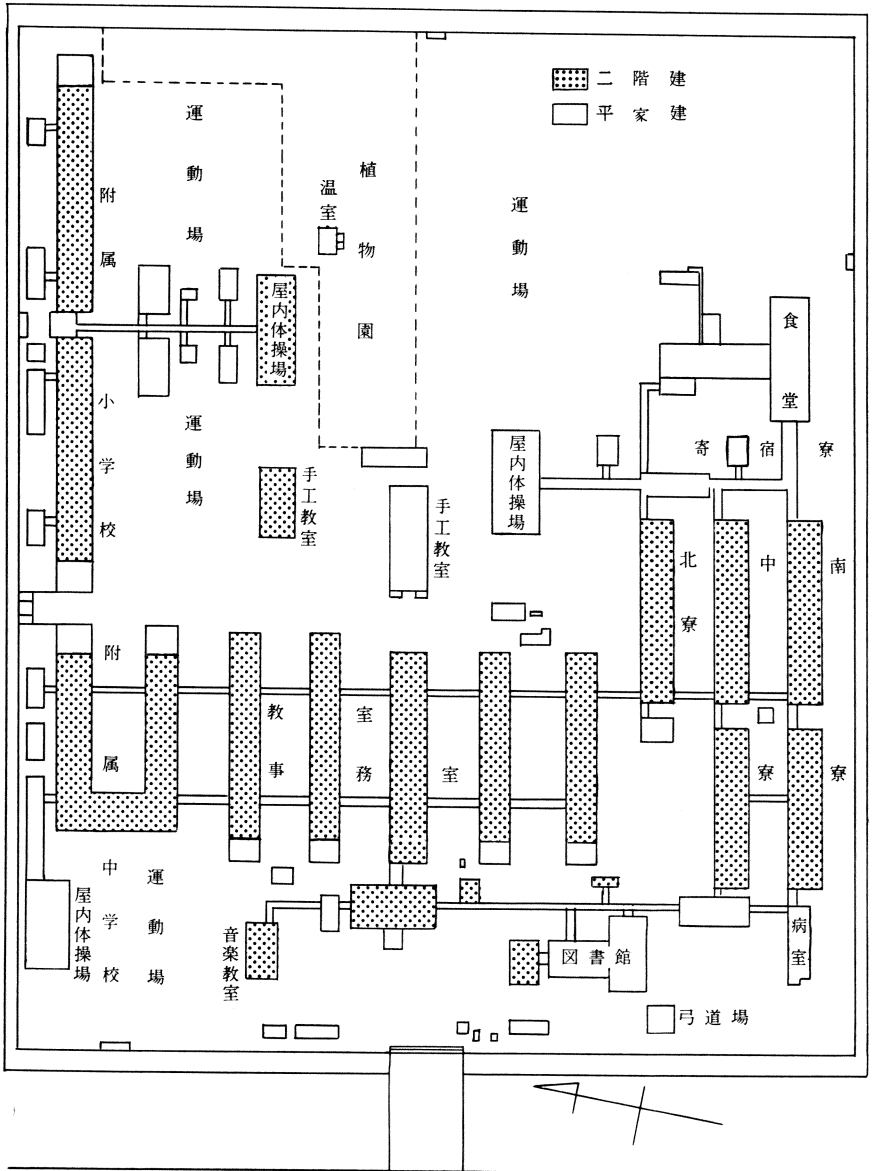


表1-2 広島高等師範学校教職員定員(1)

年 度 (公布月日)	校長	教授	生徒 主事	教諭	助 教	助 教	訓 導	助 手	書 記	生 徒 主事	補	備 考
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
明治35年 (3.28)	1	8	舎監 1	—	2	—	—	—	5	—		勅令第 99号
明治36年 (3.31)	1	17	舎監 1	—	3	—	—	2	6	—		勅令第 69号
明治36年 (12.5)	1	17	生徒 監	—	3	—	—	2	6	—		勅令第231号
明治37年 (5.11)	1	27	—	—	5	—	—	2	6	—		勅令第142号
明治38年 (3.29)	1	39	—	4	6	1	3	2	6	—	附属学校開設	勅令第 97号
明治39年 (3.30)	1	39	—	6	6	2	8	2	8	—		勅令第 46号
明治40年 (6.28)	1	40	—	6	6	5	13	2	8	—		勅令第247号
明治41年 (3.31)	1	40	—	8	6	6	16	2	8	—		勅令第 69号
明治42年 (4.7)	1	40	—	11	6	7	18	2	8	—		勅令第 88号
明治43年 (3.28)	1	39	—	9	6	7	19	2	8	—	行政整理、附小	小学級増加 勅令第 67号
明治44年 (4.1)	1	39	—	9	6	7	19	2	8	—		勅令第 73号
明治45年 (5.30)	1	39	—	11	6	8	19	2	8	—	附中手工科加設	勅令第130号
大正2年 (6.13)	1	38	—	11	6	8	19	2	8	—		勅令第183号
大正3年	1	38	—	11	6	8	19	2	7	—		
大正4年 (12.28)	1	37	—	11	6	8	19	2	7	—		勅令第236号
大正5年	1	37	—	11	6	8	19	2	7	—		
大正6年	1	37	—	11	6	8	19	2	7	—		
大正7年 (7.19)	1	39	—	11	6	8	19	2	7	—	德育専攻科設置	勅令第286号
大正8年 (12.6)	1	42	—	12	6	8	19	2	7	—		勅令第487号
大正9年 (1.19)	1	45	—	12	7	8	19	2	7	—	生徒定員増加	勅令第 16号
大正10年 (4.27)	1	47	—	12	8	8	19	2	7	—		勅令第170号
大正11年 (5.1)	1	49	—	12	9	8	19	2	8	—		勅令第242号
大正12年 (6.11)	1	51	—	12	9	8	19	2	8	—		勅令第301号
大正13年	1	51	—	12	9	8	19	2	8	—		
大正14年 (4.1)	1	51	—	12	8	8	19	2	8	—		勅令第 81号
大正15年	1	51	—	12	8	8	19	2	8	—		
昭和2年	1	51	—	12	8	8	19	2	8	—		
昭和3年 (9.15)	1	51	—	12	8	8	20	2	8	—		勅令第233号
昭和3年 (10.30)	1	51	1	12	8	8	20	2	8	1	附小実業科加設	勅令第257号

雇い入れられた。たとえば明治四十年度的場合、定員八一名中、定員内教職員数は、校長一名、教授四一名、教諭六名、助教五名、助教諭五名、訓導一一名、書記七名、助手一名、合計七七名であったが、定員外の教職員として傭外国人教師二名、講師三名、嘱託二〇名、学校医一名、雇八名、合計三四名が雇い入れられている〔自明治四十年至明治四十二年〕。また、高等師範学校と附属学校は緊密な関係にあり、教官の相互兼任も相当なされていた。

**高等師範学校の存廃問題** 大正二年(一九一三)の三月頃より行政整理と関連して、高等師範学校の存廃問題が、東京毎日・読売・中国などの各種新聞で論じられた。当時、東京と広島の両高等師範学校は、教育の総本山として東

西を二分する形で両立しており、また女子教育界も明治四十一年(一九〇八)の奈良女子高等師範学校の創設により、東京とともに両立していた。これら高等師範学校の廃止論・存置論について述べると、まず廃止論の趣旨は、私立大学や帝国大学などより優秀な教員を得られる時代となった当時の時勢においては、国費多端のおり、中等教員の特別の養成機関を必要としないとし、かつ、高等師範学校卒業生の学力不足などを指摘したものであった。これに対して存置論は、高等師範学校は国民教育の本源をなすものであり、中等教員の資格を備えさせるためには教授・管理・訓練の方法を研究する特設の教育機関を必要とするというものであった。

このような状況において広島高等師範学校では同年三月、まず尚志同窓会(明治四十一年結成)が立ち上り、幹事および会員有志によってこの問題を審議し、東京高等師範学校の茗溪会と連絡、折衝しながら廃止反対運動を開始した。高等師範学校存置理由書を作成して、会員や関係方面へ配布し世論の喚起をうながすとともに、また、師範教育制度の調査、高等師範学校存立の事由調査、高等師範学校存置問題に関する言論意見の研究、高等師範学校改良案の調査研究を行った。ところで高等師範学校存置問題による世論騒然としたなかで、突然校長が交替となった。創設以来広島高等師範学校の創業経営にたずさわり、独自の教育精神でもってその基礎を確立してきた北條時敬が、五月九日東北帝国大学総長に転任した。代わって五月十五日、文部省視学官兼東京帝国大学教授幣原坦が第二代校長として任命

された。幣原校長はその就任に際して、師範教育の重要性を強調し、高等師範学校存立の意義を主張し、世論に対して確乎とした信念を表明した。文部省においても同年六月に教育調査会を設け、この問題について慎重な審議が行われ、この廃止反対運動もいちおう事態の成り行きを静観することとなった。三か月にわたる運動は、高等師範学校の教育刷新への契機の役割を果たすこととなって終息した。すなわち大正四年より文理二分科制へ改編され、さらに特科の設置、同七年の専攻科の設置をみるに至り、その内容も充実することとなったのである。

#### 文理二分科制と

#### 学科課程の改編

大正四年（一九一五）二月、「高等師範学校規程」中改正（文部省令第四号）により、広島高等師範学校ではこの改正規程に準拠して校則改正案を作成し、同年二月二十七日に校則改正の申請が文部省より許可され、四月一日より実施された。この改正によって、従来の予科・本科の制度を廃止し、文科・理科の二学科に改められた。さらに文科・理科をそれぞれ三部に分け、各部に主要学科目を定めた。文理各部の学科目を示すと次のとおりである。

文科第一部（国語・漢文を主要科目）―修身、教育学、国語、漢文、論理学、生物学、心理学、哲学、英語、歴史、言語学、法制経済、体操

文科第二部（英語を主要科目）―修身、教育学、英語、論理学、生物学、心理学、哲学、国語及漢文、歴史、言語学、法制経済、体操

文科第三部（歴史・法制経済を主要科目）―修身、教育学、歴史、法制経済、地理学、論理学、生物学、心理学、哲学、国語及漢文、英語、体操

理科第一部（数学・物理学を主要科目）―修身、教育学、数学、物理学、論理学、生物学、心理学、天文気象、化学、国語、英語、図画及手工、体操

理科第二部（物理学・化学を主要科目）―修身、教育学、物理学、化学、論理学、心理学、数学、天文気象、生物学

及鉱物学、国語、英語、図画及手工、体操

理科第三部(地理学・博物学を主要科目)―修身、教育学、地理学、地質学及鉱物学、動物学及生理学、植物学、論理学、心理学、測量、天文気象、化学、国語、英語、図画、体操

なお生徒の志望により文科においては独語・仏語・習字・図画・音楽・武道、理科においては法制経済・農学・独語・音楽・武道のうち二科目以内を修めることとした。

必修科目として修身・教育学・論理学・心理学・体操の諸学科を文科・理科に同程度、同一の課程を課したことは、従来の学科課程と異なるところはなく、また、文科第一部は従前の国語漢文部、文科第二部は英語部、理科第一部は数物化学部中の数学・物理を主とするもの、理科第二部は数物化学部中の物理・化学を主とするものに相当した。

従来のものとややその趣を異にするものは、文科第三部が地理歴史部より歴史・法制経済を主要科目とした(大正九年七月、甲・乙に分け、甲は歴史・法制経済、乙は歴史・地理学を主要科目とした部となり、理科第三部においては従前の博物学部の課程を自然地理と関連させ、地理学・天文気象などの科目を加えたことである)。

修業年限は、従来予科一年、本科三年であったが、予科・本科の廃止により新しい文科・理科の修業年限は四年とした。予科制度を廃止したのは、当時において師範学校・中学校などの内容が著しく改善されたことによるものであり、なお、予科の廃止を補うため本科において基礎学科目が配慮された。心理学の基礎として生物学を文科・理科の共通必修科目としたのはこのためである。さらに哲学を文科の必修科目とし、法制経済を文科の必修科目、理科の加設科目とした。その他文科・理科に加設科目を設定し、生徒の志望によりこれを選択履修することとした。また、文科・理科の各部にそれぞれ精究科目を設け、生徒各自がその主要学科目および教育学の中から一科目を選んで精究するものとし、教育学を精究するものは修身を併修させることとし、理科の場合にはさらに加設科目である法制経済も併修させることとした。この精究科目制の採用は、より高度の知的専門性を育成するとともに、自発的研究題目の選

表1-3 教育科の入学志願者・入学者・卒業者数

年 度	入 学 志 願 者	入 学 者	卒 業 者
大正 4 年	88 <1>	24 <1>	—
大正 5 年	117	22	22
大正 6 年	131 <1>	27 <1>	19
大正 7 年	206 <4>	33 <4>	27 <1>
大正 8 年	129 <2>	29 <2>	27 <4>
大正 9 年	141 <4>	22 <4>	26
大正10年	157 <4>	27 <4>	21 <5>
大正11年	159 <2>	27 <2>	27 <4>
大正12年	155 <3>	27 <1>	23 <4>
大正13年	204 <4>	29 <3>	26 <1>
大正14年	164 <5>	26 <1>	25 <2>
大正15年	150 <4>	26 <1>	26 <3>
昭和 2 年	158 <3>	26 <3>	27 <1>
昭和 3 年	184	24	24 <3>
昭和 4 年	226 <1>	28 <1>	21
昭和 5 年	248 <2>	26 <2>	27 <2>
昭和 6 年	228 <2>	27 <2>	26 <2>
昭和 7 年	232	22	24
昭和 8 年	256 <1>	21 <1>	23 <2>
昭和 9 年	238 <2>	23 <2>	22 <1>
昭和10年	262 <1>	23 <1>	21 <2>
昭和11年	277 <1>	24 <1>	21 <1>
昭和12年	296 <1>	24 <1>	23 <2>
昭和13年	276 <1>	25 <1>	24 <1>
昭和14年	300 <1>	28 <1>	24 <1>
昭和15年	334 <7>	29	28 <1>
昭和16年	295	30	28
昭和17年	333 <2>	31 <2>	30
昭和18年	—	—	31

注) 『文部省年報』、広島高等師範学校「卒業者名簿」による。< >は外国人の内数を示す。

択により個性を十分に発揮させることにあった。

教育科の設置  
 また、大正四年(一九一五)二月の校則改正では、新たに特科として教育科が設置された。これは同月改正の「高等師範学校規程」によるもので、特科として東京高等師範学校に体育科、広島高等師範学校に教育科を置くとした。教育科の「修業年限学科目等ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ学校長之ヲ定ム」(「規程」第六條)という規定により、その修業年限は二年、入学資格は、師範学校・中学校・高等女学校のある学科の教員免許状を有する者、または小学校本科正教員免許状を有し二年以上普通教育の職務に従事したものとした。教育科はこの入学資格からも明らかのように、中等教員の有資格者や初等教育の経験者を対象として、教職的素養を深くすることを目指し、優良な中等

教員としての再教育、ならびに小学校長または視学事務に従事する教育行政官の養成を意図した。この目的にもとづき教育科の学科課程は、修身・教育学・論理学・生物学・心理学・哲学・法制経済・体操とした。大正九年には社会学がこれに加えられたが、昭和十一年(二五三)六月には学科課程の大幅な改正が加えられ、修身・教育学・公民科・心理学・論理学哲学・生物学・国語漢文・英語・体育とし、随意科目として独語・音楽・武道が加えられた。教育科卒業者には修身科および教育科の中等教員免許状を与え、さらに成績優秀な者には法制経済の免許状も与えられた。教育科は大正四年四月より、昭和十八年度までつづき、昭和十八年九月の最後の卒業生をもって廃止された。その間の卒業者の総数は六九三名に達する。なお、教育科の入学志願者・入学者・卒業者数は、表一―三に示すとおりである。

**徳育専攻** 大正七年(二二六)、広島高等師範学校に徳育専攻科が新設された。専攻科設置は、「高等師範学校規程」

**科の設置**

中改正(文部省令第一九号  
明治四四・四・七号)の「高等師範学校ニ専攻科ヲ置クコトヲ得」(第一二条の条項にもとづくものである。

る。広島高等師範学校には明治三十九年(二六六)四月以来研究科が設置され、本校卒業者に対して諸学科をさらに深く研究する便をはかっていたが、その効果は十分ではなかった。したがって、専攻科は研究科とくらべて諸学科の授業時間を多くし、修業年限を長くし、しかも入学生徒の選抜を厳しくし、かつこれに相当の学資を支給することとしたのである。すなわち、広島高等師範学校に設置された徳育専攻科の修業年限は二年で、入学資格は高等師範学校本科(文科・理科)卒業者、内外大学卒業者、高等学校卒業者、師範学校・高等女学校の教員免許状を有する者とされた。当初の授業科目は、修身・教育学・心理学・哲学・法制経済・国史で、毎週の授業時数は、第一学年二二時間、第二学年三六時間と実験二回であった。また生徒定員は、給費生毎学年一五名と私費生若干名であった(大正七年「広島高等師範学校徳育専攻科細則」)。

第一回徳育専攻科生の募集は、大正七年五月に実施され、入学志願者は四二名に達した。そのうち広島高等師範学校卒業者に対しては入学志願者銓衡委員会において一五名が選抜され、他学校出身者に対しては学術試験が行われ、



表1-4 徳育専攻科の入学志願者・入学者・卒業者数

年 度	入学志願者	入 学 者	卒 業 者
大正7年	42	17	—
大正8年	15	13	17
大正9年	27	11	11
大正10年	10	7	10
大正11年	16 <1>	10 <1>	7
大正12年	11	8	10 <1>
大正13年	24 <1>	13 <1>	7
大正14年	36 <1>	17 <1>	11
大正15年	45	19	14
昭和2年	60 <1>	23 <1>	21
昭和3年	33 <1>	17	21
昭和4年	—	—	15

注) 『文部省年報』、前掲「卒業者名簿」による。

< >は外国人の内数を示す。

三名の合格者があった。これら一八名に対して、五月二十四日口頭試問および体格検査を行い、結局一七名に入学を許可し、同年六月五日より授業を開始した。

徳育専攻科は、昭和四年(二五五)の広島文理科大学の設置によって生徒の募集を停止し、翌五年三月最後の卒業生をもって廃止された。その間の入学志願者・入学者・卒業者数は、表一―四にみるとおりである。卒業者の総数は一四四名であった。なお、徳育専攻科においては「所定ノ課程ヲ修了セル者ニハ卒業証書ヲ授与シ学士ト称スルヲ得センム」(大正七年改正「広島高等師範学校規則」第七条)と規定されていたが、実際には学士号の問題は当初から棚上げにされたままであった。東京・

開した。しかし、この問題に結着がしたのは、

専攻科が廃止される直前であった。昭和五年三月六日勅令第三六号をもって、「高等師範学校専攻科卒業者ノ称号ニ関スル件」が公布され、大学令規定の除外例として認められ、これまでの徳育専攻科の卒業者に対し文学士の称号が与えられた。

**第二臨時教員 養成所の附設**

臨時教員養成制度は、明治三十五年(二〇〇三)の臨時教員養成所官制(勅令第二〇〇号第一)ならびに「臨時教員養成所規程」(省令第八)によって、帝国大学および文部省直轄諸学校内に五か所の臨時教員養成所が開設されたことに始まる。広島高等師範学校の設置もこの時であっ

表 1-5 第二臨時教員養成所卒業者数

年 度	科	国 語 漢文科	英 語 科	歴 史 地理科	数 学 科	物 理 化学科	博 物 科	図 画 手工科	計
大 正 13 年			35			17	23		75
大 正 14 年		36	35	33	27				131
大 正 15 年			34		1	22 <1>	23 <1>		80 <2>
昭 和 2 年		37	38 <1>	28	33				136 <1>
昭 和 4 年		30	32 <1>			24	22		108 <1>
昭 和 5 年		31		52	27				110
昭 和 6 年			22	31	27		22		102
昭 和 7 年		25	25						50
昭 和 8 年				25				23	48
計		159	221 <2>	169	115	63 <1>	90 <1>	23	840 <4>

注) 第二臨時教員養成所「卒業者名簿」による。 < >は外国人の内数を示す。

たが、当時の中等教員の需要に應ずるためには、さらにこの速成的な方法による臨時措置を要したのであった。

ところで第一次世界大戦後になると、わが国内の諸事情によって、教育の重要性がさらに認識されるに至り、中等学校以上の諸学校の拡張政策がとられた。そこで中等学校の増設による中等教員の不足が問題となった。ここにおいて広島高等師範学校では、大正九年(二五〇)五月より五〇〇名の生徒定員を七〇〇名に増員し、生徒の追加募集を行った。しかし、こうした正則的方法だけでは中等教員の需要をみたすことができないので、大正十一年四月十日の文部省告示第三四四号をもって、臨時教員養成所の増設をみることに、広島高等師範学校には第二臨時教員養成所が附設された。

第二臨時教員養成所には、英語科、物理化学科、博物科の三科が置かれ、その修業年限は二年であった〔資料一―一七参照〕。同年五月十日第一回生の入学を許可し、同十五日より授業が開始された。なお、臨時教員養成所官制により、広島高等師範学校長吉田賢龍がその管理者となった。また、講師その他の職員には、広島高等師範

表1-6 特設予科の入学志願者・入学者数

年 度	入 学 者	入 学 者
大 正 15 年	20	13
昭 和 2 年	16	12
昭 和 3 年	17	14
昭 和 4 年	34	10
昭 和 5 年	37	20
昭 和 6 年	13	8
昭 和 7 年	1	1
昭 和 8 年	4	2
昭 和 9 年	24	17
昭 和 10 年	32	18
昭 和 11 年	39	14
昭 和 12 年	36	9
昭 和 13 年	3	3
昭 和 14 年	7	7
昭 和 15 年	5	4
昭 和 16 年	11	6
昭 和 17 年	3	3
昭 和 18 年	6	4
昭 和 19 年	3	3

注) 『文部省年報』による。

特設予科 大正十五  
 の設置 年(一九二六)

四月特設予科が設置された。これは外国人留学生の学力補充のために設けられたもので、広島高等師範学校以外に第一高等学校、東京高等工業学校、東京高

学校の教職員が嘱託として命ぜられた。

大正十二年四月には、国語漢文科、歴史地理科および数学科が増置され、また大正十五年五月三日には、「第二臨時教員養成所規則」中の改正があり、修業年限三年となった。さらに昭和五年(一九三〇)には図画手工科が設けられた。

第二臨時教員養成所は、昭和八年三月九日文部省告示第七七号をもって、同年三月三十一日限りで廃止された。この間の卒業者数は、表一―五に示すとおりであるが、国語漢文科五回、英語科七回、歴史地理科五回、数学科五回、物理化学科三回、博物科四回、図画手工科一回の卒業をみ、その卒業者の総数は八四〇名を数えた。

なお、第二臨時教員養成所と関連して、陸海軍省および文部省の委託を受け、退役将校に対する中等教員養成の講習(数学科)が開催されたことを特筆しておく。広島高等師範学校では、この講習は大正十四年から昭和五年までの間に六回行なわれ、毎回二〇名ないし三〇名が受講した。講習期間は七か月ないし一年二か月で、講習終了の後、文部省より当該学科目の中等教員免許状が授与された。

等師範学校、奈良女子高等師範学校、長崎高等商業学校および明治専門学校に置かれた。特設予科修了者は、当該学校の本科（学校令にもとづく予科を有する学校では予科）に無試験で入学することができ、他の学校を希望することもできしたが、修了した学校と異なる種類の学校を希望する場合は試験検定であった。

広島高等師範学校に置かれた特設予科は修業年限一年、生徒定員二十五名以内とし、中学校・師範学校卒業者またはこれと同程度の学力を有する者を入学資格とした。選抜は入学試験を実施し、受験科目として国語・英語・数学・地理・歴史・物理・化学・博物が課された。また、教授科目は、甲班（文科および教育科）においては修身および教育・国語・英語・数学・物理・化学・博物・英語・数学・歴史・地理・体操、乙班（理科）においては修身および教育・国語・英語・数学・物理・化学・博物・体操であった（大正十年「広島高等師範学校特設予科規程」）。なお、この特設予科に入学した外国人は、主として満洲国・中華民国出身者で、その入学志願者・入学者数の推移は、表一―六に示すとおりである。

### 第三節 教育・研究活動と生徒の動向

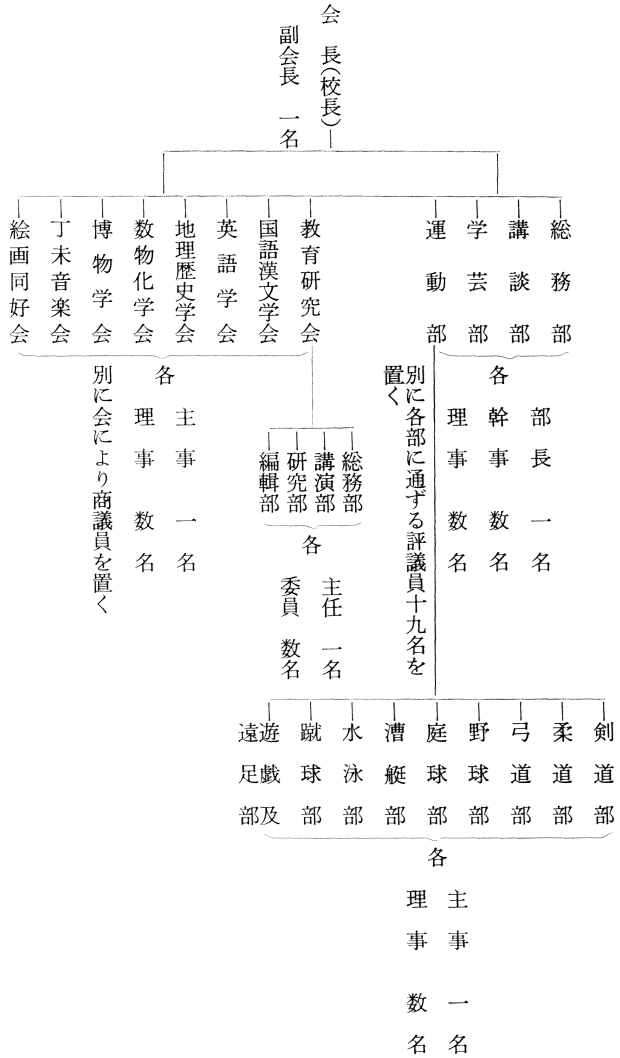
**校友会組織** 校友会が結成されたのは、開校の翌明治三十六年（一九〇三）であった。開校後まもなく、生徒と教職員の

親睦をはかるため毎月一回程度の談話会が開かれるようになったが、これを発展的に解消して組織されたものが校友会である。同年五月九日、広島高等師範学校校友会の発会式が挙行された（資料一―六参照）。その目的は、「広島高等師範学校職員生徒一致融和シテ家族的団体ト為リ徳性ヲ涵養シ学芸ヲ講究シ身体ヲ鍊磨シ本校ノ校風ヲ発揚シ教育ノ資助トナスニ在リ」と規定し、教職員を特別会員、生徒を通常会員、卒業者を会友とした。校友会は、学校教育の補助的修練機関として設けられ、その機能を果たすために、講談部・学芸部・運動部の三部と附属団体が置かれた（資料一―七参照）。

講談部においては、定期的な講演会以外に、当時の著名人を招聘して臨時の講話会を開催し、学芸部においては、図書・雑誌の講読や会誌の発行を行った。『校友会会誌』の第一号は明治三十七年二月刊行で、以後毎年二回刊行された。昭和四年の広島文理科大学発足とともに『校友会誌』と改称、昭和十六年廃刊。運動部では発足当初、剣道部・遠足部・野球部・蹴球(フットボール)部・庭球(テニス)部が設けられ、校内對抗試合や県下の諸学校との対外試合が盛んに行われるようになった。なお、明治三十八年弓術部、同四十年漕艇部、同四十一年柔道部が設けられ、その後水泳部も設けられた。

また、校友会の附属団体として教育研究会・国語漢文学会・地理歴史学会・英語学会・数物化学会・博物学会が設けられ、これらの学会ではその専門学科の研究をすすめ、例会や大会を開いてその成果を発表した。このうち教育研究会は、明治三十八年四月倫理教育会として発足し、同年九月の教生実習の開始に伴って教育研究会とした。この研究会では最初その成果を講演集として公表、大正三年(一九一四)にはこれを新たにして月刊雑誌『学校教育』を刊行し、普通教育の研究誌として全国教育界に呼びかけた。また、博物学会は明治三十九年十月、数物化学会は同四十年六月、英語学会は同四十一年二月、国語漢文学会は同年三月、地理歴史学会は同四十三年十二月、それぞれ会誌を創刊し、以後その研究講演を収録した。その他校友会の附属団体として丁未音楽会が明治三十九年十二月に組織され、音楽教育に関する講演や定期的演奏公演ならびに一年に一回の大会を開催した。絵画同好会も明治三十八年十一月に組織されたが、これも明治四十年以降は校友会の附属団体となり、例会・大会を開き、絵画に関する講演や展覧を行ったり、また、会員による観覧旅行やスケッチ旅行などもしばしば実施されていた(資料一―一参照)。ところで、校友会各種の事業活動について適正な批判を加え、校友会全般の統一と発展を促すために明治四十一年十月「批判会規程」を制定し、批判会を設けている。その後、校友会組織には大きな変化はなく、大正三年当時の組織を示すと、表一―七のとおりである。なお、そのなかで大正五年には新しく武道部が運動部より独立し、また翌年には附属

表 1-7 広島高等師範学校校友会組織（大正 3 年当時）



団体として教育学会が設けられた。

**教育研究  
機関**

広島高等師範学校では、校長の諮詢機関である評議会より隨時委員を委嘱して普通教育に関する各種として教科目研究会を設けた。また、校友会の学会の事業を補佐していたが、明治四十一年（二六）十月、常設研究機関として教科目研究会を設けた。教科目研究会においては、普通教育の連絡統一のため各教科目の教授上に関する事項を研究し、修身教育科研究会・国語漢文科研究会・外国語科研究会・地理歴史科研究会・数学科研究会・物理化学科研

究会・図画手工科研究会・唱歌科研究会・体操科研究会で組織された。各研究会の委員は、本校および附属学校の教官をもって組織され、したがってこれは広島高等師範学校の一つの有機的研究組織であった。

つぎに附属学校における教育研究機関について述べよう。附属中学校ではすでに明治三十八年の開設当初より普通教育研究会を設け、附属学校の教官によって研究が行われた。各自研究題目を定め、これを主事に提出、毎月一回程度当番制により順次研究成果を報告し、意見の交換を求めていた。明治四十一年にはこの普通教育研究会を廃止し、これに代わって修身・国語漢文・英語・地理歴史・数物化・博物・体操の七学部会を編成し、教材教授法の研究、各種の調査研究ならびに各部会相互の授業を参観しその批判などを行った。これら学部会の研究成果は、ただちに附属学校の教育において実践され、また、それはわが国の中等教育の改善進歩に大きく貢献したといえよう。

ところで高等師範学校が普通教育の研究を任務とすることは当然であるが、大正四年(一九一五)二月、校則の改正によりその第一条に、「兼テ普通教育ノ方法ヲ研究スルヲ以テ目的トス」と校則に普通教育の研究を明示した。附属小学校ではさっそく同年五月、初めて小学校教育研究大会を開き、以後毎年一回定例行事として研究発表・協議ならびに講演を行った。大正九年よりこれを研究発表講演会とし、各教科研究部において研究審議した結果を発表した。また、附属中学校においても大正九年十一月より全国中学校有志者の賛同を得て、中等教育研究会を創設した。これは前述した学部会の対外的活動を組織立てたものといえるが、この研究会は中等教員の研修機関として毎年一回開催され、実地研究の意見交換、講演による学説の聴講、授業参観ならびに実地見学などが行われた。なお、中等教育研究会では、中等教育の研究とその実績を公表するため、昭和七年(一九三三)七月以降毎年数回にわたって『中等教育の実際』を刊行した。

また、すでに述べたところであるが、教育研究機関として特筆すべきものとして校友会の附属団体である教育研究会がある。この教育研究会は、雑誌『学校教育』の発刊によりわが国の普通教育界に大きな影響を与えたが、大正十

四年四月に教育研究会は発展的解消を遂げ、その目的は附属中・小学校においてそれぞれの立場で継承されることになった。その結果、『学校教育』の編集は附属小学校で行われることとなり、昭和十六年六月まで第二八卷第三四五号の刊行をみた。以後文部省は、時局がら、国民学校教育に関する雑誌を統一刊行することとなり、同年六月四日、『学校教育』は廃刊となった。なお、『学校教育』は戦後、昭和二十一年七月より復刊されている。

そのほか、教育研究機関ではないが、広島高等師範学校における対外的教育活動として、文部省主催による中等教員夏期講習会がある。この講習会は、明治三十九年五月に開設され、広島高等師範学校の教官を講師として、以後恒例として多く夏期を選んで開催された。

#### 体操科演習大会と修学旅行

正規の授業を補足し、かつ重要な教育的効果をあげる意味で重視される行事として、体操科演習大会と修学旅行を取り上げる必要がある。

体操科演習大会は、明治四十年(一九〇七)十月十七日の開校記念日の記念行事として創始された(資料一〇参照)。演習大会は、附属中・小学校との連合で行われ、以後恒例として年々実施されるに至った。なお、この演習大会はすでに同年九月制定の「体操科教授要項」の趣旨にもとづいて実施された。

つぎに修学旅行であるが、これを大きく別けると三種類になる。第一は満韓旅行を初めとする大陸旅行、第二は第三学年を対象とした伊勢大廟参拝・宮城拝観旅行、第三は各学部別の学術研究・教育演習・臨海実習・見学などを目的とし、主として第一、二学年を対象とした旅行である。このうち第一と第二の修学旅行について述べることにする。

満韓旅行は、明治三十九年の夏に実施され、これが広島高等師範学校における最初の修学旅行であった。満韓旅行のきっかけは、同年七月に文部省および陸軍省が学生の満洲・朝鮮地方に旅行しようとする者に対し、多大の便宜を与えその挙を奨励したことによるものである。広島高等師範学校では北條校長以下教職員ならびに本科・予科・研究科生徒有志者一四〇名が参加し、東京帝国大学・第一高等学校・第二高等学校・学習院・美術学校・外国語学校・大



阪高等商業学校・大阪高等医学校・大阪師範学校および中学校約一〇校などの諸学校隊と一緒に、七月十九日宇品港を出航した。この修学旅行は団隊編成をなし、本部と団隊に大別し、本部に監督・庶務部・会計部・医務部・指導部を置き、団隊には指揮官のもとに学部別の組を編成した。これは団体訓練の目的とともに、学術修学の目的をもって編成され、英語部は社会一般の観察、地理歴史部は地理歴史に関する事項、国語漢文部は文学に関する事項、数物化学部は戦争に関する事項、博物学部は博物学に関する事項、予科は戦時中の事蹟ならびに一般状況について視察し、また各部共通してその教育状況を視察することが課題として与えられた。この修学旅行は約一か月の行程で、本隊は八月十二日、支隊は朝鮮を経て同月十五日に帰校した。またその成果は翌四十年三月、『滿韓修学旅行記念録』として刊行されたが、その序文に「滿韓地方を歴視して多種の学術的問題に接触したり。又教育を職務とすべきものの立脚地より見て、亦多様の問題を附与せられたり」と述べ、大陸に進出しその指導に当る教育者にとって、植民地教育上、この大陸視察は意義のあるものとした。広島高等師範学校における滿韓修学旅行は、翌年にも実施されたが、この二回で廃止された。しかし、明治四十二年十二月英語部第三学年の香港旅行、地理歴史部第三学年の朝鮮旅行、明治四十三年七月附属中学校生徒も含む南清旅行、大正三年七月英語部の中国・南滿洲および朝鮮への大陸旅行が行われ、その後も学部により朝鮮・台湾などに修学旅行を実施している。こうした大陸旅行は、植民地教育の視察を目的としたことは明らかであり、卒業者の大陸進出をうながすところがあった。

伊勢大廟参拝・宮城拝観旅行は、明治四十年三月に創始されたもので、伊勢大廟の参拝、宮城の拝観のほか文部省へ出頭し、また途中の府県において教育演習や学術研究を行うことを目的とした。この旅行は卒業を控えた第三学年（大正五年より、教育科においては第二学年）を対象とし、以後恒例行事として実施された。

#### 寄宿舎生活

広島高等師範学校では、寄宿舎も重要な教育・修練機関であった。明治三十五年（一九〇二）十二月十九日、「広島高等師範学校寄宿寮規則」（資料一―三参照）を制定し、生徒は全員入寮することとし、寄宿舎を

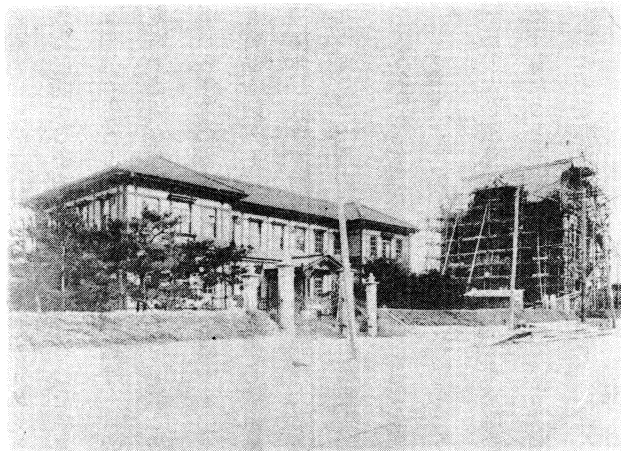
修養練磨の場とした。とくに各室の人員配置については、同学年・同学部・同府県の者を避けるように配慮された。これはそれぞれ異なった生徒を一室に入れることにより、たがいに切磋琢磨することをねらったものであった。また寮内においては紀律ある生活をするよう誠められ、舎監・生徒監の監督の下に、部長・室長が置かれた。

全寮制は、大正十年(一九二一)より廃止され、以後は「寄宿寮生心得」により、特別の事情がないかぎり下学年生は寄宿舎に入り、上学年生は希望者を詮衡の上、入寮を許可することとした。

#### 尚志同窓会

広島高等師範学校の同窓会組織が結成されたのは、明治四十一年(一九〇八)一月であった。同窓会の名称は、北條時敬によって「尚志」と命名され、同月六日尚志同窓会の発会式が行われた。尚志同窓会は、当初幹事六名と評議員若干名を置き、さらに高等師範学校職員からなる名誉会長(校長)一名、顧問一名、商議員一二名によって運営された。同窓会としての事業は、会誌の発行、会員間の慶弔、講演会、図書発行、その他必要と認められる事項であった。会誌は同年六月に尚志同窓会誌第一号を創刊し、以後年二回これを刊行していった。会誌には客員会員の論説を初め、母校教授訪問録、会員の所感通信、母校通信などが掲載され、学校と卒業生との連絡に資するところがあった。そのほかの事業としては、同年八月に開催した小学校教員夏期講習会がある。この講習会は文科・理科・手工図画科の三部会とし、毎年一部会以上を開催することとした。明治四十一年度の講習会は、八月二日より十五日間行われ、講習修了者は一五六名におよんだ。

また、尚志同窓会は母校と密接な関連を保ち、とりわけ高等師範学校廃止問題や大学昇格問題が起るとこれに積極的に取り組み、多数の卒業生を動員して反対や推進の運動に立ち上がった。そのほか母校における諸行事に対しても積極的な援助を行った。たとえば、勤統教職員に対する記念品の贈呈、校長辞任・就任の際の送別会・歓迎会の開催、永懐閣(大正四年竣工)・澄心館(大正十二年竣工)などの記念物の建設などがある。また、昭和四年(一九二九)六月には社団法人となり、翌年十一月には多年の念願であった東京尚志会館が会議場・宿泊施設として完成した(昭和二十年の戦



教育博物館（『広島高等師範学校概覧』より）

災により全焼したが、昭和二十六年九月復興再建。

なお、尚志同窓会は昭和六年十一月の広島文理科大学開学式の日、臨時総会を開き、文理科大学卒業生も同窓会員とし、名称も尚志会と改めた（戦後は新制広島大学の創設によって、文理科大学・高等師範学校を母体とする文学部・理学部・教育学部の卒業生も尚志会の同窓会員となっている）。その後、文理科大学・高等師範学校の廃止問題や学長問題などが起った際には、尚志会も学校と一体となって運動を展開した。そのほか昭和十四年の教育制度改革案、同十六年の師範教育制度の改革案を公表したりしている。

#### 教育博物館

大正二年（一九一三）五月、北條時敬の東北帝国大学総長転任により、尚志同窓会では北條校長頌徳記念事業として教育博物館の建築計画を立てた。ところが翌年二月、かつて附属中・小学校が使用し、その後附属中学校の寄宿舎にあてられていた旧土木監督署の土地・建物が内務省より文部省へ保管換えとなったので、これを教育博物館に転用することとした。したがって、同窓会では計画を変更し、その敷地内に永久記念物として、また貴重品・教育参考品などを陳列するための煉瓦造りの建物を建築することとした。建築費六〇〇〇円、その他諸設備費一二七〇円余りを計上して工事に着手し、大正四年七月に竣工した。尚志同窓会は北條校長の徳風を永く懐く意味からこれを永懐閣と命名し、教育博物館の所用に供するために母校へ寄付した。こうして同年十一月、旧土木監督署と永懐閣をもって教育博物館が開館された。教育博物館

の運営については、当初仮規程が定められたが、翌五年九月に「附属教育博物館規程」が制定された。教育博物館は教育に関する研究を目的とし、そのため諸般の教育品を陳列し、あわせて教育展覧会・講演会を開催し、研究物考案品の批判を行うとした。その組織は、目的によって研究部・考案品部・参考品部の三部からなっていた。研究部は研究室・実験室を備え、教育学・心理学に関する諸機械・図書などを蔵置していた。また考案品部は、高等師範学校の各科各学部の考案品ならびに附属中・小学校の考案品を陳列し、参考品部は教育に関する新刊図書・内外教育雑誌・教育品を陳列し、主として研究中心に組織された。

なお、教育博物館は、広島文理科大学の創設により一時閉鎖されたが、文理科大学の本館建築の完成により、昭和九年(二六四)一月広島文理科大学附属教育博物館として再開されている。

**ペスタロ** 広島高等師範学校における教育・研究活動としてとくに注目されるものは、ペスタロッチ運動の創始で  
**ッチ運動** あった。わが国においてペスタロッチ研究が着手されたのは、明治十一年(二七六)アメリカ留学を終えて

帰国した伊沢修二と高嶺秀夫が、東京師範学校を中心にペスタロッチ主義の教育を開発教授・開発主義の名をもって紹介したことに始まるといわれている。開発主義はしだいに全国を支配していったが、やがて形式主義に墮して内容を粗にする弊害に陥り、明治二十三年ごろからヘルバルトの学説に帰した。しかしその傾向もほどなく衰えて、明治二十九年のペスタロッチ生誕百五十年祭を契機として、ふたたびペスタロッチ研究が復興し始めた。ペスタロッチに関する研究書・翻訳もしだいに刊行され、ペスタロッチ研究熱も盛んになった。また、大正六年には、沢柳政太郎が成城小学校(大正十五年成城学園と改称)を創設し、小西重直、三島通良らを顧問とし、長田新、小原国芳らをその局に当てて、ペスタロッチ主義にもとづく新教育の実践を開始した。

広島高等師範学校では、大正九年(二九〇)二月に、長田新・福島政雄・岡部為吉の三教授を中心としてペスタロッチ運動を開始し、またペスタロッチ研究会を設立した。こうしてペスタロッチ研究熱はようやく全国的に普及し、翌十

表1-8 第1回予科入学者101名(ほかに退学者1名)の内訳

出身学校種別			族 籍		平均年齢
師範学校	中学校	独 修	士 族	平 民	
39人	59人	3人	35人	66人	21歳6か月
38.6%	58.4%	2.9%	35%	65%	

注)『広島高等師範学校一覧』による。

年一月十二日、ペスタロッチの生誕日に第一回ペスタロッチ祭(ペスタロッチの夕)を開催し(第二回以降はペスタロッチの歿した二月十七日を記念祭とした)、講演会・展示会などによりペスタロッチ運動を深く意義づけた。さらにペスタロッチ研究室が附属教育博物館内に設けられたが、この研究室は、昭和四年(一九二九)の文理科大学開設後、教育学科の大学本館移転に伴い本館内に移された。広島高等師範学校で創始されたペスタロッチ運動は、わが国の教育界に大きな貢献をなしたことはいうまでもないが、さらに、ペスタロッチ研究室は広島高等師範学校ならびに広島文理科大学における教育研究の淵源をなし、ペスタロッチ研究の中心となったのである。

**入学者の動向** 広島高等師範学校の生徒募集は、明治三十六年(一九〇三)十一月十三日制定の「予科生徒募集方法」により、師範学校・中学校卒業者を入学資格とする薦挙制が採られた。ただし第一回予科生に限り選抜試験制が採用されたことはすでに述べたとおりであるが、その入学者の内訳を見ると、表一―八のとおりである。

またこの第一回入学者の動向について見ると、翌年に予科から本科に入学した者は九三名で、さらにそのうちの八七名が明治三十九年三月に第一回の卒業者となった。なお第一回入学者の出身府県および第一回卒業者の赴任先諸府県の分布状況は、表一―九のとおりであった。

第二回予科生徒以後大正十年(一九二一)度まで、生徒募集方法は薦挙制であったが、大正十年六月二十二日「予科生徒募集方法」を廃止し校則を改正し、以後、選抜試験制に改められた。したがって、それまでの入学競争率は、すでに各府県で選抜された者

表 1-9 第1回入学者の出身府県および第1回卒業者の赴任先諸府県の分布状況

地方	府 県	出身者数	就職者数
北東北地方 北海道・	北海道	道森手城田形島	3
		1	0
		2	1
		1	0
		3	2
関東地方	茨群栃埼東千神奈	城馬木玉京葉川	1
		1	1
		1	3
		1	0
		2	0
北陸・中部地方	新富石福山静長愛岐	高山川井梨岡野知阜	4
		4	3
		2	1
		2	0
		3	0
近畿地方	京大奈和兵滋三歌	都阪良山庫賀重	1
		4	2
		3	3
		9	5
		2	2
中国・四国地方	鳥島岡広山徳香愛高	取根山島口島川媛知	3
		2	0
		2	4
		4	9
		4	5
九州地方	福佐長熊大宮鹿沖児	岡賀崎本分崎島繩	2
		3	4
		0	0
		5	2
		1	1
合 計		102	82

注) 『広島高等師範学校一覽』、『広島高等師範学校概覽』などによる。本校附属なお、第1回卒業生87名中、研究科在学者が3名で、研究科在学者が1名、未就職者が1名いる。

が入学志願者となっているために低くなっている。予科ならびに文科・理科についての入学者・入学志願者数の推移は、表一—一〇・一一に示すとおりである。なお、大正四年二月の校則改正により、大正四年度より予科・本科制度が廃止され、文科・理科の学科別に入学者を募集することとなった。つきに入学者の前歴をみると、「予科生徒募集方法」に規定されるとおり、師範学校・中学校の卒業で、その比率は年度によって異なるが、ほぼ同じであった。しかし、大正十一年度より選抜試験制になると、中学校卒業者が増加する。すなわち入学者のうち中学校卒業者は、ほぼ三分の二ないし五分の四を占めるようになり、また、専門学校入学者検定期程による検定合格者も若干入学するようになった。

**卒業者の動向** まず、卒業者数の推移をみると、表一—一二のとおりである。つきに卒業者の就職状況をみると、卒業生は、後帝国大学に入学した者も相当いるが、大部分の者は、教職ないし教育行政職に就いている(表一—一三参照)。高等師範学校は中等教員の養成を目的とした機関であるが、この表に示されるとおり、中学校・師範学校・高

表 1-11 文科・理科の入学志願者・入学者数(1)

年 度	入学志願者		入 学 者	
	文 科	理 科	文 科	理 科
大正 4 年	161		56	45
大正 5 年	76	63	57	45
大正 6 年	80<2>	80	62<2>	40
大正 7 年	82<2>	74<3>	58<2>	43<3>
大正 8 年	66<4>	64<3>	54<4>	40<3>
大正 9 年	159<2>	108<5>	80<2>	65<5>
大正10年	125<5>	83<5>	88<5>	68<5>
大正11年	288<3>	111<6>	94<3>	73<6>
大正12年	672<2>	347<8>	92<2>	81<5>
大正13年	1,058<4>	607<7>	87<2>	70<4>
大正14年	1,060<4>	639<4>	94<3>	65<2>
大正15年	1,152<4>	717<4>	89<1>	77<3>
昭和 2 年	1,376<2>	992<1>	97<2>	74<1>
昭和 3 年	1,501<2>	1,101<1>	93<2>	74<1>

注) 『文部省年報』による。  
 < >は外国人の内数を示す。

表 1-10 予科の入学志願者・入学者数

年 度	入 学 志 願 者	入 学 者
明治35年	375	102
明治36年	167	112
明治37年	176	108
明治38年	177<3>	106<3>
明治39年	163	104
明治40年	151	101
明治41年	149	109
明治42年	156<5>	110<5>
明治43年	162	102
明治44年	160	107
明治45年	159	103
大正 2 年	193	122
大正 3 年	164	95

注) 『文部省年報』による。  
 < >は外国人の内数を示す。

等女学校の順に多く、また、普通教育・師範教育だけでなく実業教育・高等専門教育の分野にまで進出している。

広島高等師範学校では、薦挙制により全国均等に入学者が集まったが、卒業後の就職諸府県にもそれが反映している。東京と広島の高師は、全国的に教育界を二分し、それぞれ東の教育の総本山、西の教育の総本山と称されたが、卒業者の赴任先は東日本・西日本に区分すると多少相異はあるが、全国的に分布していた(表一―四参照)。

表1-12 文科・理科の卒業者数(1)

卒業年月	国漢文語部	英語部	地理歴史部	数物化学部		博物学部
	文 科 第 一 部	文 科 第 二 部	文科第三部	数学物理	物理化学	理 科 第 三 部
				理 科 第 一 部	理 科 第 二 部	
明治39年3月	7	26	17	12	8	17
明治40年3月	10	23	20	10	15	15
明治41年3月	12	31	18	7	18	14
明治42年3月	9	23	15	16	14	19
明治43年3月	15	15	15	13 <1>	15 <1>	16
明治44年3月	13	23	11	13	16	17
明治45年3月	19	28	12	13	16	11
大正2年3月	15	27	10	15	17	11
大正3年3月	24	19	12 <1>	16	11	7
大正4年3月	21	21	9	16 <1>	13 <2>	6 <1>
大正5年3月	27	23	8	14	9	5
大正6年3月	24	34	15	16	7	10
大正7年3月	23	17	17	13	8	6
大正8年3月	17 <1>	21	8	12	14	7
大正9年3月	25	16	7	23	8	8
大正10年3月	24 <1>	18	15 <2>	11	9	6
大正11年3月	14	23	11	17 <1>	11	8
大正12年3月	19	12	10	11	11	9 <3>
大正13年3月	17	28	25 <1>	25 <1>	18 <6>	12
大正14年3月	25	26	29 <3>	14	21 <1>	16 <2>
大正15年3月	29	24	(甲) 20<1>、(乙) 12	22	17	16
昭和2年3月	29	29	18<1>、11	30 <1>	21 <1>	21 <3>
昭和3年3月	26 <1>	25 <1>	27<3>、13<1>	27 <1>	22	18 <2>
昭和4年3月	28	35 <1>	14<2>、12	29 <3>	24 <3>	12 <2>

注) 広島高等師範学校「卒業者名簿」による。 < >は外国人の内数を示す。



表1-13 卒業者の就職状況（大正7年1月末調査）

種 別		計 (人)	合 計	
師範教育	高等師範学校	4	191人(16.9%)	
	師範学校	130		
	女子師範学校	51		
	台湾総督府国語学校	5		
	教員養成所	1		
普通教育	中学校	官	40	655人(57.9%)
		公	435	
		私	23	
	高等女学校	官	5	
		公	82	
		私	4	
	実科高等女学校	官	1	
		公	20	
		私	1	
	小学校	官	5	
		公	34	
私		1		
実業教育	地方幼年学校	4	35人(3.1%)	
	農学校	6		
	工業学校	9		
	商業学校	16		
その他	4			
行政	郡長・理事官・視学等	30	30人(2.7%)	
専門教育	帝国大学	4	18人(1.6%)	
	その他官立学校	10		
	私立専門学校	3		
	その他	1		
技	師その他	37	37人(3.3%)	
学生	帝国大学	58	66人(5.8%)	
	研究科	4		
	海外留学	4		
兵	役	7	7人(0.6%)	
非	役	31	31人(2.7%)	
死	亡	61	61人(5.4%)	
計		1,131	1,131人(100%)	

注) 『広島高等師範学校概覧』(自大正6年至大正7年)による。

なお卒業者中、帝国大学卒業者83人、東京高等師範学校専攻科卒業生4人、海外留学卒業生2人、文官高等試験合格者5人、女子師範学校校長1人、中学校長4人、高等女学校長9人がある。

表 1-14 卒業者の赴任先諸府県の分布状況(大正7年2月)

地方	府	県	就職者数
北東北・北海道地方	北青岩宮秋山福	道	21
		森	10
		手	7
		城	4
		田	4
関東地方	茨群栃埼東千神	島	6
		城	9
		馬	10
		木	1
		玉	8
北陸・中部地方	新富石福山静長愛岐	蕨	14
		山	16
		川	18
		井	7
		梨	4
近畿地方	京大奈和兵滋三	野	14
		知	15
		阜	18
		都	36
		阪	73
中国・四国地方	鳥島岡広山徳香愛高	山	13
		庫	32
		賀	77
		重	13
		三	21
九州地方	福佐長熊大宮鹿沖	岡	6
		賀	9
		崎	20
		本	79
		分	31
国外	台朝滿樺支	島	13
		山	32
		口	10
		島	5
		川	11
合計			1,003

注) 『広島高等師範学校概覧』(自大正6年至大正7年)による。

#### 第四節 大学昇格問題

高等教育機関 第一次世界大戦後の大正中期に至って中等教育機関は急激に膨張し、卒業者が増大した。この卒業者関の拡張 対策として高等教育機関の増設が要求されることとなり、原内閣において高等教育機関拡張の計画を

打ち出し、文部大臣中橋徳五郎は文部省にその立案を命じた。拡張計画は大正八年度以降同十三年度に至る六か年計画で、高等学校一〇校、高等工業学校六校、高等農林学校四校、高等商業学校七校、外国語学校一校、薬学専門学校一校、合計二九校の新設ならびに既設の各専門学校と各大学の規模拡張のほか、官立医学専門学校五校および東京高等商業学校をそれぞれ単科大学に昇格することとした。また、これに要する経費は、大正八年度より同十三年度にわたる六か年継続費として、総額四四五万余円で、その財源は御下賜金および公債または借入金による計画であった。この未曾有の高等教育機関拡張計画は、第四一回帝国議会に「高等諸学校創設及拡張費支弁に関する法律案」として提出された。御下賜金一〇〇〇万円を財源の一部としたこの法律案に対し、反対意見はほとんどなく、原案どおり

貴族院・衆議院を通過し、高等教育機関の拡張政策が開始されることとなった。

高等師範学校の  
大学昇格問題

高等教育機関拡張計画における東京商業学校の大学昇格に対して、東京高等工業学校の昇格も論議させる腹案があった。ところが大正八年(一九一九)十一月、大阪高等工業学校が大正九年度の追加予算で工科大学変更に決定したという新聞報道がなされ、これは誤報であったが、東京高等工業学校・神戸高等商業学校ではさっそく昇格運動を開始した。中橋文部大臣はじめ政府では、この運動に対して大正十年度より昇格費を計上する計画であることを示し、運動を鎮静させようとした。しかしこれに対して高等師範学校や盛岡高等農林学校も昇格運動を起すこととなり、昇格運動はさらに広がった。

高等師範学校の改善については、これより先大正七年七月、臨時教育会議が「師範教育ノ改善ニ関スル件」の諮問に対し答申するところがあった。すなわち、「高等師範学校ハ現在ノ如ク之ヲ特設シ其ノ職員ノ待遇ヲ高メ内容ノ改善ニ力ヲ用フルト共ニ研究科及専攻科ハ之ヲ常設トシ且ツ普通教育ニ於ケル国民道徳ノ徹底方法其ノ他諸般ノ研究ヲ遂クルカ為教授ヲ増員シ設備ヲ完全ナラシムルコト」(「臨時教育会議」(公文綴)〔第一〕)とした。この答申では高等師範学校の内容改善を述べるのみで、大学昇格についてはまったく触れられなかった。しかし、他の直轄諸学校が大学に昇格されるという報道に対して、高等師範学校が依然として旧態のままでは置かれることは、普通教育の振興ならびに師範教育の改善上大きな問題があるとした。こうして高等師範学校の大学昇格問題は普通教育振興を目的とし、その運動が展開されることとなった。

大学昇格  
運動

高等師範学校昇格運動は、大正八年(一九一九)十二月三日東京高等師範学校においてまずその口火が切られた。すなわち、同日同校生徒大会において、「吾人ハ東京高等師範学校ヲ大学ニ陞格セシメンコトヲ期ス」という決議案を可決し、翌四日、教職員・卒業生・生徒合同の上「陞格理由書」を公表して運動を開始したのが

その発端であった〔東京高等師範学校校友会雜〕。広島高等師範学校においては、まず尚志同窓会が立ち上り、高等師範学校昇格問題につき調査研究ならびに情況視察を行ったが、ついに教職員・生徒ならびに卒業生の三者が一致合体し、同月

十三日に至って「普通教育振興運動宣言式」を挙行した。ここにおいて「現在ノ高等師範学校ノ程度ヲ高メテ大学ト

ナン、時代ノ要求ニ応ズル師範教育ヲ施シ、且教育ニ関スル諸般ノ研究ヲ為スニ適スル設備ヲ完成セシムルコト」

（『創立四十年史』）という宣言文を発表した〔資料一—二二・二三参照〕。さらに運動の主体として普通教育振興運動実行委員会を

設け、調査部・交渉部・庶務部・会計部を定めた。実行委員会は、広島に設置されるべき大学の具備する要件として

次のような決議をした〔「芸備日日新聞」大正八・一二・一八〕。

- 一、教師養成を目的とする事
- 二、學術の蘊奥を考究するを得しむる事
- 三、普通教育及び高等教育に関する諸般の研究調査をなすを得せしむる事
- 四、少なくとも七年制高等学校中学校小学校を附設する事
- 五、本科を三年とし入学者の学力を高等学校卒業の程度とする事
- 六、師範学校卒業生又は教師の職に在る者を入学せしむる道を開く事
- 七、女子高等師範学校卒業生を入学せしむる道を開く事

高等師範学校の大学昇格運動は、師範教育の根本的改善の第一歩であるとし、普通教育振興運動としてその趣旨貫徹に向つて展開されていった。教職員・生徒ならびに卒業生が一体となって展開した昇格運動は、文部省当局を初めわが国教育界・政界にまで大きな影響を及ぼし、かつ世論にも訴えた。地元広島県においても、従来総合大学の設置を要望するところがあったが、この昇格問題が起こると、総合大学案を変更して、広島高等師範学校の大学昇格が論議され、広島県会および広島市会においてもその意見書が可決され、政府に要望意見書を提出した〔資料一—一四・一

五参照〕。

ところで、大学昇格運動の最中大正九年四月二十八日、校長幣原担が文部省図書局長に転任となり、同日第七高等学校造士館長吉田賢龍が第三代校長に任命された。吉田賢龍の着任早々の問題は、普通教育の振興を目的とする高等師範学校の大学昇格運動であった。広島高等師範学校では、吉田賢龍を普通教育振興運動実行委員会の新総裁とし、一段と統制のある運動を促進することとなった。

#### 大学設置議

##### 案の提出

このような事態のなかで政府でも文部省直轄学校の一部大学昇格を計画し、大正十年(二六三)度より昇格費は同年度の予算に計上されず、昇格延期となった。これによって第四回帝国議会は紛糾し、中橋文部大臣の公約不履行を弾劾するとともに内閣の責任問題にまで発展した。第四回帝国議会后、内閣改造の策動もあったようである。ともかく原内閣は第四五回帝国議会で五校昇格案を提出するつもりであったが、大正十年十一月四日原敬が暗殺され、この昇格案は次期内閣へ受け継がれることとなった。いっぽう、翌十一年二月の教育評議会においても、文部大臣より受けていた東京・広島両高等師範学校における大学設置の諮問に対して、「東京及び広島ニ文理科ヲ内容トスル単科大学ヲ設置スルコト」と答申し、「一、高等師範学校専攻科ヲ文理科大学ノ組織ニ改メ高等師範学校ハ其ノ附属トシテ之ヲ存置スルコト。二、文理科大学ニ於テハ教育者タルニ必要ナル特種ノ教育ヲ施スコト。三、高等師範学校卒業業者ニ高等学校卒業業者ト同等ノ入学資格ヲ認ムルコト。」とした。

ここにおいて政府は、東京および大阪に官立工業大学、神戸に官立商科大学、東京および広島に官立文理科大学を設置するいわゆる五校昇格案を立案し、その実施予算案を第四五回帝国議会に追加予算として提出した。文理科大学に関する議案は「東京広島ノ両高等師範学校ニ文理科大学ヲ併置スルノ件」となっていて、高等師範学校はそのまま文理科大学に附置するとした。普通教育振興運動の企図する高等師範学校そのものを昇格して、大学(師範大学または教

育大学とする案ではなかったが、ともかく文理科大学は、名称はともあれ教員養成を目的とした大学であった。ただし、師範教育令によらず、大学令によって規定されたものである。この昇格案は、大正十一年三月十五日、衆議院において多数をもって可決されたが、これが貴族院に回付されたときは会期がすでに切迫し、同年三月二十五日ついに審議未了となった。

#### 新設大学案 の可決確定

大学設置議案が貴族院において審議未了となったことにより、広島高等師範学校では普通教育振興運動実行委員会の陣容を改め、持久策として新たに宣伝部を設けて組織の充実をはかった。ところが政府においても新設大学の予算成立にあと一步のところまで審議未了とされたので、同案はさらに第四六回帝国議会に提出された。こうして大正十二年(一九三三)二月十四日衆議院、三月二十四日貴族院を通過し、これにより多年の懸案もついにその解決をみるに至った。しかしその年九月一日の関東大震災により、政府の多くの新事業は繰り延べの運命となった。したがって新設大学の開設も延期され、昭和四年度より実施となったのである。

## 第三章 広島文理科大学附置校時代

### 第一節 新高等師範学校の成立

#### 高等師範学校 官制の公布

昭和四年(二二五)四月一日、文理科大学の創設により、従来の高等師範学校は新官制によって定められることとなった。すなわち、高等師範学校は文部省直轄諸学校官制から削除され、新たに高等師

範学校官制(勅令第三九号)によって規定されたのである。したがって官制上からみれば、従来の高等師範学校は昭和四年三月三十一日をもって廃止され、改めて高等師範学校が設けられたことになる。これによって高等師範学校は文理科大学に附置されることになった。高等師範学校の学校および図書館資金は、別に勅令第四七号をもって文理科大学資金に移管された。また、従来高等師範学校に設けられていた専攻科は、文理科大学の創設によりその生徒の募集を停止し、翌五年三月三十一日をもって廃止された。

**高等師範学校  
校の附置** 広島高等師範学校が広島文理科大学に附置されたことにより、両者は一つの学校経費によって運営された。しかし、文理科大学は大学令による単科大学であり、高等師範学校は師範教育令にもとづくも

ので、それぞれ独立の機能を持っており、それは一見複雑な絡み合いをもった組織であったといえよう。

附属中学校・小学校は、従来どおり高等師範学校に置かれ、また第二臨時教員養成所も勅令第四二号をもって従来どおり広島高等師範学校に置かれることとなった。こうして、文理科大学、高等師範学校、附属学校、臨時教員養成

所を擁する一大学園が成立することとなったのである。

文理科大学・高等師範学校の事務組織も一体となり、昭和四年五月には「大学処務規程」を制定した。庶務課・会計課・教務課・学生課の四課が設けられ、別に図書館を置き、文理科大学と高等師範学校の事務事項一切はそれぞれの課でいっしょに行われることとなった。

ところで、文理科大学の卒業者もまだみない昭和六年には、文理科大学・高等師範学校の廃止問題が起った。両者一体となって猛烈な反動運動を展開したことはいうまでもないが、これについては第二編第一章第二節で述べるのでここでは割愛する。

#### 教職員の陣容

教職員の定員は、従来の文部省直轄諸学校職員定員令より削除され、これも高等師範学校官制によって定められた。また、高等師範学校が文理科大学に附置されたことにより、学校長は文理科大学教授中より補されると規定されていたが、実際には文理科大学長が兼補された。これによって昭和四年（一九二九）四月十三日、広島文理科大学長兼教授吉田賢龍が改めて広島高等師範学校長に補された。また、従来の教職員は、別に辞令を受けなにかぎりそのまま新高等師範学校に勤務することとなった（なお、昭和八年三月、吉田賢龍の辞任表明以後、学長問題が起き、文部省と対立する事態となったが、これについては第二編第一章第三節を参照されたい）。

広島文理科大学の附置校になってからの教職員定員の推移は、表一―一五に示すとおりであるが、高等師範学校と文理科大学との附置関係により教職員にも相互兼任する者が多かった（表一―一六参照）。また、教職員定員の増減は当初の十年間はほとんど変化がみられないが、昭和十四年度以降、毎年官制が改正され、その定員が増加していった。この官制改正の趣旨は、教授陣の強化と高等師範学校の拡充にあったが、それは戦時体制の強化に伴う政府の師範教育政策を反映したものであった。



表 1-15 広島高等師範学校教職員定員 (2)

年 度 (公布月日)	学校 長	教授	生徒 主事	教諭	助教 授	助教諭	訓導	助手	書記	生 徒 主事補	備 考
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
昭和 4 年 (4.1)	—	49	1	12	8	8	20	2	7	1	文理大附置、徳育専攻 科廃止 勅令第 39号
昭和 5 年	—	49	1	12	8	8	20	2	7	1	
昭和 6 年	—	49	1	12	8	8	20	2	7	1	
昭和 7 年	—	49	1	12	8	8	20	2	7	1	
昭和 8 年	—	49	1	12	8	8	20	2	7	1	
昭和 9 年 (10.18)	—	49	1	13	8	8	20	2	7	1	勅令第296号
昭和10年	—	49	1	13	8	8	20	2	7	1	附中作業科新設
昭和11年	—	49	1	13	8	8	20	2	7	1	
昭和12年	—	49	1	13	8	8	20	2	7	1	
昭和13年	—	49	1	13	8	8	20	2	7	1	
昭和14年 (8.9)	—	50	1	13	9	8	20	2	8	1	理一・二部学級増加 勅令第543号
昭和15年 (9.16)	—	52	1	13	9	8	21	2	8	1	附小学級増加 勅令第592号
昭和16年 (4.23)	—	55	1	13	12	8	22	2	9	1	文科一部乙開設 勅令第479号
昭和17年 (3.27)	—	57	1	15	12	9	22	2	9	1	附中学級増加 勅令第239号
昭和18年 (3.24)	—	57	1	教諭 (兼任) 15	12	教諭 (兼任) 9	22	2	9	1	勅令第162号

年 度 (公布月日)	学校 長	教授	教諭 (兼任)	訓導 (兼任)	生徒 主事	助教 授	教諭 (兼任)	訓導 (兼任)	養護 訓導	助手	書記	生 徒 主事補	備 考
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
昭和19年 (3.20)	—	60	15	1	1	14	9	20	1	3	9	1	勅令第132号
昭和20年 (3.28)	—	65	16	1	1	16	9	20	1	4	10	1	勅令第131号
昭和20年 (6.16)	—	73	16	1	2	19	9	20	1	5	11	2	勅令第373号
昭和21年 (3.22)	—	85	16	1	—	15	9	20	1	4	10	—	勅令第156号

表 1-16 広島高等師範学校教職員定員実員調(昭和6年度)

の改組  
学生団体

文理科大学と高等師範学校の附置関係により、学生団体も一体化した。すなわち、学友会の創設がこれである(第二編第一章第一節参照)。また、各種研究会や同好会も文理科大学、高等師範学校の学生生徒によ

	定員	実 員		兼 任 の 内 訳	
		専任	兼任		
高	校長 教授 生徒主事 助教 助手 書記 生徒主事補 〈小計〉 講師 傭外国人教師 配属将校 嘱託補託 助手補託 事務嘱託 事務雇 学校医 〈小計〉 〔合計〕	49 1 8 2 7 1 68	42 1 8 2 7 1 61 8 1 1 4 6 1 34	1 28 7 1 8 1 46 6 1 1 2 1 10 56	文理大学長1 文理大教授15、文理大助教授10 生徒主事1、教諭2 文理大学生主事1、文理大教授6 文理大助手1 文理大書記8 文理大学生主事補1 高工教授1、広島控訴院判事1、教諭1 広島病院部長1、文理大講師1 県立西条農学校教諭1 文理大配属将校1 文理大嘱託2 広島病院部長1
附	助教 主講 配属将校 嘱託補託 助手補託 事務雇 〔合計〕	12 8	12 8 3 1 1 2 2	6 1	教授1、訓導2、助教授3 教授1
中	訓導 主事 雇 〔合計〕	20 20	20 20 3 23	2 1 3	生徒主事補1、助教授1 教授1
附	主事 雇 〔合計〕	20 20	20 23	2 1 3	生徒主事補1、助教授1 教授1

注) 『広島文理科大学・広島高等師範学校・第二臨時教員養成所一覽』(自昭和6年  
至昭和7年)による。

って組織され、一体化したものとなった。なお、この頃より学生思想問題が起り、とくに昭和六年(二五三)の初めから昭和七年末にかけて有志による読書会ならびに集会が開かれたり、宣伝ビラが配布され、社会主義思想の宣伝ならびに軍国主義政策の反対などが叫ばれた。警察に検挙される者も続出し、学校当局も多数の者に謹慎・退学処分を下した。いっぽう社会主義に対して愛国主義的団体の愛国青年連盟が、広島市内の高等諸学校の有志者によって組織されたりした(資料一―一八参照)。こうした思想統制は、学友会活動にも若干影響するところがあったと思われるが、昭和九年四月に開催された学友会各部ならびに各私設団体新方針発表講演会において、それぞれの団体は心身修練の道場であることが力説された。昭和十四年当時の学生団体は学友会を除いて一八団体(資料一―一九参照)を数えるが、学友会は翌十六年二月解消され、広島尚志報国会が組織された。

#### 教育施設

文理科大学の開設、高等師範学校の拡張などによって、講堂・屋内体操場・図書閲覧室の増改築、寄宿舎の増築ならびに附属学校校舎の改築などが必要となった。しかし、このなかで認められたのは、附属小学校の改築だけであった。附属小学校は明治三十八年(二〇五)四月に開設され、その校舎の竣工は翌三十九年十二月であった。したがって校舎も老朽化し、補強工事をしながら使用していた。改築予算案が認められたのは昭和十一年(二五三)で、翌年より着工された。しかし、日中戦争の勃発により建築資材が騰貴し、予算の関係上、当初の設計のなかにあった講堂兼屋内体操場は割愛された。附属小学校の落成式は昭和十三年十月であった。工事費は総額約三〇万円、鉄筋コンクリート三階建て(二部平屋建て)、坪数一七八坪であった。

つぎに、新しく教育施設として拡充されたものに臨海教育場がある。附属中学校・小学校では、明治三十九年より広島・山口・愛媛・大分の各県下において臨海教育を実施していた。附属中学校ではそのなかでとくに山口県室積町の西浜海岸が臨海教育上の好適地であることから、大正五年(二五三)以来、同町の小学校をその期間中の宿舍にあてて実施していた。昭和十二年七月、同町青年学校校舎が新築され、附属中学校父兄団がその建築資金の一部を寄付し

たこともあって、同年よりこれを附属中学校臨海教育場として提供してもらった。

附属小学校では、昭和八年以後、広島市仁保町似島浜本海水浴場で実施していた。しかし、昭和十二年、軍部より臨海教育場としての使用遠慮方を申し達してきたので、この機会に広島県豊田郡大乗村浦福田海岸に臨海教育場を建設することになった。敷地ならびに建設経費は一万四六〇六円八銭で、すべて附属小学校の一保護者の寄付と保護者団費によって負担された。臨海教育場は翌十三年七月に落成した。なお、保護者団はこれを文理科大学に寄付し、大学は大学臨海教育場としてこれを管理した。

そのほか、附属中学校には広島県高田郡小田村に修練道場が設けられたが、その落成は昭和十六年五月であった。

**淳風寮と  
寮生活** 広島高等師範学校の寮は淳風寮と称し、一年生の間は自宅通学生を除き全員入寮のたてまえであった。

その建物は構内の南西に位置し、南面の塀に沿って一線に並んだ二階建二棟と、その北側にこれと平行して中庭を隔てる形で建てられた二階建一棟とより成り、南門近くに塀に平行して建つ食堂とつなぎ廊下で結ばれ、またこのつなぎ廊下は食堂の北側の浴場・洗面所・学生会館と連絡していた。

以下、昭和十年(二三五)ごろの実情について述べる。寮には合計二七室があり、各室八名の定員であった。室員の割振りは、まず室長の詮衡があり、ついで室長の合議により室員の割り当てが行われる方式であった。室長の詮衡は四年生の入寮志望者について行われるが、寮の各室が学友会所属の各部のボックスの機能を果たしていたので、入寮志望は実情としては学友会各部の要望を背景として行われる者が大部分であった。また副室長にあてられる三年生ないし二年生の室員においても同様の事情にあった。したがって、新入生の割振りは入学前に中学校などの課外活動でみがあった特技を基準として行われ、特技のない者についてはなるべく室員に同一学科が重ならないよう配慮された。その結果、入学前にならば課外活動の経験のなかった新入生でも、学友会所属の特定の部に入れられたことを機として、その部に入部し活動を続ける場合が少なくなかった。



寮内風景（竹山晴夫氏提供）

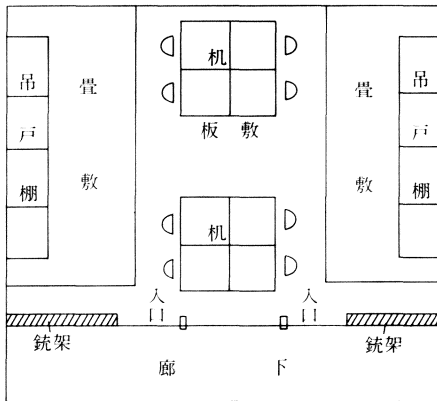


図1-2 室内配置図

室内の状況は図一—二のような配置となっていた。廊下から板戸を引きあげて室内に入ると、二つの入口の両脇に銃架（ただし銃は置いてない）を具えた構造に、新入生はまず一驚を喫したものである。ただし、寮生活はほぼ寮生の自治に委ねられており、兵営の内務班などに類した室の配置と、生活の実態とは全く相そぐわなものであった。寮の自治組織としては、室長全員のうちから選ばれた三名の総務が寮生活全般をとりしきり、各棟の同じ階ごとに室長の互選により一名が部長となり、その階の世話役となった。また全寮生のうちから炊事委員が選出されて食堂の炊夫の監督や献立の作成の責めに任じた。炊事委員は献立作成の予備知識を得るため、週一度特別食を調理させてかれらだけの試食会を開いた。この「役得」のせい、炊事委員だけは立候補制をしいていた。

食堂は約四〇〇名収容できる広さがあり、寮生がその半ばを占め、残りの席は外泊生の希望者にあてられた。食堂では一テーブルごとに、その中央に名札板を立てて六名ずつの席が定まっております。食事時間前に炊夫が席ごとに料理を

配列しておくのである。ただ主食の御飯はテーブルごとに飯櫃をすえておき、セルフサービスで茶碗に飯をよそおった。また汁物のおかわりは、めいめいが調理場近くまで出かけて炊夫についてもらっていた。飯櫃が空になったら、その蓋をさしあげて「給仕さーん」と叫ぶと、調理場近くから少年の給仕が満杯の飯櫃をかかえて駆けつけてくれた。

食費は月一二円であった。献立は一汁三菜程度はあり、かなりの内容であった。それに祝祭日には紅白の餅とか「おこわ」や果物が添えられた。それでも集めた食費の黒字がでて、それを還元するために月末には特別に果物類を支給することも多かった。また何かの都合で欠食する際は、前日までにそれを予告しおけば欠食分の食費が返却された。

寮生活の日課は、起床時間・食事時間・消燈時間などが小使の振鈴で知らされ、生活の大枠はこれで律せられていた。週に二度、起床後寮生一同が学生会館前に集合してラジオ体操を行い、その後で寮総務から必要事項の伝達があることぐらいが団体としての規律で、その他の点では全く寮生個々の自覚に俟つという行き方であった。また寮生活のなかで上級生が下級生に対して権力的に振舞うことは皆無であった。

寮の年中行事の主要なものとしては、四月の入寮歓迎遠足、翌年三月の卒業生送別会ぐらいであった。歓迎遠足は寮食堂が腕によりをかけて調製した弁当や菓子箱を携えて郊外に出かけるもので、たとえば可部の福王寺を目的地とした場合は、目

学 生 歌

作詞 満井 隆行  
作曲 弘田竜太郎

一 瀬戸の島浦 春霞

霞に明くる 東雲の  
風さわやかに 吹くところ  
水清き郷 広陵に  
我が友楯を 執りてより  
乾坤めぐる 幾歳ぞ

二 時潮空しく 流れては

陸上謡ふ 笛の音に  
酔乱の世の 夢醒めず  
道を伝ふる 旗の色  
沈倫の影に 消えゆきて  
世は寂莫の 世紀末

三 花楼台に 乱れては

健児の胸を 搏つを見よ  
北辰天に さゆらげば  
ここに黙示の 光あり  
翠袖の香に 酔ひ痴るる  
世をば教へん 人や誰

的に登山すると総務の歓迎挨拶があったのち、三々五々食事をすまして山を下り、可部から太田川の舟下りをたのしみ、長寿園で上陸し帰寮するというスケジュールであった。送別会は、毎年三月九日の卒業式で巢立つ室長クラスを送るもので、食堂内に紅白の幔幕をめぐらし、東寄りにステージを設け、食卓を白布で蓋うなど、「一流レストラン」なみに飾って行われた。「豪華」な食事をしたのち、学友会の部ごとや室ごと、あるいは個人で余興を出しあって賑やかに一夜を過ごした。このほか、第一棟・第二棟のそれぞれ一階の各室と二階の各室との交替が十月に行われた。これは一階と二階とは居住条件が異なるため、公平をはかるためのものであった。ただし、第三棟の二階通称「高天原」の場合は、その一階が寮務室等にあてられていたので交替はなかった。もっともここは二階ではあるが外界の眺望はなかったので、余り好条件とはいえなかった。

寮生は寮と校舎を結ぶつなぎ廊下を通って各教室に出かけられるようになっていた。そのため寮生は、履物は寮内で用いる上履のまま、また教科書・ノートなどの学用品はカバンに入れず裸のままの気楽な恰好で教室に出かけるものが多かった。

寮生の勉強は、平素は寮と直結していた図書館（九時閉館）もしくは室内で消燈時間まで行われた。消燈後は終夜燈の自習室に出かけねばならなかった。しかし、各学期末に実施される期末試験の一週間前になると、消燈時間が延長され、さらに試験期間は寮全体が終夜燈となった。また試験中は寮の食堂も特別に朝食時に芋粥を準備して消化を容易とする配慮が行われた。

#### 入学者と卒業者の推移

広島高等師範学校の生徒定員は、大正十五年（一九二六）十月の校則中改正によりおよそ七〇〇名と定められていたが、昭和十四年（一九三九）四月より理科第一部・第二部の学級人員を増やし、生徒定員も一〇七〇名となった。しかし、昭和十八年には教育科の廃止に伴い生徒定員は一〇五〇名となった。生徒定員の推移は以上のとおりであるが、文科・理科の入学者の状況を見ると表一―一七に示すとおりである。これをみると、大正十一年

表 1-17 文科・理科の入学志願者・入学者数 (2)

年 度	入 学 志 願 者		入 学 者	
	文 科	理 科	文 科	理 科
昭 和 4 年	1,620<2> <sup>人</sup>	1,184<3> <sup>人</sup>	95<2> <sup>人</sup>	70<3> <sup>人</sup>
昭 和 5 年	1,450<4>	1,029<5>	92<4>	72<5>
昭 和 6 年	1,673<3>	1,254<7>	94<3>	74<7>
昭 和 7 年	1,295<2>	1,135<2>	88<2>	71<2>
昭 和 8 年	1,174<2>	989<1>	85<2>	60<1>
昭 和 9 年	1,194	898	87	67
昭 和 10 年	1,122<4>	776<6>	83<4>	69<6>
昭 和 11 年	1,047<7>	761<5>	91<7>	69<5>
昭 和 12 年	923<6>	784<5>	89<6>	68<5>
昭 和 13 年	893<4>	654<2>	90<4>	72<2>
昭 和 14 年	842<2>	648<1>	90<2>	117<1>
昭 和 15 年	681<5>	468<2>	89<5>	122<2>
昭 和 16 年	668<6>	628<6>	107<6>	115<2>
昭 和 17 年	1,198<6>	875	121<6>	125
昭 和 18 年	413<5>	350<2>	121<5>	136<2>
昭 和 19 年	1,042<6>	1,278<4>	178<6>	228<3>
昭 和 20 年	760	765	190	220
昭 和 21 年	925	1,084	182	217
昭 和 22 年	543	586	156	181
昭 和 23 年	901	582	217	192

(注) 『文部省年報』による。 < >は外国人の内数を示す。

入学選抜試験が実施されるようになってから入学志願者が殺到し、引き続き高い入学競争率を示している。ただし、わが国がしだいに戦時体制に突入するにつれて入学志願者も減少し、さらに生徒定員の増加によって入学競争率も若干緩和している。



表1-18 文科・理科の卒業生数(2)

卒業年月	文科第一部	文科第二部	文科第三部	理科第一部	理科第二部	理科第三部
昭和5年3月	27 <1>	26 <1>	(甲) 17<3>、(乙) 15<1>	28 <2>	27 <2>	18 <2>
昭和6年3月	29	36 <2>	12<2>、14<1>	32 <2>	24 <1>	23 <1>
昭和7年3月	28	22	15<1>、16	27 <2>	22 <1>	16 <1>
昭和8年3月	25	28 <1>	13<1>、13	20	19	13
昭和9年3月	21	26 <1>	11<2>、17	29	19 <1>	13
昭和10月3月	25	27	11<2>、16<1>	21	16	15
昭和11年3月	21	30	14<3>、14	22 <1>	21 <2>	8
昭和12年3月	23	19	14、15<1>	25 <1>	18	16 <1>
昭和13年3月	16	19	11、12	18	19	13
昭和14年3月	27	28 <1>	11<1>、17	29 <1>	21	20 <2>
昭和15年3月	25	22 <1>	11<2>、17<1>	19 <2>	22	14 <1>
昭和16年3月	30 <1>	21 <1>	25<2>、—	23	22 <2>	13 <1>
昭和16年12月	24 <1>	22	12<2>、21<1>	24 <2>	13	15
昭和17年9月	24 <1>	24 <2>	13<1>、14	47 <2>	32 <2>	13
昭和18年9月	19	16 <1>	8<2>、13	43 <1>	33	11
昭和19年9月	(甲) 16、(乙) 19	15	7<1>、16<1>	35 <1>	33 <1>	12
昭和20年9月	18、8 <1>	9	3、6	(其の一) 13<1>、(其の二) 11	(其の一) 15、(其の二) 13	8
昭和22年3月	25、19	30	25	57	51	18
昭和23年3月	44、24	17	37	70	76	33
昭和24年3月	67、5	20	57	69	68	35
昭和25年3月	43、3	28	66	45	62	35
昭和26年3月	48、2	27	41	54	66	30
昭和27年3月	40、10	24	42	41	40	27

注) 前掲「卒業生名簿」による。 < >は外国人の内数を示す。

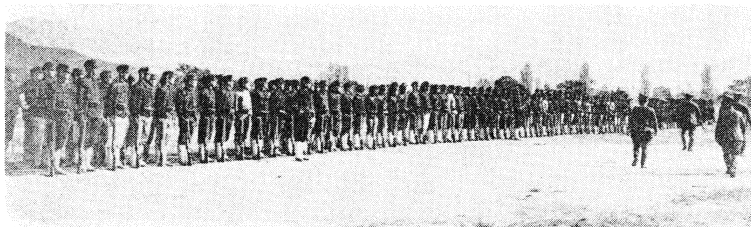
つぎに、高等師範学校の入学資格について述べると、大正十年の校則改正以来、中学校卒業生、師範学校卒業生および専門学校入学者検定規程による試験検定合格者となっていたが、しかし、昭和十八年度より師範学校卒業生は削除された。これは同年三月の師範教育令の全面改定(勅令第〇九号第一)により、師範学校が官立となり、専門学校程度に昇格したことによる。これまで師範学校卒業生の入学は約四〇名前後だったが、以後の入学者の大部分は中学校卒業生が占めるようになった。また、昭和十九年には金沢高等師範学校、翌二十年には岡崎高等師範学校が新設され、男子中等教員養成機関も拡張された。

生徒募集は戦後の教育改革により昭和二十三年度をもって停止した。その間の卒業生数は表一―一八に示すとおりであるが、昭和七年三月以降の卒業生のなかには、三年修了者数も含まれている。これは文理科大学入学資格の変更によるもので、昭和七年四月以降、高等師範学校第三学年修了者で所定の試験に合格すれば文理科大学に入学することができた。

## 第二節 戦時体制下の学園

**戦時教育の刷新と  
科学教育の振興** 満洲事変や日中戦争にみるように、軍部の大陸進攻によって、戦争は泥沼に入り込み、戦時体制もしだいに強化されていった。野外軍事演習がさかに行われるようになったのもこの頃からであるが、また、とくに戦時下における教育の刷新振興は、国策上重要な問題となった。政府は、昭和十二年(二五三)十二月に教育審議会を設置し、その答申ならびに建議をもとにして、教育制度の刷新改善をはかった。青年学校の義務制、国民学校制度の実施、師範学校の官立昇格などがそれであるが、さらに教育内容の改善、とりわけ科学教育が重視された。

あるが、また、とくに戦時下における教育の刷新振興は、国策上重要な問題となった。政府は、昭和十二年(二五三)十二月に教育審議会を設置し、その答申ならびに建議をもとにして、教育制度の刷新改善をはかった。青年学校の義務制、国民学校制度の実施、師範学校の官立昇格などがそれであるが、さらに教育内容の改善、とりわけ科学教育が重視された。



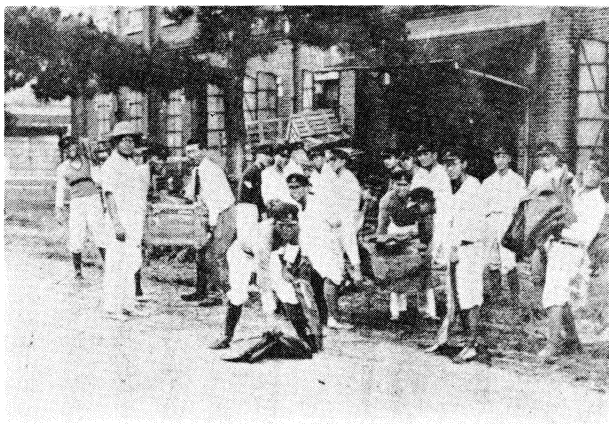
軍事教練（『永懐』より）

広島高等師範学校では、まず昭和十四年四月より理科系生徒を増募した。それは戦時下における科学振興政策による理科系教員の増員計画にもとづくものであった。また、中国大陸で活躍している卒業生も相当あり、この時より文科において随意科目として支那語を開設した。さらに、昭和十六年四月には、文科第一部を甲・乙に分け、甲は従来どおり国語・漢文を主要科目とし、乙は国語・漢文のほかにくに支那語を必修とした。

また、附属学校においても科学教育が重視されるようになった。昭和十六年四月には、文理科大学・高等師範学校および附属学校の数学・物理・化学・博物学の全教官によって科学教育振興会が結成され、理科教育の調査研究とともにその指導にあたった。文部省にも理科教授要目調査委員会が組織され、翌十七年三月には「中学校及ビ高等女学校数学並ニ理科改正教授要目」が発表された。これにより科学教育の新しい体系化がなされることになった。すなわち、算術・代数・幾何といった数学の各部門は第一類(数量)・第二類(空間)に、動物・植物・鉱物・物理・化学といった理科の各部門は物象・生物に、それぞれ統合整理した教科体系が打ち立てられた。これにもとづいて附属中学校では、同年四月より学科課程ならびに授業時数の改正を行った。このような戦時における科学教育の振興が、科学技術の戦力化をめざしたものであったことはいうまでもないことである。

#### 学園新体制

昭和十五年(一九四〇)八月、国内新体制要綱が発表されると、教育界も時局即応の態勢を整えていった。まず、学園指導陣の一元化をはかるために、文理科大学には科長会が設定されたが、高等師範学校においても同様に、同年十月二十四日に部長会が新しく設定された。従来、文科一部・同二部などの各部ごとに主幹が置かれ、



学徒勤勞奉仕(『永懷』より)

それぞれ生徒の指導を行っていたが、ここにおいて主幹を廃し、新たに部長を設けて部内の統制に当らせた。部長は八名任命され、校長のもとに部長会を組織し全校の協力体制を整えた。その任期は二年交代であった。

また、学園新体制の確立の一つとして、学友会を解消し、新しく尚志報国会を組織し、さらに非常要務に即応すべき報国隊を結成したことがあげられる(第二編第二章第二節参照)。高等師範学校の教職員・生徒は、報国隊の組織として高師大隊を編成し、また、各小隊ごとに各所に配備され、隊別に勤労作業を実施するようになった。

**修業年限の短縮と学徒出陣** 戦争はますます拡大し、昭和十六年(一九四二)二月八日には太平洋戦争に突入した。これより先文部省は、

時局の要請に応ずるために同年十月十六日付文部省令をもって、昭和十六年度臨時短縮三か月を示達し、引き続き十一月一日付文部省令で

昭和十七年度臨時短縮六か月を示達した。この指示に従って、昭和十七年三月に卒業すべき生徒に対しては教育実習を繰り上げて実施し、昭和十六年十二月二十七日に卒業証書授与式を挙行した。なお、大学入学志望者ならびに未就職者に対しては、昭和十七年一月より三か月間臨時補習科を設け、その間補習教育・特別研究および勤労作業などを課した。この臨時補習科を修了した者は三五名であった。昭和十八年三月の卒業予定者に対しては、六か月短縮の応急措置として、昭和十六年十一月より学科課程を変更し、毎週の授業時数を増加した。また同年十二月二十二日には臨時規則を定め、臨時短縮による学年区分を明らかにした。こうして翌十七年九月二十三日に卒業証書授与式が挙

行され、以後、昭和二十年度までは、九月卒業となっている。

修業年限の短縮とともに、昭和十九年に入ると軍事工場などへの勤労働員が頻繁になり、文科・理科ともに学年により通年動員として出動し、「決戦教育措置要綱」(同年三月十八日閣議決定)により、昭和二十年四月より一年間学校における授業は原則的に停止と定められた。また、文科系生徒の徴兵猶予は、同年二月の陸軍省令第六号および陸軍省告示第四号をもって撤廃された。高等師範学校ほか教員養成諸学校の生徒は、昭和十八年十月の「教育ニ関スル戦時非常措置方策」により徴兵猶予が認められていたが、これにより文科系生徒は出陣していった。

#### 特設広島男子中等

#### 教員養成所の設置

昭和十九年(二四四)九月、広島高等師範学校内に特設広島男子中等教員養成所が置かれた。これは軍事保護院の軍人援護事業として行われたものである。軍事保護院ではすでに昭和十四年九月より文部省および関係学校当局の協力を得て、戦歿者寡婦を対象とする中等・初等教員または幼稚園保母の養成を行ってきたが、さらに傷痍軍人の更生も問題となり、その職業補導として男子中等教員養成所が開設されることとなった。特設広島男子中等教員養成所には、歴史地理科・数学科・物象科・生物科の五学科が設けられた。入所資格は中等学校修了あるいはこれと同等以上の学力を持つ傷痍軍人で、修業年限三か年、募集人員は各科合計五〇名であった。生徒募集はこの年の一回のみで、昭和二十二年七月、歴史地理科一名、数学科七名、物象科六名、生物科六名、合計三〇名が修了していった。

#### 外国人留学生と特

#### 設興南科の設置

外国人留学生は、大正中期以降、毎年数名ないし一〇名前後入学している。当初は朝鮮・中国・台湾からの留学生が主であったが、その後、満洲・モンゴルからの留学生が多数在学するようになった。中国(満洲を含む)・モンゴルからの留学生は、そのごく一部が準備教育課程に編入されていたが、ほとんどものはそれぞれ各科各部に所属し、高等師範学校の生徒と同一の学科課程によって就学していた。

これとは別に、特設興南科が昭和十九年(二四四)四月に設けられ、南方特別留学生が受け入れられた。当時、わが国

は東南アジア各地を占領下におき、「大東亜新秩序建設」という占領政策がすすめられていた。南方特別留學生は、この占領政策上、その人材養成の目的をもって南方占領地各所から招致されたのである。留學生の選抜は、各地軍政当局によって行われ、マラヤ・スマトラ・ジャワ・ビルマ・フィリピンなどの各地より合計六七名が日本へ留学することになった。留学中の指導には、大東亜省を中心に陸軍・海軍・外務・文部の各省、内閣情報局および国際学友会で構成した連絡会議が当たった。

これら留學生は、東京で国際学友会の管理のもとで日本語を中心とした準備教育を受け、昭和十九年四月、志望に応じて全国各地の専門学校に入学した。広島高等師範学校へは、マラヤ・ボルネオ・スマトラ・ジャワ・ビルマ・フィリピンの各地出身者二〇数名が入学し、大手町八丁目（現在大手町四丁目）の元安川畔にあった興南寮（木造二階建が宿舎に充てられた。教育上では文科興南部という特別クラスを作り、特別の学科課程が編成された。なお、広島高等師範学校へ就学した留學生数は、正確には不明であるが、『文部省年報』によると二〇名となっている。

しかし、戦局が悪化してきた昭和十九年後半期になると、留學生の安全を保障する必要が生じ、同年十二月二十九日の閣議で「留日学生教育非常措置ニ関スル件」を決定した。これにもとづいて翌二十年四月に留學生の配置換えが行われ、その結果、広島在任の南方特別留學生は九名となった。これら九名の留學生は、一名を除いて全員が同年八月六日の原爆に遭遇し、うち二名が被爆死した。残りの者も負傷し、その後回復したが、終戦によりこれら留學生は全員、学業途中にして帰国していった（『生死の火 広島』  
『大学原爆被災誌』）。

**特別科学学級** 昭和十九年（二〇四）四月、広島高等師範学校附属中学校に科学特別教育学級が設置された。科学の必要が痛感されたことから、卓越した科学的天才を育成することを目標として、東京・男・女・広島・金沢

の各高等師範学校に設置されたものであった。広島高等師範学校では百余名の推薦応募者より三〇名程度を選抜し、一・二・三年各一学級が編成された。さらに昭和二十年一月より、科学学級は附属国民学校（昭和十六年四月附属小学校

を改称にも設けられることになった。すなわち、「附属国民学校では同校の初四(初等科四年)以上の少数優秀男児を選抜する一方、市内各校から十名、県下および県外から校長の推薦による希望応募者を詮衡のうえ転入させ、各学年約十名の特別班の三班を組織し、教科課程は国民、体操、芸能の各科は、概ね法令と同様であるが、理数科では算数、理科、理工(算数、理科工作の一体的な科学技術の修練を期するものとする)ともに教授時数を増加し、毎週授業時間は初四『三四』、初五『三二六』、初六『三三六』の計画で、また体操、芸能科の教育は普通学級に施し理数は特別班のみ特設授業と訓導・教授数人が協力指導して初六を修了のころには中学二年程度まで発展する」(『中国新聞』昭和)と。科学学級の児童生徒在籍者は、各学級数名程度で、昭和二十一年度まで生徒募集が行われたが、翌二十二年の学制改革により科学学級の児童生徒は普通学級に編入された。秀才教育に対するいくつかの教育的実践を残して、特別科学教育は廃止された(『広島大学教育学』部『附高史』)。

#### 勤労働員と附属

##### 学校の集団疎開

集団勤労作業は、すでに昭和十三年(一九三六)六月より開始されていたが、本格的な勤労働員が始まったのは昭和十八年の学徒動員令が公布されてからで、文科系に続いて理科系も、各学年順次通年勤労働員に出勤していった。その主な出勤先は、市内江波町の三菱重工広島造船所、同観音町の三菱重工機械製作所、広島市郊外の東洋工業ならびに日本製鋼所および市内各所の軍施設(兵器廠・被服廠)などであった。

附属中学校の生徒も三年以上は学徒動員がかけられ、昭和十九年から翌二十年にかけて、広島市郊外祇園の三菱重工機械製作所、市内の陸軍被服廠、呉市の海軍工廠に出勤した。

昭和二十年になると、全国各地の主要都市の爆撃も激しくなり、附属国民学校三年以上および附属中学校一、二年は集団疎開をすることとなった。附属国民学校においては同年四月、教官一八名、児童二八八名が広島県比婆郡西城町に疎開した。三年生は美古登国民学校、四年生以上(科学学級を含む)は西城国民学校で授業を行い、宿舎は同町内の各寺院に分散した。附属中学校では同年七月、一年生は賀茂郡原村へ、二年生は同郡戸野村へ疎開(農村手迄)した。

表1-19 広島高等師範学校・同附属中学校・同附属国民学校原爆死死者数

被爆地	教職員・生徒・児童				
	教職員	高師生徒	附中生徒	附国児童	計
高等師範学校内(千田町)	9 (8)	6 (4)	1 (1)	0 (0)	16 (13)
動員先一東洋工業(市外向洋)、三菱造船(江波町)、被服廠(出汐町)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)
出勤・登校中、市内	3 (2)	1 (0)	10 (10)	0 (0)	14 (12)
自宅・留学生寮(大手町)	3 (0)	1 (1)	2 (0)	0 (0)	6 (1)
被爆地不詳	12 (9)	34 (14)	9 (4)	14 (13)	69 (40)
直後または後日入市	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
計	33 (19)	43 (19)	22 (15)	14 (13)	112 (66)

〔備考〕『生死の火 広島大学原爆被災誌』所収「死死者名簿」による。  
 数字は被爆後、現在(昭和50年8月)までの死死者数を示す。  
 ( )内は即死または数か月以内に死した者。

附属中学校の科学学級(一〜三年)も、比婆郡東城町に疎開し授業を続けた。

昭和二十年(一九四五年)八月六日、広島市に投下された原子爆弾によって、広島高等師範学校ならびに附属中学校の校舎・寄宿舎などの木造建物は一瞬にして倒壊し、

その後の火災によってすべてを焼失した。附属国民学校の鉄筋コンクリート校舎も外形をとどめるのみであった。当時、学校内に残存していた者は、学校警備の任にあたる教職員・生徒、健康上の理由で勤労働員に出動できない者および外国人留学生と附属中学校の科学学級(四年)の生徒で、あまり多くはいなかった。原爆による人的被害の状況は表一―一九に示すとおりであるが、附属学校が集団疎開(附属国民学校一・二年児童は夏休み中で、縁故疎開をしていた者が多い)していたことや、大部分の者が出動していた動員先が市中心部でなかったのが不幸中の幸いであった(第二編第二章第二節参照)。

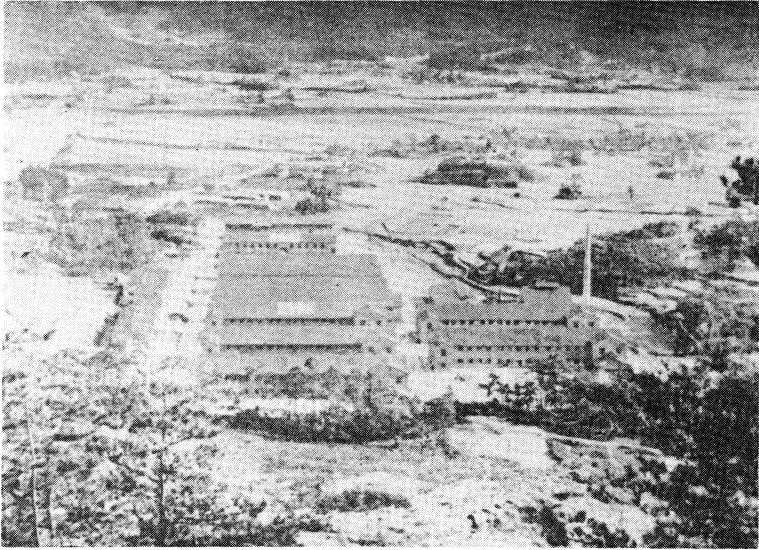


### 第三節 戦後の改編と新制大学への包括

**授業再開と  
学校復興** 原爆投下後、ただちに学校本部を広島文理科大学本館内に設け、学校関係被災者の救護活動と学校復興の準備を開始した。昭和二十年(一九四五)八月十五日、終戦によりわが国の国政全般は連合軍最高司令

部の管理下におかれ、文部省は同日「終戦に関する件」を発して教学の再建を訓令した。翌十六日学徒動員解除の通達があり、その後その他の軍事教育に関する旧諸法令が廃止された。さらに二十八日には学校における授業再開の訓令が発せられたが、広島高等師範学校は、すべての建物を焼失し、当分休校状態であった。まず、附属国民学校児童は比婆郡西城町の疎開先より引揚げ、十一月より豊田郡大乗村の大学臨海教育場で授業を再開した。そして翌二十一年五月、附属国民学校の残存校舎の修理完成により広島市千田町の元校舎に復帰した。附属中学校は昭和二十年十月より疎開先の原村で授業を開始したが、翌十一月には原村旧陸軍南部廠舎跡に全校が移動し、さらに翌二十一年三月には廃校になっていた賀茂郡西条町の吉土実小学校に移転した。そして昭和二十二年一月、附属中学校も元の校地に新築校舎が一部完成し、広島に復帰した。

高等師範学校は、昭和二十一年二月十二日より賀茂郡乃美尾村海軍衛生学校跡において授業を再開した。戦災による実験器具・図書焼失に加えて、仮校舎での授業は効果のあがるものではなかった。まず、学校再建計画が立てられ、同年十二月頃、「母校復興運動」が起こされた。この運動には教職員・生徒が一致協力し、八〇〇万円の募金活動を開始した。この運動はおのずから広島復帰運動へと展開するようになった。その結果、翌二十二年四月、まず第四学年生徒が広島に復帰し、広島文理科大学および元広島女子高等師範学校跡に建築された寮舎(淳風寮)において授業を行うようになった。ところで、この年の八月十二日、乃美尾仮校舎は出火し、その大部分を焼失した。広島復帰



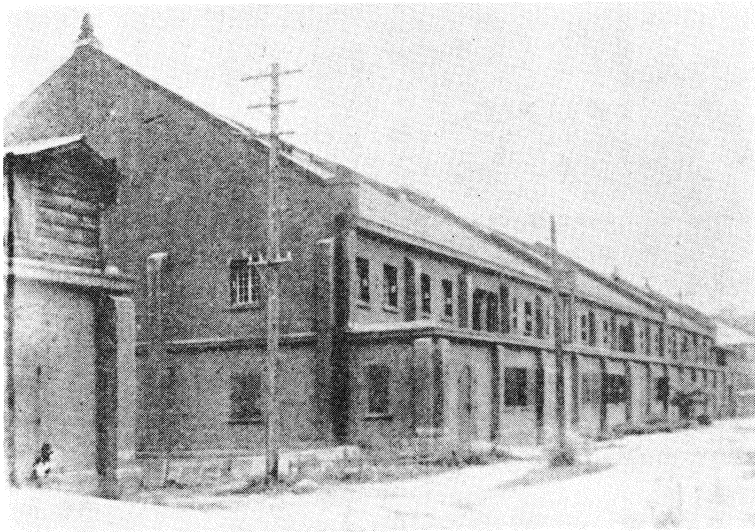
乃美尾校舎（『永懐』より）

を計画していた広島高等師範学校では、この事故により校舎にあてる建物を本格的に物色することとなり、関係当局との交渉の結果、広島市出汐町の元陸軍被服廠を校舎にあてることとした。十月六日に第三学年が広島に復帰し、第四学年とともにこの被服廠跡において授業を行い、十二月には第二学年が、翌二十三年三月には第一学年も広島に復帰した。ここに至ってようやく全学年の広島復帰が完了した。出汐町校舎の配置は、図一―三のとおりである。

#### 新官制の制定と 教職員の陣容

昭和二十一年（四〇）四月一日、官立大学員養成諸学校官制が公布された。高等師範学校・女子高等師範学校・師範学校・青年師範学校は、この官制によって規定されることとなり、従来の高等師範学校官制、文部省直轄諸学校官制および同職員定員令は廃止された。

広島高等師範学校は従来どおり文理科大学に附置されたが、教職員の職制に変更があった。すなわち、学校長、教授、文部教官、文部事務官、文部技官を置くとし、広島高等師範学校の教職員定員は表一―二〇のとおりに定められた。また学校長は、従来文理科大学教授中より補すとなっ



出 汐 町 校 舎 (『永懐』より)

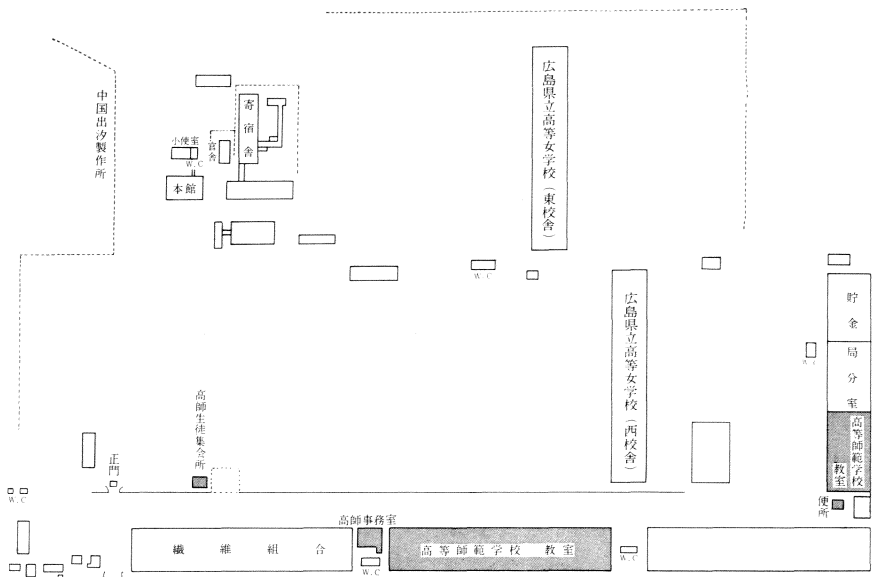


図 1-3 広島高等師範学校配置図

1-20 広島高等師範学校教職員定員(3)

年 度 (公布月日)	文部 事務官 又は 文部 教官	文 部 教 官			文 事 部 官	文 技 部 官	備 考	
		学 校 長	教 授	2 級	3 級	3 級		3 級
昭和21年 (4. 1)	—	65	17	48	10	1	勅令第208号	
昭和21年 (6. 22)	—	68	22	52	11	1	勅令第331号	
昭和22年 (5. 24)	—	70	22	54	11	1	政令第 72号	
昭和23年 (8. 23)	—	70	25	55	12	1	政令第257号	

ていたが、これまでは文理科大学長が兼補されており、新官制でははつきりと「広島高等師範学校長ハ広島文理科大学長タル文部教官又ハ文部事務官ヲ以テ之ニ充ツ」と規定した。ここに広島高等師範学校が広島文理科大学に附置されてからの歴代校長および校長事務取扱をあげると、吉田賢龍（校長・昭和四年四月十三日、昭和九年六月）、乾環（事務取扱・昭和九年六月十三日、昭和九年八月十三日）、近藤寿治（校長・昭和十二年六月十日、昭和二十年六月十三日）、古賀行義（事務取扱・昭和二十年十二月、昭和二十年六月十日）、長田新（校長・昭和二十四年六月三十日）であった。新制広島大学発足後は、長田新が広島文理科大学教授に専補されたことにより、広島女子高等師範学校校長桜井役が校長事務取扱となり、昭和二十四年七月三十一日より同二十七年三月三十一日まで校長（広島大学教育学部長に兼補された。なお、昭和二十五年十月七日より十二月二十七日まで桜井のアメリカ出張中、広島文理科大学教授古賀行義が校長事務代理を命ぜられた。

**戦後の学制改革と 戦後の教員養成制度については、昭和二十一年新制大学設置運動**（二凸の第一次米国教育使節団の報告書をはじめ

として改革構想が作成されていた。報告書では、義務教育諸学校の教員養成機関として教育大学を設けること、上級中学校教員は、大学院において二年以上研究し、しかも各学科目についての国家検定試験

に合格したものとすることなどを提案した。同年八月に発足した教育刷新委員会では、教員養成諸学校の刷新と新しい教員養成制度の構想を検討し、十二月には「教員の養成は総合大学及び単科大学において教育学科を置いてこれを行うこと」を建議した。かくして、翌二十二年三月三十一日学校教育法の制定公布によって、これまでの師範教育関係の諸法令は廃止された。ただし、従来の教員養成諸学校は、同法および同法施行規則によって暫定的に維持されることになった。

新しい教員養成学校の改革構想が促進されるなかで、広島高等師範学校では当面の機構改革がなされ、昭和二十二年七月に従来の部制を改組した。すなわち文学部・理学部の二学部を置き、社会科、歴史科(国史・東洋史・西洋史、地理科、国語科、漢文科、英語科、独逸語科、数学科、物理学科、化学科、地学科、生物学科の一二学科とし、同時に教科課程を単位制に改めた。なお新学制により同年四月、附属国民学校は附属小学校、附属中学校は附属中学校・高等学校と改称した。

いっぽう、昭和二十二年十二月には、「国立広島総合大学設立推進本部」が設置され、広島文理科大学を中心として総合大学誘致運動が本格化していった。広島高等師範学校は、教育刷新委員会の構想から、総合大学教育学部もしくは単科大学のいずれかを選択する道があったが、当初より広島文理科大学とは一体であり、新制広島大学設置運動に参画し、広島大学教育学部構想の中で重要な地位をしめた。

**広島大学** 昭和二十四年(一九四九)五月三十一日、国立学校設置法(法律第一一五〇号)により広島大学が設置され、広島高等師範への包括 学校は広島大学に包括された。広島大学の発足によって、広島高等師範学校は廃止されることになった

が、これまでの在籍生徒が卒業するまで暫定的に存続することが認められた。その間、校名は広島大学広島高等師範学校と改められ、昭和二十四年度からの生徒募集も停止し、在籍生徒の教育のみが継続された。

いっぽう、広島高等師範学校は国立広島総合大学設置計画どおり、広島大学教育学部構想において一つの拠り所と

なり、教職員は順次広島大学へ切り替えられていった。なお、昭和二十五年度における教官定員は、教授四名、教官一三名、講師四名、附属学校教官六六名、計一二七名であった。また、高等師範学校教官の広島大学への切り替え予定表をみると、教育学部一九名、文学部一六名、教養部一五名、理学部一名、政経学部二名、水畜産学部二名、工学部一名、その他一一名、計七七名とあり、順次それぞれの学部配置されていた。(昭和二十五年六月、広島大学教育学部「広島大学広島高等師範学校一状況報告」)

**広島高等師範**

昭和二十七年(二五五)三月二日、第四七回卒業証書授与式が挙行され、同時に創立五十周年記念式な

**学校の廃止**

らびに終校式が行われた。創立以来五〇年、その間の卒業者(研究科修了者を除く)は、文科三四五三

名、理科二九九八名、徳育専攻科一四四名、教育科六九三名、総計七二八八名におよんだ。この第四七回卒業式を最後に全生徒が卒業し、同月三十一日広島高等師範学校は廃止された。なお、広島高等師範学校所蔵の図書は広島大学教育学部に引き継がれ、附属学校もそのまま広島大学教育学部附属小学校・中学校・高等学校として引き継がれた。

かくして、広島高等師範学校は創立以来ちょうど半世紀にわたる歴史を閉じ、その伝統は広島大学教育学部に継承された。

# 資料

一 一 第二高等師範学校の広島  
市設置に関する新聞記事 (明治三十三年)

〔芸備日日新聞 明治三十三年三月二・三・四・六日〕

## 第二高等師範学校と広島

健全なる国家に地方分権の必要あるが如く一国の教育機関に於ても亦其適當なる配置の必要を認むるなり。昨年来政府部内に於ては普通高等教育の発達に伴ひ同教員養成の必要上よりして第二高等師範学校を設置せんとするの議起り、之に要する経費の支出を定むると共に何れの地方に之を置かんとするの問題を決定せざるべからざるに際し、本県知事江木千之氏は之を我が広島に設置するの極めて適當なるを感じ、政府に交渉せんため初めて上京せしは同年六月にてありき。而して当時江木氏が第二高等師範学校の位置を広島に定むべき要領として提起せしは実に左の如きものにてありしなり。

第二高等師範学校の位置を広島に定むべき要領

(一) 地理・広島を以て適當の位置とする事

高等師範学校二校を置くの必要なることは多言を要せず。而して東京なる高等師範学校を東部の学校則ち第一高等師範学校とし、之に対し西部の学校則ち第二高等師範学校を設立するに際し其位置如何を考ふるに之を京都に定めんか、東部の学校則ち第一高等師範学校に近接して其当を得ず。又之を九州に定めんか、西方に偏すべし。此故に西部の学校則ち第二高等師範学校

の位置は山陰・山陽・四国・九州の要路に當る広島を措て他に適當の地あらざる事。

(二) 教育の感化上広島を適當とする事

高等師範学校は普通教育の根源にして主として高等教員を養成するの責を有すると同時に、他の一面に於ては自然一般の普通教育を誘掖提撕するの任務あり。而して方今山陰・山陽・四国・九州地方学校生徒修学旅行の状況を察するに、其広島地方を以て目的とせざるもの殆んど稀れなり。則ち広島と山陰、山陽・四国・九州地方とは一般の交通頻繁なるの外、尚且つ教育上の關係疎ならざるの一端を徴すべし。されば今第二高等師範学校の位置を広島に定むるときは山陰・山陽・四国・九州地方の教育を感化する上に於て最も便利あるべき事。

(三) 道德上適當の位置なる事

(イ) 淫猥の風俗は都会に於ける一般の通弊として免るべからざる所とす。然るに広島は京都及其他の大都会に比しては勿論他の都邑に比するも此弊風の甚しからざることは私生児・在監者及生殖器病死者の統計に依りて明かなる事。(ロ) 輕佻浮薄、奢侈、生意氣等の如き風習も亦一般都會の通弊とする所なれども広島に於る是等の弊風は他の都會に比して甚しからず、古來善良の風俗なることは寛文年間黒川道祐の編著に係る芸備郡志に「人性寛舒而無疎豪之氣固多文雅之士而有才芸之人」とあるに依りて見るも其一斑を知るに足るべき事。(ニ) 古來忠君愛國

の気風に富み建武中興の時に当りては夙に勤王の大義を唱へたるあり、元龜・天正の時に在りては毛利氏の王事に勤むるあり、徳川時代に頼山陽ありて大に士気を鼓舞し、明治維新の際の如きは国事に斃れたるものゝ多きこと薩長に次ぎ、明治十年西南の役及明治二十七八年の戦役の如きに至りては国家のため名譽の戦死を遂げたるものゝ多きこと、広島人士を以て第一とす。斯く大義名分を重んずる土風の旺盛なるは他の地方に比し敢て遜色あることなし。而して是等の事實は教育上の内部を觀察する人に於て初めて知悉するを得べく、実に国民的教育の本拠とするに適する事。(三)師団、兵学校、鎮守府、要塞砲兵等ありて自然に軍事思想を涵養し、尚武の氣象を養育すべき現象は陸に海に日夜学生の身辺を圍繞するが如き状況は全国殆んど其比を見ざる所なり。是等の事實は市井の俚謡兒童の唱歌に依りて視るも亦以て其影響の一端を察知するに足る事。(ホ)広島は教育施設上一要件とすべき道徳上の関係に於て其當を得たるにも係らず世人住々其風俗を批難するあり。之れ内部の真相を知らざるものゝ言にして恐らくは廿七八年戦役に際し、他の地方より軍夫又は射利の徒の多数侵入して市内を攪亂したる一時の現象を訛伝したる者なるべき事。

#### (四) 教育上の資料に富饒なる事

(イ) 広島は山野海辺及都市を包含せり。之を以て樵夫・商人・農家・海陸軍人・官吏及漁夫等の習慣又は家庭教育上に於て其趣を異にする各種の兒童を教養する好材料を得らるべき事。(ロ) 広島は半里程を出でずして海に沿ひ又近く山野を控へたる位置なるが故に、容易に山海の動植物及び動物を蒐集して博物学学科の研究に便なるのみならず、地学研究の材料を得るの

利ある事。(ハ) 神武天皇東征の旧趾あり、神功皇后征韓の古蹟あり、明治二十七八年戦役の大本營跡あり、其他毛利氏大内氏及尼子氏に関する古戦場の如き其数少なからず。以て歴史科研究の資料とするもの多き事。(ニ) 師団あり鎮守府あり又海軍兵学校、地方幼年学校等の特種学校あり、或は農事試験場、製塩試験場等の施設あり、皆以て教育上の資料に供するを得べき事。

#### (五) 県内教育の發達せる事

広島県には師範学校一ヶ所、中学校五ヶ所、高等女学校一ヶ所、商業学校二ヶ所、職工学校一ヶ所、商船学校一ヶ所其他海軍兵学校、地方幼年学校等あり。小学校は九百余校にして其内高等小学校は百校に達し、三十二年四月に於ける就学兒童は学齡児百中八十二人なり。而して私立学校五ヶ所に毎年県より教育費の補助を爲し益々中等教育の振興を図りつゝある事。

#### (六) 衛生上適當なる事

(イ) 氣候は冬季の温度高度にして夏季の炎熱低度なり。而して最高低温度の差少なくして快晴の日多く、氣候要素の配合中和を得て人身に適するは統計上明かなる事。(ロ) 広島市内の衛生は近來長足の進歩を爲し、伝染病患者の如きも逐年其数を減ずるは統計上明に示す所なり。殊に水道を布設し昨年十二月以來飲用水に供せしを以て著しき効果を見るに至れる事。(ハ) 数派の川流市内を貫通し且つ海岸に近接するが故に、短艇競漕若くは遊泳に適する場所尠からず。以て学生の体力を養うに便宜の施設をなし得べき事。

#### (七) 經濟上に利益ある事

水産及畜産に饒かなることは統計上の事實にして其価は比較的



低廉なり。故に学校経済に大なる利益ある事。

(八) 沿革上適當なる事

高等教育の施設に關し其学校の位置を定むべきは之を歴史上に徴するも亦至當の事なりとす。嘗て全国に七大学の設けあるに當り、広島は其本部の一に定められたり。之れ政府に於て教育施設上広島を以て適當と認めたる証とすべく、而して昨年第五高等学校設置の議あるや広島に定められんことを唱道したる事。

(九) 地方的感情ならざる事

第二高等師範学校の位置を広島に指定せられんことを唱ふるは決して地方的感情より出づるにあらず。実に國家の爲に適當の施設として切望する所以なる事。

第二高等師範学校設置に就きての政府の意嚮

江木本県知事は第二高等師範学校を広島に設置する事に就き前号記載の如き意見を提起し政府に迫る所ありしに、政府に於ても予て同校の位置を広島に定むるの適當なるを信ぜし所ありと見え大に動く所ありしが、之を設置するに就きては先づ經費支出の協賛を帝國議會に求むるの順序を経ざるべからざるを以て、尚ほ位置の選択に対しては審議を要すべきものありとなし、本県知事の意見には全然同意を表するには至らざりしも、尠なくとも政府の意嚮の広島に傾注しつゝありしは之を窺うに難からざりしなり。而して知事は目的貫徹せんためには無論県民の声援を得るの必要あるを以て直に政府部内の意嚮を県民に通知し、是非とも同校を広島に設置せしむるの覚悟を決すべきを以てせり。斯くて第十四議會開期の切迫するに及び政界の中央部に於て第二高等師範学校を設置すべしとの議盛んなるに

至れるに従い多少の反對論者も出て来り、或は目下の処經費の都合上之が設置を許すべからずと云ふものあり。或は殊更に第二高等師範学校を設けんより寧ろ現時の高等師範学校を拡張すべしと論ぜるものありて、一時は増設論者の氣炎拳らざるものありしなり。尚ほ位置に就きても多少の議論起りたるのみならず、京都市会の如きは熱心に同地に設置するの必要を唱道し、取敢ず同校建築費中へ二十五万円の寄付を為さんことを決議せしみに止まらず、時宜に依りては百二十五万円迄の寄付金を為さんことを宣言するに至れり。事体斯の如くにして本県官民の希望を阻碍せんとするものも亦尠からざりしなり。然れども同校設置の如きは國家的問題にして寄付金の多少を以て之を諮議すべきものにあらず。一國教育機關の配置上適當の位置を有する箇所に向て之を設置せんは當然の事にして、京都或は九州地方の郡邑が之を一地方利害上の問題より打算し来りたる牽強附会の説に依りて動かされ得べきものにあらざるや明かなり。併し一國の經濟上困難を感じるの場合に於ては同校設置に就きての好位置を有せる箇所と雖も多少の寄付金を為し、以て其設備を速に且つ完全ならしむるは當然の義務なりと言はざるべからざるなり。此を以て本県知事には昨年十一月を以て開かれたる臨時広島県會へ対し同校建築費中へ応分の經費を寄付するの適否を諮詢するに至れり。

臨時広島県會の決議

昨年十一月召集せられたる臨時広島県會は知事諮問の意を諒とし、第二高等師範学校建築費中へ金二十五万円を寄付せんことを決議し、以て県民が同校を広島に設置せられんことを熱望するの意を表したりき。尤も当時江木知事の臨時県會へ提出せん

としたる原案に依れば市部は同校の敷地(地代約十万元と見積り)を寄付し、外に金十五万円の経費をば人口割に依り市部に負担せしめん筈なりしが、審議の末寄付金二十五万円の内五分二厘(十三万円)は市部に於て、四分八厘(十二万円)は都部に於て負担することに決したり。又広島市会に於ても同校を当地に設置せしむるの希望を貰かんため上京委員を派遣せしむることとなりたるが、尚ほ東都に於ける本県出身の先輩者并に本県代議士等も熱心に運動を継続し、尋で県会よりも上京委員を出し一面議會に對するものと一面政府へ對するものと内外相応じて着々運動を進行せしめたるの結果、帝國議會に於て同校経費支出の通過と共に同校を広島に設置するの運びに到着したる次第となり、此間江木本県知事及び本県代議士を始め官民一挙して力を茲に致せしもの蓋し尠少ならざりしなり。之れ素より広島なる土地が恰當の位置を有せるに因るならんと雖も亦右諸氏の力の与りて多なりとせざるべからざるものあるなり。

#### 第二高等師範学校設備

明治三十三年度より七ヶ年の継続工事に依りて建築せらるべき第二高等師範学校に對する設備の概要を示さんに、曩に文部省より本県庁へ送付しある建築図面の如きはホンの下調のものにして、従て校舎の坪数等をも記入しあらざるより茲に其詳細を報道すること能はずと雖も(聞く所に依れば目下文部省にて詳細取調中の由なり)、同校敷地約二万坪にして同建築図面に依れば百四十間と百六十間の敷地にて百四十間の向きを表門とすれば門を入りて衝當に文学科教室(平屋)あり、本校生徒定員五百人を容るべし。而して其裏手には大講堂あり、雨天体操場(武器庫・同器手入室・体操教員室等の設けあり)あり、文学科

教室の右側には二階建の理学科教室(即ち物理・数学・農学)あり、其隣りに二階建の書庫と閲覧室あり。而して閲覧室の並びに生徒自修兼寢室(所謂寄宿舎なり)四棟ありて何れも二階建にして総て五百人を収容し得らるべき宏大の建物なり。又其後方には賄所、食堂、浴室あり、尚ほ病院の設けあり。又文学科教室の左側には二階建の理学科教室(化学・博物)あり。之にて本校に關する建築物は終りたれども表門を入りて文学科大教室の左側に長く建築せらるべきものは最初が附属小学校第三部にて生徒百六十人を容るべく、次は同小学校第二部にて生徒二百八十人を容るべく、次は同小学校第三部にて生徒五百六十人を容るべく、此校舎には雨天体操場の設けあり。其れより尚ほ後には二階建の練習中学校あり。此にも雨天体操場(武器庫・同教員室あり)ありて生徒三百五十人を収容すべし。而して各建築物にて包圍せられたる中央の大なる空地は即ち体操場なりとす。則ち右諸種の建造物は全敷地(二万坪)の殆んど三分の一にも及ぶべくして総ての設備完具し堂々たる大校舎を形づくるものなりと云ふ。

#### 第二高等師範学校設備費

同校全体の設備費は未だ詳細なる調査の結了せざるが爲め之れを知るを得ずと雖も、曩きに政府に於て見積りたる概算に依れば約五十七万円を要すべくして内二十五万円は校舍建築費、三十二万円は書籍器械等一切教授上に要せるものゝために費さるべきものなりと云ふ。而して本県より寄付せんとするものは校舍建築費に係るものにて、県会の決議に依れば三十三年度には土地二万坪(凡一坪五円として十万元)と金一万元、三十四年度に金五万元、三十五年度に金五万元、三十六年度に金四万円を

割当寄付することとなり居れり。尤も政府にては三十三年度より七ヶ年の継続事業として完成を告ぐる見込の由にて、其伸縮は時宜に依るの外なしと雖も成るべく速に完成せしめん方針なりとの事なり。就きては本県当局者及び有志者の勉にても政府の見込みよりは少なくとも三年を短縮せしめん様に力を尽さん決心ありと云へば、遅くとも同校の完備は三十六年度中には見ることを得んか、吾人は出来得る限りは設備の速かならんことを希ふものなり。

校舎建築の順序

校舎建築順序は三十三年度内に敷地の設備を遂げ翌年度より建築に着手せん筈にて、先づ本校文学科教室、理学科教室、講堂、雨天体操場、書庫并に閲覧室を始めとし、自修兼寢室、寄宿舎、賄所、食堂、浴室、病院等に及ぼしたる後練習中学校、附属小学校の建築を為すものなりと云ふ。

本校經常費と臨時費

建築費及び諸般の設備費は別項記載の如くなるが、毎年要する所の經常費は約十七万円を要すべき筈なり。今第一高等師範学校三十三年度歳出入予算を見るに歳入の部は政府支出金十四万七千四百四円六十五銭三厘、諸収入一万六千六百三十三円十二銭三厘(授業料・利益・雑収入・附属校館収入、合計十六万三千四百六十七円七十七銭六厘にして、歳出の部は俸給及諸給七万八千五百十七円、庁費三万五千円二十七銭、修繕費二千五百五十円、死傷手当一円、賠償及訴訟費二円、諸収入過誤払下戻一円、旅費千二百六十六円六十三銭、雑給及雜費一万六千三百二十三円六十一銭七厘、学生費二万九千二百六十六円五十銭二厘、備外国人諸給一万六百元、合計十六万九百九十七円一銭九厘なる

が、第二高等師範学校経費も亦此等の標準に依りて割出さるゝものと見て大差なかるべき也。其他の臨時費に於ては新設校なるだけそれだけ当分の内多額の支出を要するものあらんと思はる。

經濟上県民の利益となるべき点

五十七万円の設備費中建築費二十五万円の過半は本県内に落つるものにして、其他書籍諸器械諸器具の購入に就きても少なくとも半数は本県人の手より買ひ上げらるべし。而して毎年経費十七万円の過半も亦県民を潤すに至るべきのみならず、千名内外(本校生五百名と練習中学校生三百五十名の外附属小学校生徒千名あり。仮りに千名を他府県より入り来るものとする)の生徒と百数十名の職員との広島市に入り込むに依りて、之に關係せるものゝ往來のみにも頻繁なるに至りて自然土地を潤沢せしむるは此れ又見易き所たらざらばあらず。

練習中学設置に依りて生ずる利益

既記の如く第二高等師範学校には本校生徒練習用のために練習中学校(生徒定員三百五十人)の設けあるに依り、之れに就きて本県の利益となるものは実に夥しきものあるなり。試みに見よ、現時本県下に於ける中等教育の機関としては第一中学校生徒五百五十七人、第二中学校生徒四百三十四人、第三中学校生徒百六十一人、第四中学校生徒二百四十人、明道中学校生徒二百八十人ありと雖も年々高等小学校を卒ふるもの約二千三百名に下らずして、更に進んで中学に入らんとするもの多きも中学校舎の設備欠乏のため尠からざる不便を感じつゝあるなり。然るに此場合に於て完全なる一の練習中学校を得るは何寄りの事にして県下中学教育に及ぼす所の利益は名状すべからざるもの

あるべし。今其二例を挙げれば多数中学入学者の希望を満足せしむるは勿論第一本県中学校の品位をして高尚ならしむるものあるなり。如何となれば附属練習中学校は高等師範学校生徒練習のために設くるものなれば、其設備の完全なるは無論の事にして入学生徒と雖も選択の上にも選択を与へて収容せるのみならず、教授方法に於ても改良上の先着点にあるを以て同校入学者の幸は云ふまでもなく、他の県立中学校も自然と之を模範とするの傾きを生じ、追て之れと競争の勇氣を惹き起すは当然の事にして、直接と間接とを問わず人物養成の上にて將た芸研磨の上にて益する所多々なるべきは何人も雖も得知すべきなり。以上は本校近接の地にある本県下の利得する所なれども、少なくとも関西二府二十二県の中学校教育に及ぼす所の利益は数うるに遑あらざるべし。

#### 第二高等師範学校設置に依り広島市の普通教育上に及ぼす影響

第二高等師範学校附属練習中学校の設置により本県并に近接地方中等教育に及ぼす所の影響は前号記述の如くなるが、同附属小学校の設備に就き直接に広島市の普通教育上に与ふる所の裨益は更に大なるものあるなり。即ち同附属小学校の設備は第一部・第二部・第三部に分ちありて、第三部は生徒五百六十人、第二部は生徒二百八十人、第一部は生徒百六十人を収容すべきものにして総て一千人の生徒を養成すべき設計なりとす。翻て広島市普通教育機関の設備を見るに二個の高等小学校と十個の尋常小学校あれども就学児童の増加せるに従い何れも校舎の狭隘を感じ僅かに各所に分教室を設け、以て焦眉の急に応ぜんことを勉めつゝある有様なり。尤も三十三年度に於ては各尋常小

学校の建増工事と更に第三高等小学校（生徒千人を容るべきもの）を観音村の北端に建設せん筈にて何れも遠からず工事に着手せん都合なりとの事なり。而して市内現在の学齡児童は如何と云ふに男九千八百十一人、女九千六百六十七人にして内就学児童男七千八百十一人、女五千八百四十五人、不就学者男千二百十五人、女二千五百四十七人あるなり。左れば不就学者は尚男女合計三千七百六十二人ありて、縦令三十三年度に於ける第三高等小学校の建築と各尋常小学校の建増工事の竣工せらるゝに於ても充分の収容を為すこと能わざるや明かなり。況んや人口の繁殖に従ひ年々其数の増加を致せるの傾向あるに於てをや。又一方を見るときは本市の財政は日を追ふて困難に赴き諸般の事業に向て注入せんとする力の欠乏せるを以て、現時に於てすら充分なる積極の方針を取る能はずして逡巡しつゝあるに依り、校舎の設備の如きも到底完全の注文には応ずる能はざるなり。此時に当り国庫費に依りて支弁せられ、而かも一千人の生徒を収容すべき完全の小学校を設置せらるゝに於ては、本市普通教育上に与うる利益の莫大なるものあらんは何人も雖も得知するに難からざるべし。先づ第一番に感すべきは校舎の設備上に多少の余裕を生ずること之れなり。則ち一千名の生徒を第二高等師範学校附属小学校に収容せらるゝものとせば、千人を容るべき現在の校舎に余裕を生ぜるものにして、仮令ば二人一脚の椅子を三人一脚となしなどとして、漸くに一時を弥縫したる姑息策の如きは端なく排除せらるゝを得べく、又一時に多額の経費を支出するの困難なるよりして間合せ工事を施せしものも自然充分の設備を為し得るに至るべきなり。以上は校舎の設備に及ぼすべき影響なれどもさて其教育上に対しては広島県師範

学校附属小学校が他の小学校の模範として利益を与ふるが如く、第二高等師範学校附属小学校は更に之れより一層の裨益を与へられんは疑ふべくもあらず。現時に於ける高等師範学校附属小学校の設備に徴して明瞭なりと謂ふべし。

諸般の事業に与へらるべき利益

今日の処にては第二高等師範学校に要せる職員の様子は未だ詳細を知るに由なしと雖も、現時の高等師範学校の規定に依りて推測するときは校長以下教授教諭等奏任待遇を受くるもの五十七名、其他嘱托教師<sup>(トウゴ)</sup>訓導に至ては百五十余名の多きに至らん。而して此等の品位と知識を有せる学者教育家の錚々たるものが少なくとも百名内外広島市に入込むものとせば、之に依り其四辺に及ぼさるべき感化は蓋し尠少にあらざるなり。従て各種学校の設備に便宜を与ふるのみならず農に工に將た商に各専門の人に乏しからざることとなるを以て、或は間接に或は直接に本市各般の事業に向て裨益を与ふべきことは勿論にして、取り分け広島品の品位をして高尚ならしむる者あるべし。又同校備付の諸器械其他書籍庫の如きは各種の学校若くは篤志の人に其れくくの便利を与ふるものもあるべし。何れにしても同校の位置を広島に定めらるゝに至りたるは返すくも本県の大幸にして、而かも一國教育機関の配置上其宜しきを得たるものなりと信ず。

第二高等師範学校敷地

同校の敷地は約二万坪を要すべきものにして、広島市の何れの箇所に建設せらるべきやは未定の問題なるが、這是遠からず文部省より官吏を派遣し実地臨検の上決定せらるべき筈なりと云ふ。尤も或るものゝ説く所に依れば格別の必要あらざる限りは

成るべく広島県師範学校に接近の地を相して建設せられん方諸般の便宜を充すを得て至極適当ならんと云へり。併しながら同校敷地選定に就きては本県当局者はやがて開会せらるゝ臨時県会に諮詢したる上にて、文部省に交渉する都合なりとの事なれば近き中に決定せらるゝならんと思はる。

広島市民将来の覚悟

第十四議會は広島市に取りては幸福なる年なりしなり。第二高等師範学校の設置と云ひ臨時議事堂保存費国庫補助建議と云ひ尚ほ宇品開港建議と云ひ何れも市民の希望を達せしことなれば、将来に於ける本市市民の覚悟は益々進取的なるべくして本県の首邑たるの実を挙げ以て県民に孤負する所あるべからず。而して斯かる覚悟は帝国臣民の応に為すべき義務たるのみならず今後幾多の希望を有せる広島市民の特に發奮すべき責務なり、広島の前途多望なりと謂ふべし。

吾人は茲に第二高等師範学校と広島との關係を記述し、以て広島市民及び広島県民の大奮發心を喚起せんと欲するもの也。

一—二 第二高等師範学校設立完成期短縮請願書 (明治三十三年)

〔明治三十三年「通  
常広島県会成議案」〕

第二高等師範学校設立完成期短縮請願書

中等学校ニ於テ從來教員欠乏ノ甚シキハ今更喋々ノ弁ヲ要セス、殊ニ近来此種ノ学校著シク勃興シ本県ニ於テモ亦其數ヲ増シ教員ノ欠乏ヲ感スルコト日ニ益々切実ナリ

曩ニ政府ハ茲ニ見ル所アリ、第二高等師範学校ヲ我広島ニ設置

セラレントスルニ際シ本県民モ亦大ニ其挙ヲ贊襄シ敷地并ニ建築費ノ一部ヲ寄付シ以テ該事業ノ速成ヲ予期シタリシカ、遂ニ三十三年度以降七ヶ年ノ繼續費ヲ以テ同校設備ノ完成ヲ期スルコト、ナレリ、然ルニ此計画ニ依レハ今ヨリ殆ンド十ヶ年ノ後ニアラサレハ同校ノ卒業生ヲ出スニ至ラサルヘシ、教員ノ需要急且切ナルノ今日ニ於テ尚之カ補充ヲ遲緩ナラシムルノ感アルヲ免カレサルハ地方目今ノ狀況誠ニ堪ヘ難キ所ナリ、依テ政府ハ宜シク之カ完成期ヲ短縮セラレ速カニ地方ヲシテ今日ノ不幸ヲ免カレンメラレントコトヲ、是レ本県民ノ切望シテ止マサル所ナリ

右ハ前段陳述セル如ク本県民ハ即ニ其資ヲ致シテ事業ノ完成ヲ熱心贊襄セル所ナレハ、之カ進行ノ緩急ハ県民ノ利害ニ関スルコト頗ル重大ナリト信シ茲ニ本会ノ決議ニ依リ此段請願候也

明治三十三年十二月廿四日

広島県会議長 松 井 将 壮

内務大臣男爵 末 松 謙 澄 殿

一―三 広島高等師範学校寄宿寮規則(明治三十五年)

〔広島高等師範学校一覽〕

広島高等師範学校寄宿寮規則

生徒ハ総テ寄宿寮ニ入り本校教育ノ趣旨ニ則リ修養練磨ヲ務メ本寮内寄宿ニ関シ左ノ各条ヲ心得ベシ

居室及衣食ニ関スル紀律

第一条 受業ノ際及外出スル時ニハ必ず制服ヲ着用スベシ、其  
他ニ於テハ和服ヲ着用スルコトヲ得、此場合ニ在リテハ必ず袴ヲ用フベシ

第二条 毎日起床後直チニ寢具ヲ上ゲテ之ヲ整頓シ夜礼後直チ

ニ寢床ヲ装フベシ

第三条 寮内各室ハ当直ヲ設ケ毎日起床時限後ニ於テ清潔ニ掃

除スベシ

第四条 毎月二回指定ノ日時ニ於テ総掛リニテ大掃除ヲナシ床

板窓硝子棚銃架等凡テ清潔ニ淨拭シ舎監ノ検査ヲ受クベシ

第五条 被服書籍銃器其他雜品等ハ総テ所定ノ場所ニ整頓スベ

シ

第六条 室内ニテハ履物ヲ穿ツベカラズ

第七条 寮内ニアリテハ指定シタル場所ノ外ニ於テ喫烟スルコ

トヲ得ズ

第八条 起臥食事等ノ時限ハ時々之ヲ定メテ揭示ス

第九条 外来人トノ面会ハ応接所ニ於テスベシ

外出及外泊

第十条 外出時限ハ休日ハ朝食時限後ヨリ平日ハ放課時限後ヨ

リ自修時限マデ休日ノ前夜ハ夜礼時限マデトス

第十一条 止ムヲ得ザル事故アリテ前条時間外ニ外出セントス

ルトキハ願書ヲ舎監ニ差出シ外出証ヲ受取り之ヲ門衛ニ渡シ

帰校ノ節之ヲ受取り寮務課ニ返還スベシ

第十二条 止ムヲ得ザル事故アリテ外泊又ハ帰省セントスルト

キハ其ノ事実ヲ証明スベキ書類ヲ添ヘテ出願スベシ

願届及非常心得

第十三条 凡テ願届等ノ書類ハ必ず舎監ヲ經テ差出スベシ

第十四条 校内非常ノコトアルトキハ別ニ定メタル所ノ規程ニ

ヨリ各自ノ任務ニ服スベシ

役員及其任務

第十五条 寮内自修室全体ヲ数部ニ分チ各部ニ部長ヲ置キ各室ニ室長ヲ置ク

第十六条 部長ハ各部生徒中ニ就キ校長之ヲ命ジ室長ハ各室生徒中ニ就キ舎監之ヲ命ズ

第十七条 部長及室長ノ任命ヲ一学年間トス

第十八条 部長ハ舎監ノ指揮ニ従ヒ部内一般ノ取締ニ任ジ兼テ命令ノ伝達ヲ為スベキモノトス

第十九条 部長ハ大掃除日ニ於テ部内各室ノ掃除終ルトキハ之ヲ舎監ニ報告スベシ

第二十条 室長ハ常ニ部内諸備品ノ保存整頓並ニ清潔衛生等ニ注意シ、若シ備品ノ毀損紛失又ハ衛生上害アリト認ムル等ノコトアルトキハ之ヲ舎監ニ申出ヅベシ

第二十一条 疾病ニ罹リタル者ハ医員室ニ就キテ診察ヲ受クベシ

第二十二条 疾病ノタメ欠課ヲ要スル者ハ其旨直チニ届出ヅベシ

第二十三条 疾病ニ罹リ飲食起臥ノ常規ヲ履ムコト能ハザル者ハ摂生室ニ入ラシム、但シ病症ニヨリ直チニ入院外泊若クハ帰郷ヲ命ズルコトアルベシ

一四 広島高等師範学校規則 明治三十六年  
〔広島高等師範学校一覽〕

広島高等師範学校規則  
第一章 目的及ヒ定員

第一条 本校ハ師範学校、中学校、高等女学校ノ教師タルベキ

者ヲ養成スルヲ以テ目的トス  
第二条 本校生徒ノ定員ハ凡ソ五百名トス

第二章 学科及ヒ学科課程  
第三条 本校ノ学科ヲ予科、本科、研究科ニ分チ予科ノ修業年限ハ一箇年本科ハ三箇年研究科ハ一箇年乃至二箇年トス

第四条 予科ノ科目ハ倫理、国語、漢文、英語、数学、論理、  
図画、音楽、体操トス、師範学校出身ノ生徒ニハ図画、音楽ノ一科目若クハ二科目ヲ闕ギ其時数ヲ英語ニ加ヘ課スルコトアルベシ

第五条 予科ノ学科課程及ヒ毎週授業時数ハ左表ニ依ル

子 科		学 科 課 程
倫 理	一	人倫道德ノ要旨
国 語	三	講読、文法及作文
漢 文	三	講読
英 語	一〇	講読、会話、作文、文法
数 学	四	算術、代数、幾何、三角法
論 理	二	論理学ノ概要

図画	二	自在画及用器画
音楽	二	唱歌及理論
体操	三	普通体操及兵式体操

第六条 本科ハ分チテ国語漢文部、英語部、地理歴史部、教物化学部及ヒ博物学部トス

国語漢文部ノ科目ハ倫理、心理学及教育学、国語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語、音楽ノ一科目若クハ二科目ヲ加フ  
英語部ノ科目ハ倫理、心理学及教育学、英語、国語及漢文、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又

本科 国語漢文部

漢文	国語	心理学及教育学	倫理	倫理實踐学道史徳	学年	第一学年		第二学年		第三学年	
						講讀、文法、作文	心理學	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又
支那文学史、解題典	講讀、文法、作文	心理學	倫理實踐学道史徳	二	第一学年	講讀、文法、作文	心理學	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又
七	六	二	二	二	第二学年	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	心理學	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又
支那文学史、解題	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	心理學	倫理實踐学道史徳	二	第三学年	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	心理學	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又
七	六	三	三	三	第一学期及第二学期	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	心理學	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又
支那教學史	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	心理學	倫理實踐学道史徳	二	第三学期	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	心理學	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又
七	六	五	五	五	第四学期	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	心理學	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又
講讀、漢作文	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	心理學	倫理實踐学道史徳	二	第五学期	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	心理學	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又
四	四	四	四	四	第六学期	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	心理學	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又	國語、漢文、英語、歴史、哲学、言語学、体操トス、但シ随意科目トシテ独語又

ハ仏語、音楽ノ一科目若クハ二科目ヲ加フ  
地理歴史部ノ科目ハ倫理、心理学及教育学、地理、歴史、法制經濟、国語及漢文、英語、体操トス、但シ随意科目トシテ独語、音楽ノ一科目若クハ二科目ヲ加フ  
教物化学部ハ主トシテ数学物理学ヲ修ムルヲ目的トスルモノト主トシテ物理学化学ヲ修ムルヲ目的トスルモノトシ、其科目ハ倫理、心理学及教育学、数学、物理学、化学、天文氣象、英語、図画及手工、体操トス、但シ随意科目トシテ独語、音楽ノ一科目若クハ二科目ヲ加フ  
博物学部ノ科目ハ倫理及教育学、植物学、動物学、生理学及衛生、鉱物学及地質学、農学、英語、図画、体操トス、但シ随意科目トシテ独語、音楽ノ一科目若クハ二科目ヲ加フ  
第七条 本科各学部ノ各学科毎週授業時数ハ左表ノ如シ



第一編 広島高等師範学校史

教心理学及 教育学	倫理	学 科 目		学 年	本 科	英 語 部	科	意	隨	計	体	言	哲	歴	英
		音	樂				獨	語	操		語	学	学	史	語
心理 学	倫理 实践 学道 史德	第一学 年		第二学 年	英 語 部	英 語 部	樂唱				兵普			西 洋 史 (近 世 史)	會講 話讀 文法 、 作 文
二	二	二	二				二	二	二	全	作講 文說、 翻 譯、 文 法	上	上	全	
教応 用 育心 理 学学	倫理 学 史	第二学 年		第一学 期及第 二学 期	第 三 学 年	第 三 学 年	一	三	三	三	全			二	四
三	二	三	三				三	三	三	全	上	上	全	言 語 学 概 論	哲 学 概 論
教教 授育 法史	倫理 学	第一学 期及第 二学 期		第三学 年	第 三 学 年	第 三 学 年	一	三	三	三	全				
五	二	四	四				四	四	四	全	上	上	全	上	
学实教 校管地 理及授 学校授 衛生業 法	全 上	第三学 年		第三学 年	第 三 学 年	第 三 学 年	一	三	三	三					
四	二	三	三				三	三	三	全	上	上			

倫 理	学 科 目	学 年	本 科 地 理 歷 史 部
倫 理 實 踐 學 道 史 德	第 一 學 年	第 一 學 年	
倫 理 學 史	第 二 學 年	第 二 學 年	
倫 理 學	第 一 學 期 及 第 二 學 期	第 三 學 年	
倫 理 學	第 三 學 期	第 三 學 年	
倫 理 學	第 三 學 期	第 三 學 年	
倫 理 學	第 三 學 期	第 三 學 年	
倫 理 學	第 三 學 期	第 三 學 年	
倫 理 學	第 三 學 期	第 三 學 年	
倫 理 學	第 三 學 期	第 三 學 年	
倫 理 學	第 三 學 期	第 三 學 年	
倫 理 學	第 三 學 期	第 三 學 年	

科 意 隨	計	體 操	言 語 學	哲 學	歷 史	漢 國 語 文 及	英 語
音 樂	獨 語						
樂 唱 器 使 用 法 歌		兵 普 式 通 體 操			西 洋 史 ( 近 世 史)	漢 文 講 學 文 讀 史	會 講 話 文 法 、 作 文
二		三			三	四	四
全	講 文 讀 、 翻 譯 、 文 法	全			日 本 史	漢 文 講 文 讀	會 講 話 文 法 、 作 文 、 修 辭 學
上		上			二	二	五
一	三	三	言 語 學 概 論	哲 學 概 論			英 會 講 話 文 法 、 作 文 、 英 文 學 及 英 文 學 史
全	全	全					三 全
上	上	上					上
一	三	二	全				八
一	三	二					

第一編 広島高等師範学校史

科 意 随		計	体 操	英 語	漢国 語 文及	法 制 經 濟	歷 史	地 理	教心理 育学及 学及
音 樂	独 語								
楽唱 器 使 用 法 歌			兵普 式通 体体 操操	会講 話読 文法、 作文、	作講  文読		歴西日 史 研 洋本 究 法史史	地地 理理 特通 論論	心 理 学 学
二		六	三	五	四		八	四	二
全 上	作講 文読、 翻訳、 文法、		全 上	全 上	作漢 文 講 文読	法 制 綱 要	西日 洋本 史史	全 上	教応 用 育心 理 学学
一	三	七	三	四	二	二	七	四	三
全 上	全 上		全 上			經法 濟制 通綱 論要	東西日 洋洋本 史史史	地 理 特 論	教教 授育 法史
一	三	七	二			四	九	五	五
全 上	全 上					經 濟 通 論	全 上	全 上	学実教 校管地 理及授 学校授 校衛生 業法
一	三	六				四	四	二	四

物理学	数 学	心理学及 教育学	倫 理	学 科 目 年		本科 数 物 化 学 部
				第一学年	第二学年	
物理 熱物 器機 性及 使用 実法 験	代幾三 何法何 角幾何 解析幾 学	心理 学	倫理 实践 学史 道德	主 ト ス ル モ ノ	主 ト ス ル モ ノ	第一 学 年
回一 四	六	二	二			
全 上	代幾三 何法何 角幾何 解析幾 学	全 上	全 上	主 ト ス ル モ ノ	主 ト ス ル モ ノ	第二 学 年
回一 四	六	二	二			
測定 算定 実法 験	方 程 式 論 幾 何 解 析 学	教 育 学	倫 理 学 史	主 ト ス ル モ ノ	主 ト ス ル モ ノ	第二 学 年
回二 四	五	二	二			
全 上	微 積 分 学	全 上	全 上	主 ト ス ル モ ノ	主 ト ス ル モ ノ	第三 学 年
回二 四	三	二	二			
測定 実 験	微 積 分 学	教 育 史	倫 理 学	主 ト ス ル モ ノ	主 ト ス ル モ ノ	第一 学 期 及 第 二 学 期
回二 五	六	四	二			
全 上		全 上	全 上	主 ト ス ル モ ノ	主 ト ス ル モ ノ	第三 学 年
回二 五		四	二			
測定 実 験	微 積 分 学	教 授 法	全 上	主 ト ス ル モ ノ	主 ト ス ル モ ノ	第三 学 期
回一 三	四	二	二			
全 上		全 上	全 上	主 ト ス ル モ ノ	主 ト ス ル モ ノ	第三 学 年
回一 三		二	二			

第一編 広島高等師範学校史

備考 各学科ノ実験一回ノ時間ハ凡二時トシ表示シタル時間以外トス

科意随		計	体 操	手 工	図 画 及	英 語	天 文 氣 象	化 学	
音 楽	独 語							無 機 分 析	有 機 無 機
法 樂器 唱 器 使 用 歌		実 験	兵 普 通 体 操	手 工 実 習	製 作 品 製	講 讀、 文、 法、 作 話		無 機 分 析	化 学 本 論
二		回二 三	三	二		五		回一	三
全		実 験	全	全		全		全	
上		実 験	上	上		上		上	
二		回二 三	三	二		五		回一	三
全 上	講 讀、 翻	実 験	全 上	金 工 実 習	製 作 品 及 器 械 製	全 上		無 機 分 析	化 学 本 論
一 全 上	三	回三 三	三	二		四		回一	三
全 上	全 上	実 験	全 上	全 上		全 上		實 験 分 析	定 性 及 定 量 分 析 化 学
一	三	回四 三	三	二		四		回二	四
全 上	全 上	実 験	全 上	製 手 工 自 由	製 作 品 及 器 械 製	說 明 用 圖	象 星 学 及 氣		
一	三	回二 三	二	三			二		
全 上	全 上	実 験	全 上	全 上			全 上	機 驗 分 析	實 験 化 学
一	三	回四 三	二	三			二	回二	六
全 上	全 上	実 験					全 上		
一	三	回一 三					二		
全 上	全 上	実 験					全 上	全 上	
一	三	回二 三					二	回一	三

英 語	農 学	地 質 学 鉍 物 学 及 鉍 物 学	衛 生 学 及 生 理 学	動 物 学	植 物 学	教 育 学 及 心 理 学	倫 理	学 科 目 / 学 年		本 科 博 物 学 部
								第 一 学 年	第 二 学 年	
講 義、 文 法、 會 話		鉍 物 識 別 ノ 実 験	人 体 生 理 及 衛 生	普 通 動 物 ノ 解 剖 実 験	植 物 識 別 及 解 剖 実 験	心 理 学	倫 理 学 史 德	第 一 学 年		
五		回 一 二	三	回 二 三	回 二 三	二	二			
全 上	農 業 汎 論 耕 耘 栽 培 等 実 験 及 実 習	地 質 学 総 論、 地 相 論、 地 質 学 働 力 論、 岩 石 ノ 構 成 セル 鉍 物 識 別 ノ 実 験		普 通 動 物 ノ 解 剖 実 験 細 胞 学 及 組 織 学 ニ 関 ス ル 実 験	植 物 分 類 及 植 物 生 理 ニ 関 スル 実 験	教 育 学	倫 理 学 史	第 二 学 年		
四	回 一 三	回 一 二		回 二 四	回 二 四	二	二			
	全 上 作 物 肥 料 及 畜 産 ニ 関 スル 講 義	地 質 学 地 構 史 造 論 化 石 識 別 ノ 実 験		動 物 發 生 ニ 関 スル 実 験 比 較 解 剖 学	植 物 分 類 及 發 生 ニ 関 スル 実 験 ル 實 験	教 育 授 業 法	倫 理 学 史	第 一 学 期 及 第 二 学 期	第 三 年	
	回 一 三	回 一 四		回 二 五	回 二 四	四	二			
	全 上	地 質 学 地 史 論		全 上	全 上	教 育 授 業 法 及 地 理 学 實 験 生	全 上	第 三 学 期		
	回 一 二	二		回 一 二	回 一 二	四	二			

動植物類ノ写生解剖図  
等説明用図画

科 意 隨	音 獨	樂 語	計	體 操	圖 画							
						樂 唱	器 使 用 法	歌	二	全	上	一
			實 驗	兵 普 式 通 體 操	二							
			回 五 三	三								
			實 驗	上								
			回 六 三	三								
			實 驗	上								
			回 六 三	二								
			實 驗									
			回 三 三									

備考 各学科ノ実験一回ノ時間ハ凡二時トシ表示シタル時間以外トス

第八条 研究科ニ於テハ本科各学部主要ノ学科ヲ研究スルヲ得

的トシ傍其他ノ学科数科目ヲ兼修セシムルコトヲ得

第三章 学年、学期及休業

第九条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十条 学年ヲ分チテ三学期トス其期間左ノ如シ

第一期 四月十六日ヨリ七月十日ニ至ル

第二期 九月十一日ヨリ十二月二十四日ニ至ル

第三期 一月八日(翌年)ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十一条 祝祭日及ヒ日曜日ハ授業ヲ休止ス

第十二条 各学期ノ終リニ休業期ヲ設ク其期間左ノ如シ

春期休業 四月一日ヨリ全月十五日ニ至ル

夏期休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬期休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第四章 入学、在学、休学、退学

第十三条 予科生徒ハ師範学校又ハ官公立中学校及ヒ文部大臣

ニ於テ徵兵令第十三条ニ依リ中学校ノ学科程度以上ト認メタ

ル私立中学校ノ卒業者ニシテ年齢二十五年以下ノ者ニ就キテ

之ヲ選抜ス、但シ在学中徵兵義務ニ服スベキ者ハ入学ヲ許サ

ズ

第十四条 師範学校及ヒ中学校ニ在学シ前条ノ選抜ニ依リ入学

スベキ者ノ入学期前ニ卒業スベキ見込アリト当該学校長ノ子

定スルモノニ限り前条卒業者ニ準ズルコトヲ得

第十五条 入学志願者選抜方法ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第十六条 入学志願者ノ選抜セラレタル者ニハ一定ノ式ニ依リ

在学中及ビ卒業後ノ服務ニ関シ宣誓ヲナサシメ其入学ヲ確定

ス

第十七条 入学ヲ許可セラレタル生徒ハ保証人二名ヲ定メテ誓約書書式別ヲ差出スベシ

保証人ノ中一人ハ公民権ヲ有スル者若クハ丁年以上ノ男子ニシテ所得税ヲ納ムルモノタルベク、其他ノ一人ハ一戸ヲ構ヘタル丁年以上ノ男子ニシテ本人ト親族ノ関係アル者若クハ之ニ準ズベキ者タルベシ

前項ノ保証人ヲ不適当ナリト認ムルトキハ之ヲ換ヘシムルコトアルベシ

第十八条 保証人死去若クハ其資格ヲ失フモノアルトキハ直チ

ニ他人ヲ以テ之ニ換ヘ保証人連署ノ届書ヲ差出スベシ

第十九条 予科生徒・本科生徒及ビ研究科官費生徒ニハ文部大臣ノ指定スル所ノ規程ニ依リ学資ヲ給与ス

第二十条 生徒在学中疾病其他ノ事故ニ由リ成業ノ見込ナシト認ムルトキハ退学ヲ命ズ

第二十一条 生徒病氣ノ為メ一学年中引続キ二箇月以上課業ヲ欠グトキハ一学年以内休学ヲ命ズ、但シ学校長ニ於テ休学ヲ命ズル必要ナシト認ムルトキハ特ニ本文ニ依ラザルコトアルベシ

第二十二条 休学ヲ命ジタル生徒ニシテ其休学ノ期限終リタルトキハ原級ニ復セシム

第二十三条 生徒在学中疾病ニ因ルノ外自己ノ便宜ノためニ退学ヲ願フ者ハ支給セラレタル学資ヲ償還セシメテ之ヲ許可スルコトアルベシ

第二十四条 生徒非違不良ノ行為アルトキハ其輕重ニヨリ左ノ

罰科ニ処ス

- 一、譴責
- 二、停学
- 三、放校

第二十五条 前条ニヨリ生徒ヲ放校ニ処スルトキハ在学中給与シタル学資ヲ一時ニ償還セシム

第五章 学業成績及ビ卒業

第二十六条 試験ハ每学期ノ終リニ於テ之ヲ施行ス、但シ学科ノ性質ニヨリ之ヲ省クコトアルベシ

第二十七条 各学科学期成績ハ平素ノ成績ニ学期試験ノ成績ヲ參案シテ之ヲ定ム

參案シテ之ヲ定ム

第二十八条 各学科学年成績ハ各学期ノ成績ヲ平均シテ之ヲ定ム

第二十九条 各学科ノ成績ハ一百ヲ以テ満点トス

第三十条 学年成績ニ於テ各学科ノ成績五十以上各学科總平均成績六十以上ヲ及第トス

第三十一条 本科修了ノ者ニハ卒業証書ヲ授与ス

(書式略)

一五 入学式における北條校長の告諭演説(明治三十六年)

『廓堂片影』

入学式告諭演説(略)

一 緒言

本校ハ曩ニ予科生徒募集方法ヲ定メ之ヲ各府県ニ達シタリ、府県知事ノ之ニ拠テ選抜シタル薦擧生ニ体格検査ト口頭試験トヲ施セシニ、諸子ハ此検査及ビ試験ニ合格シタルニ由リ茲ニ入学式ヲ設ケテ諸子ニ入学ヲ許ス、今諸子ニ入学ヲ許スニ當リ本校生徒トシテ心得ベキ要領ヲ諸子ニ告ゲント欲ス

一 本校生徒ノ本分及品位



本校生徒ノ本分ハ本校ノ性質又ハ本校生徒ノ卒業後ニ従事スベキ職務ノ性質ニ由リテ定マルト謂フベシ

(イ)本校ノ性質

本校ハ府県ノ師範学校、中学校、高等女学校ノ教師タルベキモノヲ養成スルヲ以テ目的トス

現今此等中等教育ニ従事スル教師ハ帝国大学卒業生検定試験合格者等ヲ以テ補給スト雖モ、是等教職ニ任ズルモノ、精髄ハ理論上本校ト東京高等師範学校トガ之ヲ供給スルコトヲ務メザルベカラズ

(ロ)本校生徒ノ卒業後ニ従事スベキ職務ノ性質

更ニ前項繰返シテ之ヲ言ハシ本校卒業生ハ府県師範学校、中学校等ニ教師ト為リ国民ノ性格ノ基礎ト其中堅トヲ作ルベキ任務ヲ有ス、将来此責任ヲ有スベキ者ハ自ラ養フコト能ク厚クシテ自ラ修ムルコト善ク備ハラザルベカラズ

本校生徒ハ将来中等教育ニ従事スル教師ト為リ人ノ子弟ヲ教ヘテ能ク之ヲ啓発シ又能ク之ヲ薫化スル事ノ容易ナラザルコトヲ推想スルトキハ、本校生徒タルノ難クシテ其位置ノ貴キコトヲ覚知スベシ、本校生徒ノ品位タル高シト謂フベシ、故ニ其心得モ亦之ニ副ハザル可ラズ、然レドモ今諸子入学ノ初メニ方リ諸子ニ示ス所ノ心得ノ要領ハ簡ニシテ行ヒ易キ所ノモノナリ其項目ヲ五ツトス

一 生徒心得ノ要領

第一 校則ヲ遵守スベキ事

第二 師長ヲ尊敬スベキ事

第三 身体ヲ健全ニシ学業ヲ励ムベキ事

第四 品行ヲ修メ廉恥ヲ重ンズベキ事

第五 学友相信シ親睦切磋スベキ事  
右五項ノ説明大体昨年ノ入学式ニ陳ベシニ同ジ

一 禁酒ヲ守ルベキ事

本校ハ飲酒ノ習慣ハ学生ノ生活ト両立スベカラザルモノト認ムルニ由リ本校生徒ハ飲酒スルヲ禁ズ、内外表裏ノ區別ナク絶對的ニ飲酒セザル様此禁令ヲ守ルヲ要ス

本禁令ハ生徒ノ犯ス可ラザルモノニシテ其理由ヲ説明スル必要ヲ認メズ、若シ生徒ノ此禁令ニ関シ理由ヲ知ラント欲セバ生徒個人ノ宿問トシテ講究シ他日自ラ釈然解決ノ期アルヲ待ツベシ

一 結 辞

本校生徒ノ品位ニ関シテ既ニ前ニ述ベシガ如シト雖モ尚終リニ臨ミ付言セント欲スルハ

(ア)本校ハ本市ニ在ル唯一ノ文部省直轄学校ニシテ本校生徒ハ本市民視目ノ中心トナリ当県所設諸学校生徒ノ模範ニ擬セラル、事

(イ)本校ハ今尚創業中ニアリテ諸子ノ今後ノ心得ト行爲トハ将来本校ノ気風ヲ立ツルニ影響アルモノ少カラザルベキ事諸子能ク鋭意本校生徒タルノ本分ヲ全ウセンコトヲ勉ムベシ、諸子ニ告グルコト是ニテ終リトス

一六 校友会発会式における  
北條校長の演説条目 (明治三十六年)

『廓堂片影』

校友会発会式演説条目

一、本日ハ校友会ノ発会式ヲ挙グ

校友会ヲ起シ茲ニ発会式ヲ挙グルニ至ルコト抑源由アリ、昨三十五年九月本校ノ開始セラル、ニ当リ生徒諸子ノ間ニ一般ノ会合ヲ必要トシ談話会ト称シテ為メニ毎月一回会合シ之ニ職員モ交々出席シテ親睦歡話シ知識ヲ交換シ又ハ校風発揚ヲ謀ル等ノ事ヲ為セリ、本年ノ始メニ至リ職員生徒協心シテ基礎ヲ強固ニシテ以テ校友会ヲ起サントノ希望アリ

本年一月末職員生徒中ヨリ委員選定シ(起草委員深田、赤木、堀ノ三教授、生徒小西、中島、勝山以上六名) 本会ノ目的ヲ正確ニ定メ其規則ヲ撰ミ本学年初メニ從來ノ談話会ヲ拡張強固ナラシメタル者ヲ称シテ本会ノ創立ト称シ之ヲ発表セシコトヲ決定シタリ、是レ本会ノ起ル所以ノ源由ナリ、故ニ前学

年ニ舉行シタル談話会ハ此校友会ノ前身ナリシナリ  
 本学年ニ至リ新旧職員四十一人生徒二百十一人即チ全校員ノ贊同ニ由リ本日茲ニ発会式ヲ挙グルコト我々會員一同欣喜措ク能ハザル所ニシテ又本会ノ前途愈發達シ善美ヲ尽スニ至ラシコトヲ深ク望ミヲ囑シ本会ノ起リヲ歡迎セント欲ス

### 一、本会ノ目的

本会ノ目的ハ広島高等師範学校職員生徒一致融和シテ家族の団体ト為リ徳性ヲ涵養シ学芸ヲ講究シ身体ヲ鍊磨シ本校ノ校風ヲ發揚シ教育ノ資助トナスニ在リ  
 本会ノ目的ハ明瞭ニシテ炳然火ヲ見ルガ如シ、我々會員ハ此目的ニ由リ能ク力ヲ尽シテ勞ヲ合ハセ能ク融和シテ活動センコトヲ望ム、我輩ハ本会ノ目的ハ別ニ説明ヲ要セズト雖モ今我輩ハ之ニ関スル大体ニ付キ一二意見ヲ述ベシ  
 本校教育ノ資助ト為スコトニ付所見  
 家族の団体ト云フコトニ付所見

會員能ク働キ勞働ノ雜役ヲ共ニシ協議相談ノ会合ヲ為ス等事ヲ共ニスル事多キトキハ其多キニ從ヒ親睦モ厚クナル、将来世ニ出ルニ当リ有為ノ人ト為ル素養モ出来ル、本校創業ニ属シ設備未ダ完成セズ、本科各学部ノ授業モ程度高低キガ故ニ本会ノ事業モ今急ニ完備ヲ望ム可ラズト雖モ、現在時々ノ状況ニ隨ヒ之ニ相応スルダケノ仕事ヲ遺憾ナク遂行スルコトニ相互ニ務メンコトヲ欲ス

### 一、結言

今発会式ノ辞ヲ述ブルコトヲ終ルニ當リ再び繰返シテ言ハシニ本会ハ起リノ時期早カラズ晚カラズ丁度時ヲ得テ誠ニ愉快ナル起リヲ為シタリ、我会ノ事業年月ヲ逐ウテ善美ヲ尽スニ至リ深ク将来ニ望ミヲ属シテ之ヲ祝セント欲ス

### 補 說

#### 一、本校教育ノ資助

課程上ノ授業ハ其順序方法定マリアリ学級ノ編成動スベカラザルモノアリ、広ク一般ニ知識上ノ利益又ハ同志者相集マリ講習鍊修スル為メ別ニ適當ナル方法アルヲ便トス

#### 一、家族の団体

学校ニ在リテハ教官生徒ハ師弟ノ關係ナリ、師道ハ教ヘテ功ヲ期スル為メニ敵ナルヲ要ス、生徒ハ業ヲ受クルニ當リ從順ノ徳ナカル可ラズ、師弟接遇単ニ教場ニ限ラレ課程授業ノミニ在リトセバ師弟心ヲ持スルコト峻厳ニシテ恐懼シ或ハ意志阻塞シテ心情索然タランヲ恐ル、然レドモ校友会ニ於テハ共ニ事ヲ執ルコト子ノ父ニ親ミテ言フコト包ミ控ヘルコトノ無キ如ク弟ノ兄ニ遠慮スルナキガ如ク全會員ノ間心情常ニ温カナル一家族ノ如キヲ尚ビ、公私相糞テ義モ立チ情モ通ズル様

為サンコトヲ希望ス

一七 校友会会則(明治三十六年)

広島高等師範学校校友會會則

第一条 本会ノ目的ハ広島高等師範学校職員生徒一致融和シテ家族の団体ト為リ徳性ヲ涵養シ学芸ヲ講究シ身体ヲ鍊磨シ本校ノ校風ヲ発揚シ教育ノ資助トナスニ在リ

第二条 本会ハ広島高等師範学校校友会ト称ス

第三条 本会ハ左ノ會員ヨリ成ル

特別會員 通常會員

特別會員ハ本校職員ヨリ成リ通常會員ハ本校生徒ヨリ成ル

本校ノ卒業生ヲ以テ会友ト為ス

本校ニ縁故アル者ハ賛助會員トナルコトヲ得

本会ニ於テ特ニ名譽會員ヲ推戴スルコトアルベシ

第四条 本会ニ左ノ諸部ヲ置ク

講談部 講話・演説・討論等ヲ行フ

学芸部 図書・雑誌ノ購読及ビ雑誌ノ発刊ヲ行フ

運動部 武芸・遊戯・遠足等ヲ行フ

第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名 副会長 一名 幹事 一名

部長 三名 主任 若干名 会務委員 若干名

評議員 予科 四名 本科各学年 五名 理事 若干名

会長ハ本会ヲ総理ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ニ代ル

幹事ハ会長ノ命ヲ受ケテ庶務會計ヲ掌理ス

部長ハ会長ノ命ヲ受ケテ部務ヲ掌理ス

主任ハ部長ヲ補佐シ各部内ノ事業ヲ分担ス

会務委員ハ幹事及ビ部長ヲ助ケテ會務ニ従事ス

評議員ハ協議会ニ列シ又ハ會長ノ諮詢ニ応ズ

理事ハ部長及ビ主任ヲ助ケテ部務ニ従事ス

第六条 会長ハ本校長ヲ推戴ス

副会長・幹事・部長・主任及ビ會務委員ハ特別會員中ニ就キ

會長之ヲ委嘱ス

評議員ハ各学年生徒中ニ就キ之ヲ互選ス

理事ハ通常會員中ヨリ定員ヲ互選シ會長之ヲ委嘱ス

第七条 役員ノ任期ハ一箇年トシ毎月四月ニ更任スルモノトス

第八条 本会重大ノ事件ヲ処理スル為メ協議会ヲ開ク

協議会ハ左ノ役員ヲ以テ組織ス

會長 副會長 幹事 部長 主任 評議員 理事(各部一

名)

協議会ハ會長之ヲ召集ス

會長ハ必要ト認ムル時ハ他ノ役員ヲ協議会ニ出席セシムルコ

トヲ得

第九条 本会ノ費用ハ會費及ビ寄付金ヲ以テ支弁ス

特別會員ハ會費トシテ相当ノ金額ヲ出金スルモノトス

通常會員ノ會費ハ一箇年屯円貳拾錢トシ每学期ノ初ニ金四拾

錢宛出金スベキモノトス

領収シタル會費ハ如何ナル事情アリトモ返付セズ

第十条 本会々計年度ハ毎年四月ニ始マリ翌年三月ニ終ル、本

會收入支出予算ハ毎會計年度ノ初ニ於テ幹事之ヲ編成シ協議

會ノ協賛ヲ經ベキモノトス(以下略)

第十一条 会長ニ於テ本会則ヲ改正スル必要アリト認ムル時ハ協議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム（以下略）

第十二条 会長ハ本会則施行上必要ナル諸規則ヲ制定ス（以下略）

一八 開校式における北條校長の演説条目（明治三十六年）

〔廓堂片影〕

開校式演説条目

一、謝 辞

文部大臣代理トシテ臨席セラレタル岡田総務長官閣下前文部大臣菊池男爵閣下并ニ来賓ノ方々、本日ハ此ノ如キ多数ノ貴賓ノ御参来ニ由リ此開校式ヲ挙行スルコトヲ得ルハ本校ノ大ニ光榮トスル所ニシテ深ク皆サンニ感謝スル所デアリマス

一、開校式期日

本校ハ最初来ル三十八年度ヨリ開始スベキ予定ナリシニ今日御来会セラレテ在ラル、菊池男爵前官御在職ノ時、中等教員養成ノ一日モ緩ニスベカラザルコトヲ認メラレ、前年度ヨリ全国ニ七箇ノ臨時教員養成所ヲ設置セラレテ速成の方法ニ由リ教員ノ急迫ナル需用ニ応ズルノ計策ヲ立テラレタルト同時ニ、完全ナル養成方法トシテ本校ノ開始ノ期ヲ早メラレタルノデアリマス

本校ハ昨年度初メニ於テ早急ノ間ニ諸種ノ準備ヲ了ハリ昨年九月十一日ヨリ授業ヲ開始スルヲ得タノデアリマス、本校授業開始ノ前後ニ際シ広島県・広島市役所及当市所在官庁及個人ヨリ種々ノ事項ニ関シ幫助便利ヲ与ヘラレタルハ茲ニ感謝ノ意ヲ表スル所デアリマス

開校式モ本校授業ノ当時挙行スベキ所ナリシニ、其当時ハ万事百創ニ属スルト校舍モ狭隘ナリシトニ由リ全く接客ノ用意立チ難キニ付之ヲ今日ニ延引シタルナリ

一、本校ノ目的及学科

本校ノ目的ハ師範学校・中学校・高等女学校ノ教師タルベキモノヲ養成スルニ在ルコト

学科ハ予科一年、本科ヲ国語漢文部、英語部、地理歴史部、数学化学物理学部、博物学部ノ五部ニ分チ、各部修業年限ヲ三ケ年トシ此課程ヲ終ハリタルヲ卒業トシ、尚卒業後一年乃至二年ノ研究科ニ修学シ得ルモノトス  
入学ノ資格ハ師範学校・中学校ヲ卒業シ府県知事ヨリ推薦セラレタルモノトス

本校生徒ハ師範学校・中学校ノ卒業者ヨリ供給セラレ本校ノ卒業者ハ師範学校・中学校ニ入りテ教職ニ従事スベキモノナレバ、本校ハ府県ノ師範学校・中学校ニ対シ上下ニ於テ聯絡シ最モ密接ナル關係ヲ為スト謂フベキモノナリ

一、師範教育

全国ノ師範学校・中学校・高等女学校（男教員）ノ教員ノ総數ハ概ネ五千六百人、教員一人平均十年勤続スルモノトセバ、年ニ五百六十人ノ補充ヲ要シ二十年勤続スルモノトシテモ二百八十人ノ補充ヲ要ス、然ルニ近時東京高等師範学校ニ於テ凡百人ノ卒業者ヲ出ス、顧フニ是等ノ卒業者ノ數ハ中等教員需用ノ半數ヲモ充タス能ハザルベシ、其不足スル數ハ帝国大学等其他ノ官立学校卒業者及檢定試験ニ合格シタル者及無資格ノ履歷ノモノヲ以テ埋合ハサル、ナリ

中等教員ノ職ハ一ノ技術ナリ、此技術ニ熟練ナルト未熟ナル

トハ他ノ技術上ト同ジク偉大ノ差違ヲ生ズルガ故ニ此技術ニ熟練セシムルコトハ教師ニ欠ク可ラザル条件ナリ、中等教員タルモノハ教師タルベキ徳性ヲ具ヘ学力即チ教授スル学科ニ付相当ノ知識ヲ有スル外ニ教授上必要ナル材能ヲ有セザル可ラズ、此三者ヲ具セズシテ教職ニ従事ストキハ甚シキハ学校ニ紛擾ヲ起シ、縦令紛擾ヲ起スニ至ラザルモ教育上多少ノ欠陥ヲ生ジ表面ハ教育ヲ受クルカ如キモ其内実ハ効果相当セザルモノアルベキハ觀易キノ道理ナリ

現今ニ至ルマデ中等教育上教員ノ供給ノ状態ハ頗ル危険ニ堪ヘザルモノアリ  
教員ノ供給ノ現況

一、本校ノ現況  
職 員

校長一人、教授十八人、舎監二人、助教三人、備外国人二人、其他書記・助手・講師・囑託・雇ヲ合セテ職員ノ定数四十五人

右職員ノ中各学科担任ノ教官ノ人員ヲ挙グレバ、倫理、國語、漢文、地理ノ各学科教授ヲ担任スルモノ各二人、英語教授ヲ担任スルモノ五人、数学教授ヲ担任スルモノ三人、体操教授ヲ担任スルモノ四人、心理及教育学、歴史、倫理、物理学、化学、植物学、動物学、生理学及衛生、鉱物学及地質学、図画及手工、音楽ノ各学科一人ヅ、ナリ  
右ノ外本校ノ為メニ既ニ外国留学ヲ命ゼラレタル者四人アリテ心理学、教育学、物理学ヲ研究ス、又現教授ニシテ本年海外留学ヲ命ゼラレタルモノ二人英語及英文学ト地理学トヲ研究スルモノナリ

学 級

主トシテ国語及漢文ヲ修ムルヲ目的トスル本科国語漢文部ノ第一年級 八人  
主トシテ英語ヲ修ムルヲ目的トスル英語部ノ第一年級 二十八人

主トシテ地理歴史ヲ修メ之ニ加ヘテ法制經濟ノ思想ヲ与フルヲ以テ目的トスル地理歴史部ノ第一年級 十九人

主トシテ数学・物理学・化学ヲ修ムルヲ目的トシテ図画手工ヲ併ハセ修メシムル数物化学部第一年級 二十二

主トシテ動物学・植物学・鉱物学・地質学ヲ修ムルヲ目的トシテ農学ヲ併ハセ修メシムル博物学部 十七人

本科生徒 合計九十四人

予科ハ国語・漢文・英語・数学等普通科ノ基礎的学力ヲ養フヲ目的トスル課程ニシテ現在ノ予科生徒百十五人ヲ四組ニ分チ教授シツ、アルナリ

学級通計 九ツ 生徒通計 二百九人

生 徒

本科 国語漢文部第一年級ニ 八人

英語部ニ 二十八人

地理歴史部ニ 十九人

数物化学部ニ 二十二

博物学部ニ 十七人

予科 四組 百十五人  
出身学校別  
師範学校 八十一人  
中学校 百二十五人

独 修

三人

独修トハ右兩種ノ学校ヲ卒業シタル履歴ナシト雖  
之ニ相当スル学科ヲ独修シタルモノナリ  
現行ノ生徒募集方法ニ由リテハ師範学校又ハ中学  
校卒業者ニ非レバ本校ニ入学スルヲ得ズ、此独修  
三人ハ第一回生徒募集ノ時ニ入学試験ニ合格シタ  
ルモノナリ

府 県 別

生徒ハ全国ニ亘リテ各府県ヨリ少キモ二人以上出テ居リ  
マス、北海道沖繩県ヨリモ二人ヅ、出テ居リマスガ唯若  
手ノ一県ヨリハ一人モ来リテ居リマセヌ、全体ヲ概覽セ  
バ生徒ノ府県別配置ハ関東ニ稍薄ク関西ニ稍多シト云フ  
ガ如ク僅カノ偏リデアル

建 築 工 事

予定建築工事総坪数凡ソ四千ノ中今日ハ千七百坪余リ竣工  
シ居リ全体ノ四分通りニ当ルモノヲ使用シテ居リマス、未  
成ノ工事ハ動物学植物学等ノ教室二棟、音楽教室、手工教  
室、図書館、雨中体操場、附属練習中学、附属小学校ニシ  
テ是等ハ来三十九年限リ全ク建築落成スル予定デアリマス

一、本校ノ性質

本科各部ニ通ジテ倫理・心理学及教育学ト英語ヲ課シテアリ  
マス、倫理・心理学及教育学ハ教師タル性格ヲ養フ資料ヲ供  
シ及教授上必要ナル知識ヲ与フルヲ目的トスルモノニシテ、  
本校ハ他ノ学校ヨリ是等ノ学科ニ比較的重キヲ置クコトガ即  
チ師範教育特色ノ一点デアリマス  
又英語ヲ一般ニ重ク課スルコトハ各生徒ヲシテ主トシテ修メ

シムル学科ヲ在学中モ卒業後モ之ヲ広く研究セシムルコトヲ  
得ル為メ、且中等教育ニ従事シタルトキニ海外ノ教育事情ニ  
モ通ゼシメ之ニ由リテ教育事項ノ研究ヲ為シ、以テ教学上ノ  
進歩ヲ期セシムル為メニ成ルベク外国語ノ力ヲ厚ク養ハンコ  
トヲ欲シテ課スルノデアリマス

本校ニハ附属ノ練習中学及小学校ヲ設置スル予定ニシテ是ハ  
師範教育ニ必要ナル設備デアリマス、本校ヲ卒業スル前ニ当  
リ中学校ノ教諭小学校ノ訓導ヨリ示導セラレテ実地ニ授業ヲ  
練習セシムル為メニ附属学校ヲ設置スルノデアリマス  
結 言

学校ノ性質ト現今ノ概況トハ唯今述べ来リタル通りデアリマ  
ス、尚後刻本校ノ一覽ヲ御覽ニ供シマスルニ由ツテ述べ洩ラ  
シタル事項ノ要概ヲ御承知アランコトヲ希望シマス、謹ミテ  
来賓諸君ノ清聴ヲ煩ハンタルコトヲ謝シマス

一—九 予科生徒募集方法(明治三十六年)

『広島高等師範学校一覽』

広島高等師範学校予科生徒募集方法

入学志願者資格

第一条 予科生徒ハ師範学校又ハ官公立中学校又ハ文部大臣ニ  
於テ徵兵令第十三条ニ依リ中学校ノ学科程度以上ト認メタル  
私立中学校優等ノ卒業者ニシテ年齢二十五年以下ノ者ヨリ  
地方長官之ヲ薦挙シ其中ニ就キ学校長之ヲ選抜スルモノト  
ス、但シ在学中徵兵義務ニ服スベキ者ハ薦挙スルコトヲ得ズ

本条年齢ハ入学スベキ年ノ三  
月三十一日現在ニヨリ算定ス

師範学校ノ卒業者ニシテ在学中外国語ノ科目ヲ課セラレザルモノニアリテハ該学科目ニ関シテ師範学校ノ学科程度ト全等以上ノ学力ヲ有スル者ニアラザレバ薦挙スルコトヲ得ズ

第二条 師範学校又ハ中学校ニ在学スル優等者ニシテ該学年三月末ニ卒業スベキ見込アリト当該学校長ノ予定スル者ニ限リ前条卒業者ニ準ズルコトヲ得、但シ本文ニヨリ薦挙セラレタル者ニシテ卒業試験ニ落第シタル時ハ其薦挙ヲ無効トス

薦挙方法及其手続

第三条 地方長官ニ於テ生徒ヲ薦挙スルトキハ薦挙書第一号式履歴書第二号式人物考定及学業成績書第三号式ヲ差出スヲ要ス

第四条 師範学校又ハ中学校ノ優等卒業者ト認めムベキ者ハ最終学年ノ学科成績(師範学校ニアリテハ実地授業ノ成績ヲ加入セザルモノトス)ニ於テ其学級ノ及第者中首位ヨリ数ヘテ全数ノ四分ノ一ニ至ル迄ノ席次ヲ有スル者ニ限ル(例エバ及第者三十五人アルトキ第八位マデヲ優等者トシ第九位以下ヲ取ラザルガ如シ)

師範学校・中学校在学中ノ者ニアリテハ最終学年ニ於ケル第一学期成績ノ席次首位ヨリ四分ノ一以内ニ在リ、且前学年末ニ於ケル学年成績ニ於テ及第者中首位ヨリ三分ノ一以内ニ在ル者ハ前項卒業者ニ準ジテ之ヲ推薦スルコトヲ得

第五条 薦挙生ヲ分テ正員及ビ補員ノ二トス

薦挙生正員第十一条ノ試験及検査ニ合格シタル時ハ其志望学部ノ学級編制上差支ナキ限りハ必ず入学ヲ許可スベキモノトス

補員ハ正員ニ欠員ヲ生ジタル時ニ於テ其入学許可ヲ詮議スベキモノトス

第六条 第一条又ハ第二条及ビ第四条ニ該当スル当該府県予科生徒志願者其配当数以上ニ上ル時ハ地方長官ニ於テ適宜ノ方

法ヲ以テコレガ学力人物ヲ檢シ其正員及ビ補員ヲ確定スベシ、但シ外国語ヲ学修セザル師範学校卒業者若クハ師範学校在学者ニシテ第二条ニ該当シテ外国語ヲ学修セザル者ヲ薦挙セントスルトキハ地方長官ニ於テ左ノ科目ニ就キコレガ学力ヲ試験シ其及落ヲ決定スベシ、此場合ニ在リテハ其試験問題及ビ答案ヲ薦挙書ト共ニ本校ニ差出スベシ

英文和訳 和文英訳

第七条 地方長官ニ於テ予科生徒ヲ薦挙スル時ハ正員ト補員トノ別並ニ之ヲ採用スベキ先後ノ順位及ビ各自ノ第一志望第二志望学部ヲ明記スベシ(其旨記入スベシ)

第八条 地方長官ニ於テ第四条第二項ニ該当スル者ヲ正員若クハ補員トシテ推薦シタルトキハ卒業試験成績確定次第直チニ其姓名及ビ及落ノ結果ヲ報知シ今時ニ卒業試験成績表(其学級中ノ及第人員及ビ席次記入ヲ要ス)ヲ郵送スベシ

選抜方法

第九条 予科生徒ノ選抜ハ左ノ順位ニ拠ル

一、第一志望ニ依リ各府県ノ正員ヨリ選抜ス

ニヨリ選抜ス

三、第二志望ノ正員予定ノ人員ニ超過シタル時ハ当該府県ニ於ケル補員ヨリ選抜補充ス

四、其府県ノ薦挙生配当数ニ充たザル時ハ其他ノ府県ニ於ケル補員ヨリ選抜補充ス

第十条 各府県ニ於ケル薦挙生正員補員ノ員数及コレガ選抜補充ノ順序ハ別ニ定ムル所ノ標準ニヨル

第十一条 選抜ノ通知ヲ受ケタル薦挙生ニ対シ本校ニ於テ更ニ

体格検査口頭試験ヲ施行スベシ

第十二条 本校ニ於テ施行スル体格検査及落ノ標準ヲ示スコト  
左ノ如シ

左記各項ノ一ニ該当スル者ハ不合格トス

一、發育栄養共ニ不十分ナルカ或ハ身長(セントリメートル)ヲ以テ体重(キログラム)

ヲ除シタル商〇・二六未滿ナルカ或ハ強度ノ脊柱彎曲、

扁平胸、狭小胸、若クハ全身ノ健康ニ直接ノ關係アル慢

性ノ疾患アル者

二、精神機能ニ障害アル者

三、伝染性眼炎ヲ患フル者又ハ眼鏡ヲ以テ補正スルコト能ハ

ザル近視・乱視・弱視等ヲ有スル者

四、聴官又ハ言語ノ障害著シキ者

五、肺結核其他結核ノ諸兆アル者

六、心臟弁膜病ヲ患フル者

七、悪性腫瘍・腎臓炎・糖尿病・重症貧血病・花柳病等ヲ患

フル者

八、修学上ニ妨アル疾病ニ罹リ急治ノ見込ナキ者若クハ他ニ

感染ノ虞アル疾病アル者

九、畸形ニシテ体操其他ノ授業ニ差支アル者

(書式略)

一〇 第一回体操科演習大会(明治四十年)

広島高等師範学校第一回 明治四十年十月十七日  
体操科演習大会举行順序 午前七時三十分 開会

開会之辭

唱歌

演習

午前之部

(八時開始正午ニ至ル)

一 呼吸運動(体操演習)

職員生徒児童一同

二 本校生徒競技及武道演習

(自午前八時至全九時  
本校運動場ニ於テ)

イ 剣道

ロ 野球

ハ 庭球

二 附属小学校普通体操演習

(自午前八時至全九時三十分  
附属小学校運動場ニ於テ)

イ 徒手各個運動  
(体操演習)

一回 二、三部高一、二、三  
四年男

ロ 人囲競争(遊戯)

一回 三部全体



第一編 広島高等師範学校史

七	六	五	四	三								
徒歩競争 (遊技)	騎馬ボール奪 (全)	毬送り (全)	脊負競走 (遊戯)	徒手各個運動 (体操演習)	ヌ センターボール (全)	リ 縄飛徒競走(全)	チ 徒歩競走 (全)	ト 捕虜競争 (全)	ヘ 旗送り (全)	ホ 腕脚競走 (全)	ニ 金輪廻シ (全)	ハ だるま送り(全)
三回	二回	一回	二回	／＼	一回	一回	三回	一回	一回	一回	四回	一回
本校生徒	附属中学一年	全 尋三、四年	附属小学各部 尋一、二年	本校予科生徒一同	全 三、四年	全 女	全 高一、二年男	全 三、四年	二部 尋一年	全 三年	全 二年	一部 尋一年

午後之部 (零時三十分開始五時三至ル)	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八
	各個及小隊教練 (兵式体操)	荷運競走 (遊戯)	筆記競走 (遊技)	海戦 (遊戯)	模擬運動 (遊技)	徒歩競走 (遊技)	干物競争 (全)	豆囊競走 (遊戯)	三人四脚 (遊技)	徒手教練 (兵式体操)	球入レ (全)	豆囊送り (遊戯)
	三回	三回	二回	一回	一回	三回	二回	三回	二回	／＼	二回	二回
	本校一年生一同	附属中学一、二、三年ノ一部	本校生徒	附属小学各部 高一、二、三、四年男	本校生徒	附属中学一、二、三年ノ一部	全 尋三、四年高一、二年女	附属小学各部 尋三、四年男	本校生徒	附属中学二、三年	全 尋一、二年	附属小学各部 尋三、四年高一、二年女

三十一	千鳥競争 (遊技)	一回	本校生徒
三十	イ、城攻 (遊戯)	一回	三、附属小学各部高一、二、四年男
	ロ、長距離徒歩競走 (遊技)	一回	本校生徒
	飛龍 (遊戯)	三回	本校生徒(寄宿寮各部)
二十八	球入競争 (遊戯)	二回	附属小学各部尋三、四年高一、二年女
二十七	戴囊競走 (遊技)	二回	本校生徒
二十六	徒手各個運動 (体操演習)	／＼	年附属中学、一、二、三年
二十五	でつとぼーる (遊戯)	二回	年附属小学各部尋三、四年男
二十四	武装競走 (遊技)	二回	本校生徒
二十三	帽子とり (遊戯)	二回	年附属小学各部尋一、二年
二十二	徒手各個運動 (体操演習)	／＼	本校二年生一同
二十一	全 (全)	三回	ノ一部 附属中学一、二、三年
二十	障礙物競走 (遊技)	二回	本校生徒

講 評 (十八日午前十時)	閉会之辭	三十二	擬戦 (遊戯)	一回	年 附属中学、一、二、三年
	中隊教練及分列式 (兵式体操)	三十三	蹴球 (遊技)	一回	本校生徒
		三十四	盲目擬馬競走 (遊戯)	一回	本校附属中小学合同
野試合	三十五	野試合 (剣道)	二回	本校生徒	
	三十六	考案運動 (遊技)	六回	本校各学部及予科生徒	
番外競争	番外競争 (本校卒業生)	／＼	／＼	／＼	／＼
網引	三十七	網引 (遊技)	二回	本校生徒	
ボール送り	三十八	ボール送り (遊技)	一回	職員	
三十九	／＼	／＼	／＼	本校三年生一同	

一——一 教育方針と諸施設（明治四十五年）

教育ノ方針及施設

本校

訓育 本校ハ生徒ノ入学ニ際シ、第一、校規ヲ遵守スベキコト、第二、師長ヲ尊敬スベキコト、第三、身体ヲ健全ニシテ業ヲ励ムベキコト、第四、品行ヲ修メ廉耻ヲ重ンズベキコト、第五、学友相信シ親睦切磋スベキコトノ五項ヲ心得シメ、又在学中ハ内外表裏ノ区別ナク絶対ニ禁酒スルコトヲ誓ハシメ、以上ノ訓条ヲ実行スルヲ以テ本校生徒本務ノ最低限トナシ、尚進シテ各自ノ天稟ニ從ヒ随意ノ方便ニ依リ、徳性ノ涵養修練ヲ力メシム

本校生徒ハ研究科ヲ除クノ外悉ク寄宿寮ニ生活シ、教授中ヨリ任命セラレタル三名ノ生徒監ノ下ニ在リテ本校教育ノ趣旨ニ則リ修養練磨ニ務メシム、寄宿寮ハ五十一室ヲ九部ニ分チ各部ニ部長ヲ置キ、各室ニ室長ヲ置ク、室長ハ本科第三学年生ヲ以テ之ニ任ジ、部長ハ室長ノ互選ニヨリ之ヲ命ズ  
尚自動的教育機関トシテ、学校ノ教育ヲ補助シ、其効果ヲ完全ナラシメンガ為ニ校友会ヲ設ク、其組織逐年整頓シ、活動ノ方

法及内容亦漸次改善セラレテ、生徒ノ修養、師弟ノ親睦協和之ニ俟ツモノ多シ、左ハ本学年ノ初ニ当リ校友会總會ニ於テ校長ガ為セル演説ノ要領ヲ抄出シタルモノニシテ、学校ガ校友会ニ對シテ期待スルトコロヲ見ルベシ

学校ハ体ニシテ根本ナリ、校友会ハ用ニシテ活動発表ヲ為スモノナリ、根本ハ強固ナルヲ要シ活動ハ盛ナルヲ要ス、校友会ノ活動ハ学生ヲシテ実行ノ人物ヲラシムベキ練習ナリ、活動ハ心氣ヲ旺盛ニシテ腐敗ヲ醸スベキ罅隙ヲ生ゼザラシム、校友会ノ活動ハ即チ学生ノ氣風ナリ

校友会ノ活動ハ個人ヲ修練セシメテ共同ノ精神ヲ養フ、道德の修練ハ恒常ニ重ンズベキモノニシテ、校友会ハ其諸般ノ活動ニヨリテ、自ラ思慮判断才幹ヲ磨キ礼儀廉耻ヲ重シ、公明正大ノ心事、努力奮闘ノ勇氣ヲ養フノ機会ヲ与フ

教授 本校ハ其教授スルトコロノ各専門学科ノ基本の知識ヲ確實ニスルト共ニ、教育者トシテ必要ナル一般の常識ヲ養ヒ、更ニ進ンデ自修力研究心ノ發達ヲ計ルヲ以テ教授方針ノ大綱トス、而シテ諸学科内部ノ統一、相互ノ聯絡ニ留意シ、実験実習ニ重ヲ置キ、且ツ普通教育上ノ応用ヲ顧慮ス  
イ、学科課程

修身	学年		子
	学科	科	
二 二 三 三 二	国語漢文部		
	1		
	2		
	1	3	
	2		
	3		
	英語部		
	1		
	2		
	1	3	
	2		
	3		
地理歴史部			
1			
2			
1	3		
2			
3			
数物化学部			
主トスルモノ			
1			
2			
1	3		
2			
3			
主トスルモノ			
1			
2			
1	3		
2			
3			
博物学部			
1			
2			
1	3		
2			
3			

地質学及 生物学	生物学及衛生 植物学	植物学	天文気象 学	化学	物理学	法制經濟 学	地理	歴史	数学	英語	漢文	国語	言語学	哲学	心理学及 教育学	論理
									四	一〇	三	三				二
								三		五	七	四	二		二	
								二		四	七	七	一		三	三
											八	一〇		三	二	
											七	九		三	五	
											三			三	三	
								三		一四	四				二	
								二		一五	二				三	三
										一三			三	三	二	
										三			二	三	五	
										二					三	
								四	八	五	四				二	
							二	七	一〇	四	二				三	
							五	〇	九						二	
							五	五	九						二	
							一	二	二						五	
					四	四			六	五					二	
				二	二	六			七	四					三	
				三	三	五			七						二	
						一			七						五	
					四	四			六	五					三	
					五	四			四	四					三	
				二	五	六									二	
				三	四	五									五	
						一									三	
二	三	三								五					二	
二		三								四					三	
四		四													二	
三		四													五	
		一													三	

学部	学年	期	日	目	的	地
子科並本科各学年		至自	大正元年十月二日	京都府桃山		
地歴	一年	至自	明治四十五年四月十三日	神奈川・東京・奈良・京都・大阪・和歌山ノ各府県		
国語漢文部	一年	至自	明治四十五年四月九日	京都府、奈良県		
数物化学部	二年	至自	明治四十五年四月六日	大阪・京都・奈良ノ各府県		

(備考)

一、本科ニ於ケル音楽ハ随意科目トス

一、本科第三学年第三学期ニ於テハ別ニ教育演習ヲ

課ス

一、地理・物理学・化学・植物学・動物学・鉱物及地質学・農学・手工ニ於テハ別ニ一週一回乃至二回ノ実験若クハ実習ヲ行ハシム

ハ、修学旅行及臨海実験 研究及見学ノ一助トシテ定時並ニ臨時ニ之ヲ行フ、本学年ニ於テ行ヒシモノ左ノ如シ

項参照

シ、趣味ヲ広ウシ、常識ト事務的材幹トヲ養フ(校友会ノ

口、校友会ノ各学会ニ於テ行フトコロノ例会及大会ハ学校ノ教授ヲ補ヒテ生徒ノ専門的知識ヲ拡充シ、研究心ヲ刺戟

仏語	独逸語	計	体操	音楽	図画	農学
目	意	隨	三	三	二	
(一)	(一)	六	三	(一)		
(三)	(三)	六	三	(一)		
(三)	(三)	六	二	(一)		
(三)	(三)	六	二	(一)		
(一)	(一)	六	三	(二)		
(三)	(三)	三	三	(一)		
(三)	(三)	三	二	(一)		
(三)	(三)	三	二	(一)		
(一)	(一)	五	三	(二)		
(三)	(三)	六	三	(一)		
(三)	(三)	三	二	(一)		
(三)	(三)	六	二	(一)		
(一)	(一)	六	三	(一)	一	
(三)	(三)	三	三	(一)	二	
(三)	(三)	三	二	(二)	一	
(一)	(一)	五	三	(二)	一	
(三)	(三)	三	三	(一)	二	
(三)	(三)	三	二	(一)	二	
(一)	(一)	五	三	(二)	一	
(三)	(三)	三	三	(一)	二	
(三)	(三)	三	二	(一)	二	
(一)	(一)	五	三	(二)	二	
(三)	(三)	三	三	(一)	三	三
(三)	(三)	三	二	(一)	三	一

同	至自	大正元年十月十八日 二十日	福岡県福岡市
博物学部二年	至自	明治四十五年四月一日 十日	福岡・佐賀・長崎ノ各県
博物学部二年	至自	明治四十五年七月十一日 二十日	愛媛県温泉郡興居島
同	至自	大正元年九月二十一日 二十二日	広島県豊田郡
英語部二年	至自	大正元年十一月十九日 二十日	大阪府大阪市
同 三年	至自	大正元年十一月二十二日 二十三日	同 上
博物学部三年	至自	明治四十五年五月廿五日 廿六日	広島県佐伯郡
同	至自	明治四十五年六月十五日 十六日	同 上
同	至自	大正元年九月二十三日 二十三日	広島県御調郡
同	至自	大正元年十月二十六日 二十七日	広島県賀茂市郡
本科三年各学部	至自	大正二年三月七日 二十日	大廟参拝 宮城 拜観 沿道 見学

ニ、教育演習 教育ノ實際ニ対スル趣味理解自信ヲ増サシメ  
 シガ為、本科第三学年ノ第三学期ニ於テ教育演習ヲ課シ、  
 実地授業、仮設授業、学校参観、社会事業及町村視察、校  
 務練習、討論会等ヲ行ハシム、教生ノ服務ハ大部分附属中

小学校ニ於テシ、本校教官ハ附属学校職員ト協力シテ之ガ  
 指導ノ任ニ当ル、尚教育演習ノ一部トシテ第三学年ノ初ヨ  
 リ課題研究及中等学校教科書調査ヲ行ハシム、其終ニ於テ  
 大廟参拝宮城拜観ニ兼テ修学旅行ヲ行フ、本学年度ニ於

テハ附屬中学校ニ於ケル実地授業ノ時数ヲ増加シ、町村視察ニ代ヘテ広島市ノ教育調査ヲ行ハシメタリ  
 ホ、夏期課題 夏期休業中ニ於テモ生徒各自ヲシテ学事ノ研

鑽ニ間断ナカランシメ、且ツ此機ヲ利用シテ特ニ自修力研究心ノ養成ヲ謀ランガ為学部学年毎ニ適當ノ問題ヲ課シ其成績ヲ徴ス、本学年度ニ於ケル課題左ノ如シ

予 科		学年 / 学部		本 科					
		学 年	学 部	国語漢文部	英語部	地理歴史部	数物化学部	博物学部	
一、蒙求下巻ヲ通読シテ故 事要語ヲ抄セシム 一、英語教科用文法書中前 置詞ノ部ヲ精読セシム 一、投影画二枚(数物化学 部志望者ニ課ス) 一、野外写生二帳(野外写 生ノ心得アル者ニ課 ス) 一、器物写生二枚(其他ノ 者ニ課ス)		第 一 学 年	第 二 学 部	一、郷里各地方遊戯ノ研究報告 一、芳賀矢一編 国文学歴史概 選序論ノ梗 一、論語子張堯 曰兩篇ノ要 略及之レニ 對スル感想	一、ラム、テ ルス、フロ スク、シエ ノウキンタ ースター、 ツーヂエン ヴエロナ、 シンペリン ノ三篇ノ梗 概ヲ英文ニ テ綴ラシム	一、リクス時代 一、歩測図一葉	一、七月二十 一日ヨリ八 月三十一日 ニ至ル数学 修日誌 一、農業、商 業ノ用具及 工業中ニテ 工科ト適切 ナル関係ヲ 有スルモノ 、調査	一、七月二十 一日ヨリ八 月三十一日 ニ至ル数学 修日誌 一、花弁写生 (着色)二枚	一、博物学ニ関 スル事項ノ 觀察報告
一、橋南谿著西 遊記ノ文法 的研究 一、孟子梁惠 上下篇ノ要 略ト之ニ對 スル感想		第 二 学 年	第 一 学 部	一、「中等程度ノ学校ニ於ケル訓育上ノ特別施設」 「教育ヨリ見タル遺傳ノ研究」 「児童ノ興味ノ研究」 「小学教育ノ地方産業ニ對スル特別施設」 「ノ中一ヲ選択シ報告セシム」	一、マコ ノ作又ハ有 ノナル小説 一、少クモ一 篇ヲ讀ミ其 梗概ヲ英文 ニ綴ラシム	一、説書方外紀 意(大地理垂 図一節)	一、数学中ノ如 何ナル觀念 如何ナル原 理ガ物理學 ノ攻究ニ応 用セラレタ ルカ 一、臨海実習ノ 報告	一、線門及双曲 線画法及其 證明	

<p>年 学 三 第</p>	<p>年</p>
<p>一、 シムテ一研究セ ビノテ各部ヲ撰 テ各自ニ就中 經書諸子詩 上許可考査ノ</p>	<p>一、 テシテ研究自 希望ノ徒各 題ヲ提出セ シメテ査ス</p>
<p>一、 セザリアス精読 ピヤエトシユ シムテ一研究セ</p>	<p>一、 米國文豪ノ 作物ヲ讀ミ 其概又ハミ 記英豪ノ文 綴ラシム</p>
	<p>一、 郷土史 一、 郷土ノ歴史</p>
<p>一、 手工ニ関ス ル調査第一 定セヨ</p> <p>一、 各自ノ考案 セヨ</p> <p>一、 白金屬元素 ニ就テ概論 セヨ</p> <p>一、 紙度ニ折リ 等ヲ用フベ キカ</p> <p>一、 如何ナル程 如ケル教授 學ノ教授幾 於ケルニ 中等教科ニ 於ケルニ 失加フルノ 項目ヲ新ニ 解法ノ式ニ 式ノ式ニ 學ノ式ニ 於ケルニ 於ケルニ</p>	<p>一、 化學變化ニ 於ケル質量 作用ノ例ヲ 挙ゲテ説明 セヨ</p> <p>一、 手工ニ関ス ル調査第一 定セヨ</p>
	<p>一、 博物學ニ関 スル事項ノ 研究報告</p>



へ、教授ニ関スル打合せ 本科各学部及教育ニ関スル学科ノ担当教官ノ間ニ定時若クハ臨時ニ教授ニ関スル打合会ヲ開キ、教授ノ聯絡改善ヲ謀ル

ト、成績ノ考定 本校ハ生徒平素ノ成績及動情ニ重ヲ置キ之ヲ学期成績ノ主要部分ニ算シ、之ニ学期末ノ試験成績ヲ参酌シテ生徒学力ノ品等ヲ定ム、但シ学科ニ依リ学期試験ヲ行ハズ

チ、教授ノ補充 教官中欠勤又ハ出張ノ為メ授業ヲ行フ能ハザルモノアルトキハ他ノ教官ヲシテ臨時ニ補充授業ヲ行ハシム、從テ已ムヲ得ザル事故アル場合ノ外授業ヲ休止スルコトナシ、本学年度中(自明治四十五年四月至大正二年一月)ニ於テハ所定授業時数一四七五〇ニ対シ休止時数四五ニシテ百分比〇・三ナリ

体育 本校ニ於ケル体育ハ体操・教練・武道・遊技ノ四科ニ分レ、学校課程トシテノ体操科ト校友会ノ運動部ト聯絡補翼シテ心身ノ練磨ト志氣ノ発揚トニ勉ム、校友会運動部ノ方針トスルトコロ左ノ如シ

(一) 体育上徳性練磨ヲ務ムルコト (二) 体育ハ平素ニ於テ能ク行ハレ、又広く一般ニ行ハルベキコト (三) 体育ト学業トノ併進ヲ期スルコト (四) 技術ノ熟達ヲ尚ブト雖選手ノ養成

自明治四十五年四月至大正二年一月 生徒 毎月患者統計 一覽表

在籍生徒	区	分	四月	五月	六月	七月	九月	十月	十一月	十二月	一月
			三〇	三六	三五	三三	三二	三一	三〇	三九	三八

ヲ務メズ (五) 体育ニ関スル大会ハ人ニ觀セシムルヲ目的トセズ、現在ノ状態ヲ实地ニ現ハシテ技術ノ高トヲ比較シ、生徒児童ヲシテ未熟ノ原因ヲ覓ラシメ、以テ将来ノ進歩ヲ促スヲ主眼トス (六) 体育ニ関スル会合ニハ虚飾ヲ去リテ實質ヲ現ハサシム (七) 本校ヨリ発動シテ他校ニ向ツテ競技ヲ挑マズ (八) 競走・競漕ハ技術トシテ之ヲ尚ハズ (九) 志氣ノ発揮ヲ持續スルコト

右ノ主義方針ニ基キ本校及附属学校ニ於ケル体育ノ成績ヲ檢シ、其進歩ヲ奨励スル為、毎年十月十七日日本校ノ開校記念日ヲ以テ、体育ニ関スル諸科ノ聯合演習大会ヲ開キ、職員生徒児童挙ツテ事ニ從ヒ、翌日其結果ニツキ講評ヲ行フ、本学年度ノ演習大会ハ時諒闇中ニ属セシモ例年ニ比シ一層華ヲ去リ実ヲ尚ブノ精神ニヨリテ之ヲ行ヒ、志氣ノ充實セルヲ見タリ

本校体操諸科中本学年度ニ於テ特ニ發展ノ著シキ認ムルハ弓道部ノ整頓擴張ト蹴球部ノ確立ナリ、其他ノ諸科モ其内容益充實シ、其運転殆ド遺憾ナキニ庶幾シ  
本校ノ生徒ハ凡テ寄宿寮ニ在リテ規則正シキ生活ヲ営ミ、且ツ勉メテ衛生ト体育トニ留意スルヲ以テ、病患ニ罹ル者ノ數ハ割合ニ少ク、其平均体重ノ如キモ入学後著シキ増加ヲ見ル、左ハ本学年度ニ於ケル生徒患者ノ統計ナリ

自明治四十五年四月  
至大正二年一月  
生徒患者学年別統計表

在籍生徒	無病生徒	患者人員	平均一日患者	平均一人治療日数	第三学年	第二学年	第一学年	予科
九	六	元	一・五	二〇・六	九	四	六	一〇三
九	五	四	一・五	三三・七	四	三	六	一〇三
九	六	三	一・六	八・九	六	三	六	一〇三
九	六	三	一・六	八・九	六	三	六	一〇三

無病生徒	患者人員	平均一日患者	平均一人治療日数	最多ノ病類	呼吸器病	精神病	呼吸器病	神経系病	消化器病	同	同	同	全身病	呼吸器病	消化器病	呼吸器病	消化器病	同	同	同	同	同	同	同	同
三五	三	〇・三	六・四	呼吸器病	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三五	二	一・七	八・七	呼吸器病	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三五	三	二・九	一〇・〇	呼吸器病	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三七	九	〇・五	八・七	呼吸器病	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
三七	二	一・三	三・五	呼吸器病	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三四	三	一・五	九・三	呼吸器病	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三九	〇	一・六	四・三	呼吸器病	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三四	六	一・四	九・六	呼吸器病	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
三五	三	〇・九	九・七	呼吸器病	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

		付文部省開設講習会		本年度中本校ニ於テ開設セラレタル中等教員講習会左ノ如シ		在生徒徒毎千平均一日患者
博物科	英語科	國語漢文科	學科目	期日	講習人員	最多ノ病類
日五十二月七自 日四十月八至	日五十二月七自 日七月八至	日十二月五自 日二十二月六至				呼吸器病
名二十七 名一十者講聴外員	名九十七 名三十者講聴外員	名二十	講義題目及講師			神呼吸器系器病病
応進原生 用化生 植論生 物論態 物動 学 学 近ノ 発 達	英語応用音韻学 ミルトン作 コーマス研究 千九百十一年ニ於ケル英文文学ニ就テ  ジエ、シー、プリングル	國語教授ノ修辭の理法 現行ノ中学用漢文読本ニ因メル漢文講義 國文法(文章法) 教授ノ實際ニ於ケル講話				一七・七 一九・三 二三・六 二三・六
神田正悌	乾環	堀維孝				呼吸器病
高橋岩治	杉森此馬	三宅少太郎				
	菱沼平治	榎尾治				
	岡井慎吾					

## 附屬 中 校

訓育 当校ハ四ヶ条ノ生徒訓条ヲ規定シテ訓育ノ主義トス、一、規律ヲ守リ礼儀ヲ正シクスベシ、一、師長ヲ尊敬シ命令ニ服従スベシ、一、誠実ヲ旨トシ言行ニ表裏アルベカラズ、一、勤勞ヲ重ンジ時間ヲ空シクスベカラズ、是ナリ、尚之ガ実績ヲ挙ゲンガ為、朝会、記念講話、儀式、学年主任訓話、性行会、個人訓練、父兄会、家庭訪問等ヲ行ヒ、作業科、学級会、校外団等ヲ設ク、本学年度ニ於テ名士ヲ聘シテ記念講話ヲ催シタルコト二回、一ハ海軍記念日ニ於ケル豊島海軍少佐ノ日本海々戦実戦談ニシテ、他ノ一ハ教育勅語下賜記念日ニ於ケル友友陸軍中將ノ乃木大将ニ関スル講話ナリ

寄宿舎ハ二舎アリ、第一舎ハ第三、第四、第五学年生三十四名、第二舎ハ第一、第二、第三学年生五十三名、計九十八名ヲ収容ス

校友会ハ学芸・雑誌・運動・庶務ノ四部ヲ設ケ、総裁ニ校長ヲ戴キ、会長ニ主事ヲ推シ、職員ヲ以テ部長及幹事ニ任ジ、生徒中ヨリ委員ヲ挙ゲ、總テ一体トナリテ事業ノ発展ヲ図ル、『会誌』ハ本学年度ニ於テ第四、第五号ヲ発刊セリ

学用品ハ当校学用品係ニ於テ購入シ、之ヲ各生徒ニ支給ス、費用ハ第一学年ニ於テハ毎月約五拾錢、第二学年以上ハ叁拾錢ノ予算トス、本学年度教科書モ亦全部学校ニテ購入支給セリ 教授 教授ノ主義ハ教材ヲ精選スルコト、会得ヲ確実ニセシムルコト及応用ヲ自在ナラシムルコトノ三点ヲ主トス、教授要目及細目ハ略其調製ヲ終へ、目下之ヲ試行シテ適否ヲ驗シツ、アリ

普通教育ノ研究ニ対シテハ学部会、研究報告会、教授批評会、

小中学聯絡会及各種参考品陳列室等ヲ設ク

其他生徒ノ知見ヲ開發センガ為科外読物ヲ選定シ、図書縦覧室ヲ設ケ、学芸会・講談会等ヲ催シ又知見ノ開發体軀ノ鍛鍊ヲ兼ねテ遠足・修学旅行及夏期臨海授業ヲ行フ、本学年度ニ於ケル修学旅行ハ第四学年七日間(京都・奈良・山田・名古屋・大阪)、第五学年十日間(山口・福岡・熊本・鹿児島)ノ二回ニシテ臨海授業ハ八日間山口県室積町ニ於テ之ヲ実施セリ

附屬小学校第一部終了者ヲ以テ組織セル学級ニ対シテハ、前学年度來特ニ個性ヲ重ンゼル教授ヲ施シ来リシガ、本学年度ニ於テモ尚其方針ヲ継続シ、数学ノ教授ニ関シテハ一学級ヲ更ニ二組ニ分チ、二人ノ教師ニテ之ヲ担任シ、一層其目的ヲ達センコトヲ期セリ

体育 体育ノ主義ハ身体ノ強健ト各部ノ調和的発達トヲ期シテ心育ノ裨補タラシムルト共ニ各種ノ運動ヲ愛好シテ其一ニ耽ルナカラシムルニアリ、サレバ選手ヲ養成スルガ如キハ斷ジテ之ヲ取ラズ

体育ノ方法トシテハ正科体操ノ外、課外運動・演習会等ヲ行ヒ、又例年二週間乃至三週間ノ武道寒稽古ヲ催ス、本学年度ニ於テハ三週間皆出席者百六十二名ニ達セリ

## 附 属 小 学 校

訓育 児童ノ個性ヲ明ニスルコト、学校生活ヲシテ情意ノ陶冶上最モ適當ナル状態ニアラシムルコトハ教師ノ人格の修養ト相並ンデ訓育上ノ三大要件ヲナスモノト見ルヲ妨ゲズ、右ノ中第二項ニ関シテハ教室ヲ愉快ナル勤勞ノ場所タラシムルコトニ意ヲ用フルハ勿論、学校生活ニ規律アラシメンガ為、児童ヲシテ遵守セシムベキ『管理内規』ヲ定メ、又特殊ノ方案トシテ朝

会、昼会、共同体操、遠足、国民記念会等ヲ行ヒ、又洒掃其他ノ作業ヲ課シ、各種ノ施設ト相待チテ不知不識児童ノ情意ニ善良ノ習慣ヲ養ハシメコトヲ期ス

教授 教材ヲ精選シテ知識ノ牢記ヲ期シ、思考力ノ練磨ニ意ヲ用ヒテ学習ノ資源ヲ培養スルコトヲ努メ、発動的ノ学習ヲ奨励シテ自主独立ノ学習ニ導カシメコトヲ期ス、教授上ノ大体ノ統一ト聯絡トシテ学芸会・児童図書閲覧室・児童博物館・学校園等ノ施設アリ

体育 体操科ヲ以テ体育ノ中心トシ、各種ノ機関方法ニヨリテ体育ノ効果ヲ収メシメコトヲ務ム、即チ正科ニアリテハ教材ヲ精選シテ之ヲ課シ、殊ニ一週一回共同体操ヲ行ヒ、又正科外ニ於テハ毎日放課後児童ニ各種ノ運動遊戯ヲナサシメ、毎月一回遠足ヲ行ヒ、夏季ニハ一部ノ児童ニ水泳ヲ練習セシム、其他祝祭日ノ式後等ニ体操科小演習会ヲ開キ、毎年一回大演習会ヲ行フ

校舎内外ノ衛生ニ関シテハ管理上意ヲ用ヒ、殊ニ校舎ノ清潔ヲ保タンガ為、児童ニハ外履ノマ、昇校スルコトヲ禁ズ、児童ノ健康状態ハ概シテ可良ナリ、「昨年四月ニ行ヒタル身体検査ノ結果ニ依レバ児童ノ疾病ノ重ナルモノ及其受検者数ニ対スル百分比下ノ如シ、眼疾中トラホーム患者〇・一四二、其他〇・〇六三、耳疾〇・〇三四、消化器病〇・〇三〇、呼吸器病〇・〇五三、循環器病〇・〇〇九、全身病〇・〇二〇、外被病〇・〇〇八、其他〇・〇〇六」、又児童毎月ノ出席歩合(百分比)(昨年四月ヨリ一月迄)ヲ見ルニ最大九七・八九、最小九六・五ニシテ、欠席歩合ハ三・四九ヲ超ユルコトナシ

校友会ノ事業

本校ノ校友会ハ職員生徒一致協和シテ徳性ヲ涵養シ、学芸ヲ講究シ、身体ヲ練磨シ、以テ校風ヲ発揚シ教育ノ資助トスルヲ目的トス、職員ヲ特別会員、生徒ヲ通常会員、卒業生ヲ校友トシ、会長ニハ校長ヲ推戴ス、其事業ハ総務部・講談部・学芸部・運動部ノ四部ニ分レ、又別ニ国語漢文学会・英語学会・地理歴史学会・数物化学会・博物学会・教育研究会・丁未音楽会・絵画同好会ヲ設ク、本学年度ニ於テ各部各学会ガ行ヒシトコロノ事業左ノ如シ

総務部 第四回総会、第六回体操科演習大会  
講談部 例会三回、臨時会八回(文芸講演会一回、米

国南部基督教青年会幹事ウエーザフト氏講演、明治天皇記念講演会、家庭学校教師好地由太郎氏講演、日本基督教青年会同盟幹事フキツシャー氏及同小松武治氏講演、久留島武彦氏講演、白瀬中尉ノ南極探險談、薩摩琵琶会、校外講演会(青年会員及安佐郡教育会員ニ対シ可部町ニ於テ行フ)

学芸部 校友会々誌第十九、第二十、第二十一号発刊、購入新聞紙五種、同雜誌八種、同図書二十六部、寄贈雜誌六十五種百六十部、同図書十三部

運動部 (イ)剣道部 大会二回、紅白試合一回、寒稽古二週間

(ロ)柔道部 大会二回、紅白試合三回、寒稽古二週間

古二週間

(ハ)弓道部 大会一回、競射会五回、射場初

式一回、遠的射初式一回、秋季

特別練習一回、寒稽古十六日

(ニ)野球部 大会二回、競技会七回

(ホ)庭球部 大会二回、例会二回

(ヘ)漕艇部 力漕会一回

(ト)遊技部 蹴球大会二回、マラソン競走一

回

(チ)水泳部 夏期練習二週間

国語漢文学会 例会四回、大会一回、臨時講演会二回(中日

教授「オロツコ語ノ研究ニ就テ」

英語学会 例会二回、大会一回、米国文豪記念講演会、

臨時講演五回(一、グレイ氏「希臘悲劇ノ永久

的道德価値ノ要素」、二、シカゴ大学教授マ

クリントック博士「沙翁ノ喜劇」「テンペス

ト」、三、乾精末氏「日米ノ相異」、四、フイ

ツシヤー氏「トルストイ」、小松武治氏「近世

ノ予言者」、五、米國ボストン、ゴルドン博

士「品性ノ建設」、講演会一回

地理歴史学会 例会六回、史蹟踏査会一回(府中、海田市、

矢野村)、臨時会二回、会誌第三号発刊

博物化学会 例会三回、學術講演会一回、學術展覧会一回

博物学会 例会六回、大会一回、臨時小会四回

教育研究会 例会二回、大会一回、臨時講演一回、課外定

期講演七回(藤岡教授「時代ト教育」、雜誌第

七輯発刊、教育参考室設立準備着手

丁未音楽会

(編カ)

嚮時音楽会二回、(一、東京音楽学校ベッオ

ールド女史、二、米國ボストン青年音楽団)、

春季演奏大会、臨時演奏会(本会講習會員)

絵画同好会

例会二回、日本古画展覧会、茶湯研究会一

回、観画旅行(安芸郡矢野村藤得氏宅)、ス

ケッチ旅行(伊予松山、道後)、ヒューザン

一―二 高等師範学校昇格運動(大正八年)

〔芸備日日新聞〕  
〔大正八年十二月十四日〕

広島高師昇格運動愈々白熱化

宣伝歌を合唱して志気愈昂り三団結束して立つ

先般来広島高師に於ては生徒側より十四名の調査委員を挙げて

昇格問題に付き調査中の処、愈々去る十一日生徒大会を開催し

て其の結果を報告し、左記の理由に依り大学昇格運動を起すに

決せり。

一、教育の弛張は国運の消長に關す。世界の大勢に鑑み帝国の

現状に顧るに教育の前途転た痛心に堪えざるものあり。高等

師範学校を大学に昇格し文教の權威を確立し一般教育者の進

路を開き其地位の向上を計らんことを期す。

二、曩に教育調査会に於て高等普通教育制度を認めたり。高等

師範学校は普通教育に対する教育者養成の最高機関なり。然

るに現制に於ては新制中学校上級生に対する教育補給の道を

欠く故に、高等師範学校を大学に昇格して其補給を計るは高

等普通教育年限延長に伴ふ当然の帰決なり。

三、広島市は中国に於ける文教の中心地なり。然るに未だ此の地に帝国最高学府の存在せざるは文化普通の均衡上国家的見地より見て遺憾少なからず、広島高等師範学校は帝国教育研究の權威としても已に年あり。今一方地方文化普及の見地より又一方高等普通教育に従事すべき教育者養成の急切なるに当り本校を大学に昇格すべきは自明の理なり。

而して十九名の実行委員を挙げて先づ職員・卒業生を動かし所期の目的を貫徹すべく五百の生徒は結束して立てり。かくて生徒の運動漸く熾烈を加へ来ると共に、

▲同窓会亦是れに一致し職員も亦動き三者の完全なる諒解を見一団として蹶起することゝなれり。而して是れは単に一地方一学校の問題に非らずして、国家の普通教育振興の爲めに職員・同窓会・生徒一団として堂々たる宣伝書を發表するに至るべく鶴首して幣原校長の帰校を俟ちつゝある状態なり。生徒に於ては一昨日も午後六時より実行委員総会を開き職員・同窓会側と會見して打合せをなし、

▲三団一致速かに実行委員を挙げられんことを要望し、同九時より講堂に於て生徒大会を開きて職員同窓生と完全に諒解を見たる旨報告をなし、宣伝歌を合唱して意気昂然として散會せり。茲に於て広島高校校昇格運動は旗幟鮮明となり来り、遂に昨日午後一時より本校第一會議室に於て全校職員會議を開きて問題の報告を決し大々的宣伝書發表を見るべく、今は唯、  
▲幣原校長の一言一行に依つて問題の消長は決定する計りの機勢に在りとの事なれば問題は是れより益々佳境に入るべしと。

▲陳情書

決議書提出

若溪会広島支部

一方若溪会広島支部実行委員会は昨報の如く県女校に於て一昨夕より會議の結果十二時前漸く散會せしが、愈々陳情書並に理由書も起草を了したるを以て、次いで昨夕より広島高師會議室に是れが總會を開きて本部よりの報告並に文部大臣及臨時教育調査宛陳情書理由書の統議をなし直に発送に着手せりと。

▲若溪会更に移檄

東京高師同窓者溪会にては曩に高師陞格の宣言書一万枚を配付したるが、昨日更に左の決議及び陞格理由等を本社に寄せて其運動の意義を徹底せしめん事を希望し来れり。

決議

戦慄すべき現代思潮の趨勢に鑑み帝国将来の進展を画して精神文化の宣揚と教育尊重とを呼号し、茲に東京高等師範学校を陞格して大学となさんが爲に左の二項を決議す。

一、若溪会は普通教育の權威確立の爲母校陞格運動に対し母校職員生徒と一致協同して飽くまで目的を貫徹せんことを期す。

二、全会員一斉に起て社会全般に此の運動の真意を宣伝し大いに輿論を喚起すべし。

若溪会

高等師範学校大学陞格理由

一、我が国の現状にては商業家の養成に商業の大学の特設近きにあり、工業家農業者の養成には工科の大学農科の大学の特設あらんとするに、独り教育者の養成に大学の特設なきは国家が教育を尊重する趣旨に反すること。

二、物質文明に関する大学の増加は喜ぶべきも一方に精神方面の大学之に伴はざれば国家の将来に寒心すべき結果を来

す虞あること。

三、普通教育に従事する者に大学教育を受くるを得しめ以て其の進路を開くにあらざれば教育界に有為の人材を招致するに困難なること。

四、普通教育の研究は已に臨時教育會議に於て高等師範学校の任務として決議せられたる所なり。此の任務を果さんには大学組織とするに非ざれば完全なる効果を取むるを得ざること。

五、高等師範学校は直轄学校中多年重要な地位を占め来りに、他の学校の次第に陞格せらるゝに拘はらず独り同校のみ之に漏るゝの理由なきこと。

六、師範教育の完成を期せんには最高機関として高等師範学校を大学に陞格せしめ以て一貫せる教育系統を設くる必要があること。

#### 一一三 普通教育振興に関する宣言(大正八年)

〔「芸備日日新聞」  
大正八年十二月十四日〕

普通教育振興に関する宣言書

夫国家の発展と国運の振興とは国民教育の基礎たる普通教育の向上と充実に俟つや論なし。今や我国の輿論は已に義務教育の延長及七年制中学の設立を期待し、加るに近時各種専門教育の振興は其根底たる中小学教育の進歩向上を要求すること日に急なり。然るに現今の師範教育は其制度と其内容とに於て時代の趨勢に伴はざること甚だしく、到底此等の要求に応ずること能はざるの観あるは豈に我国師範教育制度の一大欠陥にあらずや。

此時に当りて或は高等諸学校を増設し或は専門諸学校を昇格せしむるに拘らず、独り師範教育に於て其制度の改善内容の充実教課の向上を計りて時代の要求に應ずる良教師を養成することを閑却するが如きは国力の堅実なる発達に資する所以にあらずして、また国家が普通教育を尊重する主旨にあらずも信ず。吾人邦家前途の爲め之を黙視するに忍びず。茲に同志の士と共に普通教育の淵源たる師範教育制度の根本的改善を絶叫し其の第一歩として左の主旨貫徹せんことを期す。

現在の高等師範学校の程度を高めて大学となし時代の要求に應ずる師範教育を施し且教育に関する諸般の研究を爲すに適當の設備を完成せしむること。

広島高等師範学校職員  
同窓会生徒一同

#### 一一四 広島高等師範学校大学昇格意見書(大正八年)

〔「芸備日日新聞」  
大正八年十二月二十三日〕

意見書

近時高等師範学校を大学に昇格せしめられ度しとの陳情ありと聞く。是れ教育上最も機宜に適したることなるのみならず中国には未だ大学の設置なきを常に遺憾とする所なるが故に、其陳情を容れられ広島高等師範学校を大学に昇格せられんこと熱望に堪へず。茲に本会の議決を以て市制第四十六條及地方学事通則第十条に則り意見書提出候也。

大正八年十二月二十一日

広島市会議長 山 県 齊 高



内務大臣 床 次 竹二郎殿  
文部大臣 中 橋 徳五郎殿 (各通)

一―一五 広島高等師範学校大学変更意見書(大正九年)

〔『通常広島県会議決録』〕

意 見 書

広島高等師範学校ヲ大学ニ変更セラレムコトヲ望ム

理 由

現政府ニ於テハ教育ノ振興ヲ以テ其ノ四大政綱ノ一トシテ銳意  
高等教育機関ノ拡張普通教育制度ノ改善ヲ図リ其ノ企画着々ト  
シテ進捗セルヲ見ル、然レトモ真ニ教育ノ効果ヲ増進シ国力ノ  
賢実ナル發達ヲ期センニハ宜シク先ツ師範教育制度ノ改善ノ擴  
張トニ努メ以テ教育ノ原動力ヲ培養セサルヘカラス、否ラスン  
ハ制度ノ改善学校ノ増設ハ之ヲ完成シ得ヘキモ、其ノ實際ノ効  
果ニ至リテハ或ハ所期ニ副ヒ難カラシヲ惟レ懼ル、頃來高等師  
範学校ヲ改革シテ學術ノ蘊奥ヲ究メ、且ツ教育者タル品格ヲ一  
層向上セシムヘキ最高学府トナシ以テ吾カ邦師範教育ノ根幹ヲ  
樹立セントスル説アリ、洵ニ所以アリト謂フヘシ

広島高等師範学校ハ創立以來拾有九年ヲ閱シ實ニ中国學術界ノ  
權威ニシテ、夙ニ研究科ヲ置キ更ニ専攻科ヲ設ケテ高等ノ學術  
ヲ講究シ斯界ニ貢獻スル所甚大ナルモノアリ、而シテ其ノ所在  
地タル本県広島市ハ中国唯一ノ大都市ニシテ海陸交通ノ至便ナ  
ル物資供給ノ豊富ナル風土氣候ノ和順ニシテ衛生ニ適セル最適  
ノ教育地ト謂フヘク、又之ヲ全国大学分布ノ必要上ヨリ將又地  
方文化ノ中心地タルノ上ヨリ帝国大学ノ本市ニ設立セラレニコ  
トヲ望ムヤ久シ、然ルニ今ヤ高等教育機関擴張ノ声朝野ニ喧シ

キニ際会ス、是ニ於テカ広島高等師範学校ヲ昇格シテ大学トナ  
スハ其ノ最モ捷徑ニシテ且ツ機宜ヲ得タルモノト信ス、冀クハ  
教育界ノ輿論並本県民ノ希望ヲ容レ速ニ該校ヲ大学ニ変更セラ  
レンコトヲ

右本会ノ議決ニ依リ意見書提出候也

大正九年一月

広島県会議長 井 上 利 八

内務大臣 床 次 竹二郎殿  
文部大臣 中 橋 徳五郎殿 (各通)

一―一六 生徒心得(大正十年)

〔『広島高等師範学校一覽』〕

広島高等師範学校生徒心得

本校生徒タルモノハ明治二十三年十月三十日降シ給ヒタル勅語  
ノ聖旨ヲ奉体服膺スヘシ

第一条 本校生徒タルモノハ左ノ諸項ヲ遵守スヘシ

一、校規ヲ遵守シ師長ニ恭順ナルコト

二、志操ヲ固クシ廉恥ヲ重ンスルコト

三、身体ノ強健ヲ計リ勤勉精勵ナルコト

四、学友互ニ切磋琢磨シ和親協同ノ実ヲ拳クルコト

第二条 生徒登校ノ際ハ必ス所定ノ制服ヲ着用スヘシ

已ムヲ得スシテ和服ヲ着用セントスルモノハ学生部ニ願出ス

ヘシ

和服外出ノ時ハ必ス制帽ト袴トヲ着クヘシ

第三条 教室及廊下等ニ於テハ決シテ喫煙スヘカラス

又下駄ノ儘ニテ校舎内ヲ歩行スヘカラス

第四条 公事ノ示達及報告ハ揭示ヲ經レハ一般了得シタルモノト看做スヲ以テ常ニ之ヲ注意スヘシ

第五条 疾病又ハ事故ニヨリ欠課ノモノハ欠席届書ヲ直チニ教務部ニ差出スヘシ

又戸籍上ノ異動ヲ生シタル時ハ其旨直チニ学生部ニ届出ツヘシ

第六条 校内ノ建物、器具ヲ毀損、汚染シ又ハ亡失セシモノハ情状ニ依リ之ヲ弁償セシム

所定ノ制服左ノ如シ

一、制服 上衣袴共黒、紺ノサージ又ハセルニテ豎襟背広

形、金釦付(第一号図式)

一、帽子 地質黒羅紗(第二号図式)

一、帽章 金色旭日形(横寸一分、高師ノ二凸字入り(第二号図式))

一、釦 金色旭日形(大直径八分、小同三分) 高師ノ二凸字入り(同)

一、靴 黒色

(服制図式略)

一―一七 第二臨時教員養成所規則(大正十一年)

〔第二臨時教員養成所一覽〕

第二臨時教員養成所規則

第一章 総 則

第一条 本所ハ師範学校、中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

第二条 本所ニ左ノ三科ヲ置ク

英語科

物理化学科

博物科

第三条 各科ノ修業年限ハ二箇年トス

第二章 学科課程

第四条 各科ノ学科課程左ノ如シ

英語科

英 語	修 身	教 育	学 年
講読、会話、書取、作文、文法、声光学	実践倫理	教育ノ理論	第一 学 年
二三 講読、会話、作文、文法、書取、英文学史	一 実践倫理	二 教育ノ理論、教育ノ實際	第二 学 年
二三		一	

学年	学科目					
	修身	教育	物理	化学	数学	図画及手工
第一年	実践倫理	教育ノ理論	力学、物性熱、電磁気	無機化学、有機化学	代数、幾何、三角法、解析幾何	
	一	二	実験二回六	実験二回六	三	二
第二年	実践倫理	教育ノ理論、教育ノ實際	電磁気、音光	無機化学、有機化学、理論化学	微積分	
	一	二	実験二回六	実験二回六	三	一

物理化学科

備考 ( )印ヲ付スル数字ハ随意科目トス

計	体操	言語学	国語及漢文
		言語学概論	国語
二八 (二)	(二)	一	二
		英語史	漢文
二八 (二)	(二)	一	二

備考 ( )印ヲ付スル数字ハ随意科目トス

英 語		英 語		英 語				
計		体 操		英 語				
講 読	結 晶 学、鉱 物 各 論	生 理 及 解 剖	植 物 形 態 学、生 理 学	動 物 普 通 動 物 学	教 育 教 育 ノ 理 論	修 身 実 践 倫 理	学 科 目 第 一 学 年	博 物 科
三	実 験 一 回 三	三	実 験 二 回 四	実 験 二 回 四	二	一	第 一 学 年	
講 読	地 質 学、地 史	衛 生	分 類 学、生 態 学	普 通 動 物 学、発 生 学	教 育 ノ 理 論、教 育 ノ 実 際	実 践 倫 理	第 二 学 年	
三	実 験 一 回 二	一	実 験 二 回 五	実 験 二 回 五	二	一	第 二 学 年	
三	実 験 一 回 二	一	実 験 二 回 五	実 験 二 回 五	二	一	第 二 学 年	
(二)	実 験 四 回 一	(二)	実 験 二 回 三	実 験 二 回 三	(二)	三	計	

計	体 操	実験 五回 (二)	実験 五回 (二)
---	--------	-----------------	-----------------

備考 ( ) 印ヲ付スル数字ハ随意科目トス

第三章 学年学期及休業日

第五条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六条 学年ヲ分チ第一学期、第二学期及第三学期トス

第一学期ハ四月一日ヨリ八月三十一日マテ

第二学期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日マテ

第三学期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日マテトス

第七条 休業日ハ左ノ如シ

祝、祭日、及日曜日

春季休業 三月二十六日ヨリ四月十日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第四章 定員、入学、在学及退学

第八条 本所生徒ノ定員ハ凡ソ百名、内若干名ヲ給費生トス

第九条 本所ニ於テハ授業料ヲ徴収セス

第十条 入学ノ期ハ毎学年ノ始トス

但時宜ニヨリテハ隔年ニ募集ス

第十一条 入学ヲ許スヘキ者ハ品行善良、身体強健、志望鞏固

ナル男子ニシテ左記各項ノ一ニ該当スル入学志望者ニ就キ管

理者之ヲ選抜ス

一、師範学校、官公立中学校又ハ文部大臣ニ於テ徴兵令第十三条ニ依リ中学校ノ学科程度以上ト認メタル私立中学校ノ卒業者

二、専門学校入学者検定期程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者又ハ文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ト指定シタル者並ニ小学校本科

正教員免許状所有者

三、其他相当ノ学力アリト認ムル者

第十二条 入学志願者ハ左ノ書類ヲ本所ニ差出ヘシ

一、入学願書 (書式第一号)

一、履歴書 (書式第二号)

一、身体検査書 (書式第三号)

一、最終学年成績調査書 (書式第四号)

一、戸籍謄本

一、所属長官ノ承認書

現ニ官職ニ在ル者又ハ服務義務年限中ノ者並ニ現ニ在学セル学校卒業後

服務義務ヲ生スル者ニ限り之ヲ要ス

第十三条 入学志願者ハ第二条ノ学科目ニ就キ一科目ヲ選定

スヘシ、但第二志望トシテ更ニ一科目ヲ限り選定スルコトヲ

得

第十四条 入学者ハ保証人二名ヲ定メテ誓約書(書式第五号)ヲ差出スヘシ、保証人ノ内一名ハ公民権ヲ有スル者若クハ丁年以上ノ男子ニシテ所得税ヲ納ムルモノタルヘク、其他ノ一名ハ一戸ヲ構ヘタル丁年以上ノ男子ニシテ本人ト親族ノ關係アルモノ若クハ之ニ準スヘキ者タルヘシ

前項ノ保証人ヲ不適当ナリト認ムルトキハ之ヲ換ヘシムルコトアルヘシ

第十五条 保証人死亡シ若クハ其ノ資格ヲ失フ者アルトキハ直チニ他人ヲ以テ之ニ換ヘ保証人連署ノ届書ヲ差出スヘシ

第十六条 族籍又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨直チニ届出ツヘシ

第十七条 病氣又ハ已ムヲ得サル事故アリテ遅刻シタルトキ若クハ早退セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ速ニ届出ツヘシ、引続キ一週間以上欠席セントスルトキハ日数ヲ定メ疾病ニ係ルモノハ医師ノ診断書ヲ添ヘ予メ届出ツヘシ

第十八条 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ引続キ六十日以上修業シ能ハスト思料スルモノハ其ノ疾病ニ係ルトキハ医師ノ診断書、事故ニ係ルトキハ詳細ナル事由書ヲ添ヘ願書ヲ差出スヘシ

第十九条 左記各号ノ一ニ該当スルトキハ退学ヲ命ス

一、正当ノ事由ナクシテ引続キ欠席六十日ヲ超ユル者

二、屢々遅刻早退欠席シ出席不規律ナル者

三、疾病ノタメ若クハ学業不進又ハ性行上成業ノ見込ナシト認メタル者

四、各学年ニ於テ成績不良ノタメ進級シ能ハサル者

五、引続キ欠席一ケ年ヲ超ユル者

第二十条 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ退学セントスル者ハ其ノ疾病ニ係ルトキハ医師ノ診断書ヲ添ヘ事故ニ係ルトキハ事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上願出ツヘシ

但疾病ニ依ルノ外自己ノ便宜ノ為ニ退学ヲ願フ者ハ授業費ヲ償還セシメテ許可スルコトアルヘシ

### 第五章 罰 科

第二十一条 所規、命令又ハ告示ニ悖戻シ若クハ風紀ヲ紊ス等ノ行為アリタルトキハ其ノ状況ノ重軽ニ依リ左ノ罰科ニ処ス

- 一、謹慎
- 二、停学
- 三、放校

### 第六章 卒 業

第二十二条 生徒ハ一学年ヨリ順次各学年ノ課程ヲ履修スヘシ各学年ノ及落ハ該学年間ニ於ケル平素ノ学業及試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ決定ス

但管理者ノ見込ニ依リ某学科目ノ試験ヲ行ハサルコトヲ得

第二十三条 前条卒業者ニ対シテハ卒業証書ヲ授与ス

### 第七章 服務義務

第二十四条 本所卒業者ハ卒業証書受得ノ日ヨリ左ノ期間引続キ教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

学資ノ支給ヲ受ケタルモノハ修業年限ノ一倍半ニ相当スル期間、学資ノ支給ヲ受ケサル者ハ其ノ修業年限ノ二分ノ一ニ相当スル期間、其内最初ノ一ケ年ハ文部大臣ノ指定ニ従ヒ奉職スル義務アルモノトス

第二十五条 前条ノ外服務義務ニ関シテハ大正十年四月二十六

日文部省令第二九号高等師範学校等卒業者服務規則ニ依ル  
第八章 生徒、心得

第二十六条 本所ノ生徒タルモノハ明治二十三年十月三十日降  
シ給ヒタル勅語ノ聖旨ヲ奉体服膺スヘシ  
第二十七条 服装ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム  
(書式略)

一―一八 生徒の思想状況(昭和六、七)

読書会等組織に關シ生徒検束に關する件  
〔文部省学生部編  
「学生思想事件一覽」〕

六、二、一七 学校報

二月十二日検束 文科第一部第三学年 佐 ○ ○ ○  
二月十四日同 同 眞 ○ ○ 元 ○ ○ ○

二月十二日同 文科第二部第三学年 ○ 本 ○ 臣

右三名のもの各頭書の日付以来広島西警察署に検束さる。  
一、検束に至りたる事実

昭和五年十二月十九日夜寄宿寮庭其の他の二ヶ処に投入せし  
「敬愛する全高師生諸君に告ぐ」なる宣伝ビラ並に昭和六年  
二月七日早朝校内生徒控室教室等に配布せし「軍教絶対反対  
!」なる宣伝ビラに關シ容疑者として検束されたるものなり。

二、事件の内容

未だ判明せず。

六、二、二六 学校報

一、検束の結果並に検束せられたる事実

六、二、一二 検束 佐 ○ ○ 六、二、一八 釈放

二、事件の内容及経過

(一) 関係者姓名(十四名)

六、二、一四同 眞 ○ 元 ○ 六、二、一八同  
六、二、一二同 ○ 本 ○ 臣 六、二、一八同  
六、二、二二同 岡 ○ 可 ○

六、二、二四 謹慎 六、三、一七 退学

文、一ノ四 岡 ○ 可 ○ 六、三、一二、不起訴

同 六、五、二七 同

同 吉 ○ 孝 ○ 同

同 文、一ノ三 眞 ○ 元 ○ 同

同 六、七、二〇 同

同 佐 ○ ○ 同

同 六、五、二二 解除

同 中 ○ 正 ○ 同

同 同 退学

文、二ノ三 西 ○ 友 ○ 同

同 六、五、二七 解除

同 田 ○ 雄 同

同 六、六、三〇 同

同 松 ○ 武 ○ 同

同 六、六、四〇 同

同 ○ 益 ○ 同

同 六、七、二〇 退学

同 嘉 ○ 泰 ○ 同

同 六、五、二二 解除

同 木〇 〇 同  
 同 六、三、一七退学  
 同 〇 本〇 臣 同  
 同 六、四、一五同  
 同 臨教英、三道 〇 一〇 同  
 同 六、五、一四解除  
 同 〇 川 〇 次 同

(二)、読書会開催

昭和五年七月中旬某高等学校生徒(鮮人)〇某及道〇主唱の下に〇本、眞〇、〇川の五名、山口県富海駅前某旅館に於て読書会を開催しテキストとして各自持寄りたる「ニコライ、ブハリン転形期の経済学」「レーニン、左翼小児病」「フリードリツヒ、エンゲルス空想より科学へ」「ニコライ、レーニン帝國主義論」等を研究せり。而して其後中途にて沖合なる小島に移り前後十数日間の日を費して大体のテキストを讀了し解散各自帰郷せり。其後此のグループは二分して杉本はその同級生松〇、西〇、嘉〇、〇、木〇、〇田の六名の同意を得て十一月上旬より主として〇本の下宿に於て毎週日曜、水曜の二回宛読書会を開催、テキストとして高畠素之訳マルクス資本論を研究し爾來十二月中旬試験前迄数次会合を重ねたり。又眞〇は中〇、佐〇と共に眞〇の下宿先に於て読書会を開催し「史的唯物論」の研究をなせり。斯る中〇の加入を見拡大の提案も出でしが実行するに至らず第二期試験に入りたり。尚一月中旬に至り佐〇は〇、中〇と共に新に吉〇を加へて〇の宿所に於て数次の読書会を開催「無産者政治教程」の研究をなせり。

(三)、不穩ピラ撤布事件

斯く五年七月以来数次の読書会を重ねる中勢の趨く所遂に実践運動に至れり。即ち既報「敬愛なる全高師諸君に告ぐ！」なる不穩ピラの撤布これなり。本不穩ピラは〇本の主唱にかゝり彼は此れを松〇、西〇、嘉〇、〇、木〇、〇田等との読書会の際に提案し、〇本及び木〇、〇田、〇の四名にて起草し更に〇本これを整理して原稿を作り中学校生徒李某をして原紙に書写せしめ木〇の下宿先に於て西〇、木〇、〇田、〇、嘉〇の五名にて約千枚(美濃判西洋紙半切)を印刷し、五十枚宛束にして携帶配布に便し数日の後則ち十二月十九日午後八、九時頃〇、西〇の兩人携帶して学校正門より生徒控室に至つて若干を置き更に再び校外に出で堀越して寄宿寮南庭及び附属中学校附属小学校々庭に投入せり。かくして撤布されたる不穩ピラは幸にして時恰も試験期なりしと、加之夜間の事とし一般生徒の手に渡るに先立ち処置するを得何等影響するところなかりき。

(四)、学校の処置

関係者全部に対して昭和六年二月二十四日帰郷謹慎を命じ家庭と協力して反省を促すと共に其の情況を視察することとせり。

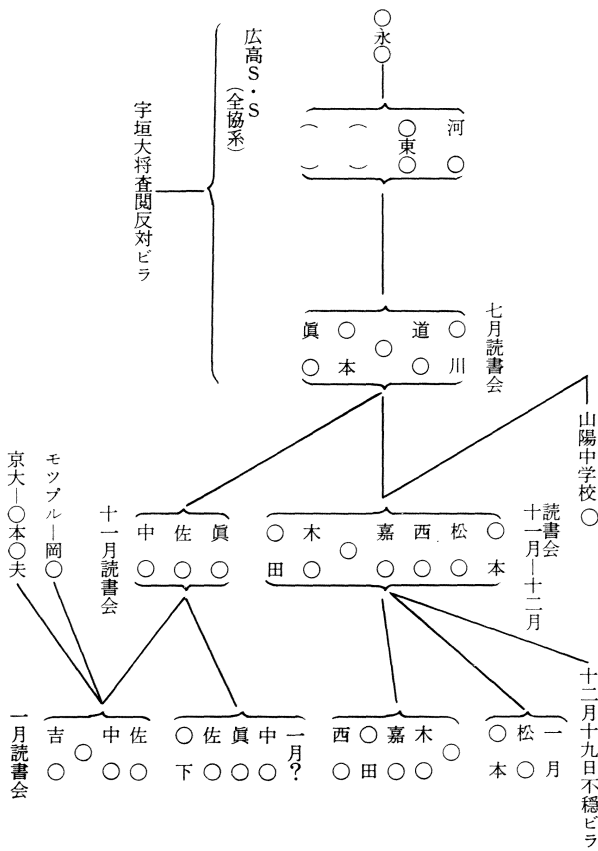
六、三、一九学校報

読書会並に不穩ピラ事件関係者に対して(昭和六年二月二十四日附、十四名)前記の如く帰郷謹慎を命じ置きたるが三月十七日付左記の三名に対し本校規則第二十五条により退学を命じたり。

文科第一部四年生

岡 〇 可 〇





同 三年生  
 同 第二部三年生  
 六、三、一九学校報  
 昭和六年三月広島地方裁判所検事局に於て治安警察法違反被疑事件にて不起訴処分が付されたるもの左の如し。  
 高師生 吉 ○ 孝 ○ 臨教生 道 ○ 一 ○  
 同 佐 ○ ○ ○ 同 川 ○ 次

同 中 ○ 正 ○  
 出版法違反被疑事件にて不起訴処分が付されたるもの(六名)  
 高師生 西 ○ 友 ○ 高師生 ○ 益 ○  
 同 田 ○ 雄 ○ 同 嘉 ○ 泰 ○  
 同 松 ○ 武 ○ 同 木 ○ ○ ○  
 六、四、一七学校報  
 概要(前報に同じ)組織図

六、四、一七学校報

六、二、二四付婦郷謹慎 六、四、一五命退学

英語科三年 道 ○ 一 ○

六、六、二学校報

六、五、二二謹慎解除

六、五、二七同

六、五、二二命退学

同

六、五、一四謹慎解除(臨教)

六、六、二九学校報

左記生徒二名は嚮に読書会並に不穩ピラ事件に關し二月二十四日付婦郷謹慎を命ぜられたるものなるが、其後改悛の実ありと認めたるに付各頭書の日付を以て謹慎解除婦校せしめたり。

六月三日付謹慎解除

六月四日付同

六、八、一五学校報

七月二日付退学

同

以上にて全部処分完了。

退学 処分

謹慎解除

計

八名

六名

十四名

学生生徒参集の件

六、八、二六学校報

今回学制改革案反対の為在広島学生々徒は婦郷中の学生々徒に對し招集の電報を發し去る八月十七日学生々徒大会を開催せり。強圧的に之を阻止するときは却て紛糾を大ならしむる虞ある情勢なるが故に適當に指導監督することに努め幸にして矯激なる行動に出ずることなく今日に至れり。左翼派の策動は無く此点毫も憂ふ所なき情況なり。尚今後適當なる時機を見て学生々徒を再び婦郷せしむる様誘導に努むる考なり。

六、八、三〇学校報

曩に報告せる学生々徒参集の件其の後学長並上京委員婦校情況報告あり、八月三十日午前十時を以て解散各自婦郷せり。

因に本件の趨勢に關しては常に注意を払ひ居りしが終止一貫秩序整然たるものあり。其の間何等左翼派の策動するが如きものあるを認めず。

不穩ピラ配布に關する件

六、九、二一学校報

本年八月一日学制改革に關し学生々徒の一部動揺せるを機とし一部生徒に宛不穩パンフレットを配布、続いて九月十一日又亦不穩なるニュースを教室内並学校付近の下宿に配布せるものあり。目下調査中なるが其の概要左の如し。

本年八月以来学制改革に關し一部学生は成行を憂慮し之が對策を講ずべく同月三十日頃参集せる事実あり。然るに左翼学生は之を自派に利用し之を紛擾の渦中に投ずべく劃策し八月一日某生徒宛、

学生課を撤廃せよ

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

社会科学の研究結社の自由

言論出版の自由

進歩的學生処分絶対反対

処分された學生の即時取消

帝國主義的軍事教練絶対反対

悪辣なるスパイ制度絶対反対

選挙制度撤廃

完全なる自治的学友会万才

R・Sの旗の下に

等々のスローガンを掲げたる「高等師範学友諸君に告ぐ」と題し広島地方R・S聯盟署名の不穩パンフレットを送付、続いて九月十一日「青年学徒」なる不穩ニュースを教室内並学校付近下宿に配布せるものあり、學生課に於て目下調査中。因に「青年学徒」掲出スローガン左の如し。

「青年学徒」は學生大衆の新聞たらん事を期す。

「同」は階級的政治新聞たらん事を期す。

「同」は革命的學生を統一結成せしめん事を期す。

「同」は坊主々義教育理論の阿片性を曝露せん事を期す。

## 六、一〇、九学校報

本月五日早朝文理兩科第二、三学年生徒が野外演習のため原村陸軍廠舎へ出発に際し又亦不穩ピラを学校付近下宿に配布せるものあり目下調査中。尚該印刷物は左記の如きスローガンを文中或文尾に掲げ「満洲出兵は要するに帝國主義ブルジョアジの野心の発露だ。そして我々の軍事教練もやはり彼等の手先に使ふ為の準備行動に外ならぬ。我々は軍事教練に

は絶対反対だ」と云ふが如き内容を有するものなり。

スローガン 帝國主義戦争絶対反対!

誰も教官の命令や説教には耳を貸すな!

原村演習には出るな!

軍事教官を叩き出せ!

満蒙出兵反対だ!

生徒被検束に関する件

## 六、一二、四学校報

(一一、一五命退学)

臨教国語漢文科第三学年生徒 井 ○ 俊 ○

(一一、三検束、一〇放還)

右者昭和六年十二月三日広島市内白神社境内に於て広島女子専門学校第一学年生徒○納○美と街頭連絡中検挙取調を受け目下引続き拘引取調中なるが状況次の如し。本人は近来本校内に撒布さるゝ「青年学徒」等の不穩ピラに関係あるの疑最近濃厚となりたるを以て注意中、本人等の關係せる思想団体が最近白神社付近に於て街頭連絡をなせる事実を學生課に於て探知し、爾來警察当局と連絡警戒を怠らざりし処、前記の事実発覚検束されたるものにして其の際本人並○納は、無産青年十二部、新興教育十一月号一部、青年学徒三部、同部一部、鯉上の健児部、反戦パンフレット部、一部、レーニン青年一部、救援ニュース四号約百部を所持し居れり。尚関係者目下取調中なるが本校(広島高師)文科第三部甲三年生○江○五も関係ある見込にして之等に対する学校当局の処分には目下考慮中なり。

六、二、二二学校報

本校に於ては養成所生徒井○俊○の検束事件に関係ある左記生徒一名を命退学処分に付せり。

六、一二、一五命退学

文科第三部甲三年生 ○ 江 ○ 五

退学の理由

「青年学徒」関係其他左翼運動関与

六、一二、二二学校報

臨教国語漢文科第三学年 井 ○ 俊 ○

右者養成所規則第十九条第三号に依り退学を命ず。

(六、一二、一五)

前記井○は退学後シンパとして活動の意ありとの由。

七、二、二二学校報

六、一二、一五命退学 国漢科三年 井 ○ 俊 ○

右者「青年学徒」配布関係者

六、一二、一五命退学 国漢科三年 内 ○ ○

同 ○ 見 ○ 雄

思想傾向悪く教育者として成業の見込みなし、尚公文書提出の際並警察官に対し偽名を用ひたることあり。

生徒退学に関する件

七、二、二二学校報

第二臨教国漢科三年 内 ○ ○

同 ○ 見 ○ 雄

右兩名は広島市内に於て共同自炊生活をなし居る際偽名を称し外部思想団体に関係し、昭和六年六月十一日付規則第二十

一条により帰郷謹慎を命じたるに些かも反省の色なく、且その思想行動に於て教育者として到底成業の見込みなきものあるにより昭和六年十二月十五日付本所規則第十九条第三号に依り退学を命じたり。

尚内○は昨年四月二十八日○見は同四月二十九日思想的理由により警察に召喚取調を受けたることあり。

(参考) 本人等の関係せる思想団体

一、共産党中国地方委員会広島地区委員会

一、新興教育研究所

一、日本労働組合協議会広島支部

一、モツブル広島支部

一、日本反帝同盟

学生生徒集會に関する件

七、二、二二学校報

本学並高師学生生徒参集し広島愛国青年聯盟なる愛国主義の団体を組織し以て一般国民の愛国心の喚起を促す運動をなすことに決定、二月十一日午前六時比治山公園に於て発会式を挙げたるが、会合参加学生生徒総数広文理大、広島高師、広高校、広高工の四校に亘り約二十名にして内文理大二、高師二なりき。

尚明確なる規約等は未だ設定するに至らず。

七、三、二二学校報

広島文理大並高師学生生徒等の関係せる広島愛国青年聯盟に於ては二月十一日発会式を開催したるが、其後二月二十一日午後一時より広島高等工業学校講堂に於て其の第一回大会を

開催せるが来会者約四百名にして盛会なりき。  
尚目下の処会員は約三十名なるが其の組織は未だ確立するに至らず当日の宣言並綱領左の如し。

宣言

純情と意気に燃ゆる青年団結の力を以て混沌たる主義党派を超越し、大和民族の伝統的精神たる尊王愛国思想の下に皇室中心主義、共存共栄の国家を実現し、進んで世界に漲る凡ゆる不正不義の撤廃を期す。

綱領

- 一、大和民族の使命に覚醒し国民として心身の修養に努むると共に理想の実現に向つて精進す。
- 二、全国愛国青年の大同団結を速に完成し以て興国の意気に燃ゆる青年の力に依る新日本の建設を期す。
- 三、国民大衆の利益を度外視する政党、財閥及忘国的分子を排撃し天皇中心共存共栄の国家の実現を期す。
- 四、支那に於ける排日毎日を速に根絶せしむると共に世界に於ける排日法の撤廃を期す。
- 五、非道横暴を恣にする諸外国の日本に対する不法なる圧迫干渉排撃す。

愛国青年聯盟

劇映画同好会に関する件

七、三、三学校報

本会は当学々生並附置高等師範学校生徒及第二臨時教員養成所生徒有志に依り組織されたるものにして其の目的組織等左記の通りなるが、去る一月二十二日広島市内袋町広島医師会

館に於てコップ広島支局主催の下に第一回プロレタリア文化講演会を開催せる処、右コップ支局に於ては最近左記四団体を一し更に中国キネマ新人会々々員を中心として日本プロレタリア映画同盟支部の建設を見んとしつゝある情況なるを以て前記学内劇映画同好会に対し特に其の推移注意中。

記

- 一、日本プロレタリア劇作家同盟広島支部
- 一、同 作家同盟 同
- 一、同 美術家同盟 同
- 一、同 音楽家同盟 同

劇映画同好会規定

- 一、本会は大学高師生に優秀なる劇映画を観賞せしむるを以て目的とする。
- 二、会員は学生中の随時希望者を以てする。
- 三、事業
  - (1) 優秀なる映画の選択紹介
  - (2) 学生の経済便宜を図る
  - (3) 観賞批評会
- 四、会費はその都度実費を徴集する。

生徒の身上調査表に関する件

七、三、三学校報

昭和六年二月二十六日付広文理大学第一二五号に依る生徒身上調査表中左記の通り追加す。

記

- 一、思想、行動、及賞罰の経歴 氏 名

昭和七年三月要注意人物 ○ 益 ○

○影○と連絡あり。

一、変名 広瀬 隆美 同人

七、五、三学校報

○益 ○、並○仁○

左両名の身上調査表付加事項報告ありたるを以て夫々記入。

生徒被検束に関する件

七、三、二二学校報

理科第一部第三学年 ○ 仁 ○

右者昭和七年三月十八日左翼運動に関し街頭連絡中を広島県東警察署高等係に検束され目下引続き広島県呉警察署に於て留置取調を受けつゝあり。

因に同人は其の宿所より推察するに以前より山田哲夫なる偽名を用ひ東京市神田区方面の○田某と連絡し学校内外に策動しつゝありしやに思料せらるゝが、事件の内容判明次第追て報告の筈。

七、五、三学校報

理科第一部第三学年 ○ 仁 ○

右者は其の後海田市警察署に遷され更に五月一日西警察署にて引続き取調を受けつゝあり。其の結果判明せる事実概要左の如し。

一、被検束当時所持の不穩文書

(1) 第二無産者新聞 農民版

(2) 第二同 婦人版

(3) 「全広島島の左翼組織に下された弾圧に大衆行動を以て

抗議しろ」全協広島支部協議会(ピラ)

尚本人は先年広島市に於て行はれたる市川印刷所争議及び室鋳物工場争議等に関与せるもの如し。

七、六、二二学校報

本年三月十八日以来広島県宇品警察署に留置取調中の

理科第一部第三学年生徒 ○ 仁 ○

は取調の進捗に伴ひ昭和六年九月以来校の内外極左分子と連絡をとり自治学生会を組織の上機関紙「青年学徒」を發行し又救援運動に参加して毎月一定額三十銭の寄付を続け、その間随時不穩ピラを作製之を貼撒布して同志の獲得に努め、又学校を紛擾の渦中に投ぜんと活動を続けつゝありし事自供せるを以て尚引続き取調中なるが、学校当局に於ては六月十八日校則第廿五条より退学を命じたり。

〔注、生徒の氏名は一部○印で伏字にした。〕

一一九 学内団体一覧(昭和十四年度)

広島文理科大学  
広島高等師範学校  
団体一覧

〔文部省教学局編『学内団体一覧』昭和十五年三月〕

学友会										団 体 名
漕艇部	野球部	蹴球部	庭球部	水泳部	弓道部	剣道部	柔道部	学芸部 (会報発行)	講演部	目 的 ・ 事 業
同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和五、	創 立 年 月 日
教授 辻 幸三郎	教授 岸谷 貞治郎	教授 村田 房一	教授 藤原 武夫	教授 八幡 元雄	教授 高橋 悦郎	教授 定宗 数松	教授 戸田 清	教授 古賀 行義	教授 清原 貞雄	会 長 指 導 者
二九	一九	一六	九七	三〇	四八	四〇	四四	若干	二三	員 数

繪画同好会	童話研究会	基督教青年会	禅学 会	仏教青年会	東亜研究会	松陰読書会	学友会					
							卓球部	籠球部	排球部	馬術部	山岳部	競技部
繪画ヲ通ジテ相互ノ親睦及一般美術ニ関スル知識技能ノ習得ヲ計リ美的趣味ノ養成ヲ期ス	童話及一般児童芸術ノ研究創作並ニ実演ヲ期ス (童話教育発行)	基督教信仰ニ基ク会員相互ノ修養ヲ期ス	禅的修養及仏教々理ノ研鑽ヲ期ス	仏教ノ要諦ヲ研究シ純真ナル信仰ニ進ミ人格ノ陶冶ヲ期ス	東亜ノ事情一般ヲ調査シ進シ其ノ文化ノ闡揚ニ貢献セン事ヲ期ス(芸報発行)	吉田松陰ノ著作ヲ通ジテソノ教育精神ニフレ以テ人格ノ向上ヲ期ス	同	同	同	同	同	同
明治三八、	昭和九、四		大正一四、九	明治三八、五	昭和一〇、七	昭和九、四	同	同	同	同	同	昭和五、
講師 原貫之助	教授 久保良英	教授 勝部謙造	教授 西晋一郎	教授 久保良英	学長 塚原政次	教授 西川平吉	教授 平岩馨邦	助教授 堀川芳雄	助教授 有働信幸	教授 柴田栄一	教授 浜健夫	教授 杉浦卯三
四〇	五〇	一七	八〇	二五	六三七	四五	三五	三〇	四〇	三一	三〇	四四



同好会	広島昆虫会	広島県及ソノ付近ニ於ケル昆虫相ノ調査並ニ昆虫趣味ノ普及ヲ期ス(会誌発行)	昭和八、一一	教授 平岩馨邦	八四
丁未音楽会	親世流謡曲	音楽ヲ通ジテ相互ノ親睦及趣味ノ向上ヲ期ス	明治四〇、一	学長 塚原政次	五〇三
書道会	素道人謡曲	謡曲ヲ通ジテ相互ノ親睦及趣味ノ向上ヲ期ス	昭和八、	教授 岩付寅之助	三〇
亦楽俳句会	書道ヲ通ジテ相互ノ親睦及書道ノ研究並ニ其ノ普及ヲ期ス	俳句ノ創作鑑賞並ニ相互ノ親睦ヲ期ス	昭和一〇、	助教授 井上政雄	三〇
宝生流音楽会	俳句ノ創作鑑賞並ニ相互ノ親睦ヲ期ス	謡曲ヲ通ジテ相互ノ親睦及趣味ノ向上ヲ期ス	昭和九、四	教授 岡本明	一四
射撃同好会	射撃ノ練習ニヨリ心身ノ鍛錬ヲ期ス	謡曲ヲ通ジテ相互ノ親睦及趣味ノ向上ヲ期ス	昭和一一、一	名誉教授 新見吉治	二五
写真同好会	射撃ノ練習ニヨリ心身ノ鍛錬ヲ期ス	趣味及技術ノ向上ヲ期ス	昭和一一、六	助教授 堀川芳雄	六〇
映画同好会	趣味及技術ノ向上ヲ期ス	會員相互ノ親睦及映画演劇ノ研究ヲ期ス	昭和一一、六	教授 藤原武夫	三二
広島文理科大学学生会	會員相互ノ親睦及映画演劇ノ研究ヲ期ス	学生相互ノ親睦ヲ図リ学生生活ノ向上ヲ期ス	昭和五、	教授 丸山学	一三
広島高等師範学校生徒代議員会	学生相互ノ親睦ヲ図リ学生生活ノ向上ヲ期ス	全生徒ノ聯絡及親睦ヲ期ス	昭和九、九	学生議長 福田邦男	三九〇
	全生徒ノ聯絡及親睦ヲ期ス		生徒議長 大久保光		六九七

広島高等師範学校略年表

- |            |       |   |            |  |
|------------|-------|---|------------|--|
| 明治32年(二八九) | 11・   | 広島県会において第二高等師範学校敷地建築費の寄付に関する決議がなされた。                                | 5・9        | 校友会結成。   |
| 明治33年(二九〇) | 2・    | 第一四回帝国議会において第二高等師範学校新設費が可決された。                                      | 7・         | 講堂竣工。  |
| 明治35年(二九二) | 4・1   | 文部省直轄諸学校官制中改正 <small>(勅令第九八号同年三月二十八日公布)</small> により、広島高等師範学校が創設された。 | 10・        | 本館、物理教室、化学教室竣工。                                      |
|            | 4・4   | 文部省普通学務局長沢柳政太郎が校長事務取扱となつた。  | 10・17      | 開校式挙行 <small>(開校記念日)</small> 。                       |
|            | 5・8   | 広島高等師範学校事務所を文部省内に置き、開校準備を開始。  | 11・13      | 「予科生徒募集規程」制定。  |
|            | 5・12  | 第四高等学校校長兼教授北條時敬が初代校長に任命された。   | 明治37年(二九四) | 5・   |
|            | 7・30  | 事務所を広島高等師範学校所在地広島市大字国泰寺村に移転。  | 明治38年(二九五) | 博物学教室、手工仮教室竣工。                                       |
|            | 9・11  | 第一回予科生徒入学式ならびに入学宣誓式挙行、翌日より授業開始 <small>(第二回以降四月に挙行)</small> 。        | 3・28       | 「附属学校仮規則」を定めた。                                       |
|            | 12・19 | 「寄宿寮規則」・「図書館規則」・「事務規程」および「職員服制」制定。                                  | 4・1        | 附属中学校主事に教授長谷川乙彦、附属小学校主事に教授広瀬為四郎が任命された。               |
| 明治36年(二九三) | 3・4   | 「広島高等師範学校規則」創定。   | 4・17       | 附属中・小学校第一回募集生徒および児童の入学を許可した。以後この日を附属中・小学両校の開校記念日とした。 |
|            |       |   | 4・18       | 元土木監督署の建物を仮利用して附属学校の授業開始。二階附中、階下附小。                  |
|            |       |   | 5・29       | 「附属学校主事職務規程」を定めた。                                    |
|            |       |   | 8・         | 博物学会誌創刊。   |
|            |       |   | 9・25       | 附属学校に於て教生の実地授業を創始した。一週二日宛翌年二月終了。                     |
|            |       |   | 9・30       | 教育研究会発会式並びに第一回大会を開催した。                               |
|            |       |   | 10・        | 附属中学校校友会を結成した。                                       |
|            |       |   | 明治39年(二九六) |  |
|            |       |   | 1・         | 新築図書館竣工。   |
|            |       |   | 3・         | 附属中学校新校舍竣工。  |
|            |       |   | 3・30       | 第一回卒業証書授与式挙行。卒業生本校八七名、附                              |

- 属小学校六名。
- 4・5 第一回私費研究科生徒一三名の入学を許可した。
  - 7・19 始めて満韓修学旅行を行った。八月一二日帰校。
  - 7・21 附属中・小学校臨海教育を創始した(以後恒例)。
  - 8・ 新たに寄宿舎一棟が竣工し、全寮舎完成。
  - 10・ 博物学会会誌創刊。
  - 12・20 附属小学校校舎落成。
- 明治40年(一九〇五)
- 1・ 屋内体操場竣工。
  - 1・20 丁未音楽会発会式並びに第一回演奏会を開いた。
  - 3・ 音楽教室および寄宿舎読書室竣工。
  - 伊勢大廟参拝・宮城拝観の目的を以て本科第三学年の修学旅行を創始した(以後恒例)。
  - 6・ 数物化学会会誌創刊。
  - 9・ 図書閲覧室増築(広島県寄付)。
  - 10・17 第一回体操科演習大会開催。
  - 11・1 教科目研究会を設けた。
- 明治41年(一九〇六)
- 1・6 尚志同窓会発会式を行った。
  - 1・8 附属学校における教生実地授業開始(以後恒例)。
  - 2・15 英語学会会誌『ラウンド・テーブル』創刊。
  - 3・ 国語漢文学会会誌創刊。
- 本校校歌を選定した。作詞教授藤村作、作曲助教吉田信太。
- 4・1 図書館の公開を始めた。
- 明治43年(一九〇八)
- 11・ 物理学教室および化学教室増築。
  - 12・ 地理歴史学会会誌創刊。
- 明治44年(一九〇九)
- 4・8 附属小学校第一部尋常科卒業生附属中学校に入学する。附属中・小学校一か年教育の始。
- 明治45年(一九一〇)
- 4・2 附属小学校主事に佐藤熊治郎が任命された。
  - 5・29 附属中学校手工科加設。
- 大正2年(一九一三)
- 3・31 「本校附属学校規則及附属中小学校事務規程」を制定した。
  - 5・9 校長北條時敬東北帝国大学総長に転任した。
  - 5・15 文部省視学官兼東京帝国大学教授幣原担が校長に任命された。
- 大正3年(一九一四)
- 1・1 教育研究会月刊雑誌『学校教育』を創刊した。
  - 3・4 附属中学校主事に三沢糾が任命された。
  - 11・12 「生徒奨励費給与規程」を定めた。
- 大正4年(一九一五)
- 2・22 「高等師範学校規程」改正。予科・本科制を廃して文理二分科とし、特科として東京高師に体育科、本校に教育科を設置するとした。
  - 2・27 本校規則を改正し、学校の目的に普通教育の方法の研究を加へ、特科として教育科を設けた。なお各部の専門の教科を一層精深の程度に於いて研究させるため精究科目制を創始した。

- 3・29 附属中学校主事に塚原政次が任命された。
- 9・7 本校規則中に改正を加えた（従前の本校生徒募集規則には本規則改正と同時に廃止した）。
- 10・11 北條前校長記念のため、尚志同窓会の建設した永懐閣が本校に寄付された。
- 11・10 附属教育博物館が開館された。
- 12・20 本校図書館規則を改正した（従前の本校図書館閲覧規則は本規則改正と同時に廃止した）。
- 大正5年（一九一六）
- 7・10 附属中学校主事に長谷川乙彦が任命された。
- 9・9 化学実験室の東端より火を発し其の一棟および寄宿舎一棟を焼失した（翌年三月再築）。
- 9・29 「附属教育博物館規程」制定。
- 大正6年（一九一七）
- 1・1 教育科の部会として教育学会が発足した。
- 大正7年（一九一八）
- 5・3 本校に徳育専攻科が設置された。
- 9・1 附属中学校卒業生の「アカシア会」を組織した。
- 大正8年（一九一九）
- 5・29 文部省令第二一号により「文部省直轄学校教員養成規程」を定めた。
- 9・15 「図書館規則」・「寄宿寮規則」・「事務規程」などが改正された。
- 12・13 本校の大学昇格を要望して普通教育振興運動宣言式が挙行された。この年新校歌が制定された。
- 大正9年（一九二〇）
- 2・17 教育博物館内にベスタロッツ室を設けた。
- 4・17 附属小学校開校十五周年記念式祝賀会を行った。
- 4・28 校長幣原担文部省図書局長に転任し、第七高等学校造士館長吉田賢龍が校長に任命された。
- 5・16 附属中学校開校十五周年記念式を行った。
- 5・31 生徒定員を七〇〇名に増加した。
- 6・30 附属学校規程中改正し、附属中学校第一부를廃し、附属小学校尋常小学校・高等小学校に分けた。
- 7・13 本校の規則を改正し、文科第三部を甲類・乙類に分け、理科第一部の主要科目を数学のみとした。
- 10・23 体操科演習大会を体育大会と改めて挙行した。
- 大正10年（一九二一）
- 2・17 ベスタロッツに関する講演会および展覧会を開いた（以後恒例、「ベスタロッツの夕」の始）。
- 4・26 「高等師範学校卒業生服務規則」制定。
- 6・22 本校規則を改正し、生徒募集方法を選抜試験制（従前は薦挙制）に改めた。
- 大正11年（一九二二）
- 3・15 東京・広島両高等師範学校に文理科大学を設置する件が衆議院において可決された。
- 3・25 文理科大学設置案、貴族院において審議未了となった。
- 4・10 文部省告示第三四四号により、本校内に第二臨時教員養成所（英語科・物理化学科・博物科）を附設された。
- 4・30 「第二臨時教員養成所規則」創定。

5・10 第二臨時教員養成所生徒入学宣誓式挙行。

大正12年(一九二三)

3・23 本校昇格案を含む総予算案が帝国議會を通過した。

4・5 文部省告示第二六四号により第二臨時教員養成所に

国語漢文科・歴史地理科・数学科を増設した。

4・21 大学昇格祝賀式を行った。

11・12 尚志同窓会において前名譽会長幣原担頌徳のため建

設中の記念館(澄心館)が竣工した。

大正13年(一九二四)

3・25 第二臨時教員養成所第一回卒業証書授与式を挙行。

7・27 尚志同窓会第一七回總會に於て東京尚志会館設置案

が可決された。

大正14年(一九二五)

4・20 陸海軍省並びに文部省の委託により退職將校中等教

員養成所講習(数学科)を開設した(期間七か月)。

5・6 「臨時教育養成所規程」が改正され体操を必修科目

とした。

5・25 附属中学校主事に津山三郎が任命された。

8・18 文部省主催小学校教員講習会(理科)開催(以後恒

例)。

大正15年(一九二六)

3・31 外国人にして本校に入学しようとする者のために特

設予科を設置し、その規程を定めた。

5・3 第二臨時教員養成所の修業年限が三か年となった。

9・28 文部省主催成人教育講座を開催。

11・1 文部省主催臨時教員養成所卒業者講習会(英語科)を

創始。

昭和2年(一九二七)

3・25 附属学校規則中改正し、附属小学校尋常科を第一部

と第二部に分けた。

10・17 創立二十五周年記念式を挙行した。記念事業として

陸上運動会、物化展覧会、同窓業績展覧会、同窓学

術講演会、同窓講習会等を行った。

昭和3年(一九二八)

9・14 附属小学校に実業科を加設した。

昭和4年(一九二九)

4・1 高等師範学校官制(勅令第三九号)により、広島高等師範学

校が広島文理科大学に附置された。

臨時教員養成所官制(勅令第四二号)により、引き続き第二

臨時教員養成所を本校内に置いた。

附属中学校主事に津山三郎が再任され、附属小学校

主事に守内喜一郎が任命された。

広島文理科大学長兼教授吉田賢龍が校長に補され

た。

6・1 尚志同窓会が社団法人となった。

12・9 大学・高師に校友会会則が協定された。

昭和5年(一九三〇)

3・6 勅令第三六号により、徳育専攻科卒業生に対し文学

士の称号が与えられた。

4・1 文部省令第三号により臨時教員養成所規則中を改正

し、図画手工科が新設された。

5・5 本校規則中改正し、徳育専攻科を削除した。

附属中学校開校二十五周年記念式挙行。

5・25 附属小学校開校二十五周年記念式を挙行。

11・3 東京尚志会館開館式を挙行。

昭和6年(一九三一)

4・1 本校理科第三部に農学を加えた。

8・12 学生生徒大会開催、文理科大学並びに高等師範学校

廃止に絶対反対を決議して、全国的運動を展開。

10・17 尚志同窓会を尚志会と改称した。

12・15 第六回軍人講習(数学科)修了式を行った。以後軍人講習を廃止した。

昭和7年(一九三二)

2・5 本校第三学年修了者文理科大学へ連絡入学の制度が設けられた。

5・17 本校規則を改正し、文理科各部教育科に公民科を加え、理科第二部及び第三部に一般理科を加えた。

昭和8年(一九三三)

3・9 第二臨時教員養成所の廃止が決定し、三月末日限りで廃所となった。

昭和9年(一九三四)

6・8 本校校長吉田賢龍退官。文部省普通学務局長武部欽一が広島文理科大学長兼教授に任ぜられ、校長に補された。

6・12 学長兼校長武部欽一学園内外の動向に鑑み退官、文理科大学教授乾環が校長事務取扱を命ぜられた。

8・22 東京高等学校校長塚原政次が広島文理科大学長兼教授に任命され、校長に補された。

昭和10年(一九三五)

6・ 大学高師満蒙研究会創立。

9・10 前校長吉田賢龍奨学資金を寄付。

昭和11年(一九三六)

3・31 附属中学校主事に勝部謙造が任命された。

昭和12年(一九三七)

7・11 附属中学校室積(山口県熊毛郡室積町)臨海教育場落成。

昭和13年(一九三八)

3・31 附属中学校主事に教授河野通匡が任命された。

4・1 「外国学生規程」制定。

4・26 支那語課外講義を開始した。

昭和14年(一九三九)

3・30 本校規則を改正し文科の随意科として支那語を加え、かつ理科第三部に農学を主要科目として加えた。

12・7 大陸研究室を東洋史学研究室に附設した。

昭和15年(一九四〇)

2・11 学旗及び校旗制定式を挙行した。

昭和16年(一九四一)

1・13 学友会を改組、広島尚志報国会を組織(二月十五日発会式挙行)。

4・1 本校規則を改正し、新たに文科第一部乙(支那語必修)を設けた。生徒定員一〇七〇名となった。

5・21 附属小学校を附属国民学校と改称。附属中学校小田村修練道場の落成式を挙行。

- 6・4 『学校教育』を廃刊(戦後復刊)。  
 12・27 在学修業年限臨時短縮(三か月)の措置により卒業式挙行(教育科は翌年三月卒業)。  
 昭和17年(一九四三)  
 1・6 「広島高等師範学校臨時補習科規則」を定めた。  
 9・23 在学修業年限臨時短縮(六か月)の措置により卒業式挙行。  
 10・17 創立四十周年記念式を行い、記念事業として『創立四十年史』を刊行、記念講演会を開催した。  
 昭和18年(一九四三)  
 4・1 第二寄宿寮(清風寮)を開設した。  
 (附属国民学校主事に教授森岡文策が任命された)。  
 昭和19年(一九四四)  
 3・ 教育科が廃止された。  
 9・ 特設広島男子中等教員養成所設置。  
 昭和20年(一九四五)  
 6・13 校長塚原政次退官。文部省教学局長兼教学錬成所長近藤寿治が広島文理科大学長兼教授に任ぜられ、校長に補された。  
 8・6 原子爆弾により校舎壊滅全焼。  
 11・ 広島県賀茂郡原村旧陸軍南部廠舎跡において附属中学校の授業を、大学臨海教育場において附属国民学校の授業を再開した。  
 12・26 広島文理科大学教授長田新が広島文理科大学長兼教授に任命され、校長に補された。  
 昭和21年(一九四六)  
 2・12 広島県賀茂郡乃美尾村旧海軍衛生学校跡において授業を再開した。  
 3・ 附属中学校が賀茂郡西条町吉土実小学校に移転した。  
 5・ 附属国民学校が残存校舎の修理完成により広島に復帰した。  
 12・11 広島高等師範学校教員組合結成。  
 昭和22年(一九四七)  
 1・ 附属中学校が広島に於ける新築校舎に復帰した。  
 2・6 附属中学校主事に教授鎌塚扶が任命された。  
 2・14 新学制を学園内に具体化する目的を以て既設の教育制度調査委員会を改組して、学制審議会を文理科大学と共同して設けた。  
 4・ 新学制により附属国民学校を附属小学校、附属中学校を附属中学校・高等学校に改編改称。  
 7・ 校内機構の改革を行い、監事、部長制をしいた。また従来の部制を改め、文理の二学部、社会・歴史・地理・国語・漢文・英語・独逸語・数学・物理・化学・地学・生物の一二学科とし、同時に教科課程を単位制に改めた。  
 7・21 特設広島男子中等教員養成所生徒卒業式挙行。  
 8・12 乃美尾仮校舎出火。  
 昭和23年(一九四八)  
 3・ 本校全学年広島市(出汐町校舎)復帰完了。  
 昭和24年(一九四九)  
 5・31 国立学校設置法の公布により本校は新制広島大学に

包括された。同時に教員養成諸学校官制が廃止された。

6・30 校長長田新が広島文理科大学教授に専補され、広島女子高等師範学校校長桜井役が校長事務取扱となった。

7・31 広島大学教育学部部長桜井役が広島大学広島高等師範学校長に補された。

昭和25年(九五)

10・24 教員組合が広島大学広島高等師範学校教員組合として人事院に登録された。

昭和26年(九五)

10・17 広島高等師範学校創立五十年史『永懐』を発刊。

昭和27年(九五)

3・31 広島高等師範学校が廃止された。



第二編 広島文理科大学史

# 学 園 歌

作 詞 山 田 光 遵

作 曲 山 本 寿

一 朝日輝く水都の空に 競いそゝれる四つの学舎  
若き生命吾等つどい 栄ある歴史こゝに仰げば  
教化の木鐸高らかに 貴き使命響ぞわたる

二 北斗はゝえむ鯉城のほとり こぞり並立つ四つの学舎  
若き精神吾等つどい 不断の思索こゝにたぎれば  
真理の聖火あからかに 地上の文化輝きわたる

三 瀬戸の内海波うつところ 睦み寄り立つ四つの学舎  
若き力吾等つどい はるけき理想こゝに謳えば  
尚志の大道遠白く 希望のゆくて開けぞわたる

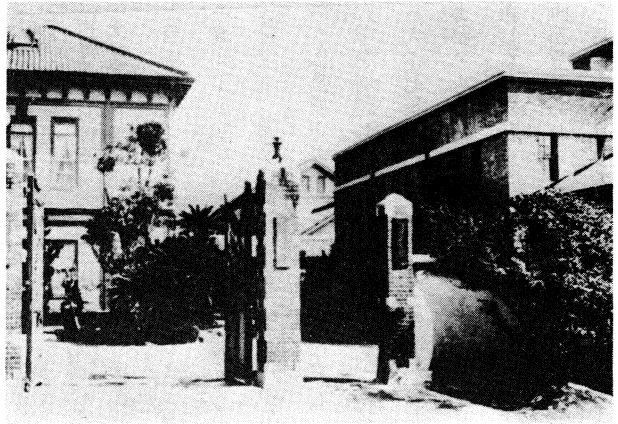
## 第一章 創設期

### 第一節 広島文理科大学の創設

広島県における 大正初年、広島県における高等教育機関は広島高等師範学校の一枚のみであった。高等教育の普及  
大学設置の要望 にもなつて、中国随一の大県と自負する広島県にも総合大学の設置が要望されるようになり、大

正四年（一九一五）十一月の広島県会では、中国帝国大学の設置を要望する発議書が可決され、内務大臣あてに「広島県下  
ニ農商工ニ関スル高等ノ學術技芸ヲ教授スル中国帝国大学ヲ設置セラレシム」という意見書が提出された  
〔資料二一一参照〕。また、翌五年二月の第三七回帝国議会に対しても、同様の趣旨にもとづいて中国帝国大学設置の請  
願が広島県下の有志者によってなされ、衆議院においては採択された〔資料二一二参照〕。しかし、文部省において帝国  
大学を増設しようとする計画は立てられなかった。

大正七年（一九一八）十二月、大学令が公布された。大学令には、「大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス、但シ特別ノ  
必要アル場合ニ於テハ単ニ一個ノ学部ヲ置クモノヲ以テ一大学ト為スコトヲ得」（第二条）とあり、帝国大学以外にも  
新しく公立私立大学・単科大学を設置することができるようになった。さらに政府において、高等教育機関拡張の計  
画が立てられ、東京高等商業学校が大学に昇格すると、東京高等工業学校をはじめ、いくつかの高等実業学校におい  
て大学昇格運動が起つた。広島高等師範学校も大正八年十二月より、東京高等師範学校とともに大学昇格運動を開



広島文理科大学正門（広島市立中央図書館蔵）

始した〔第一編第二章第四節参照〕。

広島高等師範学校の大学昇格運動が起ると同時に、広島県会は、「広島高等師範学校ヲ大学ニ変更ノ件」に関する発議書を満場一致で可決した。広島県としては、広島高等師範学校の昇格運動に参加することは、総合大学を設置しようとする多年の念願から遠ざかるものであったが、一日も早く大学を広島市に置くことを熱望し、この昇格運動に共鳴した。それは広島高等師範学校をまず中国地方で最初の大学とし、さらに帝国大学にしていくことを目指したものであった〔大正八年十二月「通常」（広島県会議事日誌）〕。

**文理科大学** 大正十二年（一九三三）の第四六回帝国議会において、広島高設置の決定 等師範学校を含む五校の大学昇格が決定した。ただし、

それは高等師範学校の大学昇格ではなく、高等師範学校に文理科大学を新設するとしたものであったが、ともかく広島市に文理科大学が設置されることになった。しかし、その年の九月に関東大震災が起り、政府の新規事業は一時延期となったため、文理科大学や他の新設大学の開設は延期された。その後、新設大学の開設は昭和四年度と決定し、昭和二年（一九二七）七月に新設官立大学創立委員会が文部省に設けられた。委員会は文部次官、専門学務局長、普通学務局長および三宅米吉、吉田賢龍ら新設大学昇格予定の学校長によって組織され、各大学の創設に関する検討がすすめられていった。なお、文理科大学という名称以外に、教育大学、師範大学といった案もあったが、それらは師範教育令との関係もあり、結局、新設大学は大学令による単科大学であるとし、文理科大学の名称に落ち着いたのである。また、従来の高等師範学校は、文理科大学に附置し、これによ

表2-1 広島文理科大学教職員定員(1)

年 度 (公布月日)	大学長	教授	助教授	事務官	学主 生事	助手	書記	主事 生補	司書	備 考
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
昭和4年 (4. 1)	1	18	12	1	1	14	6	1	1	勅令第37号
昭和5年 (4.19)	1	28	20	1	1	25	9	1	2	勅令第80号
昭和6年 (5. 9)	1	35	24	1	1	32	10	1	3	勅令第78号
昭和7年 (12.28)	1	35	22	1	1	29	9	1	3	勅令第393号 附屬臨海実験 所設置 勅令第144号
昭和8年 (6. 3)	1	35	23	1	1	30	9	1	3	
昭和9年	1	35	23	1	1	30	9	1	3	
昭和10年	1	35	23	1	1	30	9	1	3	
昭和11年 (3.28)	1	35	24	1	1	30	9	1	3	勅令第32号

て文理科大学と高等師範学校は、一体化した学園を形成することになったのである。

**官立文理科大学官制の公布** 昭和四年(五)四月一日、勅令第三七号をもって官立文理科大学官制が公布され、同日より施行されることになった。官立文理科大学は、東京文理科大学と広島文理科大学とし、職員としては、大学長

(勅任)、教授(勅任または奏任)、助教授(奏任)、事務官(奏任)、学生主事(奏任)、助手(判任)、書記(判任)、学生主事補

(判任)、司書(判任)を置いた。その定員は、東京・広島両文理

大学とも同数で、大学長一名、教授一八名、助教授一二名、事務官一名、学生主事一名、助手一四名、書記六名、学生主事補一名、司書一名と定められ、このほか講師を嘱託することも認められた。

また、官立文理科大学には教授会を置くことを定め、教授会は学科課程に関する事項、学生の試験に関する事項、学位に関する事項ならびに文部大臣または大学長の諮詢した事項を審議するものとした。そのほか官立文理科大学に功労があり、または学術上功績がある者には勅旨により名誉教授の名称を与えること、官立文理科大学に附屬図書館を置くことが定められた。

**初代学長の任命と教職員の陣容** 広島文理科大学は、昭和四年(五)四月一日に開学となり、同日広島高等師範学校校長吉田

賢龍が広島文理科大学長兼教授に任命された。また、広島高等師範学校教授乾環、西晋一郎、新見吉治、小日向定次郎、山下

表2-2 広島文理科大学教職員定員・実員（昭和6年度）

官 職 名	定 員	実 員		兼 任 の 内 容
		専 任	兼 任	
大 学 長	1	1		
教 授	35	22	3	大学長1 学生主事1 九州帝大教授1
助 教 授	24	18	1	高師教授1
事 務 官	1	1		
学 生 主 事	1	1	1	高師生徒主事兼教授1
助 手	32	20		
書 記	10	8	6	高師書記6
学 生 主 事 補	1	1		
司 書	3	3		
<小 計>	108	75	11	
講 師	—	5	20	高師教授13 高師講師1 広島高工教授3 広高教授1 大阪高教授1 京都帝大名誉教授1
傭外国人教師	—	1		
外 国 人 講 師	—		2	高師傭外国人教師1 高松高商傭外国人教師1
配 属 将 校	—	1	1	高師配属将校1
師 範	—		2	高師助教授2
副 手	—	9		
学 医	—		1	広島病院部長1
事 務 嘱 託	—	3		
教 室 雇	—	8		
事 務 雇	—	15		
<小 計>	—	42	26	
合 計	108	117	37	

注) 『広島文理科大学一覧』による。

寅次、北村沢吉が同日付で広島文理科大学教授に任命された。その後も続々と教官が補充されていったが、理科系教官の場合は外部の諸大学などから招聘された者が多く、いっぽう文科系の場合は、広島高等師範学校からの転任者が大部分であった（『広島文理科大学・広島高等師範学校』創立四十年史）。

表2-3 広島文理科大学敷地・建物坪数(昭和11年度)

区 分	所 在 地	敷 地 坪 数	建 物 坪 数	
広島文理科大学 広島高等師範学校 附属中学校 附属小学校 教室 運動場 農芸実習地 臨海実験所及官舎 学長官舎 官舎 第一号備外国人官舎 第二号備外国人官舎	広島市東千田町	21,129.860	8,515.569	
	広島市千田町1丁目		1,072.500	
	広島市東千田町		1,230.250	
	同上		1,261.820	491.959
	広島市千田町1丁目		6,758.080	67.000
	広島市平野町		759.050	15.000
	広島市千田町		5,422.000	361.000
	広島県御調郡 向島西村字干汐		255.280	80.000
	広島市富士見町	(大学敷地共用)	51.025	46.000
	広島市東千田町		89.550	51.250
広島市吉島本町		113.180		
広島市東千田町				
計		35,788.820	11,981.553	

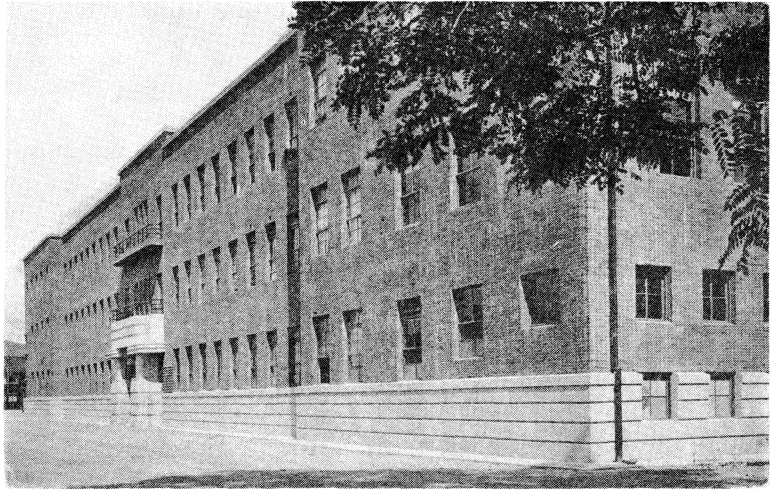
注)『広島文理科大学一覽』による。

なお、広島文理科大学の教職員定員は、表二一のとおりであるが昭和六年度には各学年の学生がそろい、教職員定員は総計一〇八名の陣容となり、以後、定員の増減はほとんどなかった。しかし、表二二にみるように、職員の定員と実員には大きな差があり、専任教員は定員数のほぼ三分の二程度であった。したがって、専任教員のいない部門については広島高等師範学校などの教官を兼任講師として補充していた。

**学科組織と第一回学生募集**

官立文理科大学官制が公布された昭和四年四月一日には、「広島文理科大学

学則」〔資料二一三参照〕が制定された。学部としての学科組織は、教育学科(教育学専攻・心理学専攻)、哲学科(哲学哲学史専攻・倫理学専攻)、史学科(国史学専攻・東洋史学専攻・西洋史学専攻)、文学科(国語学国文学専攻・漢文学専攻・英語学英文学専攻、数学科(数学専攻)、物理学科(物理学専攻)、化学科(化学専攻)、生物学科(動物学専攻・植物学専攻)の八学科(二五専攻)であった。なお、学則には地学科(地理学専攻・地質鉱物学専攻)もあったが、これは当分の間欠くことになった。その他、選科生・



広島文理科大学本館（「広島文理科大学開学式記念絵葉書」より）

聴講生の制度も設けられ、学部卒業後、さらに研究に従事しようとする者に対して研究科が置かれた。

また、広島文理科大学の学生定員は三〇〇名、修業年限三年であった。したがって、第一回学生募集は約一〇〇名であった。入学者志願者の受付は、文理科大学か師範大学かその名称も決定されないまま昭和四年一月二十日より広島高等師範学校において開始された。学生募集は他の官立諸大学と期日を同じくし、二月十五日に締め切ったが、その志願者数は一二七名であった。内訳は広島高等師範学校卒業者が一一六名と大部分を占め、その他高等学校卒業者一〇名、女子高等師範学校卒業者一名といった状況であった。なお、文理科大学では女性の入学が認められていた。入学試験は三月十五日より三日間行われ、学科試験、口頭試問、身体検査が実施された。学科試験については、外国語（英語、独語または仏語）と各専攻学科目が課せられた『創立四十年史』。なお、第一次募集の志願者が予想に反して少なかったため、第二次募集も行われた。結局、第一回入学者は一一六名であった。入学宣誓式は四月二十二日に举行され、授業は翌日より開始された。

### 学友会の 発足

文理科大学と高等師範学校を擁する一大学園の成立により、従来の高等師範学校校友会を改組し、さらに両者を一体とする新しい学友会が創設されることになった。文理科大学の開学と同時に、高等師範学



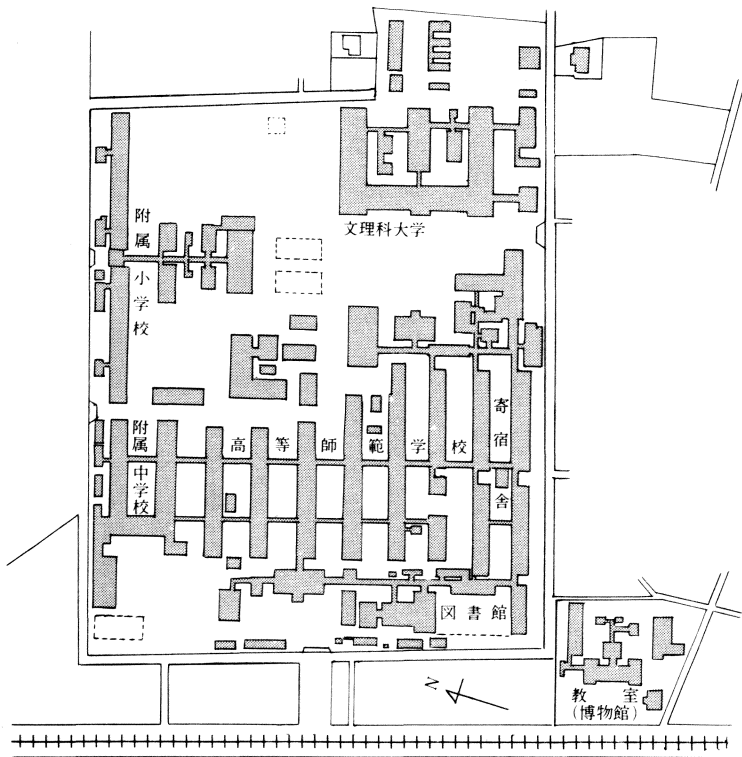


図2-1 広島文理科大学建物配置図

校と一体となって学友会の活動が開始されたが、正式に学友会を設立するには、新たな手続きと精細な検討を要した。まず、文理科大学、高等師範学校からそれぞれ合併委員、会則起草委員が選出され、両者の合併についての討議が行われた。これには種々の問題があったが、昭和四年十二月の合併委員会において、合併を決定し、ここに広島文

理科大学広島高等師範学校学友会会則が制定され、学友会が発足するに至った〔創立四十年史〕。

学友会は、特別会員(教職員)、通常会員(在学生)、会友(卒業生)、客員(前特別会員および会長推挙による特別縁故者)の四種の会員からなり、学友会事業の遂行のため、総務部・講演部・学芸部・剣道部・柔道部・弓道部・水泳部・庭球部・蹴球部・野球部・漕艇部・競技部・山岳部・乗馬部・排球部・籃球部・卓球部の一七部が設けられた。また会務遂行のため、大学長を会長とし、副会長一名ならびに部長、幹事、理事、評議員をそれぞれ若干名を置いた。

創設工事 創設工事は、建築費約一〇〇万円の予算をもって昭和三年(一九二八)四月より着工された。第一期工事、広の完成 島高等師範学校寄宿舎の改造延べ約五〇〇坪、および第二期工事、教育博物館改造・新築延べ一三五坪

は、昭和四年三月に竣工した。開学当初は、高等師範学校寄宿舎約半分を改造した部分と教育博物館の全部、同館構内の新築木造二階建一棟を教室にあてた。さらに第三期工事として大学本館および標本室の工事が昭和五年二月に着手された。本館(現在、広島大学理学部)は創設工事中の主要な建築物であって、工費約六〇万円を要し、昭和六年六月末に一部完成をみた。本館の構造は鉄筋コンクリート三階建、延べ坪二〇三二坪で、西方を正面としたコ字形の建物には会議室・教官室・研究室・教室・実験室など合計一三八室が配置された。こうして昭和六年には形式内容ともいちおう完成することになったが、まだ全学科を本館に収容することができず、第四期工事が着手され、現存のようなヨ字形プランの校舎が完成したのは二年後の昭和八年であった。ここにおいて全学科が新校舎内に収容されることになったが、学長室・事務室などの大学本部および講堂などは、依然として高等師範学校の校舎ならびに施設を利用しなければならなかった(『創立史』<sup>四</sup>、<sup>十</sup>年史)。昭和十一年当時の文理科大学平面図は、図二一に示すとおりである。また、文理科大学・高等師範学校および附属機関、諸施設を含む学園の規模は、表二一三のとおり、総敷地約三万六〇〇〇坪、建物は延べ約一万二〇〇〇坪であった。

ところで、大学本館の建築用地は、旧来の高等師範学校の運動場が転用されたものであった。したがって、その代用として市内平野町の元明道中学校校跡を買収して、これを運動場とした。この用地は、すでに大正十三年(一九二四)に文部省用地として買収されており、昭和四年三月末より運動場用地として地均しに着工し、同年八月に竣工をみた。これを同年九月文部省より引継ぎ、その後、各種の施設が設けられ、体育施設として次第に完備されていった。なお、大学運動場は昭和十二年日本陸上競技連盟より丙種競技場として公認された。その他体育施設としては、学友会の決

議によって建設された水泳プールが、昭和十二年に完成し、翌年日本水上競技連盟公認プールとなった（創立四十年史）。

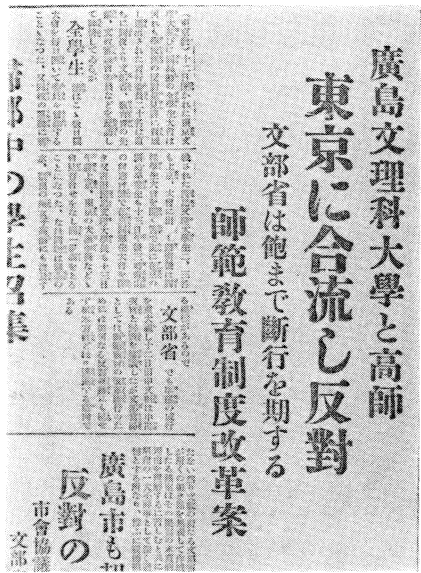
### 第二節 文理科大学・高等師範学校の廃止問題

**学制改革案の発表** 昭和六年（一九三二）八月、第一回入学生が第三学年になり、卒業論文の作成に専念していた矢先、文部省から突如として学制改革案が発表された。この改革が企図されたのは、当時の世界的不況によって政府が

財政の緊縮、行政の整理を各方面において強行せざるを得なくなり、文部省においても学校の統廃合・縮少、教職員  
の整理・減俸などを断行しなければならなかったためである。当時発表された学制改革案要綱（資料二一六参照）による  
と、文理科大学・高等師範学校に関しては「高等師範・文理科大学ヲ廃シ修業年限一ヶ年乃至二ヶ年ノ高等教員養成

所ヲ設ク、高等学校〔注、従来の中等学校〕教員タルモノ

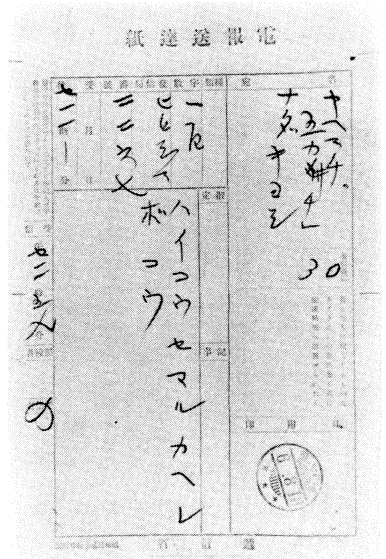
ハ此ノ課程ヲ経ルコト（大学ヲ卒業シテモ高等教員タル資格ヲ付与セズ）」とあり、これは明治初年以來永い伝統を有する師範教育制度を根本的に変革しようとするものの一環であった。ここに文理科大学・高等師範学校は、存廢の岐路に立った。



師範教育制度改革案に対する反対運動（昭和6年8月14日「芸備日日新聞」）

**廃止反対運動の勃発** 学制改革案が新聞発表された八月六日には、さっそく、職員会議が開かれ、

今後の対策を協議するとともに、反対意見書起草委員が任命された。また教授代表が上京し、東京同窓会支



帰省中の学生に対する呼び出しの電報  
(広島県立図書館蔵「名田文庫」)

部との連絡、東京文理科大学長と共同一致の協議、文部省への出頭による情況視察などを行った。その後、尚志同窓会理事や学生有志代表も上京し、猛運動を開始した。いっぽう、夏季休暇中の出来事であったため、帰省中の学生生徒には、「ハイコウセマルカヘレボコウ」とか、「ボコウアヤフシカヘレ」などの電報が打たれ、急拠所在地より帰学させた。八月十二日には、学生生徒大会が開催され、経過報告ののち、実行委員を選定するとともに、満場一致で「国家教育の大本に鑑み文理科大学並に高等師範学校廃止に絶対に反対す」と決議した。翌十三日には教職員・学生生徒・卒業生の三派合同協議会が開かれ、総務・庶務・会計・交渉・調査の各部署を定め、直ちに各部活動を開始した。他方東京尚志会館において、東京近県の同窓会員が参集し、尚志同窓会大会を開き、同日、「本会ハ国民教育振興ノタメ、一、今回文部省が発表シタル学制改革案中師範大学トシテノ文理科大学及ビ高等師範学校ノ廃止ニ絶対反対シ、二、速ニ真ノ師範大学ヲ完成シ以テ師範教育ノ確立改善ヲ期ス」と決議した。

**師範教育改革** 翌十四日には学長吉田賢龍が全学園を代表して、文部大臣に「師範教育改革案ニ対スル意見書」〔資料 革案意見書 二一七参照〕を提出し、わが国の国民教育の中核機関として文理科大学および高等師範学校の存置を要

望した。

さらに文理科大学・高等師範学校廃止反対運動には、広島市会、広島市町総代連合会、広島市教育会、広島商工会議所、広島商工連合会や文理科大学・高等師範学校広島市及近郊在住学生生徒父兄大会など各団体も立ち上り、地元

各方面から反対運動の支援があった。また、八月二十五日には、文理科大学・高等師範学校廃止反対市民同盟主催の下に広島市民大会も開催され、「我等は広島文理科大学及広島高等師範学校廃止に絶対反対し、更に其の拡張を要望す」と決議し、「今回文部省の発表せる学制改革案中文理科大学並に高等師範学校廃止は国民教育を根本的に没却せるのみならず我広島市が教育都市として発達せる三十年の伝統と経済事情とを無視せるもの依って之に絶対反対す」という宣言文を満場一致で可決し、総理大臣・文部大臣初め関係要路に対して打電した。(これら文理科大学・高等師範

### 大學高師 廢止反對 市民大會

八月二十五日午後七時

於 市公會堂

廣島市民諸君！

廣島文理科大学並に高等師範学校は文部省の學務改革案によつて廢止、即ち突然廢棄されんとする。これ等の學案を中心として發議し來た我が廣島が如何に重大な経済的經濟的危機に直關してゐるかを思へ！市民諸君、政黨人の利益や無責任な報導に乗せられて前途を樂觀するな。今之問題は全市民一致の輿論以外之れを數ふ道はないのだ。直ちに市民大會へ！市民大會によつて直接我等の力の如き反対意志を示せ、これこそ我等に残された唯一の公道だ。

市民大會へ！！

主催 文理科大學 反對市民同盟  
高師廢止

廣島文理科大学史 第二編 第二章 文理科大學の成立と発展

大学・高師廃止反対市民大会ピラ (伊東隆夫氏提供)

学校廃止反対ならびに、師範教育確立運動の詳細な経過やその趣旨の一部は、資料編に収録したので参照されたい(資料二一五〜八)。なお、東京文理科大学・東京高等師範学校や東京・奈良の両女子高等師範学校においても、熾烈な廃止反対運動が展開されたことはいうまでもない。

**新師範大 学設置案** この間文部省当局では、廃止反対運動に鑑み、新たに二年制の師範大学の設置案を公表したが、文理科大学・高等師

範学校ではこれに対しても反対の態度を示した。そこで文部省は改めて四年制の師範大学を設置し、これには予科は置かないことと提案した。この案が、広島文理科大学に届いたのは、八月二十五日の夕刻であった。予科を置かない四年制師範大学の実現可能性には問題があったが、これによっていちおう反対運動は下火になり、それに代わって、師範大学設置運動が開始された。八月二十九日には、文理科大学・高等師範学校の教職員・学生生徒・卒業生による三派合同実行委員会において、新師範大学実現のため、「一、四ヶ年の師範大学に二ヶ年乃至三ヶ

年の予科を特設すること。一、師範大学は師範教育令を改正してこれを設立すること。但し大学令による現行大学の特典を保有すること」と決議し、学長より師範大学予科の設置、師範教育改正案、その他の諸案を文部省へ提出した。こうして文部省においても、師範大学設置案の検討が行われつつあったが、まだ問題が解決に至らないうちに、九月十八日の満洲事変の勃発に遭遇する。こうした時局の重大性は、国民教育の重要性を深く反省させることとなり、約一か月半にわたって展開された文部省の学制改革案に対する反対運動も、改革案不成立とともに、ようやく平穩に帰したのである。

なお、師範大学問題については、その後も教育制度全体の改革を含めて師範教育制度改善問題として検討・調査が続行された。学内には学制調査委員会が設置され、また政府においても、諮問機関として師範教育制度調査委員会が設けられた。しかし、これら委員会から提出された改革案や答申は、師範教育改善の必要を認めながらも、満洲事変以後の不安定な政情により、ただ計画案で終ってしまい、結局師範大学の設置は実現をみるには至らなかった。

### 第三節 学園の整備と学長問題

**開学式の** 廢学の危惧も薄れ、平静さを取りもどした学園では、その年の昭和六年(二五)十月十七日の広島高等師

**舉行** 範学校開校記念日をもって、広島文理科大学開学式を挙行した。開学の式典には、文理科大学の教職員・

学生はもちろん、高等師範学校・臨時教員養成所・附属中学校・附属小学校の教職員・生徒・児童に来賓五〇〇余名を加えて二五〇〇名が参列した。学長の式辞を初め、文部大臣の訓辞(代読)、帝国大学・官立大学・直轄学校の代表ならびに各界代表の祝辞・朗読・演説などがあり、それぞれの立場より開学を祝福するとともに、師範大学としてその独自の使命を果すよう希望するところがあった。

## 学位規程

## の制定

學術の蘊奥を攻究することを一つの目的としている大学が、学位審査権を有することは当然である。昭和七年（一九三二）一月に、「広島文理科大学学位規程」が制定された。この規程によると、広島文理科大学の授与する学位は、文学博士と理学博士の二種であった。本学研究科において二年以上研究に従事した者はその研究事項について論文を提出し、学位を請求することができ、またこれに該当しない者は、自著論文に履歷書を添えて学位を請求することができた。学位審査および決定は、教授会において行われ、審査委員の報告にもとづき、教授全員の三分の二以上が出席し、その三分の二以上の賛成によって学位の授与が決定されることとされた。この学位規程の制定により、翌八年七月には、博士第一号として広島高等師範学校第三回卒業生藤井種太郎（元広島高等師範学校教授）が文学博士の学位を得た。

## 臨海実験

## 所の設置

文理科大学開設後間もなく、海産動植物の研究施設として臨海実験所を設置しようとする議が起った。開学当初の臨海実習は、高等師範学校が使用していた愛媛県高浜対岸の興居島にある施設を共同利用して行われていた。しかし新しい臨海実験所の設置予定地としては、この島では十分な平地がなく不適當であった。そこで広島・山口・大分各県の瀬戸内海沿岸にその設定地を求めたが、そのうち尾道市近郊の御調郡向島西村字干汐（現在、向島町干汐）が附屬臨海実験所設置の最も有力な候補地にあげられ、ついで行われた學術調査によっても、生物相も豊富であり研究上良好の条件を具有していることが認められた。さらに地元向島西村や尾道市ならびに広島県当局も実験所設置を歓迎するとともに懇請するところがあった。

そこで文理科大学では附屬臨海実験所を向島西村に設置することとし、文部省からも設置の許可を得て、埋立て・護岸工事にとりかかった。地元向島西村と尾道市が所要経費として各一万円を負担し、五四二二坪の敷地を現物寄付した。建築および設備費は国庫より支出し、総経費八万三五六八円余りをもって実験所本館・寄宿舎・倉庫・官舎など総計三六一坪の建物を初め、その他研究用の諸設備が整えられた。建物の竣工は昭和八年（一九三三）三月であった

〔創立四十年史〕

同年六月三日、官立文理科大学官制を改正し、東京ならびに広島の両文理科大学に附属臨海実験所が設置された。助教一名、助手一名の定員増により、実験所には併任教授、助教、助手が各一名配置されることとなった。教職員配置ならびに施設も整って、同年十一月五日に開所式が挙行された。その後も施設・設備の充実が図られ、学生の臨海実習や中等学校教職員の臨海講習会、研究室員の海洋観測実習などが行われ、また、近海動物の標本蒐集とともに研究調査が実施された。

**教育博物館** 教育博物館は、大正四年(一九一五)十一月に広島高等師範学校の附属教育博物館として開館を見たものであるが、文理科大学の発足と同時にその教室に転用されたために、一時閉鎖のやむなきに至った。ところが昭和八年(一九三三)には本館のヨ字形建物も完成して全学科を新校舎に収容できる状態となり、昭和九年一月より文理科大学附属教育博物館として再開することとなった。新しい教育博物館は、単なる博物館の役目を果たすだけでなく、将来教育研究機関への発展を期して設置されたものである。すなわち、教育博物館の事業としては、昭和九年二月の「国民精神作興展覧会」を初め、各種展覧会を常時開催し、学内・学外に各種の教育資料を公開・展示した。また、調査部と研究部を設け、調査部では教育制度、教科書、教具、郷土資料、研究物、成績品その他の教育の統計的調査を行い、研究部は将来の教育研究の前提として学校および社会教育上の施設経営、教科、国民精神教育、偉人青少年期、玩具遊戯その他教育上の実際的研究を行うこととした。

**吉田学長** 廃止問題以来の文理科大学は、「雨降って地固まる」の譬のごとく、順調に発展してきたが、初代学長の勇退 吉田賢龍は、昭和九年(一九三四)六月八日に依願免本官ならびに兼官となり勇退することとなった。高等師範

範学校昇格運動の初期、大正九年(一九二〇)の来任以来、校長・学長として前後一五年の在任であった。尚志会では、その功績に感謝の意を表するため、学内・学外の有志を発起人として謝恩金を募り、東京近郊に書齋を建築し贈呈する



ことにした。しかし、吉田前学長は、浅野修道中学校総理ならびに関係者の懇望により、同院校長に就任することとなり、贈られた謝恩書齋建築費はそのまま奨学金として学園に寄付した。したがって、これを基金にして昭和十三年五月、吉田奨学金規程を定め、学生生徒の学資の補助ならびに奨励費に充てられた。

後任学長

吉田賢龍退任の前頃から学園内には後任の学長問題が起った。吉田賢龍はすでに昭和八年三月に文部大

問題

臣宛に辞表を提出し、後任に広島文理科大学教授西晋一郎を推薦した。学園も一致して、学徳兼備をう

たわれた西を後任学長に推すこととしてその態度を表明し、文部省への陳情を行った。ところが、文部省では大学側の推薦する学長候補を不適任とし、後任学長の人選を開始した。しかし、文部省において人選した後任学長候補についての折衝は進展せず、一年以上も文部省と文理科大学とは学長問題に関して対立した状態が続いた。昭和九年の六月に入ると、普通学務局長武部欽一の学長説が表面化し、後任学長問題は一段と先鋭化した。

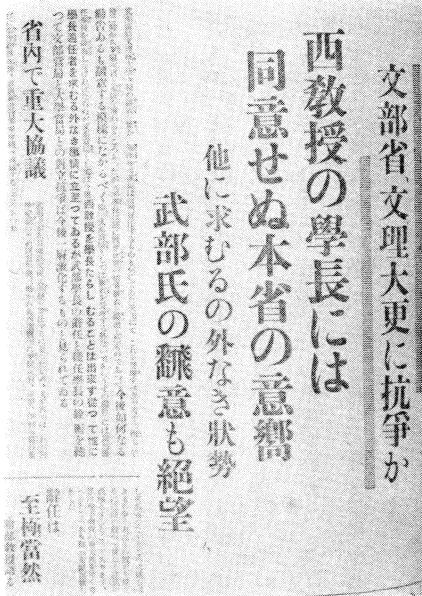
文部省、文理大更に抗争か

西教授の学長には

同意せぬ本省の意嚮

他に求むるの外なき状勢

武部氏の齟意も絶望



広島文理科大学と文部省に関する問題  
文部省の抗争を報ずる新聞  
(昭和9年6月10日「芸備日日新聞」)

として、すでに関屋前局長は国民精神文化研究所長に更迭していたが、さらに武部局長を広島文理科大学長の後任として転出させようとした。このような文部省の動きに対して同月七日、文理科大学では学生大会が開かれ、「我等は初志貫徹の為武部氏来任に絶対反対す」と決議し、同日学生上京委員より、西は学園の教育精神の中心であり我が魂の父であるといった趣旨をもって文部省に歎願した〔資料二一九参照〕。

**武部学長の就任と辞任** 昭和九年六月八日、吉田賢龍の辞任と同時に、ついにその後任として文部省普通学務局長武部欽一が

ではさらに猛烈な反対運動が展開され、事態はいっそう険悪となった。文部省内の統制上やむなく学長の任を引き受けた武部新学長は、学内の鎮撫と学内の一致した就任要望を条件として就任を承諾したのであったが、事態の收拾不可能を察するとともに、学長は学徳の中心でなければならぬという信念にもとづき、翌九日文部省に辞表を提出するに至った。辞表は受理され、六月十二日、武部学長は本官ならびに兼官を免ぜられ、とりあえず首席教授乾環が学長事務取扱に任命され、乾も学内の希望を容れてこれを受諾した。この一時的措置の結果、学内では初志貫徹して西を後任学長として推挙し、文部省の天降り学長をあくまで排撃する方針を立て持久戦に持ち込む方針をとった〔資料二一〇参照〕。

**塚原学長の就任** 文部省では、学内より推挙された学長候補西をあくまで受け容れず、種々協議ののち、数人の学長候補者をあげ銓衡に当たった。まず元広島高等師範学校教授で前京都帝国大学総長小西重直を有力な適任者と

みなし、就任の交渉を行った。しかし小西は、前年のいわゆる滝川事件の責任を負って辞職しており、広島文理科大学長就任を固辞した。文部省ではさらに銓衡を続け、すでに吉田元学長が辞表を提出した当時、後任学長としてあげられていた東京高等学校長塚原政次と再び交渉することとなった。塚原政次は、明治三十八年（一八九五）六月から大正八年（一九一九）十月まで広島高等師範学校教授として在職しており、その後文部省督学官となるなどの経歴も有し、後任学長として適任であるとして、文部省ではその就任を強く要請し、ついにその了解を得るに至った。かくして八月二十一日の定例閣議において塚原政次を起用することが決定し、翌日文部省より広島文理科大学長兼教授ならびに広島高等師範学校長の辞令が発せられた。この発令に対して学内では、西を学長にすることができなかったことを遺憾としながらも、塚原新学長を承認することとなり、学園も平静を取りもどした。

表2-4 入学志願者・入学者数の推移(1)

年 度	入学志願者			入 学 者		
	文科系	理科系	計	文科系	理科系	計
昭和4年	150 <sup>人</sup> 〈4〉 (1)	74 <sup>人</sup> 〈5〉 (1)	224 <sup>人</sup> 〈9〉 (2)	78 (1)	38 〈1〉	116 <sup>人</sup> 〈1〉 (1)
昭和5年	156 〈1〉	64 〈2〉	220 〈3〉	61 〈1〉	25 〈1〉	86 〈2〉
昭和6年	145 <sup>人</sup> 〈3〉 (5)	59 <sup>人</sup> 〈1〉 (1)	204 <sup>人</sup> 〈4〉 (6)	57 <sup>人</sup> 〈3〉 (3)	28 〈1〉	85 <sup>人</sup> 〈4〉 (3)
昭和7年	153 <sup>人</sup> 〈3〉 (4)	39	192 <sup>人</sup> 〈3〉 (4)	72 <sup>人</sup> 〈3〉 (2)	33	105 <sup>人</sup> 〈3〉 (2)
昭和8年	123 <sup>人</sup> 〈1〉 (3)	53 <sup>人</sup> 〈1〉 (3)	176 <sup>人</sup> 〈2〉 (6)	66 (1)	37 (3)	103 (4)
昭和9年	145 <sup>人</sup> 〈4〉 (2)	45 〈1〉	190 <sup>人</sup> 〈5〉 (2)	81 〈1〉	30	111 〈1〉
昭和10年	168 <sup>人</sup> 〈5〉 (3)	56 (1)	224 <sup>人</sup> 〈5〉 (4)	82 <sup>人</sup> 〈3〉 (2)	35 (1)	117 <sup>人</sup> 〈3〉 (3)
昭和11年	152 <sup>人</sup> 〈4〉 (1)	45 <sup>人</sup> 〈1〉 (1)	197 <sup>人</sup> 〈5〉 (2)	94 <sup>人</sup> 〈3〉 (1)	37 <sup>人</sup> 〈1〉 (1)	131 <sup>人</sup> 〈4〉 (2)

注) 『文部省年報』による。

< >は外国人、( )は女子の内数を示す。

受験資格(第一受験資格)は、学則に規定されているように、高等師範学校卒業者、高等学校卒業者および女子高等師範学校卒業者となっていた。ただし、これらの卒業者によって定員に満たない場合には、これに準じて臨時教員養成所卒業者(修了年限三年)、専門学校卒業者、中等教員免許状を有する者などのうち適当と認められる者にも受験資格(第二受験資格)を与え、入学試験に合格した者の入学を許可している。臨時教員

入学者の  
状況

文理科大学の学生の募集人員は約一〇〇名で、その内訳は教育学科約一五名、哲学科約一五名、史学科約二〇名、文学科約二〇名、数学科約一〇名、物理学科約五名、化学科約五名、生物学科約一〇名となっていた。この募集人員に対して、創立以来昭和十一年度までの入学志願者・入学者数の推移を示すと表二

四のとおりであるが、その入学競争率はほぼ二倍程度であった。また、この表をみると、ほとんど毎年外国人留学生が入学している。これらの外国人は主として中華民国・満洲国出身者であった。

#### 第四節 学生の動向と学生生活

表2-5 入学者の学歴

年 度	高等師範学校		高等学校 卒業者	女子高等 師範学校 卒業者	臨時教員 養成所 卒業者	専門学校 ・私立大 学卒業者	中等学校 教員有 資格者	計
	卒業者	第3学年 修了者						
昭和4年	89	—	6	0	7	2	11	115
昭和5年	51	—	11	2	16	5	2	87 (聴講生3人を含む)
昭和6年	32	—	11	2	23	7	6	81
昭和7年	42	10	15	0	13	8	14	102
昭和8年	36	21	9	4	24	5	4	103
昭和9年	49	18	7	0	24	6	6	110
昭和10年	50<2>	14	9	2	23	11	8<1>	117<3>
昭和11年	53<4>	16	11	2	23	11	15	131<4>

注) 『文部省年報』による。

< >は外国人の内数を示す。ただし昭和9年度以前は外国人の調査を欠く。

表2-6 卒業者数の推移(1)

卒業年月	教育学科	哲学科	史学科	文学科	数学科	物理学科	化学科	生物学科	計
昭和7年3月	10	10	24	30 (1)	15 <1>	5	6	12	112 <1> (1)
昭和8年3月	12	8	18 <1>	20 (1)	9 (2)	5	5	7	84 <1> (3)
昭和9年3月	10	5	16 <2>	19 (3)	10	4	5 (1)	8	77 <2> (4)
昭和10年3月	9	8 <1>	19 <1> (1)	31 (1)	15	5	3	7	97 <2> (2)
昭和11年3月	10	5	20	28 (1)	14 (1)	5	6 (1)	8 (1)	96 (4)

注) 広島文理科大学「卒業証書交付台帳」による。

< >は外国人、( )は女子の内数を示す。

表2-7 創立以来の卒業者の就職状況  
(昭和11年当時)

種 別	人 数
広島文理科大学教職員	21
広島高等師範学校教職員	10
他専門大学学校教職員	7
高等学校教職員	103
師範学校教職員	152
中学校教職員	73
高等女学校教職員	15
実業学校教職員	4
小学校教職員	14
陸海軍諸学校教職員	1
その他の学校教職員	11
行政官吏	1
陸軍幹部候補生および兵役	34
その他の業務者	3
広島文理科大学研究科学生	2
学術研究者	11
就職等未定者または不詳の者	4
死 亡 者	
計	466

注) 『文部省年報』による。

ところで、前述したとおり文理科大学は、実質的には教師養成を目的とする教育大学もしくは師範大学の性格を有し、卒業生には専攻科目について高等学校高等科・師範学校・

養成所では三年の修業によって文理科大学への受験資格が得られたのに対し、高等師範学校では四年の修業を必要とした。したがって、高等師範学校三年修了者にも受験資格が与えられるべきであるという意見が出され、昭和七年(一九三三)二月の学則改正により、高等師範学校第三学年修了者で所定の試験に合格した者にも、卒業者と同等である第一受験資格が与えられた。さらに、昭和八年二月の学則改正では、修業年限三年の臨時教員養成所卒業生にも第一受験資格が与えられた。文理科大学は、すでに述べたとおり、教師養成大学の性格をもっており、表二一五の入学者の学歴をみても高等師範学校・臨時教員養成所の出身者が毎年合格者の大体七〇八割を占めていたことがわかる。

**卒業者数の推移とその就職状況**  
開学式が行われた翌年、昭和七年(一九三三)三月には第一回卒業生一二名を送り出し、文理科大学も以後毎年教育界にその人材を供給することとなった。昭和十一年までの卒業者数を示すと表二一六のとおりである。

中学校・高等女学校の教員資格が与えられた。したがって、文科系・理科系を問わず各学科とも、所定の専攻科目以外に国民道徳・哲学・倫理学・心理学・教育学の科目を履修しなければならず、また学科試験と論文試験の外に高等師範学校附属学校での教育実習が課せられた。卒業者の大部分は教職に就き、昭和十一年三月までの卒業者の就職状況を見ると、表二一七のとおりで、約八五%の者が教員となっていた。

#### 学生の生

昭和十年(二五三)六月、広島文理科大学・広島高等師範学校の学生生徒を対象とした生活調査が学生課に

#### 活調査

よって行われた。その結果は『広島文理科大学学生生活調査報告・広島高等師範学校生徒生活調査報告』としてまとめられている。この調査によって学生課は、学生生活の総括的な把握をめざし、その内面的な傾向を理解しようとした。

さらに、昭和十三年には文部省教学局によって同種の調査が行われた。文部省は全国の帝国大学・官公私立大学・高等学校・専門学校などの高等教育機関一二八校に対して調査を実施し、『学生生徒生活調査』上・下にまとめていく。この調査は、全国学生生徒の生活実態を把握し、また、その比較総合による全国的な動向を明らかにすることを目的としたものであった。

そのほか、昭和十六年にも広島尚志報国会生活部共済班によって、広島文理科大学・広島高等師範学校の学生生徒の生活調査が実施されている。

#### 学生生活

昭和十年の『学生生活調査報告』によって、広島文理科大学の学生の生活状況をみてみよう。調査方法の状況は無記名で、六つの調査項目からなっている。申告学生は二〇二名で、昭和十年六月現在の全学生在籍者は三二七名であったから、六二%の者がこの調査に協力している。

家族状況については六四名が妻帯者であった。これは学生中には中等学校に数年勤務し、相当の年齢になって入学した者が比較的多かったことによる。

表2-8 学生の生計費類別調べ

出所	項目	人数	金額	平均
		人	円	円
実家より		129	5,942.19	46.06
親戚・知人より		34	845.73	24.87
財産よりの収入		11	564.47	51.31
預金支出		58	2,852.28	49.18
育英会等より		22	495.00	22.50
内職より		47	878.06	18.68
その他より		12	281.19	23.43
不明		5	63.98	12.79
計		202	11,922.90	59.02

注) 『学生生活調査報告』による。

て注目される。加入修養団体は、仏教関係一九名、キリスト教五名、神道一名、その他一名で、加入者のほとんどは宗教的団体であった。崇拜人物は忠臣武人等が最も多く、そのうち吉田松陰、西郷隆盛、乃木希典、楠木正成などをあげた者が多い。つづいて宗教家、学者、教育者となっており、宗教家では釈迦、親鸞、学者では本居宣長、西晋一郎、教育者ではベスタロッチをあげた者が多かった。また、学生の宗教については仏教八四名、神道二八名、キリスト教九名、以上三者で二二一名が記入しているが、仏教などは伝統的慣習的な家の信仰に依拠したものとみなされよう。愛読する書籍・

父兄の職業は、無職の者が最も多く七一名に達し、そのうち二六名は学生が世帯主となっている。次が農業の四二名、以下商工業、教員、官公吏などの順である。

生計費(学費ならびに生活経費)は、月額五〇円内外の者が最も多く、最高は一五三円六六銭、最低は一四円であった。なお生活様式別にみると、学費を除く生計費の平均は、下宿の者二八円四〇銭、世帯を営む者五七円一八銭、自宅親戚より通学する者九円四六銭であった。これら生計費の出所は多種多様であるが、その順位は、実家七八名、預金二九名、実家・内職一九名、以下、親戚、知人、財産収入、育英会などとなっており、出所が単独なもの少ない。この生計費を類別すると表二一八のとおりである。

研究と修養の項では、研究事項、加入研究会をあげさせているが、とくに加入修養団体、崇拜人物、宗教ならびに愛読書、雑誌・新聞の閲覧傾向について調査したことは、学生課が学生の思想的動向に大きな関心を払ったこととし

雑誌をあげている者は、主として専攻分野に關したもので、大衆的な読物としては別に特色はない。愛読新聞の順位は、大阪朝日の一〇八名について、大阪毎日、読売、中国となっている。なお、自習時間の平均は、三〜四時間であった。

そのほか、健康と運動、趣味娯楽と社交についても調査が行われ、睡眠時間（七〜八時間）、関係スポーツ（庭球、卓球、野球、登山、水泳、剣道の順）、運動時間（平均一時間余り）、趣味（音楽、映画、囲碁、写真の順）ならびに嗜好品などについての報告がまとめられている。



第二章 戦 時 期

第一節 戦時体制下の学園拡張

国体論と国体学  
専攻科の設置

昭和十二年(二四七)七月七日、蘆溝橋事件に端を発する日中戦争の開始は、その後、八年間余り国民を戦時体制の中に引き込み、かつ、国民を困窮の状態に陥れることとなった。こうした戦時体制に

あって、大学における教育・研究体制も時局に対応せざるをえなかった。とくに、学生に対しては「国体」の意識を



日本国体学講座の開設  
(昭和12年4月12日「芸備日日新聞」)

明確にすることが叫ばれた。すでに広島文理科大学では、昭和十一年より文部省の主催で日本文化講義が常時開催されていたが、さらに昭和十二年四月九日、東京・京都両帝國大学および東京・広島両文理科大学に国体・日本精神に関する講座が設置されることとなった。これによって、広島文理科大学では国体論の学科目が開設され、同年十一月四日、官立文理科大学官制が一部改正されて、教授・助教授・助手の定員が各一名ずつ増員された。なお、「東京・広島両文理科大学ニ日本国体論新設理由書」〔資料二一〕一

参照)によると、日本国体論は、「我が国現在ノ文化的状勢ヲ検討シ、現在欧米及び東洋ノ文化ヲ批判シ、一転我が国体ノ真義」を究明するもので、「万世一系ノ天皇ヲ中心トスル国民ノ和衷協同体ヲ国体ノ真姿」と見て、これを理論的に把握し、学問的分野として確立しようとしたものであった。また、翌十三年二月には学則を改正して、国体論を全学生の必修共通科目とした。

国体論の必修化に続いて、同年四月一日にも学則に改正が加えられ、哲学科倫理学専攻を倫理学及国体学専攻に改め、国体学専攻の学生が募集された。国体学専攻の履修学科目は、必修共通科目以外に、国体思想史・国民道徳・憲法・法理学・日本法制史・国史学・倫理学・民法・行政法・経済学が必修であった。

#### 滿蒙研究と大陸研究室の設置

昭和六年の滿洲事変以来、日本の滿洲・蒙古方面に対する進出は著しいものがあつた。このような内教職員・学生生徒有志によって組織された私設の滿蒙研究会(日中戦争後東亜研究会と改称)は、このような形勢下の一産物であつた。日中戦争の開始によって、その研究熱はますます高まり、昭和十四年(一九三九)十二月には東洋史学研究室に新たに大陸研究室が附設された。学校施設として新しく設けられたこの研究室は、中国大陸における風土、文化、思想、経済、教育などの諸事情を調査研究し、また滿洲・中国・朝鮮その他東南アジア方面の關係図書や關係資料等を収集し、学園関係者の閲覽に供した。大陸研究心に燃える学生生徒を指導し、大陸進出の精神的基礎を作るとともに、大陸の総合的研究を目的とした大陸研究室は、将来、大陸教育研究所といったものに発展させる構想であつた。

なお、大陸研究と関連して、同年四月には、漢文学専攻に支那語学の学科目が新設されている。

#### 広島臨時教員養成所の附設

時局の推移に伴い科学教育振興の要求もあり、とくに中等学校の理科・数学關係教員の急激な需要があつた。そのため文部省ではその臨時応急の措置として、昭和十五年(一九四〇)二月十二日、文部省

表2-9 広島臨時教員養成所卒業者数

卒業年月	歴史地理科 人	数学科 人	物理化学科 (物象科) 人	計 人
昭和17年9月	—	25	25	50
昭和18年9月	—	27	26	53
昭和19年9月	—	23	25	48
昭和20年9月	31	27	24	82
昭和22年3月	32	29	26	87
昭和23年3月	34	27	28	89
計	97	158	154	409

注) 広島臨時教員養成所「卒業者名簿」による。

告示第二五六号をもって、広島文理科大学内に広島臨時教員養成所を附設し、四月一日より開設した。同日学長塚原政次が管理者となり、教授陣には文理科大学・高等師範学校の教官を講師として任用した。また「臨時教員養成所規程」(省令第八号明)にもとづき、「広島臨時教員養成所学則」(資料二二二参照)が制定された。修業年限三年、生徒

定員一八〇名と定められ、数学科・物理化学科の二学科が置かれ、五月十日より授業が開始された。さらに理科系だけでなく文科系教員の不足が生じ、昭和十八年度より歴史地理科が増設され、生徒定員は二七〇名となった。学科目は、修身公民・哲学・教育・心理・外国語(英語または独語)・教練・体操・武道が各科に共通して課せられ、専攻科目により、歴史地理科は国語・漢文・歴史・地理、数学科は数学・物象・工作、物理化学科は数学・

物象・生物・工作が課せられた。一週間の授業時数は、各科学年により異なるが、三二〇三五時間であった。教育実習は従前と同じく第三学年において約四週間課せられた。そのほか学科目以外に修練が必修とされた。修業年限は三年と定められていたが、昭和十七年度より短縮されることとなり、「本所臨時規則」が制定されて、修業年限は当分二年半となった。したがって第一回卒業式は昭和十七年九月二十三日に行われた。以後、戦時中から戦後にわたる数年間、多くの中等学校教員を養成したが、昭和二十三年(二四四)三月、最後の卒業者を送り出し、広島臨時教員養成所はその歴史を閉じた。しかし形式的には、国立学校設置法の公布によって、従前の臨時教員養成所官制が廃止された昭和二十四年五月をもって廃止となる。第一回から六回までの卒業者数は、表二一九に示すように総計

表2-10 入学志願者・入学者数の推移(2)

年 度	入 学 志 願 者			入 学 者		
	文科系	理科系	計	文科系	理科系	計
昭 和 12 年	161 <sup>人</sup> (1)	48 <sup>人</sup> (2)	209 <sup>人</sup> (3)	83 <sup>人</sup> (1)	40 <sup>人</sup> (1)	123 <sup>人</sup> (2)
昭 和 13 年	144	41 (1)	185 (1)	94	33 (1)	127 (1)
昭 和 14 年	150 (5)	54 (3)	204 (8)	91 (3)	39 (2)	130 (5)
昭 和 15 年	179 <sup>人</sup> (4)	62 <sup>人</sup> (2)	241 <sup>人</sup> (6)	97 <sup>人</sup> (3)	32 <sup>人</sup> (1)	129 <sup>人</sup> (4)
昭 和 16 年	184 <sup>人</sup> (3)	68	252 <sup>人</sup> (3)	98 <sup>人</sup> (2)	39	137 <sup>人</sup> (2)
昭 和 17 年	397 <sup>人</sup> (4)	140 <sup>人</sup> (1)	537 <sup>人</sup> (5)	216 <sup>人</sup> (2)	108 <sup>人</sup> (2)	324 <sup>人</sup> (2)
昭 和 18 年	211 <sup>人</sup> (2)	95 (3)	306 <sup>人</sup> (5)	90 <sup>人</sup> (1)	67 (1)	157 <sup>人</sup> (1)
昭 和 19 年	314 <sup>人</sup> (12)	141 <sup>人</sup> (1)	455 <sup>人</sup> (13)	90 <sup>人</sup> (1)	62 <sup>人</sup> (3)	152 <sup>人</sup> (1)
昭 和 20 年	221	131	352	79 (1)	52 (1)	131 (2)

注) 『文部省年報』による。< >は外国人、( )は女子の内数を示す。

昭和17年度の統計は、4月入学・10月入学の合計である。

四〇九名に達した。

理科系学生の増募 開学以来の学生募集  
と地学科の開講 人員は、文科系約七

〇名、理科系約三〇名となっていたが、昭和十一年頃よりとくに定数を大きく超過する傾向にあった。表二一〇に昭和十二年度から同二十年度までの入学志願者・入学者数の推移を示したが、入学者の定数超過は、大体三〇名前後であった。

ところで、昭和十六年(二六)十二月八日の太平洋戦争への突入によって、わが国は高度国防国家の建設をめざし、科学教育振興策をさらにすすめることとなった。各帝国大学・官立大学ならびに高等教育機関は、かかる状況下においては戦争遂行を目的とする国策科学の研究をすすめるを得なかった。これはとくに自然科学の分野に期待されるところが大き

く、理科系学生の増員によってその専門的人材の養成がはかられたのである。広島文理科大学でも、昭和十六年度からの学生増募をはじめ、翌十七年度には数学科・物理学科・化学科の学生定員を増加し、理科系学生の募集人員は、約六〇名の二倍増となった。

それとともに、昭和十八年十月より、地学科地質鉱物学専攻が開講され、一学年の学生定員を五名とした。地学科の設置は、文理科大学創設の時すでに予定されており、学則にも規定されていたものであるが、ここに至って開設されたのは、理科系研究体制の拡充のあらわれであった。「官立文理科大学官制中改正資料」によると、その設置理由は「現下大東亜戦争完遂上大東亜共栄圏内ノ地下資源ノ活用ヲ急速ニ図ルコトハ極メテ緊要ニシテ斯方面ノ専門的人材ノ養成ハ切実ナルユトナルヲ以テ」(昭和十八年「公文類聚」)とあり、これは明らかに戦争遂行上の必要性によって開設されたものである。

#### 理論物理学研

「物理学ノ基礎理論ニ関スル綜合研究」を目的とする理論物理学研究所は、昭和十九年(一九四四)八月

#### 究所の設置

二十三日、勅令第五一五号の官立文理科大学官制中改正によって、同日広島文理科大学附属研究所

として設置された。官制としての規模は、教授・助教授各一名、助手三名であったが、設置と同時に、文理科大学教授三村剛昂が所長に任命され、ついで順次専任教授・助教授各一名、兼任教授二名、兼任助教授四名が任命された。また、研究所は当時遊休施設化していた教育博物館があてられた。

理論物理学研究所が広島文理科大学に設置されたのは、昭和九年に始まる波動幾何学の研究成果によるものであった。幾何学研究室の岩付寅之助、理論物理学研究室の三村剛昂の両教授を中心とする両研究室所属の一〇余名の教官が共同で研究を行い、約一〇年間に六〇余篇(うち欧文五十余篇)の論文を発表した。これら共同研究による成果は、当時の学界で大きな反響を呼び、広島学派あるいは日本学派と称され、諸外国の学者からも注目の的となった。

広島文理科大学における理論物理学の研究実績によって、理論物理学研究所が設置されたことは、官制改正の説

表2-11 広島文理科大学教職員定員(2)

年 度 (公布月日)	大学 長	教 授	助 教 授	事 務 官	学 主 生	助 手	書 記	学 主 事 補	司 書	技 手	備 考
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
昭和12年 (11.4)	1	36	25	1	1	31	9	1	3	1	国体論新設 勅令第636号
昭和13年	1	36	25	1	1	31	9	1	3	1	
昭和14年	1	36	25	1	1	31	9	1	3	1	
昭和15年 (11.1)	1	36	25	1	1	27	9	1	3	1	勅令第723号
昭和15年 (16.1.25)	1	36	25	1	1	27	10	1	3	1	勅令第 88号
昭和16年 (5.17)	1	36	27	1	1	29	10	1	3	1	理科学学生増募 勅令第592号
昭和17年 (11.1)	1	34	26	1	1	27	9	1	3	1	行政簡素化実施 勅令第749号
昭和18年 (7.28)	1	34	27	1	1	28	9	1	3	1	勅令第614号
昭和18年 (11.24)	1	35	28	1	1	30	9	1	3	1	地学科開設 勅令第878号
昭和19年 (8.23)	1	36	29	1	1	33	9	1	3	1	理論物理学研究所設置 勅令第515号
昭和19年 (12.20)	1	37	30	1	1	35	9	1	3	1	勅令第668号
昭和20年	1	37	30	1	1	35	9	1	3	1	

明資料にある「理論物理学研究所並ニ職員設置ノ理由」〔資料二一四参照〕をみても明らかであるが、いっぽう理論物理学研究所は、戦時における科学振興政策上すすめられるもので、理論研究にもとづく科学新兵器の発明・発見も期待された。しかし開設されてからわずか一年後には、原子爆弾によって建物・研究設備は完全に焼失し、大部分の研究所員も死亡ないし重傷を負い、研究はすべて中止せざるを得なかった。

**教職員の陣容** 教職員定員は  
**と学長の交替** 開学以来急激

な増員はみられなかったが、徐々に増加の傾向をたどっ

た。表二―一一にみるように、その推移は昭和十六年(一九四一)以降の理科系学生の増募、地学科の開講、理論物理学研究所の設置など、理科系教育研究体制の拡充によって増員されることとなったのである。ここで昭和十八年度の定員と実員の状況をみれば、大学長を含む教授以下の教官定員の合計は九〇名であったが、助教・助手はその定員に足らず、定員内の実員の合計は七八名となっていた。いっぽう事務系職員の場合は、実員は定員を充足していたが、高等師範学校の書記のうち八名が文理科大学の書記を兼任していた。これは両者の事務的運営を円滑にするためにとられた措置であったようで、文理科大学開学時から変っていない。そのほか講師・副手・事務雇などの定員外教職員も一一〇名雇い入れられていた。これら文理科大学関係の教職員を合計すると、総員二一八名の陣容であった。

ところで昭和九年以来学長を務めた塚原政次は、昭和二十年六月十三日、老齢を理由として勇退を決意した。後任として文部省教学局長近藤寿治が同日広島文理科大学学長兼教授に任命され、かつ広島高等師範学校長に補された。

## 第二節 学園生活の戦時体制化

### 学園の新体制と

#### 科長の設定

日中戦争の開始によって、昭和十二年(一九三七)九月に「国民精神総動員実施要綱」が内閣訓令として発せられ、また翌十三年四月には国家総動員法が公布され、戦時体制が強化された。日中戦争の拡大と相応じて、ヨーロッパでも、昭和十四年九月のドイツ軍のポーランド進撃によって第二次世界大戦に突入した。

昭和十五年八月二十四日、首相近衛文麿は新体制準備会の席上、「国民組織の目標は国家国民の総力を集結し、一億同胞をして生きた一体として、等しく大政翼賛の臣道を完ふせしむるに在る」と唱え、新体制樹立の急務を説いた。かくして新体制運動は、国内の各分野を総力戦体制に組みかえていく強力な道具となり、学園においても時局即応の態勢を整えざるを得なかった。学園の新体制としては、まず学園指導陣の一元化をはかるために、同年十月十日

文理科大学に科長会、同十月二十四日高等師範学校に部長会が新たに設定された。文理科大学は開設以来一五の専攻科目ごとに主任教授を置き、専攻科目間の連絡協調については教授会をもってこれにあててきたのであるが、ここに専攻科目主任教授の上に八つの学科ごとに新しく科長を設け、学長の下に科長会を組織した。これによって全学の協力体制を整えるとともに、統制強化が図られた。なお科長の任期は二年とし交代制であった。

#### 尚志報国会の結成 と報国隊の編成

従来の学友会が改組されたのも、学園新体制の一つである。自治的親睦・修練機関として発展してきた学友会は、昭和十六年(二九四)一月に文部省の方針により解消され、それに代わって新しく広島尚志報国会が結成され、二月十五日にその発会式をみた。報国会は「教学ノ本旨ニ則リ會員一致融和シテ心身ヲ修練シ以テ報国ノ精神ヲ具現スルコト」(「広島尚志報国会則」第一条)を目的とし、広島文理科大学・広島高等師範学校および広島臨時教員養成所の教職員・学生生徒をもって組織された。報国会には総務部・鍛錬部・国防部・文化部・生活部の五部が置かれた。総務部は各部の基本的企画・統制・指導・経理、会誌の発行を行い、鍛錬部は心身の鍛錬に関する事項、国防部は国防的訓練に関する事項、文化部は学問・芸術に関する事項、生活部は学生生徒の生活に関する事項をそれぞれ担当した。また各部の下には班が編成され、総務部には企画・指導・経理の三班、鍛錬部には剣道・柔道・弓道・水泳・漕艇・山岳・体操・競技・庭球・蹴球・排球・箏球の一二班、国防部には滑空・射撃・馬術・銃剣術・自動車の五班、文化部には学芸・講演・修養・美術・音楽の五班、生活部には保健・共済の二班が置かれた。役員としては会長・副会長・部長・理事・班長・副班長・班長補佐・主事・副主事・幹事・補佐幹事および書記が設けられた。会長を大学長とし、副主事以上は文理科大学・高等師範学校の教官より、幹事および補佐幹事は学生生徒より、書記は事務職員より、会長の任命によって選ばれた。

同年八月八日、文部省は訓令第二七号を発し、「学校報国団ノ内ニ指揮系統ノ確立セル全校編隊ノ組織ヲ樹テ隊ノ総力ヲ結取シテ適時出動要務ニ服シ其ノ実効ヲ収ムルノ体制」を整えることを指示した。こうした非常時下の国家的





「ナチス独逸の夕」開催  
(昭和11年10月17日「芸備日日新聞」)

要請によって、九月二十二日には尚志報国会の隊組織として、広島文理科大学報国隊が結成された。報国隊は、報国会員によって組織され、本隊・特技隊・特別警備隊より成った。本隊は大学大隊・高師大隊および職員隊に区分し、特技隊は特殊技能を有する者をもって組織し、乗馬小隊・自動車小隊・防毒小隊に区分し、さらに特別警備隊は本隊の人員中より非常災害時における特別警備の任に当り得る者を選んで組織し、三箇小隊を編成した。報国隊長には報国会長である大学長があたり、その他の部長ないし隊長は、教職員・学生生徒中より報国隊長が任命し、全教職員・学生生徒をもって組織する学園の防護体制の樹立をみるに至ったのである。また報国隊は国土防衛とともに、勤労奉仕作業隊としてその勤労奉仕活動が強化されることになった。

#### 勤労奉仕と学徒

#### 動員の本格化

学生の集団勤労作業は、ナチスドイツのアルバイテ学校教育の戦時体制化の一環であった。たとえば、昭和十一年(一九三〇)月に、「ナチス独逸の夕」として講演・映画会が開催されるなど、早くから関心がもたれていた。昭和十三年六月、「集团的勤労作業運動実施ニ関スル件」が次官通牒により指令されたのがこれに関する最初の措置であった。これを契機として広島文理科大学ならびに広島高等師範学校では、一体となって己斐山ハイキングコース造り、宇品国有林植物の名札つけ、太田川改修工事の奉仕作業ならびに軍作業庁における労力奉仕などを行った(『創立四十年史』)。

また、文部省教学局では昭和十四年度より「興亜学生青年勤労報国隊」を組織したが、その趣旨は夏期休暇を利用して青年学徒を満洲・中

国の各地に派遣し、身をもって「東亜新秩序建設」の事業に加わり、それによって大陸に対する認識を深め、堅忍持久の意力を錬成し、「興亜の大業を翼賛すべき学風の振興」を期したものであり、学生生徒を若干名選抜し、引率教官とともにこれに参加せしめることとした。

昭和十六年には報国会が発会し、報国隊も組織されたことによって、その勤勞奉仕作業は強化されたが、とくに物資の不足により食糧飼料などの増産が緊急不可欠のこととされ、食糧増産勤勞奉仕に汗みどろの作業が続けられるようになった。

昭和十八年になると、わが国力の消耗と戦力の低下は甚しく、それに反してアメリカを中心とする連合国側の包囲攻撃態勢はしだいに強化されてきた。同年六月の「学徒戦時動員体制確立要綱」の閣議決定によって、学生生徒の勤勞作業は、直接国防的軍事的勤勞生産の一環に繰り込まれ、決戦体制下での戦時生産の高揚を図る方策がつつぎにうち立てられていった。昭和十九年八月二十三日には、国家総動員法にもとづく学徒勤勞令が勅令第五一八号をもって公布され、これによって学徒勤勞動員体制を定め、学校報国隊による勤勞即教育の学徒動員を制度化した。また同日「学徒勤勞令施行規則」を制定し、学徒の従事すべき総動員業務の種類その他が定められた。こうして学園はいっそう国策への協力と国土防衛体制への参加を余儀なくされたのであった。

昭和十八年に入ってから軍需工場や軍隊への勤勞動員による出勤が頻繁となり、大学本来の使命である学問研究は大きく制約されてきた。初めは報国隊の大学大隊全員で出勤することが多かったが、しだいにいくつかに分かれて出勤するようになった。昭和十九年から終戦までの出勤先について主なところをあげると、広島市の三菱重工業江波造船所、広島市郊外の日本製鋼所ならびに東洋工業、広島県竹原町の三井精錬所、愛知県刈谷町の豊田飛行機製作所、山口県下松市の東洋鋼板および広島市宇品町に本拠をもつ陸軍船舶司令部（通称暁部隊）や陸軍兵器廠などであった。また、臨時教員養成所の生徒は、昭和二十年の初めに愛知県の三菱重工業名古屋航空機製作所、その後引き続き富山

表2-12 卒業者数の推移(2)

卒業年月	教育学科	哲学科	史学科	文学科	数学科	物理学科	化学科	生物学科	計
昭和12年3月	14	12	22 <sup>&lt;2&gt;</sup>	27	11	5	5	10	106 <sup>&lt;2&gt;</sup>
昭和13年3月	13 <sup>&lt;1&gt;</sup>	13	20 <sup>&lt;1&gt;</sup>	27	11 <sup>&lt;1&gt;</sup>	6	6 <sup>(1)</sup>	9	105 <sup>&lt;3&gt;</sup> (1)
昭和14年3月	13	16	25	29 <sup>(1)</sup>	12	6	5	13 <sup>(1)</sup>	119 <sup>(2)</sup>
昭和15年3月	13	13	24 <sup>(1)</sup>	27	13 <sup>(1)</sup>	8	2	11	111 <sup>(2)</sup>
昭和16年3月	12	20	28	26	12	8	6 <sup>(1)</sup>	6	118 <sup>(1)</sup>
昭和16年12月	19	22	21 <sup>(2)</sup>	28	11 <sup>(1)</sup>	5	7	12 <sup>(1)</sup>	125 <sup>(4)</sup>
昭和17年9月	15 <sup>&lt;1&gt;</sup> (2)	22 <sup>(1)</sup>	22	31	8 <sup>&lt;1&gt;</sup>	4	6	10 <sup>&lt;1&gt;</sup> (1)	118 <sup>&lt;3&gt;</sup> (4)
昭和18年9月	12	23	25 <sup>&lt;1&gt;</sup>	26 <sup>&lt;1&gt;</sup> (1)	14 <sup>&lt;1&gt;</sup>	4	7	10	121 <sup>&lt;3&gt;</sup> (1)
昭和19年9月	17	24	34	38	14	13	11	11	162

注) 「卒業証書交付台帳」による。< >は外国人、( )は女子の内数を示す。

県の同越中大門工場に出勤した。勤労働員は最初学生全員であったが、やがて文科系学生が主体となり、また動員中に兵役にとられる者も続出した。理科系の場合、教官はそれぞれの専攻に応じて、国力ないし戦力増強のための科学的研究が要請されており、学生も戦時研究補助で研究室にとどまり、あるいは軍施設における実験・調査に動員されるなど、変則的ながらも研究・教育が継続された。

**修業年限の短縮と学徒出陣**

戦争遂行の国家的要求は、学生生徒の在学修業年限を短縮させることとなり、太平洋戦争開始直前の昭和十六年(凸)十月十六日、勅令第九二四号をもって「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」が制定・公布されるに至った。これによって同日、文部省令をもって昭和十六年度臨時短縮三か月を示達し、引き続き同年十一月一日付文部省令をもって昭和十七年度臨時短縮六か月が示達された。

広島文理科大学では、この臨時短縮の措置によって、臨時学則を定め、卒業すべき者の学年区分を改定した。すなわち学年は十月に始まり、翌年の九月に終るとした。昭和十四年に入学した学生の場合は、昭和十六年十二月に卒業したが、昭和十五年四月から同二十年四月に至るまでの入学者の修業年限は、二年六月であり、卒業は九月であった。なお昭和十八年には師範学校が専門学校程度に昇格し、また翌十九年には青年師範学校が成立したので、入学資格としてこれらの卒業者(男子)にも欠員のある場合には入学を許可した。

つぎに、この戦時期における卒業者数を示すと表二―一二に掲げるとおりである。これら多くの卒業者だけでなく、在学生や教職員も戦況の緊迫とともに兵役に徴集され、学問研究や国民の教育を放棄せざるを得なかったばかりでなく、戦病死や戦傷死によって前途有為の生命を奪われたものも決して少なくなかった。

昭和十八年十月二日には、在学徴集延期臨時特例(勅令第七五五号)が公布され、当分の間「在学ノ事由ニ由ル徴集ノ延期ハ之ヲ行ハズ」と定められた。そして同月十二日の閣議決定「教育ニ関スル戦時非常措置方策」により、理工科系統および教員養成諸学校の生徒を除く一般学生の徴兵猶予は完全に廃止されたのである。この時文理科大学においては、一定年齢までの学生には文科・理科ともに修学のための入営延期が認められたが、昭和二十年二月八日、文科系学生に対する入営延期の措置は、陸軍省令第六号および同告示第四号により停止され、兵役義務のある学生は、学徒兵として出陣していった。

なお、在学生徒にして現役または召集によって入営・入団した者や陸軍特別練縦見習士官、陸軍兵科および経理部予備役将校補充、特別甲種幹部候補生または海軍予備生徒に志願し採用された者は、見込み卒業もしくは休学として取り扱われた。かくして学園の門は、直ちに戦場に向けて開かれたのであった。

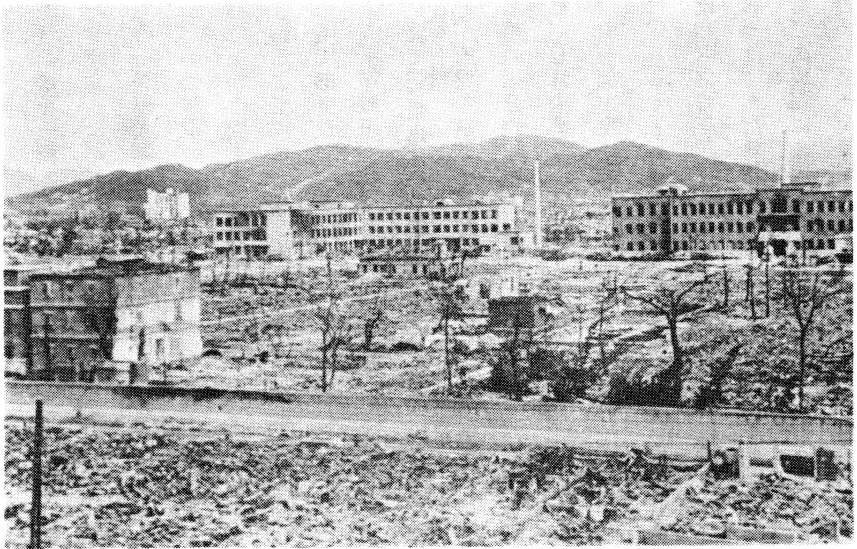
#### 学内防衛体制 と書籍の疎開

昭和十九年(二九四)十一月には、マリアナ基地から発進したB二九約七〇機が東京を爆撃し、以後、アメリカ空軍の本土爆撃がしだいに本格的となり、全国の主要都市は、つぎつぎと焦土と化していっ

た。こうした空襲に対して学内では、同年九月の文部省・内務省通牒「学校防空指針」にもとづき、学校防衛体制や防空訓練を一段と強化した。文理科大学報国隊にも防衛本部を設け、日夜交代で学内の特別警備に当るようになった。昭和二十年五月には、はじめて広島市内数か所にアメリカ軍の残存爆弾が投下され、若干の被害があり、そのうちの一発が大学構内の校庭の中央で炸裂したこともあった。この前後より市内では家屋疎開の作業が急速に促進され、かつ学童の集団疎開もつぎつぎに実施されるようになった。文理科大学では、まず従来高等師範学校の木造校舎内にあった大学本部事務室を附属国民学校の鉄筋コンクリート内に移転し、また、各研究室の図書などの疎開も計画されるようになった。第一次疎開図書として、約七〇〇〇冊が高田郡吉田町の広島青年師範学校に預託されたのはこの頃であった。

太平洋戦争もすでにこの頃は最終段階に入り、軍部はアメリカ軍の本土上陸に対して国内を二分して防衛する作戦を立て、東京に第一総軍司令部、広島に第二総軍司令部を設置した。この体制に応じて政府は、国内を数区に大別し、府県を統轄する総監府を置くこととなり、六月十日には広島に中国総監府が設置された。その事務所として大学本館の三分の一以上が徴用されることとなり、各研究室はやむなく縮小移転を強行した。第一次の図書疎開に続いて、七月末までには文科系研究室の書籍は第二次疎開によって大部分疎開先に移されたが、理科系の場合は、研究継続上一部を除いて疎開の準備はほとんどなされなかった。なお、疎開図書を預託した機関は、広島青年師範学校以外に、日本天主教修道院（安佐郡長束村）、日彰館高等学校・日彰館中学校（双三郡吉舎町）、乃美中学校（豊田郡豊栄村）、比和町立青年学校（比婆郡比和町）、東城町国民学校（比婆郡東城町）、県立農業指導所（双三郡吉舎町）、臨海実験所などであった。また郊外や郡部に居住の教官、縁故者の家に預託されたものもあった。研究室所蔵の図書は、この第一次・第二次疎開によって約九万冊の書籍が焼失を免かれたが、附属図書館所蔵の多数の貴重な書籍は、八月六日の戦禍によって第一次疎開に含まれた約三〇〇〇冊を除きすべて灰燼に帰してしまった（昭和二十一年「疎開並焼失」。

残存図書二閱スル諸控」綴）。



(米国返還原爆被爆資料より)

### 原爆被災

広島市は、軍都と称されていたが、空襲がななく、不思議に思われ、種々の憶測がなされ

ていた。昭和二十年(西暦)八月六日、午前八時十五分、原子爆弾が投下され、広島市内は一瞬の間に修羅場と化した。

広島文理科大学は爆心地より約一・五キロメートルの距離に位置しており、その炸裂と同時に、木造の全建築物(高等師範学校・附属中学校・理論物理学研究所)は猛烈な爆風によって一挙に倒壊し、大学本館と附属国民学校のコンクリート建物は倒壊を免れたとはいえ、強烈な熱線によって数か所より自然発火し、折柄の西風にあおられて正午までには全学園はことごとく焼失した。文理科大学関係の被爆者概況を述べると、当時学内で研究・執務していた者や市内にいた者のほとんど全部が即死ないし重軽傷を負った。軽傷者でもその後原爆症によって死亡した者も少なくなかった。

また、広島市は全滅の状態であったから、建物の消火はもちろん、死傷者の救護などにもまったく施すべき策がなく、負傷者は各自最寄りの治療所・病院・知人・縁者を求めて避難した。いっぽう、軽傷の教職員数名は同夜より焦土の校庭に露営して警備に当り、翌七日より学内における



被爆後の広島文理科大学付近

表2-13 広島文理科大学原爆死死者数

被爆地	教職員・学生		計
	教職員	学生	
文理科大学内(千田町)	21(12) <sup>人</sup>	8(5) <sup>人</sup>	29(17) <sup>人</sup>
出勤・登校中、市内	7(4)	8(6)	15(10)
自宅、下宿	14(3)	1(0)	15(3)
被爆地不詳	30(27)	20(10)	50(37)
直後または後日入市	2(0)	0(0)	2(0)
計	74(46)	37(21)	111(67)

注) 『生死の火 広島大学原爆被災誌』所収「死死者名簿」による。

数字は被爆後、現在(昭和50年8月)までの死死者数を示す。

( )内は即死または数か月以内に死した者。

なお、教職員には広島高等師範学校事務職員(附属中学校・国民学校を除く)も含む。

死死者と市内・近郊への避難者の捜査が開始された。八日には校内の死死者五名が校庭において荼毘に付された(『生死の火 広島大学原爆被災誌』)。

昭和五十年八月までに判明している原爆死死者数は、表二―一三に示すとおりである。また、これら学園関係の原爆犠牲者の追悼法要は、終戦の年の十一月三十日に市内宇品町の千晁寺において営まれた。

## 第三章 戦 後 期

## 第一節 戦後の復興と諸改革

授業再開の準備  
と学長の交代

原爆被災により文字どおり廃墟と化した広島市は、その一か月余り後の九月十七日には枕崎台風に襲われ、二重の惨害を蒙った。しかし、これらの大惨事や、敗戦と占領軍の進駐による国内の不安と混乱の中にもかかわらず、広島市の復興計画は徐々にすすめられていった。広島文理科大学においても九月頃から教授会が開かれるようになり、学園の再建と復興についての審議が行われた。まず、大学としての新しい研究体制を模索するとともに、授業再開の準備をしなければならなかった。すでに八月二十八日には「時局ノ変転ニ伴フ学校教育ニ関スル件」において、学校の授業再開について通達があり、原爆投下後、自然休学となっていた広島文理科大学では、現在地での授業再開は当分不可能であったので、適当な仮校舎を物色しなければならなかった。種々検討の結果、江田島の元海軍兵学校大原分校に白羽の矢をたて、内務省と文部省からもその了解を得た。しかし、同校舎の一部は進駐軍が病院として使用中であり、早急にこれを使用できる見込みは薄く、連合軍最高司令部に対しても関係当局を通じて折衝にあたったが、結局失敗に終わった。

このような状況の中で、十二月五日突然近藤学長が辞職した。新学長は大学によって選出することが認められ、教授会において次期学長候補の選考が行われた。その結果、広島文理科大学教授長田新が同月二十六日に広島文理科大



学長に就任した。なお、その間、広島文理科大学教授鈴木敏也が学長事務取扱を命ぜられたが、数日後に病歿したため、代わって教授古賀行義が学長事務取扱となっている。長田新は、大正八年(一九一九)に広島高等師範学校教授に就任し、広島文理科大学の創立とともに同大学助教引き続いて教授となり、教育学研究室の中心となって研究と学生の指導に当たってきた。彼は原爆により瀕死の重傷を負ったが、幸いにも回復し、広島文理科大学の中心となってその復興に当たった〔資料二―一五参照〕。

**仮校舎での授業再開と学内刷新要求**

授業再開は緊急を要し、とりあえず文科・理科の第三学年生だけは、昭和二十一年(一九四六)一月より江田島の津久茂国民学校を利用して授業が開始された。つづいて、文科第一学年・第二学年生の授業も開始され、津久茂の元徴用工の寮が宿所兼教室にあてられた。また、理科第一学年・第二学年生の授業は、二月より賀茂郡乃美尾の旧海軍衛生学校の建物で行われた。なお、ここには前後して広島高等師範学校・広島臨時教員養成所も移転している。

授業再開にもなつて、同年二月には学内機構の改革がすすめられ、国体学専攻を廃止し、学科課程をも改めて国体論を削除した。これは占領軍の教育政策によるもので、文部省は連合軍最高司令部の要求・指令を実施していった。昭和二十年十月二十二日の「日本教育制度ニ対スル管理政策」をはじめ、その年の十二月末までに日本政府に対していくつかの覚書が渡され、軍国主義のないし極端な国家主義的教育は排斥されたのである。

いっぽう、授業が再開されたとはいえ、仮校舎では本格的な授業は望めず、ことに理科系の学生の不満が大きく、学生による学内刷新が叫ばれるようになった。その内容は、「一、大学は学問のために存するという根本理念の追求。一、右理念に反する教職員の責任追求。一、講義の即時本格的開始。一、総合大学制実施。一、各教室の自由確立。一、広島の各高専学生を統合、広島学生連盟を作り、全国学生連盟に加入する。」(『中国新聞』昭和二十一年二月二十六日)といったものであった。

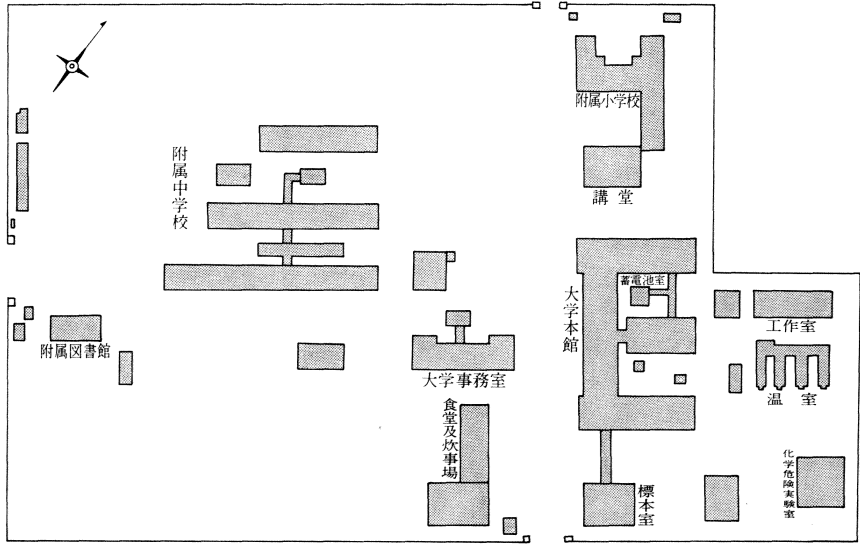
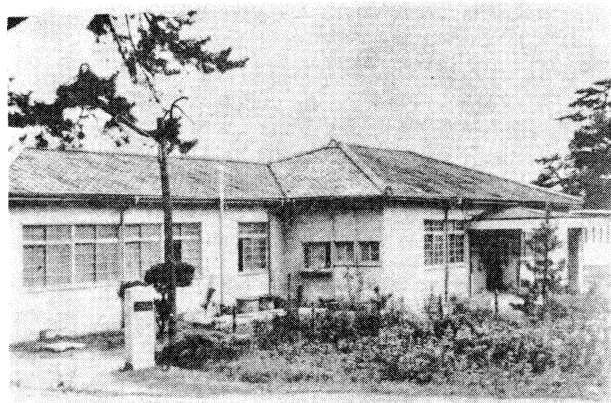


図2-2 復興後の広島文理科大学建物配置図

**大学移転問題と千田町への復帰** 昭和二十一年四月頃、広島文理科大学の

県ならびに広島市にとって、広島文理科大学をはじめ他の官立学校の復興にまで手がまわらず、その復興は遅々として進まなかった。そのため、山口県光市では文理科大学を誘致したいと名乗り出ており、また、香川県善通寺町の旧軍施設跡への移転問題も起った(『中国新聞』昭和)。しかし、広島文理科大学としては、広島市千田町の学園を復興する意向に变りはなく、四月十五日には理科系の学生を広島市に復帰させ、焼け残りの本館を若干整理して授業を開始した。ただし、化学科は実験設備がないため、当分の間、倉敷農業研究所に移り、地学科は佐伯郡の玖波国民学校に大学分室を設けて、そこで授業を実施した。また、文科系の学生も九月より本館に復帰した。この間、文部省管理局教育施設部広島工事事務所が千田町の学内に新設され、本館の修理復興に着手していた。

その後、昭和二十三年末より翌年にかけて大学本部が本館前に仮建築され、これと前後して附属図書館も旧位置に仮建築された。さらに、本館の内部の修理とともにしだい



竹原町に再建された理論物理学研究所  
(『理論物理学研究所要覧』より)

に外観も整えられた。復興後の建物の配置は、図二一二に示すとおりである。

ところで、附属研究所である理論物理学研究所は、原爆被災後、御調郡向島町の臨海実験所の一部を借り受け、研究所の復興計画、疎開により残ったわずかな文献・備品の整理、殉職教官の補充方針をたてるなど、所員の力は研究所再建の準備にそそがれた。そのうち竹原町（現在竹原市）より敷地と新築の建物の寄付申し出があり、昭和二十三年（二六）三月、研究所は竹原町に移転し、同月二十九日、戦争のため延期していた開所式を挙行了した。これにより研究所は再建の第一歩を踏み出したのであるが、翌二十四年五月新制広島大学の設置と同時に、文理科大学附属理論物理学研究所としての歴史は閉じられ、改めて新制広島大学に附置されることになった（昭和三十九年『理論物理学研究所要覧』）。

また、戦後の科学教育振興のため、初等・中等教員の科学教育研究および指導力の向上を目的として、昭和二十一年七月文部省の指定により、科学教育研究所が置かれた。初年度は約三〇名の研修生を受け入れ、約五か月間の講義によって修了とした。なお、この施設は新制広島大学に引き継がれ、現在では科学教育研究室として理学部で運営されている。

#### 戦後の学 生募集

戦後においても入学生の募集は、予定どおり行われることになり、昭和二十一年（二六）四月に市内宇品町の通信講習所において実施された。募集人員は、教育学科・哲学科・史学科・文学科・数学科各二〇名、物理学科・化学科・生物学科各一〇名、地学科五名、合計一三五名であった。調査方法は出身学校

表2-14 入学志願者・入学者数の推移(3)

年 度	入 学 志 願 者			入 学 者		
	文科系	理科系	計	文科系	理科系	計
昭和21年	123	130	253	77	52	129
昭和22年	173 (1)	147	320 (1)	90 (1)	69	159 (1)
昭和23年	350 (9)	245 (1)	595(10)	114 (5)	72	186 (5)
昭和24年	382(14)	257 (6)	639(20)	129 (6)	73 (4)	202(10)
昭和25年	555 (?)	380(11)	935 (?)	163 (6)	83 (1)	246 (7)

注) 昭和21年度『文部省年報』、昭和22～25年度広島文理科大学「大学入学試験関係書類(雑書類)」による。

( ) は女子の内数を示す。

長の調査書、口頭試問、身体検査および筆答試験によって行われ、筆答試験には専攻科目と外国語(英語・独語・仏語のうち一つ)が課せられた。受験資格は従来どおりであったが、昭和二十年八月二十八日には、陸海軍諸学校の出身者・在学者を文部省所管の諸学校に転入学させることが閣議決定されており、広島文理科大学でもそれらの者に受験資格が与えられた。

官立大学の学生募集は、昭和二十五年まで実施されたが、広島文理科大学における入学志願者・入学者数の推移は表二一四のとおりである。戦後入学志願者は年々急増し、それにつれて従来の入学定員をふやして入学を許可した。また、昭和二十四年度からは新制大学が発足しており、入学者の増加は旧教育課程を修めた旧制高等学校や専門学校の卒業者に対する大学への進学対策によるものであった。

**大学教員 適格審査** 占領軍最高司令部の日本政府に対する覚書で、「教員及教育関係者ノ調査、除外、認可ニ関スル件」の指令が発せられ、

○名の追放を発表した。ついで五月六日には、勅令第二六三号により、「教職員ノ除去、就職ノ禁止及復職等ノ件」が公布され、翌日文部省訓令第五号によって、「教職員の適格審査をする委員会に關する規程」を定めた。これによって、広島文理科大学教員適格審査委員会が設けられ、さっそく委員長ならびに委員を選定して、教官の適格審査を開始された。同僚の適格・不適格の審査をすることは、委員にとって非常に苦痛なことではあったが、同年十二月中

表2-15 広島文理科大学教職員定員(3)

年 度 (公布月日)	大学長	教授	助教授	事務官	学生主事	助手	書記	学生主事補	司書	技手	備 考
昭和20年 (21. 3. 15)	1	36	29	2	—	32	9	—	3	1	勅令第141号

年 度 (公布年月)	文部省 文部事務官 又 は 官 長	文 部 教 官			文部事務官		文部技官	備 考
	1 級	教授 1級又 は2級	助教授 2級	3 級	2 級	3 級	3 級	
昭和21年 (4. 1)	1	36	29	32	2	12	1	勅令第206号
昭和22年	1	36	29	32	2	12	1	
昭和23年 (8. 23)	1	36	29	32	2	17	1	政令第255号

旬にこれを発表した〔中国新聞・昭和二一・二・一四〕。すなわち、国家主義的イデオロギーを宣揚した論文・著作物の多かった教授三名が不適格と判定された。しかし、そのうち二名は中央教職員適格審査委員会における再審査やその後の解除によって、ふたたび広島文理科大学に復帰した。

**官制の改定と教職員定員の変更** 昭和二十一年（一九四六）三月十五日、勅令第一四一〇号により、官立文理科大学官制の一部が改正された。

四月一日には、勅令第二〇六号により官立大学官制が公布され、これによって官立文理科大学、官立経済大学、官立医科大学、官立工業大学のそれぞれの官制が廃止された。また、帝国大学においてもそれぞれの帝国大学官制を統合して、七帝国大学共通の帝国大学官制が公布されている。

官立大学官制によって、教職員の名称は、大学長・教授・助教授・文部教官・文部事務官・文部技官に整理され、官吏としての身分も従来の勅任官・奏任官・判任官の区別を廃止して一級・二級・三級に改められた。これにもとづいて、各官立大学の教職員定員が定められた。広島文理科大学においては、表二一五に示すとおりである。

学内の機 学内の民主的運営をはかるため、学内の機構改革も行われ、昭和二十二年（一九四七）十月六日には、「広島  
 構改革 文理科大学内規」が制定された。学長は「教授会の意志を代表して大学の運営にあたる」とされ、任期

四年であった。学長の選出は、文理科大学・高等師範学校の全教官ならびに専任講師・専任授業嘱託・事務官および  
 技官による第一次選挙と、文理科大学の全教授と高等師範学校代表の四名の教授による第二次選挙によって行われる  
 とした。教授会は、「本学の学務、人事、財務その他の運営に関し必要な事項を審議する」機関とし、審議事項によ  
 り第一教授会（全教授、第二教授会（専任講師以上）、第三教授会（助手以上）にわけられた。また教室主任とともに教室教  
 官会も置かれた。さらに教授会で必要と認めた場合には各種委員会を設けることとした。事務機構は、庶務課・会計  
 課・教務課が置かれ、事務の連絡調整をはかるために事務連絡会が設けられた。なお附属図書館には館長（任期二年）  
 ならびに参事二名、主事一名がおかれた。

そのほか、昭和二十二年末までに、「教授会内規」、「選挙細則」、「事務連絡会内規」も制定されている。

## 第二節 新制広島大学への包括

新制総合大 昭和二十二年（一九四七）になると、国立広島総合大学を設立しようとする動きが表面化するが、先述したよ  
 学設立運動 うに広島県では戦前より総合大学設置運動がみられる。その最初は大正四年（一九一五）の中国帝国大学案

であったが、さらに広島文理科大学が創設された前後にも、総合大学設置の要望はいぜんとして強く残っていた。ま  
 た、昭和十七年には、広島県会の決議によって、「官立総合大学設置意見書」が文部大臣あてに提出されている（資料  
 二一―三参照）。文部省でも昭和二十年十月頃、国立広島総合大学の設置計画が立てられたといわれるが、終戦直後の  
 ことであり、それは実現をみなかった。

昭和二十二年三月三十一日、教育基本法および学校教育法が制定され、戦前の学校制度は根本的に改革されることとなった。新制大学は昭和二十四年度より開設される見込みであったため、各地方において大学設置運動が起った。

広島県ではすでに昭和二十二年一月に開かれた「県政座談会」において、国立広島総合大学の設置が話題となっており、五月には広島県下の関係学校長による協議会が開かれるようになった。十月十四日には、さっそく「国立広島総合大学設立試案申請書」を文部省に提出した。当初、国立総合大学は従来の七帝国大学と北陸・中国地方に各一校設置するという報道が伝わり、中国地方では広島県と岡山県が競争で誘致運動を展開した。十二月には県知事直轄とする「国立広島総合大学設立推進本部」が設置され、広島県知事楠瀬常猪が本部長となり、広島文理科大学教授藤原武夫が事務局長となった。さらに、翌二十三年一月には、「広島大学設定期成同盟会」が結成され、国立広島総合大学設立運動は本格的に展開されるようになった。知事を中心に事務局長ならびに広島・呉・福山の三市長、県会代表者らが上京し、文部省やCIE(民間情報教育局)へ陳情した。第二陣、第三陣と、次々と陳情団を東京に送り、在京の県選出国会議員との協議会を開き、さらに県では大学設立推進本部東京事務所を設け、間断なく文部省に対して運動を行った。(「国立広島総合大学設  
立推進経緯概要」ほか)

これに対して、文部省当局や国会議員などの関係者や視察団が来広するようになり、広島総合大学の母体となる関係諸学校の視察が行われた。さらに昭和二十三年四月には、連合軍総司令部民間情報教育局顧問イールズや文部大臣森戸辰男が視察のために来広した。

こうした総合大学設立運動の中で、広島文理科大学では、昭和二十三年二月に学術講演班が教官と学生によって編成された。学術講演班は各地へ派遣され、広島総合大学設立について世論の昂揚につとめた。また、他の諸学校と協力して、陳情や設立寄付募金の運動を展開していった。

国立広島総合大学文 当時作成された「国立総合大学広島設置計画書」によると、学部については広島文理科大学・学部・理学部構想 広島高等師範学校・広島女子高等師範学校を継承して文学部・理学部・教育学部とし、官立広

島工業専門学校・広島市立工業専門学校を工学部、広島高等学校を教養学部(仮称)、広島県立医科大学を医学部、広島青年師範学校を水畜産学部とし、新設学部として政経学部を構想した。また、広島女子専門学校を女子学部(仮称)とすることも追記されていた。このうち、広島文理科大学の文科は文学部とし、哲学科・史学科・地理学科・文学科の四学科を構想し、理科は理学部とし、数学科・物理学科・天文学科・地球物理学科・化学科・動物学科・植物学科・地学科の八学科を構想している。さらに、この文学部と理学部には大学院を置くとしている。

この計画書は、その後何度も検討され、昭和二十三年四月の『国立広島総合大学設置計画の概要』(資料二一六)ではこれを修正し、さらに検討を加えて、「国立広島総合大学設置申請書」が作成された。昭和二十三年六月には、設置申請書の第一次分を文部省に提出したが、これを基にして文部省と折衝し、翌七月に正式申請書を提出した。すでにこの頃には一府県一大学設置の原則にもとづき、国土的配置計画が考えられるようになり、当初、危ぶまれた総合大学の広島設置は、すでに確定的であった。広島文理科大学を基盤とする学部の最終案では、文学部は哲学科講座数六・史学科(同八)・文学科(同一)の三学科二五講座となり、理学部は数学科(同五)・物理学科(同六)・化学科(同六)・生物学科(同六)・地学科(同三)の五学科二六講座となった。さらに、教育学部には教育学科(同三)・心理学科(同二)の二学科五講座を加えた。

かくして、昭和二十四年五月三十一日には文部省学校教育局長より、広島大学設置の正式認可の通牒があった。

**新制広島大** 昭和二十四年(一九四九)五月三十一日、法律第一五〇号により国立学校設置法が公布され、新制広島大学学への包括 が設置された。これによって、広島文理科大学は広島大学に包括され、広島大学広島文理科大学と改

称し、文理科大学の教職員ならびに諸施設を核とし広島大学文学部・理学部・教育学部(教育学科・心理学科)が誕生し



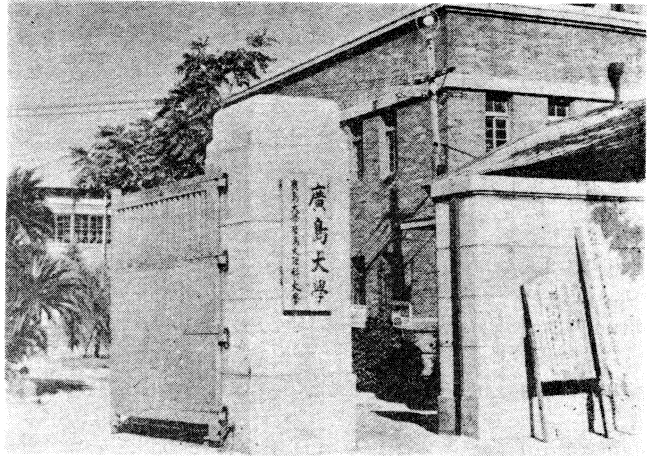
表2-16 卒業生数の推移(3)

卒業年月	教育学科	哲学科	史学科	文学科	数学科	物理学科	化学科	生物学科	地学科	計
昭和20年9月	13 <sup>人</sup> <1>	23 <sup>人</sup>	28 <sup>人</sup> <1>	29 <sup>人</sup> (2)	19 <sup>人</sup>	15 <sup>人</sup>	13 <sup>人</sup> <2>	11 <sup>人</sup>	— <sup>人</sup>	151 <sup>人</sup> <4> (2)
昭和21年9月	19	13	19 <sup>人</sup> <1>	20	18	16 <sup>人</sup> <1>	12 (1)	8	4	129 <sup>人</sup> <2> (1)
昭和22年9月	14 (1)	13	12	27	12	11	12	7	4	112 (1)
昭和23年3月	20 (1)	15 <sup>人</sup> (1)	21 <sup>人</sup> <1>	27 (1)	17	7	8 (1)	9	6	130 <sup>人</sup> <1> (4)
昭和24年3月	16	17	17	26	20	11	9	9 <sup>人</sup> (1)	3	128 (1)
昭和25年3月	24	11	24	33	20	17	17 <sup>人</sup> <1>	11	5	162 <sup>人</sup> <1>
昭和26年3月	28 (2)	18	23 (1)	35 (2)	17	14	16	14	7	172 (5)
昭和27年3月	28 (2)	25	34 (1)	43 (1)	17 <sup>人</sup> (1)	14	15	17 <sup>人</sup> (1)	7	200 (6)
昭和28年3月	37 <sup>人</sup> <2>	31 <sup>人</sup> <1>	39 <sup>人</sup> <4> (1)	53 (3)	24 <sup>人</sup> (1)	16	18 <sup>人</sup> <1>	18	7	243 <sup>人</sup> <8> (5)

注) 「卒業証書交付台帳」による。< >は外国人、( )は女子の内数を示す。

たのである。また、新制広島大学の発足と同時に、広島文理科大学長長田新は、学長を辞任し、広島文理科大学教授専任となった。広島大学の学長は、まだ決定していなかったため、広島女子高等師範学校校長桜井役が学長事務取扱を命ぜられ、広島文理科大学の学長事務取扱を兼任した。昭和二十五年四月十九日には、元文部大臣森戸辰男が広島大学関係者の懇請により学長に任命され、同時に広島文理科大学長をも兼任した。

ところで、旧制大学としての広島文理科大学では、引き続き在学生の教育が行われた。また、すでに述べたとおり新制大学移行に伴う旧制諸学校の卒業者に対する措置として昭和二十五年まで学生の募集が行われた。昭和二十八年三月には、第二三回卒業証書授与式が挙行され、これによって全学生が卒業した。戦後における広島文理科大学の卒業生数は表二一六に示すとおりであるが、それを含めて創立以来の卒業



戦後の広島文理科大学と新制広島大学の正門（『永懐』より）

者は、二九七八名の多数に達し、文科系においては教育学科三七八名、哲学科三六七名、史学科五三五名、文学科六八〇名、理科系においては数学科三三三名、物理学科二〇四名、化学科二〇〇名、生物学科二三八名、地学科四三名を数えるに至った。これら卒業者は、学界・教育界はもちろんのこと官界・実業界その他においても多大の業績をあげている。昭和二十八年当時の就職状況を概観してみると、「全卒業生の約三分の二は高等学校教育に従事しており、高等学校長は八十名に垂んとし、教育長その他教育委員会関係に職を奉ずる者は百名を突破し、文部省その他の公務員も三十名を数え、短期大学の教官たる者四十余名、各種新制大学の教授・助教授以下五百名を越え、旧制大学の教授・助教授・講師たる者三十名に近く、新制大学の助手として将来有為の若き学徒は六・七十名を数える」〔『広島文理科大学小史』〕といった状況であった。

**広島文理科大学** 全学生の卒業によってその教育活動を停止した広島大学の廃止 文理科大学では、研究科を引き続き存置し、旧制の

学位審査ならびに名誉教授選考の機関として教授会を存続した。教授会は広島文理科大学教授によって組織されたものであるが、文理科大学教授は新制大学教授を併任し、欠員が生じた場合には新制大学の教授のうちから補充した。

昭和二十八年（一九五三）四月一日、学校教育法にもとづいて、新たな「学位規則」〔（文部省令）（第九号）〕が定められたが、旧制の「学位令」による学位も従来どおり当分の間授与しうることとなった。研究科が存置されたのはこのためであったが、こ

表2-17 広島文理科大学  
学位授与数

学位授与年度	学位授与数	
	文学博士	理学博士
昭和8年	1	—
昭和10年	1	—
昭和14年	—	3
昭和15年	—	1
昭和16年	—	3
昭和19年	1	—
昭和20年	1	5
昭和21年	1	—
昭和22年	—	4
昭和23年	1	—
昭和24年	4	6
昭和25年	3	4
昭和27年	5	6
昭和28年	2	5
昭和29年	2	5
昭和30年	3	6
昭和31年	3	5
昭和32年	4	7
昭和33年	2	25
昭和34年	1	11
昭和35年	6	36
昭和36年	50	91
計	91	223

の研究科の存続年限は、同年八月十七日の「従前の規定による大学の研究科の存続年限に関する省令」(第〇〇号)によって、「在学年限三年(医学部及び歯学部にあつては四年)の最終卒業者の卒業した年度の翌年度の初から六年を経過した日まで」と定められた。しかしこの省令は、昭和三十一年六月二十三日に一部改正され、「六年」が「九年(医学部及び歯学部にあつては六年)」に改められた。かくして文理科大学の研究科は、昭和三十七年(一九六三)三月まで存置されることとなった。その間文理科大学教授会では、学位論文の審査を行った。広島文理科大学で学位を授与された者は、表二一七のとおりで総計三一四名であった。

広島文理科大学は、昭和二十八年以降旧制学位審査機関として存続していたが、研究科の廃止をもって昭和三十七年(一九六三)三月三十一日ついに廃止となったのである。

資料

二一 中国帝国大学設置意見書(大正四年)

〔大正四年「通常広  
島県会議事日誌」〕

意見書

一、広島県下ニ農商工ニ関スル高等ノ學術技芸ヲ教授スル中国  
帝国大学ヲ設置セラレムコトヲ望ム

理由

国運ノ隆興ト進運ニ伴ヒ実社会ノ指導啓発ニ任スヘキ有用ノ材  
ヲ養フハ蓋シ之ヲ高等ノ學術技芸ヲ教授スル最高教育機関ノ設  
備完成ニ俟タサルヘカラス、然ルニ之ヲ帝国ノ現状ニ見ルニ東  
京・京都ヲ初メ仙台・札幌・福岡等ニ各大学ヲ置キ大阪ニ於テ  
モ最近医科大学ノ認可ヲ見タリト雖モ未タ以テ設備ノ完成ヲ期  
シ得タリト云フ能ハス、必スヤ早晚関西ノ何レノ地ニカ大学ノ  
増設ナカルヘカラサルハ応ニ時代ノ要求スル所ナルカ、広島県  
ハ恰モ関西ノ中枢ニ在リ大学所在地トシテ亦至好至適ノ要地ヲ  
備ヘタリ、依テ広島県会ハ政府ニ於テ速ニ地ヲ広島県下ニトシ  
此処ニ農商工ニ関スル高等學術技芸ノ教育機関ヲ設立シ以テ国  
運ノ發展ニ資セラレムコトヲ希望シ茲ニ之ヲ具申スル所以ナリ  
右本会ノ決議ニ依リ意見書提出候也

大正四年十一月 日

内務大臣宛

県会議長名

二一 中国帝国大学設置の請願(大正五年)

〔「官報」「第二十七回帝国  
議会議院議事録速記録」〕

特別報告第二百二十五号

請願文書表第二一八四号

広島県下に中国帝国大学設置の請願 広島県御調郡栗原村  
三千五百八十番地平民農土屋寛外十四名呈出(紹介議員山  
道襄一君外一名)

右請願の要旨は国運の發展に伴ひ必要なる人材養成機関たる帝  
国大学分布の現状に鑑みるときは関西に於て尚之か増設を為す  
を適當とす。而して広島県は関西の中枢に於て大学ノ所在地と  
して好適の位置を占む。依て広島県下に農商工に關する高等の  
學術技芸を教授する中国帝国大学を設置せられたしと謂ふに在  
り。衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採択すべきものと  
議決せり。依て議院法第六十五条に依り別冊及御送付候也。

二一三 広島文理科大学學則(昭和四年)

〔「広島文理科大学一覽」〕

広島文理科大学學則

第一章 学 部

第一節 学年・学期・休業

第一条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第三条 学年中定期休業日ヲ左ノ如ク定ム

祝日及祭日

本大学創立記念日

日曜日

春季休業 四月一日ヨリ同月十五日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第二節 修学期間及授業科目

第四条 本学ノ修学期間ハ三年トス

第五条 本学ニ左ノ学科ヲ置ク

教育学科

哲学科

史学科

文学科

数学科

物理学科

化学科

生物学科

地学科

第六条 各学科ニ属スル専攻学科左ノ如シ

教育学科(教育中心) 教育学

哲学科 倫理哲学史

史学科 国史 西洋史

文学科 国語学 漢語学 英文学

数学科 数学

物理学科 物理学

化学科 化学

生物学科 動物学 植物学

地学科 地質学 地質物理学 (当分之ヲ欠ク)

第七条 学生ハ左ノ共通科目並各専攻科目ヲ必修スヘキモノトス

共通科目

(数ハ单位数ヲ示ス) 講義

国民道徳

哲学

倫理学

心理学

教育学

専攻科目

教育学専攻

講義・演習

社会学

心理学

社会学

四 一 六

論理学及認識論  
哲学 一

法制經濟・社会学・社会問題ニ属スルモノ又ハ他ノ専攻学科ニ属スルモノ 五

心理学専攻

心理学 六

論理学及認識論 一

哲学 二

社会学 一

生理学 一

教育学 二

他ノ専攻学科ニ属スルモノ 六

哲学哲学史専攻

哲学哲学史 六

東洋哲学史 三

論理学及認識論 一

倫理学 東洋及西洋 二

社会学 一

教育学 二

他ノ専攻学科ニ属スルモノ 四

倫理学専攻

倫理学 東洋及西洋 六

東洋哲学史 支那及印度 三

論理学及認識論 一

哲学 二

社会学 一

国史学専攻

教育学 二  
他ノ専攻学科ニ属スルモノ 四

国史学 六

東洋史学 三

西洋史学 三

史学研究法 一

考古学 一

地理学 一

支那哲学又ハ支那文学 一

他ノ専攻学科ニ属スルモノ 三

東洋史学専攻

東洋史学 六

国史学 三

西洋史学 三

史学研究法 一

考古学 一

地理学 一

支那哲学又ハ支那文学 一

他ノ専攻学科ニ属スルモノ 三

西洋史学専攻

西洋史学 六

国史学 三

東洋史学 三

史学研究法 一

考古学 一

他ノ専攻学科ニ属スルモノ	地 理 学	一	四	講義 演習	物理学専攻	一〇	四	講義 演習
国語学国文学専攻	国語学国文学	一〇	四	講義 演習	物 理 学	一〇	四	講義 演習
支那哲学支那文学	支那哲学支那文学	一	四	講義 演習	数 学	二	二	講義 演習
文学概論	文学概論	一	一	講義 演習	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	二	二	講義 演習
国 史 学	国 史 学	一	一	講義 演習	化学専攻	一	一	講義 演習
他ノ専攻学科ニ属スルモノ	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	三	三	講義 演習	化 学	一	一	講義 演習
漢文学専攻	支那哲学支那文学	一〇	四	講義 演習	一般物理学	一	一	講義 演習
支那哲学支那文学	国語学国文学	一	四	講義 演習	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	二	二	講義 演習
国語学国文学	文学概論	一	一	講義 演習	動物学専攻	二	二	講義 演習
文学概論	東 洋 史 学	一	一	講義 演習	動 物 学	九	四	講義 演習
東 洋 史 学	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	三	三	講義 演習	植 物 学	二	二	講義 演習
他ノ専攻学科ニ属スルモノ	英語学英文学専攻	一〇	四	講義 演習	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	二	二	講義 演習
英語学英文学	英語学英文学	一〇	四	講義 演習	植 物 学	九	四	講義 演習
文学概論	支那哲学支那文学	一	一	講義 演習	動 物 学	三	一	講義 演習
支那哲学支那文学	言 語 学	一	一	講義 演習	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	二	二	講義 演習
言 語 学	仏語又ハ独語	二	二	講義 演習	備 考			
仏語又ハ独語	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	三	三	講義 演習	講義ニ在リテハ一学年毎週二時間乃至四時間ノ課程ヲ			
他ノ専攻学科ニ属スルモノ	数 学 専 攻	一〇	四	講義 演習	一 単 位 ト シ、 演 習 及 実 験 ニ 在 リ テ ハ 一 学 年 毎 週 一 回 ノ			
数 学 専 攻	物 理 学	二	二	講義 演習	課 程 ヲ 一 単 位 ト ス			
物 理 学	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	二	二	講義 演習	第八條 前条ノ科目ハ三学年ニ配当シ之ヲ授業ス、毎学年ニ於			
他ノ専攻学科ニ属スルモノ	数 学	一〇	四	講義 演習	ケル科目ノ配当及授業時間数ハ教授会ニ於テ之ヲ定ム			
他ノ専攻学科ニ属スルモノ	物 理 学	二	二	講義 演習	第九條 必修スヘキ科目ノ中選択ヲ要スルモノニツキテハ学長			
他ノ専攻学科ニ属スルモノ	物 理 学	二	二	講義 演習	ノ許可ヲ経ヘシ			

一旦選択シタル科目ヲ変更スル場合亦同シ

第十条 前三条ノ外教育学科・哲学科・史学科・文学科ニ属スル科目ヲ専攻スル者ハ外国語ヲ修ムヘシ

外国語学修ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十一条 授業ハ講義演習及実験ニ依ルモノトス、演習及実験ハ之ヲ必要トスル科目ニ就キテ其ノ授業担任者之ヲ定ム

第十二条 前条ノ外教育実習ヲ課シ附属学校ニ於テ實際ニツキ研究セシムルモノトス

第十三条 毎学年ノ始ニ於テ其ノ学年ニ授業スヘキ科目ノ種類・講義題目・授業時間数並授業担任者ヲ公示ス

但シ臨時講義ニツキテハ教授会ニ於テ隨時之ヲ定ム

第十四条 必修科目ノ外学生ノ選択スル科目ニツキテハ学生ハ毎学年ノ始ニ於テ之ヲ学長ニ届出テ、且当該授業担任者ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十五条 学生ハ其ノ学修セル科目ニ就キ証明書ノ下付ヲ学長ニ願出ツルコトヲ得

第二節 入学・在学・休学・退学

第十六条 入学期ハ毎学年ノ始トス

第十七条 本学ニ入学ヲ志願シ得ル者ハ身体強健品行方正ニシ

テ第十八条・第十九条・第二十条ノ規定ニ該当スル者ニ限ル第十八条 本学ニ入学ヲ許可スヘキ者ハ左ノ各号ノ一ニ該当ス

ル者ニシテ其ノ志願者ニツキ銓衡ノ上之ヲ選抜ス  
入学者選抜ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

一、高等師範学校文科・理科及体育科卒業者

一、高等師範学校元本科卒業者

一、高等学校高等科卒業者

一、女子高等師範学校文科・理科及家事科卒業者

第十九条 前条ニ依ル入学者ヲ收容シ、尚欠員アルトキハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニシテ本学ニ於テ適當ト認メタル者ニ限り入学セシムルコトアルヘシ

一、東京高等師範学校専修科卒業者

一、女子高等師範学校専修科卒業者

一、臨時教員養成所卒業者及実業学校教員養成所卒業者  
(但シ修業年限三年ノ学科ヲ卒業シタル者ニ限ル)

一、中等学校ノ教員免許状ヲ有スル者  
一、専門学校本科卒業者

第二十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ銓衡ノ上特ニ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

一、正当ノ理由ニ依リ退学シタル者ニシテ更ニ同一学年以下ニ入学ヲ志願スルモノ

一、広島高等師範学校德育専攻科及東京高等師範学校専攻科ノ卒業者

一、官公私立大学ノ学士試験合格者又ハ卒業者

第二十一条 東京文理科大学学生ニシテ本学ニ転学ヲ志願スル者アルトキハ東京文理科大学長ノ承認書ヲ提出セシメ、銓衡ノ上許可スルコトアルヘシ

前項ニ依リ入学セル者ノ大学令第十条ニ依ル在学年数ニ関シテハ東京文理科大学ニ在学セシ年数ノ全部又ハ一部ヲ通算スルコトヲ得

第二十二条 第十八条ニ依ル入学志願者ハ出身学校ヲ經由シ、二月十五日マテニ願書ヲ提出スヘシ

第二十三条 第十九条ニ依ル入学志願者ヲ募集スル場合ニハ二



月十六日以後ノ官報ニ之ヲ公告ス

前項ニ依ル入学志願者ハ四月五日マテニ願書ヲ差出スヘシ

第二十四条 入学志願者ハ入学検定料金五円ヲ納付スヘシ

既納ノ入学検定料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セズ

第二十五条 入学志願者ニ対シテハ入学ノ許可ニ先立チ身体検査ヲ行フ

第二十六条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学金拾円ヲ納付スヘシ

既納ノ入学科ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セズ

第二十七条 入学又ハ転学ヲ許可セラレタル者ハ宣誓ヲ為シ学生名簿ニ署名シ、且本学所定ノ在学証書ヲ差出スヘシ

正当ノ事由ナクシテ宣誓ヲ為サズ、又ハ在学証書ヲ差出ササル者ニ対シテハ入学ノ許可ヲ取消ス

第二十八条 在学期間ハ六年ヲ越ユルコトヲ得ス

第二十九条 疾病又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ引続キ二ヶ月以上学修スルコト能ハスト思料スル者ハ事由ヲ具シテ学長ニ願出テ其ノ許可ヲ得テ休学スルコトヲ得、但シ疾病ノ場合ニ於テハ

医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第三十条 兵役ニ服スル者ハ其ノ現役又ハ召集中休学ヲ許可ス

第三十一条 休学ハ兵役ニ服スル場合ノ外ハ一年以上ニ亘ルコトヲ得ス、但シ特別ノ事情アル者ニ対シテハ尚引続キ休学ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十二条 休学期間ハ在学年数ニ通算セズ

第三十三条 退学セントスル者又ハ東京文理科大学ニ転学セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シテ出願スヘシ

第三十四条 疾病又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ成業ノ見込ナシト認定シタルトキハ諭旨退学セシメ、又ハ除名スルコトアルヘシ

第四節 試験

第三十五条 試験ヲ分チテ科目試験及論文試験トス

第三十六条 毎学年末ニ於テ第七条所定ノ科目ヲ履修シタル者ニ対シ科目試験ヲ施行ス

第三十七条 科目試験ノ施行ニ関スル事項ハ教授会ニ於テ之ヲ決定シ、各科目担任ノ教員其ノ科目ノ試験ヲ施行ス

担任教員事故アルトキハ他ノ教員之ヲ施行スルコトアルヘシ

第三十八条 第三学年ニ於テハ所定ノ科目試験ノ外論文試験ヲ課スルモノトス

第三十九条 論文ニツキテハ其ノ題目ニ関シ学生ニ於テ予メ当該科目担任教員ノ承認ヲ経タル上學長ニ届出ツヘシ

第四十条 論文ハ第三学年第二学期末ニ於テ之ヲ學長ニ提出スヘシ

第四十一条 試験ノ成績ハ各科目並論文ニツキ甲・乙・丙・丁ノ四等トシ丙以上ヲ合格トス

第五節 学 士 称 号

第四十二条 本学ニ三年以上在学シ科目試験及論文試験ニ合格シタル者ハ大学令第十条ニ依リ学士ト称スルコトヲ得

第四十三条 学士ノ称号ハ文学士・理学士ノ二種トシ左ノ區別ニ従フ

教育 文学  
哲学 文学  
文学 文学  
文学 文学  
文学 文学

生物学  
 物理学  
 地学  
 化学  
 理科  
 理科  
 理科  
 理学士

第六節 教員 資格

第四十四条 学士タル者ハ其ノ履修シタル科目ニ応シ別表ニ定  
 ムル所ノ教員資格ヲ得ルモノトス

第七節 授 業 料

第四十五条 授業料ハ一学年金百貳拾円トシ左ノ三期ニ分チテ  
 徴収ス

第一期 四月ヨリ八月マテ金四拾五円

第二期 九月ヨリ十二月マテ金四拾五円

第三期 一月ヨリ三月マテ金參拾円

第四十六条 一期間ヲ通シテ休学シタルトキハ其ノ期ニ属スル  
 授業料ハ之ヲ徴収セス、半途復学及退学ノ場合ニ於テハ其ノ

期ニ属スル授業料ハ之ヲ徴収ス

第四十七条 授業料ハ別ニ定メタル期日ニ之ヲ納付スヘシ、其  
 ノ期日後ニ入学又ハ復学シタル者ハ其ノ際之ヲ納付スヘシ

第四十八条 授業料ヲ所定ノ期日ニ納付セサル者アルトキハ催  
 告ヲ為シ、若シ催告ノ日ヨリ二週間以内ニ尚納付セサルトキ

ハ除籍ス

第八節 選 科 生

第四十九条 本学所定ノ科目中若干科目ノ選修ヲ願出ツル者ア  
 ルトキハ学生ノ修学ニ妨ナキ限り、選科生トシテ入学ヲ許可  
 スルコトアルヘシ

第五十条 選科生トシテ入学ヲ志願スル者ハ其ノ選科セント欲

スル科目ヲ記載シ、履歴書ヲ添ヘ学年ノ始ニ於テ学長ニ願出  
 ツヘシ

第五十一条 選科生ハ中等学校ノ教員免許状ヲ有シ身体強健品  
 行方正ナル者ニツキ銓衡ノ上入学ヲ許可ス

第五十二条 選科生ハ其ノ学修セル科目ニ就キ試験ヲ受クルコ  
 トヲ得、試験ニ合格シタル者ニハ願出ニ依リ修了証書ヲ授与  
 ス

第五十三条 前数条ニ定ムル所ノ外第一条第二条第三条第四条

第十一条第十六条第二十四条第二十五条第二十六条第二十八

条第三十条第三十一条第三十二条第三十三条第四十五条第四

十六条第四十七条第四十八条第五十九条第六十条ノ規定ハ之

ヲ選科生ニ準用ス

第九節 聽 講 生

第五十四条 本学所定ノ科目中一科目又ハ数科目ヲ選ヒ聴講セ  
 ントスル者アルトキハ当該学科ノ学生及選科生ノ学修ニ妨ナ  
 キ限り銓衡ノ上聴講生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第五十五条 聴講生ハ文部省ノ直轄諸学校ノ卒業者及之ト同等  
 以上ノ学力アル者又ハ中等学校ノ教員免許状ヲ有スル者ニ限  
 ル

第五十六条 聴講生ノ授業料ニツキテハ第七節ノ規定ヲ準用ス

第五十七条 聴講生ハ聴講シタル科目ニツキ試験ヲ受クルコト  
 ヲ得、試験ニ合格シタル者ニハ願出ニ依リ証明書ヲ授与ス

第十節 外 国 学 生

第五十八条 外国人ニシテ本学ニ入学セントスル者アルトキハ  
 明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可ス  
 ルコトアルヘシ

外国人ニハ学生ニ関スル規定ノ總テヲ準用ス

第十一節 懲戒

第五十九条 学生其ノ本分ニ背キタル行為アルトキハ懲戒ニ処ス

第六十条 懲戒ノ処分ハ左ノ三種トス

一、譴責

一、停学

一、放学

第十二節 服装

第六十一条 学生ハ本学所定ノ服装ヲナスヘシ

第二章 研究科

第六十二条 本学出身ノ学士ニシテ研究科ニ入ラントスル者ハ

其ノ特ニ研究セントスル事項ヲ具シ学長ニ願出ツヘシ

第六十三条 前条ニ該当セサル者ニシテ研究科ニ入ラントスル

者アルトキハ学長ハ教授会ノ決議ヲ経テ学力ヲ検定シタル上

其ノ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ノ出願者ハ入学検定料トシテ金貳拾円ヲ納付スヘシ、但

シ既納ノ検定料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第六十四条 研究科学生ノ在学期間ハ二年乃至四年トス

第六十五条 研究科学生ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

但シ学長ニ於テ教授会ノ決議ヲ経テ特ニ許可シタルトキハ此

ノ限りニアラス

第六十六条 研究科学生ハ指導教員ニ就キ其ノ研究ニ関シ指導

ヲ受クヘシ

第六十七条 研究科学生ハ指導教員及担任教員ノ承認ヲ経テ学

部ノ講義及研究指導ニ出席スルコトヲ得

第六十八条 研究科学生ニシテ品行不良又ハ研究ノ実ナシト認ムル者アルトキハ退学ヲ命ス

第六十九条 研究科学生ハ研究料一年金百円ヲ前納スヘシ

但シ中途退学スルモ既納ノ研究料ハ之ヲ還付セス

第七十条 研究科学生ニシテ特ニ奨励ヲ要スル事項ノ研究ニ従

事スル者又ハ学力優秀志操堅実ナル者ニ対シテハ学長ハ教授

会ノ決議ヲ経テ期間ヲ定メテ研究料ノ免除、研究費ノ給与ヲ

為スコトアルヘシ

前項学資ノ給与ヲナス場合ハ一人月額金五拾円以内トス

第七十一条 研究科学生ハ別段ノ制規アル場合ヲ除ク外總テ学

部ノ規定ヲ遵守スヘシ

付 則

本学ニ付置シタル高等師範学校規則ハ別ニ之ヲ定ム

広島文理科大学学科課程表

科	一、教育学専攻		
	教育原理論	教育史概説	国民道德
教育	一	一	一
心理	一	一	一
哲学	一	一	一
概論	一	一	一

教育史特説	西洋教育史	一	一	一
教育学特殊研究	西洋教育史	一	一	一
西洋哲学史	一(三)	一	一	一
心理学		二	二	二
論理学及認識論		一	一	一
社会学		一	一	一
他ノ専攻科ニ属スルモノ		二	一	二
計		一一	八	六
一、心理学専攻				
教育原理論		一		
教育史概説		一		
国民道德		一		
倫理学概論		一		
心理学概論		一		
哲学概論		一		
心理学実験	一(二回)			
心理学史及心理学研究法				
心理学演習				一
心理学特殊講義			二	一

教育史特説			一	一
西洋哲学史	一(三)		一	一
論理学及認識論			一	一
社会学			一	一
生 理 学			一	一
他ノ専攻学科ニ属スルモノ		三	二	一
計		一一	九	五
一、哲学哲学史専攻				
教育原理論		一		
教育史概説		一		
国民道德		一		
倫理学概論		一		
心理学概論		一		
哲学概論		一		
西洋哲学史	一(三)		一	
東洋哲学史	支那哲学史 一(三) 仏教哲学史 一(三) 日本思想史 一(三)		一	
哲学特殊講義及演習	特殊講義 一(三) 演 習 一(三)		一	一
哲学史特殊講義及演習	特殊講義 一 演 習 一		一	一
倫 理 学	西洋倫理学 一 東洋倫理学 一		一	一

第二編 広島文理科大学史

論理学及認識論																							
教育史特説																							西洋教育史 日本教育史
社会学																							西洋教育史 日本教育史
他ノ専攻学科ニ属スルモノ																							
計																							
一、倫理学専攻																							
教育原理論																							
教育史概説																							
国民道德																							
倫理学概論																							
心理学概論																							
哲学概論																							
倫理学																							
倫理学特殊講義及演習																							
西洋哲学史																							
東洋哲学史																							
教育史特説																							
論理学及認識論																							

社会学																							
他ノ専攻学科ニ属スルモノ																							
計																							
一、国史学専攻																							
教育原理論																							
教育史概説																							
国民道德																							
倫理学概論																							
心理学概論																							
哲学概論																							
国史学																							
東洋史学																							
西洋史学																							
史学研究法																							
考古学																							
地理学																							
支那哲学																							
他ノ専攻学科ニ属スルモノ																							
計																							

教育史概説	教育原理論	一、西洋史学専攻	計	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	支那哲学	地理学	考古学	史学研究法	西洋史学	国史学	東洋史学	哲学概論	心理学概論	倫理学概論	国民道德	教育史概説	教育原理論	一、東洋史学専攻
	一		一一	一		一		一	一	一	二	一		一			一	
一			九	一	一		一		一	一	二		一			一		
			五	一					一	一	二							

哲学概論	心理学概論	倫理学概論	国民道德	教育史概説	教育原理論	一、国語学国文学専攻	計	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	地理学	考古学	史学研究法	東洋史学	国史学	西洋史学	哲学概論	心理学概論	倫理学概論	国民道德
一		一	一		一		一一	一	一		一	一	一	二	一		一	一
	一			一			九	二		一		一	一	二		一		
							五	一				一	一	二				

東洋史学	文学概論	国語学国文学	支那文学	支那哲学	哲学概論	心理学概論	倫理学概論	国民道徳	教育史概説	教育原理論	一、漢文学専攻	計	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	国史学	文学概論	支那文学	支那哲学	国語学国文学
一			二	二	一		一	一		一		一一	一	一		一	一	三
	一	二	二	一		一			一			九	一		一	一		四
		二	一	二								五	一					三

教育史概説	教育原理論	一、数学専攻	計	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	仏語又ハ独語	言語学	支那哲学及支那文学	文学概論	英語学英文学	哲学概論	心理学概論	倫理学概論	国民道徳	教育史概説	教育原理論	一、英語学英文学専攻	計	他ノ専攻学科ニ属スルモノ
	一			一一	一		二		三	一		一	一		一		一一	二
一			九		一	一	一	一	四		一			一			九	一
			五	二					三								五	

力	物理学一般		一	一	
物理学一般					
物理学研究					(一三)
特别讲义					(一一)
数学史及数学教育学					(一二)
総合幾何学及図表幾何学					(一五)(二〇)(五二)
代数学及数論					〇・五(二〇)(五二)
微分方程式論					(一一)
同 演 習					一回
複素変数函数論					一・五(二〇)(五二)
実変数函数論					(一一)
同 演 習					一回
座標幾何学及微分幾何学					〇・五(二〇)(五二)
同 演 習					一回
微積分学及微分方程式					(一四)
哲学概論					一
心理学概論					一
倫理学概論					一
国民道徳					一

同 演 習					
他ノ専攻学科ニ属スルモノ					
計					
一、物理学専攻					
教育原理論					一
教育史概説					一
国民道徳					一
倫理学概論					一
心理学概論					一
哲学概論					一
一般物理学					一
力 学					(一四)
同 演 習					一回
分子論					(一一)
電磁気学					一
物理光学					(一一)
量子論					(一四)
相對論					〇・五(二)
応用物理学					(一四)



第二編 広島文理科大学史

無機化学	一般化学	哲学概論	心理学概論	倫理学概論	国民道徳	教育史概説	教育原理論	一、化学専攻	計	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	普通教育ニ於ケル物理学	物理学実験	微分幾何学	函数論	同演習	微積分学	物理学特別講義	応用数学
一	一	一	一	一	一	一	一		八・五 三回	一		一回	〇・五(二)	〇・五(二)	一回	一(四)		〇・五(二)
			一			一			一七・五 一回	一	〇・五(二)	一回	〇・五(二)					一(四)
									一回四		〇・五(二)	一回						

倫理学概論	国民道徳	教育史概説	教育原理論	一、動物学専攻	計	他ノ専攻学科ニ属スルモノ	特殊講義	同実験	一般物理学	生物化学	応用化学	同実験	分析化学	同実験	物理化学	同実(験)	有機化学	同実験
一	一		一		三回〇	一		一回	一			一回	一			一	一	一回
		一			二回六	一								一回	一	一回	一	
					四		二			一	一							

心理学概論	一回	一	
哲学概論	一回		
動物学通論	一回		
動物学各論	一回	一回	
動物組織学		一回	
動物実験		○・五回	
動物発生学		一	
動物実験		○・五回	
動物形態学	一		
動物実験			
動物生理学			○・五回
植物分類学	一		
植物形態学	一		
植物実験	一回		
植物生理生态学		一	
特殊講義			二
他ノ専攻学科ニ属スルモノ	一	一	

動物学通論	一		
生物化学			一
細菌学			一
同実験		一回	
細胞学、遺伝学		一回	
同実験		一回	
植物生理生态学		一	
同実験		一回	
植物形態学	一		
同実験		一回	
植物分類学	二		
哲学概論	一		
心理学概論			一
倫理学概論	一		
国民道徳	一		
教育史概説			一
教育原理論	一		
一、植物学専攻			
計		二・五回	二回七
		○	○・五回
			三

動物組織学			一	
同 実 験			○・五回	
動物発生学			一	
同 実 験			○・五回	
特別講義			一	一
他ノ専攻学科ニ属スルモノ	一		一	
計	二回九	三回八	三	

備考

数字ハ单位数ヲ示ス

一 单位ハ(文科ニ属スル学科 二時間)トス(理科ニ属スル学科 三時間)トス( )ハ時間数

二一四 広島文理科大学学生心得(昭和五年)

〔「広島文理科大学一覽」〕

第一条 広島文理科大学学生心得

本学学生ハ本学創設ノ旨ヲ体シ国家寄託ノ重キヲ念ヒ

品 目	樣 式	品 質	色	備 考
冬 服	堅 襪 背 広 形	サ ー ジ	黒 又 ハ 紺	
夏 服	同	セ ル	同	
帽 子	菱 形 如 図	羅 紗	黒	

志尚ヲ正シクシ品格ヲ高クシ厲精研鑽以テ教学ノ表率タラン  
コトヲ期スヘシ

第二条 登校及公式ノ場所ニ参列スル際ニハ必ス所定ノ制服ヲ  
着用スヘシ

已ムヲ得シテ和服ヲ着用セントスル時ハソノ旨届出ツヘシ

第三条 校内所定ノ場所以外ニ於テハ決シテ喫煙スヘカラス

第四条 公事ノ示達及報告ハ所定ノ場所ニ掲示シ一般ニ了得シ

タルモノト看做スヲ以テ常ニ之ニ注意スヘシ

第五条 戸籍ニ異動ヲ生シ又ハ保証人ヲ変更シタルトキハ直ニ  
届出ツヘシ

第六条 宿所ハ毎学年ノ始メ及ヒ之ヲ変更シタルトキ直ニ届出  
ツヘシ

第七条 帰省又ハ旅行セントスルトキハ子メ其ノ事由ヲ具シ願  
出ツヘシ、但シ休業日ハ此ノ限りニアラス

第八条 研究其ノ他ノ目的ヲ以テ団体ヲ組織セントスルトキ又  
ハ集会ヲ催サントスルトキハ必ス子メ其ノ旨願出ツヘシ

第九条 雑誌其ノ他ノ出版物ヲ発行セントスルトキハ子メ願出  
ツヘシ

第十条 総テ願届書ハ学長宛トシ学生課ニ差出スヘシ

所定ノ制服左ノ如シ(服制図式略)

靴	編上ゲ又ハ短靴	革	黒	儀式其ノ他特ニ指定シタル場合ノ外質及色随意
釦	如 円形 小直径五分 如 四角帽 同 四分	同	同	
襟章	如 打出シ 縦四分 如 四角帽 横三分	同	金色	
帽章	如 打出シ 縦一寸一分 如 四角帽 横八分	真 鍮	金色(梨地)	
略帽	如 一文字形	麦藁(菱組)	漂白(帽帯黒色)	儀式其ノ他特ニ指定シタル場合ノ外着用スルコトヲ得

二一五 師範教育確立運動経過(昭和六年)

師範教育確立運動経過報告

八月六日

職員会議。乾教授上京。反対意見書起草委員任命。学生有志会。

七日

乾教授尚志同窓会東京支部と連絡打合をなす。

八日

乾教授東京文理科大学長と共同一致を協議、文部省へ出頭。

東京支部猛運動を開始す。

十日

乾教授帰京。学生有志乾教授より状況を聴く。大井同窓会常務

理事上京。学生有志代表中田君上京。

十一日

乾教授より反対意見書起草委員に東京情况報告。ついで守内教

授起草の意見書の修正。

在広学生生徒有志会開催。

上京中の中田君より団結せよとの旨打電あり。

近県学生及生徒に明十二日学生大会開催の旨打電。

東京支部同窓四十名集合決議をなす。

十二日

午前十時より大学高師附属在広教官召集、乾教授より経過及京情况報告並に反対意見書の説明。

吉田学長、西・津山両教授反対意見書提出の為上京。

上京中の中田君帰京。東京文理科大学尚志同窓会東京支部の情况報告。

午後八時半より学生生徒大会。出席者百二十一名。

大会次第

開 会

経 過 報 告

感 想 発 表

決 議

実行委員選定  
閉会

決議

国家教育の大本に鑑み文理科大学並に高等師範学校廃止に絶対に対抗す。

十三日

三派(職員・学生・同窓)合同第一回会議開催。直ちに各部の活動開始。広島市当局と連絡。

市会代表、市教育課長当学を訪問し、情況報告す。

十四日

東京文理大高師より「合同を謝す」との来電あり。

広島県内有力者に援助方依頼。

調査部に於て全学制案の徹底的調査。

夜学生生徒代表として高橋悦(大学)・小路(高師)両君上京。

十五日

尚志同窓会各支部より激励電報来る。

午後一時半より帰校学生生徒に対し経過報告会(第一回)開催。

午後八時半より学生生徒実行委員会開催し、十七日学生大会次第決定、今後の運動方法の懇談をなす。

午後九時上京の教授より「形勢樂觀を許さず」との長距離あり。

十六日

近県学生生徒に招電再発。

尚志同窓会各支部宛応援懇望。

午前大井理事より「形勢非なり」の飛電あり。

津山教授より情況詳報。

「尚志」臨時号並に「広島教育」へ原稿送付。

帰校学生生徒経過報告会(第二回)開催。

上京学生委員東京文理大高師学生生徒大会に出席。

午後七時高橋学生上京委員より報告電報。

「アス学長文部大臣ノ命ニヨリ会見ス」。

午後九時同委員より報告電話。

「東京文理大高師に高橋学生代表出席、東西両校相提携団結を宣誓す。本日の情勢は全く樂觀する材料なし。学長、西教授は十八日帰校す。津山・新井・長橋三教授は居残る」。

十七日

大井理事東京より帰広。

午後一時学生生徒大会開催。

運動方法の決定、運動資金醸出方可決。

不参者は各級に於て招電の旨申合。

荒川五郎氏講演(師範教育確立について)。

東京文理大高師より来電。

「師範教育確立の爲め吾人相提携して目的の貫徹を期せん」。

民政党広島支部の態度決定(廃止反対に賛成)。

午後八時学生生徒実行委員会開催。

各地誘導隊・宣伝部・兵站部設置に決定。

午後九時上京教授より電話。

「本日両学長文相と会見」。

学長は明(十八日)午後五時二分帰広」。

十八日

午前八時より学生生徒懇談会(講堂)。

交渉部内に宣伝部を置き学生生徒先づ市民の誘導に当る。

午後一時四十五分学生生徒代表上京す(有吉(大学)・松尾(高

師)。

尚志同窓会各支部その他教育団体より激励電報頻々來着。

学生生徒係内に動員部を新設、市内遊説に當る。

学長・西教授帰校。直ちに学長の報告会開催。三派合同宣誓式  
挙行(午後五時半)。

午後八時東京電話「本日午前十時中川次官より妥協案提示」。

十九日

午前八時全職員会議(講堂)。

学長・西教授講話(運動の本義——雨天体操場に於て)。

上京委員より來電「明治神宮に祈願をこめ貫徹を期す」。

市民大会開催の輿論大に興る。

市内書籍商組合応援決議を齎し來る。

午後八時実行委員会開催、長谷川君東京方面情況報告。

東京電話「津山・久保兩教授中川次官と会見、妥協案の説明を  
求む」。

二十日

午前八時実行委員会総会議堂に開催。対案を協議す。

市會議員有志上京。

午後二時五十二分学長及び佐藤(熊)、門脇、有働の三教授上京。

学生生徒代表上京(岡村・尾野・森本・渡辺・岩橋(大学)・末

吉・砂沢・中村(高師))。

午後七時千田町民大会(廃止反対決議をなす)。

午後八時東京電話「文部省原案断行着々準備中ナリト」。

二十一日

一、商工会議所議員上京。

一、四国・中国・九州各地遊説班の具体案成る。

一、市内遊説隊活動、出動人員三百人余。

一、兵站部の大活動開始。全学生生徒に昼食供給。

一、満州に於ける尚志・茗溪兩会廃止反対の爲起つ。

一、附中・附小の父兄団当局其他要路に向け歎願書を發送。

一、午後九時東京電話、A市會議員代表中川次官山道幹事長と

会見、B広島側遊説班東京文理大を訪ひ直に相提携して実行

運動開始。

二十二日

一、各部打合会(将来の対策役員交代制等)。

一、東京を起点とする兩校地方遊説班出発。

一、尚志同窓会代議員統々來校して各部激励。

一、市内商家の自発的ポスター行人の眼を惹く。

一、午後九時東京電話「学長は文部省及東京文理大訪問、門脇

教授は横山次官訪問、形勢全く逆睡し難し」。

二十三日

午前十時より尚志同窓会代議員会開催、その次第概要次の如し。

1 大井常務理事師範教育制度確立運動經過報告。

2 師範教育制度確立運動に関する決議。

イ 大学・高師廃止反対、師範教育制度確立運動の宣言決

議。

ロ 実行委員選挙、既定の本部並に東京支部仮実行委員及

び代議員地方支部役員全部を実行委員に推挙。

ハ 資金醸出会員各自資金を負担醸出をなすこと(大体九

月中に完納)。

ニ 六年度予算更正運動資金臨時支出すること。

3 懇談

実行方法、同窓会案としての師範教育学制系統案等につき  
(其他は略す)。

東京側地方遊説班着広、午後四時講堂に於て地方遊説出発式(広  
島・東京)を挙行す。

市内旅館商店組合の積極的援助。

午後七時より第二回三派合同大会を雨天体操場に於て開く。

招電により丸山委員上京す。

午後八時東京電話「吉田学長、文部省及東京文理大を訪問す。

二十四日文部省議決定の由」。

二十四日

地方遊説班本朝各地に向け勇躍出発す。

午前十一時学生生徒比治山御便殿に参拝黙禱す。

動員部員の活躍全市を圧し市民大会の機会く熟す。

「廃止反対市民同盟」は当局並与党有力者に向け絶対反対を打  
電する由。

学生生徒父兄に対し情况報告をなし本運動の援助方を求む。

午後七時大手町小学校に於て学制問題大講演会を開く(尚志同  
窓会主催)。

1 本問題の経過について

尚志同窓会 大井 義雄氏  
常務理事

2 文部省案の内容

附 小島 高師 守内喜一郎氏  
小島 主事

3 真の師範大学か貧弱なる  
教員養成所か

広島高師教官 新宮恒次郎氏  
広島高師

4 本問題と広島市

横浜高等 藤村 利常氏  
工業学校教授

5 所感

広島文理大教 新見 吉治氏  
授文学博士

招電により新見・山ノ内両委員(高師)上京す(午後十二時十七  
分)。

午後九時東京電話「文部省細案を示さず極力折衝努力中」。

二十五日

一、午後七時より広島市民大会。第一会場||市公会堂。第二会  
場||大手町小学校。何れも聴衆堂に溢る。

決議文

我等は広島文理科大学及広島高等師範学校廃止に絶対反対  
し、更に其の拡張を要望す。右決議す。

引続き講演会を行ふ。講演者次の如し。

大井義雄氏。中国新聞編輯長上野卓爾氏。芸備日主筆関根  
堂憲氏。医学博士清茂基氏。予備陸軍大佐矢野栄氏等。

一、午後九時東京より入電「文部省は引続き本問題につき協議  
中。未だ決定的発表を見ず。両学長は大いに交渉に尽力して  
ゐる」。

一、学生委員二名東京着。

二十六日

一、午後一時より学生生徒側実行委員会開催。

一、午後一時四十五分佐々木主事上京。

一、県下遊説班全部帰校。

二十七日

一、午前四時門脇教授帰校。

一、午前十一時より雨天体操場にて門脇教授の三派合同報告会

「文部省案は四年制師範大学とし、一ヶ年の高等教員養成所  
を併置す。予科設置につきましては目下折衝中」。

一、午後全市に市民大会感謝ビラ配布。

- 一、午後二時より三派聯合首脳部懇談。
- 一、明日学長及び学生生徒上京委員帰校の旨入電。

二一六 文部省学制改革案要綱 昭和六年

〔大阪朝日新聞〕  
昭和六年八月六日

文部省学制改革案要綱

- 一、幼稚園ハ現行通りトス
- 一、小学校ハ国民学校ト改称シ、修業年限ハ現行通り六ヶ年トス
- 一、高等小学校・中学校・女学校・各種実業学校ハ包括シテ高等学校ト称シ、修業年限ハ二ヶ年乃至五ヶ年トシ、ソレゾレ高等程度ノ完成教育ヲ施ス（但シ従来ノ中学校ハ修業年限ヲ四ヶ年トスルヲ原則トスルモ特殊ノ場合ハ五年制モ認メル、従来ノ実業学校ハソノ学校ニヨリ高等工業学校、高等農業学校、高等商業学校ト呼ブカ或ハ工業高等学校、農業高等学校、商業高等学校ト呼ブカ更ニ考究スルコト、シ、女学校ハ女子高等学校トイフ名称ヲ用フルコトニナルデアラウガ何レニシテモ高等学校ナル名称ニ改メル）
- 一、専門学校ハ存置シ、修業年限ハ三年乃至四年トス
- 一、大学ハ現行通り存置スルモ高等学校ヲ廢シ二年制ノ大学学科トシ子科ヲ經テ大学ニ入ル、但シ大学ノ門戸ヲ解放シ専門学校・高等学校・国民学校等ノ卒業者モ適当ナ条件ヲ付シ、入学試験ヲ經テ入学シ得ルコト、ス（従来ノ高等学校ヲ廢スル場合例ヘバ一高ヲ東京帝大ニ付屬シタ子科トイフ風ニスルカ或ハ全国ノ高等学校ヲ一団トシテ希望ナリ抽選ナリニヨツテ各大学ニ割当トスルコト、ナルカソノ点ハ更ニ考究スルコト

ト）

- 一、特殊ノ研究者ノタメ大学院ハ存置スルコト

- 一、師範学校ハ高等学校卒業者ヲ收容シ、更ニ三年間国民学校教員トシテ必要ナル教育ヲ施スガ当分ハ二年制モ認メルコト、師範学校ニ二年生ノ子科ヲ置キコノ子科ニハ二年制高等学校卒業者（従来ノ高等小学校ヲ收容スルガ子科ハコレヲ欠グコトヲ得ルコト

- 一、高等師範・文理科大学ヲ廢シ修業年限一ヶ年乃至二ヶ年ノ高等教員養成所ヲ設ク、高等学校教員タルモノハコノ課程ヲ經ルコト（大学ヲ卒業シテモ高等教員タル資格ヲ付手セズ）

- 一、青年訓練所・実業補習学校ハ統一シテ青年学校トシ国民学校卒業者ニ対スル大衆教育機関トス、青年学校ハ普通部ヲ二年、中等部二年、高等部三年トス、但シ高等部ト併行シテ別ニ訓練ヲ主眼トスル訓練部三年ヲ設ク

二一七 師範教育改革案に対する意見 昭和六年

師範教育改革案ニ対スル意見書

広島文理科大学

広島高等師範学校

- 我が国民教育ノ中枢機関トシテ文理科大学及高等師範学校ノ存置ヲ期ス

- 一、凡ソ国運ノ隆興ハ国民普通教育ノ振作ニ俟ツ、国民普通教育ノ振作ハ国民教育ノ精神ヲ充実シ、知識技能ヲ教育的ニ体得セル教師其人ヲ得ルニ在リ、是我國ニ於テ夙ニ師範学校・高等師範学校・文理科大学ヲ特設シ、特ニ志操堅実ナルモノヲ收容シテ、之ニ専ラ国民教育ノ精神ヲ根柢トシテ諸般ノ教



育ヲ施シ来リタル所以ナリ、特ニ今日ノ如キ思想国難ノ秋ニ当リテハ師範教育ノ機関ヲ一層重視シ、益々之ヲ充實シ以テ其使命ニ最善ノ努力ヲ致サシメザルベカラズト信ズ

二、国民の精神ノ充實セル者、知識技能ヲ教育的ニ体得セル者ヲ養成スルニハ一貫セル教育精神ノ本ニ確立セル学校ニ於テ少クトモ三ヶ年以上修学セシムルヲ要トス、是師範学校・高等師範学校・文理科大学ガ何レモ三ヶ年以上ノ修業年限ヲ有スル所以ナリ

三、高等師範学校ハ師範教育令ノ精神ニ基ヅキ明治大正昭和ノ三朝ニ亘リテ国民精神ノ涵養ト知識技能ノ教育的陶冶トニ努力シタリ 其卒業者モ已ニ約一万五千人ニ達シ我国ノ高等普通教育界ニ於テ中堅トナリ、他ノ方面ヨリ入り来レル教育者ヲ率イテ以テ青年子弟ニ健全ナル国民思想ヲ布殖シ、又国體觀念ヲ明瞭ナラシムルコトニ大ニ貢献シ来リシナリ、加之、高等師範学校ガ普通教育ノ源泉トシテ已ニ其使命ヲ致セシコトハ遍ク世ノ知ル所ナリ、今ヤ国家ノ進運ニ伴ヒ一層高等普通教育ノ振興刷新ヲ為サンガ為ニ文理科大学モ特設セラレ、将ニ其第一回卒業者ヲ出サントシツ、アルモ蓋偶然ニアラザルナリ

四、今回文部省ノ高等師範学校及ビ文理科大学ヲ廢シ之ニ代フルニ短期ノ高等教員養成所ヲ以ツテセントスル案ハ已ニ我國ニ於テ独自ノ發達ヲ為シ来リ、且高等普通教育界ニ大ニ実績ヲ挙げタル我が師範教育制度ノ精神ヲ或ハ破壊スル虞ナキヤヲ憂フルモノナリ、夫レ教育ノコトタル決シテ一朝一夕ニシテ其効果ヲ収メ得ベキモノニアラス、須ラク之ガ歴史的且伝統的精神ヲ大ニ尊重セザルベカラズト信ズ

五、由来我が高等教育界ハ學問ノ進歩ト共ニ益々専門的知識ノ養成ニ傾キツ、アリ、カ、ル専門的知識技能ノ所有者ヲ短期間ノ修学ニヨリテ教育ニ従事セシメントスルハ恐ラクハ高等普通教育ノ使命ヲ完フスルコト難カルベント信ズ

六、現制ノ高等師範学校及ビ文理科大学ハ其目的ニ於テ専ラ教育者タラントスル者ヲ教育スルニ在リ、然ルニ新制ノ高等教員養成所ニ於テハ大学或ハ専門学校ヲ終ハ当初ノ志ニ反シテ教育界ニ来リ投セントスルモノ等ヲ招致スル虞アリ、カクテハ遂ニ我が高等普通教育界ノ頽廢ヲ致サル無キヤヲ憂フルモノナリ

七、顧フニ我が師範教育制度ガ創設セラレシ以來茲ニ六十年、其間高等普通教育界ニ貢献セル所蓋少シトセズ、国家モ亦財政ノ如何ニ係ラズ、大ニ最善ノ努力ヲ払フテ師範教育ヲ擁護シ、以テ今日ノ如キ完成ヲ見ルニ至リシナリ、サレバ今回一時的事情ノ為メニ師範教育制度ノ根本ヲ破壊セントスルガ如キ改革案ハ今一層慎重ニ考慮セラレンコトヲ望ムヤ切ナリ

## 二一八 師範教育確立運動趣意書(昭和六年)

### 師範教育確立運動趣意書

#### 一、師範教育制度の吟味

##### (1) 師範教育制度の歴史の意味

我國の師範教育制度は明治五年以來六十年の光輝ある歴史と伝統とを有するものである。その初めに當つて、或は諸外国の制度を参酌し、或は我國情、国民性に鑑み、終に世界に比類なき我國独自の高等師範学校の制度となつて今日に至つたものである。更に普通教育の最高源泉としての文理科大学が創設せら

れたのも、時勢の赴く所当然の進展であつた。然るに文理科が未だ第一回の卒業生さへも出さず、その学舎の漸く竣工せんとする時に當つて、突如高等師範学校及文理科大学廃止の叫びを聞かんとは、吾人の殆んど夢想だもなかつた所である。

凡そ制度の改廃は歴史への関心を必要とする。而も一国の教育制度の改廃といふが如き重大問題は慎重なる理論的研究と實際的経験とに基いて立案し、以て充分に輿論を尽さしめ然る後初めて実現せらるべきものであると信ずる。而して更に是等に先だち、先づ過去の制度そのものに対して充分なる検討と吟味とを払はなければならない。然らば我国在来の師範教育制度が現在、果して改廃を必要とするだけの破綻を生じているだらうか。又救ふべからざるの沈滞に陥つてゐるだらうか。吾人はこゝに於て過去の師範制度に対する反省と再認識とを試みなければならない。

## (2) 師範教育の眞精神

在来の師範教育制度の特色は統一的学习にあつた。即ち教育者たる熱望を有するものに対し、師範学校に於ては五年間、高等師範学校に於ては四年間、文理科大学に於ては三年間、夫々教育者たるにふさはしい人格的教育を施して来たのである。歴史を学ぶにも、数学を学ぶにも、その他何なる学科を専攻するにも将来に於ては必ず教育者たらんとする自覚に裏付けられてゐることは、実に学習の人格の統一があるといふべきである。然るに今大学に於て純粹なる智的立場に立ち、極めて特殊な専門的研究をなせる学徒に対して、僅々一年乃至二年間、短期の教育を施して直ちに高等教員養成の目的を達せんとするが如きは、学問と教育的精神との結合といふよりも寧ろ分離である、

といふべきである。人間を造るのはマツチや巻タバコを造る如き生産過程によるものではない。マツチや巻タバコは夫々分業的工場を機械的に通過して造られる。これは、それで充分なのである。然し人間を造るにはそれではいけない。——勿論たゞ知識だけを注入的に教授することを以て教育の全部であるとするならば兎も角——苟も全人的な人間陶冶は商品の生産過程とはその本質を異にするものである。教育は最大の芸術的製作にも比すべきものである。その中心が教育者と被教育者との間に行はれる人格的創造にあることは論を待たない。長年月日に行はれる人格的接触のない所には眞実の意味的教育作用は行はれないと吾人は断言する。彼の大量生産的一時的教育の行はれる所、即ち教師は殆んど担任せる学生生徒の名前をさへ知らない様な所に於て、どうして人格と人格との接触、学生生徒の思想善導がなし得られようか。故に眞実の教育者は、長年月の間、教育者たらんとする希望を有するものを学習せしむるにあらざんば到底養成し得るものにあらざることを断言する。

## (3) 高等師範学校の功績

かかる独自の教育制度の下に於て、幾多有為なる教育者の輩出したことは歴史的事実の証明する所である。今日に於て高等師範学校の卒業生が中等教育界の中堅となり、或は教育理論家として、或は教育行政官として我国教育界に重きをなすは極めて当然であるといはねばならぬ。かく高等師範学校の卒業生が教育界の常備現役として世の景気不景気に拘らず、確固たる教育的信念をもつて我国中等教育界に活動して来たことは、実に我国教育の比類稀なる進歩の一大原因であるといつてもよい。高等師範学校の卒業生が他校卒業生に比して就職率が大き

あるといふことは、教育者としての実力及人物の堅実さの然らしむる所である。老練なる校長、明敏なる視学官を待つまでもなく、社会そのものが正しき審判者であることを信ずるものである。

更に又、附属小学校及附属中学校が初等教育界並びに中等教育界に対する堅実にして適切なる指導振りに至つては天下の識者の挙つて讃辭を惜しまざる所である。

前述の如く高等師範学校の卒業生の教育者としての真価は既に幾十年、社会的に認められている所である。然るに往々師範タイプと称して固陋にして氣宇が小さいとの非難を耳にする。成程一部にはさうしたものもあるかも知れない。然しながらさうした人物は何れの社会にも存在するもので必ずしも彼等のみの欠点ではあるまい。さうした非難は寧ろ彼等が如何に職務に忠実であり、たゞこれの子を害はんことを恐れて、ひたすら

に国民教育に身を打込んでをることの反証でも有り得ると思ふ。教育者を造るのは天才的な学者や芸術家を造つたり、政治家や実業家を造つたりするのは大いに趣きを異にする。二三の天才を養成してその他の多くの劣等者は捨てゝ顧みないといふが如き教育は、師範教育の本旨に反するものである。安んじて「六尺の孤を托すべき人物」の養成、即ちこれ師範教育の理想とする所である。

在来の師範系の卒業生に投げられた暗影は、制度上に於て認められたる向上道のないことであつた。瓜や茄子を造るにも大学があり、橋を架けたり家を造つたりするにも大学があり、商売をするもの学ぶ大学さへある。然るに教育者を造るための大学のなかつたことは我国教育制度上の一大欠陥であつた。今や

我等の運動によつて文理科大学が生れた。これ全国幾万の普通教育者にとつて教育的活動力の源泉である。かくて彼等の上に投げられた卑屈なる暗影は年と共に消滅することであらう。

二、文部省学制改革案の検討と文理科大学並高等師範学校廃止の不合理性

伝へ聞くが如くんば今次の文部省学制改革案は、

一、修業年限の短縮

二、各校特権の廃止

三、各校の完成教育

四、男女の学校を同等とすること

の四大方針によるものであるといふ。

「男女の学校を同等とすること」及「各学校の完成教育」の二ヶ条は吾人が既に唱導した所にかゝり寧ろその実現の日の遅れたるを遺憾とするものである。然しながら聞かんとする所は、如何にして男女共学の実を挙ぐるべきか。如何にして準備的教育の積弊を除去し得るかの具体的方案にある。今、文部省学制改革案を通覧するに、その何処にもこれが成功を保証するが如き条項を發見し得ずして、却つて高等普通教育を理想とせる在来の高等学校を純然たる大学予科となして、第三方針に対する矛盾の曝露を看取するのみである。

更に第一方針たる「修業年限の短縮」の条項は如何。吾人は、徒らに修業年限の長きを以て教育的効果の増加を期するものではない。寧ろ修業年限を短縮し得べくんば出来るだけ短縮せんとを欲するものである。然しながら苟しくも修業年限を短縮せんとせば、それに伴ふ学科内容の変化、教育設備完成の具体案を聴かんと欲するものである。これなくして、たゞ徒らに、年

限を短縮し、名称を改めるが如きは、教育年限を機械的に短縮せんとする素人的改革案たるを免れない。

又第二方針たる「各校の特権廃止」とは如何。いふところの特権とは一体何であるか。当然その権利を得べくしてその権利を得るものは特権とはいひ得ないだらう。不当な権利利益の独占こそ特権といふべきである。国家の教員養成機関に入学し、而も激烈な競争試験を受けて長年月の間教育者たるにふさわしい教育を受けて、卒業後に教育者となることが一つの特権であるといはれるならば、高等師範学校及文理科大学も亦特権を有すると云ひ得るかも知れない。然しそれ等は寧ろ特権といふよりも当然の帰結であるといふべきである。

これを特権といふならば、陸軍士官学校も海軍兵学校も帝国大学医学部も皆特権の保存者である。彼等の特権に対しては、何等言及する所のない文部省案は一大矛盾を含んでをると云つてよい。翻つて考ふるに高等師範学校卒業生が教員となることが特権と見做される様になつたのは近々三四年來のことである。それまでは高等師範学校卒業生が教員となることは一つの義務として考へられてをつたことは世人の記憶に新たなる所であらう。即経済的不況に伴ふ他の諸学校の就職難は高師卒業生の義務として考へられていたことを特権として羨望せしむるに至らしめたのである。然しながら一時的の景気不景気により教育制度の上に様々の改変を加へて一時を糊塗することが果して国家教育百年の大計を樹立する所以であらうか。かくて世相一度転ずれば特権は義務と変し終に臨時教員養成所の如きものを乱設せねばならぬ様になりはしないか。これ歴代政府が特に教育常備軍としての高等師範学校に特別の保護を加へ生徒の負担

を減じ世相の如何に拘らず堅実なる教育者を教育界に定着せしめんとした真意の存する所である。かくて師範系統の学校が主として中流以下の無産秀才のための唯一なる進路となり、彼等も亦その低き地位に甘んじその天職に安んじて普通教育のために努力し我国家の擁護、民族性涵養の中堅として活動して来たことは何人も之を承認する所である。今や思想国難の時に際し、彼等無産秀才のために門戸を閉鎖し、主として富裕階級の子弟たる大学卒業生の為にのみ門戸を開放せんとするはその策を誤ること之より甚しきはあるまい。況んや文部省案の如く高等教員養成所が出来るとすればそれも亦特権獲得の機関と見做されることは当然なるに於てをや。

然らばかの文部省案の四大方針は、凡て文理科大学及高等師範学校廃止の理由として承認せられないことは明かである。又これが廃止後に高等教員養成所を設置せんとする案が教育者養成の本義に反することは吾人が既に縷々論述せる所である。故に文理科大学並に高等師範学校廃止案は文部省の四大方針によるにも非ず、又教育者養成の真意に副ふ所以でもない。ただ之が廃止に伴ふ若干の経費節減を結果するのみである。経済的合理化はそのなすべき所になして、始めてその意義を有するものである。なすべからざる所になしては却つて不合理化である。今や経済国難以上に国家の危機たるものは思想国難である。しかもこの思想国難の根本的救済は一に教育者の力に待たねばならぬ。この時に當つて教育者たらんとする者の地位を安定し、あらゆる教育的設備を充実するは誠に政策の當を得たるものであると信ずる。然るにこの国家の危機に際し、経済的合理化を真先に国家教育の中核たる教員養成の機関に加へることは深く考

慮すべきことではあるまいか。少くとも教員養成機関の経済的合理化はあらゆる合理化の最後になさるべきものであることを確信する。況んやその経済的合理化に伴ふ節減金額が国家の経済の大局より見て、云ふに足らざる少額なる事を特に注意した

### 三、師範教育系統の確立

吾人は既に教育者の養成に關して師範教育が唯一最上のものたることを論じ、その本質的意義を顧みず、単に不徹底なる特權廢止及僅少なる経費節減の為に之を廢止するの無謀なるに論及した次第である。この時に際し進んで完全なる師範制度を確立し、国家教育百年の大計を樹立せんことを期するものである。

### 四、広島文理科大学及広島高等師範学校存置の意義

凡そ学問の發達に地理的環境及歴史の伝統が深甚の關係を有することは諸外国の実例に徴して明かなることである。師範教育の歴史を顧る時、先づ帝都たる東京に於いて東京師範学校が創立せられ次いで各府県師範学校が設立せられた。明治十九年東京師範学校は東京高等師範学校となり更に明治三十五年広島高等師範学校の設立を見るに至つた。爾来両高等師範学校は一は帝都を中心とし、一は地方を中心として、等しく教員養成を目的とすと雖も夫々独自の背景と歴史とにより固有なる学風を形成して今日に及んだ。広島地は帝都を去ること遠しと雖もそれだけに又一時的な世相の小波瀾に煩はされることなく真実の学問的研究に相応した地であり、今日まで高等師範学校存在の最適地と考へられて来た。英国独逸等の学問的都市が多くは僻地の小都市でありながら誇るべき学問の伝統を保持せるに見ても地方的都市に於ける学問存在の意義は明かであらう。殊に

我が広島高等師範は創設以来人格の陶冶を中心としつつ、堅実なる学風を継承して今日に及び日本教育史上に不朽の貢獻をなせることは何人も承認する所である。かかる地理的背景と学問的伝統とを有する地こそ実に教育者養成の最適地である。その地方的文化並に地方教化に及ぼせる影響は実に甚大なるものがあると思ふ。

### 二—九 後任学長問題（昭和九年）

遂に危機に瀕した広島文理科大学

文部省と正面衝突

最後の大抗議をなしたストライキ敢行か

上京委員から悲壮なる電報

学長後任問題重大化

広島文理科大学の後任学長問題については全学園が後任として西晋一郎博士を推薦するのみで武部氏に対する何等の排撃的態度をも示さずけふに至つたが、七日午前八時吉田学長と共に上京中の学生代表から左の電報に接し全学生は直ちに学生大会を開催、遂に武部氏排撃の烽火を上げるに至つた。

電文——文相は武部を圧迫して今日午後辞令を出すこと明白となれり、武部も止むを得ず赴任の決意を為せるものゝ如し、今日午前中に最後の大抗議を試みるより外なし、学生生徒はストライキをなせ、武部局長排撃の電報を雨の如く注げ、文相・書記官長を始め凡ゆる方面に出せ、内閣倒壊近し、辞令を数日延期するを得ば成功すべし、同窓会及び教授団と連絡せよ。

〔芸備日日新聞〕  
昭和九年六月八日

全学園協力一致して

西博士を後任推薦

文部省、廃校説で脅すか

広島文理科大学後任学長問題につき吉田学長は既報の通り六日午後一時四十五分広島駅発列車で学生代表と共に悲壯な決意を持って上京、七日朝着京と同時にかゝる情勢に決したもので全学園は今や吉田学長をはじめ代表団の猛運動を全面的に期待してゐる形になり、その成り行きは注目されてゐるが、右について白石事務官は語る。

私としては、問題にふれたくないのですが、自分の知つてゐる武部さんを考へてまづ赴任はされないものと思ひますし、それに若し万一赴任されるとしても二年か三年くらひ短い期間でせう。大体学校の性質から考へても全学園が一致して推してゐる西先生になるのではないでせうか。しかしあまり騒ぎ出すと或は本省方面から広島文理大廃校説などが出るのではないかと心配もしてゐるのですが、兎に角これは私のほんの感じだけです。ですからどうなるのかわかりません。

文理大後任学長問題

西教授は学園の

教育精神の中心

我等が魂の父を何卒学長に

学生上京委員が歎願

武部普通学務局長の広島文理科大学学長問題に関し、同大学学生三百五十名、高等師範生徒六百五十名の代表佐藤(文理大)大下(高師)外八名は、過般の学生生徒大会の決議に基づき七日

正午文部省の菊沢秘書課長を訪問、学生生徒としては武部局長に対し何ら意志表示をなすものではないが、只学園の教育的精神の中心であり学的指導者であり全くのたましいの父たる西教授を後任学長に仰がんとする熱情に燃へてゐる旨を陳情し左の如き文書にて歎願書を斎藤兼撰文相に手交方を依頼したるに対し、菊沢秘書課長はこれを諒とし右歎願書を斎藤兼撰文相に手交することを約したので、学生陳情団一同は更に初志貫徹のため東郷・栗屋両次官、石坂参事官外関係首脳者に陳情した。

尚歎願書要旨左の如し。

吾等が後任学長として西先生を上げんとするのは先生が実に本学園の教育的精神の中心であり学的指導者であり、全くたましいの父なる人であるからである。先生を仰げば我が学園は実父と学の父とが一致して学園は頓に振興するに違ひないと思ふ。吾等は先生の人格を通じてのみ教育的精神をたかめ現下の危機を救ひ相新文化を建設することが出来ると確信する。何卒閣下の御賢察によつて一日も早く吾々の西先生に任命の御願ひを御聞きとゞげ下さるやう切に御願ひ申上げます。

## 二一〇 後任学長に関する決議文・声明書(昭和九年)

〔芸備日日新聞〕  
昭和九年六月十九日

### 決議文

我々は皇国教育刷新のため後任学長・校長に西晋一郎博士を推薦せんことを期し、これが実現に向つて増々結束をかため一路邁進せんとす。

右決議す。

昭和九年六月十八日

- 広島文理科大学職員
- 広島高等師範学校職員
- 広島文理科大学学生
- 広島高等師範学校生徒
- (同一)
- 尚 志 会

声 明 書

吾等が昨春以来西晋二郎博士を学長・校長に推戴せんとし來れる事は、教育立国の精神と我が学園三十年の伝統的精神との発現によるものにして、教育道德の地に墜ちたる現時の教育界に、正義の警鐘を鳴らせるものと確信す。依つて今回当局が事態収拾の一方策として採れる、局長校長事務取扱任命の如き姑息の解決には断じて満足し得るものにあらず。故に此の際吾等は当局の誠意に訴へ、理想的解決に至るまで、暫く事態の推移を注視し、所謂待機の態度に入り、飽くまで所期の目的貫徹に邁進せんとするものなり。

昭和九年六月十八日

- 広島文理科大学職員
- 広島高等師範学校職員
- 広島文理科大学学生
- 広島高等師範学校生徒
- (同一)
- 尚 志 会

二二一一 日本国体論新設理由(昭和十二年)

〔公文類聚〕第六一編卷一〇〕

東京・広島両文理科大学ニ日本国体論新設理由書

一、学科目日本国体論設置ノ理由

明治以来我が国ノ思想・学問・教育及実践生活ノ中ニ浸潤セル西洋近代思想殊ニ主知主義・個人主義・自由主義・享楽主義・觀念論・唯物論等ノ本質ヲ明ニシ、且現在東洋・西洋ノ社会国家ノ文化の実情ヲ批判シ、尚ホ我が国ノ現状ヲ深く省ミテ我が国体ノ本質ヲ闡明シ、国民百般ノ活動ハ常ニコレヲ根元トシコレニ帰一セザルベカラザルコトヲ了解セシメ、加之、コレヲ単ナル觀念知タルニ終ラジメズ行的ニ把握體驗セントスル求道の態度ヲ涵養スルノ必要アルニ由リ日本国体論ヲ開設セントス

日本国体論ニ於テハ、我が国現在ノ文化的状勢ヲ検討シ、現在欧米及ビ東洋ノ文化ヲ批判シ、一転我が国体ノ真義ノ究明ニ入り、コレヲ単ナル統治權ノ所在ナル意味ニ於テノミ解スルコトナク、具体的ナル国民存在ノ根元帰一體トシテ把握スルニ努メ、即チ万世一系ノ天皇ヲ中心トスル国民ノ和衷協同体ヲ国体ノ真姿ト見、生ケル全体性トシテノ天皇ノ大御心ニ包擁セラルル国民ノ忠孝一本ノ道德、ソノ余百般ノ国民の精神ノ生活ハコレ取りモ直サズ行ヲ通ジテ全体性へ帰一合體セントスル万民ノ至誠心ニシテ、ココニ具体的ナル我が国ノ道存シ、之ガ我が世界ニ比類ナキ国体ノ本質ナルコトヲ明ニセザルベカラズ

斯クノ如キ君民一体、億兆一心、コレヲ小ニシテハ一家ノ内

ニ、コレヲ大ニシテハ国家全般ニ迄渗透スル我ガ国体ノ本質ガ、史的ニ、太古ヨリ国際的現代ニ至ルマデ、如何ナル具体的發展ノ跡ヲ示シ来レルヤ、コレ国体学ガ次イデ明ニセザルベカラザルトコロニシテ、更ニコレヲ通シテ現在ノ自己ノ自覚ト将来ニ対スル信念ヲ堅ウセシメラレザルベカラズ、即チ我ガ国民ノ歴史及ビ精神生活ノ史的發展ニ於ケル最モ顯著ナル事象ヲ跡ヅクルト共ニ、又我ガ国ノ政治・経済・宗教・道德・教育・学問・芸術ノ他文化諸相ヲ通ジテ把握サルル特性ヲ明ニシテ、我ガ国体我ガ国民生活ノ生々不断ナル創造的發展ヲ展示シ、常ニ国民ノ具体的生活ト結合シ、自覚アル国民ノ活動ニ統一統合ヲ与フルトコロノ国民存在ノ範疇タル国体ヲ理論的ニ把握シ学的ニ基礎ヅケ、各人ヲシテ敢テ個人の主観ヲ棄却シ、一切教学及ビ実践的生活ヲ媒介トシテ国体ノ具体的發展ニ参ズルノ自覚及ビ覚悟ヲ得シメ、延イテハ我ガ国体ノ世界史的意義及ビ使命ヲ明ニシテ東西文化融合發展、世界ノ和ノ理想実現ニ努力シ、皇威ノ宣揚ヲ期スルニ至ラシムルヲ本科目ノ内容ノ概観トス

二、両文理科大学ニ各教授一、助教一、助手一増加ノ理由日本国体論開設ニ伴ヒ、学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導セシメンガ為ニ教授一人、教授ヲ助ケテ授業ニ従事セシメンガ為ニ助教一人、教授又ハ助教ヲ指揮ヲ承ケテ學術ニ関スル職務ニ服セシメンガ為助手一人ヲ増員スルノ必要アルニ由ル  
(以下、科目配当、定員現員調ベ略)

二―一二 広島臨時教員養成所規則 (昭和十五年)

〔広島臨時教員養成所一覽〕

広島臨時教員養成所規則

- 第一条 本所ニ左ノ二科ヲ置ク  
数 学 科
- 第二条 物理及化学科
- 第三条 各科ノ修業年限ハ三年トス
- 第四条 本所生徒ノ定員ハ凡ソ百八十名トス
- 第五条 各科ノ学科目及一週授業時数左ノ如シ  
数学科

備考	学科目	学年		
		第一学年	第二学年	第三学年
第三学年ニ約四週間教育実習ヲ課ス	修身	一	一	一
	教育学	二	二	二
	数学	一八	一五	一五
	物理学	三	三	三
	心理学		二	
	論理及哲学	三	三	二
	英語	三	三	三
	計 育	三〇	二九	二九
			演習一回	演習一回



物理及化学科

科目	学年	
	第一学年	第二学年
修身	一	一
教育	二	二
物理	四回	四回
化学	四回	四回
数学	六回	四回
博物	二回	
心理		二
論理及哲学		二
手工	一回	一回
英語	三	三
体育	三	三
計	三	三
備考	第三学年ニ約四週間教育実習ヲ課ス	

第五条 休業日ハ左ノ通りトス

祝・祭日及日曜日

春季休業 三月二十六日ヨリ四月十日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第六条 本所ニ於テハ検定料・入学料及授業料ヲ徴収セス

第七条 本所生徒ニハ学資ヲ補給ス、但シ自費入学ヲ許可ス

第八条 入学ノ期ハ学年ノ始トス

第九条 生徒ハ左記各号ノ一ニ該当シ出身学校長ノ推薦ニ依リ

教員タルニ適當ナリト認ムル男子ニ就キ試験ノ上管理者之ヲ

選拔ス

但シ出身学校ヲ有セサル者ハ推薦ヲ要セス

一、師範学校・中学校卒業者

二、専門学校入学者検定規定ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

又ハ専門学校ノ入学者検定規程第十一条ニ該当スル者並國

民学校本科正教員免許状所有者

第十条 入学志願者ハ左記所定ノ書類ヲ本所ニ差出スヘシ

一、出身学校長ノ推薦書（出身学校ナキモノハ其ノ資格ヲ証

明スル証書又ハ証明書）

一、入学願書

一、履歴書

一、戸籍謄本

一、写真

一、本属長官ノ承認書

（現ニ官公職ニ在ル者又ハ服務義務年限ノ者並ニ現ニ在学セル学校卒業後服務義務ヲ生スル者ニ限り之ヲ要ス）

第十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人二名ヲ定メテ誓約

書ヲ差出スヘシ

但シ保証人ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ変更セシムルコ

トアルヘシ

第十二条 左記各号ノ一ニ該当スル者ハ退学ヲ命ス

一、正当ノ事由ナクシテ引続キ欠席六十日ヲ超ユル者

二、出欠常ナラサル者  
 三、疾病ノタメ若クハ学業不進又ハ性行上成業ノ見込ナシト認メタル者

四、各学年ニ於テ成績不良又ハ病氣欠席ノタメ進級シ能ハサル者

第十三条 所規・命令又ハ告示ニ悖戻シ若クハ風紀ヲ紊ス等ノ行為アリタルトキハ其ノ情状ノ輕重ニ依リ左ノ罰科ニ処ス

一、謹 慎

二、停 学

三、放 所

第十四条 前二条ニ依リ退学又ハ放所ヲ命セラレタルモノ及ビムヲ得サル事由ニ因リ管理者ノ許可ヲ受ケテ退学スルモノハ其ノ在学中ニ補給ヲ受ケタル学資ヲ償還セシム

但シ情状ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

第十五条 本所卒業業者ハ卒業証書受得ノ日ヨリ左ノ期間引続キ教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

一、学資ノ補給ヲ受ケタル者ハ其ノ補給ヲ受ケタル年限ニ修業年限ノ二分ノ一ニ相当スル期間ヲ加ヘタル期間

二、学資ノ補給ヲ受ケサルモノハ修業年限ノ二分ノ一ニ相当スル期間

第十六条 前条ノ外服務義務ニ関シテハ大正十年四月二十六日 文部省令第二十九号高等師範学校等卒業者服務規則ニ依ル

第十七条 本規則ニ掲ケサル事項ハ明治三十五年三月二十九日 文部省令第八号臨時教員養成所規定並広島高等師範学校規則ニ準拠ス

二一三 官立総合大学設置意見書 昭和十七年

〔昭和十七年「通常広」  
 島県会議事日誌〕

一、広島県ニ総合大学ヲ設置セラレンコトヲ望ム  
 理 由

大東亜共榮圏建設ノ為メ政治・經濟・文化・産業・科学・軍事等各般ニ亘リ高度拡大強化ヲ企図スルコトハ刻下喫緊ノ要務ニシテ、是ガ指導誘掖ニ当ル指導者ヲ要請スルコトノ必要ハ今更言ヲ要セザル所ナリ

曩ニ政府ニ於テハ東京・京都・大阪・名古屋・福岡・仙台・札幌ノ七ヶ所ニ総合大学ヲ建設セラレ国家恒久ノ国策ヲ樹立セラレタルハ洵ニ慶賀ニ堪ヘザルモノト云フベク、而シテ本県ニ於テハ曩ニ文理科大学・高等工業学校等ヲ設置セラレアリテ多年国運ノ進展ニ貢献セラレタル点甚大ナルモノアリト雖モ、中国・四国地区ノ政治・經濟・文化ノ中枢地タル我が広島県ハ、今次事变以來急激ニ勃興セル大工業地帯ヲ擁シ、更ニ陸海軍ノ重要諸施設ヲ控ヘ、且ツ大陸並ニ南方經營進出ノ起点タル地域ノ重大性ヲ有シ、尚又大広島工業港ノ完成サレントスル秋ニ於テ、本県ニ綜合大学ヲ設置セラレルトハ高度国防国家建設上必緊ノ施設ナリト信ズ、仍テ茲ニ速カニ広島県綜合大学ヲ設置セラレンコトヲ要望スル所以ナリ

右本会ノ議決ニ依リ意見書提出候也

昭和十七年十二月十六日  
 広島県会議長 望月乙也  
 文部大臣 橋田邦彦殿

二一四 理論物理学研究所設置理由(昭和十九年)

〔「公文類集」第六八編卷一〕

◎理論物理学研究所並ニ職員設置ノ理由

一、広島文理科大学理論物理学研究所設置ノ理由

近來我が国文化ノ進展著シク、ソレニ伴フ国力ノ伸張又驚クベキモノアリ、併シ乍ラコレヲ進展ノ跡ヲ顧ルニ、多クハ外国ニ倣ヒコレニ追隨セシモノニシテ未ダ我が国独自ノ文化トシテ誇ルニ足ルモノ極メテ乏シク、特ニ自然科学ノ分野ニ於テコノ弊最モ甚シキハ深憂ニ堪ヘザル所ナリ凡ソ科学技術ノ發達ハ、直接事実ニ直面シテ実験的研究ヲ行フト共ニ、之等ノ実験の事實ヲ基トシタル深キ理論的研究ヲ伴ヒテ始メテ実現シ得ルモノニシテ、特ニ画期的ト稱セラルル發展ノ殆ンド全テガ、深キ理論的研究ニヨツテ齎ラサレタルモノナルコトハ科学・技術ノ歴史ノ示ス所ナリ、然ルニ我が国從來ノ事情ヲ見ルニ、余リニモ直接ノ應用、利用ノミニ腐心シ、ソノ基本ニ適ツテ理論的研究ヲナスコトヲ輕視シ来リシハ一大痛恨事ニシテ、現在直面セル科学技術ノ貧困モ實ニ玆ニソノ端ヲ發セシモノト謂ハザルベカラズ

而シテ物理学ノ理論ノ高度ニ發展シ居ル現状ニ於テハ、之ガ研究ハ多数ノ有力ナル数学者・物理学者ノ而モ渾然一体トナリタル協同研究ニヨリテノミソノ成果ヲ期シ得ベキモノニシテ、我が国ノ如ク研究ニ従事スルモノノ數極メテ乏シク、且ツ数学者ト物理学者トノ連繫ノ如キハ殆ンド行ハレ居ラザル現状ニテハ物理学理論ノ飛躍的發展ヲ期スル上ニ甚ダ寒心ニ堪ヘザルモノアリ

広島文理科大学理論物理学教室ニ於テハ既ニ早クヨリ叙上ノ点ニ竊ミ数学教室特ニ幾何学教室ト連繫ヲ保チ強力ナル協同研究ノ実ヲ挙ゲ来リ、昭和九年三村教授ニヨツテ物理学基礎理論「波動幾何学」ナル新学説ガ提唱サレソノ後活発ナル發展ヲナシ、「ドウ・ブローイ」、「シュレーディンガー」、「ハイゼンベルヒ」、「デイラック」等ノ量子力学ト「アインシュタイン」ノ相対性理論トヲ融合シテ微視的の並ニ巨視的の物理現象ヲ一貫セル理論ノ下ニ統一スルモノトシテ世界ノ注目ヲ惹クニ到レリ、然ルニ該大学ニ於テハ近年理科関係科学学生數ノ急激ナル増加ニ伴ヒ教授上ノ任務極メテ多忙トナリ、関係職員ノ研究ニ専念スルノ余暇ニ乏シク且ツ研究者ノ人員不足ノ為研究發展上意ニ任セザル點尠カラズ、仍テ専任・兼任ノ所員ヲ配シコノ協同研究ノ組織ヲ拡充シ、ソノ施設ヲ確立シテ以テ我が国科学・技術ノ飛躍的發展ニ寄与セシムル為、広島文理科大学ニ理論物理学研究所ヲ設置セントスルモノナリ

二、職員設置ノ理由

教授一人 助教一人 助手三人

広島文理科大学ニ理論物理学研究所ヲ附屬スルニ伴ヒ所長ノ監督ノ下ニ研究ヲ掌ルベキ教授一人、助教一人、上司ノ指揮ヲ承ケ研究ニ従事スベキ助手三人ヲ置カントス

(参照)

一、理論物理学研究所機構及職員配置調(略)

二、理論物理学研究所ニ於ケル研究事項ノ解説

(一)、物理学ニ於ケル基本的思想並ニ概念ノ研究

物理学ノ飛躍的發展ヲ期スルニハ先ツソノ根本ノ思想概念

ヲ明ニスルヲ要ス

当大学ノ波動幾何学ハ研究ノ焦点ヲココニ置イテ生レタモノデ、ソノ發展ノ一段落ト共ニ再び基本ノ思想概念ノ深い研究ヲ進メツツアル、コノ研究ヲ一層拡充シ以テ波動幾何学ノ再度ノ飛躍的發展ヲ期セントスルモノデア

(註)物理学ニ於ケル最モ根本ノ概念ハ時間ト空間トデア、從ツテソノ測定ハ物理学ノ基本ノ操作ニ属スル、コレニ対シテ深い考察ヲ進メ、時間ト空間トニ関スル全ク新ラシイ概念トソレヲ測定スル新ラシイ時計ト物指トヲ導入スルコトニヨツテ波動幾何学ハ生レタノデア

コノ時計ト物指トハ次ノ様ナ推論ニヨツテ得ラレタ、即チ平ラナ机ノ上ノ二点間ノ長サヲ測ルニハ竹ノ様ナ折レ曲ラナイ物指デ充分デア

ルガ、机ノ上ニ大キナ凹凸ガアル場合ニハ糸ノ様ナ曲リ易イ物指ヲ用ヒナケレバナラナイ、進ンデ水面ガ波立ツテキル様ナ場合ノ波面上ノ二点間ノ長サヲ測ラウトスルト糸ノ様ナ曲リ易ク且ツ波面ニ常ニ密着シテキル様ナ物指ヲ工夫シテ来ナケレバナラナイ、以下コノ様ナ考ヘヲ推シ進メテ森羅万象ヲ包含スル時間ト空間トニ於ケル基本ノ長サトソレヲ測定スル時計ト物指トノ性質ヲ明カニシ、基本タルベキ長サノ数学的表現ガ得ラレタノデア

## (二) 物質ノ構造ノ理論的研究

物質ノ構造ニ関スル理論的研究ハ現在アラユル方面カラ進メラレテイルガ、物質ヲ大ヅカミニシテ取扱ツタモノト(現象論的研究)物質ヲ細カク分ケテ取扱ツタモノト(量子

論的研究)ニ大別サレル、コノ後者ノ方法ニヨツテ数量的ニ取扱フタメニハ從來ノ数学デハ不充分デソコニ全ク新ラシイ数学ヲ生ミダスコトヲ必要トスル(ココニ数学者・物理学者ノ緊密ナ共同研究ノ必要ガアル)、波動幾何学研究室ニ於テハココ數年来コノ後者ノ見地カラ研究ヲ進メ新タナ数学ヲ生ミナガラ理論ヲ發展サセテ来タノデア、併シナガラ理論ノ發展ト共ニ物質ヲ大ヅカミニ取扱フ方法ト細カクワケテ取扱フ方法トヲ理論的ニ融合スベキデアルコトニ注目シ現在コノ方向ニ研究ヲ進メツツアル

コノ研究ヲ更ニ進メテ最近学界ニ於テ漸ク其ノ面目ヲ一新セントスル機運ニ向ヒツツアル固体・液体ニ関スル性質ヲ理論的ニ一層明ニセントスルモノデア

## (三) 場ノ理論ノ幾何学的研究

物理学ノ理論ヲ一ツノ一貫シタ見方ニ統一スルコトガ出来レバソコニ飛躍的ノ發展ガナサレルコトハ物理学ノ歴史ノ示スコロデア、ソレ故ニ物理学ノ理論ヲ統一シ以テ理論ノ發展ヲ図ラントスル試ミハ多クノ学者ニヨツテナサレテ来タ、ソノ中デ最モ顯著ナモノハ「場」トイフ概念ヲ導入スルコトニヨツテ試ミラレテキルモノデア、波動幾何学ハソノ構成上「場」ノ幾何学的理論ト見做スコトモ出来ル依ツテ幾何学ノ本質ヘ一層深く探究ノ歩ヲ進メルト共ニ波動幾何学ノ「場」トイフ面ヲ發展サセ様トスルノデア

(註)磁石ノ近くニ鉄粉ヲマクト鉄粉ハ奇麗ナ形ニ並ブ、コ

ノ現象ヲ磁石ニヨツテ磁石ノマワリニ「磁場」ガ出来テキルト解釈シテ説明シテキル、同様ニ電氣ヲ帯ビタ物体ガアレバソノマワリニ「電場」ガ出来テキルト解

積シ、地球ノ様ナモノ(イ)一般ニ物体ガアレバソノマワリニ重力ノ場ガ出来テキルト解釈スル  
 コノ様ナ考ヘ方ニヨツテ物理的ノ現象ヲ統一のニ見テ行カウトスル理論ガ「場ノ理論」デアル

四、重力波ノ研究

電波ガ発見(約五十年前)サレタ直後カラ多クノ人々ハ必ズヤ重力ニモ電波ニ類似ノ「波」即チ重力波ガ存在スルデアロウトイフコトヲ予想シ、ソノ発見ニ多クノ努力ヲ費シテ来タ、併シナガラ今日ニ到ルモ重力波ハ実験的ニハ見出サレズ、僅カニ理論的ニソノ存在ノ可能性ガ示サレテキルニ過ギナイ、今日マデニ提唱サレテキル理論ハ

- (1) 電波ノ基本方程式ニ類似ヲモトメテ理論ヲ展開シタモノ
- (2) 相對論ニヨル重力ノ理論ニヨリ導カレタモノ
- (3) 波動幾何学ニヨツテ導カレタモノ

ノ三デアルガ、孰モ如何ナル実験ニヨツテ重力波ガ見出サレルカラ示得ル程度ニマデ發展シテキナイ

上述ノ波動幾何学ニヨツテ提唱サレテキル重力波ノ理論ヲ展開シ以テコノ未知ノ分野ヲ拓カントスルモノデアル

(註) 今日アラユル方面ニ偉大ナル力ヲ發揮シテキル電波ハ最初ニ理論ガ提唱サレ次デソノ理論ノ指示スルトコロニ従ツテ実験的ニ見出サレタコトヲ思ヘバ、今日重力波ヲ理論的ニ究明スルトコトハ一見迂遠ナルガ如クシテ然ラザルモノデアル

五、物質ノ急激ナル変化ノ理論的研究

物質ノ緩やかな変化ニ関シテハ実験・理論両方面トモ可ナリノ深サニ研究サレテキルガ、ソノ急激ナル変化(爆発現象、温度ノ急激ナル変化等)ニ関シテハ工學方面ニ於テ実験的ニナサレテ(大砲内ノ火薬ノ爆発等)キルニ過ギズ、理論ハ実験式ノ集積ノ域ヲ脱シテキナイ、コノ領域ハ現下最重要ナルモノナルニ拘ラズ殆ソド注意サレテキナイ、從來波動幾何学開拓ノ一面ニ於テ此ノ分野ノ研究ヲ進メツツアリタルヲ本機構ノ下ニ更ニ深く探究セントスルモノナリ

六、国防上重要ナル諸問題ノ理論的研究

国防上重要ナル問題ヲ理論的ニ処理スベキ喫緊ナルモノノ中

- (1) 航空ニ関スル理論ニ現ハレタル微分方程式ノ解法
- (2) 航空測量ノ原理ニ関スル幾何学的考察並ニソノ器械製作ノ幾何学的処理
- (3) 航空ニ関スル理論上重要視サレテキル平面等角写像ノ立体的擴張等ヲ数学的・物理学的ニ研究セントスルモノデアル

(註) 一 航空ニ関スル理論ニ於テ解法困難ナル諸種ノ微分方程式ガ現ハレテ来テキル、然ルニ現在航空理論ニ携ツテキル人々ハソノ解ヲ熱望ンテキルニ拘ラズ未解決ノ問題ガ数多ク残サレテ居ル、之ヲ速ニ打開セントスルモノデアル

(註) 二 未地ノ土地(敵占拠下ノ島嶼等)ニシテ地上ニ基線ヲ得ラザル個所ヲ測量スル場合、現在ノ航空測量ニ於テハ氣圧ノ変化等ニ基因シ其ノ結果ハ甚ダシク不正確デアル、依テ主題トスル研究ヲ速ニ完成シテ以テ其ノ欠陥ヲ是正セントスルモノデアル

(註) 三 従来平面等角写像ハ航空理論ニ応用サレテ構造決

定ニ重要ナ役割ヲシテキル、然ルニ機体ハ立体的ナル故コノ問題ヲ立体的ニ処理スベキコトガ実情ニ即シテキルニ拘ラズ問題困難ナルタメ未ダ一指ダニ染メラレテキナイ、コノ未知ノ分野ヲ拓カントスルモノデアアル  
(以下略)

広島文理科大学理論物理学研究所官制説明資料(追加)

理論物理学ハ凡ユル科学技術ノ基礎ヲナス學術デアアルコトハ今更ニ云フヲ待タヌコトデ、特ニ科学兵器ノ如キ一トシテコノ理論ニ基カザルモノナク又コノ理論ニ依ツテ将来緊要ナル研究ヲ遂行シ例ヘバ新兵器ノ發明発見ヲモ期待シ得ラルルモノデアアル  
本学ニ於ケル理論物理学ノ研究ハ夙ニ「広島学派」トシテ欧米ニ於テ其ノ研究ノ成果ヲ重視シテ居ルガ、本学ハ時局ニ鑑ミ本研究所ヲ基トシテ戦力増強上緊切ナル研究事項ヲ取上ゲ速ニ之ヲ遂行ヲ期スル考ヘデアアル

以上ノ目的ヲ達成スル為本学ニ理論物理学研究所ヲ設置シ国家緊急ノ要請ニ応セントスルモノデアアル

次ニ研究事項並ニ其ノ目標ニツキ解説ヲ加フレバ左ノ通デアアル  
波動幾何学ノ研究ニ於テハ物理学理論ノ根本ニ遡リ時間・空間ノ概念ヲ徹底的ニ検討シ、実験・実測ノ意義ヲ究明シソレヲノ上ニ立ツテ数理的ニ理論ヲ展開シテ来タノデアアル、斯様ナ基本概念ノ研究ハ一見迂遠ナ研究デアアルヤウニ見エルガ、数学ニ於ケル虚数ノ如キ抽象的概念ガ現在電気工学・流体力学等デ極メテ有力ナ武器トシテ重大ナ役割ヲ果シテキルコトヲ思ヘバ、基本概念ノ研究ノ如何ニ重要デアアルカハ明ラカデアアラウ

波動幾何学ハ高度ニ数学的ナ内容ノモノデアアルカラ之ヲ簡單ニ述ベルコトハ難シイノデアアルガ、之ヲ要スルニ時間・空間或ハ測定操作ノ如キ概念ガ従来ハ巨視的・概観的ニ立テラレテキタノニ対シ、波動幾何学デハ先ニ述べタヤウナ立場ニ立ツテ微視的・構造論的ニ全テノ概念ヲ考ヘ直シ更ニソノ概念ニ相応シイ数学ヲ創造シ、ソレニヨツテ一方デハ従来ノ時間・空間概念ノ下デ立テラレテキタ理論ヲ導キ得ルト共ニ、他面、従来ノ立場デハ到底及ビ難イ領域ノ問題ニ対シテモ、之ヲ数学的ニ考察スルヲ得テ、尚実験の研究スラ豊カデナイソノ分野ニ一ツノ道ヲ拓クコトヲ得タノデアアル

(マセ)

上ニ述べタヤウニ波動幾何学デハ今迄ノ業蹟トシテ  
(一)自然現象ヲ物質ノ原子の構造ニ遡ツテ探究スル微視的理論建設ノ基本ヲ建設シ、之ト共ニ(二)種々ノ数学的理論ノ創造ヲナシテ来タモノデ、現在マデニ解決シ得タ問題モ尠クナイノデアアルガ、現在ノ切迫セル国情ニ稽ミテ、目下ノ所ハ(一)ノ業蹟ヲ基礎トシテ金属合金・流体等ニ関スル所謂物性論ノ研究及ビ爆発衝撃等ノ如キ急激ナル変化ヲ伴フ現象ノ解決ニ力ヲ注ガントスルモノデアアル

金属合金等ノ研究ハ最近漸ク理論的研究ノ緒ニツイタモノデ未ダ多クハ実験的・模索的研究ノ域ニ在ルモノデアアルガ、之ヲ数理的ニ究明シ得ルナラバ種々ノ材料ノ研究ノ上ニモ方向ト組織トヲ与ヘ得テ材料技術ノ上ニモ必ズヤ飛躍的進歩ヲ来サンコトガ期待サレルノデアアル

急激ナ変化ヲ伴フ現象ニツイテハ現在実験的研究ガ行ハレテキルニ過ギナイトサヘ言ヘルノデアアルガ、コレヲノ現象ノ理論的解決ニハ既にノ剛体弾性体ノ力学ノ如キ物質ノ連続性ヲ基ニシ

タ立場ヤ又今マデノ熱力学ノ如キ準的ト言フ仮定ニ立ツ理論ヲ以テシテハ充分ナ解決ハ望ミ難ク、ドウシテモ物質ノ原子的構造ヲ考慮スルト共ニ一方ニハ時間概念ニ対シテモ原子論的考慮ヲ払ツタ波動幾何学ノ如キ理論ニ俟タネバナラヌノデアル、更ニ又業績ノ第二デアル数学自身ノ研究成果ハ之ヲ駆使スレバ現在軍事上緊急ナル諸種ノ問題ノ数理的解決ニ有力ナル武器トナルコトハ当然デアル、航空力学等ニ現レテ来ル非線形微分方程式ノ解法、或ハ翼ノ構造上極メテ重要ナ方法トシテ現在活用サレテキル等角写像ノ方法ヲ拡充スルコトナドニ現ニ研究ヲ進メテキル、コレラハ各国共焦眉ノ問題トシテ解決ヲ急イデキル難問デアルガ、コレヲ解決スル上ニモ波動幾何学ニ於テナサルタル数理的研究ガ重要ナ基礎トシテ役立ち得ルノデアル  
重力波即チ重力ノ波動性ノ問題ハ波動幾何学ニ於テ理論的ニ導出サレテキルノデアルガ、未ダ実験的ニ検証サレテキナイ言ハバ未知ノ分野デアル、併シ「マックスウエル」ノ電磁理論ニヨツテ推論サレタ電磁波ガ「ヘルツ」ニヨツテ実験的ニ検証サレルマデハ荒唐ノコトトシテ世ノ笑ヲ買ツテキタニモ拘ラズ、今日ノ戦争ニ於テ電波兵器或ハ無線通信法トシテ最も重大ナ役割ヲ果シテキルコトヲ思ヘバ、コノ研究ヲ理論的ニ尚一層深く進メ実験的方法ヲ指示シ得ルマデニ到ラシメルコトハ今次ノ戦争ノ性格ニ鑑ミテ特ニ重要ナルモノト思ハレル

## 二一五 長田学長挨拶の辞(昭和二十一年)

遠路誠に御苦労でした。時局下格別御多用のところを而も不自由極まる御旅行をものともせず斯くも多数御参集、尚志会の

こと母校のこと御研究下さいますよし感謝の外ありません。切角のよき機会でもありませんので私は母校の近況をあらまし申し述べ御挨拶の言葉に代へたいと存じます。塚原前々学長功成り名遂げて御退官に相成りましたのは昨年六月のこと、その後を襲つて文部省教学局長近藤寿治博士の来任を見ましたが残念ながら僅か半歳の短期で御退官、私の就任致しましたのは昨年十二月廿六日のことでした。私は御承知の通り本学出身で諸君とは四ヶ年間も同じ釜の飯を食った同窓でもありますので一身上のことにも触れて腹藏なく申上げること今日はお許し戴けるかと存じます。私は教育学の研究に身を委ねて正に三十五年、多少は自ら信ずるところもあつて学究生活に終始したいと念じておりました。率直に申して教育学に生き教育学に死する覚悟で今日に及んだのでありますが、文部当局の御意向も私を広島大学の学長にしようとしてゐるらしく、それに大学の教授会は絶対多数で私を選挙致しましたので上と下から攻め立てられてこの重任を引き受けざるを得ないことになりました。勿論私は自己を知つてをりますので、私如きものを御信任下さる文部当局と教授各位とに対してはただ感謝と感激とで胸も一杯、その知遇には感激を催す外ありません。併し事実微力な私、欠点多き私、特に短気で神経質の私、それに第一長たるものが頗る嫌ひな私、而も教育学に生き教育学に死する覚悟の私、さういふ私としては学長就任には随分悩みました。併し私は考へました。吾が身に落ちて来た運命、それを素直な心で甘受すること、これが生を地上に享けてあるものに最も大事な道徳ではあるまいか。而も思へば私はこの学園の出身で、職を奉ずること既に二十八年、さういふ私が原子爆弾で灰燼に帰した母校復興の先頭

に立つことは正に天の命するところではなからうか。更に思へば六千三百の親愛な同窓がある。一心同体、力を併せてことに当らばきつと目的は達する。一念ここに至つて心気一転、明朗潤達、勇氣百倍、潔く私は学長を拜命致しました。どうぞ皆さま宜しく御支援を願ひます。

さて母校復興の方針ですが、母校が、広島に復興する根本方針は微動だも致しませぬ。前学長は最初江田島移転を策しましたが、これは進駐軍も許しませんし、よし許されても学園の性質上離れ島ではやつて行けませぬ。その後山口県光市からは吾が高師を迎へたいとの御好意もあり、本省からは全学園四国の善通寺に行つたらといふ話もありましたが何れも問題になりませぬ。而も広島における復興は着々緒につき大学本館は修理すれば十分に役に立つとの専門家の意見、現に理科は一月以来授業してゐるし文科も続いて江田島を引き揚げて授業をやつています。高師は賀茂郡乃美尾村の元海軍衛生学校の転用を受け、一千五百名の生徒は去る二月初旬以来遅しく再起してゐます。附属国民学校は父兄団の自力で元の校舍を修築し五月以来立派に復興しました。附属中学校は只今西条町の国民学校を借り受けて授業をしてゐますが、これまた父兄団の自力で近々広島島の焼け跡に復帰します。而もここに一言すべきは嘗ての軍都広島が文化都市として復興するからには、吾が学園はその文化都市の王座を占めるので、県も市も多大の理解と同情とを寄せ、百五十万円の寄付まで申出てゐるのです。誠に感謝の外ありません。

併し思へば学園の復興とは単に雨露を凌ぎ手足を伸ばす建物を見付ては入ることではありませぬ。さういふ有形の復興と併

せて否それ以上に無形の、といふのは精神的の復興こそ学園復興の根本ではありませんまいか。明治三十五年北條時敬先生に依つて礎石を据ゑられ今や四十四年の歴史と伝統を有つこの学園を真に吾が国教育界の大本山として恥かしからぬものにするところこそ復興の本義であると私は信じます。皆さん御承知の如く吾が国の教育界は高等師範学校の外に官公私立の各大学、専門学校の出身者は言ふに及ばず検定出身者等誠に多種多様であります、その間にあつて典型的な教育者として真に指導的地位にあるのが吾が学園の出身者でなければなりません。併しそれには各自それに相応はしい人格と学識と品位とがなくてはなりません。その点において私共は今日自らを反省し深く思ふところがなくてよいでしょうか。左様なことも考へて私は本年元旦学風振起の三誓文を作り取り敢へず学生にこれを指標として示しました。皆さんどうか先輩として後に続く若き弟達を御指導賜はりますやうお願い致します。

尚、最後に一言致します。学園のこゝ尚志会のことすべて今後は従来の保守退嬰を一擲して飽くまでも進歩的に飽くまでも積極的に行つて行きたいと存じます。単なる真面目が卑屈に墮して自ら侮るやうなことがあつては人必ずこれを侮りませう。国家の意志で正々堂々教師養成の学園として設立された吾が学園の出身者が教育界において雄飛するに何の憚るところがありません。信じて行へば鬼神もこれを避く。何卒御自重御自愛遊ばさるやう。これを以て御挨拶の言葉と致します。

#### 学風振起ノ三誓文

一 真理ニ対シテ敬虔ノ念ヲ懷キ學術探究ノ情熱ニ燃エヨ



一 自由清新ニシテ明朗瀟達ノ氣風ヲ長養セヨ  
一 自奮自発以テ自学自治ノ精神ヲ発揚セヨ

新日本元年 元旦

広島文理科大学長

文学博士 長 田 新

## 二一六 広島総合大学設置の計画(昭和二十三年)

『国立広島総合大学設置計画の概要』

国立広島総合大学設置の趣旨

政府は教育の民主化とその施設の地方的分散をはかるため、所要の地に、国立総合大学の設立を計画せられておられることとあります。広島は、由来中国地方に於ける教育文化の中心地として、伝統をほこつてきました。この地こそ、中国地方国立総合大学設置の最好適地であると信じます。

今、特につぎの理由をあげて、その意を明かにしたいと思いません。

### (一) 広島を文化的に再建することの世界的意義

経済区域としてほとんど一体の広島市呉市地帯は、十九世紀末このかた、日本における軍事活動の有力な基地でありましたが、戦争により、これらの軍事施設は壊滅しました。この破壊のうちから、民主主義平和日本を象徴する国立総合大学を設立して、一大文化都市を再建し世界平和に貢献することは、世界史上真に意義深いものがあると考えます。

### (二) 広島の文化的優越性

広島は、中国地方における政治・教育・文化の中心地であり、また、政治的には、中国地方を管轄区域とする重要な官庁

は、ほとんど全部広島市におかれており、中国軍政部もまたその本部を呉市に設置されています。教育施設の点から見れば、広島県下における官公私立の大学・高等専門学校の数は十六校の多きに達し、隣県岡山の七校、山口の八校を合してもなお追隨をゆるさぬものがあります。さらに、各種公私の文化団体も、その数十指にあまるものがあります。かつてはC・I・E指導の中国地区、WORK SHOPも、広島に開催されました。最近、連合軍最高司令部が、全国七カ所を選定して、図書館を設置し、米国提供の書籍を、広く一般市民に閲覧せしめられるにあたり、中国地方においては、特に広島市をえらばれたこと、また広島市に児童文化会館設立の企めるや、現地軍政部当局をはじめ、内外人士の期せずして絶大な支援をこれによせられたことなどは、すべて、広島の文化的地位の優越性をものがたるものであります。

### (三) 広島に於ける国立総合大学の施設

広島市は、未曾有の戦災により、市街の大半を烏有に帰しましたが、幸にして、今回の国立総合大学の一部に予定している広島文理科大学は、その木造建築物を失つたばかりは、大部分の建造物が被害極めて軽く、今やほとんど復旧を了へ、附属理論物理学研究所は県下竹原町に完成し、工業専門学校および高等学校は、一部建造物の倒壊を見たのみで、焼失はまぬがれ、いずれもすでに復旧を完了しております。加うるに、所要の図書・実験用機械器具類、その他の諸施設は、いずれの学校においても、ほとんど被害がありませんでした。教授の陣容、その研究の実績等は、また特色を有し、他の追隨をゆるさぬものがあります。要するに、戦災による直接の

影響は、広島の国立総合大学建設に関するかぎり、全然顧慮するにおよばぬ状態であります（現有施設の概要および新綜合大学の構想は別記）。なお、前述の連合軍最高司令部提供の図書館、ならびに、貴重蔵書の全部が焼失をまぬがれた広島市浅野図書館等の存在は、大学の施設に、一段の光彩をそえるものであります。

以上の如く、現有各種施設の活用により、綜合大学設立は、欠けるところがないと思いますが、さらに将来、もし幸にして連合軍側の厚意により、目下英連邦軍において使用中の江田島の旧海軍兵学校の施設、呉市広町並に福山市郊外の軍用建築物、その他の旧軍用施設等の全部または一部の解放返還をうけ、これを転用することができますれば、広島綜合大学は、名実ともに、全国第一流の学園となること必至であります。

#### 四 広島の国際的性格

我が広島県民は、夙に外国進出を志し、遠く明治時代から海外雄飛果として、全国に其の名を轟せ、諸外国との関係は緊密に結ばれて来たのであります。而して太平洋戦争以来、広島は国際的にあまりにも有名となりました。のみならず、瀬戸内海における観光の中心地は、実に広島県下の沿岸島嶼部であります。したがって、将来、在外県人の紹介を俟つまでもなく、広島・呉の両貿易港を利用して、研究または観光の目的をもつて広島地方に來遊する外国人は、ますます多きを加えるものと思えます。

こうした外国人の來往の機会ごとに、大学を通じて、世界文化の交流をはかり、學術の振興に資するがためにも、将来又

文化水準を昂めて、国際的社會を顕現し、教養ある国際的方人を養成する必要から考えても、広島に模範的な国立綜合大学を設置することは、極めて意義深いものがあります。

#### (五) 国立広島綜合大学の特徵

新設の国立広島綜合大学は、自然地理的条件や産業地理的条件の外に人文的乃至歴史的条件をも考慮して、典型的な綜合大学として計画しました。

即ち人文科学と自然科学に関する不可欠の学部を設けたことは勿論であります。が、文理科大学・男女高等師範学校・青年師範学校及び師範学校の五校の教員養成機関を完備して居りますことは、本県の特徴であり、誇でありますので、教育部を重視し、教育学の研究と教育者の養成に万全を期しました。

政経学部には、本県の国際的性格を尊重して國際經濟科を設け、米・中・中国等との貿易の振興を考慮すると共に、將來当然起ると思われる移民問題にもそなえたのであります。更に該学部には社會政治科を置いて、優秀な新聞人を養成して世界的に活躍せしめることを考え、労働運動の指導者を育成して産業の健全なる発達に資することとし、該科に教育部門を設けて、社會科担当教師をも養成することにしました。

理学部物理学科に於ては、本県下竹原町に設置する理論物理学研究所を活用して斯道に貢献させ、工学部の機械工学科は広島工業専門学校の完備せる機械設備によつて益々実績を挙げ、醸酵工学科は本県名産の清酒の品質を向上させることと信じます。造船工学科は本県民の国際性と漁業の進展に多大の關係をもち、本県下多数の造船所と不可分の關係に於て該

国立広島総合大学の構想			
学部名	設立母体	所在地	備考
大学本部 政経学部 文学部 理学部 工学部 水畜産学部 医学部	新設 新設 広島文理科大学 広島工業専門学校 広島市立工業専門学校 広島青年師範学校 広島県立医科大学	広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市 広島市	(旧被服支廠) 大学院を附置す 大学院を附置す 特に青師の水産科畜産科を母体とする

科が徹底的に研究されるものと思います。

福山市に設置予定の水畜産学部は、前面に瀬戸内海最良の漁場をひかえ、背後には全国第二の牛生産地、本県東北部をひかえる点を利用して、海陸にわたり、動物性蛋白質資源の総合的研究開発に当るものとして特異の存在とする計画であります。

呉市に医学部を、福山市に水畜産学部を置き、教育学部の本部を広島市に其の分校を三原市及び福山市に設置し、他の学部を凡て広島市に置くことは多少分散的であるとも考えますが、総合大学としての管理運営及びその機能發揮になんら支障がないばかりでなく、かえつて文化の地方的普及の趣旨に合致するものと思います。

(六) 広島を中心とする交通事情

およそ国立総合大学設置の立地的条件は、単に交通の良否によるものではなく、むしろ、学園の環境・施設・伝統等、教育効果發揮上の条件に重点を置くことは当然であり、広島は、この意味において、上に述べたように、あらゆる角度から見ても、優位に立つものと確信いたします。交通の点より見ても、決して他に劣るものではありません。すなわち、広島市および呉市は、中国地方における陸海交通の一大中心地であり、国鉄山陽本線・呉線は東西に、芸備線は南北に貫通し、中国各県よりの来往の便はきわめて良く、海上においてもまた、広島市宇品港および呉市吉浦港・仁方港からは、わずか三四時間にて、四国方面とも交通が可能であります。以上の理由により、広島に国立総合大学を設置されること、が、もつとも適当と信ずるものであります。

家政学部	広島女子高等師範学校	広島市	高等学校教員を養成する
教育学部 (第一部)	広島女子高等師範学校	広島市	中・小学校教員を養成する
教育学部 (第二部)	広島青年師範学校	三原市	
教養部	広島高等学校	広島市	各学部を通ずる一般の教養を担当する
中央図書館	広島文理科大学 附属図書館	広島市	

国立広島総合大学設置施設概要

学部	母体となる施設	施設概要	
		建物	土地
政経学部	(旧被服支廠)	(新設) 現在の附属小学校建物一、一八〇坪と附属中学校建物六六五坪と合計一、八四五坪を差当り充當する	広島市出汐町所在 元陸軍被服廠敷地 (教育学部の一部と共用)
文学部 (大学院を含む)	広島文理科大学文科	現在の大学本館二、八〇〇坪を充當する	広島市東千田町所在 広島文理科大学敷地二三、〇〇〇坪を充當する
理学部 (大学院を含む)	広島文理科大学理科	現在の広島工業専門学校建物五、〇〇〇坪と広島県より寄付される県立工業学校建物二、〇〇〇坪と計七、〇〇〇坪を充當する	広島市千田町三丁目所在 広島工業専門学校敷地二五、〇〇〇坪と広島県より寄付される隣接の県立工業学校敷地一〇、四〇〇坪と合計三五、四〇〇坪を充當する
工学部	広島工業専門学校 広島市立工業専門学校		広島市千田町三丁目所在 広島工業専門学校敷地二五、〇〇〇坪と広島県より寄付される隣接の県立工業学校敷地一〇、四〇〇坪と合計三五、四〇〇坪を充當する



## 広島文理科大学略年表

- 大正11年(一九二二)
- 2・7 教育審議会において東京・広島に文理科を内容とする単科大学設置を可とする答申がなされた。
- 3・15 東京・広島に文理科大学を設置する件、衆議院において可決された。
- 3・25 文理科大学設置案、貴族院において審議未了となった。
- 大正12年(一九二三)
- 3・23 文理科大学設置案を含む総予算案、帝国議會を通過した。
- 9・1 関東大震災(文理科大学設置延期と決定)。
- 昭和2年(一九二七)
- 7・7 文部省に新設官立大学創立委員会が設置された。
- 昭和4年(一九二九)
- 4・1 官立文理科大学官制(勅令第三七号)により、文科・理科をおく官立大学として広島文理科大学が広島高等師範学校所在地に設置された。
- 広島高等師範学校校長吉田賢龍が学長兼教授に任命された。
- 「広島文理科大学学則」が制定された。
- 4・22 広島文理科大学第一回募集学生の入学宣誓式が挙行された。
- 5・8 文官普通懲戒委員会が置かれた。
- 5・15 「広島文理科大学勉務規則」を制定。
- 8・7 運動場整地竣工。
- 12・9 「広島文理科大学・広島高等師範学校校友会会則」が協定された。
- 昭和5年(一九三〇)
- 2・4 「広島文理科大学学生心得」を制定。
- 2・10 「広島文理科大学附属図書館規則」を制定。
- 昭和6年(一九三一)
- 6・6 本館竣工、各学科教室・研究室を新館に移転した。
- 8・6 文部省の学制改革案、大阪毎日新聞に発表。文理科大学・高等師範学校廃止反対運動が起った。
- 9・18 満州事変勃発。
- 10・17 広島文理科大学開学式が挙行された。
- 昭和7年(一九三二)
- 1・23 「広島文理科大学学位規程」を制定。
- 2・25 学則中改正、入学を許可すべき者の中に高等師範学校第三学年修了者を加えた。
- 3・7 広島文理科大学第一回卒業証書授与式が挙行された(以後、昭和十五年まで毎年三月に挙行)。
- 5・14 「広島文理科大学附属図書館評議会規程」を制定。
- 10・1 文官普通分限委員会が置かれた。
- 昭和8年(一九三三)
- 2・15 学則中改正、入学を許可すべき者の中に修業年限三年の臨時教員養成所卒業者を加えた。
- 6・2 附属臨海実験所を広島県御調郡向島西村字干汐に設置した。
- 11・5 附属臨海実験所開所式が挙行された。

昭和9年(一九三四)

1・1 「広島文理科大学附属教育博物館規程」を制定し、

同日開設した。

6・8 吉田賢龍依願免本官ならびに兼官により、文部省普通学務局長武部欽一が学長兼教授に任命された。

——この前後より後任学長問題が激化し、文部省と

広島文理科大学は対立——

6・12 武部欽一の辞表提出(受理)により、首席教授乾環が学長事務取扱となった。

8・22 東京高等学校校長塚原政次が学長兼教授に任命された。

昭和10年(一九三五)

7・1 満蒙研究会発足。

9・10 前学長吉田賢龍奨学資金を寄付。

昭和11年(一九三六)

9・15 日本文化講義を創始。

10・17 学園歌を選定。

昭和12年(一九三七)

7・7 日中戦争開始。

12・16 広島文理科大学防護計画を設定した。

昭和13年(一九三八)

2・1 学則中改正、国体論を各学科共通必修科目とした。

4・1 「広島文理科大学・広島高等師範学校評議会規程」を制定。

学則中改正、倫理学専攻を倫理学及び国体学専攻に改めた。

5・1 「吉田奨学資金規程」を制定。

7・25 広島県豊田郡大乗村に臨海教育場を落成した。

昭和14年(一九三九)

4・1 学則中改正、漢文学専攻中に支那語学を新設。

6・19 興亜学生勤労報国隊、派遣学生生徒を決定(昭和十六年まで実施)。

12・7 大陸研究室を東洋史学研究室に附設。

昭和15年(一九四〇)

2・12 広島臨時教員養成所を設置し、四月一日より開設された。

10・10 「広島文理科大学学科科長会内規」を制定し、科長会を設定した。

昭和16年(一九四一)

1・13 学友会を広島尚志報国会に改組した。

2・7 長田新にスイス政府よりベスタロッチ賞が授与された。

2・15 広島尚志報国会発会式を行った。

9・22 広島文理科大学報国隊結成式を行った。

10・16 在学修業年限、昭和十六年度臨時短縮(三か月)の件示達。

12・8 太平洋戦争開始。

12・27 第一一回卒業証書授与式を挙行(修業年限三か月短縮による)。

昭和17年(一九四二)

4・26 名誉教授西晋一郎の業績をたたえ、西記念館を建てその落成式を行った。

- 9・23 第二回卒業証書授与式を挙行（修業年限六か月短縮によって昭和二十二年までは九月に挙行）。
- 昭和18年（一九四三）
- 10・ 地学科地質鉱物学専攻を開設した。
- 昭和19年（一九四四）
- 8・23 附属理論物理学研究所を設置した。
- 昭和20年（一九四五）
- 2・8 文理科大学文科系学生に対する入営延期の措置解除。
- 6・10 中国総監府が広島文理科大学本館（三階）に置かれ、文科系研究室では、これを機会に図書・備品などの疎開を開始した。
- 6・13 塚原政次依願免本官ならびに兼官により、文部省教務局長近藤寿治が学長兼教授に任命された。
- 8・6 原爆被災。
- 8・15 太平洋戦争終結。
- 12・5 近藤寿治依願免本官ならびに兼官により、首席教授鈴木敏也が学長事務取扱を命ぜられた（なお、鈴木敏也は数日後死亡、次の首席教授古賀行義が学長事務取扱を命ぜられた）。
- 昭和21年（一九四六）
- 12・26 教授長田新が学長兼教授に任命された。
- 1・ 江田島津久茂国民学校および元徴用工の寮において第三学年文科系第一・二学年の授業を再開。
- 2・ 賀茂郡乃美尾の旧海軍衛生学校の一部において理科系第一・二学年の授業を再開。
- 2・ 国体学専攻を廃止。
- 4・ 学生による学内刷新運動が起った。
- 4・ 広島文理科大学の移転・誘致問題が起った。
- 4・15 理科系学生、元の本館へ復帰（ただし、化学科は倉敷市の倉敷農業研究所、地学科は佐伯郡の玖波国民学校で当分授業）。
- 5・ 広島文理科大学教員適格審査委員会を設置し、同年十一月中旬に不適格教授三名を発表。
- 9・ 文科系学生も本館へ復帰。
- 昭和22年（一九四七）
- 1・3 県政座談会における国立広島総合大学の設立に關し、全県民の熱望がたかまった。
- 10・6 「広島文理科大学内規」を制定し、学内機構が改革された。
- 10・24 「国立広島総合大学設立試案申請書」が文部省に提出された。
- 12・23 国立広島総合大学設立推進本部を県知事直轄として設置。
- 昭和23年（一九四八）
- 1・12 広島大学設立期成同盟会を結成。
- 3・ 理論物理学研究所（戦後まもなく臨海実験所内に移転）が賀茂郡竹原町へ移転した。
- 3・29 理論物理学研究所開所式を挙行。
- 3・31 広島臨時教員養成所、全生徒の卒業により廃止された（正式には昭和二十四年五月の国立学校設置法をもって廃止）。



7・25 「国立広島総合大学設置申請書」を文部省へ正式に提出。

昭和24年（一九四九）

5・31 国立学校設置法公布により、広島大学が設置され、

広島文理科大学は広島大学に包括され、広島大学広島文理科大学と改称された。

広島文理科大学附属理論物理学研究所は、広島大学の附属研究所となり、附属臨海実験所は広島大学理学部附属施設となった。

広島女子高等師範学校校長桜井役が広島大学学長事務取扱ならびに広島文理科大学学長事務取扱を兼務した。

昭和25年（一九五〇）

4・19 元文部大臣森戸辰男が広島大学長に任命され、広島文理科大学長に兼補された。

昭和28年（一九五三）

3・ 第二三回卒業証書授与式が挙行され、全学生が卒業した。

8・17 「従前の規定による大学の研究科の存続年限に関する省令」により、広島文理科大学の研究科が存置さ

れ、学位審査機関として教授会がひきつづき置かれた。

昭和37年（一九六二）

3・31 広島文理科大学が廃止された。



第三編 広島工業専門学校史

# 校歌

作歌 高野辰之  
作曲 中田章

## 一 蜘蛛手に注ぐ 三篠の河洲

眺いと遠く 気清き処

我等の学校 此の地に立ちて  
飽くまで味う 天与の幸を

## 二 専攻あまた 分るる我等

仰ぎ見る鯉城 高きは望

名に負う市の名の 広きは心  
歩調を乱さず 協和に生きん

## 三 関また関は 我等が行手

絶えず身に着けん 至誠の手形

発明創意に 汗なす業に

励まん 尽さん 御国の為に

## 第一章 創設・発展期

### 第一節 広島高等工業学校の創設

#### 工業に関する専門 学校設置の要望

実業に関する教育機関の設立について、その地方分布論の立場から、広島県選出代議士早速整爾らが当局者に要求したのは大正三年（一九一四）のことであったという。

第一次世界大戦の推移とともに工業教育の必要が叫ばれ、戦後経営の一環として政府においても工業教育機関の増設が検討されるに至った。このような動きに関連して、広島県にも実業に関する高等教育機関を設置してほしいという要望が起り、県議小松原要作ほか三名の発議により、大正四年十一月県会に意見書が提出された。これは、「広島県下ニ農工商ニ関スル高等ノ學術技芸ヲ教授スル中国帝国大学ヲ設置セラレムコトヲ望ム」という内容で、提案理由は、将来関西地方に大学が増設されることを見込み、大学所在地としては最も適切な広島にかかる大学を設置してもらおうというもので、県会はこれを議決して内務大臣に提出した（大正四年『通俗広』、広島県会議事日誌）。

広島に高等の専門学校を設置してほしいという声は、当時広島一中の広瀬時治校長ら中等学校長の間から出、早速ら広島県選出議員と馬淵鋭太郎知事、広島市長代理小田清らが設立運動を展開した（『広島大学工学部五十年史』、以下『五十年史』と略す）。高等工業学校を希望した理由は、広島市の将来の発展策は商工業にあるが、商業は小売業ならともかく大規模な商業は望みがない、工業ならば、(イ)労働者の供給、(ロ)広い平地、(ハ)水の供給、(ニ)物資の供給（運搬の便利）に十分な要素を備えてい

る、ただ一つ企業家が欠けているが、これも高等工業学校という基礎ができれば自然に育ってくる、また、近くに呉工廠があって実習見学に便利であり、関西には東の大阪、西の熊本に高等工業学校があるのみでその中間に一枚設置して当然であるというものであった（「芸備日日新聞」大正一五・九・一四）。

**高等工業学校広島設置の指定と寄付金問題** 大正五年（一九一六）文部省は翌年度の新事業の一つとして二校の高等工業学校の新設計画を立てた。広島県と神奈川県が候補地として指定され、地元がどれだけの寄付金を提供しうるか、各知事を上京させて協議

した。当時教育事業が必要不可欠のものであるにもかかわらず、政府の財源との調和がとれず、創設費の寄付という名目での地元負担が公然と要求されていた。この負担をめぐって必然的に各県の誘致競争が行われ、この時にも石川県・静岡県が巨額の寄付金提供を条件に誘致運動を進めていた。

広島県は、明治以来工業勃興地域と目されていたが、実際には小工業のほかのみるべき大工業は起らず、当時の新聞の論調などは、高等工業学校を広島に設置することによって工業教育の振興、さらには工業勃興の機運が開けるとを期待するむきがあった（「芸備日日新聞」大正五・七・二〇）。

これをうけて広島県は、八月二十一日臨時県会を開催して寄付問題についての審議をはじめた。知事の第一号諮問は、「官立高等工業学校を広島市又は其の附近に設置せらるゝ場合に於て、本県より該校敷地一万五千坪、建築費及設備費金七十五万円を国に寄付せむとす。」というもので、敷地は一坪平均八円と見込んで一二万円、建築費五〇万円、設備費二五万円の合計八七万円であった。この時点での、学科目は、機械科と化学科（応用化学・電気化学）が予定されていた（「芸備日日新聞」大正五・八・二三）。

知事は提案理由の説明の中で、広島県の工業が種類・技術面ともに発達をうながす余地のあること、欧州戦争後は必ずや各国が商工業の大戦争を始めるであろうことを考えると、工業をいっそう奨励する必要のあること、そのため

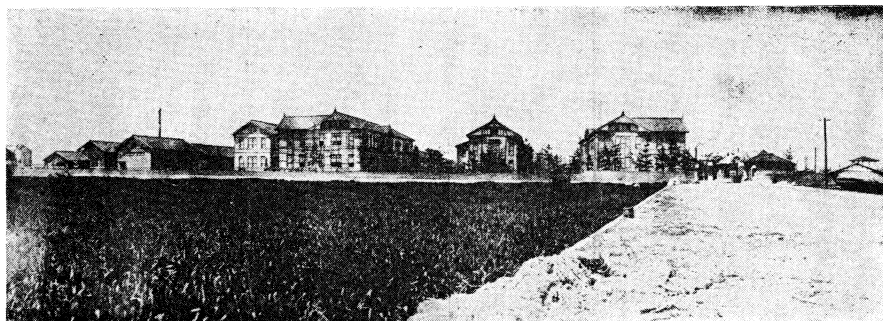
現今の工業学校では不十分であることを述べ、誘致のための設立費用負担の承認を求めた。八七万円は四年間の負担で、県下一戸当り年七〇銭前後にあたる負担額であった。（大正五年『臨時広島県会議事日誌』）

第二号諮問は、上記の寄付敷地の費用は市部負担、建築費および設備費のうち二〇万円は市部、五五万円は郡部負担にしたいというものであった。県当局は市部・郡部の財政状態を比較してこのような割合を定めたのであったが、郡部に不利益であるという意見が強く出たため、別に協議会を開催して、市部三七万円（内一二万円敷地買収費、郡部五〇万円）で妥協し、二十六日の議会で修正、両諮問とも満場一致で可決された。同時に高等工業学校設置の場合の寄付金の継続年期および支出方法、歳入出予算を定める件、敷地用土地買受の件等は県参事会に委任され、また、高等工業学校を増設し、その位置を広島市またはその付近に選定してほしいという内務・文部両大臣宛意見書も可決され、受入れ態勢がととのった。

#### 広島市設置の決定と候補地選定

大正六年（一九一七）の第三九回臨時帝国議会において、高等工業学校三校（横浜市・広島市・金沢市）を増設するための予算案が可決され、広島高等工業学校（以下広島高工と略す）の設置が決定した。敷地費を除く創立費七五万円は四か年継続事業で、大正六年度五万三三〇〇円、同七年度一九万三三〇〇円、同八年度三万九〇〇〇円、同九年度一五万四〇〇〇円であった。

県知事は広島市に対して候補地の選定方を命じ、千田町（国泰寺新開）、皆実町（皆実新開）、観音町（観音新開）の候補地について文部省の建築課長らが調査した結果、十二月に至り国泰寺新開に決定した。この地は浅野侯爵の所有地で、市と浅野家との交渉の結果、坪二円五〇銭の格安価格で譲られることとなった。このほか道路敷として六〇〇坪余をその他の地主から購入し、翌大正七年一月から地上げ工事が始まった。創立委員には阪田東京高工校長、吉武文部省督学官、中村東京高工教授、鴨居東大工科教授、川口熊本高工校長が任命され、創立に関する諸件の審議も開始された。（『芸備日新新聞』）



創立当時の広島高等工業学校遠景

### 建築工事の開 始とその規模

同年四月、文部省建築課広島出張所が開設され、一部敷地工  
事の完成とともに建築工事に着手した。機械・電気・応用化

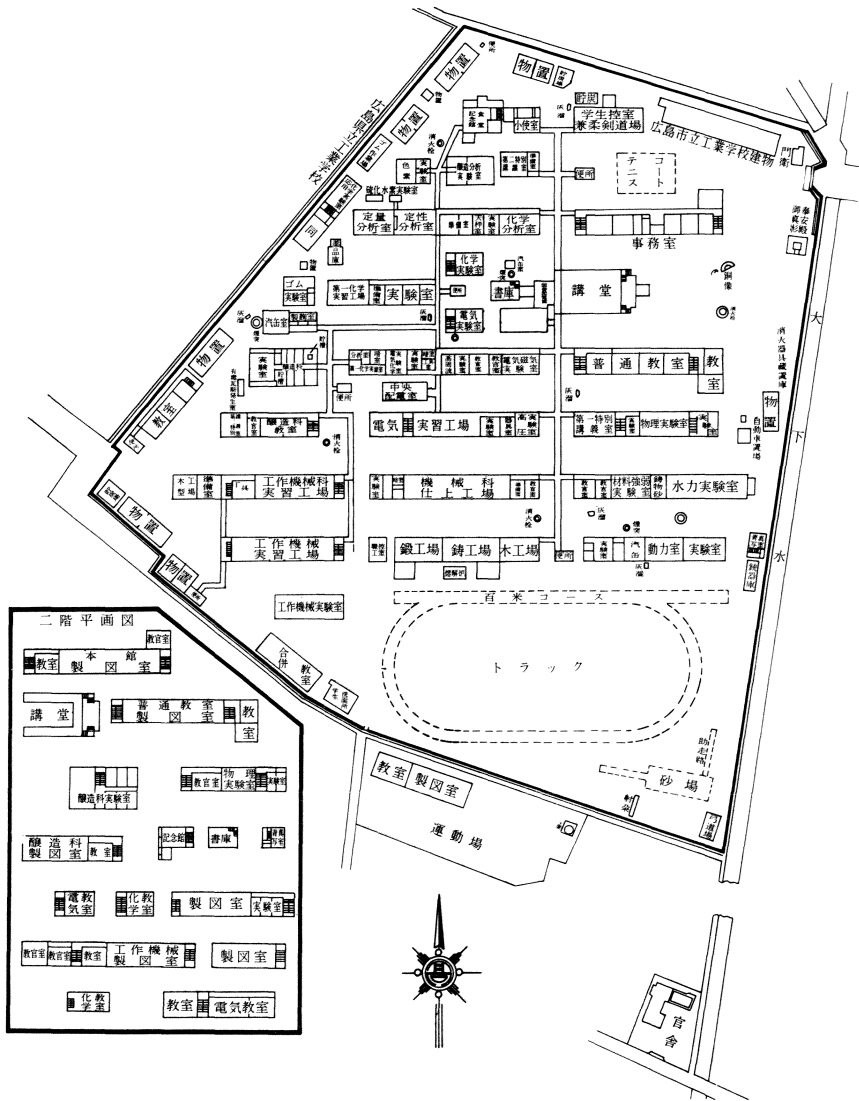
学の三科を置くことになっていたので前記委員に専門的立場からの意見を聞  
き、つとめて授業・実験上の便宜をはかり、装飾的設計はこれをさけた<sup>〔五十一〕</sup>。

第一期工事は総計九万四〇〇〇円で本校舎二棟(教室・本館事務室)、第二期工  
事は一〇万三〇〇〇円で応用化学二棟と電気一棟、生徒控所、第三期工事は電気  
実験室一棟、機械工場二棟、材料試験室一棟ほか、第四期工事は講堂・閱覧  
室・書庫・動力室・水力実験室等をそれぞれ建設し、着工以来満三年後の大  
正十年三月末日に至って竣工した。この間物価・労賃の高騰によって入札不調  
となり、建物の規模を変更したり木造ですませたりしたがそれでも間に合わ  
ず、大正九年度には約三五万円が追加された。

広島高工の建築設備費約一一〇万円のうち、建築費に七〇万円、設備費に四  
〇万円を要した。敷地一万五〇〇〇坪のうち建坪は二三〇〇余坪、和洋折衷式  
の建物の棟数は三〇を越えた。とくに講堂は六万余円が投じられ、二階建て一  
五〇〇名を収容でき、当時関西随一と称された。広島高工の最も完備した時期  
の建物の配置状況は図三一のごとくである<sup>〔昭和十七年「広島高  
等工業学校一覽」〕</sup>。



図 3-1 広島高等工業学校建物配置図(昭和17年)



## 第二節

教官陣容と  
生徒の動向広島高等工業学校設  
置と初代校長の任命

大正九年(一九二〇)一

月十七日、勅令第

一五号をもって文部省直轄諸学校官制が改正され、広島高等工業学校が設置され、同日勅令第一六号をもって教授五人、助教授一人、書記三人の職員定員が定められた。同十九日、創立委員の一人でもあった熊本高等工業学校校長川口虎雄が学校長に任ぜられた。川口は福岡県出身で、明治四十四年(一九〇一)から熊本高等工業学校長を勤めていた。翌日から文部省内で事務が開始され、四月より授業開始の文部省告示も出された。事務所は二月十七日に千田町の本校内に移され、本格的な事務が開始された。

表3-1 広島高等工業学校(工業専門学校)の職員定員(戦前)

年月日	校長	教授	生徒主事	助教授	書記	助手	生徒主事補	勅令番号	備考
大正 9. 1. 17	1	5		1	3			16号	開校準備
大正 9. 4. 18	1	8		3	4			111号	授業開始
大正10. 4. 26	1	13		6	5			170号	学年進行
大正11. 3. 29	1	20		10	6			242号	全学年進行、選科生入学
大正14. 4. 1	1	20		9	6			80号	
昭和 2. 12. 27	1	20		9	6	2		366号	
昭和 4. 9. 9	1	22		10	7	3		266号	醸造学科増設
昭和 5. 5. 9	1	23		11	7	3		91号	同学年進行
昭和 6. 5. 8	1	24		11	7	3		80号	同全学年進行
昭和 7. 12. 27	1	24		10	7	2		395号	
昭和12. 8. 4	1	24	1	10	7	2	1	388号	
昭和14. 6. 6	1	27	1	11	8	3	1	355号	工作機械学科増設
昭和15. 5. 30	1	29	1	11	9	3	1	359号	同学年進行
昭和16. 6. 3	1	30	1	12	9	3	1	659号	同全学年進行
昭和17. 5. 12	1	32	1	14	10	5	1	492号	第2部機械工学科 同応用化学科増設
昭和18. 4. 13	1	35	1	18	10	6	1	381号	同上学年進行 第2部電気工学科 増設
昭和19. 3. 28	1	39	1	20	9	7	2	165号	同上学年進行 第2部工作機械学 科増設

表3-2 広島高等工業学校教員等の現員（戦前）

官 職	校長	教授	講師	助教授	助手	副手	雇
年 月	人	人	人	人	人	人	人
大正9年10月	1	10	2	2	4		
大正10年11月	1	13	5	5	5		
大正11年12月	1	13	16	6	9		1
大正12年6月	1	15	14	8	8		1
大正13年10月	1	15	16	7	8		9
大正14年6月	1	15	16	8	9		9
大正15年4月	1	17	18	6	12		9
昭和2年5月	1	17	16	5	12		9
昭和3年4月	1	17	16	5		13	9
昭和4年5月	1	18	14	7	1	15	9
昭和5年5月	1	21	15	7	1	18	9
昭和6年5月	1	23	18	6	1	25	9
昭和7年5月	1	24	13	6	1	22	9
昭和8年5月	1	23	14	6	1	19	13
昭和9年5月	1	23	14	6	1	19	12
昭和10年5月	1	24	12	6	1	19	13
昭和11年6月	1	24	12	5	1	19	12
昭和12年6月	1	23	12	5	1	19	12
昭和13年6月	1	24	11	5	1	21	12
昭和14年6月	1	25	10	9	1	26	13
昭和15年	1	27	14	9	1	30	11
昭和16年	1	29	19	8	2	31	15
昭和17年	1	28	23	8	2	37	15
昭和18年	1	26	26	11			
昭和19年	1	33	34	15			
昭和20年4月	1	34	15	14			

注) 助手心得は助手中に、副手心得は副手中に含む。雇は技術雇員のみ。昭和18年以降の助手・副手・雇の現員は不明。昭和17年までは『広島高等工業学校一覧』、同18年以降は『文部省年報』「学事年報ニ関スル件」による。以下統計表に関してはとくに注記せぬかぎりこれらの資料によった。

教官の定員と実員 同年二月九日付で野村尚・吉田正通・光藤珠夫・鈴木金一が教授に任ぜられ、大正九年中に教授一〇名、助教授三名が任命された。文部省直轄学校職員定員令による広島高工の職員定員の変遷は表三一一のようになっている。大正十一年の全学年完成時で教授二〇名、助教授一〇名、書記六名で、その後学科増設にともなうて増員され、昭和十九年（一九四四）には創設当時のほぼ二倍の陣容となった。

次に、表三一二は教育を担当する教授・講師・助教授・助手・副手および技術雇員の現員表である。教授・助教授

表3-3 昭和6年5月当時の各科別教官数

学 科	教授	講師	助教授	助手	技術員	副手
	人	人	人	人	人	人
機械工学科	6	4	1		4	6
電気工学科	4	6	2	1	3	4
応用化学科	5	1	1		2	8
醸造学科	2	4	1			4
共通学科	6	4	1			3

注) 講師中に嘱託、技術員中に雇、副手中に副手心得を含む。

ともほとんど毎年数名の欠員状態であったことがわかる。そのかわりに教育を担当したのが講師で、講師には依嘱後しばらくして教授に任官する者と、学科目によっては市内の直轄諸学校の教官や、官公庁の技師を依嘱したり、学士号を持たない場合は専任の講師とした者などがあった。また各学科には技術員や助手が置かれて教授等を助けた。助手については当初講師または副手の名目で授業や実験補助を行わせていたが、昭和二年(二五七)から定員令で正式に配置されたため、従来の助手は副手の名称に改められた。増設された醸造学科の学年が完成した昭和六年の各科別の教官数は表三一三のようになっており、講師・技術員・副手等のウエイトが実際はかなり高かったことがわかる。

#### 無試験検定

高工を受験することのできる者は、中学校を卒業した者か、これと同等の学力を有すると検定された者かであり、後者に、(1)専門学校入学者検定規程による試験の合格者、(2)前記規程にもとづき文部大臣の指定を受けた者、(3)工業学校を卒業した者などであった。(3)については、大正十三年(二五四)より男子実業学校を卒業した者と改められた。

入学者の選抜には無試験検定と試験検定が併用された。無試験検定は広島高工が適当と認めた中学校か工業学校(大正十一年より加えられる)に二年以上在学し、席次が全数の十分の一以内(昭和四年より八年までは五分の一以内)で、卒業後一か年経過しない者について書類選考し、各科の募集人員の一定以内(大正九～十年半数以内、同十一～昭和二年四分の一以内、昭和三年三分の一以内、同四～八年半数以内、同九年以降四分の一以内)の者に対して入学を許可したが、実際の入学者は表三一四のように定員の $10\sim20\%$ が普通で、昭和四年(二五五)の $33\%$ が最も多い。当初は工業学校ならば首

表3-4 無試験検定の動向

年 度	A	B	C
	%	%	%
大正9年	3	6	35
大正10年	5	7	25
大正11年	6	10	65
大正12年	13	14	39
大正13年	14	19	47
大正14年	13	16	37
大正15年	9	13	23
昭和2年	13	15	19
昭和3年	9	27	40
昭和4年	27	33	11
昭和5年	17	21	17
昭和6年	14	16	12
昭和7年	14	17	17
昭和8年	14	11	8
昭和9年	11	19	19
昭和10年	12	18	15
昭和11年	7	23	33

注) Aは無試験志願者の全志願者に占める割合。  
 Bは同入学許可者の全入学者に占める割合。  
 Cは無試験志願者の入学率。  
 小数点以下は四捨五入した。

よるものであり、翌四年にはさらに徹底されて、科目は英数の二科目に出身学校の成績が加味されて定員の1・3倍程度が選

席、中学校ならば三番以内の者を選考基準としていたが、試験制度の弊害を改め、出身学校の成績に鑑みるという趣旨から、無試験入学者のワクはしだいに拡大されていった〔表三一四参照〕。

昭和九年(二五四)より募集人員の四分の一以内と昭和二年までの段階にもどしたのは、この頃は入学志願者が非常に多くなり、採用の公平を期す必要があったためというのが表向きの理由であった。しかし、実際は試験検定で入学した者の方が入学後の成績が良いという傾向があったためであり、この割合は昭和十九年無試験検定制度が廃止されるまで変らなかった。

**試験検定**

試験検定は中学校卒業程度の学科試験によって行われた。試験科目は当初英語(二五〇点・数学二二〇点・物理学(二〇〇点・化学(二〇〇点・幾何画法(五〇点・国語(五〇点で、昭和二年(二五三)から身体検査(五〇点)が加えられた。昭和三年から入試制度が変わり、試験科目はそのつど学校が定めることとなり、広島高工は英語・物理・化学の四科目各一〇〇点満点とした。また、学科試験で相当の点数を得た者を定員の二・五倍程選抜し(無試験を含む)、口頭試問と身体検査の結果により入学を決定した。これは出身学校の教科目学習上の偏重の悪弊を正そうとする意図に

表3-5 本科生入学志願者と入学者数（一部、二部の合計数）

項目 年度	募集 定員	入学志願者			入学許可者			百分比
		試験 検定	無試験 検定	計	試験 検定	無試験 検定	計	
	人	人	人	人	人	人	人	%
大正9年	約120	509	17	526	98	6	104	19.8
大正10年	約120	521	28	549	98	7	105	19.1
大正11年	約120	271	17	288	97	11	108	37.5
大正12年	約120	241	36	277	90	14	104	37.6
大正13年	約120	292	47	339	93	22	115	33.9
大正14年	約120	325	49	374	95	18	113	30.2
大正15年	約120	675	66	741	101	15	116	15.7
昭和2年	約120	636	93	729	103	18	121	16.6
昭和3年	約120	792	81	873	85	32	117	13.4
昭和4年	約150	1,181	431	1,612	99	48	147	9.1
昭和5年	約150	887	180	1,067	118	31	149	14.0
昭和6年	約150	1,245	200	1,445	123	24	147	10.2
昭和7年	約150	867	140	1,007	119	24	143	14.2
昭和8年	約150	1,183	192	1,375	132	16	148	10.8
昭和9年	約150	1,096	141	1,237	119	27	146	11.8
昭和10年	約150	1,432	186	1,618	121	27	148	9.1
昭和11年	約150	1,181	101	1,282	111	33	144	11.2
昭和12年	約155	1,642	120	1,762	139	10	149	8.5
昭和13年	約190	1,398	73	1,471	175	15	190	12.9
昭和14年	約295			1,132			291	25.7
昭和15年	約335			798			330	41.4
昭和16年	約335	1,104	136	1,240 (1,003)	287	32	319	25.7 (31.8)
昭和17年	約335			973			335	34.4
昭和18年	約335			1,522 (1,066)			331	21.7 (31.1)
昭和19年	約335			2,745 (2,189)			343	12.5 (15.7)
昭和20年	約380			1,654 (1,522)			453	27.4 (29.8)
昭和21年	約150			2,021 (1,542)			165	8.2 (10.7)
昭和22年	約150			1,394 (912)			188	13.5 (20.6)
昭和23年	150			1,076 (964)			151	14.0 (15.7)

注) 昭和16年以降の( )内は受験者数。空欄は不明。

表3-6 入学者出身学校種類別（本科生）

学校別	入学年度					
	大正9年度	大正14年度	昭和5年度	昭和10年度	昭和16年度	昭和21年度
中 学 校	97	89	137	136	283 $\frac{1}{1}\times\frac{1}{\Delta}$	152
工 業 学 校	5	22	9	11	32	0
検 定（専 検）	0	0	0	0	1（専検）	0
そ の 他	2	0	3	1	1 <sup>○</sup>	13 <sup>(指定学校)</sup>
計	104	111	149	148	316 $\frac{1}{1}\times\frac{1}{\Delta}\frac{1}{\circ}$	165

注) 大正9年度「その他」の中には、検定規程による試験の合格者も含む。  
 昭和21年度「その他」の中には、工業学校も含む。  
 なお、△は台湾、○は支那、×は朝鮮の出身者を示す。

抜され、口頭試問と身体検査で入学を決定した。

**第一回入 学試験**  
 大正九年（一九二〇）三月十八日から三日間、第一回の入学試験が本校と福岡市（福岡県立中学修猷館内）で実施された。総受験人

員は五一九名で平均競争率は約五倍であった。試験成績の平均は最高八〇点、最低六〇点で、二十六日機械工学科三四名、電気工学科三三名、応用化学科三二名の合格者が発表された。このほか無試験入学者が六名おり、各科三五名計一〇五名（うち一名は辞退が第一回入学生であった）。

**入試の競争率**  
 広島高工の創立以来の募集定員・入学志願者・入学許可者競争率は表三一五のごとくである。定員は各科とも一学年四〇名

で、昭和四年醸造学科が増設されたがその定員は三〇名であった。

志願者の競争率は当初五倍程度であったが、大正十一年から減少し、同十五年以降は逆に急増して、昭和四年に飛躍的に増加、以後も七〜一〇倍の競争率であった。大正十一年の減少は入学試験が高等学校と同時に行われたことと不景気が原因である。翌十二年からは官報の公告によらず生徒が合格した学校のいずれを選んでも良いという規定になったので、入学取消者が激増するという事態を生じたため、翌年度からは再び高校と同一時期に実施している。高等教育機関の入学難は常に社会問題となり、入試方法の改善がしばしば行われたが、大正十五年には全国の高工を二班に分け、異なった期日に試験を実施し、両班に合格したもの

表3-7 入学者出身地別一覧表

出身地	入学年度		大正9年 (1回)	大正14年 (6回)	昭和5年 (11回)	昭和10年 (16回)	昭和16年 (22回)	昭和21年 (27回)
	人	人	人	人	人	人	人	
広島県	36	51	42	47	158 <sub>1△</sub>	109		
中国地方	15	25	31	21	57	25		
四国地方	8	9	17	12	22	8		
九州地方	34	12	22	18	34	2		
その他	11	14	37	50	44 <sub>1○ 1×</sub>	21		
計	104	111	149	148	315 <sub>1△ 1○ 1×</sub>	165		

注) △は台湾、○は支那、×は朝鮮の出身者を示す。  
『学校一覧』および『学事年報綴』による。

は志願者の希望する学校を選定することができるようになったため志願者が激増したのである。広島高工は第一班に属した。

次に、昭和四年(二五)度からは入試科目を減らすとともに無試験入学の範囲を拡張したことは先述したが、東京・大阪両高工の大学昇格も影響して志願者は一倍にも及んだ。無試験入学者が三分の一を占めたので実質は一五倍という難関であった。

なお、昭和十年以降は軍需インフレによる好就職・好景気の反映で志願者が殺到した。

**入学者の出身学校** 高工を受験できる者についてはすでに述べたが、実際に入学して来る者は大部分中学校卒業生であった。表三—

六は出身学校の種類別を第一回入学生から五年ごとに示したものであるが、中学校については工業学校の卒業生が若干いる。これをみれば専門学校入学者検定規程による試験の合格者の入学はほとんどなかったことがわかる。

**生徒の出身地** 広島高工に入学した生徒の出身地を示すと表三—七のようになる。地元広島県が圧倒的に多いのは当然であるが、

それでも年によって変化がみられる。第一回は九州出身者が多いのが目立つ。これは福岡に試験場が設けられたことで注目を集めたものとみられるが、大正十一年には入試制度の改正により志願者が各地に分



散され、いきおい地元出身者が増加した。以後は地元が約三分の一、中国地方を加えて約半分といったところである。戦中から戦後にかけては地元出身が増加するのは他校とほぼ同様である。

最後に、生徒の家庭の職業をみると、昭和十三年(一九三六)でもいわゆる俸給生活者より農業・工業・商業の比率が全国平均よりも高いことが注目される(表三一―一四参照)。

### 第三節 諸制度の整備

**規程・細則** 大正九年(一九二〇)一月二十日、文部省令第三号をもって「広島高等工業学校規程」が公布され、これに**等**の制定 もとづいて「広島高等工業学校規則」が制定された(資料三一―一参照)。第一条で「本校ハ実業学校令及

専門学校令ニ依リ工業ニ関スル高等ノ學術技芸ヲ教授スル所トス」とされ、機械工学科・電気工学科・応用化学科の各学科の学科目およびその程度は規程の通りであった。なお、研究生・選科生についても規定された。

このほか、大正九年度には事務分掌規程、職員宿直規程、学生服装規程、学科長及世話役規程、級総代規程、職員服務規程、被服給与規程、学校医職務規程、成績考査細則、会計細則、文書処理保存規程、図書館規程、工員規程、備入規程等が制定され、制度面での確立をみた。

#### 第一回入学宣誓

#### 式と教育綱領

大正九年四月十日、第一回入学宣誓式が行われ、校長の訓示について新入生総代が誓詞を述べ、各自を自覚すべし、(4)諸子を待つに青年紳士を以てす、(5)工業者の三要素、(6)報国の念を有すべし、の各項にわたり、入学生の自覚をうながした(資料三一―二参照)。教育の綱領とは、

一、教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉体シ報國ノ至誠ヲ致スベシ

二、立憲ノ本義ニ鑑ミ各職分ヲ自覚シ堅忍自彊息マザルベシ

三、恭謙自ラ持シ信義以テ人ニ接シ協同調和ノ実ヲ揚グベシ

四、趣味ヲ工業ニ有シ知能ヲ啓発シ發明創意ノ力ヲ涵養スベシ

五、衛生ニ留意シ身体ノ強健ヲ図リ進デ勤勞ニ服スベシ

というもので、生徒のみならず校長・教官以下全職員がこの趣旨に従って行動し、校内のことに關しては終始一貫して一糸乱れず実践躬行の実をあげることが期待された。入学宣誓式におけるこの校長の訓示は毎年印刷して配布された。大正十三年(二四四)以降は、工業者の三要素以下が削除され、「大に校風を發揚すべし」の項が付加された。

教育綱領・訓示とも、国家の發展と工業教育が密接不可分であることを述べ、自覚勉励して国家の要望にそうことを求めており、第一次世界大戦後の時代を反映している。とくに「所謂抑圧ヲ避ケ、専ラ諸子ノ自覚ヲ喚起スルヲ以テ訓育上ノ根本方針」として、生徒の「創意ノ意氣」ヲ助長し、工業界の弊風を打破するような人物養成を目ざしたことが注目される。

川口校長は、自己の体験から、従来のが国の訓育方針はあまりに形式的すぎて眞実の人格者の養成はできないと考え、繁雜な規則を設けず開放主義をとり、寄宿舎も設けるなら自治制度をとりたいとし、広島の場合とくに学校と地元との關係が深いので、学校の施設も可能な限り県民に開放し、地方工業ひいては国の工業界に尽力させたいという意向を持っていた。教授候補者の推薦もこの方針に従って、人格を重んじ、模倣的でなく、創意的に工夫發明し、戦後の世界競争の場で勝利することのできる技術者の養成ができる者を選び、各学科長には発令と同時に欧米留学を命じて見聞を広めさせた。

四月十二日から授業が開始された。川口校長はこの後も始業式等は形式的行事であるとしてこれを行わず、すぐ授業に入った。機械類の多くは校長が熊本高工在任中同校で製作され、市価の三分の一位で設備されたが〔五十五〕、機械・

電気の実験工場は、前年の物価変動と外国製品の高騰のため完成が間に合わず、生徒の実習は当初は製図でかえていた(一中国新聞一六〇  
一九・四・三〇)。

なお、開校式は校舎・設備が完成した大正十年(一九二一)五月二十一日に挙行された。式と祝宴のあと職員・生徒の晩餐会があり、電気科二年生による余興の劇も行われた。前夜祭には校歌を歌いながら提灯行列が行われ、二十三日から二日間校内を一般に公開し展覧会が催された。五月二十一日は以後も開校記念日とされ、展覧会は広島市の名物行事となった。

**徽章・服** 広島高工の徽章は、当初京都高等工芸学校校図案科教授によって作成された、釘抜きの下に工の字を配し**装・校歌** 月桂樹の葉で囲んだ図案であった。ところがこの図案には第一回生から反対の声があがり、生徒大会で改正を要求し、結局高工の二字を月桂六葉で囲んだ徽章に改められた。

服装は、正帽は黒羅紗の海軍形、縞織線巻に金縷線白色七宝の徽章をつけ、略帽は麦藁で黒色リボンに徽章をつけた。正服は普通専門学校程度の服装に似せて濃紺の小倉または絨地、胸袖のボタンは校章入り、襟章は学科によってM・E・Cを付けた。略服は鼠霜降の小倉またはセル地とされた。

校歌は学生の希望によってその意気と覚悟を示すために高野辰之作詩、中田章作曲で作られた。

#### 学校の運営

学校の運営については、「直轄諸学校長職務規程」によって校長がほとんどの事項を専行した。学科には学科長がおかれて生徒の教授訓練に関する事項をつかさどり、各学年級には世話役が置かれ、生徒の学業督励・風紀取締・伝達等に当たった。大正十年十一月、学校長の諮問に応じて重要な校務を協議するため、各学科長と校長の任命した教授若干名で構成される評議会が設けられた。



〔徽章〕

## 第四節 学園の教育と研究

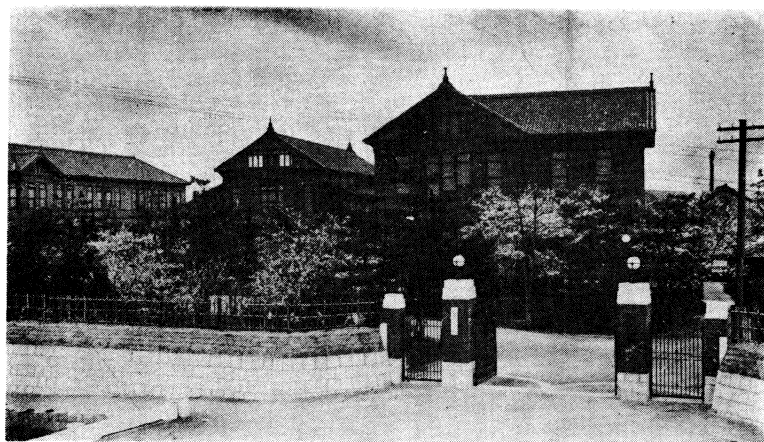
## 教育方針

高工が設立の根拠とした専門学校令は、「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス」(第一条と定めていた。ただ、全国の高工で同一の学科編成のところはなく、学科目はさらに多様であり、それぞれに特色があったといえる。

広島高工の教育方針は前述の教育綱領五か条に示されていたが、具体的には当時の世相と関連して精神陶冶・人格教育が重視された。大正十一年(一九二二)には規則第一条に「兼テ人格ノ陶冶ニカムル」の一文が加えられた。これは第一条が教育の目的を示したものであるにもかかわらず、學術の伝授を主眼として人格修養に言及するところがなく、ややもすればこれを疎外するものと誤解されていたので、明確に標榜したのである(「大正十年規則」改正理由書)。同十五年二月の規則改正で「平素ノ勤惰學業ノ成績」中に「操行」が加えられ、「品性ノ備ラザルモノハ進級セシメザル方針」としたのも同趣旨である。昭和初年頃の教育方針は次のようなものであった。

本校教育ノ目的ガ我国工業ノ發展ニ適應スベキ技術者ヲ養成スルニアルハ論ヲ俟タザルモ、本校ニ於テハ工業界ノ現状ニ鑑ミ、人物養成ニ最モ力ヲ致シ、智育体育共ニ訓育ノ主義方針ニ悖ラザランコトヲ期セリ、即授業上ニ於テモ独リ智能ノ啓発ニカムルノミナラズ、責任觀念其他品性ノ陶冶ニ留意シ、体操科ニアリテワ協同精神ノ発揮並ニ規律的訓練ニ最モ意ヲ用ヒ、校長及生徒主事ガ訓練上ノ当面ノ責任者タルノミナラズ、教官全部一致之ニ当ルコトトセリ云々(昭和三年「雑」一級による)

なお、専門学校令中の改正で第一条に「専門学校ニ於テハ人格ノ陶冶及国体觀念ノ養成ニ留意スベキモノトス」の一項が加えられたのは昭和三年(一九二八)のことであった。



広島高等工業学校の正門付近

### 醸造学科 の新設

昭和四年三月三十日、文部省令第一一号をもって「広島高等工業学校規程」中に改正が加えられ、醸造学科が新設された。広島県下には醸造家が多い関係で、広島高工創設当時醸造組合が学科設置の請願運

動を起したこともあった。学科目としては大正十五年(二五)年度から応用化学科の中に醸造が加えられており、同十二年には醸造科設置という線も出ていたようである。昭和三年、翌年度からの醸造科新設が決定し、校舎新築および設備費二〇万円余がつけられた。醸造科は、全国高工中ではわずかに大阪高工に設けられていたのみであったが、同校が大学に昇格し生徒募集をやめたために、広島に移管新設されたのである。募集定員は一学年約三〇名であった。学科課程・教育方針の特色については、

昭和四年以降本邦ノ工業専門学校ニ於ケル唯一ノ醸造科ナリ、学科課程ニ就キ特記スベキモノ認メザレド、学理研究ノ未ダ十分ナラザル本邦醸造界ノ欠陥ヲ補ツテ、其ノ発達ヲ助ケントスルガ授業上ノ眼目ナリ、而モ固ヨリ実験実習ヲ軽視セズ、此ノ点ニ就テハ幸ニ広島県ハ本邦一流ノ醸造地トシテ設備ノ完全ナル醸造試験場ヲ有ス、既ニ同県トノ交渉モ相済シ、同場ニ於テ最モ適当ナル練習ヲ積マシムル筈ナリ

教育方針ニ於テハ本校ガ有スル従来ノ所信ヲ貫徹スル迄ノコトナレド、醸造学科ノ学生ハ稍モスレバ校規ニ副ハザル傾向ヲ示スコ

表3-8 醸造学科の学科目およびその程度

学 年 学科目	第1学年毎 週教授時数		第2学年毎 週教授時数		第3学年毎 週教授時数	
	第1 学期	第2 学期	第1 学期	第2 学期	第1 学期	第2 学期
身 操	1	1	1	1	1	1
体 操	3	3	3	2	2	2
外 国 語	5	5	4	4	2	2
数 学	4	4				
物理学及実験	4	3	2 実験3	2		
機 械 工 学			2	2	2	2
電 気 工 学					3	3
無 機 化 学	3	3				
有 機 化 学	2	2	2	2		
理 論 化 学			2	2		
酵 素 化 学					2	1
工業化学大要					2	2
醸造細菌学			4	4		
蛋白質化学			2	2		
含水炭素化学			1	2		
醸造学第1 (酒精、麦酒)			2	3	2	
醸造学第2(清 酒、果実酒、酢)					3	3
醸造学第3 (醬油、味噌)					1	2
税 法					2	
工場建築法					1	1
經濟及工場經 理法					2	2
化 学 分 析	14					
工 場 分 析		13				
顕微鏡使用法		2				
細菌学及生理 化学実験			8	10		
機 械 製 図	3	3	3	3		
実験及製造実 習					14	18
特 別 講 義						
計	39	39	39	39	39	39

注) 昭和4年3月30日文部省令第11号(『官報』673号)による。

トアリトモ聴ケバ、訓育ニ就テハ一層ノ努力ヲ払フ筈ナリ  
と述べている。なお、同科の学科目およびその程度は表三―八のとおりであった。

**薬学科併置  
要望期成会**

この頃保健衛生思想の普及がめざましく、とくに公衆衛生上密接な関係を有する薬剤師の養成に對する要望が多くなつた。しかし、当時の薬学研究機関では薬剤師志望者の一部しか収容できず、中国地方には設置されていなかったもので、かねてより県下の薬業家が広島市に研究機関の設置を協議していた。徳島高工応用化学科に製薬化学部があることを前例として、応用化学科のある広島高工に薬学科を併置する議が起り、校長の賛

同を得て運動を開始することとなった。

広島県の薬剤師・薬業・売薬の三組合が中心となって薬学科併置要望期成会が結成され、昭和五年(二五〇)六月、文部省に請願書を提出した。薬学科の建築物の設計・予算見積書まで作成されたが、中国地方にはいまだその必要が認められないとして実現に至らなかった(「芸備日新聞」昭和五・七・二および「五十年史」)。

**授業の内容**

高工の学科課程が文部省令で規定されていることは先述したが、学科目は、修身・体操・英語・数学・物理学・工場建築法・工業経済及簿記などの共通学科目と各学科の専門学科目に分れていた。毎週教授時数は実験・実習があるため三九時間と多かった。そのうち共通学科目は科によって多少異なるが、第一学年で一五〜一八時間、第二学年で七〜一一時間、第三学年で六時間と少なくなっていった。

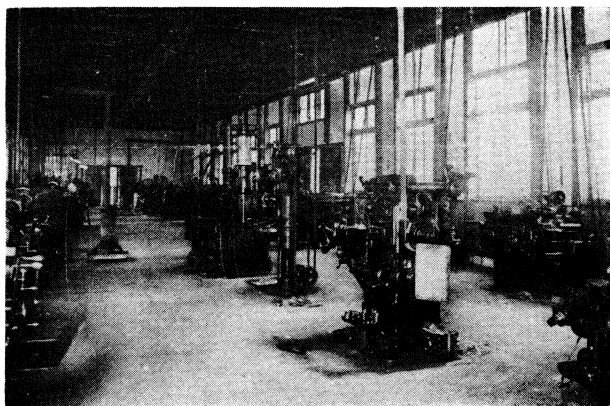
各学科目は「教旨及教授要項」にもとづいて教授された。それらは共通学科目および各学科の学科目に即して定められたものであるが、教旨は共通学科目については修身・体操等の目的が軍国主義的な内容に変化していった。専門学科目については次項に述べる学科目の変遷で、教旨・教授要項にも時代的推移がみられたが、とくに科学の進歩に応じて要項が随時改正されたことが注目されよう。

**学科目の変遷** 授業時間数は昭和十九年(二五四)まで変わらなかったが、学科目やその名称は「時勢二件ヒ」しばしば変化した。表三一九は第

表3-9 学科目数の推移

学 科 \ 年	大正9年	大正11年	大正15年	昭和4年	昭和8年	昭和14年
機 械 工 学 科	23	24	23		25	27
電 気 工 学 科	26	28	27		26	30
応 用 化 学 科	21	23	27		32	32
醸 造 学 科				28	31	33
工 作 機 械 学 科						25

注)「広島高等工業学校規程」による。



機械工学科機械工場

二次世界大戦中の学制改革までの学科目数の推移を示したものであるが、漸増の傾向がうかがわれる。次にこれらの動きを各年次の規則改正理由書によって略述しておこう。

○大正十一年(二九三)。学科目とその名称を変更し、また、授業時間を改めた。共通科目では物理学を重視して実験を加え、各学科の専門科目の時間数を増やした。教育の効果を配慮して三学期制を二学期制に改めた。

○大正十五年(二九三)。従来も提出させていた卒業論文の提出を規程に明記した。学校軍事教練の実施により体操の時間を増やした。

ドイツの機械器具の採用が増加し、また同国の電気工学の発達に注目して機械・電気工学科は独逸語を正科とした。数学と物理学及実験の時間を増やした。

○昭和八年(二九三)。外国語・数学・物理学及実験などの時間を減らし、「現下ノ工業界ノ趨勢ニ伴フ必須ナル専門学科目及ビ本改正ノ重点タル実験実習及ビ製図ノ時間数ニ充當」した。機械工学科では、航空機・自動車などの内燃機関を重視し、船用機関・紡織機などの時間数を減らした。

#### 実験実習 の設備

高工の授業中製図と実験・実習は不可欠のものであり、学年が進行するに従って時間数も増加し、第三学年になると全教授時数の約三分の二がこれにあてられた。また、各科三年生は夏期休暇を利用して希望の会社・工場へ実習に出かけた。実習期間は約三週間で、広島近辺・京阪神・九州から遠くは南満洲・樺太にまで



も出かける者があった。また、各地の工場見学も行われ、恒例行事として各学科別に北九州方面あるいは京阪神・東京方面の大工場地帯の見学旅行も実施された〔五十一〕。

広島高工では創立以来施設・設備の充実にとめた。科学技術の進歩に即応した教育研究を行うため、毎年のように各料から新しい施設等の要求が出されたが、予算の関係でなかなか実現には至らなかった。

#### 教官の研

##### 究活動

「国家ノ進運に貢献スル」という明確な目的を持った高工だけに、最新の科学技術を教育するために教官も鋭意研究活動を行った。教官相互の知識の交換およびその研究事項の概要発表の場として「土曜会」が設けられたのは大正十年（一九二一）十月のことである。毎月一、二回土曜日の午後開催し、発表のあと茶話会を催した。また、年一回一月に年会を開き、一か年の研究成果の発表・講演会や晩餐会を開いた〔五十一〕。研究成果を関係学会や学会誌に発表する教官、特許を取る教官もいた。昭和二年（一九二七）には『広島高等工業学校学術報告』を発行するに至り、以後不定期ながらも刊行が続けられ、同五年までに一、二輯とも第五号まで刊行され、二六の学術報告が掲載発表された。

### 第五節 学園の生活

#### 学年暦

一年間の学校における行事を示す学年暦は、昭和六年（一九三二）度で表三一〇のごとくである。この頃は一二期制度を採用していたが、三学期の場合は四月・九月・一月が学期始であった。

広島高工で重要な行事といえば、四月の入学宣誓式、五月二十一日の開校記念式と体育大会、三月の卒業証書授与式であった。また、三月には卒業・進級する生徒と休学・落第のため原級に留まる者の発表があり、毎年一〇〜一五名程度の留年があった。昭和六年度における学年暦掲載以外の行事をみると、五月二十七日の海軍記念日に工業国防

表 3-10 昭和6年度の学年暦

昭和6年	学年始。第1学期始。春期休業始
4月1日	神武天皇祭
4月3日	春期休業終
4月5日	入学宣誓式挙行
4月6日	天長節
4月29日	開校記念日
5月21日	夏期休業始
7月11日	夏期休業終
9月10日	秋季皇霊祭
9月24日	神嘗祭
10月17日	第1学期終
10月31日	第2学期始
11月1日	明治節
11月3日	新嘗祭
11月23日	大正天皇祭。冬期休業始
12月25日	
昭和7年	
1月1日	四方拝
1月3日	元始祭
1月7日	冬期休業終
2月11日	紀元節
春分日	春季皇霊祭
3月31日	第2学期終。学年終

注) 『学校一覧』による。

研究会発会式を挙行し佐久良海軍中佐の講演会開催、六月十一日江波射の場で学生実弾射撃執行、同二十四日第五師団司令部付猪狩陸軍少将の「ソヴェエトロシアノ国情ニ就キ」と題する講話、九月十八日京都帝大教授高田文学博士の特別講演、同二十五日より四日間原村において学生野営演習、十一月二十日査閲官猪狩少将による学校教練査閲などが行われている(統計)。この年前後から学校行事に軍国主義的傾向が強まった。

体育大会は大正十四年(一九二五)十一月に第一回が挙行され、以後開校記念日の行事となった。また同年五月には各リーグ戦の漕艇大会も始まっている。昭和六年からは「校友会正会員ノ体育運動奨励ニ資シ健全ナル運動精神ノ涵養ヲ期ス」ため、各学級対抗の校長杯競技会が始まり、剣道・柔道・角力・弓道・庭球・野球・漕艇・水泳・蹴球・陸上競技・排球・箏球・卓球の各種目にわたり得点が競われることとなった。

#### 校友会活動

校友会が創設されたのは開校間もない大正九年(一九二〇)七月のことである。五月頃から生徒有志と学校側が創設委員会を開き、会則を定めた。会則はかつて川口校長が在任した熊本高工のそれを参照し、

ほとんど同様のものであった<sup>〔五十一〕</sup>。会は賛助会員（職員）、特別会員（卒業生・研究生など）、通常会員（学生生徒）、名誉会員（知名士で会の主旨に賛成する者）によって構成され、「会員相互ノ親睦ヲ厚クン品性ヲ高メ併セテ智力体力ヲ増進スル」ことを目的とした。最初は次のような部・係が置かれた。

総務部 庶務および会計を掌る。

学芸部 (1) 弁論係 講演会・談話会・英語会等のことを掌る。

(2) 雑誌係 会誌・名簿等編輯のことを掌る。

武道部 剣道・柔道・相撲・弓道等のことを掌る。

運動部 (1) 球技係 庭球・野球・蹴球等のことを掌る。

(2) 漕艇係 漕艇に関することを掌る。

(3) 徒歩係 陸上競技に関することを掌る。

娯楽部 音楽・撞球・ピンポン等のことを掌る。

会長は校長、副会長・部長・副部長は賛助会員より校長が委嘱し、各部には通常会員中より若干名の委員が選ばれた。なお、会費は通常会員が入金会二円、会費一年六円、このほか在学中各学期に一円を積立てて、特別会員になった場合の会費にあてた。

学芸部の弁論係は、大正九年十一月には第一回の弁論会を開き、同十二年には公開弁論大会を開催、また昭和初年よりは芸備日日新聞社の後援で全国中等学校優勝弁論大会の主催校となるなど校内外に活躍し、大正十五年からは講演部の名のもとに独立し、講演会・談話会・修養団体に関することを掌った。昭和十二年から部員制を採用している。

雑誌係は大正十年十二月、校友会雑誌『デルタ』を創刊した。論説・文苑・雑録（学校記事・校友会各部報・報告）から

成り、昭和十六年(二四二)『報国団報』に引き継がれるまで四五号発行された。雑誌係も大正十五年編輯部となった。運動部関係では大正十二年十月、球技係の庭球・野球・蹴球の各種目と漕艇係が部として独立、徒歩係も陸上競技部と名称を改めた。また、大正十五年三月には武道部の剣道・柔道・弓道が独立して部となり、乗馬部が新設され、倶楽部も分れて卓球部と音楽部になり、それぞれ新たな活動を行うこととなった。

高工は授業時数とくに実験・実習が多く、校友会活動に十分な時間をさくことができなかったが、いずれも帝大主催の全国高専大会や高工大、広島高師・広高との三高専連盟による春秋のリーグ戦などで活躍した。とくに蹴球・陸上競技・卓球部は全国的な大会で優勝したこともあった。昭和五年、漕艇部に含まれていた水泳部が部として独立、修道中学のプールを借りて練習に励んだ。翌年「青天狗会」から発展して山岳部が結成された。昭和七年には籠球部・排球部が増設された。

このほか校友会に附属して仏教青年会・基督教青年会などが創設期よりあった。生徒の組織としては昭和初年に希望社員会というものもみられる〔統計〕  
報告〕。

校友会費は、大正十二年入会金五円、年間会費一〇円、同十五年には会費一二円となり、校友会経費予算額も大正九年一〇八七円余であったのが、同十四年には五一二三円余、昭和五年には七一七五円余に増加した。

#### 購買部の設置

大正十三年(二三四)七月、「会員ニ安価且ツ精良ナル日用品ヲ供給販売スル」目的で校友会購売部が開設された。従来は指定商人が校内に売店を開いていたが、生徒の自営ということで成績も次第に上がり、資産も増加した。昭和四年度で仕入高一万一五〇六円余、売上高一万三二八円余で、経費を差引いた利益金は一五八四円余にもものぼっている。利益金の一部は行啓記念学生集会所の建築費の一部や校友会活動費の補助に充てられた〔立第  
第一節

拾周年記〕  
念要覽〕。

表3-11 一日平均勉強・運動時間

項目 時間	勉強時間		運動時間	
	比率	全国平均	比率	全国平均
0～1時間	23.15	20.01	65.29	56.23
1～2時間	40.97	37.52	29.50	34.35
2～3時間	25.00	27.37	5.21	7.55
3～4時間	7.87	10.55	—	1.87
4～5時間	1.85	3.36		
5～6時間	0.93	0.84		
6時間以上	0.23	0.35		

注) 講義以外の時間である。文部省教学局編、昭和13年『学生生徒生活調査』(上)による。

広島工業  
会の設立  
昭和五年の創立十周年を機に同窓会として広島工業会が創立され、従来の校友会の特別会員制度は廃止された。卒業生の積立金は工業会に引き渡され、『広島工業会誌』の発行その他同窓会費用の基金となった。

各科の親  
睦組織  
このほか、応用化学科の職員・卒業生・在学生で組織した親和会がある。発会は大正九年で、同名の雑誌を発行した。同科はまた雑誌購読会を設け、第三学年生が職員列席のもとに毎月一回開催した。

電気工学科も同様な組織として電気会を大正十二年に創立、相互の知識交換・親睦・連絡をはかった。在校中に終身会費として一〇円を納め、年二回会誌を発行した。機械工学科も昭和元年に機械会を発会させている。

勉強・運  
動時間  
表三一―一は昭和十三年(二二〇)における広島高工生徒の授業以外の一日平均の勉強と運動の時間を示したものである。勉強時間は一、二時間が最も多く、全国平均からみるとやや少ないといえようか。運動時間も一時間程度の生徒が多く、高校生や全国の高工生などに較べるとはるかに少なかった。

これより先、昭和十年に行われた生活調査では愛好学問を数学とする者が最も多く、文学・語学・天文・軍事学・歴史などがこれに続いている。愛読書も科学・工業書が圧倒的に多く、趣味も散歩・映画・読書・洋楽・写真などが多く、広島高工生の真面目な生活ぶりがうかがえる。また、運動競技では庭球愛好者が最も多く、水泳、登山、卓球、野球の順となっている。

大正末期から昭和初期にかけての激動期にもいわゆる思想問題を

表3-12 住居別学資金支出月額

住居	項目	人数	比率	全 平	国 均	5円	5～	10～	20～	30～	40～	50円
						未 満	10円	20円	30円	40円	50円	以上
		人	%	%	人	人	人	人	人	人	人	人
自	宅	117	20.60	29.34	15	29	53	16	3	1	—	—
親	戚	15	3.47	4.38	—	1	2	4	4	4	—	—
知	人	6	1.30	1.59	—	—	—	—	6	—	—	—
学	校寄	59	12.79	14.14	—	—	—	13	32	12	2	—
团	体寮	3	0.65	0.87	—	—	—	—	3	—	—	—
下	宿	241	52.49	42.93	—	—	—	10	129	72	30	—
間	借	14	3.04	5.22	—	—	—	4	7	2	1	—
借	家	2	0.44	0.75	—	—	—	—	—	1	1	—
ア	パ	1	0.22	0.77	—	—	—	—	—	—	—	1
計		458	100.00	100.00	15	30	55	47	184	92	35	—

注) 授業料・校友会費・被服費等の臨時費を除く経常費の月額。『学生生徒生活調査』(上)による。

起した生徒は確認されていない。昭和四年(二五)一月末に別館の教室で「帝国議会開会に際し学生諸君に告ぐ」と題する「不穩宣伝ビラ」が撒かれ、思想研究の自由と社会科学研究弾圧の排撃が訴えられているのが唯一の事例である(「中国新聞」昭和四年二月七日)。

**生徒の住居** 生徒の住居は表三二一、二二のように下宿と寄宿舎が最も多く、自宅通学がこれにつき、寄宿舎生活をする者はそれほど多くなかった。広島高工には独立した寄宿舎は建設されていなかった。大正十一年(二五)三月、民家を借用して第一寄宿舎を設け二

〇名を収容したのが初めて、翌月第二寄宿舎が設けられてさらに二六名が収容された。同十四年第三寄宿舎が設けられたが、昭和初年には一つ廃止されている。

二寄宿舎で六〇名余りを収容し、各舎とも生徒委員を置いて自治的に舎務を処理させた。舎費は月額二円、食費は一四円であった(昭和八年度「統計報告」)。

**学費と家庭の状況** 学費としては授業料・校友会費・被服費等のほかに、住居費・食費・通学費・書籍文具費・趣味娯楽費その他諸雑費の経常費が必要で

表3-13 学資金の出所

出 所	割 合	
	比 率	全国平均
家庭のみより	88.71	89.03
親戚のみより	0.87	0.94
育英会のみより	0.44	0.71
内職のみにより	0.44	0.15
家庭・親戚	1.30	2.24
家庭・育英会	2.82	2.83
家庭・内職	2.82	1.23
そ の 他	2.60	3.87

注) 『学生生徒生活調査』(上)による。

あった。授業料は開学当初三五円(選科生二五円)であったが、大正十四年(二五)六五円(選科生四五円)、昭和四年(二五)八〇円(選科生六〇円)に改められた。昭和十三年における経常費の支出月額は表三一二のごとくである。下宿生・寄宿舎生とも三〇〜四〇円が最も多く、下宿の場合は四〇〜五〇円の者もかなりいる。そのうち食費が下宿生で二〇〜二四円、寄宿舎生で一六〜一八円程度であった。学資金の出所は表三一一のごとく家庭からというのが大部分で、アルバイトをしている学

表3-14 家庭の職業と学資支給の難易

項 目	家 庭 の 職 業			学 資 支 給 の 程 度			
	人 数	比 率	全国平均	容 易	可 能 の 程 度	困 難	
農 業	79	18.24	15.42	30.38	67.09	2.53	
工 業	52	12.01	8.44	48.08	50.00	1.92	
商 業	98	22.63	18.80	53.06	43.88	3.06	
銀行・会社 その他の勤め人	72	16.63	17.75	40.28	55.55	4.17	
官 公 吏	32	7.39	11.47	56.25	40.62	3.13	
軍 人	5	1.15	1.22	20.00	80.00	—	
教 員	20	4.62	6.70	45.00	45.00	10.00	
宗 教 家	2	0.46	0.73	0	100.00	—	
医 師	4	0.92	1.50	75.00	25.00	—	
そ の 他	19	4.39	3.85	36.84	63.16	—	
無 職	50	11.55	14.12	50.00	40.00	10.00	
計	433	100	100	44.57	51.50	3.93	

注) 『学生生徒生活調査』(上)による。

専門学校) 卒業生および修了者員数表

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計		
昭和13年3月	昭和14年3月	昭和15年3月	昭和16年3月	昭和16年12月	昭和17年9月	昭和18年9月	昭和19年9月	昭和20年3月	昭和20年9月	昭和21年3月	昭和22年3月	昭和23年3月	昭和24年3月	昭和25年3月	昭和26年3月	
40	37	38	73	71	70 1●	62 1×	147 1△		139		209	211	61	44	22	1,741 1●、1×、2△
35	33 1×	43	36 1◎	69	63	74 1◎	69	70		115	138	46	43	29		1,380 1●、5×、1△、2◎
39	38	35	38 1◎	66	68	70 1△	81	74		100	121	38	35	30		1,348 1●、4△、2◎
23	30 1×	29	37	32 1△	35	26	37	36		34	49	35	33	32		636 1×、1△
				30	65	66										161
												50	12	26	28	116
137	138 2×	145	184 2◎	268 1◎1△	301 1●	298 1×1◎ 1△	334 1△	319		458	569	192	181	141		5,382 3●、8△、7×、4◎
								37		38						75
								34		29						63
										31						31
								71		98						169
4	3	1	8	2	7	5	7		8	3	8	5	9	6	6	134
1	3		3	5	4	2	3		1		1	4	2	3	2	49
2	1	1	5	4	5	2	4		4	2	1		2	3	3	66
7	2	1			1		1				1	1	12	11	6	68 1△
			2	2	8	5										17
												3	1	6	1	11
14	9	3	18	13	25	14	15		13	5	11	13	26	29	18	345 1△
				30	33	31	36		40		37	37	43	35	38	1
33								29		19						360
																81
			25													25
								32	30 (6月)	24 (5月)						54
																32



表3-15 広島高等工業学校（広島工業

回数		第1回	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
卒業年時		大正12年3月	大正13年3月	大正14年3月	大正15年3月	昭和2年3月	昭和3年3月	昭和4年3月	昭和5年3月	昭和6年3月	昭和7年3月	昭和8年3月	昭和9年3月	昭和10年3月	昭和11年3月	昭和12年3月
学 科	入 学 者 数															
		本科 (第一部)	機械科(機械工学科)	27	33	31	32	28	35	43	35	39 <sub>1△</sub>	31	39	37	37
	電気科(電気工学科)	28	25	38 <sub>1●</sub>	30	35	37 <sub>1×</sub>	35 <sub>1×</sub>	38 <sub>1×</sub>	35 <sub>1△</sub>	36	36	31 <sub>1×</sub>	40	34	39
	化学工業科(応用化学科)	31	25	36 <sub>1●</sub>	30	32	39	35 <sub>2△</sub>	36	35	33	37	34	38	39	35
	醸酵工業科(醸造学科)										26	28	31	26	29	28
	(工作機械学科)															
	造船科															
	計	86	83	105 <sub>2●</sub>	92	95	111 <sub>1×</sub>	113 <sub>1×2△</sub>	109 <sub>1×</sub>	109 <sub>2△</sub>	126 <sub>1△</sub>	140	133 <sub>1×</sub>	141	138	136
本科 (第二部)	機械科															
	化学科															
	電気科															
	計															
選科	機械科	2	4	6	2	5	3	2	3	2	7	6	5	2	2	1
	電気科	2	2	1	1		1		1	3		2	1	1		
	化学工業科			3	1	2	3		3	2	2	2	2	2	2	3
	醸酵工業科									1	5	4	5	4	2 <sub>1△</sub>	4
	工作機械学科															
	造船科															
	計	4	9	7	4	7	7	2	7	8	14	14	13	9	6 <sub>1△</sub>	8
研究生	附設工業教員養成所(機械)													1		
	工業技術員養成科															
機械技術員養成科																
文部省科学研究補助技術員養成所(精密測定、分光化学分析、数値計算科)女子																
工業学校実業科教員養成科(機械科)																

注) ●中国、×朝鮮、△台湾、◎満洲出身者を示す。

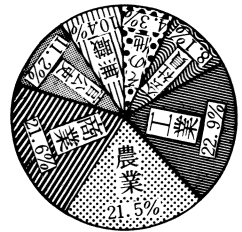


図3-2 第1回より第5回卒業生の家庭の職業別  
 (『第六回卒業生一覧並学校概要』による)

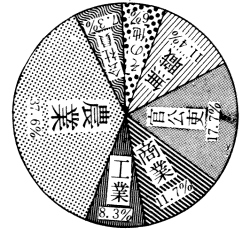


図3-3 第1回より第13回卒業生の家庭の職業別  
 (『第十四回卒業生一覧並学校概要』による)

第五回卒業生までの生徒の家庭の職業は、図三―二のように農業が最も多く、官公吏、商業、工業がこれに続いている。一〇年後の昭和十三年の状況をみると農業・官公吏の割合が減少し、商業・工業・会社員等が増加してくる傾向を指摘しうるであろう(図三―三参照)。

生徒の就職状況

大正十二年(一九三三)三月十七日、第一回の卒業証書授与式が挙行された。これ以後の毎年の各科の卒業・修了者数は表三―一五に示したとおりである。卒業生の就職は一般に好調で、大正十三年の卒業生の場

合、震災の影響等で不景気といわれたが、住友あたりの民間大会社が最も多く、諸官省公衙がこれについだ。初任給は教員になる者の九五円が最高で、官省の六〇円が最低であった。技術を生かして職工になる者もいたが、これらは多額の月給をとったという(『芸術日日新聞』大正一三・三・九)。創立以来昭和九年の第一三回卒業生までの各科別の就職種類の状況は

表三―一六のようにになっている。各科とも会社や工場の技術員が最も多く、技術官公吏・その他の官公吏となる者がこれについだ。また、学校教員となる者も毎年若干名あり、応用化学科卒業生に教員志望が比較的多かったが、昭和十年前後の好景気時代からは教員となる者は減少した。

高工を卒業してさらに大学へ進学して勉強を続けようという者も第一回卒業生以来毎年若干名出ている。なお、表三―一四の全卒業生の家庭の職業別は、図三―三で示したように昭和十年頃は工業・商業・農業が圧倒的に多く六六

生は一五人とわずかであった。広島高工生の昭和十三年における家庭の職業は表三―一四のように商業、農業、勤め人、工業の順になっている。学資支給もほとんどは容易か可能な範囲である。なお、昭和二年の

表 3-16 第13回卒業生までの卒業生就職種類別状況

種類別 学科別	諸官庁	学校	諸会社	自営	兵役	大入 学学	其他	死亡	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
機械工学科	139	26	221	6	6	7	18	25	448
電気工学科	117	28	239	5	7	9	23	22	450
応用化学科	90	44	238	9	4	5	37	18	445
醸造学科	14	6	25	42	3	15	1	5	111
計	360	104	723	62	20	36	79	70	1,454

注)『第十四回卒業生一覧並学校概要』による。

%を占め、会社員・官公吏は二〇%に満たない状況であるので、第一次・第二次産業出身の子弟が高工を卒業することによって、大多数の者は技術を中心とした俸給生活者の道を歩むということになったわけである。

学校開放

主 義

広島高工の特色とするところは、なんといっても地元広島市民および産業界との密接なつながりにあった。川口校長は開校式

当時の新聞談話においても、「学校の直接目的は学生を教養して国家の期待に副ふ所にあるは勿論なるが、对地方的関係として学校が為し得る範囲内に於て地方工業の発達に微力を致すの心掛無からざる可からず、然れば能ふ限り学校を開放して一般人の參觀に供し、研究に資し、次第に依つては研究調査の相談に應ずることもあって可なり、以て僅少たりとも地方の裨益と成り得んこと学校の希望とする所なり。」と述べ、開放主義でいくことを宣言した(「芸備日新報」大正一〇・五・二三)。また、婦人に対して、社会的地位向上のために、化学と日常生活の関係を理解することが必要であると説き、高工の施設は日常生活に關係の深いものばかりだから、学校の家庭的利用を望むと述べている(「芸備日新報」大正一〇・九・二九)。

大正十一年十月二十八日、地元の人びとに工業講話を聴かせる公開の講話会が講堂で開催された。以後ほぼ年一回以上開催され、工業思想の啓発普及につとめた。講師は高工教授のほか学生が担当することもあった。また、応用化学科では大正十三年の七月二十日から一〇日間、化学工業智識普及のた

め学生を主とする講演旅行を県下四か所で実施している。

#### 地元産業

#### との関係

民間企業を圧迫しない限りで機械製造や検査を行い、授業に支障のない範囲で学校を開放して研究させ、地元産業の開発に力を致すという方針のもと、製針工業・歯鏝・特殊鑄鉄(シンダー)鑄造・ゴム工業・金ペン工業・澱粉糖工業・電気の各方面の技術改良と研究調査を行い好成績をあげた。このため大正十二年(二五三)には「受託製品規程」および「分析鑑定並試験規程」を定めている。

#### 広島市工業

#### 専修学校

大正十三年九月、「実業補習学校規則」により創設された広島市工業専修学校は、その施設に必要な校舎・機械・器具等はすべて高工の設備を使用し、川口校長がこの学校長となり、教官の大多数が教鞭をとった。これは当時広島市独自の工業教育機関としては唯一のもので、当初は機械・電気・土木建築の三科であったが、昭和二年(二五三)土木科と建築科が分れて四科となり、高小卒業程度の生徒に予科一か年、本科二か年の課程で夜間教授を行った。

このほか、応用化学科では広島県松本商業や市内中学校の依頼に応じ、昭和二年度より毎年夏季に期日を定めて同校の上級学年生徒を対象に、同科の設備を開放して化学講習を実施している。

#### 展覧会

大正十年の開校式に展覧会が開かれ、翌年十月三十日、学制頒布五十周年記念式を挙行了た際、二日間展覧会を催して一般公開して以来、毎年学期の境いに開催され、広島市内の年中行事の中で屈指の数に入った。観覧人員は一人前後であったが、昭和二年には二万八四二四人、翌年の大典記念工業展覧会では三万二〇九一人を記録した。

大正十三年の創立五周年記念の展覧会の模様は、機械動力室の二五馬力ディーゼル機関、陸軍から寄贈された発動機、廃艦伊吹の主機タービンの羽根、汽罐室のタクマ式百馬力型汽罐、木型工場・鑄物工場・材料強弱試験室・水力実験室を経て、電気科の二五万ボルトの特別高压変圧器、精密機械器具室、無線電話装置、電気器具陳列室等を見物、

応用化学科では不思議館、鍍金館で実地に見学したあと、特設の公民教育展覧館に入るといふ盛り沢山なものであった。展覧館では化学実験館・家庭化学教育館・工業化学の使命館など趣向をこらした展示があり、マルセル石鹼・香油・ポマード・インキ・ナフタリン・歯磨・おしろい・化粧水などの生徒製作品の廉売も行われた。これらは工業常識開発の目的で相当に準備し、全校を開放して縦覧に供したのであった（『創立第拾周年記念要覧』ほか）。

## 第二章 戦 時 期

## 第一節 諸制度の変化

**川口校長の勇退** 初代校長川口虎雄は、昭和十一年(一九三六)五月十五日付で勇退し、十六日退官告別式が行われた。後と**長校長の就任** 任には浜松高工長長俊一が任命された。長は山形県の出身で、昭和七年以来浜松高工長を勤めてい

たが、以前広島高師教授として約一五年在任しており、広島とは縁の深い人であった。

広島着任後新校長は「総て前校長の轍を踏む」と声明し、五月二十三日の就任式においても同趣旨の挨拶をした。ところが卒業生で組織する広島工業会の会員有志と称して、「広島高工校長更迭の経緯を発く」と題する文書が会員はじめ同校関係者に配付された。内容は、後任は同校の古参教授から選ばれると思っていたところ、デルタ学園に縁もゆかりもない人が来たのは、後釜の椅子をねらった某氏の策謀の結果であるというものであった。しかし文書の差出人は卒業生でなく、工業会もいちはやく軽挙を慎むべきであるとの態度を決定して動かなかったため、これ以上問題にはならなかった(「芸備日日新聞」昭和一一・六・六)。

**長校長の**

長校長は五月二十八日の創立記念日における告辞で、世の中の進展変化に即応し、その要求に順応して

**教育方針**

教育を刷新改善する必要があるとし、精神面ばかりでなく実際にも「国防」に協力する使命があると強

調した。翌十二年の入学式告示においても、学校の沿革・使命目的・教育綱領を紹介しつつ教育方針を説明し、「在学

中より中正穩健なる思想と円満豊富なる常識を養ひ、特に我が国体並に国民精神に就ては明徹なる理解と信念を持たることが肝要」と、卒業後専門的技術をもって工業界の第一線に立つべき生徒の自覚をうながしている〔五十一〕。

**学校管理体制の強化** 昭和十二年(一九三七)八月、高工の職員定員中に生徒主事・生徒主事補一名が追加された。生徒主事および生徒主事補は、生徒の思想対策を推進するため、昭和三年以来教授・助教中から任命されていた

が、ここに至って定員化されたのは、従来高等学校とは異なり比較的思想問題が現われなかった専門学校においても、日中戦争の拡大に伴って、「精神方面ノ指導訓育」と、左翼運動を警戒して生徒の思想統制を厳しくする必要にせまられたからである。

この年には、学科長・課長制が廃止となり、改めて学科事務取扱と世話役が任命された。学科事務取扱は教官の互選であったが、昭和十五年度末から校長の任命となった。また、昭和十三年には「評議会規程」も廃止されるなど、校長の権限が強化された。

**学科課程の改正** 昭和十四年(一九三九)、従来の学科課程では時代の趨勢にそぐわない点が多くなったとして、卒業生の就職の実情をも考慮して規程が改正された。主な改正点は次のようなものである。

- (1) 三学期制を復活した。その理由は、科目目の配当に便利である、成績向上を促すことができる、夏期休暇中に実施している校外の実験・実習の能率を促進する、授業外行事との関係が円滑になる、就職に有利である、などの点であった。
- (2) 数学・物理学実験などの基礎的科目をいっそう重視した。
- (3) 卒業生の就職状況を考慮し、時代に適応する科目目(たとえば航空機・造兵学・電池・化学機械・分析化学など)を新設あるいは重視し、時代的でない授業(たとえば紡織機など)は廃止あるいは時間を減らした。
- (4) だいたい午前中講義、午後実験・実習とした。

# 広島専門校殿軍

## 高工入學試験始まる

### 二五對一の烈しい競争 時代の色を濃く反映

入學難 國の盛衰、人心の動静、世の進退、は悉く試験の成績に現れる。高工入學試験は、三月十五日、広島専門校で始まる。この日は、全国的に高工入學試験が始まる。試験は、上午九時から午後五時まで行われ、入試科目は、国語、算術、物理、化学、英語、数学、工作、図画、音楽、体育、衛生、家庭科、公民科、経済科、地理科、歴史科、外国語科、職業科、実習科、特別科、その他である。試験は、全国的に同時に行われ、競争は、激しい。時代の色を濃く反映している。

記事を報ずる入試競争を激しい  
(昭和十二年3月15日「芸備日日新聞」)

#### 入試制度 の変遷

入試については前章にも述べたが、昭和十年代に入ると受験者の増加、募集

定員の増加等でさまざまな変遷がみられた。入試科目としては昭和十年(一九三三)までは数学・英語の二科目で行われたが、翌十一年からは機械工学科と電気工学科には物理、応用化学科と醸造学科には化学が加えられた。昭和十五年には公民科が加わって四科目となり、翌十六年には公民科が廃止されて新たに国史が加えられ、さらに同十八年には各科とも国史・国語(国文解釈・作文・数学・理科物象となるな

ど、時代を反映してめまぐるしく変化した。

昭和十一年度の入試は、軍需インフレ景気の波にのって躍進する工業界への進出を希望する者が多かったが、この年は志望学科を一つに限定したため、前年度よりやや倍率は下がった。ところが翌十二年は無試験入学の希望者だけで定員に近いという状況となり、無試験入学許可者は一三名であったが、機械は一五倍、応化・電気は一二倍、醸造は四倍、平均しても一二倍強という空前の試験地獄となった(「芸備日日新聞」昭和一二・二・二八)。しかし高工の定員は、後述するごとく昭和十三年から同十五年にかけて急増し、全国的にも学校の新設、既設諸学校の増募などにより従前の数倍にもなり、入試競争率は低下し、志願者にとっては入学が容易になった。

昭和十六年度は、試験科目が全国共通となり、高等学校と同日に試験を施行し、広島高工では機械工学科と工作機械学科および応用化学科と醸造学科との間に第二志望を許可するという変更があったが、志願者は前年より五九%も



増加した。

### 就職状況

戦時色が濃くなるにつれて卒業生の就職状況は好転した。「時局が織り出す『軍需インフレ』<sup>〔「芸術日新報」昭和十一年七月・一四〕</sup>」というこ  
とで、昭和十一年には例年十一月からの申込みを早めたところ夏期休業前から求人が殺到し、同十三年には卒業生を送り出す前の二月にすでに明春卒業する生徒の採用を予約させてほしいという書面が届き、五月には八〇社が申込み、醸造学科を除いた各科では卒業予定人員を越えるという異常な事態となった<sup>〔「五十一年史」〕</sup>。  
しかし昭和十三年四月一日公布された国家総動員法にもとづく学校卒業生使用制限令により、卒業者の雇傭契約にもとづく使用員数は厚生大臣の許可を要することとなり、必ずしも卒業生の希望する職種に就職できるとは限らなくな  
った。

## 第二節 戦時体制下の学園拡張

### 軍需産業と

戦時下における生産力の拡充に伴う工業技術者の急激な需要に応ずるため、文部省は昭和十三年（二九六）  
**航空学科** 度から全国高工の設備拡張による軍需工業関係の生徒の増募を行った。一般的には満洲・北支における工業技術員の需要増大にこたえる目的で、とくに道府県工業学校では大量の臨時増募を実施し、修業年限一年の速成技術者の養成を行うようになった。また戦略的に重要度の高い重化学工業部門、とくに電気通信・航空機などの軍需産業型学科が重視された。

文部省が航空国策の見地から昭和十二年度予算に計上して実現をめざした航空専門技術者の養成案は、軍部の絶対的な支持をうけて、全国二大学・四高工への航空学科新設が計画された。当初広島高工もその選に入っていたため、田中機械科長が具体案の作成に取りかかった。予算要求額は六〇万円で、研究所・実験室に要する敷地は二〇〇〇坪

とされ、候補地の物色まで行われた。広島は地理的な関係から最も有望視されたが（「芸術毎日新聞」昭和十一年・九・一七）、昭和十三年度に横浜高工へ設置され、結局その後も広島への設置は実現をみなかった。

#### 各科の増募

広島高工の募集定員は表三一五のごとく昭和四年の醸造学科増設後昭和十一年まで変化がなかったが、翌十二年醸造学科が五名増加して以来、同十三年から前記拡張計画による増募で、表三一七のように一挙に二倍以上に増加し、機械・電気・化学部門の技術者需要の急迫ぶりをうかがうことができるのである。

これらは昭和十一年文部大臣が実業教育振興委員会に対して、「我が国産業ノ趨勢ニ鑑ミ実業教育振興ノ方策如何」を諮問したのに対する答申中の、「実業学校ノ新設拡張等ニ際シテハ産業ノ情勢国民ノ職業分配、卒業者ニ対スル社会ノ需要、地方ノ実情等ニツキ充分ノ考慮ヲ払フコト」という一項の戦時体制下における実現であり、このほかにも様々の施策が試みられた。

#### 工業技術員養成科

昭和十二年八月二十六日、文部省令第三〇号をもって臨時別科として工業技術員養成科が設置された。生産力拡充計画に伴う工業技術者養成計画の一環として、一四

表 3-17 戦時中における生徒募集定員の推移

学 科	昭 4		昭 12		昭 13		昭 14		昭 15		昭 19		昭 20		昭 21	
	和	年	和	年	和	年	和	年	和	年	和	年	和	年	和	年
機 械 工 学 科 (機械科)	40		40		75		75		75		150		150		30	
電 気 工 学 科 (電気科)	40		40		40		75		75		75		75		30	
応 用 化 学 科 (化学工業科)	40		40		40		75		75		75		75		30	
醸 造 学 科 (醸酵工業科)	30		35		35		35		35		35		40		30	
工 作 機 械 学 科	—		—		—		35		75		—		—		—	
造 船 科	—		—		—		—		—		—		40		30	
計	150		155		190		295		335		335		380		150	

注) 人数はいずれも「約」である。

高工、二専門学校に附設されたものである。その目的は、「中学校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムル者ニシテ機械工業ニ関スル実務ニ従事セントセル者ニ対シ之ニ必要ナル一般の素養並ニ技能ヲ授ク」というもので、期間は昭和十二年十月一日から翌年三月末日まで、生徒定員は三〇名とした。九月十五日入学者口頭試問と身体検査が実施され、十月一日入学式が挙行された。学科目は修身・体操・応用力学・機械工作法・機械工学・設計製図・実験及実習で週に計四二時間、そのうち二〇時間が実験及実習であった。翌年三月に三三名が修了証書を授与されているが、就職先は海軍工廠が一〇名で圧倒的に多く、そのほかは民間の製鉄・製鋼関係の会社であった。「臨時」の名は九月三日の施行日より除かれたが、募集は一回限りで停止された。

#### 工場労務

#### 補導学級

また、広島各工場より中堅労務者五〇名を入学させ、昭和十三年（一九三六）十月十六日から十二月十四日まで毎週二回午後七時から十時まで工場労務補導学級が開催された。その目的は、「健全なる公民として優秀なる産業人として名実共に備はつた真の労務者を養成し、時艱克服に邁進すると同時に国運の進展に一層寄与し現下長期戦に備へる」というもので、「人格の精練」のための教養的な科目が中心であった（「芸備日日新聞」昭和一三・一〇・七）。

#### 機械技術

#### 員養成科

昭和十四年四月からは、機械工業に従事しようとする者に対して一般の素養ならびに技能を授ける目的で、夜間二か年を修業年限とする機械技術員養成科が設置された。その学科課程は修身・体操・独逸語・数学・物理学・電気工学・工作法・力学・材料力学・機械設計法・機構学・水力機械・熱機関・圧縮機・冷凍及暖房・航空機及自動車・工業用材料・設計製図と各学期の終りに行われる実験及実習であった。工業技術員養成科が現場で実際に作業して職工を指導する人物の養成をめざしたのに対して、より広い方面の仕事に従事しうる人材養成を主眼とした。三月二十四日入学試験が行われ、三七名の生徒が四月十二日入学した。生徒の最高年齢は三五歳、平均二二歳五か月と高かったが、これは昼間仕事を持っているためであった。夜間毎週三〇時間の授業は苦痛であったためか、翌年は三一名となり、昭和十六年三月に修了した者は二五名であった。昭和十七年度においても四名の生徒が

在籍しているが、募集の方は一年で停止され、生徒がすでに修了した同十九年には廃止が検討されている。工業技術員養成科・機械技術員養成科とも修業年限が短く修了証書のほか何の資格も取れぬため成績が思わしくなく、各一回の卒業生を出したのみで募集停止されたようである。学校側は、生徒を募集しないのに機械技術員養成科の規程を残しておく必要はないと昭和十九年に廃止方を申請したが、文部省は保留を命じている。そして、さらに同年九月に至り、工業技術員養成科の復活を決めて規則を作成させた。この養成科は機械科として機械に関する簡易な課程を履修させることとし、修業年限は一か年とした。学科は道義・数学・力学・金属材料・精密測定・熱機関・水力機械・機械設計・機械工作・製図及実験実習で、年間授業数は一〇〇四時間であった。そのうち製図及実験実習が最も多く三六八時間を占めていた。工業技術員養成科生は昭和十九年に募集され、翌二十年には臨時技術員養成科生が募集されている。

**工作機械学** 昭和十四年(一九五元)の入試では工作機械学科三五名の募集も行われたが、三月二十四日文部省令第一一科の新設 号をもって規程が改正され、工作機械学科が設置された。この改正では先に述べた全面的な学科課程

の改正も行われている。同二十九日には学校規則も改正されたが、工作機械学科の学科目およびその程度は表三一―八のとおりである。

工作機械学学科課程制定の方針は、共通学科については機械工学科と全く同一にし、ただ機械工学科における水力機械・蒸気機関・内燃機関その他原動機に関係する時数を縮少し、その代りに工作法および工作機械に関係ある時数をあてた。工作機械の意味は広義に解釈して、木工機械・铸造機械・鍛冶機械・板金機械・熱処理機械をもこれに加え、「現下ノ工作界ノ通弊タル技術ヲ職工ニ任セテ顧ミザルノ欠陥ヲ避ケ、真ニ職工ヲ指導スルノ有能ノ士ヲ養成」することとした(「校規、規」)。

募集人員は昭和十五年には七五名となり、同十八年まで募集されたが、同十九年の「官立工業専門学校規程」の制

表 3-18 工作機械学科の学科目およびその程度

学 年 学 科 目	第 1 学 年 毎週教授時数			第 2 学 年 毎週教授時数			第 3 学 年 毎週教授時数		
	第 1 学期	第 2 学期	第 3 学期	第 1 学期	第 2 学期	第 3 学期	第 1 学期	第 2 学期	第 3 学期
修 身	1	1	1	1	1	1	1	1	1
体 操 及 教 練	3	3	3	3	3	2	2	2	2
英 語	2	2	2	2	2	2			
独 逸 語	2	2	2	2	2	2	2	2	
数 学	5	5	5	3	3	3	2	2	
物 理 学 及 実 験	4	3 実験	3	2	2	2			
電 気 工 学 及 実 験				3	3	2 実験			
化 学	1	1	1						
力 学	2	2	2						
材 料 力 学				3	2	2	2		
機 械 設 計 法	1	1	1	1	1	1	1	1	1
機 構 学				1	2	2			
原 動 機				2	2	2			
木 型 及 鋳 造	1	1	1						
鍛 冶 板 金 及 熱 処 理							2	2	2
仕 上 及 組 立	1	1	1	1	1	1	1	1	1
工 作 機 械	2	2	2	2	2	2	2	2	2
工 具 及 ジ ャ グ							1	1	1
精 密 測 定				1	1	1	2	2	
工 業 用 材 料							2	2	2
工 場 建 築 法							1	1	1
工業経済及工場管理法							2	2	2
設 計 製 図	7	6	8	6	6	5	11	13	17
実 験 及 実 習	7	6	7	6	6	6	4	4	6
特 別 講 義							1	1	1
計	39	39	39	39	39	39	39	39	39

備考 特別講義へ航空機、造兵学等ヲ課ス  
 注) 昭和14年3月24日文部省令第11号による。

定により機械工学科・工作機械学科は機械科に統一されたため、定員も機械科一五〇名となった。この時第二、三年に進級した者も機械科生徒になった。

**工科大学設** 大正四年(二五五)、広島県会が農工商に関する中国帝国大学を広島県に設置してほしいという意見を議立の要求 決した。また、広島高等学校誘致運動の過程でも、高校の設置は他年の中国大学設立の布石であるという認識があった。大正八年の高等師範学校の大学昇格運動、昭和四年(二五五)の文理科大学設置の時点でも、地元としては総合大学にしてほしいという要望があった。

昭和四年には東京工業大学・大阪工業大学が設置され、単科大学への道も開けたが、広島への工業大学設置については文部省も予定していなかった。昭和十四年から名古屋帝国大学が設置されることになったが、この実現には地元・県当局の決心と猛運動があったからで、広島に同じように実現することは困難であるという意見もあった〔芸備日

昭和一三・一二・二七。〕  
中邑広島市助役談

昭和十五年十二月の通常広島県会で、意見書「広島工科大学設置方要望ノ件」が議決され、県会議長名で文部・大藏両大臣に提出された。中四国の中枢都市であり、大工業地帯・軍関係施設をひかえ、「大陸経営進出ノ拠点」である広島に高級科学技術者の養成機関である工科大学を設置してほしいと要望した〔資料三一四参照〕。同十七年、広島商工会議所教育部会は広島工業大学設置の件を決定し、十一月十二日の役員会ではその件につき県市・高工ほか教育関係者を招いて協議の結果、「広島工業大学設置期成同盟会」を設立し運動を開始した〔「中国新聞」昭和

二月県会においては、工科大学設置要望が医学専門学校の設置要望とあわせて議員から質問された。知事は熱意をもって要望するとしながらも、高等工業学校増設の完了後に工科大学設置が行われるであろうとの見通しを述べている〔昭和十七年『通常広』〕。しかし、この県会では「本県内ニ官立綜合工科大学(文科・理科・医科・工科)ヲ設置要望ノ件」が議決され、文部大臣宛意見書が提出された〔資料二一一三参照〕。

文部省においても昭和二十年十月頃「国立広島総合大学案」を作成したようであるが実現には至らず、戦後の教育改革に伴う総合大学設立運動まで持ちこされることになったのである。

### 第三節 附設工業教員養成所と第二部の開設

**実業学校教員養成制度** 昭和十四年(二九元)度から附設臨時工業教員養成所が設立された。実業学校の教員養成に関する法制は、明治二十七年(二六四)の「工業教員養成規程」により東京工業学校内に養成所が設置されたのが最初で、

その後明治三十二年に「実業学校教員養成規程」が制定され、工業学校・徒弟学校および工業補習学校の教員養成を目的とする修業年限三年の工業教員養成所の設置が決められた。養成所の生徒は授業料免除のうえ学資が支給され、服務義務は学資を受けた年限に一年を加えた期間であった。この規程には東京帝国大学ほかの学生生徒で卒業後実業学校教員を志望する者に対して教育学・教授法を課し、学資を支給する制度もつくられたが、この学校の数はしだいに増加され、明治三十九年の「実業学校教員養成規程」の改正ではすべての官立実業専門学校に適用範囲が拡大された。第一次大戦後の産業の飛躍的發展と実業学校の増加は、大量の教員を必要とし、また産業界の好景気によって教員が実業方面へ転出するという傾向をうんだため、質量ともにすぐれた実業教員の確保が課題となり、大正四年(二九五)の規程改正では養成所および直轄学校の生徒で実業学校教員になろうとする者に対する優遇措置を強めた。従来工業教員養成所は東京高工に附設されているのみであったが、大正九年大阪高工、昭和四年(二六五)には名古屋・横浜高工に増設された。しかし、昭和七年には東京・大阪の二高工の大学昇格に伴って養成所が廃止されたにもかかわらず新設は行われなかった。

満洲事変とくに支那事変以降の戦時体制への移行に伴って生産力の増強が叫ばれ、産業教育は大いに発展した。昭

和五年から同十年の実業学校の増加率が、学校数二二・五%、生徒数三二%に対して、昭和十年から同十五年の五年間に、学校数において二五・五%、生徒数において六〇・五%の増加をみたのである（『日本近代教育百年史』5）。このような背景のもとで、昭和十四年、熊本・広島高工に工業教員養成所が附設されたのである。その後実業教員の養成所はあいついで増設され、昭和十九年には全部で一二校となり、そのうち九校が工業教員養成所であった。

**附設臨時工業教員養成所開設** 昭和十四年五月二十三日勅令第三三六号をもって広島高工に附設された臨時工業教員養成所は、大正四年の「実業学校教員養成規程」によって工業に関する学校の教員となるべき者を養成すること

を目的とし、学科は機械工学科（昭和十九年より機械科）で、修業年限は三か年であった。入学資格者は本校とほぼ同様であったが、師範学校の卒業者が認められたところに特色がある。五月十日から二日間入学者の選抜試験が行われ、同十五日三五名に仮入学を許可し授業を開始した。養成所志願者は中学校卒が圧倒的に多く、そのほか工業・商業・水産・農・師範学校卒、専検合格者など多彩であったが、入学者は中学校三三名、工業学校二名だけであった。昭和十四年から同二十三年までの志願者・入学者の内訳は表三一―一九のとおりである。志願者数は年によって変動が大きい。中卒の志願者は年々減少し、これに対して師範学校卒業者の志願者、とくに入学者に占める割合が増加している。しかし、昭和十八年度から師範学校が官立となり、高等工業学校と同レベルになったため師範学校からの入学者はなくなった。同年から二か年は「専門学校入学者検定規程」により無試験検定の指定を受けた者の入学が多いが、昭和二十一年からは中学校卒業業者中心に変わっている。

**養成所生の動向** 養成所生は表三一―二〇に示したように当初は各地から来ており、広島県内出身者も半数を割っていたが、昭和十九年以降県内・臨接県に限られるようになり、県内出身者の割合が増加した。これは同年文部省

の拡充方針により、各地に類似の養成所が設立されたことが影響しているが、この年から「臨時」の呼称もとられ恒久的な施設として確立した。



表3-19 附設（臨時）工業教員養成所入学志願者・入学者の出身校

年度 学校別	昭和14年		昭和15年		昭和16年		昭和17年	
	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者
中学校	207	33	73	18	107	11	55	16
工業学校	13	2	8	4	20	5	26	6
師範学校	2		19	11	68	17	36	18
その他	11		2	1	8	2	2	
計	233	35	102	34	203	35	119	40

年度 学校別	昭和18年	昭和19年	昭和20年	昭和21年	昭和22年	昭和23年
中学校	8	20	40	43	43	40
専検 指定	32	20	2	1	1	
計	40	40	42	44	44	40
志願者	85	148	102	72	101	64

注) 専検は「専門学校入学検定規程」による試験検定合格者、指定は同上第11条により文部大臣の指定した者。昭和17年度までは『学校一覧』、以降は「学事年報綴」による。昭和18年度以降の志願者の内訳は不明。

表3-20 附設（臨時）工業教員養成所生徒の出身府県

出身 年度	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年	昭和21年	昭和22年	昭和23年
広島県	18	10	15	13	15	23	27	37	27	31
隣接県	4	4	0	0	4	5	5	5	12	6
その他	13	20	20	27	21	12	10	0	5	3
計	35	34	35	40	40	40	42	42	44	40

注) 隣接県は山口・島根・岡山県とする。『学校一覧』および「学事年報綴」による。

表 3-21 附設（臨時）工業教員養成所の卒業生の動向

種別	年度	昭和 16年	昭和 18年	昭和 19年	昭和 20年	昭和 21年	昭和 22年	昭和 23年
		人	人	人	人	人	人	人
学 校 教 員		9	17	31	27	25	17	6
大 学 入 学		1	2					
軍 関 係 者		20	12	5				
技 術 者						3	11	} 15
自 営						2	3	
未 決 定					2	7	6	} 22
死 亡 ・ 未 詳					11			

注) 「学事年報綴」等によるほぼ1年後の状況を示す。

養成所の各学年の学科目およびその程度は高工の機械工学科課程が適用され、ほかに心理学・論理学・哲学概論・教育史及教育学・教授法・学校衛生・教育法令・授業練習の教職科目が課された。職員は大部分高工教授が兼任したが、教育関係の学科目については広島高師の教授等に講師を委嘱している。学校の日常に関する規則はすべて高工のそれが準用された。

養成所生は入学検定料や授業料は徴収されず、一か月二〇円以内の学資補給の道も開けていた。ただし、卒業生は「実業学校教員養成規程」によって授業料免除期間の二分の一の期間は実業学校の教職に従事すべき義務を有し、教員志望を変更したときは授業料・学費を償還しなければならなかった。養成所の卒業生の進路は表三二一のとおりである。

昭和十九年（一九四四）、「官立工業専門学校規程」の改正に伴って広島工業専門学校附設工業教員養成所と名称が変わり、単独の規則が制定された。授業時数は工専と同じく年間一四七七時間となり、「本所生徒ニハ

学資ヲ補給ス」とされた。

昭和二十年度初め、学校長は養成所の現状を勘案して「工業教員養成制度ノ検討」をまとめている。内容は、(1)学資補給額の増加、(2)修業年限の延長、(3)中央養成所の設置、(4)特種特<sup>(典)</sup>点の附与、(5)精神教育法の再考、(6)中等教員検定制度に就て、の六項目で、いずれも実業学校教員志望者に対して充実した内容の教育と待遇を与えようとするものであった。とくに「皇国ノ道ヲ体シ肇国ノ精神ニ徹セシムルタメノ精神教育法」に再考の要ありとしているところは

表 3-22 第二部の学科別定員・入学志願者・入学者数

年度 種別 学科	昭和 17 年			昭和 18 年			昭和 19 年			昭和 20 年		
	定員	入学志願者	入学者	定員	入学志願者	入学者	定員	入学志願者	入学者	定員	入学志願者	入学者
機械工学科 (機械科)	約40	349	44	約40	234	43	約80	209	81	約80	244	90
応用化学科 (化学工業科)	約40	157	41	約40	231	41	約40	127	39	約40	182	45
電気工学科 (電気科)	—	—	—	約40	229	42	約40	104	40	約40	142	50
計	約80	506	85	約120	694	126	約160	440	160	約160	568	185

注) 『官報』『文部省年報』による。

注目される〔資料三一―一参照〕。

**第二部の開設** 戦時体制下、高等工業学校等の各専門学校は、国策にそってさまざまなかたちでの方向転換を余儀なくされた。教育審議会

は、昭和十五年(一九四〇)九月、「専門学校ニ関スル要綱」を答申したが、学術技芸の修得、人格の陶冶という目的のうえに「国家思想ノ涵養」の一項を加え、実業専門学校にあっては「特ニ経済産業ノ国家的意義ヲ明ラカニシ、産業ヲ通シテ国ニ報ユルノ精神ニ徹セシムルコト」と述べ、時局を認識した「国家有為ノ指導的人材」の養成が期待された。当時、高度国防国家完成のため、軍需工場における技術者の需要は増加するいっぽうであった。その充足のため工業に関する専門学校の新增設が急ピッチで行われた(『日本近代教育百年史』5)。また、先の答申では「実務従事者ニ対シ夜間其ノ他ノ機会ニ於テ専門教育ヲ施ス適當ナル施設ヲ整備充実スルコト」とされ、時代の進展に伴う産業労働者への専門教育の必要性が強調された。

このような施設として、重要な工業都市にある高等工業学校六校に、一五学科定員六〇〇名の夜間部が設置されることになり、昭和十七年三月二十五日、省令第二五号をもって規程が改正された。広島高工の規則も改正され、第二部が設置された。学科は機械工学科と応用化学科で、定員は各約四〇名とされた。夜間部が第二部となったので従来の昼間部は第一部と称されることとなった。第二部への入学者は試験検定によるもののみであ

表3-23 第二部生の出身学校

学 校	種 別	入 学 者	入 学 者
		入 志 願 者	人
中 学 校	学 校	420	69
工 業 学 校	学 校	54	13
そ の 他		32	3
計		506	85

注) 昭和17年度『学校一覧』による。

る。科目は両科とも第一部と同様で、三月二十五日から入学試験が行われ、二十日に身体検査と口頭試問が実施された。

第二部の学科別定員・入学志願者・入学者数は表三一二のごとくである。初年度は第一部よりはるかに入学難であり、とくに機械工学科は八倍という難関であった。昭和十八年度から電気工学科第二部が増設され、その翌年には機械工学科の定員は約八〇名と倍増された。

第二部は修業年限四か年、授業時間は午後四時から一〇時までの間とされた。目的・入学資格・徴兵猶予の特典などは第一部と全く同様であった。学科目も第一

部とはほぼ同じであったが、例えば電気工学科では第一部よりも基礎知識の修得を主眼とし、弱電工学方面の授業を多くしつつも、強電工学方面の技術者としても十分資格が取れるようにするなど細かい配慮がなされていた(大正九年「起」校規)。

第二部の入学者は昼間勤務に従事する者が多かったようであるが、その出身学校は表三一二三のように中学校を卒業した者が大部分であった。彼らの勤務先などは明らかにしえなかったが、昭和十七年度入学生八五名中五六名は広島県出身者であるので、広島市内および周辺部から通学しうる範囲内の者であったといえよう。

**第二部の 推移** 昭和十九年(一九四四)の「官立工業専門学校規程」改正により修業年限は第一部と同様の三年となり、学科も機械科・化学工業科・電気科とに改められた。昭和二十年三月に第一回卒業生七一名が出たが、第一

部の卒業生が学校卒業生使用制限令によって就職統制を受けたのにくらべて、第二部卒業生はその対象となるにしても昼間雇傭されている会社・工場に対して手加減をし、引続いてそこに就職できるよう配慮された(『五十一年史』)。広島工專の第二部は昭和二十年度も新入生を募集したが、敗戦と共にこの年度限りで廃止されることとなり、翌年三月、九八名の第二回卒業生を送ったのが最後で、残りの修学希望者は第一部に編入されて学業を継続することとなった。

#### 第四節 学園生活の戦時体制化

「時局」 一・二六事件の勃発後、天皇制ファシズムの体制はますます強化され、学校教育にも「時局」という言葉でさまざまな軍国主義的行事が取り入れられた。昭和十一年(一九三六)九月十五日には満洲事変五周年記念という事で広島管区の防空演習が実施され、高工でも午後一時から四時まで防護団防空演習が行われた。当時

「天皇機関説」はわが国体に反するという国体明徴声明が政府より出されたりしたが、全国的に「精神作興」運動がくりひろげられた。昭和十二年七月の蘆溝橋事件後日中戦争は本格化していくが、事件の翌日文部省編纂の「国体の本義」が全教官に配布されている。夏期休暇に入った七月二十三日、生徒の保証人宛に「学生時局心得」が送付された。これは北支派兵の「正当性」を述べた政府声明と、その認識をふまえて生徒が夏期休暇を有効に過すように指示したものであった。

また、この年九月には時局行事委員会が結成された。これは校長が生徒主事に命じて推進させたもので、主事は教官と生徒(各級総代)に委員を依頼し、時局行事を決めた。第一回打合せ会で定められた時局行事としては、

- (1) 職員・生徒等直接学校に関する事項——随時時局に関する講演会・ニュース映画会開催。戦勝祈願学校全体旅行実施。
- (2) 応召または出征した本校関係者に関する事項——戦死者遺影掲示・慰霊祭。慰問状及び慰問品贈呈。校旗新調。葬儀等に学校代表の参列。応召出征者氏名通報。

(3) 外部関係の事項——出征・凱旋歓送迎。陸軍病院慰問。慰問作品募集。招魂祭。献金箱・献品箱の配置。という戦争協力体制の確立を内容としたものであった。出費負担は、生徒は一人当り一〇銭、職員は総額を員数で除



江波での実弾射撃演習（『広島大学工学部五十年史』より）

して三〇銭を下らない額と決められた。この年から昭和十五年まで、国民を戦争に協力させようとする国民精神総動員運動がくりひろげられるが、時局行事委員会の活動はこれに応ずるもので、昭和十二年十月の強調週間には次のような各種行事が挙行された。

十月十三日 戊申證書奉読式を挙行（時局生活ノ日）。

同 十四日 戦傷病将兵諸士慰問のため職員・生徒代表生徒作品を携帯広島陸軍病院へ行く（出動将兵感謝ノ日）。

同 十五日 職員・生徒の全員運動場で合同体操を行い、引続き陸軍江波射撃場で第二学年生の実包射撃を兼ね野外教練を実施（非常時心身鍛錬ノ日）。

また、十一月一日には戦勝祈願のため職員・生徒は大三島の国幣神社（大山祇神社）に参拝、この年の上海・太原占領、南京陥落などの広島市主催奉祝提灯行列にも参加、講演会・文化講義の内容もしだいに戦時色の

濃いものになっていった（昭和十三年度「学校一覽」）。

昭和十三年一月には学校の防護計画にもとづく実地演習が挙行され、十月には模擬焼夷弾を投下しての防空訓練も実施され戦意昂揚がはかられた。

**集団勤労作** 昭和十三年（二六）六月には文部次官通牒「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」が出され、「実践的精業の開始 神教育実施ノ一方法」として学生生徒の集団的勤労作業運動が行われた。広島高工では七月十日から

五日間、電信隊・兵器糧秣両支廠・鉄道局・広電・広海軍工廠等に分れて作業に従事した。この時スポーツ遠征や家

庭の事情等で参加できなかった者は、夏期休業に入ってから一同水光寮に合宿、団体生活を体験しつつ学園の清掃整備を行った。九月になって学校長は河喜多教授と電気工学科生徒総代を伴って師団司令部を訪れ、同科生徒が集団勤労作業で得た一二〇円を国防献金し、ほかに小遣を節約した金三〇〇円を恤兵金として献金した<sup>『五十一年史』</sup>。同年十月十日の「国民精神作興ニ関スル詔書」渙発十五周年記念日には詔書と勅語の奉読式が行われ、学校長は聖旨を奉戴して長期戦下における堅実なる精神力の涵養に努めるよう訓話した。中国との戦争の長期化に伴う労働力の不足は、学徒の勤労作業を恒久化させることとなり、翌十四年三月の次官通牒では、時期も休業時に限らず正科に準じられた。

戦争は労働力だけでなく資源も消耗させた。昭和十四年(一九三九)九月から興亜奉公日が設けられ、翌十五年は植樹報国運動・銃後奉公強化運動などが実施され、広島県は同年八月には銃後食糧対策として「節米実施要領」を出して学校への協力を求めた。昭和十六年は全国の青少年学徒をして食料増産運動に参加させた。そのため一学年を通じて三〇日以内は授業を廃して勤労作業にふり替えることも認められた。高工では五月二日より動員が始まっている。その作業内容は、(1)仁保町本浦の荒蕪地約二反四畝を個人より借入開拓し甘藷を栽培、(2)東雲町新開の工場予定地約三反歩を個人より借入し甘藷を栽培、(3)大河町の山畑約二反歩を個人より借入し甘藷を栽培する、というもので、甘藷蔓は県より供給を受けた。開墾耕作に要した延べ人員は約二〇〇〇人、所要日数は約三〇日であった<sup>『昭和十六年統計報告』</sup>。

#### 興亜学生勤 労報国隊

戦争に学生生徒を協力させるさまざまな行事の一つに興亜学生勤労報国隊がある。第一回は昭和十四年夏組織され、広島高工からは教官一名、生徒一〇名が派遣された。茨木県の内原満蒙開拓青少年義勇訓練所で一週間の訓練を受け、七月十八日神戸港を出帆、北支各地で「勤労報国」の生活を過し、八月二十九日帰国した。目的は、現地における集団的勤労教育を通じて「東亜新秩序建設」事業に参加させるとともに、第一線将兵の労苦を味わせ、大陸に対する認識を深化し「興亜ノ大業ヲ翼賛スベキ学風ノ作興」をめざすというものであった。昭和十五、十六年にも北支・中支へ興亜学生勤労報国隊が派遣され、広島高工から各五名の代表が参加した。

また、昭和十四年の夏期休暇中に第一回夏期教育依託学生二六名が立川の陸軍航空技術学校に派遣され、教育を受けている。

#### 興亜報国会の結成

時局行事委員会が設けられ、体制協力的な行事が随時行われたことはすでに述べたが、戦時色の濃厚な同好会として皇道会・亜細亜会・工業国防研究会などがあり、それぞれ独自の立場で種々の行事を実施してきたが、昭和十五年(一九四〇)これらを一本化して興亜報国会が結成された。同会は皇道にもとづいて興亜報国の精神を振作することを目的とし、職員・生徒・卒業生等を会員とした。この年結成された報国団中の興亜班も皇道会の流れをくんでおり、「大東亜研究ニ関スルコト、興亜精神ノ啓導及皇国臣道ノ体参<sup>つゝ</sup>ニ関スルコト、現地奉仕及視察等ニ関スルコト」が事業内容とされた。

#### 報国団の結成

近衛首相が「東亜新秩序」の建設のために「高度国防国家の体制」を整える必要があるとし、「あらゆる国家国民生活の領域に於ける新体制確立」を声明したのは昭和十五年八月のことであった。同月の全国高等学校長会議、十月の全国専門学校長会議において学園の修練組織の強化に関する件が取り上げられた。これは学校を「教学ノ本義ニ基テ修練道場」化しようとしたもので、従来の校友会などの校内団体を再組織し、これに重要な諸種の修練施設を加え、学校長を中心として教職員・生徒一同を一丸とする団体とし、その活力で一元的かつ有機的な修練を行おうとしたのである。指導精神は「自我功利ノ思想ヲ排除シ報国精神ニ一貫スル校風ヲ樹立セントスルニ在リ」とされた。このため全国一律に校友会等が文部省の出した準則にもとづいて再組織され、広島高工でも報国団が結成され、十一月三十日の開校二十周年記念式当日その結団式が行われた。

報国団は、「肇国ノ精神ニ則リ全校一致心身ノ修練ニ努メ報国ノ至誠ヲ致ス」ことを目的とし、総務・鍛錬・国防・文化・生活の五部が置かれ、各部にそれぞれ次の班が設けられた。

総務部——企画指導班・庶務会計班



鍛錬部——作業班・剣道班・柔道班・弓道班・相撲班・強歩班・体操班・陸上競技班・籠球班・排球班・蹴球班・

庭球班・野球班・卓球班・水練班・合宿訓練班・漕艇班

国防部——滑空航空班・射撃班・馬術班・自動車班・防護班・銃後班

文化部——学芸班・興亜班・音楽班・講演班・趣好班

生活部——生活指導班・購買班・共済班

このうち新たな修練施設としては、国防部の各班が注目される。馬術班(部)は学校創立以来あったが、射撃班は昭和十二年に設けられ、滑空航空班は翌十三年、自動車班は今回新設された。滑空航空班については昭和十二年五月の工業国防研究会委員会の席上でグライダーに関する研究が決議され、翌十三年六月滑空機研究会を結成、東練兵場で発会式を行い、新グライダーの命名式と操縦実演を挙行、翌年には会員自らの手で第二号機を作成、昭和十六年にも大阪の福田軽飛行機株式会社工場に合宿して広島高工第一型中級滑空機を製作している。自動車班も報国団結成と同時に設けられ生徒の人気を集めた。軍隊式の訓練が行われ、学校卒業の暁には機械化国防協会から手帳の交付を受け、軍隊においては機械化部隊編入の特典に浴した。また、防護班は防空・防火訓練に関すること、銃後班は慰霊・祈願・慰問・出征兵士の送迎、慰問品や献金に関することを担当した。

このほか鍛錬部作業班も勤労作業を中心になって計画・実施する班であり、いずれも学校の「新体制」確立であった。従来校友会が刊行していた『デルタ』は廃刊となり、新たに『広島高工報国団報』が創刊された。

#### 報国隊の

#### 結成

昭和十六年(二四)八月、文部省は「内外ノ情勢益々緊迫シテ寸時ノ偷安ヲ容サズ愈々挙国一致曠古ノ難局打開ニ邁往スベキ秋ナリ」として、学校報国団の中に指揮系統の確立した全校編隊の組織を樹立しようとした。これは「適時出動」して要務に服させ、学校教練・食糧増産作業等を円滑に行おうとしたものである。(文部省訓令第八号)

昭和十六年(二四)八月。広島高工では九月十八日に報国隊の結成式を行った。報国隊は、閱兵分列・防空訓練・非常召集・軍関係作

業・食糧増産勤労作業・出征家族農繁期労力奉仕等をその訓練種目とした〔資料三一五参照〕。

報国団についてはその後改組が行われ、総務部に作業班・情報班、国防部に銃剣道班・海洋班、文化部に科学班が加えられ、防護班・学芸班は廃止された。また、滑空航空班は航空班、馬術班は騎道班と名称を変えた〔昭和十七年度「学校一覽」〕。防護班の廃止は、戦局の緊迫とともに報国隊が学校防護・学校防空の任務をうけもつようになったことによるものである。

報国団各班の活動は、例えば陸上競技班では昭和十六年頃からスパイク・運動靴等が入手難となったり、敵性スポーツ・軟弱スポーツということで排球・庭球・野球・卓球班は廃止となるという有様で、一般的に低調であった。昭和十七年の全国実業専門学校大会は、文部省と大日本学徒体育振興会の共催で全国统一して举行されたが、翌年からは無期延期された。

校長長就任以来体育の奨励が行われ、「時局ニ鑑ミ一層体位ノ向上ヲ図ル為メ」昭和十四年に体育振興委員が置かれ、種々の競技会が開催されたが、戦局の進行に伴う勤労作業の増加などにより純粹な体育的活動は少なくなり、昭和十八年三月の「戦時学徒体育訓練要綱」では課外の体育訓練は戦力増強、聖戦目的完遂に目標が置かれ、対外試合もしだいに行われなくなった〔五十一頁〕。この頃から体操は正課でも体錬と称されるようになり、教練とともに戦争色の濃い種目が主体となり、課外においても一定の体錬計画にもとづいた訓練が行われるようになった〔資料三一六参照〕。

なお、『報国団報』も「時局の要請」により昭和十九年三月の第二三号で廃刊となった。

**在学年限** 戦争遂行という国家目的のための労働力・兵員の確保要求は際限がなく、昭和十六年（一九四一）の太平洋戦争開戦直前、争開戦直前、勅令で修業年限の臨時短縮に関する件が定められ、高工も「当分ノ内夫々六月以内ヲ短縮

スルコトヲ得」とされた。この年度の修業年限は三か月短縮された。したがって、この年度の最終学年に在学する者は修業年限二年九か月となり、学校側では三学期に行うべき授業の一部を二学期に繰上げて実施した。さらに、同年

十一月には昭和十七年度に卒業する者の修業年限六か月短縮が定められ、これらは附設臨時工業教員養成所生徒についても適用された。修業年限臨時短縮は昭和十八、十九両年度も実施された。学校側は、春季休業の廃止、夏期休業の短縮および毎週教授時数の増加等を実施して学力水準の維持をはかった。高工のように実験・実習を課するところでは毎月の日曜のうち二日が授業日にあてられた。

卒業生の就職については従来通りであったが、上級学校に進学を希望する者に対しては補習教育を施し、「兼テ人格ノ陶冶ニカムル」ことを目的として臨時補習科が設けられた。専門学校等実業系の生徒については、卒業と同時に「国家の要務や社会の実務に従事する」ことが要求されているため、とくに戦時下にあつては学校長が許可した者しか進学することができないこととなった。臨時補習科の修業期間は昭和十七年一月一日より三月三十一日までとされ、学科目は体操及教練(毎週教授時数二)、英語(四)、数学(六)、物理学(三)、化学(四)、力学(二)、幾何画法(三)と午後の自由研究と修練一〇時間の計三四時間であった。授業料は二〇円で、上級学校の進学を放棄した者や正当の事由なくして出席常ならざる者は退学を命ぜられ、進学の推薦は取消された〔臨時補習科規則〕。昭和十七年度から大学の入試は秋に行われたため臨時補習科はこの年限りで廃止された。

#### 在学徴集延

##### 期の特例

昭和十四年(一九五九)の兵役法施行令中の改正により、修業年限三年または四年の専門学校の在学徴集延期期間は年齢二四年までとされたが、兵役法では同年十二月一日現在の在學生についてはその学校に在学する限り従前通りの年齢二七年までとするという除外例が設けられていた。しかし、昭和十六年十月にはこの除外例が削られ、「在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件」では年齢が一年引き下げられた。この措置のねらいが、太平洋戦争開始直前の兵員確保をめざしたものであることはいうまでもない。

広島高工では昭和十六年十二月一日現在で、教職員中の応召者八名、生徒中では本科生四名(うち教員養成所生一名、選科生一〇名、翌十七年十二月十五日現在で、教職員二一名、生徒中では本科生九名(うち教員養成所生二名)、選科生一

○名となっており、漸増している〔雑件書〕  
〔類級〕。

昭和十八年九月の閣議決定と十月の「在学徴集延期臨時特例」公布によって徴兵猶予措置は廃止され、徴兵年齢も一年引下げられた。同月の閣議決定「教育ニ関スル戦時非常措置方策」によって、理工科系統および教員養成諸学校の学生生徒を除く徴兵猶予は完全に廃止され、いわゆる「学徒出陣」が始まった。高工は入営延期の措置を受け授業が継続されたが、友を送る壮行会が行われ、学校長は訓示の中で「寛かにして且華かなりし学生生活は過去の夢である。今は全てを米英撃滅の一点に集中し精神力を振起して困苦欠乏に堪へ、皇国学徒としての使命を達成すべく本校学生総蹶起を熱望して止まざる次第である。」と述べた〔五十五〕。また、報国団では「鬼畜米英撃滅精神」の昂揚をめざして「学徒出陣の歌」の懸賞募集が行われた〔広島高工報〕。

#### 長校長の死去と

昭和十八年（西三）六月二十日、長校長は突然発病し翌日死去した。昭和十一年就任以来七年の在任  
北沢校長の就任 であつた。二十七日、国泰寺で校葬が執り行われた。七月三十一日、第三代校長に徳島高等工業学  
校長北沢忠男が任命された。北沢は長野県の出身で、昭和十六年四月より徳島高工校長となつていた。

北沢校長は就任の辞において、学業・修練・精神修養・体力鍛錬に全力を傾注し、「此重大時局に鑑み工夫創造の能力ある技術者養成を目標として、従て製図設計・実験・実習等の修練科目を主とし学科教授を従とせん」とする文部省の方針に順応し、軍事教練と日常生活を密接したものに於て「学校即兵営を実現して国家の切なる要望に応へん」と述べた。また重大、時局下に於て学徒として「為すべき事」と「為すまじき事」を示してその実行を要求した。前者は、態度の厳正、教職員への敬礼、規律遵奉など八項、後者は、遅刻欠席、飲酒喫煙、不正行為などの三項目であり、いずれも日常の生活態度を規律あるものにしよとしたのである〔五十五〕。また、管理体制の変更としては「学科事務取扱及世話役規程」を廃止し、「科長・学科主任及指導教官規程」を制定した。さらに、学校を代表する標識として校旗を作り、その取扱規程を定めた。

すでに「戦時学徒自戒五条」のような学生生徒の生活指導に関する申合せも伝達されていたが、昭和十九年一月、「決戦下学徒十訓」を定め実践させた〔資料三一八参照〕。同年一月八日の大詔奉戴日には、報国団とは別に、教学精神の透徹、道徳生活の向上、生活の醇化をめざした隣保班が結成され、一切の批判傍観的態度を去り、不言実行黙々として進んで難に就く覚悟が強調された〔『広島高工報国』（『報』二三号）〕。

### 第五節 決戦体制下の広島工業専門学校

**専門学校** 昭和十八年（一九四三）一月二十一日公布の勅令第三九号によって、明治三十六年（一九〇三）以来初めて専門学校令の改正 令中に改正が加えられた。まず第一条で「専門学校ハ皇国ノ道ニ則リテ高等ノ學術技芸ニ関スル教育ヲ

施シ国家有用ノ人物ヲ錬成スルヲ以テ目的トス」と天皇中心の国家主義的な教育の場であることを明記し、従来学科内容については文部大臣は学科目およびその程度までの規程を示すにとどまっていたのを、「教授訓練」についても規程を定めるとした。

同日に公布された中等学校令によって、実業専門学校について定めていた実業学校令は廃止されたため、この専門学校令において「現ニ存スル実業専門学校ハ専門学校トス」と規定された。専門学校令は同年四月一日から施行されることとなり、三月の「広島高等工業学校規程」の改正で「実業専門学校」の名称はすべて「専門学校」に改められた。

この年五月開催された官公私立高等工業学校校長会議では工業専門学校教育の刷新改善に関する件が協議されたが、広島高工から、(1)学校教育の目標並に性格、(2)学科並に学科目の増設廃止統合、(3)毎週の教授時数並に休業日、(4)修練、その他について提案が行われた。「時局下ノ高等工業教育ハ特ニ戦争ト不可分一体」ということから、「平和産業技術者養成機関」と誤解をうけやすい応用化学科は工業化学科に、醸造学科は醱酵工業学科に改称したいとしている

〔資料三一七参照〕。また、学科目についても軍需生産に関するものに重点が置かれ、時局下に不要不急な学科はできる限り除去する方針がとられ、工業専門学校教育刷新問題で十一月来校した教学官の所見でも、「高等工業学校ヲ工業専門学校トスル事、『外国語』ヲ廢シテ之レヲ『増課』ノ中ニ於テ適當ニ課スル事、定時修練ヲ一週五時間トスル事」などが確定的に述べられている〔昭和十八年度「雜」件書類編(乙)〕。

#### 広島工業専門

昭和十九年(一九四四)三月二十八日文部省直轄学校官制中に改正が加えられ、広島高等工業学校は広島工業専門学校と改称

業専門学校(以下広島工專と略す)と改称された。続いて四月二十四日「官立工業専門学校規程」が定められ、「広島高等工業学校規程」は他の高等専門学校規程とともに廃止された。この新規程では、授業は「教授及修練」とされ、それらの要綱については別に定めるとしているが、学科中の大幅な名称変更、統一が行われたため、広島工專の本科第一部は機械科・電気科・化学工業科・醱酵工業科、同第二部は機械科・化学工業科・電気科となった。また、各学科の学科目とその授業時数を定めたが、学科目は機械科一九、電気科二〇、化学工業科一九、醱酵工業科二一と減少し(表三一九と比較参照)、授業時数も年間一四七七時間とされた。そのうち教練が一・二時間と大きな割合を占めた。全国的に画一的な教育が行われることとなったが、学校長は特別な必要がある時は、各学科目の総授業時数を変更しない範囲で、その学科目の各学年における授業時数を変更することができた。第二部および附設工業教員養成所についてもほぼ同趣旨の改正がなされた。このような大きな改革にもとづく「広島工業専門学校規則」は同年九月認可改正されたが、全面的な改革の実現は敗戦によって中止された。

このほか、昭和十九年四月の規則改正では無試験検定に関する条項が削除された。その理由は、中等学校において学業成績に順位をつけようになり無試験検定が困難となったためである。また、修業年限五か年の中学校の第四学年修了者も入学検定を受けられるようになった。

勤労作業  
の強化

昭和十六年(九四)末に出された国民勤労報国協力令と同施行規則によって、学校報国隊は国民勤労報国隊とみなされ、文部大臣または厚生大臣の命令により原則として三〇日以内の勤労報国に従事することが定められ、翌十七年一月に学徒出動が命令された。これによって勤労作業の回数は増加したが、昭和十八年度の勤労作業実施内容をみると次のようになっている。

○五月三十一日、本校内ヒマ植付作業。午後一時～四時。三四名。

○六月十六日、安佐郡山本村麦刈作業。午前九時～午後四時。機械・電気・応化各科第一学年二二五名。

○六月二十四日、東雲町畑麦刈作業。午後一時～四時。三三名。

○九月、風水害による市外某重要工場浸水被害後始末のため工作機械・電気科生徒延べ四五〇名応援出動。

このほか、夏期勤労奉仕として七月二十一日から二十七日(うち三日間は雨で中止、八月十四日から二十日まで一日間、延べ二〇九一名が陸軍運輸部へ出動している。〔昭和十八年度「雑」(件書類)「甲」〕)

昭和十九年三月には「決戦非常措置要綱」ニ基ク学徒動員実施要綱」によって「今後一年常時之(注、中等学校程度以上の学徒)ヲ勤勞其ノ他非常任務ニ出動セシメ得ル組織的態勢」すなわち「通年動員」態勢に置かれることとなり、勤労動員に関しては第三、第二学年に重点が置かれ、卒業をひかえた第三学年については履修する学科の種別に適した工場・事業場に動員されることとなった。なお、第三学年については四月の通達でなるべく就職先を内定してそこへ出動すべきことが定められた。

通年勤労動  
員の開始

昭和十九年(九四)五月、学校報国隊に対して出動下命があり、八月にかけて各科ともいくつかの組に分れて工場・事業場等に出動していった。昭和二十年六月十日現在の広島工專の第三、第二学年生の通年勤労動員先は表三二四のように三〇か所におよんでいる。このうち三年生は前年すなわち二年の時から一年余りも同一の作業場で仕事を継続していた。昭和十九年の三年生は期間も短く就職内定先に動員される場合もあった

表3-24 通年勤労働員先一覧(昭和20年6月10日現在)

出 動 工 場 名	所 在 地	学 科 ・ 学 年
川崎航空機神武報国工場	明石市和坂字大坪	機3(12、内二見4、高機8)
川崎重工神武天龍工場	神戸市葺合区脇浜町	機3
川西機械神武西脇製作所 (海軍監督官下7ヶ所分散)	兵庫県明石郡大久保町	機3
芝浦電気網干 神武七一八五四工場	兵庫県揖保郡網干町	機3
日本製鋼 ヒロ五二五三工場	安芸郡船越町	機3、機2(29)
三菱電気 ヒロ七二七九工場	福山市新馬町	機3、教3(14)、教2(21)
三菱重工業株式会社三原車輛製作所	三原市糸崎町	電3(14)、教3(20)、教2(15)
日本発送電中国支店坂発電所	安芸郡坂村	電3(19)、電2(20)
芝浦電気余部神武旭陽工場	兵庫県揖保郡余部村	電3(27)
東亜化学 ヤマ九二〇二工場	山口県防府町	化3
日本石油下松 ヤマ一五〇四工場	山口県下松市東豊井	化3
理研金属 ヤマ二五〇二工場	山口県宇部市	化3
興 亜 石 油	山口県玖珂郡和木村	化3
陸軍糧秣本廠	東京都深川区	醸3(10)
軍需省千葉工場	千葉市稲毛町	醸3(10)
新居浜化学工業新居浜工場	新居浜市甲1544	醸3(8)、醸2(12)
わかもと製薬	伊丹市寺本町	醸3(5)
広島財務局	広島市八丁堀	醸3
東洋工業 ヒロ三二五一工場	安芸郡府中町	機2(29)
広島機械 ヒロ八五〇一工場	広島市南観音町	機2(23)
三菱工作 ヒロ三二五〇工場	安佐郡祇園町	機2(17)
倉敷航空 オカ七〇〇八工場	岡山県岡山市	機2(20)、化2(15)
呉海軍工廠電気実験部	本校内	電2(19)
住友通信 オカ七〇〇六工場	岡山県岡山市	電2(22)
呉海軍工廠造船実験部	本校内	化2(17)
帝人三原 ヒロ六二八一工場	三原市	化2(10)
日本火薬 ヒロ六二五五工場	岡山県岡山市	化2(13)
徳山曹達 ヤマ六五二工場	山口県徳山市	化2(12)
日糖興業株式会社門司工場	福岡県門司市	醸2(10)
大日本醸酵工業門司工場	福岡県門司市	醸2(10)

注) 数字は学年を示す。( )内の数字は生徒数。



が、動員が強化されるいっぽうの昭和二十年（一九四五）には就職先との配慮はなされなかった。

一年生を除きほとんど全員が動員されたが、陸海軍の依託生、外国人、病気の者は動員を除外された。また、決戦下の科学研究要員として教官一人につき一、二人の生徒が補助員となり、これも動員から除外された。広島工専では昭和二十年六月現在で科学研究補助員三三名、陸軍依託生八名、海軍依託生七名、入隊者二名、外国人一名と病氣四名の合計五五名が動員を除外されていた（第二学年のみ）。

動員先は寄宿舎生活で、日常生活は規律正しく、通勤には隊伍を組み生徒出陣歌を高唱して出勤した。仕事は工場によっては鋳物作業・熔接など苛酷な内容で、坂火力発電所のタービン係などは室温が四九度にも昇ることがあった。勤務は原則として一〇時間（残業を合わせ二二時間）と多く、交替制による深夜就業も行われた。また、食事も「大麦切干大根ヲ混入セル主食ニシテ量ハ充分ナルモ副食稍質量共ニ劣ル」（新居浜化学工業状態で、栄養不足・休養不足で疲労が蓄積し、通年動員開始四〇日で出勤率が八〇％に低下したところもあった（三菱車輛）。昭和十九年の開始当時は週六時間の教育訓練も行われ、教官が監督を兼ねて出張し夜間随時授業をした。生徒はこれを渴望したが、学徒動労令が公布された八月には打ち切りとなった。このように学徒でもなく工員でもない中途半端な状況について、巡回教官が対策の必要性を述べたこともあった（資料三一九参照）。

昭和二十年五月から新二年生が新たに動員された坂発電所では、三人一組となって原動機・配電盤・ボイラーに分れて三年の指導を受けて見習い、以後は所内の一発電所の全運転を受け持たされた。しかしまた、工場によっては資材不足、空襲による疎開などで時間の余裕がでる所もあった。この頃各工場では本土決戦に備えて学徒動労隊が結成された。六月には三年生の動員先で就職希望工場が尋ねられているが、わずか一年しか勉強していない生徒たちはいずれも一日も早く帰校して授業を受けたいとの意向を述べている。工専では卒業後、海軍予備学生や技術見習士官を志願する者も多かった。なお、最高学年の生徒については、出勤先の生産に重大な支障をきたすと認められたり、

動員継続が研究または勉学指導上有効と認められた場合以外は、「仕上教育実施」のため七月十日から帰校して授業が行われることとなった。

#### 学園の軍

#### 需施設化

昭和十六年(五四)四月、陸軍省主催の理工系大学専門学校教授懇談会が開催された。この会で軍は、技術見習士官制度を高工にまで拡充したことなどを説明し、高度国防国家建設のための兵器技術の発達をめざして学校側の協力を求めた。陸軍依託学生は各学年在學生中より詮衡の上採用するもので、身柄は完全に軍籍に編入され、その教育を所属学校に依託し、夏期休暇中約三週間軍事教練その他兵器工場作業等の必要な教育訓練を行った。高工生中からも毎年若干名が依託生として採用された。同様なものに海軍依託学生制度があった。

戦時下の卒業生の進路については先にも述べたが、徴兵年齢の引下げや軍の勧誘もあって軍関係へ行く者がしだいに多くなった。この傾向は昭和十二年度より顕著になっているが、卒業一年後において陸軍幹部候補生および兵役についている者は昭和十五年度で一八三名中七三名、同十六年度で二七〇名中一五四名にのぼっている(『文部省』「年報」)。戦争末期の昭和十九年になると熊本予備士官学校へ特別甲種幹部候補生として入校する者もいた(『昭和十九年度』「雑」(件書類綴)「甲」)。昭和十九年卒業生の卒業後の状況は表三一・二五のようになっている。

教官の研究に關しても軍事的色彩が濃厚になっていった。昭和十八年には「広島高等工業学校科学技術研究会」を結成し、「本校ニ於ケル教官ノ科学、技術ニ関スル研究力ヲ最高度ニ集中發揮セシメ以テ戦争ノ現段階ニ於テ戦力ノ急速増強ニ資スル」ことを目的とした。この時期科学研究費が軍事研究中心に配分されることもあり、全国の研究者は動員下における重要研究課題の下に組織化され研究費を交付された。昭和二十年の工專教授の研究題目は、「鋼索ノ強サニ就テ」「潜水艦用特殊塗料ノ研究」「特殊艦用ガス吸着剤ノ研究」「松根油ノ低温燃焼ノ研究」「黒色麴菌ヲ応用スル燃料酒精製造ノ研究」等であり、時局を色濃く反映している(『昭和二十年』「雑」(件書類綴)「乙」)。

表 3-25 昭和19年卒業者の卒業後の状況

種 別	機械科	電気科	化学工業科	醸酵工業科	合計
	人	人	人	人	人
精錬技術者・監督	2				2
造船・機械技術者・監督	63				63
精巧工業技術者・職員	24				24
電気技術者	2	34			36
化学工業技術者・職員・監督	2		54	3	59
醸造技術者・職員				19	19
陸軍現役将校、同相当官、準士官	7	13	8	8	36
陸軍現役下士官・兵	10	1	5	1	17
海軍現役士官、特務士官、準士官	30	20	3	2	55
海軍現役下士官・兵			8		8
学校長、教職員	3		1		4
学生、生徒	3	1	2	4	10
病氣静養中	2				2
計	148	69	81	37	335

また、前述した陸軍技術研究所からも研究依頼があり研究費の支給を受ける者もいた。海軍技術研究所は昭和十八年以来広島工専教授等を同所嘱託として電波兵器の研究業務を委嘱していたが、同十九年には敷地内に仮実験室を建設し研究室分室として研究に当らせた〔海軍技術研究所研  
究分室三関スル件〕。

昭和十九年の「決戦非常措置要綱」では中等学校以上の授業を原則として一年間停止しようとしたが、同時に生産

力増強のため学校の軍需工場化を実施し、勤労働員の適正化をはかろうとした。学校の工場化は特定工場や軍作業庁の分工場にする場合と、その設備等を活用して委託された生産修理を行う場合との二方式があった。広島工専では四月に東洋工業株式会社より工作機械工場を利用して治具類の製造を行いたいと要求されたのを契機に学校工場化をはかることとし、「機械科工場組織」を制定した。この件は文部省の認可を得られなかったが、東洋工業側の要請により七月から九月まで教員養成科三年の実習時間を利用して製作が行われ、以後一年生の実習時間をこれに当て、その他動員を除外された者、第二部生で昼間勤務していない者

を協力させた。毎日八時三〇分から一六時まで工場側の提供資材で治具を製作した。このほか、昭和十九年十一月より、広海軍工廠が機械科仕上工場を利用して兵器の生産を開始している。

同年十二月、呉海軍工廠防空疎開計画にもとづき同廠電気実験部全部が移転し、同じく造船実験部も隣接する県立工業学校に疎開してきたが、同部の一部門である化学実験部門は翌年二月から広島工專の化学工業教官研究室へ移転してきた〔資料三一〇参照〕。なお、電気実験部には電気科二年、造船実験部には化学科二年の生徒の一部が勤労働員された。この頃交通杜絶を予想して兵器の自給自足態勢もとられようとしたが、四月からは船舶整備教育隊長より手榴弾製作のため、元機械工学科所屬の鑄鍛工場の使用申込があるなど、戦争末期には学校そのものが軍事工場化した面もあったのである〔昭和二十年度「雜」(件書類類)乙〕。

**工業学校実業科教員養成所の開設** 昭和十九年の「教育ニ関スル戦時非常措置」によって、男子中等商業学校の工業・農業学校への転換が行われた。これにともなうて専門学科教員の不足が生じたため、その養成施設の一として

転換工業並農業学校専門学科教員養成施設を設け、主として商業学校に奉職中の教員を工業学校における専門学科教員に「急速養成」しようとした。全国七工專、一農專に八学科の設置が計画され、広島工專では機械科四〇名がおかれた。期間は昭和十九年十月十五日から翌二十年三月三十日までであった。入所資格は、「現ニ転換工業並農業学校ニ奉職中ノ実業科教員以外ノ教員若ハ実業科教員ニ転向希望ノ教員ニシテ本講習施設修了後実業科教員トシテ奉職シ得ル見込ノ者タルコト」とされた。

設置校別に都道府県の割当範囲が定められ、広島工專に受講すべき者は中四国・九州の各県の者とし、受講者は地方長官が選定した。しかし、文部省の予想と異なり当初一三名しか希望者がなく、既設の工業学校方面へも受講を勧奨し結局三二名が入所した。その内訳は工業学校教諭嘱託も含む、以下同)が二五名で圧倒的に多く、商業学校教諭四名、商工業学校教諭三名であった。またそれらの担当教科は実業教科が一二名、一般教科が一六名、その他四名で、

表 3-26 工業学校実業科教員養成所教科課程(機械科)

教科科目	授業 時数	内 訳
基礎教科	126	数学(54)、物象(36)、力学(36)
機械工作	270	工作機械(54)、工作法(54)、実習(162)
機械材料	90	講義(36)、実験実習(54)
機械設計	180	材料力学(36)、機械要素(36)、機構(18)、 製図設計(90)
精密測定	72	講義(36)、実習(36)
原 動 機	72	熱機関(36)、水力機械(36)
電 気	54	講義(36)、実験(18)
工業概説	36	
工場管理	18	
計	918	

英語の教諭が最も多かった。  
 広島工専では期間内に実際に授業のできる週数を一八週として、毎週授業時数五一時間、合計九一八時間のカリキュラムを作成した。これは文部省が基準とした八六四時間よりも多かった。一週間の授業内訳は、月曜から金曜日は毎日八時間、土曜日は七時間、日曜日八時間(隔週)という厳しいものであった。その教科課程は表三一・二六のようになっている。

養成科生は県教育会館宿泊部に三食付一日約二円五〇銭程度の費用で宿泊して通学した。戦時下食料難の折から食糧の特配が行われた。入所中の受講者の身分は現職のまま、俸給・手当等も給与されるほか、一人当たり五〇円が給費として支給された。

受講生は最高年齢五五歳、最低年齢一七歳であった。四〇歳前後の者が多く、家族と離れての受講は不自由であったと思われるが、全員受講状況は良好で、昭和二十年三月十七日に修了式が行われた。

**科学研究補助** 昭和二十年(元翌)一月三十一日、広島工業専門校養成所  
**技術員養成所** 専内に文部省科学研究補助技術員広島工

業専門学校養成所が開設され入所式が挙行された。科目は最初が精密測定科で、「戦局ノ現段階ニ即応シ」男女中等学校以上の卒業者に精密測定に関する研究補助員として修

得すべき知識および技能を授け、かねて研究補助員として必要な人格的陶冶を行うことを目的とした。入学検定料・授業料は不要で月二〇円の手当が支給されたが、一か年の義務期間があった。開所期間は六月末までで日曜・祭日を除く毎日六時間、二四週間であった。精密測定科には二〇一名の応募があり、入所生数は男女各一五名の計三〇名であった。六月二十七日卒業式が行われたが、就職は文部省科学局長の指令にもとづいて配当され、卒業生二八名中男一二名、女一四名の就職先は、海軍関係の工廠・技術廠の実験員、軍需工場の技手補、雇員、母校の研究補助員等であった。

続いて七月九日には分光化学分析科と数値計算科の各三〇名計六〇名の入所式が行われた。今回は全員女性であった。前者の学科目は道義・外国語・数学大意・一般物理・機械工学大意・金属材料・鉱物概論・化学概論・分析化学・分光化学分析・化学実験・物理実験・化学分析実習・分光化学分析実習の合計八六四時間であった。しかし、八月六日の原爆被災で授業は中止となり、十一月一日授業を再開した。十一月二十七日現在の文部省への報告では、分光化学分析科二〇名、数値計算科一九名と報告されているので、三分の一近くは原爆で死亡したと推定される。なおその後も死亡者、退学者が続出し、翌二十一年五月四日の卒業者は分光化学分析科一七名、数値計算科七名にすぎなかった。文部省は昭和二十年第二回の養成を十月から行う予定であったがこれは敗戦で実現しなかった。

#### 造船科の増設

昭和十九年十二月二十一日付専門教育局長の通達により、昭和二十年度から造船科が増設されることとなった。戦時期の技術者養成の緊急性にもとづいたものであることはいうまでもない。生徒定員は四〇

名、設備費として初年度五万円が認められ、初年度の教官増員は教授三、助教授一、助手一とされた。試験は第二期に行われ、一〇名増の五〇名が合格し、昭和二十年四月十日入学式が挙行された。造船科増設の規則改正はこののち九月二十一日に認可されている。初代科長には井上留吉教授が就任したが、新入生はひとまず学徒動員として三菱広島造船所に配属された。七月になって三菱広島造船所の渡辺平蔵が講師となり講義が開始されたが、原爆被災により

中断した。十一月、広の仮校舎で授業が再開されたが、施設も参考文献もない船出であった。

### 空襲と疎開

本土決戦が呼号され、各地の都市が米軍の空襲にさらされるようになる。広島工専でもしだいに有時即応の態勢がとられるようになった。当時工専には軍用銃(三八式歩兵銃)一三三、雑式(軽機関銃)二三、非軍用銃一七七、擲弾筒二三、指揮刀二五、手榴弾六〇などがあった(昭和十八年度「雑」(件書類「甲」)。昭和二十年(一九四五)一月には「防空規程」が定められて防空要員が置かれたが、三月からは徹夜当直となり生徒一五名も補助として勤務させた。また職員一同が運動場で手榴弾投げの練習をする光景もみられた。

昭和二十年三月、出張途次空襲による神戸工専の全焼ぶりを見たある教官は疎開の必要性を述べているが(「復命」(書)、五月中旬頃から賀茂郡西条・豊栄・西高屋、山県郡新庄方面等へ設備・機械・書籍類の疎開が行われ、重要なものを中心に全設備の約八割が疎開された。七月には「御真影」「御影」も安佐郡の伴国民学校に預け、公文書類は非常安全庫に入れたり校内地下に埋蔵したりした。五月十日大竹方面の空襲で広島にも空襲警報が出されたが、その時生徒の無統制・喧騒状況が指摘されている(昭和二十年度「雑」(件書類「乙」)。

### 原爆投下

昭和二十年度入学生の入学式は四月十日に行われたが、中学時代の動員先でそのまま勤労継続が指令され、七月に至ってようやく解除された。しかし、引続いて七月十七日付で知事より仮出勤令書が交付された。出勤期間は七月二十五日から翌二十一年三月三十一日までとし、日本製鋼所(西高屋工場)機一一七〇名、中国配電(広島製作所)電一一八〇名、三菱化成工業(大竹工場)化一一八〇名、三菱重工(広島造船所)造一一五〇名、帝国人造絹絲(三原工場)教一一四〇名、東洋工業(二ノ機)二一四一名と技養一一一六名、呉海軍工廠造船実験部(二ノ化)一一二〇名、広島通信局(二ノ電)一一一五名が出動場所であった。これは醸酵工業科を除く本科第一部および教員養成所ほとんど全員と、第二部、技術員養成科で昼間働いていない者が対象になっていた。七月末、機械科生徒は西蟹屋町の日本製鋼所の寮に集合するなどそれぞれの動員先(学科)単位で広島に集合した。

表 3-27 昭和20年4月30日現在の生徒数

所 属 部		第 1 部	第 2 部	計
本 科	第 1 学年	473	196	669
	第 2 学年	328	155	483
	第 3 学年	324	107	431
	計	1,125	458	1,583
選 科		31	26	57
聴 講 生			1	1
臨 時 工 業 技 術 員 養 成 科			49	49
小 計		1,156	534	1,690
附 設 工 業 教 員 養 成 所	第 1 学年	42		42
	第 2 学年	42		42
	第 3 学年	43		43
	計	127		127
小 計		1,283		1,817
科学 研究 補助 技 術 員 養 成 所				60
合 計				1,877

七月三十一日、勤労働員先から帰校した三年生を集めて訓示があり、慰安会が開催された。翌八月一日、講堂で一年生の壮行式が行われ、続いて三年生や関係者一同入場のうえ

学徒隊結成式が挙行され、運動場で閲兵が行われた。一年生は正式の出動命令が出るまで一日でも多く授業を行うことになり、授業が開始された(報校)。原爆投下一か月余り前の六月三十日現在で、広島工専には常備労務者二五名(うち五名女子)、常備技術者六九名、常備事務者三二名(うち一七名女子)の二二六名の教職員がおり、このうち一五名が応召していた。生徒については四月三十日現在で在籍者は表三一二七のとおりである。八月六日までに若干の移動があったと思われる、また六日は前夜の空襲警報に続き警戒警報、七時半頃のその解除で、いまだ登校中の者もかなりいたと推測される。表三一二七の生徒のうち原爆投下時校内にいた生徒は本科第一部の一、三年生造船科を除く、選科生、附設工業教員養成所の一、三年生、文部省科学研究補助技術員広島工専養成所生(女子)と、勤労働員を除かれた者(三〇一頁参照)、校内にあった呉海軍工廠電気・造船実験部に動員されていた二年生三六名など約一〇〇〇名であった。ただ動員帰りの三年生は授業は毎時間ということではなく、教員養成所三年生九名のように八本松方面に下



宿して登校途次の市内電車中において被爆死したであろうと思われる生徒もいるので正確なところはわからない。このほか市内への学徒動員組（南観音町の広島機械や三菱広島造船所など）、たまたま休電日に当たっていた船越の日本製鋼所動員組、第二部生で市内勤務者および建物疎開等で出動していた生徒も被爆した。

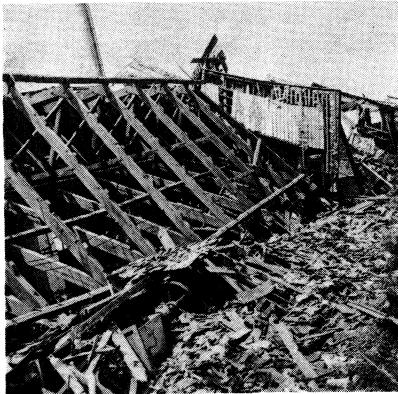
#### 被害状況

広島工専は爆心地から約二・一キロメートルの距離にあった。原爆投下時は授業や勤務を開始した直後であった。当時の模様は学校長の「被害情況報告」〔資料三一・二参照〕、『生死の火 広島大学原爆被災誌』の関係者の手記等にゆずりたい。八月十六日の文部大臣への報告では職員の死者四名、重傷者一〇名、軽傷者五〇名、行方不明三名、生徒の死者二七名、重軽傷者二四二名、不詳四六二名となっている。負傷者は校内での応急手当のち陸軍運輸部のトラックで夕方までに宇品に運ばれ、負傷の程度の軽い生徒中には帰宅・帰郷した者もいるので不詳

——原爆による広島工業専門学校建物の被害状況——



〔本館より中央部を望む〕



〔機械実習場〕



〔電気科教室〕

表 3-28 広島工業専門学校原爆死死者数

被爆地	教職員・学生				
	教職員	3年	2年	1年	計
校内	3 (2)	—	—	—	3 (2)
出勤・登校中、市内	9 (9)	12 (12)	3 (3)	—	24 (24)
自宅・下宿	1 (1)	—	—	—	1 (1)
被爆地不詳	32 (2)	14 (11)	34 (31)	33 (31)	113 (75)
計	45 (14)	26 (23)	37 (34)	33 (31)	141 (102)

注) 『生死の火 広島大学原爆被災誌』所収「死死者名簿」を他の資料で訂正し作成した。数字は被爆後、現在(昭和50年8月)までの死死者数を示す。( )内は、即死または昭和20年内に死歿した者。ただし、1年のうち3名は副手の身分であるが教職員の数へ入れていない。

もっと多いはずである。被爆地不詳となっているのは二年生の大部分を除いて校内あるいは登校中であったためと思われる。二年生の数が多いのは第二部生が多いからであり、むしろ登校していた方が被害が少なかつたといえるであろう。選科生の状況は明らかではない。また、文部省科学研究補助技術員養成所生についても分光化学分析科三〇名中六名の死者は確認されているが、その他の退学者七名、数値計算科生三〇名中二五名の死亡者(退学者)の死因は明らか

が多くなっているものと思われる。混乱状態の中で損害、犠牲者の確認に最大の努力が払われた。二十六日文部省へ送付の電報案は「貴電拝承、鉄筋コンクリート二階建一棟同平屋建二棟、小修理ノ上使用可能、木造家屋ハ五割ハ大修理ノ上使用可能、五割ハ修理不能、但シ火災ナシ。重要ナル設備物件八割疎開シアリタルタメ損害ヲ免ル。職員死者六名、重傷九名、軽傷五二名、生徒死者三五名、重軽傷二六〇名、不詳四〇五名」と報告している(昭和二十年度「雑」)。学  
校長は文部省への報告中で「生徒ノ死亡者ハ現在一日平均二、三名ノ割合ニテ増加シ居レリ」と述べているが、二十八日現在で死者三八名、負傷者二六〇名、消息不明者四〇五名に及んでいる(資料三一  
一ニ参照)。翌年一月十九日「八月六日ノ戦災ニ起因スル死亡者人員」が調査されたが、それでは講師一、助手二、副手心得一、書記一、雇三、小使三、校医一、研究補助員一、生徒八〇の計九三名となつてゐる。昭和五十年八月までの被爆者の死歿者数は表三二八のとおりである。ただ生徒の追跡調査が行われていないので実数は

かでない〔昭和二十一年、二十三年度〔雑件書類綴二〕〕。

九月二十五日午前十時より、第一部卒業生のためになかば倒壊した講堂前広場で卒業式が行われ、同日午後一時から戦災死亡者のための合同追弔会が執行された。

## 第三章 戦 後 期

## 第一節 戦後の諸変化

広仮校舎への移  
転と授業再開

八月六日の被爆で鉄筋コンクリートの建物三棟を除き他の建築物はことごとく倒潰したが、幸い火災は免れ、重要書類・図書、器具・機械等の施設はほぼ完全な状態で保存された。しかし、諸建築物はほとんど新築に等しい大改造を行わねば使用不能の状態であり、それには早くとも一年半はかかると思われるため、キャンパスでの授業継続は困難となり、約一か月間授業を休止して広島市付近で仮校舎を物色した。九月初旬、呉市広町弥生新開所在の元第十一航空廠第一工員養成所が敷地・設備とも最適であるとして、現地当局と交渉の上これを使用する方針を決め、九月二十日より授業開始の準備を進めた。ところがこの建物が占領軍の司令部として使用されることとなったため一頓挫をきたし、やむを得ず現地当局と協議のうえ、仮校舎の第二候補としていた同廠第二工員養成所を呉第三中学校・呉第二青年学校と共同で使用することに決定し、十月から机・器具・機械等必要な設備を移送し、十一月一日より授業を開始した。生徒宿舍は同町田の同廠工員寄宿舎三棟を借用した。

しかし第二工員養成所は建物が狭い上に各所に爆撃による破損があったため、学校側はその後たびたび第一工員養成所を半永久的仮校舎としたとして同廠所管建物の保管転換を求めている〔昭和二十年度「雑」(件書類綴「甲」)〕。仮校舎は食堂や宿舍を改造利用した教室四棟、事務室(旧宿舍)、講堂(旧武道場)、実習室などであった。寮は収容人員一〇〇名、舎費二円、

表 3-29 広島工業専門学校の職員定員(戦後)

年 月 日	校 長	教 授	助 教 授	助 手	事 務 官	書 記	勅(政)令番 号
昭和21. 3. 20	1	40	17	8	1	9	勅令156号
	学 校 長	文 部 教 官 1級・2級	文 部 教 官 3 級		文 部 事 務 官 2 級	文 部 事 務 官 3 級	
昭和21. 4. 1	1	43	26		1	9	勅令210号
昭和22. 5. 1	1	38	23		1	9	勅令197号
昭和23. 8. 23	1	38	23		1	11	政令258号
昭和24. 1. 22	1	29	15		1	9	政令 20号

注) 文部教官1級・2級は教授(学校長を含む)。

賄料七五円であった(昭和二十年度「雑」  
(件書類)甲)。

### 校長の交代

混乱状況をいちおう收拾し授業開始の運びとなったころ、全国官立学校校長の大異動があり、十一月二十四日付で北沢校長は明治工業専門学校長に転任し、後任には教授中江大部が任命された。中江は大正九年(二九〇)広島高工講師となり翌年任教授以来の生えぬぎであった。戦後の復興、広島大学工学部への改組は中江校長のもとで行われた。

### 戦後の官制の改革

教育の民主化をめざした連合国軍は、教育者中から陸海軍人の経歴を持つ者、軍国主義的もしくは極端に国家主義的な者や、連合国進駐軍の目的・政策に反対する者を解職し、反軍国主義的ないし自由主義的言動を理由に罷免・休職・退職させられた者の優先採用を命じた。広島工専では軍事教官・教練講師であった陸軍将校が整理されたのみで、一般の教官に解職者はなく、その後行われた適格審査にふれるほどの者もいなかった。

戦後の広島工専の職員定員は表三二九のようになっているが、造船科新設による昭和二十年年度定員増は授業停止で認められず翌年度で実現した。その後学年進行で定員増を要求したが、官制定員よりも現在員が少ない状況(表三三〇参照)で認められず、学制改革による生徒定員の削減、専門学校廃止等で教官定員は減少していった。昭和二

表3-30 官 制 定 員 と 現 員

(昭和23年7月1日現在)

	文 部 教 官			文 部 事 務 官		
	学 校 長	教 授	3 級	2 級	3 級	
	1 級	1 級 又 は 2 級				
官 制 定 員	1	38	23	1	9	
現 在 員	1	1 級 2 2 級 26	14	1	7	

表3-31 随 時 入 学 者 数

種 別	昭 和	昭 和	昭 和
	20 年	21 年	22 年
入 学 志 願 者	409	159	15
入 学 者	163	67	7
内 訳	内 地 工 専 転 入 学	24	12
	外 地 転 入 学	9	53
	高 等 商 船	30	
	軍 関 係	100	2

年度は軍関係が最も多く、翌二十一年度では外国および外地引揚にもなる転入学が多くなっている。このため昭和二十一年度の生徒数は定員八二〇名にたいして第一学年二八五名、第二学年六四七名、第三学年四六五名、計一三九七名となった。

**学科目等** 敗戦後の教育内容については、「終戦ニ伴フ専門学校教育内容改変要領(案)」が作成され、教育目的は専  
**の改正** 門学校令第一条にもとづくとし、留意事項として、「国体護持ノ精神ニ徹シ道義ヲ昂揚シテ我が国ノ平

和の道義国家ノ建設及興隆ニ寄与スベキ人物ヲ養成スベシ」等五項目を指示した。学科に関する改廃は、広島工專関係では造船科は当初縮減を検討され、現在生徒については航空機科なりに機械科等に転科させる方針が示されたが、十二月に文部省が出した改変計画で従来そのまま存続ということになった。戦時に必要な技能者養成をめざして増募さ

十一年四月一日には官立専門学校官制が定められ専任職員の設定が定められた。生徒定員は昭和二十一年度より各科とも三〇名、教員養成所は四〇名となり戦争前の数におちついた。しかし第二部が廃止されて生徒が第一部に編入されたため、機械・化学・電気の二、三年の生徒数は激増した。また、軍関係学校等に在学していた者たちのために特別に入学試験が行われた。その随時入学者数は表三

れた生徒数は旧に復し、一学級四〇名以上のものも四〇名に縮減された。また、第二部は全般的に再検討の上必要性のあるもののみ存続させ、臨時工業技術員養成科(臨時別科)は廃止された。学校における軍事的訓練は廃止され、専門学科目の教授要綱についても、「国防軍事並ニ海外発展ニ直接関係深キ事項」は全面的に削除されるか、取扱注意すべしという「未曾有ノ変革」に応じた改革の断行が要求された。

戦時中の道義・人文・教練といった学科目は廃止され、新たに公民を課し、外国語の授業時数も増加された。なお、修業年限は昭和二十一年二月にもとの三か年に改められた。

#### 校友会の 再建

昭和二十一年(一九四六)四月八日、生徒と職員をもって組織する校友会が結成された。そこには、総務・野球・蹴球・庭球・卓球・ラグビー・排球・箏球・水泳・漕艇・陸上競技・山岳・講演・音楽・美術・自然科学・社会科学・語学・自動車・映画・嗜好・共済の各部が置かれた。校友会からは校内新聞月刊「でるた」が発刊された。この年三月には広島学生スポーツ連盟が結成され、十月には高専のインターハイも復活された。

#### 千田町校舎 の復旧作業

昭和二十年十一月から授業を開始したものの、実験設備も整わない不完全な状況と生活難のため、早学年と教員養成所第一学年を合併し、一部第二学年東西両組と教員養成所第二学年を合併、第二部第二学年のみ一学級として授業を行うという変則状況で昭和二十一年四月末まで授業を継続、学年試験ののち進級を決定した。問題は広では新入生を受け入れる余裕がないことで、二月十二日開かれた復興会議では広島旧キャンパス復興を行うために災害復興資金を募集することになった。当時広島市では各地に疎開した学校等の官公衙に対して復帰を要望し、広島工専についても東練兵場跡に雄大な規模の校舎を建設しようという計画があった。しかし、そのような本建設は国力の回復をまたねばならず、それまでは旧校舎の修理復興によって急場をしのぎたいのである。

まず、二月二十五日から醸酵工業科が広島に復帰した。続いて新三年生全員を千田町に引き揚げさせて復旧部隊と

表 3-32 昭和22年4月調査の生徒の学資月額

区 分	人 員	学資出費状況
自 宅 通 学 生	444	100~150
知人(親類)下宿生	168	150~200
下 宿 生	164	200~250
寄 宿 寮 生	115	150~200

注) 「現状調査」による。

し、春休みには広島在住の生徒らによって整備が行われた。復旧の順序は、第一段階を実験室の復旧、第二段階を製図室の建築ならびに整備、第三段階を教室の増設とし、とりあえず三年生にだけは実験・実習を行わせて卒業させようとした。続いて疎開していた荷物の引取作業も行われ、五月二十二日第一学期の授業が開始され、第三学年は広島で勉学のかたわら復興作業にも当ることとなった。「教室は破壊した家の折れた柱を直し屋根瓦は生徒自身が葺いたままです硝子障子一枚もなく天井等は勿論なく全く小屋にて授業を致しをる状態」(「デルタニユ」創刊号)であった。

学生生活

新入生の授業は六月一日より開始されたが、六月二十四日から九月三十日まで三か月余りも「食糧事情緩和の一助として」授業休止するなど、この時期満足な授業はほとんど不可能であった(報校)。食糧難、住宅(下宿)難や

広と広島島の二重生活で教職員の負担も大きかった。

寄宿舎は広町所在の約二〇〇名収容できる町田寮と、安佐郡祇園町所在の約一五〇名収容のもの二か所あった。しかし、昭和二十二年(二七)度初の調査によると表三—三二のように寮生の数はむしろ少なかった。表の生徒の学資は下宿代・交通費・諸雑費を含んだものであるが、父兄が戦災および外地引揚のため学資が不如意な生徒は一三名で、その他は良好であった。ただ住宅難は広島市内の場合とくにひどく、広島復帰後は広の工員寄宿舎の払い下げを受け、元山中高等女学校敷地三〇〇〇坪を入手してここに移築し、生徒の寄宿舎と一部を職員用に利用した。九月には生徒用一〇室、職員用一室、来客用一室を持つ寄宿舎(工学寮)が開寮した。

生徒の団体としては校友会と自治会があり、校友会は県下の大学高専で組織した学生協議会に入り、音楽やスポーツの連盟を結成した。また在外父兄救出学生同盟で活動する者もあった。自治会による学生運動は、「自主的にし



て極めて協調的、特に校内の秩序平安を破るが如きことがない」という状態であり（昭和二十四年度「学内学」生団体に関する資料）、昭和二十三年六月の授業料値上反対運動に端を発した教育復興運動の際も、全国官公立大学高専自治会連盟代表者会議に市工専代表とともに出席した総務委員長は、同盟休校の提案を議決のさい保留し、同月二十四日の中国地区のストには参加しなかった。

昭和二十五年（九五〇）六月二日には、CIEの教育顧問イールズの「共産主義者を全国の大学から追放すべきである」という声明と全学連反戦反帝運動に関する学生大会が行われ、

一、我々はイールズ（マゴ）声明に関して全学連に同調する。

二、平和投票を進んで行う。

三、平和を守る会には賛成し之を支持する。

という決議をしたが、翌日の文理大での広島県学連平和蹴起大会への出席は否決した。またこの日、「我々広島工専自治会は学問の自由を守り戦争に反対し民族の独立のために超党派の立場よりイールズ（マゴ）声明に反対する」と決議をした。しかし、その後全学連脱退の声が起り、同月十六日の学生大会で脱退に決定し、新自治委員は「対内活動に主力を置き学生の自治意識の向上を第一の目的とする。又教授、学生との連絡協議会を度々行い学園の融和を計る」という方針をうちだした（「デルタ」第五号）。

#### 卒業生の進路

昭和二十年から同二十三年に至る卒業生数は一七四四名で、その進路状況は、会社・工場や生産技術方面が八〇%で最も多く、教職員二・八%、進学者六・六%、不詳一〇・六%となっており、附設工業教

員養成所卒業生は一四四名で、その進路状況は、教職員五五・二%、会社・工場または教職以外の公務員二一・二%、進学者二・六%、不詳二二%であった。当時は求人数も少なく就職は困難な時代で、官庁方面や教員希望者が増加する傾向にあった。

第二節 千田町校舎の復興

復興後援  
会の結成

原爆被災後、広島工専では広仮校舎の整備と疎開機器引取保管に要する経費として本省に二二五万円余を要求したが、配布はわずか二五万二〇〇〇円にすぎなかった。インフレと資材難とで復興は思うように進捗しなかった。同窓会である広島工業会理事会は生徒父兄委員・職員委員と相談の結果、工業会を主体とする広島工業専門学校復興後援会を結成し、復興に必要な資金や資材を募集して学校に寄付し、復興を促進することとした。同会は昭和二十一年（一九四六）六月、後援会会則を定め、卒業生ほか関係者に呼びかけた。会長には鈴木貫一（中国配電社長）を推し、楠瀬知事以下地元有志ら二五名を顧問にむかえ、理事長には中江校長が就任した。八月には強化促進を目的とする父兄会が発足し、復興予算や寄付募集の件が決議された。

表 3-33 復興費内訳

区 分	予 算 額	
諸 給 与	102,145	
事 務 費	22,500	
建 物 費	7,465,262	
内 校 舎	解体	482,672
	復旧	4,951,139
	修理	1,232,400
	校舎修理	415,051
設 備	官舎等新営	384,000
	備費	3,768,660
内 機 器	旧類転	683,000
	移取	42,000
	疎開機器	110,000
	復旧	2,933,660
総 額	11,358,567	

当初作成された復興予算書によると総額は一一三五万円余で、その内訳は表三十三のごとくであった。このうち九八五万円が政府支出金、寄付金一五〇万円とされ、昭和二十一年度から二十五年までの予算年度割表を作成し文部省に申請したが、政府支出金は二十一年わずか四〇万円、二十二年以降も九〇万円の合計四〇〇万円しか見込めない「新事態」となったため、急拠

表 3-34 復興予算および寄付金募集計画 (昭和21年 8 月現在)

区 分	総 額	年 度 別					
		昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年
所要予 算総額	本省 申出額	11,359,000	3,565,000	3,536,000	1,567,000	1,468,000	1,223,000
	新事態 即応額	11,359,000	5,565,000	1,536,000	1,567,000	1,468,000	1,163,000
政府支出金	4,000,000	400,000	900,000	900,000	900,000	900,000	
差引寄付額	7,359,000	5,165,000	636,000	667,000	568,000	263,000	60,000
内 訳	卒業生	800,000	600,000	200,000			
	在校生	400,000	400,000				
	新入生	300,000		60,000	60,000	60,000	60,000
	教職員	25,000	25,000				
	一般有志	5,834,000	4,140,000	376,000	607,000	508,000	203,000

計画が変更され、表三—三四のような予算と寄付金募集の計画書が作成された。

これに対し、文部省から昭和二十一年度予算として経済安定本部所管の失業救済費が一五〇万円配布され、これが三か年継続予定とされたので復興予算は六八五万円余となり、寄付金募集計画は卒業生一五〇万円、在校生四〇万円、新入生三〇万円、教職員二万五〇〇〇円、一般有志四六三万三〇〇〇円に変更された。

これに於じて同年九月、学校側も復興課を新設して精力的に作業に取り組むこととなり、また後援会の運営資金として教職員が最低基本給料の一月分を寄付することとなった。復興が急がれたのは、正式命令ではなかったが、広の仮校舎が接収されることが明らかになったからである。九月三十日の職員会では「広島ニ復帰スルコトヲ根本精神トシテ引揚ニ就イテハ有利ニナルヤウ交渉スルコト」を決めている(録記)。

復興学生 学生側も、千田町本校復旧整理と復興資金獲得を目的として「広島工専復興学生運動」

表3-35 学生復興運動組織

部	班	人員	内 容	予 定 額 万円	備 考
地方巡回部	映 画 班	150	1 班 賀茂郡方面 2 班 芸備線沿線 3 班 島嶼巡り 4 班 福塩線沿線	16	夜間映写 昼間農耕奉仕 (100名)
	修 理 班	100	ラジオ、時計、溶接、蓄音器、その他	2	
	撮 影 班	40	1. 農村巡回家庭写真 2. 卒業直前中等学校アルバム	4	
	演 音 劇 班 音 楽 班	80		8	
街頭進出部 (会計・企画)	バザール班	100	1. 固定バザール(各科毎一定地区設定) 2. 移動バザール(不定期)	46	工業会発行申 込用紙使用 機械科1年全 員
	個別訪問				
	スピード籤	60			
	遊 説 班		地方並非戦災都市		
出勤部 対 外	本 校 対 外	400		24	

運動会」を結成し、十一月五日から向う一か月間に一〇〇万円の資金を獲得しようとした。

学生は表三―三五のように地方巡回部・街頭進出部・勤労出勤部に組織されて運動を展開した。各班それぞれ知恵をしばって頑張り、呉市中通の劇場で天幕張りの街頭バザールを開いて化粧品・家庭用品の販売や、街頭靴磨きをした。靴磨きについてはその是非をめぐって論議が起ったこともあった(「中国新聞」昭和二二・一一・一七)。この運動で約六〇万円の資金を集めることができた。年末には同じ目的で教官たちによる「高等数学入門講習会」が開催されたりした。

**復旧の進捗と資金難** 倒潰あるいは半潰した千田町校舎の整理や建築作業は

学生等の手で行われていたが、十二月六日から清水建設が一括実施することになって地鎮祭が举行され、復旧作業は急ピッチで

表3-36 復興予算実行状況(昭和23年4月頃)

区 分	予算額 A	支 払 済 額			差 引 残 額	
		寄付 及 費 B	借入金	計 C	A-B	A-C
	万円	万円	万円	万円	万円	万円
建 物 応 急 復 旧 費	1,680	540	660	1,200	1,140	480
建 物 整 備 費	500	0	0	0	500	500
機 械 器 具 等 復 旧 費	600	81	9	90	519	510
整 地 並 に 清 掃 等 雑 費	150	0	0	0	150	150
計	2,930	621	669	1,290	2,309	1,640

注) 「デルタニュース」第4号による。

進むこととなった。

当初三、四年は居なければならぬといわれた広の仮校舎は、進駐軍に明渡しを要求されたため、昭和二十一年(凸)十二月二十一日をもって授業を打ち切り、翌年一月一日から引揚移転作業を開始し、第三国民学校や市工の校舎も借用して学生を収容し、三年生は二十七日、一、二年生は二月三日より授業を開始した。

五月二十三日から三日間にわたって復興感謝祭が挙行され、展覧会・芸会・講演会・卓球大会などが行われた。

いっぽう寄付金募集は、父兄会で学生一人当り六〇〇円、工業会会員については卒業年度によって六〇〇円から二〇〇円までのランクを設けて募集した。しかし卒業生については当時の混乱した社会情勢のため、連絡のとれた者は四一%にしかすぎず、連絡済者に対する個人負担は相当な額になった(「デルタニュース」創刊号)。また、経済情勢の変化、寄宿舎(工字寮)の建設等で復興予算は予定より大幅に増大し、昭和二十二年五月現在で総工費二一〇〇万円、うち国庫支出金七〇〇万円で、差引一四〇〇万円が寄付金となっていた。この時点で寄付募集の内訳は卒業生六〇〇万円、在校生(二十四年まで)二五〇万円、一般五五〇万円と改められたが、寄付状況は思わしくなく、申込金合計一七九万円余(受入済一三七万円余)にしかすぎなかった(「デルタニュース」)。同二十二年十二月には復旧予定延べ坪数四八四五坪のうち、八

表 3-37 寄付金募集状況 (昭和23年 4月頃)

区 分	要 求 額	寄 付 金 高	百分比
	寄 募 額	付 入 額	
卒 業 生 父 兄 一 般	600	46	7%
	250	72	28
	250	50	20
計	1,100	168	16

注) 「デルタニュース」第4号による。

七%に当る四二三〇坪が竣工したが、この時点では表三一三六のように予算額は二九三〇万円にのぼった。これに依じて国庫支弁額も増加する見込であったが、なお差引不足(要寄付額は一〇〇〇万円にのぼっていた。しかし国庫支弁額が予定額であり、当時工事実施済予定額に対する支払残額五一〇万円は工事施行者の負担で処理されており、銀行等からの借入金を合わせると一七九万円が学校の負債となっていた。これに対して寄付は三か年計画の二年目が過ぎても表三一三七のような状況で思わしくなかった。

復興記念産  
業博覧会

工業会側はこの行詰り状態を打破しようとして博覧会開催による資金獲得計画をたて、三月になって学校と一緒に広島工業専門学校

各都市の博覧会は赤字を出す所が多かったが、既存建物の利用による建設費の不要、教職員・生徒の無償奉仕によって黒字を見込み、純益を復興後援会会計に繰入れようとした。教職員・工業会員の勧誘・宣伝で陳列場のほとんどがふさがり、会の宣伝は学生が街頭放送、帰郷勧誘を行い、近県各支部会員の前売券販売等によって、五月十五日から六月八日までの二五日間の会期中に一五万人を超える観覧者を見た。会場は六つに分れ、出品物件数は四三〇件、総点数は二万六一九五点、学校側も一〇三〇点の陳列をした。寄付金・広告料・申込及用料・入場料・売上金などの収入は二一〇万円余り、支出を引いた残り六四万円余りが校舎増築費と復興後援会繰入金となった(「デルタニュース」第五号)。

この博覧会は、復興資金獲得と同時に「本会を契機として総合大学工学部としての内容充実を計りたい」(「挨拶」)という意図があった。

さて、このように資金肩替りや借金で復興を行ってきたため、利子等もかさみ、その支払いが関係者の一大課題と

なった。最終的には復興後援会が校舎等を学校に売却して工事費に充てるという妙案が認められ、昭和二十四年から二十七年にかけて売却された。いちおうの復興があった昭和二十八年九月現在の復興工事収支決算は表三一三八のようにになっていた（『広島工業会誌』第七八号、松本岸太「統回想録」）。

### 第三節 新制広島大学への包括

#### 専門学校の廃止と大学昇格案

戦後の学校制度刷新問題は、中等教育以下の学校体系については六・三・三制採用という大きな転換となって実現した。昭和二十二年（一九四七）の学校教育法の成立は、六・三・三・四制の学校体系に規定し、その最上階梯として新制大学を置いた。この制度の特色は、従来の上級中学校卒業者を直ちに四年制の大学に進学させることであった。この点について専門学校側は、「多数専門学校関係者の永年主張し来った三段階の教育制度と一致するもので、民主主義国家建設の為の教育制度として最も適当」とし、教育刷新委員会もその方向で議論が行われた。昭和二十一年十一月に開かれた全国官公私立専門学校長代表者会議でも、「専門学校ヲ廃シ上級中学校ヲ直チニ大学ニ進マセル制度ヲトルベキ理由」を発表し意志を統一していた。

学校教育法の制定公布によって工専も「程度を二カ年下げて新制高校に変貌するか、それとも二カ年上げて新制大学として出立するか、何れにして旧態の維持は出来ないとしてみれば、現中等学校の模様替による千数百の新制高校の仲間入りをして全国指折りの特色ある高校として威張ったものか、何とか工面して新制大学の列に入り苦勞を重ね

表 3-38 復興工事収支決算表

収入金	建物売却費	17,899,000 円
	寄付金	4,164,000
	雑収入	9,974,000
	計	32,037,000
支出金	工事費	28,043,000
	寄付募集費	320,000
	火災保険料	1,002,000
	利子	2,672,000
	計	32,037,000

注) 雑収入は校舎を後援会より学校が借入した形をとりその使用料として獲得した金。

てみるか、二つに一つ、何れかを選ばざるを得ない」ことになったが、大学昇格の道をとることに決定した（「デルタニ  
三号、中江大」  
部新制大学」。 いっぽう広島では昭和二十二年五月頃より「広島大学」の設立について関係学校長の会合が持たれるよ  
うになったが、広島工専ではその大学への昇格を単独で行うか、あるいは広島総合大学の一学部を形をとるか未決  
定であった。

この年の秋に文部省の高田視学官の視察があった。同氏は、建物の復興は良いが教官の研究、学生の実験・実習は  
できていないといながらも、総合大学案ではおくれるから、高等学校に教養学科を持ってもらい単独に大学になっ  
たらどうか、ただし地元で総合大学設置推進の運動があれば外れてはならないと意見を述べた。当時広高は経済学部  
をめざしていた。また広島市からは市工専との合併の申し入れもあった。続いて来校した文部省の視察員は、単科大  
学としての内容は十分であるから、昭和二十四年度から発足するよう準備せよとすすめている。

広島工専側は、単科大学を希望しながらも総合大学案にも参画していた。明治工専で開かれた工専の集まりである  
三圭会の提出議題の意見書でも両案を提出しているが、単独の場合は教員数が大幅に不足するが、現有の五学科のほ  
かに土木・建築・食品・衛生機械・電気通信・応用理学の六学科を増設したいとしている。他校と総合する場合は、  
広高・市工専との合併による工業大学案を持っていた（資料三一―三参照）。

#### 総合大学

#### 工学部案

当初国立総合大学は従来の七帝大のほかに北陸と中国地方に一校設立する計画であるとされたため、昭  
和二十二年の末から広島県と岡山県が誘致運動をくりひろげた。広島県は「国立総合大学設置推進本部」  
を設け計画立案と陳情をくりかえした。広島工専も十二月に至り従来の文・理・工（市工専を加える）の三学部、医・  
経済・教育学部を加え、別に教養学部を置く案に賛成し（のち水畜産学部・政経学部が加わる）、翌二十三年一月九日の職  
員会では今後全面的に総合大学案に協力突進することに決定した。一月二十九日には大学設立準備委員会を設けるこ  
ととし、各科課の主任と教官中より五名互選、外部から文部省施設部の窪田技師、工業会、市工専の参加を求め二〇



名近くの委員が任命された。二月十五日「国立広島総合大学工学部設立委員会」と改称し、会長に中江校長をあて、第一委員会は対外的、第二委員会は内部組織、第三委員会は設備・建物等のことを分担し内容の充実をはかることとした〔職員会〕。

当時作成された「広島(中国)大学、工学部設置計画案」によると、市工専との合併を前提とし、校地については三案あり、学科は機械・電気・化学・醸酵・造船・土木・工業経営の七学科を構想している〔資料三一―四参照〕。四月、CIEの教育顧問イールズが視察のため来校したときも講座内容等を提出したが、七月に至り文部省は一府県一大学制度を原則としたため、広島大学の設置申請書が提出される運びとなった。工学部の最終案は機械工学科講座数五・電気工学科(同四)・工業化学科(同四)・醸酵工学科(同三)・船舶工学科(同三)・土木工学科(同四)・工業経営学科(同三)・応用理学科(同三)の八学科二八講座であったが、のち地元の強い要望で建築学が土木工学科に加えられて土木建築工学科(講座数五)となり、応用理学科は教室とされたため、七学科、一教室の二九講座の広島大学工学部として発足した。

#### 広島大学広島

#### 工業専門学校

先述した学校教育法、同施行規則によって専門学校令、「官立工業専門学校規程」は廃止されたが、現に存する従前の規定による学校はそのまま存続を許されたため、昭和二十二、二十三年まで学生募集が行われた。広島大学は昭和二十四年五月三十一日に国立学校設置法により設置され、これによって官立専門学校官制は廃止され、広島大学に包括されることとなった。校名は広島大学広島工業専門学校となった。

昭和二十五年に入ると学生は第三学年一八三名のみとなった。五月二十一日は開校三十年記念日に当たるため二十日記念式典をあげ校内に記念植樹をし、この日を中心として職員・学生合同の記念大運動会が排球・卓球その他各部に分けて行われた。十一月三日には工業会との共催で創立三十周年記念式をあげ、職員に謝恩記念品を贈り、続いて祝賀会を催した。

広島工業専門

学校の廃止

昭和二十六年（一九五二）三月十五日、第二九回卒業証書授与式が挙行された。最後の卒業生は本科生一四一名、附設工業教員養成所は第一〇回卒業で三八名であった。三月三十一日、法律第八四号によって広島大学広島工業専門学校、同附設工業教員養成所が廃止された。

資料

三一 広島高等工業学校規則(天正九年)

広島高等工業学校規則

第一章 総 則

第一条 本校ハ実業学校令及専門学校令ニ依リ工業ニ関スル高等ノ學術技芸ヲ教授スル所トス

第二条 本校ニ左ノ学科ヲ置ク

機械工学科

電気工学科

応用化学科

第三条 各学科ノ修業年限ハ三箇年トス

第四条 本校ニハ研究生及選科生ヲ置クコトアルヘシ

研究生及選科生ニ関シテハ別ニ規定アル場合ヲ除ク外本科生ニ関スル規定ヲ準用ス

第二章 学科課程

第五条 各学科ノ学科目及其程度左ノ如シ

但必要ノ場合ニ於テハ教授時間外又ハ休業期間ニ於テ校外実習ヲ課スルコトアルヘシ

機 械 工 学 科

物 理 学	数 学	英 語	体 操	修 身	学 年		
					学 科 目	学 年	学 科 目
					第一学年毎週教授時数		
三	六	六	二	一	第一学期	第二学期	第三学期
三	六	六	二	一	第一学期	第二学期	第三学期
三	六	六	二	一	第一学期	第二学期	第三学期
					第二学年毎週教授時数		
	三	五	二	一	第一学期	第二学期	第三学期
	三	五	二	一	第一学期	第二学期	第三学期
		五	二	一	第一学期	第二学期	第三学期
					第三学年毎週教授時数		
			二	一	第一学期	第二学期	第三学期
			二	一	第一学期	第二学期	第三学期
			二	一	第一学期	第二学期	第三学期

計	特別講義	実験及実習	機械設計製図	工業經濟及簿記	工場建築法	製造冶金学	紡織機	船用機関	機関車	瓦斯及石油機関	蒸汽機関	熱力学及熱機関	水力学及水力機械	機構学	材料強弱学	力学及図法力学	工作法	電気工学
三九		七	一〇													二	二	
三九		六	八								二					二	一	二
三九		六	八								二					二	一	二
三九		七	七							二	二	二	一	一	三		一	二
三九		七	八							二	二	一	一	一	三		一	二
三九		七	一〇							二	二	一	二	一	三		一	二
三九		六	一六	二	一	二		二	二		二	一	二					
三九		三	一七	二	一	二	二	二	二		二	一	二					
三九		三	二八	二	一		二											

電気工学科

電 氣 鐵 道	電 燈 電 力	電 氣 設 計 法	電 氣 器 具	電 氣 機 械	電 氣 磁 氣 測 定 法	電 氣 磁 氣 學 及 交 流 理 論	原 動 機	工 作 法	應 用 力 學	化 學	物 理 學	數 學	英 語	體 操	修 身	學 科 目		學 年
																第一學期	第二學期	
						三			二	三	三	六	六	二	一	第一學期	第二學期	第一學年每週教授時數
						三			二	三	三	六	六	二	一	第二學期	第三學期	第二學年每週教授時數
						三			二	三	三	六	六	二	一	第三學期		第三學年每週教授時數
	二			三	一	三	二	二	二			三	五	二	一	第一學期	第二學期	第一學年每週教授時數
	二	三		三	一		三	一	二			三	五	二	一	第二學期	第三學期	第二學年每週教授時數
	二	三		三	一		三	一					五	二	一	第三學期		第三學年每週教授時數
一	二	三		三	一									二	一	第一學期	第二學期	第一學年每週教授時數
一	二		三		一									二	一	第二學期	第三學期	第二學年每週教授時數
一	二		三		一									二	一	第三學期		第三學年每週教授時數

応用化学科

物 理 学	数 学	英 語	体 操	修 身	学 科 目		
					第一 学期	第二 学期	第三 学期
四	二	六	二	一	第一学年毎週教授時数		
四	二	六	二	一	第二学期		
四	二	六	二	一	第三学期		
		五	二	一	第二学年毎週教授時数		
		五	二	一	第二学期		
		五	二	一	第三学期		
			二	一	第三学年毎週教授時数		
			二	一	第二学期		
			二	一	第三学期		

計	特 別 講 義	実 験 及 実 習	電 氣 設 計 製 図	機 械 製 図	工 業 經 濟 及 簿 記	工 場 建 築 法	電 信 電 話	電 氣 化 学	蓄 電 池	電 氣 材 料
三九				一三						
三九		六		七						
三九		六		七						
三九		二		一一						
三九		八	五							
三九		一一	七							
三九		一一	八		二	一	一		一	二
三九		一三	七		二	一	一	二	一	二
三九		一四	七		二	一	一	二		二

備考 一、特別講義ハ他学科目教授ノ都合ニ依リ随時之ヲ課スルモノトス  
 二、実験実習ノ教授時数ハ其全部若ハ一部ヲ他ノ学科目ニ配属スルコトアルヘシ

計	特別講義	実験及実習	機械製図	分析実習	工業経済及簿記	工場建築法	工業第三(油、瓦斯、織維化学等)	工業第二(油脂、糖業等)	工業第一(酸、アルカリ、肥料、燃料、窯業等)	応用電気化学	理論化学	分析化学	有機化学	無機化学	電気工学	機械工学
三九			四	一五								一	一	三		
三九			四	一五								一	一	三		
三九			四	一五								一	一	三		
三九		一三	五				二	二	三			二			二	二
三九		一二	五				二	二	三	二			二		一	二
三九		一二	五				二	二	三	二			二		一	二
三九		二二			二	一	二	三	二	二	一					二
三九		二二			二	一	二	三	二	二	一					二
三九		二八			二	一	二		二		一					

第三章 学年、学期及休業

第六条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第七条 学年ヲ分チテ三学期トス

第一学期ハ四月一日ニ始マリ八月三十一日ニ終ル

第二学期ハ九月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三学期ハ一月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル

第八条 休業日ハ左ノ如シ

一、日曜日

一、大祭祝日

一、本校創立記念日

一、春期休業 自四月一日 至四月七日

一、夏期休業 自七月十一日 至九月十日

一、冬季休業 自十二月二十五日 至翌年一月七日

第四章 入学、在学及退学

第九条 入学ハ学年ノ始メトス

第十条 各学科第一学年ニ入学ヲ許スヘキ者ハ志望鞏固、品行方正ニシテ左ノ諸号ノ一ニ該当シ且ツ入学検定及身体検査ニ合格シタルモノニ限ル

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者検定規程ニ依ル試験ニ合格シタル者

三、専門学校入学者検定規程第八条第一号ニ依リ一般専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

四、工業学校ヲ卒業シタル者

第十一条 中学校又ハ工業学校在学者ニシテ当該学校長ヨリ該

学年三月末日迄ニ卒業スヘキ見込アリト認定セラレタル者ハ

其証明ヲ以テ入学ヲ願出ツルコトヲ得

前項入学志願者ハ其学校ヲ卒業シタルトキ直ニ卒業成績証明

書ヲ提出スヘシ

但卒業試験ニ落第シタル者ニハ入学ヲ許サス

第十二条 入学検定ヲ分チテ無試験検定及試験検定トス、無試験検定ハ本校ニ於テ適當ト認メタル中学校ニ二箇年以上在学シ該中学ノ卒業ノ席次首位ヨリ全数ノ十分ノ一以内ニアリテ卒業後一箇年以上ヲ経過セサル者ニ之ヲ行ヒ其他ノ入学志願者ニハ試験検定ヲ行フ

第十三条 無試験検定ハ中学ニ於ケル学業成績身体検査証其他ノ事項ヲ考査スルモノトス

但無試験検定ニ依リ入学ヲ許可スヘキ員數ハ各学科募集人員ノ半数以内トス

第十四条 無試験検定ノ選択ニ漏レタル者ハ別ニ出願ヲ要セス

第十五条 試験検定ハ左ノ学科目ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ依リ試験ヲ施ス

一、国語 一、英語 一、数学

一、物理 一、化学 一、幾何画法

第十六条 入学ヲ願フ者ハ第二条ニ掲ケタル学科中ニツキ志望

学科ヲ定メ(二箇以上ノ学科ヲ志願スル者ハ志望ノ順序ヲ明カニスヘシ)入学願書ニ左記書類入学検定料及写真ヲ添ヘ之ヲ差出スヘシ

但書類書式ハ別ニ之ヲ定ム

一、第十条第一号乃至第四号ノ資格証明書

一、第十一条ニ依ルモノハ当該学校長ノ認定証明書

一、第十二条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ証明書及

一、第十二条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ証明書及

一、第十二条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ証明書及

一、第十二条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ証明書及

一、第十二条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ証明書及

一、第十二条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ証明書及

一、第十二条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ証明書及

一、第十二条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ証明書及

一、第十二条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ証明書及

一、第十二条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ証明書及

一、第十二条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ証明書及

一、第十二条ノ無試験検定ニ依ル者ハ当該学校長ノ証明書及



身体検査証

第十七条 入学検定料ハ金參円トシ納付後ハ何等ノ事由アルモ之ヲ返付セス

第十八条 入学ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日迄ニ保証人(父兄) 父兄ナキトキハ之ニ代ルヘキ親族) 連署ノ在学証書ニ戸籍謄本ヲ添ヘ之ヲ差出スヘシ

第十九条 学生ハ所定ノ制帽制服ヲ着用スヘシ

第二十条 病氣ニ罹リ三箇月以上修業シ能ハスト思料スルモノハ医師ノ診断書ヲ添ヘ保証人連署ヲ以テ該学年間休業ヲ出願スルコトヲ得

第二十一条 休学中ノ者ニシテ其事由消滅シタルトキハ許可ヲ得テ一学科目若クハ数学科目ノ授業ニ出席スルコトヲ得

但次学年ノ始メヨリ原級ノ課程ヲ修ムヘシ

第二十二条 兵役ニ服スル者ハ其服務期間及服務滿了後一箇年以内ハ其学籍ヲ有スルモノトス

第二十三条 病氣又ハ已ムヲ得サル事故ノ為メ退学セントスル者ハ其事由ヲ詳記シ保証人連署ニテ願出ツヘシ

但病氣ノ者ハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第二十四条 左ノ諸号ノ一ニ該当スル者ハ退学ヲ命ス

一、 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者  
二、 成業ノ見込ナシト認メタル者  
三、 甚シク課業ニ怠慢ナル者  
四、 授業料及其他ノ納金納付ノ督促ヲ受クルモ尚之ヲ納付セサル者

第二十五条 校則又ハ示達ニ悖戾シタル者、師長ノ訓諭ヲ服膺セサル者、其他總テ学生タルノ本分ヲ喪ヒタル者ハ其輕重ニ

從ヒ戒飾ヲ加ヘ若ハ停学退学ヲ命ス

第五章 修業及卒業

第二十六条 各学年級ノ課程修了ハ該学年中平素ノ勤惰学業ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第二十七条 第二十六条ノ考查ニ合格セサル者ハ次学年ノ始メヨリ原級ノ課程ヲ再修スルモノトス

第二十八条 第三学年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第二十九条 第三学年ノ成績考查ニ合格セサル者ニハ詮議ノ上修業証書ヲ授与スルコトアルヘシ

第三十条 成績考查ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一条 学力優等品行方正ニシテ課業精勵ナル者ハ之ヲ次学年間特待生ニ選定ス

第三十二条 特待生タルノ資格ヲ喪ヒタル者ト認ムルトキハ其特待生タルコトヲ止ム

第七章 研究生  
第三十三条 本校卒業生若クハ他ノ実業専門學校卒業者ニシテ更ニ既修ノ学科目ニ就キ研究セントスル者アルトキハ詮議ノ上研究生トシテ二箇年以内在学ヲ許スコトアルヘシ

第三十四条 研究生ハ学年ノ中途ニ於テ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十五条 研究生ノ実習実験ニ要スル費用ハ其全部若クハ一部ヲ徴収スルコトアルヘシ

第三十六条 研究生ハ制帽制服ヲ着用スルコトヲ要セス

第三十七条 研究ノ成績佳良ナル者ニハ証明書ヲ与フ

第八章 選科生

第三十八條 本校所定ノ各学科中ノ一学科目若ハ数学科目ヲ選  
 択特修セントスル者ニハ選科生トシテ入学ヲ許スコトアルヘ  
 シ

第三十九條 選科生ハ学年ノ中途ニ於テ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十條 選科生ハ年齢十七年以上品行方正身体強健ニシテ左  
 ノ諸号ノ一ニ該当スル者ニ限り詮衡ノ上入学ヲ許可ス

一、二箇年以上当該工業ニ従事シ相当ノ学力ヲ有スル者

二、工業学校、中学校其他中学程度ノ学校ヲ卒業シタル者

第四十一條 選科生ノ修業年限ハ三箇年以内トス

第四十二條 選科生ハ制帽制服ヲ着用スルコトヲ要セス

第四十三條 選科生ノ授業料ハ学校長ノ見込ニ依リ其一部若ハ

全部ヲ免除スルコトアルヘシ

第四十四條 選科生特修ヲ終リタルトキハ成績ヲ考查シ其佳良

ナルモノニハ修業証明書ヲ与フ

第九章 授業料

第四十五條 授業料ハ一学年ニ付本科生ハ金參拾五円選科生ハ

金貳拾五円トス

第四十六條 授業料ハ之ヲ分チテ左ノ三期ニ徴収ス

本科生 選科生

第一期 金拾貳円 金九円

第二期 金拾貳円 金八円

第三期 金拾壹円 金八円

第四十七條 授業料納付定日ハ四月、九月及一月ノ二十六日、

二十七日、二十八日ノ三日間トス

前項定日中休業日アルトキハ之ヲ順延ス

第四十八條 既納ノ授業料ハ何等ノ事由アルモノ之ヲ返付セス

第四十九條 左ノ諸号ノ一ニ該当スル者ヨリハ授業料ヲ徴収セ

ス

一、特待生

二、休学中ノ者

三、兵役服務ニ基因シ課業ニ就カサル者

四、研究生

五、大正四年三月文部省令第七号実業学校教員養成規程ニ依

リ卒業後実業学校ノ教職ニ従事セントシ文部大臣ノ許可ヲ

經タル者

六、明治四十年文部省令第二十三号実業専門学校委託生規程

ニ依ル委託生

第五十條 第四十九條第五号ノ出願者ニ對シテハ其決定ニ至ル

マテ其期ノ授業料徴収ヲ猶予ス

第五十一條 各学期始業後授業料納付定日前ニ退学或ハ休学ヲ

願出ツル者及病氣其他特別ノ事情ニ依リ卒業延期ノ許可ヲ得

タルモノニシテ翌学年第一期授業料納付定日前ニ卒業スル

者ノ授業料ハ一箇月分ヲ徴収シ、又臨時入学シタル者休学ノ

事由止ミ或ハ兵役ノ服務止ミテ課業ニ就ク者若ハ特待生タル

コトヲ止メラレタル者ノ授業料ハ其月ヨリ月割ヲ以テ該学期

間ニ納付スヘキ分ヲ一時ニ徴収ス、授業料ヲ月割トナストキ

ハ一学年ノ全額ヲ十分シタルモノヲ以テ一箇月分トス

三一 入学式の校長訓示要項(大正九年)

『広島高等工業学校一覽』 自大正九年  
 至大正十年

入学宣誓式ニ於ケル校長ノ訓示要項

諸子、本校先ニ官報ヲ以テ諸子百五名ニ入学ヲ許可シ、茲ニ諸子ヲ迎ヘテ入学宣誓ノ式ヲ舉行スルハ、予ノ深く欣ヒトスル所ニシテ、諸子ノ為メ幾多ノ希望已ミ難キモノアルヲ覺ユルナリ、諸子能ク本校教育ノ綱領ヲ体シ、師長ノ訓諭ヲ奉シ、勉強成業以テ父兄ノ冀待ト国家ノ要望トニ背カサルノ覚悟ヲナスヘシ

常ニ教育ノ綱領ヲ服膺スヘシ 本校教育ノ綱領ハ不断ニ之ヲ服膺スヘシ、諸子ノ行為ハ総テ之ニ拠テ出ツヘキモノナレハ、綱領ノ各項ニ就テ更ニ詳細之ヲ訓諭スル時アルヘシ、今ハ即チ其ノ精神ニ基キ以下數項ヲ挙ケテ学生心得ノ一般ヲ示サントス修學上ノ心得 本校ハ工業ニ関スル高等ノ學術技芸ヲ授ケ、邦家ノ進運ニ適応スルノ技術者ヲ養成スルヲ目的トス、我工業界ハ最近數年間ニ於テ最モ急速ナル発達ヲナシタリト雖モ、熟其内容ヲ考フルニ、多クハ眼前ノ利益ニ纏礙トシテ永遠ノ計ヲ為サス、又唯徒ニ模倣ニ走りテ創意ノ意氣見ルヘキモノ少キノ恨ミアリ、今ヤ世界ノ兵亂漸ク終熄シ、國際ノ關係ハ武力ノ競争ニ代フルニ実業ヲ背景トセル經濟の持久戰ニ移レリ、此ノ時ニ當リ我工業界ニ潛メル如上ノ弊風ヲ一掃シ、以テ其ノ健全ナル發展ヲ遂ケシムルハ、誠ニ皇國刻下ノ最大急務ナリト謂フヘシ、此ノ際初メテ本校ニ学生タルモノ刻苦奮勵學術ヲ修メ、技能ヲ習ヒ、ヤカテハ斯界ノ先覺者トシテ躬行率先此ノ弊風ノ打破ニ任ジ、以テ國家ノ進運ニ貢獻スルノ決心ナカルヘカラス、然レトモ、凡ソ社会万百ノ事如何ニ學問ニ優レ、技術ニ堪能ナリト雖、其品性ニ於テ備ハラサル所アラハ何等裨益スル所無キノミナラス、却テ社会ノ害毒タリ、我工業界ニ於テモ亦然リ、

而モ智能品性ニツナカラ全キモノニシテ、始メテ弊風打破ノ勇者タルヲ得ヘキコト言フ俟タス、故ニ我工業界カ人ヲ待ツヤ、先ツ学芸品性ノ兼備センコトヲ欲シ、次ハ学芸ヨリモ寧ロ品性ノ如何ニ重キヲ置ク、彼ノ学力劣等ニシテ品性亦備ハラサル輩ハ、既ニ業ニ我工業界ニ加入スヘキ資格ヲ闕如セルモノト諦メサルヘカラス、本校カ成績考査ニ際シ、学業ト操行トニ輕重ヲ付セサラントスルモ之カ為メナリ、諸子ノ深く此ニ留意センコトヲ望ム

學生ノ本務ヲ自覺スヘシ 本校ハ教育ノ綱領ニ基キ、前段ノ方針ニ從ヒ、指導扶掖ヲ怠ラサルヘシト雖モ、諸子能ク自己ノ本務ヲ自覺シ、自ラ力ムルニアラサレハ、到底所期ノ目的ヲ達成スルコト能ハサルヘシ、予カ従来ノ經驗ニ徴スルニ、学生ニシテ中途蹉跌スルモノ大抵ハ其ノ本務ニ自覺無カリシニ因ル、諸子常ニ學生ハ如何ナルヘキモノナルカ、父兄ハ何ノ為メニ學資ヲ給シテ諸子ヲ本校ニ入学セシメタルカ、国家カ多大ノ費用ヲ投シテ學校ヲ經營スルハ又何ノ故ナルルカヲ忘レスンハ、課業ニ怠慢ナルノ一事既ニ大罪惡タルヲ知ルヘク、況ヤ素行修ラス、遊蕩ヲ事トシ、其ノ為メ半途廢學ノ不幸ヲ見ルルカ如キハ、到底有リ得ヘカラスコトナリトス、抑モ処世ノ道最モ重スヘキハ、職分ヲ自覺シ、堅忍自彊誠實ニ其ノ職責ヲ尽スニアリ、而シテ老幼男女人皆相応ノ職分ヲ有ス、学生亦固ヨリ然リ、特ニ本校ノ如キ最終學校ノ学生ニ於テハ、別シテ其職責ノ重且大ナルモノアリ、能ク之ヲ尽シ得ルト否トハ、将来ニ於ケル一身浮沈ノ決スル所深ク鑑ミスンハアルヘカラス、当広島ノ地タル、修業地トシテ比較的純潔ナリト雖モ、諸種ノ誘惑モ亦尠カラス、万一誤ツテ学生タルノ本分ヲ失シ、終ニ成業シ能ハサル

コトアラハ、恩愛ノ父兄カ落胆ヤ察スヘク、合セテ国家ノ損失モ亦決シテ輕カラサルナリ、諸子能ク己ノ職責ヲ自覺シ、細心警戒シテ其ノ本分ニ悖ルコトナキヲ期セヨ

諸子ヲ待ツニ青年紳士ヲ以テス 本校ハ諸子ヲ遇スルニ青年紳士ヲ以テシ、規則的ニ諸子ヲ束縛スルコトハ可及的ニ之ヲ避ク、是レ固ヨリ諸子ヲシテ放縱ナル生活ヲナサシメントスルノ意ニアラスシテ、偏ニ諸子ノ自尊心ニ訴ヘ、自覺ニ俟チ、以テ諸子ノ徳器ヲ大成セシメンカ爲ナリ、惟フニ方今人心漸ク浮薄ニ流レ、唯虚飾糊塗一片誠意ノ認ムヘキモノナキハ、之レ全ク人世ノ何タルヲ解セス、職分ニ自覺ナク、毫モ信念ノ確立セルモノナキニ起因ス、本校カ特ニ所謂抑圧ヲ避ケ、専ラ諸子ノ自覺ヲ喚起スルヲ以テ訓育上ノ根本方針トスルハ、時弊ヲ救フノ唯一手段此ニ有リト信スルカ故ナリ、諸子深ク之ヲ顧ミルヘシ、サレト人ノ集マル所必ス組織アリ、秩序ナカルヘカラス、故ニ条項多カラスト雖モ、本校亦之カ爲メニ設ケタル校規アリテ存シ、之ヲ厳守スルノ義務諸子ニアリ、是レ一ニ学校ノ秩序ヲ維持スルニ必要ナルノミナラス、又以テ国法ニ遵ヒ、国憲ヲ重ンスルノ御主旨ヲ奉スル良習ヲ得シムル所以ナリトス、諸子或ハ出身学校ノ峻厳ナル規則ト比較シ、本校ノ寛大ナルニ狎レ、誤ツテ学生タルノ本分ヲ失スルコトアラシカ、本校ハ嚴重ニ之ヲ処分シテ仮借スル所ナク、以テ全校風紀ノ振肅ヲ図ルニ躊躇セサルヘシ、諸子能ク意ヲ茲ニ致シ、青年紳士タル体面ヲ穢スコト勿レ

工業者ノ三要素 左記ノ三項ハ他日工業ニ從フヘキ諸子カ先以テ具備スヘキ資格ノ要件トス

一、**身体強健**ニシテ**勤勞**ニ耐フルヲ要ス。工業家ノ成功ハ実地

ノ經驗ニ依ルコト多キカ故ニ、他日卒業ノ後、当初幾年間ハ躬自ラ職工々夫ト伍シ、実地ノ作業ニ従事シ、以テ最下級ノ業務ヨリ其經驗ヲ積ムヲ得策トス、然ルニ斯ノ如キハ身体強健ニシテ、能ク勤勞ニ耐フル者ニアラサレハ能ハス、勉勵三ヶ年作業ヲ終ヘテ希望ノ業務ニ就キナカラ、身体虚弱ノ故ヲ以テ中途ニシテ之ヲ抛タサルヲ得サルニ至テハ、遺憾此ノ上モ無カラシ

二、**工業上ノ趣味**ヲ有スルヲ要ス。何レノ事業タルヲ問ハス、嗜好ナケレハ熱心ナラス、熱心ナラサレハ成功セス、殊ニ工業上ノ実地作業ニ至リテハ、勞多クシテ効少キノ觀アルヲ免レサルヲ以テ、徒ニ學問ノ虚名ヲ銜ヒ、高遠ノ理想ニ馳スル者ハ、往々ニシテ未タ工業者ノ貴キ天職ヲ解シ、其趣味ヲ感得セサルニ先チテ、既ニハヤ業務ヲ厭フニ至ルモノ多シ、カクテハ將來ノ工業家ヲ以テ任スヘクモナク、本校学生タルノ資格無キ者トナササルヲ得ス、諸子カ本校入学ノ希望ハ、天性工業ニ趣味ヲ有スルヨリ起レルコト、入学試験ニヨリテ之ヲ知レリ、自今一

層此ノ趣味ノ発達ニ心掛ケヨ

三、**誠実**ニシテ**服從**ノ義務ヲ尽スヲ要ス。誠実ハ成功ノ本ナリ、日常交際ノ上ノミナラス、教室ニアリテモ、工場ニ於テモ、所属ノ総テニ誠実ナルヲ要スルナリ、不誠実ナル学生ハ仮令其ノ学才人ニ秀ツル所アリトモ、將來ノ成功ハ望ムヘカラス、又学校会社工場等ノ如キ人ノ団体ヲナス所ニ在リテハ、共同ノ目的ヲ達スルカ爲メ各人其ノ規定乃至長上ノ命令ニ服從スルノ義務アルノミナラス、進テハ個人ノ利益若クハ感情ヲ犠牲ニ供スルノ覺悟ナカルヘカラス、カクテ始メテ一致協働ノ実ヲ挙げ得ヘキナリ

報國ノ念ヲ有スヘシ 終リニ報國ノ觀念ニツキ一言スヘシ、我

帝國ノ臣民トシテ報國ノ念慮ナキモノハナカルヘキ筈ナルニ、動モスレハ之ヲ欠ケルヤノ疑ヲ抱カシムル行動ニ出ツルモノアリト聞クヲ遺憾トス、國民ノ生活ハ一ニ國家ノ恩惠ニ依ツテ安ナルヲ得ルハ諸子既ニ之ヲ知ル、今諸子ニ取り最モ手近キ一例ヲ挙ケンニ、國家ハ多額ノ費用ヲ投シテ本校ヲ設立シ、今後年々學生一名ニ對シ支出スル所數百金ヲ下ラサルヘシ、只此ノ一事ヲ以テシテモ諸子ニ報國ノ念慮ナクテハ濟ムヘカラス、必ス學業ヲ成就シ、人格ヲ修養シ、優良ナル技術者トシテ工業界ニ貢獻シ、以テ國家ノ要望ニ副ハンコトヲ期スルト同時ニ、國家ノ建設物器具機械等ヲ丁重ニ取扱ヒ、一ハ以テ國家支出ノ輕減ヲ図リ、他ハ以テ公有物尊重ノ美風ヲ涵養スヘシ

名ニ於テハ平和既ニ克復セリト雖モ、其実國際ノ關係愈錯綜緊張セリ、爾今各國益勢力ノ擴張ヲ競ヒ、國民ノ競争頗ル劇烈ニ向フヘシ、然モ我東洋ノ天地ハヤカテ其ノ争覇ノ中心点トナルヘキ事既ニ明ナリ、我國民タルモノ舉國一致報國ノ至誠ヲ致サスンハアルヘカラス、而シテ工業ノ盛衰ハ直チニ此ノ競争ノ輸贏ニ至大ノ關係ヲ有ス、サレハ欧米各國ニ於テハ戰時中ヨリ早ク此ニ着眼シ、現ニ工業振興ノ劃策ニ全力ヲ傾注セルノ情況ナルニ反シ、独リ我工業界ニ内容改善ノ余地アルコト前ニモ述ヘタルカ如シ、諸子克ク諸子カ職責ノ重大ナルヲ覺リ、奮勵息ムコトナカラシ切望ス

〔参考〕大正十三年以降の訓示付加要項

大二校風ヲ発揚スヘシ 校風ノ揚ルト否トハ一ニ諸子ノ學業ニ俟ツ、諸子ノ學業日ニ日ニ進ミ、諸子ノ趣味能ク工業ト合致シ、強健勤勞ニ耐ヘ、誠実事務ニ服スルニ至ラハ、之レ本校教育ノ

綱領ヲ体得シタルモノニテ、諸子自ラノ志願ヲ完フシ、大二校風ヲ発揚スル所以ナリ、本校ハ既ニ第二回ノ卒業生ヲ出セリ、新卒業生モ亦第一回卒業と同様ニ吾校風発揚ノ試金石タル堅キ決心ノ下ニ校門ヲ辞シタルヲ疑ハス、諸子ノ入学モ亦只入学ノ為メノ入学ニアラスシテ、卒業後ノ大飛躍コソ其ノ主眼タルヘキハ勿論ナリ、而モ他日ノ功ハ今日ノ一步ニ始マル、諸子夫レ怠ルコト勿レ

國際常ニ問題多シ、國家何ノ時カ事ナカラシ、而モ宇内ノ大勢ヲ達觀スルノ士、誰カ現下ノ我國策ハ実業ノ振興就中工業ノ興起ニ全力ヲ致スヘキヲ急トスルヲ疑ハン、世況ノ好不好ハ多ク問フヲ要セサルナリ、予ハ寧ロ所謂不景氣ノ今日勇シテ本校ニ入学シタル諸子ノ志ヲ盛ナリトシ、國家社会ニ對スル諸子ノ職責ノ愈々重大ナルニ覺醒センコトヲ望ンテ止マス、尚國民精神作興ニ関スル詔書ノ聖旨ヲ奉体シ、質実剛健ニシテ醇厚中正ヲ守リ、我國現下ノ弊風ヲ一掃シ、國家ノ興隆民族ノ安樂ヲ旨トシ、国力ノ復興ト文物ノ恢復ニ尺瘁シ、聖慮ニ副ヒ奉ルノ覺悟アルヲ要ス

〔注〕大正十三年（一九二四）以降、前記訓示中「工業者ノ三要素」以下にかわつてこの訓示が付加された。

校 友 会															団 体 名	目 的 的 事 業	創 立 年 月 日	會 長 指 導 者	員 数		
籠	山	陸	音	卓	蹴	水	漕	野	庭	乘	弓	柔	劍	編	講	総					
球	岳	上	楽	球	球	泳	艇	球	球	馬	道	道	道	輯	演	務					
部	部	技	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部					
教	教	講	教	教	教	教	教	教	教		教	教	教	教	教	生					
田	梶	光	森	鈴	長	高	山	園	勝		大	久	西	塘	北	廣					
中	原	藤	本	木	西	井	本	田	盛		崎	保	垣	林	村	渡					
重	勘	珠	清	金	廣	英	博	忍	豐		正	進	忠	宏	正	純					
芳	三	夫	吾	一	輔	明			一		雄		次	介	次	孝					
	郎												郎		郎						
三	二	三	三	二	二	二	四	二	四	二	二	二	三	三	若	三					
二	〇		八	九	八	八	九	〇	八	一	九	八	〇	五	干	五					

〔文部省教学局編『学内団体一覽』昭和十五年三月〕

親和会	射球部	排球部	教授 中江大部	二七
電気会	購壳部	生徒主事 廣渡純孝	教授 河喜多能一	二〇
機 械 会	共 濟 部	生徒主事 廣渡純孝	教授 廣渡純孝	八
広島醸造学会	応用化学科ノ生徒相互ノ親睦並ニ化学工業ノ研鑽ヲ期ス	教授 西垣忠次郎	教授 西垣忠次郎	七〇〇
工業国防研究会	會員相互ノ親睦並ニ其ノ向上發展ヲ期ス	教授 久保進	教授 久保進	七二〇
時局行事委員会	醸造学科員相互ノ親睦並ニ其ノ向上發展ヲ期ス	教授 田中重芳	教授 田中重芳	八一五
滑空機研究会	工業国防ニ関スル一般的研究及其ノ知識ノ普及ヲ期ス	教授 大崎正雄	教授 大崎正雄	三五〇
	時局ニ関シ本校職員生徒トシテ実行ス可キ事ノ協議実行ヲ期ス	教授 鈴木金一	教授 鈴木金一	五五七
	航空ニ関スル研究並ニ実習ニヨリ航空知識ノ啓発ヲ期ス	教授 廣渡純孝	教授 廣渡純孝	若干
		教授 盛豊一	教授 盛豊一	三〇

三十四 広島工科大学設置の要望意見書(昭和十五年)

〔昭和十五年度「広島」  
県議会議事日誌〕

意見書

一、工科大学ヲ設置セラレシコトヲ望ム  
理由

大東亜共栄圏確立ノ為メ各種工業ヲ拡大強化スルコトハ国家最大ノ急務ナリ、而シテ是ガ指導研究深化ニ当ル高級技術者ヲ迅速且ツ大量ニ養成シ、産業並ニ軍備ノ高度科学化ニ伴フ大量需要ニ応ズルコトハ国家喫緊ノ要務ナリト信ズ、曩ニ政

府ニ於テ大阪・名古屋ニ綜合大学、東京ニ工業大学、室蘭・盛岡・多賀・大阪・宇部・新居浜・久留米ニ高等工業学校ノ増設ヲ断行セルハ洵ニ国家恒久ノ国策ヲ樹立セルモノト云フベシ

然ルニ本県ニ於テハ既ニ高等工業学校設置セラレ、多年我が工業界ニ貢献セラレタル点甚大ナルモノアリト雖モ、四高等工業学校(広島・宇部・徳島・新居浜)ヲ有スル中国四国地区ノ政治、経済、文化ノ中枢タル我が広島ニ科学高級技術者ノ養成機関タル工業大学ノ設置ナキハ甚ダ遺憾トスル所ナリ、而モ今次事変以來急激ニ勃興セル大工業地帯ヲ広島及付近一

帯ニ擁シ更ニ陸海軍ノ重要諸施設ヲ控ヘ、且ツ大陸経営進出

三十五 報國隊の訓練計画(昭和十八年度)

ノ拠点タル地域ノ重大性ヲ有シ、尚又大広島工業港ノ完成サ

[昭和十八年度「雜件書類綴」(甲)]

レントスル我ガ広島ニ工業大学ヲ設置スルコトハ高度国防國

昭和十八年度報國隊訓練計画表

家建設上必緊ノ急務ニシテ、又工科大学ヲ有スル大阪・福岡

広島高等工業学校報國隊

ノ中間ニ位スル地域性ニ見ルモ不可欠ノ事ナリト信ズ、茲ニ

一、訓練方針

右本会ノ議決ニ依リ意見書提出候也

統制規律アル修練ヲ強化シ國家的要請ニ基ク各種ノ要務ニ挺身シテ有効且敏速ナル活動ヲナサシメントスルニ在リ

昭和十五年十二月 日

二、訓練種目

廣島県會議長 加藤 俊 夫

三、種目ト実施期間トノ關係左ノ如シ

文部大臣 各通

閱兵分列、防空訓練、非常召集、軍關係作業、食糧増産勤勞

大蔵大臣 各通

作業、出征家族農繁期勞力奉仕等

種 目

期

間

閱 兵 分 列

毎月八日大詔奉戴日、午前七時五十分校庭ニ集合、詔書奉読ノ後実施シ、学徒ノ士氣昂揚ニ資セシム

防 空 訓 練

別ニ定ムル昭和十八年度前期防空訓練計画表ニヨリ実施ス

非 常 召 集

夏季、冬季、春季等長期休業時ニ各一回、月別ニ編成セル非常召集網ニ依リ召集シ、防空訓練ヲ実施シ、

軍 閥 係 作 業

軍ノ要請ニ依リ随時兵器補給廠ナドヘノ勞力奉仕ヲナス

食 糧 増 産

東雲町農耕地(約二反歩)ニ小麦ヲ栽培ス、但シ後半期ノ分ニツキテハ未定ナリ

農繁期勞力奉仕

初夏、晩秋ノ候、出征遺家族ヘノ勞力奉仕ヲナス、其ノ度数及ビ人数ハ一定セズ

昭和十八年度防空訓練計画書

広島高等工業学校

針方

事情ノ許ス限り防空ニ関スル資材及施設ヲ強化シ之ニ即応スル教育訓練ヲ実施シ時局下有事ニ対処シ本校報國隊ノ責務ヲ完遂スルヲ以テ本旨トス



防 空 訓 練						材 資 設 施	
總 合 訓 練			基 礎 訓 練			区 分	課 目
指 定 人 員		全 員			幹 部		
警 報 消 火 防 護		防 火 消 防 避 護		燈 警 防 救 待 應		警 報 報 警 編 成 護 導	
召 集 訓 練		既 修 訓 練 重 ス ル 共 ニ 狀 況 ヲ 設 ケ 總 合 訓 練 ヲ 行 ヒ 有 事 即 応 ノ 防 空 態 勢 ヲ 強 化 ス		上 記 課 目 ヲ 總 合 シ テ 統 制 連 絡 ヲ 訓 練 シ 普 通 発 生 ス ル 情 況 ニ 對 処 シ 得 ル 如 ク 訓 練 ス		各 担 任 業 務 ニ 応 ジ 所 命 ノ 任 務 ヲ 遂 行 シ 得 ル 最 少 限 度 ノ 範 圍 ヲ 訓 練 ス	
長 期 休 暇 ニ 於 ケ ル 防 護 中 広 島 在 住 ノ 職 員 生 徒 ヲ		生 徒 不 在 校 時 ニ 於 ケ ル 防 護 中 非 常 召 集 訓 練		防 空 ニ 関 ス ル 各 個 訓 練 ヲ 職 員 以 下 全 員 ニ 對 シ 訓 練 普 及 シ テ 固 有 ノ 責 任 者 事 故 又 ハ 不 在 時 ニ 於 テ モ 応 急 処 置 シ 得 ル ニ 支 障 ナ カ ラ シ ム ル ハ 勿 論 家 庭 防 空 ヘ ノ 協 力 等 國 民 ト シ テ ノ 防 空 能 力 向 上 ニ 資 ス		及 達 成 目 標	
一	一	一	一	一	一	四 月 一 日	期 間 自 回 數
一	一	一	一	一	一	七 月 一 日	
一	一	一	一	一	一	十 二 月 一 日	
一	一	一	一	一	一	三 月 一 日	

一、經費其他事情ノ許ス限リ整備ニ努力ス  
 二、既設物ニ對シテハ防護資材整備並監守係等ノ責任者ニ於テ絶ヘズ検査ヲ行ヒ整備ヲナス

考	備
<p>一、報国隊ノ編成、任務区分、其他長期休暇中及不在校時ニ於ケル防護計画ノ細部ハ別ニ立案計画ス</p> <p>二、訓練課目ノ細部ハ実施ノ都度報国隊長ノ指示ニ基キ各担任者ニ於テ計画ス</p> <p>三、訓練実施ニ方リテハ其ノ都度過去ノ不備欠陥ヲ是正ス</p> <p>四、防空業務ニ付テハ勉メテ関係警察署長、消防署長、警防分団長ト連絡ス</p> <p>五、防空ニ関スル講習会ニハ代表幹部ヲ出席セシム</p>	

三一六 体鍊計画(昭和十八年度)

昭和十八年度前期体鍊計画  
〔昭和十八年度「雜件書類綴」(甲)〕

広島高等工業学校

一、方針

心身一体ノ鍛鍊ヲ重ンジ質実剛健ノ氣風ヲ振勵シ進ンデ勤勞ニ服スル精神ヲ作興シ以テ決戦下学徒ヲシテ戰場ノ実務ニ即応セシムルニ在リ

二、方法

体鍊ヲ概ネ左ノ二種ニ分チ、指導者、学生員數、施設等ヲ參酌シテ組織のニ之ヲ行ハシム

1 定時必修体鍊

基礎訓練

体操、陸上運動、球技

戦技訓練

行軍、戰場運動、銃剣道、射撃

2 適時選修体鍊

報国団各部所屬各班ノ体鍊……昼食後、放課後ニ於テ実

施ス

強歩大会……新入生歡迎ノ意味ヲ兼テ四月下旬全校參加之ヲ実施ス、行程三九・五軒

駅伝競走……本校ノ宮島間(二〇・八四軒)、別ニ定ムル細目ニヨリ之ヲ実施ス

短艇大会……本校創立記念日ニ於テ総合的ニ実施シ、

体鍊ノ成果ヲ發揮セシム

校長盃競技……昼食後ノ休憩時、放課後等ニ於テ学校對

抗シテ之ヲ行フ

特技訓練……土、日曜日ニ於テ海洋訓練、航空訓練、

機甲訓練、馬事訓練ヲナス

第三編 広島工業専門学校史

三、定時必修体練ハ左表ニ依リ実施ス

戦 技 訓 練					基 礎 訓 練											
種 目	週	種 目	週	曜 日	種 目	週	種 目	週	曜 日							
										種 目	週	種 目	週			
射 撃	コ	銃 剣 道	オ	戦 場 運 動	デ	キ	1	水 曜 日	一五―一六時	球 技	陸 上 運 動	体 操	水 曜 日	一四―一五時	種 目	学 年
	ケジ		コ		オ	デ	2									
	キ		ケジ		コ	オ	3									
	デ		キ		ケジ	コ	4									
	オ		デ		キ	ケジ	5									
	コ		オ		デ	キ	1	火 曜 日	一五―一六時							
	ケジ		コ		オ	デ	2									
	キ		ケジ		コ	オ	3									
	デ		キ		ケジ	コ	4									
	オ		デ		キ	ケジ	5									
	コ		オ		デ	キ	1									
	ケジ		コ		オ	デ	2									
	キ		ケジ		コ	オ	3									
	デ		キ		ケジ	コ	4									
	オ		デ		キ	ケジ	5									
	コ		オ		デ	キ	1									
	ケジ		コ		オ	デ	2									
	キ		ケジ		コ	オ	3									
	デ		キ		ケジ	コ	4									
	オ		デ		キ	ケジ	5									

備考

1、戦技訓練ハ五週ヲ以テ各級一巡シ、爾後之ヲ反復ス

3、体鍊指導教官左ノ如シ

2、防空訓練、救護訓練ハ定時必修体鍊時ニ於テ適時実施ス

機械科 西山、勝盛、小林、二反田、岸本、山田  
 電気科 久保、園田、梶原、河喜多、中村(正)、  
 吉本、難波

上田(清)、松下

応化科 西垣、鈴木、中江、柴、村田、上田、服

部、大野

醸造科 長西、佐藤、中村(勇)、西野、山崎、古

浦、北村

工作科 田中、山本、藤吉、尾崎、糸島、渡子、

宮西

### 三―七 専門学校教育刷新充実要項(昭和十八年)

〔高等工業学校長会議「工業専門学  
校教育ノ刷新充実ニ関スル件」〕

広島高等工業学校長

専門学校教育刷新充実ニ関スル件

#### 一、当該学校教育ノ目標並ニ性格

当面ノ重大時態ニ伴フ要請ニ対処スルヤウ重点的ニ圧縮サレタル目標ト性格ノ上ニ立ツヲ要セン、即チ今日今年ノ戦争ニ貫勝スルニ必要ナル教育タルコト之ナリ、高等工業学校卒業者ハ決戦態勢下銃後生産ニ中堅技術者トシテ實際の現業ニ携ハルモノナルヲ以テ、徒ニ理論ニ偏セズ成ルベク当面ノ業務遂行ニ実効的ナル學術技術ヲ正確ナルニ履修ヲ旨トセシムベキモノニシテ、又過半ハ卒業直後兵役ニ服シテ直チニ戦線ニ立ツ現状ニ鑑ミルトキハ、之ニ必要ナル教育上ノ措置ニ誤リアルベカラザルハ勿論ナリ、要スルニ時局下ノ高等工業教育ハ特ニ戦争ト不可分一体ナルコトニ透徹シタル覚悟ヲ持セシメ、之ヲ常住座臥実践ニ移ス処ニ特別ナル性格ヲ發揮セシムベキモノナリ

#### 二、学科並ニ学科目ノ増設廃止統合

本校「応用化学科」ハ之ヲ「工業化学科」ト改称シ、醸造学科ハ「醱酵工業学科」ニ改組スルヲ適當ト認ム、醸造学科ハ我方国ノ高等工業学校中唯一ノモノニシテ、屢々平和産業技術者養成機関視セラルル向ナキニ非ザルモ実情ニ於テハ然ラズ、戦時下食料確保ノ重要ナル、又「アセトンブタノール」工業、酒精工業等当科出身ノ技術者ニ俟ツベキモノ甚ダ多シ科名ニ如上ノ変更ヲ行ヒ内容亦之ニ応ジタル刷新ヲ加フルトキハ戦時下愈々重要ナル使命ヲ担フモノタルヲ得ン醸造学科改組ノ理由及其ノ使命ノ重要性ニ関スル詳細ハ別紙ニ添記シタリ(略)

第一項ノ教育目標ニ添ハシムルタメ本校現行各学科ノ学科課程ハ別紙学科課程表(略)ノ如ク改新スルヲ妥當ト認ム、変更ノ主要点ハ「国民科」ト「修練科」ノ二科目ヲ加ヘタルコトト一般的ニ基礎的学科目ニ重点ヲ置ケルニアリ、「実験、実習」授業時数ノ削減ヲ余儀ナカラシメタルハ上記学科ノ新設ニ因ラモツモ、時局ノ進展ニ伴ヒ之ニ要スル資材ノ円滑ナル入手ニ困難ヲ加フベキコトヲモ考慮セルニ因ル

三、毎週ノ教授時数並ニ休業日

修業年限ノ臨時短縮ニ対スル応急措置トシテノ週授業時数四二乃至四五時制ハ三ヶ年制復帰ト共ニ三九時間制ニ帰ラシムベキモノナリ

暑假ハ一ヶ月(七月二十一日乃至八月二十日)制ニ改ムルヲ妥當ト認ム

#### 四、修練

「修練」ノ教育ハ其ノ真髓寧ロ日常座臥ニ在リ、肉体的養成モ其ノ真ノ目的トスル処ハ精神の陶冶ニ在リ、目的ト手段トヲ混同セシメザルコソ肝要ナリ、故ニ修練ノ徹底ヲ期スルニハ全寮組織ニヨルヲ径捷トス、日常ノ一挙手一投足ノ中ニ修練ノ精神ガ顕現セシムルヤウ指導スルコト最モ重要トス  
 決戦下肉体的鍛錬ノ重要ナル言ヲ俟ザルモ、血氣ノ青年ニ対シテハ肉体的運動ト食料トガ平衡ヲ失スル時ハ必ずシモ体軀ノ頑健味ノ発揚手段トシテ妥当ナラザル場合モ起ルナシトセズ、食糧需給ノ地方的関係ニ多少ノ相異モアルヤニ認メラルルヲ以テ学校処在地ノ環境ニ応ジ多少ノ手加減亦止ムヲ得ザルベク思考ス

凡ソ科学ノ修得ニハ特ニ綿密ナル頭腦の活動ヲ要スルモノニシテ緻密ナル数学の理論ナドノ取扱ニ於テ殊ニ然ルアリ、然ルニ其ノ使命ニ関スル充分ナル理解ニ基ツク克己ヲ欠クトキハ運動機能ノ過度ノ活動ガ時トシテ頭腦ノ學術履修方面ヘノ集中性ヲ弱メ其ノ働キヲ散漫ナラシムル惧ナシトセズ、運動機能ト学修の機能トヲ兩々並進發達セシムルニハ此ノ点ニ特ニ注意シテ精神の薰陶ヲ徹底セシムルコト肝要ナリト思考ス

五、研究科、別科、実科、聴講生

当校ニハ研究科以外ノ規定ナシ、現在ノ如ク修練ヲ重シク學生生徒ガ一糸乱レザル態勢ノ下ニ身心ノ鍛錬ニ従事スルヲ要スル秋ニ当リテハ、講義ノミヲ聴カントスル聴講生ノ如キハ之ガ収容ヲ避クルヲ適当ト認ム

六、設備ニ関スル件ニ就テハ差当リ開陳スベキ点ナシ

以上

三十八 決戦下学徒十訓(昭和十九年)

〔『広島高工報国団報』第二二号〕

一、滅私廉節、尽忠至誠、負荷ノ大任ヲ完遂スルニ油断アルヘカラス

二、質実剛健、敢為敢闘、困苦欠乏ヲ克服スルニ勇ナルヘシ

三、感謝報恩、辞讓服従、師長ニ対スル敬礼ヲ厳正ニスヘシ

四、服装整備、容儀端正、言動明快以テ品位ヲ高尚ナラシムヘシ

五、無遅刻、無欠席、日夜孜々トシテ学業ノ研鑽ニ精励スヘシ

六、衛生保健、聖汗鍛錬以テ強靱不屈ノ体力ヲ氣力鍊成スヘシ

七、資源尊重、公物愛護之カ整理清掃ニ留意シ敢テ乱用シ又毀損スヘカラス

八、時所ヲ選ハス整隊列伍ノ間沈黙ヲ守リ命令示達ノ透徹ヲ期スヘシ

九、任責自重将来工業界ノ指導者タル資質ヲ涵養スルニ遺算アルヘカラス

一〇、全校一体戦闘配置悠久ノ大義ヲ悦ヒ以テ大詔奉答ノ実ヲ挙クヘシ

三十九 学徒動員視察教官の感想(昭和十九年)

〔自昭和十五年「復命書」〕

学徒動員に関する感想 昭和十九・九・三記

助教 中村正三<sup>㊦</sup>

学校長殿

困難に際し勞務充足目的にて学徒ガ動員され本校生徒も工場に挺身してすでに二ヶ月或は三ヶ月になった。七月初め電気科

第二週目と今回九月初め第九週目を巡廻して生徒のその後の変化について気付ける点を述べる。

第一は一週間六時間の工場を休業しての授業教練の廃止は、最近の戦況から多少とも生産を減少せしめる原因となるものは一切認めない国の方針からであることは生徒は充分認識しつゝも割り切れない感情が存するやうである。一方動員生徒の工場配置は全体的にあまりに分散し、微用工、見習工、青年校生徒等の間に少数宛配分せる結果はとかくよきを見習はず、日常生活にしても喫煙及飲酒（之は配給時のみにて問題にはならぬと考へられるが）の習慣を生じ、一部を除き学習に対しても熱意低下（疲労の關係もあるが）し、又勤務が二直、三直、となるためもあるがとかく日常生活態度にも規律が少くなり、生徒としてよりも一般工員に近くなつたやう思はれ残念であり教官としてこのまゝでよいのであらうかと反省せざるを得ない。

「彼等は単なる労力の提供にあらず実学を修むる生徒なり」の本身より次第に遠ざかりつゝあると自分は認めるものである。然るに生徒は近き将来に於て皇軍の幹部要員であり工場に於ける指導者たらねばならぬ境遇にありながら、いたづらに希望を失へる態にて唯々その日暮しの労働に従つて居ればよいと云ふやうな有様は決して放任さるべきではない。

然らば之に如何なる対策がなされる可きであるか、一般に生徒の立場は工場にて工員に成り切れず又日常生活も生徒の自覚に徹し得ず中間的存在のやうに見受られ、工場にて幹部は生徒動員の意義はよく分つていても各職場長には徹底せず、それらの人々の生徒の取扱ひが困難で勢ひ工員として取扱ひ勝ちになりこれが学徒には不満の原因になるやうである。

それで結局生徒に対する責任がどこまでも学校にありとするならば次の様にすればよいと思ふ。例へば一科一工場尚出来得れば一職場とし之に専任の教官（二ヶ月位にて交替をつけ生徒と寝食を共にし、年齢、体力等にて出来ないかも知れないけれども少くとも油にまみれ職場に挺身身を以て示し、一方職場長は教師の心を取入れ教師は職場長になつたつもりで二人三脚にて指導することが肝要である）と考へる。現在のやうに一工場一日とか二日とかちらつと工場、生徒をながめるだけでは生徒によい影響を及ぼすことにはなるまい。又以上専任教官がつけば仕事が手待ちになるやうな時は学業も可能だし日常生活も規律正しく、出ては模範工員、入りては善良生徒たりうると信する。その上なしうれば夜間一、二時間の授業も考へられ生徒にも坐学に対する満足も与へられる。以上多少実現上困難も横たはるべきものと信じここに意見を述べる次第である。

#### 追記

##### 報償金問題

現在六〇円の内、食費約十二円、支給金二十円、貯金五円、授業料等月割七円で残十五円内外報国団繰入れを、食費約十二円、支給金二十円、貯金十円、授業料七円、十円報国団とし、且残業徹夜等固定報償金外の会社よりの手当は月十円迄本人渡し残りを貯金としては如何。

##### 理由

報国団に六十円の二五%の寄付は多過るやう口には出さないが一般の考へのやうであり、又書物の高い今日、月一冊の購入が二十円ではむづかしく家庭負担を増加せしめる。食事不

足を外食で補ふにも二十円では不足。

以上

三一〇 工場事業場等に校舎転用の状況(昭和二十年)

〔昭和十九年度「雜件書類綴」甲〕

昭和二十年二月二十四日

広島工業専門学校長 北沢 忠男

文部省専門教育課長

辻田 力殿

拝啓 春寒料峭の砌益御清穆之段奉賀候。

陳者二月十八日付御書面を以て工場事業場等に対し学校々舎転用の件に關し御申越有之候に就きては、現在迄の本校の事情左の通り御報告申上候、尚今後工場等より交渉を受くる場合に於ては速かに内報仕るべく候。 敬具

一、東洋工業株式会社トノ交渉ノ経緯、転用内容及所見

昭和十九年四月東洋工業株式会社ヨリ本校機械科実習設備中元工作機械科ニ属セシ工作機械工場ヲ利用シ治具類ノ製作ヲ行ヒ度キ希望申出デタルヲ以テ、本校ニ於テモ慎重考慮ノ結果学校工場化ヲ図ル事トシ其計画ヲ立テテ昭和十九年六月十三日付文書ヲ以テ文部省ニ申請セリ

然ルニ本件ニ関シ其後文部省ヨリ認可ヲ受クルニ至ラザリシモ、工場側ノ要求相当強キニ鑑ミ一時学校工場化ヲ見合セ、昨年七月ヨリ九月迄當時在校セル機械科教員養成所第三学年生徒ノ実習時間ヲ利用シ、工場ヨリ提供スル資材ヲ用ヒテ治具ノ製作ヲ行ハシメタリ、九月以後ハ第一学年生徒ノ実習時間ニ於テ製作ニ従事セシムルト共ニ、第二学年生徒中身体虚

弱ノ故ヲ以テ工場ニ動員シ難キ者及第二部(夜間部)生徒ニシテ昼間勤勞ヲ為シ居ラザル者約二十名ヲ協力セシムル事トシ、是等ハ毎日八時三十分ヨリ十六時迄治具ノ工作ニ従事セシメテ今日ニ及ベリ

此実施ノ跡ヲ顧ルニ生徒実習時間ハ一週十五時間ヲ出デズ、且時々交代ノ必要アルヲ以テ充分ナル実績ヲ挙グルニ至ラザリシモ、生徒ノ之ニ対スル態度ハ極メテ熱心真摯ニシテ普通ノ校内実習ニ比シ其効果著ク大ナルヲ認ム、九月以降ニ於テハ之ニ専属スル生徒ヲ定メタルト勤勞時間ノ延長トニ由リ実績大ニ挙リ工場側ニ満足ヲ与ヘ居レリ

之ニ由リテ見ルニ、本校工作機械工場ヲ利用シテ軍需品ノ製作ヲ行フモノトスレバ、ヤハリ学校工場化ヲ図リ之ニ専属スル生徒ヲ定メ、七時ヨリ十七時迄勤勞セシメ製産ヲ増強スルノ必要アリト認ム、從テ本校ハ目下学校工場化計画ヲ進ムルト共ニ、來ル四月ヨリ動員セラル予定ノ新二年生中二十名ヲ東洋工業株式会社へ振向ケラレル様文部省へ希望申出置キタリ

二、広海軍工廠トノ交渉ノ経緯、転用内容及所見

昨年十月広海軍工廠長(當時工廠長藤井少将)ヨリ本校機械科仕上工場(元機械科所属工場)ヲ利用シ兵器ノ製作ヲ行ヒ度キ旨申入アリタルガ、生徒ノ仕上ニ関スル実習ハ元工作機械科仕上工場ニ於ケル東洋工業株式会社ヨリ依頼セル治具製作ニ振向ケラレ居ル現状ニ於テハ、元機械科所属仕上工場全部ヲ貸与スルモ差支ヲ生ゼザルヲ以テ広海軍工廠長ニ対シ承諾ノ旨回答セリ、依テ広工廠ハ準備ヲ整ヘ工員五十名ヲ派遣シ十一月一日ヨリ仕上工場ノ使用ヲ開始セリ、本件ニ関シテハ本

校ヨリ文部大臣ニ対シ認可申請ヲ行フベキ必要アリシヲ、本校ノ誤解ニ依リ十一月廿五日付報告書トシテ文部省へ提出セリ、其後広工廠ハ此仕上工場使用ニ由リ重要兵器ノ製造ニ相当ノ実績ヲ挙ゲ常ニ感謝ノ意ヲ表シ居レリ、広工廠ヨリ派遣セル工員ハ規律厳正ニシテ本校ニ対シ何等迷惑ヲ及ボシタル事無ク亦生徒ト工員トハ全然接触無ク從テ影響ヲ受クル事無シ

三、呉海軍工廠電気実験部トノ交渉ノ経緯、転用内容及所見  
 呉海軍工廠ハ戦局ノ推移ニ鑑ミ其施設ヲ急速ニ疎開スルノ必要ヲ認め、昨年十二月工廠長ハ其電気実験部ヲ本校ニ移轉シ度キ希望申入ヲナセリ、依テ本校ハ研究ノ結果全生徒在校時ニ於テモ使用率高カラザル建物(建坪合計大凡三五〇坪)ヲ貸与スルニ決シ其旨工廠長ニ回答セリ、本件ニ関シテモ広海軍工廠ノ場合ト同様本校ノ誤解ニ依リ文部大臣ニ対シ認可申請ヲナサズ、十二月三日付ヲ以テ報告書ヲ文部省へ提出シタルガ、其後誤レルヲ知り之ヲ申請書ニ改訂セリ、一方電気実験部ハ逐次物件ノ疎開運搬ヲ行ヒ是等ヲ貸与セル建物中ニ据付ケ、一月中旬頃迄ニ大体完了シ業務ニ着手セリ

電気実験部ハ部長海軍少将侯賀紀六氏以下職員工員合計約百五十名ノ部員ヲ擁シ規律厳正本校ニ対シ何等支障ヲ生ゼシメタル事無シ

四、呉海軍造船実験部トノ交渉ノ経緯、転用内容及所見  
 呉海軍造船実験部ハ電気実験部ト同様疎開ノ必要ニ迫ラレ、其大部分ハ本年一月中旬頃迄ニ本校ニ隣接スル広島県立工業学校内ニ疎開ヲ完了シタルガ、同部ノ一部門タル化学実験部門ハ県立工業学校内ニ疎開不能ノ理由ニ依リ昨年十二月末ニ

至リ本校ノ一部貸与方ヲ申入レタルガ、本校ニ於テハ既ニ三百五十坪ニ達スル建物ヲ電気実験部ニ貸与シタルヲ以テ此上更ニ受入ルベキ余地無カリシモ、此化学実験部門ハ人員極めて少ク且其設備モ小型ノモノノミナルヲ以テ、本校化学工業科教官研究室(合計四室)ヲ貸与シ且教官モ校務ノ余暇ヲ以テ実験、研究ニ協力スル事トシ本年二月上旬ヨリ之ヲ実行セリ  
 本件ニ就キテハ一月二十二日付ヲ以テ文部大臣ニ認可申請書ヲ提出セリ、実施後ノ情况ヲ見ルニ自他共ニ便益ヲ受クル所多ク、将来ニ於テモ亦本校ニ支障ヲ及ボスガ如キ事無キモノト認めラル

五、建物、電灯電力、水道、瓦斯等ニ対スル料金取立契約  
 文部大臣ノ認可ヲ俟タズシテ第三者ニ対シ建物ヲ貸与シ、機械器具電灯電力等ヲ使用セシメタル事ハ、本校トシテ誠ニ申訳無キ所ナルモ、何分第三者ノ申入ハ極メテ強力ニシテ且急速実施ヲ必要トスル關係ト手続ノ完了ヲ俟タズシテ是等設備ヲ使用セシムル事トシタルガ、会計法規ニ基キ是等ノ使用料金徴収ニ関シ使用者ト契約ヲ締結セリ、但機械使用料金ニ就キテハ文部省ヨリ指示アルベキモノトノ推測ノ下ニ之レヲ留保セリ

### 三十一 工業教員養成所制度の検討(昭和二十年)

〔昭和二十年「雑件書類綴」乙〕

広島高等工業学校長

工業教員養成所制度ノ検討

### 一、学資補給額ノ増加



同ジ学科ヲ学位会社、工場ニ職ヲ奉ズル一般高工卒業者ト  
 教員養成所ヲ卒ヘテ実業学校教員タル義務ヲ担フ者トノ物質  
 の待遇ノ現況ヲ對比考察スルトキハ、現在ノ支給学資額ハ過  
 少ナリ、志願者ノ素質年々低下スル傾向アリ、且ツ入学後ニ  
 至リ教職ニ奉仕スル決意ノ動揺ヲ来ス者尠カラザルハ憂フベ  
 キナリ

二、修業年限ノ延長

今後ノ実業学校教員トシテハ生徒ノ練成ニ対シ身ヲ以テ率先  
 垂範スルヲ要スルヲ以テ特別訓練ヲ施スヲ必要トシ、且ツ教  
 育者タルニ必須ナルベキ特種学科目ヲモ課スルヲ要スルヲ以  
 テ、普通ノ高工本科ヨリ長キ修業年限ヲ以テセザルベカラ  
 ズ

三、中央養成所ノ設置

現行修業年限三ヶ年ノ各高工附設教員養成所卒業者ヲ一轄取  
 容シテ教員タルニ必須ナル特別教育ヲ施スベキ中央養成所ヲ  
 設置スルヲ適策ト認ム、修業年限ハ一ヶ年トシ、学科トシテ  
 ハ教育、心理、論理、国史其他教員タルニ特ニ必要ナルモノ  
 ヲ選ミ、官費全寄宿寮制度トシ軍隊教育ニ準ジテ鍛錬の生活  
 ニ終始セシム、之ノ課程ニヨリ生徒ヲシテ教育者トシテノ抱  
 負ニ生キ、功利名利ヲ離レテ皇國ノ道ニ則リ得ルヤウ精神の  
 教養ニ透徹セシムルニ適スル施設ニヨルベキモノトス、即チ  
 コノ課程ヲ加ヘテ修業年限四ヶ年トナルモノニシテ普通ノ高  
 師ノ如キ中等教員タルベキ正路ニ準ゼシムルモノナリ、此処  
 ニ在学中適當期間ノ軍隊生活及ビ工場実習生活ヲ課スルモ可  
 ナリ、此ノ中央養成所ヲ設置スルコトニヨリテ工業教員タル  
 ベキ生徒ヲ地方的状況ニ顧慮スルコトナク全国ノ高工ニ適當

数ゾ、分散在籍セシメ、本科生ト同一ナル教育ヲ施スヲ得ル  
 ニ到ルベシ

四、特種特点ノ付与

現在ノ養成所生徒ハ学資ノ補給ヲ受クルノ故ヲ以テ身上ニ関  
 スル制限特ニ大ナリ、教職ニ終始奉公スル意志ヲ變ヘザル限  
 リ大学進学ニヨリ修学ノ完璧ヲ図ラントスル希望ナドニ関シ  
 テハ、普通高工生ニ対スルヨリモ其ノ制限ヲ一層緩ニシテ可  
 ナルベキモノト思考セラル

五、精神教育法ノ再考

皇國ノ道ヲ体シ肇國ノ精神ニ徹セシムルタメノ精神教育法ニ  
 関シテハ再考ヲ要スル所ナカランカ、青年ノ教育ニハ須ラク  
 感激ニヨル発奮興起ニヨラザルベカラズ、近時肇國精神涵養  
 ノ途トシテ国史ヲ講授スルコトヲ以テ最適ト見做スガ如キ傾  
 向アリ、國民トシテ素ヨリ国史ヲ弁ヘルノ要アルハ当然ナレ  
 ドモ憾ムラクハ偏シテハ必ズシモ効大ナラザル憂アリ、国史  
 ヲ識リテ感奮興起セシムルニハ之ニ必要ナル徳性上ノ培養ヲ  
 本トシ其ノ基礎ノ上ニ立ツヲ要セザルカ、歌ニ詩ニ深キ教養  
 ヲ通シテ窺ヒ得ル明治維新ノ忠烈火ヲ吐ク思ヒアル尊皇ノ志  
 士ガ如何ナル教育法ニヨリ薰陶サレタルカ、精神教育法ノ刷  
 新上参考トスルニ足ラン、西洋式倫理、修身、公民等ノ講述  
 亦其ノ効完カラズ

平素ノ肉体的躰ニ重大ナル要因アルハ勿論ナレドモ精神教養  
 ノ資タル読物ニツイテ深キ反省ヲ必要トセン、徒ラニ古キヲ  
 棄テ、新ラシキニツカンコトハ屢々其ノ本ヲ失フ惧アリ、封  
 建時代ノ精神教育ガ儒教ニ基礎ヲ置キタルモノナルコトナド  
 モ此際参考スルコトヲ要セン、兎ニ角ニモ万事ガ精神ヲ基ト

ス、殊ニ苟モ教育ニ従事セシメントスル者ノ教育ニハ此ノ点ニ最重ノ注意ヲ集中セラルベキモノニシテ、現代ノ精神陶冶ノ方途ニ再思再考ヲ要スル所少カラザルベク思考ス

六、中等教員検定制度ニ就テ

現行ノ検定制度ヲ通覽スルニ、実業学校ノ教諭タラシムコトハ中学校ノソレニ比較シテ一層容易ナルモノアルヲ識ラシムルアリ、実業学校ニハ学理ヲ離レテ実地技術ニ生クル教師ヲ要スル等中学校ト其ノ実情ヲ異ニスルモノアルコトガ其ノ一因ヲ為スベキモ、又実業学校ヲ兎角ニ国家ノ教育機関正系ノ傍ニ立ツモノトシ所謂傍系視シタル觀念ニ因スル処ナシトセズ、中学モ四ヶ年制ニ短縮サレ且ツハ国民学校教師養成機械タル師範学校ノ昇格ヲ見タル今日ニアリテハ、実業学校教師ガ中学校教師ヨリ輕視セラル、コトナキヤウ検定制度ノ上ニモ再検討ヲ必要トセンカ

### 三―一二 原爆による被害状況報告(昭和二十年)

〔昭和二十年度「雑件書類綴」(甲)〕

昭和二十年八月二十八日

広島工業専門学校長 北 沢 忠 男

文部省専門教育局長 関 口 勲 殿

原子爆弾ニ由ル広島工業専門学校被害情況報告

首題ノ件ニ関シテハ本月十六日付文書ヲ以テ簡單ニ御報告申上候処、其詳細ニ亘リテハ小職本省へ出頭ノ上申上ゲ且御示指<sup>マシ</sup>ヲ仰度存居候へ、共何分学徒ノ生死ノ調査今以テ完了スルニ至ラズ、亦校内ノ整理モ漸ク其緒ニツキタルノ程度ニシテ現在ノ所、学校長ノ不在ヲ許サザルノ状態ニアルヲ以テ、重ネテ文書

ヲ以テ御報告申上ゲル次第、何卒不悪御諒承願上候

一、戦災ヲ被リタル当日ノ情況

八月六日午前六時半頃警戒警報発令アリ午前七時半頃解除セラル、由リテ宿直ノ教職員八名及、宿直学徒十五名ハ宿直任務ヲ打切り大部分ハ朝食ノ為家庭ニ帰レリ、小職ハ当日午前八時ヨリ機械科三年生ニ対スル「道義」ノ授業ノ為七時五十分登校ス

生徒ハ警報発令ノ為出足鈍リ、八時ニ至ルモ集合充分ナラザルヲ以テ十分間ノ猶予ヲ与へ八時十五分授業ヲ開始ス

八時十七分頃、小職授業中ノ第二特別教室北側窓外ニ「シャ―」ト云フ音響ヲ立テツツ青白キ閃光ヲ認メタルガ間髪ヲ容レズ北側ノ壁及窓ハ破壊シ屋根及天井モ落下ス(此ノ時室内ハ暗黒トナル)、小職ハ之ヲ敵ノ小形爆弾ニ由ル攻撃ナリト思ヒ生徒ニ対シテ近待避難ニ待避ヲ命ズ

暗黒ヲ突キ破片ヲ排除シツツ教室外ニ出タル所、驚クベシ付近建築物ハ第二特別教室以上ノ被害ヲ受ケテ倒壊シ、破片ハ散乱シテ通路ヲ埋メ、各建物ヨリ出テ来ル者ハ、教職員ト云ハズ、学徒ト云ハズ悉ク負傷シテ鮮血ニマミレ凄慘誠ニ正視シ難キ光景ヲ現出セリ(小職ハ頭部、右手、及左足ニ負傷シタルモ約十日間ニテ完全ニ治療ス)

負傷者全部ヲ奉安殿付近本部待避壕ノ周囲ニ集合セシメ応急ノ治療ヲ行フ、而シテ陸軍運輸部ト連絡ヲ取り負傷者ヲ病院ニ運ブ手配ヲ行ヒタルモ配車少ク困難ヲ感ズ、斯クシテ午後五時ニ至リ重傷者全部ヲ陸軍共済病院及、宇品運輸部ニ運ビ得タリ(人員約二百名ナリ)

爆撃ノ直後校内ニ、三ヶ所ニ出火シタルモ、直チニ消火シ事

無キヲ得タリ

亦本校周辺ニ於テ数ヶ所出火ヲ見タルモ幸ニ延焼ヲ免レタリ

二、教職員罹災情况(八月二十八日現在)

死亡者 講師 対馬彪一 助手 瀧尾司郎

雇 吉田隆好(女) 副心得 木村 涉

小使長 山崎太一 校医 広藤文造

雇 異地なほ

行方不明 会計主任 今野知二 小使 合田 豊

重傷者 九名

軽傷者 五二名

家屋 1、焼失ノ災厄ニ会ヒタルモノ 二三名

2、破壊セラレタルモノ 二八名

三、生徒ノ罹災情况 別表ノ通り(八月二十八日現在)

生徒ノ死亡者ハ現在一日平均二、三名ノ割合ニテ増加シ居レ

四、建築物罹災情况

1、校舎建物ハ醜酵工業科(鉄筋コンクリート)二階建一棟、

化学工業科実験室(鉄筋コンクリート)二棟ハ小破ニシテ直

ニ使用可能

2、書庫(煉瓦造二階建)一棟、機械科機関室(煉瓦造平屋一

棟)ハ屋根ノミ破壊ニシテ修理ノ上使用可能

3、木造ノ建築物ハ大体大破ノ程度ニ破壊セルモノ小屋組ハ大

部分健全ナルヲ以テ、二階建ヲ平屋ニ改造スル等ノ方法ニ

ヨリ全建坪ノ六割程度ハ使用可能トナル見込ナリ

五、校内整理状況

破壊セル建物内部ニハ疎開ヨリ除外セラレタル書類、書籍、

器具、機械等大体完全ナル状態ニ於テ存在スルモ、今後、風雨、盗難等ニ由ル損害ヲ慮リ目下逐次整理ヲ行ヒ安全ナル場所ニ移動中ナリ

六、教職員ノ出勤情况

本校教職員ノ中、自ラ重傷ヲ負ヒ或ハ家族ニ重傷者ヲ出シ家ヲ焼カレ又ハ大破ヲ被リタル者頗ル多ク、是等ハ大部分広島市外住居ヲ求メ移動ノ止ムナキニ至レルニヨリ、本校ヘノ通勤極メテ困難ナル状態ニアルモ、各員万難ヲ排シテ日々本校ニ出勤シ、涙グマシキ敢斗ヲ継続シ居レリ

七、今後ノ授業方針

本校々舎ハ現状ニ於テハ大部分使用困難ナルノミナラズ、広島市内ニ於ケル学徒ノ宿舍ヲ求ムル事不可能ナル状態ナルヲ以テ、近キ将来ニ於テ授業ヲ開始スル事本校内ニテハ望ミ難キ所ナルガ故ニ、広島市近傍ニアリテ将来不用ニ帰スルモノト思惟セラル、軍用バラック、工場宿舍等ヲ借り受ケ、各科毎ニ分散シテ授業ヲ行ハントスルモノニシテ、目下其能否ニツキ夫々交渉中ナリ

一 部

学徒罹災狀況調(昭二〇・八・二八現在)

科別	一 年			二 年			三 年			計		
	死者	負傷者	不明者	死者	負傷者	不明者	死者	負傷者	不明者	死者	負傷者	不明者
機 械 東	五	三三	二〇	〇	五	一三	二	一七	三	七	五五	三六
機 械 西	二	四一	二四	〇	八	一	〇	八	七	二	五七	三三
電 氣	一	〇	〇	〇	三	一九	〇	一九	一	二二	二〇	〇
化 学	〇	二	〇	二	一四	三	〇	一五	六	二	三一	九
酸 酵	〇	一七	二七	〇	四	二六	三	四	二	三	二五	五五
教 養				〇	〇	一	九	七	一	九	七	二
造 船	〇	一	四七		〇			七		〇	一	四七
合 計	八	九四	一八	二	三四	六三	一四	七〇	二〇	二四	一九八	二〇一

二 部

科別	一 年			二 年			三 年			計		
	死者	負傷者	不明者	死者	負傷者	不明者	死者	負傷者	不明者	死者	負傷者	不明者
機 械	二	三	五一	六	一六	二二	〇	五	一三	八	二四	八六
電 氣	一	七	二六	一	四	一一	一	七	一〇	三	一八	四七
化 学	〇	四	二四	〇	六	四	一	六	四	一	一六	三三
技 養	二	四	三九							二	四	三九
合 計	三	二二	五二	七	二六	三三	一	二二	二四	一四	五五	一六六

合	計	五	一八	一四〇	七	二六	三七	二	一八	二七	一四	六二	二〇四
総	計	一三	一一二	二五八	九	六〇	一〇〇	一六	八八	四七	三八	二二六〇	四〇五

三一三 大学転換に関する意見書 昭和二十二年

〔昭和二十二年度「雑件書類綴」(乙)〕

大学転換に関する意見書

広島工業専門学校

一、単独で新しい基準の四年制大学とするとき

イ 教室数 過剰

実験実習施設 略充分

教員数 大不足 約五〇名不足

研究室 不充分 教室を改造すれば充分

図書 充分 但し造船科関係は不充分

備考

(1)建物——昭和二十二年十二月末竣工予定のものも加算して復旧建物総延坪約五〇〇〇坪、このうち寄宿舎及官舎約一〇〇〇坪を除き約四〇〇〇坪、之を五学科四ヶ年計六〇〇名の学生数により計算すれば学生一人当り約七坪となり旧制度工業専門学校としての基準に合格、大学としては聊か狭隘の感があるが、国家財政窮乏の折柄最低限の大学として発足しうべく、尚ほ寄宿舎の一部並に同一校内にある広島市立第二工業学校(夜間)の建物約二〇〇坪をも利用すれば更に多少の充実をみるることとなる。加ふるに現に企画中の在外関係者の寄付金の内地転送実現すれば約二〇〇〇坪の新築を為しうべく事、建築物に

関する限り些かも不足なき見込。

(2)実験実習施設——本校は焼失したるにあらで単に建築物倒壊したるに過ぎざるを以て、実験実習施設殆ど完全に残存しをり、多少の補修を要するのみである。たゞ造船科は昭和二十年新設せられたるものなるを以て施設充分と云ひ難きも、他科の犠牲に於て極力その施設の充実をはかり居ると共に三菱、三井、宇品、水野、播磨等の諸造船所の施設を利用しうるの地理的便宜あり、何とか凌ぎ得らる。

(3)図書——(2)と同様。

(4)教員数——大学としての組織の研究未了なるを以て確實なる数字を得難いが、仮りに一学科専門講座数平均五とすれば二五、之れに理科教室講座六、教養学科最低講座一二を加算して講座総数四三となり、各々教授、助教授一名宛を配すれば八六名の教官を要すべく、之に現存一、二、三級教官数四五名を比すれば、少くとも四一名の新任者を必要とすべく、更に不適格者の更迭を合せ考ふれば五〇名内外の新任者を考へおくべきである。

現在の施設を以て学科の増減を為さずに四ヶ年制大学に転換出来る。

ハ 次の諸学科を増設致したい。

土木学科

建築学科  
食品学科  
衛生機械学科

電気通信学科  
応用理学科

二、他校と総合して新制大学となる場合

イ (A)広島文理科大学、広島高等学校並広島市立工業専門学校  
校

(B)広島高等学校並広島市立工業専門学校

備考

(A)は地元の要望もあるが、このうち文理大は性格上総合出来ぬ懸念もあり、かゝる場合(B)が実現の可能性大となる。

ロ (A)綜合大学……イの(A)の場合

(B)工業大学……イの(B)の場合

ハ 本校及び市立工專基礎学科担当教官並に広島高等学校教官

三、地方の意見、希望

広島県としては広島文理科大学、広島工業専門学校、広島県立医科大学及び広島青年師範学校等の総合による綜合大学創設の希望があり、広島市としては広島市立工業専門学校を本校に合併の要望があり、別に本校に建築学科増設の申入れもある。

四、専門学校生徒の処置をどうするか

横切りが可。

五、教員の問題

イ (1)教授 原則—大学卒業後十年にして学位を有するもの並に之れに相当する学識経験あるもの。

方法—大学設置委員会委員数名と当該学校委員数名との合議により詮衡する。

学校側委員は右原則に該当するものの互選により選出する。

(2)助教授 教授会にて詮衡する。

(3)助手 大学卒業生並に之に相当する学力を有するもの。

備考

理想的の教官配置は近き将来のこととし、当面教官の大異動は避けたい。

ロ 新制高等学校、新制中学校等の教員として転出方斡旋。

ハ 三〇歳以下の教員に主としてその母校に少くとも二ヶ年間再教育を委任。

間再教育を委任。

六、高等学校に転換を希望するや否や希望せず。

七、臨時教員養成所の今後の処置に対する意見

存置を希望する。蓋し本校所在地には文理科大学あり教育学等の講師をうるに苦しまぬからである。

八、第二部の今後の処置に対する意見

イ 専門学校時代の第二部生は横切りにより新制大学の夜間部に収容する。

ロ 定時制大学とする。

三十一四 広島(中国) 大学工学部設置計画案(昭和二十三年)

[昭和二十二年度「雑件書類綴」乙]

広島(中国) 大学、工学部設置計画案

(一) 立案方針

本格的には、二一三〇万坪の敷地の一面に耐震耐火建築を新  
営し、広島工専現有施設(図書、研究並に実習装置)を之れに  
移し、更らに一層の拡充を為すべきであるが、国家財政窮乏  
の折柄、理想案は姑く措き現存の土地並に建物を利用すべく  
に利用すべく応急的計画を立てることとする。

(二) 校地

少くとも三一五万坪を理想とするが(東京工大七万坪、明治  
工専八万坪、宇部工専その他新設官立工専三一五万坪)、前  
述の如く応急的措置としては次の三案が考へられる。

A 官立工専敷地一万七千坪 県立広島工業敷地約一万坪

B 同 市立工専予定地三万坪

C 同

A 案 最も可なるが(その建築物も利用し得られるから)、そ  
の実現には県並に県工当事者の勇断並に県工移転先の考慮  
を必要とする。市立第一工業と交換又は合併するも一解決  
策であらう。

蓋し市内所在の県立諸学校に対して市も負担を免れぬらし  
い空氣が観取せられるからである。C I E の方針。

B 案 県立委譲困難なる場合、既定方針通りに双葉山麓三万  
坪に市立工専を設置し、工学部中土木学科並に工業経営学  
科を置く。東京大学第二工学部の如きに比すればその距離  
(現官立工専からの)は問題とするに足らぬ。尚は新制大学

に於ては講義一時間に対し二時間の準備又は学習を必要と  
する方針なるを以て、かりに講義のみとすれば一日二一三  
時間の配講にて足り千田町双葉山間を毎日往復するとして  
も大なる支障を来さぬことも考へられる(大学設置基準参  
照)。

C 案 官立工専罹災前の建物総延坪約六千坪、そのうち四千  
坪を復旧済、残る二千坪(基礎工事並に小屋組残存、之れ  
を利用すれば安上り)を現市立工専の二学科用に充當する  
ことも出来、また運動場の一部を建物敷地に割愛するも支  
障がない(体育教官と談合済)。蓋し各学部大運動場を必要  
とせず、双葉山麓市立工専敷地を共用すれば足る。

(三) 建物

必要建物坪数(延坪) 六三〇〇坪

既存建物坪数 四〇〇〇坪

差引新営建物坪数 二三〇〇坪

工専としては、学生一人当り建物七坪が基準となつてい  
る。大学としての基準研究未了乍ら、当面最小限度一〇坪とす  
れば七学科(機械、電気、化学、醸酵、造船、土木、工業経営)  
各科一学年定員三〇名、三学年(教養学科一年余を除き)六三  
〇名に対し六三〇〇坪となる。

備考 理科系大学又は学部は一二四単位中、教養学科三六  
単位以上、専門学科八四単位以上を取る必要があり、之を  
四ヶ年に配當すれば教養学科一・二年、専門学科二・八年即  
約三年となり、三ヶ年分の建物を考へおく必要がある(大学  
設置基準参照)。

(四) 設備

七学科中、機械、電気、化学、醱酵、工業経営の五学科は当座凌げるとし、造船並に土木学科に就ては研究並に実習装置及図書を相当補充する必要がある。

造船並に土木学科設備用 二〇〇〇万円

機械科等整備用 六〇〇万円

(五) 臨時費

建物関係

A、県工委譲可能の場合(二)のA 一〇〇〇万円

B、同 不能 〃 (二)のB 二三〇〇万円

C、同 (二)のC 一一五〇万円

Aの場合は内部の変更及増築の費用

Bの場合は一坪当り一万円として二三〇〇万円

設備費関係 二六〇〇万円

A B C

計 三六〇〇 四九〇〇 三七五〇万円

Cの場合は一坪当り五〇〇〇円として二三〇〇坪分、但し

基礎小屋組等残存のためBの場合の約半

広島工業専門学校略年表

大正9年(一九二〇)

1・17 勅令第一五号をもって広島高等工業学校が設置された。

1・19 熊本高等工業学校校長川口虎雄が初代校長に任ぜられた。

1・20 「広島高等工業学校規程」が公布された。

2・17 文部省内にて本校の事務を開始した。

3・18 本校事務所を広島市千田町の校内に移した。

4・10 本日より第一回入学者選抜試験を実施した。

7・ 第一回入学宣誓式を挙行了した。

大正10年(一九二一)

5・21 新築校舎竣工により開校式を挙行了した。

12・ 『デルタ』創刊号を発行した。

大正11年(一九二二)

10・1 第一寄宿舎を設け学生二〇名を收容した。

この頃第一回工業講話会を開催した。

11・1 第二寄宿舎を設け学生二六名を收容した。

大正12年(一九二三)

3・17 第一回卒業証書授与式を挙行了した。

7・26 入学資格者に甲種実業学校卒業者を加えた。

大正13年(一九二四)

この年校友会購買部を設立した。

大正13年(一九二四)

この年校友会購買部を設立した。

この年校友会購買部を設立した。

この年校友会購買部を設立した。



- 大正14年(一九二五)
- 6・1 第三寄宿舎を設け学生二四名を收容した。
  - 11・ 創立記念祭第一回体育大会を開催した。
- 昭和2年(一九二七)
- 5・26 行啓記念館開館式を挙行した。
- 昭和4年(一九二九)
- 3・30 醸造学科が増設された。
- 昭和5年(一九三〇)
- 5・ 五月会(教職員同好会)を結成した。
- 昭和5年(一九三〇)
- 5・21 創立十周年記念式を挙行した。
- 昭和6年(一九三一)
- 同窓会として広島工業会が創立された。
- 昭和7年(一九三二)
- 5・ 広島高工工業国防研究会を創設した。
- 昭和11年(一九三六)
- 10・ 第一回校長杯競技会を実施した。
- 昭和11年(一九三六)
- 5・16 川口校長退官、後任として浜松高等工業学校校長長俊一が任命された。
- 昭和12年(一九三七)
- 9・ 本校防護団防空演習を実施した。
- 昭和12年(一九三七)
- 8・4 職員定員中に生徒主事、生徒主事補が追加された。
  - 8・26 臨時別科として工業技術員養成科が設置された。
  - 9・ 時局行事委員会を発足させた。
  - 10・1 工業技術員養成科入学式を挙行した。
  - 12・23 本校防護計画を制定した。
- 昭和13年(一九三八)
- 本校防護計画を制定した。
- 昭和14年(一九三九)
- 7・ 学生集団勤労作業を実施した。
  - 10・4 校内防空訓練を実施した。
- 昭和14年(一九三九)
- 3・24 工作機械学科が増設された。
  - 4・12 機械技術員養成科入学式を挙行した。
  - 5・23 臨時工業教員養成所が附設された。
  - 7・ 夏季教育依託生を陸軍航空技術学校へ派遣した。
  - 10・25 防空計画にもとづき防空訓練を実施した。
- 昭和15年(一九四〇)
- 4・7 教授中より兼任生徒主事一名を置いた。
  - 6・15 学生課を設け生徒主事を課長に充てた。
  - 7・ 学生勤労奉仕実施。
  - 11・30 報国団を結成した。
- 昭和16年(一九四一)
- 4・2 教授中よりさらに一名を兼任生徒主事に充てた。
  - 5・ 食糧増産勤労奉仕を実施した。
  - 9・ 学校報国隊結成式を挙行した。
  - 12・27 修業年限短縮による第二〇回卒業証書授与式を挙行した。
- 昭和17年(一九四二)
- 1・ 臨時補習科を設置した。
  - 3・25 第二部機械工学科、応用化学科が設置された。
- 昭和18年(一九四三)
- 3・23 附設臨時工業教員養成所が附設工業教員養成所に変更された。
  - 3・29 第二部電気工学科が増設された。

- 6・21 長俊一校長逝去、教授西垣忠次郎が学長事務取扱を命ぜられた。
- 7・31 徳島高等工業学校校長北沢忠男の校長就任式を挙行政た。
- 昭和19年(一九四四)
- 3・28 広島工業専門学校と改称された。学科は機械科、電気科、化学工業科、醸酵工業科に改められた。工作機械学科は機械科に合併された。
- 4・ 工業技術員養成科の入学式を挙行政した。
- 5・ 設備機械類の疎開を開始した。
- 10・5 工業学校実業科教員養成所を開設した。
- 昭和20年(一九四五)
- 1・31 文部省科学研究補助技術員広島養成所(精密測定科)を開設、入所式を挙行政した。
- 4・9 臨時技術員養成科の入学式を挙行政した。
- 7・9 文部省科学研究補助技術員広島養成所(分光化学分析科・数値計算科)の入所式を挙行政した。
- 8・6 原子爆弾により多大の損害を蒙った。
- 9・20 造船科の増設に伴う規則改正の件許可された。
- 11・1 呉市広町元海軍第十二航空廠工員養成所建物を仮校舎として開講した。
- 11・24 学校長北沢忠男、明治工業専門学校長に転任。
- 11・30 本校教授中江大部の校長就任式を挙行政した。
- 昭和21年(一九四六)
- 4・8 校友会の再建発会式を挙行政した。
- 6・1 本校復興後援会が結成された。
- 9・9 臨時復興課を新設した。
- 12・6 校舎再建起工式を挙行政した。
- 昭和22年(一九四七)
- 1・27 広島本校に引揚げ移転、授業を開始した。
- 3・24 男女共学制を採用の規則改正の件許可された。
- 4・ 寄宿舎を再建し二〇五名を収容した。
- 5・23 本日より三日間、校友会主催の復興感謝祭を挙行政した。
- 9・26 寄宿舎を開設し「工学寮」と命名した。
- 昭和23年(一九四八)
- 1・ 校内に国立広島総合大学工学部設立委員会を発足させた。
- 5・15 復興工事完了により落成式並に記念産業博覧会開会式を挙行政した(六月八日まで)。
- 昭和24年(一九四九)
- 5・31 広島大学が設置され、広島大学広島工業専門学校と改称した。
- 広島市立工業専門学校を併合した。
- 昭和25年(一九五〇)
- 11・3 創立三十周年記念式典を挙行政した。
- 昭和26年(一九五一)
- 3・15 第二九回卒業証書授与式並に附設工業教員養成所第一〇回卒業証書授与式を挙行政した。
- 3・31 広島工業専門学校および附設工業教員養成所が廃止された。

第四編 広島高等学校史

銀燭ゆらく(寮歌)

作詞 古谷 省 三

作曲 楠 木 保

一 銀燭ゆらく花の宴 桜吹雪の春の宵

感激の月影淡く 若き男の子に望あり

二 暁清き臥虎の山 紫の星座仰ぎては

光芒遠し瀬戸の海 若き男の子に生氣あり

三 鯉城の夕錦繡の 影清流に映ゆる時

偲ぶや故郷の秋の曲 若き男の子に愁あり

四 神秘の白衣双葉山 無限は照りぬ微笑みぬ

三篠のデルタ悠久の 若き男の子に光あり

五 仰げば希望の峰高く 俯すれば理想の水清し

我清空の孤月輪 若き男の子に抱負あれ

## 第一章 前 史

### 第一節 高等学校と広島

**中学校令の公布** わが国の高等学校(旧制)の前身は、明治十九年(二八六)公布された中学校令による尋常・高等の二種の中学校のうちの高等中学校がこれにあたる。中学校令では、高等中学校は文部大臣の管理のもとに、全国を

五区に分けて、各区に一校を設置するとした。当時、広島県では「芸備日報」が中学拡張の必要性を説いた記事を連載し、広島の属する第三区は東西に分けて二校を設けるべきであるとし、西の広島に高等中学校を設立すべきことを主張した。千田知事は中学拡張の実現をはかるべく、平山書記官を拡張委員長に任命して事に当らせた。平山は各郡長とともに設置方法を検討し、翌二十年一月にはその実現方について知事が郡区長に諮問し、同月二十日郡区長が答申した。それによると、当面の課題は尋常中学校拡張にあり、高等中学校設立のためこれ以上の寄付金を募集することは不可能としながらも、広島中学校を高等中学校にし、その中に尋常中学校を設置すべきであるとしている。県はこれを受けて、明治二十一年度より設立すべく、「高等中学校設立順序」(資料四―一参照)を定めたが、文部省の指定した五つの高等中学校のうちには入らなかつた。高等中学校の発足当初は、第一・第三の両校を除いて入学する生徒は少なかつたが、日清戦争前後からの中・高等教育発展振興の気運とあいまってしだいに入学希望者も増加し、独立した学校体制として整えられることとなった。

**高等学校** 明治二十七年(一九〇四)公布された高等学校令により、高等中学校が初めて高等学校と称された。高等学校令の公布は「専門学科ヲ教授スル所トス」と規定され、修業年限も大学予科の三年を除いては四年と定められた。

しかし、帝国大学入学志望者のための予科の発展に反し、法学部・医学部・工学部等の講座制を設けた専門教育は、廃止または官立医学専門学校・高等工業学校として順次独立し、日露戦争後は高等学校も帝国大学の予備教育機関としての性格を強めていった。

明治二十八年京都で開かれた旧第三高等中学校区域内の尋常中学校長会議は、大学予科としての高等学校を適当な府県に設置してほしいと文部大臣に建議している。これは第三高等学校の組織・目的が変更され、法・医・工学の三科となり、予科が設置されなかったため、帝国大学の他の科に入ろうとする者は、第四高等学校か第五高等学校に行かなければならなかったからである〔芸備日新開〕。このため、明治三十年には三高にも予科が設けられ、翌年には第六高等学校設置の議が起ったのである。

#### 第六高等学校

##### の誘致運動

明治三十一年(一九〇六)十二月開会された第一三回帝国議会貴族院では、「高等学校及帝国大学増設に関する建議案」が提出され可決された。文部省は高等学校を増設することに決し、関係県知事に内々交渉したらしく、服部広島県知事も県会三議長と創立費の献納問題について内談している。六高の誘致運動は、広島・岡山・香川・愛知県等で高まり、とくに広島と岡山が争奪戦をくりひろげた〔六校〕。政府は一時財源不足を理由に増設を見合わせたが、議会会期末の三月二日に至って突如六高創立費の追加予算案を衆議院に提出した。この案は岡山設置を前提にしたものであった。岡山では二月以来県市をあげて創立委員会等を結成し、各方面に猛運動を展開するかわら、敷地の寄付や献納金の額まで決め、広島県側を大きく引離していた。広島県は、予算案上程後県会議員・市参事会員・市会議員等有力者が上京して岡山設置反対運動を展開したが、大勢はいかんともしがたく、三月七日衆議院で、会期末の九日貴族院で議決された。広島の地元紙も連日岡山案を否とする論陣をはったが〔資料四―二参照〕、こ

のような結果となったため、これは県会三議長が運動に熱心でなかったからだという非難も起った〔芸備毎日新聞〕。

臨時教育会議

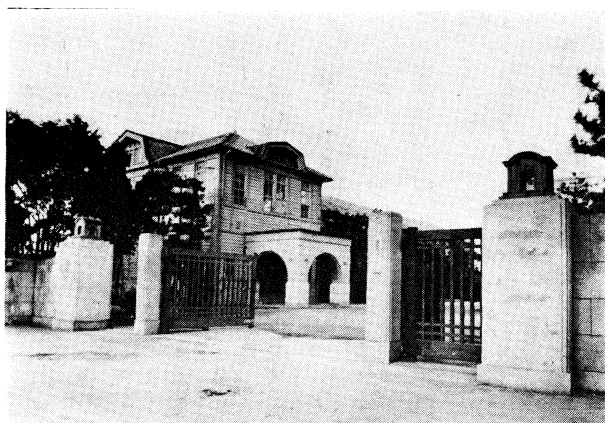
と高等学校

明治四十四年(二九三)新たに高等中学校令が公布された。これは、高等学校の目的を、中学校修了者に

の性格を除いて、中学校に継続して高等普通教育を授けようとしたものである。そのため、学科も文・理科に分け、修業年限も二年五か月ないし二年六か月として、帝国大学へ入学しようとする者に対して高等学校を卒業してから入学するまでの空白期間を除こうとした。しかし、この計画は実施年とされた大正二年(一九一三)に至り無期延期された。

第一次大戦後の教育改革について策定するため設けられた臨時教育会議は、大正七年一月、高等学校に関する答申(一)を提出した。この中には「高等学校ハ高等普通教育ヲ授クル所」として、明治四十四年の高等中学校令と同一の理念に立ったことが注目される。その他、三年・七年制高等学校設置の許可、学科を文・理科に分けることなども高等中学校令と同趣旨であった。これは高等学校が大学予科のような現状に対して、(1)地方における各種事業の経営者や地方行政に従事する官吏など、「国家ノ中堅タル中流階級」への高等教育の場たること、(2)完全なる普通教育を基礎としなければ大學における専門教育も行えないという点から、高等学校の性格づけをはっきりさせようとしたのである。同年五月の答申(二)では、制度・学科の改善のみでなく、大戦後の学問・文芸思想の変化に対して、「教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ体得セシメ、殊ニ国体ノ觀念ヲ鞏固ニシ、廉恥ヲ重シ節義ヲ尊フノ精神ヲ涵養シ、剛健實實ニ国家ノ中堅タルヘキ人物ヲ陶冶スルニ主力ヲ注クノ必要アリト認ム」と、高等普通教育全般におよぶ理念を確立しようとした。

これを骨子として、大正七年十二月、高等学校令が公布された。第一条で、「高等学校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ、特ニ国民道德ノ充實ニカムヘキモノトス」と定め、大学の存在を前提とせず、独立して高等の普通教育を授けるところとした。そしてこの趣旨にそった「高等学校規程」が翌年三月定められた。



広島高等学校正門付近（『広島高等学校創立五十年記念誌』より）

#### 高等諸学校の 創設拡張計画

大正七年（一九一八）の第四一回帝国議会に、「高等諸学校創設及拡張計画」が提出された。第一次大戦前後から高等教育への関心が高まり、激しい入学試験競争が起り、大学入学までの修業年限の極端な短縮論さえ起っていた。中等学校卒業者を入学させる「高等ナル学校」の増設は必至となり、文部省は大正十四年度までに開設することを目的に生徒収容力の拡充をはかり、その時点における入学志願予想人員のすべてを入学させることを考えて創設計画を樹立した。その内訳は、高等学校一〇校（現在八校、創設中四校、大正八年度予算に計上したもの三校を合せると二五校となる）、実業専門学校一七校、ほかに外国語学校・薬学専門学校各一校の増設と、既設校の拡充等によって二万人を収容しようとしたのである。高等学校の建築工事は着手年度別計画は、大正八年度二校、同九年度三校、同十年度三校、同十一年度二校であった。

この時増設されようとした高等学校は、七年制でなく高等科のみを置く三年制であった。ここからもこの創設拡張計画が高等学校入学者を増加させて時代の要請に答えるという点に最大の眼目があったことがわかる。計画の継続費総額は四四五万円余で、そのうち一〇〇〇万円が御内帑金より支出され、残額は公債支弁として大正八年三月その法律が制定された。

なお、大正七年度で創設中の四校については、候補地は中部・北陸・四国・中国地方各一校とされた。中国地方では山口県か広島県で一校選定することになっていたが、山口県に決定している（従来存在した山口高等学校は明治三十八年



高等商業学校に改編されていた。当時広島では高等学校誘致の体制が非常に遅れていたといえるのである。

## 第二節 広島高等学校設置運動

高等学校設置 大正八年(一九一九)一月二十五日、天神町すし徳で開かれた広島経済研究会新年宴会において、熊平源運動の発端 蔵会員は、「此度御手許金御下賜ありて全国各地に三十余の高等程度の学校増設さるゝ様子なるが、

本市には未だ一校も割当てらるゝ模様にはあらず。仄かに聞く、政府にては常に要望の声の有無に注意しつつありとか。中国第一の大都会たる本市に高等学校なきは真に憾みとすべし。此際之を要望しては如何」と提案、森保祐昌・吉村広・長岡清蔵ら会員が賛成演説を行い、上記の者に吉本庄太郎を加えた五名が委員となって当局との交渉に当ることとなった(「芸備日日新聞」大正八・一・二七)。ちなみに経済研究会とは、「広島在住の新進気鋭の実業家を中心として経済事情研究の目的を以て」明治四十五年(一九三六)月に設立された会である。当時大正八年度の高等学校はすべて設立地の指定を終えており、同九年度以降の五校のみが未決定であった。翌一月二十六日、委員は安河内知事・田部市長を訪問し、本市に高等学校を設置すべく尽力方を陳情し、二月十一日、「高等学校新設地指定に就て」という檄文を各方面に配布した。その内容は、(1)広島県は官公私立中学一校、年間卒業生が六〇〇名以上あり、そのうち高校志望者が二〇〇名もあり、今後の増加を考えれば優に一校は必要、(2)中国地方の大都市たる広島市に、志望が一部に偏した高等工業学校以外に高校新設を要望する、というものであった(「広島高等学校設置運動史」以下、とくに断わりぬ限り同資料による)。

以後、経済研究会が中心となって三五名の実行委員、さらにその中から一一名の常任委員を選んで運動を進めていくこととなった。ここでは要望の基礎資料を作成すべく、高等学校設置内定地の寄付金支出内容、中学卒業生の上級学校入学志望状況、県下各中学校の卒業生数、各府県の中学校卒業生数および学級数、各県における高校入学志望者

および入学数等を調査し、広島設置の理論的根拠を求め、文部当局や東京の県出身の有力者に陳情した。しかし、広島での新聞論調は、高等工業に続いて多額の寄付金を要する学校の設置を求めることを危惧する声や、貧家の子弟にも高等教育を受けさせ、立身の門戸を開かせる方策をたてることこそ急務であるとする批判もなかった（『芸備日新聞』。大正八・二・二〇）。

期成同盟 四月二十八日、第二次の意見書として「広島に高等学校設置要望意見」が作成され配布された〔資料四〕

会の設置 三参照。この意見書は、(1)高等学校入学志望者の多いこと、(2)文部省の拡張計画によっても本県がなお

高等学校を一枚以上設置する資格のあること、(3)人材養成と高等学校設置との関係、(4)受験・修学および監督上利用があること、(5)他年広島に中国大学を設置する前提であること、など九項目にわたって広島に高校を設置することの当然性を具体的に述べ、世論を喚起しようとした。ついで五月一日には総理・文部両大臣に「高等学校新設地指定ニ付建議」を提出した。この時点では設置最終年度である大正十一年までにわずか三校を残すのみとなっていた。

この頃から委員は積極的に各方面に働きかけたので、新聞も意見書の掲載、論説・報道を行い、設置要望の声はしだいに高まってきた。それを背景に六月四日、市・郡部有志百数十名を商業会議所に集め、高等学校設置期成同盟発起人会を開き、同盟会規則を作成し役員を選んだ。この会で熊平委員は、「広島高等学校設置要望の理由」と題し、文部省の指定と寄付金の提供が運動の成否を決定すると、世論を喚起し目的貫徹のために協力すべきことを詳述した。同氏は個人的にも「学校増設宣伝」というパンフレットを年一〇回程作成し、積極的に活動していた〔『広島高等学校創立五十年記念誌』以下『五十年記念誌』と略す〕。

ここに期成同盟会が設立され、運動は新たな局面を迎えた。同盟会は会長に田部広島市長、副会長に河本県会議長・高阪商業会議所会頭、顧問には若林知事・服部内務部長・幣原高師校長のほか在京の郷土出身政治家を委嘱し、県内有力者を評議員とした。また、運動資金も諸会社・有志者より集め、上京委員を任命して文部当局・在京代議士に陳



創立当時の広島高等学校

情や援助斡旋を要請した。当時政友会幹事長であった望月代議士は、直接政府に対して運動斡旋することを約束し、加藤海相は、広島に高校を設置すべき必須の理由を調査して送付する必要と、知事が上京して運動する必要があると注意した。これにもとづいて新たに「広島高等学校設置陳情書」が作成され、八月、当局に提出された。

しかし、増設計画発表後の運動は手後れの感もあり、文部当局は一県に二校以上の直轄学校を設置することに難色を示した。また、既設の岡山・山口のほか新たに島根・愛媛に設置されることになり、隣接全県に高等学校があること、広島高等工業学校が完成しない段階でさらに高校新設のため広島県に寄付金を負担させることについても難色を示し、実現の見通しは暗かった。しかし、寄付金については当初の一〇〇万円が四〇〇万円でよいという有利な方向になっており、したがってこの問題解決は県民の熱意いかんにかかっていると、県民大会を開催することになった。九月十五日の大轟進転記念日に真孤公会堂に三〇〇〇名を集めて大会が開かれた。当日発表された檄文の発起人として名を連ねた者は一五〇〇名にのぼった〔資料四一四参照〕。大会は、「広島県民大会へ高等教育機関拡張ニ伴フ高等学校ノ一ヲ広島県ニ設置セラレン事ヲ要望シ之カ実現ヲ期ス」と決議し、上京委員を選定

し、市会副議長森保祐昌・代議士横山金太郎らの演説会をもってしめくくった〔「芸備日日新聞」大正八・九・一六。〕

### 高等学校設置の決定

翌十月、上京して文部大臣に面会して帰広した田部市長は、「政府当局においては遂に第一期即ち不日増設される二十五校中には加へられぬ事に決定した」と語り、高校設置絶望を伝えた〔「芸備日日新聞」大正八・一〇・二九。〕

しかし、同月二十三日「芸備日日新聞」は、与党たる政友会の勢力の弱い広島県に設置しないのは当然だと当局を批判しながらも、かえって勢力挽回のための素地を作るために設置を決定することもあろうと予想したが、果して翌九年（二〇〇）三月十日に至り、文部省より呼出しを受けて上京中の服部内務部長より設置決定の通知があった。当時は衆議院解散中で、この前日望月前代議士より熊平委員に決定の内報があり、五月の総選挙対策ではないかという疑いも持たれた。事実、広島設置は解散前に決定していたのに政友会が利用して今日まで発表を延ばしたのだという石井広島市助役の談話が出たりした〔「芸備日日新聞」大正九・四・二。〕。

### 創立費と寄付金の内訳

文部省の発表では、新設の高等学校は総面積二万坪、総経費八〇万円のうち四〇万円を県の負担として、各一三万七〇〇〇円ずつ支出するものとし、初年度寄付のうち一〇万円は敷地購入整備費として実物寄付というものであった。大正九年十二月の通常県会で、四〇万円を国に寄付する諮問案が可決され、郡部・市部の分担割合は五分五分とされた。また、大正十四年度開校を一年早め、支出方法も十一年度から直に十年度から四か年負担することに決定した。四〇万円の内訳は、土地買収費二〇万五〇四六円四四銭、地築費九万五七八二円七七銭、建築費中へ寄付金九万九一七〇円七九銭で、一〇万円は一般の寄付、三〇万円を課税することとした〔「自十年度至十三年度県寄付物件費継続年別方法及び支出」〕。なお、県参事会で決定した創立寄付費継続年別及支出方法は、大正十年度二七万九三九〇円、十一年度二万、十二、十三年度各六万三〇四円であった。市郡分担となったが、市部は予算編入により、郡部は戸数割一戸当り五一銭六厘余を徴収することとなった〔「中国新聞」大正。〕設置に奔走した熊平委員は市負担に属する同校建築費中へ一万円

を寄付した。

大正十年(二五三)四月、文部省から技師が出張して、宇品・皆実町の候補地を調査した結果、七月に至り皆実町に内定、翌年三月同地に二万坪の敷地を決定した。地価は畑が坪九円八〇銭、田が坪七円八〇銭であった。八月から敷地埋立工事が行われ、翌十二年二月に完成、引続いて建物の建設が行われた。

## 第二章 創設・発展期

## 第一節 広島高等学校の創設と生徒の動向

## 設置と学則・

大正十二年(一九三三)十二月十日、勅令第五〇一号をもって文部省直轄諸学校官制中に改正が加えられ、

## 諸規則の制定

広島高等学校(以下広高と略す)が設置され、同五〇二号をもって職員定員校長一人、教授九人、書記

四人と定められた。

十二月十一日、第三高等学校教授十時<sup>わた</sup>彌が校長に任命され、同十四日仮事務所を文部省内に置いて事務が開始された。翌十三年一月十六日、事務所が広島市皆実町の校内に移された。

以後、学則〔資料四―五参照〕・学則施行細則、その他の諸規程・細則が制定され、学校運営の大綱が示された。学校の施設・設備は第一回の入学式挙行当時は本館一棟のみであったが、同年中に別館・生徒控所が建設され、翌十四年には博物館教室・物理教室・図書室、同十五年銃器室・化学教室・書庫、昭和二年(一九三三)柔剣道場・雨天体操場・講堂・生徒集会所・温室等が建設され、学校としての体裁を整えることができたのである〔図四―一参照〕。

開校式は大正天皇の死去のため延期されていたが、諒闇あけを待って昭和三年一月十二日挙行された。記念行事として音楽祭・学術講演会が開催され、夜は提灯行列が行われ、寮では寮祭が行われ、いずれも市民に開放されて好評を博した。

図4-1 広島高等学校平面図(昭和10年)

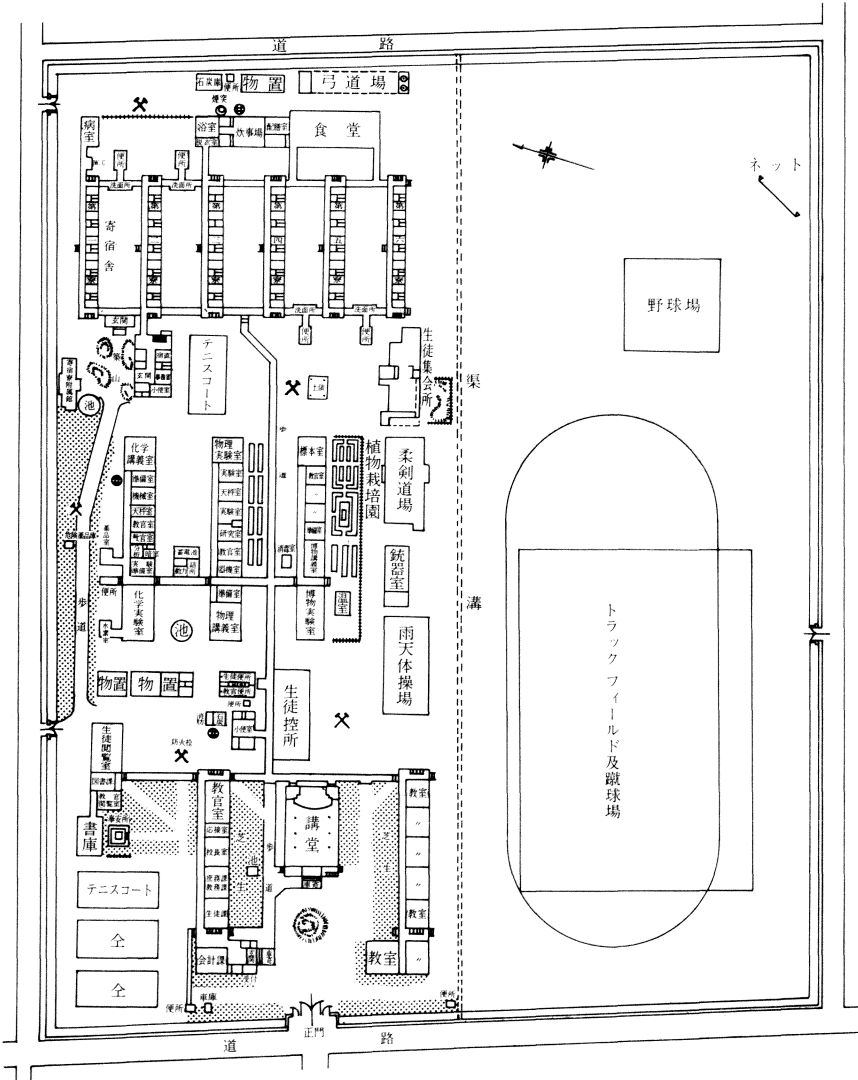


表4-1 広島高等学校職員定員(戦前)

年 月 日	校 長	教 授	生徒主事	助教授	書 記	助 手	生 徒 主 事	勅令番号
	人	人	人	人	人	人	人	
大正12. 12. 10	1	9			4			502号
大正13. 4. 28	1	16			4			98号
大正14. 4. 25	1	24		1	5			142号
大正15. 7. 5	1	30		4	6			249号
昭和 2. 12. 27	1	30		4	6	1		366号
昭和 3. 10. 29	1	30	1	4	6	1	1	257号
昭和 7. 12. 27	1	30	1	3	6		1	395号
昭和17. 5. 30	1	34	1	3	6		1	553号
昭和17. 11. 1	1	32	1	3	6		1	749号
昭和18. 4. 14	1	34	1	5	6		1	381号
昭和19. 2. 12	1	33	1	5	6		1	70号
昭和19. 3. 28	1	32	1	5	6		1	165号
昭和20. 6. 16	1	28	1	5	6		1	373号

### 教職員の内容

初代の校長になった十時彌は明治七年(一八七四)生れで、東京帝国大学文科大学を卒業し、専門は哲学であった。大正十三年一月、池上喜作が講師(体操、陸軍歩兵特務曹長)を委嘱されたのを皮切りに、四月までに堀江久勝(倫理)、大谷正信(英語)、北島葭江(国語)、下田卯市(数学)、中島一郎(独語)、星野歳馨(歴史)、名和長光(植物及動物・自然科学)、雑賀忠義(英語)ら八名が教授に任命され、池上のほか飯田御世吉郎(漢文・翌年任教授)、原貫之助(図画・高師講師)、田中重芳(図画・高工教授)、林広助(体操、陸軍歩兵特務曹長)、上浦種一(法制及経済・翌年任教授)、山下秩光(独語・翌年任教授)、西岡薫祐(動物及地質)の八名が講師を嘱託され教授陣が整った。教授はほとんどが東京帝大卒の学士であった。

表四—一は文部省直轄諸学校職員定員令による広島高等学校の職員定員であるが、全学年が完備した大正十五年(一九二六)以降教授定員は三〇名に一定し、日中戦争以降の理科学部学科の拡充に応じて、高等学校の文科学級の理科学級組替え、さらに理科学



表4-2 広島高等学校の教官の実員(戦前)

年 月 日	学校長	教 授	助教授	備外国 人教師	講 師
	人	人	人	人	人
大正13. 6. 1	1	8			8
大正14. 6. 1	1	17			10
大正15. 5. 1	1	23		1	15
昭和 2. 6. 末	1	26		2	10
昭和 3. 6. 末	1	28		2	8
昭和 4. 8	1	27	1	2	8
昭和 5. 7	1	29	1	2	8
昭和 6. 7	1	28	1	2	6
昭和 7. 7	1	26	1	2	9
昭和 8. 8	1	26	1	2	10
昭和 9.10	1	30	1	2	9
昭和10. 9	1	26	1	2	7
昭和11. 9	1	27	1	1	7
昭和12. 4	1	27	1	2	7
昭和13.10. 末	1	27	1	2	9
昭和14. 6. 末	1	27	1	2	8
昭和15.12. 末	1	27	1	2	6
昭和16.12. 1	1	27	1	2	7
昭和17.11. 1	1	30	1	1	9

注) 『広島高等学校一覧』による。

のに対して助教は判任官と身分の差別が厳然としており、帝国大学卒業者は奏任官教授として勤務することができた。高の場合、教授はすべて学士号を持っており、講師でも学士号を持っている者は、ほぼ一年以内の教授に任ぜられた。しかし、現実の教官数は表四一二のように定員とは異なっている。教授については定員通りは昭和九年

級を増加する政府の施策により、昭和十七年(二四三)五月より教授定員が四名増加した。それ以後行政簡素化、修業年限の短縮ないし文科系の減員等で若干の変動が見られた。  
 全学年が揃ったのちの昭和二年六月現在の教官の状況をみると、学校長一名、教授二六名、配属将校一名、講師一〇名(うち専任六名、備外国人教師二名、武道教師二名)という陣容である。教授に四名の欠員があり、助教は置かれず、講師一〇名という定員令上定められていない教官が相当数を占めている。当時教授は助任・奏任官である

のみである。

十時校長は、教授陣を元老格・中堅・若手と分けて構成するという構想を持っていたといわれ<sup>『五十年記念誌』</sup>、昭和二年六月の教授二六名の年齢構成は最年長五三歳、最年少二六歳と若く、二〇代一〇名、三〇代一〇名、四〇代三名、五〇代三名となっており、大谷・堀江らベテラン教官のもと、中堅・若手教官によって新設広高の校風を生徒と共に作っていきこうとする校長の考え方をうかがうことができる。なお、このような教官構成は、後述する広高事件後や第二次世界大戦末期における教官陣容の変動後も基本的には変化していない。

#### 第一回入学試験と試験制度の変遷

大正十三年(二四)三月十八日からの第一回入試は、建物が未完成であったため、広島県立高等女学校で実施された。教官もまだ少なかったため、採点には広島高師・広島高工の教官も応援し、同二十八日合格者が発表された。志願者九七一名のうち欠席者が一八名あり、文科一二〇・理科八〇名の計二〇〇名が選抜された。このうち広島県出身者が一一四名を占めた。第一回の入学式は四月十二日舉行され、十四日から授業が開始された。

高等学校の入学試験は、大正八年の「官立高等学校高等科入学者選抜試験規程」にもとづいて実施され、志願者が募集人員より超過したとき選抜試験が行われた。試験は中学四年までの必修科目と四年修了程度によって行われ、科目は国語及漢文・外国語・数学・歴史・地理・物理の六科目で、全国の高등학교が同一問題で同時に実施した。志願者は入学後修業を希望する科と類を指定することとなっていた。広高の場合、文科甲類(英語を第一外国語とするもの)、文科乙類(同独語)、理科甲類(同英語)、理科乙類(同独語)の四類中からいずれかを指定した。これは将来の大学志望と関連していた。

#### 応募資格と入学者の学歴

高等学校の応募資格は、中学校第四学年の修了者のほかに、他の高等学校の尋常科卒業生、高等科入学資格試験の合格者、専門学校入学者検定規程による試験の合格者などであった。しかし、実際

表4-3 入学者の学歴

年度	種別		中学卒業者		その他		計
	中学4年 修了者		人	%	人	%	
大正13年	42(21.0)		158(79.0)				200
大正14年	58(31.5)		126(68.5)				184
大正15年	44(24.7)		134(75.3)				178
昭和2年	40(20.6)		154(79.4)				194
昭和3年	40(21.4)		147(78.6)				187
昭和4年	43(22.3)		150(77.7)				193
昭和5年	43(22.5)		148(77.5)				191
昭和6年	47(24.5)		145(75.5)				192
昭和7年	41(23.2)		136(76.8)				177
昭和8年	35(19.8)		142(80.2)				177
昭和9年	23(16.4)		117(83.6)				140
昭和10年	23(15.3)		127(84.7)				150
昭和11年	31(21.7)		112(78.3)				143
昭和12年	24(16.3)		123(83.7)				147
昭和13年	21(15.1)		118(84.9)				139
昭和14年	37(18.9)		159(81.1)				196
昭和15年	44(22.8)		149(77.2)				193
昭和16年	65(34.8)		122(65.2)				187
昭和17年	66(23.6)		214(76.4)				280
昭和18年	57(20.4)		221(78.9)		2(0.7)		280
昭和20年	14(4.5)		288(93.5)		6(2.0)		308
昭和21年	32(21.3)		103(68.7)		15(10.0)		150
昭和22年	47(19.8)		190(80.2)				237
昭和23年	56(24.8)		167(73.9)		3(1.3)		226

注) 昭和18年以降の「その他」は文部大臣の指定を受けた者など。『学校一覽』『文部省年報』による。

の広高入学者の学歴は表四—三のように昭和十七年(五三)までは全員中学四年修了者か中学卒業者であった。昭和七年頃までは四—五人に一人が四年修了者、同八年以降中学卒業者の比率が若干高くなり、当時の入学難の様相をうかがうことができるが、第二次世界大戦期には元にもどっている。ただ、卒業者の中には浪人も多かった。たとえば昭和七年度入学生の場合表四—四のように元にもどっており、卒業者では浪人が現役を上回っていた。ちなみに、この年の新入生の最高年齢は、文科二五歳三月、理科二三歳二月、最低年齢は、文科一七歳三月、理科一七歳二月、平均年齢はどちらも一九歳二月であった。

表4-4 昭和7年度入学生学歴別表

年度		科		
		文科	理科	計
昭和7年中4修了		27	14	41
中学卒業	昭和7年	36	30	66
	昭和6年	34	18	52
	昭和5年	5	7	12
	昭和4年	3	2	5
	昭和3年以前		1	1
計		105	72	177

注) 『学校一覽』による。

であった。

高等教育機関の大拡張にもかかわらず入学難が続いたため、大正十五年(二五三)の試験から全国の高等学校を二班に分け、志願者に二度受験の機会を与えた。広高は第一班に属した。翌昭和二年からはさらに一学校で居ながらにして二種の試験が受けられるようになった。この二か年の競争率が高くなってきているのはこの制度の影響である。昭和二年の「高等学校規程」改正により、選抜方法も改められ、二班制度は廃止され、試験科目を三科目以内とし、問題は各校で作成することとなった。ただし、昭和三年は四科目も認められたため、広高は国語・外国語・数学に加えて、文科は歴史(西洋史)、理科は物理を加えた。翌年、文科は国語及漢文・数学・外国語、理科は国語・数学・外国語となった。科目の減少でこの年の志願者は激増し、とくに理科は漢文がなくなったため一二倍にものほり、全国最高の倍

競争率と  
入試制度

広高の募集人員は、当初文甲八〇人、文乙四〇人、理甲四〇人、理乙四〇人で、昭和六年(二五三)まで変化しなかったが、同七年より大学へ入れない浪人を減らすため、クラス四〇人のうち三人ずつ減員し、これを二か年続けた。昭和九年以降十三年までは、軍縮の余波が高等学校の定員にまで及び、二五%の削減で文九〇人(甲六〇・乙三〇)、理六〇人(甲乙各三〇)となった。昭和十四年にはまた増員されたが、以後は理科系重視の影響で毎年のように定員が変化した。広高の各年次の入学者に対する志願者の数は、表四―五に示すごとくである。昭和十五年度までは理科の方が文科より倍率が高いがその後逆転する。いずれにしても平均倍率は五―一倍(昭和二十年度を除く)という難関

率であった〔「芸備日日新聞」昭和四・二・一一〕。中学校教育を配慮して、問題は「暗記ニ偏スルモノヲ避け、理解・判断・推理ノ能力ヲ試スヲ旨トスルコト」が要請されたが、高校入試制度はなかなか満足すべき制度の確立をみず、時代の推移に左右されることが多かった。

#### 生徒の出身地

#### と父兄の階層

広島は全国二五番目の官立高等学校であり、隣県にも岡山・山口・愛媛・島根の各県に高等学校が設置されていたので、生徒の出身地も当初から地元出身者が多く、常に五〇割を占めていた。卒業生の出身地別をみると、第一回卒業生の五八％は広島県で、以後第七回まで五〇％近くに漸減するが、第八回（昭和六年入学以降）に県内が増加し、第二二回の六一％を最高にまた減少していく。表四―六は五年ごとの卒業者の出身地域を示したものであるが、七〇八割は広島県を中心とする西日本の出身であり、地域性の強い高校であったといえる。

明治末期から大正期にかけて、高等教育を受ける機会を持った階層は、地主・中小企業経営者等旧中間層と称される人々であったが、大正後期から昭和初期にかけては、会社員・官吏・教員などの俸給生活者、いわゆる新中間層の出身者が増加していった〔『近代教育』百年史』5〕。広島が設立されたのはその過渡期であった。表四―七は各年次における広高生徒の父兄の職業構成を示したものである。昭和五年卒では俸給生活者より多数を占めた農漁工商従事者は、昭和恐慌を契機にしたいに減少していった。昭和十三年（二二〇）の文部省の調査によると、広高生の出身は、都市部七八％、農山漁村二二％でこのような傾向を裏づけている。全国の高等学校と比較すると、広高生には教員・軍人の子弟が多かったが、これは広島という地域の特色を示すものであろう〔『学生生徒生』活調査』七〕。なお、無職の子弟もかなりいるが、このうち学資支給が困難とする者はごく少数であった〔表四―一〇参照〕。

## 学・卒業者数

入 学 者			競 争 率			卒 業 者		
文	理	計	文	理	平 均	文	理	計
人	人	人	倍	倍	倍	人	人	人
120	80	200	4.6	5.2	4.9			
105	73	178	6.0	5.9	6.0			
108	76	184	7.9	10.8	9.1			
118	76	194	9.0	13.0	11.0	98	54	152
112	75	187	4.3	6.0	5.0	105	65	170
116	77	193	7.0	12.6	9.2	110	79	189
116	75	191	5.7	11.3	7.9	108	60	168
113	79	192	4.1	7.1	5.3	120	66	186
105	72	177	4.3	7.6	5.7	104	68	172
104	73	177	3.9	6.3	4.9	107	70	177
86	54	140	4.8	8.4	6.0	111	73	184
90	60	150	5.5	6.9	6.0	93	61	154
88	55	143	5.0	8.0	6.0	90	64	154
87	60	147	6.4	8.9	7.4	75	61	136
83	56	139	6.2	9.0	7.3	75	50	125
118	78	196	5.2	6.1	5.6	81	54	135
117	75	192	4.9	6.5	5.5	78	59	137
73	114	187	11.1	8.0	9.2	85	54	139
80	200	280	9.4	4.9	6.2	112(3月) 115(9月)	67(3月) 82(9月)	179 197
80	200	280	10.1	9.4	9.6	85	184	269
37	202	239	5.3	8.6	8.1	79	163	242
61	245	306	1.4	3.5	3.1	48	165	213
58	92	150	7.2	11.0	9.5			
82	155	237	6.3	5.2	5.6	48	167	215
80	146	226	10.7	7.2	8.4	78	172	250
						73	114	187
						91	143	234

者は同窓会『会員名簿』によった。なお、昭和24年にはこのほかに修了者が154名いる。

表4-5 生徒入

年	項目	募集人員			入学志願者		
		文	理	計	文	理	計
大正13年		120	80	200	557	414	971
大正14年		120	80	200	630	433	1,063
大正15年		120	80	200	856	825	1,681
昭和2年		120	80	200	1,058	990	2,048
昭和3年		120	80	200	476	452	928
昭和4年		120	80	200	812 × 3	972 × 1	1,784 × 4
昭和5年		120	80	200	657 × 1	844 × 2	1,501 × 3
昭和6年		120	80	200	466	557	1,023
昭和7年		111 (甲74、乙37)	74 (甲乙各37)	185	456	549	1,005
昭和8年		111 (甲74、乙37)	74 (甲乙各37)	185	402	459	861
昭和9年		90	60	150	409	451	860
昭和10年		90	60	150	491	413	904
昭和11年		90	60	150	438	439	877
昭和12年		90	60	150	555	533	1,088
昭和13年		90	60	150	511	504	1,015
昭和14年		120	80	200	617	474	1,091
昭和15年		120	80	200	579	484	1,063
昭和16年		80	120	200	807	914	1,721
昭和17年		80	200	280	748	986	1,734
昭和18年		80	200	280	811	1,871	2,682
昭和19年		30	200	230	196	1,740	1,936
昭和20年		40	240	280	86	863	949
昭和21年		80	160	240	419	1,012	1,431
昭和22年		80	160	240	513	808	1,321
昭和23年		80	160	240	852	1,050	1,902
昭和24年							
昭和25年							

注) ×印は外国人を示す。『文部省年報』『学校一覽』による。ただし昭和22年以降の卒業

表4-6 生徒の出身地

地域	年別	昭和2年 3月卒 (第1回)	昭和7年 3月卒 (第6回)	昭和12年 3月卒 (第11回)	昭和17年 3月卒 (第16回)
		人	人	人	人
広島県		88	69	83	87
中国地方		19	23	10	31
四国地方		6	15	8	12
九州地方		12	11	3	7
その他		27	54	32	42
計		152	172	136	179

注) 『学校一覧』による。

表4-7 生徒の父兄の職業

職業	年別		昭和5年卒		昭和7年卒		昭和17年 3月卒	
			人数	比率	人数	比率	人数	比率
	人	%	人	%	人	%	人	%
農 漁 業	32	18.8	20	11.6	6	3.4		
工 業	17	10.0	8	4.7	7	4.0		
商 業	25	14.7	32	18.6	30	16.9		
銀行会社等	24	14.1	30	17.4	35	19.8		
官 公 吏	16	9.4	21	12.2	14	7.9		
軍 人 員	1	0.6	3	1.7	5	2.8		
教 員	16	9.4	25	14.5	21	11.9		
宗 教 家	4	2.4	2	1.2	4	2.3		
医 師	6	3.5	16	9.3	16	9.0		
そ の 他	6	3.5	4	2.3	9	5.1		
無 職	23	13.5	11	6.4	25	14.1		
不 明					5	2.8		
計	170	100.0	172	100.0	177	100.0		

注) 各年度「生徒記録」による。合計は他の表と異なる。

## 教育内容

高等学校の目的は、大正七年(一九一八)の高等学校令以後は高等普通教育の完成と国民道德の充実にあった。教科は、「高等学校規程」や教授要目によって定められた。高等中学校令時代にくらべると、文科に哲

学、理科に心理などが増加して教育内容が充実し、また、文科・理科の科目をほぼ共通にし、両科の類の区別を第一外国語を英語にするか、独・仏語にするかの区別のみにした。高等科における各学年別の学科目と毎週教授時数は表

## 第二節 高等学校の生活



表4-8 学年別学科目の毎週教授時数

学科目	第1学年		第2学年		第3学年	
	文科	理科	文科	理科	文科	理科
修身	1	1	1	1	1	1
国語及漢文	6	4	5	2	5	
第1外国語	9	8	8	6	8	6
第2外国語	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
歴史	3		5		4	
地理	2					
哲学概論					3	
心理及論理			2	*2	2	
法制及経済		2	2		2	
数学	3	4		4		4 (2)
自然科学	2		3			
物理				3		5
化学				3		5
植物及動物		2		2		(4)
鉱物及地質		2				
図画		2		2		(2)
体操	3	3	3	3	3	3
計	29 (33)	28 (32)	29 (33)	28 (32)	28 (32)	28 (32)

- 注) 1. 『学校一覽』より作成。  
 2. ( )内の数字は随意科目又は選択科目。  
 3. \*は論理を除く。  
 4. 理科第3学年の数学(2)および図画(2)、植物及動物(講義2)(実験2)はそのどちらかを選択させる。

四一八のとおりであった(資料四一五参照)。  
 高等学校では、一般に語学や実験製図などを除き、教官の講義のノート筆記が中心であった。各教科については「高等学校規程」によって教授要旨とその内容が定められていた。例えば修身では「我國民道徳」を会得するだけでなく「實踐すべきことが明記され、法制及經濟では通論のみでなく「帝國憲法ノ大要」を教授することなど留意すべき点がない。簡単に規定された。全般的には、教授上の注意事項として、「高等学校ニ於テハ高等学校令第一条ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ、殊ニ國民道徳ノ充實ニ關聯セル事項ハ何レノ学科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」(『高等学校規程』)



〔徽 章〕

第三とされ、第一次世界大戦後の人格陶冶・国民精神涵養の方針が貫かれていた。したがってこの時期まで、教授の具体的な内容は教官に任されていたといえるが、文部省は大正十一年（一九三二）から昭和六年（一九三二）にかけて順次各科目の教授要目を定め、教育内容を詳細に規定していった。

教科目中とくに注目されるのは軍事教練の本格化である。大正十四年、国防能力の増進をはかるため中等程度以上の学校に陸軍現役将校が配属され、体操科目中にある教練を担当することになった。教練は、軍隊の予備教育であり、教材も各個教練・部隊教練・射撃・指揮法・陣中勤務・軍事講話などであった。広高はこのほか毎秋四日間、賀茂郡原村の陸軍演習廠舎で野外演習を実施した。学年末には配属将校によって教練成績の検定が行われ、合格証明書が発行された。

### 進級・卒業

学年末には生徒に対して成績・行状・勤惰等の考査が行われ、それに合格すれば進級・卒業し、不合格の場合は原級に留められた。二回連続して同一学年に留まる者は除名の対象となった。

広高では第一学年から第二学年に進級できない落第生が毎年一〇名前後いた。しかし、正式に学業不振で退学になった者はおらず、毎年数名いた半途退学者の事由は「家事係累」か「疾病」であって、学校としては不名誉な除名・退学措置はなるべくとらないようにしていた。

### 学年暦

授業のほか、学校における一か年の公式行事は、たとえば昭和七年度では表四一九のようになっていた。このうち、天長節・秋季皇霊祭・創立記念日・神嘗祭・明治節・新嘗祭・紀元節が休業日であった。儀式や授業の際は必ず制服を着用することと定められていた。なお、生徒の服装は学則施行細則によって定められ、制帽は丸形、色は黒で、真鍮製金色の三個の竹の葉に「高」の字を付した徽章を付け、横章は幅約二分五厘の白線二条とされた。徽章のデザインは水の都広島を流れる三篠川にちなんだものである。服は濃紺または黒の冬服と、別に夏服もあ

第四編 広島高等学校史

表4-9 学年暦(昭和7年度)

年 月 日	行 事
昭和 7. 4. 11	入学式
昭和 7. 4. 12	始業式
昭和 7. 4. 13	第1学期授業開始
昭和 7. 4. 29	天長節拝賀式
昭和 7. 7. 14	第1学期授業終了
昭和 7. 9. 6	第2学期授業開始
昭和 7. 9. 24	秋季皇霊祭
昭和 7. 10. 10	創立記念日
昭和 7. 10. 16	陸上運動会
昭和 7. 10. 17	神嘗祭
昭和 7. 11. 3	明治節拝賀式
昭和 7. 11. 23	新嘗祭
昭和 7. 12. 24	第2学期授業終了
昭和 8. 1. 1	新年拝賀式
昭和 8. 1. 9	第3学期授業開始
昭和 8. 2. 11	紀元節拝賀式
昭和 8. 3. 3	卒業生予餞式
昭和 8. 3. 10	第3学期授業終了

り、文科はL、理科はSの襟章を付け、真鍮製金ボタンにも徽章がデザインされていた。

学費からみた  
広高生の生活

昭和七年(二五三)に出版された高等学校の紹介誌に、広高生について「一体広島は従来高師気質に染つた町だ。高校生もそれに同化されてかおとなしい。町の人を悩ますやうな茶目もやらず孜々として勉強する。大学入学率の優秀なのは三年間努力の賜であらう」、また「広高生は高校生らしい蛮カラな所はないが、着実な学生であるといへる。寄宿寮の生活もだから平凡だ。」と書かれている〔高等学校へ進路と履率〕。

広高生の生活状況を昭和十三年の生徒四三〇名を対象とした調査によってみよう。表四一〇は、生徒の家庭の職業別に学費支給の難易を示したものである。大部分は容易にあるいは何とか学費を出せるとしており、高等学校へ子弟を行かせることのできるのは富裕階級であるといえる。困難とするのは無職・農業が多いが、全体からみた人数はわずかなものである。

次に、高校生活で最低限必要な学資金は、その概算書が入学許可者に送付されているので知ることができる。大正十五年(二五三)度で下宿生の場合、下宿料・文具料・雑費等毎月所要経費は三二〇四〇円(寮生の場合は二四〇二八円)、このほか毎年所要経費として授業料・寄宿料・寮会費・校友会費・教科書代、それに服・帽子・靴・辞書などが加わるから、相当経済力のある家庭でないといえず

表4-10 家庭の職業と学費支給の難易

職業	項目	家庭の職業			学費支給の程度		
		人数	比率	全国平均	容易	可能の程度	困難
農業	業	34	7.90	7.00	41.18	47.06	11.76
工業	業	15	3.48	2.97	73.33	26.67	—
商	業	70	16.27	21.48	50.00	47.06	2.94
銀行・会社 その他	業員 の勤め	78	18.13	19.46	60.00	37.33	2.67
官公	吏	49	11.39	10.93	55.00	45.00	—
軍人	人	19	4.41	1.77	65.00	35.00	—
教員	員	44	10.23	6.28	47.62	52.38	—
宗教家	家	12	2.79	0.67	27.27	63.64	9.09
医師	師	26	6.46	9.78	48.00	52.00	—
その他	他	25	6.46	5.71	64.00	36.00	—
無職	職	58	13.48	13.95	45.61	42.11	12.28
計		430	100	100	52.40	43.75	3.85

注) 文部省教学局編、昭和13年『学生生徒生活調査』(下)による。

表4-11 住居別学資金支出月額

住居	項目	人数	比率	全国平均	5円未満	5～10円	10～20円	20～30円	30～40円	40～50円	50円以上
		人	%	%	人	人	人	人	人	人	人
自宅	宅	161	39.66	32.22	33	60	63	5	—	—	—
親戚	人	10	2.48	2.51	—	1	4	3	1	1	—
知人	人	10	2.48	1.77	—	2	—	2	4	1	1
学校寄宿舎	舎	119	29.53	33.24	—	—	4	38	70	7	—
団体寮	寮	—	—	2.20	—	—	—	—	—	—	—
下宿	宿	67	16.63	21.37	—	—	1	14	28	19	5
間借	借	38	9.42	5.59	—	—	—	8	18	8	4
借家	家	1	0.25	0.74	—	—	—	1	—	—	—
アパート	ト	—	—	0.35	—	—	—	—	—	—	—
計		406	100.00	100.00	33	63	72	71	121	36	10

注) 授業料・校友会費・被服費等の臨時費を除く経常費の月額。『学生生徒生活調査』(下)による。

表4-12 学資金の出所

出所	割合 比率	全平 国均
家庭のみより	91.43	91.36
親戚のみより	1.19	0.44
育英会のみより	0.24	0.53
内職のみにより	1.76	0.56
家庭・親戚	1.67	1.40
家庭・育英会	1.42	1.82
家庭・内職	1.19	2.08
その他	1.19	1.78

注) 『学生生徒生活調査』(下)による。

せるのは困難であった(資料四一六参照)。なお、授業料は大正十三年は年額五〇円、翌年六五円となり、昭和四年(二五五)以降八〇円となり、三期に分けて納めた。

広島生の昭和十三年における支出月額は表四一一のごとくである。寄宿・下宿・間借生とも三〇円台が多い。しかし、そのうち二二円前後は住居費・食費が占めた。自宅通学生の場合は二〇円未満ですんだ。

学資金の出所は、表四一二で示したごとく家庭のみというのが大半で、広島生四三〇名中、内職として家庭教師をしている者一二名、育英会より奨学金を支給されている者七名にすぎず、広島生の場合質素な生活ながらも苦学生というようなイメージからはほど遠いものであったといえよう。

最後に、戦争末期の昭和十八年(二五三)では、物価の上昇により、下宿生の毎月所要経費は六〇〜七五円(寮生の場合は四五〜五五円)、毎年所要経費一四三円(教科書代を除く)と上昇しており、在学中に必要な制服類も昭和初年の二倍以上になった。

**卒業生の進路** 高等学校は高等普通教育を完成させるところとされ、進路をいたことは先述したが、現実には大学の予備門以上

のなにもでもなかった。高等学校の卒業生の多くは帝国大学、とくに東大・京大を志望し、広島生も両校をめざす者が圧倒的に多かった。

昭和四年(二五五)の卒業予定者一九三名の志望校は、東大七八名、京大七五名、九大一六名、北大三名、岡山医大六名、長崎医大三名、千葉医大一名、金沢医大一名、東京工大一名、神戸商大七名、新設の広島文理大二名であった。この年の合格者は浪人も

表4-13 卒業生の大学進学先

種別 年	東大	京大	東北大	九大	阪大	名大	その他	計	備考
	人	人	人	人	人	人	人		
昭和2年	51	61	5	8	—	—	27	152	
昭和3年	54	76	4	12	—	—	57	203	
昭和4年	43	63	—	5	—	—	78	189	
昭和5年	65	44	2	9	—	—	48	168	
昭和6年	45	51	1	5	—	—	79	181	
昭和7年	31	68	2	8	—	—	61	170	
昭和8年	37	58	—	9	—	—	15	119	
昭和9年	57	49	2	4	5	—	13	130	
昭和10年	37	36	—	7	1	—	12	93	
昭和11年	48	37	—	5	5	—	18	113	
昭和12年	30	36	—	10	6	—	22	104	
昭和13年	39	35	—	7	5	—	9	95	
昭和14年	38	45	1	9	9	—	12	114	
昭和15年	33	65	1	18	7	1	3	128	
昭和16年	47	51	—	11	9	2	5	125	
昭和17年	65	59	5	20	9	2	16	176	昭和17年3月 卒業生
昭和18年	42	65	3	33	15	9	2	169	
昭和22年	10	22	2	17	10	3	11	75	入学準備中90人
昭和24年	(旧制、国立93、公立1、私立1、新制国立5)							100	入学準備中87人

注) 昭和17年までは『学校一覧』、以後は『文部省年報』による。ただし、昭和7年まではその年の卒業生のうち浪人は「その他」に入っており、また昭和8年以後はその年の卒業生のうち大学に入ったもののみの数である。いずれも2年以前の卒業生は数に入っていない。

含めて、京大の七四名が最も多く、ついで東大五八名、九大九名、東北大三名、その他二一名の計一六六名に達し、全国高等学校中でも好成績とされた(「芸備日新開」昭和四・四・一七)。翌五年の調査では、同年卒業生の入学率は七五・四%(官立三五校平均六四・二%)で全国一位となり、その名を天下にとどろかせた。表四―一三は各年次の卒業生の進学状況を示したものであるが、東大・京大が庄

倒的である。志望方面は東大・京大とも法科が最も多く、経済がこれに次ぎ、他大学を含めた全体では医科も多かった。

**校友会の設立** 校友会設立に関しては、創立以来生徒代表と学校側で協議されていたが、大正十三年（一九二四）五月に至り

宣言が発表された。会則案が作成され、同月六日開かれた第一回生徒大会で会の設立をみた。この大会において次のような

宇品湾頭を見よ、吾等はこの地に生れ出でたり、吾等は吾等の伸び行く力を信じ、生命創造の道を行く、吾等は阿諛を求めざると共に吾等の中傷を喜ばず、歴史建設の任を負ひて吾等は吾等の道を行く事を宣言す（「中国新聞」大正一三・五・七）大会後、生徒一同は四日付の「芸備日日新聞」記事「広島的女生生気質（一）」中に同校生を侮辱するところがあるとして、大手町通の芸備社へ押しかけ、中傷記事の撤回を求めて抗議し、翌日生徒代表が編輯長の釈明をとりつけるという出来事もあった。

校友会は「広島高等学校職員生徒協同融和シテ心身ノ修養ヲ図リ善美ナル校風ヲ発揚スル」ことを目的とし、生徒を通常会員、職員を特別会員とした。役員は、会長・理事長・部長・理事・委員・級代議員・事務員で、会長は学校長、理事長・部長・事務員は特別会員中より会長が委嘱し、文理各一名の理事は通常会員から互選され、委員は各日から若干名、級代議員も各級から一名選出され、役員会および代議員会において予算案等の審議にあたった。通常会員は入会金五円を納め、会費は年額一五円で、第二学年まで納入し、各部の活動費にあてられた。

**校友会各部の活動** 校友会に所属する部は、設立当初、弁論部・文芸部・剣道部・柔道部・弓道部・蹴球部・野球部・庭球部・陸上競技部・水泳部・漕艇部・旅行部（昭和十年山岳部）・乗馬部（昭和九年馬術部）・相撲部の一四部で、ほと

んど設備・施設のない状況から活動を開始した。もともと生徒の関心の有無や設備の点から、弓道部は大正十四年から、柔道部は昭和二年（一九二七）から本格的な活動を始めている。その後、昭和二年籃球倶楽部（同四年部承認、同九年籠球

移動風景第十二号目次	
小説	石光 菫
噂	柳川 眞一
途上にあるもの	勝田 茂
糸を引張るのは何奴だ <small>(童話)</small>	
詩	守谷 恒美
武器をくれ! おい兄弟!	榎本 海平
鎖	
評論	佐伯 保
プロレタリア文藝の進展	井本 良雄
藝術分野の擴大	
民衆娯樂についての断片的考察	林 要一
移動風景	
「移動風景」友の會記事	
編輯後記	
表紙	
裏紙	
目次	
編輯	
印刷	
一九二八年六月一日發行	

『移動風景』第12号目次

部、同四年卓球倶楽部(同六年部承認)、同六年排球部、昭和九年頃軟式庭球部が設立されたが、相撲部は昭和四年度には廃止されている。各部は日常の練習、合宿活動のうえに、広島三高専リーグ戦や、山口・松山など隣接高校との定期戦、姉妹校姫路高校との定期戦、さらにはインターハイ出場など、熱狂的な応援とあいまって青春の血をわかせた。

文化方面の部は当初弁論部と文芸部のみであった。弁論部は結成後公開弁論大会や関西中等学校優勝弁論大会を始めたり、巡回講演を行ったりして地域に密着した活動を行った。文芸部は部員制度をとらず、数名の文芸委員を中心に会誌『皆実』を発行した。大正十三年秋創刊以来、昭和十六年二月までに二九号を発刊した。また、文芸部は『皆実』の中に校友会部報を掲載していたが、大正十五年度の第三号から『皆実』と分離し、付録として『校友会部報』を発行した。翌昭和二年度も『校友会誌第四号』と名付けて開校式の記事の特集と部報を載せたが、以後再び『皆実』に合併され、校友会誌は発行されなかった。

文芸部の中には、昭和七年当時純文学・演劇・映画・写真・音楽の五つの同好会があった。同九年には映画同好会が部に昇格した。そのほか創立間もない時期から昭和初期にかけて、広高YMCA・仏教青年会・短歌会・俳句同好会・広高ドラマリーグなどの同好会が結成され、積極的な活動を行った(『五十年記念誌』)。



表 4-14 昭和2年度校友会各部支出予算

部 名	支 出 額	遠 征 費	合 計	補 助 額
	円	円	円	円
弁 論 部	249.90	20.00	269.90	—
文 芸 部	530.00	—	530.00	—
剣 道 部	80.00	44.00	124.00	140.00
柔 道 部	100.00	44.00	144.00	100.00
弓 道 部	276.85	50.00	326.85	—
蹴 球 部	857.90	200.00	1,057.00	—
野 球 部	1,083.00	150.00	1,233.00	—
庭 球 部	1,010.50	100.00	1,110.50	—
陸上競技部	484.50	100.00	584.50	—
水 泳 部	324.00	50.00	374.00	—
漕 艇 部	746.00	—	746.00	—
旅 行 部	156.00	—	156.00	—
乗 馬 部	110.00	—	110.00	—
相 撲 部	95.00	—	95.00	—
運 動 会 費	500.00	—	500.00	—
ポ ー ト 費 返 済 額	350.00	—	350.00	—
本 部	468.35	—	468.35	—
計	7,422.00	758.00	8,180.00	240.00

注) 『校友会部報1926』所載「大正十六年度校友会各部支出予算」による。

同人雑誌

大正末期から昭和初期は同人雑誌の全盛時代であったが、広島においても昭和二年(一九一三)六月、月刊の『移動風景』が創刊された。このため四月は休刊し、以後五・六月とプロレタリア芸術雑誌と銘打って刊行した。さらに五月に五人が脱退した。このため四月は休刊し、以後五・六月とプロレタリア芸術雑誌と銘打って刊行した。さらに五月に

は学校以外の読者をも対象とした「移動風景友の会」が結成されるなど、左傾的活動が濃厚になったため、学校当局は禁止を命じ、停刊となった。このほか同年五月には『自鳴鐘』、その後も『象形文字』などの同人誌が創刊され、同十一月には旧移動風景同人により『機関車』が発刊されている。

校友会の  
 予算  
 部、とくに運

動部はそれぞれ規則を作

表4-15 一日平均勉強・運動時間

項目 時間	勉強時間		運動時間	
	比率	全平均	比率	全平均
0～1時間	5.14	6.70	40.58	39.18
1～2時間	26.54	19.12	49.36	42.41
2～3時間	34.89	29.65	9.28	15.61
3～4時間	18.43	22.85	0.80	2.80
4～5時間	9.43	14.01		
5～6時間	3.69	5.02		
6時間以上	1.97	2.65		

注) 講義以外の時間である。運動時間は3時間以上を一括した。『学生生活調査』(下)による。

所属する者もいた。運動部の主力はもろりん一、二年生であった。

#### 共済部設置

昭和四年(二五元)には生徒の福利施設として共済部が設けられ、売店を経営した。昭和七年には従来羽田別荘食堂部の委託経営であった学生食堂を直営とするなど、校友会活動の発展をはかったが、直営はわずか一年で中止された。

#### 同好会の増加

同好会的な団体は時代の推移とともにその後もふえ続け、ローマ字会・排酒同盟・歴史研究会(以上昭和八年)、射撃研究会(同十年)、独逸語研究会(同十二年)、古典研究会(同十三年)と誕生した。報国団に改組される前年の広高の学内団体は、資料四一九のとおりである。

成し、卒業生を含めた親睦・応援の組織を作ったりして卒業後も交流を深めた。運動部が対外的にも華やかな存在であったのに対して、文化方面は昭和三、四年以降の思想統制の影響もあって活動は地味であった。予算の配分面でもそれがあらわれていた。表四一四は昭和二年度の校友会各部の支出予算であるが、全体の九〇％を運動部関係が占めていた。文理各一名ずつ選出される理事選挙においても、昭和六年には選手制度の可否をめぐる論争が起ったり、同七年には文芸部の五つの同好会が予算査定を問題にし、文化活動費の増額と部昇格を要求したこともあった(資料四一八参照)。当時運動部のメンバーは約三〇〇名、文化関係のメンバーは約三五〇名で、一人で複数の部に

**勉強・運動時間** 第三学年になると校友会費を納入しなくてもよいようになることからわかるように、生徒は多く受験勉強に精を出した。昭和十三年における授業時間を除く広高生の一日の平均勉強・運動時間は表四―一

五のごとくである。勉強時間は二〜三時間が最も多くその前後がこれに次いでいるが、四時間以上も猛勉強する者は全国平均を下回っている。運動時間は〇〜二時間がほとんどである。がり勉もせず運動も適度というのが平均的な広高生像であったようである。

**高校生と** 高校生といえ、弊衣破帽、長髪に朴歯の下駄でストームをやるいわゆるバーバリズムが有名であった。

**寮生活** これは将来支配階級になるのだという一般大衆に対するエリート意識を内に持ち、寮自治制等を手段としてそのような行為が許されるという認識から生れたもので、社会一般にもある程度容認されていた『日本近代教育百年史』5。明治後期以降、高等学校の訓育的方面では、寮生活を人間形成の場として重視し、学校行事に国家主義的な色彩を強めるなどのことが行われた。第一次大戦後とくに大正末期からの国家主義的な傾向の高まりのなかで、学生生徒の問題、風紀問題に世間の関心も強まった。寮生を中心としたストームも傍若無人な振舞も時にはあり、地元新聞に批判的に取りあげられることもあったが、概して広高生は穏和で学究的・紳士的との定評があった『蕪風寮史』。

**蕪風寮の開設** 高校生活の華と称された寮生活であるが、広高に寮建設が始まったのは大正十三年（二六四）八月頃で、十二月には四寮が完成し希望者のみ入寮した。当初は一室六畳で、四〇〜五〇名の希望者が一人一室使用

してはまだ空室があったという。翌十四年の終り頃五、六寮が増築された。寮の制度も確立しておらず、入退寮も自由であった。開寮以前はもちろん開寮後も下宿生活をする生徒の方が多く、また、市内在住者は通学を許され、全寮制をとらなかった。

寮の名称は、北島生徒監の発案で、十時校長が所在地皆実町の「南風」にちなんで「蕪風寮」と付けた。寮の自治組織は学年が揃うにつれて整備された。大正十四年十二月、一高の寮規をはじめ、山口・松山・姫路など他校の規約

表 4-16 薫風寮の行事 (昭和16年)

月 日	事 項
4. 11	入寮式、入寮宣誓式
4. 12	新入寮生歓迎ストーム
4. 15	新入寮生歓迎寮生総会
4. 19	新入寮生歓迎全寮会
4. 20	宮島で寮歌練習
5. 3	1年生の返礼ストーム
5. 22	籠球対寮マッチ開始
9. 8	全寮一斉各寮コンパ
9. 13	寮生総会
10. 5	観月会
10. 10	第16回開校記念日卓球対寮マッチ
11. 1	記念祭のため各寮一斉コンパ
11. 2	第16回記念祭 (相撲対寮マッチ・ 野球大会・棒倒し・全寮会・寮歌祭)

注) 『薫風』第6号による。

要とした。また、監督のため生徒課員が宿直するなど完全な自治ではなかった。寮には各寮一名ずつ選ばれた総務・庶務・炊事委員がおかれ、全寮生によって組織された総会以下、役員会・総務会・委員会によって運営された。

### 寮の行事

寮では一年中さまざまな行事が行われた。時期は少し降るが、昭和十六年(二五)の四月から十一月までの開校記念行事である。このとき第三日目に寮が市民に開放され、各部屋が競って趣向をこらした飾物を出して人気をよび、以後名物行事となった。記念祭には寮歌や絵葉書の募集も行われ、寮の文化活動の一環として重視された。

### 寮の食事

#### と経費

寮の炊事は当初請負制度がとられていたが、営利事業であるのに加えて、大正末期の物価高騰により食料不良事件が起り、これ以後自炊制度を確立しようとする動きが強まり、この制度が寮の自治制度と深い関連を持

を参考にして、寮生規約が定められた。最初に「自覚ニ基キテ自治ノ確立ニ努メ、高遠ナル理想ト剛健ナル意気トヲ以テ責任アル行動ヲナシ、協同和楽以テ校風発揚ノ中心タランコトヲ期ス」という綱領を掲げ、それにもとづいた寮生規約・役員・会議・年中行事等が定められた。自治生活を営むことを目的とするといっても、室の配置、外泊、来訪者、規約違反者の制裁、役員への任命等に関しては、寮総務とともに生徒監の承認ないし許可を必

っていることを確認した上で、同三年自炊制度を採用した。

寮費としては、寮に入るときの入会費が一円、寮の年間会費が一五円、一か月の食費概算が大正十五年(二五三)一五円、昭和十三年頃一八〇二〇円、戦争中の昭和十八年で二一円であった。このほか、歓迎会・記念祭・祝賀会・送別寮会など寮内における年中行事の費用として、年一円五〇銭を納めた。

### 第三節 学生運動と広高事件

**社会科学研 研究会の結成** 第一次世界大戦後の社会矛盾の激化とデモクラシー思想の影響で、学生生徒の社会科学に対する関心が高まり、社会思想の研究団体を組織した学生連合会(FS)が結成されたのが大正十一年(二五三)であ

り、翌年には高等学校連盟(HSL)が結成された。学生連合会は大正十三年には各高等学校に指導力を確立するため、新人会高校班を各地に派遣して研究会の組織化につとめ、九月、学生社会科学連合会(SFSS、「学連」と略称)と改称した。しかし、この年十一月開かれた高等学校長会議において、社会科学に関する研究会の解散措置が申し合わされた。このような当局側のいち早い対応は、当時の運動の中で最も盛り上りをみせていた軍事教育反対運動を鎮圧しようとしたからにはかならない。連盟に属する研究会は全国二五校中二三校におよんでいたが、いずれも学校当局の圧迫によって解散させられた。大正十五年には学生生徒の社会科学研究を禁止する内訓が文部省から出され、学生側は全日本学生自治擁護連盟(SL)を結成してこれに対抗した。

広高では、設立当初から「左翼文献」を読む者もいたが、大正十五年入学組の守屋恒美・李永植・寺尾一幹らによって広高社会科学研究会が結成されたのは昭和二年(二五三)十月のことである。毎週一回三人で下宿などに会合して『無産者政治教程』『国家と革命』『資本論』などの学習会を開いていた。比較的自由であるといわれた高等学校に



思想善導室會食  
 (「薰風寮第3回記念祭絵葉書」)  
 熊田重邦氏提供

った。運動部に入り寮生活をしていれば保護者も安心するという状況で、いわゆる「赤化思想」を有する者はおおむね退寮した(「薰風寮史」)。

### 思想善導

昭和三年(二六)の三・一五事件以後、文部省の学生生徒に対する思想対策が強化され、各学校には生徒課のほかには生徒主事・生徒主事補が置かれ、大部分は専任制をとった。また、指導教官制度もとられ、生徒の日常生活に対しても注意がはらわれるようになった。思想善導ということがやかましくいわれ、思想善導費が文部省から出され、広高では昭和四年、薰風寮の六寮階下二室を改造して思想善導室(會食室)が作られ、隔日に校長と生徒主事らの内から一人が、各寮から二人ずつ選んだ生徒と会食するようなことも行われた。これに対して「思想善導反対準備会」と称して、「社会科学研究会に対する弾圧の排撃、社会科学の自由を求む」るピラが高校や教師に張られたりした(「芸術毎日新聞」昭和四・二・七)。

### 軍教反対

### 運動

このような中で、社会科学研究会のメンバーは労働運動の指導・援助と支持者の拡大につとめ、昭和四年下級生に引継がれた時は、花田起志二・増原政磨ら八名となっており、他に吉田司を中心とする小グ

においても、読書会といえは左翼思想の温床のようにみなされ、読書会や研究会というような文化的な運動や団体の行動は禁じられていた(「薰風寮史」)。十時校長はマルクス、レーニンの思想を否定し、国家否定につながったり現実の政治問題に関連しない限りでの研究の「自由」を認め、自らも倫理学の講義を担当して反マルクス主義を主張した(「五十年記念誌」)。

生徒側は思想問題には無関心な者が圧倒的に多か

ループの社研があったのを統一して組織を拡大した。また、市内の社会科学研究連合組織も結成されている。しかし、中心人物の一人が十一月警察に引致され、同人と多少関係あるとみられた九名の広高生が検束取調べを受けた。昭和五年九月には広島人絹会社でいわゆる不隠ビラをまいたとして出版法違反で送検された二名の生徒が退学処分となっている〔文部省学生部編『学生思想』事件一覽』昭和五年十二月〕。

昭和四年(二五五)五月二十九日、特命検閲使宇垣大将の中等学校生徒・青訓生に対する査閲が行われた。この頃「来る査閲に際して全広島学生諸君に檄す」というビラが配られており、広高生を中心に高師・第二臨時教員養成所の読書会グループにも軍教反対の運動が広まっていた〔資料四一七参照〕。同六年一月三十日には、翌月三日の教練査閲に反対する「広島学生R・S聯盟」の署名入りビラが文一教室で撒布されている。そのスローガンには「査閲をサボで粉碎しろ！ 教官の命令を黙殺しろ！ 見廻り人、配属犬兵、校長をふるひ上らせろ！ 軍事教官を追っぱり出せ！ 軍教絶対反対！」というものもあった〔昭和七年八月『学生思想』(想事件一覽)第二輯〕。

昭和七年一月、三年生の劉亨植と二年生の梶川英夫、一年生の井本健は、広高内に「自治学生会」(自学)を組織するため、その準備として「広高学生新聞」を発行し、各学年に手分けして撒布した。この新聞の二号は二月八日に発行されているが、それは中国侵略に反対し学内改革を求める内容であった〔前同〕。梶川・井本の両名は退学となったが、このような運動は根強く続けられた。

**自治学生会の結成** 前年五月の市川全協事件で検挙されて一年の停学処分を受けた吉田は、昭和七年復学後、吉本康二らを通じて自治学生会を確立し、学生新聞「赤インキ」を発行して組織の強化拡大をはかり、校友会や共済

部の自主的な運営の獲得をめざし、高師や広陵中学に自学を結成させるなど積極的な活動を行ったが、吉田らは一〇・三〇事件で検挙された〔五十年記念誌〕。吉本は自治学生会活動のほかに校内で学内ニュースや赤旗等を撒布したとして十二月に無期停学となった。ここにおいて学内の左翼運動は一時中断したが、昭和八年五月、停学処分を解除され復校し

た生徒を中心に、残留自学メンバーは、共産党中国地方広島県再建委員会の同盟員と連絡を保ちつつ自治学生会の組織化につとめ、九月末に再建に成功した。同時に機関紙「前進」を極秘裡に発行し、「ブルジョア教育の偽瞞性暴露、帝国主義反対」の記事を掲げた。自学では校友会を指導下において自主化することを計画し、校友会理事・役員を自学メンバーで占め、寮の総務にも自学メンバーを当選させた。当時共産党広島県オルグ会議では「社会主義競争」として自学指導部員を編成して「岩田義道突撃隊」を結成、学内運動の行動綱領約二〇項を決定するとともに、目標として、党資金として毎月一〇〇円を党に提供すること、自学メンバーを現在の三倍以上にすることなどを決め、その期限は昭和九年のメーデーまでとした。自学はその後全学級の八割(九クラス)を指導下に置き、各学級とも数名の自学メンバーを獲得して、次に述べる「広高事件」において大きな役割を果したのである(『五十年記念誌』および『芸風』、『日新聞』昭和九・八・二〇号外)。

#### 広高事件

#### の発端

昭和七年(一九三三)三月、十時校長は第五高等学校校長に転じ、後任に松本高等学校校長の新保寅次が任命された。この頃、創立以来の古参教授で本官をやめた後も引続き講師として教授している者もいたが、人事交代の時期ではあった。このことが、従来から思想事件に関係した学生の取扱いをめぐる問題等で対立していた北島教授と上浦教授、それにつながるいわゆる正論派と暗流派との対立を激化させることとなったといわれている(『兼風』)。

昭和三年以来生徒主事であった北島教授は、同八年四月に至り主事を免ぜられ、かわって松本教授が任ぜられた。同時に北島教授は生徒課長をも辞任し、これも松本教授が兼任、日高教務・星野庶務の両課長も辞任して上浦教授が両課長を兼任するという大移動があり、学校の主要ポストは上浦派が握ることになったのである。これに対して下田首席教授・中島教授・日高教授らは、北島教授を追放した理由を明らかにするよう校長に求めた。しかし、最も熱心に北島教授を擁護し、実務的能力に定評のあった池上助教兼生徒主事補は、同年九月依願免本官となり無給講師に任ぜられた。さらに上浦教授と対立するようになった松本生徒課長は、翌九年三月三十一日突然課長を解任され、池上講師も解雇されてしまった。生徒課長の後任には浜本教授がなり、広島女専から転動したばかりの柳田教授が生徒



主事を兼ね、これと関連して上浦派といわれた長島教授が五月五日辞任したことから、教授間の対立が一举に表面化したのである。〔五十年〕  
〔記念誌〕。

**同窓会・生徒側の対応** このことに關して、かねてから不信の念をいだいていた東京・京都・福岡などの同窓会支部は声明書や趣意書を出し、学校側に事態の釈明と不安動搖を掃いて学園を浄化することを求めた。五月二十五

日、東京・京都支部の代表数名が来広し、亦楽堂(同窓会が校内に建設して寄付した建物)を本部として教授および学校に對して運動を開始し、解任経緯の明細書を配布したことにより、生徒側も寮生中心に学園浄化のため立ちあがった。

各支部代表は声明書を出して、全教官が校長に「松本生徒課長解任及池上講師罷免の理由」の發表を要請するように求めたが、教官側は沈黙するのみであった。このためさらに各教授を歴訪してその趣旨に對する賛否を求めたところ、清家・上浦・柳田教授と堀江・飯田講師が不賛成であったので、この五教官がこのたびの紛糾解決をばみ、学園の明朗化を妨げる者だとしたのである。〔昭和九・六・一、同窓会  
東京・京都支部の声明書〕。当時すでにこれらの教官は生徒から受講を拒否されたり、授業時間中に学校の内情について詰問されたりしていた。新保校長は三十日心労のため卒倒し絶対安静を申し渡された。

生徒側は代議員会を開催して校長の釈明及び暗流教授問題に對する善処方を要望する決議文を作成し、約五〇〇名の同意署名をもって三十一日校長を訪問したが面会を拒否された。〔中国新聞「昭  
和九・六・一」〕。六月四日、対策委員会が開かれ問題の釈明を要求したが、学校側に誠意がみられないとして、翌日開かれた寮生大会では、

- (1) 寮生は一致団結して学園の浄化に邁進し以て吾等の不安を除かん事を誓ふ。
- (2) 事態をかく迄紛糾せしめたりと目せらるゝ上浦、柳田、清家、飯田、堀江の五教官の授業を拒否する事を決議す。

- (3) 校長に對しその責任を問ふ。

ということを決議し、五教官に対する辞職勧告書を發表した。さらに六日の生徒大会では、寮生大会とほぼ同一の決議を行ない、目的達成まで授業のオールポイコットを行うことを決議し、ただちに実行委員を決め、広高史上初のポイコットを断行した。ただ配属将校は暗流問題に関係なしとして軍事教練のみは受講することとした。学校側は生徒大会を認めず、三日間の臨時休講措置をとりこれに対応した。また六日には、全国の同窓会支部から代表四〇名が来校し、全国役員会が開催され、今後一致協力してこの問題の正しい解決に当ることとなった。九日には内務省警保局の学生思想係の来校があったため、生徒対策委員は、今日の生徒の行動に思想的背景はないとして、声明書を發表した。

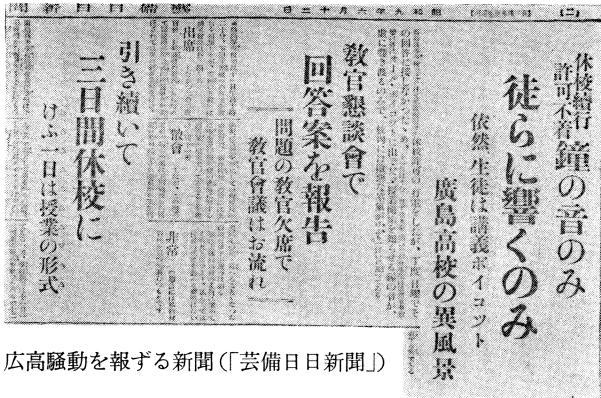
#### 問題解決

六月十日、下田首席教授は校長から校長事務を託され、事件解決に当ることになったが、翌十一日、学校側は同窓会・生徒側の要求をいれて解決のための案を出した。それは、

- (1) 上浦、柳田、清家三教授、堀江、飯田両講師の辞職勧告。
- (2) 辞職せざる場合は三教授の文官分限令による休職を本省に申請すること。
- (3) 浜本生徒課長の生徒課長のみの解任。
- (4) その他学校幹部更迭による学内浄化。

という内容であつたらしい〔中国新聞一照。和九・六・二三〕。これは生徒側の要求をほとんどいれたものであつたから、十三日にオールポイコットを解き、三教授の授業ポイコットのみ継続することとした。二講師は十二日付で解職され、三教授の処分については文官分限委員会へ諮問の必要があり、文部省側の動き待ちということになった。新保校長は十三日病気を理由に退官願いを出し、文部省からも石井・横山督学官が来校して調査を開始した。生徒側は学校当局と文部省の交渉の促進をはかるため二十二日ポイコットを解消し、運動は終了した。

六月二十四日付の「中国新聞」夕刊は「広島県特高課が真相調査に着手」という見出しで、事件の様々な噂につい



広島騒動を報ずる新聞（「芸備日日新聞」）

て、二十三日関係諸教官から実情聴取を開始したこと、続いて二十四日から「同校文科三年の庄田某」を思想問題で取調べていることを報じた（「中国新聞」昭。和九・六・二六）。しかし、実際はこの二十三日から七月四日にかけて自学メンバーとみなされた者を中心に四二名の生徒が相ついで警察に逮捕されて厳しい取調べが行われ、数日で帰宅を許された者もいるが、リーダーと目された者は八月初旬まで拘留、取調べを受けたのである。この関係の新聞記事はこの間掲載されなかったが、このことは学校当局および生徒に多大の衝撃を与え、学期末試験もあって運動を継続するどころではなくなつたのである。

**関係者の処分** 文部省は六月二十六日付で校長に休職を命じ、石井忠純督学官を校長事務取扱とし、事件の処理をさせることとなった。七月

三十日付の「中国新聞」は、石井事務取扱は文部当局と打合せのうえ、北島・上浦両派の教授を一掃することとし、暑中休暇に入った七月二十七日から関係教授を招いて婉曲に辞職を勧告し、調停役の下田・中島・日高教授も辞表を提出するという報道を行って関係者にショックを与えたが、文部省は八月三日、突然「広島高校の紛糾は全く教授の煽動」として、下田・中島・北島・上浦・日高の五教授に対し依願免官の形で罷免を断行した。下田教授は、「私は最善をつくしてこの問題の解決にあたったのですが、あの解決が第三者から見てもさういう風にとれるなら、それは私の不徳無能のいたすところ」と述べている（「中国新聞」昭。和九・八・三）。おそらく教官側も関知することのできなかつた前述のような左翼運動の底流が、この紛争を激化させた要因といえるが、下田・中島・日高教授はその責任をもちがせられたといえよう。

この時生徒主事も更迭され、さらに七日、新保校長が免官となり、後任に新潟高等学校校長岡上梁が着任した。

#### 広高事件と自 学メンバー

在広同窓会側はこれに対する対策協議会を開き、学園浄化の意志が完全に裏切られたとして日高・中島両教授の罷官理由発表を要求する声明書を出したが〔中国新聞「昭和九・八・二五」、二十六日開かれた臨時同窓

会総会では、学園の今後については岡上校長に期待し、事件の真相究明にとめるとともに、下田・中島・北島・日高各教授在職中の功績に対し深甚の謝意を表し、不当なる犠牲となった各教授に卒業生一同遺憾の意を表することを決議した〔芸備日日新聞「昭和九・八・二七」。

同窓会もこのような消極的な態度しかとれず、生徒側も反応しなかったのは、暑中休暇中ということもあったが、前述のように六月二十三日以来広高左翼運動に関係して生徒四二名、卒業生七名(東大生四名・京大生三名)が検挙取調べを受けていたからである。八月二〇日、極左指導下の自治学生会が「暗流問題を利用しストライキ誘導」〔芸備日日新聞「昭和九・八・二〇号外」という記事が解禁発表されたので、思想的背景はないとしばしば声明書等を出していた手前、当時の情勢としてはもはや動きがとれなかったと思われる。

新聞記事は次のような内容であった。県特高課は、四月二十六日に行われた党中国地方広島県オールド会議関係の一斉検挙と同時に、広高内の左翼運動に対しても検挙を行うはずであったが、人員があまりにも多くなるため第二次に譲った。ところが自学メンバーは「前進」を「広高戦士」と改題して教授間の対立を暴露し、「暗流問題を利用してこれを社会的問題とし、ストライキにまで発展せしめてブルジョア教育の矛盾を暴露せんと秘密裡に策動した形勢があり」〔中国新聞「昭和九・八・二〇号外」、また来広した卒業生中に自学メンバーであったものがあるため、六月二十三日以来大量検挙を行って取調べ、自学メンバー三三名を治安維持法違反として送致した。そのうち三名が起訴され、起訴留保四名、起訴猶予二六名ということになった。起訴された三名は取調べ中に転向を誓い裁判所の判決でも執行猶予となった〔中国新聞「昭和九・二・二七」。なお、自学結成の中心人物であった吉本は検挙をのがれて地下に潜入、日本共産党広島地区委員会に属

し活躍中検挙され獄死した〔五十年〕（記念誌）。

学校側は新学期開始の九月六日、教官会議を開いて処分問題を討議し、翌日左翼運動に関する生徒の処分として、起訴された三名を除名、諭旨退学七名、本学年間停学八名、一か月間家庭謹慎二五名、また左翼運動に関係はないが紛擾事件に関係した生徒五〇名に対して本学年間処分保留という大量処分を断行した。

いっぽう教官側は、五教授退官のあとに、八月三名、九月六名の教授を後任として選んだ。前生徒主事の浜本教授は九月四日休職となり、翌年三月柳田教授と共に他校へ転勤となり、事件では中立的立場にあった比企教授も退官して、広高の教授陣容は一変した。

この事件を「広高事件」とよんでいる。運動の中心となった寮は多数の処分者を出し、また、事態を憂慮して委員をはじめ退寮する者が続出して統制が乱れ、一二の寮を閉鎖しなければならぬほどであった。広高内の左翼運動も、戦時体制の強化と弾圧下にこれ以後は展開することなく、昔時の気風を失った生徒はカフェーや料理屋で遊興にふけることが多かったという〔蔵風〕（寮史）。

## 第三章 戦 時 期

## 第一節 高等学校教育の改編

## 教授要目・教科目の改編

昭和十二年(二五七)発足した教育審議会は、高等教育に関しては制度面の改編は求めず、教育内容の刷新を問題とした。高等学校については、昭和十四年九月の答申「中等教育ニ関スル件」中に、「高等学校ニ関スル要綱」として一七項目が決議されている。その主眼点は、「高等学校ノ男子ニ対シ皇国ノ道ヲ修メシメ精深ナル高等普通教育ヲ為シ国家有為ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トスル」というものであり、それにそった教科内容の刷新が行われ、「敬神崇祖、東亜及世界、国防、芸術」に関する教材配当が文科・理科を通じて留意された。したがって天皇制イデオロギーとそれに裏づけされたアジア侵略思想が教育内容に露骨に反映するようになった。しかし現実には、すでに昭和十二年三月、修身・国語及漢文・歴史・地理・哲学概説・法制及経済科の教授要目の改正が行われ、昭和十四年六月には心理及論理科の改正が行われていた。これらに一貫する指導精神は、「教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ体シテ我が国体ノ本義ヲ闡明シ以テ皇国ノ道ニ徹セシメ其ノ実践躬行ニ力メシムベシ」〔修身科教  
授方針〕 であった。

昭和十七年三月、「高等科臨時教授要目」が制定された。教科の統合改称が行われ、道義科・古典科(国語・漢文・歴史科(東洋史・西洋史・国史・経国科(地理・経済・政治)・哲理科(哲学・心理)・自然科・外国語科・数学科(数学・製図)・理化学科(物理・化学)・博物科(生物・地学)・人文科・体錬科とされた。各学年は二学期制となり、教授時数も新入生

以降学期ごとの一括した時間が定められた。

**高等学校令** 教育審議会の答申にもとづいて、昭和十八年(一九四三)一月に高等学校令、三月に「高等学校規程」が改訂された。大正八年(一九一九)以来の全面的改正であった。ここでは高等学校教育の目的を「高等普通教育の完成」から「大学教育の基礎」と改め、予備教育的性格を強め、修業年限を一か年へらして高等科は二か年とするという重要な改正を行った。新規程では「国体ノ本義ニ徹シ世界ニ於ケル皇國ノ使命ヲ体得シテ至誠尽忠克ク國家ノ重キニ任ジ天業ヲ翼賛シ奉ルベキ人材ヲ錬成スベシ」のほか三項の留意事項が定められ、それにもとづいて改めて具体的な教授要目が作成された。学期は再び三学期制となり、教科は哲理科を哲学科、理化学科を物理科と化学科に分けるなど若干の変更がみられた。

文科・理科とも年間一―二五時間の最低教授時数を定めたが、これは勤労動員に隨時出動できる体制をとろうとしたからである。また、この改正では理科系重視の方向を学科目・時間数においてもはっきり打ち出し、高等教育の総合的な教授という視点を否定した。教練についても、昭和十二年より強化され、同十六年の「学校教練教授要目」改正で、目的を「軍事的基礎訓練ヲ施」すと明確化され、時間数も従来は毎週二時間、野外演習年間七日であったが、改正では体錬科から切り離して独立の科目とし、時間数も年間一〇〇時間(週三時間)に増し、最終学年には連合演習も二日間追加された。

**理科増勢と入試制度の改正** 理科系重視の教科改編とともに理科生徒の増員が実施された。昭和十六年(一九四一)度において文・理の募集人員が前年と逆転していたが、同十七年度からは理科二クラス八〇名が増員され、さらに同十八年十月の「教育ニ関スル戦時非常措置方策」によって翌十九年度の入学定員を、文科は従来の一の三分の一以下、理科は拡充と決定し、これにもとづいて文科は一学級(三〇名)、理科は五学級とされた。

また、入試方法も改められ、昭和十五年度から、中学校教育に協力し、国家的な人物を錬成することを主眼とし



学徒出陣（『広島高等学校創立五十年記念誌』より）

系の志望者が減少した（表四―五参照）。

て、口頭試問・身体検査を最重視することとした。中学校の調査書と全国統一の筆答試問で定員の $1.5 \sim 2$ 倍を選抜し、口頭試問・身体検査で可否を決定した。口頭試問では思想・徳義心・情操・性能が問われた。試験科目では昭和十五年度から文科に外国語（英語）がなくなったことが注目されるが、太平洋戦争中の同十八年度からは敵性語であるとして、理科の学科目から英語がなくなり、翌年度には文科からもなくなった。昭和二十年度は「勤労ニ従事スルコトノ長短ガ試問ノ結果ニ影響ヲ来サザル様」にとの配慮から、調査書により定員の二倍を選抜し、身体検査と口頭試問・筆答試問を行って入学者を決定することとなった。広島では筆答試問は行われなかった。

このような文科縮少と入試制度の改正によって、昭和十六年度以降は従来とは逆に理科より文科の方が志願者の倍率が高くなるという現象があらわれた。しかし昭和十九年度には、前年に出された「在学徴集延期臨時特例」によって文科系学生の学徒出陣が行われたことが影響して、文科



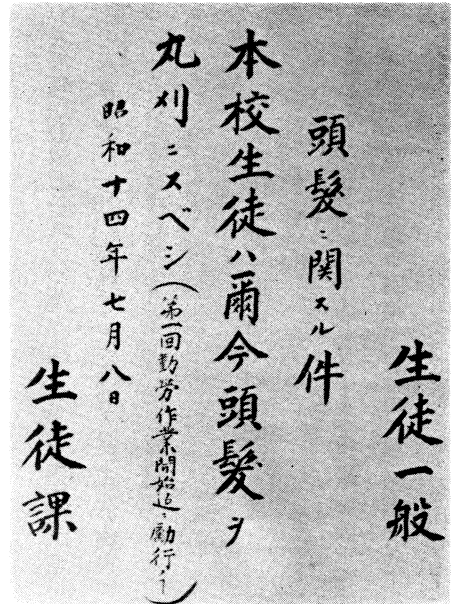
在学年限短縮 昭和十六年十月に出された勅令「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」にもとづいて、翌年度から高等学校の修業年限は六か月短縮され、昭和十五年度入学生は同十七年九月に卒業していった。もちろんすでに三か月短縮が実施されていた大学の入学試験の時期も八月に改められていた。昭和十七年八月の閣議では、高等学校高等科の修業年限を一か年短縮することを決定した。

昭和十八年の「教育ニ関スル戦時非常措置方策」では、徴兵年齢に達しない者と入営延期の措置を受けている者に対しての授業継続が定められたが、同時に「在学徴集延期臨時特例」公布によって高等教育機関の在学生に対する徴兵猶予の特典が取消されたため、十一月末から十二月にかけて学徒臨時徴兵検査が実施されることとなり、理科生徒を除く大正十二年(二五三)生れの生徒は、第一学年は仮修了、第二学年は仮卒業ということで入営していった。いわゆる「学徒出陣」である。広高では十一月十五日午前六時五十分から全校職員生徒による壮行会が行われ、一七名の出陣学徒の代表が覚悟と気魄を吐露した(資料四―一二参照)。翌年には徴兵年齢が一九歳に繰下げられ、また、理科生徒の入営延期も認められなくなったため、徴兵年齢に達した生徒は学校あるいは動員先から学徒出陣歌におくられて次々と入営していった。現存する広高の入営生徒の調書によると、大正十一年から昭和二年生れまでの生徒五四名となっているが、実数はこれより多かったと思われる。

## 第二節 戦時下の学園

### 学園生活の

「刷新」 高等学校の生活も日中戦争以後軍国主義的風潮が顕著となり、しだいに兵営化されていった。生活面では昭和十四年(二五元)の長髪禁止令が生徒に大きな影響を与え、同十六年から制帽および夏服を国防色とすること、翌年には制服は国民服と定められ、生徒の様々なかたちでの抵抗をうんだ。



頭髮の丸刈を命ずる揭示  
（『広島高等学校創立五十年記念誌』より）

は学校長の大人事異動を行い、若がりをはかっている。広高では在任一年余の菊池校長は松山高等学校校長となり、教授の織田祐萌が学校長に任ぜられた。

学校行事も軍事に関連するものが多くなり、印刷・出版の制限強化などが行われた。

**報国団の 結成** 昭和十五年（一九四〇）十一月、戦時体制の強化にともない、文部省通達により校友会は解散し、新たに修練の組織として報国団が結成された。報国団は「暁国ノ精神ニ則リ師弟相携ヘテ心身ヲ錬成シテ報国ノ誠ヲ致スコトヲ目的トス」とされ、各部に次のような班が置かれた。

- 総務部——企画班・庶務班・会計班
- 鍛錬部——勤勞作業班・剛健旅行班・体操班・武道班・競技班
- 国防訓練部——騎道班・射撃班・滑空班・自動車班・海洋班

昭和十五年、「教学刷新」のスローガンのもとに、戦時下の学生生活を刷新することが文部省から通達されたが、この年の高等学校校長会議では、校友会を廃止すること、勤勞奉仕に努力すること、スポーツもグライダー・飛行機・自動車の操縦までできるようにし、生徒が享楽面に近付かず、娯楽は学校内で満たすようにすることが企図されている（『中国新聞』昭和一五・九四）。「新体制」と称する戦時国家体制作りは、高等学校の場合、配属将校・生徒主事・生徒課教官らを中心に行われた。また、文部省は昭和十六年四月に



表 4-17 修練要綱による平日の日課

時 間	事 項
午前 6.00	起床、点呼、朝礼、早朝体操 寮舎ノ清掃
午前 6.30	朝食、自修
午前 8.00	教授
午前( 9.50)	(全校体操)
午前(10.10)	教授
午前 12.00	昼食、休憩
午後 0.50	教授
午後 2.40	教室・道場・校地等ノ清掃
午後 3.00	(全校体操)、日課体錬其ノ他
午後 5.00	入浴、夕食、休憩
午後 6.30	自修
午後 7.50	休憩
午後 8.10	自修
午後 9.30	点呼、就床
午後 10.00	消燈

○カロリーを維持するのに苦労した<sup>〔蕪風〕第七号</sup>。

報国隊の編成

昭和十六年(九四二)八月、文部省の訓令によって報国団は有事相應の体制をとるために指揮系統の確立した隊組織に編成された。隊は隊本部・本隊・特技隊および特別警備隊より成り、各学級が一小隊(四分隊

に分れる)、文科・理科各学年をそれぞれ一中隊とし、さらに文科大隊・理科大隊とした。特技隊には消防隊・防毒隊・救護隊・乗馬隊・自動車隊に編成された報国団各班が所属した。これが後述する学徒動員の単位となったことはいうまでもない。

昭和十八年四月から、修練は「高等学校高等科修練要綱」によって具体的計画をたてて実施することとなった。これは全寮制を前提にして、教室・寮舎・運動場等における生徒の生活を軍隊式の規律訓練によって統一しようとした

照)。このような生徒課を中心とした干渉に対して、いかに新たな寮理念を確立するかが当時の寮委員等の課題であった<sup>〔蕪風〕</sup>。なお、寮の食事についても昭和十六年六月より配給制となり、一人一日二合四勺となり、寮生に大きな打撃を与えた。六月三日には、「本日より朝食は僅か一人四勺当の粥となる悲壯な気分となる<sup>〔蕪風〕第六号</sup>」とある。翌十七年四月より一日の食費は七〇銭に値上げされたが内容は改善されず、炊事係は平均約二五〇

もので、文部省は「修練ハ学徒ノ本分ヲ尽スヲ旨トセシムベシ」以下七か条の要綱に依り、生活・研修・体錬の各項について細かな指導方針と実施要領を指示した。学行一致・文武一体の趣旨から日課・週課・行事等の標準が示された。日課の標準は表四—一七のごとくであり、まさに寮の兵営化であった。

**報国団の再編成** 昭和十八年(一九四三)六月、報国団の再編成が行われ、従来の鍛錬部・国防訓練部・文化部・生活部等の各部を統廃合し、体錬部・国防訓練部・研修部に分け、それぞれの班を所屬させて、部長・班長には教職

員を任命した。この時敵性スポーツとして野球・庭球・排球・卓球の四組を廃止し、相撲(野球組の伝統をうけつぐ)・闘球(排球組の伝統をうけつぐ)の二班が設立された。なお漕艇部は海洋班と改称し、廃止となった庭球・卓球組の生徒がこれに合流した。報国団の組織は次のようになっていた。

体錬部——体操班・陸上運動班・剣道班・柔道班・弓道班・水泳班・相撲班・蹴球班・箏球班・闘球班

国防訓練部——行軍山岳班・戦場運動班・銃剣道班・射撃班・航空班・海洋班・機甲班・馬事班・厚生班

研修部——古典研究会(国語と漢文)・歴史研究会・興亜研究会・哲学研究会・数学研究会・物理研究会・博物研究会・化学研究会・英語研究会・ドイツ語研究会(初級と中級)・文芸研究会・音楽研究会・美術研究会・短歌研究会・俳句研究会・能楽研究会・仏教研究会・基督教研究会

運動班は改組とともに積極的な活動を展開した。しかし、国際情勢の推移を理由に中止された昭和十六年度のインターハイに続いて、昭和十八年以降も無期延期となり、猛練習を積んだ部員を失望させた。

研修部は、学制改革とも関連して、従来の同好会的性格を脱却し、全校的・統一的な組織体として活動することが要求された。その目的は、「今日の所謂科学戦の現状が従来の我が国のこの暗記的消極的な換言すれば外国依存の模倣的態度の無力を如実に物語っている」という反省をふまえ、「広高の文化水準の向上を延いては国家の文化の発展を期待」しようとしたものであった(『曾美』第三号)。しかし、勤労動員が本格化した昭和十九年以降は、生徒の課外活動もほ

とんど不可能となり、学園生活は工場での勤労のみという事態となった。

寮においても先に述べた修練要綱にもとづいて昭和十九年度の入学生は全員寮に入った。当初二年生の寮委員がいたが、修練道場として運営しようとする学校側との対立により全員退寮し、一年生だけとなった寮生は、文科が一寮、理科が二寮以下というように動員体制を優先したクラス別編成となった。生徒課は寮委員の任免にも関与し、寮の伝統も消滅した。このような動きを批判して辞職した教授もあったという。

#### 学徒動員

戦時下における労働力不足を補うための学徒による集団的勤労作業運動は昭和十三年(一九三〇)から始まったが、この頃は工兵隊へ行って土堀りをする程度であった。しかし、しだいに恒久化され、昭和十五年組織された広島高等学校報国団にも勤労作業班が置かれた。

また、昭和十四～十六年には興亜学生勤労報国隊が結成され、各学校から五人ずつ選ばれて、八日間の訓練を受けたのち、満洲・北支・蒙疆を三か月にわたって視察、うち一か月の勤労に従事するというようなことも行われた。

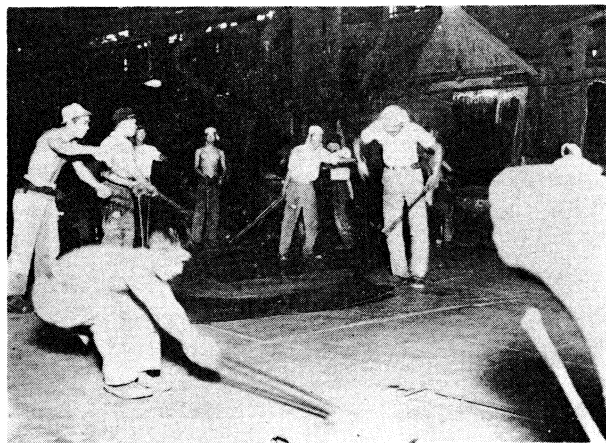
昭和十六年二月には、食糧・飼料の増産運動への学生の参加を求め、年間三〇日以内の授業廃止が認められた。

広高の鍛錬部勤労作業班では、四月以降東雲町の荒廃水田六反を県より借用して開墾し、校内空地約一反も開墾して甘藷を植付け、約五〇〇貫を収穫している。また、夏休み前後数日間の夏期集団勤労作業を行い、報国団運動関係の班・組一隊約八〇名の編成による土・日曜の兵器補給廠勤労奉仕作業も始まった。翌年からは開墾地・畑地には甘藷・小麦・大豆等も植え、県当局の要請による農村協力作業も加わった〔資料四―一参照〕。

#### 動員の本

昭和十八年の「学徒戦時動員体制確立要綱」により本格的な動員体制が確立され、同年十月の「教育ニ関格化 スル戦時非常措置方策」によって動員強化がはかられ、「教育実践ノ一環トシテ」一年の約三分の一におよぶ戦時勤労動員が決定された。

昭和十九年(一九四四)四月、学校別学徒動員基準が定められ、高学年から順次通年動員されることとなり、その間の授



学徒動員（『広島高等学校創立五十年記念誌』より）

業は現場における余暇を活用して行われる程度となり、教職員にも卒先指導が要請された。広島においては、同年の春季休業中には西条方面へ食糧増産に動員され、三年生が六月より山口県下松市の東洋鋼板と海田市の日本製鋼所へ出かけてから本格的な勤労働員が始まり、以後二年、一年へと拡大された。全校生徒が動員の対象となった九月には校長を本部長とする教職員の広島勤労働員本部が設置され、日本製鋼所・東洋鋼板の責任教官や、健民修練係・農耕係・挺身隊員が任命され、翌二十年四月の動員本部改組により、生産勤労働部・教養部・校内作業部と生徒の動員先への派遣教官が任命され、全校あげての動員体制がとられた。

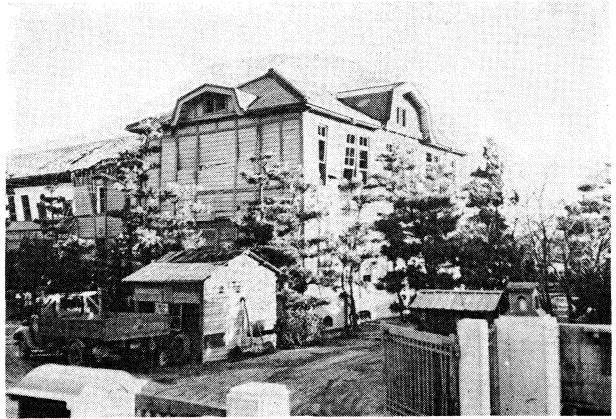
動員先での作業は、日本製鋼所では一週間ごとに代る三交代勤務で弾丸製作、東洋鋼板ではアルミ圧延作業といずれも重労働であった。

とくに呉海軍工廠は二交代制で厳しく、砲弾のボーリング、弾丸薬莖の製作等に従事した。このため機密保持も徹底して、工場は暗号であれば、生徒も動員先について口外することを禁じられ、勤労働員先のことを手紙に書いたとして、特高が薫風寮の部屋を搜索し、生徒を一〇二名検挙するというような事件も起っている『五十年記念誌』。

昭和十九年から翌二十年にかけての動員状況は次のようになっていた。

昭和十七年度生——十九年六月より東洋鋼板・日本製鋼所へ〔九月卒業〕。

同 十八年度生——十九年七月末より東洋鋼板〔理〕・日本製鋼所〔文・理〕。理の一部は九月から呉海軍工廠へ動員され、さらに東洋鋼板



原爆の爆風で破壊した校舎（米国返還原爆被爆資料より）

へ廻される）へ（二〇年三月卒業）。

同 十九年度生——十九年九月より週に数回兵器廠・被服廠・糧秣廠へ。その後日本製鋼所へ（文のみ）。秋は君田村で収穫作業および西条ゴルフ場の開墾作業（文・理）。一月より理は東洋鋼板（理乙）と呉海軍工廠（理甲）へ。文は赤穂の神戸製鋼所へ。文は二年に進級して帰広、その後継続指令が出たが行かず。理乙の一部希望者は広高に置かれた暁部隊の航空輸送隊の運転手に動員される。

昭和二十年、本土決戦に即応させるとして、「学徒ヲシテ国民防衛ノ一翼ヲシムルト共ニ、真摯生産ノ中核ヲシム」〔決戦教育〕べく、五月には戦時教育令が公布され、翌月広高学徒隊が結成された。しかし、二年生は動員中、新入生ははまだ入学しておらず、実質的な機能は果さなかった。

### 昭和二十年 度生の入学

昭和二十年（九五）度の新入生約三〇〇〇名のうち九四％は中学卒業者であった。これは中学校においては前年十二月の閣議決定により中学時代のまま動員が続き、三か月たった七月になって動員を解かれ、広高生として動員されることになった。七月五日より二五名が新たな動員先となった向洋の日本製鋼所堀越寮に入った。この寮を薫風寮と名付け、二年生の寮委員二〇名が寮生活の伝統を伝えるために移った。これ以後新入生がしだいに集まり、七月二十七日には約五〇名となり、その間半日授業・半日動員の生活が続き、八月一日に皆実町の本校で入学式



が行われた。翌日から六寮に編成された新入生の入寮宣誓名式が始まるなど寮行事も実施された。向洋薫風寮での食事は、朝は芋粥、昼と夜は麦と脱脂した大豆のまぜ飯といふものであった『五十年記念誌』。

#### 原爆被災

八月六日の原爆投下時、大部分の生徒は動員先にいた。皆実町の校内の運動場の一角に航空輸送隊がおり、寮の一部には数人の通信兵が駐屯していた。教官一人ずつが交代で、寮で防衛宿直に従事していた。文科の二年生のみ進級後断続的な講義を受けていたが、次々と軍隊にとられ、六日の朝礼には二〇名足らずしかいなかった。

原爆投下時、爆心地から二・七キロメートル離れた学校内にいた教職員・生徒のうち負傷者が若干だったが、死者はなかった。通勤途中の職員二名と、前年暮文理大教授となり広島教授も兼任していた細川藤右衛門教授が死亡し、流川町の自宅で被爆した中島光風教授が月末に死亡した。二年生では二名(昭和二〇年中。ただし不明を加えると四名となる)が死亡している。

校内の建物は、鉄筋コンクリート造りであった講堂・図書館・化学教室は窓などの損傷程度ですんだが、木造の校舎・雨天体操場・銃器庫・食堂などは半壊して使用不可能となり、薫風寮もほとんど全壊という状況であった。ただ火災が発生しなかったのが幸いであった。日本製鋼所で勤労働員作業に従事していた一年生は、六日がちょうど休曜日だったこともあって外出許可を認められていたため、市内の自宅や外出先で被爆した。正午までに一八名の負傷者が帰寮、ただちに看護活動を行い、二〇名の在寮生を広島の大震災生徒の救護に派遣した。七日朝、最初の犠牲者が出た。十一日まで連日広島市内に捜査隊が派遣されたが、行方不明者は容易に見えきず、被爆一週間後の十三日に至ってもなお二〇名余の行方不明者がいた。混乱の中にも寮生の動向が調査され、十三日の状況は表四一八のごとくであった。この日までに寮生七名の死亡が確認されている。広島関係者で被爆が原因で死亡したと思われる人は、昭和二十年中に表四一九のように二七名にのぼっている。十五日の敗戦は負傷者には秘したが、二十日堀越の寮の解

表4-18 被爆1週間後の昭和20年度生の状況

生徒の状況	学 級		理 甲		理 乙		計
	文 甲	文 乙	理 甲	理 乙	理 甲	理 乙	
寮 健 在	11	12	72	38			133
学 校 派 遣	2	1	14	3			20
寮 で 治 療	2	2	9	5			18
自 宅 健 在	1	0	10	1			12
自 宅 療 養	0	1	5	7			13
空 襲 前 帰 省	1	1	4	2			8
空 襲 後 帰 省・負 傷	2	2	7	5			16
自 宅 罹 災	3	4	11	8			26
病 気	1	2	7	3			13
行 方 不 明	0	2	11	8			21
死 亡・不 明	1	1	16	4			22
計	24	28	166	84			302

注) 『薫風寮史』により作成。合計は同書と合わない。

表4-19 広島高等学校原爆死没者数

被爆地	教職員・学生		1 年		2 年		学年不明		計
	教 職 員	学 生	1 年	2 年	1 年	2 年	学年不明		
校 内	1	—	—	—	1			2	
出勤・登校中、市内	5(2)	2(1)	—	—	—			7(3)	
自 宅、下 宿	8(1)	—	—	—	—			8(1)	
被 爆 地 不 詳	1	27(21)	6(2)	3				37(23)	
計	15(3)	29(22)	6(2)	4				54(27)	

注) 『生死の火 広島大学原爆被災誌』所収「死没者名簿」によって作成した。  
 数字は被爆後、現在(昭和50年8月)までの死没者数を示す。( )内は、即死または昭和20年内に死没した者。

散式を挙行し、二十五日までに重傷者にそれぞれ五人の付添をつけて郷里に送り届けた。  
十二月十一日、広高の移転先でもあった日本製鋼所で合同葬が行われた。

## 第四章 戦 後 期

## 第一節 戦後の諸改革と生徒

## 大竹移転

戦後しばらくは、登校できる者は倒壊した校舎の跡片付けなどをしていたが、昭和二十年（一九四五）九月中旬になって、利用可能な講堂で月末から一部授業を開始したいと希望的観測をする程度であった（『中国新聞』）。

しかし、いつまでも見込みのない状況のままではできず、十月になって、とりあえず向洋の日本製鋼所の寮を基地とし、事務所の一部を教場として授業を開始することとなった。この年は十二月十七日より冬季休暇に入ったが、この間大竹の旧海軍潜水学校跡に移転することに決定し、翌二十一年一月二十日より移転作業を開始し、二月十五日開校した。この作業には校友会生徒幹事が率先して当り、下宿の確保、食料関係の交渉なども行った。昭和二十二年四月までに施設内で三度移転するという不安定な状況であったが、旧兵舎を利用した寮の生徒や広島から通学してくる生徒に対する教育が行われた。戦後の教育改革は、高等学校校制度そのものにも学園生活にもおんだ。

## 生徒陣容

## の変化

戦後の大きな変化はまず、生徒の陣容の変化となつてあらわれた。その一つは、敗戦にともなう引揚げ学徒の転入学、陸海軍諸学校出身者および在学者の編入学が行われたことである。広高では昭和二十年十一月に軍関係者の編入試験が行われて二年に編入され、翌二十一年の入試では人数制限が行われて一割（二五名）

表4-20 戦後の職員定員

年月日	校長	教授	助教授	事務官	書記	勅令番号
昭和21. 3. 22	人 1	人 28	人 4	人 1	人 6	156号
	校長	文部教官 1級・2級	文部教官 3級	文部事務 官2級	文部事務 官3級	
昭和21. 4. 1	人 1	人 28	人 4	人 1	人 6	209号
昭和21. 7. 11	1	32	6	1	7	356号
昭和23. 8. 23	1	32	6	1	8	256号

注) 文部教官1級・2級は教授。

か入れなかったが、二十二年には予科兵でいったん中学に入った者も含めれば過半数が軍関係出身の生徒でしめられているという状況であった。<sup>〔五〕</sup>昭和二十一年度は総生徒数にしめる軍関係学校経験者の入学予定者数の割合の調整がつかず、新入生は一学期は休講という有様であった。

これと関連して入学定員の臨時増加や理科生徒の文科への転科を認める措置がとられているが、広高の場合、昭和二十一年以降文科八〇名、理科一六〇名を募集することとなり、定員の不均衡は是正された。

**諸制度の改革** 昭和二十一年二月、高等学校令の改正が行われ高等科の修業年限が三年に復したので、同年は卒業生が出ないこととなった。

職員についても新たに規定された官立高等学校官制によって、学長・文部教官・文部事務官が置かれ、教育を掌る教授には一級または二級の、助教授には三級の文部教官があてられた。広高の職員定員は表四二〇のごとくである。

このほか、実業学校や青年学校等の出身者にも入学資格を与えたり、女子の入学も認めるなど、これまでの封鎖性を改め、教育の機会均等の方向を打ち出した点も注目されよう。

**教育内容の変化** 「時局ノ変転」にともなう教育実施上の注意事項としては、昭和二十一年十一月の通牒により、道義科・経国科・歴史科・

古典科の学科目は「新時態」に即応して学校長が十分工夫・留意すること

が要請され、教練科は廃止された。次に昭和二十一年(一九四六)五月の改正「高等学校規程」による学科目および学科課程の変化をみておこう。

文科の学科目は、倫理科・古典科・哲学科・歴史科・社会科・自然科・第一外国語科・第二外国語科・体育科とし、理科は、倫理科・人文科・数学科・物理科・化学科・生物科・第一外国語科・第二外国語科・体育科・図画科・地学科とされ、各学年二四時間の必修科目毎週授業時数と、三〇六時間の選修科目毎週単位数が定められた。また、これにもとづく「高等学校高等科教授要綱草案」が作成された。教育方針に関する留意事項も「人類文化」の向上をめざす理念の高いものであり、なおかつこれに拘泥することなく「教授者各自ノ創意工夫」が期待された。

#### 校友会の再建

戦時体制下において戦争協力のために編成されていた報国団が解消され、校友会の再建が行われた。校友会は「職員生徒協同融和シテ心身ノ修養ヲ図リ善美ナル校風ヲ発揚スルヲ以テ目的トスル」という昭和十五年の報国団改組以前の目的にもどり、総務部・文化部・運動部・生活部を置き、文化部・運動部に次の諸班を設けて、文化の昂揚および心身の錬磨をはかった。

文化部——弁論・古典・歴史・哲学・社会科学・国体研究・英語・独語・仏語・数学・物理・化学・博物・文芸・短歌・俳句・美術・音楽・映画・茶道・仏教・基督教

運動部——陸上競技・水泳・漕艇・山岳・海洋・馬術・体操・蹴球・野球・ラグビー・箏球・排球・卓球・庭球  
(硬・軟)・相撲・自動車

このうち、古典・馬術・相撲・自動車の各班はのちに廃止された。生活部の事業には厚生・生産というものがあり、食糧問題解決のために大野村で農園を経営したり、塩の生産を計画したりした<sup>〔校友会誌〕</sup>。のちには書籍班・新聞班がこの部に属した。

寮生活

向洋黨風寮は十一月十日結成式を挙げたが、学校の大竹移転にもなつて寮も旧海兵団跡に移転し、二月二十一日開寮した。当時食料問題、貧困学生の救助問題が最大の課題であり、働きつつ学ぶ体制を確立すべく、学校に対して講義の口述筆記からプリント制への移行、試験の二期制、自由出席制を要求し、生徒大会も開催した。寮の食堂での給食は調味料等はほとんどなく、わかめの塩汁ばかりという状況で、学校側も試験延期、食料休暇や長期以外の欠席届の廃止等を認めざるをえなかった〔「風潮」 寮生活〕。

復帰運動

昭和二十一年十月二十三日、呉の占領軍から広島が使用中の旧海軍潜水学校校舎の接収命令がくだった。

皆実町校舎の復興は以前からの懸案であったが、三年理科生徒を収容するのがやっとで、全校生徒の収容はおぼつかなく、かつ寮も倒壊していたのでとても広島に帰るわけにはいかなかった。二十四日の教官会議で試験が延期され、校長と生徒代表の会談が行われ、翌二十五日の生徒大会によって本校復帰案とための復興運動案が可決され、全校生で目標三五〇万円の資金獲得運動を展開することとなった。十月三十一日より十一月十日までを復興休暇とし、中国地方以外の者は帰郷して運動を開始し、残留組は、広島・呉・大竹の三地区に分れて募集演説を行った。十一月四日からは全員帰郷し、街頭演説・劇場演説・学校訪問・有力者訪問・先輩連絡等を行い、十一日に一部運動継続地区を除き全員帰郷して収益金を学校に提出した。この間占領軍司令部にも生徒を派遣し、大竹校舎接収取消を要求して許可された。しかし、「皆実町へ」を合言葉に募金運動は続けられ、以後、運動会・バザー・寮生劇・音楽会等を開催して寄付を募り、花柳茂輔舞踊鑑賞会を各地で開き、広島総合グラウンドに巨人軍を迎えてグリーンパーク・オール広島両軍との野球試合を行うなど、積極的な活動を行った。十二月頃からは二年生を中心に復興委員会を組織し、教官側の復興課（課長鈴木教授）と提携して運動を推進することになったが、冬期休暇中の各地区での運動とともに、舞踊興行を担当する地方興行班と、演劇班による演劇鑑賞会が県下を巡回して好評をほくした。この頃、学問と復興運動は両立せずとして運動に反対する声もようやく高まったが、演劇班は活動を続け、昭和二十二年四月に

至り三年生が皆実町へ移転した。この間不足金額は一〇〇万円となり、工事請負側から一〇〇万円を借用するかたちで復旧工事が開始された。二十二年卒業生の大学進学が不振であったため、以後の運動に消極的となった三年生にかわって、大竹の一、二年生が中心となって、五月上旬、全員が三菱化成・岩国陸燃等で一週間のアルバイトに従事し、その対価は直接学校に支払われて寄付金となった。

倒壊した薫風寮も同窓会の援助もあって二棟が復旧され、同年九月、皆実町校舎への移転が行われた。

#### 自治会の

#### 結成

敗戦以後、水戸・静岡・佐賀高校などに相ついで学園民主化闘争が起ったが、原爆により人的・物的に多大の損害を蒙った広高では、授業開始の体制にどのようにして持つていくかが緊急課題となったためか、そのような動きはみられなかった。生徒の統制の中心となった生徒主事・生徒主事補の制度は昭和二十一年に廃止され、生徒課長が生徒の指導に当ることとなった。自治会活動の復活も認められた。

戦後の広高に自治会が結成され、規約が決定されたのは昭和二十二年十月である。自治会は学級自治会・学級自治委員会・学校自治委員会で組織され、「生徒ノ自治精神ニ基キ善美ナル学園ヲ築クベク、知的ナ批判ト明確ナ判断ニ立脚シタ全校生徒ノ意志ヲ実現」することを目的としていた。戦後の民主化の風潮と学園再建に当っての生徒の意識の高揚の結果である。また、青年共産同盟広島高校班が学生生活の向上・明朗化や民主化の徹底をめざして研究会を開催したのも同じ時期であった（『校友会誌』一九四七年）。

#### 学生運動

この時期の学生運動で最大の盛り上りをみせたのは授業料値上げ反対闘争である。これは昭和二十三年（一九四四）四月から高校の授業料が四〇〇円から三倍の一二〇〇円に値上げされることに反対して、各高校の生徒大会が不払い決議をしたものである。この年は極度なインフレーションが進行して学生生活も危機におちいていた。この運動は、値上げによって教育の機会均等の原則を破壊することに反対することから、さらに一歩進んで反動的な教育政策に対決する教育復興運動として展開したものである。同年六月、全国官公立大学高専学生自



治会連盟の指導により教育復興闘争が展開された。六月十五、十六両日の総会では、二十三日からの各地区ごとのスト日程を組み、二十六日全国一斉の二四時間ストを行うことを決定した。また、教育復興闘争についての決議は、文教予算の飛躍的増額、学生生活の破壊反対、教育制度の改悪反対、学問の自由と学生自治運動への干渉弾圧反対などを内容とするものであった。広高では二十一日の生徒大会で、二十四日に同盟休講に入ることを決議した。学校側は内藤校長が生徒を集め、趣旨には賛成だがストは中止するよう要請したが、当日は朝のラッシュ時に生徒が市内各所に出て、文教予算の増額以下四つのスローガンをもって市民に訴えた。自治連が全国ゼネストを決議した二十六日には、広高講堂で学生自治連の総決起集会が開催された〔「中国新聞」昭和二三・三・六・二四〜二六〕。

この運動で結成された全学連に広高も加入し、組織的な活動が展開されることとなり、昭和二十四年五月には国会に上程されようとした大学法案に反対して十四日から無期限ストに入った。この間、生徒側が出欠をとらずに授業を行うという授業管理を行い、十七日に教授と生徒合同の学校大会を開いて、広範な戦線統一をはかるため文理大の大学法案対策協議会に加入することを決定し、ストを中止した〔「中国新聞」昭和二三・四・五・一五〜一九〕。

広高の場合、この年以降三年生約二五〇名のみとなり、「大部分は学業に没頭し来年の旧制大学入試に備えつつある状況で、四囲の事情に呼応して時に左翼の運動も見られるが全般に没頭するに至らず」という状況になり、やがて新制広島大学に引き継がれることになったのである〔「公立学校当局発行昭和二十四年度」  
「学内学生団体に関する資料」〕。

## 第二節 新制広島大学への包括

### 高等学校制 度の廃止

戦後の学校体制の具体的実施案を作成するために設置された教育刷新委員会は、昭和二十一年(二九四六)十二月、いわゆる六・三・三・四制の学校体制をとるべきことを建議した。ここでは修業年限三年の

（中学校に続くものとしては三年制の高等学校（仮称）を設け、さらに四年制の大学に続けるというので、従来の高等学校や専門学校は存置を許されなくなった。新しい高等学校は、これまでのような大学進学の子備的な教育を行うところではなく、上級中学校程度のものとされていた。

この建議をうけて、昭和二十二年三月三十一日に学校教育法が公布されたことにより高等学校令が廃止され、同年十一月、同法の施行規則が定められて「高等学校規程」が廃止され、高等学校制度は消滅することとなった。しかし、この年も新入生の募集が行われ、現実には生徒が在学しているため、これらの法律によって従前の規定による学校として存続することや他の学校になることができるとされ、広高も廃校か改編かの対応をせまられることとなったのである。

#### 国立広島総合大学

昭和二十二年（一九四七）になると国立広島総合大学設立の動きが本格化し、五月以降関係学校長が会合して協議会を開催し、県は十月に至って「官立広島総合大学設置申請書」を文部省に提出した。

当時中国地方に一つの総合大学を作るという計画が文部省から発表され、岡山県が猛運動を開始したのに対して作成されたものであるが、この中では「又将来時期を得て可及的速かに広島高等学校の施設を利用して経済学部を設置せんとする」構想がもりこまれている。この時点で早くも経済学部構想があったことは注目されるが、高等学校の処置に関する国の方針が確定するまでは、当初計画からは省かれていたわけである。広高内部からは独立の大学を設置しようという声も出たが、なにごと三〇名程度のスタッフでは実現不可能であった。

戦後の教育改革方針の中で、大学における一般教育の重視ということが叫ばれていたが、広高を母体として、設立されるところの総合大学の各学部を通ずる一般的教育を担当する教養学部構想が登場したのは、翌二十三年一月に作成された「広島総合大学設立計画書」においてである。広高からの国立広島総合大学設立推進本部の本部員としては、内藤校長と中原教授が参加していた。当時第一高等学校が教養学部案を推進しており、広高側も、現有スタッフは不

足しているが、他の参加学校から定員を借りて教養学部を作ろうと計画したが、文部省はこれを認めなかった。

このほか、広高については、文学部・理学部へ吸収して発展的に解消しようという意見もあったが、結局教養部というかたちで残ることになった。

また、県市当局や地元経済界の強い要望があつて設置された広島大学政経学部についても、広高を母体としようとする案が早くからあり、広高関係者を中心に教授陣容が構想された。

このような改編の動きに対して、生徒側は高等学校制度の廃止につながる新学制反対、それに続く国立大学誘致運動、新制大学設立にともなう二十三年度入学者の処遇などをめぐって様々な動きがあつたが、大きな運動としては展開しなかつた。

**広島大学への  
包括と閉校** 昭和二十四年(一九四九)五月三十一日、国立学校設置法が公布されて、広高は広島大学に包括されることになり、官立高等学校官制も廃止された。新入生の募集はもちろん行われず、二年に進級する生

徒は三月修了ということになって新制大学に進学することになり、文甲乙各一クラス、理科四クラスの三年生のみ約二五〇名が広島大学広島高等学校で学ぶことになった。広島高等学校の看板とともに皆実分校(通称教養部)の看板が校門に掲げられた。

なお、最後の広高生は昭和二十五年二月二十五日卒業し、大正十二年(一九二三)設置以来の広高の歴史に幕をとり、薫風寮も広島大学に引き継がれたのである。

四一 高等中学校の設立計画 明治二十年

〔福山教育義会重要書類〕  
〔福山誠之館高等學校蔵〕

(1)

答 申

高等中学校擴張方法之義、本月十五日御諮問之趣者則チ方今之急務ニ付速ニ御実施相成度候得共、目下尋常中学校擴張費寄付説論中ニシテ、寄付帳調印モ未タ全ク整ハザル町村多々有之ミナラス、他ニ寄付ヲ以テ種々ノ事業ニ着手中ノ地方アリテ、有志者ノ如キモ周旋ヲ辞シ、人民モ亦其寄付ノ頻繁ナルヲ厭ヒ候央へ、又高等中学校費寄付募集候而者大ニ民心ニ影響シ、所謂二兎ヲ逐フ者ハ一兎ヲ獲サルノ西諺ニ免レス、終ニ両ツナガラ目的ヲ達シ得ラレ難カルベシト杞憂ニ不耐、乍去学事擴張モ難閣、彼是苦慮罷在候場合、其事情御洞察今廿日更ニ御諮問相成候左ノ項々審考仕候処、前頭杞憂ヲ免ル至極ノ御高察与御同意ヲ表シ候、且旧広島藩内ノ郡区ニ於テ募集候尋常中学校擴張寄付金ノ内ヲ以テ、他日県下一般ノ高等中学校費募集相成候迄ノ費途ニ充用ノ義敬承仕候条、速カニ高等中学校擴張ノ御準備相成度候

一、旧広島藩内郡区ニ於テ募集ノ尋常中学校資金高等中学校費ニ転換ノ事

一、高等中学校中ニ尋常中学科ヲ置キ、其経費凡ソ八千円ハ地方税ノ支出、高等中学校費与聯帶支弁ノ事

一、高等中学校并ニ該校内ニ置ク尋常中学科ノ設立準備費ハ、

地方税寄付金〔第一項ノ募集金〕聯帶支弁ノ事

一、建物敷地書籍等ハ渾テ地方税与寄付金与ノ共有財産タルベキ事

一、第一項募集金ハ他日県下一般ノ募集スルモノ与、汎ク県内ノ共有財産タルベキ事

右答申仕候也

明治廿年一月廿日

郡区長連名

知事宛

追而安芸郡長杉山新十郎、三次三谿郡長三郎省ハ当度出県不仕候ニ付、逐テ各自ガ上申可仕候也

(2)

今般計画ニ相成候高等中学校設立順序左之通内定相成候条、為御心得此段及御通知置候也

明治二十年一月廿八日

広島中学校擴張事務取調委員長

広島県書記官 平山靖彦印

深津  
沼隈郡長岡田吉顯殿  
安那

高等中学校設立順序

一、現今募集ノ広島中学校資金ハ更ニ高等中学校ヘ転シテ寄付セシムル事

是ハ東京ニ於テ浅野家ヲ始メ其他有志ノ議ヲ定メタル上ニテ、主唱者總代ヨリ左記ノ趣旨ヲ記載シタル書面ヲ出サ、シメ、寄付者各自ヨリ一々寄付換ノ事ヲ申出テシムルノ煩ヲ省ク

広島中学校規模拡張ノ義ニ付、曩ニ相願爾来統々寄付ノ運取計候処、先般中学校令定メラレ、中学ハ高等ト尋常トノ区別相立、尋常中学ハ五ヶ年ノ課程ニ相成候、就テハ今広島中学校ヲ尋常ノ制ニ御改革相成ル時ハ最初ノ目的難達ニ付、右ハ高等中学ノ制ニ改メラレ候様御取計相成、私共ノ寄付金ハ其資金ニ充テラレ候様仕度云々

二、明治二十年度広島中学校費ハ寄付金ニ資ル筈ノ処、右寄付金ハ高等中学ニ転スルカ故ニ、更ニ地方税ニ資ルノ計画ヲナスヘキコト

三、二十年度間ニ於テ広島中学校ヲ適當ノ地ニ移転新築シ、且須用ノ土地及図書器械等ヲ新ニ購求スルコト

四、前項中学校新築ト同時ニ高等中学校ヲ準備ヲナスコト

五、前三項四項ノ費用ハ割合ニ依リ地方税寄付金連帶支出ノコト

六、二項三項ノ地方税予算ハ文部ヘ協議ノ上之ヲ定メ、当年度

内ニ於テ臨時県会ヲ開キ之ヲ議定セシムヘキコト  
七、来二十一年度ヨリ高等中学校ヲ設立シ、其中ニ尋常中学校ヲ置ク

八、高等中学校ノ経費ハ凡壹万九千円トシ、内尋常中学校ニ属スル経費ハ地方税ニ資ル

九、高等中学校資金トシテ来二十五年ヨリ二十個年毎毎年金二万円ヲ増募スル事、但其各郡区負担額ハ郡区長ノ協議ニ依ル

十、高等中学校設置願ハ第六項ノ処分成了ノ上ニテ文部大臣ニ差出スコト

十一、第一項ノ金ト第九項ノ金トハ合併シテ別ニ之カ区分ヲ立テサル事

十二、学校ノ財産ハ地方税ト寄付金トノ兩屬タルヘキコト

四―二 高等学校設立地に関する新聞論調(明治三十二年)

〔芸芸備日日新聞〕  
明治三十二年三月五日

高等学校設立地は広島を可とす

政府は第六高等学校を岡山県に設置することとし其経費の予算案を去る二日の衆議院に提出したり。其高等学校を中国極要の地に設置するの議は政府の夙に計画せる所にして其理由も世人の既に知る所なれども、之を広島県に置かずして岡山県に設くる事とせし理由甚だ分明ならず。思ふに岡山県民が非常の手段を以て極力運動したるの結果、遂に政府は位置を同県に定め議案を提出するに至りたる次第なるべし。然るに同学校を同県に設置することとなりし理由の要点は、或は岡山は古来碩学鴻儒の出でし地にして教育の基礎既に定まるなど云へる点は素

より齒牙に懸るに足らざるの論にして、若し斯の如き議論を以てせば我広島の如きは寧ろ岡山よりも偉大なる人物を出し、殆んど一代の文柄を掌握したる程の碩学鴻儒も雲の如く輩出し、中国教育の源泉は是地より流れたりと云ふも過言にあらざるなり。よしや仮りに一步を譲りて岡上に教育の基礎ありたりとしても、今日政府が苟も国税を徴収したる国庫金を以て国家の大事業を經營するに当り、斯る浅薄なる議論を以てすべきにあらず。猶又或は当路者間には、広島は妓楼酒亭多くして一般に淫風盛んなれば教育の地に適せず、岡上は割合に風俗淳朴なりとの議論もあらんが、若し然る議論をなせば東京の如き風俗浮薄なる地にして悪風全都を蔽ふの処には決して学校を設置すべきものにはあらざるなり。此論また勿論取るに足らず。察するに只だ同県民及政府が第六高等学校を岡上に設置することせし主要の所論は左の二点にあるべし。

(第二) 岡山には従来高等学校の医学部ある事

岡山は従来第三高等学校の医学部あり、是故に中国に高等学校を設置せば岡上に設くるこそ至当にして亦必らず此処に置かざる可らずと云へるの論、或は当路者の根拠せる主旨なるべけれど、此論こそ最も我邦教育上の歴史に暗き汪濶の僻論にして、素より政府にあるものゝ唱ふだに恥づべきの所説なり。元來医学部の同地に設けある所以は、今を去る十余年前全国各府県共に地方税を以て医学部を設置しあり、其設けなき地方にも更に設置せん勢ひなき。顧みて当時の地方経済を見れば、譬へば今日は十萬円の財源あるものも其頃には僅かに三萬円位の財源なりし。此少額の経費中には設備の不完全なる学校を設けて不十分の教育を施さん事却て面白からずとて、夙に医学教育

及衛生制度に熱心せる人々は甚く憂慮し、文部の当局者も此点に就き種々苦心しつゝあるの折柄、偶ま故森文部大臣は全国に五個の高等中学校を設くるの計画をなし遂に議決し、去る明治十九年に全国枢要の地に高等中学校は設置せられたり。是に於てか予て文部省の一問題たる医学部の議も此際始末を付けんものと内務省と交渉の上、勅令を以て地方税にて医学部設置を厳禁し、全国に在る各地方の医学部中最も設備の完全にして教育上注意行届きたるものを撰み、之を其最寄の高等中学校に附属せしむることしたり。依て千葉の医学部を東京の第一高等中学校に附属せしめ、仙台の医学部を仙台の第二高等中学校に附属せしめ、長崎の医学部を熊本第五高等中学校に附属せしめたるの時、中国にては岡山の医学部最も設備完全なりければ之を京都の第三高等中学校に附属せしめたりき。決して岡山を以て高等中学校を置くべき位置と認め先づ初めに医学部を置きし訳にあらず。医学教育の進歩を計り且つ衛生制度の統一をなさんとて不完全なる医学部を廃止して、稍々完全なる医学部を以て高等中学校に結び付けしものにて、土地の優劣等を撰みたるにはあらざりしなり。故に岡上に医学部あるを以て高等中学校は岡上に設置せざるべからずと云へるの論は、当時の事情に通ぜざるの汪濶なりと謂つべし。若し其れ岡山に医学部の設けあれば是非共此処に高等中学校を置かざるべからずとせば、千葉県千葉には医学部あれば此処にも高等中学校を置くの必要ありと云はざるべからず。世間豈斯る浅薄の議論あらんや。猶又岡上に医学部あれば此処に設くるを以て便利なりとせんか、然らば則ち東京の高等学校は千葉に、熊本の高等学校は長崎に移転せざるべからざるなり。是も亦決して至当の論にあらず。苟も国家の大事

業を計画する政府の当路者又は貴衆両議院の人々は是等の道理には精通せん事こそ肝要なるべし。

(第二) 山口に高等學校あれば、広島に置かずして、岡山に置くの議。

政府の当路者は或は山口県山口に高等學校ありて広島は其接近の地なれば、之を広島に置かずして岡山に置く方適當なりと云ふの説を有する人もあらん。然れども是亦最も淺薄なる觀察によれる姑息の説たるを免れず。元來山口高等學校なるものは明治十八九年の頃同県人にして時弊を見るの明ある人々、後進子弟の輩が徒らに先輩の推撰に預り小官に奉職して衣食の道を得れば満足し、更に遠大の志望を抱くものなきに至らんとするの風を見て大に慨歎し、遂に同県出身の人々を相謀り、古へ山口・萩・岩国等其他各地に設けありし学館を再興し、盛んに文事拡張発達せしめ、先輩の鼻息を窺ふて進退を決する如き小胆の人物たらず、祖先の遺訓の如く正々堂々と真正面より進み行くべき人物を作り、防長二州の志氣を振はしめんものとて、遂に防長教育会なるものを組織し、六十万円の資金を準備し之を以て一大私立學校を設くる事と決し、遂に此私立學校は政府と協議の上、即ち今の山口高等學校とはなりたり。故に当時防長教育会は政府と約束するに、同高等學校の経費は毎年政府より出づる予算により同会基本金六十万円の利子を以て支弁することとし、又学校長或は教頭等職員の内免も教育会と交渉の上ならでは執行せざることとし、高等學校の商議員七名を置き万事の処理を托したり。更に又同教育会は会の方針によりて高等學校を廢止することもあるべく、若し然る時は動産不動産共悉皆教育会に讓渡すべきことをさへ契約せられたりき。斯の如く山

口高等學校なるものは防長教育会なる一法人が資金を投じて設け、其存廢も一に挙げて其権内に在るの云はば一私人の事業を以て一定動かざるものゝ如く見做し、国家の一大事業を経営するは甚だ見當を失したるの事にして、其觀察の淺薄なること殆んど笑ふに堪へたり。素より今日山口高等學校は設備も完全にして生徒も十分にありて、昨今廢止するなどの事はなかるべけれども、今後の形勢にては或は同教育会が高等學校を置かんより寧ろ之を廢して其費金を以て海外留學生を出す事とするか、若くは或種の専門學校を置く事とならんか、其時に至り山口に高等學校なければ岡山よりは広島の方適當なりとて移転せしむる如き舉に及ばざるべからざるに至るべし。尤も之が一県の地方經濟を以てなすとなれば兎も角も、苟も国庫金を以て教育上の大計画をなす国家事業を設計するの今日に於て、根柢強固ならざる架空の希望を抱き山口にあれば広島に置くの要なく之を岡山に置かんとは大早計も亦余ありと謂つべし。現に一時官立と見做したる鹿兒島の高等學校の如きは費用の都合により遂に廢止したるにはあらずや。若し山口高等學校にて意見を異にし方針を改めて廢止する如き場合ありたらんには、山口県の学生もまた遠距離の岡山県に至らざる可らざることとなるべし。依之觀之山口に高等學校あれば広島より岡山に設くる方適當なりとの議論は成立ち難く寧ろ甚だ失當の所説なりと謂つべき也。以上の二説既に取り足らざるの論にして第六高等學校の位置は必ずしも岡山に限らざること明白なれば、吾人は更に進んで第六高等學校の位置は必らず広島に定めざる可らずといふの所見を述べべし。

(第一) 地理上の便利。今茲に中国人士の爲め高等學校を置

くとせば、其学校に入るの生徒は山陽道の各地は勿論、山陰道(山陰)、各国及四国各地より来るものなり。然るに之を岡山に置くくと広島に置くとは孰れが交通往来に便なりやと問はば、何人も先づ指を広島に屈するに躊躇せざるべし。又仮りに之を岡山に置きたりとせんか、播州より来るべき少数の学生と山陰道の一部より来るべき少数の学生の外、四国の或る方面より来るもののみに止り、広島県又は山陰道の大部分と四国の一部は岡山に赴くを厭ふべし。然れども之を広島に置きたらんに山陽全道各地は勿論山陰道各地及四国との交通機関も完備して往来頗る便にして、地形上是地を撰ばざる可からざることは既に中国に冠たる師団控訴院等の広島に在るを以ても認識するに十分の価値ありとすべし。然るを何を苦んで政府は地形の劣りたる岡山に之を設けんとするか。山口県の如きも若し一たび山口高等学校の廃止せられんには策を負ふて赴かざるべからざれば、交通往来に便なる広島に設置すること最も公平の処置なりと信ずる也。

(第二) 教育制度の沿革 明治五年の詔勅にて定められたる学制によれば、全国を第七大学区に分ち其大学区中を幾多の中学区に分ち其の中学区を亦幾多の小学区に分かれたり。偕テ其七大学区には将来大学校を設けんとの御聖旨にてありしなり。而して此広島は其大学区中に定められたるの制なりき。此の制度は去る十二年まで履行せられたりぬ。依て広島には当時官立の英語学校及師範学校は設置せられ、中国及四国の各地より学生来りて教育の枢機を握りたり。斯る教育制度の歴史上よりするも第六高等学校は広島に置くべき理由は十分なりと認む。

叙し去り叙し去り来れば全然第六高等学校を岡上に置くの理なくして寧ろ広島に置くべきの道理顯然たるを知るべし。我県

撰出の議員は勿論貴衆両院の議員諸氏は必らず国家の大事業をなすには公平なる意見を有せられる事ゆえ、吾人の所説に賛同せらるべきを信ずるもの也。

#### 四―三 高等学校設置要望意見(大正八年)

『広島高等学校設置運動史』

広島に高等学校設置要望意見

我広島経済研究会は目的とする所、素より広島県及広島市に於ける経済的發展を研究するにあり。卒然として之を思へば、事の教育に属するものゝ如きは其関係薄きに似たり。然れども人物養成の事たるや素より影響する所広く、経済的發展も亦人物の有無の如何にあり。況んや広義の経済は皆之を含めるをや。由来我広島は人物に乏しと称せらるゝの地、其人物に乏しきは人物の養成に適當なる機関を欠くも亦一原因たらずんばあらず。而して高等学校の設置は、従来先輩有志当局等に於て屢々幹旋する所ありしも、未だ設置の機運に会せざりき。時なるかな、大正八年政府は高等学校増設の計画を立てらる。本会乃ち以為らく広島は中国に覇たるの地、今高等学校二十五校に増設せらるゝに当り同校未設の全国有数の都市は皆与かる、単り広島市の之に洩るゝの理あるべきにあらずと。決然蹶起して其必要を唱道し以て市民及県民の注意を喚起せり。

人或は曰く、四境隣接の各県皆高等学校を設置せられたるを以て、我広島に之を設置を望むは困難なるべしと。然らば京都・大阪・岡山に其設置ありて今新たに神戸に其設置を見んとするは如何。山口・福岡・熊本・鹿児島と隣接して尚佐賀に設置せられんとするは如何。所は取るに足らざる杞憂のみ。是等



第四編 広島高等学校史

の理由に依りて広島に高等学校設置希望の声を絶たんとするは無意味なり。理義を没却せるものと謂ふべし。之を要するに設置の能否は之に当るべき要件を具備するや否やにありと断すべきなり。幸にして我広島は此要件を具備せるあり。以下之を纏述するあらんとす。

第一は 高等学校入学志望者の多きこと是なり。

曩に政府が高等学校大増設の計画を立つるや、東京朝日新聞は早く已に其指定地たるべき所を数へて広島市を其一に擬したり。決して是偶然のことにあらず。正に是十目の見る所十指の指す所にして、畢竟土地の状況に徴し之に擬するに至りしものなるべし。而も之を措きて尚有力なる第一理由は、実に本県に於ける高等学校入学志望者の遙かに他に超ゆるありて、全国四十七府県中、学校所在地にあらずして第九位を占むること是なり。入学志望者の我広島県より多数なる地方は既設若しくは設置決定地にして、其数本県より少数なる地方にも多々設置せられたり。然れば我広島県は次回に設置せらるべき必然の順位にあるものにして、并は左記統計に徴するも明瞭なるべし。

高等学校入学志願者府県別順位(大正七年文部省調査)

既設	府県	入学志望者	入学者
既設	東京府	二、四五三	五〇七
八年着手	福岡県	五四五	一〇二
八年着手	大阪府	五二七	一〇四
既設	京都府	五〇七	一〇七
設置内定	兵庫県	四三一	一〇六
既設	愛知県	三七二	五六

既設	岡山県	三四四	六四
既設	宮城県	三二一	四四
既設	広島県	三二三	六四
既設	熊本県	三〇一	三八
既設	鹿児島県	二八六	六七
八年開校	新潟県	二六二	四九
八年開校	長野県	二三六	六一
八年開校	山口県	二三二	四六
八年開校	長崎県	二二七	三〇
八年開校	愛媛県	二〇七	三二
設置内定	静岡県	二〇〇	三四
設置内定	佐賀県	一八八	四二
設置内定	神奈川県	一八四	四〇
設置内定	北海道	一八三	四二
設置内定	石川県	一七八	三一
設置内定	千葉県	一七八	二五
設置内定	福島県	一七六	二五
設置内定	大分県	一六五	三一
設置内定	山形県	一六五	三〇
設置内定	富山県	一六三	二二
設置内定	栃木県	一六一	二五
設置内定	和歌山県	一五一	二六
設置内定	香川県	一四七	二〇
設置内定	岐阜県	一三八	一五
設置内定	茨城県	一三六	二九
設置内定	三重県	一三一	三四

八年着手

埼玉県	一一三	二三
福井県	一一二	一八
徳島県	一一〇	二三
群馬県	一一〇	一四
高知県	九九	一八
奈良県	九三	二四
秋田県	九二	一二
島根県	八六	一四
岩手県	八六	七
滋賀県	八一	二八
鳥取県	八〇	一六
山梨県	七七	一二
青森県	七三	一二
宮崎県	七〇	四
沖縄県	二六	三

八年着手

第二は、文部省の擴張計画に依れば、本県は尚高等学校二校以上設置せらるべき資格を有することはなり

抑々文部省の高等諸学校増設計画は、中学卒業生三分の二を収容すべき方針の下に計画せられたるものなり。而して本県には広島市に広島中学校、高等師範附属中学校、修道中学校、広陵中学校、明道中学校、崇徳中学校の六校、市外に具中学校、忠海中学校、三次中学校、福山中学校、日影館中学校の五校合計十一校を有し、其卒業生現在六百七十名、学制改正と共に將來増加の数を加算するときは、文部省調査に依り学校増設完成の大正十四年には優に八百七十名以上の卒業生を出すべく、其

三分の二、五百八十名以上の多数は高等程度の学校に収容せらるべきの運命を有す。之が設備としては高等学校程度の学校二校乃至三校を設置せらるべき数にあらざるや。嚮に高等学校増設のこと貴族院に上議せらるゝや、宜しく志望者の多き地方を以て其学校設置の指定地となすべしとの主張ありき。洵に是れ至当の見解なり。而して文部省亦此方針の下に設置地を指定しつゝあり。果して然らば、高等師範学校は地方的関係殆んどなきを以て、斯く多数の卒業生を有する我広島県は高等工業学校の外に尚高等学校一校を設置せらるべきは、自然の數にして当然の要求たること明かなるべし。其他交通運輸の關係物資の供給等、之が設置地としての要件は他都市に比し十分に之を具備し居れり。我広島に設置せられざるの理断じて之あるべきにあらず。吾人は既に設置の要件を具備する事を説きたり。依て以下県市民諸氏に設置の利益を述べて其熟慮を乞はんとす。

第三は、人材養成と高等学校設置の關係是なり

高等学校は高等普通の教育を受くると共に、文理・法・医・農・工・商の大学各分科に共通して其進路の階梯たるべきものにして、各方面の人材を養成すべき最必要の機関たり。然り此学校の有無は本県の人材養成上に至大の關係を有す。人材の養成は即ち先覚者又は権力者として後進誘掖輔導の素をなすものにして、相率ひて本県を益すること最も大なり。本県の發展に志あるの士須らく必成を期して之が設置に努力すべきなり。

第四は、学制改正の結果之が設置の必要弥々緊切を加へたることはなり

今次学制の改正は、中学校を卒業せざるも高等学校に進入し得べき便利を与へられ、尚中学への進入者も尋常小学校を卒業

第四編 広島高等学校史

せずして入学することを得られ、秀才の進路は一層快足を以て邁進し得べきこととはなれり。是に依りて高等学校の入学志望者は一段の激増を来すべく、従て高等学校設置の必要は愈々緊切となれり。人材養成上之が設置に就て果して冷眼視し得べきか。

第五は 受・験・修・学・及・監・督・上・利・便・な・る・こ・と・是・な・り。

現在に於て已に其必要を認むること上述の如し。今後民度日々進まば設置の必要を感じることも益々切ならん。況んや目前に学校を設置せらるれば志望者は一層多きを加ふるの理なるをや。既に然り其子弟をして時世に適するの人物たらしむべく養成するに於て受験修学及監督の便否如何を思ひ来るときは、之を他地方に送ると居ながらにして此地に学ばしむるとは、其差常に霄壤のみならざるなり。尚他地方の高等学校に入学を志願して入学し得ざるものが、前途の方針を誤る等の悲惨に想到せば、晏如たる能はざるものありと信ず。

第六は 他・年・中・国・大・学・設・置・を・す・る・の・前・提・た・る・べ・き・こ・と・是・な・り。且夫れ我国は欧米各国に比し大学の数に於て遠く及ばざるものあり。将来民度の発展と高等学校入学志望者の激増とに従ひ多々益々大学増設の必要あり。少くとも此中国には近き将来に於て単科又は総合大学の設置を看ざるべからず。之を出現せしむるに最も適當なるは広島を措て他には是あるべきにあらず。今日高等学校を此地に設置するは他年単科又は総合大学の分科を出現せしむるの漸をなすものなり。広島市民及県民は爾く高遠なる理想を以て此目的を遂行せざるべからず。

第七は 高・等・学・校・の・設・置・は・無・形・有・形・の・利・益・共・に・尠・な・か・ら・ざ・る・こ・と・是・な・り。

今高等学校を設置せば其學術の影響校風の感化は幾多無形上の利益を県民及び市民に与ふる所尠なからず。其有形上直接に受くる所の利益亦多し、試に之を表示せん。但這是最低限を見積りたるのみ、實際上の利益は盖此に幾倍するあらん。

県外ニ生徒ノ出テサルトキ学費節減ノ見積リ利益計算

市内在住者		郡部在住者		計	
生徒数	二五〇人	生徒数	三五〇	生徒数	六〇〇
一人ニ対スル一ケ年ノ利益	一六〇円		六〇		一
總計	四〇、〇〇〇円	總計	二二、〇〇〇	總計	六一、〇〇〇
備考	生徒一人 県外遊学 三百六十 円市内通 ノ計算	備考	生徒一人 県内通 三百六十 円同県内 ノ計算	備考	一校ノ在 学者六百 ノ計算

県内ニ学校ノ置カレタルトキ金錢流入見積リ計算

市内在住者		郡部在住者		計	
生徒数	二五〇人	生徒数	三五〇	生徒数	六〇〇
生徒一人ニ付一ケ年ノ支出額	二〇〇円		二〇〇円		二〇〇円
總計	五〇、〇〇〇円	總計	一〇五、〇〇〇	總計	一五五、〇〇〇
備考		備考		備考	

県外 在住者	一五〇	三六〇	五四、〇〇〇
計	七五〇	—	二〇九、〇〇〇
学校経費 支出額	—	—	八五、〇〇〇
総計	—	—	二九四、〇〇〇

第八は 是・際・高・等・学・校・を・設・置・す・る・は・教・育・上・特・に・有・利・な・る・こ・と・  
是・な・り。

蓋し今回高等学校設置に就ては特に恩賜金を拝戴せるあり。是れ最も有利有効に一般に均霑せしむべくして又当に均霑せんことを思ふべきなり。若し夫れ高等学校を是地に設置し之が拝戴を記念することを得ば、従学の子弟をして感銘を深からしむ、教育上有利なること多言を要せざるなり。且夫れ富豪の如きも由て以て感激し奮つて寄与する所あるや疑なし。

第九は 機・会・の・逸・す・べ・か・ら・ざ・る・こ・と・是・な・り。

人或は高等学校設置の爲め更に巨額の寄付金は高工設置に要する寄付金の如く爾く多きを要せず。況んや又篤志の寄付に待つを得るの望み必無にあらざるをや。殊に他県に於ては独力よく之に当れるものあれば本県民及市民は素より相当の覚悟を要す。十有一の中学校を有する広島県は断じて一つの高等学校を有せざるべからず。浜松市の如きは市勢に於て遠く広島市に及ばざるも尚且二十万円の寄付金を負担せるあり。而も静岡県は高等実業学校と共に二校の設置に成功せるなり。我広島市の大

を以てして数十万円の寄付に堪へずと云はゞ他県人に対して実に忸怩たるものあるにあらずや。況んや前掲計算の示すが如く、本県は年々六万一千円を利益し三十万円の利益に流通するの経済的利益あるに於てをや。

然れども、人は萬その必要を認むる事業に就ても一たび資金を醸出せんとするときは躊躇するもの十に七八なり。事業の成り難きは実に此一断定を下し得ざる所あり。今高等学校設置に就ても既に高工に対して巨額の寄付を要し未だ実現せざる今日なれば、更に寄付の必要を説くは時その宜きを得ずと雖も、而も之を言はずして已むべからざるものあり。若し徒に黙して止まんか、竟に空しく機会の逸し去るを奈何せむ。蓋し高等学校も大正八年度設置の分は其候補地既に決定せり。剩すは九年度十年度十一年度設置の八校中、設置内定せる静岡・山形・佐賀・茨城・兵庫の五県を除き、余す所僅かに三校のみ。而して各地の運動愈々急なり。今や一日を緩ふすべからず。羅馬の諺にも謂へる如く、機会の後頭は禿せり、必ずや其前頭を掴まざるべからず。矧んや又我会既に之を声明し、諸有志亦之に賛同し、業に已に天下の指目せる所となれるに於てをや。今日の事唯県民市民の奮発如何に由て決すべきのみ、仰ぎ願くば県民市民諸君、本県の興廃に至大の關係ある重大事に対して多大の努力を賜はらんことを。

大正八年五月

広島経済研究会

四一四 高等学校設置要望の概文(大正八年)

〔広島高等学校設置運動史〕

概文

広島高等学校設置要望ノ叫一度広陵ノ一角ニ挙ルヤ、輿論ノ趨ク所翕然トシテ風靡スルノ慨アリ、同志ノ熱烈ナル努力ハ遂ニ文部当局ヲ動かスニ至ルモ、尚在昔今日ニ及ンテ其実現ヲ見ルニ至ラサルハ寔ニ奇ト謂フヘク怪トセサルヘカラス

要望ノ理由果シテ具備セサルカ、運動ノ方法果シテ欠クル所アルカ、在京諸先輩ノ助力猶尽サ、ル所アルカ、抑又県当局ノ努力足ラサルカ、否々県民ノ意氣未ダ冲天ノ慨ナク輿論ノ高調未ダ白熱ノ域ニ達セサル真ニ最大原因タラスンハアラス

抑確固タル信念必然的論拠ヲ有セル我等ノ要望ハ、何人ト雖之ヲ否ム能ハサルナリ、曩ニ期成同盟会カ県下ノ輿論ニ訴ヘ又各当局ニ提起セル理由書陳情文之ヲ悉クシテ余ス所ナシ、成竹既ニ斯クノ如シ、県民徒ラニ袖手傍觀鴻鵠ヲ追フ、何日ノ時カ其ノ実現ヲ期スヘキ

論者或ハ謂フ、帝国ノ内外方ニ多端ニ高等学校ノ争奪ハ簞牖ノ争鬭ノミ、須ラク中国大学ノ設置ヲ提唱スヘシト、蓋高等学校ノ設置ハヤカテ中国大学ノ前提タルヲ知ラサル迷妄者ノ遁辞ニシテ真ニ愛郷ノ士ノ耳ヲ仮シ能ハサル所ナリ、我等ハ広島高等学校ノ設置セラルヘクシテ未ダ之アラサル理由ヲ是ニ發見シ、趨趨逡巡真摯ニ奮起セサル県民ニ其責ヲ負ハシムル所以ナリ起テ同憂ノ諸彦、時機ハ分刻ニ迫リ而シテ又去ラントス、好機一度逸セハ我等ハ噬臍ノ悔ヲ貽サンノミ

奮ヘ県民諸君、諸君ニシテ県民無為ノ譏ヲ甘受スレハ則チ止ム、苟モ輿論ノ威力ヲ示サント欲セハ、大ニ陣容ヲ整ヘ歩武ヲ

揃ヘ猛然奮進初志ノ貫徹ヲ期セサルヘカラス

来レ県民諸士、苟モ本県發展ノ根本的大問題ヲ解決セント欲セハ、須ラク吾人熱血の大運動ニ参加シテ大ニ愛県ノ熱誠ヲ發揮セヨ  
敢テ概ス

大正八年九月十一日

高等学校設置期成

県民大会発企人(氏名略)

四一五 広島高等学校学則(大正十三年)

〔広島高等学校一覽〕

第一章 総則

第一条 本校ハ大正七年勅令第三百八十九号ニ基キ高等学校高等科ヲ置ク

第二条 本校ノ修業年限ハ三年トス

第二章 学科課程、教授時数

第一条 本校高等科ヲ分チテ文科及理科トス

第二条 文科ノ学科目ハ修身、国語及漢文、第一外国語、第二外国語、歴史、地理、哲学概説、心理及論理、法制及經濟、数学、自然科学、体操トス

理科ノ学科目ハ修身、国語及漢文、第一外国語、第二外国語、数学、物理、化学、植物及動物、鉱物及地質、心理、法制及經濟、図画、体操トス

外国語ハ英語又ハ独語トス

第二外国語ハ随意科目トス

第三条 文科ノ各学年ニ於ケル各科目ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ル

学年	第一学年		第二学年		第三学年	
	第一	第二	第一	第二	第一	第二
修身	一	一	一	一	一	一
国語及漢文	六	五	五	五	五	五
第一外国語	九	八	八	八	八	八
第二外国語	(四)	(四)	(四)	(四)	(四)	(四)
歴史	三	五	四	四	四	四
地理	二					
哲学概説					三	三
心理及論理		二	二	二	二	二
法制及經濟			二	二	二	二
数学	三	三	三	三	三	三
自然科学	二	三	三	三	三	三
体操	三	三	三	三	三	三
計	(三二九)	(三二九)	(三二九)	(三二九)	(三二八)	(三二八)

第一外国語ハ尋常科又ハ中学校ニ於テ生徒ノ履修シタル外国語トス、但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外国語ノ種類ヲ転換スルコトヲ得シム、此ノ場合ニ於テハ各学年ニ於ケル第一外国語及第二外国語ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ル

学年	第一学年		第二学年		第三学年	
	第一	第二	第一	第二	第一	第二
第一外国語	一一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
第二外国語	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)
計	(三三一)	(三三一)	(三三一)	(三三一)	(三三〇)	(三三〇)

第二外国語ヲ修メサル者ニ対シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ科目ニ配当スルコトアルヘシ

第四条 理科ノ各学年ニ於ケル各科目ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ル

学年	第一学年		第二学年		第三学年	
	第一	第二	第一	第二	第一	第二
修身	一	一	一	一	一	一
国語及漢文	四	二	二	二	二	二
第一外国語	八	六	六	六	六	六
第二外国語	(四)	(四)	(四)	(四)	(四)	(四)
数学	四	四	四	四	四	四
物理学		三	三	三	三	三
化学		三	三	三	三	三
植物及動物	二	二	二	二	二	二
計	(三二四)	(三二四)	(三二四)	(三二四)	(三二四)	(三二四)

鉱物及地質	二		
心理		二	
法制及経済	二		
図画	二	二	(二)
体操	三	三	三
計	(三二八)	(三二八)	(三二八)

第三学年ノ数学 (二) 及図画 (二) ト第三学年ノ植物及動物  
〔講義二、実験二〕トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選択セシム  
第一外国語ハ尋常科又ハ中学校ニ於テ生徒ノ履修シタル外国  
語トス、但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外国語ノ種類ヲ転換スル  
コトヲ得シム、此ノ場合ニ於テハ各学年ニ於ケル第一外国語  
及第二外国語ノ毎週教授時数ハ左表ニ依ル

学科目	学年		
	第一学年	第二学年	第三学年
第一外国語	一〇	九	九
第二外国語	(三)	(三)	(三)
計	(三三〇)	(三三一)	(三三一)

第二外国語ヲ修メサル者ニ対シテハ其ノ教授時数ヲ便宜他ノ  
学科目ニ配当スルコトアルヘシ

### 第三章 学年、学期、休業

第一条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二条 学年ヲ分チテ三学期トス左ノ如シ

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第三条 休業日ハ左ノ如シ

一日 曜日

一 本校創立記念日

一 夏季休業 七月十五日ヨリ九月五日ニ至ル

一 秋季皇靈祭 秋分日

一 神嘗祭 十月十七日

一 天長節祝日 十月三十一日

一 新嘗祭 十一月二十三日

一 冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

一 紀元節 二月十一日

一 春季休業 三月十一日ヨリ四月十日ニ至ル

### 第四章 入学、在学

第一条 入学ノ期ハ学年ノ初トス

第二条 本校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ品行方正ノ男子ニシテ

左ノ各号ノ一ニ該当シ体格検査ヲ受ケ之ニ合格シタル者ニ限

ル

一 中学校第四学年ヲ修了シタル者

二 他ノ高等学校尋常科ヲ卒業シタル者

三 高等学校高等科入学資格試験ニ合格シタル者

四 専門学校入学者検定期程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ指定シタル者

六 文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第三条 前条ノ入学志願者各科ニ入学セシムヘキ予定人員ニ超過スルトキハ選抜試験ヲ行ヒ入学者ヲ定ム

第四条 入学者選抜試験ハ大正八年文部省令第十四号官立高等学校高等科入学者選抜試験規程ニ依リ中学校第四学年修了ノ程度ニ於テ之ヲ行フ、選抜試験ノ外国語ハ英語又ハ独語トシ志願者ハ随意ニ其ノ一ヲ選フコトヲ得ルモノトス

第五条 入学志願者ハ入学後修業セントスル科及類ヲ指定シテ願出ツヘシ、其ノ指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

文科甲類 英語ヲ第一外国語トスル者

文科乙類 独語ヲ第一外国語トスル者

理科甲類 英語ヲ第一外国語トスル者

理科乙類 独語ヲ第一外国語トスル者

第六条 入学志願者ハ所定ノ手続ニ依リ名票、検定料、写真ヲ具ヘ本校ニ願出ツヘシ

第七条 検定料ハ金五円トス

既納ノ検定料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第八条 願ニ依リ退学シタル者退学シタル時ヨリ一箇年以内ニ於テ再入学ヲ願出ツルトキハ同一学年以下ノ学年ニ限り詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第九条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ指定ノ期日マテニ入学料金參円ヲ納付シ且戸籍謄本及履歴書ヲ差出スヘシ

前項ノ手続ヲ了セサル者ニ対シテハ其ノ入学ノ許可ヲ取消ス

既納ノ入学料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第十条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ父兄若ハ之ニ代ルヘキ者ヲ保証人トシ本校所定ノ保証書ヲ差出スヘシ

保証書ノ様式ハ細則ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第十一条 保証人ノ住所、印鑑等ニ変更ヲ生シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第十二条 保証人死去若ハ其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ義務ヲ尽スコト能ハサルトキハ速ニ他人ヲ以テ之ニ代ヘ更ニ第十条ノ手続ヲ為スヘシ

第十三条 入学ノ後ニ於テハ科及類ヲ変更スルコトヲ得ス、但シ更ニ本章第三条ノ選抜試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ選抜試験ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ明記シ保証人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第十四条 他学校ノ入学試験ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ明記シ保証人連署ヲ以テ願出ツヘシ

#### 第五章 進級、卒業

第一条 各学年ノ末ニ於テ生徒ノ学業成績、行状、勤惰等ヲ考査シ合格ノ者ハ進級若ハ卒業セシメ不合格ノ者ハ原学年ニ留ム

第二条 学業成績ハ日常ノ課業、臨時試験並学期試験ノ成績ヲ参酌シテ之ヲ定ム、臨時試験ハ課業ノ進度ニ応シ教官ノ見込ニ依リ之ヲ行フ

学期試験ハ各学期ノ末ニ於テ之ヲ行フ

第三条 学業成績ノ考査ハ細則ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第四条 原学年ニ留メタル者ニハ次学年ノ初ヨリ当該学年ノ全



学科ヲ再修セシム  
 第五条 本校所定ノ課程ヲ履修シテ卒業シタル者ニハ左式ノ卒業証書ヲ授与ス

卒業証	卒業証
族籍	何
某	年月日生
本校所定ノ文(理科ノ学科ヲ修メ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ 仍テ之ヲ証ス	年月日
番号	広島高等学校長位勲学位爵氏名印

第六章 休学、退学、転学

第一条 疾病又ハ已ムヲ得サル事由ニ因リ三箇月以上修学スルコト能ハサル見込ノ者ニ対シテハ休学ヲ許可スルコトアルヘシ  
 休学セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保証人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ、但シ疾病ノ為ニ休学セントスルトキハ願書ニ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ  
 第二条 陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若ハ召集ニ応スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休学トス  
 第三条 休学ハ当該学年ニ限ル、但シ前条ニ依ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 本章第一条ニ依リ休学ノ許可ヲ得タル者ハ次学年ノ始ヨリ課業ニ就クヘシ、本章第二条ニ依リ休学シタル者ハ服役満期又ハ召集解除後一箇月以内ニ於テ原学年ノ課業ニ就クヘシ

第五条 疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ退学セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保証人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ、但シ疾病ニ因リ退学セントスルトキハ願書ニ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ヲ除名ス

- 一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三 二回引続キ同一学年ニ留マル者、但シ本章第二条ニ依リ休学セル期間ヲ算入セス
- 四 引続キ一箇年以上欠席シタル者
- 五 正当ノ理由ナク又ハ届出ヲ為サスシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者
- 六 出席常ナラサル者
- 七 一定ノ期間内ニ授業料及寄宿料ヲ納付セサル者
- 八 第四章第十四条ノ手続ヲ為サスシテ他学校ノ入学試験ヲ受ケタル者

前項ノ外除名ニ関シテハ臨機ノ処分ヲ為スコトアルヘシ  
 第七条 他ノ学校ヘ又ハ他ノ学校ヨリノ転学ハ之ヲ許サス

第七章 懲 戒

第一条 校規風紀ヲ紊リ其ノ他生徒タルノ本分ニ背戾スル者ハ之ヲ懲戒ス

第二条 懲戒ハ之ヲ分チ戒飭、停学及放校トス

第八章 授業料

第一条 授業料ハ一学年金五拾円トス

第二条 授業料ハ左ノ三期ニ分チテ之ヲ徴収ス

第一学期分 金拾五円

第二学期分 金貳拾円

第三学期分 金拾五円

授業料徴収期日ハ細則ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第三条 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第四条 第四章第八条ニ依リ入学シタル者ノ授業料ハ其ノ学期分ヨリ之ヲ徴収ス

第五条 学期開始後退学スル者ノ授業料ハ其ノ学期分ヲ徴収ス

第六条 授業料ハ欠席、停学、休学等ノ為ニ之ヲ免除スルコト

ナン、但シ第六章第二条ニ依リ休学シタル者ニ対シテハ授業料徴収期ノ前ニ在リテハ次月分ヨリ其ノ後ニ在リテハ次学期分ヨリ之ヲ徴収セス

第七条 第六章第二条ニ依リ休学シタル者学期ノ中途ニ於テ課業ニ就キタルトキハ当該学期分ノ授業料ハ其ノ月分ヨリ之ヲ徴収ス

第八条 本章第六条但書及第七条ノ場合ニ於ケル授業料ノ月割額ハ金五円トス、但シ第一学期分授業料ノ月割ニ関シテハ七月及八月ヲ算入セス

第九条 第四条乃至第七条ノ授業料徴収期日ハ細則ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第九章 制 服

第一条 生徒ハ本校所定ノ服装ヲナスヘシ、但シ新ニ入学シタル生徒ニ対シテハ入学ノ日ヨリ一定ノ期間制帽及靴ノ外ハ之ヲ猶予ス

第十章 寄宿寮

第一条 寄宿寮ニ入ラントスル者ハ本校所定ノ書式ニ依リ願書ヲ差出シテ学校長ノ許可ヲ受クヘシ

第二条 寮生ハ規定ノ期日内ニ寄宿料ヲ本校ニ納付シ且食費ヲ支払フヘシ

第三条 寄宿料ハ一学年金拾五円トス

第四条 寄宿料ハ左ノ三期ニ分チテ之ヲ徴収ス

第一学期分 金四円五拾銭

第二学期分 金六 円

第三学期分 金四円五拾銭

寄宿料徴収期日ハ細則ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第五条 既納ノ寄宿料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ返付セス

第六条 寄宿料徴収期日後ニ入寮スル者ノ寄宿料ハ其ノ月分ヨリ、寄宿料徴収期日前ニ退寮スル者ノ寄宿料ハ其ノ月分ヲ徴収ス

前項ノ場合ニ於ケル寄宿料月割額ハ金壹円五拾銭トス、但シ寄宿料ノ月割ニ関シテハ七月及八月ヲ算入セス

第七條 寮生ニシテ退寮セントスル者ハ其ノ事由ヲ明記シテ願出テ学校長ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 寮生ニシテ疾病ニ罹リタルトキハ其ノ種類又ハ症状ニ依リ外泊若ハ退寮セシムルコトアルヘシ

第九條 寮生ニシテ寮規ヲ紊ル行為アリタルトキハ之ニ退寮ヲ命ス

第十一章 図書、器械

第一条 本校所屬ノ図書類ハ特別ノ規定ニ依ルモノ、外総テ之ヲ文庫内ニ蔵置ス

第二条 図書ヲ閲覽スルコトヲ得ル者ハ本校職員、生徒及特ニ学校長ノ許可ヲ得タル者ニ限ル

第三条 本校職員ハ所定ノ手続ヲ了シ職務ニ必要ナル図書ヲ借受ケ之ヲ文庫外ニ携出スルコトヲ得、但シ貴重図書及閲覽室備付ノ図書ハ之ヲ携出スルコトヲ得ス

第四条 教官室、特別教室又ハ事務室等ニ備付ヲ要スル図書ハ当該学科主任、各課々長又ハ会計主任之ヲ借受ケ其ノ保管ノ責ニ任スル者トス

第五条 本校所屬ノ學術用標本、器具、機械ハ各所屬教室ニ之ヲ蔵置ス

第六条 生徒ハ当該学科担任教官ノ許可ヲ得テ實習ノ為図書、

標本、器具、機械ヲ使用スルコトヲ得

第七条 図書、標本、器具、機械ヲ紛失、毀損又ハ汚染シタルトキハ其ノ損害ノ程度ニ依リ之ヲ弁償セシメ又ハ其ノ修理ニ要スル費用ヲ負担セシムルコトアルヘシ

四一六 生徒の学資金(大正十五年、昭和十八年)

〔名田文庫〕〔広島県立〕  
〔立〕図書館蔵ほか

(1)

生徒学資金概算書

本校生徒ノ学資金概算御参考ノ為左ニ御報告申上候、学資金ハ成ルベク節約ノ方針ヲ取ラレ度、正当ノ理由ナクシテ多額ノ御送金ヲナサレザル様特ニ御注意下サレタク希望致候

広島高等学校生徒監 北島霞江

(一) 毎月所要ノ分

費目	金額	備考
下宿料	乃至二七三 <sup>円</sup> 〇〇〇〇	寄宿寮ニ入寮セザル者ニ限ル、此ノ内電灯料ハ多ク下宿料ノ中ニ込メ木炭代ハ此ノ外ナルモノ多シ
寄宿寮食費	一五〇〇〇	寄宿寮ニ入ル者ニ限ル、時ニヨリテ多少ノ変更アルコトアルベシ
文具料	乃至四三〇〇〇〇	理科ニ於テハ凡ソ卷円ヲ増スモノトス

費 目	金 額	備 考	費 目	金 額	備 考
雑 費	乃至六〇〇〇〇	凡テノ小遣ヲ含ム	参 考 書		当人ノ学力ニヨリ嗜好ニヨリ一定セズ
(一) 在 学 三 ケ 年 中 ニ 所 要 ノ モ ノ			(二) 毎 学 年 所 要 ノ 分		
授 業 料	大正十三年度入学者 五〇〇〇 大正十四年度以降入学者 六五〇〇	..... 一年三学期始ニ分納 ..... 四月 二十五円 四月 二十五円 四月 二十五円 四月 二十五円	寄 宿 料	一五〇〇	寄宿寮ニ入ル者ニ限ル 授業料ト共ニ分納ス 四月 四円五十銭 四月 四円五十銭
寮 会 費	一五〇〇	寄宿寮ニ入ル者ニ限ル 寄宿料ト同ジク三期ニ分チ同一期日ニ寮務係ニ分納ス	校 友 会 費	第一学年 二〇〇〇 第二学年 一五〇〇 第三学年 一五〇〇	第一学期五円 第二学期十円 第三学期五円 第一学期五円 第二学期五円 第三学期五円 第二学期及第三期不要
教 科 用 書		各科各類各学年ニヨリテ同ジカラズ、毎学年ノ初ニ報告ス			

製 図 用 具	二 〇 〇 〇 〇	理科生徒ニ限ル
辞 書 類	凡 ソ 二 〇 〇 〇 〇	従来所持セルモノニヨリテハ新シク購入ヲ要セザルモノモアリ
マ ン ト	三 〇 〇 〇 〇	中学校用ノモノニテモ本校規定ニ背カザルモノハ使用スルコトヲ得 (其ノ他ノ違式外套ハ使用スルコトヲ得ズ)
校 友 会 入 会 費	五 〇 〇 〇	
寮 入 会 費	一 〇 〇 〇	初メテ寄宿寮ニ入ル者ニ限り再入寮者ハ要セズ
入 学 料	三 〇 〇 〇	
靴	乃 至 一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	年凡ソ三、四円ノ修繕費ヲ要ス
夏 帽	一 五 〇 〇	
正 帽	三 五 〇 〇	
夏 服	八 〇 〇 〇	
正 服 冬	乃 至 二 五 〇 〇 〇 〇	

注意  
寄宿在寮ノ生徒ニ学資金ヲ送付セラル、方ハ本校寄宿寮宛振替

口座下関九九一六ニテ御払込アルヲ便ト致シ候、ナホ学資金保  
管ヲ望マル、方ハ生徒監ニ於テ保管致スベク候



第四編 広島高等学校史

卷脚絆	教練用服	夏帽	正帽	夏服	正服冬	費目	金	額	備	考
凡ソ一七五〇	乃至一六〇〇〇〇〇〇	凡ソ二〇〇〇	乃至四三〇〇〇〇	乃至一八五〇〇〇〇	乃至五四〇五〇〇	(二) 在学三ヶ年ニ所要ノモノ				
			(国防色)		(国防色)	教科用書			各科各種各学年ニヨリテ同ジカラズ毎学年ノ始ニ報告ス	
						野外教練費		凡ソ一〇〇〇〇	野外教練実施ノ都度納入ノコト	
						報 国 団 費		第一学年 一八〇〇〇〇	第一学期六円 第二学期六円 第三学期六円 授業料ト共ニ三期ニ分チ分納ス	
						寮 会 費		一五〇〇〇	寄宿寮ニ入ル者ニ限ル 寄宿料ト同ジク三期ニ分チ同一期日ニ寮務課ニ納ム	
						寄 宿 料		二〇〇〇〇	寄宿寮ニ入ル者ニ限ル 授業料ト共ニ分納ス 一九月 四八八円 四円	

靴	乃至 三〇〇〇〇	年凡ソ四、五円ノ修繕費ヲ要ス
入 学 料	三〇〇〇	入学許可後十日以内
寮 入 会 費	一〇〇〇	初メテ寄宿寮ニ入ル者ニ限り再入寮者ハ要セズ
報 国 団 入 会 費	五〇〇〇	第一学期分報国団費ト同時ニ納入ノコト
同 窓 会 費	一〇〇〇〇	第三学年第二学期授業料ト同時ニ納入シ其後毎年二円宛納入ノコト
辞 書 類	凡ソ二五〇〇	従来所持セルモノニヨリテハ新シク購入ヲ要セザルモノアリ
製 図 用 具	凡ソ三五〇〇	理科生徒ニ限ル

注意

- 一、洋服、靴等ハ有リ合セノモノヲ利用スルコト  
但シ已ムヲ得ズ新調スル場合ハ学校ノ指示ヲ受ケラレタシ
- 二、寄宿寮在寮生徒ノ学資金ハ生徒主事ニ於テ保管致スベキニ  
付、本校寄宿寮宛振替口座広島二一九ニテ御払込被下度
- 三、授業料其ノ他納金ハ生徒各自ヨリ納入相成居候処往々滞納  
セラル、向有之候ニ付、爾今可成父兄ヨリ直接本校会計課  
へ御送金相成ル様希望致候
- 四、本校生活部ニ於テ被服及学用品一切ヲ販売致シ居リ候ニ付  
可成之レヲ御利用相成度、特ニ新入学生ノ被服ハ市価ヨリ  
遙ニ低廉ニ新調セラル可候
- 五、製図用具其ノ他学用品一切ハ市価ヨリ安ク販売致居候ニ付

可成利用セラレ度

- 六、同窓会費及同年会費ハ振替広島四八八三番へ御払込被下度
- 四―七 軍教・査閲反対ピラ (昭和四年)  
〔広島高等学校創立五十年記念誌〕  
来る査閲に際して全広島学生諸君に激す!!  
全広島島の学生諸君!  
軍事教練実施当時我々の先輩は軍事教練実施は軍国主義的反動  
教育なりと身を以てその実施に反対したのであった。ために支  
配階級は兇刃を以て我々の先輩を弾圧した。だが資本家地主政  
府の兇暴なる弾圧と迫害にも拘はらず今日迄猛烈に反対をしつ



づけて来たのであったし、現に反対しつゝあるのである。軍事教練を支配階級は何故実施せねばならなかったであらうか？ 太平洋を中心として起るべき帝国主義戦争の準備のためである。資本の集中につれて一般「国民」はドン底の生活をせねばならない様になった。全家族が牛馬の如く使はれてもその生活の安定を得られない労働者階級農民小市民はその最も働牛一家の生活の大黒柱と頼んで居る息子や兄弟が資本家地主のために三年間も軍隊に奪はれては餓死するのだと云って猛烈に反対を始めたのであった。この反対に恐れた資本家地主は兵役を短縮した。兵役を短縮すれば外国侵略戦争に間に合はないので彼等支配階級は兵役短縮の土産物として最も巧妙なる方策を立てたのだ。この方策とは青年訓練所、学校教練実施である。彼等支配階級はこの軍国主義方策実施に際して「軍事教練、デハナイ団体訓練、身心ノ修練ノタメダ」とほざいている□□だが我々はこの言葉に欺まされてはならない。この軍国主義的訓練を受けないものは兵役短縮の特典(ウ)を与へないこと？ 現役将校も派遣して軍隊式に服従することを強制的にやらせることだけを見ても如何に立派に之が軍国主義的訓練であることが明瞭にわかる。又「身心の修養」とは何か……、我々学生を資本家地主の最も忠実なる奴隷たらしむべくそして帝国主義戦争勃発に際して肉弾として戦場へ送り込むに都合なる肉体と奴隷精神とを修養することを意味しているのだ。学生諸君、「戦争ハ国民ノタメダ」と云ふ。だが日清、日露、シベリア出兵対支出兵は国民のためになったか？ 三井、三菱、大倉等の戦争成金を見よ、果して国民のためか？ 否！ 断じて否、資本家が市場獲得のために外国を侵略しやうとして居るから戦争

が起るのだ！ 資本家地主は自分の利益のために戦争するのに唯「国民」とか「国家」とか云ふ名を用いてそれを合理化合法化するにすぎないのだ！ だが国家なるものは資本家地主階級が労働者農民を搾取弾圧する一機関にすぎないことは労働運動学生運動絞殺を見てもわかる。学生諸君、今や帝国主義戦争が目前に迫って居るのだ。だから資本家地主階級は今迄仕込んでおいた「奴隷」共が如何に支配階級の命令を守ってゐるかを見るために今年になって全国的に査閲を行っているのだ！ それは戦争の切迫を証明してゐるのだ。広島に於ける査閲もそのために行ふのだ。我々は資本家地主の「利権」のためにする帝国主義戦争準備のために行ふ——軍事教練——査閲に対して身を以て反対し輝ける我々先輩の意志を生さねばならないのだ！ 親愛なる学生諸君さらばその準備を怠るな！！

- 一、軍事教練絶対反対！
  - 一、現役将校配属絶対反対！
  - 一、査閲絶対反対！
  - 一、特命検閲使字垣を追い返せ！
  - 一、戦争反対同盟に加入せよ！
  - 一、帝国主義戦争絶対反対！
- 一九二九・六 学生査閲反対斗争同盟

#### 四一八 校友会文化部費の増額要求ピラ(昭和七年)

『広島高等学校創立五十年記念誌』

親愛なる広高六百の校友諸君！

我々は此の度の各部の子算要求額に対する第一次の査定額に対して沈黙する事は却って不義なりと思ふが故に、敢て我々の不満とする所を諸君に訴へて大方の支援を得、以って我々の意志を反映せんと希ふ者であります。

校友会各部の必要性の最も大いなるパロメーターは、其のメムバ

一の数でありますから試みに名簿をめぐって見ると、運動部十四総人員約三百人各部平均二十一人強であります。而して文芸部弁論部を文化活動として一括して見ますと、約三百五十人です。弁論部と文芸部の五つの同好会、即ち純文学・演劇・映画・写真・音楽合計六つの平均メンバーは五十八人弱となります。

校友会実行予算額の割り当てを調査(査定額原案)しますと、其の総額六千二百七十二円の中、本部費校内大会費等々一三三二・一〇円を別にして残額四九一九・四〇円が實際上各部に割り当てられるのです。

査定の結果に依れば、四九一九・四〇円の中、運動部への割当額三千八百九十九円七十五銭と、遠征費約三〇〇〇円、合計四三四五・四〇円、而して文化活動(弁論部二二五・五〇円を含む)への割当額は五百七十四円五十銭であります。即ち、運動部対文化部の金額の比は約七対一であります。芸術発展を心から希ふ所の我々は、此の数字を一瞥してさへ公憤し悲憤せざるを得ません。

今文化部三百五十名の人が校友会費不当割当の名の下に校友会を脱退したと仮定しますと、彼等は人の御用立の為に、態々金を支払はなくとも、却ってより遙かに有利に活動が出来るのであります。

然し我々としては、此の如き行為は非理性的なりと思ふが故に、人より強いらるゝにあらざる限りしない覚悟であります。我々が正当なる校友会費分配を要求する所以は此処にあるのであります。

吾々の目的は決して唯我独尊なる野暮にして安価なる感情の満足にはなくして公平なる待遇を得る事にあるのみであります。

諸君、一九三二年の光栄ある記念祭に際しては演劇同好会は若者の気概をもて意義あるシルエットを演演して居ります。カメラ同好会は優秀なる展覧会を、映画同好会は割引券の発行、映画の紹介又記念祭には素晴らしい映画を、音楽同好会は有意義なるコンサートをし、音楽会をしました。而して純文学の活動に至っては今更論する必要はありません。

然るに諸君、演劇同好会は照明器、幕、実演三回の要求の二回、写真同好会は引伸し機械(価格八十五円)、作品展覧会費、映画同好会は幕及び図書購入費、音楽同好会は楽器購入費、純文学は雑誌の一部(部員負担)を要求額から削られているのであります。

演劇から照明器と幕とを除外することは恰も庭球からコートとネットとラケットとを取り、ピンポンから台とバットと球を取ると同様であります。活動は不可能とならざるを得ません。

他の同好会も皆かくの如き事情であります。かくて演劇同好会は要求額三百四十五円の中、査定されたる額僅かに六十二円五十銭也、カメラ同好会は一百八十九円の中たった十二円也、映画同好会は六七五円の中二百二十五円五十銭(内二百円は記念祭に本部事業費からその時出るもので實際映画部の予算の中に入らぬから残る所二十五円である)、音楽同好会は五百五十円四十銭の中、たった四十二円、純文学同好会は五百十円の中一百五十円であります。

要求額全額二千二百六十九円四十銭が全部認められるも猶校友会の真に公平なる分配の上から論ずるならば僅少であります。

諸君、我々は若き芸術家として如何に真摯であることか、されば今こそ正義の叫びをもて立つのであります。

更に其の筋より聞く処によれば遠征費を三百何円も出すとか。然しながら遠征費<sup>はか</sup>理事選挙の折も全廃すると公然と呼ばれたのでありました(長理事)。然るに今や何の事か。最もひどい例をとれば写真同好会はたった十二円そこらの端金で一体何が出来得ませう。写真同好会の同志は四十数名であつて運動の各部平均数の二倍であります。

真実の運動が我等の骨格を造るとせば文化活動は我等の血であり肉であり、其のなつかしき家たる同好会をこんな残酷な目に遭してどうしようと言ふのか。

とは言へ我々には唯言葉のみしか許されていない。だから一人でも多く我党の志を得て一つの言葉も高く一つの腕でも多く得、長年月の不平の結晶たる我等の要求を是非一九三二年の去らないうちに我々の手で通さねばなりません。

四一九 広高の学内団体(昭和十四年度)

[文部省教学局編『学内団体一覽』昭十五年三月]

校 友 会				団 体 名	目 的・事 業	創 立 年 月 日	会 長 指 導 者	員 数
柔 道 部 (臥虎発行)	剣 道 部 (同光発行)	文 芸 部 (皆実発行)	弁 論 部	同	同	大正二三、	教 授 山 下 秩 光	若 干
同	同	同	同	同	同	同	教 授 山 下 秩 光	若 干
同	同	同	同	同	同	同	教 授 大 藪 虎 亮	二〇
同	同	同	同	同	同	同	教 授 小 西 兵 太 郎	二九
同	同	同	同	同	同	同	教 授 山 本 外 吉	二五

私達が左に掲ぐる目下の要求に対して代議員が賛否を問ふた時は是非こぞって支持して下さい。

一、我等は文芸部同好会(純文学・映画・写真・演劇・音楽)が部となること要求す。

一、皆実一部部員負担反対、照明機、幕代削除反対、引伸し機、展覧会費削除反対、映画スクリーン代削除反対、楽器購入代削除反対。

純文学  
演 劇  
映 画 同 好 会  
カメラ  
音 楽

校 友 会												
排 球 部	共 濟 部	卓 球 部	籠 球 部	馬 術 部	山 岳 部	漕 艇 部	水 泳 部	陸 上 競 技 部	庭 球 部 <small>(部報発行)</small>	野 球 部 <small>(会報発行)</small>	蹴 球 部	弓 道 部
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正一三、
教 授 橋 本 文 夫	生 徒 主 事 山 尾 政 治	教 授 佐 中 壯	教 授 小 日 向 幹 夫	教 授 志 茂 山 保 光	教 授 鈴 木 正 利	教 授 仲 瀬 善 太 郎	教 授 山 下 恒 次	教 授 中 島 光 風	授 教 鳴 澤 寡 愆	教 授 細 川 藤 右 衛 門	教 授 中 原 與 茂 九 郎	教 授 織 田 祐 萌
一 九		一 八	一 三	二 〇	四 五	一 九	一 七	一 八	四 五	一 四	二 〇	三 三

校 友 会	映 画 部 (ジクラン発行)	大正一三、	教 授 森 義 孝	二一
短 歌 会	短歌ノ研究ヲ期ス	大正一四、	教 授 中 島 光 風	一三
仏教青年会	精神ノ修養ヲ期ス	大正一四、	教 授 鳴 澤 寡 愆	二〇
基督教青年会	精神ノ修養ヲ期ス	大正一五、	教 授 中 原 與 茂 九 郎	一一
俳 句 会	俳句ノ研究ヲ期ス (広島俳句会発行)	昭和二、	教 授 大 藪 虎 亮	一一
ローマ字会	ローマ字ニヨル国語国字研究ヲ期ス	昭和八、	教 授 山 崎 喜 重 郎	一〇
排 酒 同 盟	学生生活ヨリ酒類ノ排除ヲ期ス	昭和八、五	教 授 山 崎 喜 重 郎	七
歴史研究会	歴史的知識ノ習得研究ヲ期ス	昭和八、一一	教 授 中 原 與 茂 九 郎	一三
射撃研究会	射撃ノ鍊達身心ノ鍊磨ヲ期ス	昭和一〇、九	教 授 山 尾 政 治	二〇
独逸語研究会	独逸語及文化ノ研究ヲ期ス	昭和一二、六	教 授 橋 本 文 夫	三三
古典研究会	日本精神国民性ノ研究ヲ期ス	昭和二三、一	教 授 大 藪 虎 亮	一三

四一〇 生徒訓育指導の内容(昭和十五年度)

〔教育局発行「昭和十五年度中ニ実施セル」  
「訓育指導ノ具体的事項」高等学校ノ部〕

広島高等学校

一、思想関係事項

- (一)入学式当日新入学生徒ニ対シ生徒主事ヨリ思想問題ニ関シ一般の注意ヲ与フ
- (二)左ノ講演会ヲ開催ス

1、十五年五月二十八日広島文理大玖村教授「青年吉田松

陰」

- 2、十六年一月三十日京大教授石川経済学博士「日本危機ト東亞ノ真体制」
- 3、十六年二月十七日重岡海軍中将「太平洋問題ニ就テ」

二、生活関係事項

(一)健康・体位向上ニ関スルモノ

- 1、毎週末曜日ヲ定期健康相談日トシ校医ノ来校ヲ求め希望者ニ対シ診療相談ニ応ゼシム
- 2、七月十八日ヨリ二十二日ニ至ル五日間心身鍛錬週間ヲ実施、即チ市内在住ノ生徒ヲシテ毎朝七時校庭ニ集合セシメ、国旗掲揚・宮城遙拝ノ後、体操教官指導ノ下ニ約四十分間一斉体操ヲ行ヒ、又校内ノ豆畑除草及任意ノ運動ヲ行ハシム
- 3、九月二十日体位向上ニ関スル講演会ヲ開催シ、広島県立病院内科部長石橋博士ノ「優生学ヨリ見たる日本ノ将来」ヲ聴講ス
- 4、十一月二十五日ヨリ三日間陸軍病院ニ依頼シ全校生徒

ノレントゲン検査実施ス

- 5、毎学期回数定期的ニ生徒ノ体重測定ヲ行ヒ其ノ結果ヲ一定カードニ記入シ健康状態ノ観察ニ資ス
- 6、校友会ニ於テ(新報国団モ同様)生徒ハ必ず何レカノ運動部ニ参加シ心身鍛錬セシム

(二)一般生活ニ関スルモノ

- 1、入学式当日新入学生徒ニ対シ生徒心得ノ要点ヲ示シ注意ヲ与フ
- 2、夏期心身鍛錬期間(夏休)中ノ生活ヲ指導スルヲ為、第一学期末ニ於テ同期間中ニ於ケル各自ノ生活予定計画表ヲ提出セシメ、之ニ就キ適當ナル指導ヲ与フルト共ニ第二学期始ニ於テ右ノ実施報告表ヲ提出セシム

而シテ右ハ生徒課ニ保管シ指導上ノ資料トス

- 3、文部省ノ訓令ニ基キ徒歩通学奨励、興行場其ノ他ニ対スル入場制限ニ関スル揭示ヲナスト共ニ之ガ徹底ヲ計リ、特ニ生徒ノ集会ハ一切校内集会所ニ於テ之ヲ行ハシムルコトトシ依テ集会所ノ施設ヲ改善整備セリ
- 4、報国団員ノ寄宿寮内合宿ヲ精神鍛錬ノ機会タラシムルヲ為、新ニ合宿規程ヲ定メ一定ノ日課・行事ヲ励行セシムルコトトス(報国団結成以來二回実施)

三、訓育関係事項

(一)一般生徒ノ訓育ニ関スルモノ

- 1、生徒ノ家庭トノ連絡ヲ密ニセンガ為入学式当日新入学生徒ノ父兄ヲ招キ式場ニ参列セシメ、式後各受持教官ト懇話セシム
- 2、体位向上並ニ全校一致ノ精神ヲ涵養センガ為メ六月一

- 日ヨリ全校ノ一斉体操ヲ実施、毎日二時限ト三時限トノ間ニ於テ十分間之ヲ行ヒ、右ノ開始ニ先立チテ宮城遙拝ヲ行フ
- 3、四月二十五日靖国神社臨時大祭ニ際シ天皇陛下ノ御親拝ノ時刻(午前十時十五分)ヲ期シ校庭ニ於テ遙拝式ヲ舉行ス
- 4、五月二十二日第一時限ニ於テ青少年学徒ニ賜リタル勅語奉誦式ヲ舉行シ、式後生徒ノ簡閲式ヲ施行ス
- 5、六月十日午前十一時十二分天皇陛下伊勢神宮御親拝ノ時刻ヲ期シ校庭ニ於テ遙拝式ヲ舉行ス
- 6、七月七日支那事變第三週年記念日ニ際シ事變一週年ニ當リ下賜セラレタル勅語ノ奉誦式ヲ舉行、尚同時ニ御下賜後奉誦ノ機ヲ得ザリシ紀元二千六百年記念節當日ニ下賜セラレタル詔書ノ奉誦式ヲ行フ
- 7、七月二日生徒ノ勤惰・性行・学習状況等ヲ主トセル訓育ニ関スル協議連絡ノ為教官會議開催
- 8、第二学期始約二週間ニ亘リ、第一学期ニ於ケル学業成績・勤惰・性行等不良ナリシ者ノ父兄ノ來校ヲ求メ爾後ノ指導ニ関シ連絡懇談ス
- 9、九月十五日大轟進転記念ニ際シ生徒代表三十名(学級総代)ヲシテ大本營跡ニ参拝県民ノ覚悟ヲ披瀝セル誓詞ヲ奉誦セシム
- 10、十月七日戦歿將兵ノ冥福ヲ祈リ傷病將士ノ平癒祈願ノ為黙禱ヲ捧グ(一斉体操ノ時間ヲ利用シ行フ)
- 11、十月十八日靖国神社臨時大祭ニ際シ天皇陛下御親拝ノ時刻ヲ期シ遙拝式ヲ舉行、式後全校職員・生徒隊伍ヲ組

ミ護国神社ニ参拝ス

12、十月二十二日職員・卒業生戦没者慰霊祭ヲ施行ス。

13、十月二十三日広島護国神社ノ祭礼ニ際シ生徒代表三十名(学級総代)ヲシテ参拝セシム

14、十一月十日紀元二千六百年奉祝式ヲ舉行ス

15、十一月十一日紀元二千六百年奉祝行軍トシテ午前九時全校職員・生徒校庭ニ集合、隊伍編成市巾行進ヲナシ、氏神比治山神社へ参拝後比治山御便殿ニ参拝、宮城遙拝・万歳三唱ヲ行フ

16、昭和十六年二月十一日紀元節式後全校多家神社へ行軍参拝ス

17、二月二十八日全校職員・生徒ノ釀金ヨリ皇軍慰問ノ為郷土諸部隊ニ対シ「サンデー毎日」ヲ献納ス

18 印刷・出版ノ制限ヲ強化シ、従来行ハレタル級雑誌・校友会各部々報等ノ発行ヲ禁止、左ノ二種ニ対シテノミ一年一回ノ発行ヲ許可ス

(1)校友会誌「皆実」(報国団々誌トナル)

(2)寮誌「薰風」

(二)寮生ノ訓育ニ関スルモノ

1、十五年四月十一日新入寮生徒ノ入寮式ヲ舉行シ校長訓

辞、生徒主事訓話ヲナス

2、五月二十七日防火演習ヲ行フ

3、六月二十日役員指導ノ為校長・生徒主事其ノ他関係者列席ノ下ニ懇談会ヲ開催ス

4、十月十四日寮記念祭ヲ行フ、従来ヨリ一層行事肅正ヲナサシメ寮内飾付等ハ一切禁止シ寮運動会等体育的行

事ノミヲ許可ス

5、十一月十一日本校ノ修練組織強化ヲ即応シ此ノ日ヨリ寮新体制ヲ実施、即チ報国団組織ト並行シ寮規則ヲ悉皆的ニ檢討改廢シ、役員制度ヲ改メ自治ヲ廢シ新ニ日課時間ヲ定メテ之ヲ勵行セシムルト共ニ指導監督ヲ嚴シシ、從來生徒主事ノ寮宿直ハ月一回ノ割ナリシヲ三回ニ改メ、寮内生徒ノ同好会ヲ禁止シ、役員会其ノ他ノ集会ハ生徒主事若クハ指導教官列席シテ之ヲ指導スルコトトス

6、其ノ他

毎月一回(興亜奉公日)午前六時全寮生徒隊伍ヲ組ミ市中ヲ行進比治山御便殿ニ参拝ヲ行ヒ、又毎週日ヲ定メテ簡素生活ヲ行ヒ代用食ニヨリ節米ヲ図リ、又各寮ニ空箱ヲ置キテ廢品ノ回收ヲナス等時局下学生生活ノ刷新ニ向ツテ遺憾ナキ様指導ス、尚特ニ寮新体制ノ実施ニ当リテハ慎重ヲ期シ、実施前後ニ於テ数回ニ亘リ役員若クハ全寮生徒ヲ集メ趣旨ノ徹底ヲ計リタリ

四—一— 勤勞作業の実施状況(昭和十六、十七年)

〔昭和十七年『皆実』第二号〕  
〔昭和十八年『皆実』第二号〕

報国団各班記事(注、昭和十六年)

鍛錬部

勤勞作業班(昭和十六年四月以降十月迄)

一、食料増産作業

(1) 東雲町荒廃水田約六反を県より無償借用、自四月二十一日至五月二日の間九日延人員九〇九名出動、耕地約二反五畝を開墾。

(2) 県より甘藷苗約一万九千本を購入、六月十四日之を採取、六月十六日植付を終る。出動延人員(以下人員は延人員を挙ぐ)二五九。

(3) 校内空地開墾及甘藷苗植付、自六月十七日至同十九日、各学級毎放課後約一時間作業、耕地約一反。

(4) 甘藷收穫、十月十五日校内、各級毎、計約一五〇貫、十一月七日東雲町、五級出動計約三五〇貫、総計約五〇〇貫を得たり。

二、夏期集団勤勞作業

前期。自七月十二日至同十六日四日間〇〇部隊訓練所建設用地土木作業、人員九九八。

後期。自九月一日至同四日三日間人員九七一、作業は前期と略々同様。但前・後期共最終日は校内の除草、甘藷植手入れを行ふ。尚一部人員を東雲町の畑へも派す。兩日の人員五七五。右期間中の作業人員総計二五四四名。

三、兵器補給廠勤勞奉仕作業

(1) 自四月二十七日至六月十四日の間土曜若くは日曜日の七日間、土曜は午後一時より日曜日は全日、報国団運動班・組を以て一隊(約八〇名)を編成出動す。本校が兵器廠へ奉仕の為出動せるは之を以て最初とす。人員五六七。

(2) 自八月二十日至同二十九日の間、市内在住生徒七〇〇名軍部の要請に依り出動、休暇中に不助教職員多数参加。生徒諸君の規律厳正熱心なる作業振りと共に奉仕団中の模範と



なる。

(3)自九月二十一日至同三十日九日間三年生を除く八九〇名出勤。本月より報国隊中隊編成にて一日一中隊交代奉仕、各中隊二回出勤。

(4)自十月二十一日至同三十一日十日間人員八五一、其他前月と同じ。

奉仕総延人員三〇〇八。

(2)

報国団各班記事〔注、昭和十七年〕

鍛錬部

勤労作業班

一、食糧増産作業

(1)東雲町開墾地作業

(イ)甘藷 十一月七日一五三名出勤甘藷掘り作業をなす。収穫量三五〇貫余。

(ロ)小麦 十一月二十日一〇九名出勤小麦を播種す。二月二日二九名出勤人糞肥料を施す。六月九日六八名出勤麦刈を行ひ翌十日脱穀を修了す。収穫量三石余。

(ハ)大豆 六月二十二日三八名出勤大豆を播種す。七月一日三五名出勤大豆播種を完了す。八月十六日及び八月二十五日計八三名出勤除草作業をなす。

(2)校内畑地作業

(イ)小麦 十一月二十五日より二十七日までの間に各学級適宜放課時等を利用して小麦の播種をなす。二月初旬施肥。六月二十二日三九名出勤麦刈をなし、其脱穀は小使をし

て行はしむ。収穫量八斗余。

(ロ)甘藷 六月下旬寮生寮周囲の畑四畝余に甘藷苗を植付け十月下旬収穫す。収穫量不詳。

(ハ)大豆 六月下旬各学級毎に適宜放課時等を利用して寮周囲を除く残余の畑五畝余に大豆を播種。八月十六日別項夏期集団勤労作業の際一部を以て除草を行ふ。

(3)農村協力作業

(イ)八幡村 六月九日県当局よりの要請に応じ八幡村麦刈作業に従事す。出勤人員三七五。

(ロ)五日市 十月二十八日同じく県当局よりの要請に応じ八月二十七日の高潮暴風雨のため被害を受け枯死せる稲の刈取作業に従事す。出勤人員一七八。

二、夏期集団勤労作業

八月十六日より八月十九日に至る四日間を夏期集団勤労作業期間とし、第一日は校内(出動人員一〇七名)及び東雲町開墾地の除草作業に、十七日以降は兵器補給廠勤労奉仕作業に従事す(別項参照)。尚八月二十五日には三八九名出勤再び校内外の除草清掃を行ふ。

三、兵器補給廠勤労奉仕作業

月	出勤日数	出勤人員数
十一月	六	五一
十二月	六	四六〇
一月	六	五〇五
二月	四	三六二
六月	二	一九七
七月	一	六四

八 三 四三〇  
 九 二 一八〇  
 十 八 六八五

出勤総延人員三、三九四。六月廿四日兵器補給廠勤勞奉仕作業に対し陸軍大臣より感謝状を授与せらる。

#### 四―一二 生徒出陣壮行会の記事〔昭和十八年〕

〔昭和十九年『皆実』第三号〕

(1)

#### 報国団部記事

#### 壮行会

昭和十八年十一月十五日、在校生入隊の壮行会を行った。入営又は入団すべき生徒は、

文二の一 池田米男君、江谷英男君、河野誠之助君、更科莞爾君、沢田宏重君、堀陸朗君、満井力君、山岡文男君。

文二の二 井上淳君、田辺哲君、戸井修君、原哲郎君、中井清次君、福田寛君。

文一の二 天倉源造君、及川徹君、木下国孝君。

此日午前六時五十分全校職員・生徒校庭に集合、午前七時広島中央放送局より、広高生代表として沢田宏重君、出陣学徒決意放送をなし、一同之を聴く。同君の放送言々句々火を吐くのがあった。七時半校旗を先頭に团长以下全団員、護国神社に向つて堂々出発、参拝記念の後、八時五十分帰校直ちに閲兵(分列式)を行ひ、九時十五分一旦解散。

午前十時講堂に於て壮行式を行ふ。宮城遙拝、君が代奉唱、

次に校長温情溢るゝ訓辞あり。在校生徒総代として岡田茂君、勇壯熱烈なる壮行の辞を述べ、次に入隊生徒代表として沢田宏重君、出陣学徒としての覚悟と気魄とを吐露し、次に出陣学徒諸君に短刀一口宛(目録)報国団より贈呈した。最後に、海行かばを斉唱し、荘厳のうちに式を閉ぢた。

時に寒雨蕭々と降り来る中に、校庭に於て記念撮影をなし、直ちに陣学徒を囲んで壮行の粗糞を供す。二三の職員の激励の辞あり。雨は益々激しく、机上の密柑もパンも吾々の服も感激の涙の雨に濡れた。此のパンは増産作業として吾等が収穫した小麦をパン製造業者に提供して造らせたもので、此際甚だ意義のあるものであった。

校長先生の発声にて一同万才を三唱、引続き雨天体操場に於て、石田望・繁村博両君作詩、戸田慎太郎・石田望両君作曲の壮行歌を合唱し、大に激励する所あつて解散した。

(2)

#### 出陣之辭

決戦下皇国学徒ノ使命愈々重ク学徒ニ寄スル皇国ノ期待益々大ナルモノアリ、天気晴朗ノ実リノ秋我等皇国ノ要請ニ答ヘテ莞爾トシテ出陣ノ途ニ就ク、正ニ我等学徒ノ本懐トスルトコロナリ

而シテ我校ハ是ニ吾等出陣学徒ノ為ニ盛大ナル壮行ノ式典ヲ挙ゲラル、吾等ノ感激感謝ノ念真ニ言フベカラザルモノアリ

吾等今出陣ニ際シテ何等ノ心残りアルナシ、唯広島高等学校生徒ノ一人トシテ且又皇国青年学徒ノ一人トシテ出陣スルノ光榮ニ浴セシ上ハ、必ズヤ国家ノ要請ニ答ヘンガ為ニ全身全靈ヲ注イデ帝国軍人トシテノ本分ヲ尽サンコトヲ誓フノミ

我等モトヨリ生還ヲ期セズ、多年研学修練ニ微力ヲ致セル所以ノモノ実ニ今日一日ニ備ヘンガ為ナリキ

我等ニシテ学徒トシテノ研鑽修養ノ成果ヲ遺憾ナク發揮シ得バ、諸先生並ビニ同輩諸兄ニ対シ些カノ報恩トモナラン、吾等ガ日頃鍛ヘシ身体ト魂トヲ今コソ天皇御国ノ御為ニ捧ゲム時ハ来レリ、我等ハ精根ヲ尽シテ戦ニ死シテ後尚ホ米英ヲ撃滅セントノ感慨ヲ以テ、必ズヤ宸襟ヲ安ンジ奉ランコトヲ祈念シテ已マズ

吾等ハ広島高等学校生徒ニシテ且ツ又日本男児ナリ

吾等ハ神国日本ニ生ヲ享ケタル喜ビニ感激シ更ニ又現代ニ生クル光荣ヲ誇ルト共ニ、ソノ責任ノ重大ナルヲ覚エ五体ノヒシヒシト緊張シ皮下一分ノ血液ノ奮起ノ情ニ波打ツヲ感ズ

男ト生レテ出陣スルハ国民最大ノ光荣ナリ、病床ニ臥シテ死ヲミンヨリ馬上ニ死ヲ求ムルハ古来日本武士ノ本願トスルトコロナリ

今出陣ノ譜ハ高ラカニ響キ亘リ、吾等教育ノ学園タル広島高等学校ヲ去ルニ当リ日夜御鞭韃御指導ヲ賜ハリタル諸先生ノ御勞苦ニ対シ吾等ノ胸中唯感謝ノ念ノ漲リ溢レ感極リテ御礼ノ言葉ヲ知ラズ

今コソ己ノ使命ヲ完遂シ以テ宸襟ヲ安ンジ奉ラン

吾等壯行ノ式典ニ列シ今ハ唯靈峰富士ノ如キスガガシサト黒潮ノ怒濤ノ如キ奮激ノ情トヲ感ジ、勝タズンバ已マズノ決意ヲ新ニス

イザ征カン哉天皇御国ノ御為ニ  
必ズ撃滅セン敵米英ヲ

些カ決意ヲ述ベテ謝意ヲ表ス

昭和拾八年拾壹月拾五日

広島高等学校出陣学徒代表 沢田宏重

(3)

激励之辞

皇紀二千六百三年の秋風清澄にして菊の香を送り、天空愈々潤く碧水益々その青きを加ふるの時、茲に兄等を戦の庭に送らんとす。出陣の光榮に勇躍する兄等、衝天の意気実に感激に堪えざるものあり。

大東亜戦争勃発以来、大御權威の下戦果誠に赫々たり。皇軍將士の善謀勇戦を偲びては肅々学窓にありて、我等熱腸久しく脾肉の歎をなす。

されど国家の我等に期待する所、他日にあらんと一意学の研鑽に努め真理探求に勉しみて、之に副はむことを期せり。しかも決戦の様相は日を逐うて凄愴苛烈の度を加へ来り、我等が愛国の熱情いよ／＼奔騰するを禁ずる能はざりき。

時終ひに到る、待望の時到る。

今や学徒出陣は下りたる。

豈に皇恩の廣大無辺に感泣せざらんや。思へば兄等が積年の研鑽は、一に今日のこの光榮に捧げんがためなりき。

唯兄等のみ戦陣に赴きて、我等の残校する事我等の以て憾みとするところなり。広島高等学校生徒五百六十名総出陣こそ、我等衷心の願望なれ。

されど国家が目下我等青年学徒に、他方面よりの尽忠報國を要請すること、亦誠に切なるものあらむ。兄等出陣の後には兄等が分をも負荷し誓つて國家の要請に応ふるに邁進せん。

我等の責務実に重大なるものあり。

兄等は広高生の代表者なり。兄等は躍如たる広高の縮少主体なり。

されば兄等が一挙手一投足は、我等が一挙手一投足に非ずや。

兄等の教場がソロモンの彼方ビルマの隣地なれば、共に学びし教場は我等在校生の戦場なり。我等教場即戦陣の決意と清新の意気に燃えて、協心戮力宿敵米英の撃滅に挺身せん。

洋海の蛮夷何ぞ恐るるに足らん。神州の俊秀一度立たば何の徒かよく之に抗せん。

在天の神靈御照覧あれ。兄等の壯途は、一億神州の民に課せられた歴史的使命遂行の進軍譜なるぞ。皇軍扶翼の最高の道なるぞ。

願くは兄等、広島高等学校生徒たるの矜持を持ちて皇軍精銳の最として勇戦奮闘あらむ事を。

さらば十億の大東亜民族欣然として兄等があとに従ひ、八紘為宇の鴻業に一層の力を致さむ。

我々又益々文武一体の修練に徹し、勇渾なる気魄と強健なる体軀とを持し兄等に統かむ。これぞ負荷の大任を全うし、兄等の交情に応ふる所以なり。

最後に兄等の武運長久を祈りて止まず。

在校生総代として聊か衷情を述べ激励の辞とす。

昭和十八年十一月十五日

広島高等学校在校生総代 岡田 茂

## 広島高等学校略年表

大正8年(一九一九)

1・25 広島経済研究会において熊平源蔵高等学校誘致を主

唱し、五名の委員を選んで活動を開始した。

3・20 高校誘致のための実行委員三五名が選ばれた。

6・4 高校設置期成同盟会が組織された。

大正9年(一九二〇)

3・ 閣議において広島高等学校設置が決定した。

大正12年(一九二三)

12・10 勅令第五〇一号を以って本校を設置せられ、同五〇

二号を以って本校職員の定員を校長一人、教授九人、書記四人と定められた。

12・11 第三高等学校教授十時彌が初代校長に任ぜられた。

12・14 仮事務所を文部省内に置き事務を開始した。

大正13年(一九二四)

1・16 事務所を広島市皆実町の本校内に移した。

1・30 本館の新築が成った。

3・31 学則・学則施行細則及び校務分掌規程を制定した。

4・12 入学式を挙行し生徒二〇〇名を入学させた。

4・14 授業を開始した。

4・20 別館・生徒控所の新築が成った。

12・4 寄宿寮の新築が成った(四寮)。

大正14年(一九二五)

1・7 寄宿寮に生徒七七名を収容した。

12・8 図書室の新築が成った。  
大正15年(一九二六)

4・ 新入生の入学により全学級が完成した(生徒総数五五五人)。

昭和2年(一九二七)

1・11 雨天体操場の新築が成った。  
1・30 講堂の新築が成った。  
3・3 初めての卒業生予餞会を行った。  
3・10 第一回卒業生一五二名に対し卒業証書授与。  
10・ 社会科学研究会が結成された。

昭和3年(一九二八)

1・12 本校開校式を挙行了した。第一日学術講演会・提灯行列、第二日展覧会・音楽会、第三日映画会・舞踊会、第四日武道大会等の祝賀催物が行われた。  
第一回薫風寮記念祭挙行。  
創立記念式を挙行了した。  
10・10 勅令第二五六号を以って生徒主事および生徒主事補がおかれた。  
10・29

昭和4年(一九二九)

この年思想善導室が設置された。

昭和5年(一九三〇)

10・9 弓道場の寄付を受けた。

11・11 薫風寮附属別館亦楽堂の寄付を受けた。

昭和7年(一九三二)

3・31 校長十時彌第五高等学校校長に転じ、松本高等学校校長新保寅次が二代校長に任ぜられた。

この年自治学生会が結成された。  
昭和8年(一九三三)

9・ 自治学生会が再建された。  
10・10 本校創立十周年記念式を挙行し、引続き四日間記念行事を開催した。

昭和9年(一九三四)

3・31 松本生徒課長の課長解任および池上講師の解囑が行われた。  
5・ 東京・京都の同窓会支部、母校問題に関して声明書を発表した。  
6・5 寮生大会が開かれ、五教官の授業ポイコットその他を決議した。

6・6 生徒大会が開かれ、同盟休校、五教官の辞職勧告その他を決議。学校当局は三日間の休校を決定した。

6・13 三教授・二講師の辞職勧告を含む学校側の解決案が出されたため、生徒大会が開かれ同盟休校をやめることを決議。

6・23 この日より在校生四二名、卒業生七名の一斉検査取調べ。のち「広高赤化事件」として報道された。

6・26 校長新保寅次休職。督学官石井忠純が校長事務取扱に任ぜられた。

8・5 五教授の罷免が行われ、生徒主事が更迭された。

8・7 休職校長新保寅次、依願免官。校長事務取扱石井忠純、校長事務取扱を免ぜられ、同時に新潟高等学校校長岡上梁が校長に任ぜられた。  
9・6 左翼運動および紛擾事件に関係した生徒の処分が行

昭和11年(一九三六) われた。

12・19 校長岡上梁、浦和高等学校長に転じ、大分高等商業学校校長添野信が校長に任ぜられた。

昭和15年(一九四〇)

1・13 校長添野信、第五高等学校長に転じ、松山高等学校教授菊池清治が校長に任ぜられた。

昭和16年(一九四一)

4・18 校長菊池清治、松山高等学校長に転じ、本校教授織田祐萌が校長に任ぜられた。

昭和17年(一九四二)

3・30 高等学校高等科規程の臨時措置に関する件が定められた。

昭和18年(一九四三)

10・ 織田校長、静岡高校に転じ、第五高等学校教授安藤祐専が校長に任ぜられた。

11・15 学徒出陣の壮行会を挙行了した。

11・30 薫風寮において寮生の入営・入団するものの壮行会を挙行了した。

昭和19年(一九四四)

この年緊急学徒勤労動員方策要綱、学徒勤労動員の通年実施の決定などにより、呉海軍工廠・下松東洋鋼板・日本製鋼所・暁部隊・兵器廠等へ勤労動員された。

昭和20年(一九四五)

7・5 緊急短期動員として一年生約二五名、日本製鋼所広

島製作所へ入所。同時に薫風寮も同所内寄宿舎に移り、残された広高内の寮舎は陸軍に接収された(まもなく動員入所者は五〇名となった)。

8・1 新入生の入学式を挙行、ただちに工場へ配属された。

8・6 広島に原子爆弾が投下された。

当時、生徒は日本製鋼所約二二〇名、東洋鋼板下松工場(約二八〇名)、呉海軍工廠(約一三〇名)へそれぞれ勤労動員中。日本製鋼所の休電日のため帰宅していた生徒多数が被爆した。校舎は全半壊あるいは大破し、ほとんど使用不能状態となった。

8・26 日本製鋼所において戦災死亡者合同慰霊祭を挙行了た。

10・ 日本製鋼所内補習学校を借用して授業を開始した。のち、大竹町旧海軍潜水学校校舎においても一部の授業を開始した。

11・ 安藤校長退官し福岡高校より内藤匡が校長に任ぜられた。

11・10 日本製鋼所向洋寮で新生薫風寮結成式を挙行了た。

昭和21年(一九四六)

2・ 大竹潜水学校跡に全面的に移転し三学期の授業を開始した。薫風寮も大竹へ移転開寮した。

10・23 呉英濠軍より大竹の校舎及び寮舎の接収命令が下った。その後GHQへ、その取り消しを陳情し成功した。

10・25 生徒大会を開き、広高復興案・復興運動案等を決議

し、三五〇万円の資金獲得を目標として、その後各地で募金運動を展開した。

昭和22年(一九四七)

4・ 皆実町に修築新築工事が始まった。

三年生のみ皆実町へ移転した。

10・ 皆実町校舎の復興成り移転を完了した。薫風寮も自治寮として復活した。薫風寮も自治寮として復活した。

復興記念祝典を挙行了した。

昭和24年(一九四九)

2・25 『広島薫風寮史』が刊行された。

3・29 第二三回卒業式及び一年生の修了式を挙行了した。

4・8 三年生の始業式を挙行了した(学制改革により最後の三年生一学年のみ)。

5・31 国立学校設置法の公布により新制広島大学が発足し、広島高等学校はこれに包括された。

昭和25年(一九五〇)

2・25 最後の広島高等学校生徒が卒業した。





第五編

広島女子高等師範学校史

# 広島女高師のうた

作詞 桜井 役

作曲 音 楽 室

一 広き心は瀬戸の内海 世界の海に潮路つらなり

涯しなぎさの学びの園に 友垣むすぶ乙女われら

気節はたかく自由をかざし 個性を磨き親和につとめ

浦安のくにうららに晴れて やすらぎうたう世をこそ祈れ

二 高き想は秋の天空 四方の峯に光かがよい

映るうらわの教えの庭に 師の道まなぶ乙女われら

知性をたかく文化をすすめ 道義を興し福祉をわかち

萬くにたみよろこびかわし 幸い祝う世をこそ祈れ

## 第一章 創 設

### 第一節 広島女子高等師範学校の設置

**女子高等師範** 昭和二十年（一九四五）三月二十八日、勅令第一三三一号をもって文部省直轄諸学校官制のなかに広島女子  
**学校の新設** 高等師範学校が加えられた。これによって広島女子高等師範学校は、東京・奈良両女子高等師範学

校について第三番目の、しかも最後の女子高等師範学校としてその創設をみるに至った。

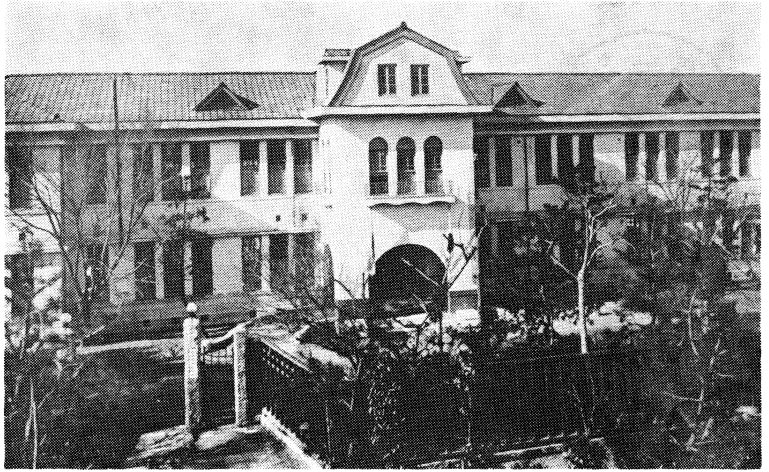
広島女子高等師範学校は、東京・奈良の設立経緯とは異なり、財団法人山中高等女学校の国家寄付によって実現したものである。戦時下の緊迫した状況の中で文部省は、女子中等教員養成の急務に当面していた。山中高等女学校の申し出によって、文部省はその校地・校舎などの整備された諸施設を基礎にして、理科・家政科および体育科の女子中等教員養成を目的とする女子高等師範学校を新設することとし、同時に、旧山中高等女学校の教職員ならびに各学年の生徒を引き継いで、これを附属山中高等女学校としたのである。



〔校 章〕

#### 創設に至る経緯

広島女子高等師範学校および同附属山中高等女学校の基礎をなした山中高等女学校の歴史は古く、広島高等女学校がその始まりである。広島高等女学校は、高等女学校令明治三十二年公布以前にすでに「高等女学校」と称して、明治二十年（一八七）十二月広島天神町に開設された。翌二十一年同新川場正清院に移り、ついで三十年



移管前の山中高等女学校（『おもかげ』より）

四月校舎・寄宿舎を新築して広島市小町に移転した。さらに明治三十五年四月に市内国泰寺村（現在の東千田町）に移って学校の基礎を固め、また広島県立広島高等女学校が設立されたため校名を私立広島高等女学校と改めた。その後、明治四十一年四月には私立山中高等女学校と改称し、大正八年（一九一九）には私立を削除、同十年十月には財団法人の認可を得て財団法人山中高等女学校となった（資料五一―参照）。

山中高等女学校は、創設者山中正雄によって「柔而剛」の校訓を樹立し、女性の温良・貞淑・犠牲・奉仕の人格と堅忍の精神を養うことを目標とした。その後、財政上その他あらゆる困難を克服し、二代山中二雄、三代山中トシにわたって広島県下の女子教育に大きな貢献をなし、醇厚着実な校風をもって全国高等女学校中屈指の存在として世に知られるに至った。しかし、財団法人山中高等女学校理事長山中トシは、学校の将来を考えて、学校を国家に寄付することを決意した。その趣旨について、山中は、「本校が明治中期において、近代女子教育の先覚として発足してから五十余年間に、わが国の女子教育事業が、めざましく普及発達するに至った現状は、本期にある本校をそのまま国に寄付して、その経営を国の手に委ねて、女子高等教育の振興に寄与することが最良の道

であると確信し、それは、ひいては本校五十余年の歴史を光輝あらしめるものであり、また全国私立学校に率先して、その教育精神の範たるべきであるとの信念に到達した。時あたかも創立者の二十五回忌に当る昭和二十年三月、財団法人義の校地七千四百六十坪、校舎二千二百余坪(教室、講堂・体育館等)その他備品多数と寄付者名義の校地若干、建物八百余坪(寄宿舎・記念館・茶室)その他備品等のすべてをあげて、新設広島女子高等師範学校の校地校舎設備として、国に寄付することに決した」と記述している。(広島大学編『山中高等女学校』と広島大学、昭和三十八年)

山中高等女学校の国家寄付については、昭和十五年頃から関係各方面に働きかけられていた。寄付者より相談を受けた広島文理科大学長塚原政次は、昭和十八年に女子高等師範学校新設案を立て、これによって文部省はその予算案を作成したが、大蔵省において否決された。昭和十九年再び寄付申請の書類を整え、広島文理科大学より文部省に申請し、その結果同年十二月十五日の閣議においてこれが受理された。寄付者山中は、広島文理科大学附属広島高等師範学校附属中学校と並んで、附属高等女学校として寄付することを希望したが、広島文理科大学から提示された案に従って、政府は広島女子高等師範学校を新設することに決定し、山中高等女学校は同附属山中高等女学校と命名されたのである(資料五一・二・三参照)。

#### 開校準備

昭和二十年(一九四五)三月十六日、広島女子高等師範学校事務所が広島高等師範学校内に置かれた。開校の準備は、すべて広島文理科大学・広島高等師範学校の教職員によって行われ、さらに生徒募集や入学試験などの諸準備も全面的に両校に委嘱された。

かくして昭和二十年四月一日、広島女子高等師範学校が設置された。教職員の定員は、文部省直轄諸学校職員定員令改正(勅令第一三二号)によって、校長一名、教授九名、教諭(兼任)二二名、生徒主事一名、助教授三名、教諭(判任)二三名、助手一名、生徒主事補一名と定められた。しかし、創設時および昭和二十年度における教職員の定員は、大幅に定員を割っていた。創設当初は、校長松尾長造、教務課長兼附属高等女学校主事有馬純次、学生課長渡辺唯雄、会計課長

曾田実、事務官荒木武雄の五名と、従来の附属高等女学校職員によって運営され、五月に原弘道、金子英二、星野春雄、七月に広幸亮三〔広島女子高等師範学校「職」員辞令掲示資料〕ほか。附属山中等女学校は、旧山中等女学校の教職員を引き継いだが、私学教育の特性を考えて官立移管に反対していた教員や、官公立学校停年退職後就職していた高齢教員が相当多数いたために、退職者が続出し定員の半数以下に減少したようである。したがって教員の補充は、昭和二十年九月繰り上げ卒業となっている高等師範学校卒業者を新規に採用する予定であった。

**第一回生** 昭和二十年の第一回入学者の募集は、開校決定と同時に準備されており、入学試験は第一次試験と第二次試験にかけて実施された。その出願状況は、理科一九三名、家政科三〇二名、体育科五二名であった。

**徒入学** 次試験にわけて実施された。その出身状況は、理科一七名、家政科八一名、体育科四十五名で、定員の約二倍の選抜がなされた。第二次試験は、五月二十一日より理科六七名、家政科八一名、体育科四十五名で、定員の約二倍の選抜がなされた。第二次試験は、五月二十一日より二日間、広島高等師範学校において実施され、筆答試問と口頭試問がなされ、体育科に対しては実技調査も行われた。その結果、五月三十日に合格者発表があり、各科とも定員三〇名のところ、理科〔数学選修・物象選修・生物選修〕三三名、家政科〔育児保健選修・被服選修〕三三名、体育科二四名、合計九〇名が合格とされた。

#### 附属高等女

昭和二十年三月三十一日、創立五十七年の伝統と歴史を誇った山中等女学校は廃校となり、翌四月

#### 学校の開設

一日より新しく広島女子高等師範学校附属山中等女学校として発足した。旧山中等女学校の規模

は昭和二十年三月現在、生徒数一七五〇名、教職員数五四名であった。これは附属学校としては大規模であったので、新入生からは生徒数を半減し、順次縮小することになった。移管時の在校生の各学年定員は、二四〇名であったが、初年度の第一学年より募集定員は一二〇名と定められた。

附属山中等女学校は、四月一日に開校された。生徒は、昭和十九年十月頃より学徒動員によって各工場に出勤し

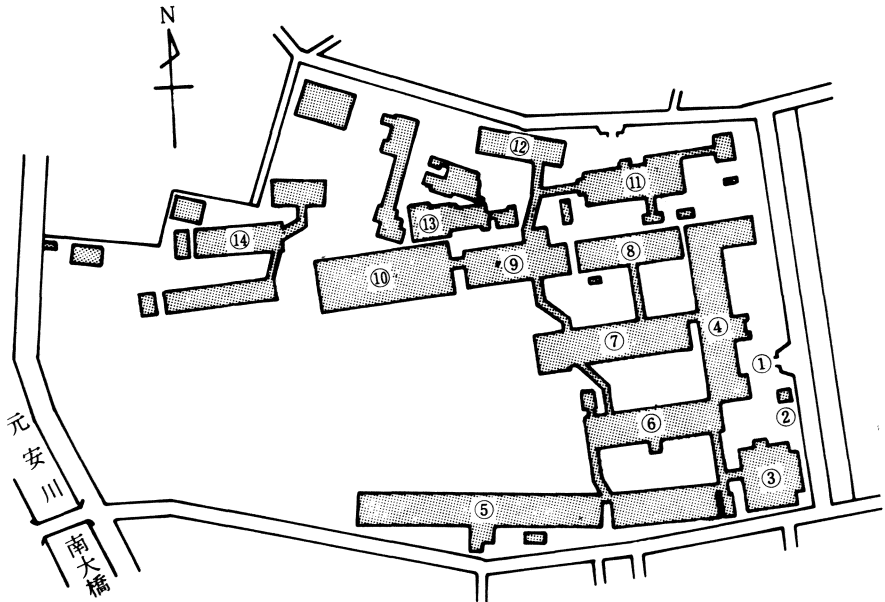


図5-1 広島女子高等師範学校・同附属山中高等女学校建物配置図

- ①正門 ②御真影奉安殿 ③講堂 ④校長室・事務室 ⑤教室・実験室 ⑥附属教員室・事務室 ⑦教室・図書室 ⑧裁縫教室 ⑨料理教室 ⑩体育館 ⑪山中記念館 ⑫音楽教室 ⑬洗濯室 ⑭寄宿舎

ていたが、全校生徒(専攻科・四年・三年・二年約一四〇〇名)ならびに教職員全員が当日登校し、開校式が挙行された。

**開校当時** 広島女子高等師範学校は、新設の学園 とはいってもすでに述べたよう

に旧山中高等女学校の校地・校舎その他一切の設備を基礎にして設けられたもので、それ以外に新たに建設されたものはなかった。図五十一は、当時の建物の配置を示すものであるが、正規の図面ではないので、建物の形態に若干の相異があるものと思われる。

入学式は昭和二十年七月二十一日に行われたが、米軍の本土爆撃によって鉄道が寸断され、生徒は揃わず、授業開始まで各自待機することになった。そして二週間後の八月四日には九〇名の合格者中八一名がようやく揃い、翌五日に宮島の岐島神社において校運の発展を祈願し、同時に広島女子高等師範学校報国団の結成式が行われた。

## 第二節 原爆被災

原爆投下直  
前の状況

昭和二十年（二五）八月六日午前八時十五分、広島市に原子爆弾が投下され、市内の大部分の建造物は一瞬にして倒壊し、一両日におよぶ火災によってほとんど灰燼に帰した。開校後間もない広島女子高等師範学校ならびに同附属山中高等女学校は、爆心地より一・七キロメートルの近距離にあり、当日、市内の勤労動員先や校内に集合していたため、その人的・物的被害は甚大であった。

教職員・生徒は、校内や勤労動員先で被爆した。女子高等師範学校においては、午前八時二十分より学校長による各科合併の創立後の初授業が行われる予定で、入学者全員（当日、登校者または登校中の者八十数名と推定される）が校内で待機していた。また一週間後には、広島市郊外にある倉敷航空機製作所志和口工場への勤労動員が内定していた。附属高等女学校の生徒は、すでに昭和十九年八月の学徒勤労令の公布により、同年十月より各動員先に出動しており、昭和二十年に入って動員先の変更があった。

## 被爆状況

現在判明するかぎりでの原爆投下当時における生徒の動員先ならびに被爆状況を示すと表五―一のとおりである。なお、被爆体験談については『生死の火 広島大学原爆被災誌』（広島大学原爆死没者、慰霊行事委員会編）、『千代紙の小箱』（星野春、雄著）、『おもかげ―炎と瓦礫の中に生きて―』（広島女高師附属属山中高等女学校安浦一期会編）などに詳しく述べられており、表五―一はこれらを基にして作成したものである。

原爆によって学校は全焼したため、保管されていた学籍簿やその他の重要書類は焼失し、当時の在職者や在籍者については不詳の点が多い。被爆後も教職員に退職者が続出し、混乱状況はなかなか収拾できなかったようである。当時の生徒の氏名について、今日それを知る唯一の手掛りとなるものは、金庫に残されていた貯金台帳番号控のみであ



表5-1 動員先ならびに被爆状況

動 員 先	所 在 地	教職員	生 徒	備 考
非 動 員	千田町校内	約15名	女高師 約80名 各学年残留者および 学校事務手伝い 約30~40名	女高師創立後初授業の予定。
第二総軍司令部	千田町校内	—	4年51名(原爆投下時約40名登校)	4月より基礎教育、7月21日付第二総軍司令部に出動命令、暗号隊として予備教育中。
第二総軍司令部	二葉の里	—	数名	
建物疎開作業	雑魚場町	3 名	1年 約120名 2年 約240名 その他 約10名	爆心地より約1.3kmにあり、ほとんど全員死亡、現在確認された生存者は2名にすぎない。
三菱重工業	南観音町	?	3年 } 約100名? 専攻科 }	
三宅製針	天満町	1 名	3年約15~50名?	
広島陸軍糧秣支廠	宇品町	?	4年 約70~80名 専攻科 約50名?	昭和19年10月、158名出動、肉詰作業。昭和20年になると、物資運搬・農作業など。
広島陸軍糧秣支廠	己斐町	—	4年 約20名	物資運搬作業。
三陽工作所	皆実町	?	3年 約50名	
倉敷航空機製作所	吉島町	?	3 年 } 約120名 4 年 } 専攻科 }	昭和19年10月 約350名出動、昭和20年6月下旬、機械を疎開、一部志和口工場へ移動。
倉敷航空機製作所 志和口工場	賀茂郡 志和町	1 名	約40~70名	8月6日公休日のため、汽車通勤者のうち自宅で被爆した者もいる。
日本製鋼	安芸郡 海田市町	?	専攻科 約100名	8月6日公休日のため、入市被爆した者もいる。

る。これによると、在籍者は一年一三七名、二年三三八名、三年三三六名、四年三三二名、専攻科三三一名、合計一四七四名であった。しかし、このうち何名が被爆したか正確な数字は不明である。また、被爆死状者については、現在でも調査が続けられているが、昭和五十年八月までに死亡が確認された者の人数を示すと、表五―二のとおりである。このうち、特に記憶されなければならぬのは、雑魚場町の建物疎開作業をしていた一・二年生ほとんど全員が死亡の大惨事となったことであり、未だにその死亡が確認されていない者も多い。

表 5-2 広島女子高等師範学校・同附属山中高等女学校被爆死者数

教職員・学年		教職員	女高師	専攻科	4 年	3 年	2 年	1 年	計
動員先(被爆地)		人	人	人	人	人	人	人	人
千校 田 町内	第二総軍司令部暗号隊	—	—	—	6(2)	—	—	—	6(2)
	学校事務 授 業	4(1)	8(7)	—	1(1)	—	—	—	13(9)
建物疎開作業 (雑魚場町)		3(3)	—	1(1)	6(6)	2(2)	228(227)	99(97)	339(336)
陸軍糧秣支廠 (宇品町)		1(0)	—	—	11(4)	0(0)	1(1)	—	13(5)
倉敷航空機製作所 (吉島町)		—	—	3(3)	18(7)	2(2)	—	—	23(12)
三菱重工業 (南観音町)		—	—	8(8)	—	14(14)	—	1(1)	23(23)
三宅製針 (天満町)		1(1)	—	—	—	—	—	—	1(1)
三陽工作所 (皆実町)		—	—	—	—	2(1)	—	—	2(1)
第二総軍司令部 (二葉の里)		—	1(1)	2(2)	1(1)	—	1(1)	—	5(5)
日本製鋼 (安芸郡海田市町)		—	—	6(6)	—	—	—	—	6(6)
自 宅		1(0)	—	—	—	—	1(1)	—	2(1)
被爆地不詳		2(0)	3(0)	1(1)	2(1)	5(0)	1(0)	—	14(2)
計		12(5)	12(8)	21(21)	45(22)	25(19)	232(230)	100(98)	447(403)

注) 『生死の火 広島大学原爆被災誌』所収「死歿者名簿」による。  
 数字は被爆後、現在(昭和50年8月)までの死歿者数を示す。  
 ( )内は、即死または数か月以内に死歿した者。

## 第二章 戦後の改編

### 第一節 学園の復興と整備

**分散授業の開始** 広島女子高等師範学校は、前述したとおり昭和二十年（一九四五）八月六日の原子爆弾の投下によって校舎・設備等は一切焼失し、一度の授業も行われなまま敗戦となった。学校の復興は危ぶまれ廃校の噂が立

ったこともあったが、約一か月後の九月七日関係者の努力で、高田郡吉田町の広島青年師範学校内に一時疎開し、授業を再開するとともに学校復興の準備に着手した。

いっぽう附属山中等学校においても、今後の対策を協議するところがあった。まず九月十六日に焼跡の校庭に生徒が召集され、今後の身の振り方や授業再開について相談があった。連絡のとれない生徒に対しては、新聞広告によって授業再開が連絡された。また原爆死没者の慰霊祭が十一月六日に焼跡の校庭において行われ、以後も毎年この慰霊祭は挙行された。

附属山中等学校においては、安佐郡祇園町山本国民学校内、安芸郡府中町府中国民学校内、高田郡小田村広島高等師範学校附属中学校修練道場内の三か所に分散して授業が再開されることとなったが、平常は借用先の学校の授業があるため、土曜日の午後と日曜日に行われるのみであった。



安浦校舎全景（『おもかげ』より）

であった。また、広島市の焼跡の校地七五八四坪もそのまま残されていた。

#### 安浦町移転

学校復興に着手するため、とりあえず吉田町の広島青年師範学校に疎開した広島女子高等師範学校では、広島市の元の校地に校舎を再建する見通しも立たず、敷地・建物・立地条件の整った適当な施設を探していた。旧軍関係の施設がいくつか候補にあがったが、そのうちで賀茂郡（現在豊田郡）安浦町の旧海兵団跡は、広大な敷地と二階建て木造兵舎が残っており、そこに収容可能なことがわかった。関係当局との交渉の結果、そのうちの〇棟余りが広島女子高等師範学校校舎に当てられることになった。かくして昭和二十年十二月五日に、分散授業をしていた附属山中高等女学校も合体して、この旧海兵団跡に移転した。

**安浦校舎** 広島女子高等師範学校は、この安浦の地に昭和二十五年（一九五〇）まで置かれていた。海兵団跡の半分には、広

島女子高等師範学校と同様、原爆により校舎が破壊された広島県立医学専門学校が移転していた（昭和二十年八月五日、高田郡の高林坊へ疎開、校舎は広島市皆実町の元広島県師範学校を予定していた）。昭和二十三年当時の建物の配置は、図五―二のとおりである。なお、校舎敷地は、一万八四六〇坪、運動場四七三二坪、実習農地六一二五坪

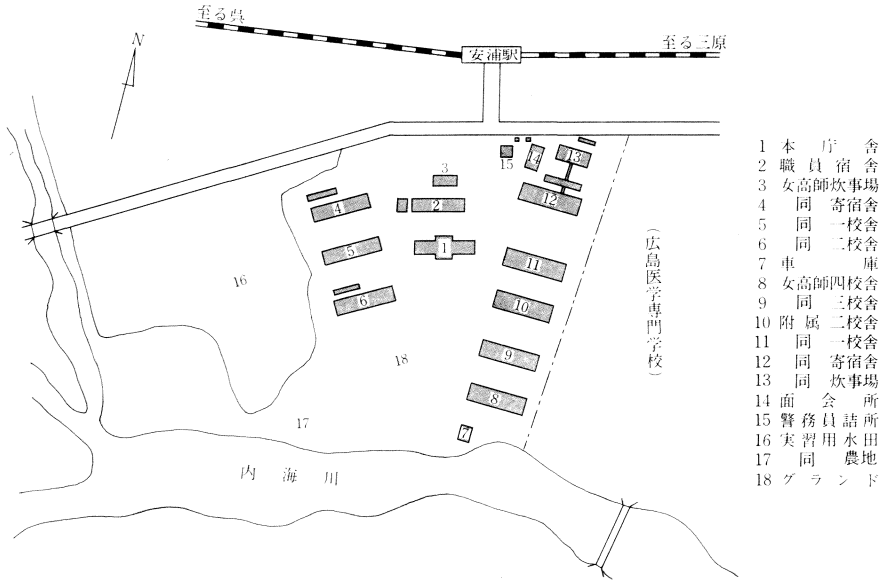


図5-2 広島女子高等師範学校・同附属山中等女学校建物配置図

**教職員  
陣容**

広島女子高等師範学校の教職員は、創立当初からその定員を欠いたままで運営され、さらに原爆による犠牲者も多く、その補充は容易でなかったが、文部省当局からの斡旋もあり、昭和二十年九月卒業の新任者などで最低限の陣容は保たれた。さらに表五―三に示すように、女子高等師範学校生の各学年が充足されるにつれて、教授の定員も増加し、しだいに教職員の陣容も整備されていった。

昭和二十一年(一九四六)十二月七日には学校長が交替し、兵庫師範学校校長桜井役が広島女子高等師範学校長に任命された。なお初代校長松尾長造は、その年の十月より休職中で、翌二十二年二月に退職した。

**学科課程  
の改定**

原爆による学校資料の焼失により、創立時の昭和二十一年(一九四六)一月には、「広島女子高等師範学校学則」〔資料五―四参照〕が制定された。学科は従来どおり理科、家政科、体育科が置かれ、そのうち理科は、数学・物理・化学・生物の各選修に、家政科は、保健と被服の選修に分けられていた。履修学科課程には一般教養科目、教職

表5-3 広島女子高等師範学校教職員定員

年 度 (公布月日)	学校長	教授	教諭 (奏任)	事務官	助教授	教諭 (判任)	助手	書記	備考
昭和21年 (3. 22)	1	9	22	1	3	23	1	7	勅令第156号

年 度 (公布月日)	文部 事務官		文 部 教 官			文部事務官		備 考
	学 校 長	又 は 校 長 級	教 授	2 級	3 級	2 級	3 級	
昭和21年 (4. 1)	1	9	22	27	1	7	勅令第208号	
昭和21年 (6. 22)	1	16	25	32	1	10	勅令第331号	
昭和22年 (5. 24)	1	20	22	34	1	11	政令第72号	
昭和23年 (8. 3)	1	20	22	34	1	14	政令第213号	
昭和23年 (8. 23)	1	24	22	36	1	14	政令第257号	

る運動会も催されるようになった。

科目、専門科目の概念が導入され、単位制度が設けられた〔資料五―五参照〕。卒業に必要な単位数は、一般教養科目五六単位、教職科目三四単位、専門科目七八単位、計一六八単位であった。そのほか単位外として英語二三単位が必修として課せられた。

#### 当時の学

#### 園生活

授業が正規に行われるようになったとはいえない。え、設備・器具などほとんどなく、教科書も上級生から譲りうけ何人かで共用する状態であった。さらに戦後の食料難の時代では、学園生活は相当に酷しいものであった。広島女子高等師範学校は、全寮制度を原則とし、当時大多数のものが「学寮規則」〔資料五―六参照〕によって寮生活を送っていたが、寮内の食料事情は非常に及ばず、衛生状態も悪かった。のみの発生や、かいせん、ひせんの皮膚病が流行し、一時休校になったこともあった。しかし、こうした戦後の酷しい状況にもかかわらず女学生特有の華かさの中で教育が続けられた。いっぽう運動部なども新しく発足し、数少ない運動用具で不自由ながらも活動し、また附属学校との合同によ

## 第二節 新制広島大学への包括

**附属学校** 昭和二十二年(一九四七)三月の学校教育法の公布により、新制中学校・高等学校の設置が定められた。これ  
**の改編** にもとづいて、同年四月、広島女子高等師範学校附属中学校が設置され、続いて昭和二十三年四月には、

同附属高等学校も設置された。また、昭和二十二年五月に「学校教育法施行規則」が制定され、旧制の高等学校はすべて昭和二十六年三月末をもって全国的に廃止されることとなった。したがって、附属山中等高等学校は、昭和二十二年度在籍の生徒が卒業するまで存続し、別に希望する生徒は、これを新設附属高等学校の相当学年に編入した。

新設の附属中学校および高等学校には、校名に「山中」の名が付せられなかった。このことは、「山中」の名を冠しそれを存続することを国家寄付の第一条件とした寄付者ならびに関係者にとって、その後大きな問題となった。しかし、これは旧制度の高等女学校と新制度の中学校・高等学校が教育制度上別個の学校であること、戦後の国立の学  
校名には、所在地名は別として、人名等歴史的由来による固有名詞を付さぬこと、新設の附属学校は男女共学であること等を考慮した結果、「山中」という名称を削除したのであった。

明治二十年(一八八七)の創立以来昭和二十六年(一九五二)に至る六五五年間、女子教育界に貢献し、わが国女子中等教育史上不朽の名をとどめた「山中高等女学校」は、戦後の教育制度の大改革に際会し、新制度のなかに女子教育のための新たな目標を託して、その同窓生ならびに学校関係者はもとより広く一般の愛惜と感慨のうちに歴史を閉じることになった。

**入学者の募集停止** 開学以来、苦難の道歩んだ広島女子高等師範学校も、ようやく昭和二十三年(一九四八)四月を迎え、全学  
年生徒が揃った。しかし、すでに新制度の大学制度の発足を目前にひかえ、女子高等師範学校としての

表 5-4 学科別募集人員・入学志願者・入学者数

年 度	学 科	募集人員	入 学 志 願 者	入 学 者
		人	人	人
昭和20年	理 科	30	193	33
	家 政 科	30	302	33
	体 育 科	30	51	24
昭和21年	理 科	30	71	34
	家 政 科	30	88	35
	体 育 科	30	19	18
昭和22年	理 科	30	69	38
	家 政 科	30	94	37
	体 育 科	30	23	16
昭和23年	理 科	30	42	30
	家 政 科	30	41	31
	体 育 科	30	14	12

注) 『文部省年報』による。

存在は、あとわずかであった。全学年が揃ったのは、この年だけで、翌二十四年にはすでに新制広島大学が発足し、広島女子高等師範学校としては、その年より入学者の募集を停止した。入学者の状況は、表五―四に示すとおりであるが、なお、昭和二十三年度入学者の場合は、後に新制大学へ再入学、編入学していった者も少なくない。

#### 広島女子教 育大学案

戦後の新制大学設置運動のなかで、広島女子高等師範学校としては、具体

文部省から発表され、広島女子高等師範学校の単独大学案は、いずれにしても見込みが薄くなった。いっぽう広島県をはじめ、広島文理科大学など県下の大学・専門学校を中心にして、総合大学誘致運動がなされていた。昭和二十二年十二月には「国立広島総合大学設立推進本部」が結成され、いちだんと運動が活発化し、さらに翌年一月には「広島総合大学設立期成同盟会」が結成された。広島女子高等師範学校からこれらの組織に積極的に加える動きは、まったくなかったようであるが、昭和二十三年になって、はじめて広島女子高等師範学校にこれらの組織から加入の勧誘があり、これによって単独大学案を捨て、広島大学設立の運動に加わることになった。



福山市移 広島女子高等師範学校は、戦後、吉田町、安浦町と移転したが、いずれは元の広島市の校地へ復帰する  
 転問題 というのが関係者の念願であった。しかし、突然、福山移転の問題がもちかけられた。

二十三年五月桜井校長が文部省に出頭されると思いがけなく文部省から、福山市郊外大津野にある進駐軍兵舎が  
 近く日本側に引渡される予定であるから、広島女高師はそこに移転してはどうか、という勧告を受けられた。(中  
 略)ところが、数日後まだ学校としては態度が決定しないうちに、校長は文部省からの招電に接して上京、帰来

報告によると、文部省の態度は極めて強硬で、名は勧告であるけれども実は殆んど命令であり、又大学問題打ち  
 合せのため居合せた在広国立学校校長連もしきりに奨めるので、ついに承諾したとのことであった〔広幸亮三「福山市  
 移転問題覚書」〕。

福山移転問題の発端は、文部省からの勧告であったが、そこには広島女子高等師範学校を福山市に移転し、広島青  
 年師範学校と合体することによって、広島大学設置の基盤を拡充、強化しようとする広島大学設置関係者側の意図が  
 あったようである。なお、最終的には大津野の用地は、新設予定の広島大学水畜産学部(福山市沖ノ上町の広島青年師範  
 学校の一部)との校地交換がなされた。また福山市への移転が決定したけれども、その時期は未定であった。

新制広島大学への 広島女子高等師範学校は、昭和二十四年(一九四九)五月三十一日、広島大学に包括され、その名称を  
 包括と福山市移転 広島大学広島女子高等師範学校と改め、在籍者の教育を続けた。なお前述したとおり福山市移転  
 問題も未解決のままであった。福山移転問題からさらに昭和二十四年の秋には、呉市広町にある進駐軍兵舎への移転  
 話もちかけられた。

これに刺戟されて安浦分校教官の間には色々の意見が抬頭した。それは各科一致した意見ではなく音楽科は広島  
 に、家政科は呉に、体育科は福山にと各線(ごご)であった。呉市移転問題に刺戟された福山教室では先ず受入れの礎石  
 として校地東南隅の二階建二棟を公費で改修し又附属保護者の寄付により附属校舎一棟を新築した。かような空  
 気の中に二十五年一月を迎えると女高師生徒の中から、福山移転反対の烽火があげられた〔開掲  
 覚書〕。

表5-5 学科別卒業者数

学 科 卒業年月(回)	理 科	家政科	体育科	計
	人	人	人	人
昭和24年3月 (第1回)	20	21	11	52
昭和25年3月 (第2回)	35	36	12	83
昭和26年3月 (第3回)	33	32	10	75
昭和27年3月 (第4回)	20	20	5	45
計	108	109	38	255

注) 広島女子高等師範学校「卒業証書交付台帳」による。

学上その卒業まで引続き安浦校舎において授業が行われた。

#### 広島女子高等師範学校の廃止

昭和二十七年(一九五三)三月末日をもって、広島女子高等師範学校は廃止された。三月八日には、第四次卒業式とともに閉校式が举行された。昭和二十年四月開校以来、わずか七年間の歴史であったが、その間二五五名の卒業者を送り出した。年次別卒業者数は、表五―五に示すとおりである。なお、現在広島大学教育学部福山分校の家政科、音楽科、体育科は、主として広島女子高等師範学校を継承したものである。

また、附属中学校・高等学校は、広島女子高等師範学校の廃止に伴って、広島大学教育学部附属福山中学校・高等学校と改称された。

この反対運動には、広島大学教養部自治会も応援し、しだいに激化した。附属学校保護者の間には福山移転反対期成同盟会のようなものも出来たようである。いっぽう、呉市では誘致運動が行われた。ただし、これらの広島説や呉説は、単なる理想論、推測論にしかすぎず、広島大学評議会において福山市移転が再確認された。しかし、その移転の時期は見当もつかない状態であったところ、同年三月九日、学寮より出火し、学寮一棟、校舎二棟ならびに附属建物二棟、延べ一九七二坪その他二〇〇〇点余りの物品を焼失した。出火の原因は漏電によるものと推定されたが、ともかくこれが偶然のきっかけとなって、その年の五月に福山移転が強行されることとなった。ただし、体育科だけは、施設などの関係上、同年十一月一日に福山市に移転した。なお附属学校の生徒は、第一学年のみ福山市に移り、その他の生徒は、通

資料

五——山中高等女学校沿革史

〔「山中高女関係綴」〕

山中高等女学校沿革略史

明治二十年十月二十七日 広島市に女子の高等普通教育の機関のなきを慨き、時の県知事千田貞曉氏官民有志と謀りて女学校設立を企画し発起人会を開き之を設立して広島高等女学校と称し、本科三年、予科(一年半)を置き、校主に山中正雄を校長に千田そも子女史を推薦す。是実に山中高等女学校の濫觴にして広島における高等女学校の嚆矢であるとともに全国を通じて存在せる僅かに三校中の一である。  
十二月六日本校設立認可さる。

- 一、京都府立高女 明治五年四月
  - 二、県立宇都宮高女 明治九年二月
  - 三、私立山中高女 明治二十年十二月
  - 四、私立熊本尚綱高女 明治二十一年五月
  - 五、東京府立高女 明治二十一年十二月
- 明治二十一年一月十一日 広島市天神町の民家を仮校舎に充てて開校式を挙行す。  
生徒定員二五〇名、入学七十余名、松岡ミチ女史学監となる。二月十五日広島市新川場町正清院に移転す。  
此年広島市より金参百円補助金を受く。

明治二十二年四月十日 初めて専任教員をおく。しかし尚多く

は師範学校教員及び有志者の義侠的援助による。発起人および其の他の有志をもって商議員会を組織す。

明治二十三年一月五日 千田校長辞任(知事転任により)、松岡ミチ校長事務代行。

明治二十四年一月十三日 教育勅語謄本下賜、二十日初めて奉読式を行う。

専心校基を作らんと努めたが、さきに勃興せる女子教育は急進的欧化主義に傾ける反動として漸次衰微に赴き、父兄の女子教育を顧みない情勢を来し入学志願者激減し日々登校生も二十数名に止まり、本年に至り校運最も不振となった。

明治二十七年四月一日 学則を改正して本科(四年)予科(二年)別科(二年)小学教員必須科(ハケ月)の課程をおく。小学教員必須科設置は師範学校女子部廃止せられ、小学教員養成の道絶えたるにより児童教育の前途を憂え県当局の勧めによって兼設す。

明治二十八年 高等女学校令(一七)公布により学則を改正し、小学教員必須科を廃し、補習科(一年)別科を廃し、技芸専修科(二年)と改む。

明治二十九年 卒業生をもって校友会を組織し春秋二回会合し

資 料

年一回会報を發行することす(三十七年橋香会と改称す)。  
広島県より金五千八百六十円の補助を得、広島市小町に敷地六百坪を買収して校舎二棟・寄宿舎一棟を新築す。

明治三十年四月一日 新築校舎に移転す。

六月二十七日 校舎落成式および創立十周年記念式を挙行す。

十一月 小学校裁縫科教員講習科(六ヶ月)を設置し、熊本尚綱校より専門教師を聘して裁縫科一斉教授法の普及をはかる。実に県下小学校裁縫科教授上に一新生面を開けるものにして、補習科と相俟って永く県下小学校教員(無試験検定により小学校教員の資格を得)養成上功績をあげた。

明治三十一年 經常費教員俸給に対し本県より年々金參百七十

円乃至尠千五百円の補助を受けて三十九年度に至る。

明治三十二年四月一日 高等女学校令に準拠して学則改正す。

本科(四年)補習科(八ヶ月)技芸専修科(二年)とす。生徒定員四〇〇名とす。

明治三十四年四月一日 高等女学校令施行規則に準拠して学則改正す。裁縫教員講習科を技芸専修科と併せる(年限三年)。

五月二日 校名を私立広島高等女学校と改称す(県立広島高

女創設)。

五月二十一日 生徒着袴の制を設く。

広島県より補助金五千四百円を得、地を国泰寺村(現千田町)に三千余坪を買収し校舎増築を決す。

明治三十五年一月十五日 生徒定員六百名に増員認可。

四月一日 新築校舎に移転。

六月十五日 松岡ミチ校長に任じ、七月十日職員生徒をもつ

て学友会を組織す。

十月三十日 校章を制定し佩用す。

十一月八日 第一回運動会を開催す。

明治三十六年一月四日 本年度より三十八年度に亘り広島市より合計七千五百円の補助金をうけ、校舎新築拡張に伴う財政難を緩和す。

明治三十九年九月二十六日 校地内に山中校主の住宅落成す。

明治四十年三月二十日 講堂新築落成す。

五月一日 初めて学校医を設置し後藤倫四郎之に任す。

五月六日 松岡校長帝国教育会より教育功牌頒状を受く。

十月十九日 山中正雄校主・松岡校長広島県教育会より教育彰功状および記念品を受く。

明治四十一年一月二十六日 創立二十周年記念式、校長校主教育表彰祝賀式を挙行す。

三月一日 生徒修学旅行規定を設け初めて補習科生近畿地方に旅行す。

十一月一日 屋内体操場落成す。

明治四十二年十月二日 山中校主・松岡校長教育功勞者として藍綬褒章を下賜せらる。

十一月十一日 小松原文部大臣本校視察。

十二月五日 山中校主帝国教育会より教育功牌頒状を受く。

十二月二十二日 山中校主広島市より教育功勞表彰状を受く。

明治四十三年六月二十三日 作法・割烹教室落成す。

明治四十四年一月二十二日 本校の電燈工事成り初めて点灯す。

二月二日 松岡校長死亡、五日校葬執行。

四月二十五日 山中校長に任ず。

四月一日 技芸専修科を廃し実科(三年)を置く。

大正元年八月二十日 校舎増築落成 職員室、会議室、待賢室、

理科・習字・図画教室。十月洗濯実習室成る。

十月 運動場拡張。

(概要) 校地 五、二八五坪 校舎 一、二四五坪  
生徒 六七四名 職員 三九名

経費 一六、三三六円

大正二年四月一日 実科を廃し本科補習科のみとなす。

十月二十一日 生徒定員八百名増加認可。

大正三年十一月四日 運動場拡張工事成り約一、八〇〇坪となる。

大正四年九月十四日 講堂拡張工事竣工(二四三坪)。

十月二十五日 天皇陛下御真影を下賜せらる。

大正五年八月三十日 寄宿舎一棟、割烹教室一棟落成す。

十月二十七日 皇后陛下御真影を下賜せらる。

大正六年二月二十五日 創立三十周年記念並に山中校主古稀祝賀として記念館新築落成す(同窓会員および有志一、七〇〇名の拠金七、八〇〇円)。

建坪一八〇坪二階建 階下九室内六十畳大広間

三月十一日 創立三十周年並に山中校主古稀祝賀式挙行す。

四月一日 校歌制定。

四月二十日 記念館内に橘香会員のために時習会を設く。婚嫁前における家庭必須の実地、学芸の温習を施すことと

す。

(概要) 校地 八、一五三坪 校舎 一、七〇〇坪  
生徒 七五〇名 職員 四〇名

経費 二一、三七〇円

大正七年九月三日 寄宿舎休養室落成す。

十二月三十日 記念館附風茶室(浅野侯爵命名不流庵)落成す。

大正八年九月五日 校名に私立の冠用文字削除、山中等女子校と称す。

十一月十五日 校主校長山中正雄死去、二十一日誓願寺にて校葬を執行す。

十二月二十六日 校主山中二雄に変更認可。

大正九年七月五日 梅林寺勝三校長に任ず。

十二月四日 報恩会を組織し第一回のバザーを開催す。

大正十年一月十七日 生徒定員一、〇〇〇名増加認可。

十月十三日 財団法人山中等女子学校設立認可せられ、山中二雄理事長となる。

十月二十四日 御真影奉安殿新築落成す。

大正十一年三月二十六日 皇后陛下浅野泉庭<sup>(註)</sup>に行啓あらせられ、本校生徒十五名御役奉仕の光栄に浴す。

十月十日 洋式制服校章制定し着用佩用す。

大正十二年一月三十日 前校主夫人山中サキ死亡、二日校葬執行す。

大正十三年三月十五日 生徒定員一、二〇〇名増員認可。

九月二十八日 理化教室・図書館新築落成す。

大正十五年一月二十八日 梅林寺校長退職、山中二雄校長事務

取扱となる。

九月九日 東原信之助校長に任ず。

昭和三年十月十八日 天皇陛下御真影を仮に下賜せらる。

昭和四年十一月六日 寄宿舎附属衆楽堂落成す、生徒便所浄化装置成る。

十一月二十七日 裁縫教室二階建落成(教室四、準備室二)。

昭和五年十月二十六日 生徒管絃楽部創設、公開初演奏を行う。

十一月一日 校旗を制定調製す。

昭和六年二月十日 天皇皇后両陛下御真影を下賜せらる。

十一月四日 明治神宮競技大会において、生徒石津光恵、円盤、砲丸投の日本新記録を作る。

昭和七年三月十一日 教育者に賜りたる勅語下賜せらる。

六月十七日 生徒石津光恵第十回オリンピックサンフランシスコ大会に出発す。

昭和八年一月八日 卓球部全国大会において優勝す。

昭和九年四月二日 創立五十周年記念事業後援会結成さる、河瀬健吉会長に推さる。

九月十六日 割烹教室(二)、作法教室(和洋)、書道教室、普通教室(二)、本館二階建落成す(事務室、校長室、教員室、待餐室、研究室(三)、宿直室、使丁室、湯湧室、購売部)。

昭和十年九月十五日 寄宿舎二階建一棟改築成る。

昭和十一年十二月二十日 洗濯教室附準備室、音楽教室附準備室改築成る。

昭和十二年十一月十五日 創立者山中正雄先生頌徳碑除幕式を挙行す。

題字

柔  
而  
剛

山中正雄翁頌徳碑

従一位侯爵浅野長勳書

(裏面)

翁ハ嘉永元年六月八日本県佐伯郡五日市海老塩浜ニ生ル、家世々里正ヲ職トス、明治初年東都ニ遊ビ英漢法律ノ学ヲ修メ後広島ニ歸リテ弁護士ヲ業トス、夙ニ女子教育ノ必要ヲ感シ明治二十年十二月本校ヲ創設シ爾来是ガ経営ニ努力シ校運ノ進展ヲ図ルコト実ニ三十有三年ナリ翁天資廉正寛容事ニ処シテ堅直難ニ当リテ不撓、其ノ子女ヲ教育スルヤ慈父ノ愛ヲ以テス、柔而剛ノ校訓ハ寔ニ翁カ育英ノ大精神ナリ、明治四十二年十月其ノ功勞ニ依リ藍綬褒章ヲ下賜セラル、翁又県市會議員其ノ他公職ヲ兼ネ郷党ノ為ニ尺瘁スル所頗ル多シ、大正八年十一月十五日卒ス、享年七十二

昭和十二年十一月六日 正二位男爵浅野養長撰併書

十二月一日 電気時計時報装置成る。

十二月二十六日 体育館(鉄筋コンクリート一八九坪)新築成る。

昭和十三年十一月二十日 理事長山中二雄死去、二十二日講堂において校葬執行。

昭和十四年一月十八日 山中トシ理事長となる。

十二月一日 幹事原発太郎死去、五日講堂において校葬執行。

十二月二十六日 東原校長退職。

昭和十五年二月九日 山中トシ校長事務取扱となる。

四月一日 昭和八年以後生徒募集中止中の補習科を復活す。

十一月一日 佐々木信次校長に任ず。

昭和十六年四月一日 時習会定員一〇〇名に増加。

五月二十二日 生徒勤労報国隊結成、七月学友会を橋報国団

と改組す。

昭和十七年三月 本校学則全条文を改正認可。

昭和十八年四月一日 新に高等女学校令発布、全教授要目改正

実施す。

規定に準拠して補習科を専攻科と改称、全生徒数一、四一四名。

昭和十九年十月 本校校舍校具を挙げて国家に寄付の申請をなす。

十二月十五日 内閣閣議において受理決定さる。

広島女子高等師範学校創設と決定す。

昭和二十年三月三十一日 山中高等女学校廃止、五十七年の光輝ある歴史はこゝに発展的な幕を閉じた。卒業生を出すことに実に一萬三千余名、日本全国はもとより、欧米東南亜各地に散在して家庭的に社会的にそれぞれが活躍している。在校生徒教員はこれを挙げて広島女子高等師範学校附属山中高等女学校に移管され、新に附属山中高等女学校が構成されて始めて第一学年一二〇名を募集入学を決定された。元山中高等女学校の学籍簿も亦同校に保管されることになった。

昭和二十年三月現在

校地 七、九七七坪七七（道路改修により減少）

校舎 二、二〇六坪六〇

教室 四〇 九五五坪五〇

講堂 一 一四三坪〇〇

体育館 一 一八九坪〇〇

其他 九一九坪一〇

寄宿舎 四五二坪〇〇

記念館 一六七坪〇〇

学校園 六〇八坪〇〇

運動場 一、九〇六坪〇〇

生徒数 一、七五〇名

職員数 五四名

学級数 三〇（内専攻科六）

### 五―二 山中高等女学校の国家寄付に至る経緯

〔「山中高女関係綴」〕

国家に寄付することについて

昭和十三年十一月二十日、理事長山中二雄死亡。病革まるに當って「将来学校の経営は眼の見える者をもってこれに當てよ」と一言のみを漏らした（山中二雄は日露戦争に出征中ニテアゾリウム症という奇病に罹り帰還後失明した）。その言の真意は心眼の意を物語るものと解し、その任に當る者は私であることと、確信し爾來益々その精神の遂行に独り黙考してその処置の方法に日夜苦慮した。その後漸く考えがまとまった。

昭和十四年十二月一日、幹事原発太郎死亡（学校創成期早くより四十余年間学校経営に助力した人）。つゞいて東原校長辭任す。

昭和十五年二月、理事長山中トシ校長事務取扱となる。当時

奥久登代議士(教育家出身)に学校経営の将来の抱負(国家に寄付)について内意を漏らしたところ、初めは真意を疑われたが志の確固たるに驚き、かつ賛同の意を明らかにせられ、中央当局に之を運動することを約せられた。

また、広島県知事相川勝六氏から校長推薦があつて、その交渉中止を得ず私の内意を知事に披瀝した。相川知事の賛同を得、共に成立を期せんことを約されしも、愛知県知事に転任せられて事は中断した。

昭和十六年、本校顧問松井茂博士に相談したところその趣旨を嬉ばれ、かつ大いに賛同せられたが国民教育界には素人であるから、東京女高師下村寿一校長に相談せよと指示され、かつ紹介せられた。幸、東京女高師は私の母校であるから下村校長に志を話した。下村校長は事の意外に驚き、「それは貴い仕事であり、卒業生であるあなたのこの計画は母校としても大きな名譽である」と賛辞を惜しまれなかつた。「しかし大きな問題であるから善事も事の成る時と然らざる時がある、適当な時機を見て知らずから、それを待つて発表せよ」と慎重に指示せられた。

昭和十八年七月、広島文理科大学長広島高師校長塚原先生に、広島高師附属高女として寄付したき旨を話す。塚原先生は驚きかつよろこばれて直に福井事務長を呼んでその実現に取りかゝりその万全を期せられたが、塚原校長はこれを女高師新設として予算提出されたが大蔵省において否決せられた(金沢高師新設にかゝっていたためと思われる)。

昭和十八年秋、浅野侯爵に申上げる。それは本校創立以来浅野侯爵家の恩顧をうけていた関係上その経過を報告する意であ

つた。侯爵はそれは広島県の名譽であり、国としてもよろこぶべきことであると思ひから中央において陰に陽に実現に努力せんと、賛成せられた。

昭和十九年、再び寄付申請の書類を整え、塚原校長の手を経て文部省に申請した。

十月、文部省・大蔵省は、校地・校舎施設の状況調査視察のため数度来校せられたが都度異口同音の讃辭を受けた。

十二月十五日、内閣閣議において之が受理を決定せらる。よつて広島女子高等師範学校の新設となり、山中高女は同附属山中高等女学校とするとの決定通知があつた。これは私は広島文理科大学、広島高師附属中学校と並んで附属高等女学校として寄付を希望したのであつて、その初志に異なるのであるが、文部省は校地校舎が女高師創設に可なりとせられたのであらうと思ふ。よつて広島大学当局も私も広島女高師を広島大学に附置せられん事を請願したが、文部省は施設完備した科(家事・理科・体育)を以て単独の広島女子高等師範学校として新設せられた。初代校長としては永年広島に在任せられ学校の内容並に寄付のいきさつについて熟知せられている塚原学長を暫時(学校の整頓確立するまで)学校長とせられたい事を森岡教授と共に文部省に出頭請願したが、それは入れられず松尾長造氏が初代校長と決定した。

附属高等女学校に山中の名を冠しそれを存続することは寄付の第一義として申出たのである。

昭和二十年三月十四日、文部省より広島女子高等師範学校附属山中高等女学校と命名す、との通牒を受理したので、初志には反したがこれを諒としたのである。



昭和二十年四月一日、附属山中等高等学校開校式。広島高師附属中学校河野主事が文部省を代理して来校、全校教員生徒を講堂に集め（専攻科四年三年二年一四〇〇名学徒動員中であつたが登校す）、昭和二十年四月一日を以て山中等高等学校全生徒を広島女子高等師範学校附属山中等女学校生徒とするとの許可があり、「現在の全教員を附属山中等女の教官とす」との伝達があつた。そして「この附属山中等女学校は、東京、奈良両高師の附属高女と異り、山中高女があつて広島女子高等師範学校が創設せられたのである。よつて附属高女に山中の名を冠する所以」を詳説せられて、「附属山中高女は他の附属高女と異なる存在であることを確実に認識して勉学に励むようにせよ」との訓辭があつた。

〔注、山中トシによつて記録されたものである。〕

### 五十三 山中等女学校の國家寄付理由（昭和十九年）

〔「山中高女関係綴」〕

#### 理由書

一、本校ハ創立者山中正雄ガ女子教育ノ寧ロ不必要ヲ叫ハレタル明治二十年頃ニ、邦国ノ将来ニ思ヒヲ致シ男子対等ノ教育ヲ以テ臨ムヘキヲ痛感シ、毀譽褒貶ヲ外ニ幾多困難ヲ覚悟シテ創立サレタルモノニテ、時ニ全国ヲ通シテ高等女学校ノ数ハ僅カニ、三校ニ止マリシヲ見ルモ當時如何ニ女子教育ノ重ンゼラレザリシカト共ニ創立者ノ遠見ヲ窺知スルニ余アリトイフベシ、後次第二女子教育ハ其ノ必要ニ迫ラレテ發展シ現今ニ於テハステニ本県下ノミニモ公私五十幾校ノ女子中等学校ノ普及ヲ見ルニ到リタル今ヤ、本校存在ノ意義ハ實際上ニ

於テ、モハヤ絶対的ノモノニアラズ、加之決戦態勢ノ時局下銃後女子ノ責務愈々重大ヲ加ヘ、大東亜指導者ヲ以テ任スル帝國百年ノ大計ヲ思フ時、女子高等教育ノ喫緊ナル蓋シ論ヲ俟タズ、コ、ニ本校ノ全財団ヲ挙ケテ之ヲ國家管理ノ最高学府タル広島文理科大学ニ寄付シ、更ニ女子高等教育学園ノ樹立施設ニ委ネントスルハ、常ニ私心ヲ抛ツテ國家本位ニ終始シタル故人ノ教育方針ニ違ハサルノミナラズ、亦以テ我等本財団後継者ノ当サニ採ルヘキ道ナルト共ニ、故人ノ付託ニ背カサルコトヲ確信シテ此ノ寄付ヲ申出テタル第一ノ理由ナリトス

一、元來私立学校教育ハ創立者ノ人格反映ナリ、我等法ノ定ムルトコロニヨリテ其ノ経営ヲ承継セリトイヘトモ依然トシテ本校ハ創立者山中正雄ノ学校タルナリ、仮リニモ後継者等ノ私スヘキモノニアラサルヲ寸時モ忘レタルコトナク、其ノ時ト処トヲ得タランカ則チ挙ケテ之ヲ國家ニ献納シテ故人ノ教育奉公ノ大精神ヲ永遠ニ生カシメムトスル第二ノ理由ナリトス

一、叙上ノ理由ニ依リ幾年來此ノ寄付ヲ念願シ居ナカラモ、時ニ差迫レル校舍ノ増改築、設備ノ充実ト校運ノ發展隆盛ヲ図リツツ他方財政ノ緊縮整理ニ努メタリシガ、幸ニ順調ニ推移シテ今ヤ全ク経営上何等危惧ナキ状態トナリ得タルヲ以テ、茲ニ恰モ校齡五十有余年、故人ノ廿五年忌ヲ期シ此ノ挙ニ出デムト決意シタル第三ノ理由ナリトス

五十四 広島女子高等師範学校学則(昭和二十一年)

〔昭和二十二年年度広島女子高等師範学校一学校一覽〕

広島女子高等師範学校学則

第一章 学年・学期及授業ヲ行ハザル日

第一条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月一日至八月三十一日

第二学期 自九月一日至十二月三十一日

第三学期 自一月一日至三月三十一日

第三条 授業ヲ行ハザル日ハ次ノ如シ、但シ特別ノ必要アル時ハ此ノ限ニ在ラズ

一、一月一日、地久節及昭和二年勅令第二十号ニ依リ休日タル祭日祝日

二、日曜日

三、本校創立記念日

四、学年始 自四月一日至四月十日

五、夏季 自七月二十一日至八月三十一日

六、冬季 自十二月二十五日至翌年一月七日

七、学年末 自三月二十日至三月三十一日

第二章 学科・科目日・学科課程及修練

第四条 学科ハ理科・家政科・体育科トス

第五条 理科ハ数学選修・物象選修・生物選修トシ其ノ履修スベキ学科目左ノ如シ

数学選修及物象選修―修身公民、教育、家政、数学、物象、生物、外国語、工作、音楽、体操

生物選修―修身公民、教育、家政、数学、物象、生物、外国語、音楽、体操

第六条 家政科ハ育児保健選修・被服選修トシ其ノ履修スベキ学科目左ノ如シ

修身公民、教育、物象、生物、家政、育児、保健、被服、農芸、図画、国語、外国語、音楽、体操

第七条 体育科ノ履修スベキ学科目左ノ如シ

修身公民、教育、家政、国語、体育学、体操、音楽理論、声楽、器楽、音楽史、美学、外国語

第八条 修練ハ日常行フ修練、毎週定時ニ行フ修練及学年中隨時ニ行フ修練トス

第九条 各科各学年ノ学科課程及修練課程並ニ毎週教授時數ハ別表ニ依ル

第十条 教育実習及保育実習ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 入学・休学及懲戒

第十一条 本校ニ入学セントスル者ハ高等女学校卒業者ニ在リテ出身学校長ニ其ノ他ノ者ニ在リテハ本校ニ本校所定ノ入学願書ヲ提出スベシ

高等女学校長前項ノ入学願書ヲ受理シタルトキハ本校所定ノ推薦書ヲ添へ本校ニ送付スルモノトス

第十二条 現ニ官職又ハ公職ニ在ル者ニシテ本校ニ入学セントスル者ハ入学願書ニ本属長官ノ承認書ヲ添付スルヲ要ス

第十三条 入学試験ハ学科試験・人物考査及身体検査トス

第十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ正保証人及副保証人ヲ定メ其ノ連署ヲ以テ本校所定ノ誓約書及戸籍抄本ヲ差出スベシ

第十五条 正保証人又ハ副保証人死亡シタルトキハ直ニ適當ナ

ル者ヲ以テ之ニ換ヘ正保証人、副保証人連署ノ上届書ヲ差出スベシ

第十六条 生徒疾病其ノ他正当ノ事由ニ因リ休学ヲ願出デタルトキハ期間ヲ定メテ休学ヲ許可ス

第十七条 学校長教育上必要アリト認メタルトキハ生徒ニ対シ左ノ懲戒ヲ加フ

一、譴責

二、謹慎

三、停学

第四章 成績考査、課程ノ修了及卒業

第十八条 成績ノ考査ハ学科目・教育実習・保育実習及修練ニ付之行フ

第十九条 各学科目ノ学期成績ハ平素ノ成績ニ学期考査ノ成績ヲ参案シテ之ヲ定ム

教育実習及保育実習ノ学期成績ハ平素ノ成績ニ依リ之ヲ定ム  
修練ノ学期成績ハ平素ノ成績ニ依リ之ヲ定ム  
学年成績ハ各学期ノ成績ニ依リ之ヲ定ム

第二十条 生徒ノ進級及卒業ハ教官ノ意見ヲ徴シ学校長之ヲ定ム

第二十一条 各学年所定ノ課程ヲ修了セリト認メラレタル者ハ之ヲ進級セシム

第二十二条 全学年所定ノ課程ヲ修了セリト認メラレタル者ハ之ヲ卒業セシム

第五章 学資及授業費

第二十三条 学資トシテ月額金額式拾五円ヲ給与ス

学資ハ当月分ヲ翌月十日ニ給与ス、但シ其ノ日授業ヲ行ハザ

ル日ニ当リタルトキハ其ノ翌日トス  
生徒卒業シタルトキ其ノ他急速給与ノ必要アリト認メタルトキハ前項ノ規定ニ関ラズ之ヲ給与スルコトアルベシ

第二十四条 高等師範学校及女子高等師範学校規程第十八条ニ定ムル場合ノ外生徒ニシテ月ノ全日数欠席シタルトキハ其ノ月ノ学資ハ之ヲ給与セズ

第二十五条 高等師範学校及女子高等師範学校規程第十七条ノ規定ニ依リ償還スベキ授業費ハ年額金四百円トス、但シ月割計算額ハ金參拾參円五拾錢トス

第六章 学寮

第二十六条 本校生徒ハ之ヲ学寮ニ收容ス

第二十七条 学寮ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第七章 研究科及選科

第二十八条 研究科及選科ニ於テハ生徒ヲシテ各学科ノ学科目中一科目又ハ数科目ヲ選修セシム

第二十九条 研究科ノ生徒ハ女子高等師範学校卒業生中ヨリ学校長之ヲ選抜ス

第三十条 研究科ノ修業年限ハ一年乃至二年トス

第三十一条 選科ノ生徒ハ高等女学校教員志望者中ヨリ学校長之ヲ選抜ス

第三十二条 研究科又ハ選科ノ生徒タラントスルモノハ本校所定ノ入学願書・履歷書及身体検査書ヲ提出スベシ

第三十三条 研究科ノ生徒ニシテ成規ノ学科目ヲ履修シタルトキハ卒業論文ヲ提出セシメ相当ノ学力アリト認メラレタル者ニ卒業証書ヲ授与ス

第三十四条 選科ノ生徒ニシテ成規ノ学科目ヲ修了シタルトキ

ハ修了証書ヲ授与ス

第三十五条 学校長ハ研究科又ハ選科ノ生徒タラントスル者及  
研究科又ハ選科ノ生徒ニ対シ必要ニ応ジ学力試験ヲ行フコト  
アルベシ

第三十六条 第一条乃至第三条、第十二条、第十四条乃至第十  
七条及第二十五条ノ規定ハ研究科及選科ノ生徒ニ之ヲ準用ス

第八章 附属学校

第三十七条 附属学校ハ附属高等女学校・附属国民学校及附属

幼稚園トス

第三十八条 附属学校ニ於テハ普通教育及保育ヲ施シ之ガ研究  
ヲ行ヒ且生徒ヲシテ教育実習・保育実習ヲ行ハシム

第三十九条 附属学校ニ関スル学則ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本学則ハ昭和二十一年一月二十一日ヨリ之ヲ実施ス

五―五 広島女子高等師範学校学科課程〔昭和二十一年〕

〔昭和二十二年度広島女子高  
等師範学校「学校一覽」〕

広島女子高等師範学校学科課程

一、広島女子高等師範学校学科編成

学 科 選 修

理 科 数学選修、物理選修、化学選修、生物選修

家政科 保健選修、被服選修

体育科

二、単位配分

一単位は原則として一時間一学期(半ケ年)間の講義演習を当

てる。次の表は卒業に必要な単位数の配当基準を示す。

科目	学期		一般教養科目																	
	学年	学期	教職科目		一般教養科目															
			実地練習	講義演習	体 操	選択科目	自然科学	人文科学	社会科学											
合計	英 語	単 位 計	専 門 科 目																	
26	4	22	10		2	1	3	2	2	2										
26	4	22	10		2	1	3	2	2	2										
27	3	24	12		4	1	3		2	2										
27	3	24	12		4	1	3		2	2										
25	3	22	12		4	1	3		2											
14	2	12		10	2															
24	2	22	12		3	1	4		2											
22	2	20	10		3	1	4		2											
191	23	168	78	10	24	7	23	4	14	8										

備考

1 一般教養科目欄中の「選」は社会科学・人文科学・自然科学中の何れかを選択させること。

2 英語は当分の間単位外に必修せしめる。

三、一般教養の内容

社会科学 社会組織、国家と法制、政治の発達、経済組織と産業国際関係

科目	学年		二学年		三学年		四学年		計
	一学期	二学期	一学期	二学期	一学期	二学期	一学期	二学期	
代数学		2		2		4			12
代数学論							2		4
近代解析学		2		2		2			12
微分積分学							2		4
実函数論			2						4
複素函数論				2					4
微分方程式論							2		4
計									

理科(数学選修)

五、専門科目の単位配分

- 第四学年 教育概論、教育行政、社会教育、職業指導
- 第三学年 教育実習、教授法、管理法、学科課程論、教育史
- 第二学年 発達心理学、青年期の心理と衛生、教育史
- 第一学年 教育的心理学、学校衛生

四、教職科目の内容

- 自然科学 自然科学の発達、統計
- 選択科目 数学、物理、化学、生物、家政、国語国文、外国語、音楽、習字等とし専攻学科に応じて適当に選択せしめる。

- 人文科学 国語国文、世界現代史、思想と表現、哲学思想、社会科学の発展、芸術の問題、宗教と世界文化、外国文学

科目	学年		二学年		三学年		四学年		計
	一学期	二学期	一学期	二学期	一学期	二学期	一学期	二学期	
一般物理学		2		2					4
弾性と音響									
光学				2					4
電磁気論						4			8
原子論						2			6
力学				2					6
熱力学						2			6
相対性力学							2		6
計									

理科(物理選修)

計	物理学			応用数学	幾何学		
	近代物理学	物理学概論	力学		位相数学	微分幾何学	幾何学
10		2				2	
10		2				2	
12			2	2		2	
12			2			4	
12	2		2	2			
12	2					2	
10				2	2		
78	4	4	6	6	2	2	10

数 学	实 验	应 用 化 学	鉅 物 学	理 論 化 学	生 化 学	分 析 化 学	無 機 化 学	有 機 化 学	科目	
									学 期	学 年
								2	一 学 期	一 学 年
							2		二 学 期	一 学 年
2	2					2	2	2	一 学 期	二 学 年
2	2					2	2	2	二 学 期	二 学 年
	2			2			2	4	一 学 期	三 学 年
									二 学 期	三 学 年
	3	1	2	4	2				一 学 期	四 学 年
	4	1	2	2	1				二 学 期	四 学 年
4	13	2	4	8	3	4	8	10	計	

理  
科(化学選修)

計	基 礎 科 学	化 学	数 学	实 驗	特 殊 講 義	鉅 物 学
10	8					
10	8					
12		2	2	2		
12		2		2		
12				2		
12			2	3	2	1
10			2	3	2	1
78	16	4	6	12	4	2

衛 生 学	人 体 生 理 学	实 驗 動 物 学	動 物 発 生 学	動 物 生 態 学	動 物 生 理 学	動 物 組 織 学	動 物 分 類 学	細 胞 学 遺 伝 学	植 物 生 態 学	植 物 生 理 学	植 物 分 類 学	植 物 形 態 学	科目	
													学 期	学 年
							2					2	一 学 期	一 学 年
								2					二 学 期	一 学 年
	2		2		3				3			2	一 学 期	二 学 年
	2	2	2				2	2		2			二 学 期	二 学 年
													一 学 期	三 学 年
		2		2			2						二 学 期	三 学 年
2							2						一 学 期	四 学 年
2	4	4	4	2	5	3	4	6	2	6	4	4	二 学 期	四 学 年
													計	

理  
科(生物選修)

計	基 礎 科 学	物 理
10	8	
10	8	
12		2
12		2
12		2
12		
10		
78	16	6

第五編 広島女子高等師範学校史

食品	栄養	病理	衛生	微生物	植物	動物	化学	物理	数学	科目	
										学期	学年
						2	2	2	2	一学期	一学年
					2		2	2	2	二学期	一学年
		1	1	2	1		2			一学期	二学年
	1	1	1	2			2			二学期	二学年
3	3									一学期	三学年
										二学期	三学年
										一学期	四学年
										二学期	四学年
3	4	2	2	4	1	2	2	8	4	4	計

家政科(保健選修)

計	臨海実習	基礎科学	生物学特殊講義及特殊研究	生物学
10		8		
10		8		
12				
12				
12				
12	(七月)		4	2
10			6	
78		16	10	2

被服 (縫・裁・手芸)	生理・衛生	生物	化学	物理	数学	科目	
						学期	学年
2		2	2	2	2	一学期	一学年
4			2	2	2	二学期	一学年
4	1					一学期	二学年
4	1					二学期	二学年
7						一学期	三学年
						二学期	三学年
8						一学期	四学年
7						二学期	四学年
36	2	2	4	4	4	計	

家政科(被服選修)

計	一般家政学	家事経済	住居	被服	小児科	産科婦人科	保育	育児	調理
10									2
10									2
12		2							3
12		2							3
12								3	3
12			1	2	2	2	2		3
10	1		1	2			2		4
78	1	4	2	4	2	2	4	3	20

計	一般家政学	家事経済	住居	食物調理	栄養・食品	美学	図画	染色	洗濯	被服 <small>（原料・織維・織物）</small>
10										
10										
12		2			2		1			2
12		2		2			1			2
13				3					2	
11			1			1		2		
10	1		1			1				
78	1	4	2	5	2	2	2	2	2	4

体育科

科目	学年		科目	学年		科目	学年		科目	学年		計
	一学期	二学期		一学期	二学期		一学期	二学期		一学期	二学期	
体育運動論		1	体育運動論		1	体育理論			体育理論			2
体育心理			体育理論			体育史	1	1	体育史	1	1	3
解剖・生理	1		体育史			体育心理			体育心理	1	1	2
			体育心理			解剖・生理			解剖・生理			2
			解剖・生理			計			計			2

計	美学	器楽	声乐	音楽理論	体育実習 <small>（体操・スポーツ・ダンス）</small>	体育指導論	身体検査法	体力測定	及行政	体育管理	運動生理
10		1	2	1	4						
10		1	2	1	4						
12		1	2	1	5						1
12		1	2	1	5						1
12		1	1	1	6	1	1				
11	1	1	1		6				1		
9	1	1	1		4		1				
76	2	7	11	5	34	1	2	1	1		2

五 一六 広島女子高等師範学校学寮規則（昭和二十一年）

〔昭和二十二年年度広島女子高等師範学校「学校一覽」〕

一、入寮、役員

第一条

生徒ハ総テ学寮ニ寄宿セシム、但シ疾病ニ罹リタルトキハ其ノ種類・症状ニヨリ臨時通学・帰省静養・入院又ハ転地療養ヲ命ズルコトアリ、又教育上ノ必要ニヨリ通学ヲ命ズルコトアルベシ

第二条

学寮生徒室ノ人員ノ配当ハ生徒課長之ヲ定ム

第三条

学寮ニ左ノ生徒役員ヲ置ク、其ノ任務並ニ任期左ノ如シ



- 一、寮長、副寮長(各寮舎各一名) 寮長ハ寮舎ヲ代表シ寮舎生ヲ指導シテ寮風ノ振興ニ努ム、副寮長ハ寮長ヲ輔佐シ寮長事故アルトキハ之ヲ代理ス、寮長及副寮長ハ最上級生徒中ニ於テ定員ノ倍数ヲ互選シ其ノ中ニ就キ生徒課長ヲ選任ス、各任期ヲ一箇年トス
- 二、室長(各室一名) 室長ハ室内一切ノ事務ヲ掌理シ室内ノ統制ニ当ル、最上級生徒中ヨリ生徒課長之ヲ選任シ其ノ任期ヲ一学期トス
- 三、農場委員(各寮舎一名) 寮生ヲ指導シテ農場ノ経営ニ當リ食糧ノ増産ニ努ム、最上級理科生徒中ヨリ定員ノ倍数ヲ互選シ其ノ中ニ就キ生徒課長之ヲ選任シ其ノ任期ヲ一ヶ年トス
- 四、炊事委員(各寮舎一名) 寮生ノ体位向上ヲ図ル為寮長ト協力シテ炊事全般ノ改善合理化ニ努ム、最上級家政科生徒中ヨリ定員ノ倍数ヲ互選シ其ノ中ニ就キ生徒課長之ヲ選任シ其ノ任期ハ一ヶ年トス
- 五、保健委員(各寮舎一名) 寮生ノ健康増進ノ為各種ノ指導ニ当ル、最上級体育科生徒ヨリ定員ノ倍数ヲ互選シ其ノ中ニ就キ生徒課長之ヲ選任シ其ノ任期ハ一ヶ年トス
- 第四条 役員ハ学寮勤務ノ教官ノ指揮監督ヲ受ク
- 第五条 各生徒室全員ハ毎室順次日番ニ当ル、日番ハ学寮勤務ノ教官ノ指揮ニ從ヒ寮ノ常務ヲ取扱フ
- 第六条 寮舎生ハ役員ノ指揮ニ從ヒテ各種ノ要務ニ從フト共ニ協同シテ園芸・炊事・保健及寮舎内ノ清潔整頓其ノ他寮舎一切ノ事項ヲ処弁スルモノトス
- 二、日課、外出、外泊及帰省

第七条 寮内起居ノ時間ヲ左ノ通定ム

事項	時期
起床	三月一日ヨリ 十月末日マデ 十一月一日ヨリ 翌年二月末日迄
門限	午後六時
自習	午後六時三十分ヨリ 午後九時三十分マデ
就寢(消燈)	午後十時

- 第八条 自習時間中ハ自室ニ於テ自習ヲ為スベシ、但シ授業ヲ行ハザル日ノ前日ハ随意トス、自室以外ノ場所ニ於テ学習ノ要アルトキハ其ノ旨同室ノ者ニ明示シ置クベシ
- 第九条 放課後及授業ヲ行ザル日ニ於テハ規定ノ門限マデ外出ヲ許可ス、外出時限外臨時ニ外出ノ必要ヲ生ジタルトキハ学寮勤務ノ教官ノ許可ヲ受クベシ
- 第十条 特別ノ事情ニ由リ予メ宿泊場所其ノ世帯主ノ職業及自己トノ統柄等ヲ具シ保証人連署ヲ以テ願出デ生徒課長ノ許可ヲ受ケタルトキハ授業ヲ行ハザル日ノ前夜ニ限り特ニ自宅近親者又ハ保証人ノ宅ニ外泊ヲ為スコトヲ得
- 第十一条 父母其ノ他近親者ノ病氣看護ノ為又ハ服喪ニ因リ外泊又ハ帰省セムトスルトキハ予定期間及事由ヲ具シ保証人ノ連署ヲ以テ願出デ生徒課長ノ許可ヲ受クベシ、但シ事急ヲ要スルトキハ電報ヲ以テ保証人ノ連署ニ代フルコトヲ得
- 第十二条 春季・夏季・冬季及学年末ノ授業ヲ行ハザル期間ノ

帰省等ニ就イテハ左ノ各号ニ依ル

一、帰省セムトスルトキハ行先地・期間及帰校年月日ヲ具シ  
生徒課長ノ許可ヲ受クベシ

二、授業ヲ行ハザル期間帰省セズシテ近親者・保証人等ノ宅  
ニ宿泊シ又ハ旅行セムトスルトキハ前号ニ準ズ

三、前各号ノ行先地ニ到着シタルトキハ直ニ生徒課長宛到着  
届ヲ提出スベシ

四、帰校ノ際ハ保証人ヨリ帰校届ヲ持参スベシ

五、第一号又ハ第二号ノ帰校年月日迄ニ帰校スルコト能ハザ  
ル事態ヲ生ジタルトキハ遅滞ナク事由ヲ具シ帰校年月日ノ  
変更ヲ届出ズベシ

三、郵便物

第十三条 寮生宛ノ郵便物等ハ総テ生徒課ヲ経テ本人ニ交付ス  
ルモノトス

第十四条 寮生ハ学寮振替貯金口座（（イ））番ニ依リ送金ヲ受ク  
ルコトヲ得

第十五条 郵便為替ヲ以テ送金ヲ受ケントスルトキハ払渡郵便  
局（安浦郵便局）及受取人ヲ指定シテ送付スベキ様予メ送金者  
ニ通知シ置クベシ、前項ノ郵便為替ニ依リ現金ヲ受領セント  
スルトキハ為替証書ニ生徒課長ノ証印ヲ受クベシ

四、面 会

第十六条 訪問者ニ面会セントスルトキハ面会簿ニ所定ノ事項  
ヲ記入シ生徒課長ノ許可ヲ受クベシ、父母・祖父母・姉妹・  
伯叔父母・従姉妹等ニハ学寮面会所又ハ本校応接室ニ於テ其  
ノ他ノ者ニハ本校応接室ニ於テ面会スベシ、面会時間ハ放課  
後ヨリ午後六時迄トス

五、疾 病

第十七条 疾病ニ罹リタルトキハ直ニ本人又ハ当該室長ヨリ其

ノ旨生徒課若ハ学寮勤務ノ教官ニ申出テ指図ヲ受クベシ

第十八条 病氣療養ノ為帰省・入院又ハ転地セントスルトキハ  
予メ期間ヲ定メ校医ノ診断書ヲ添ヘ其ノ旨願出ズベシ

広島女子高等師範学校略年表

昭和19年(一九四四)

- 10・ 国家寄付の申請書を文部省に提出し、同年十二月十五日の閣議において受理決定した。

昭和20年(一九四五)

- 3・ 16 広島女子高等師範学校創設事務所を広島高等師範学校内に設置し、創設の準備を開始した。  
4・ 1 文部省直轄諸学校官制中改正(勅令第一三二号同年三月二十八日公布)により、広島女子高等師範学校が設置された。

元文部省図書局長松尾長造が校長に任命された。

旧山中高等女学校を附属山中高等女学校とし、同日附属開校式を挙行政した。

- 5・ 21 第一回入学試験を実施、五月三十日合格者を発表した。  
7・ 21 広島女子高等師範学校開校式および第一回入学式を挙行政した。

- 8・ 6 原爆被災。校舎は全壊、全焼し、多数の犠牲者が出た。  
8・ 15 太平洋戦争終結。

- 9・ 7 広島県高田郡吉田町の広島青年師範学校に移転し、授業を開始した。

- 11・ 17 附属山中高等女学校も広島県安芸郡府中町府中国民学校、安佐郡祇園町山本国民学校および高田郡小田村広島高等師範学校附属中学校校修練道場(二十二日

より)の三か所において授業を再開した。

- 12・ 5 広島女子高等師範学校および附属山中高等女学校は広島県加茂郡安浦町の旧海兵団跡に移転、台体した。  
昭和21年(一九四六)

- 7・ 10 安浦町瑞雲寺で戦災死者弔祭(恒例)を挙行政した。  
12・ 7 兵庫師範学校校長桜井役が校長に任命された(松尾長造は十月十九日より休職、翌二十二年二月十九日依願免本官)。  
昭和22年(一九四七)

- 4・ 新制附属中学校を設置した。  
昭和23年(一九四八)

- 4・ 新制附属高等学校を設置した。  
昭和24年(一九四九)

- 3・ 5 広島女子高等師範学校第一回卒業式を挙行政した(以後、第四回卒業式まで三月に挙行政)。  
5・ 31 国立学校設置法公布により、広島大学が設置され、

広島女子高等師範学校は広島大学に包括され、広島大学広島女子高等師範学校と改称した。

昭和25年(一九五〇)

- 3・ 9 失火(漏電)により、校舎・学寮を焼失した。

- 5・ 福山市冲野上町の広島大学教育学部福山分校(安浦分校福山教場を改称)・広島青年師範学校に移転した(ただし体育科は十一月に移転、附属学校の第一学年以外は卒業時まで安浦において授業)。  
昭和26年(一九五一)

資 料

3・31 附属山中等女学校が廃止された。  
昭和27年(五五)

3・8 第四回卒業式および閉校式を挙行した。  
3・31 広島女子高等師範学校が廃止された。

第六編 広島師範学校史

# 校歌

作詞 長屋基彦

作曲 山本 正

一 鏡の如くまぎやかに つとめ磨かんこの知慧を  
瀬戸の内海そこ深く 学びきはめて平けき  
御代の光となりてまし

二 真玉の如くまろやかに はげみ修めんこの徳を  
三篠の川の潔く 行ひすまして明らけき  
御代のたからとなりてまし

三 剣の如くかたらかに 鍛へかためんこのからだ  
いつきしまわのゆるぎなく ゆたかに立ちて安らけき  
御代の柱となりてまし

## 第一章 県師範学校の創設・発展期

### 第一節 県師範学校の創設

#### 学制頒布と教員養成の開始

明治五年八月三日（一八七二年九月五日）、太政官布告をもって学制が頒布され、まず全国に小学校を設け、教員を養成する専門的機関はまったくなかったが、ここにおいて初めて教員を意図的に養成する考え方が打ち出された。学制では、「小学校ノ外師範学校アリ、此校ニアリテハ小学ニ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス、当今ニ在リテ極メテ要急ナルモノトス、此校成就スルニ非サレハ小学ト雖モ完備ナルコト能ハス、故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上小学校教師タル人ヲ四方ニ派出センコトヲ期ス」（第三章）と、小学校教員を養成すべき師範学校の重要性を述べている。しかし、各府県において師範学校を早急に設立・整備することは容易なことではなかった。文部省では明治五年四月二十二日（一八七二年五月二十八日）、学制の頒布に先だって模範校となるべき教員養成機関の設立を企図し、「小学教師教導場ヲ建立スルノ伺」を正院に提出した。これによって同年五月二十九日（同年七月四日）、東京に師範学校が設立され、つづいて、明治六年には大阪・宮城、翌七年には愛知・広島・長崎・新潟に官立師範学校が設置され、各大学区（明治六年四月十日文部省布達第四二二号により八大学区を七大学区に改正）に官立師範学校が置かれた。

学制の頒布によって、広島県においても小学校教員の養成は小学校の設立と並行して急務となった。そこで明治六

年四月、旧広島藩の藩校修道館と由縁をもつ遷喬舎内に小学校教員講習科を附設し、小学校教員の養成を開始した。遷喬舎は、明治五年五月、土井善右衛門(百穀)、篠村幾蔵(養造)、岩本元行(香峰)らによって、修道館を継承して南町二丁目(現在広島市基町)に設けられていた。イギリス人シャイを教授として招聘し、最初は語学・意味学を教授した私立学校であった。同舎は学制頒布によって変則中学校に位置づけられ、同年十月には学科を規定して師範学科・横文科・習字科・国語科を置き、翌六年三月広島県はこれを義校とし、舎中において小学校教員の養成も行うこととしたのである。しかし、明治七年四月、広島に官立の師範学校と外国語学校が設置されると、生徒の多くは両校に吸収され、さらに県においても公立師範学校の設立が庁議決定されることとなり、同年六月には廃校となった(『新修広島市史』第四巻)。遷喬舎における小学校教員の養成は、わずか一年余りにして廃止となったが、その先駆的役割は注目すべきであろう。

**白鳥学校の創設**

白鳥学校 広島県は独自に公立の教員養成学校を設けることにし、明治七年(一八七四)七月一日、広島東白鳥町真木直一の私宅(通称新屋)を仮校舎とし、白鳥学校と称して創設した(図六一一参照)。広島県師範学校の歴史は、この白鳥学校の創設をもって始まる。校則・教則なども制定され、八月二十日には岩本元行が白鳥学校長に任命された。開校式は同年十二月十一日に広島県令を迎えて挙行され、その際小学校教員養成機関としての白鳥学校の重要性が指摘され、早急にその成果をあげるよう期待された(資料六一一参照)。

最初の生徒は、九月二十一日に入学を許可された。「学科・理化算史及作文等ニシテ最初ハ授業法ヲ欠ク」ものであった。卒業は同年十二月二十八日

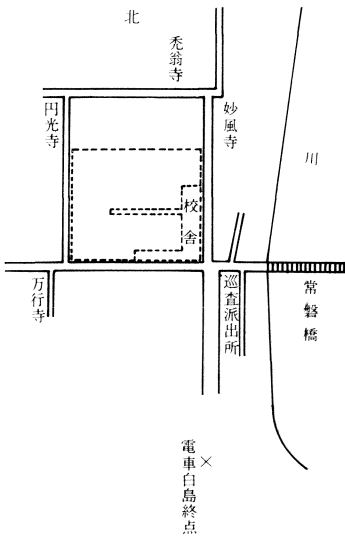


図6-1 白鳥学校敷地建物配置略図  
(『六十年回顧録』より。図中の点線部分が真木家の住宅地域並びに建物の概略。)



で、卒業生徒には下等科卒業証書が授与された〔広島県広島師範学校校治沿革略〕。最初の卒業生は九名で、わずか三か月の速成的養成であったが、卒業後の待遇は相当なものであったようである。すなわち、その卒業者の一人である三村慎一は、「翌八年一月本県下等小学二等教員月俸金八円にて、本県第十大区御調郡へ派出を命ぜられましたに依り、尾道、三原の兩地に小学教員伝習所を置き、区内在来の教員に小学授業法を伝習したのであります。当時此校を卒へて各郡に派出せしものは、正科教員と云いて、舶来品の如く威勢なものでありましたことを、今より考へますと誠に心耻敷思に堪へませぬことであります」〔広島県師範学校校編（六十年回顧録）〕と述べている。当初の卒業生は、低資格教員の資質向上と臨時教員養成をねらって、県内各地に開設された「教員伝習所」へ派遣されたようである。

**広島県公立師範学校と改称** 明治八年（一八七五）四月十二日、県第六九号をもって白鳥学校は広島県公立師範学校と改称し、同月教則も定められた。それによると予科と本課（三級・二級・一級）に区分し、修業期間は毎級三か月、あわせておよそ一か年とした。また教育内容は正科として理科・史料・算科・画科の小学授業法を教授し、副科として定められた書籍の「独見質問」を課し、さらに実地授業も課せられた。本課三級と一級卒業後にそれぞれ「大試業」を行

い、それを経ることによって下等免状・上等免状を授与するとした〔資料六一二参照〕。生徒募集は塾生と通学生に分け、年に数回実施されたが、募集人員は一定していない。したがって卒業期もまちまちであった。入学試験も実施されたが、その科目について明治九年に入校した川上貞行は、「皇朝史略、十八史略〔読方講義、筆算（四則分数問題）、物理階梯語記）、作文（記事文・通俗文、書方）であったと思うと述べている」〔六十年回顧録〕。

なお、実地授業の機関として、同年十月三十日に校内に附属小学校を設置したが、当時はこれをいわゆる「児童用模範学校」と称していた。

**学校移転と分校の設置** 明治八年七月、公立師範学校は西白鳥町山林社に移転した。その理由は東白鳥町の校舎は狭隘となり、校地も卑湿であったためである〔広島県師範教育（七十周年記念誌）〕。山林社は通称、運上場（旧藩時代の広島藩への上納物貯蔵

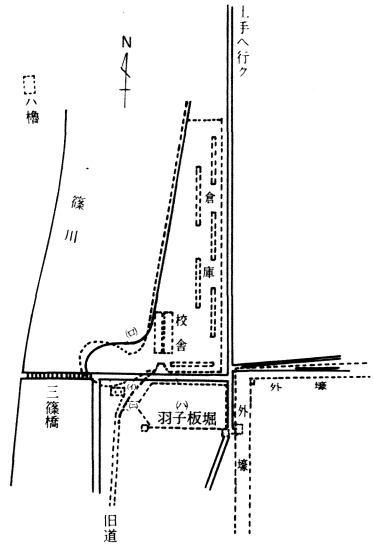


図6-2 広島県公立師範学校の建物配置略図

『六十年回顧録』より。点線が当時の建物の位置および四周。(1)舟荷物運上、(2)材木置場、(3)羽子板堀、(4)水門口。

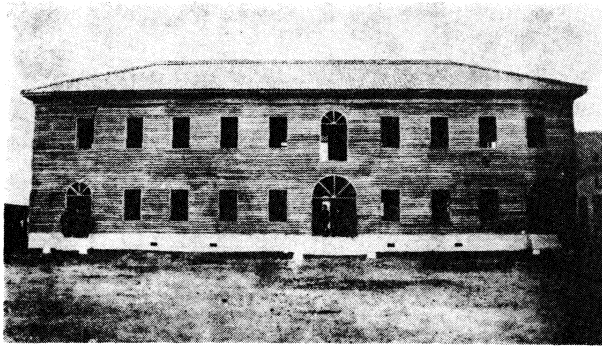
場所と呼ばれ、事務所・倉庫などの建物が廃藩置県後不用建物として残存していた。これらの建物の一部が公立師範学校に転用されたのである(図六一二参照)。

いっぽう明治九年六月二十九日、県第九一号をもって福山に広島県公立師範学校分校が設立された。この分校設置については、明治八年八月に設立された小田県師範学校から述べる必要がある。当時の小田県は、備後六郡(沼隈・深津・

安那・品治・芦田・神石)のほか現在の岡山県の一部にまたがっていた。小田県では、旧福山藩校誠之館を継承する福山士族共立小学校をもとにして師範学校を設置したが、同年十二月に小田県が岡山県に併合されたため、これを岡山県師範学校と改称した。さらに、翌九年三月には岡山の小教員伝習所であった温知学校へ合併した。同年四月備後六郡が広島県に併合されたため、旧福山誠之館を師範学校兼変則中学校としてほしいという地元福山の要望によって、広島県はこれを広島県公立師範学校分校としたのであった。

**広島県師範** 広島県には官立師範学校と公立師範学校が併存していたが、文部省は経費節減により東京(男・女)の師

**学校と改称** 範学校を残して他の官立学校をすべて廃止することとした。官立広島師範学校は明治十年(一八七七)二月十九日に廃止が決定され、これによって広島県公立師範学校は、官立広島師範学校の跡地へ移転し、校舎・書籍・教員などを継承することとなり、また校名も三月七日広島県師範学校と改称した。当時の模様は、次のように述べられている。



竹屋町校舎(『創立五十週年記念帖』より)

「三月一日本校を広島南町元文部省直轄師範学校に転ず。蓋し官立師範学校は本年二月を以て廢せられ之を本校に繼承する故なり。七日校名を広島県師範学校と改称せられ、更に校印一個、職制一冊、則一冊を本県より下付せられ、生徒の定員を百五十名とし、一ヶ年の旅費を六千円と定めらる。是に於いて本校面目を一新し、書籍の如きも官立師範学校より繼承するもの、書九千六百三十四部、器七百六十個、之に旧来のものを合し、書一万六百五部、器八百七十四個、外に凶画一百四十六軸の多に至れり。加之教員の如きも大半官立師範学校より聘用せるものにして、授業上の改良亦可觀ものあり。之を本校の中興と云ふも或は誣言ならざるべし。十六日広島区竹屋町校舎を本校に繼承す。該校は元文部省直轄学校舎にして建築未竣のものなれども、規模高宏、結構美にして固より本県の比にあらざるを以て、竣工の後本校を茲に移転することにする故なり。六月竹屋町校舎落成す。七月一日本校を移転す。尋いで十五日藤井県令属官を率ひ来て転校の式を举行す」(『広島県師範教育』)

なお、「広島県広島師範学校沿革略」によると三月一日の移転先は「広島立町ニ移転ス」とある。

官立師範学校をそっくり繼承した広島県師範学校は、校舎・設備・教員が充実し、とくに校舎は当時としては近代的建物であった。建物の配置は図六一三に示すとおりである。さらに翌十一年九月には教則を改正してその内容も充実した。これによって学科は、小学下等師範学科と小学上等師範学科に大別され、それぞれを三級に小別して各六か月の課程を定めた。小学下等師範学科の学科目は、小学授業法・文法・作文・史学・地理学・物理学・化学・算学・生理学・博物学・修身学・記簿学・教育旨・習字画字・経済学・体操で、小学上

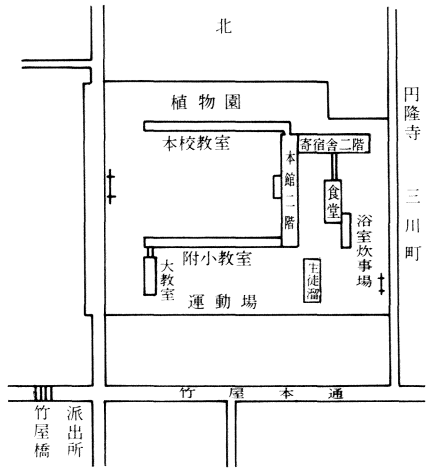


図6-3 広島県師範学校敷地建物配置略図  
（『六十年回顧録』より）

福山師範学校の廃止 いっぽう福山の広島県師範学校分校は、明治十一年（一八七〇）十二月十日広島県福山師範学校と改称した。翌十二年には広島県における小学校教員の養成は一校で十分とされ、また中学校の増設が急務となったこともあって、六月三十日廃校となった。当時の在籍生徒のうち九名は、この時広島県師範学校に編入した。なお、福山師範学校廃校後には、広島県福山中学校が新設された。

## 第二節 広島県広島師範学校の改編

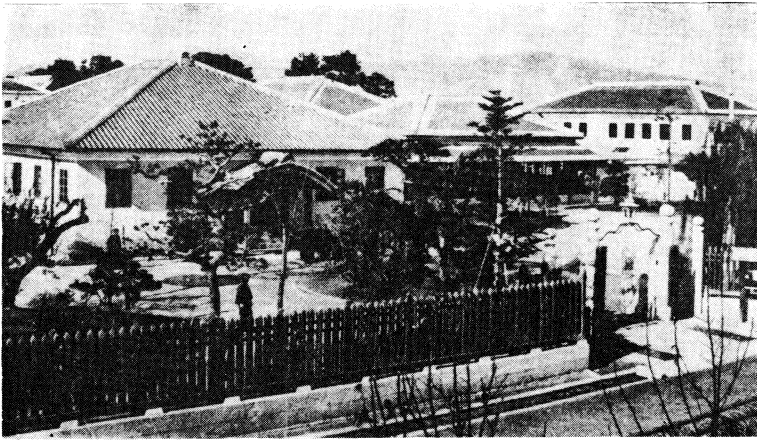
### 教育令の公布と広島県 広島師範学校の発足

明治十二年（一八七九）九月、学制を廃して教育令が公布され、ついで翌十三年十二月教育令の改正が行われた。これによって「各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ」

（第三三条と定められ、府県立師範学校の設置が各府県に義務づけられた。しかも府県立師範学校は小学校教員の養

等師範学科は以上の学科目に、算学の代わりに代数学・幾何学ならびに農商学が加えられた〔府県史料「所収」広島県史「師範学校教則」〕。なお、当時の入学資格は「年齢十八年以上三十年以下」と規定されていた。

また、教職員陣容も少数ではあったがいちおう整った。明治十一年当時の状況を見ると、校長一名、副校長（教諭）一名、教諭二名、訓導五名、事務員二名であった。校長は岩本元行が開校以来務めていたが、明治十年七月十日より吉村寅太郎、つづいて明治十一年十二月二十五日より矢部善藏が校長に任命された〔広島県師範学校「第二十五年一覽」〕。



下中町校舎（『創立五十週年記念帖』より）

成機関として限定された。さらに、「小学校教員ハ官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有スルモノトス」（第三八条という規定は、師範学校の官公立化原則を明示して私立師範学校を否定し、そのほか国庫補助金制を廃して公立師範学校の経営はすべて府県によって負担することとした。

教育令にもとづいて広島県師範学校は、明治十二年九月十日、開校以来四たび校名を改称して広島県広島師範学校となった。広島師範学校の設備・備品などは、官立師範学校からの移管によってすでに充実したものであったが、さらに七月に廃止された県博物館の備え付けの書籍一一九九部も移管され、学校の発展が期待された。

#### 学校焼失と その再建

しかし、同年十一月、学校に火災事故が発生した。

その模様は、「十一月十日正午十二時本校寄宿舎ヨリ

失火シ附属大教場及倉庫ヲ除キ其ノ他ノ校舎ハ悉皆焼失シ午後四時鎮火ス」（『広島県広島師範学校沿革略』）とある。校舎焼失後ただちに再建計画が立てられた。

まず、「二十七日本校を南町附属小学校に転じ尋で開業、二十六日県会に於て本校再築費金七千七百七拾銭に議決す、蓋前に本校再築を請願するに依るなり」と、また「十三年庚辰一月本校を広島中学校敷地内に新築することに決す、因て本校燼余の建物及南町附属小学校の建物及び本校所有の公債証書呼高式千〇八拾円を売却し、外に現金百四拾九円七拾五銭を合して其の資に充つ。八月三十一日本校工事落成す」（『広島県師範教育七十年記念誌』）とある。当時広島下中町に

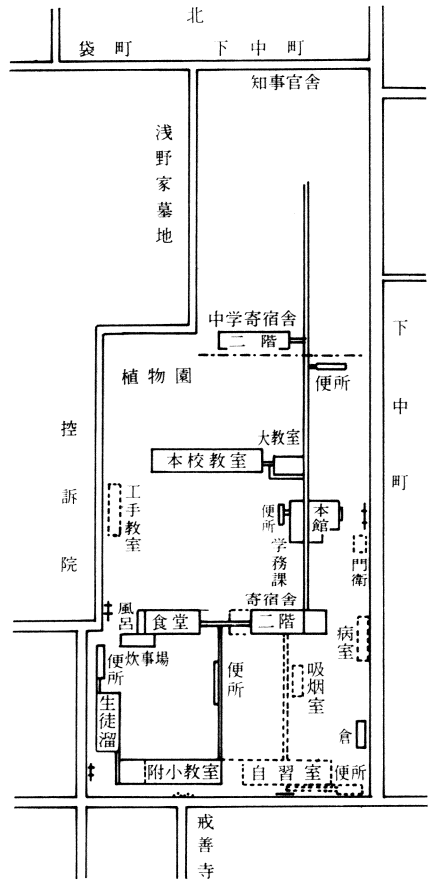


図6-4 広島県広島師範学校敷地建物配置図  
 (『六十年回顧録』より。点線部分も明治13年中に完成した。)

日であった。かくして学校も復興し、翌十四年十一月二十五日には、開校以来教諭・副校長の任にあった水谷貢が矢部善藏(同年二月三日退職)に代わって広島県広島師範学校長に任命された。以後、県師範学校の施設はしだいに整えられていったが、広島県中学校が明治二十四年四月に国泰寺村に移転するまで同一構内にあった。当時の広島県広島師範学校の敷地建物の配置は、図六一四に示すとおりであるが、附属小学校教室を除く校舎・寄宿舎およびその他の建物の大部分は、広島県中学校が使用していたものであった。県師範学校がこれを一部新築して転用したため、県中学校では別に校舎、寄宿舎などを新築することとなった。

**教則等の改定** 教育令の改正にもとづいて、文部省は明治十四年(二六)八月十九日「師範学校教則大綱」を公布し、これによって師範学校制度の法制的改編をはかった。すなわち、学制以来一定していなかった師範学校の形態や教育内容が統一され、その基準が示されたのである。

あった広島県中学校は、明治十年二月に廃止された官立広島英語学校を県が譲り受け、広島英学校とし、同年十一月よりこれを中学校としたのであった。県師範学校が広島県中学校の敷地内に移転したのは、校舎新築に先だつ明治十三年三月十九

まず、「師範学校ハ小学教員タルニ必須ノ学科ヲ授クル所トス」(第一条とし、師範学校の学科編成については、「師範学科ヲ分テ初等中等高等ノ三トス」(第二条と規定した。修業年限は、初等師範学科一年、中等師範学科二年、高等師範学科四年とし、卒業後は初等師範学科は小学初等科教員資格、中等師範学科は小学中等科と初等科の教員資格、高等師範学科は小学各等科の教員資格をそれぞれ与えられた。学科目は初等師範学科では修身・読書・習字・算術・地理・物理・教育学・学校管理法・実地授業および唱歌・体操、中等師範学科ではそのほかに歴史・図画・生理・博物・化学・幾何・記簿を加え、高等師範学科ではさらに代数・経済・本邦法令・心理を加えた。また土地の情況によってその学科の程度を斟酌し、農業・工業・商業・英語を加え、女子のためには本邦法令・経済等を除き、もしくはその学科の程度を斟酌して裁縫・家事経済等を加えることができると規定した。師範学校の授業時間は、一年三六週、一週二八時と規定され、学科課程表も掲げられた。また師範学校の入学資格は、「品行端正、体質強健、年齢十七年以上ニシテ小学中等科卒業以上ノ学力アル者タルヘシ」(第八条)とし、土地の情況によっては一五歳以上とすることも認められた。

さらに明治十六年七月、文部省は「府県立師範学校通則」(文部省達(第一二号)を制定し、師範学校の設立・維持等に関する統一的基準を規定した。これら教則および通則の制定によって、府県立師範学校は一段と整備され、近代教員養成教育の基盤も築かれたのである。

ところで、文部省の「師範学校教則大綱」を広島県が「公立師範学校教則大綱」として布達したのは、翌明治十五年五月三十日であった(広島県甲第(一八号)。これによって広島県広島師範学校では、同年十月二十七日に教則をはじめ諸規則を制定した。学科編成・学科課程・修業年限などすべて「師範学校教則大綱」に準じて改定されたが、そのうち学科課程においては中等科・高等科に農業・商業が加えられ、授業時間も一年四二週、一週三〇時三〇分と定められた(資料六一三参照)。

生徒の入学資格は、「品行端正ナル者」、「体質強健ニシテ種痘若クハ天然痘ヲ為セシ者」、「年齢初等科生徒ハ十七、中等科生徒ハ十八、高等科生徒ハ十五、六年以上三拾年以下ニシテ在学中家事其他ニ関係ナキ者」、「小学中等科卒業以上ノ学力ノアル者」と定められた。入学は年二回の学級試験の後とされ、臨時入学も許される場合があった。また入学志願者は、各郡区長の推薦を要し、

入学試験のうえ入学を許可した。入学試験の科目は、読書・物理・算術・作文・書法となっていた〔生徒入学及、道学規則〕。

また、生徒には賄料および炭油料の実費が貸与されたが、こうした給与制度はすでに明治七年十二月の食料支給に始まり、翌八年十二月には炭油料を加え、さらに明治十一年一月からは上等科生徒に月額一円の学費を、同十四年六月からは公費生に対して食費一日七銭、炭油料五厘を給付している。なお、卒業後は在学年限に相当する期間を小学校教員に「奉事」すなわち従事する義務が負わされた。これに反する時には、「奉事未済」の期間に応じて貸費を償還しなければならなかった〔生徒心得〕。

**女子部の創設** 明治十五年（一八八三）には女子部が創設され、十月十四日女子部開業式が挙行された。明治七年、官立女子師範学校が東京に創設されて以来、これに刺激されて各府県にもしだいに女子部が設置されたが、広島

県においてもようやく女子教員養成の必要が認められたのであった。

女子部は、「広島県広島師範学校女子科教則」によると、男子部とはほぼ同様の規定によっているが、学科課程は初等科においては裁縫を加え、中等科においては生理・化学・幾何・記簿・農業・商業を除き、家政・裁縫を加えた。高等科においても同様の規定がなされていたが、女子高等科は実際には置かれなかったようである。入学資格は男子と同様であったが、各郡区長の推薦を必要としなかった〔生徒入学及、道学規則〕。また、女生徒はすべて通学制であり、「教科用書及器械ハ生徒ノ望ニ応ジ之ヲ貸与スルコトアルヘシ」とし、「卒業後ハ小学校教師ニ従事スヘキモノトス、但止ムヲ得サル事故アルモノハ此限ニアラス」〔女生徒心得〕と定められていた。

なお、女子部創設に伴って、明治十九年三月三日には幼児保育場が設置されたが、これは幼児教育の研究施設なら



びに保母の養成機関として発足したものであった。

#### 伝習科・講

明治十五年九月三日、体操と女礼式の講習が開始された。これが伝習科開設の初めであった。体操科  
**習科の開設** および女礼式伝習科は、明治十四年五月に定められた「小学校教則綱領」(文部省達 第一二五号)にみられるように、

小学校の学科課程に体操が新たに加えられたこと、また男女を区別して女子教育が考慮されたことから、とくにそれらの教員の養成を目的として開設されたものと思われる。伝習科の志願者は小学校教員のなかから募集された。女礼式伝習科の修了生は、明治十六年二七名、同十八年二九名であった。このほか明治十七年小学校教員講習科(修了生三七名)、同十九年兵式体操専修科(修了生三四名)が開設されたが、これらは主として特別科目の講習を目的としたもので小学校教員の不足を補うものではなかった。とくに兵式体操専修科は、明治十九年の学校令により、中学校・師範学校の学科目中に兵式体操が加えられることとなり、その指導教員の養成対策として設けられたものである。本格的・組織的に教員養成を補う方が講ぜられたのは、後述の尋常師範学校時代になってからである。当時師範学校が整備されたとはいえ、なお小学校教員の不足は深刻であったが、その不足を一時郡立師範学校において補おうとした。明治十六年の「広島県年報」(文部省第 一一年報)によると、明治十六年三月に安芸郡立師範学校が設置され、このほか奴可三上恵蘇郡立師範学校があった。広島県では翌十七年一月二十九日、「町村立師範学校通則」(県内第 一八号)を示達し、郡立師範学校とともに町村立師範学校を設置して小学校教員の養成をはかろうとしたが、しかし、「其力之ヲ支フルコト能ハサルト町村立師範学校ニ於テハ卒業シテ教員タルモノ徴兵猶予ニ属セサルカ為メ到底其目的ヲ達スル能ハサルニ皈スルモノトス」(明治十七年 広島県年報)という状態で、同年には既存の郡立師範学校も廃校となった。なお、同年八月には小学校教員講習科伝習所が各郡に設けられたが(広島県教育、八十年誌)、これら伝習所は、郡立師範学校に代わって教員養成の一助となったものと思われる。

## 寄宿舎生活

師範学校と寄宿舎生活は切り離して考えられない。明治七年（六七）の白鳥学校以来寄宿舎が設けられ舎則が定められた。当初は官立師範学校の舎則とほとんど変らなかつたものと思われる。生徒の賄料は県費で、明治十四年頃一日七銭であった。書物と蚊帳・火鉢は貸与され、衣服・夜具・筆墨紙は自弁、火鉢用の炭と灯油料として一人一日五厘が支給された。そのため父兄に学資を全く出してもらわないで済む者も三、四割方いたという。〔六十年回顧録明治十三年卒天野雨石の回顧〕

明治十五年の舎則をみると、日課が厳しく定められ、とくに衛生に関する注意や病気に関する規定が多い。当時衛生問題は国・地方の重要な政策の一つであり、団体生活上やかましくいわれたのである〔資料六一四参照〕。舎則では「五ニ信義ヲ以テ欸接シ、苟モ傲慢不敬ノ所業アルヘカラス」とされていたが、すでに後年の慣習的なものは形成されていた。一室（二五畳）には六人位が居住し、室内では上級生から順次自分の位置を定めて机を置き、そばに本箱を並べて勉強する。消灯時刻が来ると机を片寄せて布団を敷く。新入生は起床前の火鉢の用意、ランプの手入れ、布団の上げ下げ、掃除、そのほか上級生の備品の整理や私用に使われた。新入生が上級生に入舎の挨拶として手土産を出す「交際」、上級生の下級生に対する「忠告」と称する制裁などが行われた。〔前掲書、明治十七年卒佐伯秀太郎の回顧〕。「交際」のちには入舎挨拶の各室巡歴となつてこれまた新入生を悩ませた。

しかし、明治十年代の寄宿舎生活はまだ余裕があり、喫煙・飲酒も自由であつた。「生徒は概しておとなしく時たま賄征伐位で、中には夜半柵を越へて料理屋に行くものもあつたやうだ。それは全校中で数名に過ぎなかつたが直ぐ罰せられた。併し日曜日などは外で飲んで門限時刻までに帰舎し、それから寄集つて角力甚句をやるのが関の山であつた」〔前掲書、明治十二年卒横山雅男の回顧〕。なお、女生徒は通学制であつた。

### 第三節 広島県尋常師範学校の発足と発展

師範学校令の公布と広島  
県尋常師範学校の発足

明治十八年（一八八五）十二月、政府は太政官制を廃して内閣制度を創設した。初代文部大臣森有礼は、教育制度の根本的改革を断行した。その目的は立憲君主国家の構築を前提とした

近代教育制度の確立にあった。翌十九年には、前年に再改正した教育令を廃し、学校種別の学校令を制定した。

師範学校令は、明治十九年四月十日に公布され、これによって明治初年以来の教員養成制度は根本的に改編されることとなった。まず「師範学校へ教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス、但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス」(第一条と、師範学校の定義とその教育の特性を規定した。とくにこの但書にある「順良信愛威重ノ氣質」は、森有礼の教職観にもとづくもので、かねてより理想的教員像として彼が描いていた「従順」・「友情(友誼ノ情)」・「威儀」の表現を改めたものである。以後、これらの三氣質は師範教育の基本的理念として継承された。つぎに、師範学校を高等・尋常の二種に分け、高等師範学校は文部大臣の管理に属して東京に一校設置し、尋常師範学校は各府県に一校設置すると定めた(第二・三条)。また、高等師範学校は尋常師範学校の校長および教員を、尋常師範学校は公立小学校の校長および教員を養成する機関とし、高等・尋常両師範学校の性格を明確にした(第一〇・一一条)。なお、高等・尋常両師範学校は、小学校(尋常・高等)―中学校(尋常・高等)―大学の学校系統とは別に、尋常中学校から枝分れた独自の系統とし、これによって教員養成のための師範学校制度を確立しようとした。さらに、尋常師範学校の経費は地方税によって支弁するとし、とくにその予算決定には文部大臣の認可を要すると定め(第四・五条)、同時に師範学校長がその府県の学務課長を兼務することを認めたことは(第七条)、尋常師範学校の管理運営と府県の学務行政の一元化を意図したものであった。その他、校長および教員の任期(第六条)、卒業後の

服務義務(第八条)や在学中の学資支給(第九条)などが定められた。これによって以後一連の諸法規が制定され、師範教育制度は飛躍的に整備されたのである。

広島県は明治十九年七月三十一日、師範教育令にもとづいて広島県広島師範学校を、広島県尋常師範学校と改称した。生徒定員は、同年三月二十八日の「尋常師範学校生徒募集規則」(文部省令第一〇号)によって、各府県ごとにその実数が定められており、広島県の場合は一八〇名であった。従来の在籍生徒もそのまま引き継ぐことになったが、ただし、「品行不正若くは体質虚弱にして成業の目的なき生徒二十名ほど退校を命」ぜられ、さらにそのほかの生徒も「試験して合格のものに限り引続き在校を許」すとした(芸備日新聞明治十九年七月二十四日)。教職員も引き継がれ、さらに新任者によって増員された。発足時の明治十九年八月の教職員陣容をみると、校長(教諭)一名、教諭七名、助教諭四名、助教諭試補・助教師五名、書記・事務員三名となっており、附属小学校訓導および舎監などは、兼務となっている(広島県師範学校第二十五年一覽)。なお、尋常師範学校になってからの歴代校長は、峰是三郎(明治十九年八月十六日、明治二十年四月七日)、大河内輝剛(明治二十年四月二十四日)、大田義弼(明治二十年四月二十四日、明治二十一年一月十七日)であった。

#### 学科課程と

明治十九年(二八六)五月二十六日、師範学校令第一二条の規定により「尋常師範学校ノ学科及其程度」(部令第九号)が定められた。修業年限は四年とし、教授すべき学科目は、倫理・教育・国語・漢文・英語・数学・記簿・地理歴史・博物・物理化学・農業手工・家事・習字図画・音楽・体操等で、その授業時数は一年四〇週、

一週三四時間以上と定めた。また、学科目のなかで、手工および兵式体操を男生徒に、家事を女生徒に課するほかは男女各生徒に対して同一の課程を学ばせることとした。これにもとづいて、同年七月三十一日に「広島県尋常師範学校教則」が制定された(資料六一六参照)。学科目、修業年限は省令どおりであったが、授業時数については一年四二週、一週三四時間と定められた。その後、明治二十二年十月、「学科及其程度」は男女分離して改定され、女生徒の修業年限を三年に短縮した。また、女生徒の学科目から英語・漢文を除いたほか、男生徒と比べて全般的に教育内容

The image shows two lesson plans (日課表) for the 1st and 2nd grades of the Hiroshima Normal School. The document is written in vertical Japanese text. The top section is for the 1st grade (第一学年) and the bottom section is for the 2nd grade (第二学年). Each section lists subjects and their corresponding days of the week. The subjects include arithmetic (算術), geography (地理), history (歴史), and other subjects. The days of the week are listed as 日 (Sunday), 月 (Monday), 火 (Tuesday), 水 (Wednesday), 木 (Thursday), 金 (Friday), and 土 (Saturday).

日課表(明治21年「校令告示決議諸規則案留」より)

を低くした。

ところで、明治二十三年十月三十日には教育勅語が發布された。教育勅語は天皇・皇后の「御真影」とともに、師範学校のみならず各学校における精神教育に大きな影響を与えることになった。すなわち、明治二十五年七月の「学科及其程度」の改正によって、倫理を修身に改め、その教授要旨には「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ人倫道德ノ要領ヲ授ク」としている。またこの時より各学科目の教授法が加えられた。なお、広島県尋常師範学校へは、明治二十

十一年十一月五日に「御真影」の下付があり、教育勅語の謄本は同二十四年一月十三日に配布され、生徒薫陶上注意すべき件が知事から訓令された。学校では同二十日奉読式を举行した。

**入学資格と募集方法** 尋常師範学校の生徒の入学資格は、「尋常師範学校生徒募集方法 募集規則」によって、「身体強健ニシテ師範学校校令第一

条但書ノ目的ヲ達シ得ヘキト認ムルモノ」とし、高等小学校卒業以上の学力あるもの、年齢一七歳以上二〇歳以下のもの、その府県下在籍のものとした。入学志願者は「郡区長ノ薦挙」のものと、「直ニ師範学校ニ願出」たものの二種類に分けて、身体・学力を検定したうえで、校長が入学を許可するとした。ただし、当初一か月ないし三か月は、試験生としての仮入学であった。こうした入学資格における生徒の身体と資質の重視、推薦制ならびに仮入学制の採用も、人物主義を考慮した森有札の教職観にもとづくものであった。

なお、明治二十五年七月の「生徒募集規則」の改正によって、入学

資格は「身体健全品行方正ニシテ小学校教員タルニ適當ナリト認ムル者」、および「尋常小学校ノ本科准教員タルヘキ免許状ヲ有シ若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者」となった。年齢制限は男子においては従前の規定と同じであるが、女子においては一五歳以上二〇歳未満とした。

#### 学資支給と 服務義務

明治十九年六月、「尋常師範学校学資支給要項」が出された。尋常師範学校においても授業料が免除された。ただだけでなく、全生徒寄宿舎入舎制によって、食費から日用品ならびに学資まで一切が支給された。

これにより広島県では「広島県尋常師範学校生徒学資規則」を定め、生徒に対する支給品は、食料、被服、日用品、修理および湯浴、一週間手当の五種類とした。その後支給品目については改正されているが、明治二十六年三月の県令甲第一八号によって、大要次のように定められた。食費は代価をもって給与し、生徒自炊とした。被服は在学中、冬衣袴・冬衣褌袴・夏衣袴・夏衣褌袴を各五組、外套一枚、靴八足、脚絆二足、帽子二個、靴下八〇足を支給し、雑費は自修室・寝室費として四月から十月まで一か月一〇銭、十一月から三月まで一か月三五銭、日用品費一か月五五銭、修理費一か月一二銭、浴場費一日五厘、病氣治療費実費が支給された。そのほか、旅行中には旅費以外に雑費一日一〇銭、食費は平常額に三銭増とされ、冬夏休暇帰郷には一日一二銭を支給することとした。

公費学資支給により生徒は卒業後の服務義務が負わされた。明治十九年五月の「尋常師範学校卒業生服務規則」により、卒業後一〇年間は教職に従事することとした。その最初の五年間は府県知事の指定する学校に、郡区長の推薦生の場合は、郡区長によって指定された学校に服務するよう義務づけられた。しかし、こうした卒業後の服務義務や指定就職の義務は、生徒にとって実際上あまり負担とはならず、学資支給は兵役の義務免除とは別の意味で師範学校に入学志願者をひきつけたようである。

#### 簡易科・小学校教 員講習科の開設

明治二十三年(二六〇)十月、小学校令が全面改正され、小学校がいつそう整備されることとなった。とくに学齡児童を就学させるに足る尋常小学校の設置を市町村に義務づけたことによって、小学

校正教員が不足した。その補充対策として設けられたのが簡易科ならびに小学校教員講習科である。したがって、明治二十五年七月に改正された「尋常師範学校ノ学科及其程度」には、「土地ノ情况ニ依リ尋常師範学校ニ簡易科予備科小学校教員講習科幼稚園保姆講習科ヲ置クコトヲ得」という規定が加えられ、同時に「尋常師範学校簡易科規程」も定められた。これによって広島県では、翌二十六年二月二十三日に「広島県尋常師範学校簡易科規則」(県令甲第一〇〇号)を制定した。一学年約四〇名、修業年限は二年四か月とした。四月より生徒を募集し、明治三十六年度まで継続した。なお、在学中は本科生に準じて学資が支給されており、卒業後は小学校教員の職に従事する義務が負わされた。

講習科については、すでに明治二十一年に教員講習科が開設されているが、講習が本格的に実施されるようになったのは、前述の「学科及其程度」の改正規定後で、広島県は明治二十六年二月に「小学校教員講習科規程」(県令甲第三号)を定めた。この講習科は甲種・乙種に分けられ、甲種は学術補習を目的とし、小学校本科正教員に対して一か月ないし三か月講習を行うとした。乙種は検定試験の予備のため、小学校本科準教員で一年以上小学校の教職に従事し、男子は年齢一九歳六か月以上、女子は一七歳六か月以上の者を入学資格とし、講習期間は六か月とした。また、講習員にも学資のうち食費および浴場費を支給して通学させ、修了後県内の小学校教員の職に従事する義務が負わされた。講習科の修了者数は、教員講習科(明治二十一年二五名、小学校教員乙種講習科(明治二十六年)三十三名、大正六年)八五年三九六名、小学校教員甲種講習科(明治二十九年、明治四十二年)大正三年二七五名、臨時裁縫講習科(明治三十年)八五名であった(「広島県師範学校一覽」)。

簡易科と講習科の開設は、師範学校の卒業者だけでは県内の小学校教員の不足を充すことができなかったための措置であったが、一面、師範学校卒業者だけで小学校教員を補充することは、県の財政上困難であったからでもある。なお、これと関連して付記すべきこととして広島県教育会が開いた長期講習会がある。広島県教育会では明治二十四年五月より、広島県尋常師範学校内に長期講習会を開講し、昭和六年まで続けている。当初は男子一八歳以上の

者に対して三か月の講習を行い、小学校簡易科教員の養成を目的としたが、後には女子も加え、期間も六か月、一年と順次延長し、尋常小学校正教員の養成を目的とするようになった（『広島県教育』六十五年史）。

#### 女子部の

#### 廃止

明治二十六年（一八九三）の通常県会において、広島県尋常師範学校女子部廃止の動議が提出され、突然廃止が可決された。これによって女子部は同年三月三十一日限りで廃止となり、在籍女生徒は全員退校させられた。同時に幼児保育場も廃止された。当時、『芸備教育』誌は、この女子部廃止を遺憾とする論説を掲載している。その一部に、「女子教員養成の要否に就ては教育社会外に於て教育社会内の論は別物として諸説紛紛たり、然れども皆取るに足るべき論としては更になし、或は一二の女教員が艶聞を流したりとか或は卒業後直に結婚するか、其の他何やかと云ふものあれども何れも成程と感心致すほどの値段あるの説にあらず、今此の決戦が我県下教育の進行上に或る頓坐を与へしは疑ふべからざる事どもなり」と記している。また、同年三月の卒業式における校長大田義弼の告詞に、「終りに臨み特に女子卒業生に告ぐることあり、女子の本校に学ぶ今後暫く迹を絶たんとす、随つて女子卒業生を出すも亦卿等を以て一段落となさざるを得ず、然れども是れ当今の時勢の已むを得ざるに出づるのみ。予は他日女子部復旧の挙あるを信するものなり、唯此の機をして早からしむるも遅からしむるも將た全く此機を失ふに至らしむるも偏に卿等並に曩に卒業せし卿等の姉妹とが能く女子教員の性格と特長とを全うすると否とに存せんか。然らば則ち卿等の責其の重きことを知るべきなり」（『広島県師範教育』七十周年記念誌）とあり、当時の状況の一端を示している。明治十五年の女子部創設以来、女子教員が養成されてきたが、これをもって広島県においては正規の女子教員の養成は一時中断したのであった。

#### 卒業者数

#### の推移

広島県師範学校創立以来の年次別卒業者数は、表六一の一のとおりである。当初は卒業月日が一定せず年次に分けて卒業者を出している。これはすでに述べたように修業期間が三か月、六か月と短かったことによるだけでなく、生徒の欠員などにより臨時募集を随時実施していたためである。卒業期がほぼ一定と



表6-1 創立以来の広島県師範学校卒業生数の推移

年	科 別		初 等 科		中 等 科		高等科 (男)	師範学科		簡易科
	下等科 (男)	上等科 (男)	男	女	男	女		男	女	
明治7年	9									
明治8年	115									
明治9年	54	16								
明治10年	62	14								
明治11年	22	10								
明治12年	28									
明治13年	64									
明治14年	32									
明治15年		8			6		1			
明治16年			24		20		1			
明治17年					16					
明治18年			1		13	5				
明治19年				1	14	4	8			
明治20年					11	10				
明治21年				12		2		8		
明治22年								58		
明治23年										
明治24年								13	19	
明治25年								17		
明治26年								15	20	
明治27年								22		
明治28年								21		32
明治29年								20		2
明治30年								27		32
明治31年								21		
計	386	48	25	13	80	21	10	222	39	66

注) 『広島県師範学校第二十五年一覽』による。明治23年は卒業生なし。

なったのは明治二十四年以降で、毎年三月三十一日となった。

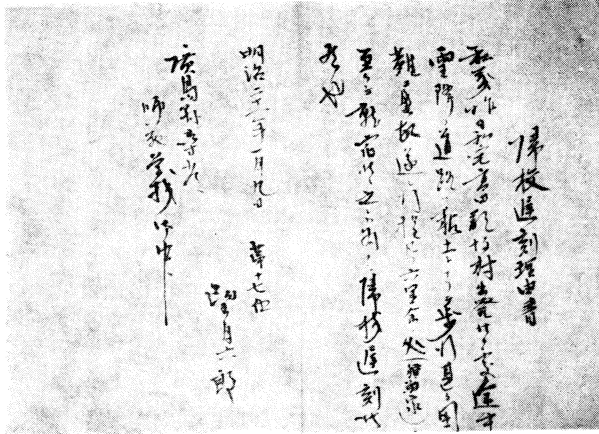
また、卒業者の郡区(市)別出身者を見ると、明治十五年の推薦制が実施されるまでは、広島区出身者が圧倒的多数を占め、広島県西部の各郡出身者が多かった。しかし、それは広島県東部の行政区画の変更や公立師範学校分校の設置によるものである。推薦制実施以後は、各郡区(市)に募集人員が定められ、卒業者の出身郡区(市)もほぼ均等になった。なお、表六一一には含まれていないが、小田県師範学校創設から広島県公立師範学校分校の廃止までの卒業者数は、一〇一名であった〔明治十二年「福山」中学校第一号報〕。

つぎに、明治十九年より同三十年までの尋常師範学校二〇〇余名の卒業生の状況をみると、高等小学校長九名、併置校長一〇名、尋常小学校校長一〇名、高等小学校首席二五名、併置校首席八名、尋常小学校首席二三名、高等小学校訓導五〇名、併置校訓導二二名、尋常小学校訓導一九名となっている。このほか小学校以外の職務に従事している者が四六名(うち教職にある者八名)であった〔芸備日日新聞「明治三二・二・二二」。

**学校生活** 明治十九年(二八六)の師範学校令の制定は師範教育に著しい変化をもたらした。とくに生徒に対しては先の変化 述のように「順良信愛威重ノ氣質」を備えた人物の陶冶養成を目的とし、その範を軍隊に求めた。広島

県尋常師範学校には前年七月、「歩兵操練科演習用銃器取扱要項」が達せられ、九月に広島鎮台から教師が派遣され、初めて歩兵操練科の演習が行われた。十二月になって校長より将来の計画について告諭が発表された。それは、「軍隊式の生活と制度に準拠して教員たるに必要な精神、気力、品格の養成をなし、勇武、剛毅、忍耐、威重の諸徳を備へ、規律を守り、秩序を重んずる習慣を得しむるを第一義とし、身体を健康にし軀幹を強壯にすることは之を第二義に措き以て本邦教育の気風を一変せん」という趣旨であった。学校内では連日操練と演習に日を送って一箇の兵營と化した観があったという。

さらに翌十九年になると諸制度の改革が相ついで行われた。その模様は「生徒の制服も新たに定められ四月中旬よ



帰校遅刻理由書(明治21年「校令告示決議諸規則案留」より)

り外出の場合も着用する規定となり、四月下旬には寄宿舎の改造行はれて二階を自修室とし、階下を寝室と定められ従来の畳は取除きて寝台を安置し、二階は壁を打抜きて連続せる広間とし棚を作りて必需品を配列せしむ、従来使用せる衣服袴はいふまでもなく書籍も亦必需品の外は一切室内に置くを許さずして持出さしめた、此等のが急に行はれたから舎内は一時大工、人夫入り乱れて戦場の如き、混雑を呈して復習も子習も行ひ得ず授業も中止して行軍や演習が連続した。室内の整頓といふことが始まり違背したものは処罰せらる、外出も所定の日の外は出来ないこととなり一週中日、水、土の三日に限られ、寄宿舎内の組織を改めて新に生徒中より組長四名、什長八名、伍長十六名を

置いて統治せられた」というものであった『六十年回顧録』明治二十二年 卒佐伯秀太郎の回顧。

生徒の服装についてはそれまで袴を着用することのほかは随意であったが、兵式体操が始ってからは洋服・靴を着用するようになった。

冬衣は黒小倉ジャケット形フック止めであった。服制も厳しく、授業中にフックが外れていても謹慎二日に処せられるといった状況であった。教師の制服も明治二十一年七月に陸軍武官の服制を模倣して定められたが、同二十六年改正され、制服は上衣がフロックコート(モーニングコートも可)、袴に山高帽であった。

#### 寄宿舎生活

寄宿舎では全生徒を学生団に編成し、明治十九年(一八八)十月からそのなかを組・什・伍に分けてそれぞれ長を置いたが、明治二十一年には組を五組、伍を二〇伍に分けてその長は五週間勤め、職務勉勵の者には特別外出を許可した。同年四月、「広島尋常師範学校寄宿舎内諸規則」が定められている。これによると

表6-2 寄宿舎の日課時間

期日		自4月1日 至10月31日	自11月1日 至3月31日
晨	起	5 時	6 時
日朝	人員検査	5時10分	6時10分
朝	食	6 時	7 時
修	学	自 7時 至 12時 (土曜日 至11時)	自 8時 至 12時
昼	食	正 午	正 午
修	学	自 1時 至 2時 (土曜日 ヲ除ク)	自 1時 至 3時 (土曜日 ヲ除ク)
夕	食	6 時	5時30分
自	修	自7時 至8時30分 (土曜日 ヲ除ク)	自7時30分 至9時 (土曜日 ヲ除ク)
日夕	人員検査	8時30分	9 時
就	褥	9 時	9時30分

ようになっていた。晨起・就褥及び日夕人員検査は鐘、日朝人員検査は鈴鐸、診察及び入浴は柝、その他は喇叭で合図された。舎内では清潔・整頓・静肅を旨とし、指定場所以外での飲食・喫煙は禁止された。音読・唱歌吟声・高談放論も禁じられ、「政治時勢ニ関スル議論演説投書又ハ他ノ一般ノ制規ニ違触シ及静謐ヲ妨害スルノ恐アル行為ハ総テ之ヲ禁ス、又凶書新聞紙ハ勿論其他ノ物品ト雖学用品トシテ貸与スルカ或ハ許可シタルモノニアラサレハ校内ニ於テ携持又ハ購読スルヲ禁ス」とされた。自由民権運動抑圧後の政府の強硬な姿勢を反映したものと見えよう。自修室・寝室・被服・雑具等の整頓の方法も厳密に規定され、寸分もそれに違ふことは許されなかった。

「上下ノ分ヲ明ニシ尊卑ノ序ヲ正フスル」ために挙手の敬礼が長上のみならず生徒相互で行われた。服従についても「凡ソ下タル者上タル者ニ服従スルハ宜シク階級ヲ逐フテ嚴重ナルベシ、定則ニ従ヒ各其分ヲ守リ以テ恭敬順ナルベシ、生徒相互ノ間ニ於テモ級ノ順序ニ従ヒ亦此服従法ヲ守ルベシ」、とくに「命令ハ謹テ之ヲ守リ直ニ実行スベ

学生団は四組に分け組を四分して伍とし、一伍の人員は六〜八名とし、これを「学友」とした。学生団長は置かれず、「高級ノ生徒」が組長・伍長となり、六週日ごとに交代して、舎監の下で詳細な役員勤務概則にもとづいて輪番勤務した。学生団は兵式体操演習の際はそのまま歩兵中隊に編成された。命令・示達には絶対服従で、実行の後でないとは歎願等をする事は許されなかった。起床から就寝までの日課は表六―二の

ク決シテ其是非ヲ議スルヲ許サズ」と、起居動作すべてにわたって軍隊式の寄宿舎生活が行われた〔明治二十一年四月〕〔広島県尋常師範学校寄宿舎内諸規〕。

寄宿舎の食事は明治二十一年から自炊制度を採用し、炊事係を置いて事務を担当させ、炊事取締一名と炊夫四名を雇って食事を作らせた〔炊事細則〕。食事は明治二十三年に一人一日八銭とされたが、米価の変動によってしばしば改訂された。日清戦争後の物価騰貴で、当時の新聞も、「寄宿生徒の食費は戦争前に在りては一日七銭五厘なりしが追々物価騰貴したるを以て止むなく今日は九銭と定めなければ、市内の物価は日一日と騰貴し来りて迎ても九銭にては間に合はず、殊に一日十二銭を支払ふ炊夫六名を使用し居ることなれば其給料等を差引きたる上にて炊事を弁ずることゆゑ、魚類肉類等をも食せしむること能はざれば僅に大根午芟豆腐などを以て弁じ居るより、生徒中には身体の健康を害するとして不平を鳴すものなどもあるより炊事係は一方ならず困難し居る由なり」と報じている〔芸備日日新聞一明。治二九・二・一〕。

新入生の「交際」も相変らず行われ、明治二十年代には植物園の梨の木の下に下級生を呼びつけて制裁を加える梨の木公判〔略してハム〕というようになり、規律というよりもむしろ下級生を萎縮させた。

なお、女生徒も寄宿舎制度となり、新川場町の戒善寺庫裡や近くの民家を借りて寄宿舎にしていたが、明治二十四年、広島県尋常中学校が国泰寺に移転したあとはその校舎を女子寄宿舎とした。

### 学校行事

生徒の訓育は寄宿舎生活を通して行われたが、同様な意味でさまざまな学校行事が創始された。「忠君愛国」の氣質を養うものとして教育勅語の奉読と「御真影」の拝礼が始まり、兵式体操が軍隊の歩兵操練と同じであったことは前述したが、兵式体操の課外授業とでもいふべき発火演習や修学旅行も実施されるようになった。

発火演習は陸軍の野外演習を模したもので、明治二十年〔二六七〕五月十五日の発火演習の状況は、「此日午前四時三十分各生〔一七二〕一同出校し同六時三十三分頃古江村に達し各両隊に打ち分れ、官軍の方は古江村にて本陣を取り賊軍の方は

己斐村なる石内峠の中央に其本陣を設けたり、斯くて官軍の方よりは石内峠を打ち抜きて賊の本拠を打ち破らんとて各々進んで往く処へ賊軍方は之れを遮り此の要害にて官軍を只一撃ちに打ち取らんとて挑に挑んで戦ひけるが、終に官軍は賊軍を己斐の麓に打ち降して凱歌を唱へて引き揚げたるは同日午后七時なりし〔芸備日日新聞明 治三〇・五・一七〕というもので、以後毎年行われた。

また、明治十九年十二月五日には生徒行軍が行われた。これは動植物標本採集と実景模写を兼ねて沼田郡東山本村へ向けて行軍したものであるが、これがのちに修学旅行とか遠足旅行とよばれるものになる。広島県尋常師範学校の修学旅行は明治二十年四月十九日に始つた。翌年の春期修学旅行は生徒九六名、三月三十一日から四月三日までの予定で江田島・呉港・焼山・海田・船越・府中の路程で実施された。その時の「修学」の箇所は、江田島兵学校工事、呉鎮守府工事〔写生〕、二河の瀑布〔写生〕、音戸古跡〔海産動物採集および写生〕、灰ヶ峯登山、焼山動物植物採集、船越峠発火演習、府中神武天皇社祭などであった。生徒は背囊を負い鉄砲をかついで武装行進した。この夏には宮島へ海水浴を兼ねて修学旅行をしている〔明治二十一年「校令告」 示決議諸規則案留〕。翌年には男生徒は島根県、女生徒は三次町へ修学旅行をしたが、この頃から近県へも出かけるようになり、山陽鉄道開通後の明治二十八年には運賃割引で京都まで行っている。すでに学年ごとの旅行目的も明確になり、明治三十年には四年生が十月一日から二十三日まで北九州地方へ、目的は学校参観、三年生が十月一日から近畿地方へ動植物採集、二年生が十月一日から十日まで地理歴史の研究のため県下および島根県を巡遊するというようになっていた〔芸備日日新聞明 治三〇・九・二八〕。なお、遠足旅行は日帰りで近郊に出かけるもので、ほかに兎狩りなどもしばしば行われた。

運動会もまず師範学校に始まり、明治二、三十年代には県下の学校で盛んに行われるようになった。明治十八年二月に生徒が体操大演習を行っているが、同二十年十二月国泰寺新開操練場で行われた附属小学校との合同運動会での競技種目は、フットボール・撃剣・二人三脚・ロンテニス・縄飛・縄引・二人立・鬼遊・旗奪・競争・戴囊・幅飛・

角力・対舞・兎飛・障礙物・囊足・銃槍術・球伏・捕兎の二〇種目であった〔芸備日新新聞（明治二〇・二一・三）〕。のちには小学校生徒の唱歌なども種目の中に入れられ、学芸会と兼ねたような内容となった。

このように学校における行事が整ってくるにつれて、学校慣行とでもよぶべきものがしだいに成立してきた。広島県尋常師範学校では明治二十六年四月一日に学年暦を制定し、諸種の式日、入学、試験、卒業等の期日を一定した。

#### 農業場と

広島県尋常師範学校には国泰寺村に附属農業場があった。ここでは主として作物栽培・家畜飼養管理等

#### 植物園

の試験研究や缶詰・麵・麴・酒類等の製造を行い、その他種々の試験を行って生徒の実習に供した。農業

場は圃場・水田・蓮池・茶園・桑園・果木園・建物敷地に区分され、明治三十年（一九七）に一町歩あった。生徒は各自半坪くらいの土地を持ち、麦を植付けて収穫調査をしたり、養蚕を行ったりした。当時郊外の畑には棉の植付けが多く、学校でも西洋棉の栽培をして日本棉との収穫量の比較をしたりしている。農業場は明治三十年からは学年別に区分けして担当を定め、播種量や肥料試験を行った。

植物園は明治十一年に創設され、最初は一反歩であったが、同十八年国泰寺村に二反歩購入された。植物の種類は一八〇〇余種で、栽培法はベンザムおよびフッカールの二種の分科法によった。これらはほとんど修学旅行中に採集したもので、全国でも有数の植物園といわれた〔芸備日新新聞（明治二九・七・一〇）〕。比治山麓（皆実村）に移転の時は一部移植されたが、明治三十六年（一九〇三）県立高等女学校に附属された。

## 第二章 県師範学校の拡充期

## 第一節 広島県師範学校の発足

師範教育令の公布と広 明治三十年(一九一七)十月九日、師範教育令が公布された。師範教育令は内容的には従来の師範

## 島県師範学校の発足

学校令を修正した程度で、師範学校制度の根本的改革ではなかった。これにより従来の尋常

師範学校は、単に師範学校と改められたので、広島県尋常師範学校も明治三十一年四月一日より広島県師範学校と改称した。学科は本科と簡易科が置かれ、同時に女子教員養成の必要が再認識され、ふたたび女子部が設置された。生徒定員は、明治三十年十月の「師範学校生徒定員ニ関スル件」(勅令第三四七号)により「師範学校へ道府県管内学齢児童数三分ノ二ニ対シ一学級七十名ノ割合ヲ以テ算出スル全学級数ノ二十分ノ一以上ニ相当スル卒業生ヲ出スニ足ルヘキ生徒ヲ毎年募集スヘシ」と定められ、この算出基準にもとづいて広島県師範学校は、本科男子三三〇名(八学級)、本科女子九六名(三学級)、簡易科二二〇名(三学級)とした(明治三十六年「広島県師範学校規則」)。つぎに、師範教育令では私費生の入学を認め、明治三十年十月に「師範学校私費生規則」を定めた。広島県師範学校では、明治三十七年度より私費生の入学を許可することになった。また、生徒募集に関して従来と異なるところは、同三十一年三月の「尋常師範学校生徒募集規則」の改正により、男子の入学年齢を一六歳以上とし、さらに同年八月の改正では、従来の郡市長の推薦制を廃して、すべて直接募集の方法によると定めたが、広島県が郡市長の推薦制を規定している「広島県師範学校生徒募集細則」



表 6-3 広島県師範学校歴代校長一覧

氏名	就任年月日	辞任年月日
安達 常正	明治三十一年一月十七日	明治三十二年五月二十八日
大田 義弼	明治三十二年五月二十八日	明治三十三年十月二十七日
広瀬為四郎	明治三十三年十月二十七日	明治三十五年九月二十二日
弘瀬 時治	明治三十五年九月二十二日	明治三十九年五月十四日
根岸 福彌	明治三十九年六月二日	明治四十五年十月二日
浜口 庄吉	明治四十五年十月二日	大正六年六月二十八日
山本宗太郎	大正六年六月二十八日	大正八年七月三十一日
渡辺 信治	大正八年七月三十一日	大正十五年三月三十一日
宗像鴨四郎	大正十五年三月三十一日	昭和二年四月十日
浅賀辰次郎	昭和二年五月十四日	昭和七年三月二十八日
津田克太郎	昭和七年三月二十八日	昭和十年三月三十日
横田 純太	昭和十年三月三十日	昭和十三年三月三十一日
林 鎌次郎	昭和十三年四月十一日	昭和十七年三月三十一日
山下 直平	昭和十七年三月三十一日	昭和十八年四月一日より (広島師範学校校長)

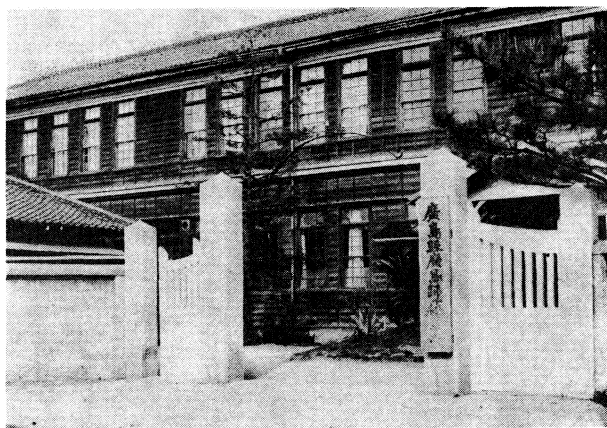
注) 「広島県広島師範学校沿革略」による。

表 6-4 広島県師範学校入学志願者・入学者数の推移 (明治31年～40年度)

年度	科 別	本科 (男)		本科 (女)		簡易科 (男)	
		入 学 者	入 学 者	入 学 者	入 学 者	入 学 者	入 学 者
明 治 31 年		319	92	44	33	48	37
明 治 32 年		376	94	77	32	37	35
明 治 33 年		420	77	88	30	79	38
明 治 34 年		528	84	97	31	49	30
明 治 35 年		603	86	153	32	58	30
明 治 36 年		658	79	178	27	51	30
明 治 37 年		420	70	199	32		
明 治 38 年		407	74	225	33		
明 治 39 年		389	83	256	30		
明 治 40 年		373	83	245	33		

注) 『文部省年報』による。

(明治二十六年三月制定)を廃止したのは、明治三十六年六月二十七日であった。  
 広島県師範学校発足当時(明治三十二年)の状況を見ると、在籍生徒数は本科男子二〇五名、本科女子三三名、簡易科三七七名であった。また当時は生徒募集(本科男子)は四月と十月に年二回実施していた。教職員陣容は校長一名、教諭八名、助教諭・教師八名、訓導五名、書記三名、事務雇二名であった(『広島県師範学校』第二十五号一覽)。なお、歴代校長をあげてお



皆実町校舎（『広島県写真帖』より）

くと、表六一三のとおりである。明治三十一年より四十年までの入学志願者ならびに入学者数は表六一四のとおりである。

**皆実町新築校舎へ移転** 広島県師範学校の下中町の校舎は、その後学級の増加や女子部の設置などに伴い校舎を増築したが、校地が

狭く、ついに移転拡張の計画が立てられ、明治三十一年（二八九）度より三十三年度にわたって師範学校敷地購入費および校舎建築費一三万九八四四円九五銭が計上された。新築校舎は広島市皆実町（当時皆実村）に建設されることになり、まず明治三十二年四月に寄宿舎が新築された。新築校舎の落成式は、明治三十五年三月三十一日に挙行されたが、前年の七月二十一日には校舎が一部完成しており、生徒全員が皆実町の新築校舎に移転し、授業が開始されている。なお、当時の校地は、本校および附属小学校敷地六〇九九・二〇坪、体操場二六九五坪、農業練習場二八九四坪、合計一万一六八八・二〇坪であった。また教

室・寄宿舎など全建物の坪数は一五三五・二五坪であった（『広島県師範学校』（第二十三号））。これら建物の配置は図六一五のとおりである。その後、生徒数の増加により、寄宿舎が構外に増築された。

**代用附属小学校** 附属小学校は、その児童を入学試験によって選抜し、学力優秀でしかも富裕家庭の子弟が多く、一般

**学校の設置** 小学校と若干趣きが異なっていたため、附属小学校としての使命に欠けるころがあった。そのためにつけられたのが二部教授のための分教場と代用附属小学校であった。

二部教授については明治二十四年（八九）に「学級編成等ニ関スル規則」（文部省令 第一三号）において認められ、広島県におい

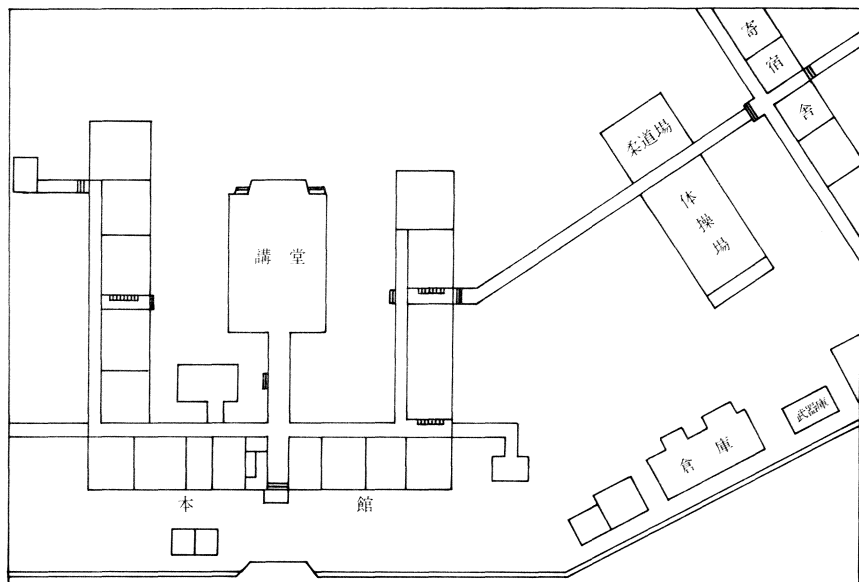


図6-5 広島県師範学校建物配置図

ても、同二十七年に「児童就学奨励ニ関スル措置」〔広島県訓令（甲第一五号）〕の訓令によって、児童就学を奨励し、その方法として二部教授の実施をすすめた。広島県師範学校では、明治三十七年四月一日より安芸郡仁保島村に附属小学校大河分教場を設置し、二部教授の実施とともにその研究を開始している。

大河分教場は明治四十四年三月に廃止され、これに代わって翌四月一日より安芸郡大河尋常小学校を代用附属とした。その後、大正十一年（一九二二）三月三十一日、広島市皆実尋常高等小学校を加え、昭和五年（一九三〇）三月三十一日には大河尋常小学校の代用附属の指定を廃し、安佐郡緑井尋常高等小学校を新たに代用附属小学校とした。

**予備科・本科** 明治四十年（一九〇七）三月、小学校令の改訂により、尋常小学校の修業年限が六年に延長され、それとともに、尋常小学校から直接に中学校・高等女学校に連結することとなった。義務教育

年限の延長に伴って教員の補充が必要となり、同時に教員の質の向上が望まれた。これに応ずるため、同年

表 6-5 広島県師範学校入学志願者・入学者数の推移  
(明治41年度～大正14年度)

年 度	予 備 科		本科第一部		本科第二部	
	入 学 志 願 者 人	入 学 者 人	入 学 志 願 者 人	入 学 者 人	入 学 志 願 者 人	入 学 者 人
明 治 41 年	257	81	男 384 女 (?)	男 84 女 59		
明 治 42 年	373	84				
明 治 43 年	438	87				
明 治 44 年	474	89			85	40
明 治 45 年	575	87			90	40
大 正 2 年	505	80			118	64
大 正 3 年	411	82			146	66
大 正 4 年					173	70
大 正 5 年			346	80	252	59
大 正 6 年			323	80	162	57
大 正 7 年			272	84	121	44
大 正 8 年			246	124	141	69
大 正 9 年			236	111	211	63
大 正 10 年			390	123	164	76
大 正 11 年			635	119	197	79
大 正 12 年			492	122	241	80
大 正 13 年			540	122	261	76
大 正 14 年			1,044	122	293	80

注) 『広島県師範学校一覧』による。

年制の場合は一年とし、入学資格については予備科は修業年限二年の高等小学校卒業者、本科第一部は予備科修了者ならびに修業年限三年の高等小学校卒業者、本科第二部は中学校・高等女学校卒業者とした。この第二部の設置は、当時の急激な教員の需要に対する応急措置であったが、他面従来の師範教育の是非に関する批判の結果でもあった。なお、第二部の設置は、中学校と接続したことから、後年師範学校が専門学校程度に昇格する基礎をなしたといえ

四月十七日に「師範学校規程」(文部省令第一二九号)が定められた。この規程は従来単独に定められていた諸規定を整理統括したものであった。従来ととくに異なる点は、師範学校に予備科と本科(第一部・第二部)を置いたことである。修業年限は予備科一年、本科第一部四年、本科第二部一年(女子においては四年制高等女学校卒業の場合は二年、五

る。

この「師範学校規程」にもとづき、明治四十一年一月二十八日、「広島県師範学校学則」〔資料六一九参照〕が制定された。この学則は同年四月一日より施行され、本科に加えて男女予備科が設置された。生徒定員は予備科男子およそ八〇名、女子およそ四〇名、本科男子およそ三二〇名、女子およそ一四〇名と定めた。また、広島県師範学校における本科第二部の開設は、明治四十四年四月からで、一学級およそ四〇名で発足した。入学志願者・入学者数の推移は表六一五のとおりである。

### 生徒の訓育

明治三十一年(六九)六月、「生徒心得大綱及賞罰規則」が訓令され〔資料六一七参照〕、学校ではその趣旨を広めてさらに生徒細則を定めた。学校長は各学級の修身科を毎週一時間ずつ教授して生徒の精神を鍛錬し、徳操を磨励し、ことに「順良信愛威重」の徳性を涵養することを目的とした〔「芸備日日新聞」明治三三・六・二二〕。

明治三十四年三月には校訓が定められた〔資料六一八参照〕。同年九月、皆実町新校舎への移転と同時に校規が刷新された。その要旨は、「教育の最要点は云ふまでもなく人物の養成即ち品性の陶冶にあり、此故に職員は如何なる学科の教授、如何なる場合の訓育も其根本たる目的を生徒徳性の涵養に置き千思万行唯此れ誠意にして勇敢なる人物を造つくる事に深く心を用ゐる」ということであつた〔「芸備日日新聞」明治三四・九・二〇〕。「品性の陶冶」というように生徒の諸徳性の涵養がはかれるようになったのは、明治二十年代の、あまりに軍隊式の師範教育の一定の反省の上になつていた。それは職員の生徒に対する、あるいは上級生の下級生に対する抑圧が過ぎると、不満が蓄積され、生徒騒動のような形でしばしば爆発したからである。

明治三十年十一月に大きな生徒騒動が起つた。これは一教諭に対する生徒の不満が根底にあり、同人が舎監として当直の夜、生徒の来広中の他県師範生訪問要求を拒否したことで起り、寄宿生が窓ガラス等の器物を破壊した。関係者は本科二年生以上と簡易科生一二三名で、全員五日間の謹慎処分となつた。同三十二年には卒業期日が希望にそわ

ないということで教生の同盟休校事件が起り、学校側は逆に出勤停止を命じ、主謀とみられた生徒二人を二か月の停学に処した。同三十七年には生徒が一部教師の無能をとなえ、端艇競争会の翌日の休校措置が認められなかったり、修学旅行が中止されたことから生徒の不満がつのり、弾劾書を出したりしていたが、学期試験に一部生徒が学習していない問題が出たとして白紙答案を提出したため、学校側も断乎処分することに決し、四年生乙組三一名を無期停学に処した。当時県議会でも師範学校にあるまじきこととして問題になった。学校側はこのような事件の公表を極力さける方針であったので、このほかにもこれに類する種々の事件があったと思われる。しかし一度外部に洩れると新聞が大きく報じて一般の関心をひいた（『六十年回顧録』「雲備日日新聞」）。

「師範学校規程」の第一章は、「生徒教養ノ要旨」を述べているが、とくに「忠君愛国ノ志氣ニ富ム」教員となるべく「精神ヲ鍛錬シ徳操ヲ磨励」することが要求された。広島県師範学校では教育者に要求される諸徳性のうち、とくに規律・勤勉を重視した。日露戦争後青年の「気風」がしだいに懦弱になっていくとして、「特ニ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ又身心ノ鍛錬ヲ重ンジ質実剛健自彊不息至誠以テ事ニ当ルベキ様」性格の涵養にとめた。毎年の入学式の訓示要項は、「(1)国家ヨリ受ケル優遇ニ対シ自己ノ責任ヲ感ズベキコト、(2)体徳智ノ発達ニ全力ヲ注クベキコト、(3)隠シダテハ禁物ナルコト、(4)学修ハ自力ヲ以テナスベキコト、(5)指導命令ニ従順ナルベキコト、(6)艱苦欠乏ニ堪フル覚悟アルベキコト、(7)勤勉ト規律トノ習慣ヲ養フベキコト、(8)質素儉約ヲ旨トスベキコト、(9)飲酒喫煙淫猥不正ノ行為ヲ慎ムベキコト」であった。徳性を養成する手段は修身教授のほか講堂訓話・先哲追慕会・追弔会・名士講演などの学校行事、舎監室の前に設置された修養板、明治四十一年から舎内図書室の一部に設けられた修養文庫が利用された。

生徒の教養は学校長以下の職員、ことに舎監があたったが、このほか公的部門で学級担任、私的部門で生徒世話係を置いた。生徒世話係は明治四十二年一月以来職員を各都市に配置して、出身生徒の指導監督と生徒の家庭との連絡にあたらせたもので、家庭訪問、市内保証人訪問、週一回の自宅引見、学資の取締などを行った。また、職員・生徒

の親睦のため週一回合同運動が挙行され、その後会食・食堂講話が行われた。宿直職員が生徒を招いて行方宿直室引見、その対話の梗概は「とのゐ囊」と称する帳簿に記録して教養上の参考資料とされた。

このほか「時ニ臨ミ事ニ当リ生徒ヲシテ自ら憤啓シ反省シテ其ノ修養ニ力」めることも期待され、「(1)校規ヲ遵守スルコト、(2)師長ヲ尊敬シ其ノ訓誡命令ニ服従スルコト、(3)学友互ニ敬愛スルコト」の三項を宣誓し記名調印する宣誓式、五ヶ条の誓文・教育勅語・戊申詔書が印刷してある生徒手帳の携帯、毎週月曜日の朝食前に勅語を奉読・輪読する養心会、年一回実施された教育勅語および戊申詔書の暗写試験等々、種々の試みがなされた。これらの督励・指導の間、生徒による人物相互観察投票・訓育協議会・人物考查などによってその徹底がはかられた〔明治四十四年「広島県師範学校施設概覽」〕。

#### 新寄宿舎の生活

文部省の規定した寄宿舎面積は、生徒一人につき自修室は一・二五坪、寢室は一・五坪とされていた。しかし、尋常師範学校時代には一人につき自修室は半坪弱、寢室も一坪足らずと狭く、文部省の規定を守れば現寄宿舎生徒の半数しか収容できないほどであった。これに師範学校の拡張があり、国泰寺の運動場に寄宿舎を増築する案もあったが、結局前述したように全校比治山麓の皆実村に移転することとなり、明治三十二年(二八七)まず寄宿舎が完成した。寄宿舎は五棟あり、階上が寢室、階下が自習室となっていた。室は四〇室(二室一四坪、女子は二二坪)で各室の定員は約一〇名とされた。同三十五年には電燈が架設され、上水道が敷設されている。

舎務を処理するために舎務長の下に庶務・衛生・文書・用度の四係と、炊事・調達部・休養部・装飾部・被服部・薪炭部の六監督が置かれた。寄宿舎の生徒役員は、舎長・副舎長・室長・炊事係・調達部係・休養部係・装飾係・被服係・薪炭係で、それぞれ若干名が上級生のなかから選出され、舎監の下で定められた任務を遂行した。調達部は明治三十九年に創設され、日用品の共同購入・販売を行い、純益は自進会補助資金などに充てられた。

舎内での生活が規律・勤勉等の徳性の涵養の場とされたことはいうまでもない。明治三十三年頃から飲酒・喫煙が厳禁され、学則に規定された「資料六一九参照」。生徒の読む参考書や書物は学校が指示し、それ以外のものを読もうと

表6-6 生徒の動作時間

	8時始業		7時始業
午前	5時30分	起床 (直ニ寝衣ヲ脱シ制服 ヲ着シ寢室前ニ整列)	5時
	5時32分	人員検査 (各自々己ノ寢床整頓)	5時2分
	5時35分	舎内掃除 (当番以外洗面)	5時5分
	5時50分	各舎長掃除検閲 (当番以外洗面)	5時20分
	6時	舎監掃除検閲	5時30分
	6時15分	(朝ノ自習)	5時40分
	7時	朝食	6時20分
	7時50分	朝ノ運動	6時50分
	8時	始業用意	7時
	8時10分	(午前ノ受業)	7時10分
午後	12時		12時
	12時5分	昼食	12時5分
	1時	始業用意	1時
	1時10分	(午後ノ受業)	1時10分
	3時	放課但火金ハ午後4時 (入浴外出)	2時
	5時30分	夕食 (入浴)	6時
	6時30分	自習用意	6時50分
	6時35分	(自習)	7時
	7時50分	(中憩)	
	8時	(自習)	
9時	人員検査	8時45分	
9時15分	消燈	9時	
9時30分	点検	9時10分	

注) 大正元年『広島県師範学校施設概覧』による。

するときには教務長に申し出て、教務長が舎務長や関係学科主任と合議のうえ、学校長の承認を経てその許否を決定するという厳格さであった〔生徒取締規則〕。生徒の一日は表六一六のような日課で過ぎた。起床から就寝までの合図はラッパであった。

予備科生徒と本科生五〇名の私費生を除く公費生には学資が支給された。生徒に必要な学資は毎学年初めに父兄(または保証人)に通知し、生徒学資の出納については毎月末舎監に報告させ、舎監はこれを検査して父兄に連絡した。明治四十四年には毎月四円以上の金を送らぬようにと通知している〔明治四十四年「広島県師範学校施設概覧」〕。支給額は明治四十一年の学期によると月六円で、内訳は食費が四円八〇銭、被服費が七〇銭、雑費が五〇銭であった。食費もしだいに増額されて



いるが、明治三十四年当時、学校医は一日一三錢五厘を一六錢にしないと指摘しているが、明治三十四年、同三十四年、同三十九年と舎内で赤痢が発生し、県議会で食費の額が話題となったこと〔英備日日新聞明。治三四・六・四〕もあつた。

服装の変化は明治三十一年から前フック懸けがボタン懸けになったことがあげられる。桜花に「師」の字の徽章も作られた。身体を鍛錬するために下着も冬は白の綿ネル、夏は白天竺木綿と定められ、毛糸・メリヤス・チヂミ等は禁じられた。

明治三十年代の中頃、寄宿舎の慣習にも改革が加えられた。「交際」制度は一回の入舎式ですむ「食堂交際」になつた。もつともその後「役員交際」や各室巡回挨拶も行われたようであるが、明治末から大正初期には廃止された。比治山移転後も「ハム」は続いたが、舎監が立合うようになった。一教師は、「電燈の無い暗い剣道場に或下級学年の生徒が釘付の如く整列して居る間を、提燈を手にした多数の四年生が監視し乍らねり廻はつて居る。すると一段高い所から役員が代はるく、各自の寄宿舎経営の新方針を伝へ乍ら下級生をおどし付ける。夜の静寂を破つて響く威圧的な言語、恐ろしい態度、誠に息詰まる様な場面であつた。一通りの各役員の伝達が済むと過失のあつたと思はれる一部の生徒が残されてそれから所謂中略が行はれる。入学当初無邪気な野生的な一年生が一学期もすると段々師範タイプに変わつて行くのにはこのハムが相当効果があつた様にも思はれた」〔十七年回顧録中島豊之の回想〕と述べている。しかし、これも時代の推移と予備科設置で新入生の年齢が低下したことなどで、大正期には「忠告」制度に変わった。



〔徽章〕

学年暦と行事 表六一七は明治三十八年(一九〇五)の学年暦である。このうちで儀式はとくに「徳操ノ涵養」手段として重視された。「儀式規程」で式次第を嚴重に定

められたのは三大節、御親征御着葦御凱旋御発葦記念式、卒業式、先哲追慕会、学校創

表6-7 学 年 曆

4月1日 <sup>土</sup> 、 31日迄	始業準備のため休業。寄宿舎役員交代転室	6日	他の級学期試験始め
4日	修学旅行出発	10日	4年乙組、3年甲組学期試験終了
9日	女子修学旅行生徒帰校	11日	同上成績発表
12日	女子1年生入学	13日	他の級学期試験終了
16日	男子修学旅行生全部此日までに帰校	14日	同上成績発表。寄宿舎役員交代転室
18日	男子1年生入学	11月3日	天長節
20日	体格検査始め	6日	饒津招魂社宮祭
27日	27、8年戦役御凱旋御発輦紀念式挙行	中旬	運動会
5月上旬	県立各学校連合端艇競漕会	下旬	発火演習
28日	皇后陛下御誕生日	同	自進会撃剣柔道大会
下旬	自進会端艇競漕会	12月24日	終業。生徒帰郷
6月1日	午前7時始業。夏服着用。寄宿舎日課時限改正	1月1日	新年
上旬	1年生英農手工に分科す	7日	生徒帰舎
下旬	1年生本入学決定。各級小試験終了	8日	始業。大掃除
7月1日	本校創立紀念日	下旬	各級小試験終了
中旬	自進会文芸部大会	2月11日	紀元節
20日	終業。大掃除。生徒帰郷	中旬	自進会文芸部大会
9月1日	生徒帰舎	同	入学試験
2日	始業。大掃除	同	遠足
14日	第5師団招魂祭	下旬	自進会撃剣柔道大会
15日	27、8年戦役御親征御着輦紀念日	3月15日	3年甲組学期試験始め
下旬	卒業	17日	他の級同上
10月1日	午前8時始業。冬服着用。寄宿舎日課時限改正	21日	4年乙組、3年甲組学期試験終了
4日	3年甲組学期試験始め	23日	同上成績発表
		25日	学期試験終了
		26日	成績発表
		31日	卒業

注) 明治38年『広島県師範学校一覽』による。

立記念式であった。先哲追慕会は、東西の教育家・道徳家で職員生徒が儀表とすべき古聖賢五人（孔子、ヘルバルト、ペスタロッチ、菅原道真、二宮尊徳）を毎年順番に追慕するもので、明治四十一年に開始された。

生徒の知見を広め実地の研究をさせる修学旅行も主目的・旅行地・日数が一定した。第一学年は植物採集で管内三日、第二学年は動物採集で管内五日、第三学年は実地諸般の研究で九州へ八日、第四学年は同じく京阪および東京地方へ九日、さらに四年は小学參觀のため管内へ五日間旅行した。このほか、体育関係の行事では正課に準じて柔剣道・水泳・長距離競争・徒歩練習・遠足、野外演習をかねての不時呼集、強行軍などが実施された。（明治四十四年『広島県師範学校施設概観』）

#### 自進会と

#### 自守会

明治三十一年（二六六）、「本校教訓ノ旨趣ニ基キ莊敬融和ノ裏ニ於テ自ラ進ミテ心身ヲ鍛鍊スル」ことを目長には職員、委員には生徒がなった。年間会費は一〇銭であった。会には文芸・演説・雑誌・撃劍・柔術・庭球・野球・端艇・弓術の九部が置かれた（明治三十七年に角力・図書・音楽部を置き、翌年弓術部は廃止となる）。

明治三十七年の規則によると、全会員は文芸・演説・雑誌・端艇・図書・音楽の六部のいずれかに所属するものとしている。会は毎月一回例会を開き、文学と運動に関する事業を交互に行い、春季に文学大会（のち学芸会となる）、秋季に運動大会が開催された。雑誌部は『自進』を毎年編集・刊行した。運動部の中では端艇がとくに有名で、明治三十四年第一回武徳会主催短艇競争会に出場、同三九・四一・四十二・四十三・四十四年の五回全国制覇をなしとげた。女生徒は自守会を結成し、文芸・遊戯の二部をもって自ら心身を修練した。

#### 同窓会の

#### 設立

明治三十九年（二七〇）、広島県師範学校同窓会が設立された。これ以前、明治十九年の師範教育令による改革と前後する卒業生の間新旧の感情的対立があり、少数の新卒業生が結束して広島を中心に斯道会を作っていたが、現場における新旧の交代期という機運に、弘瀬校長が呼びかけて同窓会を結成した。当初は広島市とその周辺の卒業生が中心で、雑誌『斯道』を年一回発行していた。

大正四年(二五)、会の目的とする教育上の向上発展と会員の相互扶助を真に実現するため会則を改正し、評議員・理事・支部制度を採用し、卒業生を網羅することとした。また、大正七年からは基本金の募集に着手し、十三年に社団法人とした。同十四年からは福山師範学校の卒業生もこの同窓会に入るようになった。

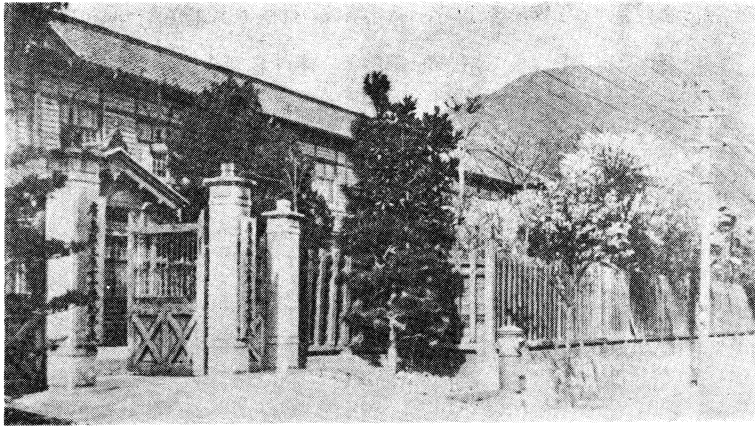
女子部の同窓会は明治三十六年に発会式を挙行し、同四十四年三原女師同窓会とした〔広島県師範教育七十七周年記念誌〕。

## 第二節 広島県三原女子師範学校の創設

**女子部の分離独立** 師範教育令では、「師範学校ハ北海道及各府県ニ一校若ハ数校ヲ設置ス」(第二条)と規定され、また、明治三十年(八七)十二月の文部省訓令にも、道府県が二校以上の師範学校を設置する場合、女生徒の員数

が一学校を構成するに足ると認められるときは、男女によって学校を別にする事ができるとしたために、以後各府県において漸次女子師範学校の独立設置をみるに至った。広島県においても日露戦争後、国民教育の飛躍的發展に伴い、小学校教員養成の量的増加を必要とした。とくに女子教員の養成が急務であった。それは児童数の急激な増加だけによるものではなく、むしろ女子児童に対する教育が重視されていったからである。そこで従来の広島県師範学校女子部を廃止し、新たに独立した女子師範学校を設置して、女子教員養成を拡充することとなったのである。その新設地については広島・三原・尾道・五日市・廿日市等が候補にあげられたが、交通ならびに位置・気候・水質、教員生活などの適否による選定基準とともに、県下全体の普通教育の普及をはかるために、男子師範学校のある広島市に對して女子師範学校は郡部に置くこととし、結局広島県御調郡三原町(現在三原市)に決定した。

**広島県三原女子師範学校の開校** 新設の女子師範学校は、広島県三原女子師範学校と称することになり、明治四十一年(二九)七月一日、文部省告示第一八九号をもって明治四十二年四月より開校の件が認可された。同年三月五日



三原女子師範学校正門（『母校創立百年史』より）

「広島県三原女子師範学校学則」が制定され、学科編成は予備科・本科とし、生徒定員は予備科およそ八〇名、本科第一部二八〇名、本科第二部（修業年限二年）およそ四〇名と定められた。かくして四月一日より開校されたが、校舎

建築中のため当分の間広島県師範学校に併置され、従来の女子部生徒八七名を引き継いで授業を開始した。教職員も同日付で辞令が発せられ、新任書記一名を除いて全員広島県師範学校より補充された。その内訳は教諭（舎監兼任二名を含む）一〇名（専任四名・兼任六名）、教師四名（専任一名・兼任三名）、書記二名（専任一名・兼任一名であった）（三原女子師範学校史）  
また広島県師範学校校長根岸福彌が広島県三原女子師範学校校長を

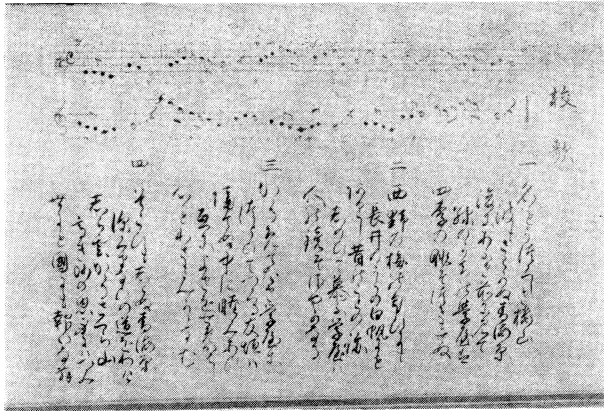
表6-8 広島県三原女子師範学校歴代校長一覧

氏名	就任年月日	辞任年月日
根岸 福彌	明治四十一年四月一日	明治四十三年一月二十八日
内田 慶三	明治四十三年一月二十八日	大正二年十月二十三日
塩谷 伴造	大正二年十月二十三日	大正七年十月十四日
五十嵐長之丞	大正七年十月十九日	大正九年四月三十日
北川 鯉一	大正九年四月三十日	大正十二年五月二十四日
森 隼三	大正十二年七月三日	昭和二年十月二十六日
辻 助次郎	昭和二年十月二十六日	昭和五年三月二十七日
山崎英次郎	昭和五年三月二十七日	昭和十年三月三十日
桜井 香織	昭和十年三月三十日	昭和十七年三月三十一日
及川 彌平	昭和十七年三月三十一日	昭和十八年四月一日より （広島師範学校女子部長）

表6-9 広島県三原女子師範学校入学志願者・入学者数の推移(明治42年度～昭和17年度)

科 別 年 度	予 備 科		本科第一部		本科第二部		専 攻 科	
	入 学 者 志 願 者	入 学 者	入 学 者 志 願 者	入 学 者	入 学 者 志 願 者	入 学 者	入 学 者 志 願 者	入 学 者
明 治 42 年	130	33						
明 治 43 年	173	39						
明 治 44 年	169	75						
明 治 45 年	239	80						
大 正 2 年	179	79						
大 正 3 年	156	80						
大 正 4 年					98	39		
大 正 5 年			256	78	75	30		
大 正 6 年			294	80	100	25		
大 正 7 年			246	72	76	25		
大 正 8 年			209	77	58	32		
大 正 9 年			223	79	60	27		
大 正 10 年			327	80	92	35		
大 正 11 年			391	85	113	40		
大 正 12 年			333	85	197	42		
大 正 13 年			374	81	288	39		
大 正 14 年			403	79	300	39		
大 正 15 年			285	40	192	40	26	17
昭 和 2 年			253	40	219	39	14	11
昭 和 3 年			218	40	238	41	9	8
昭 和 4 年			248	40	276	44	9	9
昭 和 5 年			214	40	246	43	2	2
昭 和 6 年			155	30	192	40		
昭 和 7 年			146	40	126	39		
昭 和 8 年			147	45	125	42		
昭 和 9 年			187	44	140	45		
昭 和 10 年			147	42	148	43		
昭 和 11 年			140	40	153	40		
昭 和 12 年			130	40	202	42		
昭 和 13 年			104	40	164	40		
昭 和 14 年			117	40	169	41		
昭 和 15 年			206	40	109	40		
昭 和 16 年			164	40	131	80		
昭 和 17 年			360	40	171	80		

注) 「広島県三原女子師範学校沿革史」による。



三原女子師範学校校歌（『自守』第1号より）

兼任した。なお、第二代校長より専任となったが、歴代校長は表六一八のとおりである。また、三原女子師範学校開校以来の入学志願者・入学者数をみると表六一九のとおりである。

**新築校舎の完成と  
附属学校の設置**

女子師範学校は、校舎など一部の竣工にもなって明治四十三年（一九〇）三月二十九日三原町へ移転した。その校地は桜山の麓の段地に位置し、風光明媚、眺望絶佳な場所であった（現在は広島大

学教育学部附属三原幼稚園・小学校・中学校が置かれている）。同年十一月二十七日開校式が挙行された。新築校舎が全部竣工したのは、約三年後の大正二年（一九一三）九月であった。なお、明治四十四年四月附属小学校、大正二年四月附属幼稚

園を校内に設置した。学校完成当時の敷地ならびに建物の状況を見ると、まず敷地の総坪数は、一万二六〇九坪であり、そのうち約一五〇〇坪は三原町より寄付されたものであった。建物は附属小学校・幼稚園を含めて、合計四三三〇坪で、すべて木造であった。

**生徒の訓**

女子教育者の養成機関としての女子師範学校の目的・訓

**育生活**

育方針は、基本的に男子校とかわるところはなかった。

開校時の訓育綱領は、至誠・勤勞・規律で、「国民の儀表」となる者に最も必要なものとされた。とくに女子が修養を要する徳目は校訓として選定し、自彊・宏量・淑徳について示論された。これは至誠をもって一貫し、規律的に勤勞を貴ぶ習慣を養うと同時に、女子の最も欠点とする狭量を排し、依頼心を去り、宏量にして自ら彊むる性格を収得し、優閑にして婦人の本領とすべき淑徳に帰着せしめようとするものであった（資料六一一〇参照）。

表 6-10 明治45年度の学校行事

月 日	行 事
4月4日	新任式、始業式
28日	第1学期遠足(四国屋島ほか)
5月27日	海軍大尉の記念講演
28日	地久節拝賀式
31日	第2学年動物採集旅行
6月23日	三原婦人会衛生講話
7月1日	学校創立記念式
2日	講堂修身
20日	終業式
9月2日	始業式
25日	夏期休暇作業発表会
10月1日	講堂修身
13日	戊申詔書下賜記念講話
15日	頼杏坪先生の追慕会
19日	第2学期遠足(大三島)
11月3日	裁縫早縫競争
6日	明治天皇に関する記念講話
7日	本日より卒業生学力補習講習会
	13日まで第4学年参観旅行
	三原東町氏神祭につき休業
	糸崎八幡参拝、自守会臨時庭球会
30日	通俗理化講話会
12月1日	三原婦人会衛生講話
24日	終業式
大正2年	
1月8日	始業式
11日	教育講話(吉野如水)
30日	義士に関する談話会
2月11日	紀元節、学芸大会
21日	白瀬南極探険隊長探険談
3月10日	奉天戦役に関する講話
15日	久留島氏講話
25日	成績品展覧会
26日	第3回卒業証書授与式

注) 『自守』第3・4号による。

寄宿舎は三棟あり、部屋は自修室と寢室とをかね、各学年の舎生が配置された。諸規程は男子とほぼ同じで、舎監の下で寮長・室長・衛生係・炊事係・物品保管係・調達部係・整理係・娯楽部係・週番がそれぞれの役に任じた。日課時間は起床(五時三十分)・朝食(六時三十分)・昼食(十二時)・夕食(五時)・運動(五時三十分)・六時)・自修(七時)・九時)・消燈(九時三十分)となっていた。生徒の風紀取締りはとくに厳しく、職員・生徒の風紀係を置き、町内を巡視したり、服装や携帯品を検査した。

生徒の平常服は木綿の筒袖、袴も木綿で色は濃海老茶か御納戸色とされ、頭髪は束髪に結び、櫛以外の装飾を許さなかった(『生徒服規程』)。明治四十五年度に実施された学校行事は表六一〇のようなものであった。先哲追慕会は精神修養のため、講堂修身は生徒訓育を目的として行われた。



## 第三節 広島県福山師範学校の設置と廃止

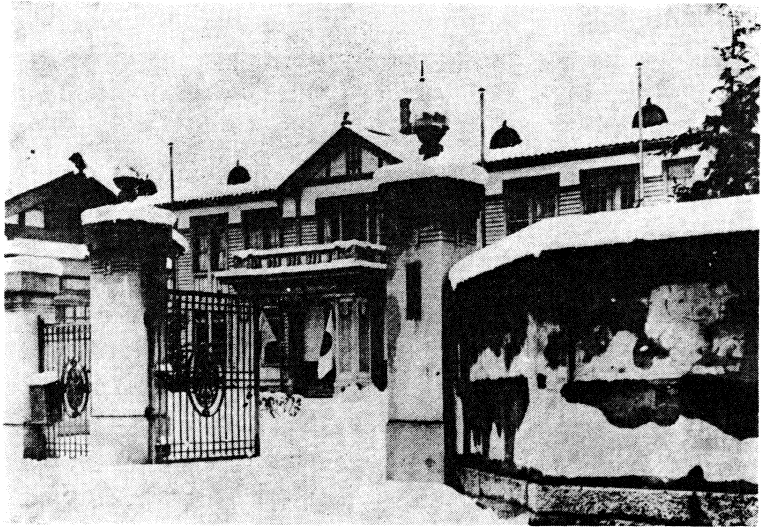
## 第二師範学校設置問題

第一次世界大戦後の不況によって多数の国民は生活難にあえぎ、小学校教員のなかにも生活の困窮から実業界に転出する者が続出し、師範学校生徒の志気にも大きな影響を与えた。しかし義務教育児童は年々増加し、これに対応する教員数は是非とも確保しなければならなかった。広島県では、すでに述べたように乙種講習科の開設によって、尋常小学校本科正教員の養成を実施していたが、さらに第二師範学校の設置が論議されるようになった。大正九年(二五〇)の広島県会には師範学校一校・中学校二校の増設計画が提案された。その時の説明によると、当時広島県と同規模の地方では北海道以外にすべて第二師範学校が設置されており、また広島県では小学校の正教員数は全国平均よりはるかに低い七二・二%で、一校増設しても一〇年でようやく全国平均に達するほどであると述べている。県会議員の中には米価暴落、物価不安定なこの時期に莫大な県債をもって学校を建設するのは「民力涵養デハナウテ民力ノ破壊デアル」と主張して反対する者、青年教育の充実をはかれと主張する者、また現存の広島師範学校を拡張せよとか、第二師範学校設置によって起る学閥の弊害を述べる者など批判的な意見も多かった。しかし、総額六九万円余の予算案を五三万円余に修正したのみで第二師範学校の設置案は可決された(大正九年『通俗広島』「広島県議事日誌」)。

## 設置の経緯と

## 寄付金問題

第二師範学校建築費の県会可決により、大正十年に入ると、広島市・賀茂郡竹原町・福山市が候補地として名乗り出て、それぞれ誘致運動を開始した。当時、県は新設第二師範学校の位置決定について、設置を希望する地元市町村が敷地の寄付以外にどれだけの寄付金を提供するかを問題にした。それは県の財政上、さらに新規中学校の増設費を要したからであった。これによって寄付金額の提示がなされたようであるが、当時の福山市長は県内務部長宛の書簡で敷地以外に二〇万円の寄付を集めることは難事ではないと述べ、その結果、同年



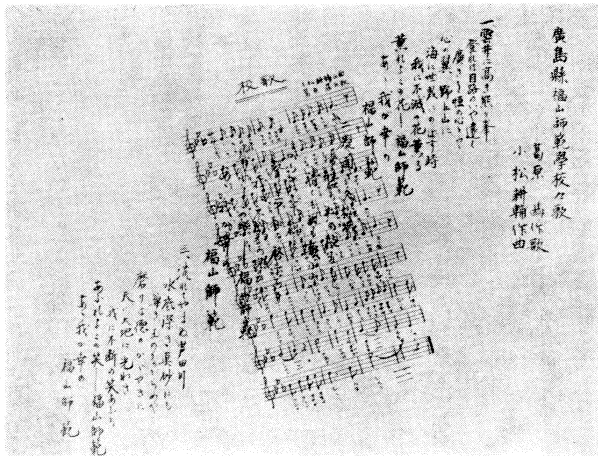
広島県福山師範学校正門(羽原立夫氏提供)

三月末福山市に設置することが内定した。これによって広島県は文部省へ第二師範学校設置認可の申請手続をした。

ところが、七月になって福山市は、寄付金は内務部長が強要したもので、その約束は市長個人の私信によるものであるとして寄付を拒絶した。この寄付金問題はその年の十二月県会において取り上げられ、同月、福山市長は責任をとって辞表を提出したが、市会では七万円の寄付決定と同時に市長の辞表撤回を求めた。翌十一年一月に辞表は却下されたが、問題は用地買収費や寄付金の支出方法であった。寄付金ならびに用地買収・整地費等の合計は二一万円に達し、その調達は県からの借入金を七万円とし、残りは市費支出と市民からの寄付金によった。

**広島県福山師範学校の開校** 大正十一年(一九三二)二月十日、広島県告示第六八号をもって広島県福山師範学校を福山市に設置し、四月より開校と決定した。これによって広島市の広島県師範学校は、広島県広島師範学校と改称した。

福山師範学校は、四月一日福山市霞町尋常小学校内に仮校舎を設けて開校し、四月十五日には本科第一部生徒の入学を許可し、授業を開始した。翌十二年四月には新築校舎の一部が落成し、福山市三吉町に移転し、五月二十一日には開校記念式を挙行了。九月には寄宿舎も落成した。また、



福山師範学校校歌(羽原 夫氏提供)

大正十四年福山東尋常高等小学校を、翌十五年深安郡深津尋常高等小学校を代用附属小学校とした。  
福山師範学校は本科第一部のみを置き、募集定員は一六〇名であったが、大正十二年一二〇名、同十四年八〇名、昭和四年四〇名となった。また大正十五年には専攻科も設置された。当初、生徒募集は広島師範学校と合同で行っていたが、大正十三年よりそれぞれ単独募集を行うようになった。本科第一部の入学者数についてみると、大正十一年一六〇名、同十二年一二五名、同十三年一二八名、同十四年八四名、同十五年七九名、昭和二年八〇名、同三年八〇名、同四年四〇名、同五年四〇名であった。

なお、学校長には県師範学校教諭片山昇が任命され、その後、昭和三年四月二十日戸津吉之助、同六年九月二十八日田沢次郎が任命された。

#### 福山師範学校 と生徒の生活

開校後、まもなくして校友会が組織された。会長には校長がなり、部長には職員、理事・委員には生徒がなった。昭和六年当時、会には庶務・会計・図書・講演・雑誌・地方・音楽・剣道・柔道・庭球・野球・蹴球・競技・技芸・水泳・園芸の一六部があった。雑誌部では『校友会誌』を編集し、第六号まで発刊した。また、各部の活動もさかんで、講演部は各種弁論大会へ参加し、音楽部も演奏旅行や音楽会を開いた。剣道部を初めその他の運動部も県下ならびに岡山県下の中等学校とさかんに対抗試合などを行い、各種大会にも参加した。

寄宿舎は東西二棟あったが、福山師範学校では全寮制ではなく、

通学生徒も認められていた。生徒の規律等については、広島師範学校に定められた規則が適用されていたのでとくに述べることはない。なお、福山師範学校では不断的努力、清新衝天の意気をもって突進しようということを教育目標とした。

#### 福山師範学校廃止問題

ところで、まだ建設事業が継続中の大正十三年(二五三)に早くも福山師範学校の廃止が県会において議論された。知事は、「元来福山師範学校ノ如キハ之ヲ本県ノ学校分布ノ状況ヨリ考へ、又同地方工業就中機業ノ中心地点タル等ノ現状ヨリシテ、寧ロ工業学校デアツタ方ガヨカッタ」(大正十三年『通常』(鳥県会議事日誌))と述べ、その後毎年のように師範学校廃止が論議された。

昭和五年(二五〇)十一月県会では、ついに福山師範学校を廃止してかわりに工業学校を新設する予算案が提出された。福山市会は福山師範学校廃止反対期成同盟会を結成し、十一月十日には福山公園葦陽館で反対同盟大会建議会を開き、福山師範学校廃止反対同盟会を組織した。市民有志はこれとは別に廃止反対総同盟を組織し、全市関係団体あがての猛運動を展開した。十二月八日、三〇〇人の市民が広島へ行き、県会へ示威運動をし、知事・県議会議長・同副議長に陳情書を提出し同窓会もたち上ったが(資料六一―二参照)、九日には存続の見込みがなくなったとして、市長・助役・市会議員等は総辞職を決議した。この頃から備後地方出身の貴衆両院議員も運動に加わり、結局県会では予算案は審議未了となった(「山陽新報」は、か各新聞による。)

#### 広島県福山師範学校の廃校

昭和六年に入ると福山師範学校の廃止は確定のこととして反対運動もやみ、同年末の県会において福山市に工業学校を新設するとして、昭和六年度限りで廃止を決定した。福山師範学校は創立わずか一〇年で廃校となり、広島県における男子小学校教員の養成は一校に統合された。昭和七年四月、旧福山師範学校生徒は、広島県師範学校(広島県広島師範学校を改称)に移った。編入者数は本科第一部三年四〇名、四年四五名、五年七一名であった。

#### 第四節 広島県師範学校・三原女子師範学校の拡充

第一次大戦後 大正七年（一九一八）七月、臨時教育会議は師範教育の改善に関する答申を出し、その冒頭で、「教育者タノ学園生活 ルノ人格ヲ陶冶シ其ノ信念ヲ鞏固ニシ殊ニ忠君愛國ノ志操ノ涵養ニ一層力ヲ致スコト」と述べた。

大戦後の社会・経済・思想上の変化、とくに大正デモクラシーによる新しい思想状況、第二部の設置などによって師範生徒の生活にも変化があらわれた。一九二〇年代における社会主義思想に関する研究は師範学校にまでおよび、「思想善導」ということがやかましくいわれ、新たな訓育の方法が模索された。大正九年の師範学校長会議でも、(1) 師範学校生徒の思想善導に関する尤も適切な方案如何、(2) 師範学校生徒寄宿舎に関し改善すべき事項如何、などが文部省から諮問されている。

当時渡辺校長は、「従来の因習が余りに形式的訓練に偏した所謂軍隊式制度を改めて自主的訓練を重んずる方法を採り、生徒の自由意志を尊重し厳に過ぎ緩に流れずと云った風に養成する方法に出て、居る、近來師範教育の改造云々との声を耳にするけれども畢竟は根本の改善に存しはすまいか、思想上の善導に就ても之が誘因を除去する方法に出でなくてはならぬと思ふ」（『芸備毎日新聞』大正九年九月二十六日）と述べている。この頃採用された新制度は構外寄宿舎の設置と通学制度の開始で、これは大正八年の学園の大騒動と深く関連していたようである。

大正八年九月、遊里の巷に出入りしたとして十数名が放校処分となり、十月、一年生の懲戒をめぐる三、四年生の争いで三年生七一名が同盟帰郷し、十一月、附属小学校に火災が起り、怪火事件として警察が学校・寄宿舎を捜査するという事件が相ついで発生した。この過程で校規の弛緩、職員間の軋轢、寄宿舎生活の紊乱が明らかになり連日のように新聞に報道された。渡辺校長は校風刷新をはかり寄宿舎改革にのり出した。当時生徒側が舎監に提出した心得

には、「点呼の神聖、清潔整頓、敬礼の恪守、校外飲食」を嚴重に取締るやうにとあったというから、弛緩の状況もおよそうかがい知ることが出来る（「中国新聞」大正九年四月二十八日）。

さて、構外寄宿舎は大正九年十一月比治山に建設されたのが最初で、翌十年四月大河、六月宇品にそれぞれ建設された。ここでは四〇名前後の生徒が、一人の舎監のもとに家族的生活をした。通学制度も大正九年四月の開始である。最初は広島市内か学校付近一里以内に自宅のある者を対象としたが、同年十一月には通学時間一時間以内の自宅通学者、さらに翌年には学校長が教育上支障がないと認めた親族からの通学も許可した（天正十五年『広島県師範学校諸規則』）。大正十三年では生徒五六〇名のうち、構内寄宿舎に三二〇名、構外寄宿舎に二部生と四年生の一部一二〇名、通学生が一二〇名という状況であった。大正十一年には第一学年のみを同一の棟に收容するという改革も行われている。

#### 第一次大戦後の 女子師範学校

いっぽう三原女子師範学校では、戦後になって従来の訓育綱領と校訓を統一した訓育綱領が定められた。徳目は自彊・操守・貞節・強健で、とくに戦後の社会を「東西思潮混乱動搖ノ時」として、「醇厚中正」であることを期待した。また、生徒心得も制定され学校生活の基準とされた（資料六一一参照）。

寄宿舎は中寮と南寮に各一六室あり、各室三三畳で、大正十二年（三三）広島県立三原高等女学校併立後は、師範・高女の別なく各学年を混合して九〜一〇名を收容した。舎生の訓育方針は、「自治的公民生活」を過させ、また、年中行事に雛祭・端午の節句・観月会・観菊会・かるた会・節分豆まき等を行って家庭的情操の養成につとめた。勤労精神の涵養では、舎内外の清潔・整頓・舎・庭園の掃除・手入、農園・花壇の作業、炊事の手伝、洗濯、裁縫等を行った。毎日朝会るとき、皇大神宮および神社の神霊を遙拝し、各祖先の霊と父兄に対して黙祈し、就寝前にも静座・黙禱して報恩感謝の念を起させ、毎月一日・一五日の早朝には付近の神社に参拝して敬神・崇祖の念を養わせた（『創立廿五年年記』）。

大正九年、県下の婦人運動で注目される事件が起った。十月下旬から十一月中旬にかけて、平塚雷鳥による新婦人

協会拡張のための集会在学校で開かれた。ところが県学務部は、「女教師の加入不可」として圧迫したため、幹事長をしていた師範教員の篠木のぶは辞職し、支部も解散した。学校側も協会は政治運動をしているとして生徒への影響をおそれ、従来購読を許可していた雑誌「女性同盟」を購読禁止とした。当時の新聞も、「師範の女生(マユ)に対しては明敏なる新思想の持主たらしむるよりも円満なる婦徳の指導者たらしむる事が一層必要である」と述べているが、中央ではこの弾圧を「篠木のぶ事件」といった(『広島県社会運動史』一七〇頁、  
『広島県近代史資料編』一七〇頁)。

女子部時代に創立され、三原移転後発展をとげた自守会は、大正十二年の高等女学校の併立により合併して学友会となった。目的は「徳操ヲ修メ智能ヲ磨キ身体ヲ練リ以テ善良ナル校風ヲ発揚シ兼テ會員相互ノ親睦ヲ厚ウスル」とされ、庶務・図書・学芸・雑誌・園芸・運動の六部が置かれた。明治四十三年以来会誌『自守』を、のち『自彊』を発行した。

**本科第一部五年制の  
実施と専攻科の設置** 大正十四年(一九二五)四月、「師範学校規程」の改正によって、師範学校の学科編成は本科および専攻科となり、予備科は廃止された。広島県師範学校ならびに広島県三原女子師範学校では、

すでに予備科生徒の募集は大正四年度より停止しており、そのため二年制高等小学校卒業者には師範学校入学に一年の空白期間が生じていた。この規程の改正では、本科第一部の修業年限を一年延長して五年とし、高等小学校二年卒業者を入学させることとした。これによって広島県男子師範学校(広島・福山両師範学校をさす)ならびに広島県三原女子師範学校では、大正十四年度より本科第一部の五年制が実施された。

また、これら三師範学校に専攻科が設置されたのは大正十五年度であった。専攻科の設置意図は、大正十四年の「師範学校規程中改正ノ要旨及施行上ノ注意事項」(文部省訓令第四号)にもあるように、「教育者タルノ修養ヲ高ムルト同時ニ地方ニ於ケル實際ノ事情ヲ理解スルニ適當ナル学科科目ヲ専攻セシムルヲ以テ従来ニ比シテ一層適良ナル教員ヲ養成シ得ヘシ」という点にあり、入学資格は本科卒業者もしくはこれと同等以上の学力を有する者とし、修業年限は一年と

表6-11 広島県師範学校入学志願者・入学者数の推移(大正15年度～昭和17年度)

年 度	科 別	本科第一部		本科第二部				専 攻 科	
		入 志 願 者	入 学 者	入 志 願 者	入 学 者	入 志 願 者	入 学 者	入 志 願 者	入 学 者
大 正 15 年		654	84	341	76	55	30		
昭 和 2 年		624	82	499	73	77	47		
昭 和 3 年		543	84	504	80	81	48		
昭 和 4 年		501	40	601	74	90	49		
昭 和 5 年		349	39	573	77	65	42		
昭 和 6 年		338	30	364	40	61	40		
昭 和 7 年		260	40	336	40	48	19		
昭 和 8 年		315	42	353	39	50	20		
昭 和 9 年		319	41	331	41	43	20		
昭 和 10 年		273	39	292	74	28	16		
昭 和 11 年		290	40	190	77	46	20		
昭 和 12 年		265	41	252	72	39	17		
昭 和 13 年		206	42	185	78	48	20		
				普通科	大陸科	普通科	大陸科		
昭 和 14 年		170	41	262	57	74	23	41	20
昭 和 15 年		416	77	152	64	67	37	30	17
昭 和 16 年		397	79	133	45	65	22	35	20
昭 和 17 年		370	79	147	51	73	30	32	20

注) 『広島県師範学校一覧』による。

した。専攻科の設置は、教職の専門性をたかめると同時に、師範学校における教育研究の水準向上をはかるという重要な意味があり、前述した本科第二部の設置と同様に、師範学校が専門学校程度に昇格していく基盤となったといえよう。

本科第一部五年制の実施ならびに専攻科の設置によって、生徒定員も改められた。大正十五年当時の生徒定員をみると、広島県広島師範学校は本科第一部およそ四五〇名(一学級・本科第二部およそ八〇名二学級)、専攻科およそ四〇名(二学級)、広島県福山師範



学校は本科第一部およそ四〇〇名(二〇学級)、専攻科四〇名(二学級)であった。広島県三原女子師範学校は本科第一部およそ二八〇名(七学級)、本科第二部およそ四〇名、専攻科およそ四〇名(一学級)であったが、女子の専攻科は昭和六年度より生徒募集を停止した。なお、広島男子師範学校における入学志願者・入学者数の推移を示すと、表六一の一のとおりである。

#### 本科第二部二年制の実施と増設科目の設置

昭和六年(一九三二)「師範学校規程」の改正(文部省令第一号)によって、本科第二部の修業年限が二年に延長された。本科第二部は当初第一部の補充的性格をもつものであったが、第二部への入学志願者が激増したため、これを拡充することとなった。

また、「師範学校教授要目」の改訂(文部省訓令第七号)により、教授内容にも大幅な変更が加えられた。教授要目は、修身・公民科・哲学・教育・国語漢文・歴史・地理・英語・数学・理科・家事・裁縫・実業(農業・工業・商業)・図画・手工・音楽で、従来の法制および経済が公民科、博物・物理および化学が理科に改称された。そのほか、習字は国語漢文に含め、農業や商業は実業に統一した。また、国体観念の明徴や国民精神の涵養を期して、修身・国語漢文・歴史・地理などの内容も改められた。さらに学科課程の構成を基本科目と増設科目に分けて、生徒の特性に応じて基本科目以外に増設科目の中から選択履修させることとした。これにもとづいて、同年五月広島県男子師範学校および広島県三原女子師範学校の学則が改正され、学科課程も改められた(資料六一―一三参照)。

#### 本科第二部大陸科の設置

昭和十四年(一九三九)四月、広島県師範学校に本科第二部大陸科が設置された。これは満洲・中国方面へと移住しており、移住者にとってその子弟の教育は深刻な問題であった。そのため文部省では全国の師範学校の中から地域別に二〇校を選んで、昭和十四年度より本科第二部に特別学級として大陸科を設置することとし、その一つが広島県師範学校に設置されたのである。生徒定員は二学級およそ八〇名とし、入学資格は第二部の資格と同様で

あるが、広島県以外に鳥根・鳥取・岡山・山口の各県内居住者から生徒を募集した。大陸科はその設置の趣旨から支那語の修得はもちろん国語漢文が重視された。さらに神道に関する講義や祭礼式などを履修し、また開拓者としての役割上、身体と精神の鍛練が重視された。こうした訓練は校内だけではなく、時には広島県七塚原修練道場や厳島神社(宮島)などに合宿して行われた(資料六一一五参照)。なお、大陸科は昭和十七年度の生徒募集をもって打ち切り、昭和十九年九月の卒業生が最後であった。

#### 広島県立臨時教員養成所の併置

昭和十四年四月には広島県師範学校に広島県立臨時教員養成所が併置された。昭和六年の満洲事変以来、上海事変・日中戦争といつ果てるとも知れない戦いがつづいた。このような事態において

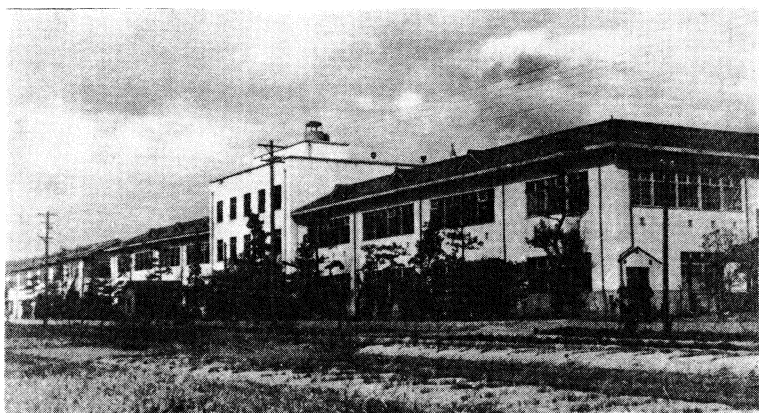
県内の小学校教員も不足を生じ、尋常小学校本科正教員の養成を目的とする臨時教員養成所を設置することになった。生徒定員はおよそ四〇名とし、修業期間は六か月(年二回生徒募集)で、入所資格は中学校卒業またはこれと同等の学力を有する者とした。履修科目は、修身・教育(教育学・心理学・管理学・教授法)・国語・国史・地理・数学・理科・図画・手工・音楽・体操で、修業期間中二週間の教育実習も課した(昭和十四年「広島県立臨時教員養成所規程」)。翌十五年には広島県立臨時小学校教員養成所と改称されたが、さらに昭和十六年四月には、これを広島県立臨時国民学校教員養成所と改称し、広島県三原女子師範学校内に移した。臨時国民学校教員養成所は昭和二十一年の最後の修了生をもって廃止された。開設以来の修了生は、男子一〇七名、女子三九四名を数える(広島大学『東』(雲同窓名簿))。

なお、初等教員の臨時養成とともに、教員の資質向上を目的とした短期・長期の講習会も随時開催された。大正十一年以降毎年開講され、昭和二十年まで実施されている。

#### 広島県特設教員養成所の併置

臨時教員養成所の併置に続いて、昭和十四年七月には広島県特設教員養成所が広島県三原女子師範学校に併置され、同年九月に開所した。特設教員養成所は戦傷病歿軍人軍属の寡婦に対する職業補

導のため設置されたもので、軍事保護院の事業であった。軍事保護院は、文部省および関係学校当局の協力を得て全



東雲町校舎（水岡繁登氏提供）

国に中等教員養成所（東京女子高等師範学校内）一か所、小学校教員養成所（宮城・東京・岐阜・兵庫・広島・熊本の各府県女子師範学校内）六か所、幼稚園保姆養成所（奈良女子高等師範学校内）一か所を設置した。これによって昭和十四年七月二十一日、「広島県特設教員養成所規程」（広島県告示 第四九六号）が定められた。特設教員養成所は、戦傷病歿軍人軍属の寡婦に対し

必要な教育を施し小学校教員とすることを目的とし、高等女学校卒業あるいはこれと同等以上の学力があると認められる者を入所資格とした。修業年限一年、入所定員はおよそ二〇名であった。教授学科目は、修身・公民・教育・国語・歴史・地理・算術・理科・裁縫・図画手工・音楽・体操で、毎週の教授時数は合計三四時間、そのほか二時間勤労作業が一回課せられた。修了後は尋常小学校本科正教員の免許状が授与された。

なお、広島県特設教員養成所は、昭和十六年四月に広島県特設国民学校訓導養成所と名称が改められた。特設国民学校訓導養成所を修了した者は一四二名を数え、昭和二十一年三月の第七回修了生をもって廃止された。

**東雲町新築** 広島県師範学校の校舎は明治三十五年に落成し、その後校舎へ移転 修理を加えてきたが、老朽化がはなだしくなり、す

で昭和八年の広島県会においてその改築が提案されていた。しかし、以後毎年県会においてこれが問題にされたが、財政的理由によって実現をみなかった。改築費が認められたのは昭和十二年度の子算で、広島市東雲町に新築することとなった。昭和十三年三月に地鎮祭ならびに起工式

表6-12 広島県師範学校卒業者数の推移

年 度	科 別		本 科		簡 易 科	専 攻 科	合 計
	第 一 部	第 二 部	第 一 部	第 二 部			
明 治 32 年	26				1		27
明 治 33 年	男 69 女 24				33		126
明 治 34 年	男 41 女 32				33		106
明 治 35 年	男 76 女 23				42		141
明 治 36 年	男 75 女 31				28		134
明 治 37 年	男 69 女 34				30		133
明 治 38 年	男 76 女 26				38		140
明 治 39 年	男 61 女 29				7		97
明 治 40 年	男 89 女 33				8		130
明 治 41 年	男 64 女 28						92
明 治 42 年	男 59 女 31						90
明 治 43 年	82						82
明 治 44 年	男 65 女 27		39				131
明 治 45 年	男 62 女 27		37				126
大 正 2 年	70		55				125
大 正 3 年	79		66				145
大 正 4 年	72		67				139
大 正 5 年	72		57				129
大 正 6 年	66		54				120
大 正 7 年	65		41				106
大 正 8 年	71		69				140
大 正 9 年	71		58				129
大 正 10 年	76		71				147
大 正 11 年	100		73				173
大 正 12 年	100		77				177
大 正 13 年	113		73				186
大 正 14 年	99 (131)		72				171 (131)
大 正 15 年	104 (103)		74			28 (25)	206 (128)
昭 和 2 年	115 (129)		70			47 (37)	232 (166)
昭 和 3 年	41 (45)		75			47 (42)	163 (87)
昭 和 4 年	74 (41)		74			48 (39)	196 (80)
昭 和 5 年	76 (69)		73			41 (39)	190 (108)
昭 和 6 年	74 (68)		—			38	112 (68)
昭 和 7 年	143		40			19	202
昭 和 8 年	86		34			20	140
昭 和 9 年	67		34			20	121
昭 和 10 年	35		43			16	94
昭 和 11 年	32		69			20	121
昭 和 12 年	37		73			17	127
昭 和 13 年	31		72			20	123
昭 和 14 年	38		70			20	128
昭 和 15 年	37		72 大聴科29			17	155
昭 和 16 年	38		59 大聴科30			18	145

注) 『広島県師範学校一覧』による。( )内は広島県福山師範学校卒業者を示す。

表6-13 広島県三原女子師範学校  
卒業生数の推移

年 度	科 別	本 科	本 科	専攻科
		第一部	第二部	
大 正 2 年		27		
大 正 3 年		34		
大 正 4 年		56	38	
大 正 5 年		62	28	
大 正 6 年		65	22	
大 正 7 年		60	20	
大 正 8 年		63	27	
大 正 9 年		71	24	
大 正 10 年		52	33	
大 正 11 年		71	41	
大 正 12 年		69	41	
大 正 13 年		74	38	
大 正 14 年		77	40	
大 正 15 年		75	39	17
昭 和 2 年		77	39	11
昭 和 3 年		39	39	8
昭 和 4 年		34	44	9
昭 和 5 年		34	43	2
昭 和 6 年		40	37	
昭 和 7 年		30	38	
昭 和 8 年		37	41	
昭 和 9 年		35	45	
昭 和 10 年		22	40	
昭 和 11 年		38	39	
昭 和 12 年		37	39	
昭 和 13 年		43	36	
昭 和 14 年		43	44	
昭 和 15 年		35	42	
昭 和 16 年		37	77	
昭 和 17 年		37	—	

注) 「広島県女子師範学校沿革史」による。

が行われた。当初は鉄筋コンクリート三階建の設計であったが、戦時下による材料制限のため木造二階建(一部鉄筋コンクリート建)に変更された。その過程で附属国民学校の父兄を中心とする移転反対運動も起った。校舎の完成は昭和十六年で、まず同年七月三十日に附属国民学校が新校舎へ移転し、つづいて九月十五日には師範学校校舎もほぼ竣工し、本校も新校舎へ移転を開始した。なお、寄宿舎は未完成であったため、当分皆実町の寄宿舎をそのまま使用した。

**卒業生数の推移**

広島県師範学校(広島県福山師範学校も含む)の卒業生数の推移は、表六一一・一二のとおりである。また、広島県三原女子師範学校の卒業生数の推移は表六一一・一二のとおりである。

## 第三章 官立師範学校への発展期

### 第一節 官立広島師範学校の発足

**師範学校制度の改革案** 師範学校制度の改革については、すでに早くから論議されており、とくに昭和六年(一九三一)の満洲事変以後、教学刷新とともに学校制度全般にわたる改革が強く叫ばれるようになった。師範教育に関する

改革については、まず文部省が昭和九年四月に師範教育制度調査委員会の「師範教育制度改正要項」(答申)を発表し、いっぽう民間においても、昭和十年には「師範教育制度改善案」(全国中学校長協会常務理事会、翌十一年には「師範教育改善案」(師範教育改善促進連盟)、「師範学校制度改善案」(師範学校長協会)などが発表された。しかし、これらの改革案はただちに実施に至らず、昭和十二年十月に設置された教育審議会において引き続き審議された。教育審議会では、翌十三年十二月に「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」(答申)において、師範教育の改革構想を明らかにし、これと関連して師範学校の改革方針として「師範教育ニ関スル要綱」を示した。この答申の中で、とくに従来の師範学校制度を改革しようとした点は、師範学校を中等学校卒業程度の入学資格で修業年限三年とし、国民学校高等科卒業者に対しては適当な教育施設をなすとしたことであった。しかし、これは師範教育制度調査会の答申ですでに提案されていたことを再確認した程度であった。この師範教育改革構想に対して、帝国教育会の「『師範学校改善要綱』に対する意見」(昭和十三年十一月)や師範教育改善促進連盟の「師範学校改善要綱に対する意見書」(昭和十三年十

二月など各界から多くの見解が示されたが、とくに従来どおり師範学校を道府県立とした教育審議会案に対して、これを官立とすべしという要請が多くなされた。さらに、昭和十六年六月には、尚志会（広島文理科大学・広島高等師範学校同窓会）より「師範教育制度改善案」が公表されているが、それは師範教育は師範学校および師範大学において行うとし、師範学校はこれを官立として専門学校程度に昇格させ、予科を附設することなどを提案したものであった。

昭和十七年一月、「師範学校制度改善要綱」が閣議決定され、師範学校は官立とし専門学校程度となり、翌十八年四月一日よりこの制度が実施されることになった。

#### 師範教育令の改正 と学科課程の改革

昭和十八年（二九四三）三月八日、勅令第一〇九号をもって「師範教育令中改正ノ件」が公布され、師範学校制度は大幅に改革された。まず、師範学校の目的規定を、「皇国ノ道ニ則リテ国民学校ノ教員タルベキ者ノ錬成ヲ為ス」と改めたが、制度的改革としては、「師範学校ハ官立トス」とし、本科三年予科二年の専門学校程度とすることを規定した。本科の入学資格は、予科修了者、中学校・高等学校卒業者またはこれと同等以上の学力ある者とし、予科については国民学校高等科修了者またはこれと同等以上の学力ある者とした。また、従来の男女別師範学校を統合して、男子部・女子部を置くとした。さらに現職教員の再教育の場として本科の上に研究科を置き、女子部には修業年限一年の専攻科を置くことができた。そのほか、授業料は徴収せず、学費の一部を支給し卒業後の服務義務を課すという公費養成を明確化するなど、師範学校令以来の伝統は、依然として継承された。

また、これにもとづいて師範教育の内容・方法も改革され、「師範学校規程」、「師範学校教育科教授及修練指導要目」、「師範学校体練科教授要目」などが制定され、教科用図書は国定とした。したがって学科課程も大幅に改革され、教科については従来の二十数科目の統合をはかり、本科においては国民科（修身・公民・哲学・国語・漢文・歴史及地理）、教育科（教育・心理及衛生）、理数科（数学・物象及生物）、実業科（農業・工業・商業又は水産）、家政科（家政・育児保健・被服

表6-14 本科男子部学科課程

教科科目			毎週授業時数			
			第1学年	第2学年	第3学年	
基 本 教 科	国民科	修身	2	2	4	教 育 実 習
		哲学	4	2	2	
		国語	3	2	2	
	教育科	教心	2	2	3	
		衛生	3	2	1	
	理科	数学	2	2	1	
		物理	5	3	3	
実業科	農業	3	3	3		
体錬科	教体	2	2	2		
	武	4	4	4		
芸能科	音書	2	2	2		
	図工	1	1	3		
基本教科ニ充ツベキ時数			36	30	30	凡ソ12週
選 修 教 科	国	民	科		3-6	3-6
	教	育	科		3-6	3-6
	理	数	科		3-6	3-6
	実	業	科		3-6	3-6
	体	錬	科		3-6	3-6
	芸	能	科		3-6	3-6
	外	国	語	科	3-6	3-6
选修教科ニ充ツベキ時数				6	6	
修 練			4	4	4	
毎週授業総時数			40	40	40	凡ソ12週

及農芸、体錬科(教練・体操及武道)、芸能科(音楽・書道・図画及工作)、外国語科(英語・独語・仏語・支那語又は其の外国語)としてゐる。このうち実業科は男子、家政科は女子に課す教科である。子科においては、教育科、実業科を除く教科で構成され、国民科が修身・国語・歴史及地理の四科目であるほかは本科と同じであった。なお、このような教科を基本教科と选修教科に分け、基本教科は外国語科を除く六教科であり、これを必修とした。选修教科においては先に示した各教科のうち一つを選択履修することとした。「師範学校規程」に定められた本科男子部の学科課程を示すと、表六一四のとおりである。



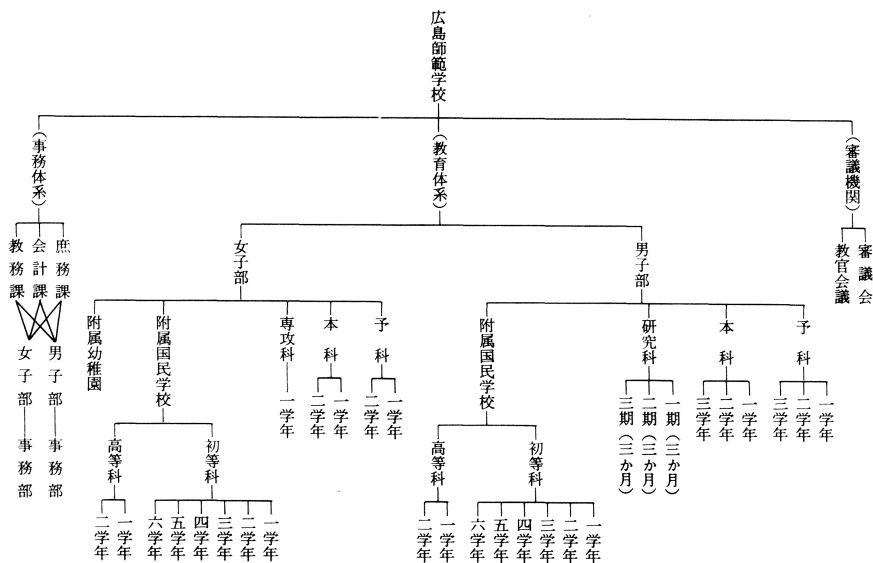


図6-6 広島師範学校機構一覽

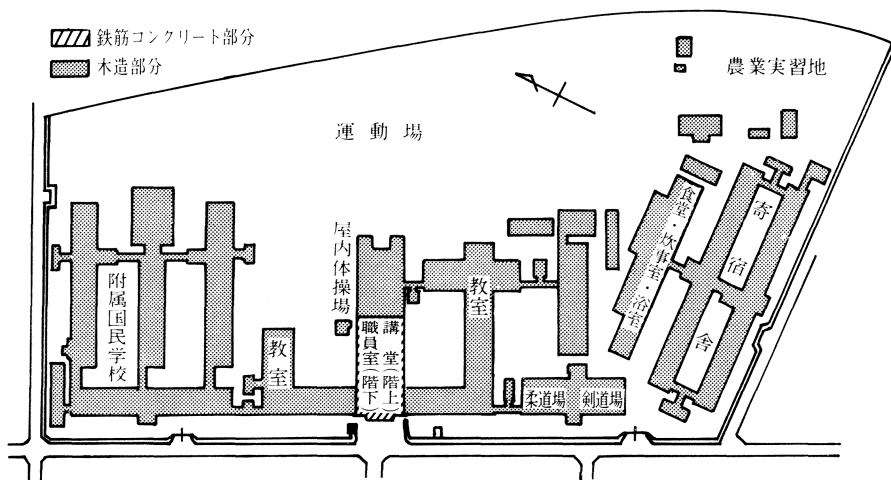


図6-7 広島師範学校男子部・同附属国民学校建物配置図

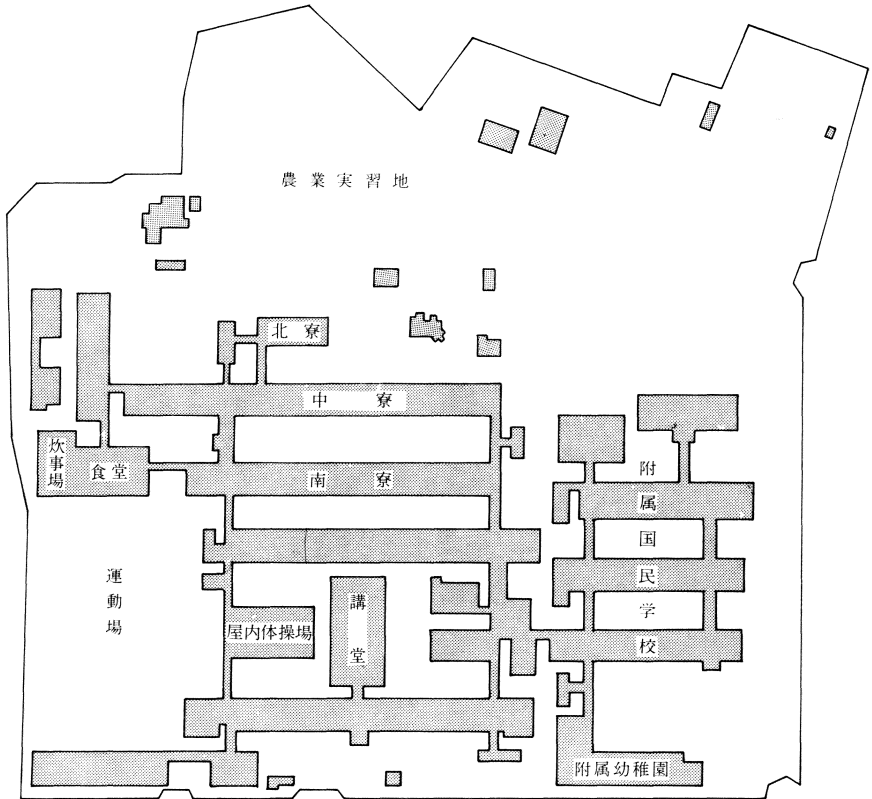


図6-8 広島師範学校女子部・同附属国民学校・幼稚園建物配置図

広島師範学 昭和十八年(二九四三)三月二十四日、「文部省校の設置 月二十四日、文部省

直轄諸学校官制中改正ノ件」(勅令第一六三号)が公布され、文部省直轄学校として師範学校が加えられた。これによって新しく官立広島師範学校が同年四月一日より発足することになり、

「広島師範学校規則」が制定された〔資料六一―一八参照〕。従来の広島県師範学校をその本部ならびに男子部とし、広島県三原女子師範学校をその女子部とした。なお、ここに広島師範学校の機構を図に示すと、図六一六のとおりである。

校舎・敷 師範学校の官立化による地の状況 って、旧県師範学校の

建物ならびに敷地などの学校施設は、国に移管された。図六一七・八は、移管当時の男子部ならびに女子部の

表6-15 広島師範学校教職員定員

年度 (公布月日)	校長	教授	教諭 (兼任)	訓導 (兼任)	事務官	生徒主事	助教	教諭 (兼任)	訓導 (兼任)	養護教諭	保母	書記	主事 生徒補	備考
昭和18年 (3.24)	1	23	7	2	—	1	24	10	31	2	2	11	2	勅令第164号
昭和19年 (2.14)	1	22	7	2	—	1	23	10	31	2	2	10	2	勅令第70号
昭和19年 (3.20)	1	24	7	2	—	1	24	10	31	2	2	10	2	勅令第132号
昭和20年 (3.28)	1	35	6	2	1	1	17	6	31	2	2	9	2	勅令第131号
昭和21年 (3.22)	1	34	6	2	1	—	16	6	31	2	2	10	—	勅令第156号

建物配置図であるが、男子部は広島市東雲町、女子部は三原市館町に置かれた。男子部の寄宿舎は昭和十八年十月に竣工し、これに本科生を収容した。予科生の寄宿舎は従来どおり旧皆実校舎の一部を充てていた。

**教職員の陣容** 教職員の大部分は、旧県師範学校・女子師範学校の教職員が引き続いて新しく任命された。校長には元広島

県師範学校校長山下直平、男子部長に酒井賢、女子部長に元広島県原女子師範学校校長及川彌平が発令された。また、教職員定員は、文部省直轄諸学校職員定員令によって定められ、表六一一五に示すとおりとなった。

**学科編成と入学者数** 本科・予科の学科編成によって、県師範学校当時の在籍生徒はそれぞれに編入された。本科三年に一部

五年・二年修了者、本科二年に一部四年・二年一年修了者、本科一年に一部三年修了者、予科三年に一部二年修了者、予科二年に一部一年修了者を編入し、これに本科一年と予科一年に新入生徒を募集した。ところで新制度では予科二年と定められていたが、ここにもみる予科三年は旧制師範学校生徒に対する暫定的措置として設けられたものであった。また、発足時の生徒定員は男子部八四〇名、女子部三五〇名であった。なお広島師範学校の入学志願者ならびに

表6-16 広島師範学校入学志願者・入学者数

科 別 年 度	本 科				予 科			
	入学志願者		入 学 者		入学志願者		入 学 者	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
昭 和 18 年	371	237	197	90	254	218	77	40
昭 和 19 年	875	173	214	77	366	213	133	39
昭 和 20 年	487	335	210	133	131	196	77	40
昭 和 21 年	399	184	190	121	182	108	71	40
昭 和 22 年	247	109	155	81	101	74	73	40
昭 和 23 年	239	11	185	8	—	—	—	—

注) 『文部省年報』による。

入学者数は表六一一六に示すとおりである。  
**修業年限と卒業者数** 本科の修業年限は三年と定められていたが、男子部に  
 おいては修業年限の臨時短縮六か月の示達によって、  
 実際には半年繰上げとなり、男子部の第一回卒業式は昭和十八年九月  
 に挙行された。また女子部の場合も、小学校教員の不足した戦時下  
 において修業年限は暫定的に二年となり、女子部本科二年生は第一回  
 卒業として昭和十九年三月に卒業していった。卒業者数は表六一一七  
 に示すとおりであるが、昭和二十一年より男子部・女子部とも修業年  
 限が三年となり、したがって昭和二十一年度には女子部卒業者はな  
 く、また、男子部の卒業も三月となった。

表6-17 広島師範学校本科卒業者数

卒業年度	男子部	女子部
昭和18年	89(15)	118
昭和19年	98(31)	88
昭和20年	184	134
昭和21年	193	—
昭和22年	215	127
昭和23年	175	114
昭和24年	95	86
昭和25年	29	46

注) 「広島師範学校卒業証書交付台帳」による。( )内は大陸科卒業者数

### 研究科・専攻科の設置

研究科は旧制師範学校卒業者に対する再教育を目的として設置されたもので、国民学校教員を現職のまま入学させることができることになっていた。「師範学校規程」によると、研究科の修業期間は六か月以内とし、国民科・教育科・理数科・実業科(男子)・家政科(女子)・体練科・芸能科のうち一教科を専修し、また必要により一教科内の特定の科目または他教科の特定の科目を併せて履修することができるとした。広島師範学校では、発足と同時に男子部に研究科が設置された。修業期間は三か月とし、一回の募集人員は八〇名で年三回募集した。修了者は昭和十八年度二一八名、十九年度二四一名、二〇年度二三二名、二十一年度三二二名であった。また、昭和二十三年度にかぎり男子部・女子部に特設研究科が設置され、男子四三名、女子四五名が修了した。

また、女子部には専攻科が設置されたが、これは女子部の修業年限を暫定的に二年としたことへの対応措置であった。修業年限は一年で、入学資格は師範学校女子部卒業とした。学科課程は本科に準じて授業時数が定められた。募集人員は二〇名であったが、昭和十八年度二〇名、十九年度一〇名、二十年度一二名の卒業者があった。

## 第二節 戦時下の学校

### 戦時下における生徒の訓育

ここでは官立になる以前から述べていくこととする。昭和十二年(一九三三)、日中戦争の本格化にともなう国民精神総動員運動の展開、翌十三年の国家総動員法による挙国一致体制のなかで、師範教育もいち早くそれに対応して諸制度を改めていった。広島県師範学校においても時局に即応した教育方針を定めた。その根本方針は、「忠良有為ニシテ且ツ興亜ノ大業ヲ完成スベキ大国民ヲ養成スルニ足ル国士的青年教育者ヲ錬成スル」ことにあり、「崇高ナル国体ノ本義ニ明徹シ万邦無比ノ皇国ニ生ヲ享ケタル光栄ニ感奮シツツ至誠一貫日常生活ヲ通シテ皇運扶翼ノ行者タルノ覚悟ト信念トヲ養成セシム」、以下五項目の綱領を掲げた。この方針は訓育・教授・体育

の各方面の施設・行事をもって実現が期されたのである。訓育方針もこれに準じて定められたが〔資料六一・一六・一七参照〕、そのための施設は次のような内容であった。

- 一、日本精神の昂揚——朝会、四大節に於ける儀式、勅語詔書の御下賜記念式、神社参拝、奉仕作業
- 二、時局特設訓練——警防訓練、強行軍、耐寒耐熱訓練、グライダー訓練
- 三、銃後国民訓練——銃後援護、軍役奉仕、軍隊送迎、慰霊祭参列、祈願祭、護国神社参拝、陸軍病院慰問、国防献金、慰問文慰問品等の発送

四、非常時経済政策への協力——貯金奨励、資源愛護

五、質実剛健堅忍持久の精神涵養——武道強調、相撲及び弓道奨励、強行軍、十哩競争、徒歩駈足奨励、水上訓練

六、集団訓練——朝会、作業基礎訓練、野外訓練、移動勤労奉仕、閱兵及分列式、海軍兵学校見学

七、教育者精神の涵養——教育者讃仰会、輪講会

八、情操陶冶——追弔会、参禅修業、高僧名士の講演、映画鑑賞、音楽会、展覧会、学校園の経営

九、自律的訓練——校舍及校庭の掃除、週番、級長による級務、校友会活動

十、個別的指導——訓育会、学級担任の指導、家庭訪問、保護者会、父兄召喚、校外監督

このほか、訓育事項として「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語奉体要綱」を定め、「聖旨奉戴」の実を揚げるため種々の実践をした。また、昭和十三年六月、文部省が通牒した集団的勤労作業運動を推進するための組織として赤心報国隊を結成した。これは全校職員生徒をもって組織し、学校長が隊長となり、各科学年ごとに一一小隊に編成した。このほかに特別小隊が高学年生徒中より選抜され、勞力不足に悩む出征家族のために移動勤労奉仕作業を行った。

赤心報国隊の作業としては、被服支廠・兵器支廠・糧秣支廠等における軍役奉仕作業、御便殿や陸軍墓地の清掃作業、校有林での植林作業、且ヶ原修鍊農場作業などがあり、厳しい作業日程によって実施された。

学校の教授のなかでも全科目にわたって「国体観念ノ明徴」が企図されたが、時局認識についても様々な試みがなされた。勅語や政府声明にもとづいて訓話をしたり、時局講演、時事解説、映画、新聞・週報の購読、地方団体の諸行事への参加などが行われた。

寮の食堂には「尽忠報国堅忍持久」と記した大国旗が掲げられ、毎朝食前には神前で「謹ミテ宝祚ノ弥栄ト皇軍ノ武運長久ヲ祈リ併セテ吾等ノ使命ニ邁進センコトヲ誓ヒ奉リマス」という誓詞が述べられ、また、毎月二回克己日が設けられて粗食によって軍人の労苦を偲び、その節約の一部を献金したりした。

体育方面では、毎週火曜日に全員四籽歩行練習、木曜日に四籽駈歩練習、三年以上への課外武道が課せられ、毎月一回以上全員参加の運動行事が挙行されて体位の向上がはかられた（昭和十四年、広島師範学校「学校経費概要」）。

昭和十三年度における学校行事のうち、戦時下の特色を示すものをあげると次のようになる（昭和十四年『校友』第十二号）。

四月

十九日 呉市日支事変博覧会見学。

二十五日 運動場において靖国神社臨時大祭遙拝式。

二十八日 二年永時盛登君応召につき壮行式。

五月

十三日 新谷道太郎翁講演「志士ノ遺言トソノ精神」。

十一日〜二十四日 五年・二年満鮮旅行。

十九日 双葉山・なまこ山継走（十七日より一週間にわたる健康週間の一行事）。

二十一日 徐州陥落を祝して招魂社参拝。

二十七日 海軍記念日、海軍中佐久保田智氏の記念講演。

二十八日 強行軍。

六月

五日 第一回勤勞奉仕、被服支廠に行く（四年・専攻科・五年・二年）。

十二日 第二回勤勞奉仕、糧秣支廠に行く（二年・一年）。

十八日 校内角力大会。

十九日 第三回勤勞奉仕、皆実町灌漑溝清掃（二年一年）。

二十日 武道週間始まる。

二十五日 武道大会、武道週間終る。

二十六日 第四回勤勞奉仕、糧秣支廠に行く。

二十八日 三年・二年一年植林実習に行く（三日間）。

七月

一日 松本先生出征につき壮行式。

二日 全校運動日。

三日 日支事変一周年記念軍装競争に本校一着となる。

- 七日 事変一周年記念日につき招魂社参拝、帰って閱兵分列、防空演習。  
 二十日 前田先生出征につき壮行式。  
 二十一日 移動勤勞奉仕始まる（五日間）。  
 八月  
 二十七日～三十一日 四年・二部一年は且ヶ原修練農場に行く、他は勤勞奉仕作業および校内作業。  
 九月  
 十日 五年・二部一年の一部は且ヶ原修練農場に行く（二日間）。他は御便殿・陸軍墓地清掃。  
 十五日 大轟進転記念日、式後上級生は兵器廠にて第五回勤勞奉仕、下級生は呉沙々字山へ強行軍登山。  
 二十日 安井拓務局長講演「農業移民ニツイテ」。  
 二十三日 追弔会  
 二十六日 五年・二部二年一組移動勤勞奉仕に出る（三日間）、防空演習。  
 十月  
 六日 五年・二部二年呉鎮守府柴田大佐の講話を聞く（二日間）。  
 八日 三年・四年・二部一組寺西村療養所へ勤勞奉仕に行く（三日間）。専攻科三年の一部移動勤勞奉仕に出る（三日間）。  
 十一日 統後援強調週間の最終日、比治山神社にて祈願祭を行う。  
 十八日 大運動会  
 十九日 靖国神社遙拜式  
 二十一日 広島招魂祭、一同参拝。  
 二十八日 武漢陥落祝賀記念式、招魂社参拝、夜提灯行列を行う。  
 十一月  
 二日 体力テスト実施。  
 三日 明治節、式後全国一斉に行われる体操祭に参加。  
 五日 県総合体育大会に参加。  
 七日 全校職員生徒一同広島市近郷の村々へ出征遺家族の稲刈に行く。  
 十一日 国民精神作興週間開始さる。  
 十二日 二部二年且ヶ原修練農場に行く（二日間）。市内中等学校武道大会（二日間）。  
 十六日 己斐宮島間十哩マラソン。  
 二十一日 五年・二部二年西部中等学校聯合演習に参加（二日間）。午後宇都宮黙霖先生に関する講演聴講。  
 二十五日 軍事教練査閲。  
 十二月  
 二日 五年・二部二年軍事講習始まる（三週間）。  
 二十二日 草津にて兎狩を行う。  
 昭和十四年一月  
 十日 寒稽古開始。  
 二十三日 寒稽古納会武道大会。  
 二月  
 九日 報徳精神の講演を聴く。  
 十日 峯松産業奨励館長の講演を聴く。  
 十一日 紀元節賀式、式後市内行進。



十二日 四年・二部一年海軍兵学校參觀（二日間）。  
二十六日 四年仏通寺參禪（二日間）。

十六日 教育者讚仰講演会。

三月

十七日 畑賀村にて兎狩を行う。

二日 下枝前教官出征につき壮行会。

二十日 最上級生浜田県衛生技師の講話を聞く。

三日 全校運動日。

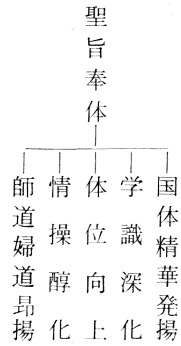
二十五日 二部二年仏通寺參禪（二日間）。

昭和十四年（二五五）、興亜学生勤勞報國隊滿洲建設奉仕隊が組織された。隊は特技隊と師範隊からなっており、広島師範学校からは一部五年二名、二部二年三名の計五名が参加した。参加者は内原の滿蒙開拓青少年義勇軍訓練所で五〜六日の訓練を受けたのち七月十八日神戸を出発、約一か月国境建設や軍の後方勤務に従事した。翌十五年も教諭一名と生徒八名が参加した。昭和十六年は一〇名が選ばれたが準備訓練中渡満中止となった。昭和十五年派遣隊員の一人は、その体験報告で「現地の状況をこの目で見た以上は過去の生活を一変し時局下に於ける学生の道を歩み奉仕隊の一員としての名を汚さない様今後に残された使命達成に勉める覚悟である」と述べている。〔興亜学生勤勞報國隊滿洲建設動現奉仕隊報告〕

昭和十六年十二月の太平洋戦争開戦後も師範学校における教育方針・実践に基本的な変化はみられなかった。ただ、訓育方面では学校教練が重視され、学校教育の全分野にわたって教練の日常化がはかられ、毎週木曜日に教官講話が実施された。教務組織中に鍊成課が置かれ、儀式行事訓練・勤勞作業・体育衛生・防護の各係を統括したことも注目される。〔昭和十七年度、広島県師範学校「本校教育要覽」〕

官立となつてからの教育方針は、(1)世界の永久平和に寄与する如き皇国大国民の育成に向つて、一意邁進する至誠尽忠の精神気魄の横溢せる国士的人物の鍊成、(2)氣宇宏大、氣象潤達、氣風剛健なる挺身奉公の師表精神に徹せる翼賛的信念の涵養、(3)殉皇一途、邁進一路、徳操識見高邁、法悦的愉悦を師道行裡に生み出し得る殉国的実践型態の確立、(4)師道昂揚の基礎としての健全鞏固なる体力の培養、と簡約され、具体的な指導鍊成目標は「不動心」という校訓に示された。

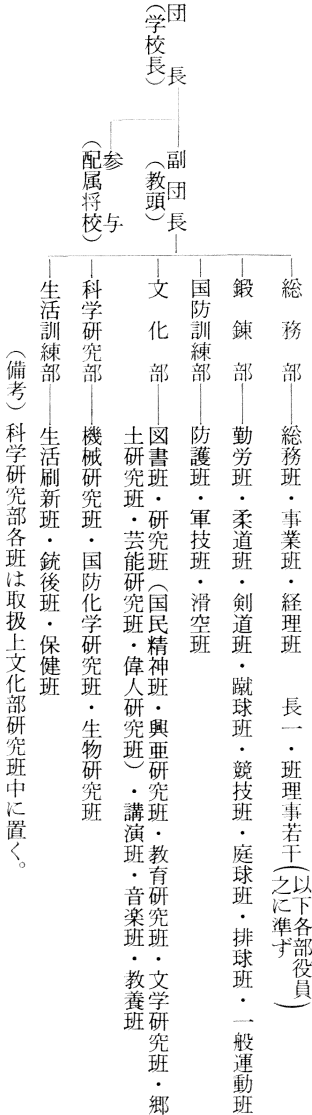
いっぽう女子部の教育綱領は、



というもので、教職員は毎朝神前に次のような職員信条を唱えた（『広島県師範教育』七十周年記念誌）。

- 一、吾等ハ国体ノ本義ニ則リ至誠一貫本分ニ邁進シ誓ツテ教育報国ノ実ヲ効サン
- 一、吾等ハ時局ト師範教育女子教育ノ重要性ニ鑑ミ協心戮力率先垂範以テ校南学徒ノ錬成ヲ全ウセン

**報国団と報国隊** 広島県師範学校校友会は昭和十六年（一九四一）四月、赤心報国団と改称され、広島県中等学校報国団の傘下に入った。これは学校全体を再組織して心身一体の修練施設としようとする文部省の指示にもとづくもので、その編成は次のようになっていた。



報国団の修練綱領は、「団長ノ統裁下ニ敬愛団結シ、相互ノ垂範悱憤ヲ契機トシテ俱進一体、切磋啓発、塾的特色ヲ

発揮シツツ師弟道ヲ体现センコトヲ期ス」とされた。予科生は剣道・柔道・蹴球・排球・庭球・音楽各班のどれかに属させ、本科生は以上の各班に属するほか文化部研究班に属してとくに精究させた。滑空班・軍技班(射撃・銃剣道)は選抜者ないし適格希望者を修練させ、軍技班のうち乗馬・自動車訓練は大陸科生徒を中核とし、それぞれ修練にとめた。

昭和十六年八月、文部省は学校報国団内に指揮系統の確立した全校編隊の組織樹立を命じた。広島県師範学校にはすでに赤心報国隊が組織されていたが、改めて本隊・特技隊よりなる報国隊が編成された。本隊においては同一学年別の中隊編成がなされたが、これはそのまま勤労働員の単位となった。また、特技隊と報国団修練班との関連も配慮された。綱領は、「皇国現下ノ要請ニ対処シ、指揮確立セル実践的隊組織修練ニヨリ挺身殉国ノ気魄ト強大ナル実践力ヲ鍊成シ、命令一下要務ニ慕直戦時下学徒ノ真面目ヲ發揮センコトヲ期ス」とし、活動としては定期閲兵分列(毎月第一火曜日)ならびに行軍、校内勤労作業、軍役奉仕、増産奉仕作業への出勤、防空・防火・警備への出勤などが行われた(昭和十七年『本』)。十月には女子報国隊の実践訓練についても通達され、各種訓練の実施にあたって女子の特性を發揮することが要請された。

#### 寄宿舎生活

大正期における師範学校開放制度の一つの試みとされた構外寄宿舎は、昭和八年(五三)に廃止された。通学も一部三年以上、一部二年の広島市内に自宅を有する者に限られた。昭和十四年四月現在の通学生は、一部二〇三名中七名、一部一七三名中七名の計一四名にしすぎなかった。専攻科は全員通学であった。三原女子師範学校は全員寄宿舎に入っていた(『師範学校ニ関スル調査』)。

日中戦争開始後の教育方針の中で「国士的人物」養成のために寄宿舎生活が注目され、昭和十三年には「寄宿舎ニ関スル経営案」が作成され、寄宿舎の運営が行われた。

舎生の訓練は五か条の舎訓と至誠一貫、報恩感謝、事上鍊磨という生活綱領にもとづいて行われ、「君父師長ニ対

スル報恩感謝並ニ敬神崇祖ノ觀念養成」、「教育者トシテノ信念魄力及実行力ノ養成」、「清潔整頓規律節制協同一致ノ精神涵養」のためにあらゆる機会が利用された。これらの訓練中にはとくに国家神道を中心とした宗教色が濃厚であることが注目される〔資料六一―一八参照〕。

太平洋戦争開戦後、寮舎生の綱領は、「大御心ヲ畏ミ奉体シ大国民タル識見力量ノ錬成ニ勗メ大イニ氣魄ヲ振作シ以テ将来地方ノ先達タランコトヲ期ス」とされ、「一、君父ノ恩ヲ忘ル勿レ、一、全寮一心争フ勿レ、一、氣ヲ振ヒ懦弱ナル勿レ、一、修学鍛錬怠ル勿レ、一、道ヲ踐ミ驕ル勿レ、心ト土ニ培フ者タラン」という生活五則も定められた。これらの目的を達成するための手段は従来とそれほど変化はなかったが、朝礼の際に「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」を奉誦したり、毎朝食前に「謹ミテ諸ノ恩恵ニ感謝シ愈々心身壯健ニシテ益々皇運ヲ扶翼シ奉ランコトヲ誓ヒマス、戴キマス、」という食事観を斉誦したり、夜の点呼前一五分間各室で「軍人勅諭」を奉誦させたり（本科のみ）、軍国主義的かつ精神主義的な行事が多くなった〔昭和十七年度本校教育要綱〕。学校の戦時体制下はこのように生徒の全生活にわたって強化されたのである。

〔**勤労働員の本格化**〕 昭和十二年（一九三七）より生徒の労働奉仕が開始され、移動勤労働奉仕班が農村に出かけたりしたことは先述したが、戦争の長期化にともなう労働力不足は、学徒の集団勤労働作業をしいに恒久化させることとな

った。昭和十七年四月から軍需工場への生徒の奉仕作業が始まった。同十九年二月、「師範学校ニ於ケル戦時非常措置ニ関スル件」が定められ、「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク師範学校教育内容刷新要綱」が示された。これは教科および修練に関する措置について定め、男子部にあつては精神訓練の徹底、国防訓練の強化（とくに軍事教育の強化）、生産の増強、女子部にあつては精神訓練の徹底、女子戦時訓練の強化（とくに保育および戦時救護の実習訓練）、生産力の増強等について具体的に指示した。同年三月の「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒勤員実施要綱」の閣議決定で、通年勤員体制が決定され、五月には勤員による教科課程の変更に関する臨時特例が定められ、八月の学徒勤労働令によ

って、師範学校についても勤労働員体制はいっそう強化され、以後報国隊によって組織的かつ大規模に行われることとなった。

昭和十九年における男子部の勤労働員状況は次のとおりである（学年中の分け方は不詳）。

本科三年——六月五日～二十二日（暁第六一六八部隊）、七月八日～三十一日（暁第六一四〇部隊）、七月一日～三十一日（暁第二九四〇部隊）。

本科二年——五月二日～八日（暁第六一四〇部隊）、七月八日～三十一日（同上）。

本科一年——六月一日～七月七日（暁第六一四〇部隊）、七月二十日～二十六日（陸軍糧秣支廠）、九月二十五日～十月六日（陸軍需品支廠）。

予科三年——六月六日～八日、同二十日～二十四日（陸軍需品支廠）、七月二十五日～三十一日（暁第六一六八部隊）、

同二十九日（陸軍兵器補給廠）。

予科二年——六月六日～八日、同二十日～二十四日（陸軍需品支廠）、七月一日～三十一日（暁第二九四〇部隊）。

予科一年——八月二十七日（暁第六一六八部隊）、九月四日～十一日（陸軍需品支廠）、同二十五～二十九日（同上）、十月十八日～二十一日（兵器補給廠）。

このほか学年は不明であるが、八月中に陸軍糧秣支廠・暁第六一四〇部隊・暁第六一六八部隊などへも出勤している。

勤労協力に対しては、一人一日一円三〇銭（予科生徒の場合、九〇銭）と一〇銭の被服補綴料が、報償金として報国隊に支払われた（昭和十九年度「勤労働員報償金申請書綴」）。

なお、教員養成諸学校については、昭和十八年十月の「教育ニ関スル戦時非常措置」によって徴兵猶予は継続されたが、徴兵猶予年齢が過ぎた研究科・臨時教員養成所の生徒のうちには臨時召集や教育召集で入営する者もいた（昭和十八

年「召集」。  
届級」。

#### 原爆被災

昭和二十年（一九四五年）八月六日広島市に原子爆弾が投下され、全市は一瞬にして廃墟となった。広島師範学校男子部は、爆心地から東南東約四キロメートル離れた市周辺部に位置したために、幸いにも倒壊焼失を免れた。しかし、校舎や寄宿舎などの屋根瓦は飛散し、ガラス戸や板戸は全然形がなくなり、天井・壁が落下するなど、大破して廃屋のごとくなった。また、皆実町の子科寄宿舎は全壊した。

当時、広島師範学校では予科生徒によって警備隊が組織され、学校の警備を交替で行っていた。本科生徒（男子）は昭和二十年二月の陸軍省令第六号により徴兵猶予が撤廃され入隊しており、新入生の本科一年は広島市宇品沖金輪島の眺部隊に出動していた。予科二年生は広島市郊外の奥海田に学校林手入れのため出動中であった、予科一年生二組二五名は学校警備、予科一年生一組二九名と予科二年生の出動不能の者一五名は皆実町の子科寄宿舎に在寮中であつたという。予科寄宿舎は爆心地より約二キロメートルであり、犠牲者が多かった。昭和五十年八月までに判明した即死ないし昭和二十年以内に死歿した者は、教職員七名、予科生徒六名であった。また、附属国民学校は比婆郡敷信村に学童疎開をしていたが、当時帰広していた児童二名が被爆、一兩日後に死亡した。また負傷者も多数にのぼり、校内に收容し、八月九日には三原市の女子部より救護隊の派遣があり、負傷者の看護および炊飯に従事した（（一）生死の火  
（二）広島大学原  
誌）。

### 第三節 戦後の改編と新制広島大学への包括

#### 学校の復興

被爆後、ただちに校舎の応急整備、復旧作業が開始された。本科寄宿舎は損壊が甚しく倒壊の危険があり、応急策として鉄筋コンクリート建物部分の階下全部と二、三階の講堂をすべて寮舎にあてて生

表6-18 広島師範学校教職員定員

年 度 (公布月日)	文 部 教 官				文 部 事 務 官		文 部 官	備 考
	教 授 1 級 又 2 級	長 教 1 級 又 2 級	2 級	3 級	2 級	3 級	3 級	
昭和21年 (4. 1)	1	34	8	55	1	9	2	勅令第208号
昭和22年 (5. 24)	1	40	11	61	1	12	2	政令第 72号
昭和23年 (8. 3)	1	40	11	61	1	14	2	政令第213号
昭和23年 (8. 23)	1	40	13	68	1	16	2	政令第257号

徒を收容し、ここを生活の本拠とした。戦後の物質的、精神的混乱の中から一つの秩序を生み出すことはなみなならぬ苦勞であったと思われるが、教職員・生徒は一致協力して校舎の復旧を八月二十三日までに大体終了し、漸次秩序を回復した。八月二十八日には、文部省より九月中旬までに全学校の授業を再開するよう通牒があったが、広島師範学校男子部では早くも九月五日に授業が開始された。

**戦後の教職員陣容** 師範学校は専門学校程度の実質を具備するようとくに教官組織の改善に意を用い、昭和十九年以降漸次増員された。終戦を経た昭和二十一年(二四六)四月一日には、教員養成諸学校官制が公布され、従来の個別的な官制を廃し、教職員の官名・職名に改正を施してその定員を明らかにした。広島師範学校の教職員定員は、表六一一八のとおりであるが、昭和二十三年当時の教官実員をみると、学校長一名、教授三九名、文部教官三四名、講師一〇名であった。

なお、学校長は昭和二十年三月三十一日山下直平が願いにより退職し、代わって広島高等師範学校教授辻幸三郎が、六月五日に学校長に任命された。新制広島大学発足後は、広島大学教育学部長桜井役が、昭和二十四年七月三十一日より廃校になるまで学校長を兼務した。

**新制附属中学校の設置** 戦後のわが国は連合軍の占領下に置かれ、民主主義の精神に則って教育改革がすすめられていた。昭和二十

三年(二四六)三月二十九日教育基本法(法律第五号)、学校教育法(法律第六号)が公布され、新制の学校制度が成立した。

新学制によって新制中学校が発足し、四月一日より男子部・女子部にそれぞれ附属中学校が設置された。また従来の附属国民学校は五月二十四日政令第七二号により附属小学校と改称し、男子部には附属中学校・小学校、女子部には附属中学校・小学校・幼稚園が新たに発足することになった。これらの附属学校は、昭和二十六年三月広島師範学校の廃止により、新制大学の附属に切り替えられ、広島大学教育学部附属東雲中学校・同附属東雲小学校、同附属三原中学校・同附属三原小学校・同附属幼稚園となった。

#### 広島教育大学案と国立総合大学設置運動

学校教育法ならびに同法施行規則により、旧制学校は暫定的に維持され、昭和二十四年度から新制大学が発足することになっていた。こうした状況の中で広島師範学校では、教育大学昇格の機運が起り、広島教育大学設置申請書の作成が開始された〔資料六一―一九参照〕。その設置要項によると、名称を広島教育大学とし、本校ならびに三原分校を置き、附属施設として、中学校・小学校・幼稚園ならびに教育研究所・臨海実験所を置くとした。また、学科課程ならびに履修方法なども研究され、学科目は一般教養科目・専門教養科目・教職教養科目および体育とし、単位制度を取り入れている。

いっぽう、広島文理科大学を初めとする国立広島総合大学設置計画もすすみ、昭和二十二年十二月には国立広島総合大学設立推進本部が設置された。新制大学の設置に関しては総司令部より国立大学の大都市集中を避け、かつ高等教育の機会均等を実現することが強く要望されていた。そこで文部省は、国立大学設置に関して一府県一大学を初めとする一原則を公表した。広島師範学校ではすでに広島教育大学設置申請書もいちおう整えられていたが、これによって統合か単独かが論議された。文部省からも総合大学案の勧奨があり、結局、大きな波乱もなく広島師範学校は、広島総合大学設置運動に参画することになった。

#### 新制広島大学の設置と広島師範学校の廃止

昭和二十四年（一九四九）五月三十一日、国立学校設置法により新制広島大学が設置された。広島師範学校は広島大学教育学部に包括され、男子部は同学部東雲分校、女子部は同三原分校と



なった。すでに予科の生徒募集は昭和二十三年度より停止し、本科の生徒募集も翌二十四年度に停止した。これによって広島師範学校は、これまでの在籍生徒の教育を継続し、校名は広島大学広島師範学校と改称した。昭和二十六年三月にはこれら生徒も全員卒業し、同月三十一日には廃止となった。この間、昭和二十四年度に小学校教員臨時養成所が置かれ、五二名の修了者があった。明治七年の創立以来、広島師範学校はちやうど七七年の歴史をもって閉じ、その伝統と教育は新制広島大学教育学部東雲分校・三原分校に継承された。

資料

六一 白鳥學校開業祝詞(明治七年)

〔六十年回顧録〕

祝詞

当県四大学区ノ本部タルヲ以テ官既ニ師範學校ノ設ケアリ、然レドモ小学進歩之際ニ膺リ良師ヲ得ルノ急且衆ヲ要スルガ為メニ、県更ニ此校ヲ建テ彼ノ校ノ規模ニ倣ヒ、速ニ師員ヲ陶成セシメントス、營繕既ニ成リ、校則既ニ整フ、乃茲日ヲトシ開業ノ式ヲ行フ、我輩其事ヲ監督スルノ任ニ承乏シ、最教員監事ノ諸彦、県ノ厚意ヲ体シ一層教育ノ法ヲ注意シ、生徒ノ諸英モ亦能ク指導ヲ奉守シ、速ニ成業ヲ遂ゲ、続々派出ノ功ヲ奏シ、県庁朝意ヲ拡充スルノ実効ヲシテ拳ランメンコトヲ希望ス、果シテ如此ナラバ県民ノ幸福何事之ニ如カン、謹テ祝ス

明治七年十二月十一日

白鳥縣

- 権 大 属 雨 森 精 翁
- 中 属 立 野 寬
- 権 中 属 國 枝 文 静
- 少 属 村 上 邦 裕
- 十二等出仕 村 田 良 穗
- 十五等出仕 薬師寺 二 郎
- 等外四等 二 宮 一 男
- 等外五等 多 賀 春 城
- 等外六等 戸 島 勝 之 助

白鳥學校開業祝詞

王政維新ノ際字制亦從ツテ改マル、於是乎政府大イニ學校ヲ興シ、小学ノ師範タルベキ生員ヲ鑄成スルノ拳アリ、然レドモ学区ノ広大ナル其派出ノ普及スル蓋シ近キニ非ズ、而テ県官人民ヲ愛護スルノ至情教員ノ一日モ後ルベカラザルヲ以テ遂ニ斯校ヲ創立シ、県内小学ノ教師タランモノヲ鑄成シ、斯人民ヲシテ速ニ文明ニ進マシメント欲セリ、吾輩幸ニ此盛事ニ与カルコトヲ得テ誠謹誠喜拊舞ニ堪ヘズ、冀クハ夙夜勉強シ同心戮力此意ヲ奉ジ、此校ヲシテ隆成極リ無ラシメ以テ其仁意ノ速ニ透徹セシメントヲ是祈ル、某等謹テ祝ス

明治七年十二月十一日

- 教員 水 谷 貢
- 同 山 内 戒 三
- 同 鈴 木 誠 造
- 事務員 吉 田 秀 穗
- 同 黒 谷 大 圓

白鳥學校開業祝詞

語ニ曰、人ハ万物ノ長ト、則チ一日モ教ナカルベカラズ、教ナキトキハ禽獸ト爰ゾ扱バン、是レ我が県官白鳥學校ヲ設ケ速ニ教規ヲ管内ニ普及シ、以テ禽獸ニ陥ラザシムルノ門戸ヲ開ク所以乎、今茲明治七年十二月十一日開業ノ式行ハル、某等幸ニ生

徒ノ員ニ具ハルヲ以テ謹テ祝詞ヲ奉ズ、冀クハ此校速ニ教規ヲ  
県内ニ施キ、各県ト並ビ馳セテ我国教化進歩ノ盛ナルヲシテ万  
国ニ長タランメン事ヲ

明治七年十二月十一日

白鳥学校生徒六十有九人

惣代 三村 慎一

六一二 広島県公立師範学校教則(明治八年)

〔内閣文庫「府県史料」  
「料」〔広島県史料〕〕

公立学校教則

明治八年四月広島師範学校教則ヲ定ム左ノ如シ

第一条

一、教課ヲ大別シテ二トス、曰ク正科曰ク副科、正科ハ則チ他  
日小学生徒ニ教授スヘキ法則ヲ示スモノトス、副科ハ其識力  
ヲシテ益々開達セシムルヲ要トス、今其序目ノ大略ヲ示スコ  
ト左ノ如シ  
教則仮定

予科 毎級三ヶ月

小学授業法

理科 物理階梯 博物新編補遺

史料 皇朝史略正編前半部

算科 分数迄

画科

右授業時間外ニ左ノ書目ヲ独見質問セシム

十八史略 日本地誌略 勸善訓蒙 修身論

本課三級

小学授業法

理科 物理日記初編二編

史料 皇朝史略正編後半部及ヒ続編

算科 比例 対数用法

画科

右授業時間外ニ左ノ書目ヲ独見質問セシム

輿地誌略 日本史略 理事功程 学校通論

右卒業ノ後大試業ヲ経テ下等免状ヲ与フ

本課二級

小学授業法

理科 化学日記 化学訓蒙

史料 日本政記前半部

算科 代数

画科

右授業時間外ニ左ノ書目ヲ独見質問セシム

元明史略 兵要日本地理小誌

本課一級

小学授業法

理科 生理発蒙

史料 日本政記後半部

算科 幾何

画科

右授業時間外ニ左ノ書目ヲ独見質問セシム

泰西史鑑 真政大意 西史綱記 新律綱領 改定律令

台纂註釈

右卒業ノ後大試業ヲ経テ上等免状ヲ与フ

第二条

一、授業時間ハ毎日五時即チ一週三十時間トス  
但シ体操ハ此時間ノ外タルヘシ

第三条

一、毎級三ヶ月ノ修業トシ凡一ケ年ヲ以テ成業ノ期トス、然レトモ各自學術ノ進否ト既ニ修ムル所ノ学力ノ浅深ニヨリテ其期ハ遅速アルヘシ

第四条

一、生徒中其学力一科ヲ略シテ可ナルモノ或ハ已ニ一科ヲ卒業者ハ其時間ヲ他ノ科ニ増シ少シクモ余暇有ラシメス

第五条

一、免状ノ等ヲ分テ十等トナシ上等卒業ノ者ハ第五ヨリ第一迄ノ免状ヲ与ヘ、下等卒業ノ者ハ第十ヨリ第六迄ノ免状ヲ与フ可シ  
但シ上等科卒業ノ者タリトモ学力ノ深浅ニ由リ第六等以下ノ免状ヲ与フルコトアルベシ

第六条

一、予科卒業ノ者ハ予科生ヘ授業法ヲ教ヘ兼テ己ノ業ヲ修ムル者トス

第七条

一、第二級以上ノ生徒ヲシテ附属小学生徒ヲ教授セシメ実地ニ其業ヲ験セシム  
但シ当分三級生徒ト雖トモ教授セシムルコトモアルヘシ

六―三 広島県広島師範学校教則(明治十五年)

〔広島県広島師範学校規則〕  
〔福山城博物館蔵「高田文庫」〕

広島県広島師範学校教則

一、本校ハ小学教員タルニ必須ノ学科ヲ授クル所トス

一、学科ヲ分チテ初等中等高等ノ三トス

一、初等科ハ修身読書習字算術地理物理教育学校管理法実地授業及唱歌<sup>当分</sup>欠ク体操トス

一、中等科ハ修身読書習字算術地理歴史図画生理博物物理化学幾何代算簿記簿本邦法令心理農業商業教育学校管理法<sup>当分</sup>欠ク体操トス

一、高等科ハ修身読書習字算術地理歴史図画生理博物物理化学幾何代算簿記簿本邦法令心理農業商業教育学校管理法実地授業及唱歌<sup>当分</sup>欠ク体操トス

一、高等科卒業ノモノハ小学各等科ノ教員タルヲ得ヘク、中等科卒業ノモノハ小学中等科若クハ初等科ノ教員タルヲ得ヘク、初等科卒業ノモノハ小学初等ノ教員タルヲ得ヘシ

一、修業年限ハ初等科ヲ一ケ年、中等科ヲ二ケ年半、高等科ヲ四ケ年トス

一、初等科ハ二級、中等科ハ五級、高等科ハ八級ニ分チ毎級六ヶ月ノ修業トス

一、学年ハ九月一日ニ始リ翌年七月十五日ニ終ル

一、学年ヲ分テ二期トス、第一期ハ九月一日ヨリ翌年二月十四日ニ至リ第二期ハ二月十五日ヨリ七月十五日ニ至ル

一、授業日数ハ毎学年四十二週トス

一、授業時間ハ毎週三十時三十分トス

一、授業時間ハ毎週三十時三十分トス

一、休業日ヲ定ムル左ノ如シ

日曜日

土曜日午後

秋季皇霊祭

神嘗祭

天長節

新嘗祭

冬季休業

孝明天皇祭

紀元節

春季皇霊祭

神武天皇祭

夏季休業

学級試験後三日間

一、学科課程ヲ定ムル左表ノ如シ(略)

広島県広島師範学校女子科教則

一、本科ハ小学教員タルヘキ女子ニ必須ノ学科ヲ授クルモノトス

一、学科ヲ分チテ初等中等高等ノ三トス

一、初等科ハ修身読書習字算術地理物理教育学校管理法実地授業裁縫及唱歌体操トス

一、中等科ハ修身読書習字算術地理本邦歴史凶画博物物理教育学校管理法実地授業家政裁縫及唱歌体操トス

一、高等科ハ修身読書習字算術地理本邦歴史凶画博物物理化学家政教育学校管理法実地授業裁縫及唱歌体操トス

一、高等科卒業ノ者ハ小学各等科ノ教員タルヲ得ヘク、中等科卒業ノ者ハ小学中等科若クハ初等科ノ教員タルヲ得ヘク、初等科卒業ノ者ハ小学初等科ノ教員タルヲ得ヘシ

一、修業年限ハ初等科ヲ一ケ年、中等科ヲ二ケ年半、高等科ヲ四ケ年トス

一、初等科ハ二級、中等科ハ五級、高等科ハ八級ニ分チ毎級六ケ月ノ修業トス

一、学年ハ九月一日ニ始リ翌年七月十五日ニ終ル

一、学年ヲ分チテ二期トス、第一期ハ九月一日ヨリ翌年二月十四日ニ至リ第二期ハ二月十五日ヨリ七月十五日ニ至ル

一、授業日数ハ毎学年四十二週トス

一、授業時間ハ毎週三十時三十分トス

但高等科第四級以上ハ毎週二十九時三十分トス

一、休業日ヲ定ムル左ノ如シ(男子部と同様、略)

一、学科課程ヲ定ムル左表ノ如シ(略)

六十四 寄宿舎則(明治十五年)

『広島県広島師範学校規則』

広島県広島師範学校寄宿舎則

一、舎中ニ在テハ互ニ信義ヲ以テ款接シ、苟モ傲慢不敬ノ所業アルヘカラス

一、冬夏休業中ノ外帰郷或ハ下宿ヲ許サス

但父母疾病等ノ際ハ此限ニ非ス

- 一、凡告諭スヘキ事件ハ之ヲ揭示ス
- 但帰省又ハ事故アリテ外出スル者アレハ帰舎ノ節同室者ヨリ之ヲ通知スヘシ
- 一、室内ハ勿論衣服什器ニ至ルマテ務テ清潔ヲ要ス
- 一、毎日曜日午前八時迄ニ各室大掃除ヲナスヘシ
- 一、晨起ヨリ就眠ニ至ルマテ左ニ掲クル日課表ヲ固守シ決シテ怠慢ス可カラズ
- 一、入浴点燈時限ハ撃柝ヲ以テ之ヲ報ス
- 一、舎中人員ヲ適宜ニ分チ交番入浴スヘシ
- 一、休日ハ室内掃除後ヨリ帰舎時限マテ外出勝手タルヘシ
- 一、外出ノ節ハ門符ヲ其掲所ニ掛ケ帰舎ノ節之ヲ取納ムヘシ
- 一、外出中発病門限ニ後ル、トキハ必医証ヲ携ヘ帰舎スヘシ
- 一、病ニ罹リ欠課スルトキハ医証ヲ以テ届出ツヘシ
- 一、診察ヲ乞フ者ハ午前八時迄ニ名刺ヲ以テ申出ヘシ
- 一、病氣ニテ欠課ノ者ハ其日ノ外出ヲ禁ス
- 一、伝染病或ハ重病ニ罹ル者ハ他ノ病院ニ入り治療スルヲ許シ又ハ下宿帰郷ヲ命スルコトアルヘシ
- 但入院下宿ノ節ハ二週間毎ニ医証ヲ以テ其容体ヲ届出ツヘシ
- 一、面会ヲ乞フ者アルトキハ必応接所ニ於テスヘシ
- 但患者ト雖許可ナク之ヲ室内ニ誘導スヘカラス
- 一、凡貸与ノ書籍器械ヲ毀傷スル者ハ相当ノ修補料ヲ償ハシム
- 一、衣服洗補人ヲ校内ニ出入セシムルカ故ニ各自ニ洗補ヲ命シ決シテ不潔ナキヲ要ス

冬		夏		秋		春		季		日課表
時	六	時	五	半	時	五	時	五	課	
時	六	時	五	半	時	五	時	五	起	晨
半時	六	半時	五	時	六	半時	時	六	掃除	盥漱
半時	七	時	六	時	七	時	時	七	室内	整服
時	八	半時	六	半時	七	半時	時	七	課	副朝
半時	零	時	五	時	七	時	時	七	操	正午
時	一	半時	四	半時	八	半時	時	零	餐	正副
時	二	時	三	時	零	時	時	一	課	散
半時	三	半時	二	時	二	時	時	二	入	晚
半時	五	時	七	時	五	時	時	四	浴	副
時	六	半時	七	半時	七	半時	時	六	歩	散
時	十	時	九	半時	九	半時	時	九	餐	就
									課	就
									眠	
									出	外日業休
									舍	日
									後	前業休
									時	

六十五 生徒罰則(明治十五年)

『広島県広島師範学校規則』

広島県広島師範学校生徒罰則

- 一、罰ヲ分チテ減点禁足退校ノ三種トス
- 一、減点ハ日課試験ノ際前日課試験以來ノ品行点及修身科ノ日々講習点ヲ百分算ニ割直シタル者ト日課試験修身科ノ得点トノ合計中ヨリ一犯ニ付五点以上百五拾点以下ヲ減殺ス但得点減殺シ尽シテ尚不足スルコトアルモ次月ノ得点ニ及サルモノトス
- 一、禁足ハ一日以上七日以下正課外省戒室ニ入ラシム
- 一、退校ハ本校生徒ノ籍ヲ削リ一箇年間本県々立諸学校ニ入ルヲ許サス
- 一、左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ減点ノ罰ニ処ス
  - 第一 教場出席ノ時限ニ後ル、者
  - 第二 教場出席ノ節修業必用ノ具ヲ遺忘スル者
  - 第三 教場ニ在リテ教師ノ許可ナク座席ヲ離ル、者
  - 第四 教場ニ在リテ教師ノ許可ヲ待タス意見ヲ陳フル者
  - 第五 見苦シキ風体ヲナス者
  - 第六 教師ノ指揮ヲ待タス教場装置ノ器械ヲ使用スル者
  - 第七 校内ノ花卉等ヲ損傷シ或ハ瓦石等ヲ抛ツ者
  - 第八 教師ノ許可ヲ待タス教場ニ出入スル者
  - 第九 校物ヲ粗暴ニ取扱フ者
  - 第十 建物戸壁等ヲ毀損シ或ハ之ニ樂書スル者
  - 第十一 火ヲ粗略ニ取扱フ者
- 一、左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ禁足ノ罰ニ処ス
  - 第一 起臥喫飲ノ時限ヲ守ラサル者
  - 第二 副課時間妄ニ他席ニ入り或ハ雑談スル者
  - 第三 夜中音読スル者

- 第四 就眠時限後他人ノ安眠ヲ害スル者
  - 第五 外出ノ節名刺取扱ニ失錯アル者
  - 第六 掃除ヲ怠ル者
  - 第七 猥ニ小使部屋並ニ賄所ニ徘徊スル者
  - 第八 物品ヲ錯乱シ紙屑等ヲ抛棄スル者
  - 第九 室内ニアリテ稗官小説ヲ所持スル者
  - 第十 就眠点鐘後燈火ヲ消サ、ル者
  - 第十一 許可ナク妄ニ室ヲ換フル者
  - 第十二 外出或ハ帰舎ノ節他生ノ外出門符ヲ取扱フ者
  - 第十三 碁將碁骨牌等ヲ弄スル者
  - 第十四 喫飲ノ節不行儀ノ挙動アル者
  - 第十五 室外ハ勿論室内タリトモ肌膚ヲ露ハス者
  - 第十六 故ナク帰舎時限ニ後ル、者
  - 第十七 舎内ニテ飲酒スル者
  - 第十八 定時ノ外許可ナク外出スル者
  - 第十九 許可ナク金銀ノ貸借ヲナス者
  - 第二十 許可ナク他ニ泊スル者
  - 第二十一 故ラニ校物ヲ破毀スル者
  - 一、左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ退校ノ罰ニ処ス
    - 第一 怠惰ニシテ校長教師等ノ誠諭ヲ用キサル者
    - 第二 他生ヲ煽動シテ校長教師等ニ抗スル者
    - 第三 数度禁足ノ罰ニ触ル、者
- 前各条中明文ナシト雖學生不応為ノ所業アルトキハ事ノ輕重ニヨリテ相当ノ罰ニ処スヘシ





第六編 広島師範学校史

備考 第四年級ハ其学級ヲ二分シ交互輪換シテ其一部ハ学業ヲ修メ他ノ一部ハ実地授業ニ就クヘキモノトス	計	家事	体操		音楽	図画	手工业	化学	博物	歴史	簿記	数学	
	三四	三二	女三	男四二	二	二二	一一	二	二	二一		一三	
		裁縫具ノ用法及実業	家庭ノ重要旨	軽体操	生兵学及兵学大意	单音唱歌	楷書在行画書	木工器具ノ用法及実業	物理総論力学物質論 音響学	植物	本邦史 地理総論及日本地誌		珠筆 算算
	三四	三二	三	四二	二	二二	一一	二	二	一二		三	
		全全	全	全全	全	全行上及幾何画書	全全	磁気学 熱学光学電気学	動物	外国ノ地誌及製図 外国史		代 数	
	三四	二二	三	四二	男二 女一	一	一一	二	二	二一		三	
		全全	全	全全	高等单音唱歌	自在画及射景法	金工器具ノ用法及実業	化学総論非金属金属 及緊要ナル有機物	人身生理及鉱物	外地 文 国 史論		幾 何	
	三四	三二	三	四二	男二 女六	二	三三	三	三		二		
		全全	全	全全	複音唱歌	自在画及遠視画	略工業上理財ノ要	全上及理化学ノ 実験	全		複單 記記		
		上上	上	全上及中隊学上					上				
業 授 地													

## 六十七 生徒心得および賞罰規則（明治三十一年）

〔芸備日日新聞〕  
〔明治三十一年七月一日〕

## 生徒心得大綱及賞罰規則

## 第一章 心得大綱

第一条 勅語の旨趣を奉体して忠孝彝倫共同愛国の志気を振起せんことは一般臣民に在りて重要なことなり。故に本校生徒は夙夜に之を服膺すべきこと勿論なり。

第二条 本校生徒は本校養成の目的に従ふものなれば又特に左の各項を遵守すべし。

一、精神を鍛練し徳操を磨励するは殊に重要なり。

二、訓誨に服従し言行を善良にし以て順良の徳性を伸長するは亦殊に重要なり。

三、長上を尊敬し後進を誘掖し以て信愛の徳性を伸長するは亦殊に重要なり。

四、規律を恪守し秩序を保持し以て威重の徳性を伸長するは亦殊に重要なり。

五、広く学識を進め普く技芸を修むることは亦必要なり。故に平素徒らに其好む所に偏倚せざらんことを務むべし。

六、教授の順序を正しくし訓練の方法を善くすることは亦必要なり。故に平素自ら之を会得せんことを務むべし。

七、凡そ学識を進め技芸を修めんことは偏に教授にのみ憑るべきものにあらず。故に平素自ら進みて之に当らんことを務むべし。

八、凡そ習慣を正しくし言行を善くせんことは唯訓練にのみ待つべきものにあらず。故に平素自ら進みて之に当らんこ

とを務むべし。

九、政治時勢の得失を研究し規則命令の可否を誹議することは固より共に慎むべし。

十、長上に抵抗し若くは強情し後進を抑圧し若くは使役することは固より共に戒むべきなり。

十一、勤勉節儉と過労吝嗇とは似て非なるものなり。故に勤勉節儉を務むると同時に過労吝嗇を避くべし。

十二、清潔整頓と華奢虚飾とは似て非なるものなり。故に清潔整頓を貴ぶと同時に華奢虚飾を避くべし。

十三、凡そ起居進退に關して男生徒は殊に剛健にして粗暴ならず嚴正の中に就て従容迫らざるの態あるを要し、女生徒は殊に柔順にして卑屈ならず婉婉の間に於て凜然侵すべからざるの風あるを要す。

十四、身体を鍛練し健康を増進するは総て志を達し業を成すの基なり。故に平素意を此に用いんことを要す。

第三条 本校に於ける教授訓練は唯本校内に於ける成績及言行如何に依りて其目的を達したるものにあらず、他人の師長たる時に至て始めて其効果を見るものなり。故に本校生徒は永遠に其旨趣を確にすべきなり。

## 第二章 賞 罰

第四条 本校生徒には訓練上必要のため賞罰を行ふものとす。

第五条 賞を賞状とし罰を分ちて譴責謹慎停学放校の四種とす。

第六条 学業行状等他の模範となるべき者には相当の賞を授くべし。

第七条 過誤失錯若くば行状不正の者には相当の罰を処すべし。

六一八 校訓 明治三十四年

〔芸備日日新聞〕  
〔明治三十四年三月二十三日〕

校訓

一、本校生徒は将来国家教育の重任に当るべきものなれば殊に教育に関する勸語の聖旨を奉体し、忠孝の大道を實踐し、高尚雄偉の品性を修養し、躬を以て人格の模範となさんことに務むべし。

二、順良信愛威重の三質を具ふるは人の師表たる者にありて殊に緊要なりとす。故に本校生徒たるものは平素国家の法令、学校の規則教師長上の命令訓誨を遵守すべきは勿論、学友は和衷愛敬し互に悪を責め過を規し艱難を共にし幸福を分かち、自重自強して廉耻を重んじ礼儀を正し規律を尊び秩序を守り、其思想言行を純美ならん事を力むべし。

三、身体の強健にして志気の旺盛なるは智を研き徳を樹て業を成すの基なり。故に本校生徒たるものは常に運動を好愛し身体を鍛練し、志気を磨励し困苦に堪へ欠乏を忍び、勇敢剛毅にして不屈不撓の心身を修養すると共に、深く摂生に注意し起臥を時にし飲食を節にし身体及周囲の清潔整齐を図るべし。

四、智識技能は堅固に習得して応用自在ならしめんことを要す。故に本校生徒たるものは常に学業に専心留意し自ら進んで真智を研き正技を練り、以て縦横活転して運用の妙に至ら

んことを勉むべし。

五、智仁勇の三徳は我皇祖の大訓にして之を具ふるは教育者にありて殊に重要たりとす。故に本校生徒たるものは平素真理を遵び、誠意を重んじ赤心を社会及び国家に致し、活発勇健にしてしかも従容迫らず、温和柔順にしてしかも凜乎侵すべからざるの風あり。畢生の事業悉く至誠を以て之を貫かん事を期すべし。

六一九 広島県師範学校学則 〔明治四十一年〕

〔広島県報〕

第一章 編制

第一条

本校ニ子備科及本科第一部ヲ置ク

第二条 生徒定員及学級ノ編制ハ左ノ如シ

子備科

男生徒定員凡八十名

女生徒定員凡四十名

本科第一部

男生徒定員凡三百二十名

女生徒定員凡百四十名

第二章

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 学年ヲ分チテ三学期トシ、第一学期ハ四月一日ニ始マ

リ八月三十一日ニ終リ、第二学期ハ九月一日ニ始マリ十二月

三十一日ニ終リ、第三学期ハ翌年一月一日ニ始マリ三月三十

一日ニ終ル

資 料

第五条 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、祝日
  - 一、大祭日
  - 一、日曜日
  - 一、学校創立記念日 七月一日
  - 一、夏季休業日 七月二十一日ヨリ八月三十一日マテ
  - 一、冬季休業日 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マテ
- 前項ノ外学校長ニ於テ必要ト認メタル場合ニ於テハ知事ノ

認可ヲ經テ臨時休業ヲナスコトヲ得

第六条 成績調査ノ為メ学年試験後七日以内、始業準備ノ為メ学年ノ始ニ於テ三日以内授業ヲ休止スルコトヲ得

第三章 学科課程及教授時数

第七条 本科第一部ノ男生徒ニ課スヘキ学科目ニ農業・商業ヲ加ヘ、女生徒ニ課スヘキ学科目ニ随意科目トシテ英語ヲ加フ

第八条 学科課程及教授時数ハ左表ニ依ル

学 科 課 程 表

第一部(男生徒)

英 語	国語及漢文	教 育	修 身	学科目	
				学年及時数	毎週時数
	一〇		二	予備科 道德ノ要領 作法	毎週時数
三	六		二	第一本学科 道德ノ要領 作法	毎週時数
三	四	二	一	第二本学科 道德ノ要領	毎週時数
三	三	四	一	第三本学科 道德ノ要領 教授法	毎週時数
二	二	九	一	第四本学科 倫理学ノ一班 教授法	毎週時数



計	商 業	農 業	體 操
三二			六 遊戲 普通體操 兵式體操
三四			五 遊戲 普通體操 兵式體操
三四	二	二	五 遊戲 普通體操 兵式體操
三四	二 商事要項	二 農具、耕耘、 肥料、養蠶、 裁畜、實習	五 遊戲 普通體操 兵式體操
三四	二 商業簿記 商業要項 教授法	二 土壤、水利、 肥料、農產製 造、實習	五 遊戲 普通體操 教授法
三四	二 商業地理 重要商品 教授法	二 農產製造 農業經濟 森林、水產 實習、教授法	三 普通體操 兵式體操 教授法

學 科 課 程 表

第一部(女生徒)

國語及漢文	教 育	修 身	學 科 目 <small>学年及時數</small>
九		二	每 週 時 數
國語 講讀、 作文、 文法、		二	予 備 科 道 德 ノ 要 領 作 法
六		二	每 週 時 數
國語(四) 講讀、 作文、 文法、 漢文(二) 講讀		二	第 一 學 年 道 德 ノ 要 領 作 法
四	二	一	每 週 時 數
國語(二) 講讀、 作文 漢文(二) 講讀	心 理	一	第 二 學 年 道 德 ノ 要 領 作 法
三	四	一	每 週 時 數
國語(二) 講讀、 作文、 教授法 漢文(二) 講讀	論 理、 教育ノ 理 論、 教授法 及 保 育 法	一	第 三 學 年 道 德 ノ 要 領 教 授 法
二	九	三	每 週 時 數
國語(二) 講讀、 教授法 漢文(二) 講讀	近 世 教 育 史 教 育 制 度 學 校 管 理 法 學 校 衛 生 保 育 實 習	二	第 四 學 年 倫 理 學 ノ 一 班 現 行 法 制 上 ノ 事 項、 教 授 法



音 楽	二	単音唱歌	二	単音唱歌	二	複音唱歌 樂器用法	一	複音唱歌 樂器用法
体 操	四	遊戯 普通体操	三	遊戯 普通体操	三	遊戯 普通体操	二	遊戯 普通体操
英 語		(三)	發音、綴字、 讀方、訳解、 書取、會話、 習字	(三)	讀方、訳解、 書取、會話、 習字	讀方、訳解、 書取、會話、 習字	(二)	讀方、訳解、 書取、會話、 習字
計	三一	(三四)	三	(三四)	三	(三四)	三	(三四)

第四章 学業成績調査及卒業

第九條 各学年ノ課程ノ修了又ハ全学科ノ卒業ヲ認ムルニハ男生徒ニアリテハ平素ノ学業及試験成績ヲ考查シテ之ヲ定メ、女生徒ニアリテハ平素ノ学業成績ヲ考查シテ之ヲ定ム、但シ男生徒ニアリテモ学科目ノ種類ニヨリテハ平素ノ成績ノミヲ考查シテ之ヲ定ムルコトアルヘシ

第十條 各学科ノ成績ハ点数ヲ以テ之ヲ評定シ最高点ノ十分ス、必要ト認メタルトキハ学校長ニ於テ一学科ヲ数科目ニ分チ其各分科ヲ一学科ト見做シ之ヲ評定スルコトヲ得

第十一條 各学科ノ成績点五以上学科ノ平均点六以上ヲ得タル者ヲ及第トス、但シ特別ノ事情アル者ハ学校長ノ見込ニ依リ特ニ及第セシムルコトヲ得

第十二條 本科ヲ卒業セリト認メタル者ニハ第一号書式ノ卒業

証書ヲ授与ス

第五章 生徒ノ入学、休学、退学、褒賞及懲戒

第十三條 本校ニ入学セシムヘキ者ハ本県下居住ノ者ニシテ家事ニ係累ナキ者タルヘシ

第十四條 生徒ノ募集ハ学校長ニ於テ之ヲ行フ

第十五條 入学志願者ノ選定ハ試験ニ依ルモノトス

第十六條 入学試験ヲ分チテ予選試験選定試験ノ二トシ、選定試験ハ予選試験ニ合格シタル者ニ就キテ之ヲ行フ

第十七條 予選試験ハ国語・算術ノ二科目ニ就キ、予備科入学志願者ニ対シテハ修業年限二箇年ノ高等小学校卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行ヒ、本科第一部入学志願者ニ対シテハ修業年限三箇年ノ高等小学校卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ

第十八條 選定試験ハ修身・国語・算術・歴史・地理・理科ノ



六科目ニ就キ前条ノ程度ニ準シテ之ヲ行フ  
第十九条 補欠募集ニ於ケル入学試験ノ科目及程度ハ当該學年ノ科目及程度ニ依リテ学校長之ヲ定ム

第二十条 入学志願者ノ身体検査ハ入学試験ノ際之ヲ行フ

第二十一条 入学志願者ハ第二号書式ノ願書及第三号書式ノ履歴書ニ戸籍吏ノ作りタル戸籍謄本ヲ添ヘ本校ニ差出スヘシ

第二十二条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ保証人二人ヲ定メ予備科生徒ハ第四号書式、本科生生徒ハ第五号書式ノ誓約書ヲ差出スヘシ

第二十三条 保証人ノ内一人ハ父兄、親族又ハ後見人、他ノ一人ハ本県ニ居住シ真接国税年額參円以上ヲ納ムル者、一人ハ広島市内ニ於テ独立ノ生業ヲ営ム成年以上ノ者タルヘシ

前項ノ保証人ニシテ学校長ニ於テ不適当ト認メタルトキハ之ヲ変更セシムルコトアルヘシ

保証人死亡シ又ハ其資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ保証人ヲ定メ第六号書式ノ届書ヲ差出スヘシ

保証人ニ於テ改印・転居等ヲナシタルトキハ其旨直ニ学校長ニ届出ツヘシ

第二十四条 学校長ハ止ムヲ得サル事故ニ依リ退学ヲ出願スル者アルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十五条 疾病其他ノ事故ニ依リ永ク欠課スル者ニハ休学ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六条 生徒ニシテ品行方正、学力優等、勤勉超衆其他特別ニ善良ナル行為アリタル者ニハ学校長ニ於テ褒賞スルコトアルヘシ

第二十七条 生徒ニシテ学校ノ規則命令ニ違背シ又ハ職員ノ訓

誨ヲ守ラズ其他總テ生徒タル本分ニ背反スル行為アリタルトキハ其情状ニ依リ学校長ニ於テ譴責、謹慎、停学又ハ放校ノ懲戒ニ処スヘシ

第六章 学資及授業等

第二十八条 予備科生徒ノ全部、本科第一部生徒中五十名ヲ私費生トシ其他ヲ公費生トス、但シ本科第一部私費生定数ニ充タサル場合ハ公費生ヲ以テ之ヲ補充スルコトアルヘシ

第二十九条 公費生ニ支給スヘキ学費ハ男生徒ニハ毎月金六円女生徒ニハ毎月金五円トス

前項ノ外病氣ニ依リ入院ヲ命シタルトキ又ハ課業ニ依リ傷痍、疾病ニ罹リタルトキハ其実費、修学旅行ヲ為シタルトキハ管内ニ於テハ日額金拾八錢、管外ニ於テハ日額金二拾五錢ヲ支給ス

学資支給ニ関スル細則ハ知事ノ認可ヲ經テ学校長之ヲ定ム

第三十条 学資ハ一箇月間在校日数十六日以上ノ者ニハ其月分ノ全額、十五日以下ノ者ニハ其半額ヲ支給ス

第三十一条 私費生ハ学校長ノ定ムル所ニ依リ学資ヲ自弁スヘシ

第三十二条 左ノ物品ハ在学中必要ニ応ジテ之ヲ貸与スルコトアルヘシ

一、学用品

二、寝具

三、食器及炊事用具

四、雑具

貸与品ニ関スル細則ハ知事ノ認可ヲ經テ学校長之ヲ定ム

第三十三条 退学又ハ放校ニ処セラレタル者ハ償還スヘキ授業

費ハ年額金ニ拾四円トス、但シ在学期間年数ニ端ヲ生シタル場合ニハ月額金ニ円トシテ之ヲ定ム

第三十四条 退学又ハ放校ニ処セラレタル者ノ償還スヘキ学資ハ實際支給シタル金額ニ就キテ之ヲ計算ス、但シ従前現品ヲ以テ支給シタル被服ハ其購入シタル代償ニ依リテ之ヲ計算ス

第三十五条 学校長ハ情状ニ依リ知事ノ認可ヲ経テ償還スヘキ学資及授業費ノ全部若クハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

第三十六条 学資及授業費ノ償還ヲ命セラレタル者ハ三十日以内ニ之ヲ納入スヘキモノトス

学校長ハ情状ニ依リ知事ノ認可ヲ経テ前項ノ納入期ヲ延期スルコト得

第七章 寄宿舎

第三十七条 生徒ハ総テ寄宿舎ニ入ラシム、但シ夏季及冬季休業中又ハ休学若クハ停学中ハ此限ニアラス

第三十八条 学校長ニ於テ必要ト認メタルトキハ生徒ニ帰郷若クハ外泊ヲ命スルコトアルヘシ

第八章 生徒ノ取締

第三十九条 生徒ノ服装ニ関シテハ知事ノ認可ヲ経テ学校長之ヲ定ム

第四十条 生徒ハ飲酒・喫烟ヲ為シ又ハ寄席・劇場其他不良ノ場所ニ出入スヘカラス

第四十一条 生徒ニシテ校物ヲ毀損又ハ紛失シタルトキハ其情状ニ依リ現品又ハ代償ノ全部若クハ一部ヲ賠償セシムルコトアルヘシ

第四十二条 生徒ノ外出、読物其他必要ナル取締ニ関スル細則ハ学校長之ヲ定ム

第九章 講習科

第四十三条 講習科ヲ分チテ甲種・乙種ノ二トス

甲種講習科ハ小学校教員ニ学力ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

乙種講習科ハ尋常小学校本科正教員タル者ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第四十四条 講習科ノ修業期間ハ甲種ニアリテハ一週間以上三ヶ月以内、乙種ニアリテハ二箇年トス

第四十五条 甲種講習科ノ学科目及其程度ハ毎回之ヲ定メ、乙種講習科ノ学科目及其程度ハ尋常小学校本科正教員檢定試験ノ学科目及其程度ニ抛ル

第四十六条 甲種講習科生ハ小学校ノ正教員中ヨリ、乙種講習科生ハ尋常小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者ヨリ選抜シテ入学セシム

第四十七条 講習科生ノ各都市選抜人員・選抜方法・入学期日・毎週教授時数及甲種講習科ノ講習期間・学科目ハ知事ノ認可ヲ経テ学校長之ヲ定ム

前項事項ヲ定メタルトキハ学校長ハ直ニ之ヲ都市長ニ通知スヘシ

第四十八条 都市長ハ前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ適當ノ者ヲ選抜シ履歷書ヲ添ヘテ学校長ニ通知スヘシ

前項ノ選抜ヲ適當ト認メタルトキハ学校長ニ於テ入学ヲ許可スルモノトス

第四十九条 甲種講習科ヲ修了シタル者ニハ第七号書式ノ講習証書ヲ授与ス、但シ講習期間四分ノ一以上欠席シタル者ハ此限ニアラズ

証書ヲ授与ス、但シ講習期間四分ノ一以上欠席シタル者ハ此限ニアラズ

第五十条 乙種講習科ヲ修了シタル者ニハ第八号書式ノ修了証書ヲ授ケス

第五十一条 講習証書又ハ講習科修了証書ヲ授与シタルトキハ其人ノ具シ知事ニ開申スヘシ

第五十二条 乙種講習科修了者ハ修了後滿二箇年間本県内小学校ニ奉職スヘキ義務アルモノトス

特別ノ事情ニ依リ前項ノ義務ヲ尺スコト能ハサル者ハ其事由ヲ具シテ知事ノ指揮ヲ請フヘシ

第五十三条 講習科生ニハ学資ヲ給与スルコトアルヘシ

第五十四条 講習科生ニシテ疾病又ハ止ムヲ得サル事故ノ為メ引続キ講習ヲ受クルコト能ハサルトキハ其事由ヲ具シシテ校長ノ指揮ヲ受クヘシ

第五十五条 前各章ノ規定ニシテ本章ノ規定ニ抵触セサルモノハ講習科ニ準用ス

第十章 附属小学校

第五十六条 附属小学校ハ小学校令第一条ノ趣旨ニ遵ヒテ児童ヲ教育シ本校生徒ヲシテ教育ノ方法ヲ実習セシメ、兼テ児童教育ニ関スル諸般ノ研究ヲ為スヲ以テ目的トス

第五十七条 高等小学校ノ修年年限ハ二箇年トス

第五十八条 児童定員及学級編制左ノ如シ  
単級尋常小学校ノ例ニ準シテ編制シタル学級

一学年ノ児童ヲ以テ編制シタル学級 一学級 定員凡六十名

数学年ノ児童ヲ以テ編制シタル学級 八学級 定員凡三百四十名

二学級 定員凡八十名

二部教授編制ノ学級 六学級 定員凡四百二十名

第五十九条 尋常小学校及高等小学校ノ教科目ニ手工ヲ加フ

第六十条 学期ノ区分ハ第四条ニ拠ル

第六十一条 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ  
一、祝日  
一、大祭日  
一、日曜日

一、学校創立記念日 七月一日

一、夏季休業日 七月二十一日ヨリ八月三十一日マテ  
一、冬季休業日 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マテ  
一、学年末休業日 三月二十九日ヨリ同月三十一日マテ

一、学校所在地氏神祭礼日  
前項ノ外学校長ニ於テ必要ト認メタル場合ニ於テハ知事ノ認可ヲ經テ臨時休業ヲナスコトヲ得

第六十二条 始業準備ノ為メ学年ノ始ニ於テ四日以内授業ヲ休止スルコトヲ得

第六十三条 児童ノ募集ハ学校長ニ於テ之ヲ行フ

第六十四条 高等小学校ノ教科ヲ修ムル児童ノ保護者ハ毎月授業料トシテ月額金參拾五錢ヲ納付スヘシ、但シ一家ノ児童二人以上在学スルトキハ一人ニ就キテハ全額、其他ノ者ニ就キテハ半額ヲ納付スヘシ

授業料ハ休業若クハ欠席全月ニ亘ルトキハ之ヲ徴収セス

第十一章 付 則

第六十五条 本則施行ニ関スル細則ハ学校長之ヲ定メ知事ニ届出ツヘシ

第六十六条 本則ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但

シ第五章中生徒入学ニ関スル規定ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第六十七条 明治四十一年三月三十一日迄ニ於テ施行スヘキ入  
学試験ニ関スル本則第十七条ノ試験程度ハ予備科入学志願者  
ニハ修業年限四箇年ノ高等小学校卒業、本科第一部入学志願  
者ニハ尋常小学校准教員ノ学力ニ依ル

第六十八条 本則施行ノ際現ニ本科第三学年第四学年ニ在学ス  
ル男生徒及本科第二学年第三学年ニ在学スル女生徒ニ課スヘ  
キ学科目及其程度ニ関シテハ従前ノ規定ニ依ル

第六十九条 明治二十六年広島県令甲第三号ハ本則施行ノ日ヨ  
リ之ヲ廃止ス

(書式略)

六一〇 女子師範学校訓育の方針(明治四十三年)

〔「中国新聞」  
明治四十三年十一月二十八日〕

三原師範と訓育

▲訓育の方針

善良なる国民として又教育者として性格の完成を期するは我校  
生徒教養の本旨なれば、常に教育に關する勸語の聖旨を奉体し  
賢実なる志操を鍛練し誠実奉公の精神に富み忠孝の大義を誤ら  
ず發達せる常識を有する人となり、誓て国民の儀表たるに足る  
ものを養成せんことを期す。

▲訓育綱領

至 誠  
勤 勞  
規 律

至誠を以て一貫し規律的に勤勞を貴ぶの習慣は誠に堅実穩健な  
る志操にして国民の儀表たらんことを期するものゝ性格として  
最も尊重すべきものとす。故に之を訓育綱領と定め給ての云為  
行動誓て之に則らんことを期す。

▲校 訓

第一条 自彊の精神は人たるの本務を全うする所以の道にして  
殊に将来国家教育の重任に当らんとするものに於ては一日も  
忽にすべからざるの徳なり。されば本校生徒たるものは宜し  
く依頼心を去り常に自己の責任を自覚し至誠力行せんことを  
勉むべし。

第二条 分量は和衷共同の基礎にして進徳の根底なり。故に本  
校生徒たるものは常に他人の短所過失を寛宥し互に善を責め  
過を規し、苟も反目嫉視又は陰に他人の欠陥を誹謗中傷する  
等のことあるべからず。

第三条 淑徳は女性の至美とする所にして人に師表たらんもの  
には特に緊要なりとす。蓋し師範教育令に所謂順良信愛威重  
なるものも亦た之に外ならず、本校生徒たるもの深く思を茲  
に致さざる可らず。

六一一 女子師範学校訓育綱領・生徒心得(大正十五年)

〔「広島県三原女子師範学校・広島  
県立三原高等女学校校則及学則」〕

師範学校訓育綱領

生徒教養ノ方針ハ教育ニ関スル勸語、戊申詔書、国民精神作興  
ニ関スル詔書、其他師範教育ニ関スル法規ノ定ムル所ニヨリ明  
カナリト雖尚情勢ニ鑑ミ訓育綱領ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、自強 事ヲ成就スル所以ノ道ナリ、個立自頼努メテ息マ

進シテ懈ラスンハ事必ス就ル、須ク自己ノ責任ヲ自  
覺シ至誠力行最善ヲ尽シテ息マサル覚悟アルヲ要ス  
本分ヲ遂行スル所以ノ道ナリ、方今東西思潮混乱動  
搖ノ時ニ当リ動スレハ輕佻詭激ノ風ヲ醸成セントス  
ルアリ、宜シク之ヲ矯メテ醇厚中正ニ帰シ其職ニ安  
シ其ノ業ヲ楽ミ久ウシテ廃セザランコトヲ要ス

一、貞節 女性ノ至美トスル所ナリ、温雅ニシテ淑慎、快活ニ  
シテ純潔ナレハ則チ婦徳ヲ全ウス、須ク春風ニ浴ス  
ルノ感アラシムルト共ニ胸底凜トシテ高ク守ルアル  
ヲ要ス

一、強健 生命ノ存在活力ノ根源ナリ、蓋シ女子ノ健康ハ独リ  
其ノ一身上ニ止マラス子孫ノ健否、国家ノ休戚一ニ  
此ニ繫ル、須ク其ノ影響甚大ナルヲ自覚シ是カ保持  
増進ニ全力ヲ尽アルヲ要ス

師範学校生徒心得

一、人ノ師表タランコトハ容易ノ業ニアラス学問修業ノ深カラ  
サルヘカラスル所以ナリ、須ク常ニ其ノ品位ヲ保チテ初志ノ  
貫徹ヲ心掛クヘシ

一、国民教育ハ畜ニ智能ノ教育ニ止マラス更ニ国民的志操ノ陶  
治ヲ要トス、須ク常ニ心身ノ鍛錬ト徳操ノ磨礪トヲ心掛クヘ  
シ

一、快活ナル精神ハ児童教養上欠クヘカラスルノ資タリ、寄宿  
舎生活ノ弊動スレハ因循沈滞ノ風ヲ生シ易シ、須ク常ニ快暢  
活発ナル気風ノ養成ニ心掛クヘシ

一、鄙吝陋劣ニシテ偷安貪利ノ輩ハ児童教養ノ重任ニ当ルヲ得  
ス、須ク常ニ温良恭儉ノ美德ヲ積マンコトヲ心掛クヘシ

一、本校在学中学習スル所ノモノハ概ネ九牛ノ一毛ノミ、卒業  
後児童教養ノ實際ヲ当ツテハ研鑽更ニ怠ラス自ラ其ノ利弊得  
失ヲ攻究取捨シテ之ヲ実地ニ応用センコトヲ要ス、須ク常ニ  
各科学習研究法ノ会得ヲ心掛クヘシ

一、本校及ヒ附属小学校ニ於ケル教育的施設ハ小学校教育ノ実  
地ニ当リ取りテ範トスルニ足ルモノ多シ、須ク常ニ制目留意  
シテ見学怠ラザランコトヲ心掛クヘシ

一、各科学習ニ対スル教師ノ好悪ハ直ニ児童学習ノ好悪ニ影  
響スルモノナリ、須ク常ニ学習ノ際学科ノ間ニ輕重好悪ノ差  
別ヲ付スルカ如キコトナカランコトヲ心掛クヘシ

一、身体ノ強健ハ人間活動ノ基礎ニシテ小学校教育ノ事タル固  
リ一般女子ノ業務トシテ劇職タラスンハアラス、須ク常ニ鍛  
錬ト保護トニ注意シテ身体ノ強壯健康ヲ増進センコトヲ心掛  
クヘシ

六一―二 福山師範学校廃止反対の陳情書（昭和五年）

陳情書

『広島県師範同窓会誌』  
第八年第二十三号

広島県師範同窓会理事長佐野賢作稽首再拜、謹ミテ広島県師範  
学校同窓生五千人ヲ代表シ目下本県ヨリ県会提案中ノ福山師範  
学校廃止ノ件ニ関シ卑見ヲ開陳致シマス、議政御多端ノ際恐縮  
ノ至ニ存ジマスルガ幸ニ以下ノ陳述ニ聴キ願意採納アラント  
コトヲ切ニ御願致シマス

吾人ハ以下陳述致シマスル理由ニ依リ福山師範学校ノ廃止ヲ不可トシ依然之ヲ存続セシコトヲ冀フモノデアリマシテ、既ニ本県知事ニ対シ本件提案ヲ撤回シテ依然同校ヲ存続セラレンコトヲ要望致シマシタガ、更ニ貴下ノ御配意ニ依リテ是非共願意ノ徹底ヲ期シタク、茲ニ失礼ヲ顧ミルノ暇ナク敢テ尊嚴ヲ冒瀆スル所以デアリマス

申ス迄モナク師範学校ハ国民教育ノ源泉ヲナシ国民思想社会文化ニ影響スル所極メテ甚デアリマス、随ツテ之ガ設置改廃ハ最モ慎重ヲ要スル所ニシテ、財界一時ノ変調ヤ些々タル教員需給關係ノ移動等ニ依リテ行ハルベキモノデハ断ジテ無イト信ジマス

福山師範学校ノ創立モ本県教員ノ養成ト資質向上ノ必要トニ基キ精査討究ヲ重ネテ断行セラレタルハ論ヲ俟タズ、彼ノ堂々タル規模ト設備トハ最モ雄弁ニ之ヲ立証シテ居リマス、然ルヲ爾來僅々十年ニ滿タズシテ突然廃止セラレ、ハ頗ル奇怪トスル所デアリマス

巷間伝フル所ニ依レバ同校ノ廃止ニ依リテ県財政ノ緊縮ヲ図ラル、モノ、如ク、此間ニ於ケル当局ノ苦心ニ対シテハ多大ノ敬意ヲ払フモノデアリマスケレドモ、本県歳出一千万円中僅々数万円ヲ縮小センガ為ニ新設ニシテ而カモ完備セル師範学校ヲ廃止セラル、ハ犠牲ノ余リニ過大ナルヲ感ゼザルヲ得マセズ、苟モ事ノ軽重大小ヲ考察セラレタランニハ自ら他ニ適當ナル方途ノ存スベキヲ疑ヒマセン、寧ロ産業振興財界発展等ノ為ニハ進ンデ斯ノ師範教育ヲ拡充シ、優良ナル教員ヲ養成シテ一層初等教育ノ根本ニ培フコソ時局解決策ノ上乘デアルト存ジマス

更ニ伝フル所ニ依レバ之ニ依テ以テ教員供給ノ過剩ヲ調節セン

トセラル、モノ、如キモ、現下ニ於ケル教員過剩ハ只々經濟逼迫ニ伴フ一時的ノ現象デアリマシテ、概ネ学級児童数ヲ大ニシテ強ヒテ学級数ヲ減少シ又ハ高等小學校改善案タル二学級三教員配置ヲ中止スル等姑息退嬰ノ所置ニ基因スルモノデアリ、殊ニ多数無資格教員ノ存職ヲ見ルガ如キハ教育内容ノ改善上遺憾ニ堪ヘマセン、由來良教員ノ潤沢ハ一面低級教員ノ脅威タルヲ免レマセスケレドモ、之ニ依リテ教育者ノ自奮ヲ促シ不適任ノ淘汰ヲ容易ニシ教員素質ノ向上ヲ期スルニ於テ最モ喜ブベキコトデアリマス、殊ニ義務教育年限ノ延長モ近キ將來ニアリテ相當ノ用意ヲ要シ且ツ実業補習教育ノ普及上優良教員ノ養成ヲ緊要ト致シマスル際、独リ本県ガ既設ノ師範学校ヲ廃止セラル、ハ輕卒ノ誹ヲ免レザルノミナラズ一大曠曠ノ悔ヲ他日ニ貽スモノト存ジマス

尚男子師範学校二校並立ノ相互警勵ノ動機ヲ与ヘテ教育者ノ意氣沈滞ヲ防止スルノ利益ガアリマス、然ルニ福山師範卒業生タル県下六百ノ現任教育者ガ將ニ愛慕スル母校ヲ失ハントシテ痛嘆措カズ、其新進潑刺ノ英氣ヲ沮喪セシムルモノ、多大ナルニ想到致シマスルト実ニ寒心ニ堪ヘマセン

若シ福山師範学校ノ廃止ニ依リテ曾テ同校設置ノ為ニ寄付ヲ提供シタル福山市ニ対シ信ヲ失フガ如キ結果ヲ生ジマスルト、ソレハ県政上ノ一損失ニシテ同校ノ輕々ニ廃止スベカラザル側面ノ一理由ト存ジマス

以上措辭疎慢礼ヲ失フモノ、定メテ少カラヌコト、存ジマスルガ特ニ御容赦ヲ願ヒ重ネテ右願意ノ御採納ヲ祈致シマス

昭和五年十二月一日

広島県師範同窓会理事長 佐野賢作

六一三 学科課程の改正(昭和六年)

広島県男子師範学校学科課程表

本科 第一部 (基本科目)

教育	公民科	修身	学年	
			毎週時数	学科目
		師範学校生徒心得教育勸語 道徳ノ要領 作法	第一学年	教授ノ程度
		一	毎週時数	教授ノ程度
		戊申詔書 道徳ノ要領 作法	第二学年	教授ノ程度
		一	毎週時数	教授ノ程度
心理学		国民精神作興ニ 関スル詔書、其 他ノ要領、心 徳ノ要領、家 庭生活、身 活、社会生活、 生活、国際 生活	第三学年	教授ノ程度
二		二	毎週時数	教授ノ程度
倫理学、教育学、 教授法及保育法	人ト社会、我カ 力、家ノ生計、 職業教育、神社、 宗教、公安、地 方自治、市町村 府、農業、市 市、産業、貨 金融、交通及交 通道徳	倫理学ノ大要、 道徳ノ原理、社 会生活ノ心得、 教師ノ心得、小 学校ニ於ケル修 身教授法及教材 ノ研究	第四学年	教授ノ程度
四	二	二	毎週時数	教授ノ程度
近世教育史、教 育制度、学校ノ 経営及管理、学 校衛生、教育実 習	国家、皇室ト臣 民、立憲政治、 帝国議會、國務 大臣、枢密顧問 大官、行政官、 裁判所、国防、 外交、産業、財 國ノ産業、社会 下、国土、社会 善、世界ト日本 ノ公民的教科目 研究	国民道徳、時 代思想批判、作 法	第五学年	教授ノ程度
五	二	二	毎週時数	教授ノ程度

〔「広島県男子師範学校学則」〕

理 科	数 学	英 語	地 理	歴 史	漢 国 文 語
(植物) 博物学(理) (動物) 生物学(理)	幾何、直線、形、図 代数、整数、小数、一次方程式、二次方程式	聴方、読方及解、積話方及作文、書取、習字	日本地理	東洋史(第二学期迄)、西洋史(第三学期)	漢国語講読(二)、漢文講読(二)、作文法(二)、習文隔週一回(二)、国語漢文講読ノ、時間於テ之ヲ
四	四	四	二	二	六
(動物) 博物学(理) (衛生) 生物学(理)	幾何、円、面積、比例 代数、二次方程式、分式	同上	日本地理、外国地理	西洋史	同上
五	三	四	二	二	六
(動物) 博物学(理) (衛生) 生物学(理)	幾何、比例、三角、三角函数 代数、級数、対数、日用諸算	聴方、読方及解、積話方及作文、書取、文法	外国地理、地理概説	国史	漢国語講読(二)、漢文講読(二)、作文毎月(二)、習文隔週一回(二)、国語漢文講読ノ、時間於テ之ヲ
四	三	四	一	三	五
(動物) 博物学(理) (衛生) 生物学(理)	算術、小曲、多面体、立体幾何、直線、平面		地理概説、教授法	国史教授法	漢国語第一講読(二)、漢文講読(二)、作文法(二)、習文於ケル、小学教授法(二)、国史教授法(二)、材料研究(三学期)
三	二		一	一	四
応用理科(二)	幾何、算術、小、不等式、授、代数、幾何、既、於ケル、複算、術、ノ、研		地方研究、教材研究	国史教材ノ研究	漢国語講読(二)、漢文講読(二)、作文(二)
二	二		一	一	四



第六編 広島師範学校史

計	体 操	音 楽	手 工	図 画	実 業
	剣道、兵式、遊戯、體操、柔道、八段、道	基本練習 歌曲 (單音唱歌) 樂典	木竹 細工	自在画、写生 臨画 特ニ形明暗ノ技 巧ニシテ目 手トノ練習 用器画、平面 幾何画、美術講 話	耕種 實驗及実習 工業大意 商事要項
三四	五	二	一	二	一
	同上	基本練習 歌曲 (單音唱歌、 重音唱歌) 樂器 樂典	粘土、石膏、石、セメント、木工、細工	自在画、写生、色彩 初歩 図案、平面、立体、初歩 用器画、透視画、法 美術講話	耕種 畜産 實驗及実習 工業大意 商事要項
三四	五	二	二	一	一
	同上	同上	木工 各種ノ細工	自在画 写生画 図案、平面及立体 用器画、透視画、法 美術講話	耕種、畜産、養 蠶、林業、實驗 及実習、工業大 意、製圖及設計、 商事要項
三四	五	一	一	一	二
	同上 教授法	基本練習 歌曲 (單音唱歌、 重音唱歌、 小学校教材) 樂器 樂典 教授法	金工各種ノ細工 小学校ニ於ケル 手工教授法 小学校ニ於ケル 手工教材	自在画 写生画、黑板 図案 立体、図案 手工ト連絡 小学校教材研究 美術講話	耕種、育種、農 具、花壇及庭園、 土壤、肥料、教 授法、實驗及実 習、製圖及設計、 商事要項、簿記、 商業実践
二八	四	一	一	一	二
	同上	基本練習 歌曲 (單音唱歌、 重音唱歌、 小学校教材) 樂器 樂典	金工各種細工 小学校ニ於ケル 手工教材	自在画 写生画、黑板 図案 立体、図案 美術講話 (建築、圖案等)	農業、經濟、農業 政策、農村生活、 教及實、製圖、實 驗及実習、製圖、 項及設計、商事要 簿記
二八	四	一	一	一	二

本 科 第 一 部 (増課科目)

手 工	図 画	実 業	理 科	数 学	英 語	地 理	歴 史	漢 文	学 科 目	学 年
									每 週 時 数	第 四 学 年
金 木 工 工	自在画用器画ニツキ稍程度ヲ高ク個人指導トス	耕種、畜産 実験及実習 製図設計 商事要項 簿記、商業実践	基本教材ノ補充 小学校ニ於ケル博物、物理、化学教材ノ研究及 簡易ナル機械装置、模型標本説明図製作	基本教材ノ補充 順列、組合、二項定理 確率	読方及解釈 小学校ニ於ケル英語教授法	地理概説	基本教材ノ補充 郷土史ノ研究	国語講読(一) 漢文講読(一) 習字(一)	教 授 ノ 程 度	第 四 学 年
二	二	二	四	二	二	二	二	四	時 数	毎 週
塑 造、木 工、金 工、応 用製 作	同 上 美術史大要	耕種、土壤、肥料、農業経済及政策 農村及農業調査、実験及実習 製図設計 商事要項 簿記、商業実践	同 上	統計 投影画及透視画ノ理論	読方及解釈	教材研究	郷土史ノ研究 小学校ニ於ケル国史教材ノ研究	国語講読(二) 漢文講読(二) 文法、小学校ニ於ケル国語教材ノ研究(一)	教 授 ノ 程 度	第 五 学 年
二	二	二	四	二	二	二	二	四	時 数	毎 週

科目	学年	科別	毎週時数	本 科 第 二 部		増 課	科 目
				教授ノ程度	毎週時数		
音 楽				基本教材ニ於ケル教授事項ニ基キソノ程度ヲ進メタルモノヲ課ス	二	同上	二
增加科目ニ充ツヘキ総時数					六		六
修 身				倫理学大要 道德原理 教育勸語	二		
公 民 科				人ト社会 農村ト都市 職業ト産業 神社 宗教 交通道德	一		
教 育				心理学、論理学 教育学及保育法	六		
修 身				国民道徳 戊辰ノ詔書 作興ニ関スル詔書 現代思想批判 教師心得 小学校ニ於ケル修身 教授法及教材研究	二		
公 民 科				我国産業 人口ト国土 社会改善 世界ト日本 小学校諸教科目中ニ於ケル公民教材ノ研究	一		
教 育				近世教育史 学校経営及管理 学校衛生、教育実習	六		
修 身							
公 民 科							
教 育							

漢 國	歴 史	地 理	数 学	理 科	実 業
国語講読(一)(二) 漢文講読(一)(二) 作文(毎月一回) 国語 漢文講読時間中ニ於 テ之ヲ講ス 漢字(隔月一回) 国語 漢文講読時間中ニ於 テ之ヲ講ス	国史	地理概説	既授教材ノ総括及補 充級数、対数、複利表、 立体図形 三角函数 日用諸算 珠算	既習智識ノ整理補充	耕種、花壇、土壤、 肥料、林業、養蚕、 実習及実験、工業大 意、製図設計、商事 要項、簿記、教材ノ 研究
二	一	一	二	二	二
国語講読、漢文講読 隔月交互ニ之ヲ講ス (一)(二) 文学史(一) 小学校ニ於ケル国語 教授法及教材ノ研究	国史 教授法	教授法 地方研究	既授教材ノ総括及補 充不等式、極大極小、 円錐曲線、楕円体 小学校ニ於ケル算術 教材ノ研究及教授法	小学校ケル理科教 授法及理科教材ノ研 究	耕種、畜産、農業、 經濟、農業政策、農 村生活、教授法、農 村研究、工業大意、 製図設計、商事要項、 簿記、実験及実習
二	一	一	二	二	二
国語講読(一)(二) 漢文講読(一)(二) 習字(一)(二)	国史ノ補充 郷土ノ研究	地理概説	基本教材ノ補充 順序、組合、二項定 理、確率	基本教材ノ補充 小学ニ於ケル博物 物研究、化学、教材ノ 装置、簡易ナル機械 図ノ製作	耕種、土壤、肥料、 実驗及実習 工業大意、設計 製図、商事要項、 簿記、教材ノ研究
四	二	二	二	四	二
国語講読(一)(二) 漢文講読(一)(二) 文法及小学校ニ於ケ (ル) 国語教材ノ研究	郷土史及小学校教材 ノ研究	教材研究	統計 投影画及透視画ノ理 論	同上	耕種、畜産、養蚕、 農業經濟、農業政策、 農村生活、教授法、 農村研究、実験及 実習、工業大意、製 図設計、商事要項、 簿記
四	二	二	二	四	二



英語	地理	歴史	公民科	体操	実業	国漢文語	教育	哲学
				体操、教練	耕種、土壤、肥料、育種、畜産、養蚕、花壇及庭園、農業經濟、農業政策、農村生活、農業教授法及教材ノ研究、農村調査、実験及実習、機械、電気、土木建築、応用化学、染織、窯業、工業史、商業政策、經濟統計、貸借対照表、小学校ニ於ケル工業教授ノ研究、商業教授ノ研究、小学校ニ於ケル商業教授ノ研究	国語講読(二)但シ一時間ハ文学史トス 漢文講読(一) 作文、文法及習字ハ国語漢文講読時間中ニ於テ五時間乃至十時間之ヲ課ス	教育学 心理学	哲学ノ概念 東西哲学思想発達ノ大要 實在ノ問題(形而上学) 智識ノ問題(認識論) 人生ノ問題(価値論)
				二	三	三	四	三
読方及解釈	地理概説 小学校ニ於ケル地理教授ノ研究	国史 郷土史 歴史教授ノ研究	政治生活ニ関スル問題 経済生活ニ関スル問題 社会生活ニ関スル問題	体操、教練	耕種、土壤、肥料、育種、畜産、養蚕、花壇及庭園、農業經濟、農業政策、農村生活、農業教授法及教材ノ研究、農村調査、実験及実習、機械、電気、土木建築、応用化学、染織、窯業、工業史、商業政策、經濟統計、貸借対照表	国語講読(四) 漢文講読(四) 習字(二) 文法(二)	心理学、既習智識ノ補充總括、現代ノ心理学研究ノ趨勢及諸問題 心理学、既習智識ノ補充總括、現代ノ心理学研究	
五	五	五	五	五	五	一〇	五	

広島県三原女子師範学校学科課程表

本科 第一部 (基本科目)

公民科	修身	学 科 目	学 年	
			毎週 時数	学 年
		教育ニ関スル勅 語道徳ノ要領 作法	第一 学年	教授ノ程度 毎週 一
		戊申詔書 道徳ノ要領 作法	第二 学年	教授ノ程度 毎週 一
		国民精神作興ニ 関スル詔書 其他ノ要領 道徳ノ心得 教師ノ心得	第三 学年	教授ノ程度 毎週 二
社会	法制、 経済、	倫理学ノ大要 社会生活ノ原理 教授法	第四 学年	教授ノ程度 毎週 二
同 教材 研究		国民道徳 時代思想ノ批判 作法	第五 学年	教授ノ程度 毎週 二

計	音 楽	手 工	図 画	理 科	数 学
一七					
増課科目ニ充ツヘキ総時数	基本練習、歌曲、楽器、理論、唱歌 教育ノ研究	木工、金工、製図及設計、工業大意 小学校ニ於ケル手工教授ノ研究	写生画及考案画 美術史大要	博物(五)物理化学(五)実験 小学校ニ於ケル理科教授ノ研究 郷土自然ノ採集調査	代数三角ノ総括及補充、方程式ノ大要、解析幾 何学大要、微積分大要 小学校ニ於ケル算術教授ノ研究
一〇	五	五	五	一〇	五

裁縫	家事	理科	数学	英語	地理	歴史	国漢文語	教育
縫普通衣類ノ裁方	住居衣服	化学物理植物及動物実験実習	幾何、算術、代数	聴方、読方、綴字、積話方、習字、書取、習字	日本地理	東洋史、西洋史	国語、漢文、講読、作文、習字	
三	一	四	四	三	二	二	六	
同シン使用法	同上	同上	同上	同上	外国地理	西洋史	同上	
三	一	五	三	三	二	二	六	
ミシン使用法	飲食物	化学物理、生理、衛生	三角	聴方、読方、綴字、積話方、習字、書取、文法	外国地理概説	国史	国語、漢文、講読、習字	心理
二	二	四	三	三	一	三	五	二
同教授法	看病飲食物	教物理化学、教生物通論	幾何法		地理概説	同上	国語、漢文、同上	論理、教授法及保育法
二	二	三	二		一	一	四	四
同地方研究	養老、育兒、家庭管理、經濟、家庭管	化学物理、教材研究	總括及補充教材研究		地方研究	同上	同上	近世教育、學校經營、學校管理、學校衛生、教育実習、保育実習
二	二	二	二		一	一	四	五



第六編 広島師範学校史

本科 第一部 (増課科目)

博 物 学	数 学	英 語	地 理	歴 史	漢国 文語	学 科 目		学 年
						每 週 時 数	第 四 学 年	
基本教材ノ補充	基本教材ノ補充、順列、組合、二項定理	聴方、読方、解釈、話方、書取、文法、教授法	基本教材ノ補充	基本教材ノ補充、郷土史ノ研究	国語講読、習字 漢文講読、文法	教授ノ程 度	毎 週 時 数	第 五 学 年
二	二	二	二	二	二	同上	二	同上
教材研究、教具ノ製作	確率、統計、投影画及透視画ノ理論	同上	地図、標本、模型、教具ノ研究	小学校ニ於ケル国史教材ノ研究	同上	教授ノ程 度	二	同上
二	二	二	二	二	二	同上	二	同上

計	体 操	音 楽	手 工	図 画
	体操、遊戯、 教練、競技	歌曲 楽典	竹細工 手芸	自在画 用器画
三四	三	二	一	二
	同上	同上 楽器使用法	石膏細工 セメント細工 手芸	同上
三四	三	二	一	二
	同上	同上	木工 手芸	同上
三四	三	二	一	一
	同上 教授法	同上 教材研究	金工 手芸	自在画 教授法
二八	二	一	一	一
	同上	同上	同上 教材研究	自在画 教材研究
二八	二	一	一	一

計	音	手	図	商	工	農	裁	家	物理及化学
増設科目ニ充ツヘキ総時数	基本教材ノ補充、楽典、楽器使用法	木工、金工、手芸	自在画、用器画	商事要項	工業大意、図案及実習、教授法	耕種、土壤肥料、養畜、教授法	基本教材ノ補充、子供服・婦人洋服ノ研究、教材研究	基本教材ノ補充	基本教材ノ補充
六	二	二	二	二	二	二	二	二	二
増設科目ニ充ツヘキ総時数	同上	同上	自在画、美術史大要	簿記	図案及実習、教材研究	養蚕、生糸、農業経営、農業簿記、教材研究	同上	教材研究	教材研究、教具ノ製作
六	二	二	二	二	二	二	二	二	二

本 科 第 二 部

公民科	修身	学科日	每 週 時 数	学 年	科 別	基 本 部		増 設 課 科	
						第一学年	第二学年	第一学年	第二学年
法制、 経済	教育ニ関スル勸語、 倫理學ノ大要、 生活ノ原理、作法、 教授					教授ノ程度	教授ノ程度	教授ノ程度	教授ノ程度
一	二		毎 週 時 数			国民精神作興ニ 関スル詔書、其 他ノ詔書、 国民道徳、 時代思想批 判	同上	同上	同上
公民科	修身	学科日	每 週 時 数	学 年	科 別	第一学年	第二学年	第一学年	第二学年
同上	同上					教授ノ程度	教授ノ程度	教授ノ程度	教授ノ程度
一	二		毎 週 時 数			同上	同上	同上	同上
			毎 週 時 数						

第六編 広島師範学校史

音	手	図	裁	家	理	数	地	歴	漢国	教
楽	工	画	縫	事	科	学	理	史	文語	育
歌曲、楽典、 樂器使用 法、教授法	手芸、竹細工、 木工、粘土細 工、教授法	自在画 教授法	既習智識技能ノ 整理及 補充 教授法	既習智識技能ノ 整理及 補充 教授法	既修智識ノ整理及 補充 實驗、實習、 教授法	算術、代数、幾何、 三角、教授法	既修智識ノ整理及 補充 教授法	既修智識ノ整理及 補充 教授法	国語講読、作文、 漢文講読、習字、 材研究、教授法、 教授法、教	心理、論理、教育、 授法及保育法、 教
二	一	一	二	一	二	三	一	一	三	六
同 教材研究	手芸、金工、 木工 教材研究	同 教材研究	同 教材研究	同 教材研究	同 教材研究	同 教材研究	同 教材研究	同 教材研究	国語講読、習字、 漢文講読、文学 史、	近世教育史、 学校経営及管理、 衛生、教育実習、 実習、保育、 学校制度
二	一	一	二	一	三	二	一	一	三	六
基本教材ノ補充 樂典、樂器使用 法	木工、金工、 手芸	自在画 用器画	基本教材ノ補充 子供婦人洋服ノ 研究	基本教材ノ補充	博物ノ基本教材ノ 補充 物理化学ノ基本 教材ノ補充	基本教材ノ補充 順列、組合、二項 定理	基本教材補充	基本教材ノ補充 郷土史ノ研究	国語講読 漢文講読 習字	
二	二	二	二	二	四	二	二	二	二	
同 上	同 上	自在画 美術史大要	同 上	教材研究	博物教材研究、 物理化学ノ教具 ノ製作、同教具 ノ製作	確率、統計、投 影画 透視画ノ理論	地図、標本、 教具ノ研究、 模型	小学校ニ於ケル 国史ノ 教材研究	国語講読 漢文講読、 文法 教材研究	
二	二	二	二	二	四	二	二	二	二	

計	実業	英語	体操
			体操、教練、遊戯競技教授法
二八			二 同上
二八	増課科目ニ充ヘキ時数	聴方、読方、解釈、話方、教授法	二
六	六	六	二 同上
同上	同上	同上	同上
六	六	六	二

六一一四 女子師範学校の一般教育方針(昭和十年頃)

〔広島県三原女子師範学校・広島県立三原高等女学校』創立廿五周年記念誌〕

本校ニ於テハ師範教育令及高等女学校令ノ趣旨ヲ体シ之ガ透徹ニ努メ、生徒児童ヲシテ日本人タルノ諸徳性ヲ涵養セシメ特ニ左ノ事項ニ留意シテ教養セシメン事ヲ期ス

- 一、御神勅ノ大精神、忠孝一元ノ大義ヲ明カニシ、国民タルノ確乎タル志操ヲ啓培スルト共ニ博ク人類相愛ノ心情ニ富マシメン事ヲ期ス

- 一、意ヲ精神・身体ノ鍛鍊、徳操ノ磨励ニ用ヒ、女子ノ社会的地位ヲ自覚セシメ、温雅貞淑ノ富徳ヲ涵養セシメン事ヲ期ス

- 一、長上ノ命令訓誨ニ服従シ、起居言動ヲ正シクシ、常ニ規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルベキ威儀ヲ具ヘシメンコトヲ期ス

- 一、自発的ナル活動ヲ重ンジ自主独立・自律自治ノ精神ト共ニ協同公益ノ觀念ヲ涵養セシメン事ヲ期ス

- 一、常ニ生々トシタル朗ナ生活ヲ為サシメ、向上進取ノ精神ヲ作好執ノ志ヲ涵養セシメン事ヲ期ス

- 一、体育及衛生ニ留意シ以テ健康ヲ増進シ身体ノ強健ヲ図ランメン事ヲ期ス

六一一五 本科第二部特別学級教育概要(昭和十四年)

〔広島県師範学校』本科第二部特別学級教育概要〕

教育方針

- 一、我が国民精神ヲ涵養シ特ニ肇國ノ理想タル八紘一字ノ精神ヲ体シ、満州支那ニ於ケル教育開拓者トシテノ信念ヲ固メ挺身奉公ノ誠ヲ致スノ気魄ヲ強メ、以テ皇運輔翼ノ道ニ実參セシムルモノトス

- 一、事上ニ心身ヲ鍊磨シ簡素質朴ヲ旨トシ勤勞報國ノ精神ヲ尚

ビ、自主独立堅忍持久以テ文化先遣隊員トシテ各自ノ本分ヲ竭シ、国運発展ノ礎ヲタラントスルノ志操ヲ養フモノトス  
一、地方開拓者トシテ研究心旺盛ニシテ工夫創作ニツトメ、設備ヲ活用シ環境ヲ調整シ常ニ部落ノ中心ニ立チテ誠意ト努力トヲ捧ゲ、ソノ生活全般ノ指導啓発ニ当ル實際的能力ヲ有スル有為ナル人材ヲタラシムルモノトス

教養要綱

一、特ニ人物ノ鍊成ニ意ヲ用ヒ全員ヲ寄宿舎ニ収容シ徹底セル訓練ヲ施スヲ要ス

一、各学科目ノ教授ヲ通ジ日本精神ヲ体認セシムルニ力ムルト共ニ、東亞並ニ世界事情及ビ我が国ノ海外発展ニ対スル国策等ニ関シ徹底セル認識ヲ与フルヲ要ス

一、各学科及ビ訓練ハ一貫シテ実践的教育ヲ施スモノトシ、常ニ実験実習ヲ重ンジ且ツ実地訓練及ビ実地視察ヲ奨励シ以テ現地ノ要望ニ副ハンコトヲ要ス

一、基本科目及増設科目ノ教授ニ関シテハソノ教材配当又ハ時間配当ニ工夫ヲ加ヘ、特別講義及課外指導ノ実施、休暇利用、並ニ修学旅行利用等校内及校外ノ生活ヲ通ジ一体トシテ教育ノ効果ヲ挙グルニ力メ、本施設所期ノ目的達成ニ留意セシメントヲ要ス

一、教材配当及取扱ニ関シテハ概ネ左記ノ諸点ニ留意スルコトヲ要ス

(イ) 修身科ニアリテハ特ニ日本精神ノ涵養ト滿支方面教育開拓者タルノ覚悟ノ啓培ニ留意スルコト

作法ニ於テハ特ニ日常ノ礼法及儀式礼法等ニツキ詳説スルコト

課外ニ於テ神事及祭式ニ関スル素養ヲ積マシムルコト  
(ロ) 公民科ニアリテハ国体ノ本義ニ基ク興亜政策ノ基礎觀念、神祇及神社、海外発展ト集団移民、分村計劃又ハ国防等ニツキ詳説スルコト

(ハ) 教育実習ニアリテハ単級又ハ複式学級ノ教授法ニ関シテニ留意スルコト

(ニ) 国語及漢文ニアリテハ増設教材トシテ祝詞及祝詞作文並ニ支那時文ヲ授クルト共ニ、課外ニ於テ支那語ヲ課スルコト

(ホ) 理科ニアリテハ特ニ生理衛生ノ教授ニ重キヲ置クト共ニ課外ニ於テ救急・養護・防疫等ニ関スル実習ニ従事セシムルコト、尚教材ノ選抜ニアタリテハ滿支方面ニ関スル教材ヲ多カラシムルト共ニ、該地小学校設備ノ十分ナラザル場合ヲ考慮シ教材ノ製作・蒐集・整理等ニ習熟セシムルコト

(ヘ) 手工科ニアリテハ特ニ簡單ナル教具・教材ノ製作法ニツキ指導スルコト

(ト) 体操科ニアリテハ特ニ耐熱・耐寒訓練ヲ施シ其他乗馬・水泳・グライダー練習、自転車又ハ自動車練習ヲ課スル等陸海空ニ亘ル心身ノ鍛鍊ニ留意スルコト

学科目、学科課程及教授時数(略)  
特殊施設

一、特別講義

イ、日滿支ノ一休觀ト東亞新秩序ノ建設  
ロ、日滿支ノ一休觀ニ立脚セル教育ト当事者ノ使命  
ハ、我大陸国策ニ於ケル文化工作ノ意義  
ニ、对支及对滿文化工作ノ意義ト其實情

ホ、満洲国ニ於ケル教育事情一班

ヘ、支那ニ於ケル教育事情一班

ト、満洲国建国ノ精神

チ、対滿移民国策一班

リ、対滿対支経済国策一班

備考 (イ) 一項目ニツキ一日二時間乃至三時間、二日間ヲ  
充ツルコト  
(ロ) 第一第二学年ヲ通ジテ実施スルコト

二、課外指導要項

イ、防疫

ロ、衛生

ハ、救急処置

ニ、繙帯法

ホ、防毒並ニ救護

ヘ、健康訓練

ト、養護

チ、神事及祭式

リ、炊事実習

ヌ、衛生保健実習(理髪、按摩)

ル、謄写実習

ヲ、静坐法

三、休日利用施設

イ、気象観測実習

ロ、通信(電信及伝書鳩)実習

ハ、交通機関実習

ニ、馬術演習

ホ、水泳練習

ヘ、動物・植物ノ採集

ト、射撃

チ、護身術

四、修学旅行

第一学年

イ、移植民関係施設視察

ロ、農民道場合宿訓練

ハ、伊勢神宮・橿原神宮巡歴

第二学年

イ、満支方面労働奉仕旅行

ロ、産業組合其他部落内施設視察

附一

課外指導細目(略)

附二

生徒信条

一、八紘一字ノ精神ヲ体認シ皇運扶翼ノ行者タルノ覚悟ト信念

ヲ養フヲ要ス

一、興亜日本ノ使命ヲ確認シ文化戦士トシテノ精神力身体力ヲ

養フヲ要ス

一、大陸開拓者トシテ須要ナル技能ヲ修得スルト共ニ高邁ナル

識見ヲ養フヲ要ス

六―一六 教育・訓育方針(昭和十四年)

〔広島県師範学校  
「学校経営概要」〕

教育方針

教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ且ツ青少年学徒ニ下シ賜ハリタル勅語ノ御趣旨ニ基キ、時局下ニ於ケル教育者ノ使命愈々重大ナルヲ体認セシメ、以テ忠良有為ニシテ且ツ興亜ノ大業ヲ完成スベキ大国民ヲ養成スルニ足ル国土の青年教育者ヲ鍊成スルヲ根本方針トシ、学校長以下職員一同協心戮力日夜左記綱領ノ実現ニ邁進セントス

一、崇高ナル国体ノ本義ニ明徹シ万邦無比ノ皇国ニ生ヲ享ケタル光榮ニ感奮シツツ至誠一貫日常生活ヲ通シテ皇運扶翼ノ行者タルノ覚悟ト信念トヲ養成セシム

一、師範教育ノ重大性ニ鑑ミ国運發展ノ基礎ハ一ニ懸ツテ国民教育者ノ双肩ニアリトノ覚悟ト信念トノ下ニ旺盛ナル教育精神ヲ涵養シ、興亜新国民ヲ教養スルニ須要ナル知識技能ヲ修得セシム

一、興亜日本ノ使命ニ鑑ミ挺身報国勤勞奉公銃後国民ノ責務ヲ果サシムルト共ニ、積極進取敢為断行東亜新秩序建設ノ実行力ヲ涵養セシム

一、皇国民活動ノ今後ハ激烈且ツ複雑多岐ナル可キヲ洞見シ海陸空ニ亘ル身心ノ立体的訓練ヲ施シ、以テ世界指導ノ意氣ト体力トヲ鍊成セシム

一、郷土ノ先哲偉人ノ事蹟ヲ究メテ之ニ私淑シ且ツ県民性ノ長短水土ノ得失ヲ明ラカニシテ其ノ矯正暢達ヲ利用改善ヲ図リ以テ県民教化ノ重責ヲ全ウセシメントス

訓育方針

教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ、修文練武質実剛健ニシテ挺身報国獻心勤行以テ新東亜建設ノ信念ト実行力トヲ有スル国土

の青年教育者ノ鍊成ヲ以テ根本方針トシ、職員進ンデ率先躬行特ニ左記事項ノ実現ヲ期ス

一、日本精神ノ真髓ニ明徹シ滅私奉公至誠一貫日常ノ業務生活ヲ通シテ万邦無比ノ皇国臣民道ニ徹セシム

一、今次支那事變ハ皇国ノ歴史の大使命達成ノ重大契機ナルニ鑑ミ銃後奉公ノ実ヲ挙グルト共ニ国民精神総動員ノ趣旨ヲ体シ愈々非常時国策ニ即応邁進セシム

一、赤心報国隊ノ活動ヲ通シテ積極進取敢為断行ノ意氣ト挺身報国獻心勤行ノ実力並ニ堅忍持久困苦欠乏ニ堪フル心身ノ鍊成ヲ期セシム

一、郷土ノ先哲偉人ノ事蹟ヲ究メテ其ノ殉国ノ精神ト高潔ナル人格トニ触レ以テ徳性ノ鍊磨ト風尚ノ長養トニ努メシム

一、教師ノ徳化ヲ重ンジ率先躬行工夫省察以テ智徳ノ修養研鑽ニ努メ確固タル信念ト旺盛ナル氣魄トノ下ニ皇国民教育者タルノ資質ヲ鍊成セシム

六一一七 寄宿舎における訓練指導方針(昭和十四年)

〔広島県師範学校〕  
〔学校経営概要〕

本校ノ教育方針ニ則リ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ寄宿舎ノ凡ユル生活ヲ通シテ之ガ体認ト実践トヲ図リ、以テ国民教育者トシテ確固不動ノ信念ト魄力実行力ヲ有スル忠良ニシテ有為且ツ氣節ニ富ム国土の人物ヲ養成セントス、之ガタメ左ノ舎訓並ニ生活綱領ヲ掲ゲ以テ舎生ノ訓練指導ヲ行フ

舎訓

一、舎生ハ夙夜君父師長ノ恩ヲ体認シ全員心ヲ一ニシテ切磋琢磨

磨醇厚ナル舍風ヲ発揚スルヲ要ス

一、舎生ハ常ニ高潔ナル品性質実剛健ナル氣象至深ナル温情ヲ砥励シ將來儀表タルノ徳ニ資スルヲ要ス

一、舎生ハ常ニ規律節制ヲ守リ清潔整頓ヲ尚ビ率先躬行勤勞奉仕以テ共同自治ノ実ヲ挙グルヲ要ス

一、舎生ハ常ニ積極進取ノ態度ヲ以テ徹底的ニ学習ヲ励ミ予習復習課題ノ研究ヲ怠ラザルヲ要ス

一、舎生ハ常ニ体育ヲ重ンジ心身ノ鍛鍊ヲ図リ衛生ニ留意シ以テ健康ノ増進ニ努ムルヲ要ス

生活綱領

至誠一貫 報恩感謝 事上鍊磨

寄宿舎ニ於ケル訓練

寄宿舎ハ舎生ノ人物鍊成ノ道場タルヲ以テ特ニ訓練ヲ重視シ次ノ如キ施設ヲ行フ

一、君教師長ニ対スル報恩感謝並ニ敬神崇祖ノ觀念養成

一切ノ行事ヲ挙ゲテ忠ト孝ニ帰一セシムル様指導シツツアルモ今主ナルモノヲ挙グレバ次ノ如シ

1、朝礼ノ際ニ皇太神宮並ニ皇居ヲ遙拝セシム

2、豊受大神ヲ食堂ニ奉祀シ毎食時礼拝セシム

3、年数回教育ニ関スル勅語ヲ謹書セシメ以テ聖旨奉戴ノ一助タラシム

4、毎月二回全舎監生徒早朝比治山御便殿ニ参拝ス

5、神官ヲ招聘シ食堂祭典ヲ施行ス

6、毎学期二回以上陸軍墓地ノ清掃並ニ参拝ヲ行ハシム

7、護国神社・比治山神社ヲ初メ神社参拝ヲ奨励ス

8、毎朝食事並ニ夜ノ点呼前黙祈セシム

9、生徒ノ父兄ニシテ物故セルモノノ靈ヲ食堂ニ祀リ礼拝セシム

10、土曜帰郷ヲ許シ父母ニ孝養ヲ尽サシム

11、毎週一回朝食事ニ五訓ヲ斉唱セシメ之ガ主旨徹底ヲ図ル

一、此の食物が食膳に運ばれる迄には幾多の人々の努力と神仏の加護によることを思って感謝致します

一、私の徳行の足らざるに此の食物をいただくことを過分に思ひます

一、此の食物に向って旨いからとて貪る心まずいからとて厭ふ心を起しません

一、此の食物は私共の心身を癒す良薬と心得ていただきます

一、此の食物は道を成就せんがためにいただくことを誓ひます

12、金銭出納簿ヲ嚴重ニ記入シ特ニ父母ノ勞苦ヲ偲バシメ以テ報恩感謝ノ念ヲ養成セシム

13、其ノ他凡ユル機会ヲ利用シ之ガ趣旨徹底ヲ図ル

二、教育者トシテノ信念魄力及実行力ノ養成

1、教育ニ関スル勅語、教育者ニ賜ハリタル勅語、青少年生徒ニ賜ハリタル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ教育ガ皇運扶翼ノ聖業タルノ信念ヲ涵養セシム

2、毎週御製ヲ食堂ニ謹書シ之ガ聖旨ニツキ訓話ス

3、名士高僧先輩ヲ招聘シ講演会・座談会ヲ催シ教育者トシテノ信念ヲ養ヒ識見ヲ高メシム

4、寄宿舎ノ諸行事ヲ通シテ勤勞愛好ノ精神実践力ノ涵養ヲ

図リ特ニ上級生ヲシテ範ヲ示サシム



- 5、次年度ノ上級学年ヲシテ海軍兵学校ノ生活ヲ參觀セシメ指導者トシテノ自覚ヲ高メシム
  - 6、仏通寺ノ参禅ヲ通シテ行ノ精神ヲ体験セシム
  - 7、良書ヲ紹介シ読書ヲ指導ス、例ヘバ其ノ一端トシテ係員ヲシテ毎週一冊宛内容紹介文ヲ揭示セシム
  - 8、修養文庫ヲ設ケ伝記修養国体思想文芸等ニ関スル良書ヲ備ヘ之ガ利用ヲ奨励ス
  - 9、毎朝礼時校歌・寮歌ヲ合唱セシメ以テ教育者タルノ自覚ヲ高メソノ使命ヲ感得セシム
  - 10、毎日朝礼ノ際国旗ヲ掲揚セシム
  - 11、朝食時ニ誓詞ヲ唱ヘシム
  - 12、静座会ヲ設ケ毎晩静座セシム
  - 13、常ニ質実剛健ナル気風ノ養成ニ留意ス
  - 14、毎日曜日夕食後軍歌ヲ合唱セシメ志氣ヲ鼓舞ス
- 三、清潔整頓規律節制協同一致ノ精神涵養
- 1、毎日朝昼晩各部屋ノ掃除整頓ヲ行ハシム
  - 2、毎朝順番ニ担当区域ノ清掃ヲナサシム
  - 3、土曜日ノ放課後ハ大掃除日トシテ特ニ共同場所ノ清掃ヲ行ハシム
  - 4、毎学期一回以上寢具ノ洗濯ヲ行ハシメ之ヲ点検ス
  - 5、動作時限ヲ初メ一般舎則ヲ厳守励行セシム
  - 6、朝夕ノ人員点呼ハ特ニ正確厳肅ニ行フ
  - 7、舎ノ諸行事ハ舎監率先シテ事ニ当リ協同一致ノ美風ヲ涵養ス
  - 8、随時役員会ヲ開キ協同一致以テ舎風ノ向上ヲ図ラシム

六一一八 広島師範学校規則 (昭和十八年)

広島師範学校規則

第一章 学期及授業ヲ行ハザル日

第一条 学期ハ之ヲ左ノ三学期ニ分ツ

第一学期 自四月一日至八月三十一日

第二学期 自九月一日至十二月三十一日

第三学期 自一月一日至三月三十一日

第二条 授業ヲ行ハザル日ハ左ノ如シ

一、一月一日及昭和二年勅令第二十五号ニ依リ休日タル祭日

祝日

二、日 曜日

三、学 年 始 自四月一日至四月七日

四、夏 季 自七月二十一日至八月十九日

五、冬 季 自十二月二十五日至一月五日

六、学 年 末 自三月十九日至三月三十一日

七、創立記念日 七月一日

第二章 教科及科目

第三条 教科科目中実業科ハ農業、外国語科ハ英語及支那語トス

第三章 生徒ノ成績考査

第四条 生徒ノ成績ハ教科及修練ニ付キ毎学期之ヲ査定ス

第五条 学期成績ヲ平均シタルモノヲ以テ学年成績トス

第六条 本科生徒ノ卒業成績ハ全学年ニ於ケル成績ト教育実習ノ成績トヲ以テ之ヲ定ム

予科生徒ノ修了成績ハ最終学年ノ成績ヲ以テ之ニ充ツ

第七条 生徒ノ成績考査ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 課程ノ修了及卒業ノ認定

第八条 課程ノ修了及卒業ノ認定ハ修了成績及卒業成績ニ依リ  
 学校長之ヲ行フ

第九条 認定ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 生徒ノ入学、休学、退学及懲戒

第十条 入学ノ時期ハ学年ノ始トス

第十一条 生徒ノ募集ハ師範学校規程第三十一条乃至第三十七  
 条ノ規定ニ依ル

第十二条 入学セシムベキ生徒ノ概数並選抜ニ関スル事項ハ其  
 ノ都度之ヲ定ム

第十三条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人ヲ定メ本校所定ノ  
 誓約書ニ戸籍謄本若ハ之ニ準ズベキモノヲ添ヘ所定ノ期日内

ニ学校長ニ届出ツベシ、前項ノ手續ヲ了セザル者ニ対シテハ  
 其ノ入学ヲ取消ス事アルベシ

第十四条 疾病又ハ已ムヲ得ザル事由ニ依リ該学年間休学セン  
 トスル者ハ保証人連署ノ上願出デテ許可ヲ受クベシ、但シ疾

病ニ依ル場合ハ医師ノ診断書ヲ添付スベシ

第十五条 生徒ニシテ兵役ニ服スル者ハ其ノ期間中休学トス

第十六条 休学ヲ許可セラレタル生徒ニシテ其ノ休学ノ期限終  
 リタル時ハ原級ニ復セシム

第十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ退学ヲ命ス

一、師範学校規程第四十条ノ各号

一、引続キ二回原級ニ留マル者、但シ学期第十五条ニ該当ス  
 ル者ハ此ノ限ニ在ラス

一、学校長ノ許可ヲ受ケズシテ他ノ学校ノ入学試験ヲ受ケタ  
 ル者

第十八条 疾病又ハ已ムヲ得ザル事由ニ依リ退学セントスル者  
 ハ其ノ事由ヲ具シ保証人連署ノ上願出デテ許可ヲ受クベシ、  
 但シ疾病ニ依ル場合ハ医師ノ診断書ヲ添付スベシ

第十九条 生徒ニシテ学籍ヲ失ヒタル者其ノ学籍ヲ失ヒタルト  
 キヨリ二年以内ニ再入学ヲ志願シタルトキハ、詮衡ノ上当該  
 学年又ハ翌学年ノ始ヨリ三十日以内ニ於テ同一学年以下ノ学  
 年ニ限リ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第二十条 学校長ハ教育上必要アリト認メタルトキハ生徒ニ懲  
 戒ヲ加フ

懲戒ハ譴責・謹慎又ハ停学トス

第六章 学 資

第二十一条 学資ノ給与額ハ別ニ之ヲ定ム

学資ハ毎月二十五日之ヲ給与ス、但シ休日ニ当ルトキハ順延  
 トス

生徒卒業又ハ死亡シタル場合ハ前項ノ給与日ニ拘ラズ其ノ際  
 之ヲ給与ス

第二十二条 学資ハ師範学校規程第四十六条ニ定ムル場合ノ外  
 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ超過日数ニ対シ之ヲ給与  
 セズ

一、疾病ニ依リ引続キ欠席スルコト三十日ヲ超ユルトキ

一、私事故障ニ依リ引続キ欠席スルコト十五日ヲ超ユルトキ

第二十三条 学資ハ入学又ハ卒業ノ月ヲ除クノ外給与スベキ日  
 数一月ニ滿タザルトキハ其ノ月ノ現日数ニ依リ日割計算ヲ以  
 テ之ヲ給与ス

第二十四条 師範学校規程第四十五条ノ規定ニ依リ償還スベキ  
 授業費ハ年額金八拾円トス

第七章 寄宿寮

第二十五条 生徒ハ在学中寄宿寮ニ入ルベキモノトス、但シ学校長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ生徒ニ対シ帰郷又ハ外泊ヲ命ズルコトアルベシ

第二十六条 寄宿寮ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第八章 研究科

第二十七条 本校ニ研究科ヲ置ク

第二十八条 研究科ニ関スル事項ハ師範学校規程第五十六条乃至第六十二条ノ規定ニ依ル

第九章 附属国民学校及附属幼稚園

第二十九条 本校男子部ニ附属国民学校ヲ女子部ニ附属国民学校及附属幼稚園ヲ置ク

第三十条 附属国民学校規則、附属幼稚園規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十章 専攻科

第三十一条 本校女子部ニ当分ノ内専攻科ヲ置ク

第三十二条 専攻科生徒ノ成績考査ハ学則第四条、第五条及第七條ヲ準用スルノ外研究論文又ハ研究作品ヲ提出セシメテ之ヲ査定ス

第三十三条 専攻科ニ関スル其ノ他ノ事項ニ付テハ師範学校規程第七十五条乃至第八十二条ノ規定ニ依ル

付 則

本規程ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

六一一九 広島教育大学設置案

〔昭和二十二年〕

〔「広島教育大学設置申請書」〕

広島教育大学設置要項

〔「広島教育大学設置申請書」〕

一、目的及び使命

学校教育法第五十二条の規定に則り主として小学校及び中学校の教員を養成する目的を以つて教育大学を設置する。

二、名称

広島教育大学

三、位置

(一) 広島教育大学(本校)

広島市東雲町千九百四十六番地

(二) 広島教育大学三原分校

広島県三原市館町乙千六百七十一番地

四、校地

総坪数 三三、九〇二坪六

内訳 広島教育大学本校 一九、四二五坪

広島教育大学三原分校 一三、四七七坪〇六

五、校舎等建物

総坪数 九、九一七坪〇三七(現有)

内訳 広島教育大学本校 五、四七一坪二〇五

広島教育大学三原分校 四、四四〇坪八三二

六、図書・標本・機械・器具等施設概要(現有)

種別	広島本校		三原分校		計
	員数	員数	員数	員数	
図書	二八、八六八点	一三、三八五点	四二、二五三点		
標本	六、〇八〇	五、六八七	一一、七六七		
機械	五九六	四四六	一、〇四二		

器具	一〇、九七一	二二、四六〇	二三、四三一
計	四六、五一五	三一、九七八	七八、四九三

七、附属施設

(一) 広島教育大学本校附属小学校

1、学年・学級及び児童数

学年	学級数	児童数	備考
第一学年	二	八〇	
第二学年	二	八〇	
第三学年	二	八〇	
第四学年	二	八〇	
第五学年	二	八〇	
第六学年	二	八〇	
計	一二	四八〇	

2、職員

区分	専任	兼任	計	備考
主事	一		一	
教諭	一五		一五	
養護教諭	一		一	
事務員	二		二	
計	一九		一九	

(二) 広島教育大学本校附属中学校

1、学年・学級及び生徒数

学年	学級数	生徒数	備考
第一学年	二	八〇	
第二学年	二	八〇	
第三学年	二	八〇	
計	六	二四〇	

2、職員

区分	専任	兼任	計	備考
主事	一		一	
教諭	一二		一二	
養護教諭	一		一	
事務員	二		二	
計	一六		一六	

(三) 広島教育大学三原分校附属小学校

1、学年・学級及び児童数

学年	学級数	児童数	備考
第一学年	二	八〇	
第二学年	二	八〇	

四 広島教育大学三原分校附属中学校  
1、学年・学級及び生徒数

学年	学級数	生徒数	備考
第一学年	二	八〇	
第二学年	二	八〇	
第三学年	二	八〇	
計	六	二四〇	

2、職員

区分	専任	兼任	計	備考
主事	一		一	
教諭	一五		一五	
養護教諭	一		一	
事務員	二		二	
計	一九		一九	

学年	計	備考
第三学年	二	八〇
第四学年	二	八〇
第五学年	二	八〇
第六学年	二	八〇
計	一二	四八〇

2、職員

区分	専任	兼任	計	備考
主事	一		一	
教諭	一二		一二	
養護教諭	一		一	
事務員	二		二	
計	一六		一六	

(五) 広島教育大学三原分校附属幼稚園

1、組数及び園児数

組数	園児数	備考
二	八〇	二ヶ年修了

2、職員

区分	専任	兼任	計	備考
主事	一		一	
教諭	三		三	
養護教諭	一		一	
事務員	一		一	
計	六		六	

(六) 広島教育大学本校教育研究所

一、目的

教育の目的、内容及び方法等につきその原理と実践とに亘つて研究し、その研究の成果を以て教育の進歩発達を図ることを目的とする。

二、組織

1、所長を置く。

2、当研究所に第一部(広島本校)及び第二部(三原分校)を置き各部に夫々副所長を置く。

3、第一部・第二部に夫々専任主任一人、所員・書記二人を置く。

4、研究所第一部・第二部の庶務部・研究部・事業部に部主任を置く。

三、機構並に事業

研究所第一部・第二部に夫々次の諸部を置き研究及び事業を分担する。

1、庶務部

庶務会計を掌り各部相互並に外部との連絡にあたる。

2、研究部

(1) 学校教育研究班

(2) 児童生徒研究班

(3) 社会研究班

(4) 教科教育研究班

3、事業部

学校エキステンションの諸施設、教育相談、編集、出版、ワークショップ等

(七) 広島教育大学臨海実験所

一、場所 広島県賀茂郡安浦町小日之浦

二、目的

自然科学の現地実物の研究をなし、教員としての自然科学研究の方法を会得せしめるとともに自然科学教育の振興を図るを以て目的とする。

三、組織

所長 一人

所員 一人

助手 一人

備人 一人

四、事業

1、生物科の臨海研究

2、水産の応用的研究

3、水産生物の養殖並に加工研究

4、臨海講習会、海洋物理化学講座の開設

5、その他必要なる事業

五、設備

実験室、観測所、養魚池、試験池、孵化池等

六、建物及実験池の面積

建物 四棟 建坪 六五坪

実験池 五、四七〇坪六

備考 (一) 土地・建物は目下大蔵省より文部省へ移管手

続中。(二) 職員組織は計画予定のものである。

八、学科目概要

学科目は一般教養科目、専門教養科目、教職教養科目及び体

育とする。  
内 訳

学 科 目	開 設 単 位 数
一 般 教 養 科 目	五三
人 文 科 学 関 係	三〇
社 会 科 学 関 係	七
自 然 科 学 関 係	一六
専 門 教 養 科 目	三二四
教 職 教 養 科 目	四六
体 育	二
計	四一五

九、履修方法及び学位授与概要

1、第一年度から一般教養科目、専門教養科目及び教職教養科目を併行して履修せしめ、専門教養科目は逐年これを増加し、一般教養科目は逐年これを減少する。

2、一般教養科目、専門教養科目及び教職教養科目の各部門に亘り単位百二十以上及び体育の単位四を四箇年以上に履修した者は学士と称することができる。

十、職員組織概要

学長、教授、助教授、助手、講師等及び事務官、技官、事務員、技術員等を以て組織する。

区 分	専 任	兼 任	計	備 考
学 長	一		一	
教 授	四五		四五	附属校専任主事五名を含む
助 教 授	四〇	二	四二	
助 手	四〇		四〇	
講 師	五	六	一一	
教 諭	(一三九)		(一三九)	
養護教諭	(三二)		(三二)	
事務官	(一三)		(一三)	
事務員	四八		四八	
技 官	二		二	
技 術 員	五		五	
其 他	四一		四一	
計	(二八一)	八	(二八九)	

備考

一、右表中には附属中、小学校、幼稚園職員を含む。

二、表中( )内の数字は昭和二十四年度の増員予定数を示す。

十一、学生定員

学生の定員は一、二八〇名とする。

この学年定員数は左の通りである。

区 分	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	計
広島本校	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	八〇〇
三原分校	二〇〇	二〇〇	四〇	四〇	四八〇
計	四〇〇	四〇〇	二四〇	二四〇	一、二八〇

備考 三原分校においては当分の間家庭科、音楽科及び体育科以外の四ヶ年の課程を置かない。

十二、設置者

文部大臣

十三、維持経営の方法概要

(一) 経常費

科 目	金 額	備 考
官吏給	三三、三七一、五二〇円	
給料	二、八五六、四八〇	
手当及給与金	四五三、六〇〇	
人夫給	一五九、一三〇	
交際費	一一、〇〇〇	
旅費	(マ)	
消耗品	(マ)	
役務費	二、四四二、〇〇〇	
備品費	三、〇五二、五〇〇	
計	四五、四七六、八五〇	

(二) 臨時費

「第十二」中の臨時費と同様。

備考 右の経費は国庫負担とす。

十四、大学開設の時期

昭和二十四年四月一日



広島師範学校略年表

- 明治5年(一七七)  
 5・ 遷喬舎設置。十月、師範学科等を置き、小学校教員の養成を行った。
- 明治6年(一七八)  
 8・3 学制頒布。
- 明治7年(一七九)  
 3・ 遷喬舎を義校とした。
- 明治7年(一七九)  
 2・19 官立広島師範学校設置。
- 6・ 遷喬舎廢校。
- 7・1 白鳥学校(広島県師範学校)創立。校則・通則・教則・舎則・通学則制定。
- 8・20 岩本元行が校長に任命された。
- 12・11 白鳥学校の開校式挙行。
- 12・28 最初の卒業生九名を県下に派出した。
- 明治8年(一八〇)  
 4・12 白鳥学校を広島県公立師範学校と改称。
- 7・ 東白鳥町の校舎より西白鳥町の山林社へ移転。
- 10・30 附属小学校(通称「児童用模範学校」)創設。
- 明治9年(一八一)  
 6・29 元小田県師範学校を広島県公立師範学校分校とした。
- 明治10年(一八二)  
 2・19 官立広島師範学校廢止。
- 明治11年(一八三)  
 3・1 広島立町の元官立広島師範学校跡へ移転。
- 3・7 校名を広島県師範学校と改称。
- 7・1 広島竹屋町(元官立広島師範学校新築校舎)へ移転。
- 7・10 吉村寅太郎が校長に任命された。
- 明治11年(一八三)  
 2・21 植物園設置。
- 12・10 分校を広島県福山師範学校と改称。
- 12・25 矢部善藏が校長に任命された。
- 明治12年(一八四)  
 6・30 広島県福山師範学校廢止。
- 9・10 校名を広島県広島師範学校と改称。
- 11・10 正午、本校寄宿舎より失火、附属大教場及倉庫を除きその他の校舎焼失、午後四時鎮火。
- 11・27 広島南町へ移転。
- 明治13年(一八五)  
 3・19 広島下中町広島県中学校内へ移転。
- 明治14年(一八六)  
 11・25 水谷貢が校長に任命された。
- 明治15年(一八七)  
 9・3 体操および女礼式の講習を実施。
- 10・14 女子部設置、開業式挙行。
- 明治17年(一八九)  
 3・3 小学校教員講習科開設。
- 明治19年(一九一)  
 3・3 幼児保育場設置。
- 4・10 師範学校令公布。

- 7・31 校名を広島県尋常師範学校と改称。
- 8・16 峰是三郎が広島県尋常師範学校長に任命された。
- 明治20年(一八七)
- 4・7 大河内輝剛が広島県尋常師範学校長に任命された。
- 明治25年(一八九)
- 4・24 大田義弼が広島県尋常師範学校長に任命された。
- 明治26年(一八九)
- 2・9 「小学校教員講習科規程」制定。
- 2・23 「広島県尋常師範学校簡易科規則」制定。
- 3・31 女子部および幼児保育場廃止。
- 明治30年(一九七)
- 10・9 師範教育令公布。
- 明治31年(一九八)
- 1・17 安達常正が広島県尋常師範学校長に任命された。
- 4・1 広島県尋常師範学校を広島県師範学校と改称。  
女子部をふたたび設置。
- 明治32年(一九九)
- 4・5 男子部寄宿舎、広島市皆実村に新築移転。
- 5・28 茨城県師範学校校長大田義弼がふたたび広島県師範学校長に任命された。
- 明治33年(二〇〇)
- 10・27 校長大田義弼転任。福島県師範学校校長広瀬為四郎が  
広島県師範学校長に任命された。
- 明治34年(二〇一)
- 7・21 広島市皆実村の新築校舎へ移転。
- 明治35年(二〇二)
- 9・22 東京府師範学校教諭弘瀬時治が広島県師範学校長に  
任命された。
- 明治36年(二〇三)
- 3・31 附属植物園が、県立広島高等女学校の附属となっ  
た。
- 6・27 学則並びに「生徒学費支給規則」制定。
- 明治37年(二〇四)
- 3・18 附属小学校規則制定。
- 4・1 安芸郡仁保村に附属小学校大河分教場を設置。  
男子部に手工科を加設。  
本年度より私費生の入学を許可。
- 明治39年(二〇六)
- 6・2 三重県師範学校校長根岸福彌が広島県師範学校長に任  
命された。
- 明治40年(二〇七)
- 4・17 「師範学校規程」制定。
- 明治41年(二〇八)
- 1・28 学則制定。予備科を設置。
- 7・1 広島県三原女子師範学校を広島県御調郡三原町に設  
置、明治四十二年四月より開校の件、認可。
- 明治42年(二〇九)
- 2・2 広島県三原女子師範学校は当分の間、広島県師範学  
校内に置くこととした。
- 3・31 女子部廃止。
- 4・1 広島県三原女子師範学校設置、広島県師範学校校長根  
岸福彌が広島県三原女子師範学校長を兼任した。

明治43年(一九一〇)

- 1・28 新潟県長岡女子師範学校教諭内田慶三が広島県三原女子師範学校長に任命された。
- 3・29 広島県三原女子師範学校の事務を御調郡三原町同校舎内に移転。

11・27 広島県三原女子師範学校開校式を挙行。

明治44年(一九一〇)

- 3・31 大河分教場を廃止、四月一日より安芸郡大河尋常小学校を広島県師範学校代用附属小学校とした。
- 4・1 広島県三原女子師範学校、予備科一学級増設、附属小学校設置。
- 4・ 男子師範学校本科第二部(一学級)設置。

大正元年(一九一〇)

- 10・2 福岡県福岡師範学校校長浜口庄吉が広島県師範学校長に任命された。

大正2年(一九一三)

- 4・1 男子師範学校本科第二部を二学級に増設。
- 10・23 愛媛県女子師範学校長塩谷伴造が広島県三原女子師範学校長に任命された。

大正4年(一九一五)

- 1・16 本年度より予備科を廃止。
- 4・1 女子師範学校本科第二部設置。
- 4・6 広島県三原女子師範学校、本科第一部生入学式挙行。

大正5年(一九一六)

- 3・ 3 「広島県師範学校卒業生服務規則」制定。
- 3・17 「広島県三原女子師範学校卒業生服務規則」制定。

大正6年(一九一七)

- 4・ 男子師範学校、全寮制を廃止、通学を認めた。
- 6・28 群馬県師範学校長山本宗太郎が広島県師範学校長に任命された。

大正7年(一九一八)

- 10・19 広島県師範学校教諭五十嵐長之丞が広島県三原女子師範学校長に任命された。

大正8年(一九一九)

- 7・31 愛媛県視学渡辺信治が広島県師範学校長に任命された。

11・6 広島県師範学校附属小学校児童図書室より出火、元

大正9年(一九二〇)

- 4・30 師範学校長北川鯉一が広島県三原女子師範学校長に任命された。

11・30 男子師範学校、比治山構外寄宿舎新築落成。

大正10年(一九二一)

- 4・15 男子師範学校大河構外寄宿舎新築落成。
- 6・1 男子師範学校字品構外寄宿舎新築落成。

12・17 男子師範学校附属小学校火災後の復旧工事落成。

大正11年(一九二二)

- 2・10 広島県福山師範学校の新設を決定、開校事務を広島師範学校内にて開始。
- 3・30 福山師範学校の事務を福山市霞町小学校内に移転。
- 3・31 広島市皆実尋常高等小学校を広島県師範学校代用附属小学校とする。

4・1 広島県福山師範学校設置、広島県師範学校を広島県  
広島師範学校と改称。

広島県師範学校教諭片山昇が広島県福山師範学校長  
に任命された。

大正12年(一九二三)

4・ 福山師範学校、三吉町の新校舎に移転。

5・21 福山師範学校、開校式挙行。

7・3 高知県師範学校校長森隼三が広島県三原女子師範学校  
長に任命された。

大正13年(一九二四)

7・1 三原女子師範学校創立十五周年記念式を挙行。

11・9 広島師範学校創立五十周年記念式を挙行。

大正14年(一九二五)

4・1 「師範学校規程」改正、本科第一部修業年限五か年  
となる。

大正15年(一九二六)

3・31 新潟県新潟師範学校校長宗像鴨四郎が広島師範学校長  
に任命された。

4・ 本年度より広島・福山・三原の各師範学校に専攻科  
が各一学級新設された。

昭和2年(一九二七)

4・1 広島師範学校、専攻科二学級に増設。

5・14 愛媛県師範学校校長浅賀辰次郎が広島師範学校長に任  
命された。

10・26 師範学校校長辻助次郎が三原女子師範学校長に任命さ  
れた。

昭和3年(一九二八)

4・1 広島師範学校全寮制を復活(但し、本科第一部第二  
学年まで)。

4・5 広島県主催保母養成長期講習会を三原女子師範学校  
に開設。

昭和5年(一九三〇)

3・27 師範学校校長山崎英次郎が三原女子師範学校長に任命  
された。

3・31 保母養成長期講習会を廃止。  
広島市大河尋常高等小学校的の広島師範学校代用附属  
小学校関係を解き、広島県安佐郡緑井尋常高等小学  
校を本校附属小学校に代用。

昭和6年(一九三一)

1・10 「師範学校規程」改正、本科第二部の修業年限を二  
年とした。

4・1 三原女子師範学校専攻科廃止。

昭和7年(一九三二)

3・28 津田克太郎が広島師範学校長に任命された。  
3・31 福山師範学校廃止。

4・1 広島県広島師範学校を広島県師範学校と改称。

昭和8年(一九三三)

4・ 字品・大河両寄宿舎廃止に伴い、構外三寄宿舎の二  
部生全員を本校寄宿舎に収容。

4・10 広島県師範学校の校旗制定。

昭和9年(一九三四)

10・28 三原女子師範学校創立二十五周年記念式を挙行。

- 11・4 広島県師範学校創立六十周年記念式を挙行。
- 昭和10年(二五三)
- 3・30 富山県立富山中学校校長横田純太が広島県師範学校校長に任命された。
- 師範学校校長桜井香織が三原女子師範学校校長に任命された。
- 昭和11年(二五七)
- 5・8 三原女子師範学校附属小学校創立二十五周年記念式を挙行。
- 昭和12年(二五七)
- 広島県師範学校、広島市東雲町への移転決定。
- 昭和13年(二五八)
- 3・17 広島県師範学校、広島市東雲町にて起工式挙行。
- 4・11 鹿児島県師範学校校長林鎌次郎が広島県師範学校校長に任命された。
- 昭和14年(二五九)
- 3・28 「広島県立臨時教員養成所規程」公布、四月一日より臨時教員養成所を広島県師範学校内に併置。
- 4・1 本科第二部に特別学級(天陸科)を増設した。
- 7・22 広島県特設教員養成所を三原女子師範学校に設置。
- 昭和15年(二六〇)
- 4・1 広島県立臨時教員養成所を広島県立臨時小学校教員養成所と改称。
- 昭和16年(二六一)
- 2・28 附属小学校を附属国民学校と改称。
- 4・1 広島県立臨時小学校教員養成所を広島県立臨時国民学校教員養成所と改称し、広島県三原女子師範学校内に併置(広島県特設教員養成所は広島県特設国民学校教員養成所と改称)。
- 7・30 広島県師範学校附属国民学校、広島市東雲町に移転。
- 9・15 広島県師範学校、広島市内東雲町新校舎に移転。
- 昭和17年(二六三)
- 3・31 熊本県師範学校長山下直平が広島県師範学校校長に任命された。
- 大分県師範学校校長及川彌平が三原女子師範学校校長に任命された。
- 昭和18年(二六四)
- 3・8 師範学校令改正、官立師範学校成立。
- 4・1 官立広島師範学校発足、元広島県師範学校を本部および男子部とし、元三原女子師範学校を女子部とした(男子部に研究科、女子部に専攻科を設置)。
- 元広島県師範学校校長山下直平が広島県師範学校校長に任命された。
- 11・7 広島師範学校創立七十周年記念式を挙行。
- 昭和20(二六五)
- 8・6 広島市に原子爆弾が投下され、大きな損害を蒙った。
- 9・5 男子部授業再開。
- 昭和21年(二六六)
- 6・5 広島高等師範学校教授辻幸三郎が広島師範学校校長に任命された。

昭和22年(六四七)

3・29 教育基本法(法律第一二五号)、学校教育法(法律第一二六号)公布、施行。

4・1 新学制による新制附属中学校を設置。

5・24 附属国民学校を附属小学校と改称。

昭和23年(六四八)

1・17 予科生徒の募集を停止。

4・ 男子部・女子部に特設研究科を設置。

11・4 広島師範学校創立七十五周年記念式を挙行。

12・11 広島師範学校男子部附属中学校校舍落成式。

昭和24年(六四九)

5・31 広島師範学校、国立学校設置法に依り広島大学教育学部に包括。男子部は東雲分校、女子部は三原分校となる。

広島師範学校長辻幸三郎が広島大学東雲分校主事兼  
広島師範学校長に任命された。

7・31 広島大学教育学部長桜井役が広島大学広島師範学校  
長を兼任した。

昭和26年(六五〇)

3・31 旧制課程終了に伴い、広島大学広島師範学校男子  
部、同女子部が廃止された。

4・1 広島師範学校附属学校は、それぞれ広島大学教育学  
部附属東雲中学校・小学校、附属三原中学校・小学  
校、附属幼稚園となった。

第七編

広島青年師範学校史





## 第一章 前 史

### 第一節 実業補習学校教員の養成

#### 実業補習学校 教員の資格

明治二十年以降一般勤労青少年に対する補習教育をめざした実業補習学校の発達に伴って、その教員の養成が問題となった。明治二十六年(二六三)の実業補習学校発足に当って、「実業補習学校ノルモノヲ以テ之ニ充ツヘシ」〔実業補習学校  
規程第一条〕と規定され、実業補習学校教員には主として小学校教員の資格をもって充てられることになった。しかし、その教員の補充は当初から困難であった。文部省では同年十一月の「実業補習学校規程ヲ発布シタルニ付訓令」においてその対策を示した。すなわち「各学校ハ或ハ実業専門ノ人ヲ囑託シ、或ハ巡回教師ノ講演ヲ請ヒ、或ハ小学校教員ヲシテ講習ノ方法ニ依リ、実業教授ヲ伝習セシムル等ノ方法ニヨリ、以テ目下ノ困難ヲ補足スルノ道ヲ取ルヘキナリ」とした。

#### 実業学校教員養成規程の制定

また、とくに工業教員養成のために、明治二十七年(二六四)六月に「工業教員養成規程」が制定され、東京工業学校に工業教員養成所が併設された。この養成所は徒弟学校および工業補習学校の教員も養成することとした。この規程は明治三十二年三月に廃止されたが、新たに「実業学校教員養成規程」が制定された。以後実業学校および実業補習学校の教員養成は、この規程にもとづいて行われた。そこで東京帝国大学農科大

学にて農業教員養成所、高等商業学校に商業教員養成所、東京工業学校に工業教員養成所が附設されることになった。その後東京美術学校・商船学校・水産講習所、さらにその他の実業学校にもそれぞれ養成所が附設されるようになった。

#### 公立私立実業学校教員

#### 資格に関する規程制定

明治四十年(一九〇七)九月、「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」が制定された。これによって実業補習学校教員の資格は、修業年限の短い養成所の卒業者や小学校正教員ないし准教員の免許状所持者となった。また、文部大臣や地方長官の認可があれば、実業補習学校の教員に任用することもできた。

しかし当時実業補習学校が急激に増加しつつある状況で、その教員の補充は学校の急増に追いつかず、大部分は小学校教員の兼任に依存する状態であった。広島県の場合も同様で、明治四十三年当時の実業補習学校教員は、「大部分小学校訓導ヨリ兼務……其ノ専務者ニ在リテ文部大臣ノ指定シタル者八人ニシテ其他ハ何レモ尋常小学校准教員ノ資格アル者等トス」といった状況で、その人数は、専任教員四八名、兼任教員一九九名であった。〔明治四十二年度〕  
〔広島県誌事年報〕

#### 実業補習学校教員

#### 養成施設の設置

大正二年(一九一三)二月、実業補習教育調査会の報告書が発表され、その中で教員の養成・任用・待遇に関する方策が示された。それによると、教員の養成は実業専門学校において小学校本科正教員に特別の再教育をすること、実業学校の卒業者などを師範学校その他の施設で一年間教育すること、小学校教員・実業補習学校教員に対して夏期休業中などに講習を行うこととした。また、実業学校教員や実業に関する技術者・実務者も任用するようにし、教員の優遇をはかるよう提言した。続いて大正六年の臨時教育会議において、将来義務制を実施する必要を認め、実業補習教育の普及・発達ならびにその教員の養成および優遇等に関しての論議がなされた。実業補習学校教員養成施設は、各府県においては発足当初からまったく考慮されていなかったが、大正期になってようやく設置されるようになった。大正二年に滋賀県に設置されたのを初めに、大正八年には一九県一九か所、同

九年二二県二二か所の養成施設が設けられるに至った〔文部省社会教育局編「実業」補習教育の沿革と現況〕。

## 第二節 広島県における農業科教員の養成

**県立農学校** 当初、広島県では農業科担任教員の充実をはかるため、夏期休業中に小学校教員農業科講習会を開催別科の設置 していた。当時実業補習学校は急激に増加しており、とくに農業関係の学校増設はめざましかった。

大正四年（一九一五）二月には、農業補習学校は二五六校、農業科を加設した高等小学校は二六五校にも達していた。しかし、それは数量的増大のみで、内容としては不備であったし、しかも教員も不足した状態であった。したがって県では、「農業学校規程」の「農業学校ニハ簡易ノ方法ニ依リ農業ニ必要ナル事項ヲ教授スル為別科ヲ設クルコトヲ得」（第五條）とある規定により、同年四月に賀茂郡西條町の県立西條農学校に別科を新設した。この別科設置の目的は、「農業補習学校又ハ高等小学校農業科担任教員タル者若クハタラントスル者ニ対シ農業上必要ナル事項ヲ教授ス」（大正四年「広島県立西條農学校別科規程」第一條）とあり、各郡小学校教員の中から郡長が選抜し、学校長が適当と認めた者を現職のまま入学させた。修業期間は三か月で、生徒募集は年三回行われた。授業料は徴収せず、大正五年からは一か月五円の学資金が支給された。

大正六年四月には、従前の別科規程を廃して、新たに「農業学校卒業者ニ小学校及実業補習学校ノ農業科教員又ハ農業技術員タルニ必須ナル事項ヲ学習セシムル為広島県立西條農学校ニ別科ヲ置ク」（大正六年「広島県立西條農学校別科規程」第一條）ことになった。修業年限は一か年に延長され、定員は三〇名であった。入学資格および方法は、甲種農学校ならびに修業年限三年以上の乙種農学校の卒業者を入学試験によって選抜した。

さらに大正七年四月には、「農業従事者ニ対シ農業上須要ナル事項ヲ教授ス」〔大正七年「広島県立西條農学校別科規程」第一条〕る修業期間一か月以内の別科に改編された。この別科は教員養成を目的として設置されたものではなかったが、別に「高等小学校若ハ農業補習学校ノ教員ニ対シ本規程ニ準シ別科ヲ開設スルコトヲ得」〔同前第八條〕とあり、以後農業科教員の研修機関として置かれた。

#### 農業教員講習所の附設

大正期において実業補習学校整備の機運はますます高まり、広島県としてはその教員の資質向上を要する必要がある。そこで大正九年(一九二〇)四月には従来の別科とは別に、新たに県立西條農学校に農業教員講習科を設置した。この講習科は、「農業補習学校及小学校ノ農業科教員タルトスル者又ハ農業科ヲ担任スル者ニ必須ナル事項ヲ教授スル為」となっており、農業補習学校教員だけでなく小学校農業科教員の養成と再教育を目的として設置されたものであった。講習科の修業期間は八か月で、入学資格は師範学校農業科履修者、農業科専科正教員免許状所持者およびこれと同等以上の学力があると認められる者となっており、各郡市長の推薦によって選抜された。また授業料は無料で、一か月一五円の学資金も支給された。学科目は、農業汎論・作物園芸・畜産・養蚕・林学・農産製造・土壤肥料・農具・気象・病虫害・法規経済および実習となっている(資料七一参照)。

第一回講習科生二五名の入学式は、同年四月二十日に挙行された。なおこの講習科は、六月一日に広島県立西條農学校附設農業教員講習所と改称され、大正十一年四月広島県実業補習学校教員養成所の開設にともない廃止されたが、その間の修了者はわずか二期、四九名にすぎなかった。なお、これらの修了者の動向は、昭和十年当時、青年学校・小学校の校長が一〇名、青年学校教諭一〇名、小学校訓導五名、実業学校教諭一名、自営・農会・その他一二名、死亡・不明一名といった状況であった〔広島県立青年学校教員養成所同窓会「公誌」第二号所収「会員名簿」〕。

## 第二章 実業補習学校教員養成所時代

### 第一節 養成所の開設

**実業補習学校教員養成制度の成立** 実業補習学校専任教員の増員をはかるため、大正九年(二五〇)十月、実業補習学校教員養成所令が公布され、翌年四月から施行された。従来「実業学校教員養成規程」による官設の農業・工業・

商業の各教員養成所があったが、それらの卒業生で実業補習学校の教員になった者は実際非常に少なかったようである。また、すでに述べたように各府県でも実業補習教育の整備をはかっており、養成所令公布以前にも教員養成施設を設けていたところもあったが、専任教員の補充には十分でなく、小学校教員の兼任に多く依存していた。さらに同年十二月には、実業学校令、「実業補習学校規程」および「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」などの関連法令も改正された。同時に養成所令に続いて同年十二月に「実業補習学校教員養成所令施行規則」も制定され、いちおう実業補習学校教員養成制度が成立した。これらによって実業補習学校教員養成所は、文部大臣の認可を受けて道・府・県・市が設置するものとし、職員組織、職員の待遇・責任・職務等について定められた。養成所の修業年限は一〜二年とし、入学資格は、尋常小学校卒業後修業年限五年以上の実業学校またはこれと同程度の実業学校を卒業した者、師範学校卒業生、そのほか中学校・高等女学校卒業生、小学校本科・専科正教員免許状所持者、尋常小学校卒業後修業年限三年以上の実業学校を卒業し二年以上の実業経験者ならびにその他これに準ずるべき者とした。その他学

表7-2 広島県実業補習学校教員養成所  
教職員定員・実員

事項 年度	教職員定員		専任教員実員		
	専任	兼任	資格		無資格
			有男	女	
大正11年	—	—	0	0	0
大正12年	0	10	0	0	2
大正13年	1	10	0	0	0
大正14年	1	10	1	0	1
大正15年	2	10	3	0	0
昭和元年	3	10	3	0	0
昭和2年	3	10	3	0	0
昭和3年	3	10	3	0	0
昭和4年	3	10	3	0	0
昭和5年	3	10	3	0	0
昭和6年	3	10	3	0	0
昭和7年	3	10	3	0	0
昭和8年	3	10	3	0	0
昭和9年	3	10	3	0	0

注) 教職員定員は『広島県会議決録』、専任教員実員は『文部省年報』による。

表7-1 広島県実業補習学校教員養成所経費

年度	歳出経費
大正11年	8,840
大正12年	12,338
大正13年	13,770
大正14年	20,673
大正15年	22,615
昭和元年	22,749
昭和2年	28,049
昭和3年	13,828
昭和4年	13,799
昭和5年	12,268
昭和6年	6,744
昭和7年	6,744
昭和8年	6,330
昭和9年	

注) 『広島県会議決録』による。

科目、教員資格、施設・設備等についても定められた。こうして大正十年四月に発足した全国の実業補習学校教員養成所は、その年度に一六府県に一八校設置された。

#### 県実業補習学校教員養成所の設置

広島青年師範学校の前身である広島県実業補習学校教員養成所は、養成所令実施の翌年、大正十一年(二六三)四月に設置された。養成所令施行規則によると、「実業補習学校教員養成所ハ公立学校又は実業ニ関スル公立ノ試験場若ハ講習所ニ併設スルコトヲ得」(第六条)とあり、広島県では従来の附設農業教員講習所を廃止し、あらためて県立西條農学校に県実業補習学校教員養成所を併設することにした。

た。農学校に併設された理由は、主として農業科教員を養成する必要があったためであり、同校が従来農業科教員を養成してきた実績によるものであった。大正十一年三月二十五日に設置開校認可(文部省告示(第二二五号))があり、同月三十一日に

「広島県実業補習学校教員養成所学則」が制定された(資料七―二参照)。修業年限は養成所令施行規則によれば「一年乃至二年トス」(第一条とあるが、学則により一年と定め、男子のみの定員三〇名をもって四月に入所生を迎えた。

#### 養成所施設と 教職員の陣容

養成所の施設は、県立西條農学校に併設されたことから、教室および職員室その他一切の建物は、農学校の一部を充用し専用の建物はなかった。また、農業実習地として水田・蔬菜園があったが、いずれも借入地であった(広島県実業補習学校教員養成所「学事年報綴」)。開設当初からの養成所経費予算(歳出予算)を示すと、表七―一のとおりである。

発足時における教職員の定員は一〇名であった。しかしすべて県立西條農学校の教諭・書記が兼任し、所長も農学校長が兼任した。その後、専任教諭が置かれ、その定員も三名となったが、主として農業関係の学科目の教授については、農学校教諭の兼任に依存した。なお、実業補習学校教員養成所時代の教職員の定員・実員を示すと、表七―二のとおりである。

### 第二節 生徒の動向と養成所生活

**入所者の** 広島県実業補習学校教員養成所の募集人員・入所志願者・入所者数を示すと、表七―三のとおりである。**状況** 開設された年には募集人員に足らなかったが、その後次第に増えた。入所志願者は年度により若干

の変化がみられるが、それは入所資格や募集方法の変更によるものと考えられる。開設から大正十三年(二五四)までは養成所令施行規則にもついた入所資格者を郡市長の推薦によって選抜していたが、大正十四年度からは、学則の全面改正により、師範学校卒業者を入所資格の主体とした。これによって生徒の資質は向上したが、師範学校卒業者に対する学資金が高額となり、しかも卒業後相当高給の教員となった。これに対して市町村としては財政上俸給の比較

表7-3 募集人員・入所志願者・入所者の推移

年 度	募集人員	入 所 者 志 願 者	入 所 者
	人	人	人
大正11年	30	22	22
大正12年	30	31	31
大正13年	30	51	30
大正14年	30	67	30
大正15年	30	38	30
昭和元年	28	48	26
昭和2年	28	40	28
昭和3年	40	56	40
昭和4年	40	38	33
昭和5年	40	24	23
昭和6年	20	80	20
昭和7年	—	—	—
昭和8年	20	60	20

注) 広島県実業補習学校教員養成所「学校一覧表」「学事年報綴」による。

らに従来の推薦制も廃止され、入所試験によって選抜されるようになった。

### 卒業者の

養成所の卒業者数は、表七―五に示すとおりであるが、そのうちの大部分は、表七―六にみるとおり実業補習学校や小学校の教員となっている。なお、卒業者に対しては、昭和二年(一九三〇)四月に「広島県実業補習学校教員養成所卒業者服務規則」が定められ(資料七―三参照)、これによって、一年間県内の実業補習学校の教員を務めるか、県内の学事・実業に関する公職に従事することが義務づけられた。

ところで、実業補習学校に就職した卒業者は、「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」により助教諭を三年以上務めた上で助教諭になったが、昭和九年度の卒業者より修業年限が二年となったので卒業と同時に助教諭資格を得た。

### 教授方針

教授方針は、教科と実習との密接な関係を保ち、共同勤労精神と研究心を養うことであった。そのため生徒には養成所付近にあった実習地で毎日二時間の農業実習が課せられ、また夏期休業中も交替で農作業に従事した。このほかにも生徒個人に小作地が与えられた。それは各自の自由研究のために割り当てられたもので

的低い教員を希望していた。このようなことから昭和四年(一九三三)度からは、農業学校卒業者を入所資格の主体とするよう変更された。なお、このような入所資格によって実際に入所した者の学歴と年齢を示すと、表七―四のとおりである。昭和八年度には生徒募集を停止しているが、これは昭和七年より従来の修業年限一年を二年に延長し、隔年募集に切り換えたためである。さ



表7-4 入所者の学歴と年令調

事項 年度	学			歴			年 齢		
	※甲種 農学校業	師範学校卒業	中学校卒業	員免許状取得 小学校本科正教	員免許状取得 小学校専科正教	※乙種 農学校業	最高(年・月)	最低(年・月)	平均(年・月)
大正15年	0	26	0	4	0	0	40.11	20.4	26.7
昭和元年	0	21	0	5	0	0	36.10	21.1	26.10
昭和2年	0	27	0	1	0	0	34.10	20.1	24.8
昭和3年	37	0	0	3	0	0	28.7	19.0	23.1
昭和4年	25	0	0	0	0	8	28.1	18.8	21.5
昭和5年	23	0	0	0	0	0	24.7	19.7	22.0
昭和6年	19	0	1	0	0	0	24.4	17.2	18.11
昭和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和8年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和9年	19	0	0	0	1	0	23.2	17.11	19.4

注) 「学事年報綴」による。

※ 甲種は尋常小学校卒業後修業年限5年以上、乙種は修業年限3年のもので、大正10年に制度上廃止されたが、通称としてその後も使われた。

あった。養成所では、生徒を実業補習学校の教員としてだけでなく、農村の指導者として養成するため、実際の農業経営を習得させことを重視した。実地に即した教育、これが養成所教育の特質であった。なお、授業学科目は、修身・農業汎論・作物・園芸・農産製造・土壤肥料・農具・病虫害・養蚕・林学・畜産・気象・法制経済・教育・国語

漢文・英語・数学などであった。また、教育実習も課せられ、賀茂郡の寺西農業補習学校が代用附属校に指定されていた。

#### 年間行事

養成所の年間行事としてとくに注目されるのは、秋の農林畜産品評会であろう。品評会は生徒に審査の練習をさせ、農林畜産物の評価能力を育成する目的があり、さらに公開して地域の農林畜産当事者に対してもその啓発を促すところがあった。

また、大正十四年(二二五)より体操の中に教練が加えられたが、これによって春・秋には数回にわたって野外教練が実施され、軍事教育の徹底ならびに生徒の心身の強化がはかられた。そのほか県内の農場、実業補習学校、刑務所、新聞社、県会等への実

表7-6 卒業者の就職状況

(昭和10年12月当時)

卒業期	区 分 卒業年月	青年学校		小学校		実業学校教諭	役・農会・休養等 家事・自営・兵	死亡・不明	合 計
		校 長	教 諭	校 長	訓 導				
		人	人	人	人				
1	大正12年3月	0	6	3	1	3	6	3	22
2	大正13年3月	0	16	1	2	0	6	4	29
3	大正14年3月	0	11	0	0	0	10	8	29
4	大正15年3月	0	1	12	8	1	7	2	31
5	昭和2年3月	0	0	3	18	0	5	3	29
6	昭和3年3月	1	3	5	16	0	1	0	26
7	昭和4年3月	0	2	4	18	0	2	1	27
8	昭和5年3月	0	33	0	3	0	2	0	38
9	昭和6年3月	0	21	0	6	0	3	2	32
10	昭和7年3月	0	17	0	2	0	1	3	23
11	昭和9年3月	0	11	0	1	0	4	2	18

注) 広島県立青年学校教員養成所同窓会『会誌』第2号所収「会員名簿」による。(表7-5の卒業者数と一部相違しているのは会員名簿の不備によると思われる)。

表7-5 卒業者数の推移

卒業年月	卒業者数
大正12年3月	20
大正13年3月	31
大正14年3月	30
大正15年3月	29
昭和2年3月	29
昭和3年3月	26
昭和4年3月	27
昭和5年3月	38
昭和6年3月	32
昭和7年3月	23
昭和8年	—
昭和9年3月	20
昭和10年	—
計	305

注) 「学校一覧表綴」、  
「学事年報綴」による。

習・見学旅行を行い、さらに県外への修学旅行や満鮮旅行が実施されたこともあった。なお昭和九年(二五三)の年間行事を見ると次のとおりであった(昭和九年度「学校一覧表」)。

四月 入学式及第一学期始業式、大轟還転記念日、天長節拝賀式、服装検査、野外教練

五月 夏服着用、皇太子殿下御親閲記念日、海軍記念日、服装検査、野外教練

六月 時ノ記念日、むし歯デ、野外教練

七月 第一学期試験、同終業式、夏期実習

八月 夏期実習

九月 第二学期始業式、服装

検査

十月 冬服着用及服装検査、野外教練

十一月 明治節拝賀式、運動会、品評会、天皇陛下御親閲記念日、野外教練

十二月 田熊柑橘実習、第二学期試験、同終業式

一月 新年拝賀式、第三学期始業式、武道寒稽古

二月 広島県下見学旅行、紀元節

三月 第三学期及学年試験、終業式

課外活動

養成所には、校友会的なものとして瑞耕会が組織されていた。瑞耕会では会誌などを年数回発行し、生徒相互の親睦と心身の修養をはかった。運動部としてのクラブ組織はなかったが、放課後に、有志ならばに希望者は、随時武道の稽古を行っていたようである。

なお、養成所には寄宿舎がなく、生徒はすべて自宅や下宿から通学していた。

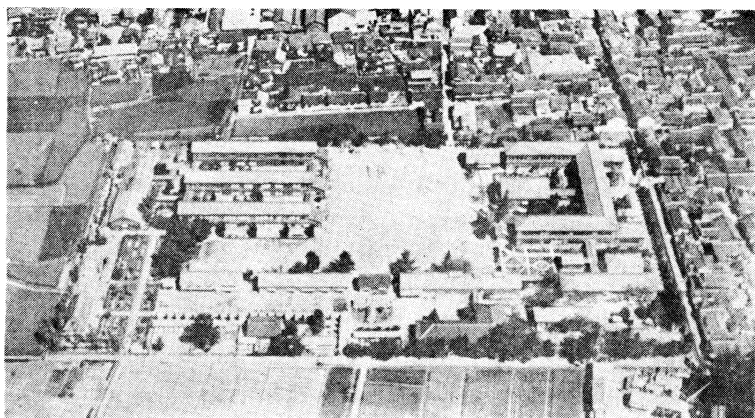
## 第三章 青年学校教員養成所時代

### 第一節 養成所の改編

青年学校の成立と 養成所制度の改制  
 従来勤労青少年を対象とする教育機関としては、実業・公民教育を目的とする実業補習学校と、軍事訓練を目的とする青年訓練所（大正十五年実施）とが並存していた。しかしその設置状況は、併

置されたものが多く、昭和三年（二六〇）の広島県で見ると、四九九校の青年訓練所中四六二校が小学校・実業補習学校に併置されていた（〔広島県学務課編『広島県教育』〕）。全国的にも昭和九年当時では青年訓練所の約三分の一が実業補習学校に併置されていた。また、男子生徒のうち実業補習学校と青年訓練所の両方に在籍したり、実業補習学校修了後青年訓練所に引き続き入所した者も少なくなかった。教員も併任することが多く、両者の教育内容も重複する傾向があった。さらにこの並存という二重制度は、地方財政への圧迫と運営上の混乱をきたし、社会の実情に即さなかったため、昭和七年ごろから両者の統合が考えられるようになった。統合案に関して文部省と陸軍省との間に意見の対立もあったが、昭和十年一月の文政審議会の答申を経て、同年四月に青年学校令および「青年学校規程」が公布された。

こうして成立した青年学校は、「男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス」（〔青年学校令（第一条）〕）とされ、実質的には旧青年訓練所寄りに統合されたものであった。昭和十四年（二六五）には青年学校令の改正により、男子義務制（女子は準義務制）が決まり、



養成所が併設された広島県立西條農学校(昭和10年当時、『創立25周年記念誌』より)

全国一万八二三四校の青年学校が設置された。実施は昭和十六年度からで、昭和二十年度には本科五年の義務制が完了する予定であったが、戦時下においてまた敗戦によって、その完全な実施をみるに至らなかった。

青年学校の成立によって、昭和十年四月一日に青年学校教員養成所令が公布され、同時に「青年学校教員養成所規程」が制定された。従来の実業補習学校教員養成所令および同規程は廃止されたが、名称の改称以外は内容において旧制度と大差なかった。ただ新規程によると、修業年限は原則として二年となり、入所資格は尋常小学校卒業後修業年限五年(女子の場合は四年)以上の実業学校または同程度の実業学校を卒業した者、師範学校・中学校・高等女学校の卒業者ならびにこれに準ずる学力のある者となった。

広島県実業補習学校教員養成所は、養成所令公布と同時に広島県立青年学校教員養成所と改称されたが、当初は従来どおり県立西條農学校に併設されたままであった。

**臨時養成講習科の設置**

従来、生徒の募集は隔年に行われていたが、青年学校の

男子義務制に備えて、昭和十三年度(一九三九)より毎年募集するようになった。さらに養成所規程にも講習科を設置できることが規定されていたが、文部省は昭和十三年五月、「青年学校教員養成所臨時養成科並ニ其ノ修了者ノ青年学校教員資格ニ関スル件」を発し、この義務制実施に備えた。臨時養成科の入所資格は、小学校本科または専科正

教員免許状所持者ならびに尋常小学校卒業後修業年限五年以上の実業学校卒業者程度とされ、修了者は青年学校の助教諭となり、三年以上助教諭の職にあると教諭になることができた。

これによって広島県は同年五月、広島県立青年学校専任教員臨時養成講習所を設置した。さらに、八月五日にはこの講習所は広島県立青年学校教員養成所臨時養成講習科に改組された(資料七―四参照)。臨時養成講習科の講習期間は一年で、昭和十六年度まで開設された。なお、昭和十三年度にかぎり講習科と臨時講習科の二つにわけられていたが、実質上両者に相異はなかったようである。

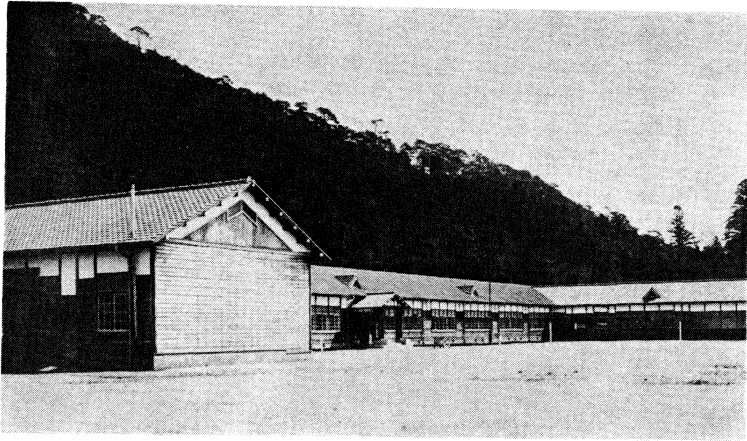
**女子部の設置** 青年学校における女子教員の補充は、広島県では女子専門学校等の卒業者によっていたが、女子青年教

育の重要性も高まり、女子教員の養成機関の設置が叫ばれるようになった。昭和十二年の通常広島県会(昭和十二年『通常広』  
[広島会議事日誌])においてもそのことに関して質疑があり、女子部設置の要望があった。県としてもその必要を認め、昭和十四年度より女子部を設置した。当時養成所の移転問題も起っていたが、女子部は四月二十日、高田郡吉田町の県立吉田高等女学校に一時併置されることになり、同日女子部の入所式が挙行された。

## 第二節 養成所の独立移転

**吉田町への独立移転** すでに述べたように、養成所は開設当初から西條農学校に併設され、養成所独自の建物を有しなかった。そこで施設拡充の一環として養成所の独立移転問題が昭和十三年頃から起った。移転候補地として

吉田町の郡山麓毛利元就の御里屋敷跡があげられ、吉田町では七万円の寄付金を県に申し出、誘致運動を起した。いっぽう西條農学校および西條町では、移転引止め運動が起った。しかし結局、養成所拡充のため吉田町に移転が決定し、吉田町では建築費六万円、敷地および実習地を県に寄付した。



吉田町新築校舎(今田寛氏提供)

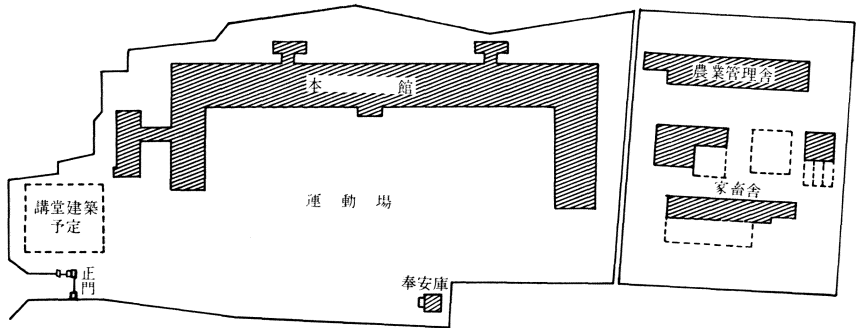


図7-1 広島県立青年学校教員養成所建物配置図

校舎建設は昭和十四年(一九三九)四月に着工し、十月十日が竣工期限であったが、資材不足等により完成は翌十五年春まで延びた。いっぽう西條農学校から独立することになった養成所では、昭和十四年八月三十一日に所長以下教職員および生徒全員が吉田町に引っ越してきた。すでに県立吉田高等女学校で授業をしていた女子部生徒とともに、新校舎完成まで男子部および臨時養成講習科生徒に対しては、県立吉田農学校において授業を行った。そして昭和十五

表7-8 広島県立青年学校教員養成所経費

年 度	歳 出 経 費
昭和10年	6,400
昭和11年	6,400
昭和12年	6,600
昭和13年	11,435
昭和14年	8,072 (男子) 6,077 (女子)
昭和15年	26,945
昭和16年	31,995
昭和17年	67,624
昭和18年	66,744
昭和19年	66,799

注) 『広島県会議決録』による。

表7-7 広島県立青年学校教員養成所教職員定員・実員

事 項	定 員				実 員	
	専 任			兼任教員 および嘱託 教師	専任 (有資格)	
	所長	教員	書記		男	女
年 度	人	人	人	人	人	人
昭和10年	0	3	0	10	3	0
昭和11年	0	3	0	10	3	0
昭和12年	0	3	0	10	3	0
昭和13年	0	5	0	10	6	0
昭和14年	0	5	0	16	6	2
昭和15年	1	5	1	3	8	2
昭和16年	1	7	1	3	18	0
昭和17年	1	11	1	5	—	—
昭和18年	1	11	1	5	6	2

注) 教職員定員は『広島県会議決録』、専任教員実員は『文部省年報』による。昭和16年度の实員18名は疑問、また同17年度は統計なし。

年四月八日に新校舎が落成した。なお、文部省より移転による位置変更の件が正式に認可されたのは、翌十六年二月十五日であった。

敷地・校舎 敷地および校舎の状況は、図七一の状況とおりである。昭和十六年(二四)當時

の敷地の総面積は、一万四四五二坪で、そのうち校地が三八二〇坪、実習地が一万六三二坪であった。実習地としては学校の近くに畑と水田があり、また学校から二〜三キロメートルばかり離れた山の斜面にも水田が開墾されていた。その内訳は県有地一八七五坪、借地八七五七坪、そのうち水田に七七二九坪、畑に二九〇三坪をあてていた。また校地の内訳は、敷地総坪数二二二二〇坪(うち建物坪数六五九坪)、運動場一三三〇坪、乾燥場三〇〇坪であった(『学事年報』)。建物配置図に示した本館および附属の建物は、木造瓦葺平屋建てであった。なお、建設予定であった講堂は、時局の推移で結局建設されなかった。

教職員と経費の拡充 養成所の独立は、文部省当局の全国の養成所を独立させるといふ方針によっ



て実現したものであるが、養成所としても永年の念願が叶ったといえるものであった。独立移転により専任教職員が増員され、表七―七に示すとおりとなった。また所長も専任となった。昭和十四年六月二日、岡本半次郎が初代専任所長に任命され、養成所の移転ならびに拡充に貢献するところがあつた。岡本は昭和十七年三月末をもって退職し、それに代わつて沖永剛明が第二代専任所長となつた。

専任教職員の増員、施設・設備の拡充のため、養成所経費は当然急増した。表七―八に示すように、養成所経費は昭和十三年の臨時養成科の設置、翌十四年の女子部の設置、そして吉田町への独立移転により急激に増加し、県の教育費の中に大きな比重を占めるようになった。

### 第三節 生徒の動向と養成所生活

**入所者と卒業者の状況** 青年学校教員養成所の募集人員・入所志願者・入所者数の推移は、表七―九のとおりである。

入所資格は「青年学校教員養成所規程」にもとづいていたが、実業学校卒業者を主体としていた。しかし、昭和十四

表 7-9 募集人員・入所志願者・入所者数の推移

事項 年度	募 集 人 員			入 所 志 願 者			入 所 者		
	(本科) 男子部	女子部	臨 時 養成科	(本科) 男子部	女子部	臨 時 養成科	(本科) 男子部	女子部	臨 時 養成科
昭和10年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和11年	20	—	—	64	—	—	20	—	—
昭和12年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和13年	20	—	40	66	—	89	20	—	37
昭和14年	25	20	20	63	111	25	25	20	14
昭和15年	20	20	15	35	89	25	20	20	13
昭和16年	40	30	15	119	114	男子部志願者のうち	40	30	15
昭和17年	40	30	—	102	176	—	40	30	—
昭和18年	40	30	—	92	115	—	40	30	—

注) 広島県立青年学校教員養成所「学校一覧表綴」「学事年報綴」による。

表7-10 入所者の学歴と年齢

年 度	男子部・女子部	学 歴								年 齢			
		甲種実業学校卒業	乙種実業学校卒業	師範学校卒業	中学校卒業	高等女学校(修業年限五年)卒業	高等女学校(修業年限四年)卒業	青年学校卒業	実業学校(実践)女学校・実業学校(修業年限二年)卒業	その他	最 高 (年・月)	最 低 (年・月)	平 均 (年・月)
昭和10年	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和11年	男	19	0	0	0	0	0	0	0	1	—	—	—
昭和12年	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和13年	男	17	2	1	0	0	0	0	0	0	26.11	18.1	20.1
昭和14年	男	21	0	0	4	0	0	0	0	0	25.9	18.0	19.2
昭和15年	女	0	0	0	0	1	17	0	2	0	20.1	17.1	17.6
	男	15	0	1	4	0	0	0	0	0	26.3	17.11	19.8
昭和16年	男	19	11	0	7	0	0	0	0	3	21.3	16.3	18.5
	女	6	0	0	0	2	18	3	1	0	23.0	16.0	17.2
昭和17年	男	24	6	0	6	0	0	3	0	1	21.2	16.0	18.1
	女	6	0	0	0	0	19	4	1	0	20.11	16.0	17.2
昭和18年	男	7	0	0	0	0	19	2	2	0	19.8	16.1	16.11
女													

注) 「学事年報綴」による。空白欄は不明。

年(二五五)四月の女子部設置により、五月二日に学則の全文改定があり、入所資格も変更された(資料七一九参照)。

入所資格を有する者で身体強健、品行方正、志望確実なる者に対して入所試験が行われた。昭和十五年の受験科目は、男子部の場合、国語と数学、女子部の場合、国語と家事裁縫でそれぞれ二科目の学力考查が行われた。入所者の選抜は最終学校長の卒業成績証明書、学力考查および身体検査の総合判定によった(昭和十五年度入所案内)。その決定は、「入所許可すべき者ハ所長ニ

表7-11 卒業生数および就職状況

卒業年月	卒業生数	卒業1年後の就職状況				備考
		青年学校教諭	小(国民)学校訓導	実業従事者	兵役	
昭和11年3月	19	13	1	1	4	卒業生なし
昭和12年	0	—	—	—	—	
昭和13年3月	19	—	6	0	13	本科生の卒業生なし
昭和14年	0	—	—	—	—	
昭和15年3月	20	20	0	0	0	以下男子部・女子部卒業生
昭和16年3月	43	42	1	0	0	
昭和17年3月	39	39	0	0	0	昭和18年4月調
昭和18年3月	67	64	—	0	3	
昭和19年3月	27	27	—	0	0	女子部卒業生のみ

注) 「学校一覧表」「学事年報綴」による。

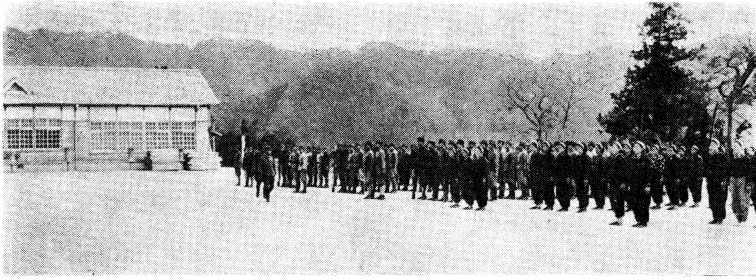
於テ考査ノ上決定ス」(第十二案)とあるように所長みずからの判定によった。なお、実際に入所した者の学歴と年齢は、表七—一〇のとおりである。

つきに、卒業者の状況をみると、表七—一〇のとおりである。なお、この表は男子部、女子部の卒業生で、それぞれ卒業1年後の状況を示したものである。

**教授方針**

青年学校教員養成所となっても、学科目・学科課程は実業補習学校教員養成所時代と大差なかった。学期は従来三学期に分けられていたが、前学期(第一期)・後学期(第二期)の二学期制となった。教授方針は、従前どおり職業学科と実習実験との連絡をはかり、農業実習が重視された。また、最終学年には教育ならびに農業について各自研究題目を選定し、研究物を提出させて自らの態度の養成と研究心の向上をはかった。なお教育実習は、県下の優良青年学校などに卒業予定の生徒を委託し、学校経営、教授および訓練の实地練習を行わせた。

ところで生徒の指導上、生徒心得綱領が実業補習



軍事教練風景(今田寛氏提供)

学校教員養成所時代にも定められていたが、その内容は不明である。それに代わって昭和十五年(一九四〇)一月現在の「養成所一覽」には教育指針として次の五綱領が定められている。

教育指針五綱領

- 一、 確固不動ナル信念ノ育成
- 二、 雄渾濶大ナル気魄ノ鍛鍊
- 三、 純真崇高ナル情操ノ陶冶
- 四、 潑刺端正ナル節度ノ鍊磨
- 五、 醇乎タル日本精神ノ体现

この教育指針五綱領は、「教育ニ関スル勅語及青少年学徒ニ賜リタル聖勅ヲ奉体シ、負荷ノ大任ヲ全ウス」るために定められたものであった。これによって当時のきびしい所風の一端がうかがわれる。なお、この五綱領を具現するために塾寮生活が重視されたが、これについてはあとで述べる。

課外活動

校友会として瑞耕会があったことは先述したが、これは昭和十六年(一九四二)に報国団に改組され、総務部・鍛練部・国防部・文化部・生活部・科学研究部といった部門がつくられた。

体育運動については、正課以外に毎週一回体育日を設け、体位の向上をはかった。また野外演習・射撃・寒稽古などが行われ、女子部には薙刀講習会などが開催された。

年間行事

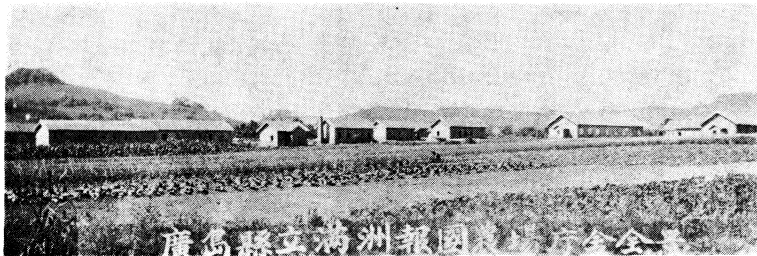
(昭和十八年度  
「学校」一覧表)

- 四月 入所式、天長節拝賀式
- 五月 体操大会、遠足、身体検査
- 六月 教育先哲景仰会(淡窓祭)、麦刈勤労奉仕、田植勤労奉仕
- 七月 野外演習、水泳指導、鍛練実習
- 八月 鍛練実習、鍛練旅行
- 九月 海軍軍事講習、前期考査
- 十月 教育実習開始、体育大会
- 十一月 明治節拝賀式、体力章検定、稲刈麦蒔勤労奉仕、陸軍軍事講習
- 十二月 連合演習、教練査閲、男子部入所考査
- 一月 四方拝拝賀式、国民学校教育実習、武道寒稽古
- 二月 教生参観旅行、青年学校教育実習、針供養
- 三月 学期末考査、女子部入所試験、卒業式

なお、この年間行事に記されていないものとして、満洲建設勤労奉仕旅行と勤労働員がある。

満洲建設勤労奉仕旅行は拓務省の後援のもとに実施されていた。生徒は約二週間、満洲国吉林省叙蘭県上金馬川村に建設された広島県立満洲報国農場において農耕奉仕

年間行事は、吉田町移転後も大体県立西條農学校併設時代と相違はなかったが、戦争の激化につれて勤労奉仕や軍事教練等の戦時色が濃くなった。昭和十八年(二四三)度の年間行事を示すと次のとおりである



広島県立満洲報国農場(村上義男氏提供)

作業に日頃の腕を振り、きびしい夏の満洲を体験することができた。この満洲旅行は毎年行なわれたものではなかったようであるが、戦争激化によって昭和十八年を最後にとりやめとなった。

勤労働員としては昭和十八年十一月に産業報国隊が組織され、約二〜三週間、各農家に分散宿泊し、開墾作業に従事したことがあった。

#### 塾寮生活

昭和十三年(二五〇)より賀茂郡吉土実村の一民家を借入れ、責善寮と名づけ、本科生に対して道場式生活を体験させた。また講習科生・臨時養成講習科生には吉土実村、寺西村の各民家に分宿させ、農村生活を体得させた。

吉田町移転後も、同じく民家を借り受け、全生徒を四寮に収容した。四寮の名称は時中寮(本科男子一年)、中正寮(本科男子二年)、正心寮(臨時養成科)、中和寮(本科女子)であった。寮教育のために「寮生七則」が定められた。

職員は全員寮監となり、一寮を二名ずつ分担し一週間交代で生徒と全生活を共にした。生徒には週番制度によって、二名ずつの組で一週間交替で寮内の規律の励行や寮風振作の任務を負わせた。「寮生七則」に従い、厳格な塾寮生活を重視したことは、さきに述べた教育指針五綱領を具現しようとした校長の考えによるものであった〔資料七―六参照〕。

## 第四章 官立青年師範学校時代

### 第一節 青年師範学校の成立

#### 青年学校教員養成制度の改革

昭和十八年(二六四)三月、師範教育令が改定され、専門学校程度の官立師範学校が発足し、初等教員養成制度の充実がはかられた。いっぽう青年学校教員養成所についても青年学校の重要性が増大するに伴い、その制度的改善が要望されるようになった。すなわち教育審議会からも、青年学校男子義務制を実施するに当って、「青年学校教員養成所ノ修業年限ハ三年以上トスルコト、但シ差当リ現制ノ儘トシ其ノ内容ヲ改善スルコト」(『近代日本教育制』『度資料』第一五卷)と答申された。この答申は昭和十三年七月になされたが、その後さらに関係者の間でもその教員養成制度の一大改善の必要が痛感された。そこで昭和十九年二月十七日、師範教育令中に青年師範学校の条文が追加されることになった。これによって従来の青年学校教員養成所を国に移管し、師範学校と肩を並べる専門学校程度の青年師範学校が成立した。この学校の目的は、「青年師範学校ハ皇国ノ道ニ則リ青年学校教員タルベキ者ノ錬成ヲ為ス」(第二〇条)と定められた。さらに師範教育令の改正に続いて、翌三月二十三日には「青年師範学校規程」が制定された。これらによって青年師範学校は、修業年限三年、中等学校卒業程度を入学資格とした。また設置に際しては男子部および女子部を置き、または土地の状況によりそのいずれか一方を置くものとした。さらに必要により修業

表7-12 男子部（農業科）課程表

実 験 実 習	毎 週 授 業 総 時 数	修 練	産 業 大 意	林 業	農 業 經 済	農 業 土 木	農 産 化 学	養 畜 養 蚕	栽 培 環 境	耕 種	理 数	体 鍊	教 練	教 育	国 語	国 勢 史	修 身	学 科 目	
																		第一 学 年	毎 週 授 業 時 数
(三回)	不定時 三四	二		一			二	二	三	三	四	三	三	二	三	四	二	第一 学 年	毎 週 授 業 時 数
(二回)	不定時 三四	二		二	一	二	二	二	一	四	三	三	三	二	三	二	二	第二 学 年	
(二回)	不定時 三四	二	二	二	二	三	三			五	三	三	四	三		二	第三 学 年		
九週	凡ソ	習 実 育 教																	

表7-13 女子部 課程表

総 時 数	修 練	実 業 科	芸能科		体鍊科		家政科		理数科		国民科		教 科 目
			工 作 画	国 書 道	音 楽	教 練	武 道	体 操	被 服	保 健	家 児 政	生 物 象	
四〇	二	四	四		四		四	四	四	四	四	四	第一 学 年
四〇	二	四	四		四		四	四	五	四	三	五	第二 学 年



年限二年の子科および卒業者のための研究科を置くこともできた。なお、男子部（農業科・工業科・商業科・水産科）と女子部の学科課程表も示されているが、そのうち農業科と女子部の課程表を示すと、表七―一二・二三のとおりである。

**広島青年師範**

**学校の設置**

広島県では青年学校教員養成所の青年師範学校昇格に伴い、養成所の校舎および敷地などを国に移管した。そして昭和十九年（一九四四）三月二十日、「文部省直轄諸学校官制中改正ノ件」（勅令第一〇三三号）が公布され、官制中に青年師範学校が加えられ、同年四月一日、広島青年師範学校が設置されることになった。なお、国立移管当時の校地、実習地および建物などの状況は、青年学校教員養成所当時と変化がなかった。

**附属学校**

**の設置**

青年師範学校の設置によって、附属青年学校も設置されることになった。養成所時代には、吉田町外四か村学校組合立青年学校および郡山実践女学校が代用附属校に指定されていたが、昭和二十年四月にこの両校が国に移管され、附属青年学校となった。

**教職員の**

**陣容**

当時の教職員の定員は、文部省直轄諸学校職員定員令によって、表七―一四のように定められた。教官には養成所当時の教諭の大部分（九名）が教授・助教授に任命され、残りの定員は新任者によってその後充足されていた。学校長は、養成所時代の所長に代って、新たに加藤恂二郎が初代校長に任命された。なお、終戦直前に加藤が退職し、同年八月三日には野尻丈七が第二代校長となった。

**青年師範学校**

**への生徒編入**

生徒も養成所から引き継ぎ、昭和十七年入所者（男子）は三学年（第一回生）、昭和十八年入所者（男子・女子）は二学年に編入することになった。この両学年は、修業年限が三年であったが、戦時の修業年限短縮により男子二年半、女子二年で

表 7-14 広島青年師範学校教職員定員(1)

年 度 (公布月日)	校 長		教 授		教諭 (兼任)		助教授		教諭 (兼任)		書 記		備 考	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
昭和19年 (3.20)	1	6				5					2			勅令第132号
昭和20年 (3.28)	1	7	3			4			9		3			勅令第131号

（勅令第一〇三三号）が公

表7-15 広島青年師範学校学科目・授業時数

計	学科目											授業時数										
	修	国	国	教	教	体	理	耕	栽	養	農		農	農	林	実	産	芸	家	保	被	修
四〇	二													一							二	男
四〇	二													二							二	男
四〇	二													二							二	子
四〇	二													二							二	子
四〇	二	八	六											二							二	女
四〇	二	七	六											二							二	女
二〇〇	一〇	一	二											二							一〇	総時数

卒業していった。

学科目と授業の状況  
戦局の深刻化しつつあった時期に発

足した青年師範学校は、戦時体制のなかでその学校としての機能はしだいに失われていった。すでに述べたとおり発足時の昭和十九年には、昭和十七年以降に入所した養成所の生徒を引き継いだため、すでに全学年に在籍者がいた。当時の日課は、午前中に授業が行なわれ、午後はたいいてい農業実習や教練にあてられた。

学科目・授業時数は、表七一―五に示すとおりである。戦争激化により授業も変則的になり、勤労動員・入営などによって学校残留者は少なくなったが、ともかく残留者には通常の授業を実施し、動

員のあい間にも授業はできるかぎり行われた。

なお、食料不足の時代ではあったが、農業実習で生産された農産物で寮生は自給自足の生活をし、また販売・供出も行った。

### 生徒信条

養成所時代には、教育指針五綱領が定められていたが、青年師範学校の発足により、それに代わるものとして、男子部・女子部それぞれに次のような生徒信条が定められた。戦時体制下で成立した青年師範学校の性格の一端を示している。

#### 男子部生徒信条

一、吾等ハ皇国ノ御民ナリ

儼タル神州之道ヲ奉ジ 尊皇ノ大義ニ生キ至誠純忠 誓ツテ大御心ニ対ヘ奉ラン

一、吾等ハ皇国青年ノ師表ナリ

畏ミテ聖勅ヲ奉体シテ 日本師道ヲ修得シ徳化薰育 誓ツテ国家興隆ノ礎石タラン

一、吾等ハ教育学徒ナリ

畏クモ勅ヲ承ケテハ必ズ謹ミ 修文以テ教学ノ本義ヲ究メ 練武以テ心身ヲ鍛練シ 知行合一 誓ツテ其

ノ風概ヲ長養セン

一、吾等ハ大東亜指導者ナリ

肇国ノ大精神ヲ体シ 皇国世界觀ヲ闡明シテ 指導者原理ヲ確立シ 誓ツテ大東亜文化ヲ建設セン

一、吾等ハ化育神業ノ翼賛者ナリ

維神ノ農道ヲ奉仕シテ 天地ノ恩養生成化育ノ神業ニ参賛シ 誓ツテ皇国農道精神ヲ行得セン

女子部生徒信条も表現が穏やかなのみで内容はほぼ同じであった。ただ最後の条が、

一、私達ハ日本女性デアリマス

歴朝ノ坤徳ヲ景仰奉行シ 温良貞淑身ヲ修メ良妻賢母家ヲ齊ヘ 誓ツテ日本婦道ノ修鍊ニ精進致シマス

となっていた。

**勤労働員** すでに養成所時代に勤労働員(勤勞奉仕)が行われたこともあったが、昭和十九年(一九四四)の末からこれが本  
**と入営** 格的になった。その主なものを掲げると次のとおりである。

第二回生男子(昭和十八年入学)

昭和十九年十二月から翌年三月まで県耕地課に勤労働員し、ため池・水路等の造築を行った。

第三回生男子(昭和十九年入学)

昭和二十年一月より終戦時まで食糧増産隊(通称農兵隊)を組織し、開墾・農地改良・暗きょ排水工事等に従事した。なお農兵隊は、青年学校の生徒四〇五名を一グループとし、青年師範学校の生徒が指揮をとった。

第一回生女子(昭和十八年入学)

昭和二十年一月より三月まで名古屋三菱航空機製作所へ勤労働員した。

第二回生女子(昭和十九年入学)

第一回生と同じ。ただし五月まで動員していた。

昭和二十年になると、入営者や特別甲種幹部候補生となっていく者がでてきた。それは従来認められていた理工系、教員養成系学徒の入営延期の制度が、同年二月八日の「修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件」(陸軍省令 第六号)の改正により廃止されたためであった。終戦直前の在学生の状況をみると、第四回生は数名の入営者があったものの、大部分在学したままであった。しかし、第二回生と第三回生はほとんど入営もしくは軍関係学校へ入校しており、在学者はわずか数名という状態であった。なお、第一回生は、繰り上げ卒業により昭和十九年九月に卒業しており、卒業後

入営していった。

## 第二節 戦後の改編と新制広島大学への包括

### 学園の復興

終戦と同時に、入営者は続々と学園に復帰し、戦後の混乱した状況の中でしだいに学校の機能も回復していった。終戦後ただちに授業が再開され、三年生男子(第二回生は約一か月余りの授業を受け、九月三十日に繰り上げ卒業した。従来授業科目は全員共通であったが、昭和二十一年(二四〇)度からは、新制中学校・高等学校の発足に備えて授業も選択制がとられ、教科別に区分されるようになった。昭和二十四年に教育職員免許法が制定されるまで、青年師範学校の卒業者には、中学校の職業科と希望する教科を一〜二科目教えることが認められたが、卒業後認定講習を受けて各種の免許状を取得した者も多い。免許状の種類は職歴とも関係するが、中学校二級(職業および他の教科)、高等学校二級(耕種および他の教科)などであった。

クラブ活動は戦後まもなくさかんになった。バレーボール・テニス・野球・卓球・陸上および弁論の諸クラブが組織され、校内大会や対外試合も行われるようになった。

寄宿舎は、男子・女子の二寮(中正寮・中和寮)があり、戦時中は全寮制であったが、昭和二十一年一月より自宅通学・下宿が認められた。

### 官制の改定と戦後の学制改革

昭和二十一年(二四〇)四月には帝国大学官制をはじめ官立諸学校に関する総合的な官制の改定がなされた。従来の教職員の官名・職名を改正し、学校長・教授・文部教官・文部事務官・文部技官を置くこととなり、その定員を明らかにした。戦後の広島青年師範学校の教職員定員は、表七一六のように定められた。

表 7-16 広島青年師範学校教職員定員 (2)

年 度 (公布月日)	学 校 長	教 授	教 諭 (奏任)	助 教 授	教 諭 (判任)	書 記	備 考
昭和21年 (3. 22)	1	7	3	4	9	3	第156号

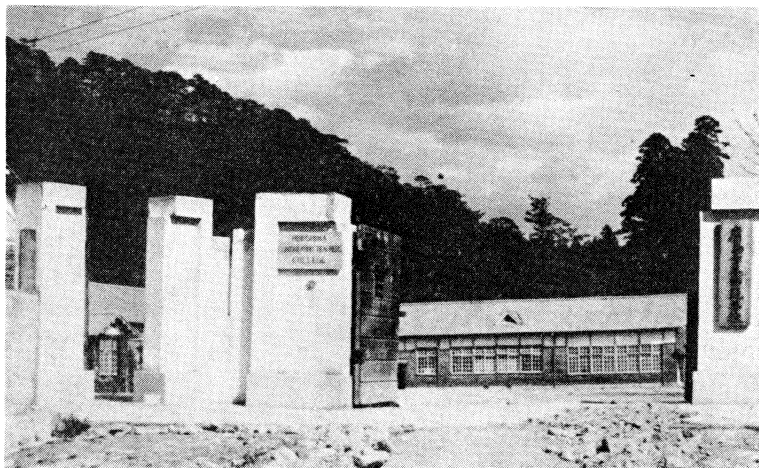
年 度 (公布月日)	文部教官又は 文部事務官	文 部 教 官			文部事務官	備 考
	学 校 長	教 授	2 級	3 級	3 級	
	1 級又は2 級	1 級又は2 級				
昭和21年 (4. 1)	1	7	3	13	3	勅令第208号
昭和22年 (5. 24)	1	9	3	14	4	政令第 72号
昭和23年 (8. 3)	1	9	3	14	6	政令第213号
昭和23年 (8. 23)	1	12	4	16	8	政令第257号

昭和二十二年三月には学校教育法が新たに公布され、同時に従来の師範教育令は他の旧令とともに廃止されることになったが、新令の公布まで青年師範学校は従前の規定による学校として存続が許された。翌二十三年六月には学則の改定も行われたが、それは「青年師範学校規程」の改正に準じて改定されたものであった(資料七七八参照)。制度的に不安定な状況に置かれたのは青年師範学校に限らず、他の教員養成系諸学校および専門学校などの高等教育機関も同様で、各府県では、大学昇格・設置運動がさかんに行われるようになった。広島青年師範学校も例外ではなかった。

**福山市移** 福山市移転問題は、昭和二十一年三月の福

**転問題** 山市会における広島青年師範学校を福山市

に誘致する決議に端を発する。しかしこれより先、広島青年師範学校では、将来大学に昇格するためには広島県中部の山間部では立地ならびに敷地の条件が不利であると考えていた。この動きに呼応して福山市長はじめ関係者は、積極的に福山市移転誘致の運動を開始した。広島青年師範学校と福山市との協議もなされ、翌二十二年三



広島青年師範学校正門(今田寛氏提供)

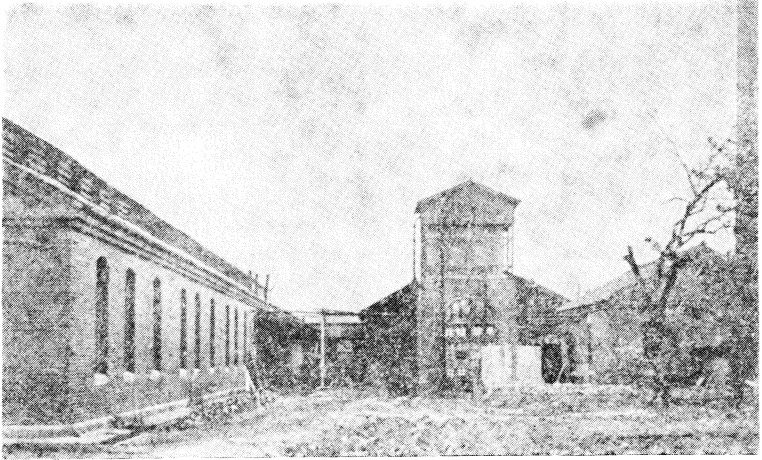
月には広島青年師範学校<sup>移</sup>大学昇格<sup>転</sup>期成同盟会が結成された。この期成同盟会は、広島青年師範学校を福山市に移転し、さらに大学に昇格しようとする意向で結成されたものであった。さっそく期成同盟会では、寄付募集趣意書(資料七―七参照)を各方面に配布し、移転・大学昇格資金の寄付募集を開始した。

募金の目標額は三三〇万円とし、その使途は、校舍改修費三〇五万円、設備費六〇万円、移転費二〇万円、雑費五万円、計三九〇万円で、差し引き六〇万円分は補助金によるとした。期成同盟会の資金募集と並行して、広島青年師範学校の生徒も演劇班や映画班を編成して、県内各地で上演・上映し、さらにバザーを開いてその資金を稼いだ。かくして福山市移転は決定的となったが、その間、吉田町では福山市移転に対して反対運動がおり、住民感情も険悪な状態となることもあった。しかし、移転は学校の将来のためとして強行された。

#### 福山市移転と 大学昇格運動

昭和二十二年(一九四七)六月二十日、福山市沖野上町の旧暁部隊跡(現在広島大学教育学部福山分校・水

畜産学部)に移転を完了した。当時この跡地には、福山税務署・広島地方検察庁福山支所・福山市立第三中学校・国立福山病院等一九に及ぶ官署学校等が同居し、広島青年師範学校の校地は三〇〇



福山市移転後の校舎の一部

八坪、校舎は九一七坪にすぎなかったが、その後官署学校等は他に  
 移転し、校地・校舎は拡張されていった。これによって大学昇格へ  
 の第一段階である移転問題は解決し、さらに第二段階への新しい歩  
 みを続けることとなり、期成同盟会は広島青年師範学校大学昇格期  
 成同盟会と改称された。その頃の計画は、福山農産科大学を構想し  
 ており、森戸文部大臣への陳情など強力な運動が展開されたが、単  
 独の大学案は望み薄となり、その後広島総合大学の一環として農産  
 学部（水畜産学部）の設置申請に変更された。その前提として八月二  
 十三日、既設の農業科に加えて水産科が急遽新設された。こうして  
 広島青年師範学校は、広島県内の高等諸学校を包括する国立広島総  
 合大学設立計画のなかで将来の姿を構想することとなった。

**校舎・敷**

福山市移転後の昭和二十三年（一九四八）当時の校舎・敷地  
 の状況 などの状況を示すと図七―二のとおりである。校舎・

敷地は五九七〇坪、このほか高田郡吉田町の山地農業研究所三四〇  
 〇坪、福山市多治米町の農場八二六〇坪、計一万七六三〇坪の校地  
 を有していた。本館ならびにその他の建物面積は一四三五坪であっ  
 た。

**附属学校  
 の新設**

附属学校は、福山市移転によってその年の四月、吉田町の附属青年学校を県に移管し、同時に学校教育  
 法にもとづく新制の附属中学校を設置した。また、七月には福山市立実業学校および実践女学校の一部



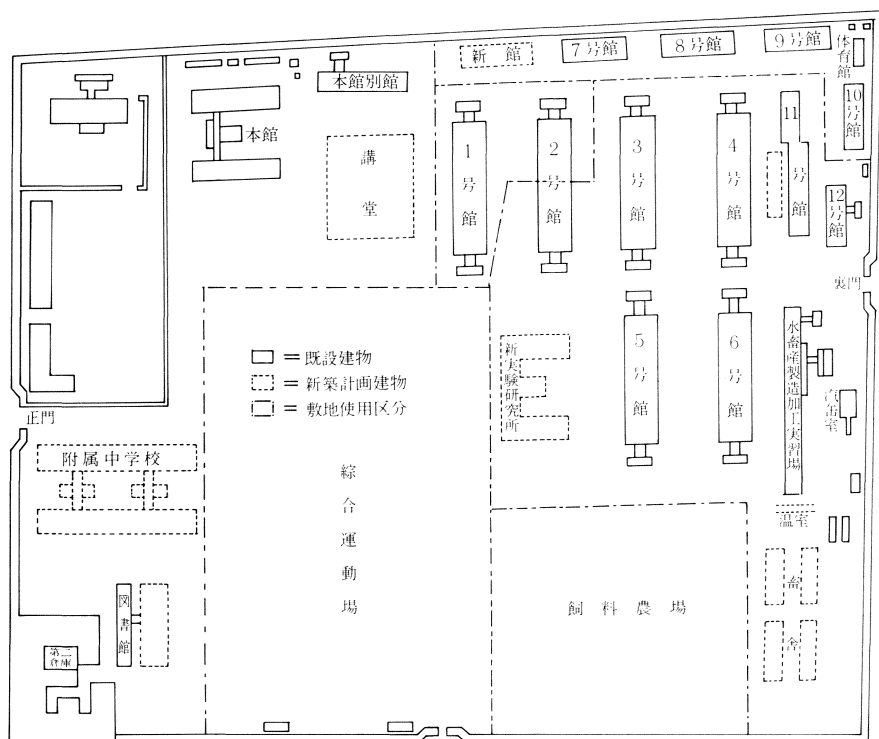


図7-2 広島青年師範学校校舎等建物配置図

を代用附属青年学校とした。翌二十三年四月には、福山市立高等学校(市立実業学校、市立実践女学校、市立実科高等女学校を合併の一部を附属高等学校としたが、同二十四年五月に県下学校再編成により県立に併合され廃校となったため、単独に附属高等学校を新設した。なお、昭和二十六年三月、広島青年師範学校の廃止により、これら附属学校は広島女子高等師範学校附属高等学校、広島大学教育学部附属福山中学校となり、さらに附属高等学校は、翌二十七年三月広島女子高等師範学校の廃止により、広島大学教育学部附属福山高等学校として受け継がれていった。

**新制広島大学** 昭和二十四年(一九四九)五月、  
への包括 国立学校設置法が公布され、同時に教員養成諸学校官制は廃止された。この国立学校設置法によって新制広島

大学が設置されたが、同法付則により旧制

表7-17 募集人員・入学志願者・入学者数の推移

年 度	男子部(農業科)			女子部		
	募集人員	志願者	入学者	募集人員	志願者	入学者
昭和19年	40	221	40	40	147	40
昭和20年	40	105	40	40	95	40
昭和21年	40	172	40	40	76	40
昭和22年	40	130	44	40	42	30
昭和23年	80	95	63	40	8	6

注) 『文部省年報』による。

表7-18 卒業生数の推移

卒業年月	男子部 (農業科)	女子部
昭和19年9月	36	—
昭和20年9月	41	—
昭和21年3月	—	30
昭和22年3月	34	39
昭和23年3月	34	33
昭和24年3月	41	36
昭和25年3月	44	27
昭和26年3月	11	6
計	241	171
	412	

注) 広島青年師範学校「卒業証書交付台帳」による。

島大学が発足して間もない六月二十四日に、学校長野呂丈七は千葉大学分校主事として転任し、それに代って藤原武夫、続いて桜井役が広島青年師範学校廃止まで学校長を兼務することになった。

ところで、包括された当時の学科課程構成は、男子部の農業科および水産科と女子部の家政科の三課程であった。しかし新制大学の発足により、広島青年師範学校では昭和二十四年度より入学者の募集が停止された。なお、これまでの入学者の状況を示すと、表七一七のとおりである。ただし、昭和二十三年度の入学者のなかには水産科の生徒が含まれているが、その生徒は新制大学の発足により、新制大学に再入学することとなった。

の学校もしばらく残置されることになった。したがって広島青年師範学校は、広島大学に包括され広島大学広島青年師範学校と名称が変更された。また、新制広

広島青年師範  
学校の廃止

昭和二十六年(二五)三月九日、青年師範学校男子部第七回、女子部第六回の卒業式と同時に閉校式が挙行された。それまでの卒業者数は、表七一―一八に示すとおりであるが、これをもって最後の卒業者を送り出し、同月三十一日限り広島青年師範学校は廃止されることになった。したがって、広島青年師範学校はその一部を広島女子高等師範学校とともに広島大学教育学部福山分校に、また一部を同水畜産学部継承された。

資 料

七―一 広島県立西條農学校農業教員講習科規程(大正九年)

〔『広島県報』〕

広島県立西條農学校農業教員講習科規程

第一條 農業補習学校及小学校ノ農業科教員タラントスル者又

ハ農業科ヲ担任スル者ニ必須ナル事項ヲ教授スル為本県立西  
條農学校ニ農業教員講習科ヲ置ク

第二條 定員ハ四十名トス

第三條 修業期間ハ四月一日ヨリ十一月三十日迄ノ八箇月間ト  
ス

第四條 学科目・学科課程及毎週教授スヘキ時数ヲ定ムルコト  
左ノ如シ

農業汎論	一
作物園芸	六
畜産	二
養蚕	二
林学	二
農産製造	一
土壤肥料	三
農具	一
気象	一
病虫害	三

法規經濟 二四

計 二四

実 習 無定時

第五條 入学ヲ許可スヘキ者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルヲ要ス

一、師範学校ニ於テ農業科ヲ履修シタル者

一、試験検定ニ依リ農業科専科正教員免許状ヲ得タル者

一、前二号ト同等以上ノ学力アリト認メタル者

第六條 生徒ハ学校長ニ於テ郡市長ノ推薦シタル者ニ就キ選抜  
ス

第七條 授業料ハ之ヲ徴収セス

第八條 生徒ニハ在学中學資トシテ毎月金拾五円ヲ支給ス

第九條 所定ノ学科課程ヲ修了シタル者ニハ修了証書ヲ授与ス

第十條 本規程以外ノ事項ニ付テハ広島県立西條農学校字則ヲ  
準用ス

第十一條 本規程施行ニ関シ必要ナル細則ハ学校長之ヲ定ム  
付 則

本令ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

七―二 広島県実業補習学校教員養成所學則(大正十一年)

〔『広島県報』〕

広島県実業補習学校教員養成所學則

第七編 広島青年師範学校史

病虫害	農具	土壤肥料	農産製造	園芸	作物	農業汎論	修身	資格別 毎週教授時数 師範学校卒業者 検定試験ニヨリ小 校本科又ハ農業専科 正教員ノ免許状ヲ得 タル者 農業学校卒業者
三	一	三	一	四	二	一	一	
	一				二	一	一	

- 第一条 本所ハ実業補習学校教員養成所令ニ依リ実業補習学校  
 農業科担任教員ヲ養成スルヲ以テ目的トス
- 第二条 修業年限ハ一箇年トス
- 第三条 生徒ノ定員ハ三十人トス
- 第四条 本所ノ学科目・学科課程及毎週教授時数ハ左ノ如シ

実習	計	数学	英語	国語、漢文	教育	法制経済	気象	畜産	林学	養蚕
無定時	二五					二	一	二	二	二
無定時	二五	三	三	五	三	一	一		二	二

第五条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル  
 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月二日  
 至七月二十日

第二学期 自七月二十一日  
至十二月三十一日

第三学期 自一月一日  
至三月三十一日

第六条 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、祝日 大祭日  
二、日曜日

三、夏季休業日 自七月二十一日  
至八月三十一日

但シ夏季休業中ハ生徒ヲ数組ニ分チ交互ニ実習ニ従事セシム

四、冬季休業日 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マテ

前項ノ外所長ニ於テ必要ト認メタル場合ニ於テハ知事ノ認可

ヲ經テ臨時休業スルコトヲ得

第八条 入学ヲ許スヘキ者ハ左ノ各号ノ一ニ該当シ郡市長ノ推

薦シタル者トス

一、師範学校ヲ卒業シタル者

二、試験検定ニ依リ小学校本科正教員又ハ小学校農理科専科

正教員ノ免許状ヲ有スル者

三、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年

以上ノ農業学校卒業者又ハ之ト同程度以上ノ実業学校ヲ卒

業シタル者

第九条 前条ノ入学志願者數生徒定員ヲ超過シタルトキハ所長

ニ於テ之ヲ選抜ス

第十条 生徒退学セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ選出郡長

ヲ經テ所長ニ願出ツヘシ

第十一条 所長ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ之ニ退学ヲ命

スルコトヲ得

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、学力劣等若ハ疾病ノ為成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引続キ三箇月以上欠席シタル者

四、正当ノ理由ナクシテ一箇月以上欠席シタル者

五、出席常ナラサル者

第十二条 全課程ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ学業及試験ノ成績

ヲ考查シテ之ヲ定ム、但シ学科目ノ種類ニ依リ平素ノ成績ノ

ミ考查シテ之ヲ定ムルコトアルヘシ

成績考查ノ方法ハ所長之ヲ定ム

第十三条 全学科ノ課程ヲ卒業セリト認メタル者ニハ別記様式

ノ卒業証書ヲ授与ス (別記様式略)

第十四条 生徒ニハ学資トシテ毎月金貳拾円ヲ支給ス

第十五条 生徒第十条ニ依リ退学シ又ハ第十一条ニ依リ退学ヲ

命セラレタルトキハ所長ニ於テ既ニ支給シタル学資ヲ償還セ

シム

所長ハ情状ニ依リ知事ノ認可ヲ經テ前項ニ依リ償還スヘキ学

資ノ一部又ハ全部ヲ免除スルコトアルヘシ

付 則

本令施行ニ関スル細則ハ所長之ヲ定ム

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

七―三 広島県実業補習学校教員 (昭和二年)  
養成所卒業者服務規則

〔『広島県報』〕

広島県実業補習学校教員養成所卒業者服務規則

- 第一条 卒業者ハ卒業証書受得ノ日ヨリ一年間本県内ニ於テ実業補習学校教員タルノ義務ヲ有ス、但シ本県内ニ於テ他ノ学事又ハ実業ニ関スル公職ニ従事スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第二条 特別ノ事情アリテ服務義務期間ニ於テ他ノ道府県、朝鮮・台湾・樺太若ハ関東州ニ於テ就職セムトスル者ハ事由ヲ具シテ知事ニ出願スヘシ
- 第三条 服務義務期間内ニ於テ教員養成ヲ目的トスル官立学校ニ入学セムトスル者ハ予メ知事ニ出願スヘシ
- 前項ノ学校ニ入学シタルトキ中途退学シタルトキ又ハ卒業シタルトキハ当該学校長ノ証明ヲ受ケ速ニ知事ニ届出ツヘシ
- 前項ノ学校ニ入学シタル場合ニ於テハ在学中服務義務ノ履行ヲ猶予ス、其ノ卒業シタル場合ニ於テハ当該学校ニ関スル法令ノ規定ニ依リ卒業後服務義務ヲ有スルトキハ猶予中ノ服務義務ハ之ヲ免除ス
- 第四条 卒業者服務義務ヲ尽スコト能ハサル事由ヲ生シ服務義務ノ猶予又ハ免除ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ
- 前項ニ依リ服務義務ノ猶予ヲ受ケタル者服務義務期間内ニ其ノ事由消失シタルトキハ速ニ知事ニ届出ヘシ
- 第五条 服務義務期間内ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ在学中支給シタル学資ノ償還ヲ命ス、但シ情状ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除ス
- 一、正当ノ理由ナクシテ服務義務ヲ尽ササルトキ
- 二、懲戒免職ニ処セラレタルトキ
- 三、疾病ニ依ラスシテ前条ニ依リ服務義務ヲ免除セラレタル

トキ

- 第六条 本命ニ依リテ知事ニ提出スヘキ書類ニシテ本県支庁長・市長所轄ノ学校在職者ハ総テ支庁長・市長ヲ經由スヘシ其ノ他ハ直接知事ニ提出スヘシ
- 支庁長・市長ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事情ヲ調査シ意見ヲ付シテ進達スヘシ

七―四 広島県立青年学校教員養成所臨時養成講習科学則(昭和十三年)

〔『広島県報』〕

- 第一条 広島県立青年学校教員養成所臨時養成講習科学則
- 本養成講習科ハ広島県立青年学校教員養成所臨時養成講習科ト称シ広島県立青年学校教員養成所ニ設置ス
- 第二条 本養成講習科ハ昭和十三年文部省令第十四号ニ依リ青年学校教員ヲ臨時養成スルヲ以テ目的トス
- 第三条 修業年限ハ一年トス
- 第四条 生徒ノ定員ハ約二十人トス
- 第五条 本養成講習科ノ学科目・学科課程及毎週教授時数左ノ如シ

学 科 目	課 程	毎週教授時数
修身及公民科	国体ノ本義、国民道德ノ要領並ニ国民ノ政治生活、経済生活及社会生活ニ関スル事項	三
教 育	教育ノ理論及教授法、社会教育、青年学校経営	三

国 語	講読、作文	四
国 史	国史	一
数 学	数学	二
職 業 科	耕種、畜産、養蚕、農芸化 学、林業、農業経済	一一
体 操	体操、教練、競技、武道	三
計		二七
実験及実習	実験、実習教育、実習、見 学	五回

第六条 本養成講習科ニ入所ヲ許可スベキ者ハ本県内ニ居住シ  
身体強健、品行方正、志操堅実ナル者ニシテ左ノ各号ノ一二  
該当スル者トス

一、小学校本科正教員又ハ小学校専科正教員ノ免許状ヲ有ス  
ル者

二、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年  
以上ノ実業学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ実業学校ヲ卒業  
シタルモノ

三、前項ニ掲グル者ニ準ズベキ学力アリト認メタル者

第七条 全学科ノ課程ヲ卒業セリト認メタル者ニハ別記様式ノ  
卒業証書ヲ授与ス (別記様式略)

第八条 卒業証書ヲ受ケタル者ニ対シテハ青年学校教員タルノ

資格ヲ与フ

第九条 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外広島県立青年学校教員養  
成所學則ヲ適用又ハ準用ス

付 則

本令施行ニ関スル細則ハ所長之ヲ定ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年度ニ限り募集人員ハ三十五名トス

昭和十三年広島県令第十七号ハ之ヲ廃止ス

本令施行ノ際現ニ広島県立青年学校専任教員臨時養成講習所  
ニ在学中ノ生徒ハ本令ニ依リ入学シタルモノト看做ス

〔注、「昭和十三年広島県令第十七号」とは、「広島県立青年学校専任教員臨  
時養成講習所學則」を示す。〕

### 七―五 広島県立青年学校教員養成所學則 (昭和十四年)

〔『広島県報』〕

第一章 総 則

第一条 本所ハ青年学校教員養成所學則ニ依リ青年学校教員ヲ養  
成スルヲ以テ目的トス

第二章 本所ニ男子部及女子部ヲ置ク

第三条 修業年限及入所資格

第四条 入所ヲ許可スベキモノハ身体強健、品行方正、志操確  
実ナル者ニシテ左ノ各号ノ一二該当スル者トス

一、尋常小学校卒業程度ヲ入学資格トスル修業年限五年以上  
(女子ニ在リテハ四年以上)ノ実業学校又ハ之ト同程度以  
上ノ実業学校ヲ卒業シタル者

上ノ実業学校ヲ卒業シタル者

上ノ実業学校ヲ卒業シタル者

上ノ実業学校ヲ卒業シタル者

上ノ実業学校ヲ卒業シタル者

上ノ実業学校ヲ卒業シタル者



農 業	音 楽	理 科	数 学	地 理	国 史	国 語	教 育	修身及公民科	学 科 目	
									第一 学 年	第二 学 年
作物、園芸、病虫害、土壤、肥料、 畜産、養蚕、農業政策、農業法規、 農業経営、産業法規、産業組合、農 村計画	唱歌、楽器、楽典	博物、化学	实用数学、珠算	地理概説、日滿支産業地理、殖民	国史	講読、作文、習字	教育ノ理論及教授法	国体ノ本義、国民道徳ノ要領並ニ国 民ノ政治生活、經濟生活、社会生活 ニ関スル事項、作法	課程	課程
七	一	三	二	二	二	四	四	三	毎週教授時数	毎週教授時数
同	同	応用物理、農芸化学	同	同上、郷土誌	国史、郷土史	同	青年学校経営、社会教育	同	課程	課程
上	上		上			上		上		
七	一	三	二	二	二	四	四	三	毎週教授時数	毎週教授時数

男子部

二、中学校又ハ師範学校ヲ卒業シタル者  
 三、高等女学校卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等程度以上  
 ト指定シタル学校卒業者

四、専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者  
 五、前各号ニ掲グル者ニ準ズベキ学力アリト認メタル者  
 第三章 学科課程及毎週教授時数  
 第五条 学科課程並ニ毎週教授時数ヲ定ムルコト左ノ如シ

体 操	体操、教練、遊戯、競技、武道	四	同 上	四
計		三二		三二
実 験	農学実験	二回	同 上	二回
農 業 実 習	耕種、養畜、農業経営、農場管理	不定時	同 上	不定時
教 育 実 習	青年学校、小学校	不定時		不定時

備考

一、所長ニ於テ必要ト認メタルトキハ総時数ノ範圍内ニ於テ修身及公民科・教育・体操以外ノ学科目相互ノ教授時

数ヲ増減スルコトアルベシ  
一、農業科ハ主トシテ実習ニ於テ修練ス  
一、図書・手工ハ隨時之ヲ課ス

女子部

学 科 目	第 一 学 年		第 二 学 年	
	課 程	毎週教授時数	課 程	毎週教授時数
修身及公民科	国体ノ本義、国民道徳ノ要領、国民ノ政治生活、經濟生活、社会生活ニ関スル事項、作法	三	同 上	三
教 育	教育ノ理論及教授法	二	青年学校教育、社会教育	二
国 語	講読、作文、習字	三	同 上	三
国 史	国史	二	国史、郷土史	二

備考

生花点茶ハ随時之ヲ課ス

地理	地理概説	一	日滿支産業地理、郷土誌	一
理科	化学、生理衛生、応用理科	二	同	二
数学	实用数学、珠算	二	同	一
音楽	唱歌、楽器、楽典	一	同	一
家事	衣食住、育児、看護、家事、経済	五	同上、青年学校家事及裁縫科教授及訓練要目研究	五
裁縫	和裁、洋裁、手芸	一〇	同上、青年学校家事及裁縫科教授及訓練要目研究	一〇
農業	作物、園芸、畜産、養蚕、農産加工	二	園芸、畜産、農産加工	二
体操	刀) 体操、教練、遊戯、武道(弓術、薙)	三	同	三
計		三六		三六
実験実習	理化実験、家事及農業実習	不定時	同	不定時
教育実習			青年学校、小学校	不定時

第四章 学年学期及休業日

第六條 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

学年ヲ分チテ左ノ二期トス

前学期 自四月一日  
至九月三十日

後学期 自十月一日  
至翌年三月三十一日

第七條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ、但シ休業日ニ於テモ生

徒交代ニ農場実習其ノ他ノ実習諸作業ニ服セシムルコトアル

ベシ

一、祝日、大祭日、学校創立記念日、日曜日

二、冬季休業日 自十二月二十五日  
至翌年一月七日

前項各号ノ外所長ニ於テ必要アリト認メタル場合ハ知事ノ認  
可ヲ經テ臨時休業ヲ為スコトヲ得

第八條 所長ハ始業準備、成績調査等ノ為学年始及学年末ニ於  
テ之ヲ通ジテ十二日以内休業スルコトヲ得

第九條 七月二十五日ヨリ八月三十一日迄主トシテ左ノ実習ヲ  
課ス

男子部 農場実習、家庭実習、農村調査

女子部 農場実習、家政実習

第五章 入所、退所及懲戒

第十條 生徒ノ募集ハ所長之ヲ行フ

第十一條 入所志願者ハ入學願書ニ履歷書・学業成績表・人物

考查書・戸籍抄本及写真ヲ添ヘ所長ニ願出ヅベシ

第十二條 入所ヲ許可スベキ者ハ所長ニ於テ考查ノ上決定ス

第十三條 入所ノ許可ヲ得タル者ハ許可ノ日ヨリ一月以内ニ保

証人二人ヲ定メ(内一人ハ父兄又ハ後見人) 連署ヲ以テ別記  
第一号様式ノ誓約書ヲ所長ニ差出スベシ

第十四條 所長ハ傷痍疾病其ノ他ノ事故ニヨリ引続キ二箇月以  
上欠席シ、又ハ欠席ヲ要スト認メタル者ニ對シテハ一年以内  
ノ休學ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 生徒ハ自己ノ便宜ニ因リ退所スルコトヲ得ズ、但シ  
已ムヲ得ザル事由ニ因リ退所セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳  
記シ所長ニ願出ヅベシ

第十六條 所長ハ教育上必要アリト認メタルトキハ情状ニ依リ  
左ノ懲戒ヲ行フ

一、謹慎

二、停學

三、退所

第十七條 前條ノ退所ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル者ニ付所長之  
ヲ命ズ

一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナキ者

二、学力劣等若ハ疾病ノ為成業ノ見込ナキ者

三、正当ノ事由ナクシテ一月以上欠席シタル者

四、出席常ナラザル者

前項各号ノ規定ニ依リ生徒ニ退所ヲ命ジタルトキハ所長ハ其  
ノ事由ヲ具シ知事ニ開申スベシ

第六章 課程ノ修了、卒業及服務

第十八條 各学年ノ課程ノ修了ハ操行・学業及実習ノ成績ヲ考  
査シテ之ヲ認定ス

第十九條 所定ノ課程ヲ卒業セリト認メタル者ニハ別記第二号  
様式ノ卒業証書ヲ授与ス (別記様式略)

第二十条 本所卒業者ハ卒業ノ日ヨリ一年間知事ノ指定スル教職ニ従事スルノ義務ヲ有ス、但シ特別ノ事由アルトキハ服務義務ヲ猶予又ハ免除スルコトアルベシ

第七章 学資及授業費

第二十一条 生徒ニハ学資ノ一部ヲ支給スルコトアルベシ

第二十二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ在学中支給シタル学資及年額五十円ノ授業費ヲ償還セシム、但シ情状ニ依リ償還スベキ金額ノ一部又ハ全部ヲ免除スルコトヲ得

一、自己ノ便宜ニ因リ退所シタル者又ハ懲戒ニ因リ退所処分ヲ受ケタル者

二、正当ノ事由ナクシテ第二十条ノ服務義務ヲ尽サザル者

三、第二十条ノ服務期間中懲戒免職ニ処セラレタル者

第八章 寄宿舎

第二十三条 生徒ハ総テ所定ノ塾舎ニ入ラシム、但シ特別ノ事情アル者ハ通学ヲ許可スルコトアルベシ

第九章 臨時養成科及講習科並ニ雜則

第二十四条 本所ニ臨時養成科及講習科ヲ置ク

臨時養成科及講習科ノ定員・期間・学科目及細則ハ知事ノ認可ヲ經テ所長之ヲ定ム

第二十五条 本令施行ニ関スル細則ハ所長之ヲ定ム

付則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

大正十四年広島県令第五号ハ之ヲ廃止ス

本令施行ノ際現ニ広島県立青年学校教員養成所ニ在所中ノ生徒ハ本令ニ依リ入所シタル者ト看做ス

〔注、「大正十四年広島県令第五号」とは、「広島県実業補習学校教員養成所学則」を示す。〕

七一六 生徒生活指導方針（昭和十五年）

〔「広島県立青年学校教員養成所学校一覽綴」〕

塾寮ニ於ケル生徒生活指導

青少年学徒ニ賜リタル聖勅ヲ奉体シ負荷ノ大任ヲ全ウスベク教育指針五綱領ヲ樹立ス、而シテ之ガ具現完璧ヲ期センタメ全生徒ヲ四寮ニ收容ス（本所ニ於テハ寄宿舎ヲ寮ト称ス、以下之ニ做フ）、寮ハ民家ヲ借り受ケ生徒ノ起居ニ便ズルヤウ改造ヲ行ヒタリ、全職員寮監トナリ一寮ヲ二名ニテ分担シ一週間宛互ニ勤止シ寮生ト全生活ヲ共ニシ実践躬行以テ寮生ノ先導タルベク精進シツ、アリ、以下寮教育ノ現況ヲ記セントス

（一）五綱領

- 一、確固不動ナル信念ノ育成
- 二、雄渾調大ナル気魄ノ鍛錬
- 三、純真崇高ナル情操ノ陶冶
- 四、潑刺端正ナル節度ノ鍊磨
- 五、醇乎タル日本精神ノ体现

（二）寮教育ノ精神

- 一、寮教育ノ目標ハ人物鍊成ニアリ、聖訓ニ恪遵シ五綱領ノ示スガ如ク信念ノ育成、情意ノ陶冶、善習慣ノ養成ニアリ、一言以テ之ヲ断ズレバ日本精神ノ体现ニアリ
- 二、寮教育ノ方法ハ行ヲ修スルコトニアリ、坐作、進退、寢食、洒掃、整頓、入浴、用便、悉ク修業ナリ、一物ヲ置キ一器ヲ運ブモ一声ヲ発シ一語ヲ答フルモ亦行ナリ、読書、習字、聴講亦然リ、此ノ行ヲ通ジテ神ニ額キ此ノ行ニヨリ教ヲ受ケテコソ始メテ神ニ通ジ叡智啓ケ人格ヲ磨クコトヲ

得ベシ

三、寮教育ノ真生命ハ指導者ノ人格ニアリ、指導ノ方法ヨリモ指導者ノ求道精神ノ態度ニアリ、「立止マル師ハ進ミ行ク子弟ヲ導クノ器ニアラス」、指導者ハ常ニ心ヲ淨メ神ニ類キ内省啓明ニ勉メ尚志工夫以テ修行鍛鍊セザルベカラズ

(三) 寮生七則

一、寮生五ニ敬重シ自他顧憐シ潜カニ難値難遇ノ念ヲ忘レス乳水ノ如ク和合スベシ

一、如何ニ親シキ間ニテモ礼簡ヲ正シウスベシ、礼節ノ源ハ敬ニアリ、敬ハ誠ヨリ発ス

一、若シ懈怠アラバ当ニ之ヲ諫メ、若シ垂詢アラバ当ニ之ニ順ヒ切琢訂正スベシ

一、最モ古経並ニ聖賢ノ語録ヲ看、常ニ古教照心スベシ。

一、日晷一度移レバ再ビ晨ナリ難シ、妄想シテ空シク時節ヲ過スコト勿レ

一、語言義ニ及バザルハ学徒ノ恥ナリ、無義ノ語、雜穢ノ語、無慚愧ノ語ヲ弄スベカラズ

一、勉メテ静坐シ閑アラバ習字シ抱摺灌漑シ灑掃清談スベシ

(四) 寮

本所ニハ県営ノ寮ナキヲ以テ前記ノ如ク四民屋ヲ借用改造シテ之ニ充ツ、男子寮ハ本年九月、女子寮ハ四月ノ開設ナリ、而シテ寮名ハ中正ノ大道ニ準ル

(五) 寮ノ組織

所長、寮監、週番

寮名	学年	生徒数	寮監数
時中寮	本科男一年	二二	二
中正寮	本科男二年	二〇	二
正心寮	臨時養成科男	一四	二
中和寮	本科女一年	二〇	二

一、所長ハ寮全般ノ教育事務ヲ統轄ス

一、寮監ハ行事・記録・庶務・会計・調理及整備ニ関スル事項ヲ掌理ス

三、週番制度ヲ設ケ寮生二名宛一週間交替トス、週番ハ寮内ノ規律ヲ励行シ寮風振作ノ重大任務ニ服ス、又寮日誌ヲ記シ寮監及所長ノ檢閲ヲ受ケ常ニ寮生ノ改過遷善ニ努メツ、アリ

一例ヲ拳グレバ九月二十七日ノ正心寮日誌ニ足下訓トシテ「千里之行始於足下」ヲ下駄箱ノ上方ニ張り付ケタリト記入セルガ如シ

(六) 日課(九月現在)

起床 五時三十分  
 起 五時三十分  
 作務(洗面、洒掃、体操) 五時三十分—五時五十分  
 朝参(静坐、遙拜、朗誦、默禱) 五時五十分—六時十分  
 朝食(静坐、食事訓) 六時十分—六時四十分  
 修学 六時五十分—七時四十分

登校 七時四十五分  
 婦寮 四時三十分  
 作務(洒掃、洗濯、入浴、家庭通信、散策) 四時三十分—六時

夕食(静坐、食事訓) 六時—六時三十分  
 修学 六時三十分—九時

夜参(朝参ニ同シ) 九時—九時十分  
 反省(日記記入、其ノ他) 九時十分—九時二十分  
 就寝消燈 九時三十分

(備考)

一、朝参・夜参ハ特ニ礼儀作法ノ嚴肅ヲ重ヲ宗トシ、朗誦ハ「青年嘯咏集」男生、「集ひの友」女生ヲ主トス

二、食事ハ端正上品ノ態度ヲ旨トシ食事ノ前後ニ五觀文食事觀念等ヲ朗誦ス

三、作務時間中寮生ハ炊事当番ヲ設ケ自ラ炊事ニ当リ或ハ炊事人ト協力シ、更ニ交互ニ糞尿ノ処置或ハ灌漑等専ラ自主自力ノ活動ヲナシツ、アリ

以上

七―七 広島青年師範学校移転大学昇格期成同盟会の寄付募集(昭和二十二年)

広島青年師範学校<sup>移</sup>大学昇格期成同盟会寄付募集趣意書

待望の広島青年師範学校の福山市への移転は茲に確定し近くその実行を見ると共に、学制改革に伴い同校の大学昇格も亦期待されるに至りました。新生文化都市大福山、旧幕以来の伝統を継承する教育都市の実現は平和の春と共に今吾々の眼前に約束

せられたのであります。

但し理想の達成には容易ならぬ犠牲と努力とが要求されます。即ち昭和二十二年度上半期において、

一、同校の仮校舎(福山市沖野上町旧兵舎)約一千坪を改修して移転を完了し、

一、新に附属中学校附属図書館其の他の教育施設を開設し、一、更に所要の計画を整えて同校の大学昇格の目的を達成することは、

真に容易ならざる大事業でありまして福山市民は勿論論しく広島県下の有識義侠の士の協力援助なくしては不可能であります。茲において本会はその志を広く各位に訴えて共鳴を求めますと共に左記によってその資金を募集いたします。

新生文化都市大福山の建設を念願せられる全福山市民各位、母校の発展隆昌を祈念せられる広島青年師範学校関係者諸君、広島県の教育文化の振興と産業の開発に心を寄せられる有識者各位、

何卒本事業の深き意義と重大な使命とを御理解の上全幅の御共鳴と御援助とを賜わらんことを特に御願いたします。

昭和二十二年四月三日

広島青年師範学校<sup>移</sup>大学昇格期成同盟会

会 長 福 山 市 長 藤 井 正 男  
 副 会 長 福 山 市 助 役 瀧 宮 修 市  
 副 会 長 広島青年師範学校長 野 尻 丈 七  
 顧問代表 前 代 議 士 森 戸 辰 男  
 常任顧問 前 福 山 市 長 小 林 和 一

参与代表 広島青師父兄会長 細川 求 巳  
 参与代表 広島青師同窓会長 丸山 夏  
 (要項略)

七十八 広島青年師範学校規則(昭和二十三年)

広島青年師範学校規則

第一章 学期及授業ヲ行ハザル日

第一条 学期ハ之ヲ左ノ三学期ニ分ツ

第一学期 自四月一日起至八月三十一日

第二学期 自九月一日起至十二月三十一日

第三学期 自一月一日起至三月三十一日

第二条 授業ヲ行ハザル日ハ左ノ如シ、特別ノ必要アルトキハ

授業ヲ行ハザル日ニ於テ授業ヲ行フコトアルベシ

一、法律第七十八号ニ依リ休日タル国民ノ祝日

二、日曜日

三、学年始 自四月一日至四月五日

四、夏季 自七月二十五日至八月三十一日

五、冬季 自十二月二十五日至一月五日

六、学年末 自三月二十一日至三月三十一日

七、創立記念祝日 五月二十二日

第二章 学科課程

第三条 男子部本科ノ生徒ニ課スル学科ハ農業科・水産科ノ二

学科ヲ置ク

第四条 青年師範学校規程第二十六条第二十七条第二十八条及

第二十九条ニ規定ノ教育実習ニ関シテハ別ニ細則ヲ定ム

第三章 生徒ノ成績考查

第五条 生徒ノ成績ハ各学科目実験実習及修練ニツキ每学期之ヲ査定ス

第六条 各学期成績ヲ総合シタルモノヲ以テ学年成績トス

第七条 生徒ノ卒業成績ハ全学年ニ於ケル成績ト教育実習ノ成績トヲ総合シテ之ヲ定ム

第八条 生徒ノ成績考查ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 課程ノ修了及卒業ノ認定

第九条 課程ノ修了及卒業ノ認定ハ修了成績及卒業成績ニ依リ

学校長之ヲ行フ

第十条 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 生徒ノ入学、休学、退学及懲戒

第十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人ヲ定メ本校所定ノ

誓約書ニ左ノ戸籍事項ヲ記載シタル戸籍記載事項証明ヲ添ヘ

所定ノ期日迄ニ入学ノ旨学校長ニ届出ゾベシ

一、本人氏名

二、生年月日

三、本籍地

四、戸主氏名

五、戸主トノ続柄

六、父母氏名

前項ノ手續ヲ了セザル者ニ対シテハ其ノ入学許可ヲ取消スコトアルベシ

第十二条 疾病又ハ已ムヲ得ザル事由ニ依リ休学セントスル者

ハ期間事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上学校長ニ願出デ許可ヲ受

ケルコトアルベシ

ハ期間事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上学校長ニ願出デ許可ヲ受



クベシ、但シ疾病ニ依ル場合ハ医師ノ診断ヲ添付スベシ

第十三条 削除

第十四条 休学中ノ生徒ニシテ其ノ期間満了シタルトキハ原級ニ復セシム

第十五条 青年師範学校規程第四十二条ノ各号ノ外学校長ノ許可ヲ受ケズシテ他ノ学校ノ入学試験ヲ受ケタル者ニハ退学ヲ命ズ

第十六条 青年師範学校規程第四十三条但シ書ニ依リ退学ノ許可ヲ受ケントスル者ハ詳ニ其ノ事由ヲ具シ保証人連署ノ上学校長ニ願出ズベシ、但シ疾病ニ依ル場合ハ医師ノ診断書ヲ添付スベシ

第十七条 青年師範学校規程第四十五条ノ規定ニ依ル懲戒ハ譴責、謹慎及停学トス

第六章 学資及償還セシムベキ授業費

第十八条 学資ノ給与額ハ別ニ之ヲ定ム

学資ハ毎月七日迄ニ其ノ前月分ヲ支給ス  
生徒卒業又ハ死亡シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ際之ヲ支給ス

第十九条 学資ハ全月出席セザル生徒ニハ之ヲ支給セズ、但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ其ノ月分ノ全額ヲ支給ス

- 一、入学シタルトキ
- 二、卒業シタルトキ
- 三、死亡シタルトキ
- 四、欠席日数全月ニ亘ラザルトキ
- 五、休学又ハ復学ヲ許可セラレタルトキ

授業ヲ行ハザル日並ニ忌引ノ日ハ之ヲ出席者ト看做ス、但シ当該日ニシテ欠席休学若ハ停学中ニ属シ又ハ之ニ接続シ彼是通算シテ全月ニ亘ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十条 生徒懲戒ニ依リ停学ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ現日数日割計算ニ依リ其ノ期間ノ学資ヲ支給セズ

第二十一条 生徒退学シタルトキ未支給ノ学資アルトキハ其ノ全部ヲ支給セズ

第二十二条 青年師範学校規程第四十七条及第五十七条ノ規定ニ依リ償還セシムベキ授業費ノ額ハ年額二千四百円トシ、月割償還額ハ年額十二分ノ一相当額トス

尚昭和二十四年三月三十一日以前ノ在学期間ノ分ニツイテハ各年度ニツイテ定メラレタ授業費ノ額ニヨリ償還サセル

第二十三条 休学ヲ許可シタル生徒ニ対スル前条ノ規定ニ依リ授業費ノ計算ニ付イテハ休学ノ翌月ヨリ復学シタル月迄ノ月数ヘ之ヲ算入セズ

第二十四条 学資及授業費ノ償還免除ヲ受ケントスル者ハ免除ヲ受ケントスル金額及其ノ事由ヲ具シ、本人及保証人連署ノ上本人ノ属スル家ノ資産及収入ニ関スル市町村長証明書ヲ添へ学校長ニ之ヲ申請スベシ

第七章 寮 舎

第二十五条 生徒ハ在学中男子部女子部別ニ各寮舎ニ入ラシム  
但シ学校長ニ於テ必要アリト認メタル生徒ニ対シテハ自宅通学又ハ外泊ヲ命ズルコトアルベシ

第二十六条 寮舎ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

広島青年師範学校略年表

大正九年(一九二〇)

10・30 実業補習学校教員養成所令公布。

12・18 「実業補習学校教員養成所令施行規則」制定。

大正十一年(一九二二)

3・35 広島県実業補習学校教員養成所設置開校の件、文部大臣より認可された。

3・31 「広島県実業補習学校教員養成所学則」制定。

4・1 広島県実業補習学校教員養成所が広島県立西條農学校に併設され、従来の県立西條農学校附設農業教員講習所は廃止された。

5・19 県立西條農学校校長沢誠太郎が所長に兼補された。

大正十二年(一九二三)

3・26 第一回卒業式が挙行された。

大正十三年(一九二四)

1・4 沢誠太郎転任により、県立西條農学校長山下昇が所長に兼補された。

大正十四年(一九二五)

2・3 学則を改定、師範学校卒業者を入学資格の主体とした。

4・5 「広島県実業補習学校教員養成所卒業生服務規則」制定。

昭和二年(一九二七)

2・12 学則を一部改正、尋常小学校卒業後、修業年限五年

昭和四年(一九二九)

昭和七年(一九三二)

2・8 修業年限二年に変更の件、文部大臣より認可され、翌三月三十一日、学則が改正された(なお、隔年募集となり、昭和八・十・十二年度は入所生の募集を停止)。

昭和八年(一九三三)

9・13 山下昇転任により、県立西條農学校長森耕一が所長に兼補された。

昭和十年(一九三五)

4・1 青年学校教員養成所令公布、「青年学校教員養成所規程」制定。

昭和十三年(一九三六)

5・1 広島県立青年学校専任教員臨時養成講習所(同年八月五日、臨時養成講習科に改組)が設置された。

以上の農学校卒業者を入学資格の主体とした。

昭和十四年(一九三五)

4・20 女子部設置(当分の間、広島県立吉田高等女学校に併設)。

5・2 学則が改定された(女子部設置)。

6・2 森耕一解任により、岡本半次郎が専任所長に任命された。

8・31 県立西條農学校より独立移転し、男子部および臨時養成講習科は新校舎完成まで広島県立吉田農学校に一時併設された。

昭和十四年(一九三五)

8・31 県立西條農学校より独立移転し、男子部および臨時養成講習科は新校舎完成まで広島県立吉田農学校に一時併設された。

昭和十四年(一九三五)

8・31 県立西條農学校より独立移転し、男子部および臨時養成講習科は新校舎完成まで広島県立吉田農学校に一時併設された。

昭和十四年(一九三五)

8・31 県立西條農学校より独立移転し、男子部および臨時養成講習科は新校舎完成まで広島県立吉田農学校に一時併設された。

昭和十四年(一九三五)

8・31 県立西條農学校より独立移転し、男子部および臨時養成講習科は新校舎完成まで広島県立吉田農学校に一時併設された。

昭和十四年(一九三五)

8・31 県立西條農学校より独立移転し、男子部および臨時養成講習科は新校舎完成まで広島県立吉田農学校に一時併設された。

昭和十四年(一九三五)

8・31 県立西條農学校より独立移転し、男子部および臨時養成講習科は新校舎完成まで広島県立吉田農学校に一時併設された。

昭和十四年(一九三五)

8・31 県立西條農学校より独立移転し、男子部および臨時養成講習科は新校舎完成まで広島県立吉田農学校に一時併設された。

昭和十四年(一九三五)

8・31 県立西條農学校より独立移転し、男子部および臨時養成講習科は新校舎完成まで広島県立吉田農学校に一時併設された。

昭和十四年(一九三五)

8・31 県立西條農学校より独立移転し、男子部および臨時養成講習科は新校舎完成まで広島県立吉田農学校に一時併設された。

昭和十四年(一九三五)

8・31 県立西條農学校より独立移転し、男子部および臨時養成講習科は新校舎完成まで広島県立吉田農学校に一時併設された。

昭和十四年(一九三五)

8・31 県立西條農学校より独立移転し、男子部および臨時養成講習科は新校舎完成まで広島県立吉田農学校に一時併設された。

昭和十五年(一九四〇)

4・8 広島県高田郡吉田町に新校舎が落成した。

昭和十七年(一九四二)

3・31 岡本半次郎退任により、沖水剛明が所長に任命された。

昭和十九年(一九四四)

2・17 師範教育令中改正(官立青年師範学校成立)。

3・23 「青年師範学校規程」制定。

3・31 広島県立青年学校教員養成所廃止。

4・1 文部省直轄諸学校官制中改正(勅令第三三三号同一年三月二十日公布)により、広島青年師範学校が設置された。

9・ 加藤恂二郎が校長に任命された。

男子部第一回卒業式挙行(昭和二十一年以後、三月に挙行)。

昭和二十年(一九四五)

4・ 吉田町外四か村学校組合立青年学校および郡山実践女学校が附属青年学校として移管。

8・3 加藤恂二郎依願免本官により、野呂丈七が校長に任ぜられた。

昭和二十一年(一九四六)

4・1 教員養成諸学校官制公布。

昭和二十二年(一九四七)

3・ 広島青年師範学校移転大学昇格期成同盟会が結成された。

4・ 新制附属中学校設置、吉田町所在の附属青年学校を県へ移管。

6・20 福山市沖野上町の旧兵舎跡を転用して移転した。

7・ 福山市立実業学校および福山市立実践女学校(昭和二十三年度より福山市立高等学校に統合)の一部を代用附属青年学校とした。

昭和二十三年(一九四八)

4・ 福山市立高等学校の一部を附属高等学校とした。

8・23 男子部に水産科を新設した。

昭和二十四年(一九四九)

5・31 国立学校設置法公布により、広島大学が設置され、広島青年師範学校は広島大学に包括され、広島大学

広島青年師範学校と改称された。

5・ 福山市立高等学校の県立併合により、単独に附属高等学校を設置した。

6・28 野呂丈七、千葉大学分校主事として転任し、広島大学・広島文理科大学教授藤原武夫が校長に兼補された。

7・31 広島大学学長事務取扱・広島女子高等師範学校校長桜井役が校長に兼補された。

昭和二十五年(一九五〇)

5・ 広島大学教育学部安浦分校および広島女子高等師範学校の福山移転とともにこれと合併して福山分校の構成母体となった。

昭和二十六年(一九五一)

3・9 広島青年師範学校男子部第七回、女子部第六回の卒業式および閉校式が挙行された。

3・31 広島青年師範学校が廃止された。



第八編 広島市立工業専門学校史



## 第一章 創 設

### 第一節 広島市立工業専門学校の設置

#### 設置の経緯

日中戦争が激化するにつれて、産業界ことに軍需工場における技術者の需要が増大し、その国家的な要請にこたえるべく、工業に関する学校が全国的に急造された。これまで広島県には県立広島工業学校、県立廿日市工業学校、県立福山工業学校、県立木ノ江造船学校ならびに広島市工業学校が設置されていたが、さらに時局の強い要請によって工業学校の増設がはかられた。まず、昭和十四年（一九三九）四月広島市立工業学校が設置され、昭和十六年三月にはこれを広島市立第一工業学校とし、従来の広島市工業学校を広島市立第二工業学校と改称した。また、同年四月には広島県立広島第二工業学校を県立広島工業学校に併置し、夜間課程を開設した。さらに「教育ニ関スル戦時非常措置方策」によって、私立男子商業学校などは昭和十九年度より工業学校に転換することをよぎなくされた。

いっぽう、このような中級技術者の養成だけでなく、産業ならびに軍備の高度科学化に伴う需要に応ずるため、高級技術者を大量に養成することが国家緊急の要務であった。昭和十八年一月には専門学校令を改正し、従来の実業専門学校は、実業学校令の廃止によりこの専門学校令において完全に一本化された。これによって広島市に設置されていた官立広島高等工業学校は、翌十九年四月より広島工業専門学校と改称されたが、高級技術者の需要が多く、広島

市では新たに市立工業専門学校の設置を計画した。昭和十九年十月頃、広島市長粟屋仙吉は市会の同意を得てその創設の準備に着手し、翌二十年一月の臨時市会では、昭和二十二年度まで三か年継続事業として総計一八〇万円にのぼる創設経費の負担が議決された〔中国新聞「昭和」二〇・一・一四〕。

#### 校則の制定と開校

昭和二十年（九四）一月十七日、文部省より設置認可があり、同年四月一日広島市立工業専門学校が設置された。同時に、「広島市立工業専門学校規則」〔資料八一参照〕が制定され、「本校ハ専門学校令ニ依リ皇国ノ道ニ則リテ工業ニ関スル高等ノ教育ヲ施シ国家有用ノ人物ヲ錬成スルヲ以テ目的トス」〔第一条〕と規定した。学科編成は、時局の要請する機械科と航空機科の二学科であった。生徒定員は機械科二四〇名、航空機科一二〇名とし、研究生・選科生も置くことがあるとした。学科課程等については、校則を参照されたい。

六月九日、県知事（代理内政部長）、広島市長、市会議長、市会議員、在広高等専門学校の来賓を迎え、開校式が挙行された。

#### 校舎・敷地

前述した広島市立工業専門学校創設経費のなかには、土地買収費・整地費・建築費が計上されていたが、当時の情勢下にあつては、即時開設という急迫した条件を満たす必要があり、新校舎の建設に代わつて市内東雲町にあつた広島市立第一工業学校の校舎ならびに実験実習場の過半を接収し、また隣接する広島市立工業指導所の一部も合わせて転用することとした。したがつて、教室・実習場などには凶八一のごとく、暫定的にこれらの既設校舎が充たされ、漸次、新築校舎をこの敷地内に建設していく予定であつた。

#### 開校当時の教職員陣容

昭和二十年の開校年度における教官定員は、校長一名、教授一〇名、助教七名、講師六名、実習教授四名、助教四名、助手一名であつた。まず、広島工業専門学校教授勝盛豊一が五月二十三日校長兼教授に任命され、同日、広島市立機械工養成所長兼広島市立工業指導所長梅岡益次郎が教授に任命された。また、六月には佐賀高等学校教授平原栄治、広島高等師範学校助教正戸茂がそれぞれ講師に任命された〔職員履歴〕。このように



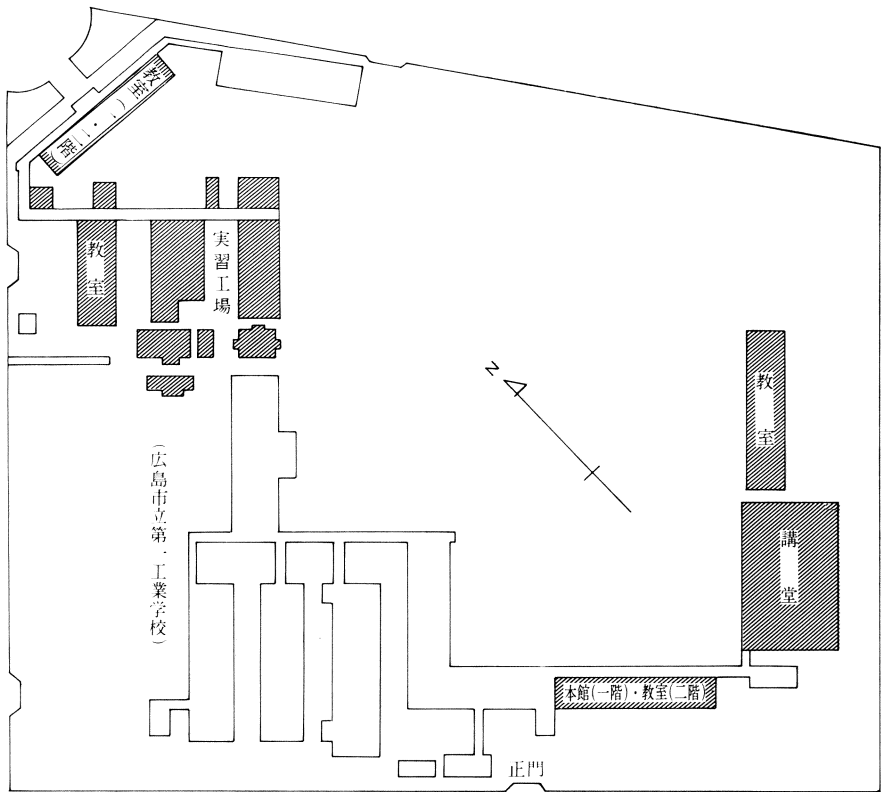


図 8-1 広島市立工業専門学校建物配置図(斜線部分)

開校当時の専任教官は、わずか四名の発令しか記録されていないが、元教授平原栄治は、「七月一六日(月)午後、第一回の教官会議が開かれた。その時の専任教官は勝盛校長、小林(化学)、平原(物理)、正戸(生徒主事)、酒井(機械)、友井(機械)の五名、その他は講師の方でありました」と述べている。『生死の火 広島。太平洋戦争の最終段階で設置された広島市立工業専門学校の教官陣容は、辞令の発令や着任の時期について不明な点があるが、予定された教官定員を欠いたままで発足し、順次、専任教官や嘱託講師を増員していく計画であった。

**第一回入学生徒** 第一回生徒募集に関して、入学試験問題は官

立広島工業専門学校に作成を委嘱し

た。入学志願者は機械科一一八九名、航空機科四三四名で、まず第一次選抜(書類選考)を行い、三月二十三日より三日間、第二次選抜(筆答、口答試問、身体検査)を行った。その結果、入学を許可した者は機械科一一四名、航空機科五六名で、このうち入隊者が一三名あり、補欠入学を許可し、結局、昭和二十年の開校時までに入学を許可した者は、機械科一三二名(うち入隊者九名)、航空機科六七名(うち入隊者五名)、計一九九名であった。しかし、実際の入学者数を六月九日の開校式ならびに入学式までに授業料を納入した者とみなすと、機械科一二九名、航空機科六九名、計一九八名であった(「生徒課目」〔誌〕ほか)。入学者の出身学校は、判明する者一七〇名のうち、中学校卒業者一三六名、工業学校卒業者二〇名、商業学校卒業者一四名であった(「学籍簿」〔簿〕)。始業式は七月二十五日に行われたが、当日の出席生徒は九七名にしかすぎなかった。これは入学予定者の勤労働員解除が遅れたためと思われる。なお、入隊者は休学として扱われた。

## 第二節 勤労働員と原爆被災

### 工場出勤

始業式が行われた三日後の七月二十八日には、当時広島市郊外祇園町にあった三菱工作機械広島製作所に勤労働員として出勤し、当日入所式が行われた。しかし、実際には製作所の都合で生徒の出勤は九月からとし、一度入所したことにして、学校において基礎訓練を行うことを名目として授業を開始した。

### 原爆投下と被災状況

昭和二十年(一九四五年)になると、全国の主要都市は米軍の空襲にさらされていた。広島方面へも七月頃には戦闘機・偵察機の来襲が頻繁になってきたが、工場出勤が一時延期となったので、学校では授業が続けられていた。原爆が投下された八月六日も普通どおりの授業体制であったため、教官や生徒の多くは校内において被爆した。学校は爆心地より三・一キロメートルに位置しており、窓や壁は爆風によって吹き飛ばされた。被災者の状況は、当時の記録によると、教職員死傷者二名、同負傷者四名、生徒死傷者六名、同負傷者五四名であった(「生徒課

誌」)。死役者はいずれも市内の自宅(下宿)か、登校途中の街路で被爆したものであった。

**被爆後の授業再開** 八月十五日には終戦となったが、被爆後、被災者の救援等により学校は一時休業状態となっていた。しかし、十八日より連絡可能な生徒を登校させて幸い倒壊をまぬがれた校舎を整備し、早くも二十日には

授業を開始した。終戦後の授業としては、市内各校のうちでもっとも早く再開されたものであるが、出席生徒は二〇名程度であった。なお、この頃平原教授が生徒とともに広島市内各所の放射線測定を実施したことは注目される。八月十六日には学徒動員解除に関する通達があり、広島市立工業専門学校では、実際には出勤しなかったけれども、同月二十五日三菱工作機械広島製作所の退所式を行った。

## 第二章 戦後の改編

## 第一節 学校の復興と整備

## 授業の再開

正式に授業が行われるようになったのは、昭和二十年（元翌）九月十五日からであった。当日の出席生徒は、機械科五三名、航空機科二七名であった。九月中の生徒出席率は、五〇%にも達しない状況であったが、十月になると、機械科（イ）七七%・同（ロ）八四%、航空機科八六%となり、学校もようやく活気を取りもどした（生徒課）（日誌）。

## 転入学試験の実施

同年八月二十八日、陸海軍諸学校の出身者・在学者を文部省所管の諸学校に転入学させることが閣議決定された。この決定措置に準じて、広島市立工業専門学校においても、十月二十二日に軍関係学校生徒に対する転入学試験が実施された。受験者は二三名あり、このうち合格者は一六名であった。つづいて十一月十日には高等商船学校生徒の転入学試験も行われ、受験者五名中、三名が合格した。さらに十二月五日にも軍関係学校生徒二名が第二次転入学試験合格者として入学を許可され、これら二一名は第一学年に編入された（同）。

## 航空機科の

## 土木科改組

戦後の占領政策において軍事的産業は禁止され、軍国主義的教育も禁止された。したがって、航空機科は改廃しなければならなかった。「終戦ニ伴フ専門学校教育内容改変要領（案）」では、航空機科を機械科等に改組または廃止する方針が示されたが、広島市立工業専門学校ではすでに早くから航空機科の他学科転換を

予定し、九月十五日から開始された正式授業においても、学科目中航空力学を応用力学に、飛行機材料を工業材料に改めていた。十一月二十日には航空機科の転科認可の申請がなされ〔資料八一―二参照〕、十二月よりこれを土木科に改組した。したがって、従来の航空機科の生徒は土木科に、また、これに編入を希望しない生徒は既存の機械科に編入させた。なお、土木科の設備・器具は、新規施設の完成するまでは広島市立第二工業学校のものを用いた。

#### 校則改正と工業経営科の新設

昭和二十一年（一九四六）三月十一日、「広島市立工業専門学校規則」改正の件についての申請がなされ、同月三十日に認可された。この校則改正によって新たに工業経営科一学級（定員三〇名）が設置され、代わりに既設の機械科一学年二学級（定員八〇名）は一学級（定員四〇名）となった。工業経営科は、終戦後における産業経済界の新情勢に即応するとともに、いっぽうわが国の工業経営上の欠陥を修正する意向をもって設置されたものであった〔資料八一―三参照〕。

校則改正によって各科の学科課程も大幅に改編された。工業専門学校の教育方針は、すでに前述の教育内容改変要領（案）に示されており、軍事的訓練の廃止や国防軍事に関する学科目の削除等が要求された。したがって、道義・人文・教練といった学科目は廃止され、体練は体育に改め、新しく公民が課せられた〔資料八一―四参照〕。

#### 廃校問題

昭和二十一年四月頃、広島市立工業専門学校の設備不十分を理由として、文部省は廃校の意向を示した。これに対して校長をはじめ県市合同の陳情団を編成して、在京の広島県選出国會議員らとともに文部省へ存置運動を起した（「中国新聞」昭和二一・四・二九）。しかし、この問題はそれ以上発展せず、その後の新制広島大学設置の過程で解決されることとなった。

なお、昭和二十二年六月には、広島市議会において建築科新設の発議がなされたが（「広島市議会議決書」）、これは実現をみなかった。ただし、これも広島市立工業専門学校が広島大学工学部に併合された際、土木建築工学科として再編されたことによって、その目的は達せられた。

表8-1 教官組織計画表

年度別	職別			校長	教授	助教	講師	実教 習師	助手
	科	別	別						
昭和 21年 度	機	械	科	人	4	3	3	4	3
	土	木	科		2	3	3	2	2
	工	業	經		2	2	1	1	1
	基	礎	科		8	3	3	0	2
	計			1	16	11	10	7	8
昭和 22年 度	機	械	科		5	3	3	6	3
	土	木	科		4	3	3	3	3
	工	業	經		4	2	2	1	2
	基	礎	科		9	3	6	0	2
	計			1	22	11	14	10	10
昭和 23年 度	機	械	科		5	3	3	6	3
	土	木	科		4	3	3	4	3
	工	業	經		4	2	3	2	3
	基	礎	科		10	4	5	0	3
	計			1	23	12	14	12	12

注) 「広島市立工業専門学校規則」綴による。

なかった。

戦後の生徒募集と入学者・卒業者数の推移

昭和二十一年度の新入生徒の募集は一時延期されたため、第一次入学試験は五月二十五日に実施された。試験科目は数学・物理・英語・作文であった。入学志願者数は、機械科一五

六名、土木科二二九名、工業経営科二〇〇名、合計五八五名で、うち軍関係学校生徒の志願者は一二七名であった。

第一次試験の合格者(機械科七〇名、土木科七〇名、工業経営科七六名)に対して、身上調査、口答試問、体格検査の第二次

教職員の  
増員計画  
学科の改組・  
新設によって、

教官を増員しなければならなかった。増員計画は表八一のとおりであるが、実際にはこの計画どおりには教官を補充することはなかった。昭和二十三年度末における教職員の実員をみると、校長(教授兼任)一名、教授一四名、助教六名、講師三名、実習教師一名、助教(助手)四名ならびに事務・技術職員一〇名にすぎ

表8-2 学科別入学者・卒業者数

入学年月	卒業年月	入学者数				卒業者数			
		機械科	土木科 (航空 機械科)	工業 経営科	計	機械科	土木科	工業 経営科	計
昭和20年6月	昭和23年3月	114	58	—	172	93	43	—	136
昭和21年6月	昭和24年3月	38	38	52	128	43	47	49	139
昭和22年4月	昭和25年3月	48	49	48	145	37	39	36	112
昭和23年4月	昭和26年3月	41	43	40	124	33	34	37	104

注) 広島市立工業専門学校「学籍簿」「卒業証書台帳」による。

試験がなされたが、軍関係生徒のうちには出身を秘す者がいたようである。六月二日、機械科三四名(うち軍関係生徒四名)、土木科三六名(同五名)、工業経営科五〇名(同四名)の入学許可者を発表した。このうち実際に入学した者は、機械科三四名、土木科三四名、工業経営科四九名であった(生徒誌)。

また、昭和二十三年三月には第一回卒業者を出したが、入学者・卒業者数については表八一二に示しておく。ただし、昭和二十、二十一年度の入学者数は、これまでに述べてきた数と異なるが、表に示す数字は「学籍簿」より算出したものである。なお、入学者数のうち中途入学者・転入学者は、この表に含まれていない。

## 第二節 新制広島大学への併合

昭和二十二年(二四七)の学校教育法ならびに同法施行規則により、併合問題

六・三・三・四制の学校体系が成立した。小・中学校は昭和二十二年、高等学校は同二十三年、大学は同二十四年度から実施されることになり、旧制専門学校はそれまで暫定的存続が認められたが、新制高等学校か新制大学のいずれかに改組される運命にあった。これに対して広島市立工業専門学校では、まず官立広島工業専門学校との合併を希望した。昭和二十二年五月、文部省視学官の視察があり、その時広島市長より併合の申入れがなされ

た。いっぽう、この頃には国立広島総合大学の設置について関係学校長の協議会が行われるようになったが、官立広島工業専門学校では、総合大学計画に参画するか単科大学として昇格するかどうかは未決定であった。ともかく、広島市としては市立工業専門学校を官立に併合、吸収してもらおうよう文部省に陳情するとともに、官立広島工業専門学校中江大部や、総合大学設立の衝に当たっていた広島文理科大学教授藤原武夫にも、ぜひとも引き取ってくれるように嘆願した。その条件として、既存の校舎や実習器材はそのまま提供し、当分の間、現在の予算の範囲内で市立工業専門学校を編入するために要する経常費の一部を負担してもよいと申し出た。当時、広島市は小学校・中学校の復旧にさえ困っており、工業専門学校を維持していく財源の見込みが立たなかった。といって在籍生徒もあって急には廃校にすることができず、また将来、市立工業大学として市が維持経営していくことも、財政的にとうてい不可能であった。その年の十二月には「国立広島総合大学設立推進本部」が設置された。広島市立工業専門学校からの申し出もいちおう了承され、十二月二十三日から二十五日にかけて開催された県・市・関係諸学校代表者による協議会において、広島総合大学案のなかで、官立市立両工業専門学校を基礎にして工学部とするという案が立てられた。しかしながら、文部省では原則として大学整備は官立学校を対象とする方針であったので、教授の定員や予算などの問題も絡んで、市立工業専門学校の国立大学移管は相当難航したが、関係者の努力により移管にともなう条件も文部省より合意を得るに至った〔中国新聞「連載、浜井信三」広島市政秘話〕昭和三〇・八・一三。

#### 広島大学工

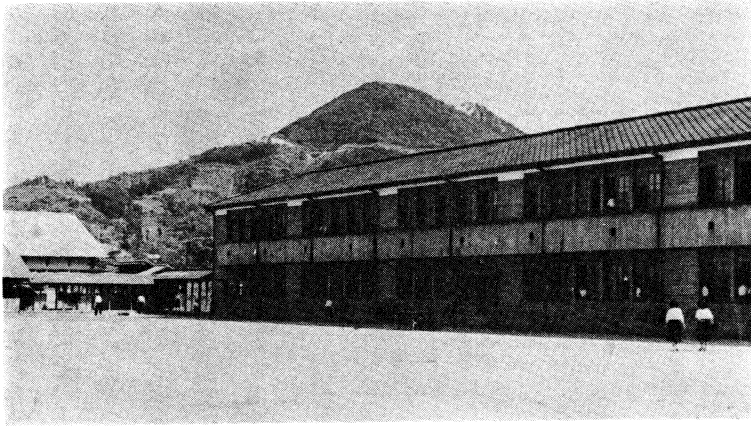
昭和二十四年（五〇）五月三十一日、国立学校設置法（法律第二一）により広島大学が設置され、広島市立工

#### 学部へ併合

業専門学校は同日より広島大学工学部に併合された。市立工業専門学校は機械科・土木科・工業経営

科の三科を持っていたので、そのうち従来官立広島工業専門学校になかった土木と工業経営の二科を基礎として、機械工学科、土木建築工学科および工業経営学科とした。また、併合にともなう履行事項については、同日広島市長浜井信三より文部大臣あてに認可申請がなされた。それによると「土地建物その他の設備の拡充計画は、申請書に準拠





元広島市立工業専門学校校舎(広島市立中央図書館蔵)

し昭和二十五年度末までに市負担(学校経営費)のものを市において実施する」とし、そのほか備品設備の移管、学校経費の負担ならびに教職員の切替えなどについての取り決めが示された(資料八一五参照)。これに対して同年九月二十三日、文部省大学学術局長より広島市長あてに「広島市立工業専門学校を広島大学に併合することについて」が発せられ、併合にともなう履行事項は申請どおり承認された。

なお、工学部への併合によって、市立工業専門学校と関連する機械工学科・土木建築工学科・工業経営学科は八講座となり、完成年度におけるこれらの学科の教職員定員は、教官二六名、事務技術職員一名とされた。市立工業専門学校の教官については、昭和二十五年度に一一名、翌二十六年度に一〇名が広島大学に切替えられ、工学部一七名(教授四名、助教授五名、講師三名、助手五名)、教養部二名(教授一名、講師一名)、理学部二名(助教授一名、助手一名)の配置となった。事務技術職員も希望者は広島大学へ配置転換された(市立工業専門学校移管綴)。

#### 広島市立工業専門学校 の廃止

昭和二十六年(二五)三月十五日、第四回卒業証書授与式が挙行された。この最後の卒業者をもって、同月三十一日広島市立工業専門学校は廃止された。しかし、これより先三月五日、文部省において「公立専門学校の国立移管打合せ」が開かれ、広島市立工業専門学校については国立移管に問題があるとされた。十二日には文部省大学学術局長より広島市長宛に「広島市立工業専門学校については施設備の点において他の公立専門学校に較べ著しく進捗が遅れてお

り、このまま推移するならば、その移管に困難」と通知があった。広島市は広島大学設置の当初計画において七四〇〇万円の市負担金をかかえていたが、とりあえず、その対策として四月になって広島市より市負担金として、「一、八月中九〇〇万円完納。二、その次ぎの割当は誠意を以て引受ける。三、今後の募金は工学部へ支給されたい」と申入れた(前)。その後、工学部において充実された施設設備は、順次、国に移管されていった。ただし、校舎ならびに跡地は、広島市立高等商業学校に引き渡された。

なお、広島市立工業専門学校の同窓会は、昭和三十七年広島工業会への入会が認められて今日に至っている。

資料

八一 広島市立工業専門学校規則（昭和二十年）

〔「広島市立工業専門学校規則」綴〕

広島市立工業専門学校規則

第一章 総則

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ皇国ノ道ニ則リテ工業ニ関スル高等ノ教育ヲ施シ国家有用ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス

第二条 本校ノ修業年限ハ三箇年トス

第三条 本校ノ学科ハ左ノ如シ

機械科 航空機科

第四条 本校ノ生徒定員ハ機械科二百四十名航空機科百二十名トス

第五条 本校ニ研究生及選科生ヲ置クコトアルベシ

第二章 授業

第六条 授業ハ教授及修練トス

修練ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第七条 本科各学科目及其ノ授業時数左ノ如シ

但シ特別ノ必要アルトキハ各学科目ノ全学年ヲ通スル総授業時数ヲ減少セサル範圍内ニ於テ学科目ノ各学年ニ於ケル授業時数ヲ変更シ、又ハ授業時間外其ノ他ニ於テ臨時講義若クハ実験実習又ハ教練ヲ課スルコトアルベシ

機械科

学科目	教授第一学年時数	教授第二学年時数	教授第三学年時数
道義	三五	三五	三五
人文	七〇	七〇	一一二
教練	一一二	一一二	七〇
体練	七〇	七〇	七〇
外国語	一〇五	一〇五	七〇
数学	一四〇	七〇	三五
物理学	一四〇	一四〇	三五
化学	一〇五	七〇	三五
材料力学	七〇	七〇	三五
工業材料	七〇	三五	七〇
精密測定	七〇	七〇	七〇
電気	三五	七〇	三五
熱機関	七〇	七〇	三五
水力学	七〇	七〇	
機械設計	七〇	七〇	

航空機科	道義	三五	三五	三五
	人文	七〇	七〇	七〇
	教練	一一二	一一二	一一二
	体練	七〇	七〇	七〇
外国語	一〇五	一〇五	一〇五	
数学	一七五	一七五	一七五	
物理学	一七五	一七五	一七五	
物理	一七五	一四〇	一七五	
航空力学	一〇五	一〇五	七〇	
飛行機材料	七〇	七〇	七〇	
電気	七〇	七〇	七〇	
強度飛行機	七〇	七〇	七〇	
機構	七〇	七〇	七〇	
計	一四七七	一四七七	一四七七	
機械工作	七〇	七〇	七〇	
工業経営	二一〇	二一〇	一〇五	
設計製図	二一〇	二一〇	三五〇	
実験実習	二一〇	二一〇	四二〇	

計	一四七七	一四七七	一四七七
発動機			七〇
飛行機備装		三五	七〇
飛行機設計	七〇	七〇	七〇
飛行機製作	七〇	七〇	七〇
工業経営			一〇五
設計製図	二一〇	二一〇	三八五
実験実習	一七五	一七五	二八〇

第三章 学年、学期等

第八条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第九条 学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月一日至八月三十一日

第二学期 自九月一日至十二月三十一日

第三学期 自一月一日至三月三十一日

第十条 教授ヲ行ハサル日左ノ如シ

一 祭日

二 祝日

三 本校創立記念日

学校長ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ日曜日並ニ七月末、八月末、十二月末、一月始、三月末、其他ニ於テ教授ヲ行ハサルコトアルベシ

第四章 入学、休学、退学等

第十一条 生徒ヲ入学セシムヘキ時期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十二条 本校ニ入学ヲ許可スベキ者ハ左ノ各号ノ一ニ該当シ且本校所定ノ入学検定ニ合格シタル者タルベシ

一 中学校卒業者

二 修業年限五年ノ中学校ノ第四学年修了者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者

三 専門学校入学者検定規程ニ依リ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル者

四 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者第十三条 入学検定ハ人物、学力及身体ニ付之ヲ行フ

学力検定ハ試験検定及無試験検定トス

試験ノ方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十四条 無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ当該出身学校長

ニ於テ特ニ成績優良ナル者トシテ推薦シタル者タルコトヲ要ス

無試験検定ニ依リ入学ヲ許可スベキ者ノ員数ハ各学科募集人員ノ五分ノ一以内トス

第十五条 特別ノ事情アルトキニ限り第二学年以上ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第二学年以上ニ入学ヲ許可スベキ者ハ第十二条所定ノ資格ヲ有シ且前各学年ノ授業課程ニ付其ノ修了程度ニ依リ施行スル銓衡試験ニ合格シタル者タルベシ

第十六条 退学シタル者再入学ヲ志願スルトキハ銓衡ノ上原学年以下ニ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第十七条 入学志願者ハ本校所定ノ左ノ書類ニ入学検定料金五

円ヲ添ヘ指定期間内ニ学校長ニ提出スベシ  
但シ前条ノ規定ニ依リ入学志願者ニ付テハ第二号乃至第四号ノ書類ヲ省略セシムルコトヲ得

一 入学願書

二 出身学校教科及修練ノ成績証明書又ハ実業学校卒業程度検定若クハ第十二条第四号ノ検定合格証明書

三 写真

四 出身学校長推薦書

(無試験検定ヲ受クル者ニ限ル)

既納ノ入学検定料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セズ

第十八条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人ヲ定メ指定ノ期間内ニ本校所定ノ誓書ニ戸籍抄本及入学料金三円ヲ添ヘ学校長ニ提出スベシ

既納ノ入学料金ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セズ

前項ノ手續ヲナサザル者ニ対シテハ其ノ入学許可ヲ取消スコトアルベシ

第十九条 保証人ハ父兄又ハ後見人等ニシテ生徒ノ身上ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スベキモノタルコトヲ要ス

第二十条 入学ヲ許可セラレタル者ハ住所ヲ入学後一ヶ月以内ニ届出ツベシ

第二十一条 本人及保証人ノ身分上ノ異動又ハ住所ノ変更アリタルトキハ直ニ届出ツベシ

第二十二条 生徒ノ服装ハ本校所定ノ制服ニ依ルベシ

第二十三条 生徒ノ疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ欠席セントスルトキハ其ノ理由ヲ具シ届出ツベシ  
疾病ノ為欠席七日以上ニ亘ルトキハ前項ノ届書ニ医師ノ診断

書ヲ添付スベシ

第二十四条 生徒ハ学校長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ学校ニ入学ヲ志願シ又ハ各種ノ試験ニ応スルコトヲ得ズ

第二十五条 疾病其ノ他ノ已ムヲ得サル事由ニ因リ三ヶ月以上修学スルコト能ハズト思料スル者ハ医師ノ診断書其ノ他事由ヲ証スル書面ヲ添へ保証人連署ノ上願出デ、学校長ノ許可ヲ得テ一年以内休学スルコトヲ得、但シ特別ノ事情アル場合ニハ学校長ノ許可ヲ得テ更ニ一年以内休学スルコトヲ得

第二十六条 学校長ハ特別ノ必要アリト認メタル者ニハ休学ヲ命スルコトアルベシ

第二十七条 陸軍若クハ海軍ノ現役ニ服シ又ハ召集ニ応スル者ハ其ノ服役又ハ召集期間中ハ休学トス

第二十八条 休学ノ事由止ミタルトキハ詮議ノ上原学年以下ニ復学セシム

第二十九条 疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ退学セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保証人連署ヲ以テ願出テ、学校長ノ許可ヲ受クベシ

第三十条 学校長ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者ニハ退学ヲ命スルコトアルベシ

第五章 修了及卒業

第三十一条 各学年ノ修了ハ当該学年ニ於ケル教授及修練ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第三十二条 前条ノ考查ニ合格シタル者ハ之ヲ進級セシメ、合格セザル者ハ次学年ノ始メヨリ原学年ノ課程ヲ再修セシム

第三十三条 本校所定ノ全課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證書(第一号書式)ヲ授与ス

第三十四条 第三学年ノ成績考查ニ合格セザル者ニハ詮議ノ上其ノ卒業ヲ延期シ再考查ヲ受ケシムルコトアルベシ、再考查ニ合格シタルトキハ卒業證書ヲ授与ス

第三十五条 成績考查ニ関スル規程ハ学校長別ニ之ヲ定ム

第六章 賞 罰

第三十六条 生徒ニシテ克ク其ノ本分ヲ全ウシ以テ学徒ノ龜鑑ト為スベキ者アルトキハ之ヲ表彰ス

第三十七条 前条ニ該当スル者ハ詮議ノ上之ヲ特待生ト為スコトアルベシ、特待生ハ毎学年之ヲ定ム

特待生ニシテ其ノ資格ヲ失ヘリト認ムベキ行為アリタルトキハ特待生タルコトヲ罷ム

第三十八条 生徒ニシテ本校規則命令若クハ訓育趣旨ニ違背シ又ハ生徒ノ本分ニ悖ル行為ヲ為シタルトキハ其ノ軽重ニ従ヒ学校長之ヲ懲戒ス、懲戒ハ之ヲ分チテ譴責・停学及退学トス

第七章 研究生

第三十九条 本校若クハ他ノ専門学校卒業生又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ工業ニ関スル特殊事項ニ付更ニ研究セントスル者ハ詮議ノ上之ヲ研究生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ

研究生ノ在学期間ハ二年以内トス

第四十条 研究生ヲ志願スル者ハ其ノ履歴、研究事項及在学期間ヲ具シ学校長ニ願出ツベシ

研究生ハ学年ノ中途ニ於テモ之ガ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第四十一条 研究生ハ本校内ニ於テ研究ニ従事スルモノトス但シ必要アル場合ハ期間ヲ限り学校外ニ於テ研究ニ従事セシ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

ムルコトアルベシ

第四十二条 研究生ハ其ノ研究ヲ終了シタルトキ研究報告書ヲ  
 学校長ニ提出スベシ

第四十三条 研究報告書ヲ考査シ其ノ成績佳良ナリト認メタル  
 者ニハ研究証明書ヲ授与ス

第四十四条 研究生ハ本校所定ノ制服ニ依ラザルコトヲ得

第四十五条 研究生ハ研究料トシテ年額金百二十円ヲ指定ノ期  
 日迄ニ納付スベシ

研究料ヲ月割ヲ以テ納付スル場合ニハ其ノ月割額ハ金十円ト  
 ス、既納ノ研究料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

第四十六条 第四十条第二項ノ規定ニ依リ学年ノ中途ニ於テ入  
 学シタル者ニ対スル其ノ学年ノ研究料ハ当月分ヨリ月割ヲ以  
 テ之ヲ納付スベシ

第四十七条 研究生ニ関シテハ別段ノ規定ナキ限り本科生ニ  
 関スル規定ヲ準用ス

第八章 選科生

第四十八条 本校所定ノ科目中一学科目若クハ数学科目ヲ選  
 択シテ其ノ課程ヲ履修セントスル者ハ詮議ノ上之ヲ選科生ト  
 シテ入学ヲ許可スルコトアルベシ

選科生ノ在学期間ハ三年以内トス

第四十九条 選科生トシテ入学ヲ許可スベキ者ハ学校長ニ於テ  
 当該選修学科目ヲ学習スルニ足ルベキ学力アリト認メタル者  
 タルベシ

第五十条 選科生ハ学年ノ中途ニ於テモ之ガ入学ヲ許可スルコ  
 トアルベシ

第五十一条 選科生ニシテ成績考査ニ合格シタル者ニハ選修セ

ル学科目ノ修了証書ヲ交付ス

第五十二条 選科生ニ関シテハ別段ノ規定ナキ限り本科生ニ関  
 スル規定ヲ準用ス

第九章 委託生

第五十三条 本校ハ官庁其ノ他ノ委嘱アル場合ニハ詮議ノ上設  
 備ノ許ス限り委託生ヲ置クコトアルベシ

第五十四条 委託生ハ本科生又ハ選科生トシテ入学セシム、但  
 シ本科生トシテ入学シ得ル者ハ第十二条ノ資格ヲ有スル者タ  
 ルベシ

第五十五条 委託生ハ本校所定ノ服制ニ依ラザルコトヲ得

第十章 外国人生徒

第五十六条 外国人ニシテ入学セントスル者アルトキハ文部省  
 直轄学校外人特別入学規定ニ準ジ之ヲ許可スルコトアルベ  
 シ

第五十七条 外国人生徒ニ関シテハ別段ノ規定ナキ限り本科  
 生・研究生又ハ選科生ニ関スル規定ヲ準用ス

第十一章 授業料

第五十八条 授業料ハ本科生ニアリテハ年額金百弍拾円、選科  
 生ニアリテハ年額金百弍拾円トス

第五十九条 授業料ハ左ノ二期ニ分チテ之ヲ納付スベシ、(但シ  
 期ノ中途ニ於テ陸海軍ニ徴集ノ見込ノ者ハ其ノ期ニ限り日割  
 ヲ以テ納付スルコトヲ得

本科生	選科生	納付期日
第一期 自四月 至九月	金六十円	自四月八日 至四月二十日
第二期 自十月 至三月	金六十円	自十月十日 至十月二十日

第一期 自四月 至九月 金六十円 自四月八日 至四月二十日

第二期 自十月 至三月 金六十円 自十月十日 至十月二十日

採業料ヲ月割ヲ以テ納付スル場合ニハ其ノ月割額ハ金拾円ト

ス

第六十条 家庭ノ事情ニ依リ学資ノ支弁困難ナル者ニ対シテハ  
詮議ノ上授業料ヲ減免スルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依ル授業料ノ減免ハ其ノ事由ヲ欠クト認メラル  
ルニ至リタルトキハ之ヲ止ム

第六十一条 休業者・特待生及第三十四条ノ規定ニ依リ卒業ヲ  
延期セラレタル者ニ対シテハ授業料ヲ免除ス

第六十二条 前二条ノ規定ニ依ル授業料ノ免除ハ次期分ヨリ之  
ヲ為スモノトス、但シ授業料納付期限前ニ減免ノ決定ヲ為シ  
タル場合又ハ第五十九条第一項但書ノ適用ヲ受ケタル者徵集  
セラレタル場合ハ次日分ヨリ之ヲ為スモノトス

前項ノ規定ハ退学者ニ之ヲ準用ス

第六十三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ当月分ヨリ月割ヲ以  
テ其ノ期ノ授業料ヲ納付スベシ

一、第二十八条ノ規定ニ依リ復学シタル者

一、第三十七条第二項ノ規定ニ依リ特待生タルコトヲ罷メラ  
レタルモノ

一、第六十条第二項ノ規定ニ依リ授業料ノ減免ヲ止メラレタ  
ル者ハ次月分ヨリ月割ヲ以テ其ノ期ノ授業料ヲ納付スベシ  
一、第五十条ノ規定ニヨリ学年ノ中途ニ於テ入学シタル者ニ  
対スル其ノ期ノ授業料ニ関シテハ第一項ノ規定ヲ準用ス  
前三項ノ授業料ノ納付期日ハ其ノ都度之ヲ指定ス

第六十四条 既納ノ授業料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セズ

附 則

本則施行ニ関スル細則ハ学校長之定ム

本則ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

〔書式略〕

〔注、授業時数の計が合わないところがあるがそのままにした。濁点は原文のまま。〕

八―二 航空機科の転科につき認可申請(昭和二十年)

〔「広島市立工業専  
門学校規則」綴〕

昭和二十年十一月二十日

広島市立工業専門学校長 勝盛豊 一 印

文部省学校教育局長 田中耕太郎 殿

弊校航空機科ノ転科御認可申請ノ件

頭書ノ件ニツキ別紙申請書ヲ以テ御認可方及申請候ガ、コレニ  
関シテハ弊校ハ以前ヨリ現社会情勢ヲ考慮シ併セテ当市ノ要望  
並ニ当市ノ官立工業専門学校ノ設置学科等ヲ参酌シ、将来ノ転  
科学科トシテノ土木科選定ヲ計画シ、既ニ左記ノ通り航空機科  
ノ授業内容ノ一部モ改メ着々ト準備ヲ整ヘツツアル現状ニ有之  
候

実ハ弊校ハ去ル九月十五日ヨリ正式授業開始以来毎日午前九時  
ヨリ午後二時迄四時間ノ授業ヲ行ヒ、其後一時間ノ作業ヲ課シ  
ツツ今日ニ及ビ居リ候、其ノ間航空機科ニツキテハ右記ノ理由  
ニ依リ其ノ学科目中ノ航空力学ハ応用力学ニ、飛行機材料ハ工  
業材料ニ改メテ既ニ転換ノ実施ヲ致居候

不日小官ハ貴省ニ参向右事情ヲ上申致スベク候モ、茲ニ書中ヲ  
以テ不取敢御認可申請致ス次第ニテ、右御諒察ノ上御認可ノ御  
取計ヒ相成度及懇願候

敬 具



八一三 工業経営科新設の理由(昭和二十一年)

〔広島市立工業専門  
学校規則〕綴

理由

本校ハ現在機械科一学年二学級(定員八〇名)及土木科一学級(定員四〇名)ノ生徒ヲ收容スルモノナリ  
而シテ現下ノ情勢ヨリ見ルニ、機械科一学年二学級ハ過多ノ憾アルニ依リ、之ヲ一学級(定員四〇名)ニ減員シ、他ノ一学級ヲ以テ新ニ工業経営科一学年一学級(定員三〇名)ヲ編成セントスルモノナリ

抑モ本校所在地広島市ハ中国一ノ雄都ニシテ、戦時中軍都教育都市ニ併セテ商工業都市トシテ殷賑ヲ極メタリ

依テ市民ハ旧来ヨリ、コノ地ニ商工経済関係ノ高等専門学校ノ設置ナキヲ奇異ニ感ズルト共ニ遺憾トナシ、其設置要望ノ切ナルモノアルナリ、偶々本校ノ工業経営科ノ新設計画ヲ市在住ノ識者要路者ニ計ルニ、適宜ノ所置ナリトセラレ賛助サルトコロ甚ダ大ナリ

思フニ現在ノ商工経済ハ大小トモ生産工場トノ関連ナクシテ存立スルモノナシ、コレニ適応スベク経済科設置ヲ避ケテ特ニ工業経営科ヲ本校新設学科ニ採用セントスルモノナリ、コレガタメニハ本校ノ最適ト確信サルル由縁ハ次ノ如シ

本校ノ工業専門学校トシテ機械科並ニ土木科ノ施設及其教職員ハ其儘工業経営科学科目中、枢要ナル工業方面教育ニ適用ン得ラレテ、在来ノ高等商業学校ヨリ転向セル工業経営専門学校ノ教育上遺憾トセラレタル工業方面教育上ノ欠陥ヲ皆無ナラシメ得テ剩スルトコロナシ

尚、各地工業専門学校ノ設置学科目ノ散在ノ状況ヲ参照シ見ルニ、先キニ本校ノ航空機科ヨリ転向セル土木科ト、今回ノ新設ノ工業経営科トハ、何レモ神戸以西熊本以東ノ間、各工業専門学校ニ設置サレ非ザル学科ニシテ決シテ工業専門教育ノ重複過重ナルコトナク、剩ヘ戦時中ノ空襲罹災ニヨル焼失都市ノ建設ノタメニハ重要役割ヲ演ズベキコノ種高等専門技術者ノ養成コソ焦眉ノ急ナリト信ジ、前述ノ如キ新規企画ヲナスモノナリ

八一四 学科課程の改編(昭和二十一年)

〔広島市立工業専門  
学校規則〕綴

機械科  
学科目及其ノ授業時数

学科目	第一学年			第二学年			第三学年		
	時	一	週	時	一	週	時	一	週
公民	二	二	二	二	二	二	二	二	二
体育	二	二	二	二	二	二	二	二	二
外国語	四	四	四	二	二	二	二	二	二
数学	四	四	四	二	二	二	二	二	二
物理	三	三	三	三	三	三	一	一	一
化学	三	三	三	三	三	三	一	一	一
工業力学	一	一	一	一	一	一	二	二	二
材料力学	一	一	一	二	二	二	二	二	二

公 民	学 科 目	土 木 科	計	実 験 研 究	專 門 書 輪 講	数 学 特 別 講 義	外 国 語 特 別 講 義	人 文 科 学 特 別 講 義	実 験 実 習	設 計 製 図	工 業 經 營	機 械 工 作	機 械 設 計	水 力 学 及 水 力 機 械	熱 力 学 及 熱 機 関	電 氣	精 密 測 定	工 学 材 料			
				二	時一 週 教 授 数	第一 学 年	三 八		二	二	二	五	二		二	一		一			二
				二	時一 週 教 授 数	第二 学 年	三 八	三	二			二	五	三		二	一	二	二		
二	時一 週 教 授 数	第三 学 年	三 九	四	一				一 〇	五	二	一		一	一	二	一				

数 学 特 別 講 義	外 国 語 特 別 講 義	人 文 科 学 特 別 講 義	実 験 実 習	設 計 製 図	応 用 力 学	工 業 經 營	橋 梁	交 通 路	土 木 施 工	測 量	機 械	土 木 材 料	電 氣	水 工	地 質 学	化 学	物 理	数 学	外 国 語	体 育
二	二	二	二	三	二				三		二		二		三	四	四	四	四	二
		二	二	七	二		二	二	一				二	二		二	四	二	二	
			二	九	一	二	二	二	一		二		二	四					二	二

第八編 広島市立工業専門学校史

工業経営	工業政策	工業統計	工業経済	法律	化学	物理学	数学	第一外国語(英語)	体育	国民	公共	学	科目	工業経営科	計	専門書 実験研究 講義
三		三	二	一	二	三	四	二	二	二	二	時一週教授数	第一学年	三九		
	二	三	二				二	二		二		時一週教授数	第二学年	三八	二	二
	二	三	三	二			二	二		二		時一週教授数	第三学年	三九	四	二

合計	第二外国語(独語)	人文科学特別講義	増 課	実験実習	設計製図	実験実習	工業概論	工業技術	工業資材	工業資材	資材技術	監査	原価計算	簿記會計	簿記會計	3 作業管理	2 資材管理	1 勤労管理	工場管理
三八	三	二		四			三							二					
三八	二	二		四	二		三	二	二					二		二	二	二	
三八		二		六	二		四	二	二				二	二					

〔注、昭和二十一年三月三十一日改正認可された学則による。〕

八―五 広島大学工学部併合（昭和二十四年）に関する履行事項

〔「市工専移管」綴〕

昭和二十四年五月三十一日

広島市長 浜井信三

文部大臣 高瀬壯太郎 殿

広島市立工業専門学校を広島大学工学部に併合について左記事項を履行したいので右御承認方を申請します。

記

一、広島市立工業専門学校は昭和二十四年五月三十一日より広島大学に併合して工学部機械工学科、土木建築工学科及工業経営学科とする。

二、広島大学工学部として完成上必要なる土地建物その他の設備の拡充計画は申請書に準拠し昭和二十五年年度末までに市負担（学校経営費）のものを市に於て実施する。

三、広島市立工業専門学校の備品その他の附属設備並に前項に依り実施した設備一切を昭和二十六年四月以降可及的速に国に移管する。

四、昭和二十四年、二十五年度は専門学校及新制大学へ転換分の学校経営費を市に於て負担するものとする。但し事情に依り更に延長することがある。

五、新制大学工学部の講座数、教官定員、技術事務職員定員は一応別表の通りとしてその充実年度計画の率は一応左の表に依るものとする。

六、細部については広島大学学長と市長に於て協議するものと

する。教官切替の率の年次表

	国 費	市 費
昭和24年度	0	10
昭和25年度	5	5
昭和26年度	5+5	0
昭和27年度	5+5	0

職員切替の率の年次表

	国 費	市 費
昭和24年度	0	10
昭和25年度	5	5
昭和26年度	5+5	0
昭和27年度	5+5	0

備考

技術、事務職員については現定員を以て新制大学工学部の完  
成定員とし昭和二十五年に至る自然減少による補充を認め  
ず。

新制大学完成年度定員表

（但し併合する分についてのみとする）

広島大学	講座数	教員数	技術事務職員数
工学部	八	二六	一八
機械工学科			
土木建築学科			
工業経営科			

以上

広島市立工業専門学校略年表

昭和20年(二五五)

1・ 広島市立工業専門学校創設費が広島市会において可決された。

1・ 17 広島市立工業専門学校が設置認可された。

4・ 1 広島市立工業専門学校が設置された。

5・ 23 広島工業専門学校教授勝盛豊一が校長に任命された。

6・ 9 開校式ならびに第一回入学式挙行。

7・ 28 三菱工作機械広島製作所入所式挙行(退所式八月二十五日)。

8・ 6 原爆が投下され、人的・物的な損害を蒙った。

8・ 20 一部授業が始められた。

9・ 15 正式授業再開。

11・ 20 航空機科の転科認可の件が申請された(十二月より土木科に改組)。

昭和21年(二五六)

4・ 1 工業経営科が新設された。

昭和22年(二五七)

5・ 官立広島工業専門学校への併合問題が起った。

昭和23年(二五八)

3・ 13 第一回卒業式挙行。

昭和24年(二五九)

5・ 31 広島大学設置により、同大学工学部へ併合された。

昭和26年(二六一)

3・ 31 広島市立工業専門学校が廃止された。



第九編 広島医科大学史





## 第一章 前 史

### 第一節 医学教育機関の概観

#### 近代医学教育の始まり

わが国の近代医学教育の始まりは旧幕府の医学所を源とする医学校にあり、これは明治二年(一八六九)大  
学校分局となり、十二月大学東校と改称され、西洋医学教育の導入に努めた。明治四年、東校と改称  
後はドイツ医学教育を中心とした。学制頒布とともに東校は第一大学区医学校となったが、明治七年東京医学校と改  
称され、予科二年、本科五年の課程で、もっぱらドイツ語をもって教育した。明治十年に、東京開成学校と合併して  
東京大学となった。

明治六年四月布達された「学制二編追加」に医学に関する専門学校が規定された。当時直轄の専門学校としては、  
上述の開成学校と第一大学区医学校・第六大学区(長崎)医学校のみであり(第四大学区(大阪)医学校は明治五年廃止、前  
二者がのち東京大学となり、長崎医学校も翌七年には廃止されており、医学に関する専門学校制度は空文化してい  
た。近代化の過程で医療分野は多くの人材を養成することが要求されたが、官立の医学教育機関は東京の一枚のみ  
で、それも長い修業年限を必要とするとあって、大部分の府県では医育機関を自ら設置していくこととなった。これ  
は明治七年制定され翌八年改正された「医制」による医師開業免許試験の実施によっていっそう促進された。明治十  
二年、新たに医師試験規則が定められ、同十五年、地方医学校発達の状況に鑑み、また地方医学奨励の趣旨をもつ

て、(1)三名以上の医学士をもって教諭にあてること、(2)生徒の員数に相当する助教を置くこと、(3)四年以上の学期を定め教則ならびに試験法が完備していること、(4)附属病院があつて生徒の实地演習をすること、という条件を備えた医学学校の卒業生は、試験なしで直ちに医師の開業免状が与えられるようになった〔医制八〕 〔十年史〕。

#### 医学校通則と

#### 地方医学校

明治十五年(二八三)、改正教育令にもとづいて「医学校通則」が定められた。医学校は甲乙二種とされ、甲種は「尋常ノ医学科ヲ教授シ以テ医師ノ具成ヲ図リ」、乙種は「簡易ノ医学科ヲ教授シ以テ医師ノ速成ヲ図ルトキ若クハ甲種ヲ設置スル能ハサルトキ」に設置されるとし、いずれも臨床実験のために附属病院を備えさせた。甲種の修業年限は四年以上、年齢一八歳以上で初等中学校卒業以上の学力を有する者を入学させ、「教員中少クトモ三名ハ東京大学ニ於テ医学士ノ学位ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充」てるとし、無試験免許状を交付する医学校とした。乙種は修業年限三年、初等中学校の学力を有するものを入学させ、教員中の医学士も一名以上とし、厳正な意味における専門学校とはみなされなかつた〔明治以降教育制度発達史〕第二卷。明治十七年当時公立医学校は三〇校、私立医学校は二校あり、公立医学校の最盛期であつたが、同二十年十月、「府県立医学校ノ費用ハ明治二十一年度以降地方税ヲ以テ之ヲ支弁スルコトヲ得ス」とされたため、地方税外の収入で維持できる京都・大阪・愛知以外の医学校は廃止された。

#### 医学専門

#### 学校

明治十九年(二八六)、帝国大学令の公布により東京帝国大学の医科大学は四年のコースとなつた。同年、中学校令が公布され、第一より第五までの高等中学校には分科の一つとして医学部が設けられた。位置は千葉・仙台・岡山・金沢・長崎で、明治二十七年の高等学校令で高等学校と改称されるが、同三十四年、各医学部は独立して医学専門学校となつた。

明治二十六年専門学校令が公布され、これらはいずれも官立の医学専門学校とされた。修業年限・学科・学科目およびその程度を定めた「官立医学専門学校規程」は同四十年に定められた。卒業生には学校名を冠した学士号を称さ

せた。

**医専の医科** 大正七年(一九一八)帝国議会に提出され、翌年三月可決された「高等諸学校創設及拡張計画」は専門学校**大学昇格** をふくむ官立高等教育機関の大拡張をめざしたものであった。医学教育に関するこの時期の大きな変

化は、官立医学専門学校の医科大学への昇格であった。当時医科大学と医学専門学校の二本立の医学教育の統一、いわゆる「医育一元論」が主張されたが、大正七年の大学令公布で、一個の学部のみからなる大学の設置を認めため、専門学校の大学昇格があいついだ。そのうちでは医学専門学校の昇格が最も早く、大正十一年に新潟・岡山、翌十二年に千葉・金沢・長崎も昇格したため官立医専はなくなった。政府の方針は帝大医学部(東京・京都・東北・九州)の増設・拡充は、「学問ノ性質上之ヲ許ササルノミナラス、医学専門学校ヲ其ノ儘トナシテ更ニ大学ニ於テ医学部ヲ増設スルトキハ医師ノ供給過剰ニ失スルヲ免レス」(『高等諸学校創設及拡張計画大要』)として抑制していた。このように官立医専は一時姿を消したが、官立の薬学専門学校は五校に増加した。また、官学中心の高等教育体制に吸収されて公立の専門学校は少なくなっていた。しかし、このことは臨床医師の不足をきたし、昭和期に入ると健康保険法の実施や無医村の漸増で、医専の新設要求も増してきた。昭和四年(一九三〇)、愛知・熊本の医科大学が県立から官立に移管された。いっぽう私学の医歯薬系専門学校は、医療専門職の無試験免許に関する指定校制度が私学にも拡大されて以来その数を増しており、昭和十年には医学八校(うち一校は薬学科を併設・歯学六校・薬学一〇校・看護学一校と計二五校)のほり、大学程度の医育は官公立、専門学校程度のそれは私立と分けられ、また、医育一元論にもとづく医学教育構想は崩壊した(『日本近代教育百年史』5)。

## 第二次大戦期

### の医専増設

昭和十二年(一九三七)設置された教育審議会は、同十五年「専門学校ニ関スル要綱」を答申し、戦時下の国家的普及、満支ニ於ケル需要其ノ他国民生活ノ實際ニ照ラシ、専門学校程度の医育機関を拡充することが要求さ

表九一 医療系専門学校の開設数

種別	年			計
	昭和11~15	昭和16~18	昭和19~20.7	
官立	13	1	4	18
公立	—	4	15	19
私立	1	2	3	6
計	14	7	22	43

注)『日本近代教育百年史』5による。

される。

## 第二節 広島における医学教育機関

**広島医学** 明治四年(一八七二)十月、広島藩校修道館廃止と同時に同館にあった医学所も閉鎖されたため、翌五年、医学所の教師であった後藤静夫・三木達三郎らの医師が結社して、広島区南町の旧上田主水邸に躋寿館と称する医学研鑽の場を設けた。明治七年六月、これを私設医学校とした(『広島県教育小史』)。当時西洋医学の医生を養成することは急務となっており、広島県は同十年五月、水主町に医学校を建設し、後藤静夫を副校長とし、教員三名、事務係一名を置き、七月生徒を入学させた。校長は師範学校長吉村寅太郎が兼ねたが、翌年三月、医学校を県立病院に附

れた。

戦時下の緊急な人材需要を満たすための国家的要請とは、戦線の拡大や植民地経営上からの要求であった。昭和十一年から同二十年七月までに新設された専門学校は、官公立を合わせて一三〇校にのぼり、そのうち工業に関するものが四八校で最も多く、ついで医療関係が四三校でこれに続いた。その内訳は表九一のごとくであった。

昭和十四年五月に七帝国大学と六官立医科大学に臨時附属医学専門部が設置されたが、それ以降、公私立の医学専門学校があいついで増設され、とくに戦争末期には多くの公立医専が急遽開設されていた。また、男子の医師が軍医として戦線に出たあとの医師不足を補うため、女子医学専門学校が設立されたのも注目

属させることとなったため、吉村は解職、須田哲造を院長に招いて医学校を管理させた。須田は東京大学第一回卒業生眼科、のち医学士を称すことを認められた)であった。この時、後藤は副院長兼教員となり、病院診察係より二名が教員を兼ね、そのほか専務教員二名がおかれた〔文部省第一八年報〕。

明治十年(二七七)九月、「病院附属医学校教則」が定められた。第一条で「本校ニ於テハ実地修業ヲ主トシ医術ノ速成ヲ期スルカ故ニ講義ハ都テ国語ヲ以テス」と定め、在学三か年で六期に分け、卒業後別に一期の課程を設けて内外科の臨床実地演習を教授した。課目は究理学・化学・解剖学・生理学・植物学・動物学・組織学・薬物学・繻帯学・病理学・処方及調剤学・内科学・外科学・眼科学・産科学・診断法・内科臨床講義・外科臨床講義・眼科臨床講義、婦人病などであった。明治十二年六月に教則を改正し、在学三年半とし、学科課程を改正した〔内閣文庫「府県史」料「広島県史料」〕。同年十月には解剖室を設置している。

生徒定員は当初五〇名とし、公費生(五〇名に限る)と私費生に分けた。明治十年十月私費生一七名を入校させた。第一回の卒業は明治十三年十二月で、一四名が全科を卒業し、医術開業試験を受けている〔文部省第一八年報〕。

#### 甲種医学

#### 校認可

明治十五年(二八三)、「医学校通則」が定められたことは先述したが、医学校は教則・諸規則とも同通則上款に準拠して改正することを文部省に申請、翌年七月、病院と分離して広島医学校と改称し、同十七年一月十九日、甲種医学校となった。同時に校規を改正し、子科一年、本科三年とし、一年を二期に分けた。明治十八年末の調査では、教員は医学士三名を含む一一名、生徒は一一一名、そのうち広島県出身七八名で、附属病室を設けて給助患者を入れ、生徒に診断させ実地に教示する等、授業の方法も改められている〔文部省第一十三年報〕。

#### 広島医学

#### 校の廃止

明治二十年(二八七)十月、府県立医学校の費用が地方税をもって支弁することができないこととされたため、翌二十一年三月、広島医学校は廃校となった。開校以来育成された医師は四九〇名余であった。医学校の廃校を歎惜した関係者は、知事に、「医学校維持ノ義ニ付願」を出し、医学校と病院を無料で十か年借用

し、病院収入で学校を維持していきたいと願い出たが、認められなかった（『広島大学医学部三十年史』。以下『三十年史』と略す）。

#### 私立広島

#### 医学校

明治二十五年（二六三）、有志者の義捐金で市内大手町に民家を借り受け、修業年限三年の私立広島医学校が創立された。校長は後藤静夫で、教員には県病院の医師や開業医がなり、同年には教員九名、生徒三名がおり、授業料一か年二三元となっている。同校は学事年報では専門学校とされているが、日清戦争で教員が陸軍予備病院の雇員となったりしてほとんど休業状態となった。明治三十年には、広島医会の主管となった。教員六名（うち医学士三名、免許医三名、薬剤師一名で、生徒は二〇名、多くは開業医の子弟で医術開業試験の予備教育を行い、臨床講義は県立病院で行った。明治三十年で創立以来の卒業生は一九名となっているが、翌三十一年には活動を停止したようである（『広島県学』。『事年報』）。

#### 医学講習所

明治三十二年（二八九）一月には在広の医学生らが協同企画して医学講習所を設立したが、わずか四〇日で閉所している。当時、広島には医学校は必要でないという意見が支配的であった（『芸備日日新聞』一三。明治三二・四・一三）。

なお、明治四十四年には市内開業歯科医の賛助のもとに広島医会場内に広島歯科医学講習所が設立されている。

その後、広島には医学教育機関は長く設立されなかった。大正四年（二九五）の中国帝国大学設置要望の過程でも医学部の構想はなかったが、県当局や医師会の関係者の間では医学教育機関のことが話題になっていたと考えられ、昭和三年（二九六）一月の広島県会においても、医科大学の設置問題が県庁の移転と関連させて質問されるようなこともあった（昭和三年『通常広島』。『県会議事日誌』第六）。

## 第二章 広島県立医学専門学校時代

### 第一節 医学専門学校設置の要望

#### 官立医専設 置の要望

昭和十四年(一九三九)六月の臨時広島県議会において、はじめて「医学専門学校設置ニ関スル件」が発議され、文部・大蔵両大臣宛に設置を要望する意見書が可決された。これは広島県における医師の不足ニ順応シ将来支那大陸ニ発展セントスルニハ日本医術ヲ扶植スルノ要アリ」ということを理由の一つにあげていた(昭和十四年『臨時広島県会議決録』)。十二月の通常広島県会では、「医学専門学校ヲ設置セラレムコトヲ望ム」という意見書を議決し、知事に提出してその実現方を求めている。これは「今次支那事変ニ因ル医師ノ欠乏著シク銃後保健上憂慮スヘキモノ尠シトセス」云々と、六月の意見書と同様の理由をあげており、県病院の移転を契機として広島県に医学専門学校を設置し、今後の大陸進出の用意と医師の養成拡充に寄与せんとしたのであった(昭和十四年『通常広島県会議決録』)。この時の要望が帝国大学および官立医科大学内への医学専門部設置の動きに触発されたものであることはいうまでもない。

さらに、昭和十六年十二月の通常広島県会において、「広島市ニ医学専門学校設置ニ関スル件」という意見書が発議され、知事宛に医専設置の意見書が提出された(昭和十六年『通常広島県会議決録』)。意見書の提出は、あたかも真珠湾攻撃の日に当たり、「直面セル未曾有ノ国難ヲ打開シ肇國ノ理想ヲ顕現セントスル我が國ニ於テ人口ノ増強国民体位ノ向上ハ喫緊ノ

要務トス、然ルニ現下我ガ国民保健ノ状態ハ逐年低下ノ傾向ニ在リ、諸疾病亦増加ノ一途ヲ辿リ居ルモ、之レカ療養指導ニ従事スヘキ医師ハ払底シ特ニ人的資源ノ源泉トモ謂フベキ農山漁村ニ著シク、其ノ養成普及ハ最モ必要ト認ムル所ナリ」(昭和十六年『通常』〔広島県会議決録〕)と、戦時下における医療水準の低下傾向を医専設置によってくいとめようとした。当時、県下に「診療ニ専任ノ医師ナキ農山村」いわゆる無医村は一〇〇か所近くもあった。

**医専設立** 昭和十七年(二四三)六月、宮村知事が就任してから医専実現へ一歩近づいた。当時、中村内政部長と喜多への動き 島衛生課長が中心になって県病院を母体に医専を作る案をねり、その前提として玉川忠太を県病院の病

理部長に招いたこともあり、規模・教授陣の案も出来ていたという〔『広島医学』二三卷八号所収「広島県立医学専門学校」以下これによるところが多い。これは文部省が昭和十八年度予算中に医専一〇校の創設を要求し、その候補地に広島も入っていたことから、地元としても準備しておく必要があったためである。しかし、文部省案は予算や資材の關係でわずか一校しか実現しなかった。〕

同年の通常県会においては医専設置に熱心であった山中議員が質問にたち、(1)医学専門学校設置要望の件、(2)広島県病院の修繕内容充実の件、(3)工科大学設置要望の件を知事に問い、続いて石川議員は、さらに一歩進めて総合大学設置要望の件を当局に対して運動したらどうかと質問した。知事は、政府が独立した医専を近い将来増設する意向を察知し、県会でも要望をたびたび決議しているのので、「県当局ト致シマシテモ相当ノ調査ヲ致シ、相当ノ準備ヲ以チマシテ文部省ニ対シテ交渉」しているが、時節がら期成同盟会などを作って大規模に運動することは避けねばならないと答えている。また、総合大学設置についても、今日は速成教育をして各方面に早く第一線に活動する人物を出すことが必要であるとして、これまた期成同盟会を設けて運動に着手することは多少考慮の余地があると述べている〔昭和十七年『通常』広島県会議事日誌〕。このように知事はかなり消極的であったが、議会はこの時「広島県ニ綜合大学(文科・理科・医科・工科)ヲ設置セラレシコトヲ望ム」(資料二一―三参照)、および「広島市ニ医学専門学校ヲ新設セラレシコトヲ望ム」という意見書を議決し、文部大臣宛に提出した。



県立医専設

置の申請

昭和十八年(二四三)六月、横山知事になって、文部省からの電報により、塩谷学務部長と数田視学官が上京したところ、広島に県立の医専を置くようにという話があった。これは軍の要請であったと思われ、その後文部省内にも消極的な意見のあることがわかり、知事個人も医者は国家が養成すべきものであるという考えを持ち、医専設立案を握りつぶした。しかし、翌十九年八月赴任した松村知事は医専の設立準備を命じ、県病院・県医師会がこれに積極的に協力し、県議会も官立医学専門学校を広島市に設置してほしいという意見書を議決して文部・厚生両大臣に提出した〔資料九一―一参照〕。この時はすでに実現に向かって所要経費の予算議決は参事会に委任することも付帯決議していた。

しかし、官立医専の誘致は諸種の事情で実現の運びとならず、県は独力で県立医学専門学校を設置することとし、昭和二十年一月十二日、設置理由書等の設立申請書を文部大臣に提出し、四月一日からの開校をめざした〔資料九一―二参照〕。

臨時県会

予算案議決

二月十三日臨時県会が開催され、開設のための昭和十九年度ならびに二十年度の追加予算案が審議された。知事は説明のなかで、戦時体制下の医師不足と結核などの疾病増加への対策であることを明言している。校舎および設備については時局柄既存施設を利用することとし、建築可能な時期が到来すれば本校舎および附属病院の完備をはかるが、それまでは、仮校舎として皆実町の元広島県師範学校(県立商業学校の旧校舎を一〇万円の費用で一部改造して利用することとした。附属病院としては県立病院をそのまま充てることになった。機械器具等も教育上応急必要の範囲にとどめ、臨時費総計一二〇万円が計上された。

経常費については、開校準備費として昭和十九年度一万八〇〇〇余円が追加計上され、二十年度で所要経費四一万円余、完成のあかつきには年額およそ五四万円を要する見込であった。

臨時県会では、これらの費用一六一万円の可決された。しかし、その財源については臨時設備費一二〇万円全部

を寄付金に仰ぐとされていたのであった。また、学校収入が六万一〇〇〇余円、附属病院収入が二七万二〇〇〇余円見込まれるため、一般県費支出は五％足らずのわずか七万七〇〇〇余円にすぎなかった。この県会では「広島県立医学専門学校費管理規則」も議決され、学校に関する歳入・歳出は特別会計とされた〔昭和二十年二月十三日臨時広島県会議事日誌〕。

**県立医専** 広島県の申請にたいして、文部省は、「予定計画ニ基キ建築可能ナル時期ニ於テ可及的速ニ校舎・病院・設置認可 寄宿舎ヲ建築シ、特ニ臨床実習実験用機械器具標本等ヲ完備シ以テ教育ノ徹底ヲ図ルコト」という履行

条件を付したうで、二月十三日、広島県立医学専門学校の設置を認可し、四月から開校させることとした。敗戦までに数多く設立された医専のうち最後から三番目の認可であった。

県では設立準備委員会を医専設置協力会に改組し、松村知事を会長として、県下官民各会の代表者を副会長以下顧問・委員に任命した。また時節柄、巨額の設備費を県民一般の負担とすることは困難であるとして、全額を篤志家の寄付に仰ぐこととなり、三月十三日、関係方面に寄付金募集趣意書を発送した〔中国新聞〕昭和二十・三・一四。寄付金募集計画案によると、工場関係が八〇万円、銀行会社及び団体が三七万円、個人が一〇万円の計一二七万円であった〔広島県立医学専門学校設置〕。十三日には広島県医師会と東洋工業株式会社から各一〇万円の寄付申込があった。

## 第二節 医学専門学校の開設と原爆被災

**学則の制定** 昭和二十年（一九四五）三月六日、県は「広島県立医学専門学校学則」を制定した〔広島県令〕第八号。その第一条

で「本校ハ専門学校令ニ依リ皇国ノ道ニ則リテ医学ニ関スル高等ノ教育ヲ施シ国家有用ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス」と定めた。修業年限は四年であった。学則中に定められた学科目およびその授業時数は、昭和十九年四月に定められた「官立医学専門学校規程」と全く同じであった〔資料九一三参照〕。

表9-2 教職員毎年増加予定表

学 校

職 員	専任兼 任の別	昭 和 20年度	昭 和 21年度	昭 和 22年度	昭 和 23年度	計
校 長	専 任	1				1
教 授	専 任	9	9	6		24
助 教	専 任	6	6	6		18
助 手	専 任	8	5	6		19
生徒主事	専 任	1				1
生徒主事補	専 任	1				1
講 師	他校兼	4	2	3	3	12
書 記	専 任	3	1	1		5
計		33	23	22	3	81

病 院

職 員	専任兼 任の別	昭 和 20年度	昭 和 21年度	昭 和 22年度	昭 和 23年度	計
病 院 長	兼教授	1				1
医 局 長	専 任	23	△ 8	△10		5
薬 書 記	専 任	1				1
薬 劑 手	専 任	6				6
技 術 手	専 任	5				5
看 護 手	専 任	3				3
機 関 手	専 任	1				1
店 員	専 任	1				1
助 手	専 任	8				8
看 護 婦	専 任	3	△ 4	△ 4		3
	兼 任	8				8
	専 任	45				45
計		105	△12	△14		79

注)「県立医学専門学校設立申請書」による。△印は減員。

教官陣容

教官陣容については当初県病院を主体としようとしたが、臨床はともかく基礎の教員候補がいなかったため、岡山医科大学に応援を頼むことになり、清水同学長が中心となって選考が行われた。四月十一日、林道倫が学校長に、続いて六月、基礎学科の教授に玉川忠太・稲田万作・西田勇・北村直次が、生徒主事に岩田正次が発令された。その後、浦城二郎が教授となったが、応召中のため教野太郎が講師となり、さらに岡村岩男・山崎義節・

上村良一らが講師を嘱託された。当初の医専の職員増加予定は表九―二のようになっており、臨床の教員は次年度から任命していくことになっていた。しかし、このことを附属病院となった県病院側が十分了解していなかったこともあって、戦後になって問題が生じた。

**県病院から** 四月一日、県病院は広島県立医学専門学校附属病院とされ、五月二十九日使用料条例が定められた。**附属病院へ** 病院の職員は、「辞令を用ひずして従前の職員は業務に従事すべし」という指令によって、そのまま移

管された。当時県病院は二二―一床あり、ほかに代用の精神病院として広島静養院と養神館(計九〇床)が用意されていた。将来は校舎のある処へ三六〇床の病院を新築する計画であった。

**第一回生** 第一回の入学試験は県の中村学務部長が学校長事務取扱となり、第一次書類銓衡を経て、岡山医大で**入学許可** 成された問題で四月下旬に第二次銓衡が行われ、定員約一二〇名のところへ六八二四名の志願者があり、

二〇〇名の入学が許可された(『文部省年報』による。ただし、『広島大学医学部三十年史』ほか関係者の記録によると、定員一五〇名、志願者約五五〇名、入学許可者一七一名となっている。志願者数は第一次銓衡の合格者と思われる)。入学を許された者の資格は他の専門学校と同様であったが、中学校卒業者が一七八名で最も多く、実業学校卒業者七名、青年学校教員養成所卒業者四名がこれに附いた。ただ、実際に入学したのは一七一名であったようである。入学者中に広島のある者も医師の子弟が少ないということで、医師会あたりから不満も出たが、それでも入学生徒の大半は広島市及びその周辺の者で、ついで福山・岡山出身者が多かった。

**開校準備** 当時、中等学校卒業者は四月以降も在学中の勤労働員先での作業の継続が指令されており、七月に入っ

て動員を解き授業を許可するという事になり、八月八日、開校式を行う旨入学許可者に通知が出された。六月末から七月二十日にかけて出校の連絡を受けた者が旧広島県師範校舎に集まり始め、林校長ほか職員と共に附属病院から机や実験材料等を大八車に積んで校舎に運んだり、校舎の清掃や整地作業を行った。市内の生

表 9-3 広島医学専門学校原爆死死者数

被爆地	教職員学生		計
	教職員	学 生	
県立医専校内	1(1)	—	1(1)
出勤・登校中、市内	1(1)	—	1(1)
自宅・下宿	—	2(1)	2(1)
直後または後日入市	2	1	3
計	4(2)	3(1)	7(3)

注)『生死の火 広島大学原爆被災誌』所収「死死者名簿」  
 によって作成した。  
 数字は被爆後現在(昭和50年8月)までの死死者  
 者数を示す。( )内は即死または数か月以内に  
 死死者した者。

原爆被災  
 生徒が疎開したあとの校舎は爆心地から約二・二キロメートルの所にあり、原子爆弾の投下により全壊・全焼した。この時男子の事務員一名(氏名不詳)が被爆死した。このほか残務整理に当たっていた解剖学の稲田教授が鶴見橋付近で、細菌学の北村教授が寺町の真行寺に高林坊の老僧とともに泊っていて被爆し、稲田教授は十一月二十五日死亡した。生徒中で疎開に同行しなかった者のうち清九二三も爆死した。広島が全滅したとの報に学校当局は正午前、広島市内に自宅を持つ者の帰広を許可した。林校長も被爆直後入市し、学校や附属病院の跡を視察した。このように被爆直後に入市した教官・生徒を含めて広島医学専門学校の原爆死死者数は表九一三のごとくである(ただし、合格者数は二〇〇名、五日の開

徒以外は専売局前と広電車庫前との二軒の下宿を割当てられていた。しかし、本土空襲の頻繁な折から広島で講義をすることは危険であるとして、八月八日の開校式を五日に繰り上げて、高田郡小田村の高林坊に疎開することとした(年史二一〇)。

開校式と高  
 八月五日、皆実町の校舎に入學許可者を集めて開校式を行い、式後直ちに机・椅子等の荷物を馬車・林坊疎開  
 荷車に積んで広島駅に運び貨車四両に積みこんだ。昼すぎ疎開先の高林坊がある甲立駅へ出発の予定であったが、集まった生徒も先生も初対面で誰が広島医専の者かわからないようなこともあって、出発に手間どり、荷物を残して生徒が終列車で広島を離れたのは午後八時頃であった。

その翌日、広島市に原爆が投下されたのである。

校式は一八〇名集合など関係者の記録が一致しておらず、のちに一七一名と把握した入学者数を考えると、これ以外にも合格して登録する以前に被爆した者がいることも考えられる。

**附属病院** 水主町の附属病院は、約八〇〇〇坪の敷地に、木造二階建の本館一・二号館の二病棟と南側の九・一〇

**全滅** 号館の二病棟(病床計二五〇余)を残して建物疎開し、その空地に防空壕を構築して空襲に備えていた。

同病院は明治十一年(一八七〇)、広島藩主浅野氏の下屋敷与楽園を接収して県庁舎とともに建設され、その中央部は元広島医学学校の病棟であった所であった。被爆当時の院長は医専設立に尽力した第一内科部長の石橋修三で、以下第二内科・外科・産婦人科・耳鼻咽喉科・眼科・小児科・皮膚科・歯科・病理科・レントゲン科・薬剤・庶務・炊事の四部門に約二〇〇名の職員を容れていた。

爆心地からわずか八〇〇メートルの距離しかない病院は、原爆のさく裂とともに全壊し、またたく間に焼失した。前夜からの宿直医師・職員・看護婦・炊事関係者のほとんどは即死かそれに近く、病院内で被爆して翌年四月頃まで生存した者は、石橋院長とほかに看護婦が一人のみであったといわれる。被爆死者の実数は明らかでないが、現在七九名(うち男一三名、女六六名)が確認されている。医専教授に発令されることになっていたと思われる山下外科部長・藏本耳鼻咽喉科部長も死亡した。

附属病院は第一避難集合場所を医学専門学校、第二を古田国民学校に指定し、それぞれ医療機器・薬品を疎開していたが、医専は全焼したため、古田国民学校で即日診療を開始した。九日から残った陣容で診療態勢を整え救護病院を開設し、九月に入ってから草津国民学校に移転した。

昭和二十一年三月、この病院は日本医療団に職員全員とともに移管となり閉鎖された。日本医療団は翌年十月解散されたため、同二十三年四月一日から県立病院として復活発足した(『広島県庁原爆被災誌』「広島県議会史」第五巻)。この間、医専とは附属病院としての関係を断つことになったようである。

表9-4 授業時間割表

曜時	月	火	水	木	金	土
1	数	独逸語	道義	細菌	生理	解剖
			人文			
2	西田	林	解	北村	西田	正垣
3	物	英語	解剖	解	化学	生理
		岡村				
4	岡村	衛	数学	剖	野	西田
			西田			
5	修練	生	修練	稲田	道義	細菌
	岩田				岡村	岩田

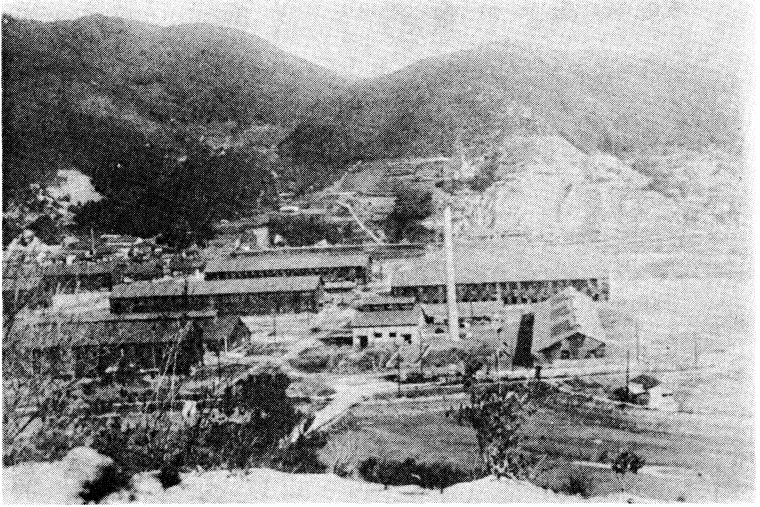
注) 昭和20年8月~12月まで。

高林坊での授業開始 小田村に疎開した生徒に対しては八月八日から授業が開始された。場所は高林坊と同村の国民学校であった。八日には形式的な入学式も行われた。授業は学則に従って表九-四の時間割で九月九日まで教授・修練が実施された。基礎学科の教員は交渉中であったが、原爆被災のため適当な人を得ることができず、また、交通不便な山間であったため、わずかな教官で兼任し、休講時を利用して救急療法を講義・実習した。

この間、教官・生徒はすべて高林坊に同宿し、午前五時起床とともに全員体操を実施したので時間割表には体操の時間は設けられていない。また、教員はその教師を交渉中に敗戦となったので結局実施しなかった。(「広島県立医科大学」設立認可申請書)

原爆の放射能の危険性を認識していた林校長は、生徒の救援活動には消極的であったが、九月十日から一週間岡山医科大学の「原子爆弾に関する医学的研究調査」が大河・袋町国民学校等で行われたさいは、その助手のような仕事に広島近辺在任の医専生徒を従事させた。これには教官も参加したので授業は休講とした。しかし、医専に期待したほどの医療援助を得られなかったということで医師会あたりの不満も強く、廃校論まで起った。ただ、玉川教授の被爆死者の病理解剖は貴重な資料を後世に残したものととして注目される。

その後高林坊の都合で新しく他の校舎を探す必要に迫られ、そのうえ食料難とともに消化器管系統疾患が生徒中に多発したため、九月十六日から臨時休講し、校長は次の開校指示がある



旧安浦海兵団跡(のち予科校舎にもなる。昭和22年頃)

まで広島近辺の者は被爆者の治療に当たるよう生徒に訓示し、高林坊での生活を終えた<sup>〔三十一〕</sup>。

安浦町へ 原爆被災後、広島市の電信隊跡へ校舎を作ろうと移転 いうことで、生徒の勤労奉仕で建築材料を集めた

こともあったが、当時広島に住めるかどうか疑問視する向きもあり、一時他へ移転することになった。関係者の奔走で豊田郡忠海町へという話もあったが<sup>〔広島医学〕三巻八号</sup>、賀茂郡安浦町の元安浦海兵団跡に移転することを決定し、十二月六日より開校した。

この地は駅の南側、内海川との間にあり、同時に移転した広島女子高等師範学校と折半して使用した。ここは四万二〇五二坪の土地に相当規模の建物が残っていた。昭和二十二年(一九四七)には木造瓦葺平家・二階建延べ一九四四坪に、総合講堂・講義室九室・実習室三室・研究室五室等があった<sup>〔広島県立医科大学〕設立認可申請書</sup>。安浦移転後、元県病院が郡部に疎開させていた機器や薬品の大部分を安浦へ運び、江田島の海軍兵学校跡にベッドや食器を取りに行ったりして整備した。

### 授業再開

授業は原爆死した稲田教授のかわりに関正次・正垣東・浦良治講師が交代で解剖学の講義を行い、生理・細菌・化学・道義人文・生物・数学・物理・英語・ドイツ語の授業が毎日六時間実施された。

この間、十一月一日には陸海軍諸学校からの転入八名を許可し、翌二十一年四月にも引揚学徒を含めて二七名の転



入学を許可している。

昭和二十一年度は四月二十一日から新学期の授業を開始し、五月二十日から文部省案による改訂学科課程に準拠して授業を行った。学科目は公民・数学・物理・生物・外国語(英語、独逸語)・解剖・生理・生化学・細菌・外科・診断学であった。これは医学教育審議会の作成した基準にもとづくものであった。昭和二十一年三月、最初の臨床医学のスタッフとして上村教授が任命され、安浦附属病院長兼内科主任として浦城教授が発令された。

元兵舎を改造した安浦附属病院は五月一日開院予定であったが、四月二十八日、薬局事務室付近より出火し全施設を焼失した。その後、残った部分を修理して仮診療所とし、内科・外科・産婦人科・耳鼻咽喉科を開き、看護婦や資材は岡山医大から派遣・貸与してもらったりして急場をしのいだ。

### 第三節 戦後の学制改革と医科大学昇格運動

**医学教育改革** 占領軍総司令部の教育改革のなかでも医学教育の改革がいち早く着手された。それは日本の保健衛生を向上し発達させるために不可欠のことであった。昭和二十一年(一九四六)四月の米国教育使節団報告書中

には、日本の医学校には程度の低いものがあり、それらについては適当な最低標準に到達させるか廃校処分につすべきであり、新しい計画作成のための専門家の研究を要すべき旨を述べているが、医学教育機関については標準をつくることになり、二月に委員会が設けられた。ここで医学教育機関の基準をつくって文部省に通告し、同時に、大学附属の医専は廃止を目標に新入生を取らないようにすること、基準に達し得ないと認められる医専は廃校にすること、医師の国家試験を実施すること、国家試験受験前に一か年(ただし、施設の関係上過渡期には六か月)の実地修練(インターン)を課することなどを決定した(『大学基盤協』(会十年史)一)。三月には医学教育審議会が結成され各医専を視察することになった。

### 医学教育刷新改善要項

医学教育審議会の勧告に従って医学教育の改善をめざした文部省は、医学教育刷新改善要項を作成した。これによると、医学の学校は昭和二十六年限りで大学教育に統一することにし、現にある医学

専門学校は、一定の基準に照らして大学昇格の可能性があるかどうかを調査判定すると同時に、在学生徒に対する教育の実情を調査して、A級・B級の医学専門学校に判別することに定めた。A級の修業年限は五年とされ、B級の学校に在学する生徒は昭和二十二年途中でA級の学校または高等学校・大学予科その他の学校に転校させることとした。

### 医専存続

昭和二十一年(二九四〇)四月当時、文化都市広島再建には総合大学がぜひとも必要であるという希望がある運動にもかかわらず、文理大の四国転校問題が持ち上がっており、総合大学の一環をなすべき県立医専も存続の岐路線上に立っているということで関係者の注目を集めた。

四月二十四日、医専の山崎・北村両教授は県の国塩民生部長と懇談し、両者とも学校存続の方針で進むことに意見が一致した(「中国新聞」昭和二一年四月二六)。四月末日、林校長、山崎教授、生徒代表四名が上京して文部省に打診した結果では、元の熱意いかんでは大学昇格もさまたげず、また今年度の生徒募集も三〇名を限り許可するという回答であった。このため医専の存続については明るい見通しとなった。

昭和二十一年度の第一学年募集は六月十五日第一次試験が行われ、志願者四七四名中八三名が選ばれ、七月一日の第二次試験で三二名の入学が許可された。七月八日から夏期休暇に入ったため授業は九月十六日から開始された。この間、二十年度生二六名は考査の結果原級にとどめられ、五名が退学となった。また、第三次外地引揚学徒五名の入学を許可している。

### 清水学長

#### の就任

五月三十日、林校長は岡山医科大学長に任ぜられ、同大学長を辞した清水多栄が、県関係者の要請で岡山医科大学教授兼広島県立医学専門学校校長事務取扱となり、七月二十三日校長に発令された。清水は大正十二年(二九三三)岡山医大教授となり、昭和十五年(二九四〇)から同大学長となっていた。胆汁酸研究の権威で、広島医専

表9-5 改正学科課程表

学 科 目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	授 業 総 時 数
公 民	35	35	35	35	140
数 学・統 計・物 理 化 学	210				210
生 物	105				105
外 国 語	145	90	45		280
体 育	35	35	35	35	140
基 礎 医 学					
解 剖	315				315
生 理 及 生 化 学	350				350
病 理 及 病 因	48	372			420
薬 理		140			140
臨 床 医 学					
内 科		140	230	230	600
外 科		140	200	200	540
産 婦 人 科			85	90	175
眼 科			35	35	70
小 児 科			42	63	105
精 神 科			42	63	105
皮 膚 泌 尿 器 科			35	70	105
耳 鼻 咽 喉 科			35	35	70
物 療 科		35			35
衛 生 学		105	70	35	210
法 医 学			35	35	70
医 事 法 制				20	20
臨 床 及 社 会 医 学 実 習			340	355	695
計	1,243	1,092	1,264	1,301	4,900

注) 「広島医学専門学校学則」による。

設立当初から尽力するところがあつた。彼は医専存廢の瀬戸際、医大昇格運動の渦中の就任で、スタッフの強化と学校の大都會定着という方針で努力した。

#### 医専学科課程の改正

昭和二十一年(一九四六)八月、「官立医学専門学校規程」が一部改正され、表九―五のように学科目と授業総時数が定められた。これは医学教育審議会が作成した学科課程案をそのまま実施したものであり、九月、県立医専もこれを踏襲し学則を改正した。医専も第二学年に進学した者には臨床医学の一部と衛生学の授業が開始されていた。解剖実習は十二月までで屍体数六体と少なかったが、浦講師が屋内プールを改造した屍体解剖実習室で生徒を指導した。敗戦当時食糧事情で臨時休暇を実施することもあり、開校以来の一か年の授業日数はわずか一〇八日にしかすぎなかったが、昭和二十一年度からは軌道にのり、生徒の出席率も上昇した。ただ、戦後の混乱期で長期欠席者・休退学者も多く、九月・十二月には第三次・四次の外地引揚者の転入試験が行われるなど生徒の移動ははげしかった。昭和二十二年一月六日現在の在籍者は第一学年五五名(うち六名休学)、第二学年一六二名(うち三名休学)となっている〔広島県立医科大学「設立認可申請書」〕。

#### 大学昇格期成

##### 同盟の結成

県医師会ではこれより先、昭和二十一年四月二十八日、同会の加藤安芸支部長を会長として広島医専後援会を結成し、五月初めには運動費一―二万円を集めていたが、医大実現も夢ではなくなったとして、県民の世論に訴えるいっぽう、広島医専大学昇格期成同盟を結成して運動を強化することにした。

五月十九日、安浦の同校内に県・県会・医師会・市町村・父兄等の代表三〇余名が出席して同盟結成を決議し役員を選出した。名誉会長に楠瀬知事、会長に天野県会議長、副会長に大原県医師会長・原県会副議長・父兄会長、顧問に県内五市長・岡山医大校長・県町村会長・県農業会長・安浦町長・県出身代議士を選んだ。林校長はこの席で二年以内に医学教育審議会の学校施設標準までに整備しなければ廃校の運命にあると述べ、県民の支援を求めた〔中国新聞「昭和二一」・五・四、同〕。

五・四、同。

## 附属医院問題と

## 呉市誘致運動

県参事会でも早急に運動を進めないと廃校の恐れがあるので運動促進にのり出し、県首脳部・学校側で県教育部学務課内に医科大学建設委員会(会長は知事楠瀬常猪を組織し、場所探しに東奔西走し、大竹・比治山高女・宇品国立病院を視察したりしたが適当な場所がなかった。当時、いまだ生徒の人数が少ないため校舎は問題でなく、大学昇格には附属医院の有無が成否のカギであるため、九月に至り同盟会では病院として呉共済病院、校舎に広共済病院を充ててもらうように呉市に交渉し、広島軍政部にも了解方を陳情した。しかし、病院側は附属医院となることを希望せず、また、両病院は共済協会の所有であったため譲渡交渉はなかなか進まず、一時、学校と共同利用することが提案された。しかし、文部省は借家は認めないという方針であった。同盟会側は、これはいま廃校にならぬための応急処置であり、今後予算をとって病院を建てると説明をして文部省の了解をとった。病院譲渡のことで呉市出身の水野貴族院議員に協力を要請したところ、これが契機となって本格的な呉市誘致運動が起るようになったのである。

呉市誘致については、すでに高林坊時代に呉市が助役を派遣して広共済病院と仁方の仁風園を提供するから呉市へ移転するよう申込み、安浦での開校式のときも大学昇格問題とともに呉市誘致の話が出ていたという〔『広島医学』第五卷第八号〕。

市議会でも医専の大学昇格とその誘致を決議した呉市は、附属医院候補として呉市市民病院(旧海軍海仁会病院)と市立呉病院(通称阿賀伝染病院)を提案、県は九月の臨時県会で医専の改善費約七〇万円を追加計上した。文部省は十一月末に委員を派遣して視察を行った。その後、呉市市民病院は昭和二十二年二月一日をもって資産・負債とも現状のまま県に寄付され、市立呉病院は県に無償貸与された。また、学生の臨床実習病院にあててべく交渉していた呉・広の両共済病院についても、(1)呉・広共済病院の各科学部長中各院一名を教授とする、(2)必要あるときは共済病院医員を学校の嘱託とする、(3)病院使用費を学校側より支払う、という条件で了解が付き、学校の実習に自由に使用されることとなった。

## 県立医大設立認

## 可申請書提出

昭和二十二年（一九四七）一月十四日、県参事会は昭和二十二年度の広島県立医科大学歳入歳出予算を可決、翌日、設立認可申請書が知事より文部大臣宛に提出された。本校は安浦に設置し、附属医

院は呉市市民病院を本院、市立呉病院と安浦附属病院を分院とし、外来臨床実習委託病院として呉・広両共済病院を充てるという内容であった。ところが、一月二十九日の医専A級・B級を決める第一回校長会議で、総司令部・文部省から、(1)医科学校はその属性からして都会地に定着すること、(2)基礎および臨床は同一地区内にあること、という原則が出されたためB級校の内定をうけ、さらに二月になって文部省は、学校は安浦町、附属医院は呉市にあるといった状態では認可する上に難点があるとの見解を示してきた。このほか教授陣や資金面が貧弱であることも問題となった。あわてて関係者が協議し、呉二河公園内の復員局（元海軍工廠工員寄宿舎）を基礎校舎に充てることを決定し至急上申した。その他の申請書の変更点は、附属医院の整備拡充に関し呉・広両共済病院接収に見通しをつけたこと（安浦分院は廃止）、教員を拡充強化したことなどであった（「広島県立医科大学」設立認可申請書）。県は予科教室および寄宿舎の模様替費一二八万円、学校本部等の模様替整備費二一四万円を計上し文部省との折衝を進めた（『広島県議会』史第五卷）。

## 医専の呉

## 市移転

二月十五日、医専の安浦から呉への移転作業を行い、この間生徒は呉市内などで医専存続の署名運動を展開した。同二十五日、文部省の視察委員が来呉、三月十六日の第三回校長会議でA級校の指定を受け存続が確定した。及落線上ストレスであったという。その後、文部省で開かれた医専の医大昇格に関する審議会にもパスし、認可は確実となった。

四月一日、安浦の仮診療所は閉鎖されて阿賀分院（旧市立呉病院）と合併した。呉市から移譲された附属医院本院（旧呉市市民病院）には本館を建築中であったが、工事完成間ぎわの同月六日放火によって焼失してしまった。

## 医大設立

## 認可

六月十八日、文部省告示をもって広島県立医科大学（以下県立医大と略す）の設立が認可された。ただし、学校教育局長より知事宛に次のような条件が付けられた。

- (1) 大学予科開設は本年六月なるも学部開設については再審査のうえ追って指示すること。
- (2) 学生生徒入学定員は学部四〇名、予科四〇名とすること。ただし、昭和二十二年度開設に当たっては予科第一学年五〇名、第二学年四五名、第三学年四〇名を募集するも差支ないこと。
- (3) 教授陣容を強化充実すること。
- (4) 予定計画を確実に実行すること。但し予定計画に変更のある場合には本省に協議すること。
- (5) 今後大学設立基準協議会において大学の基準が決定した場合にはその基準に合致するよう速かに変更すると。

これは非常に厳しい条件であったが、大学昇格の前提である予科開設の報に関係者は安堵した。県では学部・予科校舎は将来これを一か所に併置する計画をたて、その候補地として旧呉海軍病院を予定し、軍政部と呉市の勧めで転用を申請したが結局これは実現せず、予科は最後まで安浦の地にとどまった。

**医専生徒** 医専 A 級決定と同時に修業年限は五年に延長されたが、新入生の募集は停止された。ただ三回にわたったの状況

て B 級医専生徒ならびに外地引揚学徒の転入試験が行われ、第二学年一〇名のほか第一学年一八名の転入学が許可された。転入学生中には外地の医科大学で学んでいた者が九名もあり、医専最後の学生となった。六月には予科入学試験が行われ、医専生徒の七六名が転科した。

生徒は呉二河町の本校時代から十一月阿賀分院に移り、後述するようにそこが焼失してからは元海軍共済病院阿賀分院に移転、臨床を学ぶ附属医院本院も旧呉市市民病院の焼失後は音戸分院、さらには広共済病院へとめまぐるしい移転をよぎなくされた。

昭和二十二年末頃の教員組織をみると、教授は細菌学・病理学・生化学・衛生学・内科学・外科学・産婦人科学の七名のみでほかは講師であった。授業は一般教養・基礎医学・衛生学のほか、内科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻科

などの臨床医学の講義・実習も行われた。

生徒・職員で校友会を組織し、総務・文化・運動・厚生各部に分かれ、文化部には文芸・自然科学・音楽・演劇班、運動部には庭球・排球・蹴球などの班を置いた。会費は生徒年一八〇円、職員は六〇円であった。このほか職員・生徒委員で構成する懇談会が開催され民主的学園の建設をめざした。寮は呉市公園通りにあったが、通学・下宿・間借が多く、寮生は二七名にすぎなかった〔昭和二十二年「学校概要」〕。



### 第三章 広島県立医科大学・広島医科大学時代

#### 第一節 広島県立医科大学の開設

##### 医大予科

昭和二十二年(一九四七)六月二十八、二十九日の両日、広島県立医科大学予科入学試験が実施され、続いて七月十四日入学式を挙行、翌日より授業を開始した。設定期遅延のため八月十七日まで早朝に始まる午前中の夏期授業を実施した。予科教室の補修模様替もこの頃行われた。予科は大学令の規定にもとづいて、大学に入学する者に必要な予備知識を修得させ、かつ人格を陶冶することを目的とし、修業年限は三年で、中等学校卒業者かそれと同等以上の学力ある者が入学できた。なお、初年度は二、三年にも入学できたが、その資格は、官公私立医学専門学校の

一・二年を修了した者となっており〔「広島県立医科大学予科学則」〕、七月八日の予科転入試験の結果、第三学年五二名、第二学年二一名、第一学年三名の計七六名が広島医専から転科した。

**予科の教育** 予科の各学年の学科目と授業時数は表九一六のごとくであったが、昭和二十二年十一月末までに実際に行われた授業は、公民・数学・生物・物理・化学・独逸語・英語ⅠⅡⅢ・英語会話・心理・人文・

体育であった。当時の教育方針として、「旧態依然たる高校式バンカラの悪風を模倣する事なく、社会的教養ある学生を養成する」とされた。

表9-6 予科の学科目と授業時数

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	
科 目	公 民	105(3)	70(2)	70(2)	
	人 文	35(1)	35(1)	—	
	英 語	280(8)	280(8)	140(4)	
	独 逸 語	70(2)	70(2)	70(2)	
	心 理 学	—	70(2)	—	
	数学及統計学	140(4)	140(4)	70(2)	
	物 理 学	140(4)	140(4)	140(4)	
	化 学 学	140(4)	140(4)	210(6)	
	生 物 学	140(4)	140(4)	210(6)	
	体 育 学	140(4)	140(4)	140(4)	
	法 制 経 済	—	—	70(2)	
	随意科目	ラテン語	—	—	35(1)
		中国語 及ソ語	70(2)	70(2)	70(2)
計		(36)	(37)	(35)	

注) カッコ内は毎週平均時数を示す。  
昭和22年『学校概要』による。

表9-7 予科職員の定員と現員

職 名	定 員	現 員	備 考
予 科 長	1	1	学長兼任
教 授	15	0	兼任2名 7名教授申請中
講 師	5	12	
三級教官	3	0	
嘱 託	3	5	
雇 傭 人	5	16	
計	32	34	

注) 昭和22年11月末現在、『学校概要』による。

予科長には清水広島県立医科大学長事務取扱が八月になって発令された。予科職員の定員と現員は表九一七のごとくであった。予科の教員定員は初年度から完成年度となっており、専任一七名(教授一四、三級教官三、兼任五名(講師)であったが、実際には当初より教授として発令された者はいなかった。昭和二十三年度は五〇名の生徒が募集されたが、学制改革のため予科制度は廃止されることとなり、翌二十四年度から募集は停止された。

なお、昭和二十三年(二四)の広島総合大学設立運動期に開かれた医専教授との合同協議会では、医専側は総合大学医学部へ発展解消の態度をとり、予科側は単科新制医科大学の設立、あるいは総合大学への解消を希望した。

予科の生活

安浦での予科生活は諸物資の不足と食糧難の中であったが、数少い教員と生徒でなごやかに過ぎた。学生相互の親睦をはかり明朗有意義な学生生活を送るために校友会が組織され、総務部・文化部・運

表9-8 臨時費合計とその財源

区 分	金 額	執 行 年 度			
		昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	
建 築 費	12,556,000	7,350,800	3,684,200	1,521,000	
設 備 費	5,015,000	2,200,000	1,475,000	1,340,000	
計	17,571,000	9,550,800	5,159,200	2,861,000	
財 源	起 債	8,700,000	3,800,000	2,900,000	2,000,000
	寄 付 金	8,871,000	5,750,800	2,259,200	861,000

注) 「広島医科大学寄付金募集一件」による。

動部に分れて活動した。構成員は生徒・教授・講師・助手で、会費は生徒年一五〇円、教職員六〇円であった。

寮は校舎の東側に二階建約五〇〇坪の「存養寮」があり、生徒の約半分が寮生活を送っていた。昭和二十二年十月には体育祭、翌年からは予科記念祭が行われた。

**予科の廃止** 予科の修了者は昭和二十三年三五名、同二十四年三七名、同二十五年五〇名(うち女子一名)、同二十六年六〇名で、

最後の終了式が行われた三月一日には予科閉校式が挙行され、三月三十一日子科全施設は阿賀町の大学本部へ解体撤去された(『広島医学』第五卷第八号)。なお、予科廃止の認可は九月十三日付であった。

**県立医大 建設計画** 県立医科大学の学部開設は再審査を待って行われることになり、そのための条件を文部省より示されたため、申請書

に記載した予定計画を確実に実行していかねばならなかった。大学設置に伴う建築計画は次のような内容であった。

- (1) 予科——予科教室、生物学実習室、寄宿寮、各建物の補修など。
- (2) 学部——第一・第二・第三学舎。
- (3) 附属医院——臨床講義室、学生控室、解剖室、病棟、看護婦寄宿舍、霊安所、薬品庫、本館の設備増、精神病棟、各建物の補修など。

表9-9 医大建設資金募集割当案

区 分 郡市名	募集予 定金額	昭 和 22年度	昭 和 23年度	昭 和 24年度
	万円	万円	万円	万円
広島市	45	22	14	9
三原市	15	8	4	3
尾道市	18	9	5	4
福山市	12	7	3	2
安芸郡	28	14	8	6
佐伯郡	26	14	7	5
安佐郡	15	8	4	3
山県郡	11	6	3	2
高田郡	12	6	4	2
賀茂郡	25	13	7	5
豊田郡	29	15	8	6
御調郡	28	15	7	6
世羅郡	9	5	2	2
沼隈郡	20	10	6	4
深安郡	10	5	3	2
芦品郡	14	7	4	3
神石郡	5	2	2	1
甲奴郡	4	2	1	1
双三郡	12	6	4	2
比婆郡	12	6	4	2
計	350	180	100	70

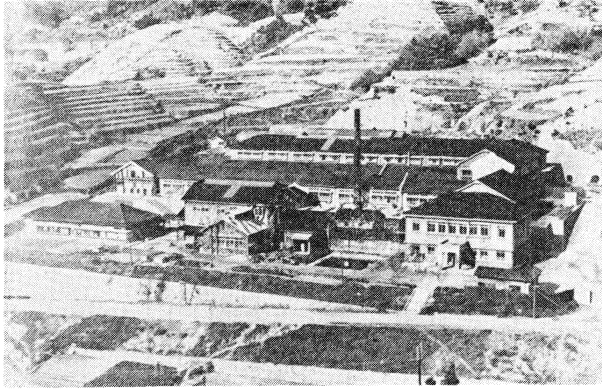
注) 呉市には別途600万円割当。「広島医科大学寄付金募集一件」による。

またそれぞれに機械器具・什器・標本類などの設備費も必要であり、これら臨時費の合計と県が計画したその財源は表九一八のようになっていた。昭和二十二年(一九四七)十一月の広島県会では、県立医大建設資金の募集を全県の運動で行うという意見書を採択した〔資料九一四参照〕。

**建設寄付  
金の募集**

寄付金は三か年で一〇〇〇万円を集めることにし、その募集は広島医科大学建設委員会が担当し、県下一般に対し世帯数と担税資力その他を勘案して決定した。その割当額は表九一九のようになっていた。

呉市は六〇〇万円を負担することになった。昭和二十二年(一九四七)年度中に目標額の半分を募集する予定であったが、翌二十三年一月現在で一六〇万円とかなばしい成績ではなかった〔中国新聞「昭和」一八〇一頁〕。この時期、医大の建設は岡山県と争奪戦を演じている国立総合大学の誘致と深い関係を持つとして、目標額の達成は強く望まれていた。



焼失前の阿賀分院（呉市阿賀町原）

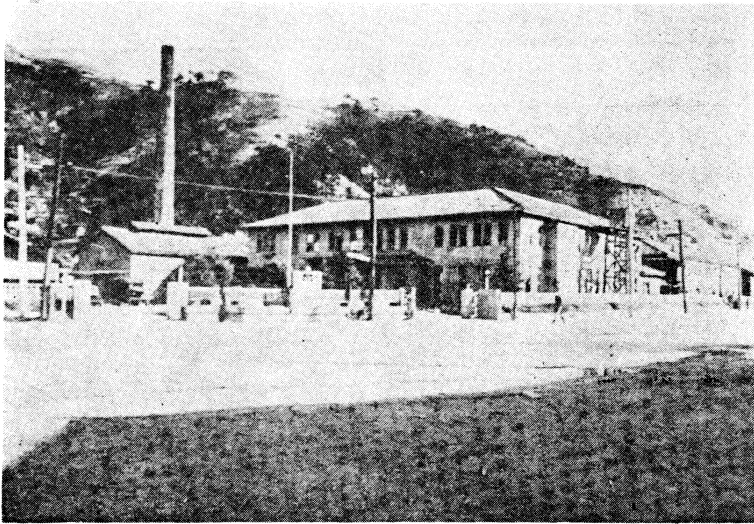
本部の阿賀分  
院移転と焼失

昭和二十二年十一月になって、大学本部を二河町から阿賀分院に移転することとなった。これは文部省からの視察委員の来呉を前にしての応急措置で、同所は総坪数一万坪余と二河の倍以上もあり、既設建物も木造二階建四棟、同平家建六棟延べ一七八五坪あった。阿賀分院には伝染病舎を残し、新たに呉共済病院音戸分院を借用して附属医院とすることにした。したがってこの時の大学設置案は、阿賀に大学本部を置き、附属医院は呉・音戸・阿賀の三か所、予科は安浦というものであった。十二月二十日の視察を前に医専の基礎医学教室と生徒は移転作業を終えたが、十九日失火により教室三棟および伝染病舎一棟は全焼してしまった。建物だけでなく苦心して集めた機械器具、標本類も失ない、大学昇格問題は最大の危機を迎えた。

阿賀病院への移転  
と広共済病院買収

十二月二十四日、医大緊急復興対策委員会が県庁で開催され前後策が協議された。一時広島市移転案も出たようであるが、進駐軍が接収していた阿賀町東浜の阿賀病院（元海軍共済病院阿賀分院）を移管してもらうことができ、翌年二月、本部・学部および基礎医学教室を移転した。この時の案は附属医院本院に呉市広町の広共済病院と、音戸・呉（二河）分院というもので、一月十七日の文部省視学委員総会で復興案が承認され、三月十五日の再視察を条件に四月開学が約束された。広共済病院を附属医院とすることについては、職員・看護婦の待遇問題で難航したが、三月二十六日、全従業員を医科大学に引き継ぐことを条件として、土地・建物・医療機械器具及び備品を含めて二〇〇〇万円（六年間で償還で共済協会から買収した。そのほか、県は阿賀の本部に約一三〇万円）の建築費及び約八四〇万円の設備費を投じ、附属医院には約四四〇万円





本部および基礎医学教室(呉市阿賀町東浜)

広済病院の買収に成功したこと、建設費寄付金のうち、呉市からの六〇〇万円獲得の見込みがあったからであった  
〔「中国新聞」昭和〕  
〔一三・三・二五〕。

## 第二節 医大開学と学園生活

### 医大開学

昭和二十三年(一九四八)四月十四日、広島県立医科大学の学部検定試験が、同十六日学部入学試験が行われた。予科修了者中より三七名が入学を許可され、その他の志願者五一名中六名の高等学校卒業生、計四三名が入学を許可され、二十二日入学式が挙行された。

四月二十四日午前十時から開学記念式が行われた。呉市内に本校舎と附属医院四つを持ち、大学予科は従来通り安浦町とされた〔表九一〇参照〕。急造寄せ集めのところはあったが、新設医科大学としては大阪市立医大につぐ設備と規模を持ち、ドイツ医学研究方法の欠陥であった基礎と臨床の差をなくすため総合医学研究所を備えていた〔「中国新聞」昭和〕  
〔一三・四・二四〕。

### 医大の組織

県立医大は大学令の第一条の主旨を達することを目的とし、同第二条によって「一個ノ学部」すなわち医学部をもって一大学としたものである。組織

表9-10 広島県立医科大学の内容

組 織	所 在 地	面 積	建 坪	備 考
大学本校舍	呉市阿賀町東浜	5,130	2,140	
附属医院	呉市広町	7,950	3,130	
同二河分院	呉市公園通り	2,900	587	
同音戸分院	呉市警固屋町13丁目	4,920	1,670	結核病舎
同阿賀分院	呉市阿賀町原		220	伝染病舎
大学予科	賀茂郡安浦町	42,050	3,350	

は公立学校官制にもとづいた。「広島県立医科大学学則」はすでに昭和二十二年四月一日付で制定されていた〔資料九―五参照〕。大学の修学年限は四年で、二年の子科を置き、研究科を設けた。

学部には基礎医学科に解剖学(2)(数字は講座数、以下同じ)・生理学(1)・生化学(1)・病理学(2)・細菌学(1)・衛生学(1)・薬理学(1)・法医学(1)・公衆衛生学(申請書では社会医学)(1)の一一講座、臨床医学科に内科学(2)・外科学(2)・産婦人科学(1)・耳鼻咽喉科学(1)・皮膚泌尿器科学(1)・眼科学(1)・小児科学(1)・精神科学(1)・歯科学(1)の一一講座(放射線科も申請したが認められず)、あわせて二二講座が認められ、昭和二十五年年度(完成年度までに表九―一のような割合で教員の配当が行われることとなった)。

四月一日付で学長清水多栄以下生理学・生化学・病理学・細菌学・内科学・外科学・産婦人科学・耳鼻咽喉科学・眼科学・小児科学の教授七名、助教授四名が広島医専その他から発令された。

表9-11 広島県立医科大学教員配当予定表

教員別		年 度			
		昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度
専任	教授	12	15	19	22
	助教授	12	15	19	22
	助手	32	38	44	54
	講師	6	8	10	10
兼任講師		0	0	12	12

注) 「広島県立医科大学設立認可申請書」による。



表9-12 広島県立医科大学の職員の定員と現員

学 部		定 員	現 員	備 考
学 長		1	1	
教 授		22	15	内2名専門学校教授
助 教		22	10	
講 師		22	20	内13名兼任及実担 習委嘱病院兼担
三 級 教 官		54	38	
二 級 事 務 官		2	2	
二 級 技 官		1	0	
三 級 事 務 官		15	13	
三 級 技 官		37	22	
副 手		22	19	
嘱 託		20	18	
雇 傭 人		110	110	
看 護 婦		100	98	
計		428	366	
子 科				
予 科 長		1	1	学長兼任
教 授		14	8	
講 師		5	6	
三 級 教 官		3	0	
嘱 託		3	3	
雇 傭 人		5	9	
計		31	27	

注) 昭和23年12月現在。

教員についてはその後も選考が行われ、随時発令されていった。医大には附属医院にも多くの職員が配置され、昭和二十三年十二月現在の職員の定員および現員は表九―一二のようになっていた。大学にはすでに前年から開設されていた予科修了者を入学させ、一学年の定員は四〇名とした。予科修了者を入学させてなお余裕のある場合は、選抜試験によって高等学校高等科理科卒業者などの入学を認めた。医専・医大(旧・新)を通じての入学・卒業者数は表九―一三のようになっている。

学科課程

学科は基礎医学科・臨床医学科・社会医学科の三種に分けられていた。学科課程と教授時数は学期によって定められたが、これは医学教育審議会が定めた学科課程案にもとづいており、その標準時数は四〇

表9-13 入学・卒業生数（医専・旧新制医大）

事項年	募集定員	入学者数 入 学 志 願 者 数	入学者数	卒業生数	備 考
昭和20年	約120	6,824	171		医専第1回入学
昭和21年	30	474	32		医専第2回入学
昭和22年	0		(18)		医専募集停止。( )内は転入学徒
昭和23年	40	51	43		医大(旧制)第1回入学
昭和24年	40	59	41		医大(旧制)第2回入学
昭和25年	40	?	59	78	医大(旧制)第3回入学 医専第1回卒業
昭和26年	40	60	57	55	医大(旧制)第4回入学 医専第2回卒業
昭和27年	40	102	40	21(医専) 40(医大)	医大(新制)第1回入学 医専第3回・医大(旧制)第1回卒業
昭和28年	40	?	42	41	医大(新制)第2回入学 医大(旧制)第2回卒業
昭和29年				58	医大(旧制)第3回卒業
昭和30年				50	医大(旧制)第4回卒業
昭和31年				44	医大(新制)第1回卒業

注) 『文部省年報』『学校概要』『広島大学医学部三十年史』のうち最も信頼できる数をとった。

昭和21年の志願者数は『文部省年報』では369人、入学者数は31人。

昭和24年の入学者数は『文部省年報』では43人。

昭和28年の入学者数は『三十年史』年表では40人。

○時間として配分されていたが、県立医大では、四七三二時間に随意科目を加えていた〔資料九―五参照〕。戦後の医学教育の改革の特徴は、講義を主体とした、分科的色彩が少なくなかったドイツ流の教育から、実習本位の、内科を中心とした総合的色彩の濃いアメリカ流の教育に移行した点にあるといわれ〔『大学基準協会』標準時数は明確にそれを示していた。県立医大の場合、内科的方面と外科的方面の時間数にそれほど差がないところに特色があった。なお、教授時数は昭和二十四年(二五五)二月改正され、総時間数は四七一〇時間となり、基礎方面では細菌・病理の時間が減って解剖の時間が増し、臨床方面では内科・外科・眼科・歯科の時間が増し、衛生・公衆衛生の時間が減少した。



附属医院本院(旧広共済病院)

#### 研究科規定

また、県立医大には研究科が設けられ、当大学卒業者、大学令により医学士と称し得る者、当大学の選科修了証書を有する者で入学を志願する者は、研究題目を定めて願書を出し、教授会で審査して学長が許可するとなっていた。在学期間は二か年で、引き続き在学を希望する場合は一か年ごとに許可された。なお、研究科学生が学位を望む場合は、二年以上在学したのち、その研究事項についての論文を学長に提出して請求できるとした。

#### 附属医院

医学研究と生徒の実習を目的として設けられた附属医院は、昭和三十五年(二九五)十二月に閉鎖された。阿賀分院には昭和二十四年から精神神経科が置かれた。昭和二十六年一月現在の附属医院の状況は表九―一四のごとくである。なお、昭和二十七年二月、附属医院は附属病院と改称された。

#### 大学の研

##### 究活動

大学の研究態勢もしだいに整い、研究会や臨床懇談会が開かれ、昭和二十三年十一月にはスタッフ全員で医学文化講座を開催した。そのほか公民教育補習会に講師を派遣したり、県下治療術師再教育講習会を開いたりした。機械器具等の不足を補うためもあってABC C(原爆傷害調査委員会)と研究協力し、昭和二十四年一月からは毎月定例の交換研究会を行うようになった。同年五月には『広島医科大学論文集』第一集を刊行した。県医師会と協力して広島医学会を結成し、『広島医学』を発売したのは昭和二十三年十一月のことであった。

図 9-2 広島県立医科大学附属医院本院配置図

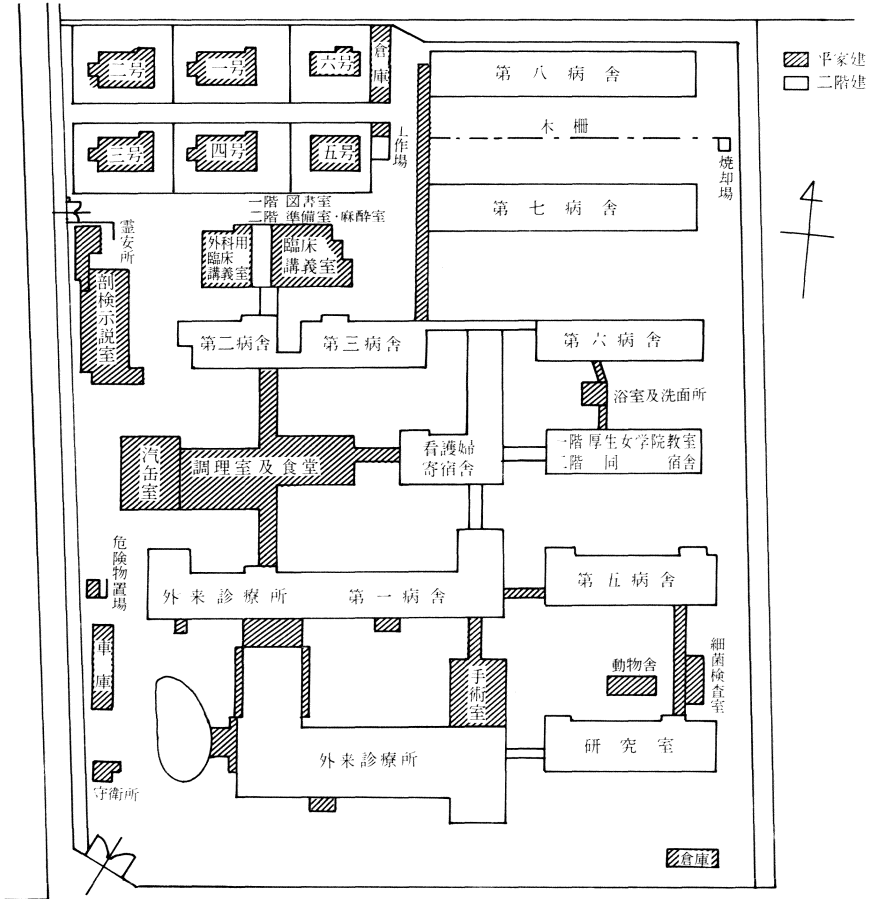


表 9-14 附 属 医 院 の 状 況

名 称	病 床 数	入 院 患 者 数	外 来 患 者 数	備 考
附属医院本院	233 床	192 人	358 人	本院は病棟の諸施設備品の整備および看護婦を増員すれば257床確保が可能。音戸の許可数は184床であるが医師・看護婦等の不足と設備不完全により150床にとどまる。
音戸分院	150	149	6	
阿賀分院	40	38	14	

注) 患者数は1月1日より1月18日までの1日平均。  
昭和26年1月現在、『広島県立医科大学現勢』による。

表9-15 学 生 の 出 身 地

県 別	学 年					医 5 専 年	計	割 合
	1 年	2 年	3 年	4 年	人			
広 島	46	42	34	24	12	158	72.1	
岡 山	6	3	1	10	4	24	11.0	
山 口	3	3	5	—	1	12	5.5	
愛 媛	—	1	—	1	3	5	2.3	
そ の 他	2	11	1	5	1	20	9.1	
計	57	60	41	40	21	219	100.0	

注) 昭和26年『広島県立医科大学一覧』による。表9-16も同じ。

学生生活

県立医大の開学後、「大学の使命達成の補助機関として会員相互の親睦により各員の円満なる人格の陶冶を計ること」を目的として学友会が結成された。会長は大学長で学生を正会員、教職員を特別会員とした。総務・文化・運動・厚生各々が設けられ、文化部には文芸・音楽・映画鑑賞の各班、運動部には庭球・卓球・野球・箏球・蹴球・排球・ヨット・山岳班等が置かれた。昭和二十五年当時入会金四〇〇円、

会費年額三〇〇円であった。昭和二十四年四月には「広島医科大学新聞」が創刊されている。

医学専門学校の生徒は県立医大に包摂され、専門部生として授業を続けたが、昭和二十三年十二月現在で二年一八名、三年四八名、四年九二名が在学しており、同二十五年三月十八日第一回卒業式が行われ、七八名が卒業していった。この学年は実地修練生としてそのまま医大で研修をつみ、一年後の国家試験で全員合格した。

第二次大戦期に急造された官公立医専の大部分が医科大学に昇格した

表9-16 父兄の職業

職 業 名	人 数
医 師	65
会 社 員	31
農 業 者	19
商 業 者	31
教 職 員	10
官 公 吏	8
製 造 業 者	11
社 重 役	11
銀 行 員	4
薬 剤 師	4
自 由 業 者	1
無 職	24
計	219

表9-17 自宅外・自宅通学者の生活費比較表

項 目		昭和23年 全国高専大学	%	昭和24年 本 学	%	昭和25年 本 学	%	昭和25年 全国旧大学
自宅外 通学	食 住 費	1,895.90	53.3	2,280.00	51	2,450.00	51	—
	授業料等	352.00	11.5	520.00	12	680.00	14	—
	通 学 費	134.20	3.8	200.00	4	280.00	5	—
	書籍其他	1,474.10	31.4	1,500.00	33	1,420.00	29	—
	計	3,856.20	100	4,500.00	100	4,830.00	100	5,597.00
自 宅 通 学	授業料等	377.00	19.8	690.00	25	710.00	30	—
	通 学 費	140.00	7.3	250.00	9	330.00	14	—
	書籍其他	1,384.90	72.9	1,790.00	66	1,310.00	56	—
	計	1,901.90	100	2,730.00	100	2,350.00	100	—

注) 昭和26年『広島県立医科大学学生要覧』による。表9-18・19も同じ。いずれも昭和25年6月現在。

表9-18 学 生 の 生 活 費 収 入 源

項 目	昭和25年 人 数	割 合	昭和25年 本 学	昭和24年 本 学	昭和23年 東京商大
全 家 庭 送 金	44	40	74	77	36.2
全 自 宅	38	34			
全 内 職	—	—	—	2	9.0
家庭送金+内 職	5	4	4	6	39.7
家庭送金+育英金	7	6	10	10	5.9
自 宅+育英金	5	4			
内 職+育英金	3	3	3	1	4.2
家庭送金+内 職+育英金	6	5	9	2	5.0
自 宅+内 職+育英金	4	4			
計	112	100	100	100	100

表9-19 学業継続調査

項目	人数	割合		昭和24年学	昭和23年学
		割	合	本	全
		%	%	%	%
可能	10	9}	77	9}	36.1
やや可能	77	68}		66}	
やや不能	21	19}	23	23}	63.8
不能	4	4}		2}	
計	112	100	100	100	100

ため、旧来からの大学医学部等と合わせると医育機関はかなり全国的な普及をみた。そのため学生の出身地も地元出身が多く、年を追ってその傾向が強まっていた。昭和二十六年(二五二)四月の在学生調査によると、表九一五にみるごとく広島県出身者が圧倒的に多く、また地域的にも非常に限定されていることがわかる。広島県内では地元出身者が最も多く、続いて広島市・安芸郡の順になっており、地方大学の性格をよく示していた。

学生の父兄の職業は表九一六のように医師が最も多く三人に一人は医師の子弟といえる。当時の学生生活の実態をみると、地元出身者が多いということで自宅通学者の割合が多く、昭和二十五年で四割をしめた。昭和二十三年より同二十五年までの自宅外通学者と自宅通学者の生活費を示すと表九一七のようになっていく。昭和二十四年の生活費の平均は四六三〇円で、最高は下宿生の五七〇〇円、寮生活の場合三七〇〇円位かかった。生活費の収入源は表

九一八で明らかのように家庭送金、自宅が大半で、学業継続の見込調査においても表九一九のように可能とする者が多かった。これは当時の全国状況にくらべるとかなりめぐまれていたといえるであろう。したがって昭和二十五年の内職希望者調査においても希望者は五一%で、全国平均の六六%をかなり下回っていた。奨学生数は昭和二十六年一月現在、医専・学部・実地修練生を合わせて全体の二五%にあたる七五人であった(昭和二十六年『広島県立医科大学学生要覧』)。しかし、学業継続に不安をもつ二五%はアルバイトをしなければならなかったが、当時はなかなか求人難であった。

**附属厚生 女学院** 昭和二十四年(元兎)四月一日、広島県立医科大学附属厚生女学院の設置が認可された。同院の前身は昭和二十二年二月設置された

広島県立医学専門学校附属医院附属助産婦看護婦養成所で、翌二十三年四月広

島県立医科大学附属病院附属助産婦看護婦養成所となった。附属医院内に置かれたので、阿賀から音戸、さらに広へと移転した。定員は一学年二〇名で、修業年限は三か年とされた。入学資格は高等学校または旧制高等女学校卒業者かこれと同等以上の学力があると認められた者で、入学後は原則として寄宿舎に収容した。入学料・授業料・実習費や寄宿舎費・食費は徴収されなかった。

院長は医大教授中より選ばれ、教員および講師も医大教職員から任命された。学科は医科学概論・解剖学・生理学・生化学・薬理学・細菌学・個人衛生学・公衆衛生学・精神衛生学・栄養学・教育学・心理学・社会学・社会福祉学・英語・体操・作法などで、そのほか各科にわたる看護学や臨床実習があった〔昭和二十七年「広島医科大学一覽」〕。

昭和二十五年(二五〇)十二月、文部省の指定した設置基準に合格し、同時に甲種看護婦学校の指定を受けた。昭和二十七年四月には広島医科大学(新制)附属厚生女学院と改称された。

### 第三節 広島総合大学医学部設置の計画

**総合大学の** 昭和二十二年(二五七)十二月、国立広島総合大学設立推進本部が、ついで翌二十三年一月には、国立広島総合大学設立期成同盟会が設置・結成され、総合大学設立の運動が展開されるが、当初より総合大学部構想

の一環として医学部は不可欠とされており、医専の医大昇格の実現は総合大学の広島設置に希望を持たせた。推進本部には県立医大側から清水学長・久山事務官が委員として参加し、広島医大専門部会も数次開催された。

当初の大学設置の構想をみると、呉市の県立医大がそのまま広島総合大学の医学部となり、学科は基礎医学科と臨床医学科、講座は基礎一、臨床一二の計二三講座とされたが、その後基礎二三(解剖学(2)、生理学(1)、細菌学(2)、薬理学(1)、生化学(1)、病理学(2)、法医学(1)、衛生学(1)、公衆衛生学(1)、医学史・医事法制(1)、臨床一六(内科(3)、外科(3)、婦人科(1)、産



科(1)、小児科(1)、眼科(1)、皮膚科(1)、泌尿器科(1)、精神科学(1)、歯科学(1)、物療科学(1)、耳鼻科(1)に増やし、教職員数は教授・助教授各二九名、助手七三名、学生定員は一学年四〇名、計二四〇名が予定された〔昭和二十三年四月「国立広島総合医科大学設置計画の概要」〕。

昭和二十三年(二四〇)四月一日、CIE(民間情報教育局)の教育顧問イールズが県立医大を視察し、岡山医大に比し五、六〇年のハンディキャップはあるが、短期間にここまで整備した医大には将来性があると述べたが、文部省側は医学部には莫大な経費がかかり、そのうえ公立の医科大学まで併合することには乗り気でなく、五月の設立協議会では、「出来る学部」から開設する方針を打ち出し、医学部については昭和二十五年より生徒を募集し、同二十七年より開設することに決定した。昭和二十七年といえは旧制度による大学が廃止される年であった。このため、六月の国立広島総合医科大学設置申請書からは医学部が除かれた。

医学部設置申 ところが七月七日、広島軍政部長代理の副官ウイリアム・ペーカー少佐が県知事宛に次のような勸請書の提出 告状を送ってきた。

広島国立総合大学に医学部設置の件

一、阿賀(真市)所在広島医科大学は、広島国立総合大学の一部として文部省の認可を受けて含まれてゐないことは、当方の注目するところとなった。

二、日本に於て熟練した医師の必要大なるに鑑み、当方は右大学医学部を包含するところが望ましいのみならず大いに必要であると思ふ。

三、従つて貴県庁は広島医大の教育施設と職業的水準を右広島国立総合大学の完全な一部として設置するに必要な水準迄向上させるに充分な予算を充当し、且之に必要な一切の措置を講ずるよう強く要望する次第である。

県は八月に至り、右の勸告状を有力な材料として医学部設置に関する追申請書を文部大臣宛提出した。しかし、この時点では医科を総合大学の単科として加えるには、(1)講座の程度が大学の水準に合致する高度のものであるこ

と、(2)県当局として向こう数年間経費の上で援助を続けることを同意すること、が必要であった。

追申請書における医学部構想は、一般教養と専門を一緒に行おうとし、講座も基礎一三、臨床一六としていたが、県立医大の現状では施設・設備・陣容ともに不足していた。経費見積りについても、經常費支出約五六一・一万円に対して、収入は約一八五〇万円であり、差引約三七六・一万円が政府支出金となり、新営・補修・買収・設備等に要する臨時費も約七三〇〇万円の巨額にのぼっていた。八月の県議会では、総合大学の創設経費の負担と、県立工業高校の敷地と建物、七塚原種畜場および県立医科大学の国への寄付、医大が総合大学の医学部として開設されたときはその經常費を三か年間県が負担することなどを決議して、医学部実現のための措置をとった。

#### 第四節 広島医科大学(新制)の開設と広島大学への併合

**医学部の設** 昭和二十四年(一九四九)五月制定の国立学校設置法によって新制国立大学が発足し、旧帝大医学部のみな  
**備拡充費** らず官立の医科大学・医学専門学校は、すべて国立大学の医学部となった。当時医学視学委員会でA級

と判定された公立の医学専門学校は昭和二十二年以降医科大学に昇格していったが、当初から国立大学の医学部を構成した学校は一枚もなかった。県立医大の昭和二十七年からの包括をめざした広島県は、設立当初の医大の整備計画を中止し、総合大学の医学部設置計画内に含め、昭和二十六年までには設備を整えていくこととした(『広島県議会』〔史〕第五卷〕)。その経費は総合大学創設資金の二五％に当る約一億一三七〇万円であった(県有財産寄付見積額を含む)。

#### 広島大学と

#### 医学部問題

新制広島大学においては昭和二十七年より医学部設置を予定したため、第一回入学試験には当該学生を募集しなかった。しかし新入生中から将来医学部を志望する者を調べている。この学生については昭和二十六年に大学の医学部(医科大学)に進学することを認める措置をとったが、昭和二十五年からは広島

大学の願書受付のときに医学部志望の意志表示をさせ、各学部各学科に分散して在籍させた。昭和二十六年度の後期にはこれらの学生の所属が問題になったが、来年度の医学部開設を予定して、所属学部に移さないで教養部に留め、一般教育を履修させることにした。

広島大学では昭和二十六年七月の評議会でも県立医大の統合問題を議題とし、医学部新設の概算要求をすることとし、これに関して県と大学との間で覚書がかわされた。それによると、県立医大の統合については、県は誠意をもって文部省および大学の付する条件を履行し、広島大学は県立医大を統合するに必要な概算要求を国に提出するものとするとした。

広島大学は八月、文部省宛に広島総合大学医学部設置の概算書を提出し、翌二十七年一月には概算要求が認められそうだと一時報告され、医学部進学課程の設置まで評議会でも検討されたが、文部省予算の関係等で準備費がつかないのみで、昭和二十七年には移管が認められなかった。

**県立医大** いっぽう、県立医大側は昭和二十七年からの移管をめざし、同三十年度完成をめざす移管計画を立て**側の対応**した。医大経費は県債発行以外に毎年約三〇〇〇万円も一般会計よりの繰入金を要する状態であり、将来の発展をも考えたと県立として存続させることは困難であった。

昭和二十七年は大学令によるいわゆる旧制大学がこの年限りで廃止される年でもあり、県立医大も昭和二十六年第四回生で新入生募集を打ち切っていた。また専門部も第三回の卒業生を出して閉校する予定であり、広島大学への併合の良い機会であった。しかし、県立医大としては学校の存続を希望すれば新制大学への切り替えも計画せざるをえず、別途に県立広島医科大学設置認可申請書を文部大臣宛に提出した。その施設は現存の医科大学と同じであったが、学科の組織のみは若干改め、基礎医学一一講座、臨床医学一四講座と、臨床に内科学第三・整形外科学・放射線医学講座の増設を要求している。昭和二十六年十一月二十三日、文部省の視察委員が視察し、先述のように広大併合

表9-20 広島医科大学の定員と現員

種別	学長	教授	助教授	講師	助手	専任教員	事務職員	技師職員	嘱託	雇	看護婦	備人	臨時備人	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
定員	1	22	22	11	78	3	17	39	20	60	145	63		481	
現員	1	19	15	16	89	0	18	32	18	71	140	59	10	488	
内 訳	学部	1	10	6	6	29		12	9	8	28	1	24	134	
	附属病院		9	9	7	48		3	19	7	35	102	24	7	270
	音戸分院				2	8		1	2	1	6	28	6	3	57
	阿賀分院				1	4		1	1	2	2	7	5		23
	厚生女学院							1	1			2			4

注) 昭和27年『広島医科大学一覽』による。

が翌年に持越しとなったため、翌二十七年二月二十日、県立広島医科大学の設置が認可された。

一 医専閉校と 昭和二十七年(九五三)三月十五日、広島県立医科大学の学長の交代 第一回卒業式と広島県立医学専門学校第三卒業式

が行われ、続いて広島県立医学専門学校の閉校式が挙行された。同校は三月三十一日をもって閉校となった。

また、清水学長は病氣療養のため学長代理を置いていたが、三月三十一日付で退任、教授河石九二夫が学長に就任した。

広島医科大学 昭和二十七年四月一日、県立広島医科大学(新制、以下(新制)の開設 広島医大と略す)が開学した。学則第一条において「本

大学は学校教育法に基き人格を陶冶し思想を涵養し医学を精深に攻究指導し人類福祉のための有能なる医師をつくるを以て目的とする」と定めた。修業年限は四年で、ほかに二年以内の専攻科を設けた(資料九一六参照)。職員の定員と現員は表九一二〇のようになっている。申請した講座の増加は認められず、従来の陣容の学内操作で内科学第三・整形外科学(音戸分院)に定員が配置された。整形外科学には専任講師が置かれた。当時の講座・学科目別定員配置は表九一二一のようになっている。その後、内科学は再び二講座とし、整形外科学を完全講座としたが、広島医大時代には教授は就任しなかった。なお、教員は新

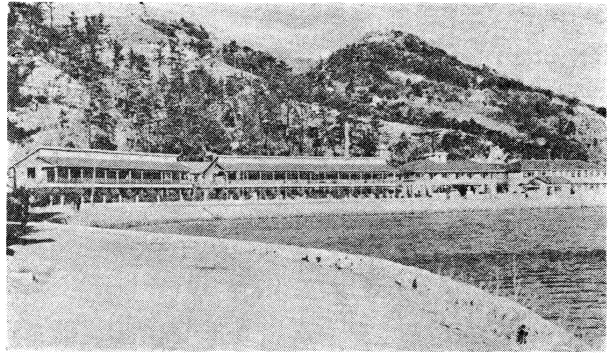
表9-21 講座・学科目別定員配置

学科目又は講座	教授 人	助教授 人	助手 人	講師 人	計 人
解剖学	1	1	2		4
解剖学	1	1	3		5
生理学	1	1	2	1	5
生化学	1	1	3		5
薬理学	1	1	3		5
病理学	1	1	3		5
病理学	1	1	2		4
細菌学	1	1	2	1	5
衛生学	1	1	3	1*	6
公衆衛生学	1	1	3		5
法医学	1	1	3		5
内科学	1	1	4	1	7
内科学	1		4	1	6
内科学		1	7	1	9
神経精神科学	1	1	3	1	6
小児科学	1	1	4		6
外科学	1	1	4	1	7
外科学	1		4	1	6
整形外科学	1		2	1	4
皮膚泌尿器科学	1	1	3	1	6
眼科学	1	1	4		6
耳鼻咽喉科学	1	1	4	1*	7
放射線科学		1	1	1	3
産婦人科学	1	1	4	1*	7
歯科口腔外科学		1	4		5
計	22	22	81	14	139

注) 昭和27年『広島医科大学一覽』による。\*印は兼任。

学制と同時に新制広島医大に切り替えられた。  
 新制広島医大への入学資格は、修業年限四か年の大学で二か年以上の課程を修め規定の科目六四単位以上を履修した者のほか、旧制高校の理科卒業者や医大予科修了者、高師理科卒業者、医専卒業者などで入学検定に合格した者とされた。第一回の入学者は一〇二名の志願者中から四〇名(うち四名女子)が選抜された。

新制医大の必修学科目については、旧制と比べると医動物学と整形外科学が増えた。医動物学は病理学講座が担当



附 属 病 院 音 戸 分 院

した。学科目履修方法は医学教育基準にもとづいた。学期には授業時数を明記しなかったが、内科的方面が九九六時間、外科的方面が九八二時間とされた。

広大移管へ 広島医大移管による広島大学医学部設置については、準備費の条件整備 がついたといっても楽観視できず、文部省としては鹿児島・

岐阜・山口などの他の大学の手前何か強力な統合契機となるものを期待していた。しかし、昭和二十七年の医大監査調書においても、「中国・四国地域の教育の根拠地たる広島に於て広島大学の医学部として重大な役割を担うには諸施設に於て余りに懸隔のある事実を認めざるを得ない」状況であった。

昭和二十四年(二九四)八月、阿賀町原の焼跡の残存建物を利用して精神神経科教室および病床を置いたり(阿賀分院)、翌年五月には臨床講義室を建設したりしたが、同二十六年の設置認可申請書においても図書館・剖検示読室・外科用臨床講義室・総合標本室・総合動物舎・実験外科実習室・精神病舎等々が新設計画に入っていた。これらは昭和二十六年途中で建設されたが、基礎・臨床とも研究指導用の器具、附属病院における診療用器具ならびに図書は、その機能を発揮するにははたしなく不備で、移管の準備期である昭和二十七年度はその整備が緊急課題となっていた(昭和二十七年五月「監査調書」)。

県知事・副知事・広大学長・医大学長らは広大移管促進協議会を開き、メディアカル・センター建設と広島市進出の条件が広大移管の条件にされている状態から、昭和二十七年六月七日、(1)準備委員会を至急作ることに、(2)医大はいちおう現在地のままで承認を得ること、(3)ABCの獲得に全力を尽すこと、(4)医学部予算は期日前提出の運びとするこ

と、(5)統一ある運動をなすため緊密なる連携をとること、を申し合わせている。

昭和二十七年十月、広島大学医学部設置認可申請書が改めて提出された。十一月二十九日、音戸分院第一病棟が漏電により焼失する事件があったが、視学委員の实地調査はとどこおりなく行われた。設置認可の条件である医大改善充実の履行状況をみると、新制については、建物の建築、基礎教室の設備を充実し、附属病院における細分化された研究室を系統的に総合研究室にまとめることは計画通り実施され、旧制時代の履行条件であった教授陣容の強化充実にについては、教授二一、助教授一五、講師一九、助手七七となったとされている。このほか、臨床中央検査部の充実ははかり、一か所に統合して一一七坪の中央検査室を設置したりした。〔昭和三十一年「広島・  
興立医科大学概要」〕

#### 広島大学

以上のような経過を経て、大学・県・県出身代議士・卒業生・父兄会・学生などが尽力した結果〔資料九一への併合 七参照〕、昭和二十八年（一九五三）度から広島大学に併合されることとなった。しかし、この年は、三月に衆

議院が解散されて年度初めの併合はできず、七月三十一日の昭和二十八年年度予算成立によって、ようやく八月一日広島大学医学部が発足することになったのである。河石学長は広大教授に採用され、医学部長に併任された。医大移管については、関連費用二四〇〇万円を県が負担することになったが、広島移転については県は正式には認めがたいとしており、とりあえず将来統合する方向で移管することにした。また、設置認可申請書では二五講座を要求したが、当時、行政整理で国立大学の定員増は非常に困難であったので認められず、移管も四年間で順次行うこととなった。

昭和二十八年度は広大と切り離して医科大学第二回生を募集したが、この学生は八月一日広島大学医学部第一回生となった。九月二十九日国立移管記念祝賀会と医学大展覧会が挙行された。医科大学の学生は旧制が第三、四学年、新制が第二学年となり、広大への移管は学生が履修を終えたところから広大医学部の学年進行に伴って行われ、初年度に解剖学(2)・生理学(1)・生化学(1)・薬理学(1)・病理学(2)、細菌学(1)の八講座、昭和二十九年度には衛生学(1)・法医学(1)・内科学(2)・外科学(2)の六講座、翌三十年度には公衆衛生学(1)・神経精神科学(1)・小児科学(1)・産婦人科学(1)の

表9-22 広島医科大学の学生数

年次	1年次	2年次	3年次	4年次	計
学 生	人	人	人	人	人
(学部学生)	(41)	(39)	(45)	(42)	(167)
研究科学生	11	10	8	—	29
専攻生	53	59	51	44	207
インターン生					15
計	(41) 64	(39) 69	(45) 59	(42) 44	(167) 251

注) ( )内は広島大学医学部。昭和31年11月1日現在、『広島県立医科大学概要』による。

四講座、残る整形外科学(1)・皮膚泌尿器科学(1)・眼科学(1)・耳鼻咽喉科学(1)の四講座が昭和三十一年度に移されて国立移管が完了した。なお、これによって広島大学は昭和三十年四月一日医学進学課程を設置した。

**広島医科大学** 昭和三十一年(一九五〇)三月十五日、広島医科大学(新制)の第(新制)の廃止 一回生が卒業し、同三十一日、文部省告示第九号をもって同大学は廃止された。広島医大の学生は研究科学生と専攻生のみとなり、その数は表九一二のとおりであった。昭和二十八年四月一日、学校教育法にもとづいて新制の学位に関する規則が定められたが、旧制の学位も従前の例によって当分の間授与することができた。研究科の存続年限は、同年八月十七日の「従前の規定による大学の研究科の存続年限に関する省令」(文部省令第二〇号)によって、最終卒業者の卒業した年度の翌年度から六年を経過した日までと定められ、広島県立医科大学(旧制)は昭和三十六年三月まで存置されることとなった。

**広島市移転**

広島大学への併合の条件の一つであった広島市への移転問題は、移管が進行する過程で当然表面化してきた。広大側は広島市霞町の県庁跡敷地三万坪に増改築をほどこして移転する構想をすでに昭和三十

九年初め頃持っており、年次計画も作成していた。文部省も昭和三十一年四月には移転させる方針であった(「中国新聞」昭和三十〇・三九)。しかし、事前に呉市および呉市民の了解を取っていないかったため、同年八月呉市会は市会協議会の名で移転反対決議をし、市理事者側も九月、移転反対対策本部を設けて猛運動を展開、大学当局や文部省等に陳情を行っていく。一〇万人以上の署名を集め、十月中旬には移転反対の陳情を文部大臣に行った。広島大学医学部側は全学協議会





霞町キャンパス全景

で移転を決議し、対策委員会を開き、移転賛成を呉・広島市の街頭で市民に呼びかけ、署名運動を行った。また、双方で話し合いも持たれたが、トップレベルによる政治的解決にまつ以外には方法がなかった。

昭和三十一年度予算には移転費が計上され、文部省段階では移転は既定の方針であった。同年四月一日国立移管が完了し、河石学部長も任期満了に伴って西丸和義に交代、この頃から解決の方向がみえ、七月十八日、文部大臣室に関係者が集って国の方針を説明、呉市側は広町に大学附属病院を残すことを要望、文部省もこれを認めたため、同二十三日松本呉市長から問題が円満解決した旨発表された。広島市移転は昭和三十一年一月の基礎医学教室から始まり、九月に臨床医学教室と附属病院等すべての移転を完了した<sup>〔三十一〕</sup>。

**学位審査** 昭和三十年（九）三月十五日、県立医大（旧制）の第**権の認可** 四回で最後の卒業式が行われた。旧制医科大学には

大学令にもとづく研究科があり、昭和二十八年から学位審査権を申請していたが認められなかった。それは基礎・臨床が同地域に存在しておらず、病床数が不足していること等によっていた（資料九一八参照）。このためにも広島への早急な移転が望まれたのであるが、学内の教育研究体制が整った昭和三十年に至り認可された。なお、広島県立医科大学では同三十二年五月、学

位規定を制定して学位審査を行なう態勢を整えた。旧制による学位授与者数は昭和三十二年度六五名、同三十三年度一二五名、同三十四年度一四七名、同三十五年度二七〇名の合計六〇七名であった。

**広島県立医科**

昭和三十六年(六六)三月三十一日、学校教育法第九八条第一項の規定にもとづいて「従前の学校」

**大学の廃止**

として存続してきた広島県立医科大学は廃止された。なお、医専以来の卒業生をもって昭和三十年同

窓会が結成され、「広仁会」と名づけられた。

資料

九一 一 医学専門学校新設を要望する意見書(昭和十九年)

〔昭和十九年「通常」  
広島県会議決録〕

意見書

一、広島市ニ医学専門学校ヲ新設セラレンコトヲ望ム  
本案ニ対スル所要経費予算議決ハ県参事会ニ委任ス

理由

近代戦ニ於テ最モ緊要ナルコトハ、人的物の方面ヲ充実強化シ  
国力ノ伸揚ヲ図リ以テ戦力ノ増強ヲ致スニ在リ、故ニ刻下人口  
ノ増強国民体位ノ向上ハ喫緊ノ要務ニシテ、且又戦線ニ於ケル  
軍医ノ要請ハ焦眉ノ急ヲ要ス、政府ニ於カレテモ各般ノ施策ヲ  
講ジ以テ之ガ根本的解決ニ努力セラレツツアリ

然ルニ現下我が国民保健ノ状態ハ逐年低下ノ傾向ニ在リ、諸疾  
病増加ノ一途ヲ辿リツツアルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ、而シテ  
之ガ療養並ニ保健指導ニ従事スベキ医師ハ扞底シ、特ニ人的資  
源ノ源泉トモ謂フベキ農山漁村ニ其ノ著シキヲ見ルノ実情ニシ  
テ、未ダ無医村ノ多キハ甚ダ遺憾ナリ

今ヤ医師ノ養成普及ハ最モ緊要ニシテ、我が国ニ於ケル是ガ養  
成機関トシテハ官公立ノ大学相当アリト雖モ、中国・四国地方  
ノ配置状況ヲ見ルニ、各県ニ於テハ既ニ必要ヲ認メ夫々県立医  
学専門学校ノ設立ヲ見、刻下ノ隘路打開ニ邁進シツツアリ、然  
ルニ陸海両軍都ヲ有スル我が広島県ニ於テハ、是等ノ機関皆無

ニシテ入学志望者ハ遠キ地方ニ之レヲ求ムベカラザル不便ヲ感  
ジツツアル実情ニ在リ、尚県会ニ於テハ昭和十六年来之レガ機  
関ノ設置ヲ要望シタルモ未ダ其ノ実現ヲ見ズ、依而茲ニ官立医  
学専門学校ヲ新設シ医療普及ノ実ヲ挙ゲ、戦時下軍医ノ養成ヲ  
期スコトハ上乘的措置ト認メラルルヲ以テ、交通上其他地理的  
関係ニ於テ最モ適地タル広島市ニ官立医学専門学校ヲ急速ニ設  
置セラレンコトヲ要望スル所以ナリ  
右本会ノ議決ニ依リ意見書提出候也

昭和十九年十二月三日

広島県会議長 望月乙也

文部大臣 二宮治重殿 各通  
厚生大臣 廣瀬久忠殿

九一 二 県立医学専門学校設置理由とその構想(昭和二十年)

〔昭和二十年「県立医学」  
専門学校設立申請書〕

県立医学専門学校設置理由

緊迫セル決戦段階ニ即応スル一億国民総蹶起ノ方策中、医療厚  
生ノ施設ヲ完備シテ強靱ナル人的資源ヲ培養育成スルノ根源ト  
致スコトハ極メテ喫緊ノ要務ナリト信ズ、籲リテ我国医師ノ充  
実状況ヲ見ルニ、戦前ニ於テ已ニ之ガ不足ヲ訴フルノ実情ニ有  
リタルニ、今次ノ事変勃発以來軍方面ニ召サル者著シクソノ

数ヲ加へ、從ヒテ在野醫師ハ全ク不足ヲ告グルノ窮状ニ陥リ、此ノ際醫師養成機関ヲ速カニ拡充シテ以テ東亜ノ諸地域ニ青年醫師ヲ送出スルニ非ザレバ聖戰ノ大目的ノモ之ヲ實現スルコト至難ナルヲ痛感スルモノナリ

茲ヲ以テ本県ニ於テハ夙ニ県立医学専門学校設置ノ企図ヲ有シ居リタルモ、今般其ノ期漸ク熟シ實現ノ運ニ至リタルヲ以テ、以下之レガ設立理由ヲ開陳致シ冀クハ御聽許有ランコトヲ懇願シテ止マザル次第ナリ

其ノ一ハ本県民ガ夙ニ斯校ノ設置ヲ要望シ永年之方實現ヲ熱願シテ今日ニ及ビタルコト

其ノ二ハ広島市ガ中国・四国ノ中央ニ位シ地ノ利ヲ得タル上ニ風土人情氣候等凡テ学都トシテ好適ノ地タルコト

其ノ三ハ明治廿七、八年ノ日清戰役以來常ニ軍都トシテ重キ任務ヲ果シ來リ、殊ニ今次ノ大戦ニ於テ我ガ広島市ハ戰爭遂行上最モ重要ナル地域タルコト

其ノ四ハ本県ハ從來ヨリ移民県ナル呼称ヲ得タル如ク海外進出者ノ多キコト全国ニ冠タルノミナラズ、殊ニ近時ハ滿州方面ニ進出セル義勇軍又ハ開拓民ノ多キコト全国屈指ノ県ナルコト其ノ五ハ本県ニハ軍關係ノ大工場ヲ始メ多數官營ノ工場存スルノミナラズ、又多數ノ軍需關係ノ民工場所在シ、之レヲノ医療厚生ノ指導機関ノ存スルコトハ極メテ必要ノコトタルコト、又之等工場事業場ニ活動スル産業医ノ養成研究上非常ナル利便ヲ供与スルモノタルコト

其ノ六ハ我ガ広島市ニハ文理科大学ヲ始メ高等師範・工業専門学校・高等学校・女子専門学校等ノ高等教育機関備ハリ、之ニ医学専門学校ヲ加フルトキハ独リ學術ノ綜合研究上ノ利便尠

カラザルノミナラズ、又教官相互ノ交換、設備相互ノ利用ヲモ容易ニナシ得ルコト

其ノ七ハ我ガ広島県民二百二十万人ニ對シ之ガ診療ニ從事スル醫師ハ千二百四十七人ノ少數ニシテ、人口千七百三十人ニ對シ一人ノ割合ニテ、一方県下三百五十箇町村中六十八町村ハ無医村タル実状ニ顧ミ、農村ニ於ケル健民強兵ノ積極的観点ヨリ憂慮ニ堪ヘザルコト

而シテ昭和二十年四月ヨリ之ガ設置ト相成ル場合ニ於テモ緊急使用ニ応ズベキ建物並ニ校地等ハ已ニ準備有之些ノ支障無く、又臨時ノ附属病院トシテハ本県ガ多年施設経営ニ力ヲ致シ來リタル県立病院ヲ充當スル方針ニテ、同病院ハソノ内容、医員ノ陣容等真ニ優秀ニシテ、之ヲ附属病院トシテ使用スルモ断ジテ遜色ナキモノト信ズ

何卒以上ノ諸項ニ御明察ヲ垂レサセラレ幸ニ實現ノ運ビニ至ラシメラル、様致度、別紙参考資料ヲ添へ願ニ及ブ次第ナリ

## 第二 設立要領

### 一、名称

広島県立医学専門学校

### 二、位置

広島市皆実町一丁目

元広島師範学校跡

### (註)

① 学校ニ充當セントスル建物ハ、現在県立広島商業学校校舎トシテ使用中ナルモ、高学年動員学徒ノ出勤ニ伴ヒ第一学年二五〇名ヲ残スノミニシテ、医専ヲ開校スルモ収容上支障ナク、尚動員解除トナリテ収

容上支障ヲ来サントスル場合ハ、現在ノ商業学校ノ生徒ハ元ノ商業学校校舍へ復帰セシムル計画ナリ  
附属病院 広島市水主町官有一〇三番地  
現在ノ県立病院ヲ充当

三、面積

1、敷地坪数 二六、二七五坪

学 校 一七、九四〇坪  
病 院 八、三三五坪

2、建物坪数 五、四六三坪四八

①学校延坪 一、七一三坪九四

現在県立商業学校校舍トシテ使用ノ為新築セ  
ル部分 七一〇坪九四

元附属国民学校校舍トシテ使用

一、〇〇三坪

②寄宿舎・食堂・炊事場等

九三一坪五四

元師範学校ノモノヲ将来移築ノ上充当

③病院延坪 二、八一八坪

此ノ外ニ臨床講義室六〇坪ヲ現在ノ県病院へ  
新築スルモノトス

以上ノ建物坪数ハ仮校舍・仮病院トシテノ坪数ナル  
モ、建築許容時期到来セバ左ノ如ク措置スルモノトス

(イ)本校舎トシテ二、〇一〇坪ヲ新築ノ予定

(ロ)現在ノ仮校舍ヲ病棟ニ改造シ更ニ附属病院本館

トシテ九四八坪ヲ新築ノ予定

(註)寄宿舎・炊事場・食堂トシテ、元師範学校ノ

旧建物ヲ移築ノ上医専ニ充当スル方針ナル

モ、現在師範学校ガ第二寄宿舎トシテ予科生

二二〇名ヲ収容中ナレドモ、動員生徒ノ出勤

ニ伴ヒ第一寄宿舎ニ余裕ヲ生ズルヲ以テ之ヲ

合併収容セシムル方針ナリ

四、敷地附近ノ状況

学 校

元広島県師範学校ノ所在地タリシ処ニシテ広島市内ノ  
稍東部ニ位シ、北部ニ比治山ヲ控ヘ前面ヲ市内電車通  
ジ交通ノ便良好ニシテ環境上極メテ好適ノ地ナリ

病 院

現在ノ県立病院ハ広島市内中央部ニ位シ、学校トノ距  
離約二軒徒歩ニテ二十五分ヲ要シ連絡上支障ナシ

五、開校予定年月日

昭和二十年四月一日

六、生徒定員

四八〇名(二学年二二〇名)

七、学級編成

一学級四〇名 三学級編成

八、修業年限 四ケ年

九、入学資格 一、中学校第四学年修了以上ノ者

二、専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

三、専門学校入学者検定規程第十一条ノ規程ニ依リ指定

ヲ受ケタル学校ニシテ、国民学校初等科修了程度ヲ以

テ入学資格トスル修業年限五年ノ学校ニ在リテハ第四  
学年

国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年  
限四年ノ学校ニ在リテハ第三学年修了以上ノ者

一〇、授業料等

授業料 年額 二百五十円

(実習料年額五拾円ヲ含ム)

入学検定料 年額 拾円

入学科 年額 拾円

一一、臨時費予算調

応急施設臨時費 一、二〇〇、〇〇〇円

(建築許容時期到来迄ノ応急施設)

恒久施設臨時費 一、三七一、九〇〇円

(建築許容時期ニ於テ施工スルモノトス)

合 計 三、五七一、九〇〇円

一二、建築許容時期到来迄ノ応急施設案

(イ)校舎及附属病院其他

。仮校舎 現在ノ広島商業学校校舎ヲ充當

元附属国民学校校舎ヲ充當

。病院 現在県立病院ヲ充當

臨床講義室ハ別途ニ新築スルモノトス

(ロ)臨時費

臨床講義室新築 一、二〇〇、〇〇〇円

仮校舎模様替費 一〇〇、〇〇〇円

仮校舎設備費 一〇〇、〇〇〇円

器械器具設備費 八九三、五〇〇円

仮官舎借上費 六、〇〇〇円  
雑 費 三〇、五〇〇円

一三、建築許容時期到来ニ於ケル施設計画

(イ)校舎及附属病院其他

。校舎 新築 延 二、〇一〇坪

。寄宿舎・食堂・炊事場 移築 延 八四九坪

收容人員 二五〇人

。病院 仮校舎トシテ使用中ノ広島商業学校校舎及

元附属国民学校校舎ヲ病棟ニ充當

延 一、七一三坪九四

本館ハ新築 延 九四八坪

。官舎 新築 延 一二〇坪

(ロ)経費 総計 二、三七一、九〇〇円

。新築費 一、七〇二、二五〇円

。移築費 二九七、一五〇円

。附帯工事費 二四二、〇〇〇円

。雑 費 一三〇、五〇〇円

支出内訳年度調

初年度 六一六、六五〇円

二年度 四四六、一〇〇円

三年度 一、三〇九、一五〇円

九一三 広島県立医学専門学校学則(昭和二十年)

広島県立医学専門学校則

『広島県報』

第一章 総則

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ皇国ノ道ニ則リテ医学ニ関スル高等ノ教育ヲ施シ国家有用ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス

第二条 本校ノ修業年限ハ四年トス

第三条 本校ノ入学定員ハ百二十名トス

第二章 授業

第四条 授業ハ教授及修練トス

修練ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第五条 各学年ノ科目及其ノ授業時数左ノ如シ

但シ特別ノ必要アルトキハ各科目ノ全学年ヲ通ズル総授業時数ヲ減少セザル範圍内ニ於テ学科目ノ各学年ニ於ケル授業時数ヲ変更シ、又ハ授業時間外其ノ他ニ於テ臨時講義若ハ実験実習又ハ教練ヲ課スルコトアルベシ

学科目	第一学年 授業時数	第二学年 授業時数	第三学年 授業時数	第四学年 授業時数
道義	三五	三五	三五	三五
人文	七〇	七〇		
理数	一〇五			
外国語	一〇五			
教練	一一二	一一二	八四	八四
体練	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
基礎医学				

解部	生理	病理	藥理	臨床医学	内科総論	外科総論	診療各論	内科	外科	産婦科	眼科	小児科	精神科	皮膚泌尿器科	耳鼻咽喉科	厚生医学	国民衛生	国民体力	法医学	医事法制
二八〇	二八〇	一〇〇	八〇	一八〇	四〇	三五		八五	八五	一一〇	六〇	二〇	五〇	八〇	三五	五五	三五	三〇	一〇	
					二一〇	一六五		二一五	二六五	一一〇	六〇	三〇	五〇	八〇	三五	二五	一〇〇	六〇	一〇	

軍陣医学 臨床及厚生 医学実習				三〇 九八〇
計	一、二六七一、二六七一、二三九一、二三四			

(以下略)

九一四 広島県立医科大学建設に(昭和二十二年)

〔昭和二十二年「広島県  
定例会議事速記録」〕

○三十一番(土橋作一君) 広島県立医科大学建設について發議  
いたします。以下提案理由の御説明を申し上げます。

広島医科大学は関係方面の協力と、県民多年の熱望にこた  
えて去る六月十八日医学専門学校より昇格を認可せられ、昭  
和二十三年度より学部設置を許可せられるにいたりました。  
しかしながら正式に大学たるの認可を得るためには、明年一  
月中旬より二月中旬にかけて三回にわたって行われる連合国  
総司令部並びに文部省よりなる医学教育刷新委員会の嚴重な  
審査に合格することが必須条件であり、もしこれに不合格と  
なれば、学部設置を延期せられるか、廢校に処せられるかの  
いずれかを選ばざるを得ないのであります。

県当局及び地元呉市は大学側と協力して、諸学校中最も設  
備困難とされる医科大学の建設に努力してきたのでありま  
す。しかしして明年度学部開設の認可は従来の三ヶ年計画を本  
年度内に完成しなければならぬ事情に相なつたのでありま  
す。

県はこれに要する総額一千七百余万円の建設費を計上して  
おり、さし当り本年度分として計上せられている九百五十五  
万円は、その財源を起債三百八十万円、一般寄付金五百七十  
五万円を予定しているのであります。しかしながら中央財政  
の逼迫は、起債の認可を得ながらその實際交付の見通したた  
ず、かつ経済危機による県民の生活不安は寄付金の面にも影  
響して、わずかにその五分の一の申込を受理しているに過ぎ  
ない状態であります。しかも予算計上当時と比較して諸物価  
の高騰は著しいものがあり、今日においては総額千七百余万  
円をもってしても提示せられたる医科大学の最低水準の施設  
すらとうていなし得ない状況であります。

ここにおいて建物施設の斡旋を担当いたしておる呉市にお  
きましては、県当局及び医科大学と協力して、市内に所在す  
る既設建物の転用を受け、限られたる建設予算をむしろ内容  
施設の充実に充てることに方針を定め、五月以来各方面に交  
渉を続けて今日まで努力してきたのであります。医科大学  
の校舎及び附属病院は、特殊の建築を必要とする関係からき  
わめて限られた建物しか転用の対象とならず、ために今日ま  
で経験した呉市並びに医科大学当事者の日夜を分たざる苦心  
はまことに涙ぐましいものがあるのであります。

現在かかる医科大学に適當なる建物としては呉市にわずか  
数カ所しか存せず、本議員等の現地調査によれば、現在大学  
は旧呉市立伝染病院を大学学部並びに学部教室として使用  
し、附属病院として最近呉共済病院音戸分院の一部借用に成  
功した由であります。他方呉市及び大学が附属病院の本拠  
として米軍政務部に中国終戦連絡事務局の好意ある協力を



得てその転用に努力を続けてきた阿賀共済病院は、目下英濠軍によって使用中であるため、当分の間希望を持ち得ない状況にあるので、前述の二ヶ所をもってしてはなお規定せられたる医科大学の水準に遠く及ばず、このままに放置せんか、われわれ県民多年の懸案によりようやく実を結ばんとしつつある医科大学の設置は、施設不十分の故をもって呱呱の声をあげることなく流産する恐れが多分にあるのでありまして、このことはせつかく大学を誘致した地もと呉市選出の本議員等の憂慮に堪えざるところでありまして、ここに議員諸公の御賛同を得て、県下全般に医科大学建設の輿論を喚起し、県民全体に課せられた民主日本再生の一大課題として早急な運動の展開を要請する次第であります。

本議員等の調査したところによると、今日医科大学はさきに申し述べました音戸共済病院を入手したにかかわらず、建設費皆無のため、これに充つべき医療器機の設備はおろか、最小限度の建物の補修すらなし得ない状態だと承知しております。医科大学設立は繰り返し申します通り、県民多年の要望であり、かつ最近設立を計画中の総合大学の成否にもかかわる問題であります。完備せる医科大学の設置ははかり知れない便宜と福祉をわれわれ県民にあたえるのであります。

ここにおいて本議員等は医科大学建設資金の募集に積極的な全県運動を展開し、もって中国中の最大県たる面目にかけてもこれが完成を實現し、もって県民百年の大計を誤まらざるよう深く熱望し、あえてこの発議をいたした次第であります。

九一五 広島県立医科大学学則(昭和二十二年)

広島県立医科大学学則

第一章 総則

第一条 本大学は大学令第一条の主旨を達することを以て目的とする。

第二条 本大学は大学令第二条第一項但書の規定に従ひ医学部を以て構成する。

第三条 本大学は大学令第十二条の規定により予科を置く。予科に関する規定は別に之を定める。

第四条 本大学に附属病院を置く。附属病院に関する規定は学長が之を定める。

第二章 修学年限

第五条 修学年限は四箇年とする。

第三章 学年学期及休業日

第六条 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第七条 学年は之を分けて次の三学期とする。

第一期 四月一日より九月十日迄

第二期 九月十一日より十二月三十一日迄

第三期 一月一日より三月三十一日迄

第八条 定期休業日は次のやうにする。

春季休業 四月一日より四月十日迄

夏季休業 七月十一日より九月十日迄

冬季休業 十二月二十五日より翌年一月十日迄

日曜日・祝祭日・広島医科大学記念日

第四章 学科及課程

第九条 学科は之を基礎医学科臨床医学科及社会医学科の三種

に分ける。  
 第十条 本大学各学年に於ける授業科目及其の総時間の概要は

次のやうである。  
 但し教授上特別の必要がある時には変更する。

学科課程及教授時数表

生 化 (一六〇)			生 理 (一一〇)			解 剖 (四八〇)			学科(標準時)	学 年
(臨床生化)	実 習	講 義	(臨床生理)	実 習	講 義	(臨床解剖)	実 習	講 義	学 期	
		6			8		3	18時間	I (12W)	一 年
	4	2		4	4		10	5	II (14W)	
				4			4		III (9W)	
									I (12W)	二 年
									II (14W)	
									III (9W)	
									I (12W)	三 年
									II (14W)	
						3			III (9W)	
2			2						I (13W)	四 年
									II (14W)	
									III (9W)	
26	56	100	26	92	152	27	212	286	実施時間	計
182			270			525				

第九編 広島医科大学史

内科 (七六〇)				薬理 (一四〇)			病理、 寄生虫 (三二〇)			細菌 (二〇〇)		
ポリクリ	臨講	各論	及診 実断 習学	(臨床薬理)	実習	講義	(剖検示説)	実習	講義	(臨床細菌)	実習	講義
						2						6
			4			5			8		6	4
		4	4		2	4		3	6		2	
		4	4					6	4			
×	4	4						6				
×	4	4					1					
×	4	4					1					
×	4	4					1					
×	4			2			1			2		
×	4						1					
	284	280	140	26	24	121	62	174	200	26	78	120
	704			171			436			224		

皮膚泌尿器科 (八〇)			産婦人科 (二六〇)			外科 (四四〇)				
ポリクリ	臨講	講義	ポリクリ	臨講	講義	ポリクリ	綱帯学	臨講	各論	総論
					4		2			4
					4				4	4
		3			2			4	4	
×		2	×			×		4		
×		2	×	1		×		4		
×	1	2	×	1		×		4		
×	1		×	1		×		4		
×	1		×	1		×		4		
	36	97		50	122		24	284	92	104
	133			172			504			

精神科 (八〇)			小児科 (二六〇)			耳鼻咽喉科 (八〇)			眼科 (八〇)		
ポリクリ	臨講	講義	ポリクリ	臨講	講義	ポリクリ	臨講	講義	ポリクリ	臨講	講義
					2			1			
					3			2			3
		2	×		2	×		2	×		2
		2	×		3	×			×		
×		2	×	1		×	1		×	1	
×	1		×	1		×	1		×	1	
×	1		×	1		×	1		×	1	
	27	70		36	121		36	56		36	51
	97			157			92			87	

実施授業時数総計	計 (各週)	各科	法 (四〇) 医		衛生及公衆 (二〇〇) 衛生		歯 科		放射線科 (八〇)	
			実 習	講 義	実 習	講 義	ポ リ ク リ	講 義	ポ リ ク リ	講 義
	35時間									
	37									
	35									
	35									
	37									4
	37									2
	33	6				2		1	×	1
	33	6		2		3		1	×	
	39	9		2		3	×		×	
	37	9	随	2		3	×		×	
	37	9	時		12	1	×		×	
4,732		480		72	168 146 314			26		86

随意科目	医学史	医学概論	医事法制	語学	医学心理学	物理化学種	温泉学
随 時							

第五章 入学在学休学退学転学及除籍

第十一条 入学は学年の始めとする。

第十二条 本大学には本大学予科修了者を入学させ其定員は四拾五名とする。

第十三条 前条の入学者を収容し猶欠員のある場合には次の資格者に限り入学させることがある。

- 一、高等学校高等科理科卒業者
- 二、文部大臣が高等学校高等科理科を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者
- 三、医科大学予科修了者

四、医学専門学校医学科卒業者で相当の学力があると認めたる者

但し入学志願者の数が収容予定数を超過したときには選抜試験を行ふ。

第十四条 大学令による官公私立大学医学部又は医科大学学生で本学に転校を望む者は欠員のある場合に限り入学を許すことがある。

第十五条 本大学学生で退学したものが再入学を請ふ時には欠員のある場合に限り入学を許すことがある。

(中略)

第六章 学士試験及称号

(中略)

第三十条 四年以上在学し規定の全受験科目に合格した者には所定の学士試験合格証書(書式第三号)を授与する。

第三十一条 前条の証書を有する者は医学士の称号を用ふることが出来る。

第七章 検定料入学料及授業料(略)

第八章 服装(略)

第九章 懲戒(略)

第十章 研究科規定

第三十九条 大学令第三条の規定により本大学に研究科を設ける。

第四十条 研究生には次の各号に該当する者以外はなることが出来ない。

- 一、本大学卒業者
- 一、大学令により医学士と称し得る者

一、本大学選科生として選科修了証書を有する者

第四十一条 研究科入学志願者は研究題目を定め入学願書（書式第四号）及び履歴書を提出せねばならない。

第四十二条 研究科学生の入学は教授会で審査し学長がこれを許可する。又その指導及び担任教官は学生の希望を斟酌し教授会の議を経て学長が選定する。

第四十三条 研究科学生の入学期日は担任教官の意見により学長が指定し其の在学期間は二ケ年とする。但し研究上の必要により引続き在学を希望する場合には担任教官を経て学長に願ひ出ること。学長は一ケ年毎に之を許可する。

第四十四条 研究科学生は在学中学長の許可なくしては他の業務に従事することが出来ない。指導及担任教官が承認すれば本大学の講義実習及実験に出席できる。

第四十五条 研究科学生は授業料として一ケ年毎に金  $(\text{円})$  円を納めねばならない。既納の料金は如何なる事由があつても返付しない。

第四十六条 研究科学生の研究に必要な材料及薬品は自弁とする。但し研究材料を給与することがある。

第四十七条 研究科学生は在学満期になった時に其の研究業績を指導教官を経て学長に報告するを要する。学長は其の研究に対して証明書を与へることがある。

第四十八条 研究科学生が学位を望む場合二年以上在学した後其の研究事項に就ての論文を学長に提出して請求することが出来る。

第四十九条 教授会に於て研究の実がないと認められた学生に学長は退学を命ずる。

第五十条 研究科学生は本章に定めたもの以外に総て本学学生に関する規定に従ふものとする。

第十一章 選科生

第五十一条 本大学教官の指導により特に専門学科に就て選修したい者には選科生として入学を許可する。

第五十二条 選科生になり得る者は次の各号に該当する者に限る。

一、大学卒業者

二、医学専門学校卒業者

三、授業担任者が適當の学力があると認めたる者

第五十三条 選科生を希望する者は入学願書（書式第四号）に履歴書及び卒業証書写を添えて指導を願ふべき教官を経て学長に願ひ出ることを要する。

第五十四条 選科生の在学期間は二ケ年以内とする。但し延期を願ひ出ることが出来る。

第五十五条 選科生は入学時入学料として金  $(\text{円})$  円を又授業料として毎年金  $(\text{円})$  円を納入せねばならない。納期は別に之を定める。

第五十六条 選科生の自己の研究に要する費用は自弁とする。

第五十七条 選科生が其の選修科目に就て試験を受け之に合格した時には修了証書（書式第五号）を授与する。

第五十八条 選科生には本章に定めるもの他前各章の規定を準用する。

第十二章 外国人学生（略）

附 則

本則は昭和二十二年四月一日より施行する。



九一六 広島医科大学学則（昭和二十七年）

広島医科大学学則

第一章 総則

第一条 本大学は学校教育法に基き人格を陶冶し思想を涵養し医学を精深に攻究指導し人類福祉のための有能なる医師をつくるを以て目的とする。

第二条 本大学は学校教育法第五十三条但書の規定に従い医学部を以て構成する。

第三条 本大学は左の包括学校・研究施設・附属図書館を置く。

○旧制広島県立医科大学

○附属病院及び分院

○附属厚生女学院

○附属図書館及び分館

第二章 修業年限

第四条 修業年限は学校教育法第五十五条但書の規定に従い四ヶ年とする。

一ヶ年の実際授業期間は三十週以上とし一週間の授業時間は三十三時間以上とする。

第三章 学年・学期及休業日

第五条 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第六条 学年は之を分けて次の三学期とする。

第一学期 四月一日より九月十日迄

第二学期 九月十一日より十二月三十一日迄

第三学期 一月一日より三月三十一日迄

第七条 定期休業日は次のやうにする。

春期休業 四月一日より四月十日迄

夏期休業 七月十一日より九月十日迄

冬期休業 十二月二十五日より翌年一月十日迄

日曜日・祝祭日・広島医科大学記念日

第四章 学科目及履修方法

第八条 本大学に左の必修学科目を置く。

21	17	13	9	5	1
学産婦人科	学泌尿器科	小兒科学	医動物学	病理学	解剖学
22	18	14	10	6	2
外科学	眼科学	外科学	法医学	細菌学	生理学
	19	15	11	7	3
	科学耳鼻咽喉	学整形外科	内科学	衛生学	生化学
	20	16	12	8	4
	学放射線医	皮膚科学	科学神経精神	学公衆衛生	薬理学

前項に定めたものの外選択科目として医学史・医事法制・医学心理学・CPC・其の他教授会に於て適当と認めた科目を教授する。

第九条 学科目の履修と方法。

1 第八条に示せる必修科目の履修期間は四年以上八年以内とする。

2 学科目履修方法は医学教育基準に基き別表の通り行う。

但し各学年に於ける学科目及其の総時間は教授上特別の必要がある時には変更する。

別表

学 科 目	標準時数	実施時数	学 科 目	標準時数	実施時数
解剖学	四〇〇		生理学	二四〇	
生化学	一六〇		薬理学	一六〇	
病理学	二四〇		細菌学	一六〇	
衛生学	八〇		公衆衛生学	一六〇	
医動物学	八〇		法医学	八〇	
内科学	七六〇		神経精神科学	八〇	
小児科学	一二〇		外科学	三六〇	
整形外科	八〇		皮膚科学	六〇	
泌尿器科学	六〇		眼科学	八〇	
耳鼻咽喉科学	八〇		放射線医学	四〇	
産婦人科学	一六〇		歯科口腔外科学	—	
各科ポリクリ	—				

自由選択科目 三六〇  
 歯科・ポリクリ・医学史・医事法制・医学心理学・CPC等を含む

注①一学年を三期とし第一期は十二週、第二期は十四週、第三期は八週、計三十四週とする。

②各実施時数は一学年第一期より四学年第二期までに教授会に於て割当てる。

第五章 入学・在学・休学・退学・転学及除籍

第十条 入学は学年の始めとする。

第十一条 学生毎年の入学定員を四十名とし学生定員総数を百六十名とする。

第十二条 本学に入学を許可されるものは学校教育法第五十六条第十二項の規定に該当する次の資格者で本大学に於て行う入学検定に合格したものでなければならない。

一、修業年限四ヶ年の大学に於て二ヶ年以上の課程を修了し左記に定むる科目を含めて六十四単位以上を履修し充分なる教養及び知識を修得した者とする。

人文科学 十二単位 社会科学 十二単位

自然科学 十九単位

数 学 四単位

物理学 五単位(内一単位は実習とする)

化学 五単位(内一単位は実習とする)

生物学 五単位(内一単位は実習とする)

外国語 英語・フランス語・ドイツ語の中二ヶ国について 十二単位

体育(講義及実技) 四単位

二、左記の資格者も入学させることが出来る。

イ、旧制の高等学校高等科理科卒業者

ロ、医科大学及び大学医学部予科修了者

ハ、男女高等師範学校理科卒業者

ニ、医学専門学校及び大学附属医学専門部卒業者

ホ、外国に於て一項に定める課程に相当する課程を含む学校教育に於ける十四年の課程を修了した者

第十三条 大学医学部又は医科大学学生で本学に転学を望む者は欠員のある場合に限り入学を許可することがある。

第十四条 本大学学生で退学した者が再入学を請ふ時には欠員のある場合に限り入学を許可することがある。

第十五条 入学志願者は所定の月日までに入学願書に履歴書・卒業又は修了証明書・写真及び入学選抜料を添へて学長に願ひ出ることを要する。

但し受理した入学選抜料は如何なる事由によるも還付しない。

第十六条 入学を許可されたものは指定の期日迄に戸籍謄本・在学保証書を提出し入学料を納付せねばならない。前項手続をしない者は入学許可を取消す。

第十七条 入学した者は総て本大学の所定の方法により宣誓し学生名簿に署名せねばならない。

第十八条 学生が疾病其の他の事故で二箇月以上修学を中止する場合には医師の診断書又は明細な理由書を添へて願書を提出し学長の許可を得て休学せねばならない。

休学者が休学期間中でも事故が止み復学を願ひ出れば之を許す。

第十九条 休学は一年を超えることを許さない。特別な事情がある者には更に一年以内の休学を許すことがあるがさもなければ退学を命ずる。

第二十条 学生が退学を望む場合には保証人連署の願書を提出し学長の許可を受けねばならない。

第二十一条 学生が八年間在学しても卒業のできぬものは除籍する。

但し休学期間は之を通算しない。

第二十二条 前条の期間でも疾病其の他の事故で成業の見込がないと認めた場合には退学を命ずることがある。

#### 第六章 学士試験及称号

第二十三条 学校教育法第六十三条による試験は授業に必須各学科に就いて行う。

第二十四条 試験の期日学科単位及び方法は教授会に於て定める。

第二十五条 学生は各科目に就て規定の期間聴講及び実習した者でなければ試験を受けることが出来ない。

第二十六条 規定の各科目の試験に合格したものでなければ爾余の試験は受けられない。

第二十七条 各試験に不合格となつた者又は受験し得なかつた者は同一学期内で尚一回の再試験又は追試験を受けることが出来る。

第二十八条 前条の再試験又は追試験に不合格となつた者又は受験しなかつた者は次年以後の試験期でないと受験することは出来ない。

但し第四学年の場合は特に次年第一学期に受験することが出

来る。

第二十九条 学士試験については本大学試験内規に従いこれを行う。

第三十条 四年以上在学し規定の全受験科目に合格した者には卒業証書を授与され医学士と称することができる。

第七章 選抜料・入学料及授業料

第三十一条 入学志願者は出願と同時に規定の選抜料を納付することを要する。

転入学・再入学者も前項に準ずる。

第三十二条 授業料は月額とし別表に定める額を当該学生の在籍する月に応じて徴収する。

前項の授業料は毎月（その月の全日数を通じて授業を行わない場合はその月の前月に）その月分を徴収する。

但し中途入学者は入学の日より五日以内に其の月に属する分を納付することを要する。

別表

授業料年額	授業料月額
七、九二〇	六六〇

（昭和二十七年三月改正）

第三十三条 一学期間休学を許可された場合には其の学期の授業料を徴収しない。

但し休学者で中途復学した場合は其の学期から徴収する。

第三十四条 既納の料金は如何なる事由があつても返付しない。

第三十五条 授業料納付の義務を怠る時は講義実習に出席し又は図書を閲覧することを禁止し其の情状の重い者は之を除籍する。

第八章 懲戒

第三十六条 学生が其の本分に悖る行為をした場合には学長は教授会の議を経て之を懲戒する。

一、譴責 二、停学 三、退学

第三十七条 学長は学校教育法施行規則第十三条に従い左の各号の一に該当する学生に対し退学を命ずることができる。

- (イ) 品行不良で改善の見込がないと認められた者
- (ロ) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- (ハ) 正当の理由がなく出席常でない者
- (ニ) 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

第九章 専攻科

第三十八条 学校教育法第五十七条により本学に専攻科を設け医学に関し精深な程度に於て特別の事項を教授しその研究を指導することを目的とする。

第三十九条 専攻科学生には次の各号に該当することを要する。

- 一、大学卒業生
- 二、医学専門学校卒業生

一、授業担当者が適當の学力ありと認めたる者

第四十条 専攻科入学志願者は研究題目を定め入学願書・履歴書及び卒業証明書又は学士試験合格証明書を提出せねばならない。

第四十一条 専攻科学生の入学は教授会で審査し学長がこれを

許可する。又その指導及び担当教官は専攻科学生の希望を斟酌し教授会の議を経て学長が選定する。

第四十二条 専攻科学生の入学期日は担任教官の意見により学長が指定し其の在学期間は二ヶ年以内とする。

但し研究上の必要により引続き在学を希望する場合は担任教官を経て学長に願ひ出ること。学長は教授会の議を経て一ヶ年毎にこれを許可する。

第四十三条 専攻科学生は規定の授業料を納めねばならない。

既納の料金は如何なる事由があつても返付しない。

第四十四条 専攻科学生の自己研究に必要な材料及び薬品は教室の設備に附帯するものの外は総て自弁とする。

但し時宜により特に研究材料を給与することがある。

#### 第十章 外国人学生

第四十五条 外国人が本学則第五章の入学規定により試験に合格した場合は普通学生として入学を許可する。

第四十六条 外国人が本大学に入学を希望する場合には明治三十四年文部省令第十五号に従ひ之を許可する。

第四十七条 外国人が本学則第五章の入学規定によらず本大学所定の学科目中一科目若しくは教科目を修学することを願ひ出る者がある場合は詮議の上相当の学力ありと認めたる者に限り之を特別学生として許可する。

第四十八条 外国人の入学志願者は入学願書・履歴書・写真及び外務省在外公館又は本邦所在自国公館の紹介状を提出せねばならない。

第四十九条 特別学生が学科修了の証明を望む場合には試験の上修学証明書を授与する。

第五十条 特別学生が本大学所定の学士試験に合格した場合その学力を検定し本学則第十二条と同等以上と認めたときは学士試験合格証書を授与する。

第五十一条 外国人学生には本章に定めるものの外は本大学学生に関する規定を準用する。

#### 附則

本則は昭和二十七年四月一日より施行する。

#### 九一七 広島医科大学国立移管に関する歎願書(昭和二十七年)

##### 歎願書

創立以来幾多の難関に当面しながら、我が母校は理解ある学外の方々の御協力及教職員学生の一体となつた努力が実を結び今日の構成と内容を確立する迄に達しました。然し考へて見まするに単科大学としての医学部の存在は其の機能を發揮する上に於て極めて不自由・不合理なるものと思はれ、然して国立大学医学部となり他の自然科学部門の連結があつて初めて完全なる医学研究機関として充実を期待出来るものと思はれます。

幸にその人文自然科学部門にて従来より優秀なる設備スタッフを存する広島大学があり、其の一学部として編入される事により私達卒業生の切望する我が母校の一層の発展と充実は容易に推測される所であります。茲に私達一同は国立移管の速かに成立する事を願つて歎願書を呈出する次第であります。

昭和二十七年十一月二十八日

広島医科大学卒業生一同

(署名者一九二名略)

## 九一八 広島大学医学部の広島市移転について(昭和三十年)

『広島医学』第八卷一〇号

総合大学国立広島大学の完成は広島県は勿論、平和日本建設の一助として重大な意義をもつものと思われる。文部当局に於ても夙にこの重要性を認め、広島大学をして旧帝大に次ぐ国立大学としてその完成を期待せらるるやに仄聞する。我々県民としては光栄と共にその責任の重大性を痛感するものである。

広島県民としては、広島大学に於ける医学部の現在及び将来に多大の関心をもつことは云うまでもない。医学は、凡ゆる科学の複合形体を示し、研究は勿論、医学部の重要な機能として、医学教育及び診療の実際は、現在これら科学的成果の不断の研鑽と応用に依って目覚ましい発展を遂げたのである。総合大学に於ける医学部存在の意義は極めて深い。殊に日夜診療に多忙を極め而も最新医学に対応して、これを誤りなく実施する臨床医家にとって、真に信頼し、惜しみなき協力を提供し得る勝れた医学部の充実は、単に我々医家を益するに止まらず、広く県民の福祉と保健に絶大の幸福を齎らすものと信ずる。

然るに広島大学医学部の現状は、我等医家の要望に添うべき意慾を保持しつつ、その実現を阻む多くの悪条件のもとに在り、誠に寒心に堪えないものがある。即ち現在の医学部は総合大学としての恩恵に浴するには全く疎遠の地に偏在し、而も基礎医学と附属病院とは遠く離れ、医学教育の実施に多大の不便を感じている。そのみでなく、附属病院は地域的に、外来実習の効果を阻み、更に病床数の不足は文部省医学視学委員の希望する最低規準にすら遠く及ばず、研究は勿論、学生の実地指導に事欠く状態にある。先進諸外国にその例をとるまでもな

く、我国に於ても、有数の医学部は其地域の中心的都市に設置されていて、患者種別の多様性、公衆衛生、法医、他の科学・文化との交流等を求めて医学教育の実を挙げんとする意図に添うものである。広島大学医学部は、旧制医科大学に付与さるべき学位審査権に昨年来再度の失敗を重ねたが、その理由の唯一の項目に基礎・臨床の同地域存置と、病床数の増加が強く要望されている。この意義は大学院設置にも通ずる重大性をもつものである。医学部の広島市転出は必然の要求として、文部省もこれを強く支持し、その実現は着々として進行していたのである。

然るに此度、既に会員諸賢も御承知の如く、十月中旬呉市当局の、医学部の広島移転を反対する、松村文相への陳情により、大学設置審議会の意志、文部当局の方針、広島大学の方針及び決議、医学部の決意等、即ち我が国文教の大義名分が政治力のために危機に遭遇して、真に国家のため悲しむべき事態に逢着したのである。我々は、県立広島医専時代より、広島大学医学部の今日に至るまで、呉市当局及び市民の物心両面よりの援助と支持を決して軽視するものではないが、医学部教職員及び学生の広島移転へのやむを得ざる熱望に同情せざるを得ない。これは医学部完成のため、延いては広島大学をして、中国四国(日本学術会議第六地区)最大の学の殿堂たらしめんとするに他意なきものである。

医学部移転必然性の主なる理由を要約すると、

## 文部省及び大学の方針

(1)十一月九日田中文部次官が広島駅頭の記者会見で述べられた如く、呉市にある広島大学医学部は、三年前の国立への移管の

時から、広島市に統合すべしとの、大学設置審議会の意見によって、文部当局は着々その実行に移している。

(2)広島大学長、評議会は同一地区に医学部を統合して総合大学の実を挙げることを、三年前すでに決議して居る。

(3)医学部全学協議会は万難を排して、広島県庁跡へ移転することを決意して居る。

以上の如く文部及び大学当局の方針は三年前に決定済である。

#### 医学部の立場

(1)今年度から六年制医学部となったので、その二ヶ年の教養課程が一般教養修得のため他学部のある広島市にあり、専門課程が広町・阿賀町にあるために一貫した完全な教育をすることが出来ない現状である。又医学の本質である総合研究をなすためには名実ともに総合大学でなければならない。

以上の事は総合大学の一学部として医学部は広島市に移転しなければならない。

(2)医学の教育と研究はその地域の医学研究、病気の予防、衛生、法医、病気の診断、治療等の中心的立場をとらなければならない。又附属病院は一般患者というよりもその地域の医師及び病院を通じての患者、即ちその地域の病者に対する中心的・相談的立場にあるのがその本質である。

以上の事は先進諸外国はもとより我が国に於ても一流の医学部はその地域の文化・交通・政治・経済等の中心地にのみ生育して居るのが原則で、その地の中心力の大きさに医学部の発展の度合いが比例する事も明らかであり、従って中国・四国に於ては医学の教育と研究とが、もっとも高度に約束された場所

は広島市をおいてはかに無い。

尚放射線医学の研究は被爆地、広島・長崎に課せられた全人類に対する一大使命である。此れに対し総合大学の医学部は重要な役割をしなければならない。

以上の理由から広島大学医学部の広島県庁跡への移転は、特に医学人である本会々員によって、強く支持され、推進されなければならないと深く信ずるものである。

## 広島医科大学略年表

## 昭和20年(一四五)

- 1・12 県立医学専門学校設置認可申請書提出。
- 2・13 広島県立医学専門学校として設立を認可された。
- 広島県会において本校設立議案が可決された。
- 3・6 「広島県立医学専門学校則」が制定された。
- 4・1 広島県立広島病院を附属病院として移管。
- 4・14 初代校長に岡山医科大学教授林道倫が就任した。
- 8・5 開校式挙行。空襲激化のため高田郡小田村高林坊に疎開。
- 8・6 原子爆弾の被爆により校舎及び附属病院の全部が灰燼に帰し人的・物的に多大の損害を蒙った。
- 8・8 疎開先において第一回入学式を挙行し即日授業を開始した。
- 12・6 学校と附属病院を広島県賀茂郡安浦町旧安浦海兵团跡に移転、授業を継続した。
- 昭和21年(一四六)
- 4・28 附属病院が漏電により全焼した。
- 5・30 林道倫が校長を辞任し、岡山医科大学教授清水多栄が校長事務取扱となった。
- 7・23 清水多栄が校長に就任した。
- 12・20 本校と呉・広島共済病院との間に学生の臨床実習委託契約を締結した。
- 昭和22年(一四七)
- 1・15 広島県立医科大学設立認可申請。

2・1 呉市立市民病院(呉市公園通り)、呉市立呉病院(呉市阿賀町原)を附属病院として県営に移管した。

呉市立市民病院を附属病院として、呉市立呉病院を附属病院阿賀分院とし、同時に呉市より医科大学昇格後の学部校舎に充てるため呉市二河町所在の元海軍工廠工員寄宿舎の委譲を受けた。

2・15 本部を呉市二河町に移転した。

4・1 附属病院安浦仮診療所を閉鎖し阿賀分院に合併するため移転した。

4・6 建築中の附属病院本院本館が放火により全焼した。

6・18 広島県立医科大学設立認可並に予科開設認可。

7・14 予科の入学式が挙行された。

8・2 清水多栄が広島県立医科大学長事務取扱兼同予科長となった。

11・25 本部を附属病院阿賀分院内に移転した。

12・19 呉市警固屋町に附属医歯音戸分院を開設。

昭和23年(一四八)

2・14 附属病院阿賀分院の基礎医学教室(三棟)及び伝染病舎(一棟)が失火のため全焼。

3・12 呉市阿賀町東浜(小倉新聞)所在の元海軍共済病院阿賀分院の移管を受け本部及び基礎医学教室を移転。

3・10 広島県立医科大学に昇格した。

3・26 呉市広町広島共済病院買収協定成立。

4・1 附属医歯科本院を同上場所に移転し、呉市公園通り本院跡を附属医歯二河分院とした。

4・1 広島県立医科大学(旧制)開学。



- 4・24 広島県立医科大学開学式を挙行した。
- 昭和24年(一九四九)
- 4・1 広島県立医科大学附属厚生女学院設置認可。
- 8・1 呉市阿賀町原の分院に精神神経科開設(阿賀分院)。
- 昭和25年(一九五〇)
- 3・18 広島県立医学専門学校第一回卒業。
- 5・1 臨床講義室落成。
- 12・5 附属医院二河分院閉鎖。
- 昭和26年(一九五一)
- 3・31 広島県立医科大学予科閉鎖。
- 10・20 学長清水多栄病氣療養のため教授柳原英が学長代理となった。
- 11・23 新制大学申請による文部省視察委員視察。
- 昭和27年(一九五二)
- 2・1 附属医院を附属病院と改称した。
- 2・20 広島医科大学(新制)設置認可。
- 3・15 広島県立医科大学(旧制)第一回卒業。
- 3・31 広島県立医学専門学校第三回卒業。
- 3・31 広島県立医学専門学校閉校。
- 学長清水多栄が退任した。
- 学長代理柳原英が解任された。
- 図書館・総合標本室及び動物舎落成(本部・基礎)。
- 剖検示説室及び外科用臨床講義室落成(本院)。
- 精神科閉鎖、病棟・特殊伝染病舎・薬局及び事務室増築落成(阿賀分院)。
- 4・1 教授河石九二夫が学長に就任した。
- 4・11 広島医科大学(新制)開学。
- 11・29 音戸分院第一病棟漏電により焼失。
- 昭和28年(一九五三)
- 8・1 広島大学医学部へ八講座移管(解剖学(2)、生理学(1)、生化学(1)、薬理学(1)、病理学(2)、細菌学(1))。
- 広島医科大学第二回生医学部に移管。
- 教授河石九二夫が医学部長に併任せられた。
- 昭和29年(一九五四)
- 4・1 広島大学医学部へ六講座移管(衛生学(1)、法医学(1)、内科学(2)、外科学(2))。
- 昭和30年(一九五五)
- 4・1 広島大学医学部医学進学課程設置。
- 広島大学医学部へ四講座移管(公衆衛生学(1)、神経精神科学(1)、小児科学(1)、産婦人科学(1))。
- 昭和31年(一九五六)
- 3・15 広島医科大学(新制)第一回卒業。
- 3・31 広島医科大学(新制)が廃止された(文部省告示第六七号)。
- 4・1 広島大学医学部へ四講座移管(整形外科(1)、皮膚泌尿器科学(1)、眼科学(1)、耳鼻咽喉科学(1))をもって国立移管完了。
- 附属病院・附属厚生女学院も医学部附属病院・医学部附属看護学校と改称された。
- 昭和32年(一九五七)
- 2・6 広島市移転開始。

資 料

昭和 9・30 広島市移転完了。  
36年(癸六)  
3・31 広島県立医科大学(旧制)廃止。

## 編集後記

『広島大学二十五年史』は、「包括校史」「部局史」「通史」の全三巻で構成される。昭和四十七年三月、広島大学二十五年史の編集を行うことが決定し、同年六月、第一回編集委員会が開催されて委員長が選出され、委員会の活動方針と編集計画の検討が開始されたが、その間の経緯については、「通史」の編集後記で述べることにして、ここでは、「包括校史」の編集経過を中心に述べておきたい。

当初の計画では、第一部通史(六〇〇頁)、第二部部局史(六〇〇頁)、第三部包括校史(三〇〇頁)の内容で、昭和五十二年三月完結という方針であった。昭和四十七年十一月、附属図書館の三階に編集室が設けられ、編集担当の専任教官二名と事務補佐員一名が配置され、本格的な編集作業に入った。編集室では委員会が作成していた編集作業日程をもとに、通史・部局史の編集体制を勘案して、包括校史の作業日程を作成し、委員会の承認を得た。それは、昭和四十九年度いっぱいを資料収集期間とし、これと併行して昭和四十九年四月より執筆にかかり、翌五十年十月脱稿、委員会の原稿調整を経たのち印刷にかかり、翌五十一年九月に発刊するというものであった。また、包括校史の編集方針は「包括校の歴史を資料を中心に編纂し、通史編および部局史(學術編)の前史としてだけでなく、近代日本高等教育史研究にとって重要な資料を多角的に収録する」とした。

続いて、編集のための資料調査・収集を開始し、収集資料は筆写・コピー・写真撮影などの方法で整理し、一点ごとのカードを作成した。まず、学内の所蔵資料の調査から始めたが、本書を一読して頂ければ明らかなように、包括・併合校のほとんどが原爆の災害を受けており、さらに敗戦後の学制改革やたび重なる学校の移転等の結果、本部・各部局ともに包括校に関する資料は僅かしか保存されておらず、学校一覧さえ完全には揃わず、学籍簿の如き重

要書類も残っていない学校があるという状況であった。当時の資料を比較的よく残しているのは、工学部の広島工業専門学校関係のみであった。そのため、とりあえず学校沿革史・学校一覧・学校要覧や年史類の収集から着手した。(昭和二十八年)、『蜘蛛手に注ぐ三條の河洲——広島大学工学部五十年史』(昭和四十五年)、『広島高等学校創立五十年記念誌』(昭和四十八年)、『六十年回顧録』(広島県師範学校、昭和十年)、『広島県師範教育七十周年記念誌』(二〇号増刊、昭和十九年)、『広島大学医学部三十年史』(昭和五十年)などが主なもので、執筆に当って大いに活用させていただいた。続いて、『官報』・『広島県報』・新聞・教育関係の既刊資料等から関係記事を収集するいっぽう、県内・県外の関係機関の調査を行い、資料を収集した。それらは次のような箇所である。

呉市立図書館 国立教育研究所 国立公文書館 国立国会図書館 尚志会 東京学芸大学(附属図書館)  
 東京教育大学(附属図書館) 東京大学(教育学部・総合図書館) 広島県議会事務局 広島県史編さん室 広島県立図書館 広島工業会 広島市議会事務局 広島市役所(総務課) 広島市立中央図書館 福山市議会史編纂室 福山市民図書館 福山城博物館 福山誠之館高等学校 三原市立図書館 文部省(総務課記録班・図書館) (アイウエオ順)

さらに、次のように包括学校関係者の聞き調査も実施し、また、資料の提供を受けた。

ア  
 アリフィン・ベイ 石井寿登 勝盛豊 国広友子臧 古賀行義 庄野繁治 故新見吉治 須田勇  
 助 竹政健次郎 中江大部 中原與茂九郎 故長倉矯介 野村哲男 羽原立夫 林利春 藤井  
 正夫 藤原武夫 細田鼎 正戸茂 光本サトル 村上義男 森戸辰男 山中トシ (同、敬称略)

このように多くの関係機関・関係者の協力を得て収集した資料にもとづいて、いよいよ執筆を開始することとし、昭和四十九年七月、委員会において編集方針を最終的に決定し、原稿調整のための小委員会を結成した。ここで編集

の大綱として、「客観的・学問的・総合的に把握する」ことが示され、具体的には、各包括校を編とし、章・節で構成し、内容は、通史と資料とすることなどが定められた。執筆・編集は編集室員が行うこととなり、資料収集のかたわら、ただちに執筆にとりかかった。包括校のうち、教員養成関係諸学校を寄田室員、その他を頼室員が執筆すると大まかな分担を決めた。この間全体の編集計画の修正により、包括校史の発刊は昭和五十一年三月と早められたが、当初の資料を中心とした構想を改めて通史部分を多くしたことや資料の偏在等から、執筆・編集は大幅に遅れ、結局昭和五十一年度発刊ということになった。しかし、このことによって、包括校史の内容は比較的充実し、予定頁数を大幅に越えたため、貴重な資料も一部割愛せざるを得ないほどのものとなった。

原稿は昭和五十一年三月頃から逐次、小委員会の委員による修正・加筆等を経て、ようやく出版の運びとなったのである。なお、「広島工業専門学校史」については片島三朗・山本博、「広島高等学校史」については松浦道一、「広島医科大学史」については盛生倫夫の諸氏の校閲を経たことを記しておく。

本書の校正は編集室が行い、委員長が最終的な監修を行ったが、その段階で広島県史編さん室専門員の藤沢勇氏に全体的な調整をお願いした。

これまでに芳名をあげた方々のほか、資料の収集・筆写・校合等の過程でご協力いただいた学内外の人々も多い。ここに改めて感謝の意を表するしだいである。

昭和五十一年一月

広島大学二十五年史編集委員長

松 岡 久 人

広島大学二十五年史編集委員会委員(昭和四十七年五月二十七日任命)

総合科学部(教養部)

渡辺 則文(幹事)

文学部

松岡 久人(委員長)

教育学部

井上 久雄(副委員長・幹事)

同東雲分校

頼 桃三郎(昭和四十九年四月一日まで)

三上 嘉明(昭和四十九年四月二日より)

同福山分校

牛尾 春夫(昭和五十年四月一日まで)

藤井 茂美(昭和五十一年三月三十一日まで)

瀬之口 スミ(昭和五十一年四月一日より)

政経学部

北村 由之

理学部

佐久間 澄(幹事、昭和四十八年二月五日まで)

竹山 晴夫(幹事、昭和四十八年二月六日より)

医学部

田中正四

同附属病院

勝田 静知

歯学部

今西市治

同附属病院

新谷 英章(昭和四十八年六月三十日まで)

三浦 一生(昭和四十八年七月一日より)

工学部

片島 三朗(幹事)

水畜産学部

小野茂樹(昭和四十八年六月三十日まで)

藤井俊策(昭和四十八年七月一日より)

理論物理学研究所

上野義夫

原爆放射能医学研究所

大北威

(大学教育研究センター)

頼祺一(昭和四十七年十一月十一日より)

寄田啓夫(昭和四十七年十一月十一日より)

附属図書館

藤田善一(幹事)

事務局

飯島章

立花卓

佐々木信忠(昭和四十九年四月一日より)

竹村三郎(昭和五十一年四月一日まで)

金田実(昭和五十一年四月一日より)

学生部

豊松隆之

広島大学二十五年史調整小委員会委員

井上久雄

松岡久人

三上嘉明

渡辺則文

広島大学二十五年史編集室員

頼祺一

寄田啓夫

松村いく子





---

---

広島大学二十五周年史 包括校史

昭和五十二年一月三十一日発行

編集 広島大学二十五周年史編集委員会

発行 広島大学

広島市東千田町一丁目一番八九号  
電話(六三)四一―一二二一

印刷 株式会社 中本本店印刷

広島市東白島町一三番一五号  
電話(六三)二一―九一八一

---

---